No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8647	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	「国民年金被保険者台帳を更新した際に、昭和46年以前の期間については1200方式で表示をしたことから、昭和46年以前に年度内で9ヶ月納付3ヶ月未納のような場合で、その未納期間が不明であるときは納付期間を年度のはじめの期間につめて、未納期間1～3月というような表示をしている。」と昭和52年頃に先輩から聞き及んでいる。	1、更新前の旧台帳があるものは、旧台帳から確認して補正する。 2、旧台帳の無いものは、当時そのような取扱いをしていた旨を職員に周知しておき、なんらかの調査を行う場合の参考とする。	1、年金手帳を何冊も持っている方が少なからず存在していたことから、社会保険庁の記録が全て完全なものではないと思っていた。 例:厚生年金から国民年金に移行する日について、離職票をもとに市町村で国民年金の資格取得日を確認することになっているが(いつの時点で徴底されたか不明)国民年金の資格取得日の訂正が少なからずあった。 2、昭和52年採用当時	1、手作業時代にあってはある程度やむを得ないものと認識し、正しい記録が判明したときに訂正するしかないと考えていた。また、被保険者本人の申し出が誤っていたことが原因であるので、責任は本人にあると考えていた。 いろいろな経験を積むなかで、厚生年金保険の裏失年月日については、事業主及び被保険者本人の認識不足等も原因のひとつであり、広報等もできるだけ行ったが(私自身が広報担当も経験)年金制度を理解していただくには力不足であった。 2、年金制度について、広く周知をする必要がある。
8648	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。		当該担当課でなかったため、そんな問題が発生しているとは思っていなかった。出向先から戻り現場復帰した、平成18年4月以降のテレビ・新聞等のマスコミ報道により年金記録問題が存在することを知った。	担当課でなかったため、年金記録の問題として認識はなく対応はなかった。現時点でみれば、収納率を上げることが至上命令となっていたので、担当課長はプレッシャーになっていたと思う。ただ、業務処理を行えば、必ず決裁に回すことになるから、担当課長一人の権限でできるものではない。また、担当課の課長会議が年に何回かはあったはずであるから、組織を束ねる長が知らないはずはないと思っている。上からの命令には逆らうことはできない組織となってしまっていたこと。法令遵守という意識に欠けていたことが大きな反省点として挙げられる。
8649	地方庁	社会保険事務所課長級以上	自分が知っている限りでは思い当たらない。		基礎年金番号以外のいわゆる手番について、持ち主の特定を年金請求時まで先延ばしにしてきた問題であり、認識したのは基礎年金番号付番以降。	期間照会のため窓口に来所されたお客様に対しては、勤務された事業所等についてあきらめずに思い出していただいた。基番の付番時にあらゆる努力をしながら、社会保険庁あるいは国家的な取組として順次統合を進めるべきであったと思う。
8650	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		年金記録は漏れが多いが必ず請求の時に最終確認をして請求をしていただくので漏れはほとんどないと教えられてきました。問題として認識したのはマスコミ報道で知りました。	その当時年金給付課に在籍していたので名前、生年月日での検索、読み方を変更して検索したり、名前だけで検索したり、最終お客様との意思疎通をはかり納得していただいた後、年金の請求をしていただくようにした。そのときには必ず、請求後でもまたあとあと仕事に行っていたことを思い出した場合はいつでも相談にきてくださいねと申し添えました。 現在はすべてコンピューター化され、基礎年金番号により一人一番号で管理されていますのでこのようなことはおこりにくいとは思いますが、年金番号を払い出す際は念入りに生年月日、名前の漢字、振り仮名などを確認していくようにすればいいかと思います。 昭和時代の問題を何故現役のわたしたちが反省をし、バッシングを受けないといけないのかはそもそも疑問ではあります。
8651	地方庁	その他(社会保険事務所)	市町村保管台帳の記録とマイクロの記録が一致していないこと 納付変換の誤りや納付記録もれ・遡付もれなど、初歩的な業務ミスが多いこと 本人確認として行われる090が徹底されずに裁定あるいは再裁定が行われていること		社労士資格を目指し始めた平成16年当時から法改正もあり関心があったが、実際に入職して実務に携わるようになってからことの深刻さを実感した。 年金記録問題は、ここ最近起こった問題でなく、過去長年にわたって年金記録を大切に扱ってこなかった組織の姿勢と今後の取り組み方が問われる大問題であると認識している。	自分の置かれた立場と役割を考えると、現在自分にできる範囲のことを誠意をもって行うこと意外にないと思っている。 民間的にいうならば、年金記録は唯一の商品でありこの商品の品質の向上とサービスの維持・商品を大切に扱うという
8652	地方庁	その他(社会保険事務所)		今までに行ったことのない業務を行うことや、自己勉強にて知識を高めること、また、今までの知識を知っている人から、知識を伝達することが必要と考えます。	受給者分にかかる記録が此処まで複雑になっているとは知らなかったが、本庁でしか開けられず、開かずの記録と聞いたことのあるカセット記録があると言うのは、平成16.7年辺りであったと思う。	自分が知らなかった知識を勉強することについて諸資料を読み勉強を行った。 反省点は、当時の処理時点にて向き合って来ていなかった事だと思います。
8653	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	本人の勤務歴を確認を求めていく以外にないと思います。	年金請求において、代理人による請求手続きもあり、本人から職歴を聴取、整備できないものもあったのではと思っていた。	申し出の記録について徹底調査を行っていく。年金制度に対する個人、事業所単位の制度周知が中心であり全国規模で周知が不足していたと思う。
8654	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていない問題は、現在知っている限りではありません。	カセットオープンのしていない記録の整備。 払出調査で判明した記録の訂正。黄色便を送付しても、必ずしも来所されたお客様が黄色便を持参されているわけではないので、整備がされていないと、未統合記録が残っていたとしても、お客様の話がなければ気づかないままになってしまうと思われる。	かけてきた年金の全てを受給できていないのは、大変問題のあることであり、受給者の年齢を考えれば、一刻も早い解決が必要であり、何よりも優先的に取り組まなければならないものと考えてきました。 裁定請求時に記録の確認をして、未統合記録については、その方の記録は全て統合されているものとずっと思っていました。 全ての記録を統合しきれないで受給している方がいることは、年金記録問題が発生してから知り	社会保険庁組織全体としての責任であることは間違いなく、一刻も早く正しい年金の受給をしていただけるよう、誠意をもって対応してきたつもりです。 現在被保険者の方々には、複数の年金番号をもつことの無いよう、加入時に年金番号を確認することが大切であると考えます。 また、入力誤りが多く、未統合記録になっていることが多いので、処理結果の確認が大変重要であると考えています。
8655	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	統台帳と社会保険オンラインシステム上の記録の突合せなど。	そういう問題があるとはっきり認識したのは平成19年頃です。	年金記録の取扱いの重要性の認識が不足していたと思います。
8656	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道されている以外の問題については、特にありません。	ひとつひとつ記録を調べていくしかないと思います。 個々の職員の年金記録に対しての取り扱いの重要性についての認識を上げていかなければいけないと考えます。	制度自体の信頼を損なう問題と認識しています。 制度そのものが、被保険者の方々からの信頼があってこそ、保険料を納付していただけるものだと認識しておりますが、今回の問題においては、その信頼を根底から崩してしまったものであると思います。 問題を知ったのは2.3年前ぐらいです。	実際の対応については、職務を休職させていただいておりましたので、具体的な対応については特にタッチしておりません。 今後、その問題に対応するにあたって、記録の取り扱い、処理の正確性等をこれまで以上に慎重に業務に取り組む考えです。 また、制度が失った信頼を少しでも回復できる様に、自分も微力かもしれませんがその一翼を担っていきたいと思います。 問題の反省点については、これまでの個々の職員の、記録に対する重要性についての認識が足りなかったことがあげられると思います。 また、業務に対しての人員不足もあるのではないかと考えます。
8657	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ありません	オンライン化したデータミスや不備が多いことが明らかになり、ずさんな管理が指摘され、さらに厚生年金記録問題も出て国民の厳しい批判にさらされた。平成17年国民年金推進員に採用される頃でメディアで頻繁に報道されていた。	社会保険庁が推進してきた「自ら変わります、社会保険庁を変えます」の改革リスタートプランを踏襲し、お客様第一の精神で、わかりやすい説明で納得して頂くまで一人ひとりに対応しています。事務処理はすべて自分の印鑑を押印し責任を持つ様努力しています。職員一人一人が仕事に責任を持つ体制つくりが必要と思います。
8658	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		年金記録問題発覚後の採用です。新聞等で知りました。	厚生年金の補正をしており、日常業務とともに特別便等の補正を間違いのないよう処理してきました。年金記録問題発生前の、お客様の記録に繋がる浮き手番や名簿等の調査不足が反省点と思われます。
8659	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンラインシステムに載ってない記録がたくさんある。	一刻も早く業務センターでカセットオープンすること。(各事務所に名簿があってもその記録が脱退一時金を受けているかどうかは、カセットを開かないとわからないため)	氏名索引して出てきた記録がすべてだと思っていたため、オンラインに載っていない記録が多数あるとわかったのは、年金給付を担当した頃、記録問題が浮上する直前くらいの時期でした。	本人から申し出があった記録はすべて、管轄社会保険事務所に期間照会をするようにしました。現在記録調査を行っているなかで、カセットオープンしていない記録が多数存在しているため、調査にも無駄に時間を要している状況です。所属長、事務局にも再三要請してきました。一気には手をつけられない状況にあるのかもしれませんが。過去に喪失した記録をオンラインシステムに載せていなかったのが反省すべき点だと考えます。
8660	地方庁	その他(社会保険事務所)	第3号被保険者について、現在は、扶養年月日が厚生年金喪失日と同日になっており、第3号被保険者期間となっているが、以前の扶養認定年月日は、受付日であったため、厚生年金喪失後第1号被保険者期間となり未納になっているか、または、未加入期間となっているケースがある。いろいろなケースが考えられるが、短期間(6月未満ぐらい)は、控除対象者配偶者として配偶者の控除対象としてあがっているのではないかと思われる。	第3号被保険者が、短期間(6月未満)の厚生年金に加入後の未納または未加入期間の者へ通知を出し、届け(申し出)があった者に対して第3号被保険者期間として記録の補正を行う。	年金問題については、管理があまかったと思いました。また、年金手帳番号を1人で何個も持っている人がいたが、転職するたびに払い出されていたりしていたため被保険者にもっと年金手帳の重要性を周知してもらう必要があったと思う。これだけの情報を統台帳で管理することは本当に難しかったと思う。 統台帳から機械化となり、入力誤りが多々あったことについては、報道があった時に知った。	自分の事のように、被保険者の立場となり探しました。平成9年1月、基礎年金番号ができた時に特別便をもっと早く取り出かるべきだったと思う。また、端末にはいっているものは間違いないと思っていたので、、その当時もっと詳しく調べないといけなかったと反省しました。
8661	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	わかりません。	報道がされたときにはじめてしりました。社会問題になると感じたと同時に、皆様のい	相談窓口なので、お客様に対し記録に誤りがないか確認を徹底しています。 反省点は年金記録に対してのサービスがもっとはやく行われていればと思いました。
8662	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。		コンピューターに収録されていない記録があると発表されたときなど、非常に大変な問題だと思いました。 マスコミ報道で知りました。	正しい記録へ整備するために、自分ができることは最大限対応しようと思いました。 その時々でチェック機能が働いていなかった点が挙げられると思います。
8663	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に新しいことについて知ることはありません。	国民の皆さんが、年金について理解を深め、関心をもっていただくことが、一番重要なことと思います。そのために教育が必要です。義務教育の段階から、授業の中に取り入れていくことが、まず必要なことだと考えます。	国会の中で審議され、マスコミに大きく報道されるまでこれまでこれほど重大なことだとは、認識できていなかったというのが正直な思いです。	お客様の声を謙虚に伺い、誠実に対応するよう心がけ増した。資格照会、第三者委員会の申し出受付等、窓口に出て対応いたしました。またその問題解決に向け、お客様の立場に立ち、業務を行いました。 お客様の中には、それまで年金に対し、無関心な方もおられ、広報の重要なことを、痛感しました。年金に対しもっと関心を持っていただく、特に一生の問題ですので、若い方にも関心を持っていただくようにしていかなければと、考えます。
8664	地方庁	その他(社会保険事務所)			>>年金記録問題をどのような問題と認識 統台帳での管理のため、今より管理も甘かっただろうし 請求もれや手番の重複払出、 少数ではあるが偽名、生年月日詐称など、 いろいろなことが重なり積もり積もったのが現状ではないかと思うが 機械上で確認できなかった記録が大量にあるとは知らなかった >>問題が存在することを知ったのはいつ頃 請求もれ(機械上確認できる)の記録があることは以前より知っていたが これほど大きい年金記録に問題があることを知ったのは、問題が公になってから知った	>>どのように対応 1つでも多く、早く片付けれるようにしている >>どのような点が反省点 その時代では防ぎようがなかったところもある こちらでは防げなかったところもある 起こりえることではあるが とりかかりが遅すぎる ほんの一部の人だけ知っていて 事務所職員は知らなかった人が多いということも 問題を大きくする原因の1つだったのでは？？
8665	地方庁	その他(社会保険事務所)		全ての旧台帳記録について早期にカセットを解除し、加入記録の整備をすること。	将来の年金受給の基礎となる記録である。	機械化された当初に事故リストの未処理や、基礎年金番号導入時に旧台帳の解除などを徐々に行っていれば、ここまで大きな問題ではなかったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)、(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8666	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていない問題といいますか、年金を取り扱う職員をはじめ、お客様も含め制度的な問題、意識の問題を考えないと敢えて言いますと同じ状況がまた起きかねないと思います。職員の不適正な処理は問題外ですが、年金加入者一人一人も年金制度の理解、関心を持っていただく必要があると思います。ただし、これも個人個人の責任だけでなく、国として周知徹底が不足しているのは確かだと思います。教育現場で年金制度を詳しく教えている状況もなく、日々年金について身近に感じる状況になく受給年齢を迎えたときにいろいろ問題が表面化する状況にあると思います。基礎年金番号がスタートして何年も経過していますが、その基礎年金番号ですら、転職等した場合に重複取得可能ですし、氏名、生年月日が微妙に違う場合にも重複可能です。このような状況では、年金問題の一つとして残っていくと思います。当然国民背番号制についてもいろいろ課題がありすぐにはスタート出来ないと思いますが。この基本的な部分を本当は解決しなくてはいけないのではないでしょうか。そうでなければ、年金請求時にお客様の記憶に頼らざるを得	重面している問題・記録については、慎重にかつ迅速に対応しなくてはいけないと思います。急いだために間違った処理が行われることが一番避けなくてはいけません。予算の関係もありますので、難しい部分もありますが、記録統合を推し進めるためには、同じものと言われ不評されようが、通知等で何度となく確認をお願いすることで対応するしかないと思います。本人の記録は、本人にしか分からないのですから。 (6)でも記入しましたが、教育により年金制度の周知徹底が今後必要と思われます。メディア等で報道されている間は個人個人関心事と捉えていますが、関心がなくなるのが怖いです。それを保持するには教育により意識改革が必要と思います。	年金給付の関係業務に携わった経験がなく分からない部分がありますが、適用業務に携わった経験からいいますと、ある程度の年齢の方の資格取得が出てきても新規で年金番号が払い出される状況(事業所からの届出で新規)を目にし、事業所での確認不足もあるのかなとも当時思いました。中には職歴を知られたくなく新規で申請もあったかも知れません。ただ当時は、年金請求時に一つの番号に統合されれば問題なしと思う部分があったかもしれません。請求時の昔の記憶は鮮明かとの問題も今の問題の一部に潜んでると思います。恥ずかしいですが、このような年金問題が報道されここ数年で制度の問題を含め考えるようになったのが本当のところでした。	疑重複の年金番号については、後回しにせず、その都度処理していく必要があるやに思います。そういう部分からやっていかないといけないと思います。それは、職員・お客様全体で努力していく必要があります。国としては、年金制度の必要性等を広報し関心を持ち続けさせるようにしなくてはいけない。 いろいろ記入しましたが、最後はやはり意識改革だと思います。
8667	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	即効薬はないので1件1件しっかり対応していかなければならないと思います。これまでのように本人の可能性が高い年金記録はお知らせをして特定し、確実に解決していかなければならないと思います。	年金記録問題とされる件数が多いこともあり、たいへん重大な問題であると認識しました。早く解決していかなければならないと思います。この問題を知ったのは報道で言われだした頃です。	特別便等の対応をしっかりやっていくことで1件1件確実に問題解決していかなければならないと思いました。また、この問題についてはもっと早い段階で記録統合に向けてやっていかなければならなかったのではないかと思いました。
8668	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	庁でもっている旧台とかを、依頼ではなく全部あけてほしい。	年金記録については、年金請求の際に調査していたので、報道された件数とかを見て数の膨大さに正直びっくりしました。新人のころ、記録の不整合の年金番号の調査を事故リストで、補正していましたがいつからかなくなりました。資格照会を担当しているとき、旧台の記録がマイクロカセットに残されたままになっているのが多数あり、依頼をかけないと開かないので、眠っている記録は、少なからずあると思っていました。	記録の調査について、なるべく早く回答できるよう取り組みましたが、通常の業務も膨大であり、思うようにはなりませんでした。処理する体制が整わないまま、問題が一気に押し寄せて職場が混乱したり、退職者が増えたりと現場の労働条件が悪化しました。大きなテーマをとりくむには、体制をきちんとすることが、大事ではないかと考えます。 昔の記録のことですので、一朝一夕には、片付かないと思いますが、知識と知恵のある人を活用することが必要です。マニュアルだけでは無理とおもいます。
8669	地方庁	その他(社会保険事務所)			本来ならば、あってはならない問題。勤務以前、ニュースなどで知った。	本来あってはならない問題だが、起こってしまっているので電話での応対時に記録漏れのありそうな方には記録の調査を出して頂く事を勧める。あくまで現状からみた反省点だけれども、年金記録に関しては当初から基礎年金番号一つで管理出来ていれば、と思います。
8670	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録回復の判断基準の緩和	報道されていた時期と同時期	問題があるのに長年放置し続けたこと
8671	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	出先の社会保険事務所の現場は日々多数の来訪者や電話対応に加え職員の定員減も重なり年金記録の統合作業が迅速に進まない状況にある。 このことからも集約事務センター等に専門チームを立ち上げ集中的に統合作業ができる体制を構築する必要に思う。	年金記録問題については日々の業務に追われ認識不足だった。 問題が存在することを知ったのは未統合の記録が約5000万件あるといわれた頃だと思う。	現在も行われている年金記録統合作業は、土日も含めて全所体制で対応しているが通常の窓口業務をこなしながらの作業では処理能力にに限界を感じる。 早期に専門のプロジェクトチームの体制づくりが必要だったと思う。
8672	地方庁	その他(社会保険事務所)		みんなが同じだけできるようにすればいいとおもいます。 それが無理なら流れ作業的に･･･。	紙管理から機械化になったことにより、いろいろ不具合がでたこと、国民の年金への意識・関心が昔はうすかったのだろうと思います。それに甘えて社保庁の管理もずさんだったのだと思います。 記録問題を知ったのは、国民の皆様と同じくらいです。自分の職場が、このような状態なことにがっかりしました。	自分がわからなければ説明することもできないので制度の勉強。(複雑な制度なので、お客様にたいしてわかりやすくかつ的確に説明するため。) 職員の記録管理についての意識の甘さが反省点だと思います。 あと、国民の皆様にたいしての年金制度への関心をこのような形でしかよせられなかった政府にたいしても反省すべき点はあるとおもいます。
8673	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	大変な作業になると思いますが、可能な限り年金記録を正しいものに訂正する必要があると思います。	件数の多さに驚き、誤った届出がなされているケースもあり全ての訂正は困難だと思いました。 また、知ったのは公表により知りました。	訂正可能分については出来る限り完了させなくてはいけない、との思いで対応しました。 当然のことではありますが、処理誤りの無い様正確に事務処理を行うことが必要であると思いま
8674	地方庁	その他(社会保険事務所)	他には知らないです。	職員の人数が足らないでOB雇用をしていただくと処理件数が増えると思います。	紙台帳時代のずさんな記録管理及び年金制度への認識不足だと思います。 記録問題発覚時です。	窓口での聞き取りを十分に行い、説明不足がないようにつとめました。 紙台帳時代のずさんな記録管理。
8675	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	可能な限り番号の持ち主を特定することが必要であると思います。	年金の記録が適正に管理されていない重大な問題であると認識していました。 報道により存在を知りました。	台帳調査などの記録確認作業を慎重に行いました。 年金記録管理の重要性を認識し、適正な管理を行う必要があったと思います。
8676	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	全職員団結して早期解決を試みる。	新聞やテレビで知った。	日常の業務と調整しながらの対応になってくるので、困難が生じる。
8677	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にない。	記録訂正する基準を明確に示して、 システムでなるべく一括更新するような対策を取り、 コストを減らしかつ迅速に解決していく。 一括更新できない部分を職員全員で取り組んでいく。 知識がなくても行える業務は外注していく。	システム移行の際の不備。 平成19年前後。	データ管理について知識を持つ職員が少なかった。 被保険者に対して年金記録の提供が不十分だった。
8678	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金給付課に勤務した時がもう既に特別便が発送され、来庁者で事務所がパンク状態の時でした(平成19年2月)。役所の仕事で絶対ミスなど無いと確信はしていたものの昔の手書きの記録で読み方、個人の確認の方法も今ほどしていなかったからありえることかもしれないと考えました。これがどのくらいの人達に影響がでているのだろうかと予想もついてはいませんでした。	実際職場での仕事は再裁定の処理のみと電話対応をしていました。記録とは関係無くただ怒りだけの電話、苦情が当然多く寄せられひたすら平罪に陳謝させていただきましたが、あまりの多さに小さい事務所での対応にも全職員の方が無休で対処しておりました。場所も限られ人も限られた中での対応が来ているお客様にイラダチがつのり「こんなふうだから社会保険事務所は･･」と言う声があがりました。各事務所にもっと応援体制を強化していただきたかったと思います。 (正規職員の方の応援)。 今と違い当時の記録は手書きであり、癖のある字で記入されカナがふってなければ間違った読み方で登録され、本人確認も念入りではなかったという事。各届出を受け入れる役所側ばかり
8679	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在の対策を続けていくことしかないと思います。	個別の問題として認識しておりここまで大規模な問題であるとは思っていませんでした。年金記録問題がクローズアップされて知りました。	適正な事務処理を行っていればこのような問題はなかったと思います。後回しにしてきたように思えるため、このようなことがなきよう事務処理を迅速に進めていくことが必要と思われます。
8680	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ございません。	現場においては、どなたのものか不明な年金手帳記号番号がどのくらい存在しているのか全体像が見えず、五月雨的にお客様に出される年金加入記録のお知らせに対して回答されてくる回答票の処理に翻弄され達成感の欠如が否めません。 年金機構になるにあたって記録問題が全体として現在どのような状況になっているかを各職員に再認識させ目標を示し小さなことでも達成感を得られるようにすることが大切と考えます。 また、人的措置に関しては複雑な年金制度、システムや事務処理の変遷などがわからない者を何人登用しても進捗の速度は速まらないと考えられるので高齢でも退職した者などを強制的に登用し解決に当たらせることが必要です。	現場においてはオンラインに登録されている年金記録が絶対のものと確信をして事務処理やお客様への説明を行っていました。また、毎日の事務処理に関しても点検を怠らず適正に処理を行っていました。そのなかで年金問題がとりざたされて、大変困惑しました。	平常の業務も多忙の中、年金記録問題で来訪されるお客様、電話でご照会されるお客様へ親身になって対応し、記録の調査・回答を行ってきました。恫喝や苦情の声も多く、反面お礼を言われる場面もあり、大切なことを行っているという認識で進めています。 問題点としては特別便、定期便、各種年金加入記録のお知らせ等様々なお知らせがお客様のお手元に郵送されておりますが、まず、書類の内容が理解出来ない方が多く見受けられ、また共済記録や厚生年金の事業所名が掲載されてないなど社会保険側の記録が整備されていない中での見切り発車で行われていたため大変な混乱を招いていました。現在進められている定期便、年金加入記録のお知らせに関しても一度社会保険側の記録を内部で整備してから改めてお客様に通知を差し上げたほうがよいと考えます。 現場の職員は親切丁寧に対応しておりますが根本的な通知がだらしなければ不信感を煽るだけ
8681	地方庁	その他(社会保険事務所)	よくわかりません。	記録調査課の人数を増やすこと。 専門知識のある者を配属すること。	短期間で解決するにはとても困難な問題。 国民の皆様の年金に対する意識があがったことは良かったことだと思います。	限られた時間の中で慎重・丁寧な調査対応を心がけ努めました。 人手不足のため一般業務との掛け持ちとなり、記録調査を専門的にできていなかったことが調査を遅らせているように思います。
8682	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	特別便で記録調査の依頼があったお客様に対して、職員が直接戦歴等の聞き取りを行うことがもっと必要だと考えます。 直接話せばすぐに解決するような照会内容が多いと感じているためです。	マスコミで報道され始めてからです。 長年積み重ねられた記録管理の不備を、挽回するのは難しいと感じました。 採用年数が浅いため、記録管理の経過などはわかりません。	現時点でできることを積一杯行うしかありませんでした。
8683	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	システムの更なる構築や、短期的でも人員を増やす(元職員の方を更に雇う)などして、集中的に機械と紙台帳との突合などをして漏れ、間違いを早急にみつけ、基本的に年金受給者の方を優先的に記録の補正・訂正が必要だと思います。	最初に「消えた年金」と報道されたときです。オンライン化したときにここまで記録の不備が発生していたとは思ってもいませんでした。ゆゆしき事態だと思いました。私が社会保険事務所に配属になったのは平成9年からでしたが、お客様の年金記録の調査依頼を受けてお調べしたときに、読み方が少し変わった形で見つけることがありましたが、ここまでとは思っていませんでした。	これまでも年金記録をお調べする際、いろいろな読み方、生年月日・性別などにとらわれない検索をしてきましたが、更に範囲を広げるような努力をしました。問題点として厚生年金については、まず紙台帳の名前にフリガナがないこと、字の判別が難しい書体で記入されているものもあること、すべて記入すべきところを省略していること、これらのことでオンライン化するときに間違った形で入力されてしまった。更に住所の把握をしていなかったので本人確認の材料が乏しい状況の中、名前や記録の確認をしたくてもできなかったのではと思いました。しっかり本人確認をしないままオンライン化してしまったのは大きな反省点だと思います。
8684	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	時間がかかっても、 一件一件、解決していくしかないと思います。	1、記録が一件でも多く、本人の記録に結びつくように、解明に向け努力 していかなければと思いました。 2、5，000万件の年金記録問題が報道されたとき	1、、多くの記録が、該当者本人の記録に早く結びつけられるように頑張っていかなければならないと思いました。 2、人員的な問題、予算的な問題もあったものと思われますが、 わかりません。
8685	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	収納対策、適用対策等も当然必要だと思うが、年金問題に詳しい人を集めて特別チームを年金問題だけに集中して(他の業務併用なしで)徹底的に行えばよいのでは？	市町村の年金係から氏名索引での記録照会があった際に厚年手番がいくつもある被保険者がいて、すべてが本人かは不明ではあるが年金受給の際にきちんと受給できるのかなあと疑問はありました。 国民年業務を携わるようになった平成5年ごろ	市町村の年金係の方に被保険者から聞き取りを行い重取の手続きをするよう説明はしていました。 時代背景もあると思うが、国民の皆様の年金への関心がなさ過ぎたと思う。早い時期より5年に1回でもいいので定期便等送付して周知徹底が必要だったと思います。
8686	地方庁	社会保険事務所課長級以上	すみませんが存じ上げません。		記録管理上の問題としてとらえています。 世間一般で問題視されるまでは問題として認識してはいませんでした。 (本人の申し立てにより見つかるものと思っていました。)	記録の探索、発見として対応しました。 紙台帳の全記録のデータベース化を一番最初に取り組むべきではなかったでしょうか。(マイクロフィルムは不可。)データベース化していれば紙台帳の探索よりも数段信頼性はあったと思いま

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8687	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	既に行われているが、当面は熟知している人が指揮を執り、滞っている分については都道府県単位でさらに人を集中させ、年金記録にかかる問題を解決していくべきであると思います。	年金に加入し、保険料を納付していたにも関わらず、それが記録として残っていないということは、年金を受給する際に不利益を被ることとなり、非常に重大な問題であると思います。また、それを管理している社会保険庁としても責任があると思うので早急に解決すべき問題であると思います。 以前から年金記録の照会・回答にかかる業務があることは知っていたが、現在のように大量となる	年金記録の照会があった際にはできるだけ迅速に対応し、その場で解決できるように取り組みました。また、年金記録照会の回答にあたっては、できるだけ速やかに行うよう努めました。 反省点としては、オンライン化の際のチェック漏れや、被保険者本人が自分の年金記録を確認する機会が、58歳通知や裁定請求の際くらいしかなかったことであると思われますが、これについては「年金特別便」や「年金定期便」等を通してその機会が増えたことはよかったのではない
8688	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		約6年前に年金給付課に配属になって、年金相談をするようになってから、お客様の年金手続時に氏名索引すると、本人の記録ではないかと思われる手番が出てくることがあり、以前はお客様から事業所名を言っていただき一致しなければ本人の記録とはできませんでした。ある程度はヒントを言って思い出してもらうのですが、どうしても思い出してもらえない時は本人の記録とはできず、結果宙に浮いた年金記録となったと思います。こうした記録は結局誰のものにもならず、思い出せないのは本人が悪いという考え方はおかしいと思っていました。	相談時に同僚の方の名前や業種など、本人記録と断定できるものがないかと、本人にいろんな方面から質問をし、本人記録に結ぶつくように対応していました。それでも思い出せない時は、加入期間を書いたメモを渡し、思い出したら相談するよう指導していました。現在は一定条件を満たしていれば、会社名も伝えて本人の記録に結びつけることができるようになっていますが、もっと早くからそういった対応ができていればこのような問題にまで発展しなかったと思います。また、事業所の方を対象とする算定基礎届の説明会や市役所の国民年金の担当者に対して、一人でいくつも年金番号を持っている人がいることの周知と、必ず前職を確認して新たに年金番号を取得することの無いようにしていただくよう協力依頼を事ある毎にやるべきだったと思います。
8689	地方庁	その他(社会保険事務所)		根本的な解決にはならないが、国民年金の保険料について、過去に特例法として実施された、特例納付ができる法律を作り、2年以上前の保険料についても納付できるようにする。	この問題が解決しないとお客様に信頼してもらえないと認識している。 この問題を知ったのは、入社(平成14年4月1日)して数ヵ月後、記録が漏れているところがあるとの照会をお客様から聞いた時に知りました。	できる限り早く照会いただいた記録について回答しようと努力しました。 この問題についての反省点としては、当初からもっと多くの人員を割くべきであったと思います。常に対応が後手後手になっていたように思われます。
8690	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくに存じ上げておりません。	宙にういた年金記録がひとつでも多く減り、適正な給付に結びつくよう、迅速、正確、丁寧に、一つひとつの業務に邁進することが大切と考えます。	年金記録問題について、新聞、テレビ等の、マスメディアをとおして知りました。 国民の皆様の生活に深くかかわる重大な問題として捉えておりました。年金をすでに受給されている方の年金額にも関わるため、解決に向け、一刻も早い取組が必要であると受け止めておりました。	ねんきん記録問題に関する、窓口や電話等でのお客様からのご相談、ご照会を多く受けてきましたが、親切、丁寧な対応を心がけてきました。また、現在、国民年金第3号被保険者関係の業務に携わっておりますが、新規で、基礎年金番号を付番するいあたり、これまで以上に慎重に、処理をさせていただいております。基礎年金番号が何本ももつ状態が生じないよう、加入の手続きの段階で、しっかり適正な審査、処理をすることが、適正な給付に結びつくことを意識して、業
8691	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		未統合の年金記録が多数存在することを入社後少ししてから知りました。	裁定請求時に職歴の確認を細かく行い、記録照会に対しては詳細を聞きできるだけ広い範囲を調査・照会以外の記録についても確認を行いました。 記録の調査にあたっては、年金問題によるねんきん特別便等の送付により、国民もご自身の年金に関心を持ち些細なことでも情報提供を下さりました。 しかし、年金問題解決のために多くのお金を使ったことは事実であり、信用も失いました。 ここで得た経験を元にシステムや職員の意識を変えるべきであると考えます。 マニュアル等を細部まで決めて、お客様への説明を全国統一することも必要だと思います。
8692	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在行っている記録問題の調査を徹底して行い、国民の皆様に情報開示をしていくことが信頼回復の第一歩だと考えます。 また、厚生年金保険の適用事業所の保険料負担を事業規模や経営状態で軽減若しくは減免できるように立法措置が必要ではないでしょうか。	手帳番号の基礎年金番号への統合は、再取得時または年金裁定時に順次行われるものだと思っておりましたので、マスコミの報道で問題の存在を知りました。	(8)で述べたように、たんたんと業務を遂行しておりました。 現時点では、膨大な時間と費用をかけて過去の記録の総点検をすることになり、お客様に大変なご心配をかけ、制度不信を宏おいたのですから、日々の業務が適正に行われるよう、十分なチェック機能を構築することが不可欠です。
8693	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	WM上の記録データの完全整備が早急に必要 事業所名のないもの、カセットの未オープン、等々 紙台帳の全記録をWM記録データへ完全移項 WM上の記録データを確認するだけで年金の相談が完了するシステムが必要	平成18年ころ認識 国民が国と制度を信頼し保険料を納めていたのにそれを運営する組織が記録を完全に管理をできなかった。 基礎年金制度が国民に浸透しなかった。	丁寧にお客様に説明し、理解をもとめる 記録の調査など事務処理に時間がかかりすぎ システムの未熟さ 職員の不足
8694	地方庁	社会保険事務所課長級以上		すべての記録をシステムにより検索できるよう早急に進めることが第一だと考えます。	年金給付課に配属されたとき、氏名や事業所記録が表示されないものがあることを知りました。ただ、ご本人の記憶に基づき庁へ照会を行い確認をしていましたので、それがすべてだと思っていました。また、お名前の読み方がまったく違うもの、明らかに入力が誤っているものもあることは認識していました。それもご本人と確認できるものは本人の記録とされ、統合していると思っていました。	年金請求時にお名前の読みかたをいろいろ変えて検索を行い、本人の記録に結びつくよう、漏れがないよう確認をしました。 年金制度発足時、国民年金が始まったとき、基礎年金に変わったとき、その都度その都度十分に国民に周知されないまま動いてきたように思います。もっと制度を知っていただくことが必要だと思います。現在は基礎年金番号になっていますから、一生ひとつの番号であること、いづれかの制度に必ず加入が必要なこと、支給されるために必要な納付要件など、現在の制度について誰もがわかるようもっと周知をするべきです。 記録を管理する側も、お一人お一人の大事な記録として誤りのないよう十分なチェック体制をとっていくことが必要です。また、住所の届出については、国民年金は住民票の住所ですが、厚生年金は居所でもよいとされています。同一人の判断が難しいものがあります。統一できないも
8695	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度の歴史的問題だと思いました。報道等で騒がれてから。	制度の中身がいろいろ変わりすぎです。一部の人達の意見だけで決めるのではなく、たくさんの人の意見(実際たずさわっている人)もきいて変更していくべきだと思います。
8696	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	短期間で処理を行うことが良いと考えるが、本来は時間をかけて一件一件十分に調査を行うべきである。	大変重要な問題であると認識していた。また、そのような問題が存在することを知ったのは報道されてからです。	早期処理に向けて事務局が業務支援(ねんきん特別便・国民年金特殊台帳の突合等)を休日に行う時に協力した。年金記録の管理が不十分であったこと。
8697	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし		特になし
8698	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			過去の年金記録は請求時に本人の記憶を頼りにつなぎ合わせていたため、記憶が薄れたものが、記録から洩れることはかなり以前からわかっていました。しかし、本人の記憶に無い記録まで、突合することは困難であり、また、管轄事務所外の記録となると、本人の記憶以外に頼るものは無いため、やむを得ないとの認識もありました。	本人の記憶により、期間調査を行なうことは、あくまで本人の記憶が正しくないと、紙台帳から探し出すことが困難であるため、せめてカセット記録(WMにカセット番号だけで記録が登録されていないもの、庁紙台帳記録)を全てWMに入力することで、WM上での検索ができるように上に話したことがありましたが、答えはNOでした(10年以上前)。業務量の関係なのか、請求時に行なえばよいとの考えなのかはわかりませんが、もう少し、記録調査に関しての問題意識があればと思わずにはいられません。 しかし、制度発足当時の記録の管理もかなりずさんであることから、発足時から、記録が将来の
8699	地方庁	その他(社会保険事務局)			10年程前に年金給付課に所属していたとき、古い紙台帳の中には持ち主のわからない年金記録があるのでは?程度の認識でした。	採用後間もない頃で、本当に持ち主がわからないのかはっきり判断がつかなかったし、そうだとすれば、全国規模の問題なので、どうしたらよいかわからなかった。 反省点としては、持ち主がわからない記録があるとわかっていた経験のある職員がその問題を表面化しなかったことがあげられると思う。
8700	地方庁	その他(社会保険事務所)	ねんきん特別便の窓口対応をしていて、昔は、働くために年齢を偽って会社に届けをしていたというような話を聞き、また、名前も被保険者になる方が自分自身が名前を隠したかったために、会社に偽名を届けていたと言われたこともあり、宙にういた年金記録の中には、もともとご本人とは別人として登録されている記録もあると思います。		平成11年採用で、働き始めた頃から、年金手帳を何冊も持ってる方が多くいらっしゃり、当時は年金請求の時にご本人様の記録を全て確認していたと思いますが、本人が手帳を紛失していたり、すごく昔の記録になると忘れていたりした場合はどうなるのかなと、思うことはありました。	手帳を複数お持ちの方には、資格取得や、3号届等、その時に分かる分は基礎年金番号に統合はしてきました。ただ、その時点で、例えば、3号届けが提出された時点で、ご本人様に他にその方のものと思われる記録がないかを機械やご本人へ聞く等の確認まではしていませんでした。本来ならその時々で、記録がつながっているかを確認していかなければいけなかったと思います。
8701	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	1月からは各社会保険事務所の年金記録課で対人作業、事務センターの年金記録グループで照会票等の確認作業を専属的・集中的にに行っていけばよいと思う。	記録をコンピュータ管理に移行するときに、きちんとした移行作業ができていなかったのが一番の問題であり、基礎年番が導入された平成9年1月から手帳番号の統合のため照会票等を送った頃に知った。	被保険者の加入記録等については、漏れがあっても、年金請求時には必ず確認するからよいのではという考えが一番の反省点である。
8702	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	わかりません	大変な問題。この問題が騒がれだした頃。	お客様ひとりひとりに丁寧に対応した。 反省点は、現在の人数ではとても対応できない速さで進めようとしたこと。
8703	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知らない。	年金記録の確認をしてもらい、紙台帳等のデーターベース化を早期に確立する。そうする事によて、相談の迅速な回答、丁寧な説明が行える。 年金記録に不備申立てがある人は、迅速な第三者委員会での審査を行う。	宙に浮いた年金記録問題については、年金裁定時に確認すればよいとの考えであった。氏名、生年月日等記録が登録されてない記録不備番号が、多数あるとは知らなかった。 未統合の番号があるのは、採用され年金番号の管理方法を学んだ時に知った。	相談者の記録申し出をもとに、他方向からの記録照会を行っていった。 反省点としたは、本人宛への通知不足、申請主義、裁定時記録整備主義、などが挙げられる。
8704	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し。		マスコミで取り上げられるまでは、問題意識は無く、知ったのもその頃から。	まず、意識改革。 問題意識すら持たなかったことが反省点。
8705	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現状の方策を引き続き取り組む。	特に問題意識はなかった。	受身の体制だったと思う。
8706	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません	仕事の上で大変重要な問題と思います。	記録の管理が十分ではなかったと思います。
8707	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録に関するお客様からのお申出の一件一件を、迅速かつ正確に応対していく。	年金制度の根幹を揺るがす大問題だと感じた。 問題が明るみに出て知った。	お客様からのお問い合わせに対して、正確かつ分かりやすい説明を心がけた。 基礎年金制度を導入した以降に、ねんきん特別便・定期便のような加入記録のお知らせをすべきであったと考える。
8708	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8709	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8710	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	現時点では、起こってしまった年金記録問題を一つ一つただしてゆくことが解決への道だと思います。	知ったのは、ちょうどメディアで報道され始めたころだと思います。何十年も昔からの事務処理の積み重ねにより起こってしまった問題だと思いました。	一つ一つの事務処理を正確にこなしてゆき、このようなミスを再発させないことが大切だと感じました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8711	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	大変ゆゆしき問題であると認識した。 平成18年から19年頃知った。	間違った記録を正しく直すため、積極的に対応する必要があると思い、そのように対応してきた。現時点では、思ったより多くの間違いがあるため、もっと以前から対応しておくべきであったと思う。
8712	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険庁総務課企画室様 日頃より、多忙なる業務お疲れ様です。 どうぞ、皆様方のご体調にはご留意くださいますようお願いいたします。 さて、ご質問の年金記録問題のご主旨と相違しておりましたら申し訳ございませんが、アンケート表題の「更なる問題の解決や業務改善方策の策定」に関連があると思いましたので、お聞きくだされば幸いと存じます。 ※そのなかで、早急に信頼回復しなければならない社会保険の職場環境の土台が下記の様に揺らいでいると思われます。 ①職員は不祥事を払拭すべく全力で頑張り続けてきましたが、出口が見つからない膨大な処理件数をやりすぎ、病で倒れたり、退職された方、病を隠して頑張り続ける、いわゆる隠れ精神疾患の方も少なからずいると思います。 ②定員を補うべく任期職員の方が加わっても、年金制度の複雑性など、専門的な知識を習得する前に即実践となることが現状です。 ③限られた定員で、日常業務のほかに、特別便、再裁定、記録調査、サービススタンダードと平行しながら、年金相談、お客様からの厳しいご意見の回答、土日出勤を数年もやり続けております。 ④人間は走り続けたら、いつかは疲れて倒れてしまいます。一生取り返しのつかない病気になるかもしれません。(既になられた方、おこがましいですが、私も病気になり休職いたしました。 ※慢性へ移行しても以上のような職場環境では、疲れきっている社会保険職員は本当に倒れてしまう可能性が高いです。	退職者、病気休暇者が多くなりましたら、ひとり、ひとりの業務量が多くなるのは当然です。そうなりましたら、心に余裕がなくなり、健康を害してしまうのは自然の流れです。 これ以上の退職者、病気になられる方を増やさないで、貴重な人材が淘汰されることが無いように、職員が一丸となり、協力して、頑張り続ければと思います。 ※苦しく辛い時こそ、お互いの信頼、思いやり、助け合いが必要だと思います。 その考えを見えない形で作るのは、考え方も千差万別ですから残念ながら、難しいです。 現実的には、人事評価にもそのような項目を策定していくということを(例えば助け合い、思いやり、項目(仮称))示すこともひとつの方法ではないかと思います。	国民の皆様にとって、大切な社会保障制度の信頼を揺るがす大きな問題と思いました。 いち早く信頼回復しようと頑張りましたが、自身のスキル以上のものを頑張り続け、病気になり倒れて、職場の皆様に多大なるご迷惑を掛けてしまいました。 年金問題を知ったのはマスコミの報道と同じくです。	(8)と重複してしまいますが、全力を尽くした結果、病気となり、休職となりました。 ただ、職場の皆様方からのご支援をいただき復職できました。 そのご恩は、事務局の皆様、同僚、社会保険庁の皆様、すべての社会保険職員の皆様、かつ、年金制度に不安を抱えている国民の皆様の信頼回復につながる頑張りをしていきたいです。 また、自身の病気の経験を踏まえて同じような方が出てきた場合、助けてあげられるような存在になりたいです。 末筆ながら、社会保険の職場に働かさせていただき、たくさんの人生勉強や、仲間ができ、人生の糧になりました。 本当に、ありがとうございました、 心より感謝いたします。
8713	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	古い台帳は手作業で確認しているが、なるべく早くオンライン化をしてほしい。 量が多いのは確かだが無理なスケジュールは新たなる問題を残すので、時間と人員の配置をお願いしたい。		
8714	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無		負の遺産 入社して数年すれば、誰でも気づくと思います。	ほとんど残業の日々の中で、対応できるはずがありません。 出来る事といったら、期間照会・記録照会の申し出を受けたときに、思いつく限りの生年月日の日付や名前(フリガナ)を変えて探し、本人に「○年当時に○県あたりで働いていなかったか」を確認することくらいしかできません。
8715	地方庁	その他(社会保険事務所)	現状において特に思い当たることはありません。	社会保険庁(業務センター等)および地方庁で保管しているすべての記録関係の資料(旧台帳・払出簿等)を記録関係システムだけでなくオンラインシステムで確認できるようにすることで、大幅に調査の時間短縮が図れるのではないかと考えます。 被保険者名簿・原票の照会(0800照会)についても、検索データと画像データとの関連付けの誤り等について訂正できるようにしてほしい。 職歴書査照会(0120-1-11等)の事業所名称等について地方庁でも訂正できるようにしてほしい。 地方で蓄積した記録関係のノウハウを共有できるツール及び会議等の実施はできないのか。 共済組合記録について、社会保険庁に提供された共済関係データについて大至急の整理が必要と考えます。	年金制度(社会保険制度)の根幹である年金記録についての問題なので、とても重大な問題であると認識しています。 問題について知ったのは、年金記録関係業務に本格的に携わるようになった平成18年度の後半頃からです。	正しい記録、正しい年金支給となるように一件一件をとにかく丁寧に調査・対応をしてきました。 反省点としては、とにかく、長期間にわたり社会保険庁全体として年金記録についての対応・認識が大変不十分であったと考えます。また、問題が浮上した後の社会保険庁の対応が後手後手になったことも反省点のひとつであると考えます。
8716	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じません	人的資源の確保	コンピュータ導入前の紙台帳で膨大な記録管理をおこなっていた経緯があり、非常に複雑な記、録管理の難しさがあり、および個人記録の特定には本人の申出が不可欠であると認識。 報道で騒がれる様になり、知りました	年金相談の際、本人から入念な聞き取りを行うことをこころがけました 記録の管理方法が事務所ごとに差異がありすぎんだったのではないかと 思います
8717	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	予算と人員の投入、システム改善、 市町村、他官庁の協力、共済組合、健保組合等の協力をえる	申請主義の限界。 平成19年ごろ	お客様の不信感の払拭につとめた 問題の反省点は、申請主義にたよりすぎてたこと システム不備(導入時も含めて)
8718	地方庁	社会保険事務所課長級以上		名寄せの作業を進め、お客様に確認して一つでも多くの記録を統合することが必要と考えます。そのためには多くの人員をが必要ですが、委託会社からの派遣員のような素人ではなく、過去に期間照会に携わった事のある経験者を配置して、作業を進めるべきです。期間限定の素人に指導している時間がありません。 この問題を第一義に考えるのであれば、全職員に過去に期間照会等の年金記録問題に関わる業務に就いた事があるかアンケートを行い、経験者を年金記録課に集中配置するべきです。通常業務も進めながらこの問題を解決しようとするのは非常に困難です、最低限の通常業務を本部で定め、それ以上行わずに記録問題の作業を行わせないと作業が進まないと思います。 引き続き市町村の協力を得られるよう、事務費交付金で手当する事、また市町村への依頼文書は社会保険庁長官と併せて、厚生労働省の保険局長や老健局長からの依頼文も発出して頂き御願いする。 地方自治体だけではなく、他の国の機関、税務署やハローワーク等で持っている個人情報を提	いわゆる請求年金として、お客様がご自身が勤務された履歴をすべて裁定請求書にお書きいただき、もれている記録は別途調査の上、お支払するものかと考えておりました。 平成9年1月から基礎年金番号導入直後に、記録の統合作業が遅れているとの話を聞いた頃が問題の存在を知った時期です。	あくまで、お客様からのお申出により調査するものと考えておりましたので、特段の対応は行いませんでした。統合の遅れについては、お客様の裁定請求時にまとめればよいものとの認識でした。 現場の職員が問題を認識した時点で大きな声をあげるべきだったとは思いますが、行政監査等でたびたび指摘を受けた時期に、今の取組を始めていればもっと早く解決が図られたかと思います。
8719	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	誠意を持ってお客様に接すること。	世間一般で騒がれ始めたとき。	誠意を持って接しています。 業務をきちんとやり遂げること。
8720	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	基本的には現在すすめているように、記録もれの可能性のある方に対して、電話と文書によって確認のお願いをする方法しかないと思います。 ただ、すでに亡くなっており、生前を知る遺族もみえないようやケースや、どうしても過去の会社名について思い出せないケースもあり、100%の解決については不可能であると思いますので、現在の調査については、ある一定の期限で打ち切り、残った分については一律である程度の救済を行うような、政治的な手法も必要ではないかと思います。	年金番号を紙台帳からオンラインへ移した際、また基礎年金番号が導入された際に、正しく移行されなかったことが、年金記録問題での一番の問題であり、基礎年金番号導入時に年金番号の統合処理に従事していた平成9年当時に問題の存在を知りました。	平成9年の基礎年金番号が導入された当時は国民年金の適用担当課に配属されており、市町村とのやりとりの中で、資格取得や資格訂正の際には、対象者の記録もれがないか確認し、本人への聞き取り確認を行う等の対応をしていました。ただ、年金番号の統合処理は本人の記憶に頼るところが大きく、統合処理からもれてしまったものが多くあるように思います。 現時点で考えたときに、問題はいろいろあると思いますが、まず過去の制度設計と取り扱いが甘かった点で、氏名のふりがなや住所登録のない紙台帳を無理やりオンラインにのせてしまったことが問題であったと思います。あと、基礎年金番号導入時にもっと積極的に広報するべきだったと思います。過去の記録管理の方法では、次々と加入制度をかえる方や、過去の加入記録についての記憶がない方に対応できておらず、本人の記憶頼りであって、その問題を早期に解決できなかった点が一番の反省点だと思います。
8721	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	最終的には手作業となるため、対応する人員を増やし対応していくしかないと考えます。	当初は記録がこんなにも漏れているとは思わなかった。存在を知ったのは新聞等のマスメディアが騒ぎ出した頃です。	来所される方の話をよく聞き、お詫びをするとともに誠心誠意をもって対応した。反省点としては、年金記録の管理にに対し一人ひとりがさらに強い意識を持つべきであったこと及び電子化を早い時点で導入できなかったことです。
8722	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	全職員であたる他は無いと思います。都道府県の区分けをせず全国で件数を按分してあたるべきだと思います。	支払ったはずの年金記録が納付記録や給付に反映していない。知ったのは大体平成18年以降と記憶しています。	過去の記録の判明に全力を尽くすとともに、未来に向けて同じような問題を起こさないように加入手続き等を慎重に行う。記録の管理をしっかりやることはもちろん、被保険者の方々に自分の基礎年金番号をや加入状況しっかり認識してもらえるようにすることが大切だと思います。
8723	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	マスコミ等の報道はすべて正しいとばかりは言えず、社会保険としての意見ももっと主張すべきと思われます。 戦前の膨大な紙台帳を残している官庁はどこにありますか、また現代のようにコンピューターもない時代に、何千万人もの記録をこのように管理されていたことにも、誇っていいことだと思います。 そのような状況ももっと主張して、ある程度の時期に打ち切ることも必要なことだと思います。 判明しない記録が0件になることは決してないことですから。 (年金額が下がるため、記録が自分のものだと認識していても、統合しないケース等が多々あり	・このようにいろいろな問題が噴出するとは思いませんでした。 窓口へ厚生年金の手帳を10も20も持参される方がいらっしゃいましたので、未統合の番号の問題のみだと認識していましたが、国民年金の未納期間の申し立てや、厚生年金の報酬の問題までは、認識していませんでした。 ・年金請求の時点で、多数の方が手帳を基礎番に統合しているので、未統合の記録があるのは当然と思っていました。	・世論を真摯に受け止め、少しでも早く記録統合を進めなければと思い、窓口支援等を行ってきました。 ・もっと早くに今のような記録検索システムが構築されていれば良かった」と思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8724	地方庁	その他(社会保険事務所)	設問の事例は特にありませんが、厚生年金加入記録の調査(検索)が困難となっている要因として、次のようなものの存在が挙げられると思います。 ・オンラインに収録されていない(カセット表示のある)記録 ・氏名や生年月日等の収録不備(誤りや偽り)	カセット表示のあるものは、業務センターにおいて全ての記録を収録すれば良い、と言う事になりますが、台帳の不備等もあるでしょうから簡単な作業ではないと思います。 また、件数も莫大でしょうから、作業に当たっては100%亡くなられている方(統計上、日本の最高齢者以前生まれの方)を後回しにしても、現在生存されている方の整備を急ぐべきではないかと考えます。 一方、台帳の不備については、業務センターと各事務所で保有する台帳を刷りあわせながら完全なものに近づけていく以外にないと思います。	私は、年金記録問題とは未整備記録及び未統合記録の存在だと思っておりますが、その要因は設問(6)にて挙げたような事例があります。 事業所から届出された資格取得届に記入誤りがあったり、こちらで収録する際にミスがあったり、場合によっては本人が就職の際、偽名や生年月日を偽るケースもあります。 また、年金手帳についても、本人が「持っていない」と言えば過去の職歴等が判らなければ新規で番号を払い出すしかなく、就退職を繰り返している方は一人で何冊分も記録が見つかるケースもあります。 これらの事象は入庁後間もないころ(約20年前)から知っていました。	私が就職した時点では既にオンライン化されておりましたから、氏名索引する際には通り一遍でなく様々な読み方を試してみたり、生年月日は多少幅を持たせて(特に女性の場合は)検索してみるよう、先輩に教わりました。 また、当時の氏名はフリガナしか収録されていないデータがたくさんありましたので、保険証再交付等の機会に旧台帳を見ながら漢字収録したり、できるだけ完全な記録にするよう心がけていました。 これまでを振替っての反省点としては、膨大な件数を確実にこなす人員の確保や方法の確立がなされていなかったこと等があると思います。 オンライン化以前のことは良くわかりませんが、一人の人が全国各地で繰り返し加入する中で年
8725	本庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入の際に統合漏れの年金記録がある。年金記録の標準報酬の改ざんがある。 在籍前にTV等の報道から。	正確な記録による年金給付に訂正するよう対応している。問題としては、期間追加を行って減額になってしまったりする方について、理解を得られる説明ができていない。
8726	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8727	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特になし。	優先順位付けをきちんと公表し、ひとつひとつ適切に処理していく。	古い時代にまでさかのぼるため、非常に複雑な問題と認識。 記録問題発生後に異動してきた。	日々の処理は大変だが、後になってやり直すのはもっと大変。常に緊張感をもって業務に当たる必要があると改めて認識。
8728	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	まずはねんきん特別便・定期便によるご本人様の記録確認と記録確認の申立に対する回答の早期処理に全力を挙げることが第一と考えます。	平成9年の基礎年金番号設定時と年金裁定請求時に手帳番号の統合処理を行っていると聞いていたので、これほど多数の未統合番号(特に年金受給者の未統合番号)があるとは、新聞等の報道があるまで知りませんでした。	対応としては、事務所に来所されたお客様・お電話をいただいたお客様には用件に関わらず(ねんきん特別便・定期便の回答をいただいたかの確認を含め)記録を確認いただくようにし、未統合の番号がないかを確認するようにしました。 反省点としたは、まず私自身としては、初期のねんきん特別便対応時には、過去の厚生年金や国民年金に対する理解が十分ではなく、来所されたお客様に対してその場では充分な応対ができず、今ならその場で説明ができることでも、後日回答などでお時間を頂戴することになり、お客様に対して不安感や不信感を与えてしまったことがあげられます。充分な事前準備ができてなかったと反省しています。 また、ねんきん特別便に関しては、問題解決のため仕方のないことではありますが、一定期間に送付となったため、お客様の来所相談や電話問合せが集中し、相談にも時間がかかり、回答にも時間がかかるという状況になってしまったことや、特別便そのものの内容がわかりにくいとの苦
8729	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	現状の対策	基礎年金番号に未統合の番号については、年金決定時までに整理して、年金の支払いをするということ、スムーズに年金決定ができるようにと番号調査を社会保険庁で進めていたことから、そのとおりで事業が進んでいると思っていた。 年金記録問題が報道され、一般職員が聞いたことがないこと(コンピューターに反映されていない旧台帳のこと、紙台帳からコンピューターに移管するときの入力誤り等)があることに唖然としました。	事務(年金)相談等で時効特例法等に該当するお客様とお話する機会があったときはまずもって、謝罪は必ずしています。 長年の蓄積が現在にあるわけですが、年金決定時に給付事務、期間調査等に携わった職員はどうしても見つけられなかった期間は仕方なしとしても、しっかりやるべきであったと思います。 また、社会保険庁として昭和37年に発足してるようですが、少なくともそれ以前の記録は厚生労働省なりが年金の記録に携わっていると思います(台帳のの正確な記録、厳重な保管、管理等)。その記録が、社会保険庁に確実に引き継がれたのか、引き継がれず旧台帳としてそのまま保管されていたのか、なぜコンピューターへ移されずそのままになっていたのか、その経緯はもちろんわかりませんが、厚生労働省としても制度設計と運営は別としたときに一定の反省点があるのではないかと思われます。
8730	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録に該当すると思われる方に対して、市区町村の協力なしには解決しないと思います。情報提供および人為的な協力が不可欠です。	現在の問題ではなく、過去からのオンライン化時の不備および社会保険行政の怠慢だと思います。氏名・生年月日の欠如などの記録およびカセットが開いていない記録などがあることを期間調査に携わっていた10年前からなぜ記録の補正をしないのか疑問に感じていました。	事務所の判断だけの処理ではないので、特に対応はしていません。 基礎年金番号導入時または不備な記録があることを把握した時点で迅速に対応すべきだったと思います。
8731	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		年金記録問題が騒がれるまで、考えたことがなかったです。 皆さんの記録がないのは、事業所が適用されていなかったり、事業所がその方を被保険者にしていないからだと思っていました。 特に国民年金を納めていたのに、未納の記録になっているなんて、考えたことも ありませんでした。当時は市町村が管理していたと思っていましたので、それを社会保険の過ちのように報道されるのも納得がいきませんでした。 このような問題を知ったのは、マスコミで報道された頃です。	台帳からの登録が誤っているのであれば、正しく処理するべきだと思います。 台帳からコンピューターに写すときに、もう少し慎重に誘合わせなどを行なっていれば良かったのではないかと思います。
8732	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミで騒がれるようになったとき。お客様からのご自身の記録に関する照会が非常に多くなり、世間の関心の強さを認識したとともに、先の見えない問題(結論を出すまでに相当な期間のかかる問題)だと感じた。	お客様のお申し出に添って、年金記録についてしかるべき調査を担当部署に依頼したが、照会量の多さに調査がはかどらず、さらにお客様の不信を招く状態となっていた。 また、社会保険庁から年金記録についてさまざまなお知らせをお客様に送付していることで、年齢を問わず、お客様自身が混乱している部分がかなりあると感じる。 さらに、さまざまな箇所で年金記録に関する担当をしており、端末上は、お客様へのお知らせ発送履歴や回答履歴、調査履歴などが更新されてしまうために、そのお客様に対して過去どのようなお知らせを発送したか、その経過、現在の調査はどこで行っているか等の状況を、端末上ですぐに確認することが困難である。 お客様にとっては、ご自身の記録が正しく登録されているかどうかはもちろん、最終的にはそれが年金額にどう結びつくかが目に見える結論となるが、記録漏れを申し出てから調査結果を経て、手元に年金の増額分が届くまでに、ご本人にとっては信じられないほどの期間を要しており、さらなる不信を招いている。 せめて、お客様からの問い合わせに対し、調査中の進捗状況などをすぐに確認できるようなシステムの改善も必要に感じる。
8733	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ひとつひとつ根気よく調査するしかない。解決の見通しについてはわからない。	年金記録問題がおおやけになったとき。	今から考えてみても、一件一件根気よく調査する以外に方法は無いと思うし、古いもので、名簿、台帳が残っていないものはどうしようもないと思う。
8734	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	監査部門の強化と個人の意識改革	未統合記録が5千万件あることについては、年金裁定時までに統合されているものと思っており、あまり問題意識はありませんでした。なお、そのような問題が存在することを認識したのは、他の職員と同様の時期です。	ねんきん特別便等の記録調査時において、お客様の立場に立ち調査を行いました。また、反省点としては、一人一人の大切な年金であるという意識に欠けていたと思われます。
8735	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ひとつひとつ、地道に取り組んでいくことが一番だと思います。でも、早期の解決が求められているので、優先順位をつけていくことで解決の時間の短縮を図っていくべきとは思います。	年金記録問題として、認識するようになったのは問題として取り上げられるようになった。ここ一年くらい前からであります。その前までは、なぜ、年金手帳を二つ持っている方や基礎年金番号を二つ持つ方がいるのだろうと思っているだけで、不思議には感じていました。 年金問題と取り上げられるようになってからは、一人ひとりの国民の皆様にしっかりと個人の年金の記録として正しい記録をいち早く提示できるようするべきであり、国民皆様に正しい記録を提示できることが天命だと思います、	特別便および定期便について、来所されるお客様に誠実に対応し必ず見つかっていない記録があるという前提に立って記録を見つけるようにしてきました。 反省点として、当初から国民年金、厚生年金、船員保険、共済年金というように制度が分かれていて制度間の統一を前提に考えていないことが問題であったと思います。いまから、統一していくにしても今までの経過により困難な道のりを今は歩んでいっています。いつか、必ず壁は乗り越えるものであると考えます。
8736	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特には思い当たりません。	色々な問題で社会保険庁に対する国民の不信感があると思いますが、現在又将来受け取るであろう年金額に影響する年金記録問題について関心が高いと思います。具体的な方策等はありませんが、職員がこの問題について、真摯に向かい合う気持ちが大事だと思っています。	昭和61年頃事務所で記録照会の担当をしていましたが、その頃はオンラインで確認できる記録は50歳以上の方だったと記憶しています。古い台帳をめくって調べていましたが、就職する時に生年月日を若くしていたりというような事例はありましたが、年金記録はきちんと保存されていると思っていましたので、このような問題に発展するとは思っていませんでした。	平成9年に基礎年金番号制度が導入された時、社会保険庁が現在のような対応取れれば良かったと思いますが、社会的にも基礎年金制度(年金記録)に対して関心は低く、基礎年金番号の通知を受けた共済組合員からの苦情が多かったと記憶していますし、自分自身も重要性を十分認識できていなかった事も反省すべき点だと思います。
8737	地方庁	その他(社会保険事務局)	今に思えば、社会保険事務所の職員以外にも、かつて国民年金事務の一部が市町村への機関委任事務だった当時の市町村の国民年金を担当していた職員も、基礎年金番号に未統合の記録があることや窓口に来庁する被保険者の申し出と実際の記録に食い違いがあることがあったことは知っていたのではないでしょうか。 当時は、紙台帳から機械化された時点で、記録に誤りがあったことや機械に移行されていない記録があることは疑わなかった。 (マイクロフィルム等、社会保険事務所や市町村で把握している情報が絶対に正しいという認識で仕事をしていた。(言うまでもなく、公的機関で管理する情報は事実でなければならないと思う。)) 平成9年の基礎年金番号発足時に確認行為が甘かったのではないかと思う。	受給者と被保険者とではとるべき対応策が違う。 受給者に対しては、早急に確認を要するのは言うまでもないが、被保険者に対しては裁定時に徹底して確認をするという仕組みを作り、言葉は悪いが、自浄作用を待つこともひとつの判断ではないかと思う。 記録照会もお客様の信頼回復には大いに必要な作業であるが、その他の保険料の徴収などをおろそかにしてはならないと思う。	年金記録問題は、基礎年金番号導入の後処理という認識で仕事をしていた。(記録は次第に減っていくという認識。) 採用当時、(平成9年)国民年金担当の課に配属され、基礎年金番号と手帳番号(未統合の手番)があって、基礎年金番号に未登録の番号が存在することを知った。年金の裁定時に確認をしているということと、記録は正しいという認識で仕事をしていた。	特に問題意識は無かった。(社会保険事務所の管理する記録は正しいという認識しかなかった。) 反省点は基礎年金番号導入時の手法だと思う。 全体的に軽く考え過ぎていたのではないか。
8738	地方庁	社会保険事務所課長級以上			統合されていない年金手帳番号が相当数あるだろうということは基礎年金番号導入時から心配していた。 基礎番号導入時に被保険者に対し統合の勧奨をしても返答のない方は年金請求時に履歴確認をしっかりやってもらう以外方法はないと思っていました。 なかには「そんな昔のこと覚えているわけないだろ」とおっしゃる方がいますが、そのために記録が見つからないことが全面的に私たちが悪いと言われるとは思いませんでした。 国民年金の旧台帳と電子データとの間にこれほどまでの不一致が存在することは記録問題が世間に公表されるまで知らなかった。	年金記録を管理する立場から常に一人の人物に複数の番号が付番されないように疑重複処理を的確に行なう。 ただ記録管理は管理者だけの認識では十分に行なえないと考えるので被保険者側にも自己責任を考えてもらうことも必要であると思います。 そのためには、基礎年金番号で年金記録が管理されていること複数の番号を持つことが大きなリスクを持つことを周知しなくてはいけないと思う。 もっともっとあらゆるメディアを活用して広報を行なうべきだと思っています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8739	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	年金記録問題の一つの解決法として、氏名等の不一致について、年金番号及び基礎年金番号を有するすべての住民基本台帳との突合せを行い、未統合者の整理及び管理を徹底していく。 また、基礎年金番号に付随する記録として、住基台帳番号を基礎データに乗せることで、氏名及び住所等の整合性を図り、地域ネットワークを活用して社会保険関係の記録整備を強化していく。	記録問題の要因の一つに、平成9年1月1日にの基礎年金番号の導入後、基礎年金番号の統合処理に係る氏名不一等の問題が発生しており、当初、年金の裁定請求の際、記録調査を徹底することで防止できるという認識であった。 当該記録問題は、氏名等の不一致だけでなく納付記録等にも波及しており、お客様サービスの視点からも、今後、個人情報保護規定等に基づくデーター管理を徹底し、国及び市町村、民間が保有するすべての基礎データを活用して突合せ作業を強化していく必要がある。	社会保険制度を支えていくためには、お客様視点に立った行政サービスを第一に心がけ、個人情報の保護を徹底していく必要がある。 反省点として、職員一人ひとりが年金制度及び記録問題等に対して真正面から問題解決に取り組み、これまで以上に職員が一丸となって「意識改革」を徹底していく必要がある。
8740	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		記録台帳を手管理していたこと。オンライン化の際、アルバイト等が記録の入力を担当していたこと。その時、厳重なチェック体制が行われていなかったこと。平成17年4月に適用課に配属された際、現状を認識する。	資格取得届を処理するにあたって、安易に疑重複調査中にせず、本人の住所確認の上、記録に不整合が生じないように努めた。 記録台帳を手管理していたこと。オンライン化の際のチェック体制の不備。また、適用事業所の年金制度に対する認識の甘さ。(基礎年金番号導入時等、周知はきちんとしていたはず)
8741	地方庁	その他(社会保険事務所)	テレビ・新聞等のマスコミは年金記録問題のすべてが社会保険庁の責任であるかのごとくの報道をしてきましたが、実際には被保険者の方々や事業主・市町村等にも責任の所在は少なからずあることを実感しました。 第3号被保険者制度については、特に国民の方々の理解が乏しく、任意加入だったころにも3号制度があると思い込んでいらっしゃる方が多くいることに驚きました。 より一層の広報・周知活動が必要かと思います。	年金記録問題の原因は紙台帳で保管していた記録(手番)が基礎年金番号にきちんと収録されていないことだと考えますが、引き続き定期便・特別便で本人宛に記録の確認を促し、時間をじっくりかけていくことが重要だと考えます。 集中的に人海戦術を行っていくことは大事ですが、解決を急ぐあまりに処理ミスが発生しないようにすることが大事だと考えます。	年金記録問題は、紙台帳(旧台帳)の記録がきちんと管理されていなかったことや市町村での国民年金記録がきちんと管理されていなかったことが原因だと考えます。 そのことに気づいたのは実際に特別便・定期便の窓口対応を自分が行うようになってからです。	紙台帳の記録が正確でないとすれば、あとは本人・ご家族・職場の元同僚の申し立てやその当時のことが推察できる書類等で判断するしかない時間をかけてじっくりと解決につながる情報が得られるよう窓口・電話応対を心がけてきました。 ただ、上記対応をこころがけてみても、本人等が当時の状況を忘れてしまっていることが多く、情報が引き出せず事務所でできる記録確認としてはできることが限定されていることにより、お客様に満足いただける回答ができないことが多々あったことが残念です。
8742	地方庁	社会保険事務所課長級以上	記録整備で必ずしも本人有利とならない点。若い頃記録が見つかり、第4種の記録訂正後の老齢年金、障害年金が減額となったりする。	本人不利なった場合の特例措置が必要ではないかと思います。	厚生年金手番の重複払い出しなど多くの記録整備を要することは承知していましたが、物理的にも年金裁定請求時に整理する以外にないと考えていました。入職した当時からです。	年金裁定請求時に必ず氏名索引等をして、本人に職歴をしっかり確認して対応している。本人請求主義が前提で、行政から積極的に、記録整備照会のアクションを起こさなかったのは間違いだったとおもいます。
8743	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し。	対応人員の増加。早期解決には不可欠と思います。	年金制度の信頼にかかる急ぎ解決の求められる問題。3年くらい前。	記録整備にあたり、可能な範囲で協力要請に応じようとした。通常業務との兼ね合いもあり、人員の減は対応を遅らせたと思う。
8744	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		国民の大切な記録を正確に整備する必要があると認識していた。 知ったのは、年金記録問題が世間で報道されるようになった頃。	被保険者記録を正確に整備しようとした。 特別便などの対応をもっと早い時期にやって、被保険者へ記録確認をすれば良かったと思う。
8745	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません。	人員を万単位で投入して人海戦術をとる。	年金記録問題が公になる前から調査業務をしていたが、5000万件もあるとは知らなかった為、公的年金制度の信頼を揺るがすほどの問題だとは認識していなかった。年金記録問題自体を知ったのは上記に記載したとおり、調査業務をしていたときから。(平成17年4月ころより)	課内で提言したが、さして問題視されなかった。 反省点としては、基礎年金番号導入時より現在の名寄せ作業を即、同時進行すべきだったと考えている。
8746	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金受給者の年金記録にこれほどの期間漏れが存在しているのかと驚き、社保庁全体として、一番に解決するべき問題である。存在することを知ったのは、平成19年度より記録問題の報道が過熱してからですが、報道前には浮いた年金記録はこの後どうなるのか、と感じていた。	基礎年金番号導入前までの、本人の記憶に頼りすぎている年金記録の管理方法に問題があると感じる。
8747	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無し	ある程度時間を掛け確実に記録の統合を行って行くこと。	認識していなかった。 今回の問題が報道されて知った。	記録問題を解消するための対応に最優先で取り組むことを心掛けた。 記録管理について、コンピューター技術の進歩にあわせた対策をとってこなかったこと。
8748	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。		過去からの歴史的な問題。テレビでの報道。	過去から続くものであるが現職員として精一杯対応しようとした。 過去のいいかげんな事務が問題点。
8749	本庁	その他(本庁)	ないです。		今年入庁して4年目ですが、入庁した直後に年金記録問題を知りました。	当時は事務センターに配属されていましたが、事務所支援や休日対応に積極的に取り組みまし
8750	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8751	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の皆様の信頼回復に向けて、最優先で取り組むべき問題であると認識しております。 マスコミ等で広く報道されることとなるまで、存在を知りませんでした。	年金記録問題については、一日も早い解決に向けて全所的に対応しております。 これについては、元々の制度的にも、記録の管理体制的にも問題があったことが発端であると認識しております。
8752	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	人を集中的に投入してひとつひとつ解決していくことだと思います。	過去の問題を先送りにしたものが積み重なった結果だと認識しています。 また、時期は公表等をされてからだと認識していますが、明確な時期はきおくにありません。	全所体制で年金記録問題に取り組む中、私もそれに参加して対応を行いました。 また、問題が大きくなる前に対処していくことが必要だと思います。
8753	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	承知しておりません。	人目を大量に投入すべきものと考えますが、年金記録問題の解決には現にその業務に従事している方やOBの方を含め知識を有している方々を投入すべきものと考えます。	基礎年金番号が導入された時点で疑問点がいくつかありましたが、その疑問点が現在の年金記録問題の一部であると認識しています。	当時は、事務所の係長であり各種の通知や事務連絡に沿って事務を行っていました。 基礎年金番号導入時に住所の事前登録を行いましたが、国民年金の被保険者は住民基本台帳の住所を厚生年金の被保険者は、住民基本台帳の住所または、事業所の旅の所在地(居所)の登録を行っています。 このことが、宙に浮いた年金記録の原因のひとつになっていると考えます。 基礎年金番号導入時にすべての年金加入者の住所登録を住民基本台帳の住所としていれば多少は防げたのではないか感じています。
8754	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない。	時間をかければ解決する問題と、時間をかけても解決しない問題を明確にする。	長年にわたって問題として認識されなかったことが、個人、組織としての問題。	仕事に対する責任の所在を明確にすること。 職員に責任を持たせることで、仕事の質も上がる。
8755	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	集中処理センターみたいなところを作る		基礎年金番号導入時にもっとしっかりしておくべきだったと思う(広報含め)
8756	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去記録(カセット記録) 平成3年資格記録照会の係に配属されていたときに 紙台帳(名簿)に記録が確認できるがWMでは記録不備になっており その都度センターに照会をかけ整備を行っていた。 その当時、記録が不備でも年金請求時には再調査をおこない整備されると聞いていたのであまり気にしていなかった。	過去記録(カセット記録) 現在、記録不備でも年金請求時には請求者の職歴の再調査をおこない記録が整備されると聞いていたのであまり気にしてなかった。 その当時から徐々にでも記録整備をおこなっうべきだった。
8757	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	問題に対応する職員の増員。 あまりシステムの事は分かりませんが、特に受給者に対して一度で、記録漏れがあり、本人である可能性が高い旨の通知を分かりやすく送れれば、良いと思います。	未統合の記録。 受給者の方に対して、請求時での記録確認漏れ。 平成19年頃から。	基礎年金番号への統合。 平成9年の基礎年金番号導入時、問い合わせに対して、基礎年金番号以外の手番が分からない場合、年金の請求時に統合出来れば良いと考えていた。
8758	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にわかりません。	ねんきん特別便の回答をいただいてない方には、勧奨(訪問・文書)を行っていく。	国民の皆様から信用を失ってしまった大変大きな問題だと思います。 年金記録問題が報道等で取り上げられるようになって、その存在は知りました。	窓口応対時には、わかりやすく丁寧な対応に努め ました。お客様から提出された書類について、迅速に正確に処理するように努めました。 お客様の声に耳を傾け、サービスの向上という意識を常に持つことが大切であると考えます。
8759	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	いろいろな対策がこの間取り組まれているが、現場ではその対応でいっぱいいっぱいである。	制度の問題・システムの問題に加え、国民の理解の問題と認識していた。19年のマスコミ報道等がきっかけであった。	制度の問題やシステムの問題については、地方現場では手の出せない課題であった。増え続ける業務量に見合った人的配置がされなかったことと、職員の意識にも問題があったと考えてい
8760	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	本人より申出されたとくべつ便や定期便を迅速に本人へ回答すること。また、年金記録が判明しなかった人に対しての救済策講じること。	平成14年頃業務課在籍中に別番号を持っている人がいることは知っていたが 本人からの申出により統合するしかないと思っていた。記録が抜けていてもどこかに別番号が必ずあると思っていたため年金受給の手続きの際や資格取得の際などに統合するだけでよいと思っていた。	申出主義のため自分自身では行動しておらず資格取得届等が提出されたときに疑義複等の対応をすることでよいと思っていました。 反省点については、年金番号を一人に対して何本も発行したこと、受給申請時の調査の不十分、基礎年金番号を付番した際に手番統合を行っていたと思うが手番統合されなかった人へ対応、5000万件もの持ち主のわからない番号があることを知っていた人が報告および対応しな
8761	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	1. 年金制度の議論をより深めていただき、制度に対する信頼感を取り戻すこと。 2. 資格取得時に年金手帳を添付することの意味をより理解していただくこと。 3、スピード感をもって、適確に処理を行うこと。	1. 一人の人が複数の年金手帳を有しており、いろいろな要因により、一つの年金番号に統一されていない実態があったことから、年金支給が正しく行われるかという懸念はあったが、事務所の窓口に年金請求に来られた時に、丁寧な対応を行うことにより、解消できるものと思っていた。今のような報道がなされる前は、複数の年金手帳が一人の人に払い出されていることが問題であると思っていた。	1. 上記については、基礎年金の導入により、一定程度の解消が図られたと思っている。 2. 年金は、長い期間を正確に管理しなければならないことは、周知の事実であり、我々がしっかり対応しなければならなかったわけですが、紙による管理方法の限界もあったと思います。
8762	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録の統合が完全にできていないため、年金受給額に反映されないという問題。 平成18年位だと思います。	資格取得の際に、基礎年金番号の有無を確認し安易に新規番号を払いださないようにしています。
8763	地方庁	その他(社会保険事務所)	私は詳しく分かりませんが、年金記録調査(年金特別便など)、WMに入っている加入記録とマイクロの記録が違っていて訂正をすることがあることです。	毎年1回、年金加入者へ加入記録の通知を出しご自分の年金記録を確認してもらう。 年金記録の照会の回答を本人宛にすぐに出し、時間をかけないように、どこの社会保険事務所でも他事務所に照会をかけず記録の確認ができるようにする。	社会保険事務所には記録があるので、遅くとも年金を受給するまでに記録を確認をすれば良いと思っていました。 入社してまもなく、国民年金の納入記録の照会があった時、領収書をもっているのに納付記録が入っていないとき。また、年金番号を一人の方がいくつも持っているときです。	本人の記憶をもとに何十年も前のことを正確に思い出すことは困難だと思い、本人の記憶が少しの違いで期間が見つからないこともあると思うので時間はかかりますが幅広く調査をしました。 以前から、年金加入記録について毎年1回は本人宛に通知を出していれば、その都度確認ができ、万が一記録が違っていたらすぐに対応ができた思います。すぐに対応していれば、照会者も納得いただけることも多かったのではないかと思います。
8764	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	社会保険事務所においては、通常業務に加え年金記録問題の処理にあたっておりますが、年金記録問題を最優先しつつ通常業務も遅滞なくこなしていく事は大変厳しい状況にあります。(徴収業務の職員が年金記録問題を最優先に当たることで、事業所に対してきめ細かな対応が困難になる等) そこで、年金記録問題の処理を社会保険事務所から切り離し、年金記録問題を一括で処理する担当部所を都道府県単位又はブロック単位で設置し、集中的に行うことで迅速な処理が図られ	会社が変わるたびに年金手帳を払いだしていた方が多数いたことを考えると、記録が消されたということよりも年金手帳の管理の問題と意識をしておりましたが、基礎年金番号創設以降も年金手帳の統合がなかなか進まない現状を見て、統合の進め方や記録管理に問題があるのではないかと認識をしました。	年金手帳を複数所持していないか必ず確認し、丁寧な対応に努めるようにしました。 また、基礎年金番号導入時に徹底した記録統合が不十分であったことが反省点だと考えます。
8765	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号制度が実施されたが、統合することが困難であったこと。また、時期ははっきり覚えていませんが、2～3年前だと思います。	反省点としては、人員を増やし早期に対応すべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8766	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早急に人員の確保をして、記録整備を行う	社会保険庁は、とても重要で大切な年金記録について、ずさんな管理をしていて最低なところだな、記録が整備できていると確信していましたが残念で遺憾です。 数年前に年金記録問題が新聞に取り上げられたときからです。	一日も早く記録の整備をしたい考えでした。 社会保険庁が、年金記録について、ずさんな管理をしているにもかかわらず、そのままにほっておいたのがいけなかったと思います。
8767	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金記録問題解明を開始した平成19年8月から今日まで記録問題解明を直接担当する部署で働いています。記録問題が存在することを知ったのは、平成18年6月に、長妻現大臣の資料要求に基づいて「5000万件」の未統合記録があることを調査したときですが、当時は、「死亡者の記録」「使用済で消し漏れの記録」という認識があり、それほど大きな問題とは考えていませんでした。実際に5000万件の記録を抽出し、解析を進めていく中で、この問題は相当根が深く、簡単には解決できない問題だということを認識しました。	個人の知識や能力ではどうすることもできない問題です。業務部や社会保険事務所の方々は、年金相談や再裁定事務など、記録を統合するために大きなご苦労されています。私は、5000万件の未統合記録を少しでも細かく分析し、統合する必要の無い記録(使用済の記録等)を見つけ出すことで、これからの記録統合対応への業務を少しでも減らそうと努力しました。 しかし、実際に解明作業に従事してみると、私の持っていた年金の知識では圧倒的に不足しており、システム構成や実際の業務取扱などの専門的な知識が必要でした。
8768	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	受給しながら厚生年金に加入していた方で、退職時に退職改定が何らかの理由で行われておらない方については、分かった時点で改定はするものの、時効特例の対象にはならないというのが現状です。社保側の説明が不足だった場合、受給者が自発的に届出するということは困難であったと思われます。こういう方々についての救済はないものでしょうか。	救済する方向で検討してほしいと思います。	基礎年金番号が導入されたことは非常に良いことでしたが、その後の段階でもっと早く的確に統合作業が行われていれば、と今更ながら悔やまれます。当時は、「こんなに基礎番が大量に発番されて、捨てる番号もきっとたくさんあるんだろうね。」なんて言っていたこともありましたが、年金請求の時に必ず確認する事項なのでその時までに確認できればいい、という認識でした。そんな折、当時の長妻議員の発言をきっかけに、事の重大さについて思い知らされました。	年金相談を受ける際には、たとえ1ヶ月でも本人の記録に結び付けられれば いいなあという思いで、丁寧に聴き取りするよう心掛けました。 この問題については、社保庁側の問題以前に、被保険者個人や事業主さらには市町村と様々な届出の入口がたくさんある中で、氏名の漢字やフリガナ、生年月日が正しく届けられていなかったことも、原因のひとつであったと考えられます。こういう事態をきっかけに、これからは、氏名の漢字やフリガナ一字一句に対して、もっと本人が責任を持って使用してほしいし、市町村も何らかの機会に戸籍と照合して本人に正しい内容をお知らせするような仕組みを作ってほしいと思います。単に社保庁だけの問題で終わらせてはいけないと思います。今の時代、名前の読み方もかなりオリジナルなものになってきています。戸籍にも是非フリガナを付記するべきだと思いま
8769	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号制度が始まる以前は新規で厚生年金に加入した場合に年金手帳を持たない人は新規で年金手帳を払出しており複数の年金手帳を持つ人が多くみられる。将来、年金を受給する際に全ての加入履歴を申請し統合するから大丈夫という申請主義が原因ではないかと考えます。	年金記録の統合が必要と思われる方については、年金の加入履歴(国民年金納付記録)等を1年もしくは2年ごとにお知らせするなど、加入者本人の記憶が薄れる前に確認していただく機会が必要と考えます。	年金記録は国民の皆様の大切な記録であり、将来受け取る年金額に結びつくため間違いがあっては許されないものと十分認識しておりました。年金手帳番号を複数所持している人は適用調査課(旧業務課)に配属されていた時には確認していたので将来年金を請求する際にもれることは無いのかとの心配はありましたので新規に手帳を払出する際には十分に確認をとってきました。	年金番号を複数所持する人については早急に記録統合するなど、対応してきました。現在年金受給しておられる方は高齢であり昔の記憶を全て思いだしてくださいというのはなかなか難しい。ましてや既に亡くなっておられる方の記録を配偶者に確認するというのは困難であります。国民の皆様は国が責任を持ってやっていることであるので記録もれなど無い安心しておられたと思います。もう少し早く年金記録をお知らせするシステムを作る必要があったと考えます。
8770	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	人手と予算をある程度かけたとしても、早急に処理をすることのほうが国民の 信頼を得られることとなると思います。	ある程度記録の未統合があることは、年金相談、裁定請求業務等に携わっていれば認識があったと思います。ただ、具体的な件数等は考えたことはありませんでした。 基礎番制度ができたときから、(予算的な理由等で)裁定時までに記録の統合をすればいいというふうにいわれていました。 問題の存在は19年春からの一連の報道により知りました。	当時年金給付課所属であったため、とにかくお客様の記録について不備があれば訂正し、問題のない記録については、安心していただくよう目の前の事案を解決していくことに必死でした。 マスコミ報道が先行、加熱し、また国政選挙の時期と重なったこともあり、職員が問題点をきちんと把握できないまま対応業務に追われた形となってしまったことは、結果記録問題の解決を遅らせてしまったと思います。 もっと全体像をきちんと整理したうえで対策ができなかったかと思います。
8771	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	早期解決には、マンパワーが必要なので、職員等の増員が必要と思われる。 また、救済措置の法の整備を行わないと、完全解決には至らないと思います。	将来的に解決しなければならない国家的な問題であると思っていたが、根が深い為、完全に解決できるか不安であった。また、いくつもの制度が存在しており、基礎年金番号が導入された当時頃(平成9年)から記録が漏れていることを知りました。	特別便が送付され、記録の確認に来所されたお客様について、なるべく思いだせるように、事業所名・所在地・業種・近隣の比較的規模の大きい会社名等の聞き取りを必ず行っていました。 反省点としては、来訪者が多く、対応できる職員数にも限りがあった為、長時間、待たせてしまったことです。
8772	地方庁	社会保険事務所課長級以上	周知以外のことはないと思います。		基礎年金番号に収録されていない手帳番号が存在することは、数十年前から知っていたが、年金裁定時に十分調査され適正な年金裁定がされていると考えていた。しかし実際には記号、番号が入っていない記録や同じ番号に重複登録されていることで、本人からの申出があっても確認できない記録があることは今回まで知らなかった。 また、国民年金台帳について、磁気媒体にデータ移管した後も特殊台帳も含めたすべての台帳を保存またはマイクロフィルムにしていればよかったと結果的に思います。	過去の問題点は未来に残さない。そのためには時間がかかっても今解決しなければいけないと思う。 すべてを解決するためには、時間、找用、労力が相当必要と思います。
8773	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	社会保険事務所に担当(専門)課を設置し、人海戦術により解決するのがよいと思います。	年金請求時に記録を確認してもらえばよいという考えが間違っていたと思いますが、基礎年金番号制の導入以降も複数の基礎年金番号を持っている被保険者もあり、完全に一人一年金番号というのは難しいと思います。	若い世代の被保険者はまだ過去の勤務先等ががが鮮明であり記録の統合等が容易でしたが、年金受給世代の方は過去の勤務先等があやふやとなってしまっているので、記録調査に苦慮しました。
8774	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	制度の存続にかかわる問題と認識しておりました。 新聞報道と同じ時期です。	できるだけ速やかに調査をおこない、本人記録として確認されたらオンラインに反映させるよう努めた。 過去のこととなりますが、オンラインが完成する昭和から平成の時期に「旧台帳」及び「マイクロフィルム」(社会保険事務所だけでなく社会保険業務センターも)を「データー化」していれば、年金裁定請求時に多くの記録が判明したと思います。今となっては本人に照会しても「死亡」などで確認が取れず、家族でさえわからない事象がたくさんあり、上層部がこのことに早く気づき対応すべきであった。
8775	地方庁	その他(社会保険事務所)	皆さんご存知だが、未加入期間があれば時効後であっても国年機関を追加しなければならないというのはやめたほうがよいと思う。強制期間だからしかたないかもしれないが、時効後に資格記録追加をすればお客様への保険料請求はいかない。請求があった期間をきちんと納付している方が数十年後にそれを見れば加入しているならきちんと納付しているはずという話に当然なる。04圃面ではただの未納となっている。未加入であれば納得される方も多いと思う。 仕事の実務的で具体的なマニュアルが必要。新しい業務についたときに必要な入力や事務作業が抜け落ちたりするので危険。それを取り戻すには大変な労力が必要となる。実際、自分も全く知らずに抜け落ちていたことがあり、たまたま発覚したので問題なく処理できたことがある。職員も激減し、専任の主査と副査を配置できない現状では、異動があるたびに引継ぎはきちんとされても細かい箇所までは1日ではできないのでそのまま業務が進むことになりそうだ。異動せず、残った職員もわからないので指摘できない。各課の定員が大幅減なのでそれぞれの業務にいっぱいいっぱいで相互に業務内容を理解する時間は到底とれないのでそれに即したマニュアルが	時効がすぎている期間の資格記録追加はやめたほうがよい。また、2年以上遡及して資格取得する場合の処理年月日をWM内に残すようにしてほしい。	5年ほど前に年金給付課に異動したとき。ただ、台帳からオンラインにいこうしたときのやり方がこんなに誤りが多く、ひどいとは思っていなかった。なのできちんと氏名検索をすればすんなりお客様の正確な記録が判明すると思っており、必ず解決できると思っていた。(年金記録問題判明前)	未統合の記録があるとわかってからは相談に来られた方に対しては可能な限り指名検索するなど未統合記録解消に努めていた。その後、国民年金課に異動してからも受給権が危ういかもしれないと判断するなどの場合は未統合記録を探して戸別訪問時に本人確認してもらったり、来所して確認することを案内していた。その後、5000万件の話がでてきて、数の多さに驚かずにはいられなかった。 意識の問題は裁定請求の解きに調べればよいという風潮だと思う。早め早めにどんな相談にこられたときにも可能な限り調査するようにしていればかなり違ったのではないか。ただ、これは意識の問題で実際は5000万件が4000万件になるようなもので、桁は変わらないだろう。一番の根本原因は本人様に記録を直接お知らせする制度がなかったことで、当初からできていれば今回の事態はかなり避けられた。ただ、以前は技術的にできなかったかもしれないができたところからでも少しでも早くからお知らせが必要だった。本人への通知がこれまでなかったのは弁解の余地はないだろう。
8776	本庁	本庁課長・室長・企画官以上		既定方針は既定方針として恩直に一つづつ進める。 他方で, 将来の記録問題を生じないように日々の業務を丁寧に進める。特に, 二重チェックしなければならない業務は確実に二重チェックを行う。	着任時に記録問題は周知の事実であった。重大性についても公知の事実であった。	既定方針を実行するために, 可能な限り迅速に対応した。 反省点としては, 1 様々な指摘に対して事実関係の把握が遅れた。 2. 実務的な課題を制度設計に行かせていなかった。 3. 現場の一部職員による規律欠如, それに対する管理の不徹底。 4. システムが性善説を前提にできている。 5. 本庁・業務センター間の役割分担の不明確さと縦割り意識。 など。 加えてコスト(時間, 手間, 費用)意識が希薄であることも問題解決に向けた効率的な事業執行を妨げている。
8777	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	対象件数が膨大であることから、人員の強化をするしかないと思います。	今回の問題を知ったのは、平成19年の厚生年金の名無しの記録の調査が開始されたときです。その時、これほど大量の対象件数があることを知り、重大な問題であると認識し、その早期解決が必要となると実感しました。	これらの問題は当時の管理体制の甘さ、認識の不足が大きな要因と考えられます。 これらの問題について、率先的に記録の調査を実施するとともに、その後のフォローアップ等について、事務の効率化に取組み早期解決に取り組みました。
8778	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない	ねんきん特別便のような対応しかないと思います。	昭和55年頃、社会保険事務所の業務課へ配属され、厚生年金の記録に携わった時、大量の過去の記録があることを知りました。その記録は本人から年金請求時に申請されるものであると聞きました。 しかしながら、被保険者は就職のたびに複数の手帳番号の交付を受け、また、年金請求時には本人が忘れてしまっている記録が多いことを知りました。当時はコンピューターも無い時代であり、名簿や紙台帳のみで管理された記録が現在のような形で本人の記録として確認する手立ては無く、本人が申請しなかった年金記録は、給付されない記録になってしまうというのではないかと認識していました。	当時、事務所では重複して手帳番号を交付しないよう広報や説明等も行なっていたように記憶していますが、私個人ができる対応としては特になかったと思います。 平成9年までの年金加入記録は、年金受給時に本人を特定できる情報を有しておらず、制度発足時から本人の申請行為で給付が行われていたものであり、現在のような行政サービス的な事務方針とは異なっていたため、記録が山積したものと思います。 以前から記録の管理や処理については、紙名簿や台帳方式では解決の限界があるものの考えられていたと思いますが、コンピューター導入以降には早期に宙に浮いた記録の処理を行うべきであったのではないかと考えます。
8779	地方庁	その他(社会保険事務局)	旧台帳更新(書き換え時)時に、氏名生年月日の誤りや厚生年金番号の記入誤りが見受けられ、そのことにより、記録の漏れや誤って他人の記録が登録されていることがある。また、オンライン化される前に年金の裁定を行っているものの中には、厚生年金被保険者記録(第1種)で裁定されなくてはいけないものが船員保険被保険者記録として裁定され、現に年金を受給されているものもある(対応中)。	制度発足時からの台帳がすべて社会保険庁に存在しないことから、現在の方法では解決は不可能であると考えます。しかし、申立者が申立をしている内容、申立者の現在の記録、保有している台帳の内容を吟味し、限りなく当庁に瑕疵がある場合は申立どおり認めても良いのではないかと考えます。ただし、どのようなときに、申立どおりとするのか一定の基準を設けなくてはならないところが今後の課題となると考えます(一定の基準を設けるには、都道府県により台帳の癖があるためかなり苦慮するとは思いますが)。	平成19年の報道を基に認識しました。また当初は、何が起こってるのか、なぜそのようなことが起こったのか理解するまでに時間がかかりました。また、国家を揺るがす大きな問題(国の信用を失うほどの大きな問題)と認識しました。	とにかく、被保険者の方や受給者の方に一日でも早く安心していただくため、期間照会業務をしていこうと思いました。 当然、事務処理に関しては、透明性を行い、全国統一の事務処理体制を構築していくことはもちろんのこと、社会保険庁が管理している年金記録は、国民の皆さんが年金を受ける年齢になるまで預かり、またその記録を基に、国民の皆さんが老後の生活を営むための資金となる大切なものであるとの認識し、責任をもった業務を行うようしなくてはならないと考えます。
8780	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	問題があれば早急に対応し、早期解決に向けて最大限の努力をする。	目の前にあることを対応するのが精一杯でした。この問題については、新聞等の報道で初めて知りました。	この問題について、1件1件解決するために努力しました。
8781	本庁	その他(社会保険事務所)	なし	本人等に確認してもらうしかないのでは。ある程度本人の申し立てどおり訂正するという姿勢をとらざるを得ないと思う。	国年記録、厚年記録を別々に管理をしていたという時点でこういった問題が起こりうることは十分予想できる。年金請求時に本人に確認してもらえればそれでよいという認識はあったと思う。	請求時に記録を整理すればよいという考えがあった。年金記録をリアルタイムで正確に管理するという意識がなかった。
8782	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	・定期便の送付と老齢年金裁定時に窓口等で再度記録の確認を行う方策でよいと考える。	・重要な問題であり、本人記録を示し確認と記録漏れがある場合は、調査が必要であり正しい記録に整備する必要があると考えた。 ・全国オンラインシステムが導入されたときには、古いすべての記録も収録されているものとずっと思っていましたので、報道があって初めて知りました。	・被保険者と受給権者に対して早期に本人記録を示し確認と記録漏れがある者には、調査が必要であると考えた。まず、来訪者には年金記録をお見せして記録の確認をお願いした。 ・この問題が発生した当初は、調査に必要な資料等が整理されていなっか用に思うので、すべての面において十分な事前準備事務を行った上で対応した方がよいと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8783	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている以外は、知りません。		国民の年金、社会保険庁に対しての信頼を裏切り、大変とんでもない問題であると同時に、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけして申し訳ない気持ちでいっぱいです。マスコミ報道で知りました。	国民の皆様に、とにかく記録もれを早くみつけて、間違いのない記録にできるよう窓口、電話での対応には慎重に、かつ丁寧にするように心がけました。年金受給中の高齢の方は、当時の記憶を覚えていないことも多く、なんとか思い出していただけるように色々な話を交えながら、対応しました。 度重なる年金制度の改正や、コンピューター化されたときの問題など、様々な要因が考えられますが、社会保険庁発足時からの書類の管理方法や、職員の勤務態度など、いい加減にしてきた
8784	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	新たに社会保険にご加入いただく時は事業所様と被保険者の方々に必ず基礎年金番号を特定して頂きやみくもに新規に基礎年金番号を払い出さないご協力をしていただく。	厚生年金の資格照会業務に携わった時旧姓の記録のままの方、生年月日を 偽って働いていたことを自覚している方、氏名を複数使用していたという方が本人の申し出により判明し、記録訂正に結びついたという事例は多々ありました。それ以外にマイクロフィルムの記録をオンラインにする際誤入力が多々あることも業務の中で知りました。できるだけご本人様に職歴等と伺い記録に結びつける努力をいたしました。	資格照会にあたりご本人様に詳細を伺いました。ただ、こちらからヒントを申し上げることに制限があった時期もありましたから限りなくご本人と思われる記録も特定できかねるとこがございました。
8785	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	国民の皆様の信頼回復が一番であるが、早期回復を意識しすぎ、例えば第三者委員会での記録回復条件の緩和等で本来保険料を納付していないと思われる者が記録回復する等不公平が無いようにしなければならない。 記録問題回復に全力をあげて取組むとともに、お客様に真心をこめて接することが一番だと思う。	日本の官庁のなかで、これだけ長期にわたり膨大な情報を保存しているところはない。厚生年金保険制度が始まった当時と現在では、世情も差があるし、認識にも大きな差がある。ただ保険料を納付した方の記録が欠落していることには大きな問題がある。その問題を解決するには大きな労力が必要であるが、やり遂げなければならないと認識した。	お客様の信頼回復に向け全力で取組もうと考えた。 特別便送付により、各社会保険事務所に来客が殺到した期間については、積極的に事務所支援に赴き、接客を行った。
8786	地方庁	その他(社会保険事務所)	別人記録であると回答をいただいている方に対し、何度も同じ内容の照会がされるケースがある。	別人記録の登録を出来るシステムを作る	ごく一部の記録についての問題でほとんどの人の記録については、問題がないと思っていた。 記録問題が表面化して、具体的問題が明らかになってから。	上局の指示にしたが対応。 解決するまでの期間にこだわりすぎ、準備不足のままスタートしたため。
8787	本庁	その他(本庁)			持ち主の不明な記録があることは、把握していたが、それをどう整理していくのかは、作業が困難すぎて、想像がつかなかった。 平成12年ごろお客様から記録の照会を受けたときに、本人のものと思われる記録はあったが、本人特定ができず整理できないことが、たびたびあった。	本人様にその記録が本人のものという証拠(事業所名等)を思い出してもらおうといろいろ質問することしかできなかった。 記録に載ってる情報では、本人と確定できないことが多々ある。また記録自体も昔のこと、しかも1月だけ在職等期間も短いことが多く、本人も働いたことすら覚えていないことも多い。(そういう記録については、本人様もあきらめていてもういいですといわれることも多い。)逆に長く働いていて年金額に結びつきそうな記録は、本人様が覚えていて特定できないことはほとんど無い。記録を整理するうえで、短期間の本人特定ができないものをどうするのか。反省点といえば、そのとき正確に本人の記録として整理できていなかったことが上げられるが、以前はWM(端末)もなく、紙台帳と各事務所間のやりとりだけで全国すべてを整理しようとうのに無理があったのではないか。 また、自分が働いたのに記録自体出てこないという方もいる。(標準報酬が少なすぎるとも)この場合は、必ずしも社保側のせいだとはいいきれず(本人の記憶違いかもしれないし、事業所が適用の届けを正しく出していないかもしれない。)、対応が難しいが、総合的にどのような判断が
8788	本庁	その他(本庁)	知りません。	変に救済等を考えるより、法律に基づき為すべきことを着実に行うこと。	地方庁に出向して少し経過した頃。 大変な問題とは思ったが、起こるべくして起こったと考える。	申し出をされるお客様の記憶だけが唯一の手がかりなので、 一件ずつ丁寧に、自分のできる限りの調査・検索を行った。 この問題の本質は、年金制度がスタートした時点からの法律の不備であり、 それに年金を裁定する人や、請求する人の認識不足が相乗し、 最後に現在のオンラインシステムのように発達していない仕組みが加わって 起こるべくして起こったもの。 よって、反省できるのは年金に関わった人たちが、 認識の向上を図るようにできなかった点のみであり、 現時点では前を向いて、一歩ずつ着実に解決していくことしかありえない。
8789	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在、私が行っている業務は、記録問題と関わり合いが薄く、また、問題発生時に他部局に出向していたため、詳しいことがわかりません。	宙に浮いた記録がある等。平成10年頃に年金番号課に在籍中に知った。	当時、記録の統合を進めていたが、労働組合の反対によりなかなか進まなかった。社会保険庁は労働組合の力が強すぎたのだと思います。
8790	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	特に考えていません。	年金記録問題が存在することを知ったのは、いつの時期かははっきりと記憶していませんが、期間照会や、年金の請求時に本人からの聞き取りで、手番が複数あったり、記録がうまく収録されていなかったりしていることは大変なことと思っていました。	本人からの照会に対しては誠実に対応しました。 記録の遡及漏れや、再取得の際に手番の確認がうまくできずに、あらたに被保険者証を発行したため、複数の手番が存在してしまったことによると思います。 ただ、本人が生年月日や名前を偽って加入していたケースが、期間照会ではかなりありました。
8791	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在判明している記録問題については、都合のいい解決策はありえません。優先順位を決めたうえで、時間をかけ1件1件着実に片付けていくしかないと考えます。 今後については、さらなる制度の周知徹底と、定期的な点検の仕組みが必要と考えます。	平成17年度採用のため、年金記録問題を認識したのは在籍中です。 年金記録問題については、制度のシステム的な面からある程度は発生することもやむない部分があるとは思いますが、これほど多数かつ長年にわたって放置されていたことが驚きでした。	年金記録問題の発覚当初は、マスメディア等を通じて聞違った思い込みをされているお客様が多かったため、どのような原因で問題が発生し、どうすれば解決できるか、事実をありのままに伝え、安心していただくことを念頭におきました。また、後々にトラブルの種を残さないよう、問題を発見した際はすぐに解決するよう心がけ、現在だけでなく数年・数十年のスパンを意識して仕事に取り組みました。 なお、今回の年金記録問題の反省点としては、認識されていながら長期間放置され続け誰も取り組もうとしなかったこと、定期的なチェックの仕組みがなかったこと、さらに制度の周知徹底不
8792	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増やして早期に解決させる。	認識はありませんでした。年金問題が発覚してからです。	ひとり、ひとり、お客様の立場にたって対応したいと思いました。反省点としては年金の請求主義が問題であったと思います。
8793	地方庁	その他(社会保険事務局)		こちら側のみで解決できる問題ではないため、現時点では現在のように本人様へ確認のご協力をお願いする以外にはないと思われる。	制度上、国民年金・厚生年金が別の制度であり、それぞれ別の年金番号にて記録管理を行っていたところ、基礎年金番号制度が後に成立したことを考えれば、現在の問題は当然出てくる問題なんだろうということは考えていた。 問題の存在は、採用当時(平成16年)から手帳番号という番号に、基礎年金番号に管理されている記録とは別の記録があることは知っていた。	当然のことではあるが、窓口にいらっしゃる方やお電話をいただいた方についてご自身の記録について確認を行ってもらい、可能な限り調査を進めてきた。この問題に特効薬のような策は無く、地道に本人確認を行っていくことしかない思っている。 反省点としては、老齢年金は長期的保険であり、社会情勢の変化や政治的な局面でその都度、特例や改正などが行われているため相当複雑な制度になっていると思われる。管理の難しさや制度の複雑さを解消するという面から考えれば、年金制度一元化の議論を進めていき、長期的な視点から当族保険のことを考えた制度構築が必要ではないかと考えている。
8794	地方庁	社会保険事務所課長級以上		記録が存在しているものの、本人や家族が覚えていない場合など、本人と特定する情報が不足しているものについては、関係各所からも協力をいただき、必要な情報の提供を求める。		基礎年金番号導入時、本人からの回答が得られなかったなど、結果として統合に至らなかったものについて、行政側から何らかのアクションを起こす(現在で言えば年金特別便)という発想を持てなかったことを個人的には反省しています。
8795	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ないと認識している。	国民年金の記録照会に対しては、市町が持っている記録の収録を早期に行えば回答もスムーズにいくと思う。	ほとんどは、簡易な未統合記録と思っていたが、時間がたつにつれ、このような(1430万件等)記録があるなど、どんどんでてきたため内心びっくりしていた。 テレビ報道で知ったようなものです。	通常業務と重なる中、専属スタッフを早期に増員できなかったことが、照会に対する回答が遅れたと思う。
8796	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8797	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	過去において、特定の会社において企業内の人事異動の際に、引継がうまくされず空白期間が生じているものがあると聞いている。社保庁だけの記録管理の問題だけでなく企業における人事管理の問題や、市町村検認時代の記録管理の問題もあり、全てを解決するのは困難ではないか。 しかしながら、WMにおいても、氏名や記録が登録されていないものも多数見受けられるため、今後行おうとしている紙台帳とオンラインとの突合を早期に行うことが記録問題を少しでも解決させる方法と思われる。また、現在での記録照会においては、氏名での索引となっているが、氏名のふりがなにより検索困難であったり、登録されていないものの関係で照会困難なものが多い。システム変更により生年月日でけでも検索できるようになれば照会業務がスムーズに行くことが多いのではないかと思われる。 マイクロフィルムの検索では膨大な時間と手間がかかるのでシステム刷新により記録照会ができ	収録未済に関する問題では、WMにはすべての記録が登録されているものと思っていた。マイクロ確認する場合は、WMの記録と本人の申立期間に相違がある場合に確認するものであると思っていた。 同一人物が番号を複数持っている件に関しては、期間・会社名等の情報を一切教示できないとの指導であったため、統合できずに浮いたままになるものがあり将来年金をもらう際に不利益になると感じていた。	厚年の適用において、新規取得の際に番号が記載されておらず、同一氏名・生年月日にて番号がある場合は電話等で聞き取りを行い、過去の記録とつなげるように努力はしていた。また、年金手続きの際に来訪された方で、過去の職歴が定かでない方で他の記録がある場合は、同僚の名前や努めていた場所・業種の聞き取りにより統合するよう努力した。 以前の取扱において、会社名・期間を提示できない、また誘導するような聞き取りをしてはならないという取扱いが手番統合に至らなかった原因であると思う。また、職員間においても、過去の記録をつなげようという努力・誠意という点で温度差があったのではないかと思われる。しかし、安易な統合をによる統合誤りも生じているため、長い年月の積み重ねでもあり過去の記録の取扱いについては非常に慎重にせざるを得ない部分もあり、どの方法がベストであるとは言い難いと思う。今後は、二重払い出し等がないよう年金番号の管理徹底が必要であると思う。
8798	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	対象者の洗い出しと、訪問調査。	杜撰な管理体制。世間で騒がれ始めたころ。	社会保険庁に入庁した。
8799	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。			
8800	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現時点において期間照会等の事務が集約化されているので、特にありません。	窓口や電話の問い合わせで手番号が未統合の方が多かったので、当初は基礎年金番号実施以前の年金の手帳番号の統合が漏れており、WMの氏名検索等ですぐに確認が出来るものだと考えておりました。また、年金記録問題が存在することを知ったのは採用・配属されてから一年程度経過してからの事でしたので、問題が存在することを知ったのは年金特別便を送付すると	旧台帳における年金番号・事業所番号の二重払出、コンピュータへのデータ入力の際における二重チェックの不備等が反省点として挙げられるとおもいます。二重・三重のチェックがされていれば、被保険者本人の年齢からしてあり得ない年月日での厚生年金保険・共済組合加入のデータが統合されるケースは回避できたのでは…と思いました。
8801	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	わかりません。	年金記録問題については、最初、手番の統合もれであると考えていました。年金請求の際は、必ず、氏名索引から、手番が出てきたら、ほかに勤めていた会社等ないか、必ず確認はしていましたが、本人が知らない間に加入していたという例も多いことから、このような記録もれがあったのだと考えていました。実際、旧台帳からの記録漏れや、国民年金の納付記録漏れもあり、かなり、大規模なものであることに、職員でありながら、おどろいていました。この問題の存在を知ったのは、報道がされるようになってからで、旧台帳関係での漏れを知ったのはこのの調査等の仕事をするようになってからです。	現時点で、できることをするしかないので、漏れていた記録についての、統合作業をすすめていくために、本人に確認作業をし、また、記録がみつかった場合の年金受給記録の訂正を早く進めるため、業務センターへの進達を早くすることをしました。 記録の調査に、時間がかかっていることも問題ではあるが、記録がみつかっても、年金額が変更になるまで、1年以上かかることが今だにあることが反省点であると考える。また、年金額が下がる人の記録は、どうすればいいのか、受給権発生当時の合算対象期間が今となっては不明のため、受給権がなくなってしまう人等、どのように対応するのか不明なことが多く、このような新しい問題についても、対応を急ぐべきではないかと考えます。
8802	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録調査に関しては、マンパワーをかけて行わなければ早期解決は難しいと思う。	本人が記憶している加入記録(納付記録)と社会保険庁が保有している記録に齟齬があり、本人の記憶違いでなく社会保険庁のミス等により加入記録(納付記録)が間違っているという問題。 18年以降だと記憶しています。	台帳からコンピュータへの記録移行についてどのように行っていたのかわからないが、記録の移行に関してチェックが甘かったのではないかと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8803	地方庁	その他(社会保険事務局)		短期間で解決をめざすのではなく、10年15年十分に時間をかけて解決させるほうがよいと思います。	年金記録を取り扱う職員としての認識の薄さが今日の問題の端緒となっていると思います。 また、自身が知ったのは平成17年ごろです。	いかに自分が重要な仕事に携わっているか意識向上に努めました。
8804	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
8805	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金推進員を、長期間に渡り(市町村からH18年6月まで)現場での職務として来ました。 徴収した収納月数は数多い経験をもとにお伝え致します。 保険料の納付はご夫婦であっても、ご家庭の都合でお一人のみ納付希望での徴収が多くありました。 国民年金課や、特別便のご相談対応を含めた多くの人は、 「夫婦で納付しない訳が無い」と力説されています。 場合によっては、第三者委員会に於かれまして、納付が認められている場合があるとすると心が痛みます。	第三者委員会でのご対応と、ご判断になるかと存じます。	収納業務をしていた時から、疑問を問いかけられていました。	特別便での対応時には、お客様ご本人に聞接的に説明をしていました。 ご理解を頂けないことがほとんどです。 その後は、書類にて調査として受理する以外には無いと思います。
8806	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者、被保険者であった人が、自分自身で今までに公的年金を受給資格を有するに全く足りない年数しかかけていないと、自覚している人などは、今回の件に関心をもたず、いくら文書をだしても、訪問しても、本人に直接会うことができなければ、記録の確認は難しいと思う。又、本人死亡などで、直接本人に確認できないケースで、身内のものでは、確認できないこと多く、1	地道に今の作業を続けていくしかないと思う。	就職したときから、記録に関しては、受給手続き時に最終的に確認作業をするものだと、思い込みがあったと思う。又、基礎年金番号導入前から、この問題はあったはずであることを、今回初めて認識したが、当時は、そこまで考えることできなかった。	長時間かかることは、さけられないと思うので、地道に目の前の被保険者に対し接触時に確実に記録整備していくことを心がけている。反省点としては、制度発足時の周知不足。
8807	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	幹部職員のみならず深刻な問題であっても開示をして全職員に関心を持たせ他人事ではないという意識を持つようにする。	報道を見て知りました。	業務知識のレベルは全員が非常に高いと思いますが、こまかいルールを尊重するといった部分、マナーは希薄にかんじました。
8808	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	ありません。	素人の派遣職員ではなく、年金業務に経験のあるOBの活用を考えてはどうか。	病院問題の担当で初めて社会保険庁に勤務しているので、年金記録問題は報道されるまで知りませんでした。	特にありません。
8809	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	既に、死亡されている方がいたり、また昔のことを覚えている方や資料を保存している方がほとんどいない現状では、100%年金記録を確認することは困難だと思います。 1年等の期限を設定して、専属の専門チームで徹底的に記録問題にあたり、その上で不明な記録が残った場合は、政治判断で年金記録問題を終了させ、過去の業務でなく将来に向けた業務へ邁進する。	平成20年9月採用であり、よくわかりません。	厚生年金の届出は事業主が届出しているが、事業主の届出内容に問題があることが、年金記録問題の要因の一つだと思います。 したがって、事業主の届出は常に不備があるものという観点で審査をし、事業主の届出を厳格にすることが必要だと思います。
8810	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	トップからの指揮のもと、必要な人材を、必要な人数配置し、問題解決に向けて未処理件数を減らしていく。	組織の解決しなければならない最重要課題。 新聞やテレビ等の報道を通じて、3、4年程前に知った。	窓口相談、電話確認、記録調査等の業務に携わってきたが、自分が関わった案件については、責任をもって解決しようと積極的に努めた。 オンラインへの入力誤りや持ち主不明の記録など、年金記録管理がずさんであり、そのことに対して今まで有効な対策を講じてこなかったこと。
8811	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	記録問題を扱う部署を切り離し、そこに人材を集中させるべきだと思う。現状は、通常業務と平行しているので中途半端な対応になっている。	宙に浮いた5000万件については、根本的には基礎年金番号導入時の制度不備(法律の不備など)と統合への行政側の意識の低さ(本人からの申し出にたよる)が原因。 これについては、消えているわけではなく統合するためのアプローチに問題があると認識していた。 台帳からオンラインへの移管の際のミスは、宙に浮いた5000万件の特定を困難にし、また年金受給金額に影響をあたえるなど年金記録問題の根本的な部分と認識している。 これらの問題があるのは、私が入庁しこれらの業務に携わった7, 8年前から知っていた。	統合処理については、当時から現行の法律では本人からの申し出たよっていたので年金記録の確認の際は、聞き取りを十分おこない台帳やオンラインなどで慎重に確認していた。 しかしながら、個人的な対応では限界があるので、当時から現在おこなっているような組織的な対応をできるよう現場からもっと声をあげるべきであったと反省している。
8812	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	持ち主不明の記録を一件でも減らすために、今後も地道な調査をしていくしかないと思います。	適用課に配属されたときに持ち主不明の記録がたくさんあることを知りましたが、5000万件に上っていたことは報道で知りました。	申請主義だったため、お客様から申し出がなければ、記録について調査をしなかったことが原因のひとつとして挙げられると思います。 私は、お客様からの申し出がなくても本人と思われる記録が見つかった場合は、ヒントを教えてたりして記録確認を行いました。
8813	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金問題は制度、組織の体制、被保険者ご本人の認識、等複数の要素が絡んだ問題と、認識していました。 基礎年金番号に登録されていない手番が、複数あることは、平成15年頃、厚生年金の期間照会業務をしていて気づきましたが、具体的な件数は、今回この問題が大きく取り上げられるようになって知りました。	登録されていない手番については、照会のあった内容以外のものが判明すれば、本人に確認を取るなど、登録漏れの記録を無くすよう努力しました。 今回の結果を真摯に受け止め今後も登録漏れの記録無くすよう努力していかなくてはならないと思います。
8814	本庁	その他(本庁)		人員を増やして、記録の統合や、年金の再裁定を早く進める。	年金の支払いにかかわる大変な問題だと思いました。 マスコミに報道された数年前だと思います。	年金記録を解決しようと相談窓口に出ていました。 浮いた記録を統合しないでそのままにしたことが反省点だと思います。 地方では、組合がとても強くて、そのことも権利の保障という名のもと、隠蔽体質につながったと思います。
8815	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	定期便を一時停止し、残留を即時解決することが先決と考える。	職員が知らない旧台帳などいろいろな問題が次から次から現れ、そのたびに対応に追われ大変な思いをした。(現在も)	基礎年金番号が導入されたときにもう一歩踏み込んだ対応が必要だったのではないか。現役の記録でさえ基礎年金番号に登録できていなかったのは問題がある。(過去記録の整備を行ってはいたが、返信率の低さに対し、手を打てなかった)
8816	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録問題は専門知識が必要な場合が多く、知識のある人の増員が必要。	制度の複雑化と、職員の怠慢が問題と思います。 問題を知ったのは、世間に報道されてからです。	事務所に訪問されたお客様や電話での問い合わせに対し、親切丁寧に対応するよう心がけて対応してます。まだ、回答票等についても積極的に調査・対応を行っている。信頼を取り戻すためには、丁寧な対応を行っていくしかないです。 この問題についての反省点については、職員の年金記録に対する意識が足りなかったと思います。 また、年金制度についても、複雑であり理解が難しい部分があるため、お客様にたいして制度の周知が足りなかったのではないでしょうか。
8817	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	判明した期間により、実際に受給額が増えるなどの処理が完了しないと、個々の方の問題解決にはならないので、今はとにかく処理できる人数を可能な限り増やし、1件でも多く処理していくしかないと思います。	当初は、被保険者本人が転職したときに、次の勤務先へ年金手帳番号の提出をしなかったことや、平成9年1月の基礎年金番号導入時に、他の年金番号があることの届出をしなかった等、基本的に本人の届出もれのために起こった問題という認識でした。 ですが、調査しても、氏名・生年月日・性別の誤入力等で、記録がすぐに判明しない事例が多々存在することを知り、機械化になった際の入力作業のずさんさが今回の問題を大きくしたのではないかと考えるようになりました。 統合されていない手帳番号が存在することは採用されて業務をしていくなかで知っていましたが、このような大きな問題であると認識したのは公に取りざたされるようになってからです。	氏名検索だけですぐに期間が判明しない場合も、時間は要すが本人から聴取した内容で可能な限り調査することを丁寧に説明するように努めました。 特別便・名寄せ・旧代等から、同一の方に複数の照会文書がいき、それぞれで届出がされたりで、不要な届書があるために余計に処理件数を増やしていると思います。
8818	地方庁	社会保険事務所課長級以上			問題はいろいろあるなかで、加入記録の管理方法の問題もそのひとつと考える。 厚生年金の制度発足が昭和17年、国民年金が昭和36年であり、当時の管理方法が、各社会保険事務所単位での紙媒体での管理であり、この紙媒体を昭和30～40年代(時期は私も把握していない。)より、順次電算化を実施してきたところです。当時は、電算化とはいえ、現在のようなオンライン技術も発達していなかったため、バッジ処理というもので、被保険者の記録を電算化するための時間も手間もかなり要していたことは、事実であります。このため、裁定請求してきた被保険者にかかる記録(本人申出の職歴にかかる記録)の電算化だけで精一杯であり、本人が忘れていた職歴に係る記録が取り残されていったと思われる。また、制度発足当時の紙台帳等が膨大にあり、その全てを電算化できなかったことから、今現在も紙媒体のまま多く残されているものである。 このことについては、データ処理にかかるコンピュータ技術との進歩と共に歩んできたものであ	過去の厚生年金記録の調査に来られるお客様に対し、コンピュータ上、記録がない場合には、紙台帳に記録が残っている可能性が高いことから、その調査に重点をおいて調査するよう心がけていた。 反省点としては、コンピュータ上、未収録となっている紙台帳記録を、この問題が表面化する前から、順次収録していくような取り組みをするべきだったと考える。
8819	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	組織全体として、更なる知識・情報の共有、関連部署との協力、連携をはかること、マニュアル処理等の徹底をすることと考えています。	国民の皆様の生活に直結した一刻も早く解決をしなければならない重要な問題と認識しています。	ねんきん特別便送付時に窓口対応に従事し、数多くのお客様と接する機会を持つことができました。その聞心の高さや、不安、不満を抱かれていることを肌身に感じ、お客様の立場に立った親切・迅速・丁寧な対応をこころがけてきました。更なる知識の取得に努め、より多くの国民の皆様のご理解をいただけるように心がけたいと思います。
8820	地方庁	その他(社会保険事務所)	今回の期間照会で調査をしている中で見受けられた事象として、国民年金繰上げ請求者で厚生年金期間が1年未満の者の厚生年金請求漏れ、特別支給の老齢厚生年金の受給者が退職届を出さなかったことによる老齢年金の裁定金額に誤りのあるものがありました。	国民年金の繰上げ請求者で厚生年金の請求漏れの者については早期に対象者を把握し、裁定請求書を送付すること、今後については65歳時に裁定請求書を送付することが考えられます。 退職届が出ていなかった者については、対象者を把握し、退職届の届出勧奨をすること、特に、記録不備のため、当時、退職届に勧奨が送付されなかった者については時効特例に該当するかご検討いただくことが必要と考えます。	厚生年金記録に氏名が入っていない、旧台記録がある、記録の不備があることは採用時(昭和61年11月)より知っていました。 オンライン化(昭和63年1月)の際にはエラーも含め相当数の不備記録があることを知りました。 厚生年金の記録に氏名が入っていない、旧台記録がある、不備がある件数を具体的に知ったのは平成19年です。	オンライン化(昭和63年1月)の際には、当時業務課で、できる限り記録補正処理をしました。また年金給付課在籍時、裁定請求の受付をする際は、本人に勧めた記憶がないか、国民年金を納めたことがないかを聞き取り、当時できる限りの名寄せはしていました。実際に、名前が登録されていない、旧台記録、不備記録等を探し出し、年金を支給したケースはたくさんありました。 しかし、不備記録、不完全な記録を認識していながら、件数がどれだけあるのかも知らなかったことが、問題を大きくしていたことは事実だと思います。先輩方も問題を知っている方ばかりでしたので、現状での解決策は自分がいかにお客様に説明し、記憶を引き出し、丁寧な調査をすることができるかを考えるだけでした。 全体の数字を含めた状況を認識することができなかった、つまりは問題の大きさを認識せず、お客様の申出を待っていたことが反省点であったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8821	地方庁	その他(社会保険事務所)	思いつきません。	一件一件、地道に記録を整備していくしかないのではないかと思います。	旧台帳の存在については知らなかったが、手番の未統合が多数あることは知っていた。 以前は、未統合とはいえ記録としては残っているので大丈夫であると認識していたが、自分の年金記録が正しく管理されている安心感をもってもらえるように整備していきたい。	旧台帳のWM登録ができていなかったことが大きかったと思います。
8822	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません。	年金記録の調査については、やはり経験が必要と考えます。記録問題の対応に全職員があたっていますが、判断等にはいくらマニュアルを使っても差があり結果、回答までの時間がかかりすぎている。業務経験者による集中的な業務処理体制の構築必要です。ただ、今後の組織を見るとかなり難しいと思われますが・・・	平成11年頃に厚生年金の記録調査を担当していた時に過去記録の氏名や報酬等、台帳と違うことが多いので注意が必要と引継ぎを受けた。当時は、WM導入時のパンチミス、経過はよく知らなかったが調査には細心の注意を払うようにはしていた。標準報酬については、記録調査のお客さまから相談をうけて実際の報酬と相違していることがあるのは認識していましたが改ざんがあることは最近知りました。年金記録問題は社会保険制度の信用問題。どんなに困難であろうと最後まで私たち社会保険職員が責任をもって対応しないといけない。	厚生年金の記録調査を担当している時は、(8)にも記載しましたが細心注意を払い、調査を行っていた。年金記録問題がクローズアップされてからは、自身のもっている経験をフルに使い調査業務の支援にあってきた。電算化導入時のことは知らないのでわかりませんが、基礎導入時の平成9年には基礎への統合のため記録調査を行ったときには、氏名の変換ミスや生年月日のパンチミス？等は確認されていた。年金記録が問題になるまでの10年くらいは特別なにも行っていないように思われます。問題が表面化してからしか対応を行っていない社会保険の体質は本
8823	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳突合によりWMデータの修正を急ぎ年金記録を回復させること。 ご相談に来られるお客様、電話にて相談されるお客様一人ひとりのご相談に際し、一番よい方法等をお示しできるよう私たち職員の質をさらに向上させる。 また、国民の皆様に年金制度(法律・歴史・仕組み)をこれまで以上に丁寧に説明ご理解を頂き、事務を行う職員だけでなく、広く国民の皆様に年金広報していくこともしていきたい。コミュニティーでの広報、学校教育現場での説明等々。	基礎年金番号に登録されていない手帳番号が数多く存在していることへの認識はありました。平成9年当時基礎年金番号発足時から順次登録を促してきましたが、制度周知がいたらず平成19年に数多くのお客様より指摘を受け事の重大さを痛感しました。	いわゆる宙に浮いた年金記録と問題視された時点よりは事務所窓口での相談に常に先頭に立ちお客様の相談にお答えしてきました。国民年金の納付の相談等あらゆる機会に年金記録の確認をお願いしいち早く手帳番号の登録が進むよう努力してきました。 今、古い過去の記録の照合を急ぎ行っている現状に、もっと前から照合を行っていればとの反省の念がぬぐえません。 現在は記録の入力等に際し最大の注意をもって二重チェックを欠かさず行っています。
8824	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じ上げておりません。	外部機関や有識者の解決にむけての提案等を広く応募し方策をとることが望ましいと思う。 また、監督庁と現場の温度差があると思うのでしっかりと現状を把握し、一体となって取り組む必要がある。	社会保障制度の信頼を脅かす重要な問題だと認識しています。 問題を知ったのはマスコミなどで騒がれていた17年ごろです。	自分としましては、相手の視点にたったしっかりした対応を心がけ問題解決そして信頼回復に向けて全力で取り組んできました。 また、この問題にむけての反省点としては、国民の方々が納付したお金を将来老後の生活を支える年金としてお預かりしているという意識が足りなかったのではないかとそこにこの問題の反省点があるのではないかと思います。
8825	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	今年になって復興しましたが、世間で騒がれ始めた平成17年頃から、興味深く見ていました。実際にこの職場での経験をした立場からすると、起こるべくして起きた問題であると感じました。当時の手作業からコンピュータ化に至るまでの作業の中での管理体制や職員の意識も低かったように感じます。ただ、複雑な制度やお客様個人への情報も少ない中で、自分自身の記録について、認識をしていない方も多かったと思いますので、どうすればこのような問題が起きなかったかを考えると、とても難しいことと感じています。	現時点では一人一人のお客様に丁寧に情報を伝えることと、記録問題に関しては迅速な対応をするように心がけています。 人間の一生に関わる大切な記録を扱っているということを職員が自覚をし、古い公務員体質を捨て、サービス業の感覚を持って望む必要があると感じています。 現在の職員は、その感覚を持って働いていると思います。
8826	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録について、勤務していた事業所が、社会保険の適用事業所として加入が有るか否かに関わらず、ただ単に就労していたとの本人の記憶のみで、申し出されることが多々見られる。また、適用事業所となっていても、施行期間を設けていたので本人の記憶との相違がみられる。 取得届けの提出の際に、事業所が本人の苗字、生年月日等を何で確認したか疑われる事例も見受けられる。 被保険者の中には、全く年金について感心がなく給料で保険料を引かれるより身銭が多く貰える方を選択して加入していない者や、景気の良い時は請負で雇用契約を行っておるにもかかわらず、年金記録がない旨の申出をする事例も見受けられた。一方、事業主も本人の意思や会社負担を抑えられるのを見込んで、暗に加入の妨げている事例もある。	事業所調査において、一連の調査項目以外に日々の社会保険制度にかかる質疑応答で事業主及び事務担当者への啓発を行う。 また、事業所主及び事務担当者に従業員からの社会保険制度にかかる相談等について対応できるよう指導していく。	定年後の生活設計において、すべてが年金額と比例するとは思わないが、一部の生活の糧としての役割を担うため、この問題は重要と認識している。 年金記録において、取得から喪失まで幾多の人の手により事務処理が成されている事による弊害が起こりうると思う。 ただ、被保険者の中には勤務した事業所を短期間で転々と転職を繰返し記憶が曖昧であって思い込みもある。 この問題が、存在することを知ったのは、平成15年ごろと記憶する。	事業主及び事務担当者並びに被保険者への社会保険制度全般の啓発が不足していることが反省点であると思う。 取得から喪失まで幾多の人の手により事務処理が成されている事であり、審査業務の充実。
8827	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	年金記録問題については、時間がかかってもお客様の理解をいただけるまで、最後までしっかり調査することが大事かと思います。	年金記録問題を具体的に知ったのは、世間に報道されるようになった時です。 私自身、問題の発生に大変驚きました。(まさか、紙台帳からコンピューターに移行する際に転記漏れがおこるなんて・・・と思いました。) また、印紙検認の時代に徴収員が横領したことについては、公務員として恥じるべきことと思います。 いずれにしても、お客様に大変申し訳ない事と認識しています。	窓口に来られるお客様の疑問を解決できるよう、残された資料の中から調査しました。また、お客様が理解できるように、わかりやすい言葉を使い説明しました。 この問題発生の原因は、お金に関する問題はやはり細かなチェック機能が無かったのではないかと思います。そして、記録については、オンラインに切り替えをする際に、外部委託をしたこと、またその後の確認作業を怠ったことが大きな原因と思います。
8828	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	担当職員を大幅に増員し、早期処理する。	国民年金不正免除は、職員として真に残念であった。知ったのは、新聞報道。	調査し、お客様が納得いく回答をするよう心がけたが、回答が遅くなり、督促の照会が多かったのが、反省点。
8829	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8830	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		職員が一丸となって対応する。	大変な問題。 報道関係があってから。	お客様の記録の確認を的確に行う。 昔の記録管理のずさんさ。
8831	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	・特に知りません。	・「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」の漏れや間違いがあると回答した者に対する調査・回答処理を早く行う。また、国民からの協力が必要であると思う。	・社会保険の業務に携わる者として、大変重大な問題であると、認識している。なお、この問題を知ったのは平成19年3月頃。	・年金記録の未統合記録に係る解消のため最優先事業として取組んできた。(来訪者への対応、特別便等の処理等)。なお、法令遵守の周知・徹底及び業務処理マニュアルに基づき、適正な業務処理を行う。
8832	地方庁	社会保険事務所課長級以上			知ったのは問題が起きた頃(19年頃)。未統合の手番については基礎が始まった9年1月以降、事務所ではその都度統合も進めていたため、特段問題ではないのだろうと思っていた。しかし、記録問題が起きてから改ためて思うと時々不思議な記録(番号のみ、生年月日が00…)にあたることなどがありそれが、現在の問題のひとつだったのだろうと思う。	記録問題発生後、正しい記録回復に向けて努力してきたつもりです。この問題について、私が一番問題があったと思うのは記録を正しく管理するという観点が全く感じられないということです。社会保険庁・各県の社会保険事務所・各市町村の全てにおいていえることだと思います。現在、私は特殊台帳の突合せに携わっています。社保の台帳とオンライン記録・市町村と社保の記録それぞれ違うものが非常に多いです。昔というか当時の仕事について、私が若い頃、先輩(上司)から聞いた話(一定時期に市町村の台帳と突合せを行っていた・社会保険庁へ逃運を行っていた)から考えるとどんな仕事をしていたらこんな状況になるのですか？といいたいです。 現在の状況から考えると、今では当たり前の二重チェックですがそれぞれ(社保の台帳・オンライン記録・市町村)の時点でのチェックが非常に甘かったのではないか。もしかするとチェックを全くしていないのでは？と考えています。
8833	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		職員一丸となって信頼回復に向け頑張るしかない 年金制度は非常に難しくベテランになるには時間と経験が必要である	特に認識していない 上司に命ぜられるまま目の前の仕事をこなしてきた	益をこなすのが精一杯であった 職員が不足していた システムが年金制度に追いつかない システムの刷新が求められる
8834	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	20歳以上の被保険者の制度加入時の基礎年金番号が解らない場合の調査を徹底する事により、新たに基礎年金番号を払い出ししないようにしながら、記録整理を進める。	マスコミ報道が起こりはじめた時にはじめて知りました。 社会保険職員として、一人一人が責任をもって取り組まなければならない最重要課題として認識していました。	お客様に制度をわかり易く説明することを常に心がけ、戦歴等からの記録整備を積極的に取り組みました。 難しい制度なだけに、お客様や事業所との間に誤解が生じてしまった事が反省点だと思います。
8835	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
8836	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	専門部署(集約センター等)を設置し、集中的に解決に向けて取り組むことだと思います。 この部署では、処理の効率的・効果的なシステム開発を行うことも必要と思います。	平成9年に基礎年金番号制度を導入したことにより、他の年金手帳記号番号の統合処理は必ず必要であります。 名寄せ処理(本人への通知等)により統合処理を進めていたことは認識しておりましたが、処理件数等は認識しておりませんでした。	来訪者に対して他の年金手帳記号番号が発見された場合、統合処理等を行ってきました。 年金制度・基礎年金番号制度に対する広報等が足りなかったのではないかと思います。また、名寄せによる統合処理は、集中的に行うべきであったと反省しております。
8837	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現在、庁として進めている方策を着実に進めていけば良いのではないか	新聞・TV等で報道され、全国的に取り上げられた頃	
8838	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	〔現時点で世間に知られていない問題〕 今まで接してきた業務においては心当たりは無い。	〔問題の解決に向けて〕 今までの報道機関の煽るような報道姿勢を 検証する場を、バランスを保つために設けても 良いのでは。	〔年金記録問題について〕 外部の視点による監査等が不十分だった、 また国年や厚年の納付率の近視眼的ノルマに 現業職員が束縛されたことが一因として生じた問題。 〔いつ頃知ったか〕 存在を具体的に意識したのは3～4年前から	〔どのように対応しようとしたか〕 自分や周囲の担当業務を日々遂行する手法について、 より客観的な視点でのチェックを強く意識するようになった。 〔どのような点が反省点として挙げられるか〕 問題が一つ浮上する度に個別対応に追われ、 制度全体としての問題へのある程度長期的な 対応体制の構築まで多く時間を費やしてしまった。
8839	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	時間がかかりすぎているため、迅速化をはかること。書類受付後、何もせずおいておく時間は最小限にしなければならないと思います。本人に照会事項があっても時間がたつと詳しく思い出せなかったり、新たな不信を抱かせてしまい、余計に事務処理に時間がかかってしまい悪循環です。	採用後、初めて業務課に配属されて期間照会業務を行うようになったときに知りました。このころは照会された記録について探し出し、年金受給年齢までに本人の記録が整備される・受給者でも再裁定で受給できると思っていました。	本人が照会してきた記録についてはマイクロによる検索や他庁への照会等行いました。この作業のなかで、古い台帳には記録があるのにコンピューターには氏名や生年月日が記載されていない不備な状態であることが多かったと思います。今は整備されていますが、氏名等が整備されていれば窓口に相談に来られた時に氏名検索ですぐに分かり統合が進んでいたと思います。
8840	地方庁	社会保険事務所課長級以上	カセットが閉じていない記録があるなど、本庁のデーター管理に不備があると思う。画面にも反映されていないため年金窓口で、十分な相談ができない。窓口や記録調査の経験のある職員が不足している。	旧台帳記録を早急に画面照射すべきと思う。また、経験のある職員を増やすべき。	基礎年金番号付番のときに、あまりに多い手番を持っていた人が多いことも含め、整理に時間がかかると思っていました。	大量の業務量と、通常業務に追われていて、具体的な対応はとれなかった。反省点としては、社会保険庁の組織全体で解決する体制と人員の確保を図るべき。当然、退職して天下っている職員も含め、歴代幹部の責任は問われるべきだと思う。現場の職員ばかりが批判され、辞めさせられる職員までではないが、如何なものかと、不信感と怒りでいっぱいです。
8841	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	今までは無理な目標を掲げて、結局はお客様からの不信感を増幅させた。きちんとした人員を確保して、合理的に計画的に進めるべきだ。	大変なことだ。報道を通して知った。	組織ではたらいているので、個人で具体的に何かしようとすることはない。 できなかったこと、そのままになっていることを、個人のせいにしてふたをしてしまうのではなく、職員一丸となってやっていく体質が必要だ。
8842	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		平成9年に基礎年金番号ができたとき、未総合記録は、受給するまでに統合すればよいと安易に考えていました。しかし、多少なり何か問題は出てくるかもしれないとその当時から思ってはいました。	当時は、本人の手番の確認ができしだい登録が行っていました。 登録できる記録は、手番確認ができたときか、本人が記憶のある記録でした。 当時は、こちらから、事業所名を言って本人に確認してもらうことはできませんでしたので、そこにも反省するところがあるのではないでしょうか、

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8843	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8844	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
8845	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記号・番号が払い出しされているのにも係わらず、記録・氏名等が不明な記録が存在していた。存在を知ったのは、平成7・8年頃と思われる。	年金記号番号払出簿より、氏名・社名等を確認のうえ、記録台帳を調査・補正処理をした。記録台帳の保存の不備(台帳が年数の経過に伴い不鮮明)
8846	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	自身は適用がメインで業務をしていたので、年金記録照会にはあまり接していませんでしたが、事務所全体で課にかかわらず対応することが大切だと思っております。 それが一日も早い解決に繋がると考えますし、地道におこなっていくしかないと思います。	入社したとき(2008年3月)には、すでに大きな社会問題として報道等で取り上げられていました。 一般国民が報道等で見聞きし感じていたものと同じであったと思います。 実際に業務に従事するようになり、年金受給者にとっては生活に直結する問題であること。そし	自身が入社して時点で大きな問題として取り扱われており、入社以前のことは分かりませんが、国民に対しての周知が足りなかったのではと思います。 実際の処理状況などを明確に伝え、真摯に対応することで国民が抱くイメージも変わっていたのではと思います。
8847	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号制度ができてからも、通常業務で基礎年金番号に結びついていない手帳記号番号は多々見られました。しかし、正直このような大きな問題になるとは思いませんでした。実際記録問題の作業を行っていくうちに、今まで知らなかったことが山のようにありましたし、こんなにWMに反映していない記録はあったのか、反映していても誤って入力処理されていたものも、こんなにあったのかと、驚きました。紙台帳や払い出し簿等の内容が正しくWMに処理されていないまま、ねんきん特別便が始まりましたので、開始当時は本当に困惑しました。基礎年金番号が始まったときに、もっともっと問題意識をもって取り組んでほしかったです。	とにかく、一つ一つの記録を基礎年金番号に結びつけ記録を整理しようと一生懸命業務を行っていましたが、ひとつの記録を確認するのに、自庁では確認できなかったり、今のようにシステムも構築されていませんでしたので、調査が途中で中断してしまうことが多く本当に大変でした。 記録問題が出た当初から、全国の社保職員全員がこの問題を認識し、ねんきん特別便が始まった当初から専門の調査チームを設け、調査、回答、再裁定業務に当たった方がよかったと思います。記録問題に全員がもっと問題意識をもっていればこんなに時間はかからなかったと思います。
8848	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題に対し、すべての問題を解決させるため職員が真摯に取り組んでいくしかないと考えます。	年金記録問題については、重大な問題であると認識していました。また、問題の存在を知った時期については、年金記録問題が報道され始めたからであり、はっきりとした年月日については覚えていません。	社会保険庁の指示に従い、国民の皆様の年金記録問題を解決するべくさまざまな記録の整備、確認等を行ってきました。また、反省点としては、これまで国民の皆様方からお預かりをしている重要な年金の記録であるという意識が足りなかったのだと考えます。
8849	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録の統合について、年金給付裁定請求時に判明した記録について、年金給付課職員が、統合処理を行っていたが、窓口受付分について、窓口担当職員(謝金職員)が確認をし、老齢等請求書に手番を記載したものを、職員の確認が十分でないまま、統合入力をしていた。(窓口担当職員が十分に確認しているという認識のもと) よって、別人記録の統合も一部あって、記録を取消したこともある。	国民の信頼回復が最優先であることから、まずは、お客様からお申し出のあったものについては、十分な調査を行い、記録が判明したものについては、すみやかに統合処理を進めていくことが重要である。 また、国民一人一人が常に自分の記録を確認できるように、年金通帳の導入を推進すべき。	問題認識はあまりなかったのが正直な思いであり、年金記録問題が存在することも、平成19年に報道されてから詳しく知った。	窓口業務で、お客様一人一人に対して、できる限りの調査をし、何とか記録の判明に結びつけれるよう努力した。 5000万件という数字を聞いて驚きを感じたが、問題が明るみに出た以降、毎日たくさんの来訪者と接し、お客様一人一人が納得できるまで、説明し対応した。 反省すべき点は、特別便の内容がお客様にはわかりづらく、来訪者の増加に繋がってしまったこと。(何時間も待って、結局相談時間が数分で終了したケースが多々あった) また、年金記録問題対応する職員へのケア(心のケア)が十分されていなかったことも問題として残る。 (結果的に嫌気をさして退職してしまった職員もいる) 組織改革までやる必要性が本当にあったのか疑問も残る。 せっかく公務員試験を受験して合格して仕事をしてきたにも関わらず、なぜ公務員としての身分が保障されないまま、民間者とならなければいけないのか・・・
8850	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	たとえば、既に亡くなっている人の記録も多数存在すると考えられ、その様な方々に遺族がいない場合や、確認できない場合には持ち主の判明ができないことが想定できますが、その場合にはどの様に対応するのか、また何をもって問題の解決とみなすのかを整理する必要があると考えます。	制度設上の問題や事務処理誤り、または届け出の誤りなど、長い期間をかけて蓄積された、社会保険庁として管理責任を問われる問題だと考えます。 年金記録問題につては平成19年のマスコミ報道等により存在を確認しました。	年金記録は制度の根幹であり、大きく信頼を失ったと考える為、窓口や電話で接するお客様に対して、できるだけ丁寧な説明を心がけるなど、信頼回復を意識しながら取り組むように努めました。 お客様との年金記録に対する相互チェック機能がなかったことが、問題の反省点だと考えます。
8851	地方庁	その他(社会保険事務局)		各職員の意識の差、また、被保険者の年金に対する興味のなさも要因であると思われる。記録問題は人員不足により追われる仕事となってしまっているのが現状であるため、増員などの職場環境改善により攻める仕事に転じて行く必要があると思う。 また、制度周知が不足していると考えており、新たな記録問題を発生しないためにも徹底的な広報が必要なのではないかと思う。	記録問題を実際に処理する部署に在籍したのは、既に記録問題が発覚しており特別便が発送された後であったが、解決すべき最優先の事項との意識を課内で共有していた。 採用後年数が浅く、庶務・会計業務に在籍していたこともあり、記録問題は報道で知った。	課内で最優先事項と意識していたため、通常業務の手を止めてでも記録問題に係る業務から対応しようとした。 ただ、一日に処理できる件数は限られており通常業務を全くしないというわけにもいかなかったため、照会への回答などが滞留してしまうこともあった。課内意識の共有は図られていても、それを効率的に実行する策にかけており照会に対する回答に時間がかかったのは反省点である。
8852	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知らない。しかし、第三者委員会により、法律上、ありえない1等級差による月額変更のあっせんがなされている。給料明細等で変更後の保険料で控除されていれば、やむをえないとは思うが、そうでなければ、他の被保険者と公正さに欠くと思う。		基礎年金番号導入前では、民間も被保険者証の早期交付を優先し、新規取得として新番払出しをしていたが、偽重複の案内文書を控えに同封しても、その後重複取り消しの提出は少なかった。将来、年金請求時にもめるのではと思っていた。	新卒者でない場合、少なくとも、当時できることは、重複取消の案内を事業所に送付するぐらいしかできなかった。 現時点での反省点は、積極的に情報提供をしていれば、5000万件という数字はなかったと思
8853	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	いま行っていることを個人個人が積一杯行うだけだと思います。	記録問題が問題として取り上げられる前は、名前や生年月日、職歴等で見つからなければ、一担当者としてはどうしようもできないのが事実でした。 この問題が、問題として取り上げられるようになって、記録がつながったり年金額が増えた人がいたことは、とてもよかったと思いますが、手管理から機械管理に変わったこと、時代も大きく変わったのだから、このように長きに渡って記録を保有する職場としては、仕方ない部分もあったと思います。	時代が大きく変わったいまだからこそできることがあると思います。 それを積一杯やるしかないです。
8854	地方庁	社会保険事務所長	特にありませんんただ、年金記録の内容、歴史を熟知している職員は一部しかいないと思います。厚生年金、国民年金、共済関係すべてをということになさらに減ると思います。	厚生年金のカセットを全部開くなど、基本データを整備してほしい。制度の経緯はある程度示されていますが、全件突合するときは、年金記録の見方や歴史(県によって事情が違うので難しいかもしれませんが)をデータベース化したものを準備すると良いと思います。	申請に基づく処理の限界と、ある程度ヒューマンエラーはあると思っていましたが、基のデータがこれほど整備されていないことを初めて知り困惑しました。一刻も早く本来受け取っていただくべき年金の記録にすべきと思いました。ただ、具体的な対応については、作業量が膨大すぎることと職員の知識という面から見ても困難性の高い業務になると認識しました。今回の年金記録問題の存在については平成19年国会で明らかになったときです。	膨大な作業量ですが、ひとつひとつ進めるしかないと思いました。健康保険、厚生年金の場合、徴収を含めて健康保険の業務が優先でした。国民年金も、記録管理より収納実績が優先でした。長期にわたる年金記録管理業務に対する意識が組織としても希薄でした。また、記録を登録する現場と管理する業務センターなどとの情報の共有や、意思の疎通が無かったことも反省点だと思います。
8855	地方庁	社会保険事務所課長級以上		国民に完全に納得いただくことはできないと思われるが、社会保険庁として、また、年金機構としてここまでやりましたと、ある程度、時期がきたら、早期に示すことが大事と考えます。ずるずると、解決に向けて、今後ともやりますだけでは、国民の信頼は永遠に得られない。一度、早期に区切りをつけて、そのうえで、今後に発生する問題点について解決を図っていくのが最重要と考	のぞき見から記録の改ざんまで、いろいろなパターンがありますが、いずれも、当然のことながら、やってはいけないことで、中身によっては、重い処分がくだされるのはやむを得ないことだと考えております。問題が存在することを知ったのは、テレビや新聞報道などです。	国民の信頼回復に向けて、電話や来客について、相手に気持ちよく相談が終わるように、十分心がけています。 チェック体制の不備が原因だと考えています。このチェック体制は単に事務所だけでなく総合的にです。また、のぞき見については、のぞき見をした本人はもとより、指導力の甘さも原因のひとつ
8856	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	無いと思います。	お一人お一人の記録を事実どおりにするための調査を迅速に行う以外にはないと思います。	あってはならない問題であると思います。今回の問題発生時です。	記録管理に対する対策が十分でなかったと思います。紙の劣化、火災、水害等は考えられる問題であり、それらに対する対策もなかったことが問題です。
8857	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	記録の整備は必要な人員の確保、厚年についてはOBなど実際に名簿の記録を扱っていた人などの手を借りる。整備の方法を全国統一して行う。この間の旧台や氏名のない記録の整備がされたものでも、事業所記号・番号などが登録されていないものが多く見受けられるが、登録不可なのか省略されているのかは画面上判断ができないため、再調査など二度手間になっている。画面上に調査結果が登録できるようにならないものかと思う。	平成9年、基礎番が導入された時点で現存者のみにしか付番通知を出すことができなかったため、手番のまま重複した番号をいくつも持っている人は相当の数に上ると思われたが、手帳や被保険者証を持っていればいつでも統合できると思った。紛失や記憶があいまいな場合、統合が困難なケースも多く、被保険者本人も早く手続きしてくれればいいと思った。旧台のカセットについてはどう対処するのだろうと漠然と思った。	相談窓口等に来所された方は他手番がないか念入りに調査した。 基礎番の導入の際の準備期間があまり十分ではなかったことや、重要性についての広報の不足があったと思う。
8858	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られている問題以外存じ上げません。	期間照会業務等に精通した者を中心に、地道Ⅱ作業を進めるしかない。	国会等で問題になり、報道機関により取り上げられたとき。 政党間の争いに発展するだろうと認識していた。	年金記録の回復に向けて、通常業務を含め粛々と進めることとした。 早期の基礎年金番号導入に踏み切るべきであったと思う。 個人の年金記録の管理を担っているという職員の意識レベルの低さ、システムの合理化及び開発、総背番号制導入に反対していた政党及び労働組合、 年金制度そのものに無関心であった国民等それぞれが反省すべきであると思うが、とりあえず社会保険庁がすべて悪かったのでしょう。
8859	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成18年4月採用であり、入って間もなく問題が発覚したので、知りません。	引き続き、定期便などで定期的に注意喚起して自分の年金の記録に関心を持ってもらうようにしていくことが必要だと思います。	テレビ報道が過熱して知りました。国として基礎年金番号制度に移行したときの、周知徹底が不十分であり、国としての責任が重いと感じます。	被保険者一人ひとりの記憶に頼らなければならない問題であるので、年金記録に誤りがないか、定期的に注意を喚起していくようにしていかなければならないと思います。 少しでも疑問に感じている方には、すべての情報を開示して記録の成否を確認してもらう必要があると思います。 制度として、つぎはぎだらけであることや時代背景が昔と異なっていることから、制度としての見直しや、例えば法人設立要件の大幅な引き下げにより資力のないものでも法人を設立でき、社保加入させなければならないが、滞納となるように年金以外の法律との整合性も取れていないと思うので、一定の加入要件の見直しも必要と思う。
8860	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	ねんきん記録問題の解決に向けて現在ねんきん特別便、定期便の発送や社会保険事務所等での旧台帳処理などさまざまな方策がとられています。現在できることはそれらをしっかりとかつ迅速に取り組むことであると思います。	私事になりますが、年金業務に携わってから日が浅かったため、いわゆる宙に浮いた年金記録が多数あることについて知ってはいましたが、そこまで大きな問題であるとは考えていませんでした。報道機関で大きく報道されるようになってから、またねんきん特別便の発送が始まり多くのお客様が社会保険事務所に来所されるようになってから、重大な問題であると認識するようになりました。	社会保険事務所に勤務していた当時はねんきん特別便の対応窓口などでお客さまと過去の記録について確認作業を行ったり、また、その後のねんきん特別便の後日調査等ではなるべく危機意識を持って取り組むよう努めました。 年金記録問題がこのように大きな問題になった原因としてはやはり年金記録をきちんと管理する意識が業務にたずさわる職員に少しかけていたのではないかと思います。以前、年金記録がオンライン化された以降でも疑重複記録は年金請求の時に本人に確認したうえで統合すればいい、という考え方も自分の周囲にはありました。疑重複記録が発生した場合、そのままにしておかず、できるだけ速やかに本人の基礎年金番号に統合するよう処理を確実に行うことが必要と

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8861	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	厚年・国年を問わず、現存する紙等の記録との突合を徹底的に行うことに尽きる。 国年については、条件に合致すれば『2年間』を納付と認めるにあたり証拠を不要とする旨のことが決まったと聞いたが、期間の問題ではない。たとえば、納付組織によるものであれば、集金に携わったものや組織長(班長・区長等を含む)あるいは当時の市町村の収納担当者等あらゆる関係者からの聞き取り調査も加えて判断したいところである。(時間と労力は要するが) また、厚年に関しては、当時の記憶がなかったり、あるいは事業所名と整号との不一致等、非常に困難な問題がある。この場合も当時の経営者側・同僚等からの聞き取りによる結果からの判断もすべきと考える。 一部には、高齢者に対する考慮の観点から、『定額での給付による整理』を検討すべきとの意見もあるが、これには反対である。年金制度の根幹・制度の意義を問われることである。納付に応じて給付を行うという現制度の下においては、絶対にやってはならない。 なお、現役職員においては、通常業務を行いながら記録問題への対応を行うことは極めて無理があり、おのずといずれかにそのしわ寄せが出てくることになってしまう。人的措置は必要不可欠かつ急務である。	生きていれば、誰でもが高齢者になる。その高齢期を経済的にいかにしてやりくりしていくか。それが問題だ。かつては、1次産業全盛期であり、大家族が常識的に存在していた。 やがて、1次から2次3次へと産業構造が変化してきた。そして、都会への人口移動・核家族化へと世の中は変わっていった。われわれは、年金制度の説明会の中で、『世代間扶養』という年金制度に対する認識を訴えてきた。そして、納付した分は、利子をつけて子や孫の世代が支えてくれるから、安心して国に任せてください、と説明してきたものだ。ところが、肝心要の資格記録・免除や納付記録が入ってませんでした、では世の中に通用しない。 平成9年1月、基礎年金番号を導入したときに、一定期間をおいて整理した結果を、現在行っている特別便・定期便のように国民に返すべきであった。このことも悔やまれることである。とは言え、事ここにいたっては、それを嘆いていても仕方がない訳である。 年金は、われわれが説明してきたとおり、高齢期を経済的に支えるものである。国の信用に直接つながる問題である。これまで、国年の納付拒否者に対して、われわれは『国がつぶれない限り年金制度は信用できるもの』と説明してきた。このことを実証していかねばならない。 最後に、いつ知ったか？とはどういう意味かわからない。ただ、年金記録の電算化の段階で感じたのは『100%？』、国年でいえば、納付組織・市町村・社保という流れの中で、『100%』という不安が経験の中であったことは確かである。	特に取り立ててはない。 ただ、自分の行う業務の中で、正確な事務処理を行うべく事業所や市町村・納付組織や一人ひとりの国年被保険者への指導を行ってきたつもりではいる。 また、反省点としては、(8)でも触れたが、最低でも折に触れて、つまり、国年の電算化・基礎年金番号の導入時等において、特別便のような国民への『お知らせ』的なものは必要だった、これに関しては痛恨の極みである。
8862	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	ねんきん特別便のフォローアップが本当にどれくらい進んでいるのか詳細はわからないが、まず年金受給者の回答がない方からフォローアップの再確認。 今後の対策としては、現在順次送付されている『ねんきん定期便』を毎年発送を続けることにより被保険者にとっても年金に関心を持たせることが一番大事だと思う。	基礎年金番号導入後の平成9年1月頃から、事後フォローの確実性について、気にしたことはあったが、大きな問題として認識したのは、平成19年6月。	基礎年金番号導入後回答のなかった方への事後フォローの確実性にかけていたのではないかと思う。
8863	地方庁	その他(社会保険事務所)		被保険者に照会し、地道に調べていくしかないと思います。	加入期間が満たなければ、年金が受給できない。本来受給できる人が受給できない。	世間への年金についての周知、PRのうまくいってなかったのではないか、そのため年金への関心の低さ、年金手帳に職歴欄のページがあるのに記入されていることは少ない。
8864	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録問題については、被保険者、受給権者保護の立場は十分理解するも、被保険者、受給権者の申し立てが全ての形で受け入れられるのはいかがなものかと感じる。現在確認できる証拠資料により判断せざるを得ない。	オンライン切り替え時においての切り替え作業がスムーズに行かなかったこと、更新済み台帳、原票の取扱いが適切ではなかったのではないかと感じている。 詳しい時期については定かではないが、記録問題等が報道だれる前の大学校研修において、年金記録、報酬についての疑義が増えていること、誰のものか判らない記録が多数存在するこ	現有する記録、証拠となりうる資料等により判断せざるを得ない。 台帳、原票等永年保存すべき。(コスト面を考えるト問題があるかも)
8865	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便、定期便について各事務所で回答に対する調査専門のセクションがあると思うが、未回答の際に対してのアプローチが人員等考えると現状では限界があると思うので、期間限定で各事務所での電話等の案内を増加する。	年金に関わる重要な問題と認識している。基礎番号に未統合の記録が多数あることは、基礎番号導入時以降分かってはいたが、年金請求時にある程度解明するものと思っていた。年金給付課は未経験でもあったため、かように大きく重要な問題と意識したのは、所謂年金問題といわれだした時期と大して変わらないと思う。	記録の照会等丁寧にかつスピーディな対応をこころがけた。とはいえ、調査の結果までに要する期間がかなりかかっていることは大きな反省点。また、名寄せできない過去記録の解明へのたちおくれも反省点と思う。
8866	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		1、制度スタート時から非常に長期間記録を管理しなければいけないことの認識が甘く、記録管理の体制に細かな注意が払われなかったこと。 2、膨大な記録の管理にリスクが伴うことへの手立てが行われなかったこと。 3、コンピュータ管理が遅れたこと。 4、コンピュータへの収録作業がその場しのぎで、完全におこなわれなかったこと。 5、年金記録問題として、騒がれはじめた時にきちんと今までの経過を広く国民に説明できなかったこと。また今後の記録整備計画が職員に説明できなかったこと。 などから国民の不安を駆り立て、職員も不完全な記録が大量にあることを認識して非常に不安になった。 もともと、WMに収録されていない記録があることは認識しており、それについては期間照会で対応していて対応できていると思っていた。 氏名の収録されていない記録の整備をはじめたことにより未収録の記録の多さ、不完全な記録の多さに驚いた。	目の前にある整備しなければならならい記録の整備を行った。それを行いながらこんな方法ではなくもっと根本的に収録しなければ、いつまでたっても終わらないと思っていた。 年金記録の実態を誰も把握できていなかったのではないかと思う。実態に基づいた整備計画を作ることができなかったこと。
8867	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	特になし。	年金番号を複数お持ちの方が多数いらっしゃるのは把握していたが、統合申請を少なくとも年金受給時にもれなく記録確認しご提出いただき整備していると考えていた。 番号を多数お持ちの方は採用されてまもなく知りましたが、基礎年金番号制が導入されて他制度間の重複が頻発していることの把握が可能となったことにより問題があると考えるようになりました。 いろいろな制度、国民年金、厚生年金等を別々に管理し一元管理してなかったことと、民間会社であれば何十年も前に完了していたデータの突合が不完全な形で今にいたっていることに一番の問題点があると考えています。	疑重複調査を適正に行い可能なかぎり新規付番を行わないようこころがけていました。 問題点としては、今整備していただいているところなので解消するかと考えますが、ローカルルールが判明しだい、その解消と統一が必要ではと考えます。 年金特別便、年金定期便等を通じて不明記録の判明に努力しつつこれからの日々の業務においても、正確で後日に問題点を残さないよう行っていきます。
8868	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		厚生年金の番号を会社が変わるたびにとっている人の存在については、知っていたが年金請求時までに一本化すればよいとおもっていた。今回この問題が公になり被保険者の氏名のふりがながいいかげんであったことについては初めてしった。	特別便の発送については、もっと時間をかけてやるべきだったと思う。大量に送付したことにより、社会保険事務所の窓口があふれかえり十分な確認をしないまま件数だけをこなすような状況だったことです。
8869	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	記録の瑕き見、国民年金の不正免除、標準報酬の不正訂正等が起きたのは、職員の法令遵守という意識が不足していたからだと思います。 こういった問題があることを、マスコミ等の報道によりいろいろ知ることになり、 同じ職場の仲間があやまちをしたというショックと、お客様に対して申し訳ない気持ちです。	1人1人が、法令順守の意識を持ち、心をこめて仕事をしていくことが信頼回復につながると信じています。
8870	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	過去からの対策不足。 平成19年ごろ。	可能な限り聞き取りと検索による調査。
8871	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号導入時、他に番号がないかどうかという記録照会回答票を送付してるのにもかかわらず、回答してない人も多く、このように誰のものかわからない記録がたくさん残っている。全て、社会保険庁の記録管理のずさんさだけを取り上げられているが、国民一人一人も、自分の職歴をしっかり把握してなかったという点を指摘しても良いと思う。	今ある、まだ未解決の記録については、その処理にあたる者の人員を増員して、集中的にやるべきだと思う。ただ、これから、資格取得届を提出して、基礎年金番号がわからない場合、氏名検索ができないとのことですが、それは疑重複を増やして、宙に浮いた記録をますます増やすことになると思う。氏名検索はしっかりとした自己責任のもとで、必要なものではないかと思う。	一人一人の大切な記録なので、本人の記録かどうかをきちんと調査した上で、年金に結びつけてあげられたらと思う。ただ、それには自分の職歴をはっきり覚えてない人も多く、様々な角度から聞き取りして、問題解決に努めたいと思いました。基礎年金番号導入時、そのようなことが起こるのではないかと思ってました。	古い記録ですと、何十年前のことをはっきりと記憶してる人はなかなかいませんので、なるべく、様々な角度から、その頃のことを思い出させるような形で、調査し、少しでも年金に結びついたらと思い、対応して来ました。氏名検索する際に読み方が違っていると、別人になってしまうので、漢字検索できるようになったのは反省の第一歩だと思います。
8872	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全ての記録を確認するのに時間がかかるのであれば、紙台帳等を一件ずつ確認するのに当然人員が必要であるから、現時点で不足している人員を増やすべき。ただし、末端の事務所はお客様の直接の窓口でありその人員を集約され削減するのは、サービスの低下となるため、避けて欲しい。事務所も事務局等も人員が不足しているため、新たに雇用することを優先すべき。委託業者は責任、知識ともに不足していると思われる場合があるので、どのような研修を行っているのかわからないが、その点を改善するか、正規職員として新規雇用枠を増やすべき。	年金請求の際、職歴確認すると取得喪失日にずれがあるとの申し出や、保険料を支払っていたのに記録が無い等の申し出、機械上の記録に氏名等が未収録であるなどの不備は以前からよくある話であり、本人の思い違いである部分も多く見受けられたことから、問題が表面化した当初は、今までであった問題の延長上でしかありませんでした。	基本的に(8)での回答の認識なので、本人に確認する内容であったり、記録がないときに調査することであったり、紙台帳を確認したりすることには対応として変わりはない。きちんとしている人は、全ての年金手帳を残しているから記録を探しやすいし、逆に他人任せで、自分の勤務した会社の名前も時期も覚えていない人はたくさんおり、そういう記録の調査に時間がかかる。そもそも、過去の取得状況を確認せず、新規として届出し年金手帳を何冊も発行したり、女性であれば自分の名前に「子」をつけたり、戸籍上の生年月日と異なる日付で届出していたり、社会保険だけに責任を転嫁するのも問題だと思うが、社会保険は行政として、確認しないままに新規で記録を作成したり、紙に記入するときに判読できないような文字で記載するようなことは問題であったと思う。また、時代背景的にも、全国民の記録を紙で管理できると考えていたり、基礎年金番号導入前の一人で複数の番号を持つことで管理が可能だと考えていた見通しの甘さが最終的にこのような問題を起こしたと思う。機械管理してからの記録には紙で管理していた時ほどの不備はないと思っているので、機械化するときの入力作業やそれ以前に管理していた紙台帳の記録に問題があると思う。現状できることとして、過去の記録を不備のないものにし、本人記録と統合することは急務であると思う。また、これからの記録、その他の作業に関しても、よく確認のうえ行う
8873	地方庁	その他(社会保険事務所)	これ以上、存じ上げません。	全職員一丸となって、真摯に取り組むことしかないと考えます。	大変に深刻な問題と認識しています。 年金記録問題を知ったのは、報道並びに職場において語られ始め、その対応が業務として出てきた時。	現在もそうですが、記録の解明・失った信用の回復の為、全ての業務に対して真摯に取り組んでいます。 もちろん、年金記録問題に関する業務は最優先の上で。 反省点としては、長年に渡って積み重なった事でもあり、問題解決には相当な困難があると思いますが、組織全体としての対応が全てにおいて、後手に回った事。 いいかえれば、対応の遅さ、本庁・地方における組織としての一体感の無さだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8874	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金制度が複雑で、 被保険者の方々や年金受給者の方々に、理解されていませんでした。 ひとりひとりに説明をしなければならない状況です。 まず、資格取得および資格喪失に関する保険料発生時期について、 月初めの取得でも末日取得でも保険料発生開始月および保険料額が 同じになることが挙げられます。同時に、資格喪失日について、 末日喪失と翌月1日喪失では保険料発生が異なる事が、 理解されていません。事業所からの資格喪失届でも、喪失日を 退職日当日に設定するところが現在でも見られるくらいなのです。 次に、標準報酬月額の決定および変更についても、ねんきん定期便での お問い合わせがかなり見られます。税金のように毎月控除される分が 変わるものではないことを、説明しなければなりません。中には、 給与明細書および賞与明細書のコピーを添付されていて、 表計算ソフトで分析しないと回答ができない事がたびたびあります。 さらに、被保険者と事業主との関わり方、事業主と社会保険事務所との 関わり方にも注目されます。 被保険者と社会保険事務所とは間接的な社会保険関係に なりがちになっています。被保険者から事業主への保険料控除と 事業所から社会保険事務所への被保険者分控除が一致していない 事が見られます。 他にも、賞与保険料制度の流れ(総報酬制前後の制度や特別保険料) 保険料折半額における小数点未満の端数処理、ねんきん定期便表示 における保険料折半額計算方法、厚生年金基金加入記録および 代行返上後記録におけるねんきん定期便表示、厚生年金基金制度 の概要(代行部分及び基金独自の上乗せ部分)、などと 多岐にわたり、ひとつひとつ説明しなければなりません。	定期便作成時に、予想される質問事項について、説明書を 送付しなければならないでしょう。 平成21年4月から特別便は事務局単位での事務集約となりましたが、 定期便も窓口電話担当から分けなければ、回答がぜんぜん進みません。 1件の回答を作るのに、数日かかる場合もあります。 その一方で、簡単な文章をいくつかのパターンで作って安易に回答すると、 調査の質(真剣に照会文章を読んでいるのか、誠意ある回答を行って いるのか)が問われてしまいます。	年金記録問題が具体的な数値で示されたときは、 気の遠くなるような恐ろしい気分でした。 ただし、ひとつでも多く解決させなければならない気持ちには 当時も現在も変わりありません。 年金記録問題の存在について、 もしも、現在のような数値化される前の状況 (厳密な意味で、年金記録訂正が1件でも発生している場合)で 聞かれているとしたら、採用されたとき(平成9年)の一番初めの 事務所に在籍した時と考えることができます。 例えば、国民年金記録にて、年度ごとの納付月数がオンラインに 記録されていても、各月ごとの納付状況が記録されておらず、 マイクロフィルムで確認しなければなりません。また、他の担当課から 納付記録訂正を依頼されることがあり、そのたびに納付証明書類を 確認しなければなりませんでした。 厚生年金適用担当に配属されたときでも、期間調査が行われ、 今と比べて少ないのですが、マイクロフィルムや各台帳をひとつひとつ 調べていました。発見できればいいのですが、何日もかけて記録が 判明しない場合は、回答するのに気が重くなりました。	このときは、年金記録問題に該当する件数が どのくらいあるか検討がつかず、 また、日々の事務処理や入力処理に追われて、 年金記録のお問い合わせをいただいた時に対応せざるを得ない 状態でした。 本来、年金記録についての問題が発生することを想定していなかったことが 挙げられます。以前から定期便のようなことを行っていれば、 ここ数年のような問題発生および社会保険全体の機能低下は 抑えられたかと思います。 (無理を言えば、厚生年金納付を受け付けるようになった 昭和17年度時点から) 少なくても、平成9年1月の基礎年金番号化の時に、 何かできなかったでしょうか。 集約化、担当仕分けを、底辺から見直さなければならないでしょう。 このまま組織変更されても、混乱した状態が続けば、現在の処理においても 将来の年金記録問題になってしまう恐れがあります。 事業所への調査がなかなか行えず、正しく手続きを行われているのか、 不安になります。不安は、被保険者や年金受給者にも広がります。 納付率、信頼性にも影響があります。 いったい、何人の人が自主退職になったことでしょうか。 また、組織変更後でも、何人が自主退職することになるのでしょうか。 将来、この組織を第一希望として就職する人がどのくらいになるか、 気になります。将来の年金制度の質にも関わります。 新規採用者が出たのに、すぐに自主退職となる状態には したくはありません。
8875	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	年金制度の始まりは、厚生年金と国民年金にそれぞれ一つの番号を持ってもらい、それを年金受給の際に確認し、年金を受けるとした考え方が基本にあると思います。いいか悪いかは別にしてですが、その状況で国民年金は別ですが厚生年金は本人の記憶があいまいなケースが多く、個人を特定するのは非常に難しく状況にあります。いい加減な記憶で統合して他人の記録で年金が増額するといったケースが発生すると思います。 すべての記録の持ち主を特定するのは困難だと思います。国民の皆さんに納得してもらうことが重要であり、全ての記録の持ち主が分かるまではというのは不可能に思えます。 特別便の対応と定期便の対応で分からない記録は、特定が難しいのではないか。 後は手作業による記録管理の過程で発生したヒューマンエラーによる記録の漏れや誤記入、厚生年金の誤った資格喪失等をいかに解決するかということになると思います。 これは何が正しいのかは、申立者本人の記憶誤りもあると思いますので難しいが、国民の皆さんに納得してもらうを主眼に置くのなら、「もっともらしい申立」は信じるしかないのではないか。	国民年金の記録で市町村の記録と社会保険事務所のオンライン記録に違いがあることがあった。 年金記録問題は制度のつくりとして一人に番号を国民年金と厚生年金の番号を必ず一つづつといったことの徹底が難しいつくりであった時代が長期にあったと思います。手作業による管理や住所情報を持たない社会保険事務所ではそれができない状況下にあったと思います。 また、役所はミスをしないといった考え方が根底にあり、間違えることを前提にその対策講じてこなかったのではないか。 また、日常の仕事でも職員がミスをして、被保険者に損害を与えてもそれをカバーする方策はなく、ただひたすら謝罪するだけといった現状にあります。補償が欲しければ国家賠償法により訴えなさいといったお役人的対応があります。人はミスをするといった当たり前のことを分かっていないのではないかと思えてしまいます。	市町村の記録と突合ができればと思っていましたが、市町村の記録が正しいとは限らないケースも多く存在し、物理的に不可能でした。 ヒューマンエラーを想定していない事務処理の流れや年金制度を作ったときに本当に年金をきちんとした記録で支払う気持ちがあったのか。とりあえず保険料を集めることが目的であり、給付は何十年先でゆっくり考えればいいといったことはなかったのか。 また、膨大な事務量を処理するのに人員の手立てがきちんとされていたのか。現場の職員に無理が重なれば、ミスも発生するのではないでしょうか。
8876	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません			
8877	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	制度に精通した職員を含め、大量に人員動因したうえで、センターをつくる。	平成18，9年頃で紙からマイクロ、マイクロから機械へ、市区町村から国へとデータが移っていく過程でおこるべきしておこった問題だと思いました。	機械化される前の人の手による管理、取り扱いしている機関の変更(市区町村から国)等からおきた問題だとおもうので、移行時には時間がかかっても丁寧な対応が必要とおもわれます。
8878	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	人、金等をかけて地道な作業を行っていくしかない。	この問題を知ったのはマスコミで報道されるようになって頃(19年6月頃)。 基礎年金番号に統合されていない手番は多数あったものの、順次統合処理を進めていたので、記録問題であるとの認識はなかった。	本庁等からの指示に基づいて寝食を忘れてお客様の相談等に対応した。 平常業務に追われ、事務処理等を十分に行えなかった部分はある。 記録問題が最優先課題とのことであったが、それ以外の業務に対する指示が多すぎた。 このことが私自身、疑問に思うところであり、反省点でもある。
8879	本庁	その他(本庁)	ありません	再発を防ぐことが重要と思います。	平成21年11月採用ですので、それまでは、世間一般に公表されている内容での認識です。	(8)の問題意識については、平成21年11月採用後、まずは現状についてもっと理解を深めることに努めています。 年金に関する各種業務の処理について、あるべき姿をイメージし、そのイメージに向かって段階的に現状から変えてゆくという流れがスムーズに動いてゆくことが重要と思います。記録問題に対するさまざまな取り組みとあるべき姿へと変えてゆく取り組みに少し乖離があるように感じています。
8880	地方庁	その他(社会保険事務局)			私は、平成9年頃に国民年金課に配属され(それまでは庶務業務、徴収)そこで初めて適用の業務にたずさわり、厚生年金の年金番号と国民年金の番号があることを知りました。当時は基礎年金番号の導入の頃で、手番を基番に統合する業務が頻繁にあったと思います。その頃から結婚を機に苗字が変わった方など基番に統合されていない年金番号があることを認識しておりましたが、最終的には年金の裁定の際統合されるという意識もありましたし、社会保険ではそういうものだという風潮だったと思います。	問題があるという認識は、平成19年の消えた年金、宙に浮いた年金問題が起こるまではありませんでした。今、考えると裁定の際に調査するという安易な考え、記録は当然に全て管理されているという甘い考えを反省しております。
8881	地方庁	その他(社会保険事務所)		確認のとれていない年金記録について、被保険者と思われる方に連絡を取っていくしかないと思います。	年金問題がテレビなどで騒がれたときに知りました。 あまりの数の多さにびっくりしましたが、被保険者の方にとっては、加入していたはずの期間がないというのは一大事です。 会社で加入していなかった場合とか、勤務形態が短時間だったとか、被保険者の方の勘違いもあると思いますが、生涯もらえる年金額がかわるので納得のいく回答をしなければと思います。 数ヶ月足りないがために年金がもらえないケースもありますから、慎重に進めなければと思いま	基礎年金番号制度になる前から住所の管理をしていればもう少し早く回答ができたと思います。 すぐに記録が確認できればいいですが、氏名等だけでは確認ができない場合が多いので、回答をいただいた方からの情報を頼りにしていこうと思います。 すぐには思い出せないとしてもいろいろ話をしているうちに少しずつ思い出してくれる場合があります。
8882	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在行っているように、こちらからの国民の皆様に年金加入記録の案内をすることを徹底することにより、地道に解決をはかるしかないと考えます。	具体的な件数までは把握していなかったが、受給者に対する再裁定を担当していたので、基礎年番に未統合の手番が存在するということは知っていた。 入庁時に日常業務として行っていたので、新規裁定時に確認したり再裁定を行うことにより、年金受給者・加入者に不利益は無いという認識でした。	平成9年の基礎年金番号導入時により周知をはかれなかったことが反省点ではないかと思う。
8883	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	お一人お一人いろいろなケースがあるので、時間はかかるかと思いますが、それぞれお話を聞きながら、丁寧に対応しなければならないと思います。	本当に存在すると認識したのは、テレビ等で報道されてからです。年金記録問題は、被保険者の方の年金額にかかわることなので、重大な問題だと思います。	(7)にも記載しましたが、お一人お一人いろいろなケースがあるので、丁寧に聞き取り・調査を行い、この年金問題が1件でも多く解決できるように、皆さんの年金記録がきちんとした記録になるように、対応していかなければならないと思います。 私たちができることは、1件でも多く問題解決ができるように、対応していきたと思いますが、現システムでは、対応できないことや、時間がかかることがあるので、早急に対応できるシステムを構築していただきたいと思いますし、社会保険庁で把握している記録はすべてWMに標示していただきたいと思います。また、今後は、年金問題の担当部署をきちんと明確化し、対応できる人員をきちんと配置していただきたいと思います。
8884	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	引き続き時間はかかりますが、本人に確認をとりながら記録の調査、手番の統合作業を進めることだと思います。	6～7年前、年金給付課で年金裁定時に基礎年金番号以外の手番を持っている人が多数いました。 最終的には年金請求時に統合すればいいと思っていましたが、こんなにもいるとは思っていませんでした。	年金裁定時には、名前、生年月日で検索し、本人と思われる記録があれば必ずご本人に連絡し、確認が取れれば統合し裁定していました。 しかしそれはオンラインに入力されている記録のみであり、ご本人が忘れていたり、オンラインに入力されていない記録については、まだまだたくさんあると思われます。 基礎年金番号導入時から今のような確認作業を行なっていれば、よかったと思います。
8885	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			平成3年頃、地方社会保険事務所の適用課在籍中のことだが、過去の古い記録がいまだにコンピュータに収録されず、紙のまま保管されており、本人から期間照会の申立てがあってはじめて、検索し収録されていることを知った。	当時は、これが普通でどこの事務所でも同じように行っていたし、これでいいものなのだろうと思っていたが、どこか釈然とせず、当時の上司に「あらかじめコンピュータに収録したほうがいいのでは」と提言したことがある。上司の回答は「コンピュータ収録するにはどれだけ予算がかかると思う。それに、年金は請求主義で請求があってはじめて支払うものだから、このままでいいのだ。」というものだった。 若かったこともあり、そのまま納得していたが、今このような形で年金問題として浮上していることを思うと、普通の疑問が取り上げられない体質、お客様の声として上まで届かないといった、大きな組織が抱える風通しの悪さが原因だと思う。 現在、年金特別便で、おおかたの記録が収録されようとしていることは、ひとつの成果であり反省点でもあるの思うが、今後は、あたりまえのこととして切り捨てるのではなく、本当に検証しなければいけない問題が見極められる体質に変えていかなければ、名前がかわってもまた同じこと

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8886	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	今の作業を地道に続けるしかないのでは。	基礎年金番号に統合されていない記録がある、ということについては そういう制度であるとの認識でした。オンライン化されていない記録が ある、というようなことは各種報道で初めて知りました。	記録問題が表面化するまでは、それぞれの担当業務の中での 対応しかできませんでした。 反省点としては、社会保険庁の業務のうち、適用や給付と いった業務よりも年金記録の管理が軽視されていたように思います。
8887	地方庁	社会保険事務所長	なし	年金業務に精通した職員の活用を効率的に配置し、専門部署を設け 粘り強く対応していくようにする体制作りが必要と考えます。	年金制度面での対応を充実させ国民一人、一人に理解を求めていくことが 重要と考えます。年金関係の部署に配属があまりなかったため、新聞、テレビ 等により問題が大きいと認識しました。	職員の意識改革と国民の立場になり早急に処理を行い、又進捗管理を しっかり把握し適確な指示を行ない解決に向かって職員全員で対応するように心がけました。 WMに切り替え時の対応と年金の申請までに整理すればよいと認識が反省点として考えられます。
8888	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	確認いただく本人への情報を増やすこと。回答の得られていない等は訪問等の方法で直接確認を行い、1件づつ丁寧な対応を行っていくこと。	行政側の記録管理が不十分で多くの国民の信頼を損ね、迷惑をかけた。受給者の方には亡くなった方もおられ早急に記録整備、年金の支払いを行なわなければならないと考えた。平成19年頃、国会や新聞紙面で取り上げられるようになったころこの問題を知った。	平常業務と平行して特別便、定期便業務に積極的に係わってきました。もっと早い段階で問題として認識し、組織全体で取組めばこのような事態を招くことは無かったと思う。問題点は開示して議論し、全体で取り組みを行なわ無ければならないと考えます。
8889	地方庁	その他(社会保険事務局)			以前から裁定業務をするにあたり、被保険者の方へこちら側から会社名を伝えられないむずがしさを感じていました。世間の目が集まったこの機会に集中して記録がきれいになればこれからの裁定業務がスムーズに行われていくだろうと思いました。	とにかく正直に丁寧にならねばと心がけました。反省点としては、名簿の字が非常に読みずらかったり、相手に会社名を伝えられなかったり、その時代その時代の対応の置き忘れたものの積み重ねなのだと思うので、あたりまえのことですが、先を見据えた対応の重要性を感じます。
8890	地方庁	その他(社会保険事務局)		同一照会に対して、再照会が行われることのないよう丁寧に調べること。 現時点で分断されているシステムを(事業所検索システムなど)をWMに統合整備し、調査の効率化をはかる。 すべての旧台のカセット解除を行う。	年金請求のときなどは、必ず本人の戸籍確認を行っていたので、報道で年金記録問題が報道されるまで知らなかった。また、本庁よりいろいろな業務指示がくるまで、生年月日の省略のこともまったく知らなかった。	照会や質問に対しては、時間がかかっても丁寧に答えていくしかないと思った。 本庁が持っている情報の提示が行われていないため、地方では混乱が起こったと思う。また、他県の調査も行うよう出された指示文書など場当たり的な指示が多く、現時点においても被保険者・地方・本庁の年金記録問題に対する問題意識の違いがあるのではないかと思う。
8891	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ひとつひとつ丁寧に持ち主をさがしていくしかないと思います。その際高齢の方から順番に優先順位をつけて作業をするべきだと思います。	世間一般に報道されたときに初めて知りました。	新番を払い出すときに徹底的に重複付番ではないか調査すること、年金裁定の際にも徹底的に他手番がないかどうかを確認する作業が十分でなかったところが反省すべき点だと思います。
8892	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知られているものだけです	ねんきん特別便、定期便をはじめ諸課題を着実に、やりきることだと考えます そして、お客様一人ひとりの疑問等に誠実に答えていくことだと考えます	年金記録管理において、不適切な管理をしており、いわゆる消えた年金等々といわれるもの。平成17年18年ごろと思われる	年金とくべつ便の処理において、国民ひとりひとりの疑問等に誠実に答えるよう心がけた。 制度発足から相当な時間が経過し、紙の記録からの変更や、オンラインが入ったことでに移行、基礎年金番号導入等の時点での整理見直しに問題があったと考えられる。また、3層構造と呼ばれるような職場の体質も反省点としてあげられると思います。
8893	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	場当たり的に何とか便とか送るのではなく、全ての記録が概ねきちんと整備されてから記録に関する文書を送付するべき。 次々と受給者や被保険者に何々便と送りつける結果、国民の皆様だけでなく、現場の職員も混乱し、余計に国民の皆様に迷惑をかけている。	入庁して半年ぐらいたってから、手番という存在を知った。 当時、年金を担当したことは一度もなかったので、他の人にこれは何かと聞いても、古い記録や死んだ人の記録と言われ、意味がよくわからず、今は使わなく、関係のない古い記録がいまだに残っているものだと思ってた。	年金や記録関係に携わったことがなく、原簿や手番の意味を全く知らなかったので、対応のしようがなかった。 組織全体として、もっと早くから対処していればよかったのに、組織としてこの問題の解決にあたらなかったこと、また、問題と思っていなかったことが現在のこの惨状に結びついたと思う。
8894	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	事務局ごとに、1箇所に集約して問題解決に取り組むべきと考える。	自分のかけた年金が、自分の記録として残っていないなんて大変なことだと感じた。昭和63年ごろ、国民年金の仕事に携わったとき、台帳の記録とWMの記録が相違していることに本当にこれでいいのかなと思ったことはあったが、先鋭の年金請求のときに正しく整備されるのだから、という話に納得していた。年金記録問題が報道されるようになってから、大変なことだと思い出し	記録の不備があったことに対し、お詫びするとともに早急に整備した。 台帳からコンピューターへの記録整備時や市町村からの検認報告時の加入記録や納付記録の確認が不十分だったと思われる。
8895	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じません。	方策を立てるためには、何を持って解決とするのかを確定させる必要があると考えます。一定のラインを引いて、そのライン内の被保険者は全て救済する・・・といった方策も考えられますが、倫被害者をも救済してしまう可能性があり、真面目に保険料を納付している被保険者の不信感をあおる結果になると思われますので、現在の体制を「誠実」に継続することが、迂遠ながら、将来的には最善だと思います。(ただし、2年以内の解決はかなり難しいでしょう)	平成9年に基礎年金番号制度が始まり、手番の統合という作業が発生しましたが、早急に全てを統合しなくては、という意識は全体的に低かったと思います。本庁の意識からして低かったのか、本庁のやる気が地方庁に伝わらなかったのかは定かではありません。(個人的には前者だったと思います) 自分としては、裁定請求時に手番を全て統合するのが、トータルで考えて最も合理的だと思っていましたが、その際に手番を統合しきれず、年金の支給もれが発生していたという実情があったのは想定外でした。 手番の特定については思った以上に複雑で、今日の状況を見ると、自分の認識が甘かった部分があったのは否定できません。	社会保険庁は「年金手帳をなくしたお客様に問題がある」という意識を根底に持ち、お客様は「年金手帳なんぞ知らん。国がちゃんと管理してあるはず」という意識を持っていたように思います。この認識のズレが問題を大きくしているので、まずは認識の共有を目指すところから始めなくてはいけません。 そういった意味では、ねんきん定期便の果たす役割は大きいはずです。 個人としては、窓口対応の際に、記録の確認の他、この年金問題の背景なども併せてお話しして、なぜこういう問題になったのかの理解も求める対応を行ってきました。 聞く耳を持たないお客様もいらっしゃいましたが、「こっちも悪かった」と言われるお客様も相当数いらっしゃいましたので、年金制度の理解を求めていく上でも、こういった地道な説明は有用だと
8896	地方庁	その他(社会保険事務局)	受給者の方、被保険者の方等制度が変わってもご存じないケースがあり、特に障害をお持ちの方は平成18年4月より障害基礎と老齢厚生との併給も可能となったが請求もれなどあるのではと思います。障害があるため、文書がきても理解できない人がいらっしゃるのではと思います。気がついたときはその都度説明はしていますがもれがあるのではと思います。	本庁から1年に1回とかリストで事務所に連絡いただければと思います。	ねんきん特別便、特殊台帳の整理をするなかで、受給者、被保険者のかたに大変迷惑をおかけしたと思います。年金問題がわかってからなので3年前ぐらいです。	親切に丁寧に信頼回復に努めました。長い間の歴史の中で台帳からの切り替え等ずさんであったと考えます。今までの経験を生かし、職員一丸となり年金の信頼回復に努めることが大事と考えます。
8897	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません。	同上です。	新規採用(平成18年4月)後、 窓口対応の研修時に、 基礎年金番号に統合されていない番号が多数存在するということを 初めて知りました。 当時の野党がこのことを問題化する少し前の話ではありましたが、 自分自身の未統合番号が存在することさえ知らない人々が 多数存在し、損をしているのではないかと新人ながらに 大きな不安を覚えた記憶があります。 そのころの窓口担当職員は、 どちらかというと、給付相談時以外の番号統合には 疑踏している印象でした。 (本人でない番号を統合してしまう恐れなどから) 特老厚の請求のときにその担当職員が統合してくれれば・・・ という認識が暗に広がっていたような印象がありました。	記録問題に限らず、 自分の関わったお客様について最後まで責任を持つという意識が 社会保険庁の職員間ではかなり希薄だと常々思います。 身近にも、 「この書類は受付したのは私だけれど、審査・処理したのはAさんだから 私にはもう関係ない、謝罪もしない」 というような出来事がよく見受けられます。 窓口でも、内部事務でも、事務所でも事務局でも本庁でも、 社会保険の職員である以上お客様から見れば全員同じです。 全員が協力して一人ひとりのお客様に対して 責任があるのだという考え方をできるようにならねばならないと思っています。 そしてその意識を行動化できる職員を育てねばなりません。 そのためには大学校での机上の研修だけでは足りず、 マニュアルを十分に咀嚼し、 実務におけるケーススタディを積む時間が必要だと思います。 OJT期間をまったく経ずに、新規採用者をこれほどまでに短期間で 第一線に立たせる職場を見て私は率直なところ 危険を感じずにはいられませんでした。 ひとたびウインドマシーンの操作を誤れば、記録を漏らせば、 それが人ひとりの年金権を損なう可能性があるという 想像力をもたせるような実務研修期間の必要性を切に感じます。
8898	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		システム改善。 後入力トランズを自動で持ってくるようにすべき。 金額の訂正等で過去の諸変更処理の訂正があった場合、賞告リスト等出力されるような仕組みにすればいいと思う。 その上で、再裁定処理を地方庁でやれるようにする。 そうすると、各事務センターで処理が出来るため、進遠する手間等がはぶける。 後入力が必要なものは、リスト等をセンターに進遠するようにする。	平成19年ごろ。 基礎年金番号に移行される際、記録統合が上手くいってなかったと認識していた。	書類の正確性。 過去記録の訂正の処理の手伝いをしたときに、解読不明な文字が多かったり、未記入のところも多かったので、これでは記録が統合されないのも仕方ないのかも・・とおもった。 現在でも進遠された書類で、基礎年金番号相違のものも多いし、生年月日、氏名の記載誤りが多い。 早期対応 世間で記録問題が話題なり、特別便等で記録補正の再裁定の処理件数の激増が予測できているのに、早期の対応をしていなかったと思う。 大体いつも上層部の対応が遅いと思う。
8899	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	現在の方策で良いと思います。	1つの番号で記録している被保険者は良いが、複数の番号、戦歴のある被保険者の管理は難しいなと思っていました。 問題の存在は、年金相談に携わったときです。	通常の業務処理で、特別な対応はしていません。 本人の届出、就職から年期記録の登録までに、何人もの手を経ているためいくつかの間違いはあるものと思います。 被保険者、事業所、社会保険庁で、年金の記録に対するそれぞれの認識が異なっていたために生じたものと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8900	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金制度特に記録管理について国民の信頼を完全に失っている現状では、すべての年金記録の突合も重要な作業ですが、やはり政治的判断にて記録の回復を行うのが最善策ではないかと思います。そして、一刻も早く国民の皆様の信頼を回復できるシステムの構築し、年金制度の見直し（国民の皆様に分かりやすい）が必要ではないかと思います。	年金記録統合については、基礎年金番号導入時から重要な作業と認識してましたが、とにかく申請主義であったため年金記録管理について、組織として後手に回ったと思います。	現場ではオンライン化後、年金記録についてご本人からの申出により職歴等聴取し調査を行い、記録の統合を行ってきました。 しかし、現時点で思うことは年金制度がいかに国民の皆様に理解されてなかったということです。長年、厚生年金保険制度は事業所任せ、国民年金保険制度は被保険者・市区町村任せになっていて国民全体への広報・周知が徹底されてなかったように思います。そして、この度の年金記録問題では、記録の通知を行うには準備が不充分ながら国民の皆様に対して、記録の回答を送付してしまったことです。急がないといけないことは十分理解をしていますが、不充分なまま通知することで更に不信感を募らせたのではないかと思います。 職員の不祥事から始まったことですが、早く国民の皆様の信頼を得れる制度を築けるよう努力していきたいと思います。
8901	地方庁	その他（社会保険事務所）	なし			
8902	地方庁	その他（社会保険事務所）				
8903	地方庁	その他（社会保険事務所）			いい加減な管理体制が国民の信頼を著しく損なった。 在籍して1年ほど経ってから。	お客様それぞれの立場に立った丁寧・的確な対応を心がける。 個々のスキルアップが足りない。
8904	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			重要な問題の一部。被保険者へ資格の得喪及び標準報酬月額の決定（更生含む）を直接通知しなかったのが問題を大きくしてしまったと思う。 システム開発第2課に所属中に、喪失被保険者ファイルの記録と現存被保険者ファイルの記録の修正が必要な人がいる旨の照会を事務所から数度受けたことがあるが、当時は、こんなに多いとは認識できなかった。	定期的な記録数（基礎年金番号数など）の調査による分析等を行うことや記録の更新状況を、その都度、被保険者に直接周知するフローをもっと早く構築すべきだったと思う。
8905	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	記録調査の人員を確保しWMシステムを向上させる。被保険者名簿などを1枚づつWMと突合。カセットになっている記録をすべてWMに収録する。手番を基礎番に登録。地道に1つ1つを確認するしかない。基礎番号や手帳番号に直接事跡を登録できるように項目を追加する。	記録管理体制の問題。職員の管理意識の不足。事業所・国民への制度や手続きについて説明不足。 記録を管理する立場なのにこんなにも記録もれがあるとは想像以上でした。たしかに同姓同名の記録があるのは記録問題が知られる前から認識していたが、本人の申出がなければ、本人記録と断定できないので、過去記録については見過ごしていました。	年金法・通知など当時の状況を再確認し、1つ1つ丁寧にご本人様と情報交換し、それに基づき調査・整備を慎重に進めるよう心がけている。 記録管理体制。職員1人1人の管理意識の不足。国民・事業所などへ制度や事務手続きをもっとしっかり説明・指導するべきだった。
8906	地方庁	その他（社会保険事務所）	ありません。	時間がかかっても1件1件確認作業を行うことが、問題を解決し、国民の信頼を回復できると思います。	新聞やテレビでの報道で初めて知りました。 最初は過去の問題と思っていましたが、そうではなく、過去からの積み重ねでおきてしまった問題と認識しました。	お客様の対応をすることで大きく信頼を損ねていることがわかり、問題解決のためには相手の立場になり、誠意をもって対応しなければならいと思いました。
8907	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない		マスコミの報道で知った。	問題解決のため、全力をつくした。もっと時間をかけて、計画的に処理すべきであった。
8908	地方庁	その他（社会保険事務局）		現状の通り、一人一人丁寧に対応	今までの仕事に対するつけが一気に爆発した。 適用課に配属になってから。	国民一人一人の立場に立ち、懇切丁寧に対応する。 老後の柱になる年金に対して、あまりにも年金記録等を軽く考えすぎていた。
8909	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません		国民の皆様の年金記録を管理し年金を支払う組織として、重大な問題と認識した。 問題については、新聞等の報道と同時期だったと思う。	将来の年金業務システム（記録管理系）を検討する部署にいたため、不正処理や誤入力を防止するシステム構築も検討の視野に入れるようにした。 反省点・問題点として考えられる事は、 ・紙台帳の記録の管理がずさんだったのではないか ・全国統一の業務マニュアルの作成し徹底させることが不足していたのではないか ・疑わしい処理については、再確認を促すようなシステム構築も必要だったのではないか ・基礎年金番号を導入した際、お知らせを出して複数の記録（手帳記号番号）を持っている者に対して基礎年金番号に統合するよう呼びかけではいるが、周知や方法（お知らせ後のフォロー等）にもっと良い方法があったのではないか ・地方にて実務を行う際に疑義が生じた場合、事務局・本庁への照会・返答がスムーズに行われていなかったのではないか
8910	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	無いと思います。	基本的に、紙台帳等全てをコンピューター管理にすることが優先である。その際の確認作業が一番大事であります。地道な作業であるが、最終的に一人の基礎年金番号で記録を管理しましたとの宣言ができれば、国民の信頼を確保できると考えます。	オンラインシステムを導入し完成する頃、磁気テープされていない台帳等があるので、将来的に大丈夫かなという担当職員の声を聞いていて心配はしていました。	当時は予算的に難しいと聞いていたので、やむを得ないとの認識でいた気がします。現在考えてみると、オンラインシステム化するのであれば、期間及び予算等を考慮しても長期的にでもその当時から対応していれば、今回のような問題はかなりの点で克服できていたと思われます。
8911	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		記録問題については、事業主（業界団体を含む）、社会保険労務士会等から全面的な協力を仰ぐことが肝要と思われます。 企業によっては、停年を向かえる従業員のために説明会が行われますので、そのような場所にも職員を派遣して、相談対応に当たることもひとつの方法と思います。 また、社会保険行政と敵対している団体等とも、胸襟を開いて、協力を求めることも必要です。 一部の政治家等の不安を煽るような無責任な発言は、極力封じ込めることが必要です。 一発逆転のような解決策は有りません。時間を掛けて一つ一つを丁寧に処理し、加入者一人ひとりの信頼を得ることが重要と考えております。	年金制度崩壊の第一歩であり、制度を再構築するための絶好の機会と考えます。 この記録問題の存在を知ったのは、平成14年の配偶者加給金の処理誤りが発覚した時点です。	一つ一つの案件を丁寧に、かつ、自分自身も相手方も納得できる処理を心がけてきたつもりです。
8912	地方庁	その他（社会保険事務所）	特になし		平成16～17年頃にニュースになったため年金問題を知りました。	ひとつひとつできることから対応しようとしました。 特別便や定期便など行った意味はあると思いましたが、十分な準備をせずに 始めて混乱を招いたところがあったと思います。この2点以外でも準備不足のまま物事を進め、却って年金不信を増長するところが多々あるように見えました
8913	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません	年金特別便に対しての早急な回答が必要と思います。	年金記録問題を知ったのはTV等の情報です。	電話相談センターに休日支援に行き対応した。
8914	地方庁	その他（社会保険事務所）			個人的には身近に問題がある人は見られず、マスコミの報道やさらに3年程前から国民年金の収納指導員として窓口・電話対応などにあたり、年金記録問題について強く認識をしました。公的年金として国民生活の維持や向上にむけて信頼を回復できるように努めたいと思いました。	法令をふまえコンプライアンス確保に自らを点検し社会情勢をとらえ、お客様との対応は制度の仕組みがご理解いただけるよう、わかりやすい説明と良いコミュニケーションがとれることを心掛けております。 問題が提起されとその解決にあたることはもちろんですが、様々な報道が今後どうなるのかを正しく理解していただけるわかりやすい広報活動に結びつき、また日々正確な事務処理に心掛け
8915	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		これまで予算と人員を投入しても通常業務と平行しての作業であったため、職員の負担減と効率性の向上が望めなかったことから、専門に処理する体制を充実させることが必要。	これまでデータや情報管理の認識が甘く、過去のツケが一気に回ってきたものと考える。そもそも、最終的には年金受給時に記録整理すればよいとの考えで経過してきたため、平成9年に基礎年金番号が導入された際にも、ご本人からの回答を待っての処理にとどまり、複数の年金番号保有者が記録未統合のまま推移してきたことから、将来的にすべてが本人に結びつくのか疑問はあった。	資格取得や年金請求時においてご本人と思われる記録については確認のうえ整理をしてきたが、すでに年金を受けている方からは申し出いただくしか対応方法がなかった。 保険料負担を伴うデータを保有しているにもかかわらず、定期的にご本人へお知らせすることがなかった点が問題の根本にある。
8916	地方庁	その他（社会保険事務局）	ありません	年金記録が宙に浮かないようにする今後の防止策として ①社会保障番号制度の導入する。 （必ず一人につき一つの番号を払い出す。番号の重複払い出しを認めないことで、年金記録が宙に浮くことを防ぐ。） または、 ②厚生年金加入時に身分を証明するもの（住民票など）を添付させる。（偽った名前、生年月日での加入を認めない。）	年金記録問題を知った時期・・・平成13年4月に業務課（適用課）に配属され、資格取得届を処理する中で、番号の異なる手帳を複数提出するものや基礎年金番号に統合された番号を届に記入して提出してくるものをみて。 年金記録問題に対する意識・・・平成9年の基礎年金番号制度導入の際、基礎年金番号通知書とともに基礎年金番号で管理する記録を、簡易な表現であれ通知（かつ記録がおかしい場合は申出書を提出するよう依頼）しており、また、制度導入以降も一定の生年月日毎に年金記録の照会を行っていることから、いずれは収束していく問題だと考えていました。 ただし、年金記録には実在しない名前や生年月日で管理しているものもあるため、あくまで本人からの申し出がなければ解決は不可能であるとも思っていました。（実在しない理由・・・社会保険庁の入力ミスが主立って公表されていますが、それだけではなく、就労するために本来より上の年齢に生年月日を偽っていた（特に女性）場合や、個人の事情により遠方の地で身分を偽って働いていた場合があるため。）	対応・・・通常の記録回答業務以外の対応はしていません。 反省点・・・基礎年金番号制度導入以降に行ってきた手帳番号解消のための周知（社会保険業務センターより一定の生年月日毎に段階的に基礎年金番号で管理する年金記録について通知）は、ねんきん特別便による年金記録の周知と変わりないものであったと考えます。ただ、国民の皆様に関心をもってもらえるような積極的な広報や、システム開発を惜しまずもっと分かりやすい形で年金記録の案内を行っていなかったことが、反省すべき点だと思います。
8917	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	マンパワーを集約するしかないと思っていますが、単なる業務委託や賃金職員クラスの増員では解決できないと思います。業務センターから特別便の回答が来た、という方から、問い合わせた内容の回答になっていない、ということで再照会をする方が少なからずあります。職員としての立場できちんと回答できるように増員と人材育成が必要ではないかと思います。	宙に浮いた年金と言われている記録の中で、基礎年金番号への統合もれが大きいのではないかと思っていました。基礎年金番号を導入したときに、統合漏れがなくなるのはだいぶ先のことになるだろうと感じていました。	年金記録は年金請求時にすべて統合できればよい、という認識があり、未統合の処理が遅れてしまったと思います。また、行政側も、被保険者の側も、今まで年金記録というものに関心がなかったように思います。年金特別便や定期便で個々の記録を確認してもらい、関心をもってもらうことは有効であると思います。
8918	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	ひとつずつ減らしていくほかない	一人一人の問題ではなく社会保険庁全体の問題と認識している。問題を知ったのは、新聞等で報道されてからです。	年金裁定等で一人一人090で他の記録があるかどうか確認し、一つでも多くの手番を減らしている。反省点といえば昔の手書きの時代と、現在の機器では一概に言えないが、コンピューターに入力する際の確認不足と思われるので今後このようなことがないよう複数で確認するようにすれ
8919	地方庁	その他（社会保険事務所）	脱退手当金を受けた場合、支給日に次の会社に勤めていると、手続きの時まだ入っていなくても、整備依頼すると一時金の記録が消えて年金が受けられる。	受けている事実は有るわけで，コンピューターシステムを変える方法が有るのではないかと。	年金を受ける時に、本人に確認して頂き、名寄せで出てきている手番を統合する事になっていた。	相談室にいたのでその時に確認できたものは、統合しました。一時金については業務センター次第ということになっていました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8920	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	厚生年金基金加入事業所において、事業員全員を基金加入と社会保険事務所に届出ているにもかかわらず、厚生年金基金には、一部の従業員しか加入していない(届出漏れ又は保険料軽減を図るため意図的に行われている。)事業所があると聞いている。	現在、企業年金基金連合会を通じて、基金記録の提供を行い、基金にて突合作業を行っているところであるが、厚生年金基金においては、国の給付の一部を代行する業務を行っていることから、企業年金基金連合会を通じて、定期的に記録の突合を行う必要があるのではないか。	記録の欠落は、国民の皆様方に大変遺憾のところであります。旧法の年金制定時には、本人の職歴と資格記録を突き合わせ確認し、もし、期間もれがあれば、繰り返しお客様と期間漏れのある管轄社会保険事務所に確認を行い裁定を行ったところですが、その当時(昭和53年位)、被保険者の方が年金手帳を複数持っていたため、資格記録の統合が進んでいなかったと思います。それ以降、基礎年金番号制度の創設により、記録の統合作業を進めていたところですが、人員不足等により細々と作業をしていたと認識します。	社会保険庁幹部の皆様が現業部門の状況を認識していれば、社会保険事務所の人員配置並びに事務の効率化の検討がされていれば、記録の漏れが防げたのでは内でしょうか。
8921	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	現在計画されている大規模な事業を、年金機構にきっちりと引き継ぐことが重要。また、日々申し出られる個別の案件について、早期に回答していくことが大切だと思います。	長年にわたる事務処理の無理が重なったものが、一気に表面化したものだと思います。氏名収録のない記録や、生年月日のまるめなど、今から思えば何かの機会(払出簿の確認の際など)に認識できる場面があったかもしれませんが、これほど大規模はものとは認識できませんでした。 ただし、基礎年金番号になった手番とは別制度の記録も含めて同じ問題としてとりあげられたことは、切替時点の事務処理が最近(本格的なシステムが稼働した以降の処理)のことであるか	(8)の後段の問題として、少なくとも基礎年金番号通知の際の「回答表」の仕様を当初案のようにしておくことで多くの手番の整理が可能だったと思います。
8922	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	人員を増員して、早期に解決する。 記録確認をいくらおこなっても記録が出てこない方については、別途方策を立て救済する。	自分はきちんと仕事をしていたのに、なぜこんな問題が生じたのか、はっきりいって驚いた。 存在を知ったのは、この問題が起きてからだった。	誠意を持ってお客様に対応した。 地方にいて中央がどんなことをしているかわからなかった。 長年積み重なってきたものがあったと思う。 オンライン前は被保険者の方が年金に加入したことがないといわれた場合、新しい年金番号を払い出さざるを得なかった結果、いくつも年金番号を持った方がおられた。 国民の皆様も当時はあまり年金に関心がなく、それに対しPRが足りなかったと思う。 報酬改ざんについては額面は支払ったようになっているが実際は受け取っていない場合、月額変更の対応をしたのではと思う。よかれとしたことが法律に違反した結果となってしまったと思う。
8923	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	年金記録問題は、膨大な記録量の為整理、調査に時間がかかる事は確実です。また、昔の記録の調査には実質的に携わっていたベテランの力も必要です。人員の確保も必要ですが、まったくの素人では、精通するまでに時間がかかり、教えるための職員の時間ももったいない気がします。ただ、しっかり教えて覚えてもらわなければ、また、この年金記録の要因の一つである誤入力等につながる可能性もあり、確実に、慎重にこなしていかなければならないと感じます。時間がもっと必要ではないでしょうか。	紙台帳の時代から地方事務所にて、台帳の作成、手帳の払出等を行ってきましたが、進達された記録にこれだけ誤りが有るとは、この年金記録問題発覚でしりました。オンラインシステムになるまでは、紙の記録進達と同時に、年に数回事故リストが送られてきて(業務センター)訂正処理を(疑重複、氏名不明者、生年月日不明者等)行っていましたから、それにより誤入力等の訂正が行われていると思っていました。ただ、システム構築以降は、事故リストが無くなったように記憶しています、手帳番号等でチェックが入るから重複等は、おこらない、というわけでしたが、結果は一人で2～5冊も手帳を持っている人がいるなど、問題を残すことになったと思います。	私は、手作業の時代の地方事務所で作業していましたが、昭和51年に入ったとき、一つ一つの届書の処理について細かく先輩に教わった記憶があります。紙台帳に各種記録を入れ、それに基づき計算書を作って合わせ、更に業計票を作って合わせ、それが、係長、課長の目を通されて完結する、間違えがあれば事業所の保険料にも直接影響するため、何重ものチェックがされていました。しかし、紙台帳記録に限っていえば、地方事務所の記録が正しく進達されていても、業務センターのパンチャーの入力誤りがあれば、結果は同じです。残される記録については、時間を掛けても、確実に記録するべきです。パンチャーは入力専門、で、あれば入力された書類の事後審査、確認が重要ではないでしょうか。業務センターでは、そこがおろそかだったのではないでしょうか。
8924	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない。	年金記録問題に対する担当者を増員し対応をとる。 担当係等年金記録問題を専門的、集中的に行う体制作りを行う。	庁の威信にかかる問題だと認識し早期の解決をしなければならないと認識していた。 年金記録問題が存在することについては、マスコミ等の報道で知った。それ以前は、職場でもそのような話は出ておらず、全く知らなかった。	早期の解決を図るため、通常業務の他に特別な業務として対応した。 マスコミ等に報道される前からこの年金記録問題は発生していたと考えられる。年金記録問題を知っていた職員もいたにもかかわらず、それを放置していたのは国の責任である。なぜその前にこの年金記録問題を解決しようとしなかったのかと疑問に思う。国及び社会保険庁の年金記録に関する認識の甘さが問題であったと考えられる。
8925	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	人員を増やすのが、解決への近道だと考えます。 また、固定的な職員で取り組むべき。	国民の皆様の信頼を損なってしまう問題と認識しています。 他手番登録処理(205)を行ったときにうすうす気がつきましたが、これほどまでのものと思っていなかったです。	国民の皆様の信頼を取り戻すことを意識して業務を遂行してしてました。 問題の反省点 ・業務の急激な機械化に対応できなかったこと。 ・一部台帳を廃棄してしまったこと。 ・問題化する前に、公表しなかったこと。もっと早く問題に着手出来たはず。 ・制度について国民の皆様に十分な説明が行われていないこと。 ・関心をもってもらえるような広報が出来ていないこと。
8926	地方庁	その他(社会保険事務局)		社保OB(当時の管理者に限らず)の方に対する解決に向けての協力依頼のほかに、国民年金については全区市役所および町村役場のOB(当時の担当)の方へも、当時の取扱いについての確認依頼をする。古い記録については、特に早めに協力依頼。(既に依頼済みでしょうか？)		紙台帳との突合は必須。どんなに日頃選くまで、土日も仕事をしていると言っても、突合をやらないと問題解決に対しての国民の理解は得られないと思います。
8927	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		記録の整備が不可欠 紙台帳との突合により、紙記録(S.62年以前)がオンラインにすべて反映されれべ、確認作業(特別便による照会、記録照会等)がスムーズに進むと思われるが、まずは、オンライン記録のカセット解除をすべて解除すべきと思う。解除の依頼は記録等の確認の申出等があった分だけしか実施していないので、解除されずに残っている分がかなりあると思われる。	厚年の手帳番号が同一人に対して、複数に存在するケースが多々ある。 何十年も前から、資格取得時に手帳番号の記載がなかった場合は新番号をはらいだしていた。	年金の請求時にさえ、確認をとればいいと認識していた点。
8928	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません		本人が年金を支払ったと思っている期間と金額が、オンライン上の記録と必ずしも一致していない問題。平成17～8年くらいに知りました。	データの記録が正しいと思い込まずに台帳で確認することを意識しました。 反省点は ・社会保険庁が把握しているデータと本人の記憶とを突合するのが遅すぎたこと ・乱雑な字で書かれている名簿が多く、オンライン上への入力ミスに繋がった事だと思います。
8929	地方庁	社会保険事務所課長級以上	カセットオープンしていない未統合記録が多数存在する。	カセットオープンされていない記録については、現段階では基本記録、資格記録入力後業務センターに依頼をしているが、最初からオープンしていれば、上記の業務処理がなくなるので、全件早急にカセットオープンするべきだと思う。(高齢者、古い記録のため最優先すべき)	厚生年金の資格取得処理時、手帳番号の記載のない方については新番を払い出し、同一人物の記録が別番号で多々存在することにより認識した。	職歴、住所(基礎年金番号導入後)を確認のうえ、新番を払い出さないようした。 厚生年金の場合は、事業主のみに通知義務があり、手帳に構記もしないので、定期便の送付よりも被保険者の通知の仕方の改善を図るべきだと思う。
8930	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	合理的な解決方法はないかと思います。 特別便、定期便の回答を見ても簡単に解決できる事例もありますが、本人の記憶があいまいであるケースも多く書面ののでやり取りではなく、実際に窓口で対応させていただければ納得いただけるかと思います。	今のようにコンピュータもなく、紙の台帳で管理していたのだからしかたがないかと思います。 被保険者側にも転職の際に新しい会社に年金手帳を提示する意識もないし、雇入れる会社側にも受け入れの際に年金手帳を確認しない、届出の内容を誤って届け出ているなどの落ち度はあります。 社会保険庁だけがしっかりとしたシステム、体制を作っても制度を利用する適用事業所、被保険者がそれに見合った届出をしていただかないと今後もこの問題は解決しないかと思います。	適用課で窓口をしていましたので、届出の書類はしっかりと審査していました。細かいこと(名前の漢字が違う、前住所と一致しない等)でも煙眯にせず必ず確認を取ってから入力を行っていました。 事務センターで適用・国年の入力を行うようになりましたが、事務所で入力を行ったほうが効率がはるかにいいと思います。何か問題があればすぐに事業所・本人に確認も取れるし処理を間違えてしまった場合のフォローも早いです。
8931	地方庁	その他(社会保険事務所)	コンピューターにたよって調べても見つからないことが、あることだと思います。 元々PCがなかったときからのデーターの保存であり、手書きの文字等が判別がつかないものを機械化しても役にたたないことだと思います	まずは、人員が必要です。 ただ、いくら人員が増えてもノウハウのある方が必要です。 当たり前ですが、コツがつかめるか、つかめないかによって差はでてきます。 また、地元のことをよく知っているかたがいるかどうかも大きな違いになっていると思います。 今も昔も、PCに登録して検索機能を強化しても、人の目で見て入力する作業なので、絶対はないと思います。 当時の記録を大切にして、きちんと見られる環境にすべきと思います。 (過去の画像化等の検索システムに誤りがあってもなかなか直っていない) 迅速であることは大切ですが、正しい記録の判明のために、必要な時間をかけて調査すべきと考えます。	過去からの引継ぎがきちんとされていないと思っていました 問題があることを知ったのは、はっきりしませんが、記録調査をするようになってから(5年ほど前？)認識はあると思います	なるべくお客さまのお申し出を、わかる範囲で細かく聞くようにし、調べるようにしていました。 時間がかかることが反省点です もっと早くとりあげて、対応していたら、1件でも多く解明できたと思います。
8932	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8933	地方庁	その他(社会保険事務所)		当方だけでは、全面解決まで至らないので、 記録の持ち主(と思われる方)の協力が必要だと考える。 できる限りの方法で手番記録の整備を行い、 その上で、記録の持ち主(と思われる方)に照会を行い、 一つ一つ整理していくしかないと考る。	手番記録の未統合として認識していた。 時期は平成12年度以降。国民年金適用担当課在籍時。	当時は手番の登録等を行うといった対応であった。 ただし、届出のあった方の記録のみで、受身の対応といえる。 届出のない方への未対応部分が現在の問題へとつながっていると考る。
8934	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険庁・社会保険事務所では、個人に対する情報があまりにも無く、一部行われているように、市区町村との連携により個人の特定を行っていくことが早期解決につながると思います。	平成9年から基礎年金番号が導入され、その時加入していた制度の番号を基礎年金番号へ、他に持っている番号があれば基礎年金番号へ登録をするという作業がありましたが、通知書の発送後、数年しても別に番号がある、統合がされていないという人が多数見受けられました。 最終的には、裁定請求の時に確認・統合をするからという業務が、年金記録問題へ大きく発展したと思います。	国民年金の業務に業務経験の約半分を従事してきました。 (8)からの自分自身での対応として、年金記録問題に発展する前から、窓口対応・帳票入力などにおいて、お客様に、ご自分の記録の確認、他制度に加入したことの有無などそのつど確認作業は行ってきました。 また、国民年金の帳票(資格)関係には、住民基本台帳を基に作成されているため、現在も多数残っていると思われる被保険者氏名をカタカナから漢字へ変換するなど、正確な個人記録の情報管理に徹底してきました。 社会保険庁(事務所)の不祥事が相次ぎ、また、消えた年金問題など国民の皆様方へ多くのご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことなど、深く反省をし、お客様の大切な年金記録を、お預かり、管理させていただいているという気持ちを持ち、信頼される組織へなるよう努力していきま
8935	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入時にもっと本腰を入れて取り組むべきだった。請求時に調査すればよいということで先送りにされていた。 採用時。(平成12年)	もう少し広報したり、学校教育にも取り入れる必要があったのではないか。 年金記録問題になるまで、年金制度について知らなかったり関心を持たない人が多かったのは周知が足りなかったからではないかと思う。
8936	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		19年4月頃です。加入記録については、受給者は請求時に職歴確認しているし、加入者は基礎年金番号が導入された時に通知しているので、今のような大きな事になると思いませんでした。	記録問題が起こってから、すごくたくさんの記録が台帳に残ったままになっていたことにびっくりし、記録確認を今まで以上に慎重にしようと思いました。 WMで、早く記録が確認できるようになって、請求時の職歴確認をしっかりやっていれば、かなり違ったと思います。老後の大事な年金に結びつく記録だということを、もっと早くから、国民のみなさんに広報し、年金制度の良いところを知ってもらうべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8937	地方庁	その他(社会保険事務局)	標準報酬の改ざんについて、事実として5等級以上の降級も遡及の事業所の全裏もあるにもかかわらず、真偽が不明として、疑いとして全件数が公表されているが、実際にあった事例も多数あることが知られていない。	厚生年金の記録問題については、「ずさん」が一人歩きしている現在、制度の厳要についての説明等が殆どされていない。 せめて、厚生年金の保険料徴収の開始時期、(国民年金もそうだが)等を 周知してもらえるなどの措置があれば、相当数の照会が必要でなかった。 いまさらではあるが、一考していただきたい。	年金記録問題については、社会保険庁だけの責任ではなく、(当然あるが) 事業所、市町村、また被保険者自身にも問題がある事例も多々存在する。 もともと基礎年金番号導入時からその前の手番については統合処理を開始しており、相当数の番号の記録については、統合されない(誰のものかわからない)ことは予想されていた。しかしながら、完全な記録であっても、住所記録が ない為に年金請求時点で最終確認するという方法については、仕方がないという認識であった。	社会保険庁の対応については、基本的に批判を浴びるだけであり、反省すべき点は反省するのは当然であるが、反論ではないが、ある程度の説明(釈明)があってもよかったのではないか。 元々この問題があがった時点で、政府(自民党)は「省庁の垣根をこえて全力で対応する」と言っていたのはなんだったのかという思いである。 結局この件の聞しては庁としてなんら追求もなく、どうせ解体されるのでその場しのぎの業務を行っていたように思う。 また、現場の声を聞いてなにかしらの対策をこのアンケートから考えるのであれば、「あまりにも遅すぎる」の一言であり、こういうことをしましたよ、という対外的 なポーズであれば意味がないと思いますので、是非ともこういうアンケートの類が どう生かされたかまできっちりと報告していただきたい。
8938	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		増員して処理にあたる。	実務を行っていたときは問題との認識はなかった。問題の存在はマスコミが言い出してから気づいた。	誠意を持って対応した。
8939	地方庁	その他(社会保険事務所)	ねんきん特別便では厚生年金の標準報酬月額がわからない問題点があったが、定期便では改善されているので、今の時点では世間一般に知られていない新たな年金記録の問題点については把握していません。	(6)のとおり。	基礎年金番号に未統合の年金記録が約5000万件あると判明した年金記録問題を知ったのは平成20年5月か6月頃だと認識しています。未統合の過去の年金記録について裁定時に年金記録を整備すればいいという安易な考え方に端を発していると思った。職員の年金記録管理の認識	未統合の年金記録を一件でも多く本来の年金記録に戻さなければと思い、期間調査の経験を踏まえ事務所のなかでも積極的に記録問題にとりくんできた。反省点については(8)のとおり。
8940	地方庁	社会保険事務所長	思い当たりません。	今回の問題解決に向けて、現在取り組んでいる事(作業)を確実に進めていくことが必要であると思います。また、取組みを進めていくに当っては、これまでの取組みの検証等を行うとともに、その結果を今後の取組みに反映していくことも必要ではないかと思います。 さらには、再発防止策として、今回の問題の原因の一つであるコンプライアンスの徹底を図ることも重要であると思います。	国民生活に一番密接な問題であり、非常に大変な問題であると認識しています。特に、年金受給者については、切実な問題であり、最優先に解決することが必要であると考えています。また、今回の問題が起こったことについて、一職員として非常に残念な思いです。 過去(相当以前)から、制度的な問題(各制度で年金番号を払出ししていたこと)や事務的な問題(記載誤り、入力誤り等)で、未統合の記録が存在しているとは思っていました。しかし、年金請求時や基礎年金番号導入時の記録整備等において、順次整理されているものと考えていましたので、これほどの件数があるとは思ってもいませんでした。 なお、今回の問題については、平成19年5月か6月(公表された)頃に知りました。	今回の問題を解決するためには、「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」により年金記録を確認してもらうことが必要であるため、機会ある毎に周知、徹底に努めています。 なお、反省点としては、基礎年金番号の導入時期が遅すぎたこと及び職員のコンプライアンスの徹底が図れていなかった事等が考えられます。
8941	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8942	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	現在、任期付で勤務しているため、記録問題を知ったのは、報道関係のニュースでした。	お客様の問い合わせ内容について、実際どのようになっているか？分かり易い言葉で誠心誠意、伝えることしかないと思い、対応をしていました。
8943	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		基礎年金番号が導入された時点で、制度ごとに番号が付番されていたので、順次統合していかなければならないという認識はありました。年金給付課に在籍していたときも、請求書に記入された番号以外に漏れているものが無いかを調べ、文書や電話で統合作業を行ってきました。請求前に漏なく年金が受給できるように心がけてきましたが、年金記録問題が発生するまでは、これほどの問題であることの認識はありませんでした。	小さなことを地道に積み上げていくしかないと思います。制度発足時から、点検作業をしっかり行っていればよかったと思います。制度としても、それぞれに番号を付けるのではなく、始めから一人1番号の制度にしておけば、今回の問題はある程度防げたと思います。
8944	本庁	その他(本庁)	特になし		本人が記録についての記憶がないことが非常に多く、年金番号を複数持っている方もかなりおり、過去の年金に対しての意識・関心の低さを痛感していた。 相談を行うようになり、5年程前から未統合記録は莫大な件数になるであろうとは感じていたが、想像以上に大きな問題であった。	年金相談等の際に相談者らしき記録があった場合や、空白の期間がある場合など、少しでも記録の統合に結びつくよう丁寧に聞き取りを行い、記録が見つかるように対応していた。1件1件確実に解決していくしかないと思う。 年金に関しての事業所での説明不足、本人の認識不足、市町村役場での説明不足、社保の指導不足が積み重なり、長年放置された結果大きな問題になってしまったように思う。
8945	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金の受給に結びついていない記録については、統台帳からコンピューター上へ記録を移した際にもれてしまったことは問題ではあるが、そういった記録も当然ある、ということで資格照会の窓口があり担当職員がずっと配置されていたのだと思ってきた。 また、そうした記録は本人の受給申請時に確認をして統合するため、被保険者には不利益にならないものとして、これまで認識していた。 しかしながら、被保険者が過去の勤務先を忘れてしまうと調査が進まなくなってしまう統台帳時代の仕組みを、現在のコンピューター管理の価値基準を以って、近年、外部から問題であると指摘されるようになって、これまでの管理方法は被保険者にとっては十分でなかったと意識するようになった。	民間の保険会社との比較で考えても、社会保険庁の職員数で国民全員にかかる社会保険事務を行うには、事業主や被保険者本人の協力がなければ成り立たないことを職員が自覚し、またそのように国民の皆様に接してこなかったことが反省点である。
8946	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。	一つ一つ記録の突合を実施していく以外にないと思われる。	基礎年金番号との単なる未統合と認識していた。	個々の年金の記録は、統台帳で取得時から喪失時まで報酬の変遷を含め、また国民年金も同様に記録されていると思い、年金請求時に庁が保管する記録と本人の申立期間と突合し相違しておればその都度統台帳を確認し 適正な年金が支給されていると思っていた。 過去の早い時期に統台帳、マイクロフルムの整理をするべきであった。
8947	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	市区町村との連携。	新番払い出し時の確認不足や年金請求時の確認不足から、浮いた年金が発生したと思う。職員がきめ細かい対応をおこなっていなかった点もあるが、やはり被保険者本人も勤務先等をおぼえててもらわないと対応にも限度がある。 仕事に従事していた頃から、勤務先のもれは発生するのではと思ってました。	明らかに新卒者でない人には、事業所に確認を行ったり、年金請求時には氏名索引を必ず実施していた。 年金問題の発生以降、その相談にあたっては必ず氏名索引を行った。忘れているであろう記録とおもわれるものについても本人に聞きながらおもいだしてもらえるよう話をすすめていた。 現場職員でできることは、本人に確認して記録を調べることに尽きます。 その記録をきいたあとの調べられる土台を本庁でしっかりつくってもらいたかった。 カセットも依頼分しかあけず、事業所名の訂正もかなり時間を要したりで現場のことを本庁はわかってないしわかろうともしていなかったと思っています。 今後は、たてではなくよこの連携を充実させ、本庁も上から目線ではなく現場をみるべきだと思う。若い職員だけを現場に異動させるのではなく中堅職員も現場にだしてもらいたいと思う。
8948	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金手帳の紛失や、個々の記憶が頼りとなる部分も多く、時間が経過するほどに解決が困難な問題だと思います。	お客様と接する際に、統合漏れなどがないか確認するように心がけております。基礎年金番号導入時に、未統合の手番についての確認や、加入記録の確認を徹底して行うべきであったと思います。
8949	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	期間照会を担当した職員、国民年金課採用職員を中核として解消していくのがいいのではないかと思います。	マスコミ報道によりしりました。 年金記録は、正しいとの前提で仕事をしていました。	連日、窓口は大混乱で昼食も取れない状況で窓口でお客様対応をしました。 基礎年金番号導入時に、丁寧な記録照会を行っていればよかったと思います。しかし、当時は大蔵省から予算がとれないと聞いていました。
8950	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まだ特定できていない記録については、引き続き地道に調査していくしかないと思います。	基礎年金番号が導入されてからも、一人一番号化がなかなか進まず、年金請求時の聞き取り調査が重要だなという認識でした。 WM上、古い記録に不備が多いのは入社当時(平成四年)から感じていました。	一件でも多くの記録を判明させるよう努めました。 反省点(理由)としては、 1.「本人記録である」との特定をする際、申請主義であったため、本人の可能性が大いにある記録でもこちらから本人にお伝えすることができなかった事 2.オンラインシステム導入時、古い記録において事業所整理記号の収録を 省略した事と、氏名収録の際、大勢の賃金職員にその事務を任せた(と聞いている)ため、通常考えられないような読み方で登録されているものが多く氏名検索や事業所名検索での本人特定が困難だった事 3.おそらく多くの職員が古い記録に不備が多い事に気づきながらも忙しさにかまけて早い時期に対応しようという声を上げなかった事 これらの事が大きな理由だと考えます。
8951	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在知られている問題以外はありません	旧台帳の整備をし統合をいそぐべきだと思います	年金記録問題として認識するようになったのは国会等で問題になったころですが、相談業務において基礎番号に他手番の統合が進んでないとの思いはありました	取得届処理時等で統合を進めましたが、現在ほど被保険者の方の関心が無く、統合されないことがありました
8952	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	年金問題は様々な要因が絡み合っているため、ひとくくりにはできない(事務処理のミス、職員の不正、事業主や被保険者の届出時の誤り、申請主義、制度の問題、行政および国民の意識の問題など)。それを全部「消えた年金」としてひとくくりにして考えてうしまうと、誤解が生じるし、根本的な解決にならない。また同じような問題が発生してしまわないためにも、ひとつひとつの問題をクリアにして、年金問題の解決に向けて努力し、今後の再発防止に勤めなければならないと考える。	(7)でも述べたとおり、年金金問題は様々な要因が絡み合っているため、ひとくくりにはできないと思う(事務処理のミス、職員の不正、事業主や被保険者の届出時の誤り、制度の問題、行政および国民の意識の問題など)。 年金問題が大きく取りざたされる前にも、基礎年金番号に統合されていない、手番が多いことは認識していたが、年金受給時に整理され、正しい形になると考えていた。したがって、問題の存在としては、一部については、平成14年の入庁時から存在としては知っていたものの、これほど大きな問題になるとはその時点では考えていなかった。	年金問題が取りざたされる前は、積極的に職員が記録問題に取り組む状況ではなかった。もちろん業務上必要であれば記録の統合や国年保険料の記録の補正(マイクロや市町村に確認)を行っていいたが、当時は職員も国民側も年金記録に対しての意識が低かったのだと思う。行政側は、申請主義に甘えて、国民に委ねていたし、国民は自動的に行政がきちんとやってくれていると考えていた部分が多かったと思う。また標準報酬の改ざんなどについては、直接業務に携っていないが、社会保険事務所と事業主の利害関係の一致で不正が目をつぶられていた部分があるのではないかと考える。 どちらにしても、年金記録に対する意識の甘さと、法令順守が守られていなかったということが大きな問題だったと思う。それは職員ひとりひとりの問題でもあるが、組織全体にそういった雰囲気
8953	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所のミス又は故意の疑いの強い未届け又は届け出内容によって生じた期間脱落、報酬誤り、賞与未提出について。たとえば、新規加入届けを提出しない、役員のみ正確に届出する、保険料を初回から滞納する、事業主が行方不明など。 総務省第三者委員会よりあっせんされた記録訂正について、当該期間について国庫への保険料納付があったのかどうか。たとえば、新規加入前についての期間は国庫への納付はありえな	事業所任せにしないこと。事業主に対しては労働基準監督官のような特別司法警察職員のような職員を設置し、調査権に捜査権を付与し、悪質な者には告発できる体制を確立し、事業主の責任・義務を徹底的に負わすこと。 事実に基づかない遡及訂正の件は、従業員に限り、現被保険者のコンセンサスが得られれば、訂正前の記録に職権で全員行う。	氏名等におかしな記録があることを業務を進めるうちに知り始めたが、オンライン記録又は事業所、被保険者名簿によって、特定できるものだと思っていたし、長年にわたることで、被保険者・事業所(事業主)・社会保険庁のあらゆるところで生じた問題だと考えている。	年金相談や裁定請求事務処理の際、聴き取りを行い、又は氏名索引により可能性のある者に照会文書を送付し、記録判明につなげた。 過去記録の照会を本庁・事務所一体となって行う必要があったのでは。また、特別便の送付時期が短期間であったため、充分丁寧にできたのかどうか、もう少し期間を長めに設定し、体制を確立したうえで、フォローアップも重点にしながら進めたほうがよかったのかもしれない。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8954	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	国民の皆様に再度通知等送付し、記録に不備がないか今一度確認していただく。また、新聞の折込チラシ等の広報やメディア媒体を活用する。 職員は、使命感とスピード感を持ち早期解決に向けて尽力する。	基礎年金番号導入前は、同一人について番号が重複されて払い出されることは制度別加入の観点から問題意識はなかった。 基礎年金番号導入後においても、年金請求時に、ご本人の確認によりもれなく記録は統合された上で裁定されているものであると考えていた。	社会保険は申請主義であるため、ご本人からの申し出がないと統合処理ができないものであると考えていた。ただし、ご本人の記録である可能性の高い記録については、連絡等により確認をしたうえ番号の重複取消処理等を行っていた。 反省点としては、紙台帳からオンラインに移行した時点での突合が不十分であったことと、基礎年金番号が導入された時点において、統合処理にむけ確認作業に取り組まなかったことであると考える。 いずれにしても、社会問題となる前に年金記録の確認作業を行わず、後手に回ったことが社会保険庁の信頼を失墜させる要因であったと考えられる。
8955	地方庁	その他(社会保険事務所)		複数の手帳番号を持っていた人が手帳を紛失したり、氏名変更などの手続きもれなどで、基礎年金番号へ記録が統合されないままのケースも多くあったので、国民総背番号制の様な形で記録管理ができれば確実だと思います。	国民の信頼を損ねた。また今後の年金制度に不安を与えた重要な問題。問題を知ったのは、報道された時。	通常業務と併せて資格照会業務に精一杯取り組んだ。問題点は、台帳からオンライン化への移行処理にミスが多かった様に思います。職員の重要な年金記録を管理していると言う意識も少なかったのかもしれません。
8956	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じ上げません。	今後は安易な新規付番は行わないようにすること。 領収済通知書では保管する際かさ張り、通知書の紛失に繋がると思います。なので、納付実績を被保険者本人の手元で一目見て分かるような方法に変えられたほうがいいかと思います。	年金番号統合漏れの問題については年金制度に対する被保険者の意識の薄さもあり生じた問題と認識しております。 19年ごろと記憶してます。	お客様に対し、年金制度をより理解を深めてもらおうと意識を持ち応対しました。
8957	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	未統合となっている年金記録を早期に統合すること。	転職するごとに新規の番号を取得される方が多くいましたが、基礎年金番号の導入や本人宛手帳番号の照会を順次行ってきたことにより、未統合記録の解消が進んだと認識していた。また、年金請求する時点では、職歴の確認をしたうえで、年金の裁定を行っており、特に、裁定者については、期間の漏れがないと認識していた。 この年金記録の問題を知ったのは、報道された時点です。	早期に解決するため、年金特別便の処理に取り組んできた。 オンラインシステム導入時のシステム運営やプロセス、事務所での業務管理、事業所への指導不足等が反省点として挙げられる。
8958	本庁	その他(本庁)	特になし	地道に、市町村などからも情報提供を受けて確認をしながら統合をすすめていくことが大切と思われます。	年金記録問題については、平成16年ぐらいに国民年金業務に携わったときに実感をもって認識があった。対面で話を聞きつつ記録を統合しようとしても本人が忘れたというような話がけっこうあった。本人の確認ができない以上統合できないので、そのままになっている記録はけっこうあるんだろうという認識はあった。	なるべく、相談にこられる前には職歴、加入歴の確認をするので家で整理してきてからくるように電話では案内をしていました。 また、なるべく家人や配偶者と来所し相談を受けるよう案内をしていました。 なるべく手番の時代から、一つの番号を使用するように案内しておくべきであったと思われます。厚生年金、国民年金の手番が一本ずつの人であればこのような複雑な記録問題につながらなかったと思われます。 また、機械化したときに、氏名の振り仮名などの整備をしないままであったことも記録を調べる上で難しくしていると思われます。なるべく、マイクロなどで管理するだけではなくマシン上ですべてが確認できる状態にしていることが大切と思われます。なお、専門職で扱っているものが複雑であるにもかかわらず職員の長期研修の場がなく、自助努力によって業務が行われてきているのでもっと職員のスキルの育成の場をもうけることが大切だったと思います。(国税や検察などは長期にわたって研修をうけてから職場に配属されると聞いています。)
8959	地方庁	その他(社会保険事務所)			未統合の記録が相当数あることは入庁してしばらくしてから認識していた。しかし、未統合の年金記録は裁定請求の時点で確認できていると考えていた。	裁定請求時点での記録確認が重要と考え、問題発覚前の給付課在籍時代では記録を請求者に見せて、いつ就職し退職したかを説明しながら問題ないかを確認していた。 現時点で考えれば基礎年金番号導入後、名寄せなどをして受給者をメインに記録確認を呼びかけるべきだったと考える。
8960	地方庁	その他(社会保険事務所)	偽名にての厚年取得(温泉地等に多い)	マイクロの完全収録(記録補正をする中で、国年マイクロにて氏名変更、住所履歴等、取得時の情報での手番情報が登録となっているものが多く見られる。変更履歴が確認できれば、本人確認がスムーズにできる。)	手番統合については、年金受給時に整理をかければいいと思っていた。そういう街辺もしていた。手帳を持っていれば、記録は確認できるので照会等いただいた際にも、すぐに来所を促さず、時間を取れる際に来所をお願いしていた。機械管理になっていないものがあることは、採用時より知っていたが、その都度のカセットなり保存記録照会で対応し、そのうち全て整理されると思っていた。記録の収録について誤りがあることを前提には仕事はできず、苦虐していた。	記録について、機械管理されている記録が間違っているかもしれないとして本人の申立てをできる限り、聞き入れ確認作業をとるようにしている。 手管理時の記録の管理、保存を徹底し、機械管理に移行する際、きちんと整理をかけられなかった事が大きいと思う。基礎年金番号付番時にも徹底して整理をかける必要があった。記録問題が公になってから国民の皆さんの年金に対する意識が大きくなったが、それまでは給料から勝手に引かれてる、国民年金も請求書が来るから払う程度の方が多かったと思う。年金について、重要であることを制度発足時より周知する必要があった。
8961	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	国民年金については未納なのに納付したと主張する人が多いので、市町村(国保データなど)や当時の銀行・郵便局の振金引出し状況などのデータ提供を求める必要があるのではないか。 厚生年金においては、当時会社が社会保険未加入なのを社保と会社の責任として記録を認定するように求める事例が出ていて、新規適用の遡りについて議論する必要があるのではないか。	一部週刊誌に記事が出はじめた時。それまでは問題があると認識していなかった。	窓口や電話で真摯に応対を心がけた。年金は長期間に渡ってデータを保存(終戦前から)しなければいけないものであるが、手書きの時代からコンピュータへの移行時点で個人データの見直しをする必要があったのではないかと思われる。
8962	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	個々の事案を着実に対処していくしかない。	この問題がでてくるまで、こんなにも浮いている記録が存在しているとは把握していなかった。今までの対応に疑問をもった。この問題が出たとき知ることになった。	多数のお客様からの疑問に親切、丁寧に対応して協力とご理解をお願いしてきた。一人ずつお話すれば皆さん気持ちよく応対してくれるが、今までの窓口対応についての苦情等厳しい言葉も多々あったのは事実である。現在の対応について変わったという嬉しい言葉もあるので、個人として新しい組織の一員として対処していきたい。
8963	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	社会保険業務処理マニュアルに基き事務処理を行い、届書に不正と思われる疑義が生じた場合には内容を確認する。	過去の年金記録に直接関わる業務に携わっていなかったので、平成19年に特別便の送付が開始されるまで私自身の認識は薄かった。か	反省点については、大幅に標準報酬を引き下げる遡及した月額変更届については事業主に対して添付書類を求めているが、特定遡及処理以外にも下がりの月額変更届に関しての内容確認を事業主に対して求められるように法整備を進めるべき。
8964	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	不明な記録について、保有する台帳の徹底調査を進め、より詳細な内容から可能性の高い人に対して、徹底的に戸別訪問対応するべきであると考えます。	国の制度として、信頼を損なう問題であり、過去の記録管理の責任が問われる重大なことであると認識している。具体的に知ったという時期については、わからない。	受付相談を積極的に対応し、申出内容を正確・迅速に理解しながら、親切・丁寧を心掛けた。記録が紙台帳で管理されている時代の事務処理誤り、機械管理に移行された時代の突合確認不足等が反省点であると考えます。
8965	地方庁	その他(社会保険事務所)	非常勤職員の2009年12月年金問題等 適用事業所のパワーハラスメント的取得漏れ及び架空被保険者の問題 朝鮮半島の労働者等を強制連行していた事実をひたすら隠すためカセット化 現場より記録の事実を隠蔽しようとしていた。 マイクロフィルム化後も業務命令に反して原簿を残した市町村職員と社会保険職員がいたからこそ記録回復につながった。 年金のカード化だけでなく、日本年金機構を2010年1月1日発足が至上命題 だあるほど資本主義・新自由主義の危機が迫っている。	地位と名誉ある人はみんなの見本に原則から、時効前に違法行為・脱法行 為を行った事業主・政治家等の全面謝罪と無条件の被害者への善後策。 現場職員の増員と組織の研修。 事業主に違法性・犯罪行為であることを周知すること。 公益通報こそ社会保険職員の事業所指導の不徹底性と調査活動の不十 分さであることがわかる職員意識を持つこと。 中小・零細企業の保険料の軽減策。 公益通報を「たれこみ」と認識する幹部職員の一掃。 「ここだけの話」は利権と腐敗の始まり情報の公開。	資本と戦争と結びついた問題で職員個人では対応しがたい。 労働者の賃金の後払いである年金を国は支払う気がない。法律行為で支払 う義務があるならば、戦前のように賃金の回収として介護保険・後期高齢者 医療・地方税等保険料・税金として回収するもの。 保険といいながら社会保障的要素を組み込み意図的に赤字政策により保険 料率のアップと給付の低減を行う。社会保険の保険料を税金と見立ている。 社会保険庁、厚生労働省のみならず政治家を含めて考え方を変えなければ ならない。 動めてまもなく。職員であれば誰でもわかること。 日本年金機構法こそ労働者の年金権を資本に売り渡すとんでもないもの。	日本年金機構法案が上程されたとき認識が甘かった。 職場内での上申制度の活用と、職員労働組合の活用が十分出来なかった。 幹部職員の総辞任(当然天下りは行わない)と社会保険を食い物とした資本 家・政治家の陳謝と不正部分の返付。 特に就労実体のない社会保険加入機関を居直った小泉純一郎元総理大 臣の医療費と年金の整理。このことが2010年日本年金機構に移行しようとも 今後の課題。妥当性をここで見ている。 職場の労働者・被保険者のみならず職場外の労働者にまず信頼し団結する こと。これが一切の始まりであり結論。 [redacted]分限免職を辞さず、屈辱的な賃約書を拒んだ職 員・断腸の思いで賃約書に署名した職員とともに定年再雇用目指して闘うこ とが年金問題に対する社会保険労働者の結論である。
8966	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8967	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	記録問題の対応は各事務所での対応ではなく、全国にて一箇所、それが不可能な場合はブロックに一箇所でもいいのですが、徹底した集約をする必要があるかと考えます。 理由としてまず挙げられるのが、年金記録問題の対応として謝金職員・賃金職員が現在、大量に雇用されていますが、各社会保険事務所がその人員をうまく使えていないことにあります。各事務所対応では職員が電話対応等を含め自身の仕事に追われ教育もままならず、かなり効率の悪い状況が今年のはじめから続いており、それは機構の特定職員でも同じこととなるのは目に見えてます。職員含め、その特定職員枠を一箇所に集めて記録問題業務にあたることができれば効率も良くなり、コスト面でも非常に良くなると考えております。	私が年金記録問題を知ったのは、マスコミを通してであり、報道と同時に知ることとなった。また、問題に対する認識はマスコミを通して構た情報、それを受けた職場の同僚、上司の反応を自分の中で整理して受け止めていた。 年金記録問題が報道され始めたころのマスコミの報道程、社会保険庁が一概に悪いとゆう問題ではないかと感じていたが、やはり我々の責任に帰するところがとても重く、国民目線を考えたら、あれだけ非難されても当然のことだと考えてました。 私の認識では本庁・地方庁含め、職員の責任感の欠落が原因で起こった問題だと考えます。年金の性格にも起因することなのですが、制度設計にしても末端の事務処理に関しても、公務員としてあるべき責任を将来に向けて持つことができれば起こらなかった問題だったと考えています。	私は失った信用を回復するために、電話・窓口では今まで以上に国民のことを考えて対応するように心がけました。また、私は庶務業務を担当しており、これ以上信用を失はないように、特別便・定期便に関して、受付・遡及状況の管理を徹底して行い、書類の紛失等が絶対に起こらないように取り組んできました。 私は現状で考えたとき時に年金記録問題に対する対応に多くの問題を含んでたと考えます。解決を急ぐのは良い面でもあると思いますが、急ぐことが優先されすぎての安易な解決策が多く示されたのではないかと考えます。その結果、国民の混乱はもちろん、社会保険庁自身も混乱してしまい、そのことによって、更なる国民からの信用を失ってしまったケースは多々あると思われます。 現状でもそういった部分が多々感じられますので、今後はもっと腰をすえて対応できればいいかと考えています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8968	地方庁	その他(社会保険事務所)				
8969	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員削減などをするのではなく、専門チームなどを各事務所に配置し人員を増員したほうがいいと考えてます。	年金記録問題といってもそもそも基礎年金番号が導入されたのが平成9年でそれまでは国民年金と厚生年金別々で管理されていたためそのために消えた年金問題が発覚したので、平成9年にもっとしっかりやるべきだったと思います。	年金特別便の窓口に出たり積極的に対応していました。やはり今後民間委託するということは、作業の効率性等考えればいいことかもしれませんが、責任問題があやふやになってしまう恐れがあるためその旨をしっかりしなければ、また同じ事の繰り返しになってしまうと思います。
8970	地方庁	社会保険事務所課長・級以上	特になし	国民の信頼を取り戻すために、年金記録問題を徹底して解決すべきと考える。だだし、明らかに納付していない国民年金保険料について、申出があれば安易に納付とすることは認めるべきではない。	年金記録問題が表面化し、厚生年金記録の突合作業を実施する中で、大量の年金記録が反映していないことに驚いた。また、年金受給者に記録漏れがあったことは、年金記録がオンラインに収録されていなかったことが原因ではないか。	オンラインシステム化の時点において、紙台帳等からの記録の収録作業を実施していれば、このような問題は起きなかったのではないか。
8971	地方庁	その他(社会保険事務局)	○恥ずかしながら、既に報道されている内容の方が、わたくしの知りえる情報を超えているものと思います。	○この問題の解決は、「記録を正しく管理すること」、「管理した記録をオープンにすること(個人情報に配慮)」、「正しく管理した記録により年金給付すること」の基本3点が必要となります。 よって、方策につきましては、現状の対応であっても解決できるものと考えますが、信頼回復もこの記録問題のひとつと考えるのであれば、現状起きている訴訟内容などの分析などにより、新たな対応策を策定するなどが方策のひとつと考えます。 また、記録調査についても、「在職=加入」という絶対条件のような報道が大量に調査依頼を招いたものとしてあげられますが、もともと、加入条件の周知が事業主(所)任せになっていたため、制度理解のない事業主から被保険者への周知は当然無く、被保険者本人が把握していないことも混乱の原因となったものとおもいますので、広報・調習・研修をこの機会を機に、大量に増やすことが重要と考えます。	○特に大きな問題とは意識していなく、通常の誤謬範囲のことを大きく取り上げている位な認識をしていました。 ○存在を知ったのは上記のこともあり、新聞・TV報道で知りました。	○当時は、個人的にどう対応とか考えたわけではなく、漠然と収縮していくものと認識していました。 よって、平成19年の7月TV報道後に、大量に来客数が増え、対応ままならないまま、窓口応対を余儀なくされた記憶がございます。 ○現時点で見た場合、わたくしを含め職員意識(解決するという)が確立されていなかったため、本来であれば、解決するはずである窓口対応という行為が、スムーズに対応出来なかったという点において、正しい記録をお持ちの方についても、社会保険庁に対する不信感が増幅されたことが反省点のひとつにあげられると考えます。 あの時点で、大多数の正しい記録をお持ちの方を味方に付けれたのであれば、現在対応中の「ねんきん特別便・定期便」については、混乱は抑えれ一定の不信感は払拭されたはずであると
8972	地方庁	その他(社会保険事務所)		今の法令に基づいて(新たに色々と変更することは混乱につながると思われるため)、今行っている処理をもっと増員、増資することによって、できるだけ早く行うこと。 増員が必要だと思いますし、制度が複雑なためただ増やすだけでなく、その者への研修なども必要だと考えています。今は、その研修を行う時間や人員の確保ができない状況に感じています。	期間照会の担当者が古い紙台帳をめくり、手作業で記録の確認を行っているのを知って、もう少し機械による検索が可能になるとよいと感じておりました。平成11年頃です。	意見要望として上司に伝えてきました。 機械による検索システムが進んできていることで問題処理が随分スムーズになったと感じています。
8973	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在行っているダイレクトメールの照会による記録の確認	資格取得届等の届出用紙に氏名のフリガナの欄を設けるべきではないか、とコンピュータを導入する前に漠然と感じていた。	残念ながら(8)の問題に対して、特に対応したことはありません。また、現時点でみた場合、この問題については事業を拡大する前に何よりも真っ先に解決するべきだったのではないか、ということが反省点である、と私はそう感じています。
8974	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		・年金記録問題が発生する以前については、年金裁定請求時に年金記録を充分に聞き取りし、記録判明の場合は補正等をおこない、多数の年金受給者の皆様に正当な年金受給がなされていると思っていた。 ・総合相談室長に在職時、今回の年金記録問題が発生し、最前線で対応する中であまりにも年金記録の不整備が多く、社会保険庁職員として、年金受給者また被保険者の皆様に本当に申し訳ないと感じました。 ・特に以下のケースが非常に多い ・複数の年金手帳の発行による年金加入期間もれ。 ・厚生年金手帳と国民年金手帳の基礎年金手帳時の統合もれ。 ・本来は防げた年金裁定請求時の記録確認不足による年金加入期間もれ。 ・紙台帳時の中間記録喪失記録遡及の入力あやまり。 ・旧姓時代の年金記録の統合もれ。	・総合相談室長、所長として、年金記録問題を取り組みしているが、特別な対応は必要なく、年金受給者また被保険者の、お一人お一人に丁寧真摯で的確な対応をおこない、記録が正常な方にも、また、記録等が判明した方にも、社会保険として充分な説明責任を果たして、ご理解をいただく努力をする。 現在の、社会保険庁の特別便、定期便による年金情報の提供の方向性は正しいと思います。 反省点は、国民の皆様に対しましての年金情報の発信が不足していた点です。
8975	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	賃金職員等を確保し、まずは年金受給者の早期解決(記録確認・再裁定・支払)		
8976	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在の政府の解決方針とは異なりますが、気になる事は、過去に「土建国保」が大量(1事務所数百件単位)で厚生年金の適用事業所として新規取得し翌月全喪届を提出した時期があります。ほとんどの事業所が滞納であったと記憶しています。また、国保組合が、滞納後に新規適用取消届を提出していたケースも多々あったと聞いています。 そのような場合であっても、現在の記録確認の方法では、本人の記録があったとして、認められてしまいます(第3者委員会も含め)。確信犯的に滞納した者の記録が認められるのは、公平性に欠けると思います。	解決策は、出来る限り保険料納付状況を画面照射出来るようにし、取得・喪失次期及び不能欠損の事実を確認できるようにすることです。	特にありません	
8977	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	私見ながら、分限免職対象者の中には、優秀な能力を有する職員が多数含まれているものと思います。その中にも、この記録問題を解決するためのノウハウを充分持ち合わせている者がいるはずです。 この知識を自ら放出することは、頭脳の流出でありとともに記録解明に向けた作業効率のロスでもあると思います。 コンピューター記録やマイクロ記録の「平面」しか読み取れない若年職員と違い、(画面に照射される記録の)奥行きを見ることができる職員は本当に貴重な人材です。 今後、予定されている記録解明のプロジェクトにあたり、例えばこういった人材を記録確認・整備事務に全て投入して、現行スタッフの一助としてその能力を活用したらどうかと、常々思っています。 今後は、新組織で新たに設置される「年金記録課」がこの記録問題解決の主管課になるでしょうが、仮に補助的人員の手立てが充分であったとしても、ともすれば件数消化だけの記録解明にもなりかねません。	恥ずかしながら、単純に「基礎年金番号未統合記録の解消問題」程度の認識でいました。 それは、地方庁に勤務する者から考えれば、よもや進達済み記録が未収録、また誤収録となっているとは努々思ってもみなかったからです。 したがって、この記録問題の存在および重大さを認識したのは、一連のマスコミ報道を受けてからです。	この間、自分自身に出来る事は、連日津波のように押し寄せる相談来訪者の方々に対して誠意を持ってお答えすること、照会記録をより早く回答すること、と考え目一杯突っ走って来ました。 今省みますと、対応策等の実施にあたって、もう少し庁・業務センター・事務所三者が十二分に理解と認識を高めた上で携手できる「時間的猶予」を与えて欲しかったことの一語に尽きます。 待ったなしの政治主導であったがために即応が求められましたが、結果して拙速的な対応が混乱を招き、正に負のスパイラル状態に陥った状態でした。現場を預かる者としては、限られた猶予期間であったとしてもその期間内で充分な対策等講じたうえでこの問題に臨むことができたのであれば、より国民の皆様方の受け止め方も、もう少し違ったものになったとともに、不信感・不安感の度合いも違ったものと思っています。
8978	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません	国民からの信頼を回復することが急務であるから、全庁体制ですみやかに記録整備を行わなければならない。	基礎年金番号の導入で、複数の手番を有する被保険者の統合処理が確実に行なわれるかの危惧があった	広報媒体を活用しての注意喚起。
8979	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金受給者で、年金加入記録原簿と裁定原簿の加入月数と裁定月数の相違が、受給者が亡くなって初めて判明するケースが多々ある。	要再裁定リストの確認もれ、127号の進達もれ、本人からの208号の届出もれというのが主な原因と思われます。技術的なことはわかりませんが、(6)であげた相違するケースを全てピックアップし、金額の増えるケース、減るケースと分け、増えるケースについては試算のうえ仮計算書を本人宛に発送、減るケースについては個別に対応するなどという形で対処するしかないのでは。	統合されていない手番について存在することは採用された時点(H.9.4.1)から把握していました。ただ、基礎番通知を送付した際に統合するためのﾊｶﾞｷを返信するよう指示していること、年金の裁定を行う際に本人記録については全て調査したうえで裁定することと思っていたので、最終的には年金受給時に記録は一本化されるだろうくらいに考えていました。	基本的なことですが、裁定時に過去の姓も含め氏名検索をきっちりとし、相談窓口対応時は加入履歴の確認をしっかり行えていなかったこと、受給者に対して全ての記録を判明させる意識の重要さを認識させられていなかったということが反省点だと思われます。ただ、本人がどうしても職歴を思い出せない、期間が短かったのでおそらく加入していた意識がないため確認ができない等で結果的に手番として残ってしまうものは、現場で毎日対応していますが多々あります。残念ながら、現状で打つ手が特別便などで地道に職歴を確認しながら統合していくという方法しかないのであれば(本人と思われる手番は半ば無理矢理にでも統合に持っていくといったような方法をこれからもとらないのであれば)
8980	地方庁	その他(社会保険事務所)		今の作業以外に特別いいアイデアはない。	多くの厚生年金・国民年金番号が基礎年金番号に統合できないという問題 台帳からコンピュータへの記録移管に漏れがあるという問題。 平成19年	判明した時点で統合の届出を促す。(先延ばしにすると、年金手帳を紛失したり、勤務先事業所名を忘れたりする可能性が増して統合が困難になる。) ・厚生年金番号に住所登録がなっかた点。 ・年金手帳は受給するまで紛失しないという前提であった点。 ・台帳記録をコンピュータに移管していなかった、移管作業が杜撰であった点。 ・手帳番号から基礎年金番号(同一人物でありそうな)を検索するシステムがなかった点。 ・多くの人々が年金に無関心だった点。 ・偽名、年齢詐称でも就職できた点。
8981	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8982	地方庁	その他(社会保険事務局)				
8983	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	地道にコンピューターで調べ、紙台帳を確認するしかないと思います。 今後、裁定請求書の履歴の欄は学校を卒業してからの履歴書を書いてもらったらいいのではないかと思います。	基礎年金番号が導入される以前の未統合の手番のことだと思っていました。 年金記録問題がマスコミにとりあげられた時です。	記録の確認に来所されたお客様に対し、自らの問題として記録調査に取組みました。 世間で問題になる前に何か対応ができたのではないかと思います。
8984	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たることは、ありません。		年金記録問題については、年金特別便による名寄せ作業が本格化するまでは、重大な問題としては、認識できていませんでした。 年金記録の保存方法に問題があったこと。 また、年金給付にあたり、細かく記録を調べなかったり、給付を渋る体質が社会保険庁にあったことが問題ではないかと思います。	今後は年金給付にあたり、年金記録を細かく調べること、窓口での説明を懇切丁寧におこなうことが大切だと思います。 また、期間照会、再裁定業務については、全力で業務を進め、窓口での説明を丁寧におこなうことが大切だと思います。
8985	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民への年金制度の周知徹底、事業所(被保険者)の社会保険加入もれなどをなくす。	年金記録もれ、基礎年金番号導入後の手番未収録などが多く、国民への年金制度の周知ができていないことや、年金裁定時の職歴確認が不十分であったことが原因であると思いました。また、天災による名簿等の紛失や焼失、 名前、生年月日等の誤記入などの原因より、記録確認ができなかった(不十分)ことも年金記録問題の原因のひとつだと思いました。 このような問題があると知ったのは、当時期間調査を担当していた平成5年～6年頃だったと思います。	年金手帳の払い出し番号を順に見て、名前や生年月日、先頭記録が正確に収録されているか名簿と突合したりと、確認をしたこともありました。 また、調査依頼のよくある大規模事業所の名簿を見ながら、手番への収録が 正確にできているかなど確認したこともありました。 名前、生年月日の誤記入や記録の誤収録、年金裁定時の職歴確認不足(被保険者の記憶漏れもありますが・・・)、複数の年金手帳への収録(国民、 事業所の年金制度の認識不足?)、事業所の未加入(適用漏れ)等がこのような問題の原因のひとつだと思います。 また、記録正常の方についても社会保険事務所に来所するなど、マスメディアによる国民の不安や事務所混雑など、特別便のことをもっとわかりやすくしなければいけなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
8986	地方庁	その他(社会保険事務所)		様々な方策と調査で、回復した記録もあるが、消失してしまっている記録は残ると思われる。年金記録問題に追われ、適用や徴収など、社会保険制度の業務ができていないのも問題である。一律の国家補償など別の方策で解決せざるを得ないのではないかと思う。 紙台帳管理の記録については、回復するのにも限界があると思う。	基礎年金番号が導入される以前は、それぞれの制度で異なる番号があったため、事務所においては、本人の申し出に基づき統合作業を行なってきていた。しかし、導入時に、本人が社会保険庁あてに返送した回答票に基づく統合作業がなされていないものがあることを報道で知り驚いた。統合後の記録を回答するまで行なうべきだったと思う。 組織として背負っていかなければならない問題であり、地道に解決していかなければならない問題と認識していた。	電話や窓口で苦情をいただく毎日であるが、ひたすらお詫びすることと、申し出に対して真摯に応対することを心がけてきた。 問題点としては、国民ひとりひとりの立場に立った対応が組織全体において不足していたと思う。
8987	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題は特になし。		現在期間調査の担当をしています。 期間調査を担当してから半年ぐらい経って、記録管理の仕方に問題があることを強く認識致しました。	情報管理の方法が間違っているのではないかと感じています。 基本情報について、なんとなく情報を積み上げるのでなく、絶対に正しい記録で管理するべきだと思いました。 国民年金記録にしても、年度の納付情報はわかっても、各月の納付情報はわからないことは問題だと思います。 ただ、情報の管理にしても、パソコンで管理しているのに、すぐ検索できないとか、情報の一元化を各職員が徹底するとか、物品管理にしても必要なものだけすぐに取り出せるようにするとか、能率の良い作業場を工夫するとか考えとか等、基本的な部分で改善するべき点が多々あり、組織の逆転現象(大局的判断で間違い、各職員がばらばらになっている状況)からしても、改善は難しいのではないかと思います。
8988	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	今後も年金記録調査の体制を強化するとともに、誠意をもって調査することが必要ではないでしょうか。	年金相談窓口の時、かなり漏れている記録があると思いました。 請求にこられた時点で詳しく聞き取りしていましたので、これほど膨大に残っているとは、思いませんでした。	裁定請求の際には職歴について、入念に聞き取りをして、記録を整備するようにしていました。 最近、漢字での検索ができるようになりましたが、以前はカナだけでの検索でしたが 昔、手作業で処理をしていた時には、カナでこのように検索できるようになるとも想像もしませんでした。原票にフリガナも記入していませんでした。 退職した原票をどのように管理しているのだろうとは思いましたが。 手作業の時からのきちんとした管理が必要だったと思いますし、 せめて、機械化になった時点で、被保険者記録、事業所記録の整備をするとともに、現在のようにいろいろな方法で検索できるようにしておいて欲しかった。
8989	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	記録回答票等に関する調査回答を迅速に行う。	年金記録問題が発生前から基礎年金番号への統合されていない記録が多数存在していることについては、認識しており、裁定時に確認することで対応していると認識していた。 しかし、オンライン記録に収録されていない記録(厚生年金・船員保険の旧台帳)や氏名入力が正確に入力されていない等の問題については、業務センターの処理のずさんさは、年金記録問題発生まで認識していなかった。	被保険者の記録回復にむけて、加入記録を正確に把握し、被保険者へ早期回答に努めた。 記録の整備が完了する前に特別便や定期便を送付したことで年金制度に対する不信感膨らませたと思われる。
8990	地方庁	その他(社会保険事務所)		問題解決のための専門チームを作り、集中的に業務を行う。	迅速かつ正確に対処しなければならない問題。 報道がされはじめた頃。	特別便、定期便での窓口対応、電話対応の際丁寧にすることを心がけた。 職員各自の意識不足。
8991	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新聞報道でもありますいように、給与明細では厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、ご本人の記録が、それ以前に資格喪失されているケースが見受けられました。	現時点のように、定期便などでお客様に情報提供を行い、サービスに努めるのが最善の方策だと思います。	年金記録問題がこれほど社会的に大きな問題になるとは思っていませんでしたが、三者委員会に出向し国民年金の収納(地方自治体や集金人及び社会保険事務所での過年度収納)がそれぞれの収納方法が存在したため、厚生年金においては、例えば同一会社の転勤に伴う一ヶ月の欠落などが、今日の社会的問題になったとおもわれます。	第三者委員会出向中は、性善説に基づいたやり方で、周辺事情からおおむね納付されたであろうと思われる申立人については、調査員として「あっせん」の報告で委員会に詰ってまいりました。 今後はやはり定期便等で、お客様に情報提供を行っていくことが大切と思います。
8992	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に無し	新年金制度の施工。	2008年入庁時、データ喪失が存在する事実、報道等の情報より認識していた程度。	データ通信サービスからの脱却を実施し、刷新システムによる事務費用削減に向けPTで作業中。 反省点[redacted]丸投げと依存。
8993	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	現在の自分が在籍するセクションで出来うる限りの事務処理を行なう。 記録問題を完全に解決するためには、何か一律の解決策を考える必要もあると思う。(たとえば、どうしても判明できない記録については、一定基準の一時金を支給する、など)	報道等により、情報が多数入ってくるまではここまで大きな問題とは思っていなかった。(実際、年金記録問題と呼ばれるようになったのはここ最近でもある) 記録追加処理を行う係があるくらいなので、記録漏れが多少なりともあることは以前から知っていた。	社会保険庁がずさんな管理をしていたことが反省点であると思う。 そのときに正確な管理をするよう指示をしなかった監督者、責任者の怠慢。
8994	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	ひとりひとりの知識と意識の向上。今後年金記録訂正をパートや派遣等の方が対処していく際の教育の徹底。	氏名検索等をすると記録がでてくることから、今までの徹底がなっていなかったと実感しました。 ニュースや新聞で2年前位から知りました。	年金相談の際、記録に誤りがないか詳しく確認をしていました。
8995	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一件一件の地道な取り組みで解決していくしか亡いと思います。	手番が存在していることは分かっていましたが、それほど大きな問題とは思っていませんでした。記録問題が報道されてから、お客様の相談を受けている際に記録もれや、誤りがあることが分かりました。	お客様の訴えに基づき可能な限りの調査を行おうとしましたが、オンライン化以前の記録が完全にあるわけではないので、残念ながら十分な調査ができませんでした。 オンライン化に際しての、紙台帳の記録を完全にデータ化していなかったことは、反省点であると思います。又、私たち職員一人一人の年金記録に対する意識が低かったのではないかと思います。
8996	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	1件づつ最後まで処理するしかない。	改ざん等の事実は、年金記録問題が浮上して初めて認識した。	組織風土として、収納(納付)率至上主義があったのではないか。
8997	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金問題について真摯に受け取り、早期解決すべく、あらゆる検索方法を駆使し対応しているが、昔は今ほど年金に関心が持たれておらず、被保険者本人の記憶も曖昧であり確認作業に多くの時間を要している。以前よりも氏名検索方法はカナだけではなく漢字検索や名寄せ等も出来るようになり改善されたが、昔は本人が通称名を使用していたりするケースもあり、一筋縄では解決は困難な状況であり苦労している。 安易な統合等を行うことによる第二の被害を起こさないように充分注意をしていかなければならず、地道に確認していくしかない。	紙台帳からWMに切り替えた際に整備されていない記録があるというのは聞いていたが、これほど大変だとは思わなかった。	年金不信と言われるなか信頼回復に向け、お客様の話に耳を傾け充分に聴き取り、一人でも多くの年金記録の判明に繋がるよう努めてきた。 過去の過ちを反省し、訂正するのはもちろんの事だが、安易に記録を統合等し、第二の被害を起こさないように注意することが大事であり、十分に確認をとって対応している。氏名等の索引についても、登録時の誤り以外に、昔は本人が通称名を使用していたりするケースもあり、幅をもたせ確認を取るようにして対応している。また、年々複雑化する年金制度に対して職員研修の機会も多く設けられ、お客様にわかり易く伝えようと努めているが、なかなか簡単なことではなく苦労している。 職員は誰もが早期に問題を解決すべく、通常業務に追われるなか、年金問題について多くの時間や労力を費やしてきたと思う。一人一人の意識は変わってきたと思うが、人員削減により余裕の無い状況で、時間外や休日出勤を強いられ、終わりが見えない問題に心身ともに疲労が蓄積され続けている。 今後は適用時等に的確に確認するのはもちろんだが、年金に対する被保険者自身の意識改革も重要だと思う。
8998	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。			記録補正作業を積極的に行うこと。
8999	地方庁	その他(本庁)	記録解明作業にあたっている者のレベルが低い その理由は、職員および委託業者の派遣社員などが、おそらく数ヶ月単位のスパンで入れ替わりしていることによるものだと思います。	作業には、知識・経験の積み重ねが大きいため、ある程度継続して従事できる環境作りが必要では。新規に従事する者に、新たに研修を行うコストや手間をかけるのは無駄が多い。また、社会保険労務士など専門知識・責任もっていただける方にもっと協力を依頼しても良いのでは。	任期付き職員のため、入社前からマスコミ等の報道により認識がありました。	[redacted]整備チームは12月末で終了とのこと。私ごと日本年金機構は不採用となったため、せっかくの知識・経験が今後生かすことができません。
9000	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		・長期間にわたる制度運営と時代時代の事務処理方法から発生した面もあると思いますが、年金制度への信頼を損なう大きな問題と認識しました。 ・マスコミ等が取り上げだした頃から。	・これ以上、信頼を損なわないよう、記録問題に限らず、すべての業務について慎重な事務処理を心がけました。 ・過剰なマスコミ報道が先行し、問題解決に向けた緻密な処理手順も組めない中で対応せざるを得なかったこと。
9001	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金特別便、定期便による確認や紙台帳との突合等を行っていくしかない。	テレビや新聞等のマスコミ報道で初めて知った。	年金制度を作ったときに将来のことを想定していなかったこと。もっと早く基礎年金番号制度を導入していれば年金問題はおこらなかった。
9002	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	ありません	基礎年金番号導入時に基礎年金番号とされた番号以外に番号を持っている場合に統合がうまくいくのかといった認識はありました。	当時は事務所を離れていたこともあり、年金受給手続時までに統合すれば良いというふうに考えるにとどまり、特に対応はしませんでした。現時点で考えますと、問題点を考える、また現場が思っている問題等を吸い上げる仕組みを確立、機能させることが必要であったと考えます。
9003	地方庁	地方社会保険事務局長		記録の調査のみを専門にする部署をつくって対処していく	テレビ等で騒がれてはじめて知りました。記録がそんなふうに管理されていたことに驚き落胆しました。	自分のできる限り知識で一人ひとりの記録を見つけ出そうとしました。紙台帳ということや、癖のある字を解読するのにかなり時間がかかります。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9004	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知っていることはありません。		平成19年のとき、オンライン上でまだ整備されていない記録が多くあるということを初めて知りました。未整備の記録とは即ち給付からはもれている記録なので、大きな問題に発展していくのではと思いました。	1つでも記録が判明すれば、その分年金が増えて受給者に喜んでもらえると思い、窓口ではよく話しを聞いてその後の調査に生かせるよう努めました。先輩から話を聞くと、記録未整備の問題は前々から分かっていたことであったのに、緊急の案件ではないからと後回しにされてきたものであるということでした。確かに緊急ではなかったかもしれないが、少しずつでも整備をかけていっていれば、ここまで信頼を失うことはなかったのではと思います。
9005	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		未統合の年金記録は、基礎年金番号への移行時に本人からの申し出のなかった記録であり、各種手続や年金請求の際、統合できれば良いとの考えであった。 未統合の記録が5000万件であるとか、「消された」年金記録といわれるものは、マスコミで報道されてから初めて知った。	年金記録の確認のため来所された方には、過去の職歴や勤務した経緯など制度加入当初からの順をたどって聞き取りし、仮に本人が忘れてしまっていることでも、会話の中から思い出せるよう心がけた。 「年金は請求主義」と理解していたため、未統合の年金記録は年金請求までに整備できれば良いと考えていたが、それは本来、基礎年金番号移行時にやらなければいけないことであった。その後の統合状況についても数値は公表されていたのかも知れないが、未統合記録に対する意
9006	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9007	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9008	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱退手当金を受けている人の記録が、業務センターで入力作業時に脱退手当金を受けたかたちでの処理になっていないのではないかと思われる。	業務センターで、作業方針をかためる必要があると思う。	非常に重要な課題であり、その解決には何十年もかかるのではないかと思っている。 記録の統合を必要とすることが、問題の一部であるとすれば、知ったのは、採用時となると思う。	件数がここまで膨大にあるとは思っていなかった。 問題が発覚して、その数を知り、非常に驚いた。 年金の記録を一人一番号ではなく、一人にたくさんの番号を払い出していたことだと思う。 また、年金が老後の生活にどれくらい影響するのかわからないような時代にあり、国民も国もその対応を急いでいたことが、問題の反省点であると思う。
9009	地方庁	その他(社会保険事務所)			台帳記録をコンピュータへ移す際の誤りが多く、チェック体制の甘さ、記録に対する重要性の認識の甘さが引き起こした問題であると思う。	ひとつひとつの記録が各個人の大切な記録であることを再認識したうえで今後の登録誤りや見落としのないようにすること。早期かつ確実な記録の照合を行う。 反省点として、別人記録の統合を恐れるあまり本人申出記録しか確認しなかった点もある。
9010	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録問題は、過去記録管理の問題である。 記録問題発生時。	本人の申出に基づき、被保険者記録を詳細に調査。 都道府県により台帳の管理方式が異なる。 移管や台帳書換における記録管理がずさんである。
9011	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9012	地方庁	その他(社会保険事務局)			入庁した平成6年健保適用に所属した際、基礎と手番の存在を知ったが先覚や年金給付の方に「年金請求時に確認するから大丈夫」と言われ、今のような問題意識は無かった。確認できうる限り統合処理をしていた。職場が異動になって、適用課の人に聞くと、業務処理の効率化・サービススタンダードなどもあり、わざわざ確認・統合処理をしていないと聞いてびっくりした。	迅速な処理と突貫工事のようなやっつけでは、やはり後々問題が出てくるので、どちらを優先するのか問題だが、はっきりと上司・所長・局長・長官・大臣からの命令もなかったことも問題だったのかと思う。よく言われている問題の共有化がもっともっと大事である。それにまつわる、諸法律も民間業者とくらべて、非常に分かりにくい仕組みがあることも問題である。一件一軒、外回りする外勤職員のような方を設けひとつ一つ解決に向けて対応していく地道な作業が必要だと思う。
9013	地方庁	その他(社会保険事務所)	今は、なにも言いたくない。	今は、なにも言いたくない。	今は、なにも言いたくない。	今は、なにも言いたくない。
9014	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の立場に立ってお話をさせていただき、ご理解いただけるよう努力していかなければいけないと思っています。	非常に大変な問題だと認識しました。	お客様の立場に立ってお話をさせていただき、ご理解いただけるように努めました。また、信頼回復につとめました。
9015	地方庁	その他(社会保険事務所)	国年、厚年番号の複数所持、及び滞納事業所にかかる標準報酬の訂正、以外には、年金記録については、特にありません。	現在は基礎年金番号があるため、重複して番号をとることはないと思います。 本人に地道に確認するしかないと考えています。	業務課(適用)のとき(平成10年頃)、年金番号が分からずに取得届を提出する事業所があり、早急に保険証の交付依頼等もあり、新規で払い出してしまった。年金請求時に年金記録を確認してもらえれば済む話だと安易に考えていた。	本来、疑重複番号で調査するべきですが、事務処理の簡素化、効率を優先させてしまったことが反省すべき点
9016	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民背番号制度の確立 最新の情報システム	在籍2年未満ではよくわかりません。 マスコミで知りました	人間の力の限界をカバーする最新のコンピューターが必要でり、年金制度を 国民にわかりやすく説明する仕組みが不可欠だと思います。 職員のやる気を引き出すには信頼の回復だと思います。
9017	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないです。	記録問題の対応を中心として行う課だけでは人数が足りないので、今まで通り支援が必要になると思う。それぞれ自分の仕事があると思うが、解決のためには人数が必要となるので本部、年金事務所共に可能な限り支援の人数を多くするべきだと思う。また、経験の長い人や短い人もいるので、人数だけではなく、作業の質を高めるために、作業内容についての説明やそれぞれの知識が高まるように策を講じるべきだと思う。	採用(平成16年)後しばらくしてから手番が多いと思っていた。ただ、自分だけでは解決のしようがなかったので、結局問題になってからの対応になってしまった。	特別便の対応で事務所の窓口支援や日頃の電話の際に親切、丁寧な対応を行った。今後は問題の大小問わず、発生してしまったら、さらに大きくなる前に迅速な対応をするべきだと思う。
9018	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		年金裁定時において、本人に職歴確認し、又さらに、氏名検索も行い他に記録がないかチェックもして、裁定処理を行っていた事もあり、平成19年5月に初めて沢山の記録が宙に浮いている事を知りびっくりした次第であり、問題と認識しておりませんでした。	窓口相談、電話相談ともに、親切、丁寧、迅速に対応し、少しでも信頼回復できるよう、又、早く解決できるように努めました。 反省点としましては、年金手帳は大切に保管すべきものだと、広報活動をもっと活発に行い、国民全体に周知徹底を図るべきべきだったものであり、各制度一人1つの年金番号の払い出しを遵守し、業務を遂行すべきものだったのだと思います。厚生年金番号にも住所の登録を行っていたら、本人確認が今よりは容易に行えたのではないかと思います。
9019	地方庁	社会保険事務所長	知られていないことなのかどうかわかりませんが、 昭和40年代くらいまでに、生命保険会社の外交員として在宅勤務(2～3ヶ月程度の短期間)されている方のなかに、ご自身が厚生年金に加入していたことを忘れられていたり、まったくご存じない方がいらっしゃるケースが以外と多いのではと思います。	マイクロに収録されている昭和60年以前の名簿、原票とオンライン記録の突合せをするしかないと考えます。	平成6年に厚生年金記録照会業務の担当課長をしたときに、古い記録でお名前がオンライン上に出てこない人の多さに驚きました。いわゆるカセット記録として保管されている被保険者記録なのですが、氏名索引でもヒットせず昭和20年前後の炭鉱等の記録では現在もまだ多くカセットに残っているのではと思います。	その時においては期間照会申し出をされたお客様の記録を一つでも多く探し出すことに傾注しました。一気に解決する方法など思いつくすべもなく、提案することもありませんでした。 その当時からでも、少しずつでも解決を図っていたらこのように一気に噴出すことはなかったのではと思います。
9020	地方庁	その他(社会保険事務所)	採用されてからの年月も長くないため、世間一般に知られていない問題については、知っていることはございません。	この問いに対して5点ほど考えていることがあります。 1.事務所と上部機関の関係及びそれぞれの業務について見直すこと。 2.ねんきん特別便・ねんきん定期便の調査・回答を完結させること。 3.各市区町村との協力・連携をすること。 4.新オンラインシステムを導入すること。 5.年金記録問題対応部署の職員の増員、部署の拡張をすること。 1.について 事務所において年金相談を担当している職員は、お客様にとって分かりやすい説明を懇切丁寧に行うことが必要です。窓口である事務所では当然の対応だと思います。お客様への説明をしっかり行なうためには、逆にお客様の話をしっかり聞かなければならないと思います。職員がお客様の記録を確認する上で、お客様自身の話しを良く聞くことは重要です。そのようなお客様と職員との会話より、お客様がご自身の年金記録について確認する糸口が見つかると思います。その上で、法令知識を学習することや業務マニュアル・通知・事務連絡に従った業務を行なうことが必要だと思います。結局、職員個人の年金実務の能力を高めるという結論に収束します。 それに対し、事務連絡を発出する上部機関は現場の業務に精通していることが必要だと思います。そのような現場の業務に精通した者が業務マニュアルを作成し、現場の実態に則したマニュアルとする。事務連絡についても、各部署が縦割りで事務連絡を発出するのではなく、各部署間の調整を行なった上で、事務所に事務連絡を発出する。ただ、これは上部機関が現場の言い分を聞いてくださいということだけを言いたいのではありません。現場の実務の経験がある者の考え方や意見も業務マニュアルや事務連絡に反映させることがこれからは必要ではないかと考えているだけです。そのために、日本年金機構でのキャリアパターン(案)として提示されている地方と本部間の人事異動を活発に行なうことが必要だと思います。 2.について 年金記録問題解決への布石としてこの特別便と定期便がお客様へ送付されているため、この2つについての調査・回答を優先させることが重要だと思います。また、お客様には、事務所への来所・回答票への記入などご迷惑・ご負担をかけていることを考慮しても、この2つの調査・回答を優先することが必要だと思います。 しかし、業務に優先順位を付けることは重要であるとしても、他の業務がおろそかになることはあ	年金記録問題は、社会保険庁として、また国家として解決しなければならない重要な問題と認識していました。社会保障制度の重要な要である年金は、お客様である国民の皆様の信頼によって成立しているものです。(財政的観点からみた公的年金制度の成立・存続ではありません。)そのため、お客様の信頼なくして年金制度の持続可能性はないと思っています。 年金記録問題は、このお客様の公的年金への信頼を揺るがす非常に大きな問題です。そのために、時間がかかろうとも解決しなければならない問題であると思っています。 この問題について知ったのは、正確な記憶ではありませんが、平成18年～平成19年頃であったと思います。	私は、今現在の自分の置かれているセクションを考えると、年金記録問題の解決にあたりお客様サービス(CSを高めること)が自分にできることであると考えています。 現在は、直接年金給付関係を担当する部署に配属されているわけではありませんが、年金相談でお客様と接することがあります。そのような年金相談等の担当を通じて、年金記録問題の解決に少しでも近づけるように日々業務に励んでいます。 特に、社会保険庁として現在も取り組んでいるねんきん特別便・ねんきん定期便の要件で、事務所窓口まで来所されたお客様に対して、お客様の話をしっかり聞き、年金制度についてお客様にとってわかりやすい説明を行なうことを心がけています。 反省点については、以下の4点を考えています。 1.新システムの導入がなされていないこと。 2.年金記録・給付に関して、専門的知識・技能を持つ職員が少ないこと。 3.裁定時の記録確認が従来は不完全であったこと。 4.新法発足時から記録整備に積極的に取り組んでこなかったこと。
9021	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	機構に変わる前に1件でも多く解決するべく、日常業務とは切り離して記録調査のみに専念できる環境をつくる。	まだ数年しか在籍していないので、記録管理等がこんなにもあいまいにされていたとは思いもよらなかった。 知ったのは19年6月頃。	職員一人一人の記録や保険料に対する認識が甘く、無責任だった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9022	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	記録として残っていないものは未納であったと徹底すべき。「クレーマーとして暴れれば、思いどおりにしてくれる」と言ってのけた来訪者もある。毅然とした対応ができるような、整合性のある法律を作ってほしい。 また、記録問題一本で業務をさせてもらえば、早期解決に結びつく。	年金関係の担当になったのが、マスコミ等で年金記録について問題化してきた頃なので(それまでは庶務、会計業務がほとんど)、あまり認識するような機会がなかった。また、知ったのも問題化してきた時期。	問題意識を持ったのは、社会保険庁が年金記録問題として対応し始めた頃のため、庁からの指示のとおり業務をおこなった。莫大な事務量のため指示されたことを遂行するだけで精一杯だった。皆がそうだったと思う。連日の残業と相談で身体も精神も限界だったと思う。 反省点としては、今となってはと思われるが、各県単位で手管理で記録を整備していたことと、また、責任は社会保険庁だけでなく被保険者本人の自己管理もきちんとできていなかったこと(被保険者証等があれば請求の際判明できているはず)、国も後々給付対象となる大事な記録だという意識をもたせる機会があまりなかったこと、コンプライアンスの徹底ができていなかったこと等。
9023	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	年金記録調査及び記録整備等を専門に担当する年金記録課を、立ち上げて、事務処理の迅速化を図る。 業務センターで保管している旧台帳のカセットを、全て開く。 無年金者や死亡者等の処理不能分の対応方法を、別に設ける。	本来、未統合の年金手番の取り扱いは、年金請求時に全ての年金記録を確認して、記録統合する取り扱いになっていたため、マスコミで騒がれるまでは 、年金記録問題の認識は無かった。	年金請求時の記録確認が不十分なケースが多いと知り、年金受給者に記録調査依頼を勧めた。 在職中の被保険者についても、早急に手番統合の手続きをするよう勧めた。 【反省点】 コンピューター収録前の記録管理が、ずさんだった。 世間には、全面的に社会保険庁のミスと印象付けられ、正しい年金報道がされていない。
9024	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
9025	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまで明らかにされているもの以外に、知っている問題はありません。		年金記録問題は、年金記録の確認をお客様側からの申立てしか行おうとせず、その割には管理がずさんであった私たちの姿勢がまねいたものと認識しています。 問題の存在を強く意識し始めたのは、「消えた年金」報道がされた頃です。	日々の窓口業務において、お客様の年金履歴の確認をこれまで以上に慎重に行うよう努めてきました。 紙媒体での記録保管からコンピュータでの記録保管へ移行した当時の作業には、人員確保の面でもコンピュータの精度の面でも限界があったのだろうと思いますが、その当時やりきれなかった作業をここまで置いておいてしまったことが、今回の年金記録問題を大きくしていると思います。
9026	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今後、毎年定期便が送付されることになったことに伴い、これをきっかけとしてお客様に年金をより身近なものに感じていただき、どんなに些細な疑問にもお客様の立場に立って一つ一つ親身に取組んで行くこと。	行政側で良かれと思ってやった行為もあると思うが、お客様の立場に立った対応が不十分であったと思う。	年金記録問題にかかるお客様からのこの間の苦情等を貴重な情報としてとらえ、お客様の立場に立った対応を再認識し、丁寧かつ慎重な対応を心がけてまいりたいと思う。
9027	地方庁	その他(社会保険事務所)		窓口対応時に、他の手続きで来所されたとしても、お客様にお時間があれば、その都度、記録を確認していただき、記録を正常なものとするよう心がける。 また、今回の年金記録問題において、住民票はあるが、実際には居住していない、ウィンドウマシーンに登録はあるが、古い住所記録で未送達であった、電話番号登録はあるが、現在使われていない、または別人だった、3号や厚年の被保険者で、住所が十年以上も前の登録のものだった、など、ご本人に送付されない、連絡がとれないケースが多々あったと思う。 そこで、直接の解決策とはならないかもしれないが、被保険者の方々に、住所や電話番号登録の重要性を再確認していただき、移動や変更がある場合は、確実にその手続きをしていただくことを呼びかけていくことも重要であると考える。	一刻も早く解決すべき問題と思った。記録が判明した、しないも当然重要だが、ご本人が働いて厚生年金をかけていた場合、その記録がないときに、その方の過去が否定されているような心地がした。 採用後、国民年金課に配属になり、長期間記録が抜けてるようなお客様の対応をするようになってから知った。	なるべく、空いている期間に対してお客様に質問し、記録を確認してもらうようにしていた。 当時、010や090による氏名索引の仕方しかしらず、厚年のコードをもっと学んで、詳しく検索するべきだったと反省している。
9028	本庁	その他(本庁)			年金記録問題は、年金制度の不備、システムの不備、制度運営マニュアルの不備であると認識していました。 問題が存在することを知ったのは、新聞報道等で取り上げられてからです。	とにかく今後は、きめこまやかにマニュアルどおりに対応していくしかないと思い、慎重に対応しようとしました。 年金制度の不備、システムの不備、制度運営マニュアルの不備が反省点であると考えます。ミスが起こってから対応する方針を変え、ミスが起こらないような制度設計、システム設計、マニュアル整備に力を注ぎ、早急にシステム整備を行う必要があると考えます。人の手に頼りすぎている現在の年金制度運営、給付システムを迅速に変える必要があると思います。
9029	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	窓口等での対応を丁寧に行い信頼を回復していくしかないと思っています。 また、今後同様の問題が起こることのないよう十分注意しなければならないと思います。	年金という、生活に直面することであり大変なことだと思いました。 問題の存在を知ったのは、報道等によるものだったと思います。	できることと言えば、窓口での謝罪、丁寧な応対ぐらいでした。 また、問題解決に向けてできることをとにかく必死に行うしかないと思っていました。 やっている仕事の重大さを真剣に考え慎重に業務を行っていればよかったのではないかと思っています。
9030	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	以前調査官をしていたころ、調査対象事業所で、事業主が適正な保険料額を従業員から徴収している事業所が結構少ないと感じていました。 例)○裏失月分の保険料を徴収している。 ○毎月の給与支払額を毎回保険料額表にあてはめ、徴収している。 ○旧の保険料額表を使用し誤った保険料額を徴収している。等。 また、基礎年金番号でなかった頃は、事業所が窓口となるため、従業員が過去の職歴を知られたくないため新たに厚生年金番号を取得したり、偽名を使ったり年齢をさばを読んで取得したりして、複数の年金番号を取得していた事例が見受けられた。	年金通帳を取り入れ、個人がいつでも確認できる環境の構築。	マスコミ等で騒がれはじめて、ここまで記録の管理が、ずさんであったかと、初めて知ってショックを受けました。	昔は、莫大な情報量を、手作業で管理していたことや、年金番号が国民年金・厚生年金・共済年金と各制度ごとに払い出されていたことにより、複数の番号を取得できてしまったこと、また、統一された業務マニュアルがなかったことが過去の反省する点。 現在は厚生年金の適用審査業務に携わっているので、不適切な届や、入力誤りがないよう気をつけ、信頼回復のため業務を遂行しております。
9031	地方庁	その他(社会保険事務所)		誠実な応対、真摯な	受給者にとってとても深刻な問題であり、職員一丸となって解決に向けて努力しなければいけない問題である。	誠実な応対と真摯な態度でお客様の納得いくまで話を聞きご理解を得られるよう努力しています。また、努力しなければいけないことである。
9032	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	ねんきん得別便等で本人照会回答により本人記録をできる限り、特定していく。これ以上特定が困難な状態になったら、同姓同名、同じ生年月日等一定の条件を設け、その条件がそろえば本人の記録として記録統合、再裁定処理とすることができるような仕組みを設ける。	社会保険庁として長年、真摯に取り組んでこなかった、もしくは取り組むことができなかった部分が一気に噴出したことにより発生した問題。社会保険庁として絶対に解決しなくてはいけない問題と認識していた。 基礎番号に統合されていない手帳記号番号があることは知っていたが、膨大な件数であることを知ったの報道等により初めて知った。	組織の一員として、年金記録に対する信頼回復がされるよう、とにかく一件でも多く記録特定、回復処理をするよう対応した。 年金記録という膨大な記録を扱うためのシステム、組織体制ができていなかった。すべてが後手後手だった。
9033	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。		3～4年ぐらい前に記録問題が騒がれ始めた時は、単純に手番が基番に統合されていないので、裁定請求時に確認し統合すればよいと思っていました。 しかし、実際にはWMで検索しただけでは出てこない記録もあることが分かりました。(氏名・生年月日の不一致や手番に氏名等が収録されていないなど)	期間調査のうえ正しい記録に補正のうえ、被保険者に対してお詫びと正しい記録を通知するようにしました。 紙台帳からWMに記録を移した後のチェック(穴合作業)がされていなかったと思います。
9034	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じあげません。	記録問題のみを選任で実施する部署の人員を増やす。(本庁、地方庁を含む)そのためには、正規職員のみでは実施が困難なため、非常勤職員にいかに知識を身につけさせるかが問題だと思います。	オンライン導入後の採用のため、年金記録問題がおきることは、想定していませんでした。(記録はきちんと管理されているものだと思っていました。) また、年金制度ができた時のコンピューターの性能等を考えると紙での記録管理はしかたがなかったと思います。(その後の処理に問題があったのだと思います。紙のため、経年劣化のため文字の判読が不明なもの等多数有る。) 今、思い返しますと旧台帳の照会作業等記録の整備作業の業務を実施したことが、採用当時にありましたが、今回の年金記録問題は、その時から存在しており、表に出ていなかっただけなのだと思います。(制度の運用が始まった時からの問題だと思います。)	年金給付の仕事は、採用当時に担当していただけなので、年金記録問題が表に出てからのことしか言えませんが、今、やれることを精一杯頑張っております。職員一人の力では、限界があるので、組織としての対応が求められると思います。
9035	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	再裁定待ちの人が死亡した場合など、こちらが処理が遅れていたためなのに添付書類が増えたりして戻ってくる。遺族に重ねて提出を求め、支払いもさらに遅れる。未支給請求者が死亡しているときは、さらに酷い。とにかく、専門的な添付書類も多く、細微な理由で返戻し、支払いが遅れるのはやめてほしい。もっと、簡素化をしないとスムーズに処理できないと思う。	当時の年金記録の保存の仕方は原因のひとつ。ふりがなのない氏名、厚生年金は住所も保管していないし、生年月日も事業所の申し立てを鵜呑みにしている。当時はオンラインがないので、ある程度は仕方ないと思うが・・・。 さらに、問題が起きる前は、本人の記録だと推定できるにもかかわらず、本人から事業所名が出てこないと統合してはいけなかったため、漏れが増えた。今更、さも以前から指示していたように方向転換をして、現場職員の責任にされている。 意識が低かった国民にも問題があったのではないか。自分が厚生年金に加入しているかどうかもわからず、加入証や年金手帳の存在さえも知らない。年金制度自体にも理解が薄いために、誤解も多い。 以前は自分から申し出しない記録は年金受給に含めないこととなっていたために、問題と認識し	庁からの指示のとおりに大量の事務処理をこなすことで必死。マスコミには職員の問題を報道するだけではなく、正しい年金制度の理解を国民に報道してもらわないと、誤解があり無駄が多いように思う。 再裁定については、添付書類の簡素化をしてほしい。
9036	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	「この問題」が、(6)の問いにある「問題」のことであれば、「一般に知られていない問題」を存じ上げませんので、特にありません。 年金記録問題全般のことをさすのであれば、一つ一つの記録について、確実に調査を進めるという作業を地道にすすめていくことが大事であると考えます。 この問題を早期に解決することは大前提ですが、解決を急ぐあまり、調査がおろそかになることだけは絶対に避けなければならないと思います。	年金という、国民の生活に必要な制度を運営する上で重要な年金記録が適正に管理されていなかったということは、国民の、国への信頼を大きく損ねてしまった重大な問題だと認識していました。年金記録問題が存在することは、新聞、テレビ等で報道が本格化してきた時期に知りました。	いわゆる「宙に浮いた年金」を…つずつ確実に被保険者、受給者の方の記録に結び付けられるよう調査を進めました。窓口対応については、不安な気持ちで来訪されるお客様の立場になって対応するよう心がけました。 年金記録問題については、基礎年金番号制度が導入される前、国民年金、厚生年金で個別に番号が払い出されていたことが物理的な面での原因であると考えます。ただ、年金請求時に統合すればいいという安易に先延ばしにしようとする考え方ではなく、基礎年金番号が導入される時点で年金手帳番号を基礎年金番号に統合する手続きを確実にやっておけばこのような大問題にはならなかったと考えます。 目先の問題ではなく、先を見据えて業務を進めるという姿勢が欠落していたこと、年金制度が国民生活にいかに重要な位置を占めるかということに対する認識が不足していたことが最大の反省点であると考えます。
9037	地方庁	社会保険事務所課長級以上		全ての払出し手帳番号の記録をオンラインシステムで事業所名・住所が確認できるように記録整備し、また、全ての厚生年金・船員保険の適用事業所についてもオンラインシステムで適用・全喪の確認ができるようにしないと本人からの申出があっても記録の確認ができないと思います。紙台帳の目視による調査でも見落としがあると思われます。	年金加入記録が年金受給額に反映されないことは、受給額の減少となり老後の生活基盤が不安となり、社会保障全体のあり方にも影響を及ぼすのではないかと思っていた。	お客様の申立てについて、現時点でできる最良の方法、可能性について模索し記録確認作業を進めてきたつもりです。 全ての年金加入記録がオンラインシステムにより確認できないことが問題であり反省点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9038	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題の認識としましては、根本的な記録整備の必要性があることは認識していました。 問題を知ったのは、平成19年の夏ごろからだと思います。	出来る筈といえば、お客様の年金記録に間違いのないよう真剣に取り組む姿勢を示していくことでしか出来ませんでした。
9039	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に知りません。		厚生年金の資格記録データがオンライン化された時から記録に問題があるとは思っていましたが、当時の庁の考え方が、被保険者からの年金記録の確認の申出および年金請求の際に記録の補正を行うということだったので、そういうものかと漠然と思っていました。	個人で出来ることではないので特に対応していませんが、今思えば平成9年の基礎年金番号導入の際に、被保険者からの回答を待つだけではなく、社会保険庁自体がもっと積極的に記録整備の対応を行うべきだったと思います。
9040	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン化後の採用であるため、今現在公表等されている内容以外では 職務上で思いあたることは特にありません。	問題点は記録調査に要する時間を短くすることですが、早急に改善は不可能だと思います。 そのためにはマンパワーの活用しかないのではないかと思います。	wmで検索して記録が見つからなくても資格照会を依頼するのですが、回答が 1ヶ月～2ヶ月以上かかり結局みつからないケースもありました。 その当時は自分でマイクロ検索等の調査についてはたずさわったことがありませんでしたので、記録調査にはずいぶん手間がかかるのだなあと思うくらいでした。 しかし、記録調査方法のシステムの改善を進めていればよかったと悔やまれます。 せめて平成9年の基礎番号導入時点からでも他手番の統合のためにどうすればよいか問題点を整理しその解決の方法について記録調査方法の改善に着手していれば思います。	現在膨大な特別便の回答作成作業のため時間外・休日出勤等で対応しています。
9041	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号の導入前でしたが、お一人で、主に厚生年金でしたが年金手帳を何冊もお持ちの方がいらっしゃる事は、電話や来所されるお客様からのお問い合わせで知っていました。以前の手帳は「資格取得年月日」の記載があった為、転職した事を今の会社に知られたくない、というお客様が多数いらっしゃったためです。そのたびごとに、番号を統一するようお話をしてきましたが、最終的には年金請求の時に統合すればよいという認識でした。 今回の問題が、そのようなお客様ばかりとは思いませんが、一部を成している事はあると思います。	記録統合につきましては、ご本人様からのお届けがないとできませんので、お問い合わせのあった時は、その都度誠意を持って対処してきたつもりです。 基礎年金番号導入の際に、厚生年金加入の方は事業所を通して住所の登録や手番の統合をおこないましたが、届けの提出をしないままの事業所も多く、それが「とくべつ便が届かない」「記録が統合されていない」という状況に繋がっています。 国民年金につきましては、住所の登録は最初からありますが、お届けが遅くなった場合でも20歳時点もしくは厚生年金資格喪失後まで取得が遡るため、その時の市区町村や社会保険事務所での説明が充分にされていたのかが問題だと思います。 基礎年金番号導入後の早い時期に、今回の「とくべつ便」などのような記録のお知らせをする必要があったのではないか、ともおもいます。
9042	地方庁	社会保険事務所長	記録回答票について、問題点があると思います 'あなたの働いていた期間' という形で回答を求めているために、厚生年金の適用・非適用にかかわらず、どんな事業所に働いても、また正規雇用・非正規雇用にかかわらず、回答が寄せられています。 このため、すべての回答者のほぼすべての働いていた期間が回答票にかかれていて、膨大な量の確認作業と調査を行っています。 また、この重要な確認作業を行っているのが、多くは派遣職員のため、職員の指導の手が間に合っていない状況です。 また、結果通知に対する質問も大変多く寄せられ、対応する職員の数も足りていない状況です。	経費節減と、作業効率のため是非、記録確認票の加入期間の照会の文言を再検討していただきたいと思います。	土曜日の応援作業で知りました	特別便については、検討に検討を重ねて作られた書式と思います。 簡単には変えられないために今日に至っていると思います。 しかし、これによって派遣スタッフの数を減らし経費節減できる部分と、公平・正確を期して、結果の通知に対する電話対応および第三者委員会にいく件数を減らす部分を、総合的に検討していただければと思い提案いたします。
9043	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	思いあたりません。	未統合記録の持ち主をあらゆる手段で捜すことだと思いますが、具体的な方法は思い浮かびません。	統合されていない番号が存在することは、年金給付裁定の際や、資格取得入力の際に認識していました。認識したのは、平成6年頃です。	基礎年金番号スタート後は極力新規番号の払い出しはしないようにしました。 反省点は資格取得届を提出、処理する際、本人が番号を忘れている場合には過去の職歴や住所を詳しく聞き取り、安易に新規番号を払い出すことのないよう留意すればよかったと思います。 しかしながら、基礎番の導入や20才強制適用がはじまる前の制度的、システム的な問題もある
9044	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9045	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	今の段階では解決方法について考えても思いつかない。	2、3年前に記録問題の存在を少し知った程度。 2、3年前に過去記録整備について3ヶ月ほど業務に携わったときに、過去記録の間違いの多さに驚かされ、その対応をさせられているというくらいの認識。	特に対応しようとはしなかった (当時在籍していた部署は年金業務を行うような部署ではなかったので) 問題点としては、過去の台帳の整備がされていないこと。 オンライン化された後もきちんと記録が反映されていないこと。(特に台帳とオンラインの記録についてハッキリ間違いだとわかるものが多い。)
9046	地方庁	その他(社会保険事務所)	再裁定及び時効特例給付の処理遅延 (一般的に公表されている処理日数より大幅に遅れているお客様からの苦情が多い)	年金額計算のシステム構築	未統合の年金が新聞報道され始めた時に、事業所へ年金記録の確認作業のお願いに訪問しました。その際に事業主や従業員の方からお叱りのお言葉を数多く頂きました。ご意見を頂いた方の多くは記録正常であるにも関わらずお叱りのお言葉を頂くのは、何よりも社会保険の信用を失墜させた事によるものだと痛感しました。 当時、保険料徴収の仕事に携わっていましたが、本来業務をするためにはまず信頼回復に勤める事が必要だと思いました。	手番未統合は本人様からの申請によるものと考えていましたが、その後のフォローが十分で無かったと考えます。 現在、お客様と窓口で加入期間や報酬月額についての相談を受けていますが、何十年も前の案件は資料が乏しく話が出来ません。年金定期便できちんと通知をしお客様に確認を頂く事、また被保険者の現住所を正確に確認出来るよう住基情報を活用する等、確実にお手元に届くように体制を作る事が必要と考えます。
9047	地方庁	その他(本庁)			現役世代おける年金という仕組みへの関心不足	年金制度に加入する前に学校もしくは、就職する事業所等で年金制度についての説明を聞く機会がなく、関心がうすい
9048	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	これまでの間、特別便等送付によりご本人様へお知らせし、認識と記録の相違点についてはある程度の解消が図れたこと。また、国民年金の台帳突合せにより国民年金記録の台帳とWM記録の相違点にも一定程度の解消が図れたこと。更に今月から受給者への報酬便の送付や、来年4月以降に予定されている厚生年金の台帳突合せが実施されれば、記録関係の整備はある程度解決されるものと考える。 期間照会業務に一定程度の目処がついた現時点においては、今後は再裁定業務に力を注ぐ必要がある。	意味不明な氏名(ふりがな)や生年月日を丸めて登録したり、マイクロとWM記録の報酬や納付期間が違ったり等、過去の紙からWMに移行するときの処理方法の過ちや、庁と地方の間の連絡体制の不足、年金制度に対する周知不足、ご本人様の年金制度に対するあまりの関心の無さが何十年にも渡って蓄積され、今、すべての問題がまとめて噴出した。 採用後。	ご相談をいただいたものに対しては調査、回答、再裁定等対応した。 反省点としては(8)で答えた内容を、そのときその都度解消していれば今の状況は無かった。
9049	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録問題については、個別面談と思います。	未統合の年金記録については、入社後2年程度(平成8年頃)で問題があると認識しました。	手帳番号の時代であり当初は年金請求時に大部分の整理が完了していたものと考えていました。基礎年金番号が導入され、年金記録の統合が進みましたが、年金記録に精通していなければ画面の見方や検索方法についても個人差があり、全てを発見することは困難と思います。また、年金記録の統合については、本人申請が基本となりますので、手番統合の勧奨をしても提出されないものも多くありました。 また、年金記録管理に大きな問題があり、紙台帳の時代から続いてきた、4項目のみの個人識別情報しかないこと、紙台帳にフリガナがないこと、積極的に記録統合に対策をしなかったことが反省すべきところとおもいます。
9050	地方庁	その他(社会保険事務所)		基礎年金番号の導入により年金記録の管理面では相当改善されたが共済組合との年金一元化を急ぐこと		厚生年金記録に被保険者自身の住所の記録が不要であったことが複数の厚生年金番号払出の疑いがある場合の対応に苦慮した
9051	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	まず、業務センターのカセットをすべてオープンにして社保のWMで事業所が即確認できるようにすべきである。今はいちいち照会をしセンターからの回答を得て確認をしている状況であり相当の日数を要している。又、厚生年金の記録において事業所記号が00となっているものについて事業所名が確認できない。カセットオープン時等に事業所の記号が入力されれば本人確認がスムーズに行くのではないか。次に本人(本人死亡の場合は家族)と面談の上、「自分の記録ではない」と申出た記録手番や本人と確認できなかった手番についてその人の記録(手番)ではない旨の表示(基礎○○とたは別人である)のような表示ができれば何度も確認することがなくなるの	マスコミなどで報道され5千万件の記録問題が公表されたときその重大性を知った。基礎年金番号が導入されるまでは厚生年金の番号の重複が多くあり、その都度重複取消の処理を行ってきたが残りがまだこれほどあれとは思っても見なかった。老後の生活を支える重大な年金の問題として捉えている。	平成9年基礎年金番号が導入された時に今回のとく「ねんきん特別便」のような対応をしておくべきであった。記録の漏れの確認については本人が高齢化している上にかなり過去のことととなり、ご本人に少しでも思い出していただけるよ時間をかけお話をしている。「高齢社会」という言葉のない時代であったとは言え、国、市町村、我々職員も受給するときまでにに何とかなるには何とかなるといった甘い考えがあったのではないか。
9052	地方庁	その他(社会保険事務所)	相談窓口で、紛金により国民年金を納付していたはずの期間が未納となっているとの申立をされた方がおりました。その当時、役所に相談されたそうですが納付された事実がないためご自身で裁判を起こした方が早いと言われ、やむを得ず再度納付されたというものです。	当時の納付された状況、事情などを詳しく申し立てていただけるよう、真摯に対応しなければならないと考えております。ご本人の申立により、紛金により納めた年金が消えたことが事実であるとすれば、申立をくみ取るべきではないかと思います。	ずさんな管理が招いた国民年金史上最大級の深刻な問題であると認識しておりました。また年金記録問題を知ったのは平成19年[redacted]頃であったと思います。	[redacted]未統合の記録が見受けられることに気づいておりました。記録確認に来所するよう、事業所を通じて通達したこともありましたが、完璧にご本人へ通知していた訳ではなく、見過ごすこともありました。この「見過ごしてきた」行為が反省点であると認識しております。現時点においては、ねんきん定期便の年金記録回答票が多数寄せられていますが、回答に至るまでに時間を要するため、国民の信頼回復のためにも、回答・照会業務に全力で取り組みたいと考えております。
9053	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員増とシステムの刷新		お一人でも多く年金に結びつくように受給者や被保険者に対して過去の記録を思い出していただくように、また記録が1件でも滅るように対応しました。年金受給者に対して支払いのサイクルに時間を要しているのでシステムの刷新をお願いしたいです。
9054	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	これまで通り、本人の記録が間違いがないかを文書で確認をとっていく。	本人が納めた年金記録が、本人のものとされていない記録があれば、確認、統合をし、また裁定されていない記録があれば、早急に再裁定しなければならないと思いました。 4～5年くらい前だったかと思います。	1つ1つの手番を、持ち主であろう疑いのある方に対し、丁寧に確認していかなければいけないと思いました。 受給権発生時の年金裁定請求をされるときに、本人の記録に間違いがないかをもっと詳しく、本人や家族にまで聞き取りが必要であったと考えます。
9055	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	わかりません。	時期は、マスコミで取り上げられるようになってからです。 残念な事で、早く解決しなければいけない問題と思っています。	年金についてご心配とご迷惑をかけてしまったので、早く正しい記録にして安心していただきたいと思って対応しました。 反省点 ・特別便の内容がわかりづらかったこと ・平常業務との並行業務で対応できる人数が少なく、回答、再裁定などに時間がかかりすぎたこと

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9056	地方庁	その他(社会保険事務所)	払い出された年金番号がすべてオンラインシステムで氏名、生年月日、加入記録が収録されていないこと。	カセット記録および紙台帳の基本記録以外も含めすべてを収録する。	年金を受給する際にはこちらから記録を教えず本人の申し出のを確認し、受け取るものであると思っていました。その際記録が不足している期間については申し出があり調査するとの取り扱いと思っていたため、年金記録問題がマスコミ等で報道された際にいまで存在を知りました。	ねんきん得別便の窓口応援やねんきんダイヤルでのオペレーター支援等で受給者の方からの相談に対応しました。また氏名収録作業や受給者の方へのフォローアップの支援をしました。反省点としては初期の頃は本人からの申し出のみの調査し回答していたためほかの記録については教えていなかったこと、 平成9年の基礎年金番号通知の際に番号統合の勧奨・収録がきちんと行われていればこれほどの問題にはならなかったと思います。
9057	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。		入庁した当時記録の整備をしていました。当時から複数の番号を所持している人はたくさんいましたが、番号ごとの記録は管理されていたので、記録の統合は進めなければならないが、年金裁定まで或いは年金裁定の際に確認すればよいとの認識だったと思います。	その当時は進達されてくる重複取消しを処理することで手一杯でした。 もっと重複手番を発生させない努力をするべきだったと思います。
9058	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			現在の記録問題については、これまでの社会保険事務所における個人の年金記録の管理意識が希薄だったこと、また、簡単に年金手帳の重複発行がおこなわれてしまっていたことが原因で、その現状を把握していながら改善の措置を講じることなくきた本庁があったことから、社会保険庁全体の問題と認識。 年金受給者の記録漏れについては、入庁時の配属先が再裁定業務を行う部署であったことから事象としてあることは、入庁時から認識。 記録問題の発端となった、現大臣の資料要求により約5000万件の未統合記録があることを	記録問題については自分のやれることをやることを確実にやることで対応し、また、このことにより通常業務に影響がでないよう努力した。 記録問題は社会保険庁全体の問題であり、監視等委員会で指摘されている三層構造、ガバナンスが取れていなかったこと等が反省点としてもっとも な事と思う。
9059	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録ガ欠落してしまう事で年金受給が出来なかったり、受給権発生していたにもかかわらず請求が遅れてしまったりということが起きてしまった。 年金は生活を支える重要な給付であるので重要な問題であると認識していた。	本人からの旧姓の有無及び職歴について確認を行う。特に職歴に関してはアルバイト・パートであっても思い出してもらうよう努めた。 反省点としては、特に厚生年金取得の場合以前の加入履歴・氏名の読み方など事業所からの書類をそのまま処理してしまった。そういった所のチェック体制をしっかりやらなければならなかった。また、本来は適用をうける事業所であるにもかかわらず適用をされていなかったり履用している従業員を本来は加入させなければならないにもかかわらず加入申請をしていないことや従業員が加入を拒否したために加入申請を行っていないなど事業所に対しての調査が十分でな
9060	本庁	その他(本庁)	特にありません。	とにかく、早期解決のため、職員を増員するしかないのではと思考します。	まさに、寝耳に水といった状態でした。年金記録は常に完全に記録されていて、裁定請求の時に完全な記録で整理されるものだと。ごく一部の方が年金記録が見つからないのだと考えておりました。 しかしこの年金問題は社会保険庁発足以来の積もり積もった問題が今一気にふきだしたもので国を揺るがす大問題になり大変なことになると思いました。事実そうなっていますし、とても心苦しい気持ちで業務を行っています。 問題を知ったのはマスコミで報道されたころと同じです。いつの頃だったか思い出せないのですが、だいぶ長く続いている感じがします。	今、自分に出来ることを全力で取り組むしかないと思いました。東京の業務センターへ希望して転勤し、再裁定支援の業務に取り組んできました。微力ですが業務に全力を注ぎたいと思います。 この問題は根が深くまさに自分が生まれる前から始まっていたと思います。甘さがあり、誠実さを欠いた点だと思います。
9061	地方庁	その他(社会保険事務局)	・公表されている件以外については、存じ上げません。	・遡効性のある解決方法は、私の中では見当たりません。 ・未統合記録の突合せについては、時間をかけ地道に確認していくしか方法しかないと思慮します。記録だけやる部署をブロックごとに集中して年金記録の過去からの変遷を熟知している職員のもと処理にあたらせる。 ・公的年金の今後の将来ビジョンを明確にしていくこと。	①国民年金の記録であれば、過去データの保存がない及び市区町村によってデータ保存のやり方が違うなど本人断定することができないできない案件と認識していました。 ②国民年金業務に携わった時です。	・文書保存期限 ・納付データ管理の統一性がない。 ・フリガナ等の記載がない。 ・全国の市区町村との連携および業務処理方法の相違。 ・過去に年金記録に携わった職員(市町村職員含む)の処理の仕方。 ・被保険者本人及び事業所からの届出の問題(氏名・生年月日の記載誤り)
9062	本庁	その他(本庁)	知りません。		未統合の手番が存在することは入庁当時(平成17年)から知っていました。ただ、手番があっても年金請求時にほぼ統合できていたと思っていたので、ここまで大きな問題になるとは思っていませんでした。しかし、問題が発覚し、未統合手番の数の多さを知ったときは、さすがに驚きました。	年金請求時に記録を確認すればよいという意識が今回の問題を生む事になったのだと思います。 この問題が浮上したことで、国民の皆様がご自身の年金記録に大きく関心を持つようになったと感じています。これからは若い方を含め一人一人の年金記録について責任を持って管理する必
9063	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便処理のため謝金やアルバイトの人員増が叫ばれているが、実際に何のスキルもない者を大量に雇用したとしても、教える側のスキルにも問題があり、迅速に処理するには困難である。そのためには、人事のおける経験者の配置やプロジェクトチームを作り専門的に作業させることを希望します。 とくに、責任あるプロジェクトチームを作り、責任者を明確にして対応しないと、責任の所在があいまいであり、押し付け合う結果なることから、一定期間、チームを作成して集中して作業させることが望ましい。 また、そのチームには、公募で人選をするなどの人事面での配慮や、責任を持たす代わりに、現場指揮権を与えつつ、作業の士気を高める観点からも、残業代等は完全支給にすべきである。 どの県においても調査業務の集約化が図られていることを考えると、各事務所ではなく、集約センターで一括処理をすべきである。ただ、愛知の集約では、一部機能を事務所に残しているので、効率的とは言えず、作業する側としては時間のロスを感じる。	入庁したときに、過去記録の整備をしていたので、未統合番があることは認識していました。 この問題については、年金制度そのものに内在する問題であるとの認識があります。旧法時代では、厚生年金の番号と国民年金の番号を別々に管理していたことが、年金記録問題を内在させ、新法時に基礎年金番号の導入を図り整備しなかったことが、現在の状況を招いたと思われる。 また、機械化されるときのセンターでの入力作業時の確認不足もひとつの要因ではないだろうか。	
9064	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便・定期便を発送して回答をいただいておりますが、回答をいただけない方や、名寄せがある方などは、一人々に電話による勧奨をする。 記録正常で回答している方などは、色々とヒント(事業所住所・同僚など)をだしながら話をしていくうちに名寄せが一致する事があります。	年金記録問題とは、統合されていない記録が5000万件位あるということを、一昨年報道により認識しました。	特別便処理・国民年金窓口へ相談に来所された場合、氏名・ねんきん特別便情報を必ず検索をします。名寄せがある場合などは、本人と直接会話をし、ひとつでも多く本人に結びつくように努力をしています。 統合されていない年金記録を0にする事は、死亡者がいるため難しいですが、 それ以外の方は、0にする事は可能ですが、ヒントを出しても覚えていない方もいらっしゃるので大変な労力が必要だと思います。
9065	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録調査に関する全体的な知識の底上げ(探し方を詳しくしっている者と知らない者では、記録の判明度合がちがうため。) 記録補正を出来る者を定めてすべての補正処理を出来るよう制限をなくす。 (ただし、補正処理に関して一定以上の知識がある者に限る。) 回答の迅速化と補正処理時のミスをなくすため。 一件一件の地道な積み重ね。	基礎年金番号設定時に本人通知した際の回答が少ないと思っていた。 平成13年頃	期間照会担当になって、出来る限りの詳しい調査と補正をしてきたつもり。 オンライン化当時に紙台帳からの移行の際、パンチ入力のチェックがされていたのか。基礎年金番号導入前でも、厚生年金手帳番号の重複を確認して重複取消処理を行うべきだった。(当然、事業所と本人の協力は必要でしたが・・・)
9066	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一人ひとりに記録を確認していただくということしかないと思う。 特別便、定期便未回答のかたにも記録の確認をしていただけるように戸別訪問、電話依頼等で強化する。 そして回答していただいた内容について、早急に対応する。	平成19年ごろからメディアで取り上げられるようになったと思う。 「年金が消えている」「払ったのに未納になっている」「今まで何をやっていたのか」などの声を直接耳にすると、長い間記録管理がきちんとされていなかった、 また不正なことが内部で行われていたということが事実なのだと実感した。	おかしいと思うところは、小さなことでもすべて申し立てていただく、 誤りがあれば真摯に受け止め正していく、 その場しのぎの仕事はしない。 それぞれが自分の仕事を軽く考えすぎている点があったと思う。
9067	地方庁	その他(社会保険事務所)	・基金加入期間のはずがマイクロの原票の種別表示自体誤っていることがある。その時期に同じ会社に勤めている人全体がもれている可能性がある。 ・原票の手帳番号の書き間違いにより記録もれが発生することがある。(0100−123456と0101−123456など)その時期に同じ会社に勤めている人全体が書き間違っている可能性がある。 ・昔の記録はWM上の事業所名が全て0の表示になっていることが多く、探しづらく、事業所名不明のため本人特定までに時間がかかる。(業務センターへの旧台帳取り寄せなど) ・お客様からの期間照会に対する調査で、処理時間の短縮にとらわれすぎ、受付した照会書類の残件数を減らすことだけが目標のようになってしまっている。期間照会センターの調査の幅が狭く、時間をかけて丁寧に調べると記録が出てくるものでも、記録なしでの回答になっている可能性がある。「とりあえずやればよい」という、不親切な「お役所仕事」から抜け出せていないのを感	・上記3点に共通することだが、不備記録があった場合は同時期に勤務している人々の記録も幅広く確認し、整備しておくとよいと思う。 ・期間照会については、時間がかかっても徹底的に調べた方がお客様のためである。調査の効率化は大切だが、それだけでは解決できないこともある。期間照会に対する調査は、「残件数を早期に減らす」という固まった考え方で対面を繕うをするよりも「丁寧に調査する分時間がかかる」ということを国民の皆様にご理解いただけるよう、組織として広報活動をしていくといいと思う。	統合されていない手番が存在することを知ったのは、平成17年頃、年金給付課に配属になり、年金の受付時や審査の際に氏名索引を欠かしてはいけないことを教えられた時期である。正直、当時このような問題になるとは考えていなかったし、不備記録がここまで多いものとの認識はしていなかった。	なるべく早い解決ができるよう、事務分掌上の仕事の事務処理を短縮できるよう考えながら、時間を作り、できるかぎり記録関係の仕事を手伝った。窓口対応時に、アルバイト時期や旧姓時期など、もれやすい時期の戦歴確認をしっかりするようにし、これから年金を受ける方には不備がなくなるようつとめている。 反省点は、機械化が発達しておらずやむを得ない部分もあったあもしれないが、請求書受付時の戦歴確認が甘かったこと、全て申請主義、申告主義だったわりに、制度の周知がしっかりとされていなかったこと、最初に渡した年金手帳の重要さを伝えきれていなかったこと、ひとつの年金番号で記録管理をすることを徹底しなければ必ずこのような問題がおこるという、考えれば簡単なことを、考えていなかった、制度発足時からの見通しの甘さだったと思う。
9068	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9069	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	・本人確認が不可能(無年金の死亡者等)の特定 ・死亡者の手番を特定しデータ化する(喪失被保険者ファイルに登録) ・基礎年番号ファイル(020画面)に制度未加入であった者の死亡データの登録。国年、厚年ファイルが死亡喪失になっていないものは判別できない。 上記、及び他の基礎データを整理し生存が見込まれる記録にしぼって本人判明作業を行ったほうが合理的と思います。	一人の加入者が複数の年金番号(手番)をもっているケースが多く存在していることは新規採用時(平成8年)より知っていました。 基礎年金番号制度が導入され社会保険業務センターでの本人照会業務を行っているのは知っていましたが、手番データが整備されていない(氏名、生年月日、未登録又は不備)がこれほど多くあるとは思いませんでした。 また、データ化されていない記録もあり、過去記録の管理が適正に行われていなかったことは残念です。 加入者にとっては貴重な積み立て原資であり年金として受給できない事態となれば一般常識から考えれば「契約違反」ともいえる重大なことであると思います。	記録整備については、台帳確認等の確認作業に取り組みました。また、現在も山積する再裁定業務については、事務所内の作業の効率化を検討し作業時間の短縮・合理化を考え提案をおこない取り組んできました。 反省点としては、業務が繁忙するなか年金相談、記録整備事務、再裁定事務の受け入れ態勢の整備が遅れていることは改善してほしいと思っていました。今後については、ハード面の整備を早急におこない適正な記録管理をできる環境を構築する必要があると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9070	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9071	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9072	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現時点で未統合の記録・標準報酬等の確認を全ての被保険者・受給者に対して確認・統合・再裁定処理を行なうということで膨大な労力と時間を要するので、人員の確保が必要です。	年金記録の統合については、従前は年金請求時に統合をするという事務処理の流れでありました。確かに年金請求時は高齢ということもあり記憶も曖昧で、統合されない記録が残ってしまうこともあり、受給者に不利益になることもあります。そういうことから今回の年金記録問題で全ての記録を確認するということは意義があります。 また、標準報酬の問題は中小企業の保険料負担と、経済情勢等があるとおもいます。 このような問題を意識したのは平成19年頃です。	年金記録問題は、国民に不利益を与えないということで第一優先の業務と位置づけ業務対応しております。 反省点は、年金記録の統合は、従前は年金請求時に統合をするという事務処理でありましたが、現時点で未統合の記録・標準報酬等の確認を全ての被保険者・受給者に対して確認・統合・再裁定処理を行なうということで膨大な労力と時間を必要とするということです。 特別便、定期便の対象者を全員としないで、受給者及び60歳以上の方の第1グループ。50歳以上の方を第2グループ等に区分けして、第1グループの記録確認・統合等が終了したら、第2グループの特別便、定期便を発送するようにして年金受給時に支障の無い範囲内のスパンで業務量を分散すればよかったと思います。
9073	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	該当なし	該当なし	1厚生年金保険・国民年金の記録の不備 社会保険オンラインシステム(後期計画)の開発に携わっていた当時に、不備記録の存在を知るが、当時の共通認識としては、早急な解決が困難な問題としてとらえられていたと考える。また、現職(年金番号課長)就任時も同様の認識。 2重複付番 基礎年金番号制度の導入後においても、相変わらず、ルーズな番号払い出しが行われているとの話を伝え聞くが、厳格な運用を行った場合、現業に大きな支障があるとの認識でいた。現職(年金番号課長)就任時も同様の認識。	(8).1については、問題が大きすぎ、全庁的な取り組みがないと対応困難と認識していたため、特に対応は考えなかった。 (8).2については、大臣の"重複付番0"の指示を契機に、それまでの認識を改め、解消に努めた。 なお、 記録問題は、戦前の年金制度の発足より始まった問題であり、その記録管理の方法について、徹底した仕組作りが講じられてこなかった(と思う)。 個々の職員も反省すべき点は多いが、業容拡大路線を走り続け、基幹業務を疎かにしたことを反省すべきである。
9074	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題解決のため、総力をあげて取り組む。 資格確認と補正に大量の人員が必要になると考える。 補正時の誤りを防ぐためにも、二重にチェック体制を整える。	旧台帳等、古い記録の判別不明なものや届出誤りが原因と考えていました。知ったのはマスコミに取り上げられてからです。	処理において、間違えることのないよう努めました。 記録問題が取り合げられるようになるよりずっと以前より、記録の保存や処理体制があいまいで正確なものでなかったことが原因だと考えます。
9075	地方庁	社会保険事務所長	とくにありません。	宙に浮いた記録等については、まだ相当数判明していないと思われますので、国民にそのことを公開するとともに、その事業所名などをお知らせすれば判明率が伸びるのではないかと思います。	存在することを知ったのは新聞報道等で報じられたときです。記録問題については、長い社会保険の仕組みの中で記録管理の重要性がおろそかにされていたことがこの問題を引き起こしたのではないかと認識していました。	私は、記録照会の業務に携わっていますのでお客様の照会に対してWMの記録だけでなく、紙の名簿等によるきめ細かい確認作業を心がけてきました。この作業については、これからも続くと思われますが、ただ派遣職員等を大量に逐留するだけでなく、資格照会業務に携わる専門スタッフを大幅に増やして、未統合記録の解明に取り組んだほうが効果は大幅に伸びると思います。
9076	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ひとつづつ調査し解明していくしかありません。	最重要課題	自身の仕事である事と自覚し、積極的に問題に取り組んだ。 年金制度発足当時からの記録の管理に問題があった、国としてもっと重要な問題ととらえ、予算等をつかってもっと厳重な管理をすべきだった。
9077	地方庁	その他(社会保険事務局)		・特別便、定期便を発送している現状で、それをやめるということはできないと思われます。 定期便に関する、調査、回答を迅速に行うことが必要であり、それには、絶対的に経験のある職員が必要と考えます。	・事業主、被保険者にも当然に責任のある話で、職員だけが責められるのは不合理です。そもそも、自分の生年月日も、名前の読みもあいまいなまま生活してきた被保険者が存在していたことが問題。 採用された当時から、「当時は○○子と呼ばれていた」とか「生年月日を私は○月10日だと思っていたけど、実際は○月11日だった」等、受給権者、被保険者に言われており、その時から全て	・20歳以上の被保険者にかかる適用については、必ず基礎年金番号等を確認して処理を行った。 ・標準報酬月額等の通知を事業主責任にせず、通知するべきだった。
9078	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	具体的な案はわかりませんが、地道な作業かもしれませんが、一つ一つ確実に解決するしかないと思います。	平成9年に基礎年金番号制度が導入されて、一人の人が複数の年金手帳番号を持っていることを知りました。	お客様との対応時に複数の手帳番号を持っている人には、その都度、統合作業をしていました。
9079	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	個別の問題については、これまで様々な方策がすでにとられていると思います。 将来的な問題として、信頼回復と安心できる年金制度のために、大きく制度を変える必要があるのではないかと思います。具体的な案があるわけではありませんが、小手先の改善ではなくしっかりと議論してよりよい新制度を生み出していくことが最終的なこの問題の解決と思います。 もちろん、現時点では、小さいことから改善し積み上げ一歩また一歩と進んでいくしかないと考えています。	昭和63年採用、事務所業務課に配置され健保厚年の資格担当でしたが、複数の手番をもつ被保険者がたくさんいることは当然認識してましたが、最終的には年金受給までに重複取消すればよいと考えていました。当時はオンライン化間もないころでオンライン化による記録の切り替え作業のエラー分の補正処理もされていました。その後、年金給付課に異動になり、お客様の申立などから正しくオンライン化されていないなどの記録もれがありましたが、職員として、まれに記録に誤りはあるが基本的に間違えてはいないと信じてましたので、個別の問題でその都度対応していけばよいと考えていました。	組織として、重複して手番を払い出ししないように取得時に確認したり、受給手続き時に記録の確認や本人と疑いのある記録の確認など対応してきましたし、個人としても正しい記録で正しい給付ができるよう誠意をもって対応してきたと思ってます。 しかし、いま、これだけの問題となり振り返ってみたときに、どこか認識の甘さがあり事務処理の都合等、組織側に立った考えで仕事をしていて、本当にお客様の立場に立った仕事をしていなかったのではないかと思います。 制度等の技術的な問題はありますが、お客様と接する末端のものとして、もっと早く改善できなかったものかと思います。
9080	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	紙データとオンラインデータの漢字カナ氏名・生年月日を突合せ、名寄せを行い今後も案内を行っていく。事業所記号不備の整理による事業所名称の表示。国民年金の取得においても職権処理がスムーズに行えるようにすべき。	昭和61年の基礎年金導入時から統一番号を取り組まなかったことにより発生している。平成9年導入時も通知のみ回答まちに問題があった。また、新規取得時における番号払い出し、本人確認方法等が不充分であったことや、特別便のような事業を導入時からセンタでの一括処理を行うことができたのではないか思います。沖縄においては、琉球政府時代の日本本土勤務者に漏れがおおいと思われる。帰沖しても無駄であるなどの意識があったのではないだろうか。また県民の氏名振り仮名にも問題を含んでいたと思う。進謀時代におけるパンチ処理後のチェック体制も不充分であったのではないだろうか。自分自身が給付受付において、氏名索引を行って見	新規取得時においては強制附番を極力排除してきたつもりである。給付事務においては職歴の確認を十分行うことが最後の手段であった。しかし一度切の来所では不充分であった。事前に職歴の提出を行ってからの受付や、又は事後においての再確認を行う方法をとる必要があったのではないか。
9081	地方庁	その他(社会保険事務所)			本人の加入記録である可能性が高いとわかっていながらも、本人が思い出せないと、本人記録として統合できない。つまり宙に浮いた年金記録が多数ある問題であると認識していた。 15年ほど前から	なんとか思い出せるよう、許される可能な限り情報を提供して思い出していただいてきたが、本人が思い出せないまま終了することもあった(本当に本人ではなかったのかもしれないが)。
9082	地方庁	その他(社会保険事務所)	*「一般職」の非力の私には目の前の仕事しかありません。即ち、情報も回覧以外入りません。	*「一般職」の非力の私には目の前の仕事をして行く。方策は今頭の中に在りますが、多すぎて伝えきれません。	*「問題認識して毎日睡眠を削ってでも、自宅でも休日も常時考え、試行錯誤していますが、「一般職」の非力の私の思考はどこにも届きません。即ち、「意見すら」求められません。大変残念です。 *やっと、近年知れた。	*対応として「一般職」の私には、目の前の仕事を処理しかありません。 *「一般職」の私には、いち早く問題情報が入ってこないにことに加え、制度・法整備に関する意見・思考を上部組織が、私に求め吸い上げて頂けなかったことが、大変残念でなりません。もっと早く問題を知りたかったです。
9083	地方庁	その他(社会保険事務局)	21年9月入社のため、世間一般に知られている問題は十分に認識していますが、それ以外の問題については現在は知りません。	今後、万が一問題が発生した場合は職員全体で問題解決への話し合いをしたいと思いますが、まずは問題が発生しないように努めたいと思います。	入社前(3年程前)に年金記録問題についてマスコミなどで報道されているのを見て、まだ年齢も若く厚生年金に加入している年数も少なかったのであまり年金記録問題を重要視していませんでしたが、実際に勤務するようになって年金の大切さ、年金記録の重要性を感じました。	入社前に私が年金記録問題について感じていたことは、一般の人から見ると年金記録の問題はとても難しく、特に若い人たちは年金の問題について十分に理解していない人が多いと思います。このような方々に年金の重要性をもっと知ってもらうために努めていけば改善につながっていくと考えます。
9084	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
9085	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件ずつ解決していくしかないと考えます。	直接年金を担当するようになったのは最近であるため、すでに問題となっていました。	お一人ずつ真摯に対応していますが、対応した後に3号特例の取扱い等変更になることもあり、そういった場合に後追いで漏れなく対応できているのかわかりません。
9086	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	個人的には、目の前にある個々の課題に対して、一つ一つ丁寧に、お客様に対して誠実に解決していくしかないと思う。 希望できるなら、 ・全国規模の使用しやすい厚年・国年の検索システム ・個人個人の年金請求(再裁定を含む)の進捗状況が把握できるシステム を作成してほしい。	勤務するようになった時には、すでにWMが導入されており、WMの記録がすべて正しいものだと認識していた。 WMに登録されていない記録があることや、台帳との突合が不完全であることは年金問題が発覚していく過程で知った。	反省点としては、WMと台帳との突合作業を10年20年という長期の計画をたてて実施してこなかったことがあげられると思う。偽名を使ったり、生年月日を偽ったり、記入ミスがあったりと台帳がすべて正しいとは言えないが、毎年毎年古い記録から突合作業を行い、通知等を出し誠実な対応をしていれば、こんなに大きな不信感は生まれなかったのではないかと思う。未登録の記録にしても同じ事が言えると思う。放置してきた事が行政として一番の問題だと考える。 この問題に対して私個人としては、目の前のお客様に対して、できる限りの資料をお集め、納得してもらえるよう誠実に説明を行ってきたと思っている。
9087	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①国民年金保険料の納付に係る受給要件短縮に係る11ヶ月問題。国民年金では60歳到達の前月まで保険料を納付することになっているが、受給要件短縮により納付に反映しない最大11ヶ月の納付月が存在する。法律上は60歳到達の前月までとしていたため問題が無いものと考えまずが特別便等説明に苦慮します。 ②国民年金の遡及3号認定(3号特例)について、相当長期間について遡及認定する場合に具体的な承認基準が曖昧であり。配偶者の加入記録より3号と思われても証明書類等もなく事業主の証明がもらえない場合の具体的措置について。	①について 480ヶ月超えの任意加入期間については当初、還付しないが原則であったが現在では、超過納付分を還付している現状からも11ヶ月問題についても同様に還付申立により保険料を還付すべきと考えます。 ②について 3号特例の取扱いの明確な基準提示していただきたい。特別便等で未加入期間等が判明した場合の遡及3号の証明基準。健康保険組合の扶養証明であっても遡及する場合組合側に資料等が存在しないなど、他の資料、申立書で推測承認するには不公平も考えられるため。戸籍、住民票、配偶者の年金加入記録、申立、本人が厚生年金、共済に未加入については一律3号承認してはどうか。制度開始当時とは3号届出義務が変更になった経過等を考慮すべき。	当時の国民年金事業は市町村、社会保険事務所が収納、管理を行っていたが、その情報のやり取りで漏れ間違いがある考えます。 また、基礎年金番号設定以前の還付記録等は他制度の加入状況の確認が不十分で還付誤り等が存在することになるのではないか。 国民年金を担当し被保険者が年金請求をする時期に、還付、厚年加入記録等が継続しない事象があったが、このようなケースが苦情。任意加入対象であるための種別等の変更で市町村、事務所でやむを得ず還付したケースもあるのでは今となっては理由は不明。	市町村照会等で事務所の記録と突合、還付表示があれば還付優先で回答していたが還付そのものの理由が今となっては不明確で確認方法が無かった。なぜ還付したのか理由のわからないものがあっても還付事実を優先していた。(当時としては、第三者委員会もなく本人への還付事実の説明で終わった。)
9088	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		皆様の貴重な保険料が年金受給に反映されていないケースがあることについて、たいへん大きな問題であると認識しています。世間一般に報道された頃です。	多くの方に少しでも早く、もれている部分について受給していただけるように、処理を進めてまいりました。年金記録問題の解決を急ぐあまり、様々な業務を同時進行することとなり、細やかな対応ができていないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9089	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	●厚生年金の未統合手番であれば、その事業所が現存する場合は事業所に手番者の当時の住所記録が残っていれば提供をお願いして参考情報としてオンラインに登録すると、相談があった場合の本人特定が行いやすくなると思う。 ●未統合手番の情報を、社会保険事務所や市町村、PC(インターネット)等で閲覧できるようにして、該当者に申出してもらい本人特定の判断を行う。 ●受給者が手番統合により年金額が下がり返納が生じる場合でも、既得権として従前保障し年金額を下げず、本人に不利益とならないようにする。 以上、個別方策を考えてみましたが、全体的な解決方策までは考えが至りませんでした。ただ、どうしても残る手番はでてくると思うため、相談済みの手番については、オンラインで相談事蹟(例えば、本人に聴取するも思い出せずなど)を残しておき、解決しない経過をわかるようにしておくのが良いと思います。	正直な気持ちを言うと、制度による番号形態の違いから手番未統合が存在しつづけるのは必然であり、年金請求時に確認していくのが自然の流れであると思っていましたので、手番未統合が「消えた年金」として問題になることには釈然としない部分はありましたが、問題になってからは、当時の番号を乱発するような事務処理については将来の見通しの甘さであると認識するようになりました。台帳からオンラインへの移行過程において記録が抜け落ちているものが存在することは年金担当になってからは知っていましたが、これも年金請求時に確認していく認識でした。ただ、どのくらい抜け落ちているものが存在するのかは現場にはわからないことでした。記録の改ざん問題については、事務処理を行う立場としては無いと信じていましたが、問題としてクローズアップされて初めて認識するようになりました。	内部にいると、どうしてもこちら側の考えが前面になってものごとを解釈していくため、常に被保険者側の立場で考えることを意識して相談対応等にあたりました。現場としては、年金記録問題への対応は最優先で実施すべきものと認識し、行われる事業については自分の役割を精一杯行いました。問題に対する反省点としては、過去の事務処理においてはいくつも挙げられるため、あえて一つ挙げるとすれば住所情報をしっかりと記録しておくべきであったと考えます。また、問題発生以降の対応については、特に特別便の混乱を考えると更なる批判を受けることになっても、しっかりと計画を立ててから各事業にあたるべきであったと考えます。
9090	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に世間一般に知られていないような問題については認識しておりません。	年金記録の問題は、国民全体にかかわるものであり業務量が膨大です。緊急な問題であるとは思いますが、解決を急ぐあまり処理がなおざりになっている傾向があります。まずは、全面解決ではなく、年金受給者・数年後には年金受給権が発生する世代に限定し確実な処理を行うべきであると思います。	未統合の年金手番が存在するという認識はあり、年金受給までには、漏れなく処理がなされていると考えていました。まさかそれが5000万件もあるということは、マスコミ等の報道で知りました。	1件1件確実に処理・対応しようと心がけていましたが、日常業務において、もう少し意識して年金記録問題に取り組むべきであったと思います。
9091	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無いと思います。	特になし	マスコミ報道で始めて知りました。マスコミで報道されているようなことがあること自体を、認識していませんでした。	年金受給者・被保険者からの照会についてできるだけわかるように説明をした。国民に不信感を与えるようなことはしてはいけない、あってはいけないと思う。
9092	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便等でもれや誤りがあると回答された方への回答を早急にするよう努力するとともに、今しているような電話や郵便等でこちらからも本人と思われる方に照会する作業を進めて、統合されていない手番記録の統合を進める。 今のやり方以外には特に考えつきません。	年金相談をするときに加入した期間を確認するが、会社名を言うことができなかったので思い出せない人は、勤めたという記憶があってもそれだけでは記録をあわせることができなかった。平成5年ごろ。	会社の記号から勤めた場所がどのあたり、何歳ごろ等いうことで思い出してもらえるよう話していました。今のように会社名を言えたのなら、統合の処理が進んでいたのではないかと思われます。
9093	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	これまでと同様に、通知→本人からの照会→回答を続けていくしかない。またWMのシステムを改善し、書類の入力方法や、WM画面の表示方法・見方などわかり易くするべき。	H12年ごろ資格照会の業務に携わっていたときに、初めて記録のご入力や未収録が多いことを知った。しかし大問題に発展するという意識は低かった。	本人からの申し出がないと勝手に記録補正・整備できないことを知り、個人レベルで何も対応出来ませんでした。反省点は、管理者でありながら管理を怠っていたこと。
9094	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便の回答が完了しないまま、定期便の発送が始まり窓口や電話応対に追われる毎日です。早期解決を求められていますが、知識を共有する時間、人員が必要だと思います。	実際、年金記録に携わる業務(係)にほとんど配置されてなかったので、報道やお客様の問い合わせにより知りました。	反省点として氏名登録がなかった記録に対しては仕方がないが、年金請求時に記録漏れがないか調査できていれば、よかったのではないかと思います。
9095	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在の記録問題解明に向けての作業をしている以外の問題点以外は特に知らない。	特になし。	・現在のような電算化を意識していない紙媒体での記録管理であったため、人的な間違いは当然発生すると思う。その間違いをチェックする体制が不十分であったと考える。例えば、国民年金関係では、現年度の保険料収納結果を市区町村から社保へ紙媒体で報告する。その報告に基づいて国民年金被保険者台帳に消しこみをする。消し込み結果のチェックを体制が不十分であったと思う。また、被用者の住所が変更されれば、新管轄の社保へ台帳の原本を郵送する。膨大なデータを郵送(普通便)することじたいに個人の年金記録に対する認識が甘い部分があった	・市区町村の国民年金名簿と、社保の台帳の照合は入念にしていたと思われるが紙台帳の廃棄が一番の問題と考える。 ・被保険者年金番号が制度別に存在したことはやむを得ないとして、基礎年金番号の導入時期が遅すぎたのでないか。反省点としては、昭和36年に国民皆年金となった時点で番号の一本化をしていれば、今日のような問題は発生していないと思われる。
9096	地方庁	その他(社会保険事務局)			舛添厚生大臣になった時に。 制度の複雑さと国民の関心のなさで起こった問題だと思いました。	信用をなくしている今、信用を回復するために分かりやすい言葉で年金制度について説明ができるように、自分自身もっと勉強をしようと思います。
9097	本庁	その他(本庁)	特にありません	今でも職員が特別便などで一応は聞き取り調査して取り組んでいるので問題解決は難しいですが、現時点では国民の方に会社状況や同僚などさらに詳しく聞いて1件ずつ取り組んで行くべきだと思います。	記録関係業務は業務課の担当仕事であると認識していて、5千万件がマスコミ等で取り上げられてから年金記録問題の存在を知ることになりました。	WMで氏名検索ばかりでなくマイクロ等でも探して記録を見つけるように努力した。5千万件が取り上げられた時に即座に組織が対応せず、国民の申請するのを待っていた体制がだめだったと思います。
9098	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	年金記録問題として認識はしていませんでしたが、記録の不備等があるとお客様の不利益になるため、確認できしだい記録の訂正等を行っていた。 平成9年の基礎年金ができてから、勤めていた期間や国民年金を掛けていたのに記録がないなど、記録についての照会が増えたため。	新旧姓での氏名索引、会社名で検索で対応しようとしていました。 詳しく本人より聴取して調査していなかったことが反省点でした。
9099	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	私自身が、年金について十分理解ができていないのですみませんがよい策が浮かびません。	非常に奥が深く、難しい問題だと思う。テレビでよくとりあげられるようになってから記録問題の存在を知ったと思う。	正直なところ自分があまりにも無知であるため十分な対応ができなかった。
9100	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	窓口においては、親切丁寧に対応し制度・法律等も含めて回答すること、又、期間調査担当においては、しっかりと調査を行うことが肝心だとおもいます。	現在の一般的に年金記録問題とされているものには、事実誤認の多くあるようにおもいます。現在「会社に勤務していた=厚生年金加入→記録がなければ消えた年金」と思っている方が多く、窓口の相談でも上記のような申し出が数多くありました。しかし、社会保険で管理しているのは、あくまで厚生年金として会社が届出をしたものであって、個人の職歴全てを管理しているものではないことを説明すると、かなり理解をえることができました。 また、厚生年金法の改正によりその時代で適用(加入)基準が異なっていること、健康保険のみの加入や日雇健康保険のため厚生年金適用除外であることなど法律上の問題もあるはずです。 しかし、いわゆる年金記録問題が発生した際に社会保険庁として上記のような説明を世間一般・政治家・マスコミ等に伝えたでしょうか?そのような情報発信をしていれば、現状まで問題は大きくならなかったのではないでしょうか? 私は平成8年採用ですが、採用時に年金給付課、その後業務三課(期間調査)を担当しましたが、氏名のカナ入力誤りと思われるものや脱漏(WMへの収録もれ)はすでに散見されましたの	①50年以上前の紙台帳も多数あり、年月により劣化が激しく破損・焼失等も見られることから、マイクロフィルム化や電子画像化をもっと早期に着手すべきだったのでは? ②紙台帳記録からWM収録時(昭和59年ころ)にきちんと収録していれば、氏名のカナ誤り、収録もれの件数は少なかったのでは? ③平成9年の基礎年金番号導入時に、基礎年金番号以外の年金手帳番号を返送してもらうようになっていましたが、この返信についても広報不足の感が否めず、徹底されなかったように思います。 ④船員保険の記録について、件数が少ないとして過小に扱っていなかったでしょうか? 上記②③④については事業を行う上での詰めの甘さの結果ではないでしょうか。②③④についてしっかりと行っていれば、未統合記録5000万件といわれるものはもっと減少していたはずです。
9101	地方庁	その他(社会保険事務所)			入社してすぐに年金記録問題についての報道があり知りました。当時は総務課に在籍していて、年金業務に直接携わったことがなかったので、よくわかりませんでしたが、国民の信頼を失う重大な問題だと思いました。	担当業務以外の、年金給付に関する知識も自主学習で深め、わからないことは上司・先輩に教えてもらいながら、年金記録の確認にいらっしゃるお客様の相談に親身に対応するよう努めました。年金記録問題について深く反省し、今後このような問題が起こらないように、職員一人一人が国民の大切な年金記録をお預かりしているということを忘れずに、難務に努めていくことが大
9102	地方庁	その他(社会保険事務所)	地方の末端にまで情報が来るのが遅いのか、新聞やマスコミで初めて知る問題も多々ありましたので、私だけが知っている問題というのはありません。これ以上新しい問題が伏痛しないで欲しいです。	今だにカセットが開いていない記録や、業務センターに旧台帳を取り寄せないと事業所名が分からない記録がたくさんあります。このような状況では、お客様に二度手間にならないような相談は行えません。事務所の依頼なしで、全ての未開封の記録を開き事業所名の入力まで行って頂きたいです。	平成17年4月に事務所に出向してきた時、配属先は年金給付課でした。窓口で氏名索引をしても会社名はこちらから言ってはいけないとのことで、思い出してもらえなかった方もいたような気がします。また、この氏名索引は窓口の担当者や裁定請求書を処理する担当者の判断で行うのでいろいろな名前で試してみる人とそうでない人と担当者によって個人差があったと思います。自分が思い付く限りの氏名索引を行えたかという不安はありましたが、あの当時は厚生年金の手番の氏名が信じられないフリガナが付いているなど夢にも思いませんでした。 また、会社名を口頭で伝えられないので、40年程昔の記録の場合、会社名を答えられないから統合しないというやり方は少しひどいようにも思いました。ただ、当時はこのことを問題と認識していなかったので、問題の存在を認識したのは報道され始めた平成19年の春頃になります。	紙台帳から機械管理になった際、記録の写し間違いがかなり多いことに本当に驚かされました。当時のチェック体制を疑うほどです。 また、年金は請求主義なので、自分で手続きに来なければならず、会社名も分からなければ統合しません、という姿勢にも未統合で残る記録への配慮がやはり欠けていたのだと思います。 窓口へお客様が殺到した時は、私も窓口へ毎日出ていました。対応マニュアルが日々変更される中で、本当に毎日が戦場のような忙しさでした。通常であれば携わるはずのない旧法の年金請求についても勉強し、この一連の年金記録問題で知識はかなり着えられたと思います。 まだまだ記録照会は事務所に残っているので終わりでは決してありませんが、このようなことが二度と起きないよう、日々努力していきたいと思います。
9103	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。		準職員となってからですので平成20年頃からになります。	昔のこととは言え、名前の読み方にはとても驚くこともあります。正直な感想として、以前の業務状態に不信感を抱くこともあります。今後は、正確さ、迅速さが、今までの何倍も必要と思います。現在は、一般業務終了後、全員で記録関係処理に取り組んでいます。
9104	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	現職員での対応は人数的にも限界があるため、OB職員の応援を求める。	マスコミ等で話題となったころより。旧台帳記録は全てWM上にデータ化されているものと思っていた。	チェック体制の甘さ及び職員の自覚の薄さが原因と考える。
9105	本庁	その他(本庁)			厚生年金の制度が発足してから約67年間を経て現在に至るのですが、その間に、年金に対する個人の意識も変わっていき、また、記録管理も紙台帳からオンラインに変わっていく過程で、ある程度は止むを得ない部分もあったのではないかとは思います。 私が年金記録問題として認識するようになったのは、4~5年前です。それまでは、最終的には年金請求時において、請求者に年金記録の確認をしていただき、浮いた手番などがあれば、基礎年金番号に統合していくものと思っていました。	年金記録を問題として意識し始めてからは、お客様からのご相談に対して、オンラインで浮いた手番があるかどうか、浮いた手番がなくても、どこかに勤めていた記憶がある場合には、期間照会申出書の提出をいただき、できるだけその時点で、基礎年金番号から漏れている記録をなくすよう努めてきました。 反省点としては、年金は、お客様の将来の大切な種になっていくものなのですが、やはり職員も、年金や年金記録についての意識が希薄だったのではないかと思います。職員自身もその点
9106	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	機械切り替えの時の事故リストの処理が徹底されていなかったこと。	統合されていない手番について、きめ細やかに1件、1件あらっていく。住民基本台帳と照らし合わせるて本人を探せるような工夫をしてはどうか。	平成8年当時、期間照会を担当していた時に、切り替えの間違えの多さに驚きました。気がついた時に直せばいいという考えでよいのだろうかとも思いましたが、いち職員では対応しきれないと問題であると思っていました。	役職のない職員でも、意見の反映ができる職場でなかった。 切り替えの間違いが多いということは、業務センターの職員、本庁職員も分かっていたはずであるが、社会保険全体として、事の重要性に気がついてなかったこと。
9107	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	ねんきん特別便や年金定期便を早急に処理し、回答を送付することが大切であると思います。	平成9年に基礎年金番号が導入された当時は、年金請求時に統合すればいいというような事を聞いていましたが、自分自身では今できること(複数の年金手帳番号の統合)を確実にやっておかなければいけないと思っていました。 今回の年金記録問題の全容が明らかになった時、大変な問題だと思いました。旧台帳の記録などWMに反映されていない記録が多数存在することや被保険者記録が実態とかけ離れた処理がされていることお知り慣然としました。	平成9年以降、自分が担当した窓口にこられた方の記録は、調査し統合をしてきました。 平成12年から始にまった過去記録の整理に伴う重複期間の記録整備についても確実に処理してきました。 今回ねんきん特別便を受け取って初めて自分の記録がわかったというご意見を多数いただいたことから、被保険者の記録を全員の方にお送りしてこなかったことも原因のひとつと思います。
9108	地方庁	社会保険事務所課長級以上	これまで世間一般に知られていること以上のことは知らない。	上記のとおり、明らかになっているもの以上のことは何も知らないので、今やっていることを地道にやっていくしかないと思う。	記録漏れがあると、本来受給できるはずの年金額が減額されるなど、その人の権利に直接かかわる重大な問題だと認識していた。ただ、それまではその人の年金請求時に漏れがないかどうか確認すればよいというような考えを持っていたので、、平成16、7年頃マスコミによって連日年金問題が報道されるようになってから、自分の思っている以上に重大な問題だと認識するようになった。	年金相談コーナー担当でもあったので、老齢給付裁定請求する者、あるいは被保険者記録を確認しにきた者等に対して、記録漏れがないかどうか、旧姓、氏名の読み違い等徹底的に調査するようにした。 年金記録問題については、その人の権利にかかわる重大な問題であるという認識が不足していた、つまり他人事であるというような安易な考え方が職員の根底にあったと思われる。今後は他人事と考えず、職員ひとりひとりの問題としてとらえていかなければならないという点がこの問題の反省点として挙げられると考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9109	地方庁	その他(社会保険事務所)	お客さまに新たな番号を付番、また資格加入の処理の際、本人と疑わしい番号があった場合、疑重複調査票というものを本人さまに送付し回答を待ちますが、その回答がなくそのままになっている記録も古いものからあると考えられます。	現時点で行っている台帳とWM記録との突合などで対応していくべきだと考えますが、一番の解決方法はお客さまとコミュニケーションをとることができればそれが一番の解決方法になると思います。高齢の方だと難しいですが、各市長村で年金記録問題にかかる相談会のようなものを実施し、直接お話できる場をこちらから作っていく必要があると考えます。	採用当初に国民年金の係に所属されましたが、年金記録の問題に対して、大きな問題に発展すると意識したりすることが(余裕)がありませんでした。今思うと、お客さま本人らし き手番があったとしても、本人さんの記憶などがあいまいなものついては別人の可能性があるため、統合についてはより慎重な意識と姿勢でおこなっていたかと思いますし、そのような指導がなされていました。また、年金の受給時に最終的な確認がなされるという後回し的な意識も確かにあったのだと思います。	お客さまの大事な記録ということを職員一人一人がしっかり意識をし続けることが一番重要です。これを踏まえ、やはりお客さまの記録の可能性がある番号がある場合については、きっちりその場で解決させる意識でくわしく情報の聞き取りを行ったり、お客様の記憶を思い出させるようなヒントをこちら側から提供してあげるなどの柔軟性が必要であると考えます。(別人の可能性についてはもちろん厳重に注意したうえで) また、20歳の時点で厚生年金に加入している方に対しての国民年金加入を疑重複調査で確認していますが、回答の無い方に対してこちらから連絡を行ったりと年金番号が重複しないように努めていくべきです。それとともに、20歳以降に何かしらの年金制度に加入する方についても、年金の番号を安易に付番するのではなく、これまでに加入していた番号を徹底して確認することが必要です。 現状、一人が一つの番号をもつ基礎年金番号制度であるので、番号が無ければ手続きができな
9110	地方庁	社会保険事務所課長級以上			重要な問題として認識して行動していた。	ねんきん相談時お客様第一に考え、対応していた。 反省点として、紙台帳から機械化された時点で対策をとるべきだった。
9111	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	職員の人数が足りないが、マンパワーで丁寧に迅速に処理していくしかないと思う。	請求時に統合すればよいと思っていたので、意外だった。報道されて以降、知った。	記録問題に積極的に取り組んできた。当初から、システムや管理方法に問題があったと思う。
9112	地方庁	その他(社会保険事務所)	・特に思いあたりません。 ・すでに亡くなられている方で、遺族の方も分からない場合、宙に浮いている年金記録は全て完了できない。	・現状の受付分は早急に回答する ・今の状況をリアルタイムで国民に伝えていく。 ・記録が大丈夫かどうかの通知を事前に周知してから送付する。 ・例えば、ガス器具の回収のCMのように、 「未だ○○万件の記録が中に浮いてる状況です。あなた様の記録と思われる方に△△色の封筒を平成○年△月□日発送いたしますので、・・・・・・」 (国民全体に周知)	・基礎年金番号導入の平成9年に、はたして全ての番号が基礎年金番号に統合されるのかどうかは疑問であり不安ではありました。ただ、統合していない方についても、年金受給の際に記録を確認しきちんとした年金は受け取れる、時間はかかるにせよ完了するものだと安易の考えていたところもありました。 ・しかし、これほどまでのずさんな管理だったことは、「5,000万件の宙に浮いた年金記録」と報道された平成19年頃に知りました。	・厳しく保険料を収めさせておきながら、それに見合った年金が支払えない自体ありえないことであり、国の詐欺である。 ・きちんと貰っても年金額は少なく生活は厳しいと思われる。そのうえ、自分の掛けた分が貰えず更に年金額は減らされるでは、非常に遺憾である。とにかく、なんとか見つけ出したい、1件1件早急にと思い対応しています。 (私は休職していた期間もあり偉そうな事は言えませんが、今勤務している職場の職員は皆そういう気持ちで必死に取り組んでいます。) (反省点) ・そもそも紙台帳で膨大な記録を管理するのは非常に厳しいことであった。 ・紙台帳で管理するのであれば、将来この紙台帳は年金計算に使われる大切なもの、誰が見ても分かる字体・記入・管理を徹底していなければいけなっかた。 ・お客様側の気持ちが足りなっかた。
9113	地方庁	その他(社会保険事務局)	偽名、通称名でお勤めしている(いた)ために、記録がつながらない方の存在。	申し訳ありません。ひとにはいろいろな事情があるとおもわれるので、現時点では思いつきません。	基番に統合する前の手番(受給資格がない、又は受給年齢前で統合手続きをまだされていない方のもの)がまだたくさん残っている状態。年金請求の時点で申し出ていただき調査することで基番に記録がつながり、手番のままのものは自然と減少していくものと考えていました。 受給者も含めての未統合手番がこんなにあるとは思ってもいませんでしたので、問題がおおやけになって初めて知りました。	内部事務の担当であったので特別な対応はしてきませんでしたが、記録問題に応じて増加した大量の届書類について、より迅速かつ正確に処理することを目標として、対処してきました。 現時点で考えると、次々に新しい方針が示され、お客様も現場も混乱することが多かったようにも思われます。
9114	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	人員の増加。	お客様からの申し出により記録調査をし統合していく、いわゆる申し出主義に問題があるとは思っていなかった。	特別便や定期便といった社保庁側からアプローチしていくことは非常に良いことだと思うので、もっと早くにこういうことをすれば良かったのではないかと思う。
9115	地方庁	その他(社会保険事務局)			国民の信頼を失う、あってはならない問題であったと思う。世間一般で騒がれるようになってから。	年金記録問題に係る名寄せ作業や特別便作業に積極的に参加をし、期間照会等ゼロからのスタートだったので、少しでもレベルアップを図れるよう努力した。 国民も今まで国に任せきりのところがあったかと思うが、わかりにくい年金制度であっても、自分で理解する努力と国民に理解を求める努力をしなければいけないと思う。
9116	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便や定期便、記録調査等、現在の取組みを1件1件丁寧に真摯に対応していくこと、現在庁が示している対策を、組織全体で一生懸命取り組んでいくことで必ず解決すると思います。	平成5年10月に国民年金課に配属されたので、その頃から認識しています。 平成9年の基礎年金番号制が導入される前は、それぞれの制度で手帳番号が払い出されていましたし、就職するたびに新しい番号が付番されいくつも番号を持っていいる人が実際にいましたので、窓口で本人の番号であることが確認できれば手続きを取っていただきいつでも統合しておりました。 本人の協力なしでは本人の記録なのかどうか断定できないので、確実なものしか統合も出来ませんし、最終的には年金受給の手続時に必ず記録確認、統合処理をして裁定となるという考えでおりましたので、緊急に取り組むべき問題とは思っておりませんでした。	最終的に、年金受給手続時に年金加入記録の確認をするとは言っても、何十年も前の記憶を思い起こしたりする作業の大変さや、領収書も無なかったりと本人にとってかなりの負担になるであろうことは想像できました。 お客様の来所時の機会に記録の確認をし、必要であれば統合、現在の納付月数等を具体的に照会した上で、納付相談等を実施していました。 納付督励の通知をもって来所される方(事務所や役所へ)等については、そのような対応が出来たのですが、来てもらえないお客様の記録については、なかなか確認作業が行なえなかったと思います。 反省点としては、定期便のような通知を早い段階から実施してこなかったこと、台帳とオンラインの突合せを十分に行なえてなかったこと、オンラインでマイクロ確認ができるような対策を早期に
9117	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
9118	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	今まで公表された内容以外に特に知りません。	理想論かもしれませんが、自分で簡単に記録の確認が出来る様、市町村・銀行・郵便局・公共施設・駅などに、簡単な操作で確認できる端末を設置し、年金事務所に出向かなくても気軽に自分の情報が確認できるシステムができ、相違していると思われる場合には、その端末から確認(訂正)申出も受け付けられるようになったりすると、より問題解決に近づくのではないかと考えます。	自分の記録が正確に記録されていなかった方には、行政側の記録管理のあり方を大いに反省すべきだったと考えます。多くは古い紙台帳で管理していたときの記録管理のあり方が問題だったのでは、、、、一個人の記録として全てを統合管理していくことの徹底が不足していたと考えます。厚生年金の記録では事業主からの届出、その後の確認通知も事業主へ通知、本人への通知も事業主に委ねられていることも、一個人として記録を確認するには不十分ではないかとも考えます。事業主が十分に一個人の従業員へ届出内容を知らせていない実態もあるのではなかっ	年金制度に加入することの意義や内容などを広く深く国民の方へお知らせすることが不足していたのではと考えます。
9119	地方庁	その他(本庁)		期限をもうけて、専用の部署に人を集めて集中的にやるしかない。期限を決めていないとダラダラとしてしまうだけだと思う。	自分自身、記録にこれほど問題があるとは思わなかった。機械化される段階の話を教えてくれる方もいなかったので、正直裏切られた気もする。国民の皆様のみならず、現場の職員、特に機械化以降に採用された職員からすれば、信頼をなくしかねない話と思う。もっと情報を公開してもら	皆様からの記録に対する申立には、当方のミスもありうるという疑いをもって、できうる限りのことはしなければならない。反省点といえば、全体が統一した強い意識をもてていなかったこと。対応が後手後手に回ったこと。
9120	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題について、これまでと同様に、お客様の立場にたって、記録の調査・統合・年金額の再計算に全力で取り組み、迅速な解決に努める。そのためには、今の現況は人手が不足しているため、人員を増やし、専門知識を深め、いち早い解決に努める必要があると思います。	年金記録問題の存在を知った時期は定かではありませんが、国民の生活・社会保険情勢をゆるがす非常に深刻な問題だと認識しています。 基礎年金番号に登録されていない記録に関して、氏名・生年月日の相違、資格取得・喪失日の相違等様々な問題により、本人の記録であるという確認に非常に時間を要し困難であった。年金記録の管理(特に紙台帳にて記録を管理していた頃)のずさんさを業務を通して認識しました。	国民の皆様の信頼を回復し、年金記録の正確性・透明性を確立するために、お客様の対応には、複雑な年金制度をよりわかりやすく説明するように努め、記録調査・回答に努めました。 反省点としては、各年金制度共通の番号を必ず一人一つ持っていれば、不明な年金記録はなかったと思います。また、社会保険職員の国民の大切な年金記録を管理しているという意識の薄さだったと思います。
9121	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	現在行っている作業を継続するしかないのかもしれない。	複数の年金番号を保有していても、年金請求手続きの際には本人と面談で確認している事項であって、記録漏れが多くあるとは思っていなかった。 平成19年5月	ねんきん特別便にかかる来訪者への対応を率先して行った。 年金番号は一個人に一番号であることの周知が不足していたと思う。事業所を通じて被保険者一人ひとりへ周知徹底が図られていなかった。 また、社会保険職場においては、庶務、徴収部門に重きが置かれ年金担当は二の次という状況であった。個人個人の年金記録の最終的な確認を行う年金相談は正規の職員ではなく、謝金職員が行うという状況が如実に物語る。
9122	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	世論の理解を得られる可能な限りの対策を実施すべきであり、そのために必要な体制の構築等必要な措置を講じる必要があると考えます。		
9123	地方庁	社会保険事務所課長級以上	業者委託の特別便の回答が、十分調査がされず回答されているため、この回答で疑問をもたない被保険者や受給者は、記録がもれる場合がある。実際に「記録なし」と回答された方が来庁され、記録を訂正してお詫びした事例があり、民間委託(業者委託)の限界を感じます。 戦前の記録で、オンライン記録として収録されていないケースがあるのではないかといったケースがあります。実際どうなっているのか公表をする必要があるのではないか。 事業所検索システムの導入を特別便を始める前にやっていれば、見つけられなかった記録が判明したのではないかという実例がありました。オンライン検索では表示されない事業所が多数あります。 カセットがオープンになっていないケースがまだまだあります。すべてを開くようにお願いします。	(6)に記入した問題点を解決すれば、ある程度解決が早くなり、効率化する。 民間委託を増やすことより、経験者や経験者のOBを活用すべき。 記録問題の苦情が現役の職員に向けられており、その対応で時間が取られて調査が進まない。 マスコミ対策も含め、記録問題の原因、本質をもっと国民に説明すべきだと思います。	カセットのオープンや、未収録の記録が存在し、年金裁定時に整理すればいいと結論を出したのは、社会保険庁の幹部だったことが、社会保険庁の10年誌、20年誌に書いてあったと記憶してます。ずいぶん前から意見が出ていたと先輩から聞いていましたが、質問者の方は社会保険庁の10年誌、20年誌をお読みください。	記録調査は、紙台帳やあらゆる手段を駆使して調査をしてきました。記録問題は、予算を十分に確保した体制で、「安かろう、悪かろう」の民間入れは行わず、それなりの専門知識を得た職員が必要だと思います。民間委託で誤った回答は今後見直す必要があると思います。この事例は、民間委託業者を公表すべきです。
9124	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を増員する。 職員のスキルアップをはかる。	一昨年の春頃にマスメディアで取り上げられて認識した。	過去の職員の認識の薄さ。
9125	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	新聞・ニュースの情報しか知らないため、他は知りません。	現時点で行っている対応策を完了するまで継続し行っていくことだと思います。。	統合されていない手番があり、それをお客様に確認し統合すればいいだけと思っていました。 存在を知ったのはH17ごろニュースで知りました。	申し訳ありませんが、政管健保の予算・決算関係の業務に携わっていたのでその事しか考える時間が無く、統合されていない手番を住所や氏名を基にお客様へ確認すればいいだけではと思っていたので、それ以上は考えていませんでした。 反省点ではないと思いますが、ある程度件数や時間がわかった時点で、年金記録問題だけに人数と時間をかけて行っていたらと思います。
9126	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	職員に対して1週間当たりのノルマを課す。	年金記録問題は旧台帳の誤記入問題という認識であった。 それから、事業所全般問題等さまざまな係がかかわる問題であるとの認識にかわった。年金記録問題については、2年ほど前に認識をもちました。	記録問題の初期の対応がうまくいかなかったことが反省点として考えられると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9127	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	着実に、時間がかかっても一件ごとに処理する。	平成10年採用ですが、基礎年金番号に未統合の手審について年金裁定時に確認、統合すると聞いていました。正直過去のずさんな記録管理については最近の報道等で知った状態です。	特別便のお客様対応等について着実に、時間がかかっても一件ごとに処理した。年金記録問題については過去の職員の問題に対する認識不足(年金記録は後から確認すればよい、名前について別の読み方がある可能性を考えずに名前が一致しないから本人記録でない判断する等)だと思います。
9128	本庁	その他(本庁)	特になし	わからない	本人の年金に関する無知の為、被保険者証を複数所持し、記録漏れが沢山ある。社会保険事務所勤務の時	氏名検索をし、基礎年金番号に統合した。昔、基礎年金番号がなかったために発生した。 氏名の読み方が曖昧のまま、入力してしまった。
9129	地方庁	その他(社会保険事務所)	根本的な問題は、マスコミ一般に言われていることとは違うということです。例えば、基礎年金番号導入時の被保険者あての回答ハガキがだされていないために、相当数のいわゆる「宙に浮いた年金」も発生したのではないのでしょうか	やはり、現実的には、ある時点を基とした分岐点を設け、ラインを引くのもひとつの解決策だと思います。	被保険者や受給者の方々にとっては、まさに老後の生活を左右しかねない重大なことであると思います。 このようなことは、やはり5000万件の問題となってからです。	できることならば、おひとりおひとりに直接お会いをして、確認・ご納得をいただくべきことだと、いまでもそう思っています。 本人特定をできかねるシステムだったことが、何よりも大きいと思います。
9130	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし		私が20歳代の頃、国民年金の保険料業務を経験していた中で、市町村から保険料を納付した領収書(当時は検認票)が毎月送付され、その納付記録を社会保険事務所保管の紙台帳にゴム印で記録をする事務をしていました。 この手作業の事務処理において、検認票の記号番号誤りがあったり転出入で紙台帳を移動させたりする中で、調査確認不足により納付記録が漏れてしまったことが、年金記録問題の一つと思っています。 平成18年に年金記録問題が公表されましたが、以前より記録が相違している可能性はあるの	休日の国民年金特殊記録台帳の突合作業に支援を行ってきました。 反省点として、当時、正確に処理をしたと思っていますが、手作業でしたので誤りはないとは言えません。 自分が処理した中で、記録を漏らしたケースがあったとするならば、責任は感じておりますし、記録漏れがないよう、より正確な処理方法を検討するべきだったと考えています。
9131	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1.丁寧、迅速、正確に処理を進めるためにも現在の人員(1月以降も含めて)では不足していると思います。人員の確保が必要だと考えます。 2.問題の解決は早急に行うべきと思いますが、急ぐあまり、報道されているような「未納期間が○年未満」「同居の親族が同時期を納付」などの条件に当てはまりさえすれば納付とみなすというのは新たな記録問題を生むのではと危惧しています。(実際、新聞報道後お客様より「払っている証拠や記憶がなくても条件にさえ当てはまれば払ったことにしてくれると聞いていた。」などのお問い合わせがありました。)導入の際は、大変な状況の中できちんと納付いただいている方が不信感を抱いたり、今後お支払いいただく方が納付に消極的になることの無いように慎重かつ明確に行っていただきたいと考えます。 3.問題解決には信頼回復が何よりも大切だと思います。現場はこれからもお一人お一人に丁寧にご説明をさせていただくことで地道にやっていくしかありませんが、方策を決定される方面から	基礎年金番号制度が導入された後に統合の申し出がないお客様が多くおられましたが、当時は年金請求の際にご本人と記録の確認を行い最終的に統合がされるという業務方法を行っていましたので、今回の一連の報道がされて認識をした次第です。	問題が大きく報道されてから多くのお客様とお話をさせていただきました。中には大変厳しいお言葉でお叱りを受けることもございましたが丁寧にご説明させていただくことを心がけ対応してまいりました。 台帳から記録を移す際に入力を委託し、その後のチェックをきちんと行わなわずにきたこと、システムの改善がなされなかったことがこの問題の反省点にあげられると考えます。
9132	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	「この問題」の「この」が(6)に対するものであれば特にありません。	問題であると認識したのは、報道等で騒がれるようになった時期	最終的に年金請求時に統合になれば、問題ないと思っていた。 仕事をした当初から、取得時に他の手番がないか、確認をし、わかったときはすぐに整備、統合などをしていた。 現在のような検索システムがあれば、すぐ調査でき回答できたと思う。 年金加入者側の意識の改善も必要と思われる。もっと広報を。 国民年金の記録をマイクロ化するときに全部残したいと地方から庁へ申し出したが、予算がなかったためか全部残せず、特殊記録があるものしか残っていない。そのとき全部マイクロ化にしていれば、今すぐ回答できたと思う。 遅いとますます苦情になる。 悪循環である。 一生懸命やるが、知識のある人がどんどんやめて新しい人が次々に来る教育に時間がかかる。新人もすぐやめるので、また教育が必要。ただ人数をすろえればいいというものではないのでは。 人材育成に力を入れるべきであると思う。
9133	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1つ1つ解決していくしか無いかと思いますので、一層努力をしていきたいです。	別番号等ある方については、年金請求時に記録を確認し、統合処理を行う裁定処理の一環と考えていた。 基礎年金番号通知の回答をしていない方も実際多くいたので記録が統合されていないという事象があることは知っていた。	当時は裁定請求時に本人の記録確認をしっかり行う中で統合処理を行うよう努めていた。 平成9年当時、基礎年金番号通知の回答にしても、返送のない方は多くいたので、再度回答を求める等の処理をすれば良かったのではないか、と思う。
9134	地方庁	社会保険事務所長	特になし	①人員(人材)の確保 年金記録の調査業務は、社会保険庁及び日本年金機構においても重要な業務と思うが、通常の業務を停滞させることもできない。 業務量に見合う人員(人材)確保が必要。 ②大都市部の年金記録解明作業を優先 東京等の大都市部の記録解明が遅れることは、地方都市部の記録調査業務も遅れることとなる。	統合帳方式(名簿方式ではなく)の頃のに適用業務を行っていたが、当時は基礎年金番号も無く、一人の方が複数の厚生年金手番を持っているケースが多々あり、その都度指摘を行ってきたが、これほどの記録が未統合であり、また、調査が難航するとは思っていなかった。	①職員の意識として、記録管理に対する責任感を持つよう徹底を図りたい。 ②広報等により、年金記録の重要性について国民への周知をお願いしたい。 ③人員(人材)確保していただき、着実な調査業務を行うしかない。
9135	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在、第三者委員会のあっせんにより追加訂正が進められていますが、モラルハザードの崩壊を感じています。現実には納付していないのに年金が払われいる場合もあると思われ、新たな年金問題になるのではないかと危惧しています。 これからについても、職員を減らしたり、業務委託にだすケースが増えていますが、新たな年金問題に発生する可能性があると危惧しています。	「この問題」とは「年金記録問題」のことですね。 「年金記録問題」の全般に関して、大量に物、人、金をつぎこんで、記録一件一件、判明させていくしかないと思います。 人員増に否定的な政権・財務省が決断できるかどうかです。 機構とは別に年金調査庁みたいな役所をつくり、徹底的に調査をしていくしかないとおもいます。	基礎年金番号に統合されていない番号があるということは、基礎年金番号が始まったときから認識していました。平成9年当時2億件。年金記録問題が表面化した当時は、統合については順次進められているところでした。その作業は予算の範囲内で進行中であり、表面化した当時の件数は5千万件でした。10年で4分の3を統合したところでした。すなわち、問題とは認識していませんでした。	当時の対応については、一地方官吏が対応できることではありません。また、指示と違うことをすると処分をうける可能性もあります。 「この問題(年金記録問題)」についての反省点ですが、当時(昭和16年から表面化するでの間)、権力者(政権)が年金について真剣に考えてこなかったのが原因と考えますから、社会保険の職員として制度・システムに関して意見をあげるべきだったと反省します。(意見をあげたから処分受ける受けないは別にして)
9136	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金照会に来た人で本人の記録と思われる記録があつても社会保険事務所側から言わない	必ず本人に勤務した事がないかを窓口で確認する。	基礎年金制度がはじまった時にすぐに照会統合などをおこなつていればこれだけの大きな大変な問題になつていなかつたと思われる。	死亡者を含め今からでも最大限全ての方の記録を調べつてあげて、照会文書をおくつても返答をくれない人には二度、三度と照会文書をおくつて全員の方の 記録をさがしだすべきである。
9137	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	現在の方法(ねんきん定期便で標準報酬を含めた確認)できめ細かに、1件1件確実に対応していく方法が最善だと思う。	手番に氏名が記載されていないものが多数存在することは知りませんでした。 ただ単に一人の人が複数の手番を持っており、基礎年金番号への統合がなされていないものとの認識でした。 問題の存在を知らされたのは、マスコミ報道によって知りました。	オンラインへの記録移行時に、記録を載せかえる際に氏名等がない記録を調査したうえで、オンライン記録として保存すべきだったと思います。
9138	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録の統合作業を進め、組織できちんと管理するのはもちろんですが、必要な手続を国民ひとりひとりに理解してもらい、手続に漏れがないようにすることが必要だと思います。	平成17年度に入庁し、庶務の経験しかありませんでしたので、マスコミの報道で知りました。	記録の管理がずさんだったことが一番の原因だと思います。入力チェックをかけなかったり、台帳を廃棄してしまったり。当時の職員にとって、国民ひとりひとりの年金記録なんてどうでもよかったのではないかと感じます。マニュアルに沿った事務処理や法令遵守により、今後は改善されていくと思います。 しかし、国民や事業主から適切な届出が行われなければ、適正な年金記録の管理はできません。「年金は受給するときに確認すればいい」と、国まかせにするのではなく(もちろん、国がきちんと管理しているのは大前提なのですが・・・)、自分で管理するという意識が足りなかったと思います。
9139	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	今更かもしれないが、年金記録問題の対応は、全体的に行き当たりばったりの事務処理の仕方に見える。最初にグランドデザインを描いて事務処理を効率的に進めていくべき。	本人が亡くなっていたり、本人ですら覚えてない記録もあり、古い不鮮明な紙台帳等も存在するため、全件解決に至るのは困難だと感じた。しかしながら組織を挙げて計画的に処理して、早期に解決するべきだと思いました。平成14年頃に年金の業務に携わったときに、たまに氏名なしの記録とかあることに気づいた。しかし現場では一件一件調査し解決するのに精一杯でした。全体でここまでの件数があるとは想像もしてなかった。	ピーク時の20/4月～6月頃は毎日積極的に窓口相談に応じていた。しかしながら、それ以降は組織的な役割分担に従い、電話対応以外は通常業務に戻った。反省点は、組織としてもう少し早く対応ができなかった点です。
9140	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9141	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	基礎年金番号に結びついていない記録を一件一件着実に本人の記録へと結び付けていくことだと考えます。	いくつもの手帳を所持されている方や名前や生年月日を偽って取得(特に女性に多く採用基準に合わすため年齢を偽ったり、姓名占いで運勢がよくなるからなど)されていた方がおり、その結果宙に記録が浮いてしまっている原因の一つとなっている。 また、厚生年金はすべての法人事業所の加入が義務付けられ、従業員の保険料の半分は事業主が負担することとなっているが、中小零細企業にとってはその負担に耐えられず勝手に報酬月額を引き下げたり、明らかに虚偽の申請で社会保険を脱退したりするケースも見受けられたが、特に添付書類を必要とはしていなかったと記憶しており、調査や確認も充分でなかったことが問題であったと思う。	いくつもの手帳を取得していてもきちんと保管していれば、最終的には年金請求時に統合すればいいという考えがあったため、手帳の払い出しについては慎重に対応しなければならない。 また、虚偽の申請がないよう、申請書の受理にあたっては、添付書類の十分な確認や調査をすべきと考えます。 また、厚生年金は保険料を払っても払わなくても将来の年金額は変わらないこと自体不公平であるため、保険料を支払わなかった期間は給付に反映しないよう法律を変えるべきと考えます。 (もちろん差押え等徴収は努力した上で)

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9142	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	私の知っていることはありません。	現在取り組まれている内容で良いと思います。	厚生年金記録については、会社を変えるたびに厚生年金の番号を新に払出しているのではないかと思いながら仕事をしていました。 事業所から提出された資格取得届に厚生年金の加入が初めてであると記載があれば新たな厚生年金番号を払出していました。また、氏名・生年月日についても住民票や戸籍の添付を義務付けていないことから資格取得届の記載内容で交付していました。 したがって、現在のように氏名や生年月日の相違している記録があることは仕方のないことかと思います。現在のように年金に対する関心も高く無かったし、社保の事務処理体制も電子機器を使用している時代ではなかったのでやむをえないとも考えていました。 被保険者の関心も健康保険証は病気になって受診するときに必要な事から高かったとおもいますが、年金証は引出しに入れたら入れっぱなしで確認する機会も無く紛失したのか、どこに保管したのか分からなくなっていたと思います。 転職した際に、年金証が見つからないので新規で申請するケースも多かったとおもいます。本来であれば再交付申請書を資格取得届に添付すれば良いのですが、事業主も事務手続きを理解していなかった等から重複して厚生年金番号を交付していたと思います。当然、私たちの制度周知が不足していたことも原因と思います。 このような状況であったことから最後には、年金裁定の時に統合するしかないと考えていました。 問題があることを知ったのは、昭和49年5月に採用された頃から認識していました。	対応については、年金裁定の時に正しく統合するしかないと考えていました。その後、平成9年に基礎年金番号が導入されたことに伴い、制度ごとに管理していた記録を基礎年金番号に統合する取組が始まったので、年金裁定前に一定の解決は計られると思っていました。しかし、古い年金記録はすべて統合されるとは考えていませんでした。特に死亡者は未統合で残ると考えていました。 今回の年金記録問題の反省点は、厚生年金記録では届出や制度周知等は、事業主を通じて行っており、直接被保険者に情報や制度通知をしていなかった点ではないかと思います。 厚生年金に比べると国民年金は、未納保険料があると直接被保険者に通知していたことから、年金記録に関しては自覚はあったと思います。しかし、国民年金については、一例ですが国民年金3号制度を考えると何人の被保険者が正しく認識しているのか疑問に思う場面があり、制度が複雑で分かりずらいと思う点もあります。
9143	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	『記録を捜す・充分確認できる』、という作業をスムーズにこなせる職員の育 成が急がれると思う。 経験不足のわたくしが見切れない記録も、調査課の職員であればいとも簡 単に探し出せる事はしょっちゅうだ。 ただ人員を増やせば良いのではなく、質の高い職員育成のためにご尽力頂き たい。	わたくしは、任期付きとして今年2月に任用されたため、入所以来記録問題 については目の当たりにしてきた。 3月を過ぎる頃から、『とくべつ便』関連でご来所されるお客様が100人/日を 超えることもざらであったため、メディアでの報道以上に大きな問題であることを 認識した。	納付記録や職歴を、年金請求時に突合すれば良い、という考え方であった 事を、我々が充分に反省しなければならない大きな点であると考える。 自分の事は、自分が一番知っているのはごもっとも…ではあるが、やはり40年 という歳月は長い。
9144	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	窓口・電話等での年金記録問題の対応をする場合その時点で問題が解決できるよう慎重に記録の確認を行うようにする。	年金記録は、被保険者一人一人の大切な記録です。将来の生活そのものにも大きな影響を及ぼしてしまい、、きちんと義務を果たしている人を裏切る行為にあたる、あってはならない大変な問題だと思っています。 2年ほど前新聞・ニュース等で知りました。	窓口・電話対応時点で被保険者の方のすべての問題がここで解決できるように話をじっくり聞き、記録の確認を行うようにしていました。 今後、このような問題が起こらないように一人一人の対応をじっくり慎重にしていきたいと思います。
9145	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		年金記録問題は、当初まったく信じられませんでした。そのようなことはないと思っていましたし、あったとしても稀なものだと考えていました。 年金記録問題を知ったのは、テレビや新聞などの報道からでした。 仕事に対しては懸命に取組んできましたが、このような重要な問題が発生し残念です。	当初は、これほど多いとは思いませんでしたので、早く正常な記録にすることは必要と考えました。しかし、膨大な量がありますので今ではある程度時間をかけて正常化することが必要と思います。 お客様(国民)には行政として正確、親切を心がけてきましたが、なぜこんなことになったのか戸惑っています。 職員はひとつになって、早く年金記録問題で怒られない環境にしたいです。
9146	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在知られている以外にはわかりません。	オンライン導入前の紙台帳管理の記録につきましては、今、実施している方策(ご本人から申し出ていただく)以外には無いと思います。また、現在実施されている年金定期便につきましては有効手段と思っています。	被保険者の方が事業所に入社して定年まで1箇所で勤務された方の記録ははっきりしていますが、職業、事業所をいくつも変えられている方の記録はオンライン化以前分については、それぞれの管轄社会保険事務所で管理されていることから統合には時間も必要と思っていました。また、職業によっては年齢を偽ったり、過去を知られたくないとして偽名をつかって就職された方の記録確認はさらに困難であると感じていました。 さらに、昭和17年からの記録のため、年金受給資格を満たすことなくお亡くなりになられた方の記録につきましては判明不可能かと思われます。 なお、このような問題につきましては、年金給付業務に携わった9年ほど前から感じていました。	年金請求時に特に過去の被保険者記録の確認には注意が必要でありましたし、誤って他人の記録を統合しないよう注意をはらってきました。 今、考えてみましたら、制度発足当初から、各制度共通の基礎年金番号でお一人1つで管理されるべきであったと思います。また、住所の登録も必要であったと思います。しかし、オンラインシステムも存在せず、紙やボールペンなどの最低限の物流も満足に無い頃の管理方法としては当時としてはそれ以上の方法は無かったのではないかと思います。
9147	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録追加により4種期間削除、加給年金過払い等により返納が生じている	OBに強制的に無償で作業にあてさせるべきである	カセットがオープンになっていないことを採用された頃から知っていた。 記録確認作業が困難である、と業務センターに伝えたことがある。	上記記載のとおりである。 OBの職務怠慢でしかない。
9148	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	配属部署にて全員がこの問題意識を認識して、取り組む必要がある。	今まで働いてこられた記録についての年金額をもらえていないのは、大変なことだと思いました。	審査において、OBの確認には取り組んでいます。
9149	地方庁	その他(社会保険事務局)		現時点で、社会保険職員ができることはすべてやっていると考えていますが、現実問題として、国民全てが納得するのは現時点までの加入者(加入者だった者も)全員の記録を「無条件ですべて納付済記録にする」しかないと考えます。財政的に無理ですが、それ以外では100%解決しません。	何十年も前のことであるため、事件か事故かは被保険者の記憶だけでは判断不能な問題。年金記録問題として取り上げられる前までは実務的には市町村または社会保険庁(事務所)に残っている物証の確認ができるもののみの補正しかできない。 年金給付課採用のため、新規採用時からこの問題は確認していた。見込み額の試算等でこの件にあたる可能性(記憶と記録の差異)のある者が何人か出てきていた。	記憶と記録が違うという申出であった者については、当時(平成8年)でも私を含め全係員がすべて調査をしていましたが、当時の係員全員の認識および上司の指示も「WM・マイクロ・紙台帳・給与明細・領収書・市町村台帳」等の物証で確認できる記録のみ補正の対象でした。 自分は一係員でしたので権限は持っていませんでしたし、この問題は国庫に影響するので、現場の職員が何の証拠も無しに、未納記録を納付済記録に変更することはできなかったと考えます。 この問題についてはもっと大々的に上部へ問題提起をすべきものであったと考えますが、私が採用になった時点(平成8年)では、何十年も前の記憶と記録の違いを証拠もないまま、何のガイドラインもなく、国や社会保険庁の指示もない状態で現場の職員が判断することは、逆にコンプライアンス上問題があります。 私とってこの問題が発生した原因は推測の域と超えませんし、責任は国(社会保険庁全体)が持たなければならないと考えますが、少なくとも私が採用された時点で既に、政治判断で解決する
9150	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありませんせん		一人の人に対して制度が違えば何個も年金番号をつけるのに疑問を感じていた。昭和55年ごろ	どうもできなかった。早期に年金一元化をすべきだった。
9151	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9152	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		年金請求時に登録されている記録以外に、他の記録がなかったかどうかは、以前より行ってきたところである。 当時は年金請求時に、本人の申し立てをもとに、統合されていない記録を整備すればよいとの認識であった。 ただし、年金記録問題が取り立たされてから、オンラインによる検索機能及びオンライン記録の整備も格段に進んだが、それまでは、オンラインで検索できない記録は、お客様からの申出がなければ、調査自体が行われず、実際には記録があるのに統合できない状況があったと思う。	紙台帳からオンラインへの記録整備が、もっと迅速正確に行われていれば、宙に浮いた年金記録は格段に少なくなっていたのではと思う。 年金の請求にあたって、国民の方に不利益がないよう、記録説明には当時から充分配慮してきたつもりであるが、やはり自分を含めて、職員自身のお客様の記録に対する意識は、今と比べれば低かったと思う。 たとえば、受給要件がないお客様の場合と、すでに受給要件が満たされているお客様の場合とで、オンラインに出てこない記録に対する、お客様の記憶を掘り起こそうとする配慮に、やはり差があったのではと反省している。 すでに受給要件が満たされている方への、もう少しの配慮(空白期間の詳細な聞き取りなど)が必要であったのではと思う。
9153	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	共済への移管記録について、オンラインで管理されていない未整備のものがあると思います。	移管記録については、センターではマイクロや台帳の形跡で確認することしかできないので、共済組合の記録とのすり合わせが必要と考えます。	記録課にいたとき、実際に記録整備に携わって、不備記録や埋もれている記録がたくさんあると思いました。	すべての記録をきちんと整理したい、ずっと記録整備をやっていたいと漠然と思いましたが、それを誰かに話したときに、限られた人と時間で、年金請求者の記録の整備で既に手一杯だから、優先順位を考えればそのようなことをやってはいられないと言われました。結局、あのとき感じたことが今につながっていたのだと悔やまれますが、私ひとり声をあげたとしても何も変えることは
9154	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	社会保険業務経験者のOBに声をかけて手伝っていただく必要があると考えます。	社会保険相談員として聞もなく報道により知りました。	日常の業務においても数人の目でのチェックをして誤りを無くすためのチームワークが必要かと考えます。
9155	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台帳を丁寧に見直ししていくしかないと思う。早く解決するには人員の確保も大切だと思う。	年金給付課に異動になった平成16年ころ知ったと思う。 そのときは、単に年金番号が統合されていないだけだと思っていたので、年金請求をするときには必ず記録の確認をして、統合できるものだから、そんなに大きな問題だとは捉えていなかった。 しかし、旧台帳とコンピューターの記録を突合してみると、正しく移し変えられていないものが沢	こちらの聞違いを詫びて、記録が正しくなるように誠実に対応した。 将来の年金に結びつく大切な年金だという意識がなかったことが一番の問題だと思う。
9156	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録解明のため事業所が保有する厚生年金保険の記録判明の手掛かりに結びつくようなデーター(過去の厚生年金保険もしくは健康保険のデーターのマイクロベース等)を保有している事業所があればその提供をお願いしデーターの提供を受けていくようにする。自らの力をふりしぼり努力するとともに民間の事業所で協力を得られるところには積極的に協力をお願いし一人でも多くの一件でも多くの年金記録問題の解決に努める。	年金については請求主義と社会保険の職場に入ったとき先輩からきかされていましたが、本人が知らない間に年金に加入していたことになっていたとか、実際に事業所より年金手帳の交付をうけていない等、年金に関する問題は個人だけの問題ではなく事業所の存在が私が考えていた以上に大きく関係しており解決していくのが非常に難しい問題だと認識していました。その認識については今も変わりません。何年か前に算定基礎届けの説明会で社会保険委員の方がお話されたなかで事業所が社会保険に届け出ている給料の額が実際よりも低いということがあるかもしれないということを知りました。社会保険委員の方は傷病手当金を請求したときに休業補償が思っていたより少ないことがないようにと正確な届けの提出をとお話していました。	事業所に資格取得届・算定基礎届けを提出する際には交通費も含め総支給額で正確に提出するよう説明しました。また、賞与の支払い届けの提出もれがないよう督促のハガキの提出・電話での督促し届け出を促しました。また届けでた内容に訂正の必要が生じた場合には訂正届けについての記入の仕方を分かりやすいように説明しました。また、年金相談にみえられたお客様にはできるだけ分かりやすいよう説明しました。親切丁寧な説明を心がけました。保険事故(死亡・障害・老齢)に備えてお客様の大切なものをお預かりしているという気持ちをもっと持つべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9157	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		採用されてから、しばらく国民年金や健康保険の適用業務の担当であったため、オンライン上のデータと、その基になった紙上のデータが一致していないことには早々知っていました。しかし、それほどことの重大さが分かりませんでした。職務経験を重ねると同時に、その問題について疑問を持つようになりましたが、いつ頃だったかははっきり覚えていません。年金問題がこれほど大きく取り上げられ、事の重大さにハッとさせられたのは事実です。	記録の相違に気付いた時には、訂正をし解決に努めましたが、膨大な件数を考えると、個々の相談があったときに対応すれば良いのでは・・・と全てに取り掛かることは躊躇しました。気付いた時に一日でも早く対応すれば良かったと思います。また、これまで社保で勤務されてこられた方々も記録問題については分かっておられたわけですので、目をつぶらずに早々に問題に取り組むことが必要だったと思います。
9158	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題については、わかりません。		年金記録問題の存在を知ったのは、事務所の年金給付課に配属され(平成16年11月ごろだと思います。)年金相談に対応するようになってからだと記憶しています。 老齢年金の請求等で、基礎年金番号に統合されていない記録がよくありましたので何故こんなにたくさんあるのかと思っていました。 ただ、その当時は、採用されて1年位でしたので、年金記録の仕組みもあまりわからなかった状態でことの重要性についてはそれほど意識していませんでした。 58歳通知等で職歴の確認作業もしていましたので、記録の統合作業は地道にしていたのだとは思いましたが、想像していたのとは遥かに膨大な量の基礎年金番号に統合されていない記録があることがわかり、大変な問題であることに気づきました。	年金相談等では、必ず職歴の確認を第一とし記録漏れがないかどうかの確認をしました。 正しく年金記録を管理していなかったことにより、記録が漏れている方について、年金受給者については本来もらえる年金額より少ない額で受給していたことになり、また、年金がもらえる方がもらえていなかったこともあり、正しい年金記録に基づいて年金給付をしていない等大変反省しなければならないと思います。
9159	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間はかかるが、一件一件照会作業を行う。	社会保険庁の存在意義を問われるほどの問題だとの認識を持った。 記録問題として報道されてから知った。	窓口、電話対応を誠意を持って行った。また、記録確認作業も重点的に行った。 閉鎖的な組織体質が問題だと思う。
9160	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9161	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	これまで莫大な費用をかけて対策を取られたと思います。100%の解決は既に亡くなられている方がいる以上は無理と思います。それを鑑みれば、政治的にくぎりをつけざるをえないと思います。	平成11年に事務所に配属され、記録を一本化する作業(205)に疑問を持ったことは覚えていますが、普通のことなのかなと思っていました。年金問題はテレビ等ででてくる平成16年ごろからの問題で当時はここまでくるとまったく想像していませんでした。	自分の日々の業務を通じて親切丁寧に対応をしてきたことは自負できるものがあります。反省点に関しては、国家的問題を社会保険庁のみの責任にしたことと思います。今のような記録の管理でない時代にどれだけできたかまた、今後もでてくる発生する年金問題をどうするかは誰もとめることはできないと思います。
9162	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在周知されている事象以外には知りません。	現在までの取り組みにおいて、短期集中的に処理を進めているために様々な作業が輻輳しており、各所の業務に弊害が発生しているとおもわれる。この記録問題の解決には、市区町村等における協力をさらに依頼して、もっと時間をかけて入念に作業を進めるべきと思われます。	基礎年金番号に収録されていないものがあった場合、その都度、お客様のほうから申し出ることについて、以前はあまり疑問を感じていないことはあったと思います。しかし、自分が年金相談等を担当することとなり、あまりにも整理されていない古い記録がある現実に直面したとき、記録の整理には膨大な時間が必要であり、過去からの記録の管理方法に問題があったことを強く感じ	年金相談等においてはとにかくお客様のことを思い、記録問題については少しでも早く対応することを心がけましたが、年金記録の問題は過去の古い記録等や正確でない記録もあり、複雑な作業も多いために問題を先送りしてきた経緯が一番の原因であると思われます。このため、時間がかかるのはやむを得ないことであっても、正確な作業を進めるべきと思われます。
9163	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道されている一般的な事意外は特に知りません	今のオンラインシステムでは人海戦術に頼るしか思いつきません。 たとえば通常の氏名検索で特別便の名寄せのように似た氏名が検索できたり生年月日や名前の一部だけでも検索できるようなシステムがあれば早期解決につながるのではないか。 また、予算や時間を度外視するなら市町村が現在保有している古い期間の国民年金の納付情報も集めてデータベース化できればさらに記録整備の補助にはなるのではないかと思う。	未統合の年金番号があれほど膨大に存在するとは知らなかったし、基礎年金番号とその他の年金番号が統合されていなくても年金裁定時に氏名検索等で最終的に統合できるので特に問題無い、と思っていた。 深刻な状況だと知ったのは報道されるようになってからです。	届出の際にオレンジの年金手帳などで未統合の年金番号が確認できれば統合作業をするように心掛けてきました。 反省点 紙台帳時代の資格記録の地方と中央との連絡の不備、機械化した時点での紙台帳破棄、マイクロとして保存したもののその解像度の低さによる文字等の判別困難など技術的な部分とそれでも何とかなるだろうという当時の見通しの甘さが有ったのではないか
9164	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点において、年金記録について公表されている問題以外で、知っていることあるいは認識していることはありません。	すでに取り組まれていることですが、年金特別便、年金定期便といった手段により、行政側として随時細かな情報提供を行うことです。それにより被保険者の方々の年金記録に関する意識を高めていただき、年金記録の内容に関する完全な相互管理あるいは監視を実現することです。	私が社会保険の業務に携わるようになって時点(平成9年)ですでに基礎年金番号制度が導入されており、ひとつの番号で年金記録が管理されているのが最初当然だとの認識がありましたが、実際、問い合わせ等の対応で未統合の番号(記録)が多く存在することを知りました。 そういった未統合の番号(記録)については、最終的には年金裁定請求時等必要な時期には整理されるものであると認識していましたが、実際には統合されないままの番号(記録)や存在するはずの記録が確認されないケース等が何千万件とあり、様々な問題が山積されたままである事実を認識するに至ったのは公表等されてからです。	年金記録問題には未統合記録の問題、報酬改定問題、処理誤りの問題等様々な問題を含んでおり、複雑な内容となっています。また、一番大切なことは、この年金記録の内容により「受給権」という、さらに複雑で重要な権利に影響を及ぼすことです。 私にできたことは、被保険者の方々からの問い合わせに真摯に対応すること、説明責任をきちんと果たすことです。また、法令等を再確認し法令遵守の徹底を意識しました。 この年金記録問題で挙げられる反省点は「問題の先送り」だったのではないでしょうか。基礎年金番号制度が導入された時点から、未統合記録の整理を計画的に行って行くべきだったと思われます。また、効率化だけではなく、法令遵守と言う観点からの業務取扱に関する職員の意識が必要だったと思われます。
9165	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	未統合記録を有する会社名及び所在地並びに該当年度を公表し、本人から申告していただけくようにすれば、氏名・生年月日を変えて勤務した者の解明のための一方策かと思われます。	行政は各年金の記号番号による記録管理で、専ら加入者の自己責任に委ねた制度(記録管理)運営が基本となっていたことが、各人に複数の年金記号番号を発行した原因と思っていました。 記録誤り等の存在は、行政や事業所のミス、並びに被保険者等の虚位届出等により認識しておりましたが、生年月日等をいわゆる丸めて管理する手法を採っていたことは、今般の記録問題により知りました。	被保険者等の申し出が正しいという視点で調査を行うようにしてきました。 記録管理において、氏名、生年月日、性別、住所などによる現在の管理のように個人毎管理と個人への通知の確認等を行ってこなかったこと、記録問題の対応しついては問題記録の存在を積極的に開示してこなかったことが反省点と考えています。
9166	地方庁	その他(社会保険事務所)		厚生年金のカセットオープン処理を社会保険事務所からの依頼がない分についても早急に行う。	平成18年頃	国民年金課に所属していたので、納付照会対応に追われていた。 平成14年まで市町村が保管していた被保険者台帳などは廃棄せず、保存しておくことが必要だったと思った。
9167	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成7年より年金給付課に配属となり、窓口相談等で受給権確認をした時に、手番を複数持っている方について、年金請求時に一本化すればいいという考えが浸透していたので、そうしてい	相談時に複数の手番が判明した都度、一本化しておけば、今のような五千万件等の宙に浮いた記録ももっと少なかったと思う。
9168	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔、社会保険事務所の事務が機械化される前は、社会保険庁業務センターに進達して事業所名・被保険者名・生年月日等入力してもらっていました。現在、本人の職歴を確認していると、当時の入力ミスや、読み方の難しい漢字の事業所のフリ仮名が適当に入力されているため、年金記録調査のときなど、検索できなかったり、事業所名や健康保険事業所記号が、微妙に違っていることが、よく見受けられます。	現時点で、過去すべての事業所名、フリ仮名、健康保険事業所記号をチェックするのは大変な作業であり、不可能とも思われます。 本人との職歴突合の時、間違いを見つけたら、一件一件訂正していくしか方法は無いと思われます。	年金記録問題をすべて解決するには、大変な時間と労力が必要であり、1年や2年では解決できるような問題ではないと思っていた。又、かなり古い年金記録が多いので、被保険者がすでに死亡していたり、存命中でも病気等や記憶が悪くて思い出せない等のケースも多く、100%の解決は、絶対に無理と思っています。 年金の期間記録漏れのケースはかなりあるとは思っていましたが、平成19年の後半にテレビ等で知らされた、5，000万件以上という数字には、正直驚きました。 マスメディアで報道されるまで、これほどの年金記録問題があることを知らなかったのが事実です。	年金記録問題解決には、数年は掛かると思っていたのでじっくり取り掛からなければならないと思っていました。 こんな事態になったひとつの原因は、窓口で年金相談をしたり、ねんきん特別便の対応をしていると良くわかりますが、被保険者(国民)の皆さんの年金に対する知識の無さと、年金というものの教育をする事をしてこなかった政府(国)の責任が大きいと感じました。 もうひとつは、平成9年の基礎年金番号導入の時、被保険者(国民)の皆さんから、他の手帳番号を持っている人や氏名変更している人から報告してもらう、回答はがきの回収率の悪さでした。 今、年金記録問題で、社会保険庁や社会保険事務所がこんなに混乱し、大変な状態になってしまった重要な問題のひとつは、この時もっと督促して(ねんきん特別便と同じ位)徹底的に回答はがきの回収をしておけば、今ほどの騒ぎが無かったのではないかと悔やまれます。
9169	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たらない	記録を管理する社会保険庁が、自信のもてる記録にしなければならないと考えます。 そのためには、あらゆる方策で原票、原簿との突合、本人確認をすべきと考えます。	支払った保険料が正しく記録されていないことは、あってはならないことであり、受給者、被保険者の信頼を損ねる重大な問題であると思いました。 19年中ごろ。新聞報道がされて	受給者、被保険者の信頼を得るために、すべての記録を正しくしなければならないと考えました。 従来は、主に保険料収入に主眼が置かれ、記録の管理が十分でなかったことが反省点ではないでしょうか。 また、本人が記録の確認をいつでも、どこでも確認できる環境になかったことではないかと思い
9170	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	専門部署を設けて年金業務に携わったことのある職員で集中的に問題を解決するべきで、派遣等で人を増やしてもあまり意味がないと思われます。	他の業務を措いても優先するべき問題だと認識しています。年金記録問題の存在は平成19年11月ごろだと思います。	土日出勤も含めて対応していきました。事務所間また職員個人間で問題意識に差がありすぎたと思います。
9171	地方庁	その他(社会保険事務所)	私がこの職場に就職したのは基礎年金番号導入後なので、逆に報道等で知った事実のほうが多いです。 世間一般に知られていない問題というのはおもいつきません。	いまだ持ち主不明の年金記録について、再度の確認依頼ということで現在も該当者宛に文書や電話にて確認作業を行っているところですが、何度督促をしても関心のない方々はいまだ回答をいただけておりません。このことに関しては引き続き照会を続けていくことしかできないと思います。	先にも書きましたが、基礎年金番号導入前は、一人にひとつの番号という考え方がさほど浸透していなかったのではと想像します。ただ基礎年金番号導入時とその後も「過去記録整備」という名目で現在の年金得別便のように複数の年金番号を持っている方あてに登録の斡旋をおこなっておりましたので、一人にいくつも番号をは発行して未登録になっている番号が存在するという事実は以前より知ってはいましたが、最終的には年金請求時に確認して登録を行っていると説明を受けていたので、こんなにも登録をもれた状態で手帳番号が残っている、そしてオンライン上に出てこない記録がたくさんあるというのは今回の問題がでてから知りました。何十年も在職している人や調査担当の課に所属していた人々はとっくに知っていたのかもしれませんが。	年金の裁定がもう終わってすでに年金を受給し始めている人にも、未登録番号が見つかり訂正をしなければならないケースが爆発的に増え、裁定請求時の履歴確認をよりいっそうしっかり行わなければいけないと思い努めてきたつもりです。もちろん以前は手をぬいていたというわけではないとは思いますが、以前はいちいち管轄事務所に照会をしていたものが、今はマイクロかした原票がそれぞれすぐ手元の機械で確認できたり、オンライン上で確認できる記録が増えたりと職員にとっても相談者にとっても非常によい環境が整ってきていると思いますが、もっと早く整備していてくれればここまで浮いた記録はなかっただろうに思います。
9172	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員の集中的な投入により、全ての記録問題の解明、解消が必要と考えます。もし解明、解消しきれない年金記録があったならば、一定の基準のもとに救済し、記録を回復することが必要と考えます。	国会や報道により問題を知りましたが、国民の皆様の生活を支える年金制度の基礎となる記録について、欠落や、事実に即していない決定は、決して許されるものではありません。全職員一丸となって最重要課題として取り組むべき問題であると認識しました。	まず国民の皆様に一刻も早く安心していただくために、まずご自身の記録を確認していただく、そしてその記録について疑義あれば、その内容を詳細にお聞きし、少しでも多くの手がかりを得た上で調査を進めることが必要であると考えました。 相談窓口に多くのお客様にお越しいただいたことにより、1～2時間もお待ちいただくこととなったこと、また、記録が回復できたにもかかわらず、正しい年金をお受け取りいただくまでに長期間かかり、多大なご迷惑をおかけすることになったことを反省しています。
9173	地方庁	その他(社会保険事務所)				一件ごと慎重かつ丁寧に対応していくことが信頼回復、問題解決につながると考える。しかし、記録照会の回答について「年内」とか「年度内」とか現場の状況を見ずにむやみに期限を設けてしまうことは、調査が雑になりかねず最終的には被保険者に不利益となってしまうのではないかと思う。もう少し実態に即した対応をお願いします。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9174	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じておりません。	必要な情報を開示しつつ、地道に本人に確認する。 これまでの記録管理の経緯をふまえ、WMや台帳の検索基準(どういう読み違いで記録されていることが多いかなど)や方法を共有する。 わからなくなっている記録について、救済する基準をきちんと定める。	就職して一年くらいの頃、一人の人の年金記録がばらばらになっているなあとおぼろげに感じていた。 持ち主不明の年金記録が多数存在するという年金記録問題として取りざたされた頃は、休職中だったため詳しいことはわかりません。	相次ぐ改正で制度が複雑化しすぎてわかりにくくなっているため、必要な届出をきちんとわかりやすく説明する、広報する。 年金請求時には本人様も覚えておられないことが多いので一定期間ごとに年金記録を通知する。 反省点 同一人の記録と特定できない限り、資格取得のつど年金番号を払い出していた。 基礎導入前は、厚生年金被保険者の住所登録がなかったなど本人と特定しにくい事情があった。 旧紙台帳等の保存状態があまりよくないものがあり、膨大な量の記録をWM管理に切り替えるのに無理があった。
9175	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。		年金記録問題は、社会保険庁として第一に解決しないといけない問題だと認識しています。また、この問題を知ったのは、新聞などで報道され始めた頃です。	特別便によりお客様が来所された際に、詳しくまた丁寧に聞き取りを行い、宙に浮いている年金記録を一つでも多く解消する努力をいたしました。 反省点については、年金記録を定期的に被保険者本人にも確認を求めなかったことに問題があったと思います。
9176	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	覗き見問題について、記録を見た職員と、カード所持の職員はかならずしも 一致していない。事務所では、見ていないのに、カード所持の職員が処分されている。 記録問題について、国民年金の記録で、市町村の記録、社会保険事務所の記録が整合しているのに、第三者委員会に申し立てて記録が認められる場合があるのがおかしい。ゴネ得になっている。 ほかに第三者委員会で認められる記録でおかしいものが多々ある。 そんなに記録を認めていたら年金制度がおかしくなる。 記録をみれる方、年金制度に精通されている方が第三者委員会の職員になるべきである。	年金手帳みたいな紙でなく、磁気カード(社会保障カード?)の作成が望まれる。 あと、年金制度への日本国民全体の意識向上が必要である。 また、磁気カードであれば、これに記録がない場合、申し立てはおこらないと思う。	基礎年金番号以外に手番号の存在に入庁時より気づいていた。年金は本人の申し立てにより請求するものであるため、事務所としては、氏名検索にて、本人と思われる記録がでてくるが、本人が外の会社には働いていない旨の申し出があればそのままにしていた。	氏名検索等を活用し、本人と思われる手番号については、記録の時期、場所等をはなし、解決へ導いた。 しかし、昔の記録であるため、本人と思われる記録でも否定する方は多々いた。 そもそも、年金手帳が紙であり重要視されておらず、そのため手帳を紛失し、就職のたびに会社から、年金番号の未記入で資格取得がされたのが問題である。(いくつもの番号がだされた)国民自体にも意識がなく、働いている会社が国民年金か、厚生年金かさえわからない者もいた。また会社の社会保険担当者も意識がなかったと思われる。
9177	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	年金記録の整理が急務であるため、全職員が一丸となって対応する事である。	被保険者個人の年金記録であり、将来受けるべき年金の元となる加入記録である。老後の所得保障としての年金制度においては、厚生年金の加入期間は当然の権利として加入者の老齢給付に結びつくものである。よって、全ての記録が整理統合されるよう、全職員が一丸となって記録整理に取り組む。また、この問題についての認識は、年金記録問題が出てきてからと認識してい	ねんきん特別便に対する電話相談、窓口相談、または名寄せ照会に対するフォローアップ等の相談、厚生年金被保険者記録照会に対する期間調査の確認作業を実施。記録問題については、加入者としての認識も必要であるが、年金手帳を複数持っている場合が多々あり記録整理が十分されていなかった。統一の番号による記録管理をするべき時期が遅かったと思料される。
9178	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りえておりません。		年金記録問題の存在については、平成19年6月頃の新聞報道により知りました。 年金記録は、受給権にかかわるものであり、その記録の確認が放置されていたことは、当時の宮相に、「最後の1人まで・・・」と言わせたほど大きな問題であり、年金制度の信頼を失うのみでなく、年金制度そのものを危うくするものだと認識したところです。	当初、5,500万件と言うあまりに大きすぎる数字にあぜんとしてしまいましたが、窓口での応対等において、こんきよく相談にみえられたお客様お一人おひとりの話をよく聴き、記憶を呼びおこすような対応を心掛けていくことが必要だと思いました。 反省点の1つとしては、被保険者個々に対する制度の周知が行きとどいていなかったと言うことがあると思います。
9179	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	本庁職員は名簿の存在する地方庁に赴り、地方庁職員に協力する形で現場で作業に対応する。地方庁職員は本来業務と、年金記録業務に対応するものを明確にわけて、十分な人員を補充し集中的に現場で作業に対応できるようにする。以上。	1999年頃適用課資格照会係で厚生年金の払い出し誇や名簿が存在するが、コンピューター上のオンラインには記録が登録されていないものがあまりに多く呆然としたが、紙台帳はあってもオンライン化は基本的にまだ完成していないものと認識していた。	コンピューター上のオンライン記録はあてにならないとしても、紙台帳が残っている限り被保険者よりの申請があれば対応可能と考えていた。
9180	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		基礎年金番号の導入をもっと早く行うべきだった問題と感じます。本人のものであるかが不明な記録が多数にのぼることを知ったのは記録問題がクローズアップされてからです。	特定不明な手等番号について、特別便回答時に事業所・被保険者検索システム、マイクロフィルム、被保険者台帳等を駆使して1件でも多くの記録を特定させるべく対応しています。記録の収録方法が全国で統一されていないことが反省点であり、検索に時間を要することから、記録の一元管理が望ましいと思われます。
9181	本庁	その他(本庁)	特になし。	現在は基礎年金番号の導入により、制度的に今後新たに記録もれが発生するリスクは減少しているため、これまでに発生していた記録統合もれにかかる、支給年金の訂正のマネジメントを可能とする、ということになるが、現在の残件数の整理が最優先課題になるため、現在の人海戦術を1月以降もある程度踏襲することが必要であると思う。 その上で、効率化を図るためには、一定期間特別対策チームを設置し、集中して処理することが不可欠と考える。	それぞれ異なる成立過程を経て運営されてきた各年金制度を基礎年金導入により統合を進めてきた上で、発生することが避けられない制度的問題であったと認識している。そしてその問題が起こるリスクの高い年金受給者が多く、クローズアップされる要件が重なっているのがまさに今であるという認識を持っている。 また、この問題についてはメディアの報道により存在は知っていたため、存在を知った時期としては平成16年ころである。	年金記録もれについては、当時地方事務所の窓口対応、電話対応で一人一人迅速、性格、誠実な対応に努めた。それが事務所の一職員ができる最大限のことであったと思う。 この問題の反省点は、年金記録の改革という点において挙げると、組織的な問題点という方向だけでクローズアップされているが、それをおこなった職員の適正の問題もあり、職務適正を考えた人事や研修が不足していた点があったのではないかと思う。
9182	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題については全所体制で対応していますが、事務センターへの入力業務委託等に伴い、事務所の人員は減っています。来所されるお客様の数は変わらないため、このままではサービスの低下を招くことも考えられます。 記録問題を専門に取り組む態勢の十分な職員の確保が必要だと思います。	問題を知ったのは、平成19年頃で、国民の皆様の不安を招くきわめて重大な問題と認識しています。	調査が必要なものについては、早く回答ができるように通常業務と並行して行いました。 過去の年金相談においては、本人のものである可能性が極めて高い記録でも、こちらから会社名の案内はできず、本人からの申し出があって初めて記録に結びついていましたが、この点が早くから改善されていれば、宙に浮いた年金記録は今より少なかったのではないかと思います。
9183	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	現状の報道、報告において一般的に知りえたもの以外のものはない。	厚生年金で言えば、1つ1つの事例は様々ではあるが、当時の経済状況、適用事業所の経営状況を踏まえ、慎重かつ丁寧にしかも迅速に調査をする必要があると思う。 国民年金は、市町村にも一層の協力を得ることにより、当時の納付記録について調査をする必要があるのでは? 昨今では、自己の年金記録に異議を唱えるものに対し、その記録を認めてしまうほうが良いと言う風潮もあるがそれは危険ではないかと思う。 事実に基づいた記録で正しく訂正するのが正論であり、それがなかなか困難な場合でも、ただ認めるのではなく、少しでも手がかりとなるものの信用性を調査、評価する必要があると考える。 しかしながら被保険者や年金受給者にとっては、切実な問題であることから、そのために必要な人員や諸経費が必要になることは当然であり、、当時の政策を行った国としても責任をとりつつ、早期に解決に向けて努力する必要があると思う。	これら問題の存在を知ったのは、これらの諸問題が明らかになった時期とほぼ同じ。 被保険者の記録については、きちんと日頃の業務の中で管理されているものと思っていた。 被保険者が将来の年金受給のために納めてきた大切な金額と期間であり、結果的にそれを正確に管理できていなかった社会保険行政に憤慨さを感じた。 きちんと納めているものが反映されない、納めた保険料と、記録がマッチしていない、調査して本来あるべき姿にするのは当然だと思う。 早期解決に向けて取り組むべき問題と認識。	[redacted] 今思うと、結果的に、都道府県や社会保険事務所ごと、市町村により管理方法や、紙台帳の表示方法に違いがあるなど、統一性が無い面があり、紙台帳から、磁気媒体への記録移行作業がずさんな面があったことは否めないと感じた。 それに伴う不備が散見され愕然とした。 元々、中途半端な管理体制であったことも事実であり、それらを反省し地道でも、ひとつひとつの確認と整備が必要であると思った。 報道等で厚生年金の被保険者が納めた保険料の等級と、記録がマッチしていない等級があるとも聞いた。 社会保険事務所の徴収率アップの問題や、経営不振の事業所自体の問題等当時の社会背景にも、いろいろな面あったのかと思う。 しかし、当時の状況を極力慎重に調査したうえ、国として記録問題を解決し、説明責任を果たしつつ、早期に整備していくのは当然であると思う。 社会保険行政に携わるものとして、これらに問題意識を常にもって取り組むのは当然で、早期解決に向けて個人的にも再びこれらの業務に取り組んでいければと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9184	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題について、本庁より送付されている通知や事務連絡の他は、新聞等報道機関各社より報道されている問題しか、存じません。	元々、年金記録問題については、過去からの記録管理方法に問題があったと思います。そのため、古い記録の被保険者を探そうとしても、残っている情報が乏しく、本人等が申し出てくれないと特定が困難になっています。年金記録問題の解決に向けては、現在行われているような地道な調査しか方法はないと思いますが、既になくなっている方や古い記録のためお勧めされた事業所名を覚えていない方もかなりいらっしゃるため、完全に解決することは困難な状況となっています。しかしながら、できるだけ記録の確認を進めるためには、各省庁や市区町村等の更なる協力の元で文書照会や戸別訪問を行い、一件ごとに調査を進めるしかないと思います。そのうえで、それでも確認のとれない記録については、インターネット上で一般に公開し、申し出ていただいた方について個別に調査をするなどしかないと思います。	年金記録問題について、これほど多くの不明・不備な記録が存在することは、この問題が報道されるようになるまで、存じませんでした。しかしながら、過去に在籍した国民年金課(平成8～9年)や事務センター(平成17年～20年)で仕事をしているうえで、下記のような問題が個別にあったことは、記憶しております。 ・市区町村と社会保険庁との記録の相違(資格記録や納付記録) ・資格取得日等の過去の処理誤り また、この問題が報道される以前、村瀬長官が就任された時に、サービス向上のためにすべき取り組みについて、職員全員が意見を文書で提出しましたが、その際、上記の経験を踏まえ、国民が望むサービスは、窓口などの対応のよさなどはもちろんですが、事務処理を正確に行うことなどにより、記録を正しく管理することであり、そのための事務処理体制の確立をすべきとの意見について、提出させていただいたことがあります。	<対応> 年金記録問題について、全国的にこれほど多くの方の問題であることの認識はありませんでしたが、個別の記録として、不備の記録が多数あることは認識しておりました。しかしながら、私として取り組みを行ったのは、個別の問題について、上司への報告や不備記録の整備を行うことと、私の行う事務処理の誤りがないよう、慎重に処理を行うとともに、チェックを十分に行うことでした。 <年金記録問題にかかる反省点> 年金記録問題について、私も事務処理を行ってきた一職員として、大いに反省をしなければならないのですが、私が考える過去からの問題点については、下記のとおりです。 ・国民の方に年金をお支払することについて、お客様が持ってきた年金手帳を元に年金を決定するという、受動的な事務処理を想定して記録管理を行ってきたために、国民お一人ごとにトータルで記録を管理するという考え方(基礎年金番号制)ができるまで、そのような考え方がなかったために、必要な情報が記録として残されておらず、この問題の解決を困難にしています。 ・記録管理を紙台帳からオンラインシステムに移行する際に、完全な記録として移行できておらず、不明な点のある記録については補正処理を後回しにするような方法をとってきたために、年月の経った現在での記録確認を困難にしています。 ・記録管理を紙台帳からオンラインシステムに移行する際に、十分なチェックを行っていなかったため、誤った記録で登録されている記録が多数あります。 ・国民年金や厚生年金の事務処理を行う際のチェック体制が不十分であったため、誤った記録で登録されている記録が多数あります。 ※紙台帳当時及びオンライン化後
9185	地方庁	その他(社会保険事務局)	現時点で思いあたりません。	・全職員のスキルアップとして年金審査の定期的講習を組織的に行っていただき、そこから各現場において業務の正確性等を意識し取り組める現場となるようお願いしたい。 ・ねんきん特別便定期便等で記録をお知らせし、疑問があれば相談等により職員が懇切丁寧に分かり易く説明することはもちろんですが、預金通帳のように個人で年金記録が記帳できるサービス、分かり易く見える年金制度を更に目指さなければならないと考えます。今も国民の皆様に莫大なコスト掛け回答をいただくというご協力をいただいておりますが、預金通帳のようなサービスは、結果的に国民の皆様の協力も得られるサービスとなり各個人で分かり易く、いつでも見れる年金記録となる思います。また、職員もいつでも見られるという意識で業務を正確行い将来的に信頼のもてる組織になっていけるのではないでしょうか。	年金は、高齢となったときの主な収入源で、年金記録はいわば非常に大切なお客様のお金です。また、大切なお客様の歴史だと感じました。 その年金記録に不備があり、未統合の年金記録があることは、不備のあった方々にとっては当然納得のいかない問題であると認識しています。 また、年金受給額に結びつかない年金記録があることは、基礎年金番号制度発足以後数年たったころに給付課の方から知らされました。	過去、手書きの紙台帳の時代があって現在に至り、様々なミスや怠慢、制度改正などを経て積み重なった問題だと思いますが、組織の職員としてお客様に謝罪し話を聞き、また、懇切丁寧な説明とできるかぎりの調査をする事を意識し取り組んできました。 反省点としては様々あるとは思いますが、複雑な年金制度のなかで、全国民の様々な何十年の年金記録等を何十年も管理するという膨大なデータを管理しつつ、お客様・事業所様の対応を個々に行うには充分な職員数の確保もできていなかったのではないかと思います。
9186	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	・フォローアップ照会の継続的実施。特に高齢となっている受給者等については急務。 ・厚年マイクロフィルムの完全オンライン化。 ・広報等により、国民の皆様の一層の協力を仰ぐ。	・年金記録の不備、また、オンライン化されていない記録が多数存在することを知り、これにより年金受給者の方に多大な不利益を生じさせている実態があることを認識した。 ・マスコミ報道される少し前の頃と思います。	・お客様と接する機会があったときは、面談であれば職歴の聴取によりもれを生じさせないよう、電話であれば年金加入記録の早めの確認の勧奨を心がけた。 ・年金記録は、国民一人ひとりの重要な財産であることの認識が薄かった。
9187	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知っている事はありません。	特別便、期間調査などのお客様からの問い合わせに、1件1件回答していくことではないかと思います。	お客様からの信頼を損なう、底なしの大きな問題だと思います。 平成17年頃、知りました。	積極的に「○○して対応しよう」という気持ちより、突然の、通常と違う膨大な業務で、対応に追われる毎日です。 ・制度、業務処理の仕組みが複雑で、それに通じている職員の不足。 ・資格があっても、業務処理に詳しく通じていないと、お客様にとって、満足いただける正確な案内、処理ができない。 ・転勤、異動が頻繁にある為、知識に乏しく、担当した書類も中途半端な状態で終わって行く。 というような事が大きな反省点ではないかと思います。 また、お客様からも、組織からも圧力を感じるばかりでは、「自分を認めてくれるこの会社の為に、心を尽くして励もう」「目標、目的意識を持って取り組もう」という気持ちになれず、全体的に、職場に活気がありません。
9188	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険職員のみでの問題解決は不可能と考えます。国民のみなさまや、市区町村からの協力なしでは解決できないと考えます。 本人記録の申し出、市区町村役場からの氏名履歴や住所履歴の突合など、できる限りの協力を得て、年金額が減額にならないもので、ご本人様の記録である可能性が高いものについては、会社名や市区町村名も記載の上で、ご本人様からの署名をもらう形に(現在も一部行われているが、今以上に)行っていくべきと考えます。	平成9年の1月1日以降も、会社からの資格取得で20歳以上の方の分であっても、新規で出てくるものが後を絶たず、事業所の担当者へ確認しても、本人が新規といっているなど、なかなか協力が得られなかったため、基礎年金番号は、意味のないものと思っていました。 そのため、年金受給時には、かならず本人の記録を確認できる機会があるのだから、そのときに頼るしかないとの思いがあったと思います。	年金受給手続きも、委任状により、ご本人様以外が手続きなさる場合もあるため、やはり、それぞれの加入手続き時等、本人の記録を確認できる機会をもっと有効利用できたのではないかと反省しております。
9189	地方庁	社会保険事務所長	他に承知していない。	今後予定される紙台帳との照合等早期に実施しなければおけない。 その際には、OBや年金機構に移行できない職員のこれまでの経験と知識が必要であり、協力を要請すべきである。	昭和50年代国民年金の業務を担当している時、社保の記録と市町村の記録の照合を3～4年に1回行っていた。不突合分については、その都度調査確認を行い、補正を行っていたが、照合のたびに不突合が出ており、短いサイクル及び複数人による照合の必要性を感じていた。 また、転職するたびに新たな厚年番号を取得するなど、被保険者に対する年金制度の周知が不十分であった。	・記録をコンピュータに収録するにあたり、作業期間が短く、十分な調査が行われず、また賃金職員等による作業で指導監督が不十分であった。 ・基礎年金番号が導入されるまでの各年金制度で管理していた記録の整理(統合)が行われていなかったこと。
9190	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	未統合手番について 別人や本人死亡遺族がなく確認不能等、窓口・フォローアップなどで得た確認結果を登録できれば、別人だと申出た受給者や被保険者に再三調査をする必要がなくなり、実質未統合である手番について件数の把握や確認調査が出来るとおもいます。 システムについて 記録調査回答に要する時間は短縮するためにも、現在行われている電子画像化システム等を出来るだけ早急に進めていただきたいと思います。 今後にむけて 現在も重複付番や未加入が発生しています。信頼回復のためには、解消しなければならない課題だと考えます。	入庁した時に、すでにオンライン化が導入されており、問題意識はなかった。 後に、基礎年金番号登録処理、記録整備等を行う際に未統合手番や重複加入、記録不一致があることを知りました。	判明した時点で、その都度対応するしかなかった。 もっと組織としての問題と考える、声を上げるべきだったと思います。
9191	地方庁	社会保険事務所課長級以上	1「事業所整理記号の2重払出に係る事業所名称の相違」 事業所整理記号を最初に払出した事業所が全喪したため、その後、同一の事業所整理記号を別の事業所へ払出した。2重に払出したため窓口装置で職歴を確認する場合に被保険者が勤務したところと相違した事業所名称となり、被保険者尋ねても勤務したことがないとの回答となるケースがある。 2「厚生年金の被保険者記録のもれ」 オンラインになる以前は、厚生年金記録は紙により進達をしていたが、何らかの理由により数年分の定時決定及び随時決定の記録が漏れている。	完璧な解決は無理であるが、年金手帳の払出簿及び被保険者台帳との突合を地道に行なって行くしかないのではないか。 それが困難であるならば、被保険者記録で要整備とされている記録を抽出し重点的に行なえばよいのではないか。	年金記録の整備が必要だとは認識はしていたが、被保険者が年金を請求し裁定するまでに整備すればよいと聞いていた。 昭和63年頃、年金給付課ができ裁定請求書の審査を行なっていた頃であった。	当時は、特に上司からの指示等もなかったため対応はしていなかった。 現在は、被保険者記録が整備されほぼ確認できるようになっているが、当時では確認できないものも相当あったんだと現段階で認識した。被保険者の申出があった場合に窓口装置で確認できる記録を信じて対応していたが、もっと必要に応じ被保険者台帳等の確認を十分に行なっていれば少しでも解消できたのではないかと思う。
9192	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		・法令順守の徹底 ・業務処理マニュアル等の整理・周知徹底	・法令順守の認識不足 ・平成18年・19年頃	国民一人ひとりの老後を保障する、年金記録の大切さの認識不足。
9193	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		問題を知ったのは、報道された時。 問題の当事者は年金受給者(高齢者)であるため、早急な対応が必要だと感じた。 また問題の多くが戦中・戦後の期間のことがあり、その当時どうなっていたのかを理解するのに苦労した。(結局よくわからないことも多かった)	通常業務に加え、年金問題の業務にも積極的に従事した。 基礎年金番号付番時(&WM移行時)に完結しようとするのではなく本人の年金請求時に確認すれば良いという考えが組織としてあったのではないだろうか。 制度の変更時には、国民への周知を徹底すべきであると思うし、興味を持っていない人が損することのないように、組織として受身ではなく、積極的に問題解決に向かい業務を遂行すべきであると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9194	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	年金記録を手管理をしていた時代の事務をよくご存知である社会保険職員のOBの方のご協力をお願いすべきと思います。	過去の厚生年金の記録照会の業務をしていた時に、WM上に記録がなく、社会保険庁で保管されている記録があることを知りました。 厚生年金の記録は、住所管理がされていないため、お客様からのお申し出に頼るしかないので、年金裁定請求時の記録の確認は重要であると感じておりました。	社会保険庁で保管している記録について、全てWMに登録してもらえるよう業務改善に提案をしましたが、その当時は実現しませんでした。 WMに登録されれば、お客様へ速やかに回答が可能であり、年金裁定請求時等で統合されていない記録があればお客様に一声おかけすることができる等の必要性を強く訴え、またそれに対して答えていただける組織であればよかったと思います。
9195	本庁	その他(本庁)	特になし。	思いつかない。	マスコミで騒がれてから認識した。年金についての信頼を揺るがすような大変な問題と認識していた。	とにかく来所いただいた方に対して、懇切・丁寧な対応を心がけた。オンライン化や基礎番導入の時にもっとしっかりと、対応すればよかったと思われる。
9196	地方庁	社会保険事務所課長級以上			記録漏れについては、基礎番の通知を通知した時から、漏れの期間がでると思いましたが、年金請求のとき、氏名索引等で確認できると思っていました。 すでに受給している受給権者にはどうるすのかとだけ思っていました。	期間が空いているいている場合、難歴を再確認する。 氏名索引を可能な読み方でも検索する。 事業所名について所在地(区，市)事業所名(頭文字)を伝えた。 基礎番の通知が送付されたとき、他の番号がある人に、今回の特別便のような照会を通知していればよかったのでは？
9197	地方庁	その他(社会保険事務所)		解決に集中して取り組めるだけの人員が必要だと思います。	問題を知ったのは現業に配属となった平成19年頃。 過去の年金記録の管理のあまさと年金制度の国民への周知・広報の足りなさが招いた問題だと思います。	電話や窓口対応で時間がかかっても正しい理解をしていただけるよう心がけ対応した。 複雑化した制度について国民の皆様から正しい理解をしてもらえなかったこと、年金の重要性を皆様から認識してもらえなかったことが反省点だと思います。
9198	地方庁	その他(社会保険事務所)		共済組合記録などの全ての年金に関わる記録を統合すること。 紙台帳と現在の記録を全て再確認をすること。 特別便の回答が無い方の回答を頂くこと。等を行っていくべきと思います。	平成17年4月から業務課に配属となり、初めて年金記録を確認するようになった時に存在を知り、年金請求の時点で統合作業を行っていると認識していました。ただし、年金請求前の方は記録に空白があり、お客様には分かりにくいと考えていました。	窓口にて年金手帳を2冊以上お持ちの際は、記録を確認し、資格取得届などの処理を行う際に統合の手続をとれるよう、併せて統合を行うための届を受付していました。
9199	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増員する。	国、地方自治体、国民のすべてにおいてそれぞれの責任を果たせなかった結果、生じた問題であると認識していました。 国(政府)として、制度周知の徹底不足。 紙台帳管理から機械化への移行時、十分なチェックができていなかったこと。 国民の年金記録を預かる立場の職員の意識の低さ。 国民どころか、地方自治体すら統制を取ることができなかった社会保険庁の権力の弱さ。 地方自治体として、国から委任と事務我を受けて行っている事務であるという意識が低かったのではないか。 国民に一番近い行政の窓口として他の行政への配慮が不足していたのではないか。 企業として年金制度の認識と従業員に対して周知できていたか。特に中途採用者に対しての配慮ができていたのか。 国民個人として、自身の難歴や住所遷歴について忘失している方が多く、解決に向けて進捗が進まないであろうと認識していました。 年金記録問題は、社会保険庁問題となり労働組合と組織の解体へと進むのであろうと漠然と捕らまえていました。 年金記録問題として認識しだしたのは、平成18年頃でした。	国民の目線に立ち、単に難歴や住所遷歴を聞くのではなく、その方の人生を共に振返りながら、その時々での仕事や住まいについて思い出していただくように聞き取り調査にご協力いただくよう努めた。 社会保険行政の届出書に本人署名欄のないものが大半を占めているため、被保険者本人が年金に加入している意識が低くなってしまった感が否めないと思われます。 また、教育にも力を注ぐべきであったと思われます。文部省と協力し、私達が小学生のときに「納税は国民の義務」と教え込まれたように年金についても小さい頃から刷り込ましていかなくてはならなかったと思います。 地方自治体は、国から委任されている事務である意識を高く持ち、国に代わって社会保険行政をしている自覚と責任をもっと持つべきであったと思われます。 また、社会保険庁職員にも多くの問題があったことと思います。 労働組合も権利を主張する陰で、権利を悪用して仕事をしないような職員を見過ごしてきたように思われます。 企業は社会保険事務所から送られてくる広報等で従業員に周知をはかり、また、届出を行ったときには対象の従業員に確認をとらすべきであったと思います。 今回のことで国民が「年金」に関心を持っていただいたことはよかったことだと思います。
9200	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。		採用されてしばらくしてから、基礎年金番号に統合されていない手帳番号があることを知りました。	
9201	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	通常業務より年金記録に関する問題を切り離し、別会社等により記録解明に専念する。	・国民一人ひとりの重要な記録であり、早期に解明することが、最優先事項であると認識しています。しかし、過去に氏名や、生年月日を意図的に変えて加入している人もいるということを知って、すべて解明することの困難さも認識しました。 ・平成19年社会保険庁に入庁後問題に関し存在を知りました。	・国民の皆様一人ひとりに、懇切丁寧に協力をお願いしながら、一件でも多く、また、早く解明できるよう対応しています。 ・将来のリスクに対する、想像力が不足していた点。 ・当事者意識が不足していた点。
9202	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	人員を増員し、調査等進めるしかないのではと思います。	以前、年金給付課に在籍していた頃から、記録がもれていた被保険者がいて、その都度調査をしていました。基礎年金番号導入以前の弊害であり、平成9年以降整備していくことで解決していくものと認識していました。 年金記録問題が世間一般に報道されるまで、これだけ大量にあるものとは認識していませんで	記録漏れについて1件、1件難歴、期間などを詳しく聴取し調査していました。 問題点は様々ありますが、国民に対しての制度周知が甘かったのも1つの問題点ではないかと思います。
9203	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	宙に浮いた手番を早急に整理しなければならない。そのためには、本人確認作業が必要であるが、年月が経過しており、「会社名が思い出せない、そのような会社に勤めた記憶がない」等で突合作が困難なケースが多々あります。そのケースをどのように取り扱うかが、年金問題解決に影響してくると思います。 特別便の回答などお客様一人一人の「理解・協力」も大変重要となってきます。現在、社会保険庁は度重なる不祥事、過度なマスコミ報道などでイメージが大変悪くなっています。社会保険庁から届いた郵便物は開かない、開いたとしても提出しないことを聞きます。お客様に「理解・協力」をいただくために、マスコミを利用すればよいと思います。情報番組に社会保険庁職員が毎週出演し、これまでの年金問題の経緯と進捗状況、年金の大切さを説明する。最初は批判的な意見が出るかもしれませんが、毎週、説明することにより、少しずつ理解が得られ年金問題が早期に解決すると思われます。 また、年金の信頼が得られ関心が高まり納付率の向上も期待できます。	宙に浮いた年金番号が存在することは以前から知っていたが、台帳が納付となっているが未納となっている消えた年金が本当に存在することを3年前に知った。自分自身の中では、一人に複数の年金番号を払い出したことが年金記録問題と認識していたが、知らなかったことが次々と判明し消えた年金が本当に存在しているので批判されても仕方がないと思います。	納付したのに未納となっている消えた年金は、台帳管理の時代がほとんどであり、厚年から国年、県内から県内等の大量の事務を手作業による処理に限界があったもの思われます。機械管理ができない時代であり、その当時の管理・事務体制が不十分であったことが原因の一つと考えます。 一人一番号の管理・事務体制の徹底、適正な届出を実施することによって、今後、発生する年金記録問題の防止し、過去の年金記録問題は地道な調査を行い解決していくしかないと思います。
9204	本庁	その他(本庁)	特になし。	時間・人・金を集中して取り組む。	基礎年金番号に登録されていない手番は、主に女性の旧姓のものだと認識していた。	共済の記録のように、年金受給時に統合処理するものと思っていた。
9205	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思いあたりません。	国民年金について 申し立ての中で、お客様のお話を聴いていても明らかに納付できない環境であったにもかかわらず(例えば、2年以上遡及しての取得で、時効となった期間については納付書も発行されないにもかかわらず納付したとか。今は納付手段として認められていても、当時は納付の手段としてなかったにもかかわらず、その方法で納付したとか。3号制度ができる前から夫の給料から天引きされたなど。)納したはずとの声が多い。一方で、転出入に絡んで、当時転出先から転入先市町村へ検認報告が無く未納扱いとなっていたケースもあり救済しなければならない人もいる。物的証拠もない人については、状況証拠(制度的に否定できない場合、かつ、前後の納付状況を加味した上で)納付扱い、または、全額免除扱い(国庫負担分給付)としての救済ができないものか。 厚生年金 資格や報酬に絡んでおり、現在の厚生年金特例法を活用していく方法しかないと思います。但し、様々な会社(滞納だけでなく、制度や事務的にも理解不足)といったところはまだまだあり、制度の改正や税務署との連携(源泉徴収税とのリンク)をしないと、今後も発生します。会社任せにしている状況に問題あり。算定基礎届けも事務の簡略のため郵送となって、チェックがかからないことも影響していると思います。一方で、役員一人でも加入できる現制度はいかがなものか。	国民年金 制度的な変遷(事務の見直し等もあり)、もあり人的ミスからくるものはあり得るとの認識はあった。但し、私が年金給付課に所属していたときには、市町村の台帳と納付、免除等の月数を合わせて処理(不一致はなかったと認識している)していた当時は具体的な事例の認識はなかった。当時は、老齢基礎年金担当でもあり、基礎に付随した僅かな厚生年金期間は直接ご本人に難歴確認して裁定しており、問題は無かったと認識している。場合によっては、他事務所、業務センターへ難歴の確認も行なったが、その回答が正しいものとして処理するしか術はなかった。今になって、当時事務所から進達していた記録(担当として直接進達していたことはないが)がこんなにも不完全なものだとは、ただただ驚くばかりです。	個別のお客様に対して、特に若い20～30代の方については、厚生年金加入時には、保険証の取得年月日を確認することや、難歴についてペーパーとして残しておくことを勧めてきました。 (会社の届出が正しいかどうか、個人個人にチェックしていただくため) 社会保険方式で届出義務で成り立っている以上、制度理解不足や無関心による記録の問題は、将来年金受給時に必ず問題になります。現在の定期便をもっと早く行なっていればと感じました。 ただ、基礎年金番号登録時に送付した文書も、回答もせずそのまま持参してくる方もおり、年金に関心を持っていただくことが一番重要ではないかと思います。また郵送物が届かないことも大きな問題と考えています。 年金制度の円滑な業務推進を考えるならば、厚生労働省だけの問題ではなく、適用や保険料算定や徴収の基となる、住民基本台帳、税、法人登記、を管轄する省庁や、文部科学省(学校教育の一環)とも協力程度のものではなく、もっと強制力のある連携を図っていかなくてはならないのではと思います。
9206	地方庁	その他(社会保険事務局)	分りません。	全てを一度に解決していくことは、問題が山積していることから厳しい状況にあると思います。そのため、現時点で解決が即可能なものから、一つづつ丁寧に 早期に解決していくことが大切であると思います。 各県・市町村等にもご協力をいただきながら、記録の突合を効率的に行なっていくことが解決していく方途のひとつと考えます。	記録問題が新聞報道され始めた頃は、現在に至る奥深い問題になっているとは思わなかったです。 時期的には、マスメディアや国会にて一連の年金記録に関する問題を取り上げ始めた頃です。	事務所に在籍している際には、窓口来訪されるお客さまに待ち時間を長時間にさせないように、積極的に対応をしていきました。 また、現在、事務所への支援も積極的に参加してきました。 ただ、現在の問題点として、スケジュール的に早期解決を求めていくことが大事ではありますが、終点ありきでタイトなスケジュールの中で解決していくようにしているため、急ぎの作業となり、正確さは十分必要ですが、急いだあまり、確認漏れや事務処理誤り等が散発しているのかと思います。 そのため、主務係での問題解決策検討ではなく、横断的に検討し、本当にかかるスキーム・スケ
9207	地方庁	その他(社会保険事務局)	その他に何かあるかどうか、私にはわかりません。 個人的には出尽くしたのではないかと思っています。 昔の処理で何かといわれても、在籍していなかった当時のことはわかりません。	現時点では、1件1件の問題に対して丁寧に対応し、お客様の協力を得ながら、対応していくこと以外解決への道はないと思います。 時間がかかっても丁寧に対応する姿勢が必要だと思います。 無理なスケジュールで行えば、誤りの発生や解決するものもしなくなる虞があります。 速やかな解決が必要ですが、速やかに出来るところは、人員やシステム化をはかりよりスピードアップし、丁寧に対応すべきところは多少の時間を掛けても対応することも必要だと思います。 今後発生させない仕組みも必要だと思います。 これには、行政側のみの対応だけではなく、お客様側の対応も必要となりますので、年金への意識が高まっている現在、積極的に広報を行うことで、相乗効果が期待できると思います。	統合されていない番号があるのは、基礎年金番号発足時からあることは認識しておりましたが、当時は加入手続き時や裁定時までに統合を行えばよいと言われていたので、時間を掛けて統合していけばよいと思っていました。 このことが問題と認識したのは、報道されてからです。	年金記録問題顕在化する以前は加入手続き時等、お客様から相談があった際に記録を調べて、他の番号が判明すれば、確認して統合していました。ただ、相手からほかに記録があるのではないかと問われてから調べてたので、積極的とは言えなかったかも知れません。 オンライン記録の不備についても、お客様からの記録確認時に不備が判明した場合にマイクロから記録を登録するという対応でした。 問題顕在化以降はお客様対応時に空白の加入期間があれば、勤務先や国民年金の加入を聴取し、調べるよう心掛けるようにしました。 顕在化前は自分から積極的に記録が漏れてるのではないかと問うこともしなかったのは反省点になるかもしれません。 ただ、ここまでオンライン記録が不備になっているという認識もなかったのも事実です。そのところを知っていれば多少は違ったのかもしれません。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9208	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とくべつ便の回答で、訂正がある方に記録が判明する方向へ調査し、配偶者があれば、同時に訂正あるなしにかかわらず、記録確認をすることを徹底する。年金相談で来所したときも、記録確認をする。	年金記録問題が持ち上がった頃から社会保険事務所で勤務するようになりました。国民一人一人の記録が、国民の一生のことと重く認識しました。	お客様の記録が判明し、年金の受給へつなげていけるように努めています。記録で問題になり、国民が関心を持ち続けて他人事と思わずにいてほしいです。記録を管理するにあたり、一回の確認に終わらず、再確認をすることを徹底する。
9209	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	社会保険庁が保有している記録と会社が保管している個人の記録を突合したり、住所履歴や氏名変更履歴を区市町村に確認するなど、社会保険庁と各個人の記憶だけで判断するのではなく、各関係機関から協力を得なければならないと思います。	基礎年金番号に未登録の年金番号がたくさんあり、年金手帳などを紛失されていたり、勤務先から年金手帳をもらっていなかったり、本人と特定する作業は大変ではあるが、お客様のご協力を得ながら、登録していかなければならないと思っています。 年金給付業務に携わるようになってから、年金記録問題が存在することを知りました。	年金の受給権や年金額に大きく影響するため、本人と特定する作業は慎重に行なっていました。 (反省点) 基礎年金番号導入前は、各制度ごとに年金番号が1つ払い出されるはずなのに、同一人に対して、いくつも年金番号が払い出されている。 基礎年金番号導入時に、他の年金番号をお持ちの方に返信用ハガキにて回答していただくことになっていたが、未回答の方に対する事後フォローが足り無かった。
9210	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	「特別便」、「定期便」を発送して、国民の皆様の協力を得るという方向で動き始めている以上、今ほかの方策をとると余計に混乱が生じると思います。 最終的には、ご本人様から職歴確認をしないとご本人様の記録とは確定できないのですから、国民の皆様の協力を得る(お届けをしてもらう)しかないと思います。	それぞれの年金制度の始まり方、制度設立当時のPRの方法、制度運用の仕方等、いろいろな要素が含まれた問題だと思います。 オンラインシステム導入時や基礎年金番号導入時に、すべての記録がデータ化されてオンラインで確認できると思っていたので、表面化してはじめて知りました。	「特別便」によって窓口に来所される方のお話しをとにかく聞くこと、お聞きになりたい内容についてわかりやすい説明をすることを心がけました。 基礎年金番号導入時にもっとわかりやすいPRを行い、国民の皆様のご協力をいただく必要があったのではと思います。 「特別便」発送前に、紙台帳記録のデータベース化を行うべきであったと思います。
9211	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間はかかるとは思いますが、一件一件丁寧に年金記録の調査等をしていかなければいけないと思います。	これまでも、制度上、手帳が複数発行されていたり、偽名や年齢さば読み等で年金記録がもれているケースはあると思っていましたが、これほど多くの年金記録が宙に浮いていたとは、マスコミ報道があるまで知りませんでした。また、基礎年金番号発足時、基礎年金番号と手帳の記号番号の未統合がかなりの件数で発生するとは思っていました。 年金記録については、国民の皆様の不安を解消するためにも、国できちんと把握していなければならないと認識し、特に問題発覚後は、通常業務以上に力をいれて丁寧に処理してきました。	いち早く解決しなければ・・・という思いも持ちつつ、最終的には、お客様個人の記録を正確に管理することを考え、一件一件丁寧に対応してきました。 反省点 基礎年金番号発足時、基礎年金番号と手帳の記号番号の未統合が発生することは予測できていたと思うので、その後の対応・指示がおろそかだったと思います。 私の採用当時は、年金記録は最終的には年金請求時に整理できるから・・・と聞いていましたが、年月を過ぎてしまうと記憶も薄れてしまうので、記録が判明した時点で、一本化する必要があったのではないかと思います。 それに加え、国のPR不足なのか、私も含め国民の皆様の年金に対する意識も低かったように思います。
9212	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		船員保険記録を数年担当していますが、昭和15年制度創設以降、戦争混乱期を経て紙台帳管理から機械管理とし、基礎年金番号創設以降も大幅に記録整理を行ったなど長年の経過があり、仕組みがかなり煩雑化しています。 記録問題で書類が溢れ、人員(体制)を増員したものの、その煩雑な仕組みを理解しないまま処理を行い、逆に混乱している状況がみられます。 「仕組みを理解できていない」自覚がなく事務処理を進める職員もいるため、 (何度説明しても理解が困難な職員が、書類に対応しなければならない現状にあります) 基本的な事務処理の理解を徹底すること、取り扱いの全国周知を徹底するこがあらためて必要だと強く思います。 ※「仕組みが煩雑」ではありますが、通常は理解するに厳しいわけではありません。	長年携わっている船員保険については、被保険者記録自体が短期間(短期乗船勤務)であるものが多いことや、長年の煩雑な記録管理状況から、記録問題発生以前の一般的な記録確認のタイミング(60歳年金申請時または58歳事前記録確認時においても)では、お客様に若年の頃からの職歴を確認いただくにあたり確認不可能なケースもそれなりに出てくるのでは、という認識はありました。	ご本人と思われる記録がある場合は、お客様と直接職歴確認を行う事務所等にできるだけ詳細にお伝えするよう行っていました。 現時点で見るとしても、その時代(時期)に機械的にどれだけの実なる管理が出来たものだろうか、現時点(時代)の機械的な環境があるから今解決に向っている状況なのか、非常に難しいと考えます。 (もちろん「機械的な環境」だけでは理由にならない事も反省点としてあると思います)
9213	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		記録の統合は本人による確認が必須なので、今まで行ってきたように、記録統合の可能性のある方にお手紙を送る方法しかないと思います。	年金記録問題が明るみになる前は、単なる裁定請求時の確認漏れで、全国でこれほどの件数があるとは想像していませんでした。また、新聞で報道されて初めてこの問題を認識しました。	現在は、膨大な数の再裁定に絡む業務を行っています。 現時点で考えた反省点は、紙台帳の記録のデータベース化及び、基礎年金番号への切り替え時に徹底して記録の不備を追及しておけば、これほどの記録漏れが存在することはなかったか
9214	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	同一人に対する同一記録別手番が多数存在している。	重複している手番の洗い出し及び整備が必要。	記録不備のものは業務を行っていく中でいろいろ出くわしていたが、個別的なものであるとの認識で対応していた。	そのほとんどが課内どまりとなり、組織全体の問題として集約されていかなかったと思われることから、対策を行う部署を明確にし、迅速な報告と対応を行っていくべきと実感している。
9215	地方庁	その他(社会保険事務所)		専門職を多数用意し、解決に当たる。それしかないのではないでしょうか。	調査する記録の数が膨大で驚いた。 現厚生労働大臣の長妻衆議院議員の国会発言より。	問題解決に向けて協力させてもらった。 過去の記録の管理の仕方に相当問題があると思います。
9216	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	大量の人員を投入し、手作業にて処理するしかないと思います。 システム対応は時間がかかりすぎるし、当てにしていません。	現場で分かっていたのは、厚生年金記録の氏名の登録誤りが多い、氏名が登録されていない記録があることは知っていました。 このことを知ったのは、平成15年頃です。	払出簿を元に厚生年金記録の氏名、生年月日等の補正を行えばいいのではないかと考えましたが、個人で動くにはあまりにも量が多すぎ、時間もありませんでした。 基礎年金番号を導入した当時、統合されていない記録があることは、本省、本庁、地方の誰もが知っていたはずです。年金の裁定請求までに記録を整備すればいいとゆう雰囲気が組織全体にあったと思います。 もう少し早く記録整備、システム開発に取り組むべきだったと思います。
9217	地方庁	その他(社会保険事務局)	新聞等で報道された問題の他は特にありません。	これまで取り組んできた地道な照合作業により集中的に人員を投入するといった基本方針を今後も忠実に実行することだと考えます。その上で、配偶者、事業主、同僚、市町村等の記録や証言、あるいは自身の前後の記録等を総合的に勘案し、必要に応じて救済を行うことも重要だと思います。	年金制度の主要な給付である老齢給付を一つ考えてみても、原則として加入年数が25年以上である等、長期間の加入と一生涯に及ぶ給付というのが我が国における社会保障政策の一つのパターンであるため、一時金の給付等とは全く異なり、未加入者の適用促進や、適用する際、あるいはその後の報酬に関する各種届の確認書類など審査基準のあり方によっては、実態とは異なる年金記録が保存され、それに伴う給付が行われることにもつながると考えたため、対象者の年齢にかかわらず重要な問題であると認識していました。 これらの記録問題については、新聞等の報道により知りました。	各種届の審査や事業所に対する実態調査等をより厳格に行うことを心がけました。この問題について事業主や被保険者等と連携してより高いレベルで問題意識を共有していれば防ぐことができた事象もあったのではないかと反省しています。
9218	本庁	その他(本庁)				
9219	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金請求時に、すべての年金記録が判明するものと認識していた。 年金給付課の担当となった昭和63年頃、再裁定業務があり、年金記録のもれがあることを知った。	窓口での年金相談時、また年金請求時に被保険者の職歴と当所の記録を照合し、年金加入期間のもれがないかを、十分、確認した。 厚生年金制度発足時から、基礎年金番号があれば、年金記録問題はなかった。
9220	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	特にありません。	平成9年に基礎年金番号がスタートした時点において、番号を一本化する取組みが十分にできるのか、また、その広報が十分にできるのか、心配であった。被保険者からの反応(回答)は期待するほどでなかった。	当時、国民年金を担当していたが、各市町村への協力依頼および各市町村の国民年金推進協議会研修会において周知に努めた。 しかしながら、圧倒的に広報活動が不足していたため、国民の関心は低調であった。
9221	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年秋ごろにしりました。 年金記録のもれによる、年金の支払いもれと認識していまして。	お客様の立場にたった対応をし、支払いについて、関係各課に連絡をとり、早急に支払いできるよう対応してきました。 しかし、年金記録がみつかるまでにもかなりの時間がかかり、(氏名、生年月日等の登録あやまりなど)また記録が判明した後も、再度裁定内容の確認(4種期間や、配偶者関係、選択関係、受給権など)にかなりの時間がかかったり、旧法など受給権がなかったり、と問題があるとおもいます。 期間調査、年金給付の経験のある職員をもっと増やす必要があるとおもいます。
9222	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在、判明しているもの以外で知っているものはありません。	年金記録問題は、年金の記録を正確にすることが目的なので、人員不足のまま短い期限で解決しようとして雑に行うのではなく、きちんとした体制を作り丁寧に記録を整理していくようにした方がよいと思います。	自分自身がこのような問題を起こすようないい加減な仕事をしてきたとは思わないが、組織の一員として国民のために全力で取り組んでいかなければならない問題と認識しています。 問題が存在することを知ったのは、報道などがされてからです。	自分のできる範囲でだが全力で対応しました。 問題に対する反省点としては、年金の記録は一時的なものではなく一人一人の人生に関わる大事なものだとの認識がたりなかったことだと思います。
9223	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	①過去に火事により紙台帳を消失している、ある事務所では、厚生年金保険の期間照会の調査をする術がなく、事業所の適用期間内(適用事業所管理簿は存在)であれば、お客様からお申出のあった期間のほぼ全てを厚生年金保険の加入期間として、認めていると聞いたことがあります。 業務センターにはバックアップの紙台帳があると思いますが、ダンボールに箱詰めされたまま整理されておらず、確認不能とのことでした。(現在は整理されているようですが。) お客様に不利益を与えることはないにしても、国が責任を持って管理しなければならないはずの年金記録の管理がそれで良いのかと疑問に思った次第です。 ②平成19年度に氏名収録作業を行いましたが、その際に年金番号払出簿の氏名と先頭資格記録の氏名が相違する場合は、手番取消し処理を行うように指示され、かなりの数の手番の取消しを行いました。 一旦手番を取消すと、オンライン上で検索する手がかりが一切なくなるので、調査に支障をきたさないか不安を覚えつつ処理した経過がありますが、それらの記録がその後どう整理されたかが、大変気になっております。 何らかの事務連絡等が入っているかもれ知れませんが、事業課ベースのことであるため、把握できていません。 ただ、地方でその後の追跡作業を行うよう指示された経過はないようですので、業務センターで一括して収録作業を行われたのでしょうか。	①現在は、旧台帳の調査も行われており、業務センターの紙台帳は全て整理され、順次、オンライン上に収録されているものと思いますので、収録が完了すれば解決だと思いますが、そういう事実が世間に知られた場合に、国民の皆さまの年金不信が増大するものと懸念します。 ②取消した記録が、調査のうえ、全て収録されていれば、問題ないと思います。	年金制度の発足当時は、コンピューターも普及しておらず、紙による管理が当然のことだったと思いますので、年金記録を管理するスパンを半世紀以上と想定し、その間に起こり得るあらゆるリスクを考慮して管理体制を構築すべきであったと思います。 平成10年に厚生年金の期間照会の調査を担当した時に問題を認識しましたが、これほどずさんな管理だったことは、平成19年以降に知りました。	お客様からお申出のなかった期間についても、調査の過程で判明した期間について、ご本人のものである可能性があれば、こちらからご連絡し、確定している期間をひとつひとつご確認いただきながら、遡まわしに空いている期間の勤務について思い出していただき、判明に繋げていくようにしておりました。 最大の反省点は、窓口において年金相談を行うときに、『本人が申出をした期間のみを本人の記録とする』という、当時の社会保険庁の姿勢であると思います。お客様が年金手帳をなくし、勤務した会社名を覚えていなければ、保険料を払っていても、年金に反映しないということが当然想定されるのに、記録管理の責任をお客様に転嫁した考え方であったと思います。 お客様が、仮に記憶喪失になられたとしても、保険料をいただいている社会保険庁が責任を持って加入期間をお知らせできるような管理体制を構築すべきであったと思います。
9224	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	革新的な方策はなく、地道に記録を整備していくしかないと思われます。ただ、保存している記録どおりだと、記録に反映していない方々から納得されないので現在の第三者委員会の方式での救済でよいと思われる。 また、申し出した期間を幅広く認定してしまうことは、通常どおり支払っていた人からコンセンサスを得ることができず、言ったら認められるのかという不信感を与えることになり兼ねないと思われます。 やはり、記録の整備をし続け、その中で積み重ねた過去の事例を参考としたケースを整理し、当てはめていく方法が、通常記録者と申し出者とのバランスが取れる方法と思われる。	いわゆる年金記録問題として世間を騒がしてから入った者として、率直に感じた事を一言で表すと"誤解"という言葉になります。 その理由は正確な情報を伝えず、危機感ばかりを煽る報道と、またその不正確かつ論点がズレた報道に庁や政府が応対できず、説明が不足したことです。 つまり報道する側の姿勢の悪さと、それを正すことのできない庁や政府の双方に巻き込まれ、多くの受給者や被保険者に不安感を与えた問題だと認識しています。	まず念頭に置いたのが、正確な情報を伝えることで、特に年金得別便の窓口では、根拠のない情報で勘違いされておられる方がよくおられ、冷静な応対と正確さを重視しました。 この問題の反省点として1つあげれば、応対が後手に回った感がいなめないことです。年金得別便にしても、当初窓口では会社名は伏せるとの庁からの指示、報道されてから翌すという、不信感を煽る典型的な朝令暮改、また特別便の中身が非常にわかりにくいという多くの苦情などからわかるように、多くの方々に問題解決に真剣に取り組んでいるかと疑わせてしまう危機管理不足があるのではないかと思われます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9225	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		状況については、マスコミ報道で知りました。 全員の記録回復が早期に解決しなければならないと考えました。	年金記録問題では、特別便、定期便はもちろん、特に第三者委員会の担当をしていますので、誠意を持って迅速な対応に心がけています。 常日頃からの正確な得喪・報酬の審査、管理の積み重ねが大切だと考えています。
9226	本庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金手帳の記号番号を2つ以上持っている方が多いのは採用されてすぐに知りました。ただ、以前に勤務していたことが知られたくない、前の手帳を引越しの時にどこかに紛れたなど、ご本人の都合によって発生し、重複取消届をされていない、だらしないご本人に責任があると考えていて、こんな問題になるとは考えませんでした。	基礎年金番号導入前に重複取消など記録をご本人に確認すべきであったと思います。
9227	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に、思い当たることはない。	基礎年金番号及び基礎年金番号に統合されていない厚生年金手帳番号に収録されている記録において、事業所記号の表示がない記録(特に、昭和32年以前等の記録)をすべて表示する。 (事業所記号が重複して払い出していることもあるため、記号からの事業所名の検索は工夫が必要になるとは思う)	被保険者本人が、厚生年金に加入したにもかかわらず、被保険者加入期間が確認できないことは、年金受給の手続きがスムーズにいかない。 また、被保険者においても、厚生年金加入時に新規加入で厚生年金年金手帳番号の払い出しを受ける人がいることも問題があると思う。 被保険者一人で、年金手帳番号を複数持参し重複取消の処理を行ったときに、手帳を持参していなかったら本人は厚生年金に加入した期間をすべて記憶があるかと思った。	特に、対応していない。 年金制度において、厚生年金及び国民年金が別々に番号・記録の管理を行っていたからである。厚生年金においては、生年月日及び氏名の相違もあるため、今後の課題になってくる。
9228	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現場においては、幅広い知識を有する者が退職等により減少している。経験値にたよる部分も多いことから、今後とも専門知識の習得及び情報の共有化をいかに図っていくのかという部分を整理する必要があると考える。	平成19年	本庁の支持及び円滑な事務処理が行えるよう取り組んだ
9229	地方庁	その他(社会保険事務所)	新法では納付月数で年金額が計算されているが、旧法国民年金の老齢年金では加入した月数と納付した月数で年金額の計算をする場合もあり、未加入期間やカラ期間など整理すると年金額に変更に生じる場合があるが、カラ期間なのか未加入なのか確認がとれないため、ほとんど整理されていない。 例 厚生年金10月30日喪失国民年金11月1日取得 10月30日が届出ミスなのかカラ期間なのか不明 10月を未納とすると年金額がさがる。 なお現在、未納期間となっているが、カラ期間であった場合は年金額は増えることとなる	未納・未加入期間を有する全対象者にカラ期間か確認し、登録できるシステムに変更するなど	消えた年金や宙に浮いた年金は、年金請求時に本人の申し出で訂正するものだと認識していました。 知った時期 のぞき見テレビの報道 宙に浮いた年金基礎番号導入時 消えた年金採用直後	請求時に本人より記録を確認してもらいました。 また裁定時に氏名索引をして本人に確認していました。 本人が覚えていないと解答されたときは、別人の可能性もあるので、とりあえず今の記録で決定するので、思い出したら申し出てくださいと伝えていました。
9230	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	地道に一つずつやるしかない	大変重要な問題であると認識していた。 3年前新聞報道にて知りました。	一つずつの案件に関して、誠実に対応し、努力する。
9231	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録は年金受給時に整理されると認識しており、平成19.年1月までは、問題になるようなこととは、認識していなかった。	視野を広げて年金記録を調査し、不明な点があれば、調べ、自分自身のみの判断ではなく、何人かの職員に確かめ、早く記録をみつけるよう対処している。また、一日でも早く年金を受給できるよう迅速に記録を整備している。 年金受給時に記録が整理されればいいと思っていたが、人の記憶は薄れていくものであるので、その都度対応すべきであったと思う。
9232	地方庁	その他(社会保険事務局)	・特になし。	・未統合記録についての最終確認は本人に聞く以外に確認の手段はないことから、特別便の早期回収に努めるための方策を具体的に考える必要があると考えます。	・平成9年1月に基礎年金番号が導入されて以降、過去の年金記録を基礎年金番号に統合するため名寄せ処理が行われた結果、複数の年金番号を持つと思われる者に順次照会を行い、回答を受け基礎年金番号への統合処理は順調に進められているものと認識しておりました。 ・平成19年5月以降の国会及びマスコミ等で公表されたことから、統合されていない記録が多数存在していることを知りました。	・窓口での対応としては、本人と接する数少ない機会であることから、年金加入時から現在までの履歴の確認を行い、未統合記録が発生しないよう努めました。 ・正確な年金記録を保持する責任があるところ、年金保険料の納付の有無や職歴等は本人が一番よく知っているはずとの思いが、結果的に記録を正確に保持する責任を国民側に転嫁する形となってしまったことが反省点と考えられます。
9233	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にわかりません。	退職者の協力を求めて取り組む。	マスコミ報道でオンラインに反映されていない記録があると知りました。コンピューターの中に入っていない記録があるとは思いつきませんでした。年金に対する不信の種なので早急に解決すべき問題だと思います。	チェック体制不足が反省する点と思います。
9234	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません。	年金記録の調査専門チーム(厚生年金・国民年金)を各県に一つ以上置き、その人員も十分に確保し、記録照会回答関連業務に取り組む事が大切とかんがえます。また、調査のノウ・ハウ研修等資料配布なども必要。マイクロフイルムも画像が不明瞭なものも多い為、統台帳も配置し調査に使用する。また、適用事業所名簿(早見表)・原票をW・M等で閲覧できるシステムを取り入れる。基本的な事ではあるが重要。 これまで蔑ろに扱われていた隠蓉せが一気にやって来たと感じる。数年かかると覚悟して優先的に取り組んでいくべきです。システムを考えてほしいと思います。 三共済・農林共済記録については、業務センターのみで所管するのでなく、オンラインに載せることを考えられないか等を考察してみる。 他共済組合については記録の情報交換・入手についてを迅速にできないのか？このことも重要。 すべての職員が解決にむけて協力・努力をおしまない心構えが必要と考えます。	昭和55年に採用されて以来、船員保険・健保・厚年・国年に従事してきて一貫して思う事は、被保険者記録として扱う意識が組織的に低いと思います。 保険証作成・保険料徴収が最重要な感覚でした。そのため、記録照会調査回答業務は日常業務の合い間あいまで行なう種類の業務でした。しかも、社保ごとに取り扱いがちがい、担当課もまちまちでした。つまり、好まれない業務という印象がありました。上部の認識が低いとおもいました。 平成16年度に移るころに記録の業務外閲覧問題発覚し、それ以来、年記録問題が大きく報道されるようになり、国民の意識が急に高まり、自分の記録について不安を抱きだした。窓口業務は大変な状況になりました。年金特別便が開始になり、ますます大変になりましたが、このようなかでも記録調査回答の人員見直しは無く、調査はあとまわしがちでした。回答が来ないという苦情が 表面化しだし、やっと、組織全体としての取り組みが、上部から地方に来たようです。一担当者のいままで年金の記録は年金手帳番号で本人が管理している。番号を紛失していれば本人が申請しないと調査しない者と思っていた。 特別便が平成19年に発行され、本人に自分の年金記録を確認してもらい莫大な量の年金記録確認が始まったわけだが、実際に年金記録を確認してみると、統合してない記録や資格記録の不備が沢山ある。 記録問題を解決するにはまだまだ時間がかかる。	自分の事と思い調査する。時間が掛かる場合もあるが、細かくしらべる。ベテランにアドバイスをもらう。すこしでも量を多く捌く。という事をこころがけました。お客様を第一に思い仕事をしてきました。 反省点としては,時代のせいか？、オンライン化に遅れた？労働組合との絡みもあったはずとおもいますので。しかし、やはり、記録に対する意識の低さが挙げられると考えます。
9235	地方庁	その他(社会保険事務所)	・年金番号を照会するとカセットが開いていない者がたくさんある。その人たちは年金を請求していない。 ・手書きの台帳をオンラインに切り替える時入力間違いが多く見られる。また、フリガナを入力するときに音読みでいれている。 ・国民年金の記録は住所がない。マイクロもない。払出簿にも記載がない物が多い。	カセットを全て開いて、不備記録なども整備して一件づつ地道に処理する。 特別便みたいに全国一斉にやったとしても体制もやり方も無理がある。何度も同じような通知を本人に出してしまう。	照会の件数が日に日に増加して未処理件数が増える中、平常業務をしつつ時間外や休日出勤で件数をこなしてきたが、お客様との苦情やトラブルも年金記録問題で注目を浴びる中増えたためなかなか進まなかった。 職員の中には体を壊し病休や休職者がふえ、退職する人も出てきた。 現在もなかなか処理が進まないがスタッフの体調を気遣いながらチームワークでなんとかやっている。 いまさら言ってもしょうがないがお客様の年金を預かっているという意識が当時欠落した、さらに40年の年金記録を紙台帳で管理するのは無理だし切り替えるときの正確性が欠けていた。 本人が自分で年金記録を確認するために、特別便みたいな記録を定期的に送るべきだった。 今後はお客様目線に立ち年金保険を預かっているという意識で仕事をしていく。
9236	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般という観点からすると、平成9年の基礎年金番号導入時の通知書に、他手番のある方は～回答下さいというような形で、解決に向けた方策が図られた時期もありましたが、当時、一般に年金制度に関する関心が薄かったこと・国としての問題意識の欠如もあり、広く周知がなされなかったこと等により、問題解決の糸口を自ら閉ざしてしまったことが一因にあると思います。あの時、政府を挙げてもっとこの問題の重大さを認識し、真剣に取り組んでいれば、ここまで問題が大きくなることは無かったと考えます。	紙台帳記録のオンライン上での検索を可能にするなどの方策はある意味有効。2年間で集中的に記録問題に取り組むという政府の決定は尊重されるべきと思いますが、それにはマンパワー・現場での対応が、国民目線からも最重要です。現行では、特別便等は庁への回答を基本としていますが、庁で判断のつかないものは全て、現場に回送されてきます。その回送までの時間にも相当の期間を有しており、現場に回ってくるものはその殆どが要調査となれば、回答までに同様に相当の期間を必要とすることとなり、国民の皆様からすれば、庁に回答票を送った時期を基準にみれるのは当然であり、庁から現場へという事務処理の流れの説明もなされていません。となれば、回答にどれだけの時間を要しているのかという、国民の苦情・意見となり、現場に責任があるという結論に至るのは必然。庁は紙台帳のオンライン上での検索を可能とするシステムの構築・訂正の必要のないものに対する処理を急務とし、訂正あり・庁での対応が不可能と判断されるものは、早急に現場へ回送することが必要。庁に人員を割く現行のやり方では、現場に相当期間経過後に回送されてくる大量の要調査事案に早急に対応するのは、実質不可能。それでも期限を区切り、回答までの期間を大幅に短縮せよとの命であれば、現行の現場での人員では到底不足。本気で記録問題を解決する気構えが、現政権にあるのでしたら、現場に人員を手厚く配置し、記録問題解決に向け、もっと真剣に取り組むべき。ただし、何でも委託業務とするのは反対。オンライン化の際、委託パンチにより、メチャクチャになった事実を忘れてはいけない。全ての職を認めた上で、真に記録問題に向き合うべきは庁職員。責任を取るのも庁職員・政府であることを自覚した上での集中取り組みであれば、機構に採用される職員(もちろん自分も)は真摯に取り組むはず。現政権に期待反面、自民党時代と同じ轍を踏みはしないかと危惧もしています。私	まず、制度発足時のあり方に疑問。なぜ、厚年・国年・船保と相違する番号で管理することとなったのか。そして、制度によって、個人の住所を登録項目として必須要件としなかったのは何故か？組合との協定か何か、根本は知りませんが、私には理解不能です。制度発足時から、一人一番号としていれば今般のような大きな問題とはならなかったはず。今更、言っても仕方ないと思われるかもしれませんが、一例を挙げれば、新規資格取得入力の際、疑重複手番があった時、昔から警告メッセージが表示されましたよね？そんなシステムを構築する経費があったのなら、当初から基礎年金番号制をとっていれば、こんなことにはならなかったという思いは今でも強く感じています。覚書・協定がどうでなく、当時から国民目線で物事を考える視点が不足していたと思う。	いずれ、こうなることは予測がついたはず。私が業務にいた頃は、新規資格取得の際、警告メッセージが表示された場合は一旦、会社を通して本人に確認してもらい、その手番が本人のものと断定できれば、重複付番とならないよう事務処理を行ってきました。しかし、それも人によりけりです。処理を急ぐあまり・いずれ裁定請求の際に確認すればと安易な考えのもとそのまま、新規に付番処理をしていた人も中にはあるはず。また、会社に確認しても・個人にしても、意識の薄さ・広報不足から、思うように処理できず、保険証の発行が優先され結果、重複付番となった方も多数いるはず。また、中には、偽名・偽生年月日を用い取得していた方も少なからず存在していました。それは、各個人の事情・企業の雇用年齢制限も一端と思われますが、実際にそういう方もいたのです。本人が当時のことを覚えていれば、記録の回復に繋がりますが、本人が忘れてしまっていれば、いくら探してもその記録は見つかりません。それは不明手番として残ってしまいます。この問題は、実は、何十年も前から庁・政府とも把握されていたのではないでしょうか？だからこそ、平成9年に念願基礎年金番号制度を導入したのではないでしょうか？内部で仕事をしていながら、そのような疑念は感じていました。だからこそ、今になって大きな問題(国民の意識の高まりもあって)としてクローズアップされているのではないかと思わずにはいられません。いずれ、現にこの仕事に携わる者として、いくら事実を並べても国民の皆様からすれば言い訳にしか映らないのも事実です。この何十年にも及ぶ膿を完全に吐き出し、真に信頼される組織として、政府・現場一丸となり問題を解決することは必然と思います。そのために、出来る方策は全てとり、一刻も早く信頼される組織として生まれ変わるために、必要なことは何でも実行していくつもりです。そのためには、現大臣には期待しています。もちろん、自分自身を戒めて、これからも真摯
9237	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現場は精一杯対応していますので、このままの方向でいいかと思われます。	長期保管する文書、記録について電算もなく、管理ができなかった歴史的な問題であることと、その当時の名簿をデータ化する際の問題であると認識していました。 問題が国会、マスコミ等で取り上げられたことにより知りました。	とにかく5000万件の特定のみに現場でできる限り対応しようと考えました。 長期保管する文書、記録について電算移行の際にきちんと対応していればよかったと思います。問題が起こった時点では、対応には長時間要するのは分かっていたので、二度も通知(特別便、定期便)を送らず、きちっと整理したうえで、国民の皆様に、一度で確認、手続きが完了するよう工夫すべきであったと思います。
9238	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていない問題があるかわからない、ただオンライン上に表示されていないものがあれば、年齢、生死にかかわらず、いつでも窓口にお客さんに表示できる ものでないと問題があるとおもう。	基礎年金番号に登録されていない不明記録は、すべて氏名、生年月日。 住所を、自治体の住基ネットとかを活用し調べる。	基礎年金番号制度ができて、ほんとうにすべて統合されるかと言う疑問はあった。また、いまでこそ記録問題といわれているが、旧法の年金制度のうえで、一年未満の厚生年金記録について、老齢年金を受給したかたは、厚生年金は 受給できないものとして、取り残された部分があるのではないか？問題として存在は国会、マスコミなどで出てから。	現在給付される方は、すべて統合するように対応している。このような状態をまねいたものは、人的なミスもあると思われるが、法律上、年金制度をつぎはぎ的に難しくした部分、旧法による給付、新法による給付が混在すること、年金加入が任意なものから、強制加入になるまで、十分な対応ができなかったこと、 厚生年金記録に住所が登録できないなどオンラインシステム上の不備、また、被保険者の所在把握などにおいて、届出がおこなわれなかったもの、自治体に 適正に住所移転がおこなわれなかつたものなど、複合的な問題が重なっていると考えられる。
9239	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9240	地方庁	社会保険事務所課長級以上	別にありません。		自分の知らなかつ事実が、次から次へと明らかになることで、年金記録のあまりのにもズサンな管理に驚きました。平成17・18年であったと思います。	お客様に対しては、まずは謝罪行い、その上で丁寧な説明を行うとともに、ご理解をお願いし、記録回復確認のための業務を行った。二度とこのような問題がおきないよう、責任の所在を明らかにした体制造りが必要と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9241	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		基礎年金番号に未統合の番号があるという認識でした。 平成9年の基礎年金番号導入時から、未統合番号の問題は知っていましたが、年金請求時にはそのような番号は本人確認のうえ、すべて統合されていると思っていました。 年金記録問題が出たときに、年金受給者でも未統合の番号がかなりあると知って驚きました。	当時は年金請求時に氏名で記録を検索して、本人にしっかり確認をとれれば大丈夫と思ってました。 ただし、本人すら記憶にない記録で氏名・生年月日が相違していた記録もあるので、もっと早くから社会保険庁全体の取り組みで名寄せをすべきだったと思います。
9242	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		平成9年、基礎年金番号制度が導入され、他の手帳番号を登録、一本化にむけた整備が始まりました。それまでには、届出・登録の無かった被保険者の住所も管理することとなりました。 一本化に向けた作業は、加入者各々による年金手帳の管理、また記憶等による加入履歴(職歴)が必要不可欠でした。 厚生年金(船員)保険に関しては、個人の住所登録がされていなかった為、検索により同姓同名の記録があっても事業所名称等、職種に関する申し出が無ければ、相談者本人の記録と断定出来ませんでした。 なかには、氏名・生年月日を偽って加入していた方、転職の都度、番号払い出しを受けていた方もあり、更に困難をきたしました。 制度別に番号が管理されていたこと、国民全体の年金制度に対する関心の低さが、個人を特定出来ない番号を生む結果になったと考えます。	年金相談窓口対応の際、加入歴の確認は必ず行います。 ただ相談者も年齢を重ね、相当年数経過してくると記憶が薄れるのも現実です。当時の年齢・家族状況・勤務地・業種・同僚者等、様々な背景と照らしながら、職歴につながる答えを導き、加入された記録に基づいた年金が正しく受けられる様、対応しましたし、現在においても同様です。 個人レベルの反省点ではありませんが、機械管理される以前は紙台帳によるものであり、番号も一本化されず、個々による年金手帳管理も完璧ではないとなると、もれの無い状態は難しかったと思います。 時代の流れとともに、現在は管理体制が確立されつつありますが、希望としては、共済組合情報も正確・迅速に欲しいと思います。昭和61年の法改正により、共済組合年金も密接なものであり、全ての加入状況を把握出来てこそ、正しく対応が行えると考えます。
9243	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	とにかく現存する記録に基づき確認作業を行うしか方法はない。 しかしながら、すべてが確認できるわけではない中、確認できない本人の申立もできるだけ救済するとの方向があるように感じるが、本人あるいは勤務した事業所に起因する損害あるいは国民年金保険料の未納問題は詐欺、横領に相当する犯罪であると考えれば、必ずしも個人の犯罪の被害者が必ずしも救済されていないという面もあるので、節度が必要と思われる。(「正直者が馬鹿を見た」との結果になる懸念がある。)	就職する前(20年1月前)は、マスコミの過大な報道ではとの思いもありましたが、勤務している中で、一部の不心得者により発生した問題だけではないことを聞きました。 同一の県内の社会保険事務所で20年、30年勤務するので、職員はとんど顔見知りで、分からないことは懇意な先輩・上司にTELなどで気軽に聞け、また、ほぼ自動的に昇給していくため、自己啓発の意欲が低く、仕事中の緊張感もあまり感じられない(「効率的に仕事をするには」との工夫が感じられない)。 そのような中で、発生した問題のように思います。	企業年金にかかわる仕事に従事していたので、少しでもお手伝いできればとの思いで就職しました。勤務期間も限られていましたので、担当した業務を責任を持って、正確かつ迅速に行うことを主眼に、機会があれば自分の経験からの意見を言う程度に止めていました。 健保・厚年適用審査を担当した約1年半経験から感想を書かせてもらいます。 ①仕事場に必要な通知、マニュアルが整備されていない(直近かどうか不明、事務所に何がそろっているか不明など)。疑問や確認が必要になったときに調べられないで困った。・・・全事務所共通に管理維持されてこそ職員のレベルアップ、コンプライアンスの意識の向上に資する)。 ②自分のような者と10年20年勤務の職員の仕事内容が同じである。責任も同じ。給与だけが大きく差(？？？)がある。・・・・審査基準を明確化し、経験が浅くても判断できるものと経験を必要とする審査の業務の進め方を変えるなど、効率的、正確性の向上、責任体制の明確化などを図るとともに、給与と仕事が見合うよう職務分担に工夫が必要である。 ③他県との人事交流などをキャリアパスとして義務付けるなど駒れ合いの回避、昇級昇格基準を公開しレベルアップのために必要な自己啓発意欲の向上を図るなど、公平な競争により緊張感のある職場環境にする必要がある。
9244	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	定期便や特別便を送付すればいい、というだけではなく、送付後の対応を 丁重に丁寧に行うこと。 無知な委託先に任せるのは、逆に機構の姿勢をとわれてしまうのでは。 ただ、時間と人が足りないのが現実。	平成19年6月頃。 庁発足当初から、このような体質がもともと存在していたのでは？ 紙台帳からオンラインにする際、氏名の字体や振り仮名を確認せず、思いつくまま登録したずさんな処理が多々あり、目を疑った。	私の場合非常勤職員として、お客様と接する機会は、ほとんど電話によるもの。 接した際には、不信や不安を少しでも解消いただけるよう、お客様の生の貴重なご意見を真摯に受け止めた。 年金相談は、お客様と一番近い存在であるため、かなり厳しい声をいただいた。 今、何ができるのかを常に考えていたら、このような問題は起きなかったと感じている。「ありえない、ない」ありきの組織の対応姿勢が招いた結果だと率直に思う。 私は常に、何か見つかるのではないか、他に考えられることはないかを考えながら対応した。今後もこれまでの経験を糧として対応していきたい。
9245	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されて居る以外の事については何も知りません。	お客様の立場に立って対応してあげると良いと思います。自分の家族だと思って考えてあげると自然と優しい対応が出来ると思います。	昨年位だと思います。老後の生きていく為に絶対に必要なお金です。若い時、辛く汗水をたらし一生懸命働いてコツコツ支払って来たものです。その一部分が消えてしまっては、老後どのように生きて行けば良いのでしょうか、生きるイコール年金です。	お客様が書いて出された物、必ず見つけてあげたいと思い古いカーボン紙に書かれた紙が写しだされたパソコンを隅から隅まで見ました。 古い書類はなくなって居ます。無いものを探すのはとても困難です。私は政治家でも国を動かす力はありませんが、区役所や税務署やハローワークなど一本化できて一人一人の情報が一目で分かる様になると良いと思います。
9246	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	名寄せ等により、未統合の記録が存在する可能性を把握できている方については、これまで実施してきたフォローアップ作業を引き続き、きめ細かく行っていくべきだと考えます。また、一定の基準を設けて、それを満たしている場合は、職権で統合し通知する、といった方法も検討すべきではないかと考えます。 紙台帳との突合作業等については、現在進められている電子化を正確かつ早急に完了させ、効率的に作業ができるシステムを構築することが大切だと考えます。	未統合記録が5000万件といった情報はマスコミの報道により初めて知りましたが、それ以前(具体的な時期は記憶していませんが)より、複数の年金番号を払出されている人がいることは認識していました。 しかし、年金請求時に確認を行って処理を行うことにより大部分は解消されていると認識していたため、このような件数が残されているとは考えていませんでした。	マスコミ等で大々的に報道される前は、自分が従事する業務の中で重複付番しない、未統合手番を解消する、といったことに努めてきました。また、特別便・定期便等の送付が始まって、来訪者・電話・書類等が急激に増加してからは、少しでも滞留が解消されるように努めてきました。 政治的な問題やマスコミ報道等の影響があって止むを得なかったとは思いますが、現場に十分な情報がなく対応できる体制も組めないまま、様々な業務が矢継ぎ早に実施されました。このため混乱が生じ、年金不信がより大きくなってしまったと思います。
9247	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成12年以降年金給付課へ配属され、窓口でお客様の年金相談等行っているときに、基礎年金番号に統合されていない手番が多々見受けられた。 また、年金記録が見つからなかった際は、マイクロフィルム等確認し、大変時間を要した記憶がある。 これはあくまでも、これから受給しようとする一部の方であり、まだまだ統合できずにいる手番がたくさんあるのではと予想された。実際60歳ちかくになり年金相談され、記録等の確認するのでは、もし記録が見つからなかった場合は、信頼を損ね、また受給するまで時間を要し、請求者の	お客様との話で、他に記録があるはず等の相談があれば、会社名から検索したり、国民年金であれば、市役所の年金係へ台帳確認を依頼をおこなった。 反省点としては、基礎年金番号通知書送付時、今回の年金特別便のような見やすく、わかりやすい言葉の説明での返信内容にしておけば、反応はよかったのではと思われる。当時の基礎年金番号通知書および返送していただくハガキをいまだに年金手帳とあわせて保管してある方を多々見受けます。
9248	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	数十年前の記録を確認するためには、ご本人の記憶もあいまいな部分があるので、膨大な量の台帳をめくったり、情報をつなぎ合わせるために、年金に精通した人の力で地道にやるしかない。	年金請求時にしか、自分の年金記録を確認する機会があまりなく、その時に 記憶があいまいであったり、台帳が探せないなどで、年金受給に反映 できず不利益を受けてしまうのが問題である。 問題の存在を認識したのは、年金給付業務についた平成16年ごろである。 厚生年金加入時の新規で番号払い出しする際に、以前に加入した可能性 があれば「年金番号疑重複回答票」の送付をするが、その未回答分をそのままにしていたのも、年金記録問題につながったと思う。	ご本人が申し出た記録については、できるだけ調査して判明に努めたり、 「年金番号疑重複回答票」の提出を促したりしたが、自分の担当した 案件にとどまっていた。 現在、この年金記録問題の解決に時間を要しているのは、組織として 問題の重要性の認識が不足していたことにある。、もっと早い段階から 年金記録の整備に組織的に力を入れたり、年金の重要性を教育事業 などを通して国民に周知をはかるべきだったと思う。 多くの方は、年金受給可能年齢になるまで年金制度の内容をあまり 知らなかったと思う。
9249	地方庁	その他(社会保険事務所)	・別にない。	・速やかな解決が必要。(人海戦術)	・平成21年4月採用のため、具体的に知ったのは今年です。 ・年金記録問題はあってはいけない問題と思います。	・誠意をもって対応をしました。 ・過去の職員がいいかげんな対応をしたからだと思います。
9250	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	とくべつ便及び再裁定の未処理を早急に処理する	基礎年金番号導入時にもっと積極的な記録整備が必要だったと思いますが、ここまで未登録の記録があるというのは年金記録問題がおきてから知りました。	記録整備及び再裁定処理の遅れ
9251	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	早期解決を図るため、人員を大量に投入し、専門のチームを作り対応すべきと考えます。	早期に解決すべき問題と認識していました。 平成17年頃です。	窓口等の対応時には、丁寧に記録を確認し、その場で判明したものについては即時に処理し回答しました。 人員不足等による処理の遅れから、年金受給者等の皆様に大変ご迷惑をお掛けしたこと。
9252	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	記録問題については、専門的知識が無いと解決するのに中々難しいと思われます。早期の解決に向け、知識のあるOB等を戦力に人海戦術で対応するしかないと思います。	5千万件もの記録未統合があること自体問題化するまで知りませんでした。 基礎年金付番の時に未統合者がいることは分かっていましたが、年金請求までに統合できるものと当時は考えていました。	毎日特別便の窓口対応等で、考える余裕がありませんでした。 現場の職員は記録の不備がそんなにあること自体知らなかった人が多いと思います。全体に状況の共通認識が取れていないため、問題があっても個々の問題で終わり全体的な問題にならなかったことが、永年蓄積されて大きな問題になったと思います。
9253	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	様々なシステム対応もさることながら、システム開発、稼動までには時間を要することから、職員(非常勤や嘱託、派遣等を含む)を増員して手作業等により作業をおこなう。	漠然とそういった問題があることは認識していたが、それほど深い問題といった認識はなかった。年金記録問題として報道された頃に改めて認識した。	年金が申請ありきという思想があり、申請がなければ年金記録を積極的に確認しようとしなかったところ。結果、反省点として考えられるのは職場の風土であったり、職員のモラルではないかと
9254	地方庁	社会保険事務所長	特に無し	特に無し	採用され、仕事を教えてもらい、覚えていくうちに、このような問題点があることがわかりました。これが、世間に知られたとき、大変なことになるだろうと思いました。年金は、40年加入・納付し、その後、給付が始まる制度であり、一人一人の人生に関わるものです。これを踏まえると、誤りがあっては済まされないことだと思います。	お客様の話を聞いて、一つ一つ説明をしてきました。年金制度発足当時から、一人一番号制度を用いていれば、よかったと思います。
9255	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たらない。	該当無し。	基礎年金番号導入時に、本来制度ごと一人一冊のはずの年金手帳を、被保険者及び事業所の認識か薄く、複数の年金手帳を保有している者が多いことを認識した。	基礎年金番号通知に、他の年金番号未回答の者が多く、最終的にはその者が裁定請求するまでは完全な整理は終わらないと認識していた。当時、裁定請求までに記録整備がされれば、本人にも実害はなく、喫緊の課題ではないと考えていたことが反省点である。
9256	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在おこなわれている旧台帳記録との突合作業を事務センター等で集中的におこなう。 社会保険庁が所持している旧台帳記録をすべてWM等で確認がとれるようにする。 厚生年金記録で勤務先事業所名がでていないものについて、すべて出力されるよう改善する。 各自治体に対しての協力を強く求める。	とても重大な問題であり、大変残念である。 マスコミ等で報道されるまで問題に気づかなかった。	誠心誠意この問題を解決できるよう尽力しようと思います。 反省点として、資格取得・資格喪失・納付に纏わる届書や入力帳票等を保存期限経過により廃棄していたことがいけなかった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9257	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	1、徹底した広報により国民の皆様の協力を頂くことが不可欠と考えます。 何度、こちらからアクション(文書、電話、戸別訪問等)を起こしても全く反応していただけない方も多くいらっしゃいます。 勿論、それぞれの事情(手数を掛けても年金への反映が小さい、家族に過去を知られたくない等)があっての事と思いますが、問題解決のためには、このような方の理解も不可欠です。 ついては、各種メディアをフル活用し、国民の皆様への継続した呼びかけを是非ともお願いします。 2、組織全体が記録問題解決に特化すること。 今、国民が私達に求めているのは、この問題の一刻も早い解決だと思います。勿論、本来業務(納付率、徴収率、適用促進等)も疎かにするわけにはいきませんが、目指すフラッグが多すぎて現場は混乱することもしばしばです。 全組織が一丸となってこの問題に特化できる様な体制をお願いします。 3、現場経験者の活用。 どんなに賃金職員さんや委託業者さんを入れても、急ごしらえの方々にやっていただけることには限度があります。また、ややもすれば過去の轍を踏んでしまう恐れもあります。 法律改正の経過等にも詳しく、古い台帳等の見方にも精通している先輩、或いは、機構に採用とならなかった職員(重大な規律違反者は除く)をフル活用できるような環境整備をお願いします。	過去に対応したお客様の中に、一人で複数(最大で20以上)の年金番号を持っている方が数多くいらっしゃいました。また、特に女性の中には、意識的に生年月日や名前を偽って加入していた方も数多くいらっしゃいました。 その時は、たまたま全ての記録に行き着くことが出来たのですが「こういう方が数多く存在するとすれば、将来無年金になってしまうのではないか」という漠然とした危機感は感じておりました。 その後、基礎年金番号が導入され、大半の方が整理されたものという認識でおりましたが、10年が経過してもなお、5000万件の記録が宙に浮いているとマスコミで知ったときは、驚きとともに、どうしてもっと早く公表して国民の皆様への協力を呼びかけてこなかったのかと悔しい思いがありました。	一刻も早い解決に向けて、地方現場で出来ることは職員全員で対応してきましたし、これからも「記録問題最優先」という軸がぶれることのないよう進めて行きます。万が一にも、我々の不手際が原因で無年金になってしまったという方を出すことはあってはならないと考えます。 また、情報をオープンにすることがいかに重要かという点についても、深く反省すべきと思っています。 基礎年金番号導入時から未統合件数を公表し、継続的に呼びかけをしていたならば、これほどの制度不信を招くことはなかったと思います。
9258	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9259	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録に関する内容が含まれているかもしれませんが、平成14年から市町村から徴収事務が移行されたことで、過去の市町村の国民年金保険料損領事件等について、事務所窓口で対応をせまられることもあります。 事件については、すでに解決済みだと思いますが、事件の当該期間でなくても、国民年金保険料未納期間の照会につながったり、行政に対する不平不満の暴言を聞く側の対応としては、困ります。	お客様に対しては広報による効果を期待します。 また、職員に対しては、このアンケートのように、直接意見が届くよう、機会を与えてほしいと思います。	国民年金のサンコウタイプライターから機械化に移行する時期に採用になり、当時、昭和61年4月から国民年金の仕事をしましたが、昭和61年当時は、年金記録問題が起こってる意識はありませんでした。しかし、国民年金の適用の担当をしていて、市町村台帳との記録が違うこと、マイクロとの記録の違いは時々ありましたが、その都度訂正されていたので、こんなにも年金記録問題になるとは予想できませんでしたし、ショックでした。 具体的に現在の年金記録問題を知ったのは、再び国民年金担当になった、平成19年頃です。 平成19年までは、年金給付課で再裁定の件数もそれほど多くなかったですし、年金記録照会等あったとしても多くなかったです。 また、平成21年9月から国民年金特殊台帳との突合処理を担当し、あまりにも件数が多いことを知りました。	過去の紙台帳との違いや、マイクロとの違いが判明したときすぐに対応し、訂正したものもあれば、上司から年金裁定請求のときに訂正されるからとの指導で、先延ばしした経過もあったと思います。 だから、すぐやる姿勢でなかったことが反省されます。 平成9年に基礎年金番号制になったときの対応、処理方法をもっとキチンと組織できなかったものかと思います。直接担当する職員に問題があったのか、処理体制に問題があったのかは、わかりませんが、適正に対応していれば、現在の年金記録問題を軽減できていたと思います。 以前、社会保険庁の良いところは、昭和17年から年金記録を保管、管理しているからこそ、信用がある、と聞いたことがあります。自らも、人の為になる仕事がしたい、と望んだ仕事です。何とか、早期解決に近づくよう、努力していきたいと思います。
9260	地方庁	社会保険事務所課長級以上	脱退手当金の復活(一時金記録の取り消しによる)	共済年金のように利息(返還金)を徴収すべきである。	当初だけでなく、事業主責任もあると思う。 平成17年4月から7月頃	コンプライアンスの欠如と大盤処理による審査の甘さ。
9261	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	問題解決には、知識を持った人材が不可欠です。 社会保険庁が解体されますが、年金記録は国が保有する情報ですので、記録問題に関する窓口は、年金機構でなくともよいと思います。 希望者も含め、平成22年1月以降の進路が決まっていない、優秀な人材を登用して解決に当たってもよいのでは。 新しい窓口を設立し国民へ対応すべきでは。 オンラインシステムに、一刻も早く年金記録情報を登録すること。 現在、検索システムが、オンラインシステム以外にあり、しかも、窓口対応職員が、簡単に利用できない状態はいかがなものか。 年金番号の1番からすべて登録していくしかないと思います。 年金問題についての、マスコミ対応をもっとうまくして欲しい。 世論の流れもあり、やむをえないことかもしれないが、現職の社会保険事務所職員に浴びせられる批判は正当なものなのでしょうか。 そして、訴えている個人は、問題を正しく理解しているのでしょうか。	厚生年金被保険者証や年金手帳を退職時に受け取れなかったり、紛失したために、番号による情報が存在していても、本人が思い出せないために社会保険事務所側では登録できなかった問題と認識していました。 また、社会保険事務所側のミスとしては、コンピューターへ記録を移行した際に情報登録した内容に不備があったり、漏れがあったため、対処できなかった問題でもあると認識しています。 前述の問題は、採用当初から、国民年金加入時に処理を行う際、厚生年金被保険者証や年金手帳を持たない、または、知らない方が多く存在していると気づいたときに「この人たちは、将来、年金を受給するときに大丈夫だろうか？」と心配したことを覚えています。 後述の問題は、業務課担当時に記録の補正が必要な情報があったときにコンピューターへの移行作業の不備があったことを上司から教えられたことを覚えています。	当時から、徹底した記録確認を行って、年金裁定審査を行っていましたし、資格登録時も資格補正を行ったうえで登録をしていました。 年金証書を含め、年金手帳や厚生年金被保険証の扱いが、個人レベルでは重要であるという認識度が低かったと思われます。 再発行については、有料化などしておけばよかったのではないでしょうか。 年金制度だけではないのですが、法律に対する国民の認識度をもっと上げるべきではないでしょうか。 「ねんきん特別便」の発送前に、補正できる情報もあったと思われます。 残念ながら、年金問題が、選挙に影響するような形で取り上げられてしまったために、当時の政府が、「止むを得ない」答弁を国民にせざるを得なかったことが、準備不足の中での対応を迫られたのでは。 社会保険庁解体が早すぎたのではないでしょうか。 表面上、社会保険業務に鋭意・努力をしているとはしても、こうも公務執行常態が劣悪な状況(来訪者は殺到、人材は増えない、いわれのない苦情は増大)下で業務遂行意欲を保つことは、難しいと思います。また、解体が決まり、貴重な人材がいなくなった、または、いなくなるのは問題解決知識がある人材を手放すことになります。 共済組合に対する、共済組合機関を含め政府やマスコミの説明がとても不十分です。 共済組合の記録の管理や相談の窓口が社会保険事務所と勘違いしている方が多いです。
9262	地方庁	その他(社会保険事務所)		期間調査のどに努力する。	年金問題については、早急な解決にむけて努力しなければならないが、かなり昔の記録などは、解決は困難と思われる。 問題は新聞やテレビ報道の時期です。	期間の調査など本人の記憶などによるとこから、調査は難航している。 時間がたってからの作業によるところが問題と思われます。
9263	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金業務は過去のことから未来のことまで知らないといけないのに、資料等が整備されていない。	例えば脱退手当金の請求方法、支払い方法等時期によってこうだったとゆうような資料をまとめて、庁ランで調べたらわかるようにする等整備して頂きたい。制度の遷歴等、個人でもっている資料で探している状態だが、限界があるし、処理の仕方も変更が多く、今持っている資料が現在もあてはまるかどうか、悩むことが多い。多量のメールは消化できない。	昭和59年に就職して、年金手帳を一人で複数持っている人がいることは認識していた。今みたいに、新しく符番しようとすると、チェックが入る機能はなっかったと思う。基礎年金になって、他制度と共通の番号になってよかったと思うが、国民年金の20歳符番の際、大きな市で、よくある名前だと同じ名前、同じ生年月日で番号がひとつ違いということがあると思われるが、入力は番号と生年月日チェックが多いので他人の記録を誤入力することがあるのではないかと心配します。	個人で解決できる問題でしょうか？やり方を決めるとき、早急に決めるのではなく、現場や国民の意見を取り入れて決め、その後も改善していくことが大切だと思います。
9264	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない。	お客様のお話をよく聞きとりを行うことで、新たな記録が見つかる可能性を常に追求していく。	年金手帳を複数所持している被保険者が存在していることで、年金の受給権を確認するのが大変。 基礎年金番号制度が導入された頃。	年金相談窓口の対応やねんきん特別便の事務作業を積極的に実施した。 紙台帳や原簿からコンピューターに記録を移すことことを完璧にやるべきだった。 基礎年金番号制度をもっとはやく導入すべきだった。
9265	地方庁	その他(社会保険事務局)			納めていたのに収めていなかったり、加入していたのに加入していなかったりと将来年金を頼り(年金を既に受給されている方達は現在の生活の頼り)にされている方達にとってとても安心できない重大な問題になっていると感じていました。 正直数年前のテレビ等の報道で取り上げられて問題が大々的になって事の重大さを知ったかと思います。(厚生年金手帳番号を幾を何度も変わられて、いくつもお持ちの方がたくさん存在していることは以前から知ってはいました)	来客されるお客様等にできる限り親身になって記録解明のため応対しようとはしていましたが、なかには発見できない事例もありまだまだ不十分であったかとは思います。 基礎年金番号制度が始まる以前は本人から年金手帳の提示がなければ資格取得の際に安易に年金番号を払い出しをしていた所もあり、現在のようなシステムがもっと早く確立されていたら良かったかとは思います(今のようにオンライン業務でなく昔は台帳管理なので無理だったとも思いますが・・・) また、年金制度に加入するようになり年齢が若いうちは年金に関する意識がどうしても薄くなっているかと思われ、いざ年金をもらわれる頃にあわてている方もいらっしゃるので、若いうちから年
9266	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	昔の記録は不明瞭な部分が多いので、どこかで一線を引いた対応をしない限り終焉にはならないと思います。そのためには、政治的解決が望まれると思います。	宙に浮いた年金記録が5000万件あるということは、報道で知りました。平成9年に基礎年金番号ができた時、違う年金番号を持っている人は大勢いるとは思いましたが、これほどとは思いませんでした。	年金特別便の早期解決の処理を進めていこうと思いました。 記録の確認は、管理するところ、被保険者本人の合致が望まれるので、数年ごとに本人宛年金定期便のように知らせることをしなかったことが反省です。 なお、年金は業務量も多いし、法律も難しいので現在の職員で対応できるシステムの改善を、早くから取り組みしてほしかった。 たとえば、年金手帳はカードにし、キャッシュコーナーのように自分で記録の確認ができるようになれば と思います。
9267	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特別便回答作業等に従事する職員を増員する。 特に、機構発足時における年金記録課の定員が欠員となっているのは、受給者便の発送を控えているなかで、今後の記録問題解決に向け大きな足かせになるのではと懸念しております。	年金給付の仕事に就いた平成9年ごろから、基礎年金番号に未統合の記録は、年金請求時に解消されるものと考えてました。ただし、昨今の5000千万件もの未統合記録があるとは考えてませんでした。	年金請求時における記録の確認を確実に行うよう心がけましたが、当時はご本人様からの申出期間についてのみ調査確認等を行っており、以前から現在の対応をとっていればこれほどまでの問題にならなかったと思います。 ただし、氏名の入っていない記録の補正がWM導入時より行われていればとの大前提になります
9268	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9269	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	まだ未解決の部分については、簡単に解決できないものが大半であると思われます。 これらの解決については、スピード性は必要であるが今までのように安易に時間を区切るのではなく、時間をかけても慎重かつ十分な調査が必要であると考えます。そうしてでた調査結果は最終判断と割り切ることも必要と考えます。	事務処理を行っているなかでは、特に問題があるとは認識していませんでした。 「宙に浮いた年金」や「消えた年金」等、国会での指摘やマスコミによるセンセーショナルな報道等により実感しました。	上からの指示のもと、最優先に処理をする必要性を実感しました。 過去においては、事務所職員、事業所および被保険者とも年金よりも健康保険を優先する風潮があったことが、資格取得時等の新規付番の増加となり、今回の問題が発生することとなったと考えます。
9270	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	地道に一歩一歩取り組むしかないと思います。	個人情報の管理等の不徹底があったと思います。 問題の存在を知ったのは平成16年頃です。	自分自身がまず個人情報の管理等を再度徹底する意識を持つことです。 社会保険庁において、そういうことに対処する専門部署を早期に設置すべきだったと考えられま
9271	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	本人である可能性が高い記録について、再度、受給者と被保険者ともに電話連絡と戸別訪問による確認が必要と考えます。	採用当初である平成6年頃から統合されていない記録があることを知っていました。年金記録問題については信用回復のため最優先すべき問題と認識していました。	私は本人記録の可能性が高い年金受給者と被保険者を対象に電話確認、戸別訪問による確認をおこない、再裁定、記録統合処理をおこないました。また年金記録問題の反省点としては組織としてこの問題を積極的に解決に向けた行動をしなかった点です。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9272	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	特になし。	社会的な問題。年金記録問題がマスコミ等で頻繁に取り上げられてきた頃。平成19年の中盤頃から。	管轄の被保険者、年金受給者の立場に立った対応を行った。また加入の度、制度ごとに年金番号を払い出していたために、証書、手帳の紛失等もあり、混乱したと思われる。
9273	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	過去の台帳の再度の確認。 短期の未納者であれば、しっかりとした確認ができなくても前後の記録や 同時期に納付した身内等の納付を確認し認めていくことも必要と考えます。 また、現職だけでなく、ＯＢにも協力を要請し窓口や再裁定の処理をしていくことも必要では。 今までの知識を活用していただくこともいいと思います。	このような記録がもれていることをまったく知らなかったので、まずは驚き、納付していただいた方々に申し訳ないと思っている。 問題を知ったのは、報道等され始めてからです。	できるだけ早く、お客様に対し、記録を調査することが先決と考え記録の確認をしていきました。
9274	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		年金記録問題について世間で騒がれはじめ、報道により初めて知りました。	世間の社会保険庁への批判、毎日のように報道では年金記録問題が取り上げられ、電話や窓口では不平、不満をぶつけられ、精神的にも肉体的にもとてもつらい毎日でした。皆の記録が正しい記録になるように、一日でも早く分かった記録は統合し、既に受給されているかたは、今の年金額に一日でも早く反映させなくてはこの状況はおさまらないと考え、毎日頑張っています。 今となれば一人一つの番号が徹底されていればまだ良かったのかなとは思います。またもし今回の問題が起こる前にこの事が分かっていたのであれば、早くに対応し解決していればこんな大事にはならなかったのではないかと思います。
9275	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	存知していません。		基礎年金番号が導入される以前は、被保険者が複数の年金番号を持っていたため、基礎年金番号に未統合の記録が多数存在していた。 本人からの期間照会があれば、調査していたが、行政側から記録のお知らせをすることがなかったため、基礎年金番号導入後も、記録の統合ができていない記録が多数残ってしまった。 一人の被保険者が、複数の年金番号を持っていることは、昭和63年頃に社会保険事務所の年金給付課で裁定請求書の審査、決定をしている時に知っていたが、その当時は本人の申出により記録の調査及び統合をしていたので、特に問題意識を持たずに記録の統合をしていた。 全体の統合漏れ記録の実態については、平成19年6月に知りました。	ねんきん特別便の送付時には、社会保険事務所の窓口で、毎日記録相談を受け、1件でも未統合の記録をなくそうと、お客様の立場に立って取り組んできました。 その後、事務局で記録の調査・回答、記録の統合を優先課題として現在まで取り組んできました。 反省点としては、基礎年金番号の導入時期が遅かったことと、基礎年金番号導入後の記録統合に向けた取り組みが不十分であったと思います。
9276	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつきません	通常業務と平行して行うのではなく、年金問題の解決を専門に行うことが必要だと考えます。どうしても、片手間になってしまい、早期解決・正確性に欠けることになっています。 退職された方、過去に業務に携わった方を募り、どのように業務を送行していたのか等の解明が必要と思います。 古い台帳等、現在見ても解読・判断できないものが多くありました。	早く、そして正確に解決していくべき、重要な問題と認識しています。 平成10年ごろ厚生年金の期間調査を初めて携わったときに、こんなにも反映されていない記録があるのかと愕然としました。 早いうちに紙台帳やマイクロの記録はWM上の記録とぶつけるべきでは、と当時の上司と話していました。	過去記録に精通した人から資料等を譲り受け、現業務と年金記録問題を分けて業務を遂行するように心がけしました。 過去の流れ等がつかめず、やみくもになっている感じがありました。そして、精通している人間の退職により知識の無い人間の集団となり、組織ではなく、個人だよりになってしまっている点です。
9277	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険庁から公表されている内容、また新聞やテレビなどのメディアで報道されている内容以外の情報については把握しておりません。	年金記録を取り扱う現場職員と年金記録のシステム開発管理するエンジニアと連携を強化し、システム開発に現場の声を活かすことが重要と考えます。 また外部(政治家、学者、有識者)からの意見は、事業運営の参考にされると思いますが、それを尊重し過ぎると(たとえば後期高齢者医療制度の問題など)、住民の意識とのミスマッチが起こる原因にもなることがあるので、住民の代表や住民に近い現場職員の意見も同様に取り入れる仕組みが必要・大切と考えます。	年金記録の問題については、採用当初から記録管理する社会保険庁システムや実務スキルの構築に不十分な面を感じており、このままだと一部の住民に対し正確な給付ができない恐れがあるかも知れないと認識していました。	年金記録問題の発生した要因を考察したところ、端的に言いますと地方の現場と本庁の間、また法令作成者と住民(被保険者)との間にそれぞれ制度に対する温度差があったと思います。 そのため記録を管理するのに重要なシステムの開発が遅れたり、不十分なものになっていたのではないかと思います。 また、職員のスキルなど人材育成の面でも私が就職した平成4年当時は新人職員への初任者研修はあったものの具体的な実務研修はなく、自己の努力で実務を習得し、お客様に対応するなど不安を抱えながらの業務送行でした。 要するに、法令や実務の知識が住民(被保険者)を守り、制度を守り、現場の職員を守ることになる。そういう認識が欠如していたのではないかと考えます。 近年はかなりその部分では改善されてきていると思いますが、金銭や財産を扱う組織として高度なシステムの構築と金融業界並みの実務レベルが求められるものと思います。
9278	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録が正しく記録されていないことは、昭和53年ごろから認識していました。社会保険庁で保管されている旧台帳は未入力のままでした。また、社会保険事務所から進達された国民年金の資格・納付記録や厚生年金の資格記録についても社会保険庁の原簿記録に統合できず事故記録のままになっているケースが多いことも知っていました。	対応は、全くしていません。今も昔も現在担当している仕事を業務の取り扱い要領に基づき行ってきました。一人ひとりの職員としては年金記録の記録・保管については関係している部分では当時の業務取扱に基づき処理しており、完璧かどうかについては正直不安はありますが、特に反省点としてはないと考えています。
9279	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	"自発的に"収録されてるデータベースを見直していくしかないと考える。 当時の紙媒体で突合せしていき、それで確認ができなかったものについては、被保険者の記憶や事業所の人事記録等で確認していき、それでも確認できなかったデータについては公示・公表し、名のり出ずまま生存が不可能となった時点で解決と位置づけていく、という方策を考える。生年月日が不明瞭な者については、氏名等から住基ネット等で把握していく。 また、これから収録していく将来の被保険者のデータについては、例えば、1次入力者と2次入力者とで実行するなど、複数名による入力作業ではじめて完了するものとし、入力データが一致しなかったものは改めて入力しなおすことで、ヒューマンエラーに基づく入力誤りの防止の徹底を図っていく。(今までの方法は、一般職1名で1日に何百件という入力作業を行う日もあり、入力誤りをすると、取消の決裁が必要であるから、これについて怒られるのを恐れてそのまま放置することもありえた。さらに、チェック機能としての決裁業務の形骸化も考えられ万能ではなく、全国のデータベースを構築する方法としては、適切でなかった。)	[どのような問題と認識] 年金記録問題は、当時に収録された納付記録データ等が不明確でも、長年これを放置してきたことが原因である問題と認識していた。 また、それを管理するオンラインシステムも実用性に欠けていた。 [存在することを知ったのはいつ頃] 採用間もなくに気づけると思います。	[あなたはどのように対応しようとしましたか] 誰のものかわからないデータを見つけても、誰のものかわからないので、対応することができなかった。 [現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか] IT部門が未熟な点。 システムの入出力に携わる職員の意見集約等を行い、実用性や操作性の不具合などを考慮せず、プログラミング開発をしていた点。 ほか、名前・保険料領収日などを入力しない等、言わば普通でない管理で公的年金の納付記録を蔑ろにし、国民の老後の生活を保障する権利を侵害してしまった点。
9280	地方庁	その他(社会保険事務所)	制度発足当時から終戦前後にかけて、WMに収録されていない記録がまだたくさんあると思います。	地道な作業ですが、民間委託してでも台帳通りにすべての記録を収録するしかないと思います。	氏名索引等でWMですぐ判明する記録はまだなんとかなりますが、収録されていない記録があるのはなぜか?オンライン化された当時、どのような事務処理がされていたのか疑問に思いました。 平成17年に記録の補正を担当した時にこの実態を初めて知りました。	収録されていない記録はできるだけ補正依頼がなくても収録していきたいと考えましたが、業務センターからや事務所からの補正依頼が膨大でなかなか手が回らなかったのが実態です。一人で手番をいくつも持っていることが年金問題の原点と思いますが、制度発足からの周知徹底の仕方にも問題があったと思いますし、事業所整理記号、氏名、生年月日すべてが台帳通りに収録しきれていないことが今回の年金問題の大きな原因と考えます。
9281	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	新たな事項は知りません。	年金相談等、お客様へご説明する際に確認すべき事項(項目)を全国統一化するとともに、その対応方策を整備することも良い方策と考えます。	社会保険事務所の年金給付課に在籍している時に、お客様が複数の手帳番号をお持ちで、記録が統合されていないものがあることを知りました。	年金給付課に在籍していた際は、お客様に説明する際に、記録の確認の上で、年金給付の裁定業務をしていました。 反省点としましては、ご本人様の記憶によるところも多いことと、記録の台帳確認の為、他の社会保険事務所に確認する際に時間がかかる場合があること等、と考えます。
9282	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない。	1件づつ地道に解決していくしかない。 本人のではないと回答した人に何度も送付するのはやめて欲しい。(その度に苦情を言われるし、いつまで経っても解決しない。) 払出と突合したカセット解除を早く終えて整備すること。	元々、厚年と国年の制度が別々に存在しており、各々の手帳を持ち、かつ、手帳を失くしたり、忘れた人に簡単に新しい手帳を交付した事が原因で、平成9年1月の基番がスタートした時に業務センターで驚ったキーパンチャーの入力ミスの多さがプラスし、紙台帳でやり取りしていた時の進達もれ、入力もれ、過去の二重払出、紙台帳の不完全入力によるカセット解除の未処理等が重なったものと思う。 今回の年金問題で知りました。	来所された時を最大限に生かし、本人の記録かどうか調べられるあらゆる方法でチェックし、今後、何度も書類を送付する事のない様、本人に納得してもらえるまで確認しています。 不備記録の整備、カセット解除等、完全に終えた後に、本人に特別便等を送付すれば何度も送付したり、何度も回答してもらわなくても良かったのではないでしょうか。後手、後手の対応だった様に思います。
9283	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金保険料の紙台帳記録をWMに入れる際に、前納や差額納付等 一律に納付済(A)で入力されている。 このことによって、定期便等に出力されている保険料の納付済額に相違が生じてしまうこと。	解決するには国民年金加入者全員分の記録の突合が必要だが、 突合業務によりミスが生じてしまうと新たな記録問題に発展する可能性があると考えますので、完全に解決するのは難しいと考えます。	複数制度を行き来する被保険者の無理解により簡単に年金手帳を何冊も 持てたことが大きな問題ではないかと思います。 年金手帳を一冊で管理することが出来れば、基礎年金番号導入による 未統合手番は格段と少なくなったであろうと思います。 被保険者は「事業主に任せていた」「社保に任せていた」と言い、 自分で把握することが出来ていなかった原因は、制度の複雑さから 理解するのが難しいというものだと思います。 未統合の記録があると聞いたのは基礎年金番号導入時頃。	以前は、年金手帳番号が2冊以上持っている方に対して、 「年金の請求時に一本にするといいですよ」と対応を行なっていました。 しかし、それは間違いであり「記録判明時には即統合する」というスタンス でなければならなかったと思います。
9284	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在取り組んでいる特別便や定期便の調査を徹底することだと思います。	新聞や報道でとりあげられるようになったときに知りました。 今までに取り組んで解決すべき事を長年にわたって放置していたために生じた問題だと思いました。	お客様に記録を確認していただく方法をとっていますが、高齢者や障害をお持ちの方などに確認していただくのは難しいことだと思います。 昔の職歴を覚えていないという方が多いのではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9285	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	一連の年金記録問題を解決するためには、自庁のみでは限界の部分があるため、市区町村(自治会等も含め)や関係団体等と協力して、当時の背景や事情を確認しながら、慎重に事を進めなければならない。当然、本人と思われる方に接触して聞き取りも行っていく必要があると思料します。	年金記録問題は、"人権"に関わる大きな問題だと感じています。 平成19年5月以降、国会の社会保険庁関連法案の審議中に、社会保険庁のオンライン化したデータ(コンピュータ入力した年金記録)にミスや不備が多いことが指摘され、マスコミ等に「社会保険庁のずさんな管理」が報じられたことをきっかけに、年金記録問題の事の重大性を知ることになりました。	「ねんきん特別便」の回答の折に、被保険者や年金受給者から記録のもれや誤り等の申し出があれば、相手の話を真摯に受け止め、誠心誠意対応するよう心掛けていました。 また、フォローアップで電話等により照会を行う時は、当時の背景や状況などを細かく聞き取り、正確に本人の記録かどうか判断するよう努めていました。 もし、本人の納得が得られず第三者委員会への申し立てを希望する場合は、申請方法等について丁寧に説明しました。 平成9年1月、基礎年金番号導入の際、基礎年金番号通知書とセットで現在加入している制度以外に公的年金に加入したことがあるかを回答するハガキが送られ、加入があると回答した方について氏名・性別・生年月日の3項目による名寄せを行った上、記録を統合した経緯があります。 しかし、こうした回答のあった方の場合であっても、元の紙台帳からコンピュータに入力する際、誤った入力を行えば、本人の記録と断定できない。(…紙台帳を見ると確かに「氏名」など解読不明な記載文字もあるが) この誤った記録をその時きちんと調べて修正しなかったこと(…年金裁定の際に調べればいいと安易に考えていたのか)、個人データや保険加入期間、保険料納付記録などを定期的に知らせ
9286	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	年金記録問題については、全国データの閲覧や、スピード化がもとめられる。 以前に退職された方や、12月末で退職される方、処分等で日本年金機構に 採用とならなかった方々の中には、資格照会業務のエキスパートの方もたくさんいらっしゃると存じます。ぜひそのような方々にご協力いただければとおもいます。 現在のように派遣職員が2カ月間だけきて、契約期間終了。とりあえず2カ月という、責任のなさ。そのような方たちに調査させて、本当にちゃんとした回答ができているのかと思ってしまうこともあります。 ただ人員だけ投入しても、効率はあがらないとおもいます。 派遣職員なら、せめても半年、1年更新にしていただき、責任をもって仕事をしてくれる方を派遣	入所当初は、厚生年金記録の問題は、全国でこんなにたくさんの件数があるとは思いもしませんでした。 当時に(7年前)資格照会担当で、ご本人様からの照会文書の内容と、紙台帳による照合に、ご本人様との氏名、生年月日、勤務期間等、年齢を重ねられるごとにご本様の記憶もあいまいになり、さまざまない違い等はその当時からあったことは存じておりました。 なお手書きの台帳の機械化のさいのデータ管理、入力ミス等もあり、このような問題がおこったのではないかと認識しています。	照会文章に関しては、その当時出来ること(紙台帳、マイクロフィルムの確認、 払い出し簿照合、他庁照会)は責任をもって調査し回答してました。 また、上記でも申しておりますとおり、紙台帳機械化のさいのデータ管理、入力ミスも反省点に挙げられると思いますが、社会保険庁としての広報も不十分であったため、国民自身の年金への理解がされてない点も挙げられるとおもいます。 基礎年金番号導入時にもう少し時間をかけ、調査等していただいていれば、国民の信頼をなくすことはなかったのではないでしょうか。
9287	地方庁	その他(社会保険事務所)	・社会保険業務センターが管理する「旧台帳」の記録がWMで確認できない。 ・年金記録の判明が必ずしも年金額の増額につながらない。そのため、「統合されない手帳番号」が解消されない。 ・裁定後の3号期間中の厚生年金記録判明について、平成21年8月に「厚生年金資格喪失後の期間については3号特例とはせず、3号期間とする」旨の通知があったが、この場合「またく手続きをしなかった者」の方が「厚生年金に加入した時点で国民年金の喪失手続きを行い、喪失後の国民年金加入手続きを失念していた(1回は手続きを行った)者」より有利な取り扱いとなっている。 また、本来3号とはなれない期間(配偶者の厚生年金喪失中・配偶者が65歳以上となった等)の	・「旧台帳」記録をWMで確認することにより、期間照会(記録照会)業務が飛躍的に進むことが期待できるため、その作業を行うべき。 ・記録の判明により減額になる者については「現在の年金額」を保障する取り扱いをしない限りは「統合されない手帳番号」の解消につながらない。 ・3号期間についてはさまざまな問題があり、「年金を受給している者には現在の年金額を保障」した上で登録されている配偶者記録との突合せが必要ではないかと思われる。また、「いつ手続きをとったか」で取り扱いが変わるのは不平等であるため、取り扱いを平等にするべき。	・「この他に年金期間があったら必ず申し出るはず」と考えていた社会保険側と「国のやることに間違いはないはず」と考えていたお客様側の「意識のずれ」により生じた問題であるとの認識があった。平成15年に年金給付課に配属、その1年後くらいには、この「ずれ」の存在には気がついていた。	・当時は氏名検索等で本人と疑われる記録が検索されても、「事業所名」をそのまま申し上げることは許されていなかったため、「所在地」や「職種」などできる限りの情報を伝え、思い出してもらおうと対応していた。 ・現時点で見た場合「申し出たかったが、とてもそんな雰囲気ではなかった」という社会保険のお客様対応のまずさが、まず第一の反省点として挙げられると思う。記録管理の杜撰さ(生年月日入力の誤り・氏名のふりがな誤り)等も反省点として挙げられる。
9288	地方庁	その他(社会保険事務局)			年々累積していく問題だと思われました。 どこかの段階で大きく取り組む必要があると思いました。	ハードウェア的な問題点が多分にあり、個人で出来る範囲に限界があると思いました。 現在WMで台帳検索が可能となり、以前とは比較にならない程業務効率が向上したと思います。 検索機能等の向上が必要だと思いますので、システム的な改善が必要だと思います。
9289	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		基礎年金番号導入後、統合されていない手帳記号番号が多数あることは問題だと認識していました。	国民年金の加入手続きの際に、他の年金番号をお持ちでないかの確認を行っていました。また市町村役場へ同様に依頼していたが、繁忙期など、確認が不十分なこともあったと思われます。
9290	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	お客様ご自身が、年金記録の情報提供を受け、確認していただくことが一番重要であると思うので、ねんきん定期便などのアプローチを確実に実施していくことが今後の記録漏れ等を発生させないためにも必要だと思う。	基本的には裁定請求時にきちんと記録統合を行っているものと思っており、未統合の件数は把握していなかったがそんなに多くないという認識で、年金記録問題という問題意識は薄かった。 [redacted]受給権発生日前の期間追加」(記録漏れ)は支払調整係が再裁定により対応することを知っていたが、平成19年春頃の報道で、初めて件数等の全体像を知った。	報道以前は問題意識が低かったせいもあり、対応しようと行動は起こしていない。反省点としては、①「未統合の記録があることは問題である」という問題意識は薄かった。②裁定請求時に記録統合すればよいという考え方③裁定請求時に記録確認がしっかりされていない点④オンライン以前の古い記録について、記録整備がされていないことや機械照会に対応できていない点などがあげられると思う。
9291	地方庁	その他(社会保険事務局)	旧法厚生年金(特に最低補償額の遺族年金)受給者の裁定原簿の厚生年金記録が月数をあわせるため適当に入力されていることが多い。特別便を原簿記録で送付しているため照会、トラブルの一因になっている。昭和15年から厚生年金に加入しているようなありえない記録が届いているケースもある。 年金特別便で本庁からの回答で記録なしとされたものを持参される方の厚生年金記録があっさり見つかる例が多い。特別便を減らすために適当な調査で済ましているのではないかと思ってし	裁定原簿記録と厚生年金記録の突合を行うこと。 他庁照会を行ってから本人へ回答すること。 各県のマイクロの収録状況を確認すること。	整合性のない記録が多々あることがあったため、見つけたときはその都度補正をおこなってきた。おかしな記録を見つけるたびになんとかしないといけないという大変なことになると思っていた。長官がこられた時に意見を求められてそのようなことを書いて提出したと思う。 昭和63年頃地方での記録補正が可能になったときに庁から送付された事故リストの数がすごかったのを記憶している	接客の際にはWMにある古い記録は絶対だと思わずに対応していた。いろんなことを一時期につめこんで実施したため同じ人に何度も同じような通知がいってしまって混乱を招くことになった。業務に見合うだけの人員が足りない。
9292	地方庁	社会保険事務所長	公表されたいる以外は知りません。	謝金職員等を雇用し回答処理を行っているが、記録が見つからないと判断することは慎重におこなわなくてはならない。 通常業務との兼ね合いもあるが、ベテラン職員を配置し取組むことが解決にむけて重要だと思います。	相談コーナーに在籍時(平成13年)相談の際、名寄せ記録で本人のもの思われる記録があっても、こちら側から会社名を伝えることが出来ず、いろいろヒントを話対応したが、本人からの申し立てがなければ本人記録と判断できなかったこと。 会社名の申したてがあり索引するも、生年月日の相違、名前の読み方の相違等あり非常に時間のかかる作業だと認識していた。	年金特別便を全国民に発送する前に、管理している記録がどのように管理されているかきちんと検証してからおこなうべきであったと思う。 現場から見ると、非常に計画性のない、短期間での作業となっていると思う。 そのため、体制も整わない中、1人の方に何通も特別便が届く、再裁定に時間がかかる等のことで現場は、電話と窓口対応で混乱した。
9293	地方庁	その他(社会保険事務所)	ねんきんダイヤルの電話対応について、ねんきん特別便の業務センターからの回答について、詳細について聞かれると、最後には住所管轄の社会保険事務所に問い合わせてくれと説明しているが、業務センターで回答出しているのと、本人からの回答表も事務所にはないため、事務所では本人にたいして詳しい説明ができない。本人はねんきんダイヤルにかけても解決せず、事務所にかけても解決しないために電話のたらいまわしや、ねんきんダイヤルの対応の悪さに、ねんきんダイヤルはお金の無駄なので廃止するべきと良く意見をいただいています。 ねんきん特別便回答ダイヤルにこちらから電話をしても事務所から本人に説明してくれと言われるし、本人の特別便の回答にたいしても一週間以上回答表のFAXが時間かかる、こちらでは調査回答していないため、事務所から本人に説明するにではなく、回答している業務センターから直接本人に説明してほしい。被保険者はこういう事情を知らないために、たらいまわしだ、なんでそんなに時間がかかるんだ、と良く言われます。	業務センターからの回答の中にねんきんダイヤルではなく、回答している業務センターの電話番号を問い合わせ番号として入れるべきであると思います。 回答しているわけですから、事務所にまわすのでわなく、回答しているところが最後まで責任をもって説明するべきではないでしょうか。 回答が届いてないかたにたいしても業務センターでは回答を再交付できないので、本人からの回答表をFAXするから回答を再度事務所からしてくれというのはおかしいのではないでしょうか。	消えた年金記録はマスコミで騒がれるまで認識していませんでした。	反省点は私出張の管理や、台帳(マイクロ)の管理をきちんとするべきだったと思います。 年金の手続きや納付など、区市町村と事務所で別れているのが問題だと思います。手続きや納付は国民の皆様の利便性からして、圧倒的に数が多い区市町村で行うのがいいのではないでしょうか。 接客の時に消えた年金記録について意見をいただく事が多々ありますが、私が対応したのは、過去の記録がなくなっている方がいるという事実を認めたうえで、今の私たち職員はきちんと事務処理をさせていただいていると説明しています。
9294	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		基礎年金番号が始まる平成9年1月以前は、年金記録問題についてあまり意識することはありませんでした。 基礎年金番号がスタートしてからは、過去記録の整理・整備により一定程度整理がつくと考えていました。 また、裁定請求の時点で、本人の申請により年金記録をきちんと調査した上で、年金記録を確認し正しい年金をお支払いすることが最善の策と考えておりました。 私自身、オンライン完成後の採用でしたので、紙の台帳で管理していた頃を経験していない上、紙の台帳からオンラインへの切替は間違いなく行われているものだと認識していました。 しかし年金記録問題に携わるうち、マイクロとオンライン記録の相違が数多く見つかる等があり、オンラインへの切替作業がどのような体制で行われていたのか、ここに原因のひとつがあると思	お客様の立場に立って、申立があった期間の記録を探し出すよう努力してきました。 現時点で見た場合、オンラインへの切替時、基礎年金番号導入時の体制に問題があったのではないかと思います。
9295	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		すぐに解決できる問題ではないと感じていました。マスコミで取り上げられて初めて知ったことなので、時期はその頃だと思います。	大きな問題としては、地方庁と本庁との間に意思疎通がとれていないことだと思います。これは、記録問題にかかわらず、すべての事業に言えることだと思います。
9296	本庁	その他(本庁)	2009年10月入庁したばかりで知りません。	将来的には画像データ活用等いろいろあると思いますが、まずは「年金特別便」「年金定期便」等の既存施策の徹底フォローだと思います。	1. 紙台帳からコンピュータ管理への移行期における確認不備と 2. 基準の徹底不足と認識しています。	反省点としては、業務処理における基準(マニュアル等)の整備とそれを徹底させる仕組み作りだと思います。又、PDCAサイクルを確立し基準を常にブラッシュアップする仕組みも大切だと思

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9297	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		長い歴史の中で、手作業から電算機管理等への切り替え等において発生したヒューマンエラーやプログラムミス等がつみかさなったもの	地味な作業だが、ひとつひとつを丁寧に確認していくことが必要
9298	地方庁	その他(社会保険事務所)	以前から指摘されていた事柄ではありますが、第3号被保険者特例措置該当届の問題があります。 3号を遡及認定する場合、配偶者の扶養に入っていた(あるいは無収入であった)という証拠書類が揃えられず、結果的に未納扱いとなってしまう場合があります。 過去記録の統合作業が進めば進むほど、浮き彫りになってくる問題かと思われます。 それに付随して、受給者の3号特例問題もあります。3号特例の申出日＝納付日という扱いのため、受給者の3号特例届が提出された場合、返納が出てしまうケースが出てきます。 先日庁から出た通知は、現行法に対して、かなりグレーゾーンのものだったと記憶しています。	現行法では対処のしようが無く、法改正を望みます。通知通達で対応していくのには限界があります。法改正無きまま対応を続けると、庁の通知自体が法律違反であった、などと後になって判断されかねません。	平成17年に入庁しましたが、当時から認識はありました。ただ、具体的に5千万件という件数が発表された時は、驚愕しました。	残念ながら、職員個々人で対応できる事には限界があると思われます。 裁定時の過去記録確認についても、調査する人間のスキルが大きく関わると思いますので、私自身、どのように対応したかというよりも、名寄せ対象者の統合作業を円滑に進める以外にできる事はありませんでした。 基礎年金番号の制度・概念自体は間違いでは無かったと思います。しかし、未統合の手帳記号番号の件数は、毎年公表するべきではなかったかと思います。 結果的に、もっと早く手をつけなければいけない問題であったことは間違いありません。
9299	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	現状のまま、1つ1つ処理をしていくしかないと思います。	今年の4月に採用されたばかりなので、問題が存在することを知ったのは採用以前でした。 年金記録問題に関しては、重要な問題だと認識しております。	[redacted]第三者委員会への審査進達事務をしておりましたので、年金記録問題に直接かかわってまいりました。事務所より進達された申立書を事務局にて滞留させることなく、最善をつく第三者委員会へ進達してまいりました。 反省点としては、事務局サイドから見てみると、各事務所間において事務局に進達される時間(申立日より事務局へ進達される日)の温度差がかなりあったにもかかわらず、事務局より『書類は受付をしてから10日以内に第三者委員会へ進達しなくてはいけない。』ということを強く言えなかったことです。 第三者委員会が発足して事務処理マニュアルができた当初より、事務処理に関する決まりごとの厳守を徹底できていれば、各事務所間での温度差はあまり感じられなかったと思いますし、期
9300	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金保険の戦歴原簿に適用事業所名称の一部または全部が相違している事例や、昔の事業所整理記号の切り替えの影響とおもわれますが、戦歴原簿がなく、『ねんきん特別便』や記録照会回答票に、『厚生年金保険』と表示される事例が多数みられます。 これにより、被保険者や受給者から照会を受け信頼を損ねる一因になっています。 なお、戦歴原簿が相違していると、そこで加入されていた方のねんきん特別便や記録照会回答票が全て相違することとなってしまうため、影響は大きいと考えます。	戦歴原簿が一部または全部が相違している事例については、業務センターに依頼し訂正することで回答を行ってまいりました。しかしながら、訂正までに時間を要することから照会者に不信をもたれる一因となっています。 そこで、各事務所にも適用事業所名簿がありますので、それにより各事務所において訂正を可能とすることで迅速な回答が可能になると考えます。 『厚生年金保険』と記載されるものについては、被保険者名簿等を確認し、記録照会回答票等に手書きで記載することで回答を行ってまいりました。しかしながら、それはその場1回限りのことであり、以後の年金相談などで確認した結果を永続的に管理する必要があると考えます。 そこで、被保険者や受給者個人の年金記録に直接入力を行い、個人毎に適用事業所名等の管理・照会を可能とすることで、今後の迅速な対応が可能になると考えます。	厚生年金の期間調査や年金請求の事務をしているときに、今回のような基礎年金番号に登録されていない手帳番号があることや、WMに氏名等が登録されていない記録があること、基礎年金番号制度ができる前に各制度で番号が付番されており整理が済んでいないもの、同制度内でも重複して番号がとられていたもの等がみうけられることは知っており、それは被保険者や受給者からの期間調査や年金請求の際に調査確認し訂正登録統合することで解決できるものと考えておりました。 しかしながら、基礎年金番号に登録されていない記録が5000万件あることや 氏名等が登録されていない記録が400万件あることを知ったとき、それが被保険者や受給者からの期間調査や年金請求の際に調査確認することだけでは、解決できない問題であると知りました。 今思えば、年金は何十年もの長期にわたるものであり、その間ご本人が短期間加入されていた場合等で、手帳を紛失され昔加入されていたご記憶がうすれている場合は、期間調査や年金請求の際に完全な確認ができるはずもなく、こちらから加入者全員にお知らせしなければ解決しな	これまでも、被保険者や受給者からの期間調査や年金請求の際には、ご本人のものではないかと疑われる記録が判明した場合には、電話や文書でご本人の記録であるかどうかを確認してまいりました。 しかしながら、申出がある方はともかく、そもそもWMに記録がないもの、申し出がない方等は、それすら不可能であるため、氏名等が登録されていない400万件への対応等には積極的に対応してまいりました。 これまで申出がなければお知らせすることがなかったという点が最大の反省点であると考えます。それを踏まえ、今回の申出がなくてもお知らせをする『ねんきん特別便』や58歳通知等は、たいへん意義のあるものと考えます。
9301	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	一つ一つこなしていくしかないのではないでしょうか	疑うことがなかったので大騒ぎになるまで知りませんでした	一人一人丁寧にお客様にせっしていく
9302	地方庁	その他(社会保険事務局)	周知の問題以外には、知っていることはありません。	期間を定めて、専門で担当する人員を確保して処理に当たる必要があると考えます。	個別に対応する問題だと認識していました。平成17年から平成18年頃だったと思います。	領収書等の資料の提示を求め、当時の状況を聞き取って判断をしようとしました。 現時点からみると、庁全体での基準がなかったため、事務局ごと、事務所ごとに判断が異なってしまう可能性があることが反省点として挙げられると考えます。
9303	地方庁	その他(社会保険事務所)		人とお金と時間をかけて、可能な限り未特定の記録をなくす。	完全解決はできない問題。 マスコミ等で、年金記録問題が大きく取り上げられた平成19年頃。	お客様の照会申出に、可能な限り回答してきた。 記録の管理に関して、長期的な視点が欠けていたこと。また、自分も含め、職員自体にもお客様の長期的な記録管理を行っているという意識が不足していたこと。
9304	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金保険料納付について、紙台帳において年度納付月数管理しているものについて、各月変換する際に、明文化した取り決めがなく、処理した時期、担当箇所によって取り扱いが違っていたと思います。 よって、6ヶ月納付の場合、4月から9月にした場合と10月から3月に納付記録変換したケースがありました。被保険者ご本人に確認したことはほとんどの場合なく、事実と相違した納付記録(納付月)になっていると思われます。	国民年金保険料の納付においては、特に昭和46年度以前分については、月毎の納付確認をするのではなく、年度単位での納付月数を勘案して納付記録確認をさせていただく必要があると思料します。	年金制度と組織の信用失墜および国民の皆様を不信、不安な渦中に陥れた社会問題であること。また、自分自身の積み上げた公務員生活を基盤から覆され、否定された様な由々しき問題です。 平成18年ごろと思います。	失った信用の絶大さを真摯に受け止め、信用を取り戻すため、正しい記録の綿密な調査、コンプライアンスに則った事業、事務の実現および接遇はもとより、24時間一社会人として恥じない行動に努め、お客様の目線、感覚をできるだけ意識また聞き取り、正しい年金制度と記録を提供することに努めています。一日でも早く皆様の記録確認を完了させるのが使命と努力していますが、正しい制度理解をいただけない方等の記録調査、相談対応に割かれる時間は、膨大であり問題視すべきことと思います。 また、記録確認調査は、事務所において消化できかねる事務量であること、記録が確実にオンライン確認できない中(カセット管理や今後つき合わせによる補正が考えられる)での現場調査は、修正される可能性のある回答では、今後新たな不信感を煽る結果となり、いつまでたっても信用いただける組織になれないと思料します。 また、時間を要することで、事実お亡くなりになられる方々もいっらしゃる中、突き詰めた記録確認だけでなく、解消方法の見直しも必要であると思料します。
9305	地方庁	社会保険事務所課長級以上				基礎年金番号導入時において、他年金番号の所有についての調査・確認、および統合処理が不十分であったことが、反省点として挙げられる。
9306	本庁	その他(本庁)	ありません。	現行方策をすすめるべきだと思います。 そのために、台帳等のデータ化などさらに効率をあげる方策をとるべきだと思います。	入庁直後(平成15年4月)に年金記録問題を認識しましたが、現在と同じ認識であり、変更ありません。	組織として真摯に反省しなければならない問題と考え、事務所窓口相談や戸別訪問などを行う際には、一件一件誠心誠意をこめて対応させていただきました。
9307	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・承知していない。	・半世紀以上も前からの記録を短期間で全て解決することは、不可能である。どこかで区切りをつけて、記録問題を専門に扱う事務センターのようなものを中央に設立し、処理していくしかないものと思う。相当な期間を要することになる。	・大変重大な問題であると思いました。 ・整備されずに放置されていたものも含めて、5，000万件もの膨大な記録が存在することは、マスコミで騒がれるまで知りませんでした。 しかしながら、基礎年金番号制度が導入される前までは、各制度ごとに付番され、厚生年金と国民年金等の記録は制度上統合されず、それぞれの制度で管理されていたため、発足時点から存在していたものである。 ・コンピューターシステムが導入される前は、現場の事務所では、業務センターが示したマニュアルに従い、被保険者記録を毎週業務センターへ進達していました。現場としては、当然記録は整備、登録されていたものと思っていました。	・時間はかかるが、被保険者個々について、確認、整備していかなければならないと思った。 (反省点) ・半世紀以上も紙で管理していたことも一因であるが、現在のようなコンピューターシステムは、当時存在していないため、加入者全員の記録を正確に把握、管理することは無理があったと思われる。当時、今のようなシステムがあったとしても、人が管理する以上、100%完全ではない。 ・各制度それぞれで年金番号を付番していたが、ほとんどの方が現役の時点では何の支障もなく、年金の請求時点で初めて記録を統合していたこと。 ・基礎年金制度を導入する前に、各制度の記録を被保険者に周知し、確認、整備すべきであった。 ・社会保障番号のようなものを、出生時に付番すれば、今後はこのような問題は限りなくOになる
9308	地方庁	その他(社会保険事務所)	存知ません。	信頼を回復出来るよう、真摯に取り組むことが重要と考える。	コンピューター管理される以前に発生した記録漏れが、主として見つかったものと認識していた。 2，3年前にマスコミ等で取り上げられた頃と思われる。	信頼回復に向け努力するしかないと考え、日々取り組んでいた。 古い記録もきちんと確認できるよう、最低限のものは残すべきだった。 記録確認等のチェックが、しっかりできていなかったと思われる。
9309	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現行システムについては、基礎番システムが確立し、定期便による点検など、完備されつつあると見ております。過去記録に関しては、ご本人への照会等を丹念におこない、地道に行うしかないものと思います。 むしろ、危惧されるのは、現在の新規適用時、定時決定時等の調査が果たして万全なものか。集約処理のなかで、緻密さが失われているように思われます。今後年金記録問題を生じさせないためにも入り口での審査・点検体制にも着目する必要があると思われます。	平成9年の基礎番付番時に、記録の不備がかなりのものであることを改めて認識し、この状態で基礎番付番、通知してよいものかと思いました。ある程度記録の整備を行ったうえで付番すべきではないかとも思いましたが、基礎番システムの導入が遅れれば問題がさらに拡大したので、付番のタイミングは、あの時点ではよかったものと思います。ただ、基礎番付番後の過去記録整備があまりにも不十分であり、また、記録問題に対しての関心が低いもので、いずれ問題になるとは予想しておりましたが、これほどのものになるとは思いませんでした。	担当者のレベルでは、事業所に対し、他手番を持っている方は事務所に申し出るように周知はしましたが、徹底できませんでした。 反省点 問題意識が希薄であった。 問題を先送りする傾向があった。 年金制度を根底から支える記録の整備の重要性を職員一人々々が深く認識し、職務に当たる必要があります。
9310	地方庁	その他(社会保険事務所)	氏名漢字の読み方、入力の違いで同一人物の記録が統合されていなかったり、本人が生年月日を偽って就職していたりして、記録が統合できていなかったりするケースが見受けられた。 また第3号制度の周知が徹底されていなかったことにより、未納になっていたり 過払いのケースもあった。	市町村との連携で戸籍に登録されているとおりの氏名の読み方、住民票の異動届が出されたら、年金記録のデータにもリンクされるようにした方がいいと思う。 第3号制度については、配偶者が厚生年金加入していれば、自分も厚生年金加入だと思っている人が多々いる。配偶者の就労状況によって第1号になったり、第3号になったりという制度はわかりにくいし、その都度の手続き漏れも出てくるので、第3号制度は廃止にし、国民年金、厚生年金、共済年金とも一元化したら制度がわかりやすいと思う。	年金記録問題が存在していたことは平成15～17年頃に知った。社会保険事務所に勤務するようになってはじめて、第1号、第2号、第3号とか種類があることも知った。それまでどこでもそのような事を教えてもらった事も無かったので、周知活動を若い人からやっていかないと、納付義務意識も出てこないと思う。 国民一人ひとりの年金に対する知識がまだまだだと思う。 また氏名が変わったり、勤務場所が変わったりするときに新たに年金番号が払い出されたりして、未統合につながったりするのだと思った。	窓口対応の際に、そのようなことがないか、また起きないようご自分の記録を確認して頂くようにした。氏名の読み方等も確認した。 反省点としては、やはり職員のこれまでの意識と長年の記録管理のずさんさは否めないと思う。
9311	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	年金記録に関しては、確認できるものを全て照合したうえで整備をしていくことであると考えますが、現在は、本人からの照会に対して出来る限り迅速に回答を行っていく事と考えています。	年金は老後の生活保障としての重要な役割を担っておりますが、年金記録が整備されていないままで多数の年金受給者が存在していることは、老後の生活設計において年金受給者本人が不利益を被っている状況であり、年金制度の基本を揺せるような深刻な問題であると受け止めています。 また、杜撰な記録管理を行っていたと思われても仕方がないような、組織の信頼を損ねる問題であると考えています。 年金記録については、これまでも年金の裁定請求時点で、本人からの申し立てにより発見できた記録もありましたが、統合されていない年金記録が多数存在している事実は平成19年の年金記録に関する報道により知りました。	年金記録照会及び特別便の回答により、年金記録調査の申請が殺到したため、年金記録問題の対応を最優先として事務所内の全職員でシフトを組み、窓口の対応及び記録確認調査に当たりました。また、年金記録に関する来訪者が急増したため、事務局からの職員の応援を仰ぎ対応するとともに、書類の整理及び期間調査のための臨時職員の雇用により対応してきました。 未統合の年金記録に関しては、平成9年の基礎年金番号導入の際に、後追い調査が出来なかったかと考えます。また、基本的には年金番号があれば年金請求の時点で記録の統合が可能であるとの見解も聞いておりましたが、そのためには被保険者に対して年金手帳の重要性を周知すべきではなかったかと考えます。 年金記録問題発生後の対応については、全国の事業所及び年金番号払出の検索システムを早期に導入すべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9312	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にございません	問題解決は、①記録の補正②ご本人様への文書による確認③対面による確認に大別されると考えます。 記録の補正につきましては、名寄による統合、特別便の回答による補正、今後の紙台帳との突合にる補正により大方は補正は完了すると思います。ただ、紙台帳との突合については、コンピュータ記録が正しく補正されているケースもありますので、一律に紙台帳の記録に合せないよう注意が必要であり、第二次の問題を発生させないよう検討が必要と考えます。 ご本人様への文書による確認については、定期便等でご確認をいただくこととなりますが、年金制度に無関心の方々も一方でたくさんおられますので、対面による記録確認が大切と考えます。 特別便のご回答をいただけていない方々へのフォローアップも行ってまいりましたが、最後には、年金の裁定請求時にご本人様と対面し徹底的に記録の確認し、ご満足いただきお帰りいただきたいと思います。また、郵送にて請求いただいた方々にも、必ず当方から電話等により連絡を行い、記録の確認を行うなど徹底した取り組みを長期に行う必要があります。そのためには、年金窓口体制の充実が必要と考えます。 また、基礎年金番号導入時に被保険者の住所を登録いたしましたが、受給者の住所はそのつど変更届がでてまいりますが、被保険者の住所の変更届の提出状況が非常に悪いので住民基本台帳との相関関係を築き即時の住所把握が出来ないものか検討する必要ありと考えます(被保	戦前、戦後国民の方々は、年金に関心が無く「健康保険だけで年金はいらない」「手帳(被保険者証)を入社時に渡すと職歴、年齢がばれる」などにより取得時に手帳の添付がなかったり、偽名・年齢を誤魔化して届出をされていたことがケースも少なからずあったと思います。 適用課で名簿の担当を行っていた時期がありましたが、当時はコンピュータもなく被保険者名簿に氏名・生年月日・取得・喪失・報酬等の記入を行い、本庁に進達を行っていましたが、現在のレベルから考えるとあまりにも原始的な作業を近年まで手作業で行っていたものだと・・・当然のこととして誤記入もあったと思います。	年金給付課の窓口で裁定請求書を受付する場合、ご本人の職歴とコンピュータ記録とを突合し、記録に空白期間がある場合には、ご本人の記憶を探りながら、職歴検索・マイクロフイルムを活用し、別記録を発見した場合は、氏名訂正なり生年月日訂正なり基番統合・補正処理を行ってまいりました。当時は裁定請求時に補正処理を行うとの方針でした。 当時は、コンピュータも無い時代でもあり名簿に漢字のみで記入していましたが、氏名のふりがなを届出いただき登録していればと思います。また、オンラインへの切り替え時に今回のような作業を行っていればと反省いたします。
9313	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし	件数をこなすこと	この問題の発覚時	とにかく1件づつ解決する。また、コンピューター管理を早くから導入されたとすれば記録問題も緩和されたと思います。
9314	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		国民一人一人の記録について、確実に基礎年金番号に登録し年金番号のままにならぬよう処理していくしかないと考える。	平成9年当時、年金給付課で実際に老齢年金裁定事務に携わっていたが、請求者本人の記録で間違いないが思い出せないというケースは多々あった。丁寧に対応することで、ご本人の記録として統合して裁定事務処理を行っていた。	記録を浮いたままにしておけないので、ご本人への根気強い対応、または過去の記録について、氏名漏れ等があった場合には、管轄事務所へ照会等行って、記録整備に努めてきました。 管轄外の事務所等とやり取りする中で、 「本人の申し出がない記録」については統合せずに裁定処理を行っているとの事実があることを知りました。人員不足の中、増加するばかりの裁定処理件数を捌くために行ってきたことがこういった事態を引き起こしたのだと考えます。国民一人一人の大切な記録であるという認識不足であったことを反省すべきです。
9315	地方庁	その他(社会保険事務所)			報道等でとりあげられるようになってから年金記録問題の存在を認識するようになったと思います。機械上の記録と実際の記録が違うことはたいへん大きな問題であると思います。	窓口に来られたお客様に対しては十分な聞き取りをし、少しでも記録判明につながるように努めました。一人の人にいくつもの年金番号があって記録がつながっていなかったりしているので、番号を払い出すときには過去に年金に加入したことがないか十分に気をつけるべきだと思います。
9316	地方庁	その他(社会保険事務所)	いまだ、カセットオープンされていない台帳がある。	きちんとチームを立ち上げてほしい。	平成19年5月ごろ、本人の記録に結びつかない年金記録が多数存在する ことを知り、大変なことになったと思いました。	お客様の立場になり、ひとつ、ひとつの記録をあらゆる角度から、点検し、 少しでも早く年金に結びつく記録をみつけるよう努めたい。
9317	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		5000万件の中に浮いた年金について、基礎年金番号制度発足時における他年金手帳番号登録の漏れとして認識 手作業にて管理していた記録をコンピュータに移行するときに漢字で記録されていた氏名をカナに変換させたことにより、本人と異なる名前となり記録統合時に記録が判明せず手帳番号のままに残ってしまった問題については認識していなかった。	年金相談時や年金請求時など機会があるごとに基礎年金番号以外の記録についてお尋ねし、番号登録を進めてゆく。 ねんきん特別便の発行について、社会保険庁が保有している年金記録の整備が完了せずに送付をおこなったために、受給者や被保険者の皆様への照会を複数回行うこととなり、事務処理及び経費的な面ならびにお客様の手間などに余計な負担がかかっていると思う。
9318	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金標準報酬の記録改ざんについて 国民年金と違い厚生年金は、事業主が保険料を納めても納めなくても、年金額に反映してきます。 多くの滞納事業所の社長は、滞納している分まで年金をもらう意思は無いと思います。 報道などにより世間一般では、社会保険事務所の一方的な持ち掛けにより、不正があったかのような認識がされていると思います。 事実関係として、法律に明記して無い事をやるのは違法ではありますが、前段に掲げたような法律の不備がある中で、いわば職員の性善説に基づき行われたと見るのが、自然ではないかと感じます。	年金法律・記録の単純化	年金記録問題は、ねんきん特別便が始まった頃の時期、問題がある人・無い人日本の誰もが、 年金記録に不安を持ってしまったとういう点だと思います。	問題がある人に対しては、支払いが遅れてもちゃんと支払う旨の説明をし、 問題が無い人に対しては、心配が要らない旨の説明をし、 お客さんが過度に心配しないよう対応しました。
9319	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成5年4月採用であるが、国民年金部門についてはその時から、いつかこの様なことになるのでは？という予感はあった。しかし結果として市町村より事務を引き上げる前は対象外ということであり厚生年金、国民年金ともに新聞報道等されてからの問題認識となった。	非は非として認め真摯に受け止めたが、是は是としてなるべく主張したつもりである。 問題点としては広報と考えていますが、結果論で物事を語られる昨今、事実のみただ伝えるだけでなく、法案成立やシステム導入の経緯、歴史、背景など を伝え主張する闘う広報として努めるべきであったのではないか
9320	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	わかりません	年金記録問題が発生するまでは、年金裁定時に本人の職歴を確認しており、仮に手番が統合されていなくても裁定時には統合されることとなるので(本人が職歴が違っていると申し出られることとなるため)特に問題だと認識していませんでした。年金記録問題が発生し、多くの方が来所され、本人が年金加入をしていることを覚えていない(加入期間が短いため忘れている場合)や加入していたこと自体を本人が知らない場合などのケースがあり、必ずしも申し出されるケースば	本人が基礎年金番号をいくつも持たないよう、厚生年金取得時や国民年金加入時にはしっかりと確認するようにしている。ただ年金についての理解があまりない方もおられるので(将来もらえないのでは？などの不安ばかりが先行して厚生年金加入される時に年金番号が全くわからないなど)年金についての理解を深めていく努力が必要だと思いました。
9321	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		大変困った問題だと認識しています。存在を知ったのは、マスコミ等で取り上げられてからです。	現在、年金担当ではないので特に対応はしていません。年金の請求に来られる方は、高齢の方が多く、自分の職歴を忘れておられる方も少なくないと思います。そういう観点から、被保険者一人一人の記録を管理していく必要があると思います。
9322	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	政治の問題 選挙の時に報道で知った	
9323	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	ねんきん特別便等の回答票の申し立てによる職歴と「事業所名簿」、「被保険者原票」等の紙媒体による記録との徹底した突合、調査	社会保険庁に対する国民の不信感 年金記録問題の存在時期を意識したのは不詳 (マスコミによる報道時期？)	年金特別便等の回答票にある職歴の申し立てに対する徹底した調査、被保険者等に対する納得のいく回答を心がけた 紙媒体による記録を磁気媒体に収録する際の事務処理の不手際、確認不足
9324	地方庁	その他(社会保険事務局)		インターネットによる記録確認が可能であることの周知。 特別便・定期便の不明点について問い合わせするコールセンターの増設。 (電話がつながらないため、特別便・定期便の記入方法がわからないまま、 返送される事例が多い。必要項目の記載もれが多く、調査が難航し、 結果、被保険者への回答が遅れる場合もある)	特に、電算化以前の記録もれが多いが、記録もれを随時、発見・調査・補正されていくような仕組みがなかったことが、問題を大きくしたのではないかと思った。記録調査業務を始めた2年ほど前から、実感するようになった。	昔のことであるため、被保険者も正確に当時の住所を記憶していないことも多いが、調査にあたり重要な項目であるため、丁寧な聞き取りを実施した。 今は、払出簿の縦覧・還付整理簿の縦覧等、パソコン上で可能となったが、 昔は、目視でしていたため、非常に時間がかかった。調査がスムーズに行なえる体制があれば、調査の滞留件数を抑えることができたのではないかと思った。
9325	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金については、複雑な制度であるため、なかなか機械的な作業は難しい思うので、人を年金問題の解決に集中させるしかないのではないか。	制度設立当初から、事務処理は適正にされているものであると認識していた。 今回の記録問題については報道等で具体的に問題が存在することを知った	お客様の相談に対して、丁寧な聞き取りを行い、記録を確認ずるに当たり参考等なるものをできるだけ収集するようにつとめた。 紙台帳からオンラインへの切り替え時の複数名によるチョックをするべきっだったと思う。 また、検認情報についても複数名によつてチョックをするべきであった。 国民年金の納付記録については、住所変更を行ったときの事務処理上の統一したマニュアルが必要であったと思う
9326	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	対象件数が多く、今回の対応だけでは解決できていないと認識している。 今後は、年代別に確実に対応すべきと思う。	年金を受給時に統合、補正処理を実施すればよいと認識していた。 今回の問題が平成19年頃からマスコミに取り上げられ、旧紙台帳のすべてが「WM」に収録されていない事実を報道され、大変ショックを受けました。	現場の職員としては、お客様に誠実に対応するしかありませんでした。 この問題は、色々な経過があったことは承知していますが、組織の取り組みの悪さが最大の原因だと思います。
9327	地方庁	その他(社会保険事務局)	公になっていないことで私が知っていることはありません。	コンピューターの記録と台帳とを突合する。 同一人の可能性のある未統合手帳番号について被保険者本人にお知らせをする。	基礎年金番号導入時の制度の周知不足、紙の台帳による管理からコンピューターによる管理へ移行する際の人的ミスによりおこった問題と認識しておりました。 記録問題の存在を知ったのはマスコミ等で報道されてからです。	勤務時間終了後や休日にコンピューター上の記録と紙台帳の記録との突合作業などに参加しました。 反省点としては紙の台帳からコンピューターによる管理へ移行する作業があまりにも短期間で行われた事だと思います。アルバイトや派遣職員等にやらせるのではなく、職員の手で一つ一つ時
9328	地方庁	その他(社会保険事務所)		複雑な制度なのに、申請主義で進めていくには無理があると思います。年金制度を簡略にするか、義務化して申請がなくても強制加入し、年金・労務・保険など一元管理とかが記録漏れがなくなると思います。	過去の整備されていない時代の記録を整備してこなかった積み重ねと、現在でも何十年も前の通達があるからといって、細かく現状に合わせた窓口対応で使える統一指示がなかったため。 問題を知ったのは新聞報道が最初です。	問題点の再認識と過去台帳と本人申立の整合性からの記録補正。窓口業務では記憶を思い出しやすいように誠実に対応。 年金裁定時での補正ではなく、現存加入時点での訂正と被保険者にも資格期間を意識してもらうような案内がなかった点。基礎年金番号ができたときに手帳番号統合の不徹底があった点。
9329	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	国会答弁の中でそういう事実を知りました。 これまでの事務処理のずさんさのつけが、今の世代の職員にまわってきた感がある。 年金を支給してやっているという、職員の意識が強かったのでは。 年金請求時に確認すれば良いという考え方があまりにもあたりまえに定着していた。	特になし。 個別に一件一件誠意をもって、対応しなければ、解決の道はないのでは。 受給者は高齢者が多いです。 年金に精通した者の育成が必要なのでは。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9330	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	謝金職員として平成18年12月から記録の整備に携わっていたので、021-1画面の不備があまりにも多くて驚きました。 平成19年以前に問題化されるべきだと思っておりました。	昭和61年のオンライン化を考えた時に予想された問題であり、20年も放置されていたことは大変遺憾な事と思います。 お客様の信頼回復と年金問題の早期解決に向けて、職員ひとり一人が全力で取り組んで行かなければと思います。
9331	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	過去の記録の確認および今後の解決にむけて職員の意識が同じでなければならないと思います。	年金記録問題は社会保険事務所の一職員でのレベルではなく、社会的な問題と考えます。採用になった頃から不完全な年金ファイルがあり、きちんと対応していかなければ大変だという意識をもっていました。	被保険者と接触する機会があった場合(国民年金納付相談および適用時並びに年金相談時)は、必ずその時点で判明した番号は統合の届出をいただき、過去の未加入期間については加入していただき保険料の納入(または時効)の説明を行った。基礎年金番号が導入されてからは接触したお客様の年金がすべて基礎年金番号に収録されていることとなるよう確認を行ってきた。 反省点としては自分の所属している係全体にそういう意識を訴え、こちらから赴いてでも年金記録の整理をすべきと主張したが当時の「届出主義」にねじ伏せられてしまった。 今後は今以上に職員の意識を高め、一人の年金記録はすべてひとつの番号となるよう努めてい
9332	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		基礎年金番号に未統合の記録があったこと。 正確な年金記録の管理ができなかったこと。 平成18年に知りました。	広報等により加入者、受給者に記録を確認していただくことにより未統合記録を減少させる。 基礎年金番号導入時やオンラインシステム導入時に適切な記録管理ができればよかった。
9333	地方庁	その他(社会保険事務局)	全ての記録がオンライン記録に正しく収録されておらず、不完全(氏名・性別・生年月日・資格記録等)な状態のものが多数存在している。	システム改善(全ての名簿等をオンライン上に反映させ突合できるようにする等)をするべきと思います。	年金記録問題(基礎年金番号に収録されていない年金番号)について、本来受給できる年金より過少になってしまい、受給者にとっては死活問題になりますので1日でも早く解決しなければならない問題と考えております。 知った時期としては、件数(5000万件)については新聞報道等された時期(2年位前)になりま	担当外業務として、社会保険事務所において窓口対応をし記録確認をしたり、休日出勤し補正作業(資格照会含む)等の対応をしました。 窓口対応(資格照会含む)においては人員の確保が必要になりますので、システムの改善等を行わなければ相当の時間を要すると思います。
9334	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金制度の存続に関わる最重要問題。平成18年頃。	記録問題に精通した職員、部署を配置し、効率の良い処理体制を目指した。 職員の意識の低さ。
9335	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	定期便等による回答により、地道に作業する。 被保険者、受給者に記録確認の協力依頼の広報を、メディア等により行う。	「どのような問題と認識」の意図が不明。 はっきりと認識したのは、5,000万件の存在が公となったとき。 潜在的な意識としては、 1. 昭和58年入庁時に審査業務として索引等を行っていた、旧台帳(29.10前)のマイクロ記録に収録されている氏名や生年月日が、判読不能(確認しづらい)のものが多く見受けられ、本人からの年金請求時の職歴と突合できないとき。 2. 社会保険事務所で適用業務を行っていたとき、取得届処理の際、厚年の新規加入として処理を行った時に擬重複手番となったものを確認するが、結局それに対する回答もなく、いくつもの手番が払い出されている現状があった。 また、届け出された取得届の生年月日が故意(本人の申し出)に変えられていることもあり、重複手番も必然的にあった。 事業主に確認しても意識は低く、訂正されることはほとんど無かった。 3. 基礎年金番号導入時に社保事務所の方と話をしたとき、記録確認がなかなか進まない状況であると聞いたとき。	1. 管轄社保に照会を行って確認できるケースもあったが、できない場合は、判明した時点で再裁定処理をしてもよいので、裁定処理を優先してしまった。 2. 取得処理時に擬重複手番が判明した場合、事業主に照会し、本人に他手番がないか等の確認を促したが、回答はほとんどなかった。
9336	地方庁	社会保険事務所課長級以上		事業所で働いていた期間は、全て厚生年金期間に加入しているものと認識しているお客様もいるなど、お客様個人で考え方が異なっており、相談には時間がかかる。また、現時点で自分の年金記録に興味を示さないお客様もおり、特別便・定期便を送付しても反応が無いなど、全てを短期間に解決するには厳しいと思う。今後も常に相談窓口を設け、紙台帳等に関する情報はオンラインに登録し、その情報確認法や年金制度の歴史等を職員がきちっと把握して対応していくし	未統合の手帳番号の存在(過去記録)は知っており、それに関しては業務センターが調査票(緑色)を送付して対応し、また国年資格取得時には、市町村担当より確認の問合せがあった。最終的には裁定請求時に確認し対応しているものと認識していた。ただ平成19年中旬に年金記録問題がマスコミ報道され、氏名検索しても出てこない氏名情報が不完全な記録が大量にあると知らなかった。	現時点で年金記録に関心のない被保険者については、今後も厚年加入時に疑重複など複数の記録をもち、調査票を送付しても回答が得られず、また後で同じような問題がおこるのではと思う。 国民年金については、資格取得・喪失のWM入力日が登録されるようしたほうがよい。
9337	地方庁	社会保険事務所長	なし	もう一度、未統合の5千万件がどうして起きたのかを国民の皆様に分かりやすく示すことが一番の方策と思います。 (理由) 1国民が理解してくれないとどれだけ人・物を投入してもなかなか進まないと思います。 2いまだに本人(家族も)が自分の職場を人に言えない状況にあり、国民の理解も十分ない中では、職員の士気はあがらず、今後退職していく人も増えなかなか進まないと思います。	1本人の記録に結びつく可能性のあるものがあやふやになっているという認識 2オンライン導入後	(これまでの対応) 1本人にヒントを与え、できるだけ記録に結びつくよう対応してきた。 (反省点) 1基礎年金番号を導入した時に本気で取組んでこなかったこと。 いまだにその当時の書類を未回答まま持っている人が多くおります。 2本庁の現場認識の低さと本庁の国民意識の希薄さ 年金記録問題が出てからも、お客様に「アのつく会社にお勤めになったことがありますか？」と言うことさえ本庁は止めていた状況にあった。今は逆に前面に出している。こんなギャップの差は、現場とお客様のことを本気で考えていなかったからだと思います。 3事務局・事務所職員の認識の甘さ 個人の記録の重要性について、自分も含めて本気で考えていなかったこと。
9338	地方庁	その他(社会保険事務所)	窓口・電話などの対応をしていて、いろいろな事例がありますが、特に知られていない問題は現時点では思い当たりません。		昭和56年に国民年金部に採用になり国民年金の仕事をやってきて、窓口に年金手帳を持参されたお客さまから「間違っている」等の指摘を受け、調査し訂正をしたことがありました。件数は年に数件しかなく、これほどの問題になるとは思ってもいませんでした。年金問題が社会問題になってからいろいろと分かってきて、とんでもなく大変な問題だと認識しております。	とにかく記録を正しく訂正をし、受給者・被保険者の方に納得していただく。このことを最優先に取り組んできました。
9339	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。		基礎年金番号が出来た平成9年1月以降、基礎年金番号への年金手帳番号の統合を基礎年金番号通知の際や資格取得届の際に行ってきたが、年金裁定請求時に最終的に確認を行なえばいいという考えのうえから、現在のような国民全体に呼びかけ、より積極的に年金記録を整備するという対策を講じることができていなかった。。 また、年金記録管理をコンピュータシステムで行うことが不十分であった。 年金裁定請求時の最終確認では年金記録管理が不十分との認識が示された、平成18年にこれまでの取組み方法では問題があると認識した。	今回の年金記録問題の解決に向けて、精一杯の取組みを職員と共に行ってきた。 反省点は、年金裁定請求時の最終確認で記録整備はカバーできるとの認識が、社会保険庁全体にあったこと。 年金記録管理について、計画的に整備していく絶対的なプラン、システムがなかったことが反省点と考えます。
9340	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	まだコンピューターに収録されていない記録についてはすべて登録する。マイクロ分、国民年金納付記録(納付記録変換)、ファイル創成等入力をし、とにかくコンピューター上完璧に整備する。その後現在確認している定期便等で国民の皆様に確認していただく。	特段認識はしていなかった。まさか記録が消えているとは思ってもいなかった。宙に浮いた5000万件については、基礎年金番号導入時、当然制度ごとの番号があるので、一人2つ以上の番号を持参していることは承知していたが、将来にわたり何かの折りに統合すれば良いと認識してい	5000万件については、基礎年金番号導入時に、徹底して統合処理をすべきであったと思います。 記録整備については、コンピューター導入時に完璧に切替えをすべきであったと思います。
9341	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	お客様にご協力いただきながら、現状のとおり、記録を確認していく他ないのではないかと考えます。	今年の4月より任期付として配属されましたので、すでに問題解決に向け、記録調査が進んでいる段階でした。年金制度そのものの信頼回復には、この問題の解決(なんらかの最終回答)が不可欠でなはいかと考えます。	現時点においては、お客様のお申出に対し、可能な限りの記録調査と、来所所時においては、ご本人の記録の可能性に対して確認させていただくよう、対応しました。 反省点は、これまで記録の確認について、年金の受給手続きまで特に確認方法がなかったことだと考えます。今後定期便などの本人への意識付けによって、このような問題は起こりにくくなるのではないでしょうか。
9342	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	全紙台帳との突合を行うとともに、市町村からもデータ提供をいただく等のご協力を得ながら一刻も早く正確な記録管理を行う。	国民の老後でも根幹部分である年金(記録)に誤りがあるという、国としてあってはならない事であると認識しています。	国民の皆様に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしている事を肝に銘じ、お客様のニーズに最大限お答えしご満足いただけるよう対応しています。 問題点としては、非常に重要である個人情報を取扱う仕事であるという認識が、制度発足時から組織全体として希薄であった事だと思います。(チェック体制を含め全般に)
9343	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	平成7年～8年頃に年金受給者原簿の受給権者給付記録回答票の厚生年金の被保険者記録を基に健保・厚年の被保険者記録を塗り替えを行ったことがあったと記憶しています。 (私が在籍していたのは、社会保険事務所の業務課係員だったと思います。)	解決を行うには、膨大な作業が生じると考えます。 システムを活用し直すことは、可能か検証する必要があると考えます。	在籍しているときとは、いつのことですか？ 知ったのは、(6)でお答えしたように、平成7年～8年頃と記憶しています。	このようなことを行っていいのか、上司などに訴えたと記憶しています。 受給者原簿の記録と健保・厚年の被保険者記録が全て一致しているか、していないか、不利益が生じていないのか、生じているのか、組織として、どのような整理をして、このようなことを行うのか、確認が必要であったかと考えます。
9344	地方庁	その他(社会保険事務所)	・カセット保存記録が未整備の状態であること。 ・船員保険記録の整備が不完全であること。 ・基礎年金番号未収録の記録(手書記録)の氏名が力ナ表記の状態のままであること。 ・上記に伴うことであるが、基礎年金番号未収録の記録の事業所記号等が未整備(0表示)であること。 ・上述したように、記録に於ける諸問題が抜本的に解消されていないのに、再裁定(支払い)業務にばかり目が向けられている様に感じられること。確かに記録が判明された方に対するお支払いは早急にすべきことがらではあるが、根本となる記録が疎かになっては本末転倒となり、今後同じ問題が起きないとは言えない状態にあること。 ・窓口、電話の対応(マニュアル)が、実際に窓口のお客様からの相談に対応できていない部分がある(あった)。コールセンターの対応が不十分もしくは誤っており、事務所に再度問い合わせをいただいたりすることもあり、お客様に更なるご迷惑をおかけすることになる。また、窓口対応につき改善意見への反応が遅いこと。	人員を確保して上記(6)にあげた記録の整備を早期にすべきと考えます。また、作業を行うにあたり外部委託となるかと思われますが、管理統括者として記録整備等に知識と経験のある者を十分な人数配置すべきである。また作業経過等の管理指示を密にすべきである。そうしなければ、先刻の様な他人記録の統合等の誤処理を繰り返しかねないと考えます。 こちら側ができ得る記録の整備をせず、お客様に問い合わせをすることは非効率であり、不誠実でもあり、同じ方に何度も負い合わせさせていただくことは不信感を更に抱かせてしまうことになると考えております。 また、処理状況等の報告を求める際に、現場対応者からの意見に耳を傾けていただき、改善につながる意見については、早期に対応いただきたい。	世間一般に第一報が報じられた時期に知りましたが、年金とういう制度に関しての根本的な問題であり、今後(現在の様に)末広がりに大きな問題になると感じました。	上述(6)にもあげましたが、初期のマニュアル等の指示により、現実の窓口対応にそぐわない、お客様視点ではない対応をせざるを得ないこともあった中で、1件1件早期にお客様のご納得いただける回答をすること心がけて対応しようとしました。また現在もお客様視点での対応を心がけております。 上述(7)にもあげましたが、こちら側ができ得る記録整備等を行えていないことが反省点であり、現在でも問題点と考えております。また再裁定(支払い)業務に対し、各社会保険事務所より拠出して対応しておりますが、記録整備等に関してはそのような対応や指示が見受けられず、支払いは本庁・記録は地方事務所との線引きのうえで、支払いばかりに重きを於いてるように感じられます。どちらの処理も大事なことではあるのですが、根本となる記録の整備が終わらなければ、1度再裁定をさせていただいた方が再び再裁定となることもあり、お客様にご迷惑と不信感を与えるだけではないでしょうか。今後再び今回のような問題を起こさないためにも、いまでき得る限りの考えれる限りの対応をすべきものと考えます。そのためにも、トップダウンの指示ではなく、いままで以上に広く意見に耳を傾けていただき、お客様の声を業務に反映していただくことを

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9345	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	この年金記録問題については、我が国の永い歴史のなかで蓄積されたものであり、短期のスパンで解決できるとはとても思えない。とにかく、現在、目の前にある課題をひとつひとつ解決していくしかないのかなと思う。 ただ、社会保険事務所の現場職員は、(もちろん本庁も同じだと思うが)19年以来の年金記録問題対応でかなり疲弊しきっている。職員ひとりひとりの超過勤務時間を見るにつけ、とても人間らしい生活をしているとは思えない。 新しい組織には「記録課」という専門の担当部署があるようではあるが、できれば、年金事務所とは別の暫定的な独立した年金記録問題の解決機関が設置されればと思う。そこでプロの職員を育成することによって効率アップが図れると考える。	徴収課経験がなかったため、不適正な還及訂正処理のことについては正直知らなかった。 また、いわゆる宙に浮いた年金記録問題については、制度上の観点から、ひとりが複数の手帳番号を持っているのは当然であり、「宙に浮いている」という認識はなかった。年金の裁定時に解決されるものであると考えていた。	年金記録問題が浮上して以降は、自分の認識の甘さを痛感し、とにかく電話、窓口等でお客様に対し、基礎年金番号の趣旨を説明し少しでも宙に浮いた年金記録が解消することに努めた。 やはり、今回の問題は職員の年金記録に対する意識の低さがもたらしたものだろうと考える。
9346	地方庁	社会保険事務所課長級以上	再裁定について 厚生年金期間の追加により受給権発生がさかのぼる場合がある。 配偶者がいた場合、受給権発生月でのご夫婦の生計同一関係を確認する為、戸籍、住民票、生計維持関係等の添付が必要となる。	年金額仮計算書を作成時には、年金見込額照会した時金額だけでなく、配偶者の有無の確認と同時に受給権発生年月日がさかのぼる場合は戸籍謄本等が必要になる旨職員に周智徹底し、書類を受理するよう心がける。	記録がもれていると言われているのは、厚生年金番号を重複して取得した者、氏名変更した者あるいは氏名、生年月日等を誤って届出された者がほとんどであると思っていた。 昭和40年後半に事故リスト等で記録が整備されているので、ほとんどの記録は収録されていると認識していた。 平成19年頃新聞等で、まだ記録が収録されていないのがある事を知った。	平成3年当時年金相談を行っていたときは、相談者の申出により 氏名変更、およびフリガナ等が誤って登録され別番号をもっていないか、コンピューター(WM)で、できる範囲の検索するなどして対応した。 人がコンピューターに記録を入力するのに、ほとんどの記録が収録されていてコンピューターが万能であると錯覚していた事が誤りであった。
9347	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	1件、1件、詳細に記録を確認していく事と思います。	平成18年に入ってから、記録問題の存在を知りました。 過去において、このようにずさんな記録管理を行っていた事を知り、非常に驚きました。どうしてよいか真剣に悩みました。 当然、厚生年金保険・国民年金等、長い期間の精密な記録管理に基づき、正確な年金をお支払いすることが私共の仕事と認識していました。	窓口来所のお客様や郵送での照会について、市役所への照会・事務所保管資料の確認を、毎日、管理者が帰るまで記録確認作業を行いました。 また、年末の休み、事務所閉庁日には、管理者から鍵をお借りして出勤し記録確認を行いました。 しかし、個人で処理できる件数は非常に少なく、毎日、悩んでいました。 保険料をお預かりすることに重点を置き、記録管理を蔑ろにしていた事が記録問題となったと思います。
9348	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年頃よりマスコミ報道による「宙に浮いた年金」報道にて具体的な社会保険事務所での事務処理等を知ることになりました。(入社前)	断片的かつ一遍的な客観視報道であるマスコミ報道のあり方に常日頃疑問を感じつつも、あくまでも社会保険事務処理側に100パーセント問題があったとは言い切れない問題であると考えます。 本問題としての反省点として事務所側の立場から考えると、事務処理の効率化及び納付率の向上に向けての取り組みとして、全職員が同様のレベルに正しい年金知識を身につけること、そしてその知識を1人でも多くの国民にご理解頂くよう窓口対応を含めて正しい形での広報活動を行うことが必要であると考えます。マスコミを上手く活用し、広報活動を行うことは出来ないのでしょうか。 また、法律に対する国民の理解不足も影響していると感じます。 社会保障制度そのものが幅広い年齢層にも対応出来るよう、経過措置を含めて大変手厚く国民生活上必要不可欠な制度であると考えます。 マスコミ報道の断片的な報道により国民の感情的な部分での信頼を回復させることは大変困難なこととは日々感じながら業務を遂行しておりますが、正しく制度を理解していただくこと、国の社会保障制度に興味を示してもらうことを第一に接客を行うことが今私自身の使命あると考えております。
9349	地方庁	社会保険事務所課長級以上	資格取得時の報酬訂正などは、等級差が2等級以上なければ訂正届を提出不要としていた時期があり、定期便と実際の保険料控除額との相違に結びつく。	集中的にやるしかない。機構になるが今ある調査チームの人材を異動させずに人数を増やし対応する。	平成9年の基礎年金番号付番時には統合しなければならない記録が何億件とあり、年金受給時までに統合すればいいという見解で、通知書を送っても返事は被保険者任せであった。ですから5千万件が不明と聞いても不思議はなかった。ただ、データーの入力で、名前のフリガナに関しては仕方ないが、生年月日が1日10日とか違う日にちで入力されているとは知らなかった。	今とは違い、山梨県には職員も少なかったことから、通常業務に終われ、年金記録の対応はしなかった。
9350	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	戸籍、住民票台帳、納税情報等との徹底的な突合せ、一括管理。本人がいつでも手軽にご自身の記録を確認できる仕組みの構築。	もともとは国民年金と厚生年金は別々の制度であり届出先も年金番号も別管理であったため運くとも請求時に統合し年金を支給すると思っていたがこんなにも受給者の未統合記録があることを知ったのは平成19年以降。	お客様に対し年金制度の経緯等を説明し謝罪。平成9年に基礎年金番号が導入されたときに年金請求時まで待つのではなく、番号の一本化、年金記録の統合作業の促進をすべきだった。
9351	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号発足の平成9年1月以降、10年を過ぎるが、お知らせによっても未だ未統合記録が多くあり、統合作業が急務です。	引き続き、未統合者へのお知らせをし、回答を促していくしかないと考えます。	ひとりひとり掛けた年金がきちんと年金受給に結びついていないことについて、年金請求時に加入履歴を確認する方法として本人様の記憶にも頼らなければならない当方の記録管理に問題があったと認識しています。	年金請求時には年金加入履歴を充分確認いただくよう案内すること、申し出がなくとも本人記録と疑われる場合には、本人に情報を提供し、年金受給のもれがないよう対処する。 年金番号がひとりに一つであれば、このような問題は起こりえなかったと考えます。
9352	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録を故意に改ざんされていた等の問題については、年金記録問題が報道されてから知り、問題あると認識した。年金記録年金、年金としての経済的な損失だけでなく事業所、健康保険にもかかわり、社会的な不信が大きいと思った。年金記録整備の(他手番未登録)の遅れも多くの問題の原因とも思っている。基礎年金番号以前は、取得届の提出があっても、新規加入者として届けられていたことも多く、加入歴があると思われても、新番号を払出すケースも多くあった。又、国民年金台帳のマイクロ化を予算により全件を対象としていなかったなど、記録としての管理は当時これでいいのか、と思うことは多くあった。	被保険者、年金受給者の徹底した記録の調査、確認をしていく必要があると思った。本人の申し立てによる年金記録の訂正する案がある中、古い期間の記録未整備の記録の整備が重要であり、早急行わなければならないことと思われます。
9353	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	①年金記録の加入・脱退については、被保険者台帳等の記録整備を継続して行うこと。 ②厚生年金の報酬については、事業主届出によるものであり一部そうでない事例を除き、①と同様に原票などとの突合せにより整備を行うこと。 電算に収録をされている記録の正確性を期することが必要であり、加速するためには、年金機構の事業とは分離し、ノウハウを持った人員を確保し作業を進めること。	年金記録問題で、世間を騒がせてとても申し訳なく思っています。記録の改ざん、記録が失うなどあってはならないと考えています。 事故事件だとすれば、それに対する対処があると思っています。また、事務処理における誤りだとすれば、徹底的に原因を追究し対応するものと考えます。 年金記録問題については、それぞれの事例により認識が異なります。記録の漏れなどは、これまでもお客様より指摘があり、年金記録問題発生前の要領などに沿って対応してきました。職員による作為的な事例についてはマスコミなどで明らかになるまで知りえませんでした。	記録の漏れなどは、できうる限りの保管書類の確認及び照会などで対応した。会議などで要領などの改正について提案したことがある。 事業を、進めていく上で結果の分析を的確に行うことと対応が不可欠と思うが、事業の進捗などの分析に誤りがあったと思う。成績の結果のみに重点がおかれ実態の把握が乏しくなり、しいては人材育成ができなかったと思います。
9354	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	平成19年に5，000万件問題が浮上して初めて知った。 記録管理がどのように行われていたかは、地方現場では知る由もなく、問題が発覚したときも年金裁定時には判明するものと思っていたが、5，000万件の記録が必要な記録もそうでないものも一緒に管理されていたと聞いて驚いている。	地方現場でできることは、お一人お一人について1つづつ確認をしていくことだけである。 社会保険庁側での体制もないままに、政府主導で対応策が次々に示される中で後で見れば重複した内容となる調査などもあり、結果としてお客様に何度も手数をおかけするなど十分な信頼回復につながらなかったのではないだろうか。
9355	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	番号の二重払出を絶対に行なわない	被保険者にとっては、年金受給権、或いは年金受給額の問題であり、重大である。 平成19年	制度ごとでの年金番号払出 紙ベースから機械管理に切り替える段階での、曖昧な記録収録 その都度の記録整備が不十分であったこと
9356	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	分かりません。	過去からの一般的な事務処理を行っているとの認識でした。	これまでの問題となる事全てに、問題が起こるまで何らの対応措置を取ってこなかった厚生省及び社会保険庁の(幹部)職員は反省どころか、責任も全く取らずに、末端の社会保険事務所の事務担当職員に全ての責任押し付けて処分を行い、その上職まで辞してしまう非情で残酷な状況に憤りを感じます。 今後、一般職員がいくら反省したとしても、厚生省や年金機構に移行する無責任な幹部職員がいる限り、同様なことが繰り返されるのではないでしょうか。
9357	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			生活の支え、励みとなっている多くの年金受給者であるお客様方に、未統合の年金記録があることについて、免除問題に引き続き、大きな不安や不信感を与えてしまったことへの猛烈な反省と早急な信頼回復に努力し、取り組まなければならないと認識していました。免除問題は平成18年3月、未統合記録については新聞報道等で5000万件程あることを知りました。	年金記録問題以前から、仕事に向かう姿勢として当たり前のことが出来ていなかった事が多くあったように思います。特に「お客様」としての意識、効率的な仕事を行うための問題意識等々の低さがあったことを反省しなければならないと感じます。お客様第一主義を柱に常にお客様の立場になって行動、仕事をするこに心がけています。
9358	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		将来的に、全ての被保険者番号の整理難しいのではないか。 名簿からの移行時。	名簿の読み取りをきっちりすべきであった。
9359	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金制度の信頼を失う非常に大きな問題であり、最優先に取り組まなければいけない問題と認識していました。	お客様の立場に立って、話を良く聞き、丁寧な対応を心がけました。	
9360	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全庁体制。	①全庁で対応すべき問題と認識。②ニュース等で知った。	①全庁対応と考え、課の垣根を越えて対応した。②もっと全庁体制が取れたのではないかとは思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9361	地方庁	社会保険事務所長	無し		・年金記録管理の状況が一番良く分かっているはずの庁の失策 ・今回問題をメディアが取り上げた時点	・情報はメディアから先行して入る状況であり、中央の記録管理の実態も分からない状況から、庁の指示に的確に応える体制作りと取り組みを積極的に行う事を徹底し実行した。 ・問題点は古い話になってしまいますが、記録管理のずさんさは、庁、業務センターで早くから分かっていたと思われ、コンピューター導入や、61年改正、地方分権と長いスパンになったとしても事業として手を打つ機会はいくらでもあったと考えます。 遅くとも地方分権後速やかに庁は解体し、人材を省保険局・年金局、業務センターに配置し組織の風通しを良くしていれば、記録管理の問題等を先送りできなかったのではないかと考えます。 ・機構では持ち場の問題点にきちんと目をむけ取り組む、また、周囲でサポートする体制作りをきちんと構築していっていただきたいと思います。
9362	本庁	その他(本庁)	特になし	システムからのセキュリティブロック、トレーサビリティ管理と、職員への周知徹底と処罰例の紹介	2008年採用なので、既に存在していた。	システム的な対応が不十分であり、データの整合性に関する問題を後回しにしていたのではないかと考える。
9363	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に存じ上げません。	事象の問題点を明確にし、発生原因もふくめ根本的な解決が必要と思います。	被保険者の方の年金記録については、基本的に年金請求の際に直接ご本人に確認し整理統合する事務処理方法をとっているものと上司等からは聞いておりました。 問題として認識したのは、マスコミ等で取り上げられるようになった、ここ数年です。	現役の被保険者の方をはじめ、すべての方の年金記録の整備が急務であると認識しております。 基礎年金番号導入時などに、法令整備も含め、社会保険庁として年金記録に対する早期の対
9364	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9365	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金受給者の記録の追加＝金額増加との認識はすぐに可能でしたが、5年の時効はどうなるのか、すでにおじくなりになっている方の年金はどうなるのか等々、あまりに不明な部分が多く、また、今後の事務処理を考えたときに、非常な不安に陥ったのを覚えています。問題を知ったのは、報道がされてからです。	当時は、お客様の対応を日々するだけで、精一杯であったと思います。 記録照会および調査等については、組織的にどのようにすれば効率的に事務処理を進めることができるのか、早期に検討・実行するべきであったと思います。
9366	地方庁	社会保険事務所長		現状のやり方で進めていくしかないと考えるが、各事務所から切り離し、別体制にて専門的に進めていくほうが効率的と考える。	年金制度の信頼度を高めるためにも早急に解決すべき問題と考える。 昔から、一人で手番をたくさん持っていることは知っていたが、記録管理がこのようになっていることについては、この問題がでるまではわからなかった。	早期解決のために記録調査体制を作り、全職員体制で処理を行なっている。 昭和30年以前の調査時及び紙台帳を機械に入力したときに、お金、人を投入して処理をすべきではなかったと思う。また、その後の昭和61年の制度改正時及び基礎年金番号導入前に状況をオープンにして手番の整理をしてから基礎年金番号にすべきだった。
9367	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間をかけて被保険者から情報を収集しながら整理していくしかないと思う。 年金定期便や特別便の処理については、調査や照会を行ううえで当時の事務処理基準なども勘案しながら推測していかなければならない事例も存在すると思うからです。先に期限を設定してここまでに終わらせるという基準がある場合、期日が近づけば近づくほど一件一件にかける時間は短くなり、結果として十分な結果が導き出せないということがあると思います。以上の理由から私は記録の調査についてはある程度の時間はかかってしまうとしても、高齢の被保険者から一件一件慎重に対応すべきであると思います。 強引な救済策をうちだして一応の解決をしても、将来、新しい問題のきっかけになるのではないかと思います。	平成15年に採用と同時に業務課に配属となり、その時点から基礎年金番号に統合されていない厚生年金、国民年金の手番があることは知っていたが、年金裁定請求時に加入記録について再確認を行う際に整理されるものと理解していたので、基礎年金番号収録の記録と取得日、喪失日が完全に一致する場合以外は、本人の申し立てがなければ、基本的には統合は進めてはこなかったし、それが大きな問題であるとは認識していなかった。 年金記録問題として大きく報道された段階で、台帳記録とオンライン上の記録に不一致があることや、オンラインに登録されていないものがあることをはじめて知ると同時に問題であると認識するようになった。	年金得別便や年金定期便などの窓口応対時において相談者の話に耳を傾けより詳細な調査ができるように心がけている。 基礎年金番号に登録されていない手番記録については、社保から情報提供できる範囲を早期に見直し、同一人の疑いがある記録については積極的に調査を行い統合処理を行うべきであったと思う。
9368	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	将来の年金記録問題の対応策を検討すること。 現在の問題は、通知等を一度ストップし、現在の照会分の処理を優先し、同時に記録問題の方向性をもう一度議論検証してから再スタートをすべきである。 これまでのような、いきあたりばったりの対応では不信感を募らせ、第2第3の年金問題を生じかねません。 これまでの特別便・定期便の検証と対策の練り直しが必要と思います。 現在の雇用の決まっていない人を全員雇用し、人材を確保して体制を維持強化することが現時点でもっとも必要な対応と思います。任期付の職員や処分者など今貴重な人材を失っては時間と費用の無駄です。		
9369	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	現在の調査方法が、時間はかかる(かかっている)が公平だと思う。 アンケート主旨とはかけ離れると思うが、社会保険に加入した後、業務が 悪く赤字経営状態が続いている事業所・財産調査しても借入れが多い等健全な経営が出来ていない事業所が多くある。中には報酬を下げるなど建て直しをはかるが事業主からこれ以上保険料未払いを増やして迷惑かけたくない、 など相談されてくる事業所が多くある。決算書等提出してもらい、被保険者から社保脱退の同意書を聴取するなどして社保脱退させてもよいのでは・・・・ また、社保加入要件として、最低でも半年間の資金の流れ、官公庁に支払った領収証など添付の必須書類としてもらいたい。	社会保険事務所に採用時より、今日まで給付課への配属はないが、採用された事務所で年金裁定時に請求者が裁定請求書に記入した履歴・年金記号番号以外は案内していない旨の話を聞いたことがある。理由としては本人が わからない(忘れている)記録を教えることが出来ない！守秘義務だから！と説明を受けた記憶があり、この当時は問題との認識は無く正しいと認識していた。 また基礎年金番号導入時においては、資格取得届処理の時、疑重複リスト(年金番号保持者)を出し個別に対応すると、莫大な事務量となるので、新規で基礎年金番号を払い出しするように方向性がだされていたと思うが、偶然にも資格取得届に記載されていた被保険者名を見て、2・3ヶ月前に資格取得届を処理した人物と同一人であることがわかり、短期で辞めた会社のことなど 将来覚えていないだろう・・・基礎年金番号に統合すれば・・・と、年金記録での最初の疑問であった。	その後に異動となったが、それまでの間は疑重複リストを使い、回答をもとめるようにした。 その時代ごとに求められる事柄が違うので一言ではいえないが、官公庁という所は、その場がよければ、後のことはまたその時に的な感覚が多い所と思う。 今回の年金記録問題にしても、過去から分かっていたことであり、先達が先を見通すことができなかったことがこの問題の大半を占めていると思う。 しかし、この組織にいる以上、目の前の問題の解決にむけて前進あるのみと考えている。 ただ、数年前の国民年金免除問題の時、事務局トップの連中は事務所に責任を押し付けて、今では健保組合や基金で理事長などの肩書きで勤務している。 まだまだ、調査しなければならない事柄は山ほどあるので、このような連中にも(事務所・事務局に限らず庁のOBも)に強制で記録調査をさせたほうが、先達のツケをやらされていると感じている現役の職員の助けになるのではないか。
9370	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	国民の皆さんへの周知不足も要因と思います。 (記録問題は、勤務記録を確認するものでなくて、加入記録を確認するものなので)	事業所の届出の指導を強化することが、年金記録問題解決にもつながっていくと思います。 窓口で対応したときに、事業主の届出と、被保険者の申出の相違があった時。	制度説明の簡略化、及び事業主への電話対応での説明責任を重視し日々対応を心がけている。
9371	地方庁	その他(社会保険事務局)		現場の声を把握し、適切な対応・管理をする事	平成15年の年金未納問題以降、次から次へと今まで知らなかった問題が出てきたので、社会保険庁の存在そのものの信頼感が揺らいだ問題であると認識した。	窓口にて、お客様にきちんと現在の問題を説明する事を心がけていた。 反省点としては、現場と庁の意思の疎通がうまくいかなかった事だと思う。 お互いそれぞれの事情や立場があるかと思いますが、その反省する場がない(なかった)。
9372	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人と機械を使って、さらに努力していくことと、今後このような事が起こらないように、定期便の他にも年金を意識してもらえるような広報をしていくことだと思います。	採用当初、記録照会業務をしていましたが、統合されていない記録や、収録されている内容が誤っているまたは漏れている記録がかなり多くあるとは思いました。その後給付業務を行う中で、受給手続きの際に本人は記録に漏れがないか、こちらは氏名検索等で記録確認を行っているので複数の番号が払い出されていても、受給のもれはそう多くないはずだと思っていました。	記録照会は、私が採用される以前から行われている業務であり、裁定請求書受付の際の確認も、しっかりやっていくしかなと思いました。反省としては、定期便のように年金記録の確認ができる状況が少なかったこと。年金制度の広報等が少なかったことだと思います。
9373	地方庁	社会保険事務所課長級以上		すでに決定されている対応策および検討されている対応策を、スケジュール内に完了できるよう、着実な実施に努める。	問題の存在を認識していなかった。 平成18年頃。	窓口相談の担当だったので、多数のお客様の相談に、できるだけ懇切丁寧かつ効率的に対応するよう努めた。 実態と乖離した制度設計・事務処理システムのしわ寄せ？
9374	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	職員が一丸となって取り組むしかないと思います。	年金記録を預かる官庁として、あってはならない重大な問題だと認識していました。 存在は19年頃にテレビ、新聞報道で知りました。	マニュアルに沿い、誠心誠意対応しました。 基礎年金番号導入時にもっと広報し、周知を図るべきだったと考えます。
9375	本庁	その他(本庁)	未適用事業所で勤務する従業員については、厚生年金に加入していないが、その従業員の方が将来年金を請求するときに、今まで会社勤めをしたのであるから記録がないのはおかしいとの申し出がなされることから、記録問題として対応を行わなければならない。	社会保険事務所での加入指導の徹底が必要		
9376	地方庁	その他(社会保険事務所)	なしです	まずは、すべての記録が台帳なしでWMで確認できるようにしていただきたいです。また、担当課の職員だけでなく、すべての職員が対応にあたるようにしていただきたいです。	7年ほど前、年金相談として窓口で対応していたとき、年金請求時に厚生年金に加入しているのに入っていないと回答される方がみられ、こちらから何歳ぐらいのときはたらいていなかったですかとたづねると厚生年金が判明するケースがみられた。そのため、第三者委員会で対応するような記録は別にしても、記録が統合されていない方があるのではないかと思っていた。当時は、年金の請求時に記録を判明させられればよいという考え方であったが、基礎年金番号が導入されたのであるから、それ以降にはすべての記録を統合させていくべきであったと思います。	できるかぎり窓口でできとりするようにしたり、期間調査の用紙を提出いただくよう努めた。 お客様が調査にこられても、WMだけで確認できるようにはなっていないため、回答までにかなりの時間を要しているのが不快のひとつになっていると思われます。また、過去の記録がふるすぎて、思い出していただくのが困難になっていると思われます。
9377	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	周知・確認を継続する。	歴史が長く、保存媒体の変化や度重なる制度改正等々時代背景の影響が強いと思われます。 制度発足から数十年は職員の未熟さや周知不足、事業主・国民の知識の不足もあると思われます。 採用当時国民年金係配属され、重複取消処理の際に一人の被保険者が複数の番号を所有していることを知りました。	相談者に対し親身になり一人ひとり対応した。「記録が抜けている」と申し出のあった頃の記憶をたどり、様々な観点から当時の状況を引き出し、記録の発見に努めた。昭和初期、県外の縫製工場等に勤務する女性の相談も多く、姓が変わった方の未統合記録の統合は本人の申し出がない限り困難と思われる。 年金記録は国民の老後の生活の基盤となるものであり非常に重要。制度発足時からの職員の育成や事業主・国民への周知の徹底、媒体の変化に対応する体制づくり等々に問題があったと考えます。 現在、半数以上の職員はオンライン化以降に採用されています。その職員が過去の負の遺産の解消に向け日々努力していますが、この間、現職の怠慢であるという報道等により去って行った
9378	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	人員を大量投入して出来るだけ早く全ての記録を給付に結びつけること。	知ったのはマスコミ等で取り上げられはじめた時。	基礎年金番号の導入前に1人に対し複数の手番を付与していたこと、及び基礎年金番号への移行の際にひもづけを確実に行っていなかったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9379	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在の施策を積み上げて行くしかないと思います。	どなたのものか分からない記録が約5000万件存在することが発覚し、年金記録の管理等が問題とされたこと。	現在は、年金記録に直接関わる職務ではないため、特に対応はありません。 自分の考える反省点としては、 ①記録管理の方法 もっと早い時期から、被保険者の住所も併せて管理するなど、誰の記録か分からなくならないような管理方法を検討する必要があった ②被保険者への記録の通知 もっと早い時期から、被保険者に国で管理している記録の通知を行う必要があった と考えています。
9380	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	会社を退社した際に事業所が提出する喪失届の日付が末日のケースがあります。社会保険事務所は事業所に確認はしますが届出どおりと言われればそのまま入力するしかないが本人は逃職月まで支払っていると思っています。実際に国民年金に加入し、納付書が届いてから気付きトラブルになったり気付かないまま未納になるケースもあります。また、厚生年金に加入している間に本来なら月額変更届に該当するが提出されないままになっているケースが見受けられます。	以前は算定届を提出するときには賃金台帳などの資料の提示を求め、社会保険事務所で確認作業をしていましたが郵送になり、間違い部分の訂正、指導や未適用者のチェックが出来なくなりました。今の方法を見直す必要があると思いますし、記録問題を未然に防ぐ本来の業務だと思います。	国民年金においては社会保険事務所と市役所の対応、システムだけでは未加入の問題は困難だと思います。社会保険事務所と市役所との取得日、喪失日の電話での確認作業において言い間違いや転記ミスによるものもあるのではないかと認識したことはあります。 厚生年金においても事業所からの届出を社会保険事務所で登録するのみで本人は自分自身の記録を知らないまま経過してしまうことに問題があったと認識してます。 各種届出帳票は現在でも紙が大半であり以前の分は廃棄されています。このように大きな問題に発展するとは正直思っていませんでしたが社会保険庁の記録の管理、体制にも問題があったと思います。 問題が存在することを知ったかはっきり記憶していませんがテレビ、新聞などのマスコミで大きく取り上げられ知ることもありました。現在、国民年金の記録調査を行っていますが記録は全てでたらめであるイメージがあるせいか特別便や定期便の回答では事実とはかけ離れたことを記	電話や窓口での応対には丁寧に分かりやすく対応、また国民年金の未加入期間があった際にはきっちりお客様には現状を伝える、(今からでも支払い可能な期間や時効分)入力作業には間違いないよう慎重に行うよう意識してます。 未加入問題や納付率の低下は社会保険事務所や市区町村役場での対応にも問題があると思います。親切丁寧な対応と必要性を伝えていくべきだと思います。
9381	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		将来の年金受給金額に直結する、国民にとって大変重であり、きちんと整備しなければならない問題だと思います。 報道により知りました。	本年4月からの臨時的任用職員であるため、特に対応はしておりません。 詳細についてはよくわかりませんが、台帳からシステムへ移行した際等に、不明瞭なお名前やご住所等の確認を徹底してしていなかった点は反省点として挙げられるのではないかと思います。
9382	地方庁	その他(社会保険事務所)	疑重複調査票の処理	疑重複番号を抽出して調査を行う。	いままで経験して業務では年金記録に携わることが正直少なかったこともあり、今回の問題がでるまで、手番に氏名等が収録されていないものがあることじたい知りませんでした。 基礎年金番号導入時に手番については、当時の基礎年金番号通知の手番回答表みたいなやつでほとんど統合になっていると思っていました。	現在は、氏名等が収録されないことは無いので大丈夫だと思います。 当時のことは詳しくわかりませんので軽々しく発言すべきではないのですが、入庁の時にいた古参の先輩方については、正直言って資質を疑いたくなるような方もいました。昔の職員が全員そうだとは思いませんが、当時手管理で膨大な年金記録を取り扱っていたことを考えるとそういう方々携わっていたとおもえば、業務も進まなく、限られた時間の中で処理を行うために、省略されたり、チェックが出来なかったり、見てみない振り(考えたくはありませんが)が会ったのではないかと思います。 当時の反省点としては、業務量に対する人員(質及び量)の圧倒的な不足。制度を運営していくに当たってのインフラ整備不足。年金番号等に対する国民への周知不足または理解不足。最近
9383	地方庁	その他(社会保険事務局)	無し	台帳を画像データとしてではなく、データベースを作成し、現データとの突合せ作業を行う。 現在の画像データでは読み取れない部分も多くあるため、定型的なデータを作成し、突合せを行うことにより、本作業でのヒューマンエラーを防ぐ。 また基番に登録されていない手番情報を一般に開示する。 例えば、国年手番であれば、住所地のみ開示し、本人から申出があれば、氏名、生年月日等を聞き取りし、本人と断定した場合は統合する。 厚年手番であれば、事業所名と所在地を開示し、裁定時や相談時に本人の今までの住んでいたことのある場所から判断する等を行う。 標準報酬問題では、低く算定する場合は該当の従業員から必ず承諾書を貰うようにしなければならないと思う。	基番に統合されていない手番が多数あることを知ったのは、仕事をし始めてすぐだったため平成16年4月には問題があると分かっていた。 なぜ、最初から年金番号を1人に対し年金番号をひとつにしなかったのか疑問だった。 年金は長期給付であり、複数年金番号を払い出すことにより管理や業務が煩雑になるのは目に見えていると思っていた。 法律や給付の性格が違うのかも知れないが、通算して年金を受給することができるのに番号を昔から1つにしていないのが不思議だった。	相談時にはできるだけ、手番がないか確認していた。 国民皆年金となったときから、番号をひとつにすればよかったと思う。
9384	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られている程度については正確には知りえないが私の認識も世間の報道と差異はほとんどありません。	年金記録問題発覚前に比べて格段にデータ索引や検索方法がよくなっているのでそれを生かしてとにかく年金知識のある人が行うしかないと思う。この段階にきて方法や様式を変えてもお互い混乱すると思う。	氏名索引や事業所索引しても記録が出てこないのはコンピューター化するときにカナの入力や生年月日の入力誤りがそのままになっているケースがあると認識していた。しかし、ほとんどは本人の記憶違い、会社の届出漏れ、等の方が多いのだろうと考えていた。この状況を記録問題として認識したのは世間で問題とされたときであり、ここまで記録が不完全であるとは思わなかった。	記録を探す場合にはコンピューターの記録は記録が正確に反映していないこともあるから名前の読み、生年月日、会社名、地域などすべて広く見て記録を探していった。一件一件索引に工夫をしていくほかなかった。今までの記録調査において反省している点は、検索の方法が人それぞれだったこと。しかもそのとき使用していた台帳が原本で汲いも丁寧にしていたとは言いがたかった。もっと事務所にあった台帳を丁寧に保管したり、データ化できるようなことがあればコンピュータ自体の記録が不完全でも行方不明になる記録がもっと少なくなっただろうと思う。
9385	本庁	その他(本庁)	厚生年金の期間を追加したが、4種期間を削除しなければならない案件で、結果として金額が、減額となり返納が生じる。 亡くなられた人の老齢年金については警告メッセージが出力されるが、遺族年金についてはその警告が出力されない。再裁定でチェックしているが、見落としてしまうことがあって、そのまま支給されている。	システムの改善を求めます。どうしても改善できない場合は、チェックマニュアルを作成する、もしくは、地方事務局・事務所に事務連絡をする。	一刻も早く解決しないといけない問題である。 報道で、奈良の弁護士が国年記録にて納付したはずなのに消えているということで知りました。	当時は地方事務所に配属していて、年金とくべつ便での窓口対応、および再裁定の遂運に速やかに対応し、一刻も早く年金制度の信頼回復に努めました。 反省点として、4月より地方事務局・事務所から人員拠出[出向]にて集めたものの、もっと早くてもよかったし、まだ人員が足りなかったと思われる。認識が甘かったとしか言いようがない。
9386	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金機構移行後は機構とは別の記録問題チームのバックアップが必要と思います。	未統合記録が多く、これからの年金受給される方にとっても大変なことですが、年金受給されている方々にとっては、生計に直結する大きな問題と思いました。 未統合記録が存在する事については以前より知ってはいましたが、このような件数があることは、平成19年初め頃ではなかったかと思います。	少しでも早く遂運処理等を行い、正しい状態で受給していただけるよう対応したつもりです。 基礎年金番号制度導入以後、記録関係チームなど作成し平常業務とは別に、年代別など区切りながら1年毎に計画的に整理していければよかったのではと思います。
9387	地方庁	社会保険事務所課長級以上	全喪・喪失・標準報酬月額の遡及・訂正問題は、社会保険庁が全国の都道府県(社会保険事務所)に課した厚生年金特別会計の収納率強化にあったと思います。とりわけ政府管掌健康保険の収納率競争は所属長・徴収課の懸案事項であったと思います。結果的に厚生年金標準報酬月額等の改ざんとなったわけですが、滞納整理が進まない中での政府管掌健康保険収納率対策だったと思います。 また、滞納事業所の多くは届出の不備(算定基礎届等の未提出=標準報酬月額保険者決定や実態とはかけ離れた標準報酬月額で保険料が算出されていた)によるケースが多いと思います。	保険者決定を行なった事業所をHP等で公表する。 現在事業主が本人に対して通知する案件(取得・喪失・報酬)について本人宛通知とする(ねんきん定期便は廃止する。) 強制適用事業所を常時5人以上の事業所の戻す。 保険料の折半負担をやめ、事業主負担分の一部を国庫負担とする。 国民年金第3号被保険者の無拠出をやめ、第3号被保険者を有する被用者保険の被保険者に対して保険料の負担を求める。	被保険者記録のマイクロ化を行なった際に「原票」を廃棄した。 脱退手当金支給決議書等の廃棄を指示した。 健康保険・厚生年金適用事業所「原票・副票」の廃棄を指示した。 全喪決議書への最終資格喪失届の添付を行なわない等の指示をした。 旧台帳のマイクロカセットのオープン作業をあいまいにした。 自治労国費評と社会保険庁幹部による偏った業務処理・政策の誤り。 神奈川県の労働組合等が要求し続けた「住民サービスの向上」を柱にした行政の推進に背を向け続けた社会保険庁の姿勢が招いた結果だと思う。	被保険者の立場に立った行政を続けることが第一だと思う。
9388	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。		年金手帳を複数交付を受けている者が、年金受給までそのまま重複整理 もされない者が存在する可能性は、昭和52年頃からであるが、オンライン記録とマイクロの相違等については、マスコミ(週刊誌等)が年金問題を取り上げるようになってからである。	基礎年金番号導入前は、自ら窓口で被保険者資格取得届を受理する際には、学卒年次から期間の開いた届けにあっては、重複払い出しを避けるよう努めていた。 基礎年金番号導入前に、待に3制度(厚生・国民・船員)の被保険者への 年金番号を複数持っていたら不利益となる旨等の制度周知を今の年金問題に対するマスコミ報道並に団塊の世代が年金受給に至るまでに、組織全体として時間をかけて国民の「年金制度に対する不信感」を最小限に食い止めた攻めの対応ができなかった点と考えられる。
9389	地方庁	その他(社会保険事務所)	誤った届出や誤った記載によって、記録が間違って登録されていることが多いこと 書類の保存期限があるために記録が見つからないことがあること 法人の会社でも適用されなければならないのに、適用されていない会社が多い 労働者でも厚生年金加入条件にあっている人が加入できていない方が多い 標準報酬を誤って申請している会社が多い	経験豊富な人材をできるだけ多く確保すること 雇用保険・労災とリンクして手続きや保険料の一括徴収を行う 国民の皆様への社会保険知識についての周知を行う 適用に関しては、法律に基づき報酬・勤務状況などチェック体制を万全にし、誤った届出に対しては、改めた届出が出てくるのを待つのではなく、強制的に訂正できるようにする	社会保険・年金に関係する厳しい管理体制が整っていないことによって生じた問題 年金記録問題が存在することを知ったのは、社会保険事務所に在籍した当時から	窓口のためお客様に社会保険について知っていただくよう、資料を使って分かりやすく説明するようにしています 反省点は(8)に記載した通り
9390	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		マスコミに出ておられる評論家の方が「記録が漏れていると訴えてくる人たちの言い分をすべて認めないとこの問題は解決しない」というような発言をされているのを耳にしたことがありますが、「もっともだ」と思う気持ちはありますが、「今までいろいろ苦情や文句を言われながらも、時間をかけて台帳をめくり、記録を探していたときのあの苦労はなんだったのか」という気持ちを考えますとやるせません。今後も地道に取り組むよりほかはないと思います。	現在のコンピュータ管理ではなく、紙台帳で管理していた時の問題なので、宙に浮いたりした記録が存在することは、やむをえない部分もあるとは思いますが、行政の記録管理としては、ずさんな面があり、受給者や被保険者の皆様には多大なご迷惑とご心配をかけたと感じています。 いわゆる「宙に浮いた年金記録」は、本人が年金を請求するときに判明するものではないかと安易に考えていましたので、問題として意識しだしたのは、マスコミが大きく取り上げるようになってからだと思います。	所属していた課、係の関係で、前面に押し出て窓口受付を行った訳ではありませんが、事務局在籍時には、全県的に行われた出張相談窓口設置などのバックアップや事務所在籍時には見込額の試算や窓口担当への年金に関するアドバイスなどバックオフィス的な役割でこの問題には貢献できたとは思います。 地方ではどうすることもできなかった部分がありますが、反省点としましては、新しい氏名索引などのシステム開発が遅かったのではなかったかと感じます。
9391	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	年金記録問題が勃発して今日までにいろんな問題が出てきており、視点をかえ、方法をかえ、国民の皆様自身に加入記録を確認していただくことで問題解決を図ってきました。まだ、すべての方から回答をいただいていない現状ではありますが、認識が甘いといわれるかもしれませんが、これ以上の問題があるとは思われません。	まだ、回答をいただいていない方からどうしたら回答をいただけるか、市町村にも協力をいただくことである程度解消できると思いますが、それでも、住所を確認できない方が残るのでは。	平成9年に基礎年金番号が導入され、公的年金加入者のすべてに付番され、一つの基礎年金番号で加入記録が管理されるはずでしたが、同一人にい複数の基礎年金番号が存在し、加入記録が別々に管理されてしまったことも年金記録問題の一つの要因になったと思います。	基礎年金番号の導入は、一つの基番でその人の加入記録を管理できることを目的としていたと思います。 今、考えれば、当時、導入時に複数の基礎年金番号が付される事象が生じ、通知を出して一つの番号に統合することを呼びかけましたが、国民の皆様へのPR不足があり解消までにいたらなかったこと。職員の間にも今日の年金記録問題までに発展することへの認識が甘かったこと。 年金記録問題は、基礎年金番号の問題がすべてではありませんが、あの時にもっと徹底して重複付番を解消していればと反省しています。
9392	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年の基礎年金番号導入に伴い、年金手帳番号が統合されていない方がまだ相当数いることは想像できましたが、既に年金受給しているような方が 過去の年金記録が未統合のまま裁定されている件数の多さに、今までの仕事の進め方にお客様目線が欠けていたと感じました。 丁寧に職歴の聞き取りや、氏名索引による調査等を行っていれば、防げた問題も多かったと思います。 年金記録問題を認識したのは、平成18年5月頃報道等で知りました。	最重要課題として率先して電話や来客対応を行っていました。また、職場内でも記録問題で来所されたお客様に対し、待ち時間を短縮する工夫や正確に記録を確認する手順の研修等を実施し全体で取り組んでいました。 日々来客人数が増える中、対応が後手になりがちであったと思います。問題の重大性の認識が足りず、もっと早期に相談体制をととのえたり、その後の再裁定の流れが迅速にいくよう最初から予測し考えるべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9393	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	未統合手番については、地道に調査して統合するしか方策はないと思います。	基礎年金番号に統合されていない記録が存在していることは知っていましたが、基礎年金番号施行時にも被保険者の方に「他の番号は持っていませんか？」とお知らせを出していたかと思います。また、その後も名寄せ等で本人の記録と思われるものはこちらからアクションを起こしていたと思いますので、これほどの大問題であるとの認識はあまりありませんでした。 また年金受給の際には職歴等の確認も行われるため、例え手番のままであったとしても年金受給には問題はないものと考えていました。 手番のままの記録がまだまだ多いと感じたのは、平成11年頃でしたが、基礎年金番号施行から2年あまりでしたので、基礎年金番号に統合されていく過渡期のためであると考えていました。	現時点で考えられるのは、基礎年金番号の施行は昭和61年の新法施行と合わせて行うべきであったのではないか？と思います。 全国民共通の基礎年金が出来たときに制度毎にバラバラの番号を管理するような仕組みはなくすべきだったのではないかと思います。 また、平成9年の段階でもお金がいくらかかろうとも、全ての手番が解消するまで統合を徹底的に行うべきだったのではないかと思います。 記録問題のみならず、問題が発生したら迅速に対応する社風を日本年金機構は築き上げて行くべきだと思います。
9394	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません	わかりません	わかりません	
9395	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません		基礎年金制度が導入されたとき、ご本人さんからすべて回答いただくことは困難と思ってたので、ある程度未統合の記録が残るとは思っていたが、5000万件もの未統合記録があるとは思っていなかった。 マスコミ報道により未統合となっている記録が5000万件もあることをはじめて知った。平成18年ころと記憶している。	お客様の立場に立って、また、そのときの自分の役職において、何ができるのか考え対応してきたつもりでいる。 年金記録の管理方法、あるいは記録の切り替え方法、歴史等について、今般の問題が明らかになって初めて知らされたところもあり、組織内部における年金記録への認識の低さを改めて思い知らされたところもあり、自分自身の勉強不足を痛感した。 もっと早くから内在していた問題点を組織内部において認識し、改善に向けた検討を進めていくべきであったと思う。
9396	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			厚生年金保険は、戦前から始まり、戦中戦後を乗り切り、幾多の制度改正を行い現在まで続く、貴重な制度だと誇りに思っています。ただ、60年以上前に始まった制度ですので、当時は磁気媒体での記録管理も当然のことながら無く、紙媒体でしか記録の管理ができない状態だったと思います。 記録の漏れがあると思ったことや、生年月日が違っていると思ったのは、自分が入職した当初(昭和57年頃)でした。当時は、業務センターから記録に関する事故リストが送付されていましたので、それを元に紙台帳の記録を確認して返送していました。そのように、その都度記録の整備が行われており、最終的には年金請求時に完備されると考えていました。	とにかく、時間がかかるとは思いますが、漏れている記録がないかを紙台帳で確認するしかないと思っています。 今回の記録問題で、当時記載された記録を見てみますと、フリガナもなく、数字を含め判読しづらい文字が多く見受けられます。当初から将来を見据えて記録の管理をしっかりと行っていればこのような問題は起こらなかったのではないかと思っています。ただ届出だけを信用して記録の管理を行うのではなく、たとえば戸籍抄本を添付するなどしていれば、氏名の確認、生年月日の確認等は少なくとも出来たのではとも思っています。
9397	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般的な問題以外はわかりません。	1件1件真摯に取り組む。	国民の信頼を失墜させた大問題であると認識。 私が問題の存在を知ったのは、平成１９年初め頃。	電話での問い合わせ、窓口での照会の際、お客様の言い分をきちんと把握して、スムーズな手続きができるよう心がける。 自分も含めて職員の知識不足がお客様不安をあおらないための勉強が必要。マニュアル等の徹底を行う。
9398	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上		抜本的な社会保険制度の見直しが必要。事業主及び被保険者からみてもっと分りやすく簡潔な事務手続きができる事務手続体制へ改善すべきと思います。例えば、算定基礎届(定時決定)を挙げれば、4月～6月の支払いにこだわることなく、1月～12月の給与、賞与を含む総支給額の平均額を翌年からの標準報酬で決定を行えば、月額変更届や賞与届等の諸変更届も必要なく、事業主及び被保険者にとっても納得できるものであり、標準報酬相違の解決にもつながると思われます。 また、年金記録問題の中には、社会保険料の負担に耐えられず滞納となったことにより、その解消のために記録の改ざん等が行われたケースがあります。この背景には現行の法人事業所、個人事業所(5人以上)の強制適用という法律があるところですが、昨今の経済情勢下においては、赤字経営事業所は相当数に上っており、企業としても利益が出ていないなかでの社会保険料事業主負担は中小、零細企業にとっては特に大きな問題です。従業員等の福利厚生の充実は当然重要なことですが、会社の経営状況を考慮した社会保険の適用考えなければならない時代背景と思われます	ねんきん記録問題がいまのような大きな問題となるとは思っていませんでしたが、実務を行う中で制度的に疑問に思うことや、現実の社会実態とはかけ離れた制度であり矛盾を感じていてんはありましたし、現在もそういう改善すべき点があると思います。 ねんきん記録問題がいずれは問題となるのではと思ったのは、20代後半の頃。	対応しようにも制度的なものがあり、現行法の中での実務を遂行するしかなかった。 民間で言われているお客様からの苦情や要望をどこまで真剣に拾うことができるかに尽きると思います。地方社会保険事務所の現場で投げかけられたお客様からの意見要望は本部へも上げさせていただきますので、取捨選択はあるかと思いますが、機敏な反応、対応を是非ともお願いします。
9399	地方庁	その他(社会保険事務所)		担当する企職員を挙げて、マイクロフィルム、紙台帳を元に調査し、統合されていない記録を、1件でも多く確認し、統合させる。	平成15年頃、年金相談コーナーで、年金専門官として、年金相談業務に従事していた時、お客様の氏名検索したところ、統合されていない記録や、氏名、生年月日が誤って登録されている記録が、多数判明した。 統合できていないと、年金受給権を得られない場合や、統合された時よりも低い金額で受給することになる場合が生じ、年金保険料を納付した国民の権利を著しく損ねることになる、大変な問題だと認識していた。	年金相談の際に、相談コーナーの全職員に「徹底して、氏名検索をするように」指示し、不十分な職員には個人的に「氏名検索をしない事による弊害」について説明した。 また、自分が相談に応じる際も、旧姓がある方や誤りやすい読み方の方に対しては、特に、氏名検索を徹底するよう、心掛けた。
9400	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	経験のある職員を多数あてる必要があるのではと思う。	制度発足以降、色々な要因が重なって現在の状況に至っている。短期間で解決できるものではない。 テレビや新聞などで報道されてから知った。	お客様に対し、丁寧に対応する。お待たせすることなく早期回答に努めている。 正直、現行の年金制度は複雑で理解している方はあまりいないのではと思う。 広報活動を積極的にしていくべきと考えます。
9401	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の被保険者記録についてです。 国民年金の被保険者記録のうち、各年度ごとの納付記録は確認できるものの、各月に変換入力処理する場合に(かつ未納月が存在する場合)、納付が継続するように、年度の前半を納付、あるいは年度の後半を納付にするという処理が慣例化していた。 (この処理については、被保険者台帳でも確認がとれず、なおかつ市町村でもわからなかった場合で、この各月変換入力をしないと、必要とする処理ができなかったことが原因である。)	国民年金の被保険者台帳及び、市町村の被保険者名簿の突合せにより回避されると思う。	今回、年金記録問題がクルーズアップされるまでの認識については、私自身は、特に意識していませんでした。 強いて申し上げるなら、年金給付課に配属していた際、記録を最終確認し、裁定を行っていたが、当時考えていたことは、 (1)ターラウンド制ではなかったために、『こちらから申し込まないと連絡もこないのか。』というお客様の声により、申し出主義による届け出もれが発生すること。 (2)記録の確認についても、お申し出があった際には、調査確認していたが、現在のように、細かい検索ができなかったこと。(mw上、氏名検索も不十分であった)	ターラウンド制度導入等をはじめ色々な処理方法について、社会保険庁に意見をあげるこおてや、考えられなかった。現在のように、お客様の声や、意見募集等なかったように思う。 そこで、そういった状況だったからといって、私自身なにも行動していないことについては、反省する点である。
9402	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	ありません。	年金記録問題が公表されるようになったことで、概要を知りました。 氏名無表示等の不備記録がこれほどあるとは全く思っていなかったので、国民の皆さんへご迷惑を掛け、信頼を失墜する非常に由々しき問題だと思っていました。 ただ、記録の不備がない未統合記録は、取扱いの良し悪しがあるかと思いますが、基礎年金番号発足時に届出いただくように周知を行い、年金請求時等にも確認・調査をしてきたつもりでしたので、それらの未統合記録をすべて含めて「宙に浮いた年金」と捉えられているのは、少しやりきれない思いもあります。	とにかく、懇切丁寧に事情・状況を説明のうえ、申出記録の確認を行い、多くの方に本来の年金を支給できるようにと考え対応してきたつもりです。 古くからの制度ですから、取り扱いや管理方法の変更は必ずあります。その節目、節目での認識や対応の甘さが職員全体にあったのだと思います。
9403	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般の認識は分かりませんが、問題とされる事項は出尽したのではないかと考えます。	社会保険事務庁(日本年金機構)単独での調査対象になる方には郵送・電話等が行われているので、庁所有の年金記録からのアプローチではなく、年金期間のない人間の方を抽出して個別に090等で調査していくような方法が、手続き的に難しいですが最後の手段ではないかと考えます。 ちょうど市町村の福祉事務所から生活保護を受けている方の年金記録の確認依頼を受けましたが、090検索で手番が多数見受けられましたが確認を取るルートが不明確なため苦慮していたところですが、確認ができれば効果が高いと思いました。 住基ネットによる照会も行われていますが、いわゆる名古屋方式よりさらに踏み込んだ協力体制を法制化していただく方法しかないように思います。	いわゆる年金問題のうち、基礎年金場番号と手帳番号の未統合については、入庁したのが平成9年の基礎年金番号導入時だったため、未統合者が多数存在するということは当初より認識していました。 ただ、自分自身も基礎年金番号通知書を受け取り、内容を見ていたため、2号→1号移行時、裁定請求時等に解消されていくと考えていました。 明確に問題意識をもったのは「消えた年金」との報道がされ、申請主義によらない調査を求められた時点だったと思います。	自分自身の対応については、被保険者の1号取得時、市町村からの照会に対して手間を惜しまなかったとの自負はありますが、どの程度解決に寄与できたかは答えを出せないでいます。 受給者の未統合問題については国民年金課→業務課→国民年金課→業務課という職務から考えが及んでいませんでした。 世代別の手番調査を行った際に、受給者まで含めていれば、問題が少しでも早く、重大化する前に、社会保険庁の手で解決へ進む可能性もあったのかもしれないと考えると残念です。
9404	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	マンパワーをかけ一件一件丁寧に確認し作業を進めていくことが大事と思います。ただ、膨大な作業量の中、できるだけ早くお客様に正しい年金記録を提供することが最重要であることから、マンパワーの投入と平行して今まで以上の作業の効率化を図っていくことが必要不可欠と思います。また、年金記録問題の作業においては、専門的な知識を要することもあり、事務処理誤りを防止する観点からも職員が作業に集中できるような環境の構築といったものが必要と思います。たとえば、地方の現場が記録確認作業に集中できるように、職員の電話相談の対応を緩和するため、「ねんきんダイヤル」等の更なる体制の充実を図るなどといったことが必要ではないかと思います。	以前からある程度の未統合記録があるだろうとは思っておりましたが、どこかの時点(例えば裁定請求時など)で個々に解決されているものと思っておりました。年金記録問題が公になって未統合記録が5000万件存在することを知りましたが、未統合記録が5000万件も存在するなどということは予想もしておりませんでした。この年金記録問題が生じた要因としては様々のことが考えられますが、国民の皆様の大事な年金をお預かりしている立場として、一日でも早く正しい年金記録を国民の皆様に提供できるよう、全職員が一丸となり最重要課題として取り組んでいかなければならない問題であると認識しております。	役職上、収納対策、適用対策等といった本来業務と平行し、年金記録問題の対応にかかわってきましたが、限られた人員での事業推進になりますので、常に効率化を考えながら、一日でも早くお客様に正しい年金記録を提供することを心がけてきました。また「お客様の大事な年金をお預かりしている。」ということを常に肝に銘じ、来訪・電話相談等のお客様に対して、懇切、丁寧な対応を心がけてまいりました。全体的な反省点としては、この年金記録問題が発生した要因は、制度的なもの、記録を管理するシステム的なもの、組織上の問題、本庁・地方庁の事務処理の問題等々、様々なことが考えられますが、職員一人ひとりの「国民の皆様の大事な年金をお預かりしている。」という認識が欠如していたことが非常に大きい原因ではないかと思います。職員一人ひとりが「国民の皆様の大事な年金をお預かりしている。」という認識を常に持ち、お客様に
9405	本庁	その他(本庁)	なし	なし	国民年金保険料が本人の了解なしに免除されていることを知ったときに市町村職員と社保職員が暗黙の了解があると感じました。 時期は事務所健保職員として勤務していた昭和60年頃に健保の自宅調査で出張したとき、障害情報をしらべていたら分かった。	当時自身は健保の担当者で、事務所内の国民年金担当者に業務の正確性に不信を感じましたが、当時は人事について保険と国民年金職員の交流がなく、口出しできる環境には無かった。 反省点は、社保と市町村職員の怠慢と上司の事なかれ主義に尽きるが、当時の庁から配転の県国民年金課長も指導力が無かったように責任感が欠如していたことが原因と思います。
9406	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	職員をはじめ、記録問題に携わるすべての人に研修を行い、人によって処理レベルにムラの出ないように、対応するレベルを高めて処理する事が望ましいと思います。	国民の信頼を回復し、再び安定的な運営を構築するためには、年金記録問題の解決を最優先課題と認識しておりました。 また、この問題が発覚してから、初めて年金記録問題の存在を知りました。	窓口や電話での対応において、できる限りご理解いただけるよう、わかりやすく丁寧な説明を心がけました。 現時点での反省点としては、受給者が高齢なこともあり、もっと迅速かつ密に市区町村・金融機関、厚生年金基金、国民年金基金等から情報提供を受け、問題解決に向けて対処するべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9407	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	多くの人に自分自身の記録を確認していただけるように広報をして、それに対する充分な対応ができるように、こちら側の体制を整えていくこと。	生活の保障である年金額に大きな影響を及ぼす、また、これからの年金制度が続いていくうえで必要な、年金制度に対する信頼を損なってしまう、大変重要な問題であると、認識していました。 いつ頃かは、はっきりと記憶にありませんが、平成15・6年くらいだとおもいます。	お客様に納得していただけるように、丁寧でわかりやすい説明をするよう心がけました。 反省点については、制度発足時からの長年にわたる、申請主義的な、受身の体制にあると思います。
9408	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無いです。	まず神奈川県は、圧倒的に職員の数が少なすぎです。先の国勢調査において大阪府を抜いて全国で2番目に人口が多いところであるのに職員が増えるどころか逆に辞めていく職員が多くその穴埋めで任期付職員が入ってくるものの一朝一夕に複雑な年金制度に対し対応できるわけもなく・・・・ 先の年金記録問題で疲弊し士気が下がりやめていく職員は、首都圏内で多く地方では、そうでもないらしいと耳にしたことがあります。憶測ですが、地方では、神奈川のような酷い状況では、ないと思います。 期限を定めて問題の解決を図るためには、マンパワーが必要不可欠です。 本腰を入れて、抜本的に全国の各都道府県の実情に見合った定員再配分を行うべきです。 昨今、国家公務員の数を減らしていく政策がなされていますが、海外の先進諸国では、年金に従事する職員の数を手厚くしていると新聞の記事で読んだことがあります。 自分が楽をしたいから人を増やしたいといっているのではありません。ただ現場で実際に携わっている経験で記述しています。 国民にとって年金は、生活をするうえで、重要な役割を担うものであるので、今後、年金記録問題	被害にあわれた方からすると言語道断であると思います。 19年11月ごろだったと思います。	
9409	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	いい意見はありません。	>>年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。 年金制度の周知徹底不足による無意味な番号の乱発。 >>そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。 基礎年金番号導入時。	基礎番導入時に、生年月日等年代別に送付されていた基礎年金番号等の確認調査を地道に進めていけば、いずれ解決すべき問題だと思いました。 当時は加入や喪失の時、複数手等番号をお持ちでないかどうか、窓口等で説明をしていました。 現時点での反省は、なにより制度の周知徹底が不足していたことに尽きると思います。
9410	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9411	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ございません。	不明な年金記録を一件一件地道に調査するしかないと思います。	確かに社会保険庁の記録の管理には問題があったと思います。 また、国民の皆様に年金制度に不信感を与えてしまい、大変申し訳ないと考えております。 しかしながら、私が入庁した際には、「年金記録は本人自身が管理するものである。」と教えられていたので、そのことを疑いませんでした。ですので、申し訳ありませんが、問題意識をもったのは、今回の事件後です。	今後は、私たちがお客様の記録をしっかり管理するようにし、また、年金記録が不明となってしまった方々の記録を一件一件丁寧に調査していくしかないと考えます。
9412	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	受給者へ送付している年金記録のお知らせの回答を基に記録を調べ、着実に回答していくこと。 現在被保険者の方については、基礎年金番号は1人1つであることを徹底し、例えば、転職した時などは、安易に新たな番号は払い出さないようにすること。	社会保険庁の記録の管理の仕方も問題はあったと思うが、お客様の方でも、転職した際に年金番号をちゃんと届け出てもらえれば、宙に浮いた年金記録が5000万件もあることは防げたのではないかと思う。 平成18年ごろから認識していた。	年金電話相談の部署にいたので、お客様からの相談があった場合は、社会保険事務所の窓口で今までの職歴等を申告していただくようご案内した。 反省点としては、年金番号を安易に払い出していたのではないかということ。また、年金記録をオンラインに登録した際の、チェック体制が甘かったのではないかということ。
9413	地方庁	社会保険事務所課長級以上			厚生年金の紙台帳を切り替える時に読みにくい字や不鮮明なゴム印があったことを思い出します。進達した内容をどのようにコンピュータに取り込むのか判りませんでした。今各種の台帳類を検索及び確認すると、二十数年前に補正しておけば少しは被害が少なくなってと思われます。	紙台帳の切り替えをあまり短期間にすべてを行うのではなく、段階的に確認しながらすべきであったと思われます。
9414	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
9415	地方庁	その他(社会保険事務局)	別になし	システム、予算、人員、職場環境を充実させなければ、早期の解消は困難。	大きな問題と考えている。採用時から思っていた。	採用時の時点から、仕事をしていく上でひとつの手帳番号で記録を登録していくのだと認識していたが、窓口対応していると何冊も手帳を持っている人がいることがわかり、このままでは、年金をもらう手続きをする段階で必ず混乱し、一部記録がもれて裁定されてしまうとそのときから危惧していました。小さい力ではありますが私なりに窓口や電話では、事業所の担当者や個人に本人の手帳は原則一冊であり、数冊もっている場合は重取の手続きをするよう指導はしていました。今思うと将来自分たちが、この整理で苦労するだろうということは、目に見えていました。なぜもっと早く基礎年金番号導入等を早くしてくれなかったのかと思います。また今回の記録問題について、またその他についても周知が全く足りないと考えます。今回の件では私たちも、もっと早く職場から声をあげるべきであったと反省しています。
9416	地方庁	社会保険事務所長	特になし	・年金記録には60年を超える歴史がある。事業所の名称等に変遷、記録の保管に熟知したOB職員の活用が必要。 ・国民年金の記録について、市町村協力をお願いする形となっているが、平成11年度までは市町村で収納していた。また、住民に身近な立場にあることから市町村に対し協力を義務付けるべきではないか。	件数を知ったときは、多さにビックリしました。しかしながら、以前、窓口での年金相談や記録確認を担当した際、本人のものと思われる記録を確認しようとしても「覚えていないのでもういい。」という相談者が多数あった。 また、働くために生年月日を偽っていたという方も多く、ある程度のことは予想していた。	年金記録問題により、来訪者が殺到した際には、自分の経験を生かし来訪者の対応の先頭に立ち、職員・社労士への指示やアドバイスを行なった。 制度そのものが一般の人に難解であり、本来の趣旨以外の回答が多く寄せられ、その回答に多くの時間をとられることとなったいる。テレビ等で制度の生い立ち等広報が必要だったのではないか。
9417	地方庁	社会保険事務所長	なし	お客様からの記録照会に対し、1件1件確実に調査を進める必要がある。お客様の照会にかかる事業所を調査するにも、お客様が会社名として覚えているのが「屋号」であり、適用事業所は別名であるような、地元の職員でなければ探しきれない事例もある。お客様が探している記録にたどり着くために、もし、たどり着けなくてもお客様が納得いく調査をすることが必要であり、そうしなければ、同じお客様に何度も同じ内容のお手紙や照会を繰り返すことになる。 早期解決のために、経験のある人材の確保をお願いしたい。 また、今後の年金制度を考えると「年金教育」を充実させ、学生の頃から年金への関心を持たせることにより、正しい年金制度の理解の基盤を作ることも必要と考える。	お客様の年金権や年金額に関わることなので、直接生活に影響のある重大な問題であり、国民の皆様からの不信感が並大抵ではないと考えた。ただ、お客様自身の記憶等をもとに探せば、それ程時間を費やすことなく探せるものと考え、これ程の労力と時間を費やしても解決できないとは思っていなかった。 この問題を認識した時期については、マスコミ等の報道を通じて「宙に浮いた5000万件」を認識した。	とにかく全職員の問題と受け止め、お客様の納得のいく調査結果を出すために、お客様からの聞き取りをする段階で、いかに情報を引き出せるかを考えながら対応していた。 いろいろな情報から、お客様の不安がつのっていき窓口に殺到され、その結果、お待ちいただく時間が長くなりお客様に迷惑をかけることとなった。具体的に当初どのような対応をすれば不安を与えずにすんだのかは分からないが、長時間待たせるkとも不信感につながった要因の一つと考えると、この問題が発生した当初は、基本的に職歴については お客様の記憶に頼るしかなく、十分な情報を提供できなかったこともこの問題の解決が長引いている原因と考える。 また、年金記録の調査にも時間を要してしまい、年金記録が判明しても支払いを受けるまでに更に時間がかかるという結果が不安に拍車をかけ、年金制度への不信感が一層強まったと考え
9418	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成18年頃、電話センターで国年の相談員としてお仕事をさせていただいていた時です。年金記録問題は年金加入者の加入記録が見当たらない状況があまりに多いので、何故に、そんなことになっているか。あまりにも多くの問題が有ることに驚きました。	年金記録問題に真剣に対応し国民の皆さんに誠意を持って答えることが必要かつ重要と切実に思いました。 透明性のある加入者がいつでも確認できるような状況(お知らせも含めて)が必要であったことが反省点として考えます。これからも当然ながら不可欠と思います。全力を注いで対応することが重要と考えます。
9419	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じていません。	問題解決には時間と人とお金が必要だと思いますが、中でも時間はかけられない待ったなしの問題ですから、あとは人とお金をいかに有効に充てるかの問題だと認識しています。 地方の現場は直接地域の住民の皆様のお話をお伺いしていますが、お話の中で制度の成立ちから今日に至る変遷をご説明させて頂く事により大多数の方は記録問題についてご納得頂いている状況ですが、中にはプロの目から見て怪しいケースがあり、そういう場合は徹底的に調査をし記録回復に努めてまいりました。 現場には複雑な制度を理解しかつ相手の立場にたって相談を受ける職員が必要です。しかし残念ながら、人が育つには時間が必要です。 現在客観的に見て年金問題に対する国民の信頼は一朝一夕で回復するものではないと認識しています。 この問題を短期に解決するには、年金のプロとしては譲れない部分もありますが、一定の理にかなう基準を満たせば本人の記録として追加する等大胆な方策が必要と考えます。	私は主に年金給付に携わっていましたのでその方面より回答します。 平成9年1月より基礎年金番号制度が導入されましたが、これ以前は現在もそうですが、年金請求は年金額の請求でなく裁定の請求であって、ご本人が年金加入履歴を申し立て裁定庁がその内容を審査し裁定するものと認識しています。 しかしながら、現場において裁定請求書を受理する際、ご本人が履歴を正確に記録あるいは記憶されているケースは皆無に近く、常識的にも何十年も前のことを思い出すにはある程度、当方の誘導が必要でした。 機械化前の裁定請求には当方の誘導にも限界があり、この問題が明るみになる以前より、年金の欠落はある意味ほぼ全ての方を疑うべきものでした。 現場では以前より請求は裁定の請求なので、それに漏れがあることは恥ずべきこととし慎重かつ入念に審査し、また機会あるごとに本人確認を実施しておりました。 平成9年当時よりこの問題はとにかくお一人おひとり時間をかけての確認となるので相当の時間を必要とするものだと認識していました。 ただ、明らかになった旧台帳の存在や氏名が入力されていない記録の膨大な数については想像の域を超えるものでした。	現場ではとにかくお一人おひとり機会があるごとに入念に確認をしてきましたが、限界を感じていました。
9420	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在、各社会保険事務所において記録照会及び特別便についての回答をしているところですが、量的な問題から、丁寧な回答になっていないと思われる。期限を設けられた対応なのでやむを得ずとも思いますが、いかがなものか。	現在、各事務所において本来業務をこなしながらの作業においては限界がありますので、事務所とは別なところで集中してやることが、効果的と思われます。また、今の状況では闇雲に動いていることが、厚生年金に加入していると考えている方が多いので、そういうことを広報等で知らしめることも必要と考えます。	今回の記録問題において初めて知りました。記録の担当を経験した事がなかったので、わからなかった。	永年管理する記録としてはあまりにも管理意識、危機意識がなかったと思われる。
9421	地方庁	その他(社会保険事務局)			入社してすぐに、補正を担当しましたので記録が正しく収録されていない事が多々あり、昔の名簿や台帳が、統一されていないことに原因があると、認識しました。 職員が改ざんした記録ではないかと思われるようなのもは、見当たりませんでしたが、庁でしか入力できない、記録が誤って入っていることがあります。	紙台帳の時の事はどうしようもないことですので、資料となるものは記録がわかり次第訂正し、デジタル化して被保険者さまの記録の訂正をしなおすしかないと思います。 入力後のチェック体制を強化するほうがいいと思います。 謝金職員や賃金職員の人選をしないと、できない人や、人間的に人に危害を加える人もいます。 賃金職員を雇いすぎて、人が余っています。 WMやINSの機械も少なすぎます。 人が多すぎて、管理も大変で、目が行き届きません。 遅刻、早退などもタイムカードにするべき反省点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9422	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	加入者への記録の確認調査の強化。	国民の皆様に多大なるご迷惑をかけているとの認識をして、早期解決をする必要があると思います・報道等で大々的に取り上げられたころです。	今後も加入者の立場に立って根気よく、記録問題の解決に尽力したいです。過去からの記録に対する意識の希薄さがはんせいてんです。
9423	地方庁	その他(社会保険事務所)	今、判明している以外には思いあたりません。		平成13年の新規採用後、適用課に配属になり厚生年金の期間調査に携わった時に、過去の台帳が破損してる部分がある事を知った。その時はまだ年金業務全体の事がよくわかっておらず、古い物だから仕方ないのかな、と、特に問題意識を持つことができなかった。微力ながらもその時に何か問題提起できていれば、少し現状とは違ったのかなと思います。	上記いずれの件についても、自分なりに、また課としてもできることはすべてしたと思います。その結果、国民年金の件は原因が判明し記録の訂正ができた。厚生年金の件については可能な限り調査をおこなったと思います。 問題点は国民年金も厚生年金も被保険者への通知や確認等に問題があると思います。厚生年金については基本的に事業所に対しての通知なので、従業員の方が自身の記録を把握する機会が少ない。制度等の案内も事業所へのお知らせなので、自身の加入の状態等が適正なものなのか判断しにくい。 国民年金にしても金融機関やコンビに等で納付しても、それがきちんと自身の記録に反映してるか、確認しにくい。疑いだしたらキリがないが、十分すぎるくらいの通知や確認が今は必要だと思う。今でもインターネットや控除証明書の発送、定期便など確認の手段はいろいろあるが、皆が満足するまでは言い難い。 繰り返しになってしまいますが、一方的でない相互での記録の確認が必要だと思います。
9424	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		大変大きな問題であり、年金制度の根幹が揺らぐこともあるとおもいました。 平成18年3月位からです。	社会保険庁全体の問題ではあるが、自分のおかれてる立場で、お客様の信頼回復に努めてきました。 国民の生活の安定のため、国の公僕として、不正等を見過さず許さない体制作りが出来ていな
9425	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金の資格記録 厚生年金手帳記号番号の記録でカセット管理され、氏名索引でも表示されない記録がある。 また、事業所記号番号が「0000-000000」で管理される記録があり、事業所名が不詳となっている。 国民年金の納付記録・資格記録 年度別に各月の納付展開がされていないため、市町村が保管する被保険者台帳と突合することになるが、一部の市町村ではその記録が廃棄済みのため照合ができない。 また、被保険者が申出書に記入された住所の市町村にしか照会業務ができないため、記録の確認ができないことがある。 どこに住所をおいていたか戸籍の附票しか判別材料がなく、これを被保険者に求めることは困	厚生年金の資格記録 カセットの開放を進めること。 過去に二重払い出しした記号を含め台帳との突合を進め事業所記号番号を補正し、会社名の出力を可能にすること。 国民年金の納付記録 各月展開されていないリストを作成し、マイクロフィルムと突合により整備漏れをなくすこと。 市町村で保管されている被保険者台帳について社会保険庁に移管をお願いするなど対策をとること。 21年度から進めている国民年金の特殊台帳との突合や厚生年金の事業所記録索引など可能な	国民の大切な個人記録(情報)を管理しているには、その正確性が求められるわけですが、平成18年に被保険者に「被保険者資格記録回答票」を作成送付するときに、不備な記録が多数存在することを再認識した。 また、平成9年に導入した基礎年金番号が、その時に死亡していた者や旧法で年金を受けている者など、統合していない者が多数みえることも判明した。	管理する記録の訂正(補正)・統合するなど、正確な情報の提供に努めました。 反省点 これまでの間、事前に紙台帳との突合で不備な記録の減少・解消させる手段をとっていなかったこと。 被保険者本人からの年金裁定請求の際に直せばよいという、感覚で業務を行ってきたこと。
9426	地方庁	社会保険事務所長	・厚生年金制度は昭和17年発足後、65年以上経過して、当時の年金記録の管理は当然紙媒体による管理方式であった。機械管理となったのは昭和60年頃であり二十数年前である。 ・平成9年に基礎年金として制度化して記録を特定して管理して12年経過したところであるが、この当時に「記録問題へ着手していたら」「するべき」と思われます。	・今後、発生(疑重複や標準報酬確認)させない方策も重要と思われる。	平成9年以降、疑重複等が発生したとき照会をしても本人の年金に対する認識が希薄であった。最終的に本人が受給の際、記録を確認することで整理されると認識していた。	今になって思えば(6)のとおり平成9年に記録問題の解決に取り組んでおくべきだったと思われるが、当時は(8)のとおり認識であり、危機管理意識を常に念頭に行動することが今後、国民より信頼される機構組織の目的と思われる。
9427	本庁	その他(本庁)	ありません。	地方自治体や民間をはじめとして、協力していただける団体にもお願いをして協力をいただきながら、地道に突合作業をすることだと思っています。	年金制度への信頼を損ってしまった問題だと認識しています。 平成16年4月頃(新規採用された当時)から国会で取り上げられるようになるに従い徐々に知りました。	具体的には、受給者の方々からのクレームを受ける際には丁寧にお話をお伺いする、また、記録訂正の業務に携わるようになった際は誤りが無いように正確に処理をすすめるように対応していましたが、法令遵守を常に意識して行動するようにしていました。 全ての問題に共通する反省点として、法令遵守に対する認識の低さだと考えています。
9428	地方庁	その他(社会保険事務局)		現行の取組みを着実に実施すること。 ご本人からの記録照会に対し加入記録が容易に検索できる仕組みができないか。	機械化がされていない時期でも年金番号は一人一番号と周知され、年金手帳番号の重複は本人が承知しているものであり、自己責任で将来統合されるべきものと考えていた。 年金記録は手帳番号で管理され、その手帳や番号を確実に所持することにより、いつでも記録統合が可能との楽観的な考えもあったように思う。	申請主義的な考えが一般的であったように感じる。 年金手帳を複数番号所持している者も、将来年金請求する時点で統合(重複取り消し)の処理をすることでよいと考えていた。 機械化を早期に実施し、更に、その早い時点で記録の整備をすべきであったと考える。
9429	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	問題の根がかなり深く、歴史的・制度的要因が複雑に絡み合っているため、若い職員や経験不足の職員だけで解決するのは困難と思われます。事実、私自身も年金関係の部署を経験したことがなく、問題解決の具体案を提示することが難しい状況です。 やはり経験豊富なベテラン職員を中心に、場合によってはすでに退職したOBなどにも臨時職員のような形で協力していただきつつ解決を目指すのが妥当と思われます。	私自身、これまで健康保険と保険料徴収の部署しか経験がないこともあり、年金記録に問題があるなどという認識はまったくありませんでした。世間同様、マスコミからの報道によってその存在を知り、世間の方々と同じように驚いただけです。 しかし、この組織に所属する以上、自分がまったく関わっていないからといって責任を取らないというわけにもいきません。精一杯問題解決に尽力すべきだという認識を持ってこれまでやってきました。	(8)の内容とも重複しますが、この年金記録問題を個人の責任ではなく、組織全体の責任として受け止め、特別便対応をはじめとして誠実に問題解決に向けて尽力してきたつもりです。 反省点としてあげることがあるならば、やはり古い記録についてしっかり管理・整備しておくべきであったということだと思います。 現場で年金特別便等を見ていると、記録に漏れや誤りがあるのは、たいてい年金記録がコンピュータ管理されていなかった時代、かつ、厚年と国年が別番号管理されていた時代です。 逆に言えば、それ以降の記録は、ほとんど問題がないということです。 今言っても仕方のないことばかりですが、もっと早くコンピュータを導入し、基礎年金番号制度も導入していればよかったと思われます。
9430	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	政争の具にすることなく、合理性・効率性など十分に検討したうえで方針を策定し、全庁をあげて対応することが必要と考えます。また、国民の皆様へ、ご理解とご協力をいただくためのPRが不可欠と考えます。	記録を取扱う部署に在籍していたことがなかったので、報道で初めて知りました。	正直に言えば、直接関係したこともなく、しかも現職だけの問題でなく過去からの継続した問題だと思い、マスコミや世論のバッシングの仕方にも納得いかない部分も多々ありましたが、自分も社会保険庁の職員として、自己の問題として捉え、宮与返納や24時間電話相談への参加など、そのとき出来る対応はさせていただいたつもりです。 反省点としては、(問題の全てを把握・認識しているわけではありませんが) ・過去からの責任の先送り(自分の在籍中に発覚しなければよい) ・国民の大切な記録を取扱っているという認識・自覚の低さ によって問題が肥大化し、問題への対応に当たっては ・よく言われる"三階構造"による全容把握の遅れ ・異常とも思えるマスコミ報道(バッシング)による世論を意識して十分な検討を行う余裕もなく対応をせざるを得なかった状況 などによる対応の遅れ・迷走…等があったのではないでしょうか。
9431	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題対応だけに特化した部署等を設けるべきだと思う。	職員が年金記録に対する重要性を深く認識していなかったものであり、基礎年金番号導入時には多少なりとも危惧していた。	受給者、被保険者一人ひとりに対して真摯に向き合い、根気強く応対することを心がけた。 反省すべき点は、対応が後手後手に回ってしまい、迅速かつ統一した対応がとれなかったことだと思う。
9432	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録に漏れがあると申し出された方について、全力をあげて取組んでいく。解決しないものについては、救済できる方策を立てていくといかと思います。	テレビ等で年金加入記録に誤りがあるという報道がされて、初めて多くの記録の漏れがあるということを知りました。年金加入記録がしっかり保存されていないとは思っても見ませんでした。	基礎年金番号に記録が統合されていない場合は、機会がある都度お客様に説明をしました。 将来のIT化社会に向け、紙媒体等で保存されている記録を、長期的計画を立てて、順次作業を進めてこなかったことが反省点と思います。
9433	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現時点でも実施しているところではあるが、 迅速に解明作業を行うのみ。(その後の補正も含め) (大量の人員を投入しての対応が必要)	社会保険事務所に出向した平成12年度以降に、年金相談とを実施した際、お客様の手帳番号が統合されていない状況を知った。	その当時は、判明した未統合記録に関しては、その時点で統合処理を行っていたが、年金請求時に調査し統合するのだから統合されていない記録があっても問題ないとの意識であった。
9434	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	業務委託により早期解決とするのも一案ではあるが、実際に処理誤りも多発しているようなので、公約を無視した理想論ですが、熟知している職員によって地道に解決を目指すほうが最終的にはよい結果をもたらすものであると考えます。	現在・将来に向けての国民の生活を左右しかねない重要な問題。必ず解決しなければならない。	与えられた業務を確実に行った。少しでも力添えできるよう、他者の手伝いを行った。 記録の統合を裁定時にすればいいと先延ばしにしていた点。
9435	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		厚生年金の手番で、氏名が収録されていない記録があることは、知っていたが、事業所名等で調査ができるものと思っていた。年金記録が紙台帳からコンピュータに切り替えされたときに、今回のような膨大な件数の記録もれがあることについては、把握していなかった。消えた5000万件が騒がれるようになって、初めて事実を知った。	記録もれを1件でも多く解消するため、お客様の正しい年金記録を取り戻すために、年金特別便の対応や再裁定の対応に一生懸命取り組んだ。紙台帳からコンピュータへの切り替え時に、年金記録問題について、もっと慎重に取り組んでいたらよかったと思う。
9436	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録に関してすでに疑義を訴えている方の記録や社会保険庁の名寄せ等で本人のものでないかと疑われる記録については引き続き調査を続けていくことは必要だと思いますが、年金受給者や被保険者などの声を聞いていると、根本的には年金記録そのものが正しいかどうかではなく、そもそも年金額が低くて生活が困窮していることへの苦情、または年金制度そのものへの理解不足と不満が多く聞かれます。老後の生活を保障するための社会保障制度としての年金制度そのものを充実・改正することが抜本的な解決策ではないかと思います。	年金手帳を紛失したり、過去の年金記録を失念している人には年金請求などの際に、業務処理手順に従い可能な限り本人からの申し出を出してもらえるように努めていましたが、根本的には個人情報でもあり、本人からの申し出によらないで処理できないものと認識していました。 なお、旧台帳などのオンラインによらない記録の問題などの記録管理方法の詳細について知ったのはこの問題が検証されるようになってからのことです。	私自身の対応としては、窓口電話等での問い合わせに一人ひとり丁寧に聞き取りして業務処理手順に従い可能な限り本人からの申し出を出してもらえるように努めています。 また、この間の反省点としては、一つ目には、旧台帳などに代表されるような記録の保管方法などについて社会保険庁・政府が記録整備に人手とお金をかけてこなかった点にも問題があると思います。50年以上にもわたる超長期の記録を保管しその時代にあった新しいものに替えていくには、人手とお金をかけて不断の努力を続けるしかないと思います。 二つ目には、根本的には年金記録そのものが正しいかどうかではなく、そもそも年金額が低くて生活が困窮していることへの苦情、または年金制度そのものへの理解不足と不満が多く聞かれます。老後の生活を保障するための社会保障制度としての年金制度そのものを充実・改正することが抜本的な解決策ではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9437	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間に公表する事柄でもないが、検索システムの使い勝手が悪い。 例えば、健保厚年020-1-10で、 「田中○○」を探すなら"検索方法"に「2」を、 「○○田中」を探すなら"検索方法"に「3」を入れるが、 「○○田中○○」を探す方法がない、とか、 基礎年番010で、 漢字を入力して検索する際に、違う読みで同じ漢字を呼び出して入力すると該当者が引っかからない、など、 照会してくる被保険者の方は、パソコンの検索をイメージしていることが多いので、調査に時間がかかることをなかなか理解してもらえない。	莫大な費用がかかるのかもしれないが、システムは新しくするべきだと思う。 調査時間も短縮できるし、被保険者にとっても結果が早くわかるため、サービスの向上にもつながる。 事業所名称の検索に関しては、現在パソコンに入れて使用している検索システムがあるが、これをWMでできるようにしたほうがよい。	大騒ぎになる少し前に、期間照会を担当した時に旧台帳の存在を知り、一回一回取り寄せて確認するよりコンピューターに入れてしまった方が便利になるのに、とは思っていた。	自分自身の対応としては、記録があるのに見つけられないことのないように、慎重に調査するようこころがけた。 旧台帳を、旧台帳のまま放っておいたのは、間違いだったと思う。 "一年で！"とか"半年で！"など、無理に期限を切って処理を急ぐと、また処理誤りを増やすことになってしまうため避けたほうがよいとは思うが、コンピューター化してから20年も経っているのだから、少しずつでも収録していっておくべきだったと思う。 また、マスコミが不安をあおるような報道ばかりしていたため、騒ぎが大きくなった。親切そうに見せた新聞記事もテレビ番組も、結構誤解を招く偏った説明が多い。 別の厚年番号でかけていた記録が宙に浮いているのも、自分の基礎年金番号の記録から"消された"と思っている人も少なくないし、 基礎年金番号通知が出たときに他手番の統合の案内をしていたことや、年齢の高い順(？)に記号番号調査が送られていたこともあまり知られてなくて、"放置していた"と思われていた。 不安をあおられて事務所に押しかける人々に、職員が一人一人説明するのに任せていないで、ある程度のところで、国営放送(NHK)等で "浮いている"と言われているのはこういうことで、"消えた"と言われているのはこういうことで、また調査するにはどうすればいいか… と、ちゃんと説明・解説する機会を設けるべきだったと思う。 また、体制も整っていない、職員数の少ない状態で、「特別便」を一斉に送付したことも混乱を招いた原因のひとつ。 "回答はまだか？"の電話対応で時間をとられて、調査も進まずの悪循環。 ひとまず、受給者を優先に送付して、若い世代は今までどおり、時間をかけて順番に送付してもよかったのではないか。 特別便対応に用意された専用ダイヤルも、"近くの社会保険事務所へ行け"と案内するだけで、何の意味もない。
9438	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	基礎年金番号の一元管理管理の徹底については、戸籍、外国人登録票等との連結等による担保の検討。 マクロな観点からは、法人事業所の適用の公平性の実現。業務不振の際の保険料減免措置を導入のうえで、事業主からの不正届出に対する罰則強化を検討してはどうでしょうか。(未適用事業所が多数存在することや、税と異なりどれだけ赤字でも保険料が減免されないことが、加入忌避や不正届出の一因となっている。) 細かい部分では、事業廃業、法人解散の際の喪失年月日の基準について早期に明確にすべきです。 現在の基準は、解散決議年月日の翌日なのか、清算期間中の適用が認められるのか等が明確でなく、添付書類によってどちらでも良くなってしまうようなあいまいな基準であると思います。 添付書類にしても、税務署、警察等がどういった基準でその日付を事業廃止日とし、何を証拠書類といて確認しているのか把握しているのか疑問です。 事業実態に基づいて判断するということであれば、他省庁への提出書類を基準とせず社会保険としての基準を明確に示すべきであると考えます。 基準が明確でないため、後年になって記録問題となる可能性が高いと思います。 また、事業実態が不明確で連絡が取れないような事業所に対する事業実態及び全喪調査に対して適用サイドで積極的に取り組むことが必要であると考えます。	未統合記録に関しては、厚生年金、国民年金それぞれの手帳番号から、基礎年金番号へという制度変遷と、記録のコンピューター管理移行の確認不足。 個人の記録を管理するうえで、一個人に多数の手帳番号が付されてしまうような制度設計に問題があったと考えます。 また、基礎年金番号導入後の記録整備体制の不備、紙台帳から機械管理へ移行した際のチェックの甘さが、制度設計上必ず起こった問題をさらに悪化させたという認識です。 基礎年金番号への未統合番号があり、順次統合していく必要性があることは今回記録問題として報道等がされる以前から知っています。 未統合記録の規模と、コンピューター移行時に誤入力等の不備が多数存在することについては、報道と記録問題に対応するようになってから知りました。	年金記録問題で来所、問い合わせを受けた際の、記録確認等に真摯かつ積極的に対応すること。 現時点で見た際の反省点としては問題発生の起因という意味においては(8)に書いたとおりです。 年金記録問題に対する一連の対応が始まった以降については、特別便→定期便の流れにおいて処理体制や手順等をきちんと整備する前に、見切り発進している部分が多すぎること。例を挙げるなら、定期便について、「事跡管理のシステム構築前に対象者への送付を始めていること。」等。 処理体制等についてきちんと確立したうえで、時間が掛かってもひとつづつ丁寧に進めていかないと、今回の問題の原因を省みず、同じことの繰り返しになってしまいます。
9439	地方庁	その他(社会保険事務所)		現状の制度(年金定期便)を継続すること	報道されるまではこんなに多くの記録が未統合ということを認識していなかった	年金記録に関する関心が庁職員も被保険者(受給者)双方にあまりなかったこと
9440	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありませんが、年金保険制度が何の目的でどのようにして誰によって始まったのかを世間一般に知らせるべきではないでしょうか。	①一局集中で突合せ作業を行うことと考えます。ただ、この作業には人とお金と時間を相当数要することになる。 ②(6)で挙げたようなこと、今までの制度変更等を全て国民に明らかにし、年金制度に対し、理解を求めることが必要と考えます。	①厚生年金保険が始まったのは報酬調査が目的であったと聞いたことがあります。 当時の記録がずさんであったことはこのことが原因ではないでしょうか。 ②被保険者記録のオンライン化作業を、当時、学生等のアルバイトを雇用し入力作業を行っていたことも聞いたことがあります。大切な記録の移行作業を責任感の意識の薄い雇用体系で行ったことも記録漏れ、記録誤りにつながったのではないでしょうか。 ③年金保険制度が始まってから、国民に対しての周知、および広報の方法や内容が質・量ともに悪く、ほとんどの国民が理解、認識していなかったことも原因と考えます。 ④年金制度を理解していなかった国民の方々にも届出を怠った過失もあると思います。しかし、そうさせた国に責任はあるでしょう。 記録問題を認識し始めたのは、マスコミ(TV)で、どこかの弁護士が若いころの国民年金記録が漏れていると取り上げられたころから知りました。	①記録漏れ、誤りは国と社会保険庁の過去の事務処理誤りであることと認識し、お客様に謝罪の上、今までの事務処理の経緯と制度の理解を求め、可能な限りの記録調査を行い、記録正常になるよう努めたつもりです。 ②国と社会保険庁による、年金制度のあらましから制度内容を国民にしっかりと周知、広報を行っていなかったことを反省し、そのことを説明していく必要と責任があると考えます。 ③システム改善も必要とおもいます。
9441	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳等を地道に検索していくしかない為、かなりの時間を費やします。 現在は、日々の業務+ねんきん定期便・特別便の対応をせざる得なく、回答するのに余計時間がかかります。 定期便・特別便の専門職員を設定していただけるとお客様に対して早く回答できるのではないでしょうか？	お支払いしていただいた分を年金として支払ってない以上早急に解決しなければと思っています。 問題の存在は、実際TV等にて騒がれた時期です。	早急に特別便・定期便の回答をと努力はしましたが、日々の業務が夜9時10時までで、土日にも日々の業務をせざる得なく回答にかなりの時間を費やすことになってしまいました。 現在は事務分担を変更していただき、ある程度早期にご回答できるようになりました。 しかし、現時点では、退職者の有給処理などによりどこの社保も職員の数が減っており、年金問題解決以前に日々の業務も末わりきらない状態にならないか・・・不安があります。(早期問題解決にはどうしても職員の増員が必要なのではないでしょうか？) 現時点でみた場合の問題についてですが、年金番号を一人に対して複数発行していた事が一番の反省点と思います。 また、国民年金納付状況・厚生年金の報酬月額も定期的に本人へ通知するべき事だったのではと思います。
9442	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げておりません。	一現場の職員としては、一つ一つ照会業務をこなしていくしかないと考えるが、全ての記録を判明させるのは困難なので、ある程度政治的な解決を図らなければならないと思う。	年金記録問題について、記録管理上の不手際、職員の年金を預かっているという意識の低さ等が数十年にわたって蓄積していて、それが一気に暴発して表面化した問題という印象。 4年前に年金給付を担当していた時に未統合手番が多い印象を持ってはいたが、報道で問題視された時に、まさかこれほどまでに判明しない(WM上に残っていない)記録があるのかと職員ながらそれまで知る由がなく唖然としながら知った。	今実際に資格照会の業務を行っているが、照会してきた方の立場になって、急を要する仕事でもあるができるだけ細かく調べて記録回復できるべく努めている。 今のように大々的に報じられる前から問題が潜在していたことはわかっていたはずであり、そのときから少しずつ解決に向けた努力がなされていれば今ほどの問題にはならなかったはずだと思う。
9443	本庁	その他(本庁)			国民の信頼を大きく損なってしまった、あってはならない不祥事。 記録の改ざんなどは、ニュースに取り上げられ始めてからしりました。	目の前の業務に対し、自らが水際防止なのだという事を念頭に置きながら業務を行う事。
9444	地方庁	その他(社会保険事務局)		本人への未統合記録の確認通知。	本人の申出に頼った年金記録確認により山積した未統合記録の問題。 新聞・ニュース等での報道により。	可能な範囲で本人の記録と思われる記録を検索し、確認する。 本人の申出については入念に調査をする。 本人の申し出に頼った記録確認であった為、本人が忘れている、または加入していたと認識していない記録は未統合となった点。 第三者から指摘を受けるまで未統合記録を放置していた点。
9445	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	基本的には、全ての現物の記録とコンピューター管理記録の突合をするしかないと考えています。	採用時の年金裁定の記録審査をしている時、記録が重複しているケース、個人の記録の中に事業所名のない000の記録で管理されているものが有りました。しかし、記録が重複することは現実的に事業所の事務手続きにより有り得るので特に問題視はしていませんでした。また、000の記録についても、事業所名は不明でも本人の請求書の申し出期間が合致しており、本人の記録の中にきちんと管理されているので当時問題視はしていませんでした。最近、年金記録問題と報道され、いろんな事案や事象を聞いて初めて問題が存在することを認識しました。	現在は問題を認識し、基本に立ち返って、ご本人の本来あるべき記録にきちんと整備するよう全力で取り組んでいます。 年金記録は昭和17年から管理されているわけですが、その当時から、記録管理の重要性に関して認識を持ち、きちんとした管理体制が確立されていれば問題は最小限で収まっていたと思います。しかし、当時紙台帳での管理しかできなかったのも事実であり、今日のコンピューター管理にするためには切替作業をしなければならなかったのも事実であるので、その時々で最大限の重要案件として万全の対策・対応をしていれば、発生は防げたのだろうと考えています。 今後は、この問題の早期解決に向け全力で取り組むとともに、この経験(教訓)を活かし、何事においても国民目線での対応・判断・サービスの提供をして行きます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9446	本庁	その他(本庁)	存じません。		ここでいう年金記録問題が未統合記録についてであれば、年金裁定の際に統合するものだと思っていたので特に問題意識はありませんでした。	上記の認識だったので、年金給付課に在籍していたときは、本人申し出以外に記録が無いかを念入りに確認していました。 制度ごとに番号を付番したこと、厚生年金の資格取得の際に本人確認が不徹底(資格取得届だけで処理するため、偽名や生年月日詐称でも確認できない)だったのが反省点かもしれませんが、現行法上は仕方がなかったと思います。
9447	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在の年金記録の報酬決定の方法である「算定基礎届」「月額変更届」のように、ある一定の時期の報酬をもって、一定期間の報酬を決定するということが、事業所の経営者及び事務担当者等は知っていても、すべての従業員、または、世間一般が承知はしていないと思われます。 税の年末調整や確定申告、または労働保険の制度においても、年間の報酬をもとにすべてを反映させるという制度の中、本人も誤解が生じやすいのではないかと思います。 この分かりにくさが本人への記録の関心をなくさせ、また、こういった記録の訂正があったときも、本人が気付きにくいのだと思います。 このため、改善策としては、税のように年間報酬で決定をし、源泉徴収票の様なものを交付するようにすれば、仮に記録がこのような問題になったときも本人もそれに気付きやすく、また、未然に防止できるものと思います。	一連の問題については、すべてかどうかは断定できませんが、該当する事業所は経営難等により、負担に耐えられない事業所が多いのではないかと思います。事業所の都合が原因とするならば、経営者側は知っていても、これにより記録を変えられた従業員は何も知らないところでおきたことであり、被害者といえると思います。 ただ、これのみではなく、経営者側でさえも知らないところでおきたことが原因もあると思います。個別の原因を精査し、記録回復については優先順位をつけて行っていくこととすることが必要であると思いますし、まずは、本来の被害者である従業員への救済を急ぐべきであると思います。特に高齢者である場合は優先するべきであると思います。	知るようになったのは、年金記録問題が問題としていわれるようになったときです。 この件については、本人の承知しないところで記録が書き換えられた場合、本人の年金額に影響する重大な問題であると認識しています。	
9448	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にございません。	現在報道等で見聞きする解決案以上の妙案は持っておりません。 ただ、本人紐付けのない年金記録については、住基や労働保険のデータ以外に、本人特定の材料となりそうなデータがない以上、もう本人からの申し立てを待って確認するしかないのだろうと思います。 あとはいかに本人からの申し立てを増やすかというところと、申し立てについて被害者の救済という観点と不正な申し立ての排除のバランスをいかにとるか、というところだと考えます。	誤解をおそれずに言えば、年金記録問題が生じたのは必然であったと認識しています。被保険者又は事業主の届出、市町村からの報告、職員の処理、のいずれの段階でも誤りが生じる可能性はあり、誤りをゼロにすることは不可能です。 ただし、例えば"定期便相当のものを本人へ送付することにより、誤りを早期に発見する"とか、"事務処理誤りの生じにくい業務フローを採用することにより職員の処理段階での誤りを減らす"といった対応を行っていれば、ここまで大規模な問題になることはなく、解決の道がもっとあったのではないかと思います。 (しかし、コンピューターが現在のように普及するまでは手作業で記録の管理をしていたことを考えると、"定期便相当のものを本人へ送付"というのも難しかったのだろうとは思います。) なお、年金記録問題の存在を知ったのは、平成19年頃と思いますが、正確なきっかけ等は覚えておりません。	平成19年から現在までの担当業務がシステム開発であるため、記録問題を起さないシステムを開発しなければならないと心がけてきました。 また、反省点については(8)に記載したとおりです。
9449	地方庁	その他(社会保険事務所)			採用された時期が平成15年であり、経験がなかったので認識していなかった。 5000万件の未統合記録があると報道されたときに初めてこの問題を認識した。 それまで窓口で受け付けた手番の統合を行っていたが、申請がなかったものは年金裁定時に整理されると思っていた。	年金裁定請求時でなく、早い時期に相互に確認できるサービス、仕組みが出来ていれば大きな問題になっていなかったと考えます。
9450	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	徹底した進捗管理とその進捗について、職員間で情報の共有をはかることであると考えます。問題解決へ向け、全職員での取組を行うべきと考えます。	私は平成16年4月に採用となり、年金記録問題については、マスコミによる報道の中で、初めて認識をするようになりました。その時より、社会保険庁としてこの問題を解決することが、年金行政の信頼を回復する唯一の道と信じ、業務に取り組んできました。	私自身としては、支援業務として年金記録問題に取り組みました。 反省点としては通常業務を遂行する中で、今後も記録問題に類似の諸問題が発生する可能性があると思われますが、過去の年金記録問題に対しては、そういった危機管理を専門とする部署が必要であったと考えます。また、地方を含めた情報の共有を図る仕組みが欠如していたよう
9451	地方庁	その他(社会保険事務局)	特別便・定期便で年金加入記録を送付しているところですが、厚生年金に加入していた際、事業所名が記載されているのですが、過去の記録に「厚生年金保険」と記載され事業所名が不明のケースがある。既に収録されているのに、事業所名が記載されていないためお客様からは記録にもれがあると思われてします。	全ての事業所記号を収録し、表示可能にする。	宙に浮いた5000万件が国会で取り上げられたとき。 基礎年金番号導入時に統合漏れと思っていた。	裁定請求時に記録を補正すればよいという考えがあったかもしれない。 また、保管している記録に少なからず不備があったと思う。氏名索引などの際には広範囲を検索できるようシステム改善をしていただきたい。 また、お客様から期間照会があったさいは各社会保険事務所でどのような調査をしたのかWMで情報を共有できるようにしてほしい。
9452	地方庁	社会保険事務所課長級以上	東京では以前社会保険庁からの取扱い以外に独自の方式を取っていた。	法律が現状と合わないため見直しをする必要がある。(適用・徴収関係はある程度の規模の事業所を対象とした内容のため)現在の経済環境では予算に限りがあるため項目を絞って作業を行う。(記録問題は昭和30年以前の厚生年金、赤字事業所の標準報酬、国民年金の特例納付が原因がほとんどのため)	いずれは社会問題に発展すると考えていた。問題が存在することを知ったのは5,6年前頃の新聞報道による。	本来業務に対する時間を相当量減らし、できる限り対応するよう心掛けた。検証もせず、ろくに準備をしていない状態で始めたため、問題が発生した際の対応が不十分で、別の件が出た際にも同様のことを行ったため混乱に拍車が掛かり、職員へ負担がますます重くなり病気による休職又は退職者が続出し、これが原因でさらに作業が遅くなる、といったことが繰り返されたこと。
9453	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	厚生年金につきましては、過去においても事業所の届出に基づいて、社会保険加入手続きを行っており、今般の第三者委員会等の申し立ての大部分は、行政側の不手際ではなさそうであると感じています。 従いまして、この問題は旧台帳等を洗いざらい点検したとしても、本来加入されていないため、解決されることは難しいと思います。 広報において、加入すべき範囲だけでなく、わが国は中小零細企業が大半で経済を支えており、経営面等から実感として、必ずしも社会保険に加入していない事を広く伝えることが必要だと思います。	本人が年金請求時に忘れていた等のため、年金給付ができず、結果として浮いている記録があるとの問題と認識しています。 平成19年夏前頃、マスコミ等で騒ぎになり、実際報道を見て来所する方が膨大になり認識しました。	来客される方、お一人ずつ丁寧に、また、少しでも過去の記憶を思いだしていただく対応をしました。 年金請求時に、本人にとって疑わしい記録についても、きっちりと事実確認をすることが重要だと思います。
9454	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		総合調査や会計検査院の検査時に、年金受給者は年金が減額されるのがいやで加入しないというので加入させなかったとか、保険料の負担(事業主・本人)がいや(大変)だから加入しなかった等の話がありました。全事業所の実態調査ができないので、社会保険の加入を嫌がる事業主や従業員は数多くいると考えられます。実際に記録が漏れていた被保険者については、早急な対応が必要と思いますが、勤務していた事実はあるが、保険料を支払っていなかった者についての見極めが必要になると思います。早期解決第一で進めていくと、勤務はしていたが保険料を支払っていなかった者や保険料を支払っていなかったことを知っていた者からの申し出があった場合、そういう者についても記録を認めてしまうことになりかねないので、慎重に進めなければならな部分もあると思います。早期解決ありきで申し出した者だけが得をするということがないようなに、問題内容により取り扱いを決め、早期解決できるもの、判断に時間を要するものと考えていかなければならないと思います。虚偽の申し出に対する罰則についても虚偽の申請かど	年金記録問題がクローズアップされてきてからです。当初は、厚生年金については、重複取消届けの処理がされていないものが多くあると思っていました。窓口で対応した者で、入社するためや借金取り等から逃れるために偽名を使ったり、生年月日を偽ったりしていたと言い、複数の年金手帳を持っていましたから。その後、実際に記録が漏れている者が多くいて、大変大きな問題であることだと思いました。	直接そのような者と向かい合うことはありませんでしたが、話を聞くことがあればできるかぎり詳しく話を聞こうと心がけていました。 現時点で見た場合の反省点として、手作業時代や機械化移行時の事務管理等をもっとしっかり行っていればよかったのではないかと思います。
9455	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録を追加しても、平均標準月額、配偶者加給年金、短期用件による障害年金等の関係で、年金額が下がる場合があるが、それについての統一的な、取り扱いが統一されていない点。	特になし。	年金特別便が出たころ。 昔の管理体制の甘さと、制度が複雑なのにシステムがついていっていないので、問題は膨らむ一方のようなきがします。	1件ずつ、本人確認を正確に行いながら、少しでも多く、正しい記録になるよう、対応を行った。 基礎年金番号が出来た時点で、統合の手続きを、徹底して、行わなかった点。また、被保険者、受給者の人数に対して、対応できる職員の数が少ないと思いました。
9456	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民年金記録について、オンライン記録・特殊台帳・市町村名簿を人区と時間をかけて徹底的に突合せする。 国民年金について、当時の取扱や台帳への記載方法等が、地域によって相違点があるため、時系列も含めた資料等を作成する。	年金制度の信頼を失うあってはいけない問題。今後の年金制度のためにも、正しい納付記録に訂正していくべきと考えます。 平成19年1月頃。	期間照会・特殊台帳突合せ作業において、当時の通知等を通知集で調べ、当時の担当職員に取扱を聴取しながら、実施した。 特別便について、積極的に電話・窓口対応を行い、正しい納付記録の調査に努めた。 問題点 国民年金台帳の取扱等が、都道府県のみならず事務所によっても相違していること。台帳を確認できても、納付の有無の判断が非常に難しい事例が多くある。また、それによって漏れている記録も多く見受けられる。 特殊台帳以外の台帳を廃棄したこと。特殊台帳以外の台帳にも、確認が必要な記録が記載されているため。
9457	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	手番の厚生年金被保険者記録で、事業所整理記号が収録されていない記録があり、事業所整理記号の収録をすべきだと考えます。 古い事業所なかに事業所整理記号がなく、番号のみ設定されている事業所がありますが、事業所整理記号に設定してほしい。 手番の国民年金被保険者記録で、ファイル創成されていない記録がありますので、記録整備すべきと考えます。	基礎年金番号が設定されたときに、収録もれ手番対策として過去記録の整備をしていたときにしりました。整備がすすまないときの対策として、年金請求時に整備すればよいという考え方がありました。	年金請求時に記録整備するのに時間がかかりすぎるばあいがあり、事前に記録整備か必要であったと考えます。手番の記録を整備するときに、事業所名を告げられなかった時代があり、本人も思い出せなかったりして収録できなかったときがありました。他人になりすましのリスクがありますが、身分確認ができることを条件に、積極的にお知らせすべきと考えます。本人が死亡して遺族にしか確認できない場合がありますが、遺族の方もうろおぼえしかなく整備できないときがあります。あきらかに本人の記録であることがはっきりしているときの整備の基準を設定していただくよう要望します。
9458	本庁	その他(本庁)	特にありません。	最後の一件が解決するまで、という前提をおいてしまうと地道な調査以外はないと思います。	事務所に出向していた時期にはすでに基礎年金番号が導入されていましたので、資格取得届に関しては基礎年金番号を確認していました。なので、資格記録は基礎年金番号で一本化されているという認識でした。 こういう問題があると知ったのは、報道などで騒がれる様になってからのことです。	・当時の記録管理がずさん(カナ登録がない) ・申請内容に関しては申請者任せ(申請間違いがあっても確認できない)
9459	地方庁	社会保険事務所課長級以上	「問題」に当てはまるかどうか、火災などにより旧台帳が焼失し、加入記録の全てが確認できない事例がある。	旧台帳をすべてオンラインに登録し、コツコツと照会作業を行い、国民にもっと関心をもって自分の記録を確認してもらえるように広報に努める。あわせて、居所不明者など多いことから、住所または居所が把握・確認できるように国民が協力すべきである。 今後、職員はマニュアルなどによりキチンとした業務を行えば、行政の不手際などの原因による問題は生じない。	問題が発生する18年頃まで大きな問題意識はなかった。(期間照会の業務に携わっていなかったが理由と思う。)	基礎年金番号導入直後に行った過去記録の整理・整備の段階で集中して取り組むべきだったと思う。 その時にマスメディアを利用した広報を政府全体としてもっと行うべきだったと思う。
9460	地方庁	その他(社会保険事務所)	承知しておりません。	国民年金部署を以前担当していましたが、ある市では、国民年金被保険者だった人の厚生年金手帳番号情報をデータとして持っていることを確認したことがあります。そのデータと突合すれば、未解決番号の発見にいたるのではないかと思います。	平成9年に基礎年金番号制度ができ、被保険者から業務センターに返信される確認ハガキで年金番号が統合されると思っていました。その後年金の適用や相談から業務が離れていたため、記録問題がでたとき知りました。 基礎年金番号制度が施行されたのに、5000万件という未統合番号があり、早期に統合して、不利益の生じている方(特に年金受給者)の早期回復をしなければならないと考えていました。	古い記録に関して、本人へ丁寧な説明を行い記憶の整理や統合に向けての十分な聞き取りに重点をおき窓口対応にあたりました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9461	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	やはり、一度に解決はむりであると思います。地道にお客様に確認をいただくしかないと思います。	統合されていない番号があるというぐらいしか認識はしておらず、実際納付をしたのに記録が無いという事は無いと思っていました。知った時期はマスコミ報道がなされるようになってだったと思います。	少なくとも、勘違いでない可能性も高いので、お客様の立場に立って考えて行かなければならないので、できるだけくわしく状況をきかなければならないと思いました。反省点は場合によって要因が違うので一概には言えませんが、過去の管理の方法とシステムに問題があったのではないかのいう事と、記録の重要さを認識していなかった事だと思います。
9462	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題が最重要課題と認識しておりますが、日常の業務と平行しながらとなると、限られた人員の中で、どちらも中途半端になる危険性が常に存在します。かと言って、一方だけをと言う訳にはいかないのは重々承知しています。個人的には、思い切ってすっかり切り離して、それぞれ対応できないものかなと思います。もちろん人的な面で大幅な措置は不可欠と思います。	基礎年金番号が出来た時から、一人の番号にすべての記録が整理されるまでには、相当期間かかると思っていたので、騒がれ始めた頃から、やっぱりという思いがありました。	基礎年金番号が出来た時点で、本当の意味で一人に一つの番号と記録にまとまるには、相当の時間がかかるものと思っていました。その時に、もっと手厚く広報・確認・調査ができていればと思います。自分自身としては、年金給付担当だったので、年金裁定までには本人の記録をすべて確認してからという思いで取り組んでいました。
9463	地方庁	その他(社会保険事務所)		わからない	私がH19年5月に退職後、宙にういた年金のニュースをテレビで知ったためびっくりした。それまではそんなことがあるとは夢にも思わなかった。 テレビで知ってからまた非常勤職員としてH19.年9月から入ったので昔の人がどういう管理をしてきたのか、オンライン化にともなっての当時の管理状態やチェック状態がどのようなものだったのかはわかりません。	昔の経過について当時の責任者はとうの昔に退職しており、昔のずさんな管理を知らない若い職員や非常勤が現場で駆例されるなんて、とても理不尽だと思った。ただ結局そんなことはお客様にはいえないので昔のどんな経緯でそんな問題が発覚したのか上司に話をききながら、お客様には社会保険庁として謝罪するとともに、できるだけ宙にういた記録が早く本人のもとに結びつくように誠心誠意対応している。
9464	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	未統合記録の解明・統合については、最優先に取り組むとともに、ねんきん定期便の送付等による情報提供などのサービスを更に充実することにより、お客様に信頼していただける年金制度にしたいと考えています。	未統合記録の問題については、基礎年金番号の導入時に想定できたことであり、導入時にもっと対策を行うべきであったと認識しています。	積極的に休日開庁時の記録照会業務等を行い、未統合記録解消に努めました。請求主義という考え方を改め、常にお客様の大切な記録をお預かりしているという意識で仕事をすることが大切だと考えています。
9465	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現状のままがんばっていくことだと思います。	大変複雑ではあるが重要な問題であると認識しています。 問題を知ったのは新聞・マスコミ報道と同時期です。	できる限りのことはがんばろうと思いました。
9466	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません		いわゆる5千万件などの宙に浮いたといわれている未統合の部分については、基礎導入の平成9年にすべて統合させるのは本人の確認事項が必要なため、過去の記録とされているものの記録を推測で勧送にて照会することにも限界があるなどの考えから、当然不可能なことであり、随時または機会あるごとに進めるものとの意識で、被保険者については、最終的に年金請求時に本人に確認していただき、氏名検索をして未統合の記録の有無をそこで確認できる機会があるので受給もれにはならないので‥と思っていた。また、すでに受給者となっていた方で本人が気づかないだけで、本人にその点について照会することもなく見過ごしてきた点は反省点である。過去においてはそのような場合随時再裁定を行い対応してきていたが自分のこれまでの中ではこの問題発生以前は自分での対応は年に数件の事例なまれな事例との認識であったためこのような事例がどれくらい存在するのか知ることが出来なかったこともあり、膨大な数があり大問題とか、いつ頃から知っていたか、との意識すらなかった。	受給者、被保険者と窓口等で対応時には資格記録などから、他に未統合記録の存在がありそうな記録を察し、本人確認を確実に実施しているが、このような対応を以前からおこなっていなければいけなかったことを、痛感している。
9467	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	すべての記録を紙台帳と突合するのではなく、平成9年の基礎番導入前の記録を本人や家族と連絡をとりながら、丁寧に見直すほうがよいと思います。(紙台帳が明らかに誤っていることが多く誤った記録に訂正されてしまう危険性が高いため)	世間一般の方と同じように新聞等の報道で知りました。	日々の業務の中でも、記録に誤りがないかを注意深くみるようにしたことと、法律に則って正しい処理をするよう心がけました。 以前は現場で使えるような全国共通のきちんとしたマニュアルもなく、質問を本庁にあげても回答がなかなかかえってこないので、現場ごとに勝手な判断をせざるを得なかったのかな。と思います。 民間のように、現場の声は真摯に聞き、回答は迅速に全国共通のものとして発出し、現場をきち
9468	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上				
9469	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	時間をかけずに短期間に調査・整理することが必要だと考えます。 そのためには、人手が必要となりますので、大量に投入することもやむを得ないことと考えます。 この問題を早期に解決し、本人、遺族にしっかりと答え、国民の信頼を取り戻すため、国民にこの問題の経過を説明することも必要と考えます。 社会保険庁が行政として行ってきたことに対して、過程においてやむを得なかった事項と結果として怠ってきた事項を整理し、国民に対して説明をするべきと考えます。 この問題に対して、きっちり説明すれば国民の多くは理解してくれると思います。	基礎年金番号制度の導入前は、制度ごとの年金番号や会社を転職するたびに年金番号の払い出しなどが行われていたため、一人で複数の年金番号を持っている人が多くいました。 社会保険庁は年金記録を管理し、本人も自己責任として自分の年金番号などを管理しているものと考えておりました。 最終的には、年金請求時に一つにまとめれば良いと考えておりましたので、早期に年金記録を一本にすることの必要性は考えておりましたが、年金記録問題が騒がれるまでは、これほど年金記録整理などの対応が難しいものであるとの認識は余りありませんでした。	基礎年金番号制度の導入後、疑重複調査や整理が進まない中、国民一人ひとりにおいても年金制度に対する意識が低いため、年金番号の一本化が進まず、年金記録問題が放置されていたように思われます。 最終的には、年金請求時に一本にすれば良いとする考えがありましたが、いざ年金請求時に本人が年金手帳を持っていない、職歴も覚えていないなど、本人が自己の年金番号等を管理していないことが多かったため、結果として年金記録問題となったことに対しては、もっと早い時期に年金記録の整理を行うべきであったと考えます。 また、国民に対して、基礎年金番号制度や年金制度について、周知し理解を得られるような対策が必要であったと思われます。 自分の対応としては、この年金記録問題後、窓口などにおいて、被保険者などに対するこの問題の説明を行うとともに、国民年金の特殊台帳記録の整理や期間照会の調査などの対応を行ってきました。 この問題に対しては、一つ一つ地道な調査を行うしかないと考えますが、早期の解決を図ることも必要であり、そのためには、人と資金を投入して調査・整理を行うしかないと考えます。
9470	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	原因が様々なので、1件1件丁寧な対応を、地道に続けていく必要があると思います。 高齢なかたもいらっしゃるので、簡易な方法がで記録訂正が可能な方策がなされれば、良いと思います。	長年にわたる様々な事象の積み重ねにより生じたと思います。 現在の職員が生まれる以前、採用以前の時代ではパソコンはおろか、ワープロやコピー機もない中での業務処理をしてきたとおもいます。 当時の職員さんの誤読を招くような記載の文字もありますし、お客様方もおおらかで、いくつもの名前や生年月日を使っていた方もいたり、実に様々だと思います。 高度成長の時代には、職員のなり手がいなくて困ったときました。 記録をコンピュータ化するに際しての原因もあったのでしょう。 制度が元々は別々でしたし、基礎年金番号への切り替え時は報道もほとんど少なく、一般の方の関心も薄かったとおもいます。 まだまだ、いろいろな原因背景があると思いますが、そうした長年の積み重ねによるものだと認識しています。 このような大きな問題が存在すると知ったのは、ここ数年のマスコミ報道等からです。	現場では1件1件の原因を丁寧に分析し、記録を調査したり、統合したり、お客様の記憶等を確認していただいたりなどの対応に追われていました。 ねんきん特別便については、急いだ事情があったのだろうとは思いますが、記載内容等があまり検証されずに送付となったと思います。
9471	地方庁	その他(社会保険事務所)		順次送付している記録確認書類をわかりやすい文章で確実に回答いただく事、共済記録と社会保険との記録の早期の整備。	平成19年位からマスコミ報道等により、記録確認のための来所、問い合わせが増加したと記憶しています。基礎年金番号へ未統合の手番、基礎年金番号導入前の共済記録等が主であり、基礎年金番号への未統合者が、かなり多いと認識しました。	本人の記憶だけが頼りであり、当時の時代背景等で記憶を思い出していただく等聞き取りを重点的での対応。反省点としては、やはり基礎年金番号導入時より、もう少し重点的に記録を整備するべきだったのではと考えています。
9472	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	政治的判断による一括救済。	年金制度そのものの欠陥。周知不足。 知ったのは、記録問題発覚以降(平成19年6月頃)	来訪・相談者への親切、丁寧な制度説明。 個人的には反省点はない。 組織的な反省によるところが多い。 歴代長官も含めた謝罪をしないと国民はいつまでたっても納得せず、年金制度と行政への信頼は回復しない。 現場においては、日々の対応に誠心誠意、納得を得られるように頑張ることしかない。
9473	地方庁	その他(社会保険事務所)	私が在籍している間は、報道されている年金記録問題以外は知りません。	年金記録問題は国と市区町村が協力して、本人の記録かどうか判断する機関が必要ではないかと考えます。	私が在籍している間は新聞などで報道されるまでは年金記録問題については知りませんでした。それまでも職場で話になることはありませんでした。実際に年金記録問題を知ったのは報道されたころで、はっきりとは覚えていませんが平成17年頃と思います。	私は当時、年金相談室におりましたが年金請求の際、本人に直接年金加入記録を確認し他に加入記録がないかどうかチェックしていました。このやり方は年金記録問題が起こる前から行われていました。 現時点においては、もっと早くねんきん特別便のようなものが本人宛に発送できていたならと思う
9474	地方庁	その他(社会保険事務所)	1、生年月日からの調査や氏名検索などでも確認できない記録でも、記録が存在することがある。 2、別人の手帳番号に記録が収録されていることがある。(先頭記録ではなく、2番目に勤務した事業所が間違っていることが多い。)	1、丁寧に事業所の名簿を見ていく。パソコンで読み取れない手書きの文字やご記入を人間が確認することにより、本人のものであると推測が可能。時間をかけて調査していく。 2、名簿では年金番号の下6桁のみが記入されていることが多いため、下6桁が同じであり、上4桁が異なる番号で記録が管理されていることがある。本人や近族に職歴確認をすることにより、申し出と記録に相違点を推測するなど。	厚生年金の記録調査が主な仕事であったため、入社してしばらくしてこの問題があることに気づきました。全国民にかかわる問題であり、国が管理している事業としてはとても大変なことであると思いました。慎重に検討し対応していかなければならない重要なことだと思います。	法律施行当時はパソコンがなく、容易に氏名検索ができないため、記録管理が大変に難しい時代であったと思います。その点などを踏まえ、第三者委員会の強化など、社会保険庁以外の機関を活用した国全体としての対応と救済政策をさらに強めていくべきだと思います。
9475	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳とオンライン上の記録を全て突合せを地道に行う。	国会で問題になり、特別便が送付され始めたころ知った。入庁してあまり期間がたっておらず、実務的にも携わったことがなかったため、この問題に対しての認識はなかった。	台帳への正確な記入がなされていない場合があること、オンラインへ情報を移したときに正確に移せていない情報が多々ある点。また、基礎年金番号を導入した時点において、大々的に統合の手続きの案内をすべきだった思う。
9476	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員を確保し、記録問題に特化した係を設ける。	年金記録が統合されていないことにより、本来受給できる金額とならなかったり、受給要件自体にも影響を及ぼす問題。 平成15,6年頃。	年金関係の様々な用件で来所された方の対応時に、手番がないか確認を行う。 この問題については、基礎年金番号導入時、それ以後で、それまでの手番の整理がきっちりされないままであったことが最大の反省点だと思う。 また、年金請求時の職歴確認についても反省点だと思う。
9477	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	時間はかかるかも知れませんが、1件1件丁寧に確実に解決していくしかないと思います。	社会保険事務所に採用され、年金業務を経験してすぐに、同じ方が複数の年金番号をもっていることは、当たり前だと思っていました。 複数の番号をもっていても、本人からの申し出等がなければ、記録を統合することが出来ません。何らかの相談を受けた際には、同姓同名同生年月日の記録がないか、本人のものであるかどうか、確認し本人のものであれば統合していましたし、少なくとも年金請求の際には詳細に調査していたので、そのときに記録の整理をすればよいものだと思っていました。 氏名や生年月日が誤って登録となっているケースは本当にレアなケースだと思っていました。	自分は基礎年金番号制度が施行されてから入ったので、それ以後はひとりで複数の番号を持つことは少なくなったと思います。それ以前でも、もう少し年金番号の払出に関して厳しく制限することとが出来ていればよかったのかなと思います。 また、1人で複数の番号を所持していることは、周知の事実だったと思いますので、そのような方に申し出を促すような取り組みを、年に1回でも出来ていればよかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9478	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまで明らかになっている問題以外にはわかりません。	年金記録問題の解決を阻んでいるのは、宙に浮いた年金記録のほとんどが年金受給者ものであったり、既に死亡している等によって、本人の記憶が曖昧であったり、確認が困難なことにあります。 これまでやってきた「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」は、ご本人の注意を喚起するものとしては意義があったと思います。 しかしながら、このような方法では最終的な解決には繋がらないと思います。 単に人員を増員するのではなく、調査を簡便に行えるような、これまでにない調査システムを開発できないものでしょうか。 まずは、氏名や事業所名について、オンラインシステムであいまい検索ができるようにしたほうがいいと思います。	入庁した平成5年から、年金記録にもれがあることを認識していました。 オンライン導入時にパンチ入力誤りによって年金記録にもれがあるとか、組合のストライキによって職員の業務が一時行われなかった時期がある(時期は不明)、というのを聞いたことがあります。	私も、これまでに厚生年金及び国民年金記録の期間調査を担当しておりましたので、受けた照会に対しては全力で調査を行ってきました。 国民年金では、昔から市町村と社保の年金記録の突合作業を行うなどして、年金記録のもれがあれば、随時補正作業を行っていました。 でも、そのようなやり方では限度があります。 昔の厚生省・社会保険庁と自治省が連携して、住民票に年金番号を記録することをやっていたら、問題が解決するのも早かったかも知れません。 また、社会保険庁本庁と地方庁に大きな隔たりがあったために、地方庁から意見や改善要望を挙げることが、容易にできない環境にあったのも事実です。 本省や本庁も、年金記録問題の実態を把握しつつも、ずっと地方庁に具体的な解決方法を示さなかったことも事実です。 そういう意味では、厚生労働省と社会保険庁の組織全体の責任であると思います。
9479	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	記録の回復が焦点 国年の場合 国側の働きかけによる受給者等の申立てに基づき、国側で論理的に証明できない場合、基本的に救済(納付を認める)する。 (ただし、虚偽の場合の罰則等検討) 付随して特例納付の発動等の措置を実施する。等。 厚年の場合 国側の働きかけによる受給者等の申立てに基づき、取り得る情報の比較考量・検討の上で、基本的に救済する。等。 (ただし、虚偽の場合の罰則等検討)	年金記録問題は、複雑な制度上の問題であり、旧態依然のシステム的問題であり、政治的な問題であり、組織のあり方の問題であり、個々人の資質の問題であり、日本の社会風土的な問題である。 記録問題は、5000万件というレベルであるという国会でのやり取り時に、存在すると知った。	直接の対応が業務上限定的ということもあるが、まずは目の前のできることから、ということで、自らの業務を顧みてこれを高く意識することとした。 反省点 個々人の記録回復に焦点が合っていなかった点。 一定の責任を誰しもが負っているという姿勢が希薄な点。
9480	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現存するすべての旧台帳との突合せ(ただし、コンピュータに移し変えた後に適正に遡及訂正を行った場合もあるので、慎重に作業を行う必要がある) しかし、国民年金については、既に旧台帳が現存してない市町村もあるので、確認不能なものもある。 したがって、ある程度は、一定条件のもとに一律救済という方策も採らざるを得ないと考える。	厚生年金の適用事務を手作業で行っていた時代においては、前の事業所に勤務していたときの年金手帳を紛失した等の理由で、資格取得届の年金番号欄が空欄のまま提出されることが少なくなかった。 その際、事業所側の言い分としては、「年金番号は本人に聞いても知らないと言っている。もう一度よく本人に調べさせるが、取得届の提出をこれ以上遅らせるわけにもいかないし、まずは、健康保険証を早急に作成して欲しいと本人も言っているので、とりあえず新規に年金番号を付番して処理してもらえないか？以前の年金番号が分かれば、また後で重複取消届を出すから。」というケースがほとんどであり、社保側も資格取得届は入社してから5日以内に提出することを求めていたこともあったため、そのまま処理することがよくあった。 しかし、その後、重複取消届が提出されないまま、うやむやになることが多く、転職する度に同じことを繰り返していると、結果的に一人で何冊もの年金番号を持つこととなるわけだが、今思えば、これが、所謂浮いた年金の最大の原因であったと考える。 年金番号が空欄の資格取得届を受理することが、当時、日常的に行われていたことは、今思えば安易な面があったことを否定しないが、しかし、年金手帳を預かっていた事業主が退職時に本人に返していなかったり、本人の管理自体がきちんとされてなかった場合に、社保としても、現代のような便利な番号検索システムもなかったわけであるから、一概に安易であったと全面否定もできないのではないかと思う。	(8)の問題については、当時の多くの職員が認識していたと思う。 また、平成9年の基礎年金番号導入時には、それまでに複数の年金制度に加入していた者は、必然的に全員がその瞬間に過去に加入していた年金制度の番号が「浮いて」しまったわけであるが、とにかく(8)の問題と併せ、「浮いた」番号の問題については、「複数の番号を持っていたとしても、裁定請求時に確認すればいい」などと問題を先送りにして、番号の統合作業を社保側が積極的に行ってこなかったことが、最大の反省点であると思う。 さらに受給者にも今日多くの人に年金記録問題が発生したという事実は、裁定請求時にすら、ちゃんとした確認を本当に行ってきたのか、甚だ疑わしいわけであり、この点についても反省すべき点であると思われる。
9481	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	事務所段階で確認作業を行い回答をしていますが、申し出の内容によって確認作業時間がかなりかかっているのが実態です。できるだけ早く回答できるよう努力をしていますが、いつまでに完了するという計画は必要と思いますが、困難なものについては、状況を把握しながら時間をかけて対応する以外にないと思っています。 また、今後定期便等を節目に送付するにあったっては、記録を管理していない共済等の記録は通知しない方が記録に対する不信感が出ないと思います。	私は国民年金の業務経験が長い中で、国民年金の記録は市町村からの検認報告に基づき事務所の台帳に記入し、その記録を業務センターにさん孔タイプライターで紙テープに記録をデータ化して送達していた時代を経験していますが、このように記録が相違しているとは思っていませんでした。市町村と事務所との記録の突合も定期的に行われており、きちんと管理されているものと思っていました。 また、記録の漏れがこのようにあることは年金記録問題の報道がされて以降詳細が分かったの	記録に係る処理を行った場合は二重チェックをするよう心がけました。 反省点としては、過去の記録管理が、事務所の台帳と業務センターとの突合がされないまま今日まで来てしまったことが問題であったと思います。チェック機能がきちんと構築されていればこのような問題にはならなかったと感じています。
9482	地方庁	その他(社会保険事務局)	私も全く知りませんでした。私が採用になる前の事だと思います。	現在、行っている調査の方法しかないと思います。	(6)と同じ回答ですが、私は全くわかりませんでした。そのような問題が存在することを知ったのは、当時の新聞やテレビをみて知りました。	問題がおこってしまったその当時に、その職務に携わっていた方しか反省点や解決方法はわからないと思います。そのため私は、対応の仕方がわからず、上司の指示をまつだけでした。
9483	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現時点での資源から考えて、できること・できないことの切り分けを早めに行って、できることに人・物・金を集中的に投下すべきと考えます。 できないものについては、一般的な広報等で対応すべきと考えます。	この問題が大きくなった頃、年金の納付記録は裁定後の受給額に影響があるものであるため、大きな問題であるとは思っていた。 しかし、事前にはそのような問題があるとは思いませんでした。	現在の私の担当する業務ではないため、通常の業務においては特段の対応というものは行なっていません。(そうしようと思っても、通常業務を行なっている中ではなかなか難しいものがあります)
9484	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	年金記録問題の解決にむけては、この業務に専念する職員の数を増員して、さらに時間を区切って対応していくのがいいと思います。	いま現在北社会保険事務所で勤務させていただいておりますが、年金記録問題はお客様の将来もらう年金の金額に直接影響を与えるものなので、この問題を解決することは、非常に重要な問題であると認識しております。また、この問題の存在を知ったのは、約2年位前です。	年金記録問題については、事務所での対応としては、記録の統合や納付記録の照会申出書を提出していただくという対応をしております。なるべく早くお客様に回答をするように心掛けておりますが、時間がかかってしまっているのが現状でそれが反省点です。
9485	地方庁	その他(社会保険事務所)	「世間一般」が知っている問題とは何でしょう?「社保職員が年金保険料を誤魔化し着服して記録を消してしまっている!・・・という程度でしょうか? 社保の基本は、被保険者・事業主が法に則って適正な届出をしてくれるものとして運営してきたと考えられますが、現実には転職の都度、新規の年金手帳を取得した人が多数ありその上年金手帳を紛失している・・・これが記録問題の原点だと考えられます。 その上記録漏れを防ぐのを地方庁の現場の努力だけに委ねてきた社保庁の責任は大きいといわざるを得ません。	現状は被害者意識を煽るだけの報道がなされており、三者委員会の審査も緩和の方向の話ばかり聞こえ、本人申し立ての{納めたはず」「勤めたはず」をただ認めれば債務回復が図れるのでしょうか? あっせんの内容もどう考えても納得できないものも含まれており、一歩間違えれば「ごね得」を許すことにもなりかねず、このままではまじめに納められた多くの方々の信頼をも失い将来に大きな禍根を残してしまいます。 記録問題を三者委員会に委ねた時点で庁はすでに当事者能力を失っていると思われますが、	年金記録問題という以前に学卒後就職した会社を定年まで勤めた人以外は複数の年金記録を持っている事を前提に仕事をしていたが、本人が勤めていたことさえ忘れていることも多く、申し出がなければ特定できない状況であったことは大きな問題であった。 また、オンライン導入前の裁定については記録漏れが存在することは容易に想像できた。	年金相談を担当していたときは、記録漏れを防止するため職歴を詳しく聞きながら対応していたが、本人が勤めたことさえ忘れていることも多く、本人の申し出がなくまた、氏名索引にヒットしない場合は漏れも生じていた可能性がある。 記録漏れの防止には過去記録の整備が不可欠にもかかわらず、いまだに整備がなされていない状況である。過去記録の整備を怠り、その付けを現場の職員だけに押し付ける社保庁の責任は極めて大きい。
9486	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	氏名・生年月日はもちろん、勤務先・期間・事業主など確認に確認を重ねて記録の一致を行うことが一番大事だと思います。	国会議員の年金未加入や未納問題がテレビで騒ぎたてられ、国民から年金記録について問い合わせが殺到し、国民の意識が変わってきたと感じました。それまでも年金の仕事を重要なものとして携わってきましたが、保険料の未納者の方の家を訪問して風当たりの強さを感じるようになり、正直仕事がつらいと思うこともありました。 そのような問題を知ったのは、3年前くらいだったと思います。	自分の仕事にさらに誇りをもって、誠実に保険者の方に接し、年金問題の重要性についてお話するよう心がけました。保険料の徴収率や訪問件数などノルマを課せられているような感を少し感じていたので、そういうことで流されないように国民の方を第一に考えることだと思います。
9487	地方庁	社会保険事務所長	知りません	相談者に誠実に接する	2年ほど前に知りました。これからの年金」の組織にとって大変な問題だと感じました。	相談者の方の立場にたって、できるだけ迅速かつ正確に処理をすることを心がけました。初めから、もっときちんと本人記録を管理することが大切だと実感します。
9488	地方庁	社会保険事務所課長級以上		できる限りの情報提供をしてご本人に確認をいただく。	・厚生年金の場合、転職しても最初の年金番号を引続いで届出いただく必要があったが手帳紛失等により複数の年金手帳をお持ちの方がいた。 ・原票にて記録を管理していたときは、業務センターへ記録を進達しており、エラー等により氏名や生年月日の不備があった。 昭和58年業務課担当時以降	年金相談時は、本人からの充分な職歴の聞き取り・確認をするように心がけた。 中には、当時違う氏名や生年月日を使っていたと申し出る方もいた。 職歴の申し立てがあった場合、フリガナ相違のケースについてもできる限り確認した。 長い歴史の中では、記録の管理方法も変わっている。 基礎年金番号導入時に、もう少し手帳番号の登録ができる方法はなかったのかと思う。
9489	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金に関することで、年度の納付月数がわかっていても何月分を納付したかわからない場合、市区町村の名簿等を確認せず、前詰めで登録していたことが問題だと思います。	上記の問題について期間照会を提出されなかったときも市区町村の名簿等を確認し、正しい納付月を登録すべきだと思います。 また、現在のWMでは訂正前の記録や国民年金の手帳番号の統合した日付等が表示されないので、表示されるようにプログラムを変更して欲しいを思います。	今回の年金記録問題が起こったころに知りましたので、平成19年ごろだと思います。 そのころは、手帳番号の未統合に関する問題だったので、本人の手帳番号と確認することができれば終了する問題だと思っていました。	本人の確認がないまま社会保険事務所で統合等ができないため、お客様と応対し、当時の事業所名や住所地、旧姓等で本人確認することができた手帳番号を統合していました。 この問題に関しては、平成9年に基礎年金番号が決定したときに年金を請求するときに統合するからと後回しにせず、お客様が窓口に来所されたときに、届出をしていただければここまで大きな問題にならなかったと思います。 今後はお客様が来所されたときに、記録に漏れがないか確認していただくことが必要だと思いま
9490	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	特別便等、未回答については、電話・戸別訪問等を実施 (現状の人員では無理と思います)	受給者にとって一生かかわる問題とし深く反省し、毎日仕事をやってまいりました。 また問題の存在を知ったのは記録問題がおこった時点でした。	自分なりに一生けん命仕事はやってまいりました。 窓口対応等積極的に記録問題を念頭に対応実施
9491	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	今までの経過を踏まえるとこちらからのアクションが重要と思いますので、現在送付している(した)特別便・定期便を確実に届け記録確認をしていくやり方が、時間がかかると思いますが、有	知った時期は、おおよそ平成19年位だったと思います。	届出に関していた等の長年の経験があると思いますが、特に受身であったことが反省点かと思います。
9492	本庁	地方社会保険事務局課長級以上		人員の投入	手番といわれるものがあることを地方庁入局後すぐに知ったが、なぜそんなものがあるのか理解できなかった。が、それが当たり前のごとく存在していることに周囲も含めて問題意識が低かっ	情報開示の徹底。
9493	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員が一丸となって、早急に処理を行う必要があるとおもいます。	マスコミで知り、大変なことだと思った。	電話での問い合わせに丁寧に対応するようこころがけている。
9494	地方庁	その他(社会保険事務所)			紙台帳からオンラインへ記録を写すときの入力誤りが多く、社会保険庁が責任をもって整理していかなくてはならない問題だと思った。 平成12年くらいに知りました。	そのとき与えられていた仕事が忙しく、特に対応はできませんでした。 記録を調査、整備するための専門の部署を作り、早期に対応するべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9495	地方庁	その他(社会保険事務所)		厚生年金記録については、カセット記録の完全解除を行い、氏名・生年月日未登録の補正、郡市記号・事業所整理記号を完全収録することにより、回答にかかる時間が短縮される。 国年記録についても、未創生ファイルをなくすことにより、住所記録により記録検索がスムーズになる。 記録判明後の再裁定業務にかかる支払までの期間を短縮するための処置を講ずる必要がある。 いすれにせよ、マンパワーが圧倒的に不足している。	厚年適用・国民年金・年金給付の在籍中には、日常業務においても収録もれが判明するケースがありましたので、受給額に影響することから非常に重要な問題と認識しておりました。	年金記録問題が取り上げられる以前より、業務改善要求時にカセット記録の完全収録等未収録記録の早期改善等を提案し、相談対応時においては相談者の履歴を詳しく聴取していた(空白の期間が存在している場合は、その期間の職歴・国民年金加入の有無(特にS61．4以降の期間については空白期間が法律上限定される))。 年金給付課在籍時は窓口相談員に未加入期間の確認を充分するよう指示をした。 相手の立場に立っての相談という観念がたりない方が多数いたのではないかと思います。相談対応の研修などを早期に取り組むもの1つの方法であったのではないかと思います。
9496	本庁	本庁課長・室長・企画官以上		年金機構発足後もこれまで及び現在進められている年金記録問題の解決に向けた取り組みを引き続き最優先の課題として位置づけ、着実に取り組んでいくことが重要と考える。なお、その中で、諸課題の解決に向けたそれぞれの取り組みについては、内容や優先度等にも配慮しつつ、全体として効率的・効果的な進め方となるよう留意する必要がある。 なお、年金記録問題の解決だけではなく、今後とも的確に年金業務を遂行していくため、時間はかかる取り組みではあるが、しっかりとした知識・経験をもつ人材の確保・配置・育成に十分配慮することがとりわけ重要と考える。	((9)に併せて記載)	年金記録問題が明らかになって以降に現在の部署に着任。 年金記録問題の諸課題の解決に向けた取り組みを着実かつ的確に積み重ねていくことが、結果として年金制度及び社会保険庁への信頼の回復に繋がるものとの認識の下に、担当する業務の一つ一つを的確に遂行するようできる限りの努力を傾注してきた。
9497	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一件ずつ地道に対応していくよりないと思います。	基礎年金番号に統合されていない手番が多数あることについては、裁定時に統合するのが通常の業務の進め方であったので、特に問題だという認識はありませんでした。また、台帳からオンラインに正確にデータ入力されていないものは、ごく稀なケースなのだろうと思っていました。 「消えた年金」などとマスコミで大きく取り上げられるようになってから、問題なのだと認識するようになりました。	事務局全体で紙台帳の照合をしたり、特別便の対応などの業務に携わりました。 そもそもは、オンライン化の時点で、もっと手間と時間をかけてでも正確な作業をするべきだったと思います。また、その後もし問題だと気づいた人がいれば、大変な労力を必要とすることではありますが、勇気をもって対応する決断をすべきだったのだろうと思います。対応を始める時期が早ければ早いほど、救済される人が多かっただろうと思うからです。
9498	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	一定時期まで粘り強くご照会いただいた内容に対し誠意を持って調査を行い、ある時期に国民の皆様に謝罪のうえ、特別な対策は終結する。 以後は、定期便でお知らせする内容の確認をお願いするとともに、記録確認については以前行っていた「期間照会」の一般的な調査にシフトする。 なお、脱退一時金記録期間の賦活するケースのバランスからも、年金記録判明による年金減額者については、従来の年金額を保障することも考えていいのでないかと思う。	当初は、年金受給前の方における複数の番号の整理漏れと死亡された方の分が大多数と思っていた。年金記録問題がクローズアップされるまで、まさか、自分自身が生まれる前の旧台帳といわれる記録が反映されていない等これほど多いとは思ってもいなかった。 件数等が分かるにつれ、本来受給されるべき年金を受給されていない方には、どれだけの被害を与えているのだろうか、亡くなられた方も含め大変申し訳ないと思った。一方で、自分自身が生まれる前から何十年もの記録の解決にはどれだけかかるのだろうと思った。 質問にある年金記録問題といえるかどうかは分からないが、年金受給前の方における複数の番号の整理漏れについては、年金裁定時に番号整理が実際あったことから、皆無とは思っていなかった。 しかし、そのため、その解消に向けて、オンライン事務処理以降、基礎年金番号による管理前の処理においては、健保・厚年資格取得届の処理時の新規符番者の場合、厚生年金番号がないかの氏名による確認を行い(ただし、届けに旧姓の記載がほとんどなかったので旧姓分までは確認できなかった)、基礎年金番号導入後は、疑重複番号の確認を行い整理していた。 また、国民年金の取得時には、市町村窓口で、お客様からの聞き取りにより、過去の国民年金記録の整備として勤務歴の確認を行ってもらっていた。その際に、事務所との連携で厚生年金記録の確認を行い、厚生年金番号は記録していた。なお、基礎年金番号導入後は、統合の届けも提出いただき整理を行っていた。 一方、健保・厚年関係の広報誌や市町村の広報誌、あるいは算定基礎届等の社会保険関係説明会や社会保険委員の方々の研修会、依頼を受けた市町村の婦人会や自治振興会の生涯学習等における年金制度の説明等を通じ、統合されていない番号の整理のため、従業員への啓蒙及び採用時の確認の依頼また住民皆様への届出のお願いもしていた。 最終的に、年金の裁定請求の際、過去の年金履歴の確認により、漏れていた場合は「期間照	記録問題が明らかになるにつれ、本来受給されるべき年金を受給されていない方には組織の一員として大変申し訳ないと思った。そのため、少なくとも、ご照会を受けた方の調査の際には、ご本人も気づいておられない番号が存在していないかの確認のため、氏名索引については誤って読む可能性のあるフリガナや生年月日も誕生年まで幅を持って確認するとともに、疑わしい番号については夜間電話等により積極的に確認を行った。 旧台帳の記録が、オンライン導入時にデーターとして収録されなかったのは大変残念であった。また、コンピューターもない時代の手作業の管理時代であることから、後々誤って読むことのないように楷書に近い文字やハッキリした数字で記載してほしかった。 しかし、年金記録問題の対象番号は紙ベースの記録を庁へ送達していた時代のものであり、オンライン処理及び基礎年金番号が導入されたので、基本的には、20歳以上の方に新たな別番号を符番することはないと思われ、また、定期便によるご本人の確認もされることから記録漏れは今後発生しないと思われる。 ただし、厚生年金から国民年金、あるいは、その逆の際に、市町村や事業所における基礎年金番号の確認を徹底して行ってもらい、そのフォローとして届出が提出された後の処理の段階での確実な確認が重要である。
9499	本庁	その他(社会保険事務所)				
9500	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	台帳を一から調べなおすことが良いと思います。	年金手帳を紛失してしまった方にも責任があると思っていました。 記録問題が発生してから、行政としての管理責任がかけていたと痛感しました。	行政の管理責任の甘さの反省を、親切丁寧に接することにより、押し寄せたお客様に返そうと思いました。
9501	地方庁	社会保険事務所課長級以上		通常業務と切り離した年金記録問題専門の処理体制の構築 たとえば、専門職員を都道府県ごとに配置し、名簿(紙媒体)、事務処理機器、庁LANPC等調査・回答のために必要な全ての環境を整えること。 一職員が、窓口・電話相談、通常の担当事務を行いながらの記録問題対応には限界がある。 年金事務所に記録課を設置するのでなく、これこそまず先に集約化すべきと考えます。	昭和60年の採用であり、まもなくオンラインシステムが導入された。当時は、面期的で驚いたことを覚えていますが、オンライン化されていない「旧台帳」の存在は知りませんでした。 反省すべきことですが、この記録問題が発覚するまでオンライン記録上「事業所記号不明」が多いのに違和感を覚えた程度で、年金給付に結びつかないことについて認識していませんでした。	事務所規模から記録問題の事務を集約できなかったため、職員全員が同レベルでお客様に対応でき、受付・調査・回答の処理ができるよう、役職会議・職員研修・課内打ち合わせを行うことにより、処理の精度(品質)を上げるよう心がけました。 基礎年金制度の創設時に、基礎年金番号を導入すべきであったこと。 オンラインシステム導入、適用拡大などを背景に、国家財政・人口問題・など政治課題ともあいまって、改正・経過措置など制度や事務が複雑になりすぎ、お客様ご自身が確認できる記録管理や申請主義の見直し等についての議論がされてこなかったこと。
9502	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金特別便により、加入期間を確認いただき申し出を基に早急に調査し回答する。 また、受給者には早期に支払わなければならない。	年金を掛けられた期間は、当然のことながら受給していただくもので、年金は老後を支えることから社会的にも大きな問題と認識しています。 年金記録問題を知ったのは、平成19年頃だったと思います。	平成19年当時、厚生年金の期間調査を担当していたので、早急に回答すべく翌朝の1時頃まで残業し取り組みました。 反省点として、①年金記録を紙台帳からコンピューターに移行する際のチェック体制不足②平成9年の基礎年金番号発足時に、年金特別便のような「加入記録のお知らせ」をし、基礎年金番号以外に年金手帳番号があるものについてすべての統合をすべきだった。
9503	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	解決する期間を決めて、費用対効果を考え、効率的に対応したほうがいいと思います。そのためには、第3者委員会の基準を緩和したり、名寄せ作業について紙台帳の記録とコンピュータ上の記録の突合作業を効率的に行うことです。	国民が長年支払ってきた保険料が「宙に浮いた記録」として自分の記録に結びつかないことにより、もらえる年金が少なくなるということは国民に対し負の遺産を残したという認識でいました。 この年金記録問題を知ったのは、平成18年6月に現在の長妻厚生労働大臣が国会で保険料を支払ったにもかかわらず、未納扱いになっている相談が多いことを指摘した頃からです。	マスメディアや市区町村などの外部を通しての徹底的な広報や国民に対してもっとわかりやすい年金記録の郵便物を活用し、協力してもらうことが得策だと思いました。 この問題に対して、年金記録の管理方法があまりにもずさんで、国民の大切な年金記録を預かっているという意識の欠如や年金請求時に記録を確認すれば解決できるという甘い認識でいたことが反省点として考えられます。
9504	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	年金受給者に係る未統合記録についての待ち主探し作業は対象者が高齢者が多いことから、必然的に時間との戦いとなっている。本人記録の特定作業を進めるうえでは、ご本人との接触による確認が最善策と考える。そのためには、臨時的非常勤職員の拡大等による戸別訪問等を含めたフォローアップ照会の継続的な取組みを行うことにより、本人記録の特定作業を推進していくことが必要であると考えます。全職員としても年金制度の習熟度向上に向けた自己研鑽も当然求められるところであると思います。 ねんきん特別便未回答者に対する回答促進も継続的に実施していくことが必要であると思いま	年金制度発足時から基礎年金番号が導入されるまでの長い年月における年金記録の管理方法等に関して、地方から送達された個人データ等の業務センターにおける管理方法等の現状認識と検証が欠如していたものと思われる。 地方においても、お客様の大切な年金記録がどのように業務センターにおいて保管管理されているのかの認識も今回の問題発生により始めて知ったところもある。基礎年金番号導入前の各制度ごとに管理していた記録を基礎年金番号に統合する作業が本人からの確認行為を伴うことから、重要な必要不可欠な作業となることの認識は持っていました。	平成9年の基礎年金番号導入時から2～3年の期間において、それまで制度ごとに管理していた手書記録の集中的な記録統合作業を徹底的に推進すべきであったと考えます。 今回の年金記録問題は年金加入者・事業主・市町村・社会保険庁を含めてそれぞれに制度に対する理解度不足や届出主義の中で発生した問題であり、それぞれに反省すべき点はあると思います。しかし、一番は社会保険庁としての記録管理面の杜撰な点から発生したことは、大いに反省をしなければならないと思います。
9505	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	とにかく全員でまず お客様のことを第一に考え早期解決に取り組んでいくだけです	当初は、単に手帳の統合漏れがほとんどだろうとの認識であったが、国民年金の台帳の突合作業で台帳と機械の納付記録、免除記録の違いがあまりにも多いことを知った。	入力処理後の確認をしっかり二重三重におこないミスを起こさないよう心がけていく
9506	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険事務所が保管する国民年金受付簿等による国民年金手帳記号番号の払い出し時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、かつ特例納付の実施期間でないにもかかわらず、保険料が納付済みとされている記録が存在する。 また、事業所の整理記号の入力誤り等により、実際に勤務していた事業所とは別の事業所に勤務していたこととなっている被保険者が存在する。	地道に、一件ずつ対応し、理解を得ていく努力をすること。 また、これから先は、一件の問題も出さないように、職員が意識を持ち職務を遂行していくこと。	【問題の認識】 ・ありえない。 【いつ頃か】 ・未統合の記録が存在することは、基礎年金番号が導入された時から知っている。	【対応】 ・現行の体制の中で、一件ずつ、今できることを説明し、理解をいただくよう努力してきた。 【反省点】 ・自信を持って反論できるだけの仕事がなされていなかったこと。
9507	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般にどの程度知られているかが不明ですが、気になっていることとして、庁のカセットに放置のままの記録が多数存在し、カセット解除依頼されたもののみ解除いただいているようですが、窓口に起こしになられたお客様の記録をお示しするにも記録が照射されないため、不便な状況に陥ることがあります。 また、以前の遡及漏れによる記録のみ整備もかなりあるのではないでしょうか。 庁で機械入力したときに、漢字の名簿(台帳)をかな入力したため、ありえない読み方での入力がされており、氏名索引時に大変困る(時間がかかる)こともありました。	まずは、未解除のカセットをすべてオープンして、お示しできる記録を増やす必要があるのではないでしょうか。 基礎年金番号が導入されて、10年以上が経過した今日、基礎年金番号に未登録の記録を解消するため、コツコツと作業していくしか道はないと考えますが、収録できる記録を確認するためにも情報はオープンにすべきと考えます。	記録保管庁の責任の重さを痛感するが、基礎年金番号附番以前に、特に厚生年金の手帳番号を安易に払い出しすぎたため、複数の手番を有する被保険者が多数存在し、手帳等を紛失している場合など、記録の確認の妨げになっている(本人の記憶も薄れているため)。 内容は決してよいとはいえないが、年金に関心を持ってもらえたことは結果的にはよかったのではないかとも考える。しかし、マスコミ等が年金不信をあおり、社会保険側の対応が後手後手に回ってしまったことも大きな要因として、信頼回復になかなか至らない現状となっていると思う。 基礎年金附番と国民年金3号特例が重なった平成9年に事務所に大量の期間調査依頼が提出されたが、そのときに、本当に正しい記録で年金を受けてもらえるのか不安になったことがある。	窓口に起こしになられたお客様に真摯に対応させてもらうことによって、ご理解をいただくことも多くあったが、こちらの説明に聞く耳を持ってもらえなかったり、TV等の情報を鵜呑みにした、頭ごなしに「おい、泥棒」などと個人としてはいわれのない罵倒をされたりで悔しい思いもしたが、窓口にお客様が押し寄せる前に、国民に説明と理解を求め、しばらくの猶予をいただいた上で、十分な準備をして、対応すべきではなかったか、と考える。 しなければならないことは、何があろうとしなければならないのであるから、責任の押し付け合いをするのでなく、誠実に、亀の歩みと揶揄されても一歩ずつ前進させていく、それしか信頼回復の道はないと確信している。
9508	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者の標準報酬月額を決定する際、事業所の賃金台帳等に基づいて決定するが、年金記録相談にみえたお客様の給与明細書もしくは記憶等と社会保険事務所に届出されている報酬月額に違いが見受けられ、お客様の依頼により事業所を調査し、お客様の給与明細書(2か月分)の写しと事業所から提示された賃金台帳を比べたところ金額にかなりの相違がみられた。事業所からの提示された賃金台帳は二重帳簿ではないかと疑われるケースがあった。	事業所の調査には労働局からの情報提供はあるが、税務署からの情報提供も可能にすべきではないかと考える。	平成9年基礎年金番号が導入されたときに統合処理の未処理がかなり有り、年金特別便により年金記録のもれが一般国民に周知されるようになったため全国的な問題になったと思われる。 問題が存在することを知ったのは平成18年頃です。	年金記録問題が全国的な問題となり、社会保険事務所の相談窓口が混雑し始めたときから相談窓口の支援体制をとって、お客様の相談待ち時間の短縮、年金記録に対する不信感を無くすように努めた。平成9年基礎年金番号が導入されたときから記録の統合処理に重点的に対応すべきだったと思われる。
9509	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	OB等の職員も含め人員をさき、徹底した調査を行うべき	重大な問題だと認識した。知ったのは最近。	記録調査、年金相談等に積極的に協力した。
9510	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	通常業務も的確にしながら、記録問題について地道に対応していく。 特効薬は無いと思います。	昭和62年採用時から窓口等で記録照会をすると正確に記録が出てこない事があることは認識していました。システムへの切り替えの際の問題だと思っていました。	個別に補正対応をしていました。 切り替え時にエラーリストが配布され補正処理をおこなったりしていました。 反省点としては、当時はそんなに大きな問題ではない(システムへの切り替え時には発生するもの)と思っていたことだと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9511	地方庁	その他(社会保険事務局)	記録が判明したすべての方の年金額が増える訳ではありません。額が変わらない、減るケースもあります。	記録調査には熟達した知識・経験が必要であることから、中・長期的な視点でみた人材育成にすぐ取り掛かるべきと考えます。また、担当者だけではなく、全職員を挙げてこの記録問題に取り組んでゆくことが重要です。 システム面では、全ての被保険者名簿・原票・事業所索引簿・払出簿・旧台帳などをオンラインで確認できるようにすれば、相当なスピード化が図れると思います(船保含む)。そのためには、旧台帳について全てカセットオープンしておかなくてはなりません。	基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号が多数あることは知っていましたが、何千万件にも及ぶと知ったのはTVの報道などを観てからです。	「ねんきん特別便」の受付を積極的に行い、お客様に対して誠実な対応を行うようこころがけました。また記録調査にも全力で取り組みました。 ねんきん特別便などの照会内容において、制度開始前の期間、年齢制限を越えてからの期間の記載があったり、喪失月が含まれていないなど法律的には絶対にない期間照会が多数あったことから、もう少し国民に対して制度内容の説明が必要だったのではないかと思われます。
9512	地方庁	その他(社会保険事務局)		市町村の保有記録、紙台帳、オンライン上の突合等できる事を全て行う。	年金裁定時等に最終的に解決される認識でした。 国民年金業務、健康保険業務配属の頃(H10年頃)手番者が多数存在している認識。	国年や厚年の適用時等において、随時に調査を行い手番の解決をすべきだったと思います。
9513	地方庁	その他(社会保険事務所)	字が判読不能。 名簿が劣化したり棄損しているものもある。	戦後60数年を経過した現在では解決は困難ではないかと思われます。	職員も年金裁定請求時、相談、調査依頼により確認できた時に整備をすればよいと考えていた。宙に浮いた記録があるのは知っていたが、5000万件もあるとは報道されるまで知りませんでした。	正確、迅速に記録確認し記録整備しました。 機械化導入後も被保険者住所登録をせず、資格取得時に手帳の添付がなければ次々に新しい番号を払い出していたことが反省点と考えます。
9514	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	いままでどおり地道に作業していくしかないと思います。人員確保と人材育成ができれば、早期解決にすると思います。	いつ頃か定かではありませんが、厚生年金の氏名なし、先頭記録なしの記録を知ったとき、上司からはその都度対応していくしかないと言われた記憶があります。	上司からはその都度対応していくしかないと言われましたが、それ以前から全国的に対応していれば、今回のような問題にはならなかったと思います。 これからは、このような問題が発生しないようシステムの構築をするなど、組織全体で対応していかなければと思います。
9515	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	職員全員で一致団結してとりくむべきだと思います。	年金請求時、または何かの来所時に手番を統合すれば良いと考えていました。 ただ、そのときは、WMに庁保管の紙台帳の記録がきちんと収録されていると思っていました。 紙台帳の記録がWMに収録されていないと知ったのは今回の報道で初めて知りました。 知ったときは、国民の皆様に申し訳ないと深く思いました。	今回の記録調査に関しては早急に来所等にて手続きのご案内、処理を行っているところです。 いまとなれば、平成9年の基番導入をもっと早く行うべきだったと思います。 なお、現在基番を新規に払い出すときは注意して行っております。
9516	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	よい方策は思い浮かびません。ありきたりですが、人員を多く投入し、迅速に調査、再裁定をすすめること、誠意を持って対応すること、かと考えます。	統合されない年金手番があることは知っていましたがそれほど膨大な件数があるとは思っていなかったため、年金問題が発覚するまでは、それほど重大な問題とは認識していませんでした。	反省点としては、認識不足であったこと(それほど膨大な件数があるとは知らなかったこと)、年金制度にそのような欠陥があることをあまり認識せず、職員一人一人が重大な問題としてとらえてこなかったことだと思います。
9517	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	まず、厚生年金記録にかんしては、カセット解除されておらず、登録処理等行えない記録も多数あるので、それらの全ての記録整備を早急に行う必要があると考えます。 それらを行う事で、記録判明から統合・再裁定処理をスムーズに取り扱う事ができると思います。 現状未統合記録の中で、記録整備を進める事が急務と考えます。	年金記録の問題を具体的な件数等で、どのような状況かを知ったのは、マスコミ等でも取り上げはじめられたH19.6月頃です。それまでは、具体的件数や状況につての認識はありませんでした。	基礎年金番号導入後の未統合件数に驚いたが、確認できる記録について、地道に作業をすすめ、一刻も早く記録問題を終結させねばいけないと言う意識をもって丁寧に来客時の対応をしてきました。 長期間の記録管理にもかかわらず、年金裁定時をメインに記録確認をしていた点が大きな要因と思いますので、現行の定期便のような定期的な記録確認をすすめてこなかった点は大いに反
9518	地方庁	社会保険事務所課長級以上		【厚生年金未統合記録について】 現時点では、担当者ごとのスキルに委ねられている部分が多い(例えば、管轄事務所の変遷、市町村の廃置分合の変遷、年金制度の変遷、マイクロの作成時期、事務局・事務所毎のローカルルール、等々)ので、そういった情報を共有化するためにも、真正データベースを構築する。 真正データベースについては、マイクロとの突合結果がすぐ分かるようにカセット番号を収録しておくなど、あらゆる情報を管理できるようにしておくことが肝要と思います。 また、旧台帳記録は可及的速やかにデータ化すべきです。(現在もカセット管理されているものが多数あるので。) なお、高井戸の記録システムの誤登録も早急に点検すべきです。 【遡及訂正関係について】 過去の事例についてはきちんと対応し、今後の部分については、罰則規定を強化する、5人未満の法人については任意加入にする、など、きちんとした法整備が必要だと思います。 【保険料納付の記録もれについて】 さまざまな要因があったと認識しています。本人の思い違い、市町村段階での間違い、事務所段階での間違い、等々。 本人の申し出に基づいて記録を訂正する、との方針が出されていますが、100%ありえない申し出も訂正するのでしょうか?実際に、「59年は口座振替で保険料を支払っていた」が、調査の結果、該当市町村の口座振替納付開始年月日は61年4月から、とか、「全部支払いしていたから未納期間があるはずがない」が、調査の結果、払出年月日と加入年月日が2年以上開いている、とかありました。	【問題認識】 業務経験を積むに従い、問題意識が大きくなってきました。 【知った時期】 ①昭和62年4月頃～ オンラインデータと台帳のデータに不突合があるということ、業務センターにカセットに収録されているデータがあるということ、厚生年金の番号を複数持っている人がいること、 ②平成4年4月頃～ 市町村の納付記録と社会保険事務所の納付記録に不突合があること、 ③平成9年1月～ 基礎年金番号に統合されていない番号が多数あること、など	【対応】 入職当初は、先輩から「最終的には年金請求時に記録の確認をすることになっているから、後でも大丈夫だよ」と言われていたため、あまり気にしていませんでした。 業務経験を積むにつれ、記録を一本化しないとならないと思い、都度調査・入力等行ってきました。特に基礎年金番号導入以降、積極的に記録統合等を行ってきました。 【反省点】 ①自分が行ってきたことが全体化できなかったこと。 ②記録問題だけでなく、制度全般について周知広報が圧倒的に不足していたこと。(1億3千万人に対しての周知がされていない、ということ。)
9519	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	問題解決にあたる人員を増やすことが、不可欠だと考えます。 また、それらの者には豊富な年金知識が求められますので、研修等を充実する必要があると考えます。	私が年金記録にもれや誤りなどの問題が存在することを知ったのは、近年、それらが問題として取り上げられてからです。 年金記録問題は、納付した保険料に応じた給付を受けるという当然の権利を侵害するものであり、解決しなければならない重要な問題だと考えます。	年金記録はお客様からお預かりしている重要なものであると考え、真摯に対応してきましたが、そもそも問題が存在することを知ったのが遅かったと考えます。もっと高い問題意識をもって業務を行っていれば、早く対応ができたのではないかと考えます。
9520	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	思い浮かびませんが、強いて言えば事業所名・所在地表記のうえでの通知ぐらいでしょうか。	オンラインの記録が、台帳などと相違していることがある事は存じておりましたが、本人の請求に基づき調査の上で、間違っていれば訂正するという考えでしたので、社会問題であるという認識は残念ながら持っていませんでした。 ただ、被保険者から取得日や喪失日が違うという照会をいただいた際に、調査等で対応できる分以外は年金が"消えて"しまうと感じていました。	"本人の請求"に基づき個別に対応するだけでした。 自分の在職中で言えば、やはり基礎年金番号導入時に今の特別便のような事が出来ていればとは思われます。
9521	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	台帳との全件突合調査を行う。	年金制度全般の欠陥。平成15年くらい。	部署が総務であったため、WM記録の補正・収録等を行った。 年金制度がたくさんあり、連携がされていなかった。政治的背景もあるだろうが、1人1つの番号で管理すべきであった。
9522	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		・質問が漠然としていて回答に窮します。起こった経緯についての問題であるならば、年金記録の漏れ等については、被保険者が年金手帳番号を継続して使用されていれば、その殆どが問題とならなかったと思います。しかし、広く制度の周知が出来ていなかったこと、記録の管理者としてのミスがあったことも否めません。・複数の手帳を保持している被保険者がいる事は従前より認識していましたが、記録の転記ミス等により記録が大量に漏れていたことは、問題が公になった	一人でも多く確実な記録に修正できるよう、調査をするように対応をしています。問題解決を早期に目指すことは当然ですが、無理な期限を定めての作業は充分な調査が行えず、記録問題の全件解明は無理と思います。
9523	地方庁	社会保険事務所長			重大な問題と認識した。そのような記録が大量にあることは、問題が表面化して知った。	記録の正常化に努めようと、年金問題解消を優先して対応しました。 記録の共有が行われていなかったため、正しい記録も疑問視されてしまった。 その点では、定期便は意識の向上につながり、続けていくべきであると思う。
9524	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の業務に携わったことがある職員は認識していると思いますが、オンライン化以降も、国民年金保険料の検認記録の収録漏れが発生し、その対応が不適切なため、年金記録に正しく反映されていない場合があります。 具体的には、市区町村から送達された検認票や検認記録のMTによりデータの収録作業を行った際、国民年金手帳記号番号や生年月日相違のほか、資格取得届の未入力等によりエラーになると、エラーリストが配信されます。 この場合、「誤検認」として、市区町村に照会し、その回答をもとに再入力をしますが、その間オンラインデータにはエラーになったことが一切残りません。 市区町村からの回答がないまま放置される、あるいは、回答後の入力が一括処理できないため後回しになったまま完結したものとされる等が原因で、検認の事実が社会保険庁の記録から抜け落ちてしまいます。 本人からの申立で検認記録の収録漏れが判明し、何年間か遡及して誤検認の処理状況を全件点検し、複数の記録を補正した事例がありました。 以後、防止策として、エラーリストの処理簿の整備及び後日処理分の別管理を行い、職員に対しては、毎月検認データの収録時期に注意喚起を行いました。	本人が保有する領収書及び市区町村のデータが正しい記録を収録するための資料となりますが、すでに廃棄済み等により事実が確認できない状況です。	年金記録問題が起きることは、採用間もない時期から予想しており、最大限の努力を行いましたが、課題が多く、組織全体で取り組まなければ解決しないものと考えておりました。 昭和48年7月に採用され国民年金の業務に携わりましたが、ちょうど台帳更新の時期で、連日夜間まで作業を行い、臨時職員を配置するなどにより期限内に完了させるべく取り組んでおりました。 しかし、平常業務と並行して行うため作業内容の点検は十分ではなく、OA機器のない当時、職員数から考えても無理な作業でした。 やむを得ず、年度内が定額保険料完納の場合、納付記録欄を「1200」と表示すべきところ、空欄にするなどの方法で省力化を図りました。 国民年金被保険者台帳の記載が地域により異なることで、住所変更時に台帳移管する際、転入先市区町村に納付記録が正しく引き継がれない、また、地元であっても当時を知らない若い職員は空欄のため未納と誤解するなど、大きな問題となっていますが、このことは当時から危惧されていたことです。 また、厚生年金保険の記録を社会保険庁に送達していた頃は、厚生年金被保険者記号番号が不一致等でエラーリストが送付されておりました。 オンラインデータが整備され調査方法も多様となっている現在では考えられないことですが、若年者は厚生年金保険の記録が照射されない当時、未解決のまま処理不能となった事例もあります。 氏名が収録されないデータの存在、カセット記録照会には不鮮明なマイクロフィルムが送付され	当時は、増え続ける業務をいかに迅速に処理するかが最重要課題であったため、事故が起きないように処理するのは当然だが、そのために滞留することがあってはならないと言う姿勢で職場全体が動いておりました。 また、人件費削減のため、定員増は困難でしたから、省力化という手段をとらざるを得ませんでした。 しかし、省力化の中で実際に起きている事例について、原因を探ると大きな問題にぶつかり、上司や先輩に幾度も指導を仰ぎましたが、根本的な解決には至りませんでした。 その中で、自分に出来ることを考え、改善策を提案してまいりましたが、前述のとおりの職場状況のため、上司からは非現実的でありもっと全体を見通した判断が必要であるとして、事故の予防ではなく事後処理に重点を置く方針であると説明を受けました。 職場全体での対応が困難であることがわかってからは、自分が担当する業務の範囲内で同僚の理解と協力を得ながら、問題解決の糸口を探しましたが、焼け石に水の状況でした。 国民年金被保険者台帳の移管の際は、納付記録の空欄を「1200」と追加記入する。検認記録が正しく収録されるよう常に点検し、市区町村側に原因があれば指導する。厚生年金保険の記録不備に気づいた場合は積極的に補正する等々、自分の無力さを感じながら、当たり前のことをするだけでした。 増え続ける業務の中で、当然のことをすることすら容易でなく、職場の意識を変えていく努力を怠ったことが、これほどまでの問題になってしまいました。 外部からの力でなく、職員が共通の認識を持ち、内部から改善を進めるべきでしたが、お客様が
9525	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない		記録問題を知ったのはねんきん特別便処理に携わるようになってからです。 基礎年金番号導入前の年金番号の重要性に対する意識の低さに問題があり、安易に年金番号を払い出しすぎていると思います。また、過去においても現在においても年金制度が政治に利用されすぎています。誰もが、年金は何十年も先の生活の保障であるということを考えず目先のことしか見ていないように思います。	制度について来訪者にわかりやすく説明しました。
9526	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまで明るみになっていることぐらいしか知りません。	現在取り組んでいる年金記録のお知らせを、徹底して永続的にやる。 また被保険者からの記録のチェックの方法をより簡単なものにする。	過去の年金記録の間違いの修正は大変なものだとは感じていたが、自分の問題としては認識していなかった。 入所してすぐに知った。	問題の大きさから自分ひとりでは解決できないと思いました。 また、私が入所する前から積み上げてきた長い歴史があるので、今までもこれで通っていたのだと思い、何も行動に移さなかった。 強大な労働組合の前で、組合からは自分たちの身分のことばかり心配していればいいとすり込まれ、業務を改善、問題点をみつけて被保険者のためにもっといい年金制度にしていこうという、一人ひとりの問題意識が極めて希薄であったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9527	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	旧三共済のうち、特にJR記録について 鉄道共済組合のHPによれば、「加入者の記録については、平成9年4月の厚生年金保険への統合時に、電子データにより社保庁に全て移管したため、社保庁での記録問題と同様の事象は起こりえない」旨の記載がある。 記録課では、社会保険事務所からの依頼に基づいて、移管された旧三共済の記録の確認・整備を行っているが、特にJRについて、「オンライン上にもなく、かつ原票等の資料も存在しない([redacted]原票等の資料を全て業務センターに移している(と主張している)ため、[redacted]存続組合への照会ができない)」場合がそれほど珍しくない。その場合、お客様本人に人事履歴の写しを取り寄せてもらい(存続組合とは別の、[redacted]後継組織へ請求する。原則本人からの請求でないと受付けていない。)、その提供を受けて記録を一から作成する(昭和61年3月以前は「みなし報酬」の算出の必要があり、ただ書いてあることを打ち込むという単純な作業ではない)ことになる。この一連の手順には多大な時間と事務量を要しており、お客様を大変長い時間お待たせしている実態がある。	存続組合の責任において、人事履歴と加入者情報の突合を行い、移管漏れがあれば速やかに厚生年金に移管すべきである。	記録課在籍中の平成19年初頭ころより、厚生年金の記録のなかに、氏名のないものが存在していることを認識。	年金相談の時点で、職歴確認・名簿確認等がきっちりなされていれば大半は問題なくすむ話であるため、特に対応はせず(払出際により氏名を入れるべきであろうとは思ったが、氏名の読み方がネックになると思い、特に行動はせず。もちろん、依頼があれば旧台帳を確認する等の対応はした。) 反省点 ・漢字氏名索引のシステムを早期に作るべきであった。 ・(上記に記載はしていないが)オンライン上に載っていない、マイクロ化された旧台帳(いわゆる1466万件)については、なぜ当時データ化されなかったのか理解に苦しむところである。
9528	地方庁	その他(社会保険事務所)			お客様ご自身の記録が統合されていないことによって、年金受給に関して不安を抱かせたことや年金制度に対する信頼を落としてしまったことに大変申し訳ない思いました。年金は生活に密着しているものなので、正確に対処すべきと思いました。 年金手帳の番号を一人で二本以上持っていることがありえることを知ったのは主に記録を扱う課に入ってからです。新聞報道ではじめて知るようなことも多くありました。	職員として謝罪をすることはもとより、回答を出してくださった方や来所された方に対して、適切、親切に正確に対応しようといたしました。 自分が勤務する前であったが、基礎年金番号を導入時に時間をかけて何らかの形・回答による統合作業を進めればよかったのではないかと思います。
9529	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人員、システム、予算を積極し、全件照合を短期集中ですべきと思います。	一般の期間照会時や年金請求時において、本人の職歴確認の徹底は一定必要だと思うが、現在の確認。本人断定方法のようにはなっておず、ほぼ完全一致しないと記録統合や年金受給に結び付けていなかった感があります。しかし、職場組織としての考え、ルールだったので特に感じることはなかったが、将来にわたり年金に結びつかないであろう記録が多く存在することは採用されてすぐ(昭和63年)から認識していました。	組織のルールとして従う他はありませんでした。現時では対応で来うるかぎり徹底解明すべきと考えますが、人員、システム、予算等の体制を整備し、自身も何らかの形で関わりを持つことを希望します。
9530	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	全職員等、一丸となって取り組むべきだ。	一般被保険者の中には、転職履歴がたくさんあり、またその都度手帳を発行されている方が見受けられる。 話を聞くと1～2ヶ月しかないので厚生年金に加入していないと思った方や、30年以上前のことなので会社名等も覚えていない方等さまざまであり、本人が 今までの履歴をしっかりと管理していれば、記録の統合等可能であるが、そうでない方が非常に多く、最後の一人まで記録を照合するといったことは大変難しい問題であると認識しています。 問題が存在することを知ったのは、年金特別便等で統合されていない記録がたくさんあると認識した時からです。	本人の記憶が一番の頼りと思っていますので、具体的に何年頃、こういった職業についていませんでしたか？と対応してきました。 反省点については、最初に交付した手帳番号以外に新たな違う手帳番号を次から次と発行していた当時の組織全体の未来に向けた問題点の不足だと感じています。
9531	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	例えば、名簿のマイクロが不鮮明で、手番記録をWMで確認しようとしても、カセットを開かないと分からない状態だったりします。もし、全ての記録がWMですぐみることができるような状態になっていれば、少しでも記録が判明させることができると思います。	年金額にも影響があり、受給権者の不利益につながる問題だと思います。	記録もれがないか確認し、申出があればマイクロ等の調査をしました。 例えば、事業所毎の手番で記録されている厚年記録を、毎日少しずつでも、調査し統合等していくことが必要だったと思います。(大きな事務所は不可能かもしれませんが"。)
9532	本庁	その他(本庁)				社会保険事務所からあがってきた再裁定の依頼を迅速に行おうと心掛けた
9533	地方庁	その他(社会保険事務所)	ねんきん特別便等で厚生年金期間が判明し、基礎年金番号に統合をした年金受給者が年金額が減額になるか、統合したものを番号統合取消処理がされている。本人の意向もあると思うが、これでは本人の記録と判明しているのもかかわらず、統合されていないことになり、宙に浮いた未来の記録が残ることになりますので、年金記録問題は最後まで解消できないと思われます。	この年金問題については、社会保険庁・社会保険事務所に責任があり、年金受給者にとって年金受給額が減額されることは説明して承を得なければならないが、どうしても納得されない方がいます。年金だけでギリギリで生活されている方もいるため、強制することはできないと思います。粘り強く受給者に説明して納得してもらうしかないと思います。	採用時から危惧していました。厚生年金加入時に年金手帳を持っていない方に手帳をすぐに新規払出していたことです。手帳を何冊も持っているかたが相当数いたと思います。基礎年金番号になる前でしたのでやむを得ない部分もありますが、その当時から年金問題はいつかは起こりえるものだと認識していました。	その当時は、年金手帳をすぐに払出する方法しかやっていない。本来は個人個人に過去の加入歴歴を確認したうえで年金番号を確認する方法をとればよかったが、それにより、入力に時間を要し、保険料計算までに間に合わないことも多かったので(今のように疑重複調査が無い)、その当時のやり方でやるしかありませんでした。基礎年金番号になる前は、やむを得ない部分があると
9534	本庁	その他(本庁)			行政側に100%非があるものであり、あってはならない由々しき問題であると認識しています。報道等で初めて知りました。	現場である社会保険事務所に在籍していた際は、電話でも、窓口対応でも、はじめにお客様である国民の方々に謝罪を行い、次に、このような事態になってしまった事実等について説明をさせていただきました。現在は、再裁定処理期間の遅れを取り戻すべく、一件でも多く処理するよう努めています。 反省点としては、多々あるかと思いますが、 ・職員の意識の低さ、モラルの欠如 ・職員の知識不足、研修制度の内容 ・そもそもの年金制度の複雑さ ・内部統制の欠如、ガバナンスの不徹底
9535	地方庁	その他(社会保険事務所)			本来であれば年金受給申請や、基礎年金番号制度を導入した段階において解決すべき問題であったものを長引かせてしまっていた。 また、基礎年金番号制度導入前は、お客様の転職等の際に新たな厚生年金被保険者番号の払出が行われているケースが多数あり、当時は、本人からの申出がなければ確認する手立てがなかった。	できる限り相談されるお客様との記憶と、社会保険庁所有データとの突合による記録の統合に努めた。また、オンラインシステム上の収録誤りのデータが判明した場合には内容を確認の上、適正な記録への補正を行った。 年金記録問題において様々な書類(特別便、名寄せ便、旧姓名寄せ便、etc)をお客様に送付しているところではあるが、同じ対象者に何回も違う内容で同じようなものが送付されているとの問い合わせも多数存在する。 長年の積み重ねでできてしまった問題をできる限り早急に解決することは重要であるが、その元となる情報が適正に整理されていない中で行うと逆にお客様を混乱させ迷惑をかけてしまうケースも想定される。 年金記録問題を解決するに当たってはお客様からの相談に対する親切・丁寧・的確な対応が大切であり、記録の確認、必要に応じた補正には長年培ってきた知識と経験を必要とする。
9536	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知っていることはありません。	現状の方法で良いと思う。ただ、効率を上げるため、全所対応よりは、担当者を決めたほうが良いと思う。 また、国民年金の遡付金や厚生年金の脱退手当、報酬の改定や訂正など、すべてコンピューターに登録し、永年保存にすべき。お客さんとの水掛け論を根絶していかないといけないと思う。	採用されて、2から3カ月後。聞いたが、「年金は請求主義だから、自分が覚えていればいい。」と教えられた。	裁定請求の段階で、徹底的に記録を統合すればいいと思った。また、そのように指導された。基礎年金番号の導入も決まっていたので、これで生存している人の記録は当然一本化すると信じていた。 基礎年金番号導入後は、新しい年金番号を安易に払い出すようなことはしないよう、事業主や本人に職歴などを確認して整備してから資格取得処理をするようにしていた。 戸籍のように、必ず移動させるような厳格なものであれば、こういう問題にはならなかったのだろうし、「請求主義」という考え方が良くなかったのかもしれません。昔はコンピューターもないわけですし、徹底的な管理は難しいと思います。戸籍のように、といっても、年金手帳や番号は、全員が持っていたわけではありませんから。
9537	本庁	その他(本庁)	特にありません	処理件数を増やすために、処理にかかわる人の増員。	年金は、生活と切り離して考えることが出来ないくらい、重要なウエイトを占めるものなので、早急に解決しなければならない問題と認識していました。 平成15年12月ころ。	年金相談時等に、相談された事項のみ見るのではなく、常に相対的に受給者の記録を見ていくことが必要とおもわれます。
9538	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	納付をしてないのに納付扱いにする三号の制度など、年金制度として今の共働き世代に対しての配慮のなさなども未納や後から三号を出したり出し忘れたりで記録に空白がでるケース等が出ていると思われる。 三号の制度自体をなくし実際の納付に対して給付を行うなど年金制度自体の抜本的改革が必要と思う。	年金記録問題とは違うかもしれないが基礎年金番号導入前の手番を一人で複数持っているなどのケース等職場に入ってすぐに資格照会業務をしておかしな制度だなと思いました。	資格照会で記録が判明しない人にヒントを与えて少しでも記録に結びつく事を回答してもらい記録に統合できるようにする等の対応をしていた。 この問題の反省点の大元は過去の年金制度の無策だと思われるが、基礎年金番号導入前に手番をもう持っているのに新しい番号をもらう、氏名を偽る、生年月日を偽る等のケースの人が多すぎる為に、基礎年金番号導入時に記録統合されていない。導入時に上記のケースを想定してもっとうまく対応を考えていればここまで記録の不備等は出なかったと思います。
9539	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	既に、ご存じのことと思うが、厚生年金の基礎となる被保険者記録に関して、古い裁定分につき、昭和48年11月法改正により、標準報酬の再評価を行っているが、再評価時において、既に決定されている者の被保険者記録が判明しないものがあり、システム的に整合性のある記録を整備したと聞いている。 その後、該当者の死亡したときの遺族年金請求時に昭和19年6月以前の記録のある者等あり得ない記録があるものがあった。	時間的な対応から、そのような対応とされたものと判断し、対応していた。 。 ただし、現在、受給権者にたいして、記録の再確認を依頼しており、その中で解消されるものと思う。	年金の記録については、年金の裁定時に本人の申出により、新たな記録が判明する等、全ての記録が正確に管理されていないと裁定請求の審査を行ったときに思ったが、裁定時に記録を確認しており、問題がないと思っていた。 国民年金の納付記録の差異に関しては、特に意識していなかった。	個人の40年におよぶ記録の管理が個々人の記憶にまかされていたことは、問題であったと考える。 記憶の希薄化が起こりえることから、保険者として、被保険者に記録を随時確認する等、民間の保険会社が対応しているような年一回の確認を直接本人に行う等必要と考えるが。 ただ、行うことの効果と費用との関係から、疑問があるが。
9540	地方庁	社会保険事務所課長級以上		お客様からの照会に誠心誠意お答えしていくことだと思います。 年金記録や地域の事業所のことなどに精通した職員を各事務所に常時配置することも大切です。	年金手帳が不明の方の記録検索や調査には時間や手間の係るものが多いという認識だけで、宙に浮いた記録が5000万件あり、旧台帳1430万件の対象者などについては今回知りました。	今までの年金記録管理はご本人が年金番号をすべて把握しているということを前提に登録されていたためこのような問題になったと考えます。記録は正しく管理されていなかったことを素直に認め、徹底的に記録回復に努めるべく引き続き努力します。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9541	地方庁	社会保険事務所課長級以上	外国人の名前の読み仮名の問題。 昭和57年1月以降、外国人であっても強制加入となりましたが、読み仮名はカタカナ標記で入力されているため、氏名検索による特定が難しい。 最近、やっと共通キー「090-1」により漢字検索が可能になりましたので、漢字で入力されていれば、何とか探し出すことは可能ですが、漢字の場合も含めて、特にアルファベットは読み方がいろいろあるので大変です。 国民年金でいえば、20歳適用の際に、市町村から提供される力タカナの読み方をのそのまま入力していますが、後から調べて判明した本人の申出のアルファベットとは合致しないこともしばしばです。	今後は、被保険者氏名も、アルファベットで入力できるようにすべきだと思います。	私が国民年金の現業に携わるようになったのは、昭和63年頃に国民年金保険料係長を拝命したときが最初です。(余談ですが、以降、国民年金もしくは年金給付業務が殆んどを占め、健保・厚年の適用業務については無知の状態です) そのとき、保険料還付事務を担当したため、旧台帳(いわゆるマイクロ)の存在を知りましたが、マイクロの記録とWMの記録と市町村の納付記録の間に相違が生じている案件が少なからず存在していることに驚きました。 何故、そうなっているのかということより、何故、記録の突合せをしないのか、 早く取り掛からないと、資料はどんどん廃棄されてしまうのに、と思っていました。	現在のように記録問題が大きく取り上げられて、記録照会やその回答にかかる体制が出来上がる以前から、被保険者からの照会はありましたので、その都度、個々に調査の経過や結果について、通り一遍の回答ではなく、できるだけ納得していただけるように個々に文書で回答を行ってきました。 確かに、これは時間のかかる作業であり、効率よく調査ができてできるだけ早く回答が出来るようなシステム等が出来ればいいのに、と思っておりました。 今般、市区町村保管の資料を譲り受ける、あるいは借り受けることで、国民年金被保険者名簿等の電子画像化をはかり、記録問題の早期解決を目指したものと思われますが、まずは、タイミングがまずいと思います。 愛知県の場合、預けた業者からの回答が遅いことと、全ての資料についての回答がない(預けられた資料の一部のみについて回答をしている)ため、反って回答作成を遅らせる原因になってしまっています。 また、手帳払出簿を業者に一括で預けて立ち上げた、【国年手番検索システム】は、いい加減な入力処理により各所で不具合が発生し、そのシステムで得られる情報は信憑性に欠けると思われ、回答を作成する立場として、非常に疑問を感じています。 なぜ、業者に処理をさせる際に、OB等の過去の履歴をよく知る者を監修につける等しなかったのでしょうか。 そうすれば、検索システムを完全かつ便利なものにすることが出来たはずなのに、残念です。 記録問題を早期に解決するために、いろいろなシステム等が構築されるのは大変結構ですが、全て業者に丸投げで、事情をよく知る者による指導も監修もなく、キチンとしたものを作り上げないのであれば、結局は、厚年払出簿上に発生した、「生年月日のククリ入力」等に似たような事象が発生し、二度手間になるのではないかと心配しております。 ご質問の主旨とは離れた内容になってしまっているかもしれませんが、現在とても気になってい
9542	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	旧台帳より1件1件、氏名・生年月日・資格期間・会社名をコンピューター入力、入力後基番上の氏名・生年月日で照合し、本人へ照会をかけるしかないかと思われます。しかしながら旧台帳を見る限り読み取れない部分が多々あるため、すべて把握するのは困難かと思われますが・・・。	旧分がその立場になったとして考え、マンパワーをを駆使して全職員で解決しないといけない問題だと思いました。 このような問題がクローズアップされた頃からです。	年金相談窓口の仕事についていたので親身になって相談し、なんとか記録が判明するよう氏名索引などでは何度も読み方などを変えて索引したりしました。 正直なところ現在はコンピューターが発達しているため、ここまでの問題にはならないと思いますが昭和の時代でコンピューターがない時は手管理だったため、いたし方なしと思う反面、アメリカみたいにソーシャルセキュリテイナンバーを導入していればこのような問題も少なかったのではと
9543	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔の記録の中で本人の記録と別人の記録が1つの年金の番号に登録されています。普通に記録統合してしまう間違いがおきますので昔の記録に関してWM上にもすべての記録をカセットオープンし脱退手当金の記録なのか年金になるものなのか別人の記録が1つの番号に集約されていないか確認作業を行っていかなくればいかないと思います。	特別便で確認が出来ていない方も多く定期便でも誕生月に送付されることもあまり周知がされてないように思えます。新聞広告の広報も効果はありますがテレビCMについても広報の面では大きい成果があるかと思います。 定期便の内容も誕生月の2ヶ月前の情報であるため、納付内容に関して問い合わせもあります。事務所での問い合わせ内容が増えていますので皆様に周知して広く知られていると事務所でも問い合わせも少なくなります。 また、特別便で住所が宛先不明等で送付出来ていないものに「調査中」の表示があると定期便が住所変更後の住所で作成されていても抜かれていて送付されないので、再作成依頼の処理を行っていますが、そのような方すべてが、(住所が宛先不明で「調査中になっています)「調査中」)から「送付可」で定期便の再作成の処理がされておらず、苦情にもつながるため定期便は特別便の「調査中」でも抜かないで1度送付し定期便が宛先不明で戻ってきたものを表示登録していただくようにお願いします。 今後加入履歴や納付内容が1年に1度は確認していくことが出来れば漏れはなくなりますが、ただ国民年金第3号については配偶者の厚生年金加入が資格喪失されていても第3号が資格喪失されておらず本人が1号届けされるまで加入のままでは今後またトラブルの要因になります。 第3号は納付書による納付もないため関心も手続きに関しても知識や周知がないように感じられるため配偶者の厚生年金資格喪失との連動されるようにシステム変更等よろしくお願いします。 基礎年金番号に登録さていない記録を少しでも減らしていくためにも年金にならない方の記録整	平成9年に基礎年金番号が導入になり、資格取得時点で登録されていない厚生年金や国民年金の番号等確認に登録作業と資格取得と行っておりました。しかし、取得時の会社との確認作業となっており登録作業をすべて行うことが困難なこともありました。 年金受給時(老齢年金・遺族年金)には基礎年金番号以外の番号がないか確認するために旧姓や現在の氏名による(共通090と基礎年金番号010)氏名検索を行っておりました。年金受給時に登録をおこなって受給処理を行っていたこともあり、基礎年金番号に登録になっていない記録があるのは認識しておりました。 遺族年金請求時に記録が判明したときには本人の老齢年金の支払い分が時効の5年についてもお客様に指摘され、時効のためとしかご説明が出来なかったのが心苦しかったです。 平成19年8月ごろだったでしょうか新聞等で報道されるまで5000万件もの多くの記録が残っていると知りました。	特別便や定期便でも確認漏れもありますので、窓口担当の対応をしている際にお客様からの申し立てよりこちらで090、010の接続をしお話をお聞きし記録を統合をおこなっております。電話でも記録の確認をし今は記録が統合されていないものを少しでも減らしていくことが先決です。 過去から学び未来において今後同じような問題が生じないように基礎年金番号での記録管理の徹底を対処していきましょう。 年金請求が申請であって過去の加入履歴についても本人からの申し立てとなっており、本人が忘れられていることも多々あります。申請や申し立てよりもこちらの記録の内容開示をし加入者の方が安心して納付内容、将来の年金について知りえるよう行っていきたいです。
9544	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題の処理には時間がかかることを国民の皆様に丁寧に説明し、ある程度時間をかけて丁寧に処理していく。そのために、年金制度に詳しい人員も確保していく。	年金記録問題は国民の皆様が老後を安心してくらせるように制度と行政の信頼を回復する作業ととらえてきました。 基礎年金番号への手帳番号の登録がなかなか進まないことは入庁当時から感じていました。	相手の話をよく聞き加入情報を引き出すことを行った。そのためには年金の歴史などについて勉強した。反省点は、記録整備は年金請求時に一括して行えばよいという考えが企業風土としてあったことだと思います。
9545	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚年75条該当者と第三者委員会によるあっせんをうけた方の年金給付の取り扱いがことなるもは不平等だと考えます。 75条該当者について、すでに事業主が届出を行っており、時効特例法の記録時効の訂正にはあたらないとすれば、本人からの申立てをおこなったか、事業主より届出を行ったかの差異のみで保険料納付や年金給付方法が異なってくると思われます。 すでに対策はとられているのか、私が確認した限りでは取り扱いが不明ですが、現行法を見る限り不平等な形が残っているのでは?と思います。	時効特例法と厚年75条の関係の整理が必要と思います。 現時点の該当者は少数と思われますが、今後も発生していくと思います。 保険料の納付責任・年金受給権の公平性について考える必要があると思います。	基礎年金番号に未統合の手帳番号が多数存在していること WM上に未登録または不備のまま登録の年金記録が存在していること 未統合記録の存在を知ったのは平成11年頃業務課に配属後です。 WM上に未登録記録の存在は、年金記録問題の発生後です。	本人が年金手帳を保管しており、手帳番号が判明しているにもかかわらず、基礎年金番号へ未統合のままとなっている事象については、基礎年金番号導入時の広報不足が原因だと考えます。 また、年金手帳が年金加入記録を保管(確認)するものだという機能や意識がほとんどなく現在に至っていることが大きな要因だと考えます。 私は、お客様の来所相談時に、 ・お持ちいただいた年金手帳に未記載の加入記録を追加記載する ・手帳に記載されている番号および氏名検索からの未統合記録の確認 ・相談票に記入いただいた旧姓での未統合記録の確認 ・年金特別便のご提出の有無 は相談内容にかかわらず行い、早期の問題解決を心がけて対応をしています。
9546	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	地道な照合作業を行うしかないと考えている。	管理している母数の大きさ、事業所への調査権限が弱いこと、届出主義など、当時の状況、庁、事業所、被保険者の一般的な認識から、当然あるだろうとは推測できた。	制度設計があまい。 被保険者に、自身の記録は自身で管理すべきものであることを、当初からしっかり説明すべき。 滞納事業所への厳格な対応を行うよう、中央から徹底した指示を行うべきであった。
9547	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	名前等判明している手番については訪問して、本人記録かの特定を1件1件していく必要があると思います。	紐台帳の記録のほとんどが、窓口装置に反映されていると思っていたため、基礎年金番号発足以降、生年月日順に順次行っていた過去記録照会によって一本化していき、遅くても年金請求までに一本化できればよいとの考えで、窓口装置に反映されていない記録がこれほど大量にあること、紐台帳から窓口装置への記録の移行がこれほどずさんことは、年金記録問題が発生して	まず職員が年金記録の重み・重要さを今以上に意識して業務を行うことが必要であることと、年金記録は40年以上の長期に渡り管理が必要であるため、窓口装置での管理とは別に、PDF等を使って届書を保存・管理することが非常に重要と思います。
9548	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らなかった。	お客様からの調査依頼に対して、あらゆる方策で徹底的に調査する。 また、速やかに回答を行う。 お客様の立場に立って、知りたいこと等を的確に答えられる、窓口対応や電話対応を行っていくことで、年金に対する信頼を得る。	基礎年金番号に統合されていない記録であっても、年金請求時に職歴を申し立てていただくことで、年金記録が分かると認識していた。 マスコミが報道しはじめた頃(3年ほど前から)から、問題の存在を知った。	お客様の立場に立った、説明を行った。 当時の年金管理システムが、十分でなかった。しかし、今と違い手作業部分が多かったことは、仕方がないと思う。 現在のような、統一的な業務処理マニュアルを作成していなかったのも、原因のひとつである。
9549	地方庁	その他(社会保険事務所)			当初は、年金番号を複数お持ちの方が多数いらっしゃいました。 これらの方は、年金受給されるときに統合していたため、期間がバラバラのまま高齢となります。最後は本人の記憶・申出により統合するため、過去の期間を忘れてしまう・統合もれが発生することが考えられる。	年金記録の統合(判明したとき速やかに) 1人1番号、過去に番号を所持していないかの確認の徹底チェックが必要であった。
9550	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない。	業務に精通していた職員が、組織再編に伴い減少するという事実は正直受け入れがたい。が、残った職員と、新たに組織の一員となる職員が問題意識を持ち記録問題解決に向けて精進するしかない。 マイクロ台帳とオンライン記録の突合など、これまでに行われていなかったが問題解決には絶対に必要なことを日々続けることが重要だと思う。	年金=保険給付なのに、保険料として納付した分が受給に反映しないという保険給付としてありえない問題として捉えていた。 年金記録問題を知りえたのは平成19年6月頃。	保険給付としての年金業務の中で、誤った年金額が受給者に支払われ続けてはならないため、受給者の年金額を第一に考え、再裁定の早期処理(進達業務等)に努めた。 問題点及び反省点は、過去に業務に携わった職員の方々に問題意識が欠落していたこと。また、我々現業の職員についても、たとえば年金の裁定請求時にマイクロ台帳の確認を徹底するなどの細かな作業を怠ったことがあげられる。
9551	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。		マスコミ報道により年金記録問題知ったことになるが、年金保険料を預かる立場として、重大な問題と認識している。	今回の問題を真摯に受け止め、再発防止に努めている。また、各個人の年金記録について、事前確認通知(年金受給手続き時でなく)を行なっていなかった事が反省点として考えられる。
9552	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9553	地方庁	その他(社会保険事務所)			たとえば厚生年金に再度加入するときに、本人が初めて加入する、と申し出れば、あたらしく付番していた。加入させて保険料を徴収することと、将来給付することを結びつけて記録管理をしていなかったことが原因のひとつである。基礎年金番号導入時に調査をおこなったが、あくまでも本人の申し出のみによるものであったため、膨大な量の記録が宙に浮いてしまった。 平成14年業務課に所属していた際、つみあげられた疑重複リストを見たとき、宙に浮いている記録の多さをしった。調査を先送りしたことも、現在の問題の原因のひとつと考えられる。	新規付番時に疑重複該当があれば、調査を行った。年金請求時には、旧姓・読みまちがい等を含めての氏名検索をし、ききとり確認をした。 事務所(現場)では、問題が存在することがわかっていたが、制度発足以来つみかさねられた問題であり、職員個人の手にはあまることから、手をつけることが行われなかったことが反省点として挙げられる。長官メール等はそのような状態を改善するためのよい手段だと思う。
9554	地方庁	社会保険事務所課長級以上	大都市圏を中心として不振事業所と思われるのものの存在がある。新適時は基礎年金番号を持つ実在する人物を事業主として、被保険者1名で社保に加入。新適手続が完了し事業所記号、番号が払い出された後、多数の資格取得届が提出されるというもの。この資格取得届には基礎年金番号は記載されておらず氏名索引からも該当者は存在せず新番を払い出す。現在では20歳を過ぎて基礎年金番号が付されていないことは考え難く、後日住民票を取り寄せると該当者は存在しなかった。このようなことがあり、20歳以上で基礎年金番号が付されていない者について、基礎年金番号を確認のうえ再提出を求めると、20歳未満の者で資格取得届を提出してきたためやむなく処理を行う。住民票を取り寄せるとやはり実在しないというもの。事業所は1，2ヶ月程度、届出地に存在し、保険料未納のまま所在不明となる。これらの事業所が何を意図しているのかは定かではないが、健康保険証を不正に取得することが目的と思われる。このようにして不正に払い出されたと思われる基礎年金番号が複数存在しているものと思われる。このようなことが基礎年金番号が導入された平成9年1月以前から行われていたとすれば、未統合記録	基礎年金番号未付番者の資格取得時は住民票添付を義務化。	基礎年金番号へ未統合の記録については、被保険者からの申出があれば統合を行っていたが、申出がない場合は、年金裁定請求時に統合すればよいものと認識していた。裁定請求時には戸籍確認の際、本人の申出の他に記録が無いか氏名索引により確認を行っていたが、本人と思われる記録が出てきても会社名等が本人の口から発せられない限り統合はできなかった。また、統合しても年金受給資格を得られない記録(旧法該当者であれば1年未満の記録)等は統合しても意味をなさないとの認識でした。 オンライン上の記録で被保険者名簿から正確に入力されていないものについては、解読不能な名簿(文字が個性的等)が多数存在することを記録整備作業を通じてわかりました。	私個人の判断で対応できる事柄ではないため、本庁からの通知に基づき対応いたしました。 反省点は、①年金手帳の保管、職歴、年金加入の有無を記憶しておくこと等、お客様に自己責任を負わせていたのではないかということ。②ずさんな名簿、機械化への移行処理。
9555	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		あまり年金記録に関わる部署に在籍することが少なかったため、これほどの問題になることは認識していませんでした。	当時は特に対応することはありませんでしたが、今となってはもっと何か対応策があればやっておけばよかったと思います。今後は戦場の最重点課題として最善を尽くしていきたいです。
9556	地方庁	その他(社会保険事務局)		現に年金を受給されている方やもうすぐ受給する方については、年金定期便等による記録確認の呼びかけを引き続き続けていくことが大事だと思います。 比較的若い30、40歳代の被保険者については、まだ年金記録問題に関心が薄い方も多いと思いますので、適用事業所関係者や市町村との連携強化を行い公的年金制度にもっと関心をもってもらうよう周知、広報を徹底する等の対応が必要だと思います。 また、定期便を何回も送付するよりはインターネットによる記録確認の手続き等をできる限り簡素化して被保険者自身でいつでも記録の確認ができるような環境の整備を行うこと等だと思います。	未統合の年金記録については、平成18年に入社したあとに、年金給付の事務に携っていたときにこうした記録の存在に気づきました。当時より電話相談や窓口に来所いただいた受給権者、及び被保険者の方を対象に記録確認の作業を行っていましたが、未統合の記録が短期間であったり古い記録で慣えていなかったり等の理由により、本人より記録の統合を断られる場合も有り、自分自身のこの問題に対する認識が不十分であったように思います。 その後、マスコミ等でこの問題が年金記録問題として取り上げられるようになると、お客様の反応も違ってはきましたが、業務経験を通じて思ったことには、この問題が社会保険庁や市町村の事務処理の仕方に問題があっただけでなく、被保険者や適用事業所の届出漏れや届出誤りなど複合的要因に起因しており、単じては公的年金に対する世間の関心の薄さや認識不足が招いた結果ではなかったかと思っています。	まずは未統合の年金記録の少しでも減らすよう窓口、電話対応で心がけました。また、年始には業務センターの再裁定支援にも参加しました。 先述したように、この問題は社会保険庁、市町村の事務処理の仕方や被保険者及び適用事業所の届出誤り等に起因するものと考えており、反省点としては周知、広報不足や市町村との連携不足が挙げられると思います。
9557	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない。		社会保険庁で管理している年金記録にこれほど誤りがあるとは思っていなかった。 給付課に配置されていたときに、老齢の請求書審査時に国民年金記録が市町村が収納窓口になっていた頃の市町村の記録(台帳)と、事務所のオンライン記録が相違していることは少し知っていた。20年位前。	記録の管理・突合が徹底されていなかった。
9558	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		平成9年に基礎年金番号ができた際，手番が登録されていないことは 知っていました。 年金記録が全て機械化されていなかったことは知らず、平成19年に 知りました。	年金記録を補正するため、wmで調査、補正を各課単位で行い ました。 特別便の「間違いあり」の返答が業務センターに送付されてしまい、 事務所宛に送付されるように、事務所宛の封筒を入れたりした方が よかったと思いました。
9559	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	特に無し	現在の年金記録に関する問題については、今までの旧態依然とした社会保険事務所の体質によるところも大きな要因であると考えるが、システム上の問題という部分もあるのではないかと考える。社会保険オンラインシステムにおいてもより良いシステムへ改善をされてはいるが、すべてに対応できているとは言い難く、なお更紙台帳として管理していた時代では記録漏れ等不備が生じるのは否めない。社会保険庁としての一番の問題はマスコミや報道で明らかにされる以前に、そのような問題解決に向けて対応をしてこなかった事だと思う。まわりから言われてはじめて取り掛かるのでは国民の皆様の不安や不信感を募らせるのは当然の事だと考える。私たち現場が一刻も早く信頼を回復できるよう最善の努力をしていかなくてはならないと思う。	私は今、国民年金担当課に配属され年金記録問題に直接関わる業務に携わっている。毎日の通常業務に加え、年金記録の調査や回答業務に追われ、遅くまで残業している。休日においても自主出勤を行い、年金記録の回答書作成などを行うこともある。これも一刻も早く年金記録問題を解決し、国民の皆様に正常な年金記録をお知らせし、今まで受け取られていない年金をお受け取りいただきたいと思う気持ちからである。現在は、年金記録の回答に関して、各事務所毎にノルマのような感じで、いつまでに何件完了させなくてはならないという状況であるが、もちろん早急に完結させる迅速性は必要であるが、より精密な調査・回答を行うことが最も重要ではないかと考える。単に完結させた件数や達成率を求めるという姿勢では、今までやってきたこととなんら代わりがないのではないかと考える。新組織に変わって業務の中身について問われる時がやってきた。今後、我々職員が一丸となって、年金記録問題はもとより、その他の業務において
9560	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道に記録の確認作業をすすめていく以外にないと思います。	非常に重要な問題と認識しておりました。	最優先すべき業務として確認作業等に取り組んできました。
9561	本庁	その他(本庁)				
9562	地方庁	その他(社会保険事務所)		全件確認(国民年金の紙台帳との突合せ等)が決定されているので、決定された事項を正確に実行する。	5000万件等の問題いついては問題が公になるまで知らなかったため、今後解決が必要な問題であると思いました。	お客様からのお問い合わせに誠実に対応するしかないと思いました。問題を明らかにせず、分かっていた時点で公にして、対応をしなかった点。
9563	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にはありません。	地道に被保険者一人一人の記憶の掘り起こし作業を進めていくしかないと思います。	基礎年金番号導入後も、未統合の手番があるのはわかっていましたが、年金請求の際に確認して統合するものだと思っていましたので、特に問題があるとは認識していませんでした。問題があると認識したのは、マスコミで報道されてからです。 実際問題、すでに年金受給されている方の統合漏れがこんなに多数あるとは思っていませんでしたので、ショックを受けています。	被保険者、受給者の方の年金相談対応をする際には、氏名検索、履歴の聞き取りなどを丁寧に行い、記録の統合漏れがないように注意して対応してきました。 そもそも、過去において、年金相談、決定などに携わってきた職員一人一人が、未統合の記録に注意して対応してきていれば、今のような状況にはなっていなかったと思いますが、大本は古い台帳に氏名の読み仮名や住所の記載がなく、また、変体仮名など、読み取りにくい書体で書かれた台帳が多数あったことが、今の問題の元凶だと思います。
9564	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今年より、定期便が送付され始めましたが、一人ひとり自分の記録を確認してもらうことが大切だと考えます。 ただし、この定期便の作成から本人に届くまでの期間が長いため、納付月数の違い(国民年金の納付月数など)の照会が多いと思われます。できるだけ送付期間を短くした方がよいと思います。	年金制度ができたときには、それぞれの制度で加入、また給付を行っていたのだから番号が別々なのは仕方なかったと考えます。 また、本人が手帳をなくした場合は新たに番号をだしていたのだから難しいとも考えます。 昭和61年の改正で基礎年金ができたときに、早めに番号を統一した方がよかったと思います。 基礎年金番号ができた時分かりました。	年金相談で本人に確認できる場合は、できるだけ統合処理の受付をおこないました。 上記でも記載しましたが、 昭和61年の改正で基礎年金ができたときに、早めに番号を統一した方がよかったと思います。 ただ、昔の厚生年金の記録には住所の記載がないため、本人と特定できるのは、やはり本人に直接聞くしかないし、死亡者になるとなおのこと難しいと考えます。 年金記録問題に対しては、定期便等で本人に確認していただくのが重要だと考えます。 この記録問題も大切だと思いますが、もっと給付に対しての問題点がたくさんあると思います。 時代にそぐわないこと、矛盾や納める意欲がなくなる給付内容など…。たとえば、母が死亡したとき子が父と同居していると遺族基礎年金は支給停止になります。 もっと給付に関しての議論・改正をもっとしていただきとい要望します。
9565	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつきません		平成16年1月頃だったと思いますが、テレビ番組[redacted]で年金記録がもれているとの報道があり、窓口が大変込み合った時期がありました。私はそのとき、厚生年金の記録を調査する係だったので、漏れている記録が多いと実感しました。ただ、年金を受給する時点で記録を整備すればいい、申し出があった期間について調査すればいいというように聞いていたので、いつかは解決することだと思い、それほど重大な問題だとは思っていませんでした。ねんきん特別便が本格始動しだしてから、いろいろ報道されるたびに、実は根深い問題なんだと認識するよ	平成9年に基礎年金番号を導入した際もそうでしたが、社会保険としては積極的に情報を提供しない方針だったため、ご本人様に提示できなかったことと、オンラインに収録されている記録が相当間違っていることが、反省点だと思います。私は、現在ねんきん特別便の調査を担当しておりますが、ご本人様と思われるような記録については可能な範囲で可能な限り情報を提供していくように心がけています。
9566	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	一つ一つ丁寧に解決していくしかないと思います。	基礎年金番号制度が始まった時に、統合されていない手番があることはしっていましたが、これほどまでの件数があるとは思いませんでした。	記録が見つかれば、その方にとってプラスになると思ったので、統合されてない記録があると思われる方から詳細な情報を聞き取り、何とか記録が見つかるよう努力しました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9567	地方庁	社会保険事務所課長級以上			早急に解決しなくてはならない問題。 手書記録の統合がさけばれているが、システムの改善、全ての記録のカセットオープンなど、事務レベルでできること(照会をいただく前にすべきこと)も多いと思われる。 本来業務にしわよせがある。本来業務を的確に行わないと新たな年金記録問題が発生する。万全な体制作りが必要である。また、受付からの書類の管理方法、調査方法、回答方法の徹底的なマニュアル化が必要で、受付源・回答書の書式を示すことも必要と思われる。 具体的に認識したのは、平成19年。それまでは、年金記録にこれほどの不備があるとは思っていなかった。	自身としては文字どおり不眠不休、全力で取り組んだと思っている。 以下の問題点(反省点)があったと考える。 記録問題が生じた原因が正しく理解されていない。(全てが社会保険庁のあやまりとして整理されている) このため、冷静な話ができず、無用な混乱を招いた。 準備不足の中でさまざまな通知が被保険者(受給者)に送られた。しかも大量な量が送られたため、事務所で対応しきれない人数のお客様がみえられ混乱におちいった。一番迷惑を受けたのは、被保険者や受給者の皆様であったと思う。実行可能な計画を立ててもらいたかった。まず、優先すべきは受給者であり、被保険者はこれほどあわてて対応すべきではなかったと思う。 多くの退職者が出たことで、全体的なレベル低下の感は否めない。記録問題の原因に関わっていない職員も多いが、全ての職員を否定する発言や報道が多すぎた。職員の感情を大切にし、士気を高めるための配慮も必要だったのではと思う。 マスコミに不確かな情報をリークするなど、あまりにもレベルの低い職員が多すぎた。また、そういうことを止められない組織の弱さを感じた。
9568	本庁	その他(本庁)		速やかな記録整備と給付支払だけと思います。	組織全体の問題と認識しています。問題を知ったのは、ここ5年くらいです。	速やかな業務処理とお客さまへの丁寧な対応です。
9569	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知らない。	紙ベースのものを、完全に機械管理とすること。	厚生年金では、カッセト管理を含めて全て機械管理と認識していた。 国民年金では、被保険者の住所異移動に伴い、紙台帳が全国移動をしていたので、途中での記録漏れがあるかも知れないと考えていた。	納付記録の市町村との突合を実施すること。 また、被保険者全員に記録確認通知ができれば良いとの考えもあった。 被保険者個々に納付状況通知がされていれば、累積した記録問題とはならなかったと考える。
9570	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	作業量が膨大であるので、社会保険職員だけでなく、市町村などにも協力を求めるべきである。	テレビ、新聞で報道されるようになってから。それまで記録問題の存在を知らなかった。	こういう問題があったのであれば、もっと以前から対応しておくべきことだったと思われる。相談される方ひとりひとりに対し丁寧に話しを聞き、調べられるところを地道に調べていくしかない。
9571	本庁	その他(本庁)				
9572	地方庁	その他(社会保険事務所)			[redacted]国民年金記録入力審査する際必ず氏名検索(共通090基本010)の検索をし同一人物と思われる者がいれば市町村役場を通じて確認のうえ統合処理するよう指導された。基礎年金番号ができた平成9年から社会保険業務センターが主になって統合作業を進めていると聞いた。そういう形ですすめているということで気にかけることはなかった。平成15年健康保険業務課に配属になり時期、経緯等ははっきり覚えていないが業務課に年金受給の手続きにこられたお客様で基礎年金番号以外の記録があることがわかりその記録をもって年金給付課の職員に引き継いだ。口頭でこの記録も統合のうえ裁定手続きをするのでしょうと聞くと本人記録の確認がとれなければといった。名前、生年月日、記録の整合性も合致していたことから違和感を覚えたが当然統合のうえ裁定手続きをするものだと思っていた。その後年金記録問題が発覚し基礎年金番号以外の記録があった場合、相手側から会社名等申し出がなければ統合処理せずそのまま裁定手続きをしていたことを知った。[redacted]どちらも本人からの申し出	現在、年金記録問題はオンライン上にない記録の復元が問題になっており、作業をすすめてこなかったことも問題であるが、(8)のよう本人からの申し出がない(本人が昔のことであったり、または高齢でありわすれてしまっていた場合、勤めていた会社の名前が期間がみじかかったりなどでどうしても思い出せなかった)場合そのまま裁定手続きをすすめる業務方針が問題であり全国同様のようであることから組織的に問題があったと思われる。また年金給付現場職員、年金給付課長も問題提起すべきであったと思われる。(提起してもとどかなかった。もうしくはいいだせない職場風潮、問題提起する場所がなかったなど改善すべき点があったと思われるが。)
9573	地方庁	その他(社会保険事務所)	業務経験が浅いので申し訳ないのですが、自分の中ではほかに思いあたりませんでした。	お客様に現在の処理状況や体制を説明、謝罪をしたうえで、一気に処理する方法はないと思いますので、1件ずつ、詳しく調査をして、地道に解明していくしかないと思います。	お客様の生活に直接影響してくることなので、昔から正確な記録管理、対処に高い意識を持たなければいけなかったと思います。 今回、年金記録問題についてとりあげられるようになったことで、H9年のときの記録未統合のことでお叱りを受けたり、改ざんの報道などを見て、知りました。	窓口、電話で違うお問い合わせのときにも浮いている記録がないか確認をするようにして、浮いている記録を1件でも減らすように努めました。 当時の状況や取扱を知らないので申し訳ないですが、もっとまえもって、基礎年金番号導入時から、浮いている記録についてちゃんと対処をしてくるべきだったと思います。また、現在、膨大な量のため、時間がかかりすぎてしまっていることも1つの反省点かと思います。
9574	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	記録問題の背景として ①オンラインシステム導入時の事務手続きの不徹底 及び ②国民の年金制度への関心不足・認識不足(行政サイドの情報提供不足) の2点を考えます。 上記のとおり認識したのは今年1月入所時からです。	■対応について 一顧客から問い合わせがあった場合、事務所で早期解決できるかどうか常に検討しました。 ■反省点として 一年金制度は個人が保険料を納め受け取るまでの間、長い年月を要します。 その年月の間、制度の変化等の対応が現場では不徹底であると考えます。 記録問題を対応する各種受付書類において、行政サイドの目線にたっているように見受けられます。 そのため、記入例がわかりにくく、誤記入等により、調査に時間がかかる場合もあります。 また、各事務所が個々に調査し、個人宛に調査結果等を送付するため、情報のタイムラグ等において顧客の混乱の原因となっているように感じます。 手間を防ぎ、顧客に安心していただくためにもまずは顧客目線にたつ案内や書類作成が必要で
9575	地方庁	その他(社会保険事務所)	存知あげません。		被保険者・受給者の方々の大切な年金記録が正確に管理されていないことは、非常に重大な問題だと認識していました。 問題の存在につきましては、現在の所属課に配属になり、業務を行うまでは知りませんでした。	問題を未然に受け止め、被保険者・受給者の方々の年金記録が1つでも多く正確に管理できるよう、窓口・電話相談の際は慎重に対応させていただきました。 問題についての反省点としましては、年金番号を複数お持ちの方々の把握をしっかり行えていなかったこと、また、基礎年金番号制度へ切り替えとなった際、今までの年金記録を受給者を含め正確に移行できなかったことが要因ではないかと思います。 今後、同じことを繰り返さないよう年金記録の確認・管理を徹底していかなければいけない。
9576	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現時点で実施済みの特別便や定期便について未回答、未送達が多数あるためこれらの対策を取りつつ、各種台帳との突合を着実に実施していくべきだと思います。	年金記録問題を知ったのは、19年に報道されたときだったと思います。 年金記録問題については、社会保険庁での記録管理が不十分だったということに加え、制度的な問題として基礎年金番号導入以前に大量の番号が払い出されたこと、14年以前は市長村でも収納をしており一元的な管理体制になっていなかったことなど、複数の要因が関係する複合的な問題だと認識しています。また、他方で加入者の方についても、制度の複雑さや固知不足により必要な届出がされずに記録に不備が生じることもあり(3号の届出漏れや番号の統合漏れ等)、記録問題は解決のため国民全体の協力が不可欠な問題であると考えます。	年金記録に不備があるとして来訪された方については、統合漏れや過去の入力誤り、またはご本人の記憶違い等様々なケースがあるため、相談の際は丁寧に本人の記憶と年金記録を照合しながら、記録を正しくするとともに、問題の経緯を説明しご理解を得られるような対応を心がけました。 記録問題の反省点としては、いわゆる5000万件について、もっと早く名寄せを実施していれば裁定前に統合できたケースがかなりあったのではないかと思います。
9577	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	管理職の採用割合を減らし 現場職員の採用を増やす。 その上で、研修等をしっかり行い 全員一丸となって問題意識に 取り組むことが必要と考える。	国として、最大限の努力を行い解決する問題だと認識している。 (国民の皆様方の協力のもと、全ての方に適正な年金を お支払するべき) 社会保険事務所経験が無かったため、 年金記録問題については、マスコミ等で騒がれるまで 意識がなかった。	電話照会等があった場合でも、 適切な部署又は社会保険事務所をご案内し 記録の漏れや申請手続きに漏れがないようにしている。 また、システム的に対応可能なものについては 今後も開発を行い、将来的にも記録等に不備が出ないように するべきと考える。 事務所等の相談窓口において 被保険者及び受給権者からの届出について その場で不備のチェックを確実に行わなかったため 今回の問題が発生していると考える。 (当時は住民基本台帳等との突合が出来なかったため 仕方のない部分はあったかと思うが・・・) 相手の立場にたった対応を心がけるべき。
9578	地方庁	社会保険事務所課長級以上	昭和60年頃に国民年金を担当していました。年に何度かは、過年度保険料の未納分について納付勧奨のため、被保険者宅を訪問していました。そのとき訪問した家庭で、未納が無かった方が、突然未納となりその理由をお伺いしたところ、自営業で、急に商売が行き詰まり、経済的に苦しくなった為。とのことでしたが、夫分は何とか納付するが、自分の分は納付できないと、妻からの申し出があり、夫分については時効内の納付となりましたが、妻の分納付されず、時効になったと思います。 現在の納付記録訂正事案には、配偶者が納付であった場合、短期間の未納であれば、記録訂正の事案となりますが、このような場合は必ずしも該当しない方のケースもあると思われますが、	納付記録等についての、特記データを登録できるシステムの改善があれば、それらのことを、事跡として残せます。(基礎年金番号の納付督励事跡は、一定量になると記録が表示されなくなるため、重大な事項を別管理する必要があると思います。)	平成2年頃健康保険業務を担当していたときは、基礎年金番号の導入前であったため、届書コード058による氏名検索により、厚生年金番号の重複払出しの防止をしていましたが、それらの事務徹底がされてなかった為、番号の重複払出しの問題が発生したと思います。基礎年金番号導入後は、疑重複警告により、一定の問題解消にはなったと思いますが、それでも処理の徹底ができていなかったと思います。	これらの問題は、事業所からの資格取得届提出時の番号確認が重要でありますが、国民一人一人の基礎年金番号に対する認識を深めてもらう必要があると思います。 年金記録問題の中には、記録が消えた問題もありますが、年金番号の重複払出しにより、払い出された番号が判明しないことも問題発生になった原因であることを伝え、番号の大切さを認識してもらう広報も必要だと思います。
9579	地方庁	社会保険事務所課長級以上			意識が薄かったとおもいます。基本的に年金請求の際に判明する事と思っていましたが、一部で判明できない記録もあると認識していました。ただ、今回の件数までとは思っていませんでした。平成9年の基礎年金番号を始めた際に事業所や報道で徹底していれば今回の件数を大幅に減少できたと思います。	年金請求時に確認を徹底したつもりです。ただ、その時期は、現在よりお伝えできる資格などの範囲(会社名など)が狭く個人情報を伝えきれていなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9580	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	いろいろな起因によるもの。現在行っている方策も詳しく知らないこともあり、特に考えはありません。 ただ、年金の再裁定については、現在も努力中だが、なるべく早く滞留分を処理すべきだと思う。	保険料を納付した期間が記録されていないこと自体、とても重大な問題。 存在を知ったのは報道されてからだと思う。	直接年金の被保険者期間についての業務を扱っていないので、特に対応は変わっていない。ただ、国民に対してのお客様意識は、以前より持つようになった。 国民一人一人の年金被保険者期間(年金支払)に対する意識(緊張感)が足りなかったことを反省すべきだと思う。当時は、人事(ひとごと)としてただ業務をこなしていたのでは・・・。 当時、以前の記録を確認せず、年金請求時に本人からの申請ありきで、年金手帳をどんどん交付していたこと(手番重複)、また、正確な管理(カナ・生年月日誤り等)がされていなかったことが、大きな要因と思われる。
9581	地方庁	その他(社会保険事務所)		オンライン導入以前の記録については、まだ完全にオンライン収録されていないものがかなりある。これを早急に整備する必要がある。	基礎年金番号導入時点において一本化されなかった記録が現在も残存している。異なる番号の記録はすべて別人とみなされることになった後、この記録を解消しなければならない。	基礎年金番号を払い出す際、すでに払い出されていないか徹底的に確認する。届出者側においても、安易に年金履歴なしとして届出をすることがあるので、必ず確認するよう説明する必要が
9582	本庁	その他(本庁)			基礎年金番号を導入するとき、年金請求するときに記録確認が不十分だったのではと思います 年金記録問題は採用される前から(採用がH19年なので)TV等でいわれていたと思います。 実際に勤務してから記録確認が不十分だったのかと思うようになりました。	電話などで相談を受けるとき、旧姓や姓名で別の読み方がなかったか聞いたり、WM検索で得られなければ、期間照会をするよう案内をしてきた。 記録確認時に社保側・受給者・年金請求者に記録はちゃんと登録されているという思いがあったのではと思います。
9583	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	一番重要視される問題で、存在を知ったのは平成19年6月頃(宙に浮いた年金5千万件が報道された頃)	1件でも多く、1日でも早く本人記録と結びつけようとしている。 反省点としては、名前と生年月日の検索を機械で行い、相違しただけで、記録なしとするのではなく、私達の処理誤りの可能性がある旨を考え、申し出書類を受け付けるべきであった。
9584	地方庁	社会保険事務所課長級以上	すべて公にされたのではないですか？	この間の年金記録問題による膨大な派生業務は、事務所等の適用・徴収業務など、本来果たすべきルーチン業務に多大な影響を与えてきている。(適用・徴収不足等)このことは将来、あらたな年金記録問題を生じさせるのではないかと懸念している。この問題の解決には、一件ずつ地道に取り組むほかないと考える。現在、神奈川県では、県内全ての事業所台帳、被保険者台帳を集約し、一括して期間調査を行っている。こうした体制は、各事務所間での照会業務を軽減するなど一定効果をあげているので今後も維持していくべきだと考える。また、期間調査の依頼(申出)は、何回でも可能であり、同じ内容の照会がきた場合、同じ手順で調査を行い、回答を行う必要があり、非常に非効率的です。この間取り組んだ、年金特別便、定期便などはその大部分が同じ照会内容となっているものが多い。また、照会内容についても、制度の理解不足、誤解から、照会しなくても良いケースが多く見られる、インターネットなどでこうしたケースを発表し、国民周知を図るべきだと考える。また、第三者委員会が設置されたことによる申出書の増加にともない、受付、回送、通知、あっせん結果による補正、納付特例処理など業務量は現在の体制では、手に負えない状況となっており、しっかりしたソフト・ハード両面での体制作りが必要と考える。	職員も知らないずさんな記録管理の事実に唖然とした。しかし、記録管理の歴史を学ぶうちに、戦中から代々引き継いできた記録は、内務省から厚生省、厚生省から、社会保険庁へと引き継がれる中、当時の科学技術、国の政策(予算)ともかかわり、この問題に至るのではないか。この問題を知ったのはマスコミにこの問題が取り上げられてからです。	昨年の年金特別便にかかる、膨大な事務処理及び来客対応に深夜、休日と奮闘したが、一年間に一億件以上の通知は、現場の処理能力の限界を超えている。そのことが逆に年金不信を招いた感がある。現場のキャパを越えた行政サービスは結果サービスに値しない。また、年金記録問題を一言でまとめるには様々な案件があり、難しい。現在も期間調査、第三者委員関係の業務に携わっているが、戦中・戦後にかかる厚生年金の期間調査は、まさに「戦後処理」をおこなったいると感じる。遡及訂正問題では中小企業に限られ、法律と現場実態の乖離が大きいのではないか。景気悪化時の中小企業対策など法律を整備すべきだと考える。また、企業(事業所)担当者の制度不理解による届出誤り、届出漏れ、徴収誤りが非常に多く、記録整備の事後処理も多く存在している。このことは現在進行形ですすんでいる。現在の複雑な厚生年金保険料の標準報酬決定方法や徴収方法のあり方を見直し、正確で迅速な業務執行が可能な、あらたな業務のあり方について検討すべきではないか。
9585	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。逆に公表されていないことがもうないのか教えてほしいです。	人員を増やすしかないと思います。	国民年金ファイルに住所の記録が入力されていない記録があることは知っていました。ただし住所は台帳で確認していました。WMに入っていない記録や誤りが報道にあるような状態と知ったのは一連の報道の際です。	私が入庁した時はオンラインになっており過去にどのようなことがあったかとか記録管理がどのようになっているかなど情報(問題)の共有がされていないことが反省点だと思います。また、人員削減の状況の中での問題発生で人員不足がいけなかったと思います。
9586	地方庁	その他(社会保険事務局)	ねんきん特別便において、昭和32年以前に全喪している事業所名はオンラインに収録されていないため、特別便では「厚生年金保険」としか記載されし、事業所名が判明してもオンライン登録事業所ではないため、反映されない。 特別便を受け取った方から、事業所名を入れてほしいという照会を多数うけているが、現行のシステムでは事業所名が登録できない。これはなぜなのかという質問に明確に回答できない。	なぜ、32年以前の事業所名が収録できないのかを明確にし、すべての事業所名を収録するシステムとすべき。 その際、同じ記号を使っているケースがあるので、これをどうすべきかの整理が必要	業務に携わる中で、同一の被保険者が複数の年金手帳を持っている例が見られた。オンライン化される前は「同一人の記録」という確認手法もなかったし、「名寄せ」の方法もなかったと思う。オンライン化になって、年金番号を複数持っている方の記録を確認することができるようになったが、年金記録問題に携わっていて、「複数の手番を持っている方=記録が統合されていない方」が非常に多いことを感じる。	上記で述べたように、複数の手番は本人が申し出てまれない限り把握することが困難であったことから、取得の際に「前に手帳をもっていないか」確認することが必要であった。しかし、実際は、「前の会社の履歴を知られたくない」などの理由で、「すでに持っている手帳を提示しない」ケースもあったと聞いており、社会全体で「年金番号管理」の意識が希薄だったと思う。 社会全体で、自分の年金番号はひとつだけという意識醸成が必要。
9587	地方庁	社会保険事務所課長級以上		安心して年金相談等ができるようデーターベースの正常化 資格記録画面の事業所記号等の0000－000－000画面の記号の表示(手番等で資格記録画面が000表示だと最初の分は払出から事業所名を調査できるが、2番目以降の記録については、本人から事業所名を聞きださなければ調査できない) カセット記録の早期整備オープン 096－1画面で厚生保険と表示される記録の正常化	自分が納めた保険料に対しそれに見合う正当な年金を受給されないことが問題である。 一人で複数の厚生年金の手番を持っていることについては、新規採用時に給付課採用時に裁定請書の処理で名寄を行う際、認識していた。 又、基礎年金導入時にも、かなりの統合されていない記録があることは認識していた。 また、、機械に収録されている記録に、読み方や、振り仮名、の相違があることも認識していた。	年金相談の際は、名寄せをしっかり(間違やすい読み方等を想像し)行った。 しかし、名寄せを行い、複数の記録が出てきたとき、相談者から、事業所を思い出さなければ、統合できず、浮いたままのものがかなりあった。(、事業所の頭文字をいったり、読めることが禁じられていたため) 受給者でない人の記録整備については、年金請求までにされればと考えていた。(基礎年金番号導入後の記録統合の考え方にあったと思う) ただ、受給者に対しては年金相談の際、チェックはするが、相談に来ない受給者に対してはどうこうすることはなかった。 被保険者記録のデータベース化時、正確に行うべきであったと思う(資格照会については、W・Mは参考で被保険者名簿で確認するよう言われたこともあった) 度重なる法律改正で制度が複雑になり、目視で確認しなければならないこと多いのもミスが多くなる一因(機械によるチェックをかけるべき) また、短期間しか勤めていなくて、本人も記憶がないケースや、本人死亡のため、遺族もわからない記録をどうするか 今回の記録追加で記録が追加され、4種の期間を訂正したり、高齢任意加入の記録を訂正した後、再裁定を行うが、、記録ヶ判明した分を精算するようにしたほうが良かったのでは。(補正処理等時間がかかり支払いまでの時間が相当かかった。) 時効特例法で、特に旧法で未請求者に対しては、時効特例に該当しないが(国民年金の通老受給者で通算対象期間に厚生年金記録の月数が入っている場合等)、当時は、提出先が、市区町村・事務所と異なっており、知っていれば当然請求するものであるので、未請求者に対しても時効特例に該当させたほうが良かったのでは。
9588	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		平成9年1月の基礎年金番号導入後も手番による年金番号が存在している認識はあった。	当時、基礎年金番号の未統合処理は、「その方が年金請求を行うまでに整理すればいい。」というスタンスで、今すぐ事務処理を行わなくてもよい感覚で指導されていたが、今思うと、その当時から真剣に年金記録問題に取り組んでいたならば、早期解決していたものと思われる。
9589	地方庁	その他(社会保険事務局)		システムの改善による、記録管理、処理等の簡素化	昔の手番のいい加減な管理。採用になってすぐ(H11頃)。	全国統一されたマニュアルの策定、具体的事案に対しての処理方法など(昔は庁は通知を流すだけで、あとは地方で対応してくれという風潮だったのでは？今でいう業務処理マニュアル的なものがなかったため地方は地方で判断していた？)
9590	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	(6)の設問についての問題は、ありませんので、回答不要でよろしいでしょうか。	年金記録問題は、様々内容があると思います。 ①紙台帳時代の社会保険事務所の適切な保管、管理 ②紙台帳時代の社会保険事務所から社会保険庁への適切な進達事務 ③社会保険庁の紙台帳をコンピュータへの適切な入力 ④オンライン化の遅れ ⑤基礎年金番号制の遅れ ⑥オンライン化、基礎年金番号制以前の事業主の届出についての認識不足 (会社採用のたびに厚生年金被保険者者証や年金手帳を交付されていた人の年金相談を何人となく受けた事があります。) 社会保険事務所から社会保険庁に進達した記録は、適切に社会保険庁で管理されていると思ってました。消えた年金記録問題は、すべてが消えた訳ではないと思いますが、いずれにしても被保険者の利益・権利に重大な問題ですから、早期の解決を職員一丸となって取り組む課題と思います。	○対応 年金相談には、真摯に対応し親切・丁寧を心がけ、相談者の相談解決に努力しました。 期間照会・台帳確認の業務支援に積極的に参加しました。 ○反省点 組織的な年金記録の管理・保管の問題が大きいので、何とも言えませんが、年金記録の管理・保管に対する方針確認が不足していたのかも知れません。
9591	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていることしか知りません。	厚生年金に関して述べれば、被保険者名簿や旧台帳、払出簿などの紙ベースの記録を早急にWMに登録し、全国で照会可能とすること。(得喪データ及び画像として)	漏れや誤りがあっても裁定請求時に申し立てるはず、と、その時々の事務の確実性に問題があった。判読困難な字体での台帳記入や、WMへの登録誤り、さらにはWMへの登録すらされていない台帳の存在など。基礎年金番号導入時における未統合手番については徹底したフォローが必要だった。記録問題が取り上げられるようになったここ最近になって知った。	対応策としては地道な調査しかないように思う。当時の資料が残っていない、仮に当人も亡くなっているとすれば、事実上、対応したくてもそのしようが無い。今の仕事に関しては、丁寧に、単純ミスをしないという基本を忠実に実行する心構えを持っている。 反省点は上記問題点と重複するが、あとで申し立てがあればわかるはずという、記録時における責任感の欠如が挙げられると思う。苦くから記録の漏れ、誤りを認識していた人もいたと思うが、かたちに現れなかった。
9592	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		社会保険庁が最優先で着手しなければならないと認識していた。 基礎年金番号に統合されていない番号があることは基礎年金番号導入直後から認識していたが、件数が膨大であることは報道で知った。	お客様の立場に立っての対応と、年金制度を国民の皆様に広く理解と認識をしていただく機会と思い、わかりやすい説明を心がけた。 年金記録の反省点として、基礎年金番号導入後、年金番号の確認の通知を複数回にわたって行わなかったこと、基礎年金番号を死亡者に導入しなかったこと、氏名、生年月日等データの入っていない年金番号の整備を行わなかったことが挙げられると思います。
9593	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	意識を変えて、相手の立場にたって取り組んで行き一日でも早く信頼回復に向けて行きます。	このような記録問題があるとは知りませんでした。 マスコミ報道された平成19年頃です。	記録回復後の受給者について、再計算に相当時間がかかっている点は、さらにご迷惑をおかけしているとがもうしわけなく思っています。 信頼回復に向けて全力で取り組みます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9594	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在明らかになっている問題以外に知っていることはありません。	年金記録問題を最優先課題として今後も取組む。 一部の担当者に任せるだけでなく、全職員が自分の業務として取組む必要があると思います。	平成元年に採用になりすぐ年金給付課などを経験した時に、裁定請求時に記録のもれ誤り等が多く見受けられ、以前の記録にはもれや誤りが多いことに気がつきました。 しかし旧台帳等が放置されていることを知ったのは年金記録問題が発覚してからです。	当時は年金請求時に記録を整備すればいいということになっていたので、年金請求時に記録のもれがないかを入念に確認していた。 反省点としては、厚生年金と国民年金を別番号としていたこと、台帳の管理がずさんだったこと、指揮監督する立場のものの統率力がなかったこと、労働組合が何にでも反対していたこと、職員一人一人の意識が欠如していたことなどがあると思います。
9595	本庁	その他(本庁)			ニュースで話題になってから、問題と認識しました。	
9596	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行っている名寄せ照会、入念照会などを本人と接触できるまでやり続ける以外にないと思います。高齢者にとっては悠長なことは言ってられないことはわかりますが、その記録が誰のものかは本人しかわからないのですから。	「納めたのに記録がない、年金がもらえない」憤慨そして批判されるのは当然です。行政としてあってはならないことであり、私自身窓口対応、記録調査など問題解決に向けて努力してきました。背景には様々な要因があると思いますが私の経験として①平成元年ごろ、年金給付課に配属され、職歴を確認する際になりすまし防止の観点から、当方より事業所名を積極的に伝えなかった。本人が思い出さなければその記録は給付に結びつかない。②平成3年ごろ、適用課に配属され、資格取得届に手帳番号が記入されていない場合、確認することなく新たな番号を払い出し年金手帳を交付していた。結果一人が複数の番号を持つことになってしまった。	当時はいずれもそれが当たり前のように仕事をしており、またこれがこのような問題になるとは予想だにしておりませんでした。 何十年も前の職歴(特に短期間の会社名)など記憶にないことは十分に考えられ、もう少し懇切、丁寧に対応できなかったのかと後悔しております。また年金手帳番号についても、むやみに新番号を払い出すのではなく手帳再交付申請書の提出を促すなど手間隙かけた事務処理体制であったならばと今更ながら思います。
9597	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません		基礎年金番号導入に伴う、旧制度番号の申告漏れによる未統合問題と認識していました。 採用当時(平成4年)より、1人に対し同制度の番号が複数付与されている事は認識していました。	事務処理上又は窓口対応で、そういった複数の番号を持っておられることが分かれば、統合処理を行ってきました。また年金裁定の際においても、細かく過去の経歴等の聞き取りを行い記録を探し統合を行っていきました。しかし、過去においては年金の関心が低いこともあり、ご本人と疑われる短期間の記録を対応の中でご本人があきらめられておられたり、そもそもかけたことがないと勘違いされておられるなど確定する事ができないこともありました。もっと粘り強く話しをし、細かく調査しこちらからもっと積極的に対応すべきだったと反省しています。
9598	本庁	その他(本庁)	特になし。		過去の杜撰な処理が原因。 知ったのは報道と同時期。	再裁定処理をどのように行ったらご効率よくできるか考えた。
9599	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。 平成19年6月以降、新聞ではじめて知る内容も多々あった。	記録問題のみ別にする。 その他は、事業を縮小。	重要な問題。 平成9年1月以降。	被保険者もしくは受給者に対して一人、一人への説明。 末端では、それ以外にない。 反省点 場当たり的な指針、方向性の欠如。
9600	地方庁	社会保険事務所課長級以上	○年金記録関係の事務に従事した者は、ご存じのことと思いますが、今後、8億5千万件の照合が開始されれば、厚生年金の名簿時代の年金記録の資格取得年月日及び資格喪失年月日、脱退手当金等のオンライン収録記録との不一致が相当数あるものと思われます。 また、厚生年金の被保険者原票時代の年金記録については、地方庁で原票を作成し、社会保険業務センターへ紙ベースでの進達を行っていたところですが、理由はよくわかりませんが、資格取得年月日及び資格喪失年月日、標準報酬月額、種別等が相違している年金記録が多数過去より見受けられました。その中の中間記録自体が収録されていないケースについては、出来る限りその年金記録の収録先調査を行っていましたが、他の厚生年金手帳記号番号に収録されているケースもありました。 しかしながら、その年金記録の収録された可能性がある厚生年金手帳番号を特定するには、かなり困難でありましたが、今回のこの8億5千万件が照合されれば、多くの不備記録が発生することが見込まれることから、年金増額及び減額者、裁定取消者等の対応策を早急にお願いします。	○8億5千万件の照合作業は、来年より実施されることとなりますが、現在での問題点として、本人からの確認申出のない年金記録の収録不備の年金減額及び裁定取消事案への統一的な対応及び収扱いを早急に示していただけるようお願いします。	○昭和60年代時から、厚生年金関係の調査・確認の業務を行っていましたが、その当時から、被保険者名簿(紙ベース)を何回も見るなりして膨大な時間を費やしていました。 特に、その当時は、大正から昭和にかけての生まれ者であったため、戦争中から昭和30年位までの期間調査が主でありました。 このような状況であったため、厚生年金の老齢年金の受給世代が本格的になる時期であったことから調査・確認が速やかに出来る仕組みが必要と考えていました。	上記のことから、旧台帳での管理分について、事務改善提案により、社会保険業務センターが保管されている旧台帳の年金記録をオンライン上にすべて収録していただくよう提案しましたが、その当時、理由はいろいろあったと思いますが、改善がされませんでした。 なお、出来なかった理由はいろいろあったと思いますが、国民の年金権の確保に対して、十分な対応がされなく将来への問題が先送りになったことが一因であると考えます。、
9601	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		平成11年から平成14年の間、記録課に在籍していました。 厚生年金の資格記録の整備を行っていく中で、氏名登録のない手帳記号番号や、明らかに変なフリガナ(読み方)で登録されている記録をよく見かけました。 個人からの照会により、氏名の読み方をいろいろ考えて氏名索引を行って、記録を見つけたこともあります。 年金に関がる大事な記録であるにもかかわらず、大きな問題だという認識を持っていませんでした。 それが今日の年金記録問題に発展していることに反省しています。	「おかしい」という認識はありましたが、声をあげて「問題だ」という行動を起こすことをしませんでした。 資格記録は、社会保険事務所が管理しているものだから、業務センターが口を出すことではないという、誤った認識でいたためです。 組織全体で、問題意識を共有することが必要だったと考えます。
9602	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	現在実施している「ねんきん定期便」を実施し、被保険者並びに年金受給者のお一人おひとりにかけていただいた期間をお知らせし、おかしい点を申し出ていただき、調査を実施していく方法しかないと思います。	年金を受給される際、社会保険事務所にきていただいて、自分がかけた年金期間すべてを統合したうえで年金受給の手続きしていただいていたと認識しており、これだけ多くの被保険者、年金受給者に影響を及ぼすとは思っていなかった。 年金記録問題が報道され、期間照会の業務従事するようになってからです。	被保険者、年金受給者から申し出がなされた1件1件に誠意を持って対応しました。 平成9年1月に基礎年金番号となった際、厚生年金保険、国民年金の番号を複数もっておられる方に対して、基礎年金番号に統合するよう広報を徹底するとともに現在行っている名寄せ等を行い、統合されていない被保険者、年金受給者に通知等を差し上げて、記録の整備をすべきで
9603	地方庁	その他(社会保険事務局)		都道府県、事務所毎等で、期間調査に対し特殊事情があると思われ、その共有化を更に進めるべきであると思います。	手番の未統合の問題。 紙台帳の管理、オンライン化移行の方法・管理の問題。 マスコミ報道等で、取り上げられた時です。	お客様から、事業所名、期間、氏名等、より詳細にお伺いし、お調べし期間判明ができるように努めました。 お客様に対し、社会保険庁(事務所)から、加入期間をお知らせすることが少なく、お客様自らが確認することが少なかったこと。
9604	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	被保険者や年金受給権者への訪問による確認調査	年金の裁定時に国民年金や厚生年金保険等被用者年金の記録がない空白期間について請求者に氏名索引等で発見した記録の確認を行っていたが、本人記憶が曖昧な場合もあり記録の統合には大変苦労していたが、平成19年5月に年金記録問題がわかり、氏名索引でわからない旧台帳の記録等がこれほどまで多くあるとは思わなかった。	年金の裁定時に国民年金や厚生年金保険等被用者年金の記録がない空白期間について請求者に職歴等を確認し、あらゆる角度から氏名索引等をして記録の発見に努めています。 全国オンライン化時紙台帳からの記録整備や年金の裁定時に統合とうすれば良いという考えで基礎年金番号付番時の記録統合が中途半端であったこと、厚生年金保険の事業主届出が基礎年金番号導入前は年金手帳番号の確認等が健康保険者証の交付使先で曖昧であったことが反省すべき点と考えている。
9605	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段無しと考えている	現在行われている作業について確実に進めていくのはもちろんであるが、 今の体制では完全解決までにまだ時間がかかると考える。 しかし語弊があるが余り時間がない受給者も存在しているはずである。そういった方々への処理・調査をなにより優先することが必要ではないか。	十数年前に適用課職員として加入事務を行っていた時に当時は基礎年金番号が存在せず、勤務先を変えるたびに手帳番号を取得する被保険者が存在した。当人が記憶・手帳の保管していれば問題ないと認識していたがそうでない場合特定が困難になると可能性があると考えていた。さらに当時は機械上には記録が存在していれば問題ない、もしくは失念した被保険者が悪いという雰囲気があった。	資格照会担当であったときには書類のみではなく当人への聴取を行ったり 名簿上に事業所自体の存在がない場合は当人が申し出た場所へ調査したりした。 しかし基礎年金番号以前の加入手続きの際手帳の有無の確認があまり徹底されていなかったと反省している。
9606	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません			
9607	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	保管されている記録への対応にかかるシステムの改修や、知識・経験者の協力が必要と考えます。	平成9年に基礎年金番号制度が導入され、手番の確認・統合がおこなわれたが、その後に年金を請求する時点で再度確認をし統合ができると認識をしていました。平成19年6月頃	年金請求時には加入記録に漏れ等がないか確認し、もれがあれば期間照会をし基礎年金番号に統合をする。厚生年金・国民年金等の加入記録の一元化をすることが遅かったのではないか
9608	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	記録問題に関する件については、「滞納保険料に絡む報酬改ざん問題」「国民年金納付(未納)記録問題」など、すでに、公表になっています。 その他とすれば、 ①健康保険・厚生年金保険の収納率向上に向け、庁及び事務局の指及び所長の承認のもと、平成10年以降強化事業として、全喪した事業所の「滞納保険料」を架空の実態調査をしたかのように作文し、執行停止及び不能欠損処理をしていた。 なお、事務局には単属の謝金職員を配置し、各所から処分表を引き上げ作成処理していた。 また、[redacted]選及「全喪・月額変更」は日常一般的に行なわれていた。 ※これは、関東一円・全国規模で行なわれていたものと承知している。 ②群馬県においては、収納率100%に近い数字を過去に残しているが、新規適用した事業所が保険料を滞納した場合は、選及して適用取消したり、選及して全喪届を取っていたことは明確な事実です。群馬の職員から何回かきいている。	いままでの、関係職員調査は内部職員が調査官として対応してきたが、第三者または他調査機関で実施すべきと考える。 また、内部監察(監査)でなく、各省庁関係なく「監査局」を新設し、この問題等を含め、調査しない限り解決はしないと思う。 私は、解決に向け前面協力します。	今回の問題は、お客様である国民の皆様に対し申し訳無いことをしてしまったと思います。 また、私はいつも上司に、これで正しい事務処理といえるのかと噛み付いてきたが、無視されてきた。(各県に、独自の事務処理規定があった。) 消えた記録問題等について、業務・徴収課を経験したとき、本当にこれでよいのかと思っていた。 国民年金問題に関して、各社会保険事務所の国民年金課職員は組合かぶれの職員が多く、仕事中組合の文書つくり・打合せなどでまともに仕事に従事している職員がいなかった。課長級も左遷組みであったと記憶している。 (仕事に対する姿勢・真剣みが足りない職員が多かった) しかし、平成14年ごろから、改善されてきたと思う。 ※時期的には、昭和60年当時から、危ないのではと記憶している。 [redacted]少なからず全国で行なわれていたことは事実であり、職員として否定してはならないと思っている。 また、平成時代に入り収納率アップに向けた取組が庁より指示があったことで各県(現在の局長・運営課)が強引に現場をたたいたことが原因ではないかと思う。庁・局は、口頭で具体的に指示をしながら文書は残さず、現場責任にしてきた。	(8)当時は、課長からの指示又事務処理要領に基づき行なっていたが、幾度と無く管理者に反論したが、組織で動いていることから従わざるをえなかった。 反省点では、事故防止対策が徹底できていなかったこと、事務処理取扱が全国統一出なかったことなど、国民の立場で出来なかったことが主たる要因になっていたと思う。 また、国民年金については協力をお願いした「市町村の事務の適正の徹底」がうまく機能していなかったと思う。 ※市町村では、社保の手伝いをしているぐらいで軽く見られていた部分があった。それに対し、強く指示できなかった経過もあり問題の要因と考えられる。 ※組合活動が強かったことも一つの原因と思われる。 今後も解消に向け、協力していきたいと考えております。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9609	本庁	その他(本庁)		年金記録に関して事務処理の簡略化職員の知識の向上	事務所にいたときは、記録問題が大々的に報じられただったが、こんなに長引くとは思ってなく、かなりの認識不足だった。 存在は知りませんでしたが、報じられる前のお客様からの期間照会に対して、その期間を見つけることが難しいという認識くらいはあった。	WMに記録がない場合、期間を追加するのは難しかったので、お客様には納得していただけない場合があった。 昔から記号番号を一人一つにして、安易に新たな番号を渡さなければ、こんなに未統合等の数が多くなることはなかったと思う。
9610	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現在の取り組みを継続することしかないと思う。	給付に反映されていない記録が多数存在するので、それを一刻も 早くすべて統合して正しい年金額をお支払いしないといけないという 重大な問題として認識していた。知ったのは、5000万件の存在が 発覚したころ。	特別便などの窓口対応で、記録漏れの可能性を出来る限り広く考え、 お客様の記憶をより引き出せるように懇切丁寧に対応した。基礎年金 番号に統合されていない番号の存在が、ここまで膨大になる前に、全国 的に取り組む必要があった。
9611	本庁	その他(本庁)			記録に関わる仕事をしてこなかったため、世間一般のニュースになった以降知りました。	現在の再裁定の記録については事務所で訂正されて進達してくるため、直接記録の訂正に携わったことはないのですが、国年追加の処理等においては給付に反映するよう慎重に行ってい
9612	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	紙台帳からオンライン化する際の入力ミスや、記録確認の際に本人申し出方式をとったことにより、本人記録であろう記録が統合できないケースがあり問題だと認識していた。また、カセット記録としてオンライン化していない記録があることは知っていたが、業務に精通できていなかったこともあり問題だと認識できていなかった。期間照会業務に携わっていた平成10年以降。	お客様への対応の際に、なるべく懇切丁寧に対応し、お客様の記憶を取り戻していただこうと努力していましたが、事業所名等をお伝えできない状況の中では限界がありました。 一人の方がたくさんの年金番号をお持ちであることは、昔のオンライン化されていない時代では一定やむをえないことかもしれませんが、取得の際にもう少し確認が出来ていれば、と考えます。また、オンライン化する際の入力処理結果の確認作業等が極めて不十分であったと思います。生年月日をまるめて(省略して)入力するなど今では考えられません。オンライン化の際に、適正な処理が行われて、重複付番へも対応をとっていれば、このような大きな事態にならなかったのにと思います。 今、現在は基礎年金番号が導入され、一人の方への重複付番もおおむね防がれていると思いますが、記録の入力作業、その確認作業等、一つ一つの業務を徹底して正しく年金記録を管理
9613	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	「最優先」という仕事が多すぎる。 年金問題解決こそ「最優先」とし 他の業務は、その次であることを 社会保険庁各部署は地方へ 通知し、本当の「最優先」とする ことだと思う。	年金相談コーナーにて記録統合していない 記録があるお客様が多いことに 気がついた。(平成16年) 国民年金や健保業務では 完全一致しない手番は基礎年金番号 としないようになっていたと思う。(昭和63年から) 従来から本人記録と疑われるものは その時点で基礎年金番号もしくは 統合するよう社会保険庁から 通知を出してもらえばよかったと思う。	事務局ではあれもこれも「最優先」で 業務を行うよう指示が出される中 記録問題解決(国民年金では記録申立回答) こそ「最優先」と意見を持ち続け、会議でも述べ、 それを実行してきた。 現場では日々のお客様応対のほかは 年金問題解決こそ「最優先」とし 対応すれば、もう少し申出回答や 第三者委員会への応対が 早くできたと思われる。
9614	本庁	その他(本庁)	特になし。	問題の解決のためには、国民の皆様の協力が不可欠であり、協力を得られるようなアクションが必要と思います。特別便(定期便)の回答がなかったり、不十分な場合は、こちらから接触をもって確認作業を行う必要があると思います。ただし、社会保険庁の職員だけでは、限界があるので、市町村や民間企業に必要に応じて確認作業の協力を得る必要があると思います。(すでに協力していただいているところもあると思いますが。)	年金記録問題を知ったのは、ちょうど特別便を送付することとなった時です。 記録漏れにより、少ない年金額となっている方が大勢いることは、とても問題だと認識していました。	当時、事務所に在籍しており、特別便の相談対応をすることが多かったので、受給者の話を伺い、1人でも多くの方に正しい年金を受け取っていただくために対応しようとしていた。 現時点での問題の反省点としては、大切な記録を管理しているのに、受給権者(被保険者)の請求まかせにしているところがあり、こちらから積極的に働きかけることがあまりできなかったことではないかと思う。
9615	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	現行どおりに職員総力でのぞむ 年金制度に対する国民全員の認識を変えていくとともに、制度自体を国民の期待に応えられるものにかえる	制度とシステムの欠陥 問題の存在はこの問題が取りざたされてから知った	より良い制度とシステムであればよいとは思うが、日々の対応と日常業務でどうすればよいかとまでは考えていなかった。一職員として窓口での業務に励んだだけである。 基礎年金番号導入後、順次記録統合処理を進められていたが、速度が遅すぎた。ただ現状の人員では仕方ないところではないだろうか。反省点としては人員不足が大きいウエイトを占めると思う。
9616	地方庁	その他(社会保険事務局)	旧台帳のマイクロに読み取りにくい記録または、マイクロの元の紙データが破損し、正確に記録に反映できていないと思われる記録がある。 旧台帳上の処理誤り(誤還付など)も少なからず見受けられる。	その当時のデータの復旧は不可能であるので何もできない記録であると思われる。旧台帳上処理誤りとみられる部分も旧台帳上処理していない事務処理が見えないので、本当に誤ったままなのかもみれない。 どちらとも不確定な処理誤りなのでコンプライアンスにもとづいた解決はできない。	旧台帳からWMのデータにする際に間違えて収録された。市区町村からの収納データがどちらが原因か不明だが間違った収録があった。会社からの届出が誤っていたため収録されなかった記録があった。など原因はさまざまであるが、WMの記録が正確でないという問題。 年金給付課に在籍していた頃に統合しなければならない記録が数多くあり知った。	(対応) コンプライアンスに基づいた処理をした。この問題に関してはそれ以上でもそれ以下でもない対応しかできなかった。 (反省) 確かに社会保険庁(末端含む)の職員が原因の問題もあるようだが、市区町村、会社、WMのデータ化にもかなりの問題があったと思われる。 もっと全体で対応すべきだった問題だと思う。
9617	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1人1人に対して、丁寧に対応し信頼関係を築いていく。 具体的には、郵便対応ではなく、被保険者や受給者の自宅を定期的に訪問し出張年金相談・記録確認相談を実施する。	国と国民の皆様の信頼関係に綻が入った重大な問題だと思った。 平成19年度に、その存在を知りました。	窓口対応・電話対応・文書回答において、親切・丁寧・迅速を心掛け、申出していただいた内容について、できる限りわかり易く原因と結果を回答し、信頼関係を回復するための第一歩と考え、それを実施した。 反省点としては、業務の全てにおいて正確性を追求し、小さな問題であったとしても後回しにしないことを心掛けることが重要であることを再認識した。
9618	本庁	その他(本庁)	なし		国民の生活上、非常に重要な問題との認識(採用前に問題が発生し、一般人として問題を知る)	反省点として、以下の点が考えられます。 ・国民の大事な個人情報の取り扱いの甘さ ・問題対応の遅れ
9619	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	(6)についての回答特になし。	記録管理の方法が、徹底されていないことによる重要な問題だと思った。 平成6年に採用されたが、当時、年金の番号が別々に管理されていることに驚いた記憶がある。また年金の裁定事務に関わっていたが、本人への聞き取りで年金記録を確認する作業が大変だったことを記憶している。(被保険者氏名が空白等ファイルの不備) その後、平成9年に基礎年金番号制度が始まったが、重複付番等本人に 通知しても、なかなか処理が進なかった。 年金記録問題として騒がれたのは、ここ2～3年だと感じるが、今思えば、ずうと事務処理を通じて感じていあたことではある。	重複付番の解消のため、疑重複調査対象者に電話にて督促したり、国民年金の戸別訪問時に、本人の履歴を聞き取りし、相談する等に努めた。 今は進んでいるが、オンラインで、届書の処理状況が確認できるようにする等もっと、事務処理が見えるようにすれば、事故の防止等にもつながるのではないかと思う。
9620	地方庁	その他(社会保険事務局)	ない	以下すべての質問は、国年に関する回答とする。 人員が必要であるが、現状の人材派遣では、短期間であり事務処理が非効率的である。 無駄な派遣を雇うよりは、退職者、処分者等の協力を得て、問題解決を図るべきと考える。 また、必要以上に記録問題を煽るのもどうかと思う。 収めたはずの納付記録が記録されていな方も現実的におり、過去の事務処理について、反省すべき点はあるが、国年に限定すれば、制度の無理解、誤解から生じている記録照会が多数ある。 知識のない者が、それなりの身分、肩書きのある者の言うことを、どれだけ正確に解釈することができるのか疑問である。 早急に、記録問題を解決すべきだと思うが、記録問題に限らずに、正確な制度周知が必要な時	平成17年頃に知った。 市区町村や社保保管の資料やマイクロ等で記録の確認作業はできると考えていた。	社保に保管されている資料等を調査し、市区町村へも照会することで対応することを考えた。 しかしながら、実質的な照会業務では、社保に保管されている資料のなかでは、納付記録に関する資料は少なく、また、名簿等が保管されていない市区町村もあり、調査が困難であるケースがあった。 納付記録に関する名簿等を保管させず、国へ移管した平成14年時点でも市区町村から資料等を移管させなかった点を反省すべきであると考える。
9621	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	これ以上問題を広げないよう法令尊守の徹底をしたうえで、各ブロック単位で期間調査センターを立ち上げ大幅に人員を投入し集中的に処理を行うことが早期解決になると思います。	古い年金記録の管理がきちんとされていなかったうえ、年金制度の認知不足も重なり、俗にいう浮いた年金問題等が発生してしまったと思っていました。基礎年金番号が施行された時に年金番号を統合されるのだと思っていましたが、実際は未統合で手番のままの記録が多数ありどのように処理するのかと思っていました。	お客様が年金請求にご来所時には氏名検索にて確認をするようにしていました。年金記録問題の原因は、やはり先を見据えた記録管理が出来ていなかった事と職員のモラルが問題であったと思っていますので、今後については(6)でも記入しましたが、法令尊守の徹底が不可欠だと思っています。
9622	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		業務課での業務経験は、基礎年金番号導入以前の平成2年3月までになりますが、資格所得届の決定の際に、新卒者以外でも新規での厚生年金の番号を払い出しすることが多くあり、複数の番号が存在することは認識していましたが、番号の重複取消届の処理も数多く行っておりました。 そのため、未統合の手番があるとは思っていましたが、報道にあったような件数ほど存在していることはわかりませんでした。	業務課に在職していたときは、期間照会・第四種の業務も行っていたため、期間照会の回答の際は、未統合の番号が存在する場合は、本人へ記録の確認を行い手番を統合するよう回答書を作成していました。 また、第四種の決定についても、未統合の番号が存在する場合は、本人へ記録の確認を行い手番を統合し、決定をしていました。 なお、現時点での反省点としては、基礎年金番号を導入した際に、「ねんきん特別便」のような記録の確認を行うことができる書類を送付することはできなかったのかが挙げられると思います。
9623	本庁	その他(本庁)	特になし	高い意識をもって、全力で取り組むこと。	特に意識をしていなかった。	国民の不利益にならないように、全力で取り組む。
9624	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録がもれているため、受給中の年金額が特に少ない人は生活に多大な迷惑をかけていると思いました。年金問題については一連のマスコミ報道で知りました。	迅速に記録を探し受給中の年金額訂正処理に取組みました。記録管理について全て機会管理に切り替えができていればよかったのではないかと思います。
9625	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません	わかりません	わかりません	わかりません
9626	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号へ統合する際の処理誤り、統合の際の周知不足(複数の年金手帳を所有している方の協力が得られなかったため)の問題と認識している。 入庁後、公になってから知った。	統合する際の処理の正確さと、複数の職員による確認が必要であったと思う。 今般の年金記録問題により注目されているため、今後何かを国民の皆様に周知する場合には皆様の協力も得られやすいと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9627	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	人員を増やし、ひとつひとつ地道に解決していくしかないと思う。	すべてを解決するには時間がかかるが、早急に解決しなければならない重要な問題であると認識していた。 報道で騒がれはじめた頃。	電話、窓口ではお客様の立場にたち、不安をなくしてもらおうと親切、丁寧に対応した。 お客様にもっとわかりやすい通知、報道をし、職員もしっかり中身をわかったうえで、対応できる状態で接するようにすればよかったと思う。
9628	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	早急に解決しなければならないと考えていますが、資材も時間も不足しているという状況にあると思います。 集中的な資材の投入及び解決すべき事項の優先順位を決めて取り組んでいくことが必要かと思います。(年金を受け取られているかたに対してまずは重点的に取り組んでいく等) また、組織の一員として全力で取り組む意識が必要であるは認識していますが、 やはり若手職員の立場からみれば、過去からの負の遺産であるという意識を完全に拭い取ることができないのも本音です。 なぜ、この問題の発端となった職員OBがもっと積極的に解決に協力しようとしないのか。また、協力していただいてる方についても、お客様の対する態度が旧態依然としていることが感じられることもあり、若手職員の指揮にもかかわると思います。 人材が必要ということであれば、職員OB等にもっと強く当事者意識を持ってもらうべきだと思い	年金記録問題が一般的に報道されるようになった当時、社会保険事務所の国民年金課に在籍していました。国民年金保険料の納付記録がおかしいというお客様のお話を聞いたことは、一般的に報道される前にご相談を受けたこともあったかと思います。年金給付に結びついていない手帳番号がそれほど多く存在していたこともそれまでは把握していませんでしたし、厚生年金の報酬改ざんが行われていたことも知りませんでした。 実態が明らかになっていくにつれ、非常に大きな問題であることと認識していました。	[redacted]積極的に解決に参加させてもらいました。 職員のミスや認識の低さが、問題の根底にあるということはまったくそのとおりであると思いますが、過去に発生してきた問題とはまた別に、今後将来に渡って同じ問題を繰り返さないよう予防策をとることも大切であると考えております。そのためには、職員だけでなく年金制度に関わる全てのお客様(国民の皆様)がより制度への理解を深めていただくことも必要と考えますので、お客様から窓口や電話でお問合せがあった際には、制度に対しても理解をしていただくように一つ一つの手続がどのようなものであるのか、丁寧に説明することを心がけております。
9629	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。 ただ、21年10月以降の東京の現在の事務処理の方法では誤入力、未入力による新たな記録問題が多数発生する可能性が高いと思われます。	市区町村の協力と経験豊かな職員の配置が必要です。	紙台帳から電子データへの投入時の誤り、国民年金、厚生年金等制度を分立させる等、政策判断の誤りが根本的原因の問題と認識していました。 この問題を知ったのは報道や国会でとりあげられるようになったころだと思います。	政策の立案、遂行の場面で場当たり的に判断を重ねた点、当時の「ITの技術革新について知識が不足していた点、当時の記録管理には膨大な人員、予算が必要だったことを財政当局が理解しなかった点が反省点として挙げられると思います。
9630	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし			正確な事務処理を心がけています。また事務処理後のチェック体制を万全なものにすればいいと思います。
9631	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	すべての紙台帳を精査する。そのためには、全職員一体となって取り組むべきと思います。 しかしながら人員が減となり、日常の業務やお客様の対応で精一杯の状態であります。公募等により人員を増やすこともあるかと思いますが、まだ採用の決まっていない方々は、これまで年金行政に携わり経験豊富であるため、優先して雇用する方策がいいかと思います。	被保険者様の記録が年金記録に反映されていたいため、大きな問題として認識はしているが、認識はこの問題が出始めてからと思います。	記録判明に向けて、現段階では申出のあったお客様よりの照会より、日夜記録の確認作業を行っています。 紙台帳の記録判明には相当の時間を要しています。いろいろ検索しやすいようにシステム等の改善などさらに必要と思われます。
9632	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	今まで通り、国民の皆様に過去の加入期間の確認をしていただくのが一番だと思います。	採用された時点で、すべて機械化され、記録を探す際昔の紙台帳の記録は全て機械に収録されているが、氏名の読み間違いがあるかもしれないから、いろいろな名前で検索(共通090)するように上司指導を受けました。 過去の記録はマイクロで探すしか方法がありませんでしたが、全て機械収録済みとの教えを受けていたので、この問題が明らかになるまで一切存在を知りませんでした。	とにかく、判明できた記録に関しては速やかにご本人様にお知らせするべき(年金額に反映させるべき)と思います。記録の確認作業も早急に努めるべきです。 しかし、上から指示を受けたことだけすればいい、他の人がしてるから私も手伝おう、と考えている人が多すぎます。職員の意識の問題もあると思います。今回の社保庁解体にしても、有能な人材を不採用にし、現時点職員というだけで無能な人を採用させる。この体質が残存しているうちはまた同じことを繰り返すのではないでしょうか。 これからの年金機構で、正当な考えを持ち問題をきちんと捉えることができる人材が増えていくことが将来的には国民の皆様のために繋がると思います。
9633	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	基本的にはデータ等をフル活用して、また人員も可能な限り動員して 少しでも多くの件数をこなしていくしかないと思います。	日々来る業務量に追われ、現状の処理を滞留させないようにすることで精一杯でしたので、ここまでの状況になっていることは想像がつきませんでした。 年を重ねていくうちに年金の請求時などに、取り込む記録が結構あるなといった印象は受けていました。	とにかく気づいた記録については請求者に連絡するなどの対応をしていました。 反省点としましては新しい番号を作らないようとにかく年金番号の提示させる方法を制度としてうまく運用できなかったことや本人記録のチェック機能が充実していなかった点と、そもそも基礎年金番号制度の導入が年金制度開始より何十年もたってからという遅さにもあったと思います。 そのためどうしても本人所持の番号があいまいになり、記憶も定かではないので確認ができなくなってしまっている記録が結構あると思われます。
9634	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	個々の事案ごとに誠実な対応を行っていくこと。	年金番号の持ち主が特定出来かねる、大変な問題であるとの認識をもちました。また時期的には、平成18年～19年頃だったと思います。	被保険者原票での処理時代から、「被保険者名にふりがなを付す」ことを十分に行っていたら、対象事案がもう少し少なかったのではと思います。
9635	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年番への未統合記録が多数存在することは知っていましたが、宙に浮いた年金として騒がれるようになるまでは、本人の申し出によりいつかは記録が統合されるものと思っており、また基礎年金番号付番時に手帳番号がある人は申し出るようながしたにもかかわらず出してこなかったから・・・というあまり積極的ではない意識もありました。 国民年金の納付記録がもれていることや、標準報酬の改ざんがあったことについては、お客様から領収書をお持ちいただいて記録訂正をするようになってから知りました。	基礎年番への未統合記録が多数存在することは知っていましたが、宙に浮いた年金として騒がれるようになるまでは、本人の申し出によりいつかは記録が統合されるものと思っており、また基礎年金番号付番時に手帳番号がある人は申し出るようながしたにもかかわらず出してこなかったから・・・というあまり積極的ではない意識もありました。 国民年金の納付記録がもれていることや、標準報酬の改ざんがあったことについては、お客様から領収書をお持ちいただいて記録訂正をするようになってから知りました。	年金記録問題として騒がれるようになるすこし前から、過去記録の調査担当になっていたこともあり、お客様が申し出た記録についてできる限り判明できるよう調査するよう心がけていました。 年金記録として扱う情報がかなり多く、以前は紙台帳での管理だったものを コンピューターに切り替えていく段階で、短期間のうちに行わなければならなかったこともあるのでしょうが、とりあえず切り替えたというかんじがします。そのときにもっとしっかりチェックが行われていれば今になってこのような事にはならなかったのではないかと思います。
9636	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		私が年金業務に在籍していたのは、平成8年の一年間だけです。その当時には考えられなかった問題が数年後発生し、ただただ自分でも驚き、今までのずさんな事務処理を目の当たりにしました。一人一人の記録が正確に管理されていないということは、決してあってはならない事です。 その問題が存在することを知ったのは、マスコミ等で騒ぎ出された時でした。	私が年金業務に在籍していたのは、平成8年の一年間だけです。その当時には考えられなかった問題が数年後発生し、ただただ自分でも驚き、今までのずさんな事務処理を目の当たりにしました。一人一人の記録が正確に管理されていないということは、決してあってはならない事です。 その問題が存在することを知ったのは、マスコミ等で騒ぎ出された時でした。	とにかく、国民の皆様に信頼回復をしてもらうことを第一に考え、日々の業務を迅速的確に処理をしていきます。国民の皆様の目線にたって物事を考えられる職員を心掛けていきたいです。
9637	地方庁	その他(社会保険事務所)		まずは、依頼があった期間照会と再裁定処理をおこなう。個人が確定していない年金番号については、期限を区切り再調査をおこなう。紙台帳との突合については、件数や効果を把握できていません。	基礎年金番号に未統合である年金番号は、年金請求の際に確認をおこなうことにより最終的には統合される認識でした。受給者の中にもたくさんの未統合の記録があることがわかり、急ぎ確認をおこない年金額に反映させる必要があると思った。	年金記録問題についての状況を正確にはっきりと伝え、必要以上に不安を煽らないようにするべきであったと思う。事務所窓口では、通常業務があるなか協力して対応できたと思う。
9638	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	これまで以上に、国民1人1人に対し時間をかけても細かな対応を行うほかないと考えます。	統合されていない番号が5千万件もあると思わなかった、処理するのに相当時間がかかると思いました。 報道になってはっきりと知ったと思います。	基礎年金番号導入時に想定されたことではないかと思います、徹底した方策をとらなかったことだと思います。
9639	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	年金記録問題については、これだけ騒がれているので国民の皆様には、充分とはいえないかもしれませんが周知されていると思います。あとは、対応する側の早急な事務処理だと思います。身分も変わり、勤務内容等変わってしまうことばかりですが、処理期限を明確にし、早急にそして確実に処理していくことが必要だと思います。	年金記録問題の存在については、報道により知りました。 認識としては、それまでは、年金請求はご本人から申請があってはじめて審査されるものでした。そして、年金請求のため窓口等に来た場合は、必ずご本人に旧姓、職歴等を確認の上事務処理を進めていました。よって、なぜこんなにも未統合の記録があるのだろう・・・と思いました。	現在、年金の裁定審査・業務に携わっておりますが、あたりまえのことですが、旧姓、職歴の確認は必ずしております。そして、氏名索引により未統合の記録がある場合も、必ずご本人への確認をしております。 反省点としては、基礎年金番号導入のときに、年金制度についての説明不足、公報不足ではないかと考えます。また、国民の側も年金に対する関心が薄かったためではないでしょうか。 年金請求者に対しては、窓口へこられた場合は、たとえ時間がかかったとしても聴取すべきことは必ずおこない、正確でより丁寧な対応に心がけ、事務処理を行うべきだと思います。
9640	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現在示されている対応策を確実に実施することが必要と考えます。 また、年金記録問題の解消を図るべく各種対応を速やかに実施することも必要ですが、拙速な結果となることも当然避けなければなりません。 作業計画の立案に当たっては、その点も考慮する必要があるものと考えます。	年金制度に対する信頼の根幹に関わる問題と認識しています。 そのような問題でありながら、正直なところ、マスコミ報道を通じて知ることが少なくなかったと思います。	未統合記録等に係る現在行っている各種対応(旧台帳、旧姓、名寄せ等)について、年金記録問題として社会問題となる前に社会保険庁として自発的かつ計画的に実施できなかったことは、いうまでもなく最大の反省点と考えます。 また、未統合記録の問題と、紙台帳記録の不完全なオンライン収録の問題とが同一的に「消えた年金記録」とされてしまったこと、これに対する社会保険庁の説明が不十分であったことから、年金制度に対する国民の不信感が大きく情長してしまったことは非常に残念でしかたがない。
9641	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	基本的にはお客様の記憶が頼りとなっている感は否めないため、古い記録については記憶があいまいで回答が得られないケースが多いのが実態だと思います。少しでもお客様の記憶を呼び起こしてもらうためのヒントとして、名寄せ対象者には「何年頃、このような業種で勤めてたことはありませんか」といったより具体的な内容の文書を送付すれば、回答率も少しは違ってくるのではないかと思います。	年金給付課在籍時に年金給付裁定請求書の審査時において同姓同名の別記録が存在していた時には、基本的に全て本人へ電話照会をしていました。ただし、本人が勤めていたことがないといった回答であれば、たとえこちらが限りなく本人のものであろうと思っていても統合処理はできませんでした。そのような対応を当時行っていても現在においてはWM記録上に確認した結果までは残っていませんので、いつか、また同じような照会をしなければいけないことになるのでは	年金番号は一生を通じて同じ番号を使うという周知が不足していたのではないかと思います。健康保険や国民年金の取得処理時に年金番号の確認を徹底していなかったことも原因としてあげられると思います。
9642	地方庁	その他(本庁)	平成17年に入庁したこともあり、そのような問題については特に存じません。	税・社会保障等を総合的に取り扱う行政組織を設置することを通じて、各制度間において、窓口及び手続きの一本化・情報の共有化・審査基準(扶養親族認定基準等)の統一等を行うとよいと思います。	事務手続きの複雑さから起きた年金記録の収録漏れの問題と認識していました。 問題の存在については、入庁前後の頃(平成17年頃)に新聞やテレビ等で知りました。	当時、社会保険事務所の業務課(健康保険・厚生年金適用)に配属されていましたが、その際には、算定基礎届の審査会場等で資格取得届等の提出漏れがわかった際には事業主に対して届出を促す等の対応を行っていました。 制度上の反省点としては、複数の制度の分立及び届出様式の多さのために被保険者や事業主にとってわかりづらいものとなっていたことが挙げられると思います。また、税、住基、雇用保険等の情報との連携が不足していたと思います。
9643	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		年金番号が多数あるということに対しては、以前から何らかの問題があるのではないかと思っていましたが、実際に問題がある事例を見たのは、記録問題が公になる少し前です。 国民の皆様の個人情報、また生活にも結びついていくことですので、記録の誤りはあってはならないことだと思います。	年金番号が複数付番されていたこと、手作業から機械移行時の細心の注意、納付率をあげるためのノルマを課せられたことなどが、年金記録問題に発展していると考えます。また、職員の個人情報を扱っているという意識も低かったのではないかと思います。
9644	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9645	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		年金給付業務に携わったとき、裁定のための記録調査の際に不備記録が存在することは認識していました。 今ではなく、いつか・・・訂正の必要があると思っていました。	裁定者にかかわる記録であれば、不備記録の調査や記録補正を行って適正な裁定を心がけていました。しかし、調査の結果、裁定者には関係なく別人の記録であった場合は、補正等を行うことなく、不備記録のまま残存しておきました。いつか、本人が年金裁定等の際、申出てくることがあるはずとの理由でした。また、本人が申出ない記録は調査しないのがルールでした。 ただ、今思えば、確認できる生年月日で既裁定者であることは予想できましたので、今後本人が来所しない確率が高かったかもしれないと思います。 そもそも、不備記録や基礎年金番号に未登録の手帳番号は、本人が過去に何度が確認できる機会を逃し、また私たち職員も専門の立場から完全に業務を実施していない部分があることから発生したものと想定されます。 基礎年金番号導入時に未回答であった手帳番号の徹底調査、年金裁定の際の徹底した記録調査、その都度判明した不備記録の調査が甘かったと思います。いつか・・と思い、後回しにしがちな不備記録も判明時点で調査対象記録として記録整備していく必要があると思います。 国民も無関心であった自分の年金に対しても、本人が記録把握できる機会を適度にもうけ、自分の記録としての意識も必要であるという制度周知も足りなかったと思います。
9646	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9647	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	今後計画されている紙台帳等の突合を着実に実施していく。	年金請求は本人の申請による取り扱いしていることから、請求時に氏名及び職歴の確認を行うことにより、記録漏れ等はないものと認識していた。 19年の年金記録問題が大きく取り上げられたとき。	正確な記録整備が必要である。 機械化以前の記録について、機械化と同時に記録の整備を行い、一括管理行うべきだった。 年金制度の周知不足(事業所担当者等への説明会は行っているが、被保険者本人へ伝わっていない。本人の記録管理の広報等)
9648	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	年金に結びついていない記録の多くは、旧台帳にかかるものなので、まずは、旧台帳を全国で画像として見れるようにするとか、カセットを全て開いてオンラインに載せれば、多くの記録を年金の給付に結びつけられると思う。	基礎年金番号に結びついていない、手番のままの記録が存在しているのは認識していた。日常的な仕事の中で知っていた。	国民年金担当の時は、被保険者が市町村に国年の加入などの手続きに行ったときに、統合されていない手番(厚年手番、国年の他の手番)があることが分かるような時は、市町村からの進達リストに手番を記載してもらい、統合処理をしていた。 また、健保、厚年の適用の業務を行なっていた時は、取得届に添付された年金手帳に記載されている手番記録がある場合は、統合処理を行なっていた。
9649	本庁	その他(本庁)	知りません。	1件1件片付ける。かつ迅速に。	消えた年金と世間で騒がれはじめた頃。 過去の年金記録の管理や裁定時の加入歴の確認が不充分であったことなど、受身で仕事をするような俗に言われる公務員気質で仕事をしてきたことが発端と思われる	自分が行っている仕事に対する責任の重さを考えて仕事を行う。 ひとりひとりが意識を変えて仕事をしていくことが必要。 また、年金記録問題により、年金制度の初歩的なことも知れ渡っていないため、自分がどのような年金制度に加入していたかもわからず、曖昧な記憶で不安を掻き立ててしまったところもあるので、年金という制度を広く知ってもらい、加入者と国が一体になって年金記録を管理できるように変えていくことも必要と思われる。
9650	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		転職時、前の会社と今度の会社の間が加入漏れになったりするので、今度の会社に入ったときこれまでの記録を確認いただくための資料の提供といったことも必要と思います。	報道で知りましたが、払ったのに払っていないことになっているというのはあってはならないことと認識しています。	記録が回復できるよう対応しようとした。 被保険者との間に距離があったことに原因があると思います。
9651	本庁	その他(本庁)		多少時間がかかっても、お客様一人一人の年金記録を正確に調査する。	過去の年金記録の管理の仕方の悪さにより、資料不足で調査が、困難なため、お客様の記録がみつからない。平成16年頃。	お客様の話をよく聞いて、調査していました。年金記録は、お客様個人の大切な記録であることを認識して、お客様にも役所任せでなく、自分の記録にもっと関心を持っていただいて納得のいく調査をすべきでした。
9652	地方庁	社会保険事務所課長級以上	一部の職員に仕事が集中	人の数ではなく質が重要。	過去の問題だが、整理すべき問題である。問題は昔から存在していた。 今に始まったことではなく、日々の業務で解決していたことである。	国民の年金であるから、業務が膨大になり労働時間が増えても、自分たちの使命として受け止め行動した。 制度開始時から年金記録を完全にすべく、費用と労力をかけるべきであった。
9653	地方庁	その他(社会保険事務所)			厚生年金については、勤務したはずの事業所の記録が裁定請求時などに、 見つからない問題。10年ほど前に確認。 国民年金については保険料を納付し、領収書もあるのに納付記録が入ってない問題。約5年前に確認。	窓口にて本人より詳しく勤務先等の聞き取りを行い、事務に精通した職員に検索方法を聞きながら未登録の手番がないか確認を行った。国年記録については領収書を確認し、本人に謝罪した上で速やかに記録の訂正を行った。 現在のような基礎年金番号の仕組みがなく、勤務先を変わるたびに新しい年金手帳を作成したりという制度上の記録管理のまずさ、市町村との連絡がうまくいっていなかったことが反省点として挙げられると思う。
9654	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		①年金記録問題は、国民に関心がなかったことも事実であるが、自分も含めてこれまでの社会保険庁の管理・業務処理体制に問題があったと考える。 ②私が年金給付業務を担当(平成14年4月～17年3月)していた時もそうでしたが、以前から現場では年金裁定時に未統合記録を基礎年金番号へ統合すればよいというのが慣例であったのではないでしょうか。 私自身、年金裁定時では請求者ご本人の記憶も曖昧であり問題があると思っていましたが、上部機関へ意見を反映していなかったことも事実です。	①旧台帳等からオンライン化した際の入力点検が不十分であったこと。新規の年金番号を払い出す際の調査・確認が不十分であったこと。平成9年に基礎年金番号がスタートして以降、基礎年金番号への統合を徹底しなかったことが大きな要因であると考える。 ②私が年金給付業務の担当をしていた時は、入念に名寄せ等を行うと共に請求者ご本人に対して聞き取りを行い未統合記録の発見に努めていました。 なお、担当者の知識や経験により差異があったと認識しております。 ③既に亡くなられている方もおり、宙に浮いた年金をゼロにすることは現実的に困難であると考えます。何年要するか計り知れませんが、OB職員も含めて知識・経験のある者による人海戦術により、限りなくゼロに近づける方法しかないと思います。 ④個人的な意見として、特別便も定期便もそうですが、年金受給者に係る分が一定程度整理ついてから現役世代に通知した方が、国民の混乱も少なかったことと思います。
9655	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋に示されている基本方針、及び今後の取組を着実に実施していくこと、並びに進捗管理していくことが必要と考えます、また、本人への年金記録等の確認方法等をよりよいものにしていくことが必要と考えます。	紙台帳からオンライン化への切替時の不備や基礎年金番号制導入時の不備などにより、ご本人の記録に統合されていない年金記録があり、年金に結びつかないものや年金額が少なく決定されているものがあるなどの問題点があると認識しています。以前は、年金記録の不備があれば年金裁定時にそれぞれご本人の記録がきちんと確認・整備がされるものと認識していました。基礎年金番号に統合されていない年金記録が全国で5000万件もあることを知ったのは19年の春頃だったと思います。	事務局及び事務所の全職員が年金記録問題を最優先と位置づけて、全所体制で対応してきましたし、そのような体制作りやそれぞれ必要な課所への応援を行ってきました。現時点での反省点としては、年金記録については保管期間が長いことや記録数が多く大変であったとしても、紙台帳からオンライン化への切替や基礎年金番号制導入時の作業を確実に実施する必要があったと思われることと、現在行われている「ねんきん定期便」等により、もっと早くから本人への確認を取組む必要があったと思います。
9656	地方庁	その他(社会保険事務局)	無	不明	オンラインシステムが導入される前の処理については詳しくわかりませんが、オンラインシステムに過去の記録を切り替えする際に正確に処理しておけば事故がもっと防げたのではないかと思います。	年金審査係に在籍していましたのでこれから裁定する年金について事故防止に努めた。
9657	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たりません。	どういう状況になれば問題が解決したといえるのかが判りませんが、、5000万件の未統合記録問題の場合、全ての記録の持ち主が判明したときとされるのであれば、解決は無理だと思います。 極力記録の持ち主を特定するためには、特別便の未回答の方より回答をもらう事が重要であるわけですので、マスコミから未回答者に対して回答を出して頂けるような大々的なキャンペーンを	初めて業務課に配属になり、健保・厚年の適用関係業務に携わっていたときに、記号番号重複取消届の処理も行っていたので、1人の者が複数の番号を持っている場合があるとの認識はありました。 当時、事務所全体として各種説明会、講習会等における説明・注意喚起や、年金請求時の記録確認等、機会あるごとに対応していたと記憶しています。	当時の対応の範囲内での対応を行っていたと記憶しています。 19年に記録問題が大きな問題となった以降、本人記録の特定の為の対応が示され、行ってきたところですが、ご本人への記録の確認の協力依頼(特別便等)については、1人に複数回届く事例(苦情を頂いている事例あり)もあり、事前の準備が不足していた様に感じます。
9658	地方庁	社会保険事務所課長級以上			①厚生年金の転勤・転職による空白期間②脱退手当金の支給の有無③国民年金の未納の有無の記録問題は、当所の記録を調べて記録が正しければ、お客様ご自身で訂正の書類をそろえてもらうものであると教えられました。存在することは10年以上前です。	当所の記録を調べて記録が訂正される方はほとんどなく、お客様ご自身で書類をそろえてもらうように依頼しました。当時、記録を訂正する場合は、納付した記録等確認できる書類が必要であり、書類を紛失している方も多く対応に苦慮しました。 未納期間をお客様ご自身で証明するしかなかったところです。
9659	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	真摯に対応していく	問題として世間に取りざたされるまで知らなかった	現在従事している業務を例にあげると、オンライン移行時の手抜き作業のため、国民年金納付データ散逸が甚だしく、作業の障害になっており、当時きちんとデータ移行されていないことが悔
9660	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成14年4月に採用されて厚生年金の記録照会担当になりました。 そのとき、基礎年金番号や手帳番号に収録されていない記録があることを知りました。	1件1件、記録がないか丁寧に探しました。 時には本人に問い合わせ新姓・旧姓以外の名前(ペンネーム等)を聞き記録を発見したこともあります。 1件に対して大変時間を要するので2～3年で解決を急ぐと調査が雑になってしまうのではない
9661	本庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にない	誠実に誠意を持ち対応するしかないが、なにせ人が足りない。 全ての情報を正確にデータ化しキメ細やかに対応するしかない。 若しくは政治解決	個人の人生設計に関わる大きな問題ではあるが、致し方ない部分もあるとは思っている。(現場職員は相当苦労下と思う。法律はあるが、人と人との信頼関係もある・・・。) 10年以上も前から、偽装企業などの報道はされており、本来適用されるべき会社が適用されていなかったり、役員の報酬に事実と違う誤りがあるのは知っていた。しかしながら、従業員の報酬などにも手を加えているという事実は個々最近の大きな報道で知った。 不正免除なんかも報道にて知ったのが事実。	部署が部署だけに特に個別に対応と言うのはないが、将来のシステムの中でどのように記録を正確に管理し、また不正に対しての防御策や監視など、新システムにて実現すべきことを地道に進めてはいる。 反省点としては、認識が甘かったことである。良かれと思いやったことは世間一般からは非難を浴びるだけで逆効果。とにかく認識不足であったことは事実。 その辺の教育を徹底して行ったり、マルサのような専門部隊とか、きちんと割り切れる組織として適材適所に人材を配置すべきであったのでは。
9662	地方庁	その他(社会保険事務所)			これほどの数とは思っていなかったが、在籍して3ヶ月くらい(約6年前)で年金受給に結びついていない記録があることは知っていた。納めた年金がもらえないのはあってはならないとは思いながらも、確認がとれないことにはどうしようもないので、ねんきん特別便等の取組みが始まるまではやむなく放置していた。	組織としての方針が示されてからは、解決に向けて窓口応対や調査など積極的に取り組んでいる。これまでのように地道な作業が必要であるので、もっと人員の確保が必要であると考える。
9663	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9664	地方庁	社会保険事務所課長級以上	第三者委員会等で夫婦のうち片方が納付していれば、夫婦ともども納付していたと推認しているが、現在でも二人分は払えないから夫の分だけ払うとか、妻は免除して夫の分だけ払うとか、夫は300月に達しているから「あなたの分は払わない」と窓口で夫に言い放つ妻もいる。	性善説をとり、夫婦ともども納付していたと申し出をされれば、納付を認めざるを得ない。	WMに収納されている記録が、紙台帳と相違があるとは夢にも思わなかった。WM上の記録を信じて、年金裁定もおこなっていた。 年金記録問題が発覚して初めて、そのような問題があることを知った。 宙に浮いている5千万件の手番も年金請求をするときに、ある程度統合できるものと思っていた。ただ、年金請求時に職歴を思い出せずに統合できなかった手番もあった。 宙に浮く手番があること知ったのは、平成15年4月に年金給付課に配属になった時である。	紙台帳から磁気媒体への移管の作業の段階で、民間のパンチャーに任せ切りであったから、このような紙台帳との相違が生まれたものであると推測される。 入力後の照合作業を職員で入念に相互チェックすべきだったのではないか。 手番が判明した時点で統合すべきであった。実際年金請求するときには、30年、40年と時間が過ぎており、請求者も自分の職歴を思い出せず、統合できない手番も多々あった。請求者も面倒くさがり、1，2ヶ月の厚年記録はいらないという風潮があった。 当時は、本人が事業所名を言わなければ統合できないという縛りがあったためであり、早くこの縛りをなくすべきであった。
9665	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早期解決に向け、年金記録の知識があるOB(けんぽ協会、厚生局等の旧職員)・現職が一体となり、全力で取り組む必要があると思います。その際、国年、厚年(脱手含む)、船保の旧会計別に集約し、高齢の方から年代別に処理する方法や、払出簿順に処理する方法が考えられます。 なお、平常業務と「年金記録問題」を平行しての事務処理は厳しいため、それぞれ特化する必要	年金記録問題が表面化したとき、この問題の存在を知りました。基礎年金番号が導入されたことにより、ある程度、統合処理がされていたと思っていました。地方庁には、進捗状況の情報もなく、件数の多さに驚きました。	早期解決のため、全所体制として取り組みました。その際、過去の情報が必要なため、先輩の指導を仰ぎながら対応してきました。世代別の方が効果的に事務処理できたような気待ちもあります。また、公的年金制度の広報の重要性も認識させられました。
9666	本庁	その他(本庁)		年金の手続きが「申請」主義である以上、今までの対応どおり、記録に結び付きそうな方、お一人お一人に問い合わせて申請していただくしかないと思います。そのためには、年金制度等についてのさらに詳しく、広い広報と、この問題に対応する人員を増やすことが必要と考えます。	社会保険庁だけでは無く、厚労省、国として、国民に対する大きな信頼を失った重大な問題だと認識しています。この問題を知ったのは、マスコミ等から報道が出始めた平成18～19年頃です。	年金問題解決が何より優先事項となり、受付整理、窓口相談、年金調査票の作成、整理。記録訂正統合処理、第三者委員会受付事務処理等本来の仕事よりも優先して記録問題に対応しました。反省点については今までの年金申請受付について入念な調査を行ってこなかったこと。また、年金制度について一般の方たちにあまり広報してこなかったため、申請者もよく分からないまま手続きをしてきてしまったことが反省として挙げられると思います。
9667	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題は特にしりません。	現時点というより、以前もこれからもないと思われますが、1件1件、丁寧にかつ迅速に調査、回答、裁定していくことが大切だと考えます。 問題とは、問題自体とは別に国民の信頼を失ったことも大きな問題であり、信頼回復に向けて、できることを当たり前にすることを続けることが、大切ではないかと考えています。	私自身、この要中に来たのが、平成21年2月でして、その時にはすでに世間では大きく取り上げられる状態でした。問題自体を知ったのは平成20年の夏前頃に新聞等で知りました。 認識としては、新聞、テレビからの情報しか2月以前はなかった為、年金の記録が消え、受給できなくなる人が出るという認識(情報)しかありませんでした。	現在、特別便の対応をしており、自分でできる限り丁寧かつ迅速な調査をしようと心がけて対応してまいりました。 テレビ等で放送されていた「消えた・・・」という表現からの想像とは違い、しっかり調査すれば、ご本人様に結びつくものも沢山あり、想像とは違いました。 ただ、以前のテレビでの放送より感じたものを、お客様も感じられていると思われ、これからも、しっかり対応するべきだと思います。 問題の反省点としては、特別便の発送当時と、現在では、対応方法が違ったりという変化が多く、対応する方も、特別便を出されたお客様にとっても、いい変化ばかりではなかったのではないかと思います。(私自身が動き出してからはこの変化を感じることはなかったのですが、上司の
9668	本庁	その他(本庁)	問題があるとは知らない。記録問題等の対応から、問題が有り得るか考えたが、問題が思い浮かばない。	基本的には、人海戦術で一件一件記録を統合していくしかなく、時間が掛かってしまうが、この方法以外に問題が一気に解決する方策は無いと考えている。	年金制度の信頼回復の為にも早く記録問題を解消出来るように努力をしなければならないと考えている。 庶務課・徴収課だったのでマスコミで報道されるまで、具体的な事は知らなかった。	自身で出来る範囲で出来るだけ努力し、夜間・休日対応にも積極的に参加した。 基礎年金番号をもっと早くから導入していれば、記録漏れによる問題が起きなかったと思う。
9669	本庁	その他(本庁)	ありません。	記録調査を担当する人員を増やし、1件1件丁寧に調査を行い記録の発見に努めることが必要と思います。また、記録が新たに発見された場合には早急にお支払いすることも必要だと思います。	当初は人間のすることなので、1件や2件は間違いもあるだろうと思っていました。しかし、日がたつにつれ件数も想像以上のものとなり、年金制度自体の信用にもかかわる重大な問題であり、解決するには時間もかかるが最優先で取り組まなければならないことであると認識しました。 テレビや新聞で取り上げられるようになったころです。	通常の業務を行いながら、記録調査の日を決めその日は集中的に記録調査にあたっていました。 記録の管理方法自体に問題があったと思います。
9670	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	現在の取組の充実・強化。	年金裁定時にご本人の申出に基づき調査・解決すべき問題との認識。 ただし、保険料の横領等は厳正に処分すべき。	申請主義にあぐらをかき、積極的な情報提供を怠っていたことが反省点。
9671	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	年金受給者の場合、記録調査の申出を受けてから回答(再裁定)までの処理時間が長すぎると考えます。 ねんきん特別便、ねんきん定期便、黄色便、フォローアップ照会等々、記録確認に対するアプローチはさまざま有りますが、どこでどのような相談(文書受付)をされているのかわかりにくい。全国どこでも、その方がどのような相談等をされたか分かる仕組みがあればと思います。処理スピードの向上にもつながると思います。	社会保障制度の根幹である、年金制度に対する制度不安の増大。	お客様に対し、誠心誠意ご説明しご理解いただいた。 昔の記録管理方法等にかかる知識不足。
9672	本庁	その他(本庁)	特になし	解決にあたり、新たな誤処理を防ぐためにも、途中から採用された者には、きちんと研修をしていただきたい。 現在、派遣社員にはしっかりした研修制度があるが、任期付職員はOJTでの研修のみなので、現場の職員にも負担がかかっている。 現在就業している任期付職員に対しても、研修は必要と思います。 短期間でもきちんとした研修をした上で、実務に携わった方が良いと思います。	あってはならない問題と思いました。 採用される前に、ニュースで知りました。	1件でも多く、正確に処理しようと思いました。
9673	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	特になし。	マスコミで騒がれるようになってからです。	基礎年金番号導入時以降に調査整理をすべきだったのではないか。
9674	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	国民年金の免除問題等で国民の信頼を失いつつあるなかで発生した大変重大な問題と認識していた。 テレビ等で報道され始めた頃知った。	窓口や電話において、迅速な対応、分かりやすい説明を行い、できるだけ納得していただき、少しでも信頼回復につながるよう心がけ対応している。 手番を基礎番へ統合する周知を十分に行ってなかったこと。
9675	本庁	その他(本庁)	存じません。	記録の解明の困難なものについては、地方自治体の協力も得て解決できるものはしていく。 記録の統合されたものについては、できる限り迅速にお支払いできるようにする。	最初は記録の改ざん等の問題しか知らなかった。 持ち主の不明な記録が大量に存在すること等を知ったのは、一昨年、マスコミで話題になってから。	一昨年はまだ補佐員で、自分の職務を遂行することで精一杯だった。 現時点で考えることは、日常の業務を行う上で、常に一般国民の立場の 視点も忘れないようにするということ。
9676	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	まずは、現在、申出のある記録照会を最優先で早期に整理すること、ただ、その中で記録が判明しない方も多くいることから、問題解決にはつながらないと考えます。したがって、新たな年金制度を構築していく必要があると思います。	社会保険の職員として、非常に恥ずべき問題であり、自分なりに誇りをもって仕事を行っていただけに残念であった。 業務を行っていく中で、問題のある記録等は目にしてきたことはあるが、年金記録問題として認識したのは、新聞報道等であり、平成19年4～5月頃ではなかったかと思います。	過去の事務処理に係ることとはいえ、社会保険職員として問題解決に向け積極的に取組み、事務所に来訪いただいたお客様にも謝罪し、できる限りの対応をしてきたつもりです。 業務を委託していた市町村やわれわれ社会保険職員が将来の年金に結びつく大変重要な記録であることの認識に欠けていたと同時に、国民に対する制度周知不足や組織内における職員の知識不足(教育問題)やチェック機能の不備あった。またこの当初、この問題に対し事業も平行して行うなど、最優先問題として、取組みにも疑問がありました。
9677	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	統一的で変更がなく、詳細かつ明確な方針を定め、それに基づいてマニュアルを作成し、これらに基づいて対処する方策が良いと思います。	年金記録問題とは、誰のものでもない手帳番号が存在するという問題だと思っています。 これらの手帳番号は、年金請求時に確認、統合ができると思っていたので、問題として認識したのはマスコミに取り上げられてからです。	年金相談、もしくは国民年金の窓口ででも、できるだけお客様の手帳番号を確認して統合できるように心がけました。 基礎年金番号以外の手帳番号が存在した時点で、誰のものか早急に特定するべきだったと思います。そのままにして、組織としてこの問題に、切実に対応しなかったのが問題だと思います。
9678	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	未回答者に対しては、再度お知らせを出し、最終的には戸別訪問を行う必要があると思います。	・特に問題意識はありませんでした。 ・記録問題が報道されてからです。	・ねんきん特別便が送付されたとき事務所の次長でしたが、それぞれ丁寧に説明し聴き取りを行い対応しました。 ・新規加入時の対応として、国民年金は市町村の担当窓口、厚生年金保険は各事業所の事務担当者において年金記号番号について、十分聴き取りを行い取得届を作成すべきであった思います。重複整理が必要なケースは、責任をもって担当者が対応すべきであったと思います。
9679	本庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	職員一人一人が解決に向けて地道に取り組んでいくことが必要	紙台帳から機械に登録がいい加減にされていたことによるものが大きいと思う。 事務所で年金給付課をしたときに統合されていない手番が多いと感じた。そのときには、ここまで大きい問題とはおもわなかったが、こういうことがあるのではないかと思った。	統合されていない手番については、できる限り本人に確認した。 紙台帳の記録が機械にきちんと反映されなかったことが一番の反省点だと思う。
9680	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	特にありません。	平成9年の基礎年金番号導入時において、共済組合との情報の共有(提供)、複数の年金番号所持者の対応及び広報等の徹底がなされなかった時点で、未統合記録が出るという思いはありましたが、裁定請求時に確認していけば良いという思いでいました。 平成19年に年金記録問題として大きくクローズアップされた時点で、社会保険庁(社会保険事務所)のこれまで行ってきた年金記録の管理において齟齬がでてきたことを強く認識するに至り、昭和29年の厚生年金法の全面改正が行われた時点で、その後の日本の産業構造や就労状況の変化、電子機器の発達等の大きな変化を見越した制度設計ができなかったことや、社会保険庁(社会保険事務所)に勤務する我々職員自身にも記録の管理の重要性という認識が希薄ではなかったのではと思います。	「旧台帳がオンラインシステムに収録されていない」、「オンラインシステム上の記録が正確に入力されていない」、「保険料納付記録が台帳等に正確に記録されていない」、「基礎年金番号導入後の過去記録整備も不十分」、「各共済組合からの情報提供も不十分」など、転記ミスや入力ミスによるデーターの正確性の問題、手帳番号の同一人への複数払出し、年金制度の周知不足(国民自身の認識も希薄であったと思われる)及び、年金法改正等取扱いが変更された時点で、一貫した統一処理が必ずしも行われていなかった(その場的な事務処理)ことや、裁定時主義(裁定請求時に確認すれば足りるという思い)が反省点ではと思います。
9681	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題解決を最優先として、人力を注いで対応することだと思います。	以前は、未統合の本人記録については、年金裁定請求時にすべて確認されるものと認識しておりましたので、テレビ等で「年金記録問題」として取り上げれるまでは、このような大きな問題が存在するとは、わかりませんでした。 現在、年金裁定をする部署にいますが、再裁定や遡及請求の多さに、驚きまた、社会保険庁の記録管理のずさんさを肌で感じています。	年金加入記録は、お客様に納入していただいた保険料に基づき、つづられるものですが、「お客様へに納入していただいた保険料」の意思か欠落していたために、記録管理がこのようにずさんになってしまったのだと思います。 いろいろな、問題が明るみにされてきた中で、「お客様」を意識する意識改革がされてきましたが、昔からこのような意識を持っていれば、このような事態にはならなかったと思います。
9682	地方庁	その他(社会保険事務局)	承知していません	妙案はおもいつきませんが、ねんきん定期便の対応を着実に行っていくことが重要と考えます	・老後の生活に関わる重要な問題だと思いました ・公表されてから	・ねんきん特別便窓口や電話での問い合わせに対し誠心誠意応対しました ・問題が発生したときは、後回しにしないで対処することが重要と考えます
9683	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	今以上は特にありません。	中に浮いた記録については、様々な記録のお知らせを行なってきており、これ以上の特定者へのお知らせは無理と思います。 残念ながら今のところ思い浮かびません。	昭和63年ごろ、一人が複数の年金番号を持っているといいう認識はありました。	ただ生存している限りはいつかは、(請求までに)統合されるものという認識でしかなかった。 受身ではいけなかったということでしょう。 もっと、早く「基礎年金番号」というものを実現すれば良かったのだと思います。
9684	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません。	現時点ででき得る限りの記録の是正と、再発防止のために適正な事務処理と記録管理の徹底	年金記録問題が存在することは入庁以前に報道にて知りました。 早急に解決すべきものと思っています。	反省点は様々上げられると思いますが、制度改変に対する徹底した対応が不足していたことが一つあげられると思います。それと職員の記録管理に対する意識も不足していた？
9685	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	年金記録調査の専門部署を設置し、集中的に対応する必要があると思われる。	国民年金の場合、平成19年度から提出されている年金記録照会申出書のなかで、年金手帳に後認されていたり領収書を所持しているにもかかわらず、マイクロや市区町村保有の名簿により納付の確認が出来ない事例が見受けられたことから、記録漏れを認識した。	社会保険事務所で保管している資料や区市町村保管の名簿等から詳細に調査を実施してきた。国民年金の場合、市区町村に事務を委任していたことによる報告漏れ、また機械化されていなかったことによる登録漏れが主たる要因と考えられる。これは、既に機械化され、収納業務は社会保険庁で行っていることから記録もれは発生しにくいと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9686	地方庁	その他(社会保険事務局)		照会と確認を確実に行う	日常の業務におわれ、問題であるという認識は薄かったかも知れない。存在をしったというよりも、確実に認識したのはやはり、とりだたされてからかもしれない	(7)に同じ
9687	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	今まで、各取組を同時進行で行い、最後に統台帳の突合が行われようとしている、ねんきん特別便及び定期便を送付し、回答をいただき、調査済みの方が多数ある中、果たして統台帳の全件突合せが必要なことであるか疑問である。第三者委員会案件等で記録補正が行われたものを再度訂正してしまう恐れがあるなど不安が残る。今となっては致し方ないことかもわかりませんが、時間を掛けてでも、正確な記録が管理できるよう、じっくり順を追って有効な調査を行うべきでは	確かに、社会保険庁側の誤りで記録が正確で無い部分もあるとは考えますが、精一杯業務にあたってきた自信はあります。事業所側、被保険者側のいろいろな原因も多々あると考えます。問題の認識については、平成19年5月の報道で知りました。	お客様に対し、精一杯のご説明をさせていただき、理解を求め、問題を真摯に受け止め、現在まで対応を行ってまいりました。問題として取り上げられた案件毎に、同時進行で、全て緊急対応を行い、たとえば統台帳突合せのような、記録整備を行わず、何度も再裁定を行なうことになったり現在でも整理が出来ていない部分が多く見うけられる。当時の政情等から、不可能であったことは理解しますが、まずは記録整備を行い、対応の準備を行ってから、本人通知を行うべきで
9688	本庁	その他(本庁)	無い	現状維持。現在も申し立てにそって1件1件記録を調査、回答をしてると思うが、このように地道に記録を突合していくしかないと思います。	年金手帳や年金番号を複数所持している人を見かけることはあったが当時はなぜ？と疑問には思っていたが年金請求の際、本人に記録確認をしたうえで裁定していたので問題としてはとらていなかった。問題と意識するようになったのは報道等がされるようになってから。	記録を確認する際、本人の申し立てを詳細に聞き取りまた、氏名の読み方もいろいろ読み替えて確認を進めた。 反省点としては過去に年金番号を複数払い出していた点がこのような状況になってしまった大きな原因の一つだと考えていますので、年金番号を払い出すときは、ちょっとでも同一人物が存在している可能性がある場合はさらなる確認が必要だと思います。あわせて最初に交付した年金番号は一生涯使い続けるということを全ての方たちに周知が必要だと考えます。
9689	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	地道な作業ですが1件1件を確認していくほかないと考えています。 しかしながら現在のところ照会があってから旧台帳の確認を要したり(カセット記録)ご照会を頂いてから回答までに多くの時間がかかります。特に船員保険に到っては番号の有無すらすぐにはわからない事や船舶所有者の記号の特定も難しい状態で調査支援のツールが虚弱であると思われます。 お客様の照会を待つ状態ではなく持っている記録を統台帳からデータに切り替える作業を行う事が急がれると思います。それにより記録判明で回答に到る時間が少しでも少なくなればサービス	問題についての認識は報道などで大きく取り上げられてから知ることになりました。それまではWMに収録されている記録は正しいものと信じて相談業務などにあたっていたので正直なところショックが大きかったです。今まで相談されたお客様で正しく記録が入っていない方だとすれば、年金額や受給権発生時期でご迷惑をおかけしている可能性が高いからです。	ねんきん特別便が始まり、全国を挙げて取り組みを行うなかで、微力ではありますが調査を行い記録問題に取り組みました。しかしながら(7)で挙げましたように1件1件地道に確認を進める以外に方法がないと思われます。現在は人員の配置も数をさいて頂いておりますが初期の頃の取り組みが人数の関係もありうまくいかなかったのではないかということが最大の反省点として挙げられると思います。
9690	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にしりません。	問題の解決には政治的判断も必要ではと考えますが、よくわかりません。 職員のできることは相談者に対して真摯に対応をすることだと思います。	問題が公になるまで特に認識していませんでした。ただ問題が広くマスコミ等でとりあげられるようになってからは、職場にかかわるたいへんな問題だとおもいました。	問題意識をもっても個人としてできることは個々のお客様に親身に対応することしかできません。 反省点としては過去の番号払い出しの時に手機待参しなければ新番を付番するような、安易な考えがよくなかったのではないでしょうか。 この記録問題がマスコミでさわがれるようになっても一部特定の職員にみられる恒常的な病気休暇の取得が続き、このような体質が新しい組織に引き継がれないことを願っています。
9691	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	年金記録の判明による年金の再裁定処理が長くかかっており、高齢の年金受給者をお待たせして迷惑をかけていると思います。 再裁定処理をさらに早く行っていくことが必要と思います。	年金記録問題については、ニュースや新聞で知ったところです。 過去の記録で結びつけるのが困難な記録があることは、仕事を始めて記録調査(FAX照会)の作業をしていた時から知っていました。	記録調査等を行っている際に、その都度担当の事務所に照会をかけて時間を要して回答していたので、データベース化されれば、迅速に回答が出来ると考えていました。ただ、全体の問題であるので、自分で何か対応できると思って進んで対応してはいなかったと思います。その点については反省すべきところだと考えます。
9692	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	無理かもしれませんが、記録をオープンにして本人確認をしていただくのはどうでしょうか。	年金記録問題については、一般的に公の話になるまで知りませんでした。 記録がすべて本人さまのものになっていないのは、記録を適正に管理して年金を老後にきちんと受給していただくといったうえでも問題があったと考えます。	お客様の立場にたって、電話や窓口での相談を親切・丁寧に応対してきましたし、現在もしています。 記録の管理がとても長期にわたるため、量も多いですが管理の方法がどうだったのかと考えま
9693	地方庁	その他(社会保険事務所)	別に有りません	上記の回答により、有りませんので分かりません。	あまり詳しい事は、分かりませんが、大変重大な事と思います。テレビ及び新聞紙上で報道され出してからです。	誠心誠意、分かる範囲での対応です。あまり深く年金の歴史が分からないので、簡単に述べる事は出来ませんが、我々職員、事業主、国民全ての人々 それぞれの立場で、反省すべきではないかと思います。
9694	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	社会保険庁で現存している資料(旧台帳等)の再整理を行い、、検索プログラムの充実を図る。	マスコミ等が騒ぎ出した頃は、手番統合処理を後回しにしただけで、それほど大きな問題として認識していなかった。 ただし、ねんきん特別便等により、来所された年金受給者から、直接話をして、手番統合処理の問題ではなく、年金記録の漏れ等も数多く判明したことから、大きな問題として認識を改めた。	年金相談等の際、年金受給者等からの話を真摯に受け止め、年金記録を漏らすことのないよう心掛けていた。 年金記録問題の一番の大きな原因は、統台帳から機械化した際の誤入力が大きな問題だあったものと思われ、当たり前であるが、これまで以上に記録の正確さが必要であることが再認識させられた。
9695	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題は知りません。		採用が今年の4月からなので、詳しくは分かりません。 大変な問題だという認識程度です。	誠意を持って対応するしかないと思っています。
9696	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録問題が存在することを知ったのは、新聞やテレビ等で報道されてからです。記録もれなどがあるとは知らなかったため、重大な問題であると思いました。	業務を行ううえで、法律やマニュアルに沿った処理や対応を徹底するようにしました。記録問題についての反省点は、職員の意識の問題や、基礎年金番号ができた時に手番統合がきちんとなされなかったこと、などだと思います。制度に ついてもっと知ることができるよう、広報や学校教育などがあるといいと思いました。
9697	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金給付の過払金債権が発生し、回収困難となった場合に、国の債権放棄にあたる不納欠損手続きを行うこととしている。 この手続きは、数年前までは、管轄社会保険事務所で行われていたが、現在は、社会保険業務センターで一括して行っている。 システム開発部門に配属していた時に債権管理システムの改善を検討するにあたって、実務経験のある人間に事務処理手続きの流れを確認していた際に、不適切な不納欠損手続きが行われている可能性があることを聞いたことがある。内容は、以下であったと記憶している。 1. 数回の督促状を発行するだけで、充分な現地調査、財産調査を経ないまま5年の時効が経過した時点で機械的に不納欠損手続きが行われている可能性がある。 2. 実際には、行われていない調査内容が欠損理由に記載されている可能性がある。 3. 東京の社会保険業務センターで一括処理することになると現場から離れるため、ますます調査は不十分なものとなるのではないか。	まず、受給権者の死亡による年金給付の過払金を発生しずらくするために、住基の死亡情報との連動、偶数月支払から毎月支払への改善が必要と考える。 また、保険料債権については、法令で財産調査手続き、差押手続きが規定されているが、給付金債権については規定が無いため、法令整備が必要。受給権者死亡の場合は、遺族年金からの強制充当を行えるようにすることも効果があると考える。 不納欠損手続きにについては、適正な手続きが行われているか第3者が定期的に監査する必要があると考える。	年金の裁定システムの開発を担当していた平成16年ぐらいに、記録統合がなされていない旧台帳記録の存在を知った。 上司に相談したところ、年金の裁定請求がされた際に徹底して記録確認が行われるので、現時点で統合されていなくても良いと聞いたが、記録管理上も、裁定システムの設計上もリスクがあると感じていた。	裁定請求書の決裁処理用に出力されるリストの被保険者記録にカセット番号(マイクロフィルム化した旧台帳記録の番号)が表示されているが、リストレイアウトの変更により削除されそうになったため、記録統合漏れにつながると考え反対して残すよう指示した。このように裁定請求の際に記録の漏れがなるべくないようシステム設計の際に心掛けていた。 記録管理システムにおいて、制度別の記録管理方法を採用したことが問題であったと考える。設計当時は、入庁していないので、反省しようがない。
9698	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・女性の脱退手当金について、退職後再就職をしない前提で脱退手当金の請求をしているが、支給される前に違う年金番号で再就職しているケースも多い。今と違ってオンラインで在職中か否かの確認もできない時代の記録に対し、お客様自身も「もらった。」と認め、統台帳にも表示があり、オンライン上も記録が残っているにもかかわらず、手番統合すると、支払日が加入期間に入る場合は、脱退手当金は貰っていないこととなり、年金額にも反映されている。当時は簡単に新番取得もでき、貰い得になっているケースが多い。 一緒に会社を退社し、一緒に脱退手当金の請求した人の中で、違う番号で勤めた人だけが年金としても受給するというのは制度上問題があると思う。たしか、年金手帳は脱退手当金の請求書に住民票とともに添付したと思うので新番を取ることは容易だったと思う。 (せめて平等にするのであれば、脱退手当金の金額を返還することによって年金権を認める等の措置を考えてもよかったのではないか。)	・資格照会業務の経験者を中心に一件一件対処する以外にないが、出来れば事務室以外の場所(窓口・外線電話のないところ)で集中してやることによって能率が上がるのではないかと思う。	・採用当時から、年基金記録は裁定請求書の提出の際に、個人の申立履歴と年金記録を最終的に確認するもの。と、教えられてきた。 平成9年以前は年金番号が空欄で取得処理をしてもメッセージは何も出なかったし、、事業所の担当者も、採用した社員から年金手帳の提出がない以上は、保険証・保険料等の関係があるため、年金番号欄は空欄で提出するため、日常的に新規手番の払出がされており、そのたびに「重複取消」の指導(お願い)はするが、事業所によってはそのまま放置、というケースも多かったと思われる。 今はお客様に対し、会社名等を伝えられるが、以前は、お客様本人からの申立がない限り、加入記録を伝えてはならない(庁からの指示)とされており、氏名索引等で同姓同名・同生年月日の記録が出ても、お客様に思い出していただくために、窓口担当者は苦労をしていた。 お客様ご本人も数ヶ月の記録が見つかっても、「面倒くさいからいい…」と言う方が多くいらっしゃった。 ・資格照会業務に係わるようになってから、諸々の問題があり、統台帳とオンライン記録の相違等について、記録の整備等を庁に再三お願いしてきたが「予算的問題」等を理由に整備してもらえなかった。 社会保険事務所の現場では、日常的に「年金受給の元になる大事な仕事。その内容によって老後の年金額が違う…」等の認識を持っていたが、現場以外のところでは、個人記録については	・基本的な対応は今も同様です。お客様は、自分が来たくて来所されるのではなく、必要があって来所されるわけなので、来所された目的にちゃんと答えられるように今も意識しています。 ・記録問題(厚生年金)について、紙進達の時代を経て現在に至っている事実は変えようがないが、年金制度に対する広報不足は否めないのではないか。 職員としての問題は、「年金記録は60歳で見直す」が刷り込まれており、受身の姿勢を見直そうとしなかったことだと思われる。 (庁の考え方も、昭和の時代から、現場から要望を上げても「裁定請求提出時に対応すれば良い」との姿勢は変わらなかった用にも思います。)
9699	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。		私が、平成12年4月から平成13年5月まで厚生年金の記録調査の仕事に携わったときに調査で発見した手番をウインドマシンで確認すると、被保険者台帳と相違していることがあったり、別人の記録が収録されていることが多々あったので怖いなぁと認識していました。また、当時、基礎年金番号に入っている記録を本人あてに送付するようになると聞いていたので、誤った記録の入った厚生年金番号で基礎年金番号が付番されている方の記録を本人に送付しても大丈夫な	期間調査にて見つかった厚生年金手番の中に入っている記録はすべて被保険者台帳を取り寄せ、記録が正しいことを確認してから基礎年金番号に登録していました。また、基礎年金番号に入っている記録についても、被保険者台帳を取り寄せ確認していました。 今から思えば、期間調査の申し出のあった人だけでなく、年金の裁定請求の際に被保険者台帳をすべて取り寄せ、ウインドウマシンの記録と照らし合わせるべきだったと思います。
9700	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に知りません。		入庁時、支払係に在籍時に、受給年金額への未反映の厚生年金期間等が判明したとの照会を受けたとき。その当事は、基礎年金番号制導入時の手番統合調査等の不徹底との問題認識をしていた。 また、事務所出向時に、国民年金納付記録等が、オンライン上の記録と市町村で保存されている記録が相違しているケースがあることを知った。過去の記録において、人為的な誤りにがあることを具体的事例として体験した。	私の業務経験上において、(8)におけるような問題を助長するような対応を行ったことはないと思っている。 組織、体制面の反省点としては、今般問題となっている年金記録問題は、行政が管理している記録という面から考えるとやはり、その事象の発生件数が膨大であり、組織的な問題認識の甘さがあったといわざる得ないと思います。
9701	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在行っているように、時間と人を集中的に費やすことで、早期解決を目指すことが優先されると思います。	平成19年3月より在籍しており、同年5月にニュースとして取り上げられ初めて認識しました。当時は状況の深刻さを理解しておりませんでが、社会保険の信頼に関わる重大な問題だと思います。	自分が携わっている業務の重みを常に意識するよう心がけております。 日常で起こりうる誤りが、そのまま長い時を経てしまったことで解決が難しい問題に発展したのではと思いますので、危機意識と迅速な行動が必要であったと思います。
9702	地方庁	その他(社会保険事務局)		すでに照会いただいている分について、できるかぎり早く回答できるよう全職員が取り組む。		反省点としては ・国民や事業所に年金の制度・概念の周知が徹底されていなかったこと。 ・記録管理が徹底されていなかったこと が挙げられると思います。
9703	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	国民年金の市町村名簿や払出簿及び厚生年金の事業所検索がシステム化(電子画像化)が構築された為、各県や各事務所での対応を全国規模の一括集約化を進めることで早期解決につながると考えます。	国民に対する十分な制度周知及び被保険者へ定期的に加入履歴や納付状況を通知されなかったのが、今回の問題につながったと思われます。 また、今回の問題を知ったのは国会やマスコミ等で注目(報道)され始めてからです。	窓口対応時にお客様から納得していただくよう親身な説明を心掛けました。 また、20歳未満(義務教育対象者等)を含めた幅広い年齢際に皆年金制度の根幹である相互扶助という思想理念を根付かせる事ができず、現年金制度への関心も高まらなかったことが反省点と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9704	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現時点では窓口における現金領収の廃止や原符の適切な管理等、かなり事故防止に力を入れていると思います。コンピュータ導入前の記録の件につきましては物理的にどうしようもない問題だと考えており、解決に向けて努力していくしかないと思います。ただどこまでが解決のゴールラインなのか判断はつきませんので、日常業務を的確にこなし、サービス向上に努め地道に国民からの信頼を勝ち取ることしか考えが今はうかびません。	最初国民年金については市区町村が現年度を領収していたため、領収書があって未納になっている方については、社会保険事務所の問題ではなく、市区町村の落ち度であり、足を引っ張られているような被害者意識に近いものがありました。まわりの職員も社会保険の責任ではないその当時は思っていました。ただ問題が大きく取り上げられ、社会保険事務所の過年度の現金領収書と記録が食い違う方を何人も目の当たりにすることにより、根深い問題であったのではないかと痛感しました。コンピュータ導入以前のことに詳しくないため推測する以外ありませんが、かなりいいかげんな現金領収や納付記録の扱いをしていたのではないかと思います。	年配のベテラン職員に以前の国民年金の事務処理や時代背景を確認し、窓口対応に役立てようとしましたが、各自治体の国民年金の業務の違いや、社会保険事務所の取り扱いの違いから、窓口応対では非常に苦労することもありました。今後はやはり全国統一した事務処理を確実に行うことで、そのような問題を解決していけると考えております。またコンプライアンスの徹底はいうまでもありません。
9705	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません			
9706	本庁	その他(本庁)			当初、年金請求時に整備するため、痛みが少ないと思っていた。 過去の台帳調査で、資格記録に誤りがある被保険者が 多数いることがわかり、大きな問題であると認識が変わった。 解決に長時間要すると考えていた。 資格記録の不備(宙に浮いた年金記録等)の存在は 入庁当時から知っていた。	資格記録の不備は、年金請求時に整備するという考えが あったように思われる。 資格記録の事前整備する認識が足りなかったことが 反省点である。
9707	地方庁	その他(社会保険事務所)		知識がある人ややるべき。地元の職員、なるべく古い人。人を増やせばいいという問題ではないと思うが。 水没して判読不明な久留米や、火事で焼失している直方の分の事業所名簿については、何らかの措置をもうけるべき。国年一年以内未納は納付に……と誰か言っていたが、それよりも重要なことと思うが。	よくわからない。	よくわからない。ただ、戦時中の名簿などよく残っていたな……と感心はする。
9708	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9709	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない。	とても全記録を確認できるとは思えないため、申し出のあった方全員の記録を認めることとする。それによって記録調査の経費を削減し、削減した経費を年金の財源とした方が効率的である。	基礎年金番号が導入された当時、国民年金の記号番号と厚生年金の記号番号が2つ以上存在するのは当然のことと思っていたので、特に問題意識はなかった。 しかし、それ以前にコンピュータに収録されていない記録が存在することは知っていた。	まず複数の記号番号については資格取得時に出来るだけ本人に確認を取り、また国民年金加入時には市町村窓口でも確認するよう周知をしていた。 記録漏れについては裁定請求時に旧姓でも氏名索引するなど、本人の記憶にないものも出来るだけ確認していた。 年金記録問題は、届出するだけで本人へ確認通知が行かない一方通行になっていたことが問題である。
9710	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	今現在実施しているような方策で地道にやっていくしかないかと思われる。 あとは最近も議論されているが、救済の要件を広げるなどして対応していくしかないと思う。(どうしたって不公平さを感じる人は出てくると思いますが)	統合・整理されていない過去記録(年金番号)が約5000万件あり、適切な管理がなされていないことが判明した。この約5000万件の過去記録の中に、現在、年金を受給中の人の基礎年金番号に統合されていない記録(年金番号)が含まれており、本来受け取れる年金額より少ない金額が支給されている(年金支給漏れ)のではないかという懸念が持ち上がった。 また、本人が納付済みと主張する国民年金保険料の納付記録が、社会保険庁のデータ(年金記録)や自治体の台帳になく、保険料の領収書を残していなかったことで納付証明ができず納付と認められないケースや、給料から天引きされていたはずの厚生年金保険料の納付記録(被保険者記録)が、社会保険庁のデータにないことが判明し、給与明細を残していなかったことで厚生年金記録の証明ができないケースがあった。	問題の発覚後、問題解決に向けて様々な処理をシステム開発して実施したが、その際、遅れや間違いのないシステム運用に努めた。 オンライン化する前の記録ミスがそのままコンピュータに残ったこと。 氏名、生年月日、性別、住所を軽視していたこと。 漢字カナ自動変換システムによる記録の誤りがあったこと。 過去の記録の誤りを減らす取り組みをしなかったこと。 システムの開発・運用を長期間に渡り特定の業者に依存していたこと。 不正行為防止のための内部事務管理態勢が不十分であったこと。
9711	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	特にありません。	特にありません。
9712	本庁	その他(本庁)				
9713	本庁	その他(本庁)	なし	さまざまな方策が同時・大量にとられている。作業に優先順位を持たせる。	過去の制度上の不備が現在になって判明し、その解消作業をしている。 記録問題がマスコミで報道されたとき。	作業の計画が現場(事務所)の現状を全く考慮されていないように感じる。 限られた人員・予算の中、計画に優先順位をもたせると同時に直接現場に 足を運び現状に即した対応をおこなう。
9714	地方庁	その他(社会保険事務所)	WMに未収録の記録がまだまだあることは、世間的には知られていないだろうし、現場でも、あとどのくらいの記録が埋もれているのか実感できないことが問題だと思います。 また、これまで、無理な期限が設定されているのもかかわらず、本来業務の軽減も、予算的措置も十分でなかったため、個々の職員の自発的な超過勤務(サービス残業)でしか対応できず、結果として違法な就労に耐え、モチベーションを維持できた職員と、そうではなかった職員との間で、処理内容の精度に大きく差が生まれる結果になってきたことも、問題であると思います。 モチベーションの差以外でも、無理から生じた弊害として、次のような事例がありました。 つい先日、事務局より数字を強く求められ、休日出勤を余儀なくされた職員が行った処理結果を点検したところ、安易と思える回答が作成されていました。念のため、本人あてに再度架電して上で記録を整備したところ、大幅な記録の訂正があり、当初作成されていた回答で年金を再計算した場合との間で、遡及支払い額に数百万円の差が生じました。 この結果は、担当した職員の責任だけではありません。この職員は、普段別業務に追われており、年金記録問題に深くかかわる機会が少なかったため、本人から的確に情報を聞き出すことコツを十分に掴んでいなかったのです。 これは、無理な体制の下での処理を強いておきながら、実態に目をつぶり、期限や残件数といった、机上の数値による結果のみを追求した全体の事務処理計画が招いた結果といえます。 組織が目指すべき目標の優先順位を、見失ってはいませんか。 記録の復旧がもっとも大切な目標であり、期限内に残件数を無くす事がもっとも大切な目標ではないはずです。 問題を早期に解決することは、目指すべき目標ではありますが、一番の目標ではありません。数値目標ばかりを追求した結果、本来の目標を見失い、目的がすり替わり、拙速に回答をしてしまうケースが多発していると危惧します。 これでは、かつて無理のある期限と予算でオンラインに記録を収録しようとし、今の記録問題を招いた結果の二の舞になりそうです。 「歴史を学ばざる者は、同じ結果を招く。」最近何かのテレビ番組で、どこかの国の諺として照会されていました。当たり前すぎることのようで、取り上げられることもありませんでしたが、私には	(6)のご質問において、回答してしまったところはありますが、それとは別に思うところを書かせていただきます。 年金記録問題は、記録管理の問題であり、記録を扱う組織である以上、永久に解決しないと考えます。 組織の移行を念頭に、常に問題に対処する体制を組んでおくことが大事であると認識し、その準備に取り組む必要があると考えます。 限られた人員で体制を確保するためには、別業務を手放す決断が必要であると考えます。 たとえば、保険料徴収業務などは、別機関に移譲すべきであると考えます。 組織が、何を求め、目指すのか。 国民の皆様の信頼を勝ち取るためには、どこを強化しなければならないのか。 逆に、組織のどの分野が力不足であり、他に適任である機関がないか。 そういったことを意識しながら考えれば、答えは明白に思えます。 現時点で、少なくとも私の所属する事務所において、年金記録課を常設するような話は聞こえてきません。 年金記録問題は、一時的な問題ではなく、長い時とともに深刻化していった問題なのだと思います。 記録を取り扱う以上、継続的な体制を組んでおくことが必要だと感じます。	取り扱う膨大な情報量、業務の数に対し、見合った体制を組んでこなかったことが招いた、当然の結果だと認識しています。 また、行政官庁の限界か、性善説や正論に固執した手続き、届出に頼ってきたことにも問題を感じます。 平成14年4月に採用された当初、父から、いったいどのようにして膨大な量の情報を長期間に渡って管理しているのか、と聞かれたことがありました。 コンピュータを使用することで管理できるとして、コンピュータがなかった時代の記録をどう移行したのかに関心があったようでした。 個人的にも興味があったので、先輩に尋ねたところ、あいまいでよく分からない回答でした。というよりも、尋ねた先輩も若い方だったので、当時の処理のことなどは、当然のようにご存知ではなかったのです。 後日、窓口で期間照会の即時回答をしようとしたところ、別の先輩からとんでもないことだと叱責を受けました。 持参された手帳の記録について回答しようとしただけで、なぜ叱責を受けたのか、理解できず反発しましたが、先輩の説明によると、時間をかけて調査しないと、信頼できる回答はできないというのです。その理由の1つ1つは、遂違やらフリガナ収録がどうやら、当時はよく理解できませんでしたが、とにかく、記録が怪しいらしいということは認識できるようになりました。 その後、しばらくたって年金記録問題が表面化したときに、その問題の奥深さに驚きました。 今現在においても、その底は見えていないというのが実感です。	日々の業務を優先し、自主的には特に取り組むことはなかったですし、かつては、与えられた主担業務の外に手出しする権限や根拠などありませんでした。 年金記録問題が生じてからは、比較的携わったほうだと考えます。 サービス残業を厭わず、自身の主担業務とのバランスに悩みながら取り組んできました。 率直な感想ですが、もともとは、組織的な体制の準備不足が問題の根本にあるにもかかわらず、さも、職員の資質の問題のように論点がすり返られ、懲罰的な労働環境化におかれている現状を異常だと感じます。 長年組織内で薄々感じ取られていた問題意識を放置し、取り組みをしてこなかったツケを、現在その組織に在籍しているからという理由で現役職員に押し付け、問題点のすり替えをしているように思えます。 不当に扱うことで、誰の歓心を買いたいのかは問いませんが、論点をずらし、ぼかすことは、問題の発生こそが明確にさせる、重大な教訓から学び取ろうとしていない低度の表れに外ならません。 不当な立場におかれていると実感している職員は、私だけではないと思います。実際、これからもっと仕事を教えていただきたかった先輩や、私などよりも優れた資質を感じさせてくれた後輩が次々と職場を去っています。 彼らは、新天地に活路を見出せるほどの行動力と実力を備えているのでしょう。そういう人材を次々と失い、残る職員もモチベーションが低下し続け、希望を失い、マイナスの感情を抱くようになっていくばかりでは、どんなに看板を架け替えたところで、問題は解決しないどころか、悪化する一方です。 組織は大切ですが、それは、人の仕事をサポートするツールだからこそです。 仕事は人がするものです。その本質を見失わないでください。 かつて戦史研究の資料で、太平洋戦争時に、人的資源を浪費したことを問題視する項目に目を通したことがあります。
9715	本庁	その他(本庁)	ありません。	問題解決については、人員をかけて、調査するしかないと思われる。また、当職員のみでは、未統合の番号を本人と確定するには困難なため、被保険者、年金受給者、適用事業所及び市町村等に引き続き、問題解決に向けた協力を行っていくしかないと思われる。	基礎年金番号に統合されていない番号がそのままになっているのは、知っていた。ただ、当時はそれ程重要とは認識していなかった。また、事務所の窓口相談時においても、こちら側から相談者に対して積極的にアプローチできる体制ではないため、現在にいたってしまった。 被保険者、年金受給者にとり、保険料を納付したものが受給時に金額に反映されないことは大問題であり、記録を管理するわれわれにとっても非常に重要なことと認識している。	未統合の番号があることについて、もう少し早く問題提起をしてなければいけなかったと思う。
9716	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	これまで行ってきた方法以外には思いつきません。	基礎年金番号制度導入後も統合されていない記録があることは認識していました。	裁定請求書受付時において、お客様の職歴申出と確認し、一致しない場合は期間調査を行いました。また、一致している場合でも、氏名索引にてもれているお客様の記録がないかを確認しま
9717	地方庁	その他(社会保険事務所)			未統合の記録が存在することは知っていたが、上司や先輩は年金を請求するときに確認をするから問題ないと説明していたので、深くは考えなかった。ただ、年金を決定するときに相当の時間がかかる場合があることは、(請求する側はもちろん年金を決定する側から考えても)あまりよいことではない、と疑問を感じたことはあった。 知らなかったことが次々に報道されるようになり、問題の深刻さを理解した。	年金は請求に基づいて裁定するものと法律に定めがあるとの上司、先輩の説明に反論はできなかった。上司や先輩が彼らの上司に言ってもおそらく回答は同じであったと思う。 自分の知らない過去に意見することは困難であるが、職員一人一人が年金記録を丁寧に確認していたかどうか、自分ができることをしっかりしていたかどうか、反省すべきであると考える。 あえて言うのであれば、いつか整理しなければならない問題に今取り組んでいるのであって、もっと早い時期から計画的に実施すべきであったのでないかとの思いはある。
9718	地方庁	社会保険事務所課長級以上		オンライン化されていない記録を、すべてオンライン化する。 申し出に対し、想定しうる可能性を含め、調査する。	勤め始めた頃、年金裁定の時記録を探すのが大変だとの話は聞いていた。 オンライン化が進むうち、オンラインで出てこない記録は無いものだと思うようになった。 年金記録が問題になってから、氏名の無いオンライン記録やオンライン化されていない記録が残っていることを知った。	昔のコンピュータメモリが高価だった頃の意識のまま、使用頻度の低いと思われる記録をオンライン化しなかったこと。 不完全なままオンライン化したデータをそのままにしていたこと。
9719	地方庁	社会保険事務所長	存じません。	最後は、インターネットでの開示を行い、ある程度完結とすべきである。なお、その際、未統合記録の会社名と時期の開示をし、個民に申し出てもらう方法も考えられる。申し出があったら、氏名及び生年月日で特定する。	未統合問題は被保険者が平成19年現在においてまだ、統合ができていないものがほとんどであると認識していたが、受給者もかなりの件数に及んでいることは驚きであった。 平成19年5月ころ知った。	年金制度が複雑にもかかわらず、分かりづらい内容の特別便が送られたことから、誤解が多かったと思われ、丁寧な説明を行なった。 国民年金、厚生年金、共済年金は別制度であるにもかかわらず、基礎年金制度を土台とした複雑な制度にしたこと等、制度上の問題が大きかったと思われる。制度を簡潔な分かりやすいものとしなかったため、国民の理解とチェックがなされなかったことに大きな問題を抱えていたと思わ

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9720	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	照会された年金記録を調査するためには、被保険者・受給者からのできるだけ正確な情報が必要ですが、記憶があいまいであったり、制度の勘違いと思われる照会もあり、それが、記録問題を解決する上で障害の一つになっていると思います。 被保険者・受給権の記憶を呼び起こしやすくするために、被保険者・受給権に情報を提供する場合は、分かりやすく個人情報を提供することや、年金制度の仕組みについても、工夫して提供する必要があると思います。	年金記録問題の存在を認識したのは、年金記録問題がマスコミ、国会で取り上げられるようになり、年金記録問題が公表されたころです。	記録問題の解決のため、これまでの経験・知識を生かして、問題の解決に取り組んできました。 記録を適正に管理することについて、組織全体として、認識が甘かったと思います。組織の一員として、年金行政に携わってきたものとして、率直に反省しなければならないと思います。
9721	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません	現在、社会保険事務所に勤務しているので、お客様と直接接する部署であることから、一人一人のお客様に対し、懇切丁寧に一件一件地道に対応していくことだと思います。	基礎年金番号前の手番が重複していることについては年金請求時に資格照会等で統合することになっていると理解していました。このような大きな問題になっているということはマスコミ報道等で知りました。	一日でも早く年金未統合記録がなくなるよう努力していく必要がありますが、やはり一件一件丁寧に地道に対応していくことが重要であり、またそのように対応するようにしています。 反省点としては、今、行われているような年金特別便や年金定期便のようなお客様に自分の記録を知ってもらう機会が以前からあれば、手番統合の処理がもっと進んでいたのではないかと思
9722	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	本人の申し立てに基づき一律に救済することが望ましいと思います。	年金問題を知ったのは、報道などで話題になってからです。その時点では、未統合の記録は裁定時に統合するという認識を職場全体として持っていましたので何故今騒ぎ出したのかわかりませんでした。 しかし、実際に年金が請求されていない記録がたくさんあることや、納めたはずの年金記録が消	年金特別便専用の窓口で相談対応をしました。 報道が加熱し、いたずらに国民に不安を与えたと思います。社会保険事務所には連日人が押しかけ、怒号が飛び交うなど異常な光景でした。 今後は綿密なスケジュールを立てた上で、お客様への通知や広報を行うべきだと思いました。
9723	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	職員は当然であるが、分限免職となる職員やOBの方を活用し、処理を迅速に進めるべきであると思う。(過去に従事した職員の方が賃金職員等よりも即戦力になる。)	年金請求時に記録を確認すればよいという考え方があって、現在のように積極的に本人記録の確認を行っておらず、個人的な問題としてこのように全般的に大きな問題になるとの認識が薄かった。	年金記録の確認については、資料等も膨大な量で、かなりの時間を要するが、特に受給者の方は高齢であることから少しでも早く処理できるよう、優先して対応してきたところである。今後も残件数の解消に向けて対応していく。 反省点としては、次のような点が挙げられる。 ・台帳からオンライン化に切替の際の確認が不十分であったこと。 (市町村からの情報漏れ、誤入力等) ・基礎年金番号制度発足前の手番の管理が不十分であったこと。 (厚生年金の記録については住所登録がなかったため、本人確認できず、厚生年金加入のつど手帳番号を払出していた。・・・被保険者本人も初めて交付された手帳番号を通していなかった責任もあるが)
9724	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	職員ひとりひとりがこの問題の解決に向けて一生懸命取り組む必要があると思います。 また国民の皆様にもご協力をいただき、庁から送付したものに対して、必ずご回答をいただくことが必要と考えています。	平成9年1月に基礎年金番号が導入されたときに、就職するために生年月日や氏名を偽って厚生年金の資格を取得していた人が過去にいたことから、ある程度は統合できない記録ができてくるのではないかと思っていたが、5000万件も統合できないでいない記録があるとは思わなかった。 また、この問題は平成18年2月ころだったと思うがテレビ報道等により知った。	お客様ひとりひとりの立場に立って対応してきたつもりである。 この問題について現時点で考えた場合、昔の先輩方の年金記録に対する意識(認識)の低さや紙媒体からコンピューターへの収録の仕方(考え方)に問題があったと思う。 また、自分自身の認識不足を痛感した。
9725	本庁	その他(本庁)			大変な問題。	出来るだけ迅速に正当な支払を行えるよう、再裁定処理を行っています。 その際、誤りがないよう2次決済3次決済を行い、一人で完結させないように注意しています。
9726	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
9727	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		平成18年の国民年金の免除問題が明るみ出た頃に、年金記録問題について、意識するようになり、その後、五千万件の未統合記録の件が国会で取り上げられ、改めて、記録問題の重大さを知ることになりました。正直、職員として、基礎年金番号への未統合記録が、これだけの数字になるとは想像もしていませんでした。 国民年金の免除問題の際は、事務所にて免除の記録について、入力処理等を行っていましたが、当時は、違法性の認識は全くなく、上司からの指示に従っていました。しかしながら、法令順守違反になる旨のことを後日聞かされ、驚きました。 五千万件の未統合記録については、裁定請求時に過去の記録を確認の上統合を行うので、記録は必ず年金受給額に反映するものという認識でいました。しかしながら、端末上に記録が収録されていなかったり、誤った氏名で登録されているなど、記録管理がずさんな状況であることが判明し、現在は、私の認識が楽観的であったと感じています。	国民年金の免除問題について、不正に入力された方の記録については、回復することに全力を注ぎ、同時にご迷惑をおかけしたお客様の自宅へ上司とともに謝罪に伺り、誠意を示すことに努力しました。 また、五千万件の未統合の記録に関連し、お客様からの年金期間調査依頼が多数寄せられる中、「記録は必ず見つかる！」という強い信念のもと、集中して期間調査に取り組んでいます。 また現時点での、問題点としましては、各事務所で個別対応しており、非効率的な面もあるようなきがします。今後は、一箇所に集中的に処理したほうが、効率的であると考えております。また、記録調査については、やはり経験が必要であり、長年、期間調査に携わってきた職員を専門家として集めて、集中的に取り組んでいくほうが良いと思っております。
9728	本庁	その他(社会保険事務局)	知りません	一人一人が年金の漏れや間違いについて、再度機会台帳の確認をおこない、迅速な処理をしていくことが必要だと思う。	マスコミの報道によって知った。記録の漏れについて基礎年金番号化していない人については、お客様からの照会があって回答しなければならなかったため、記録が漏れている認識はなかった。	年金の記録問題について職員の側から本人と思われる記録について確認をとるようにした。
9729	地方庁	その他(社会保険事務局)	申し訳ありません。特に知っていることはありません。	最終的に残ってしまった記録を整理して専門チームによる対面調査しかないと思います。それでも残る記録については、支障のない程度に情報を開示してHP等で掲示し、国民のみなさんに確認していただけるようにすればと考えます。	正確性に欠ける古い記録に突き当たるたびに「全体数は全くわからないけれど、それなりに件数があるんだ」とは感じていました。いつかなんとかしないといけない大きな問題なんだという認識はありました。この問題が存在することを知ったのは、はじめて国民年金課に配属された平成14年頃だったと思います。	来訪や電話で対応したご本人に記憶はないが、ほぼ間違いなくご本人の記録であろうと思われる記録を見つけた場合は、あの手この手で思い出してもらえるよう質問をし、そのとき思い出せなくても何かの拍子に思い出したら必ず連絡をくださいと伝えるなどして、せめて自分たちの対応した方の記録については漏れのない完全な記録となるようにと職場のみなさんと努めてきました。 現時点では、第一に制度を変えすぎたことが反省点であろうと思います。また、番号を一本にし
9730	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません		入職した時、すでに問題が発生してました。	お客様の立場に立ち、誠意をもって対応しました。
9731	本庁	その他(本庁)	特になし	1件1件解決していくしかないのではと思います。	地方事務所に出向してしばらくしてから(平成19年頃)存在を知りました。記録調査を事務所で行っていたので、未統合記録、不備記録の多さにびっくりした記憶があります。これだけ件数が多ければ信頼を取り戻すのはなかなか困難であると考えていました。	1件1件調査し、受給者への回答を行っていました。一番の問題点は請求主義として被保険者記録を一元管理してこなかったことだと思います。
9732	本庁	その他(本庁)	加給年金額加算の開始および停止にかかる改定年月日のズレなどにより、 過払いや未払いが発生していたのではと思われることがあった。	ねんきん特別便や定期便により記録についての情報は提供しており、テレビ等でも大きく取り上げられたことから関心を持ってもらうことはできたと思う。 あとは、そのうえで、実際に相談に来られた方への対応を誠実に行い、疑問をひとつひとつ解消していく地道な努力がよりいっそう必要だと思う。	社保側の年金記録の管理に対する甘さと、被保険者側の自分の年金に対する無関心により生じた問題と認識してました。 4年前に就職して、実際に年金相談を受けるようになったときに問題を実感した。裁定請求書を受理する際に氏名索引すると他の手番が複数存在することがよくあり、しかも本人は印字された記録が正しいと信じ、働いたことはあっても厚生年金をかけているとは思わなかったということが	ここで自分が記録をしっかり見ないと、間違った記録のまま生涯年金を受けることになると強く思い、記録確認は徹底するようにした。 以前は、氏名索引で他の手番があってもこちらからは大雑把なヒントしか言えず本人が思い出す間もなく相談を終了せざるを得なかったこともあり、裁定請求時の記録確認が甘かったところがあったと思う。
9733	本庁	その他(本庁)			年金の記録が整備されていないため、受給できないケースが相当数存在すること。 平成19年に年金記録問題が発覚した当時に知った。	年金に限らず、個人が自身の問題として認識していなかったことによる。 しかし、長年の蓄積による問題を、短時間で解決するというのは現実的ではない。
9734	地方庁	その他(社会保険事務局)		正直、現状で可能な手段は出つくしているように思います。今後は記録照会の回答を一刻も早くご本人にお知らせできるよう、全力を尽くすべきと考えます。	新採当時(平成14年度)、厚生年金の資格取得処理時に職権において手番統合を行うことが業務の一環になっていました。しかし、個々の手帳を各人がきちんと保管しているのであれば、大きな問題ではないと考えていました。	手番が複数存在する可能性のある事象に当たる際は、その確認に最大限努力してきました。しかしながら、私たちの側も国民の側も手番が複数存在することについての問題認識に大きく欠けていたと思います。本人への記録の通知等は、長期にわたり多額の保険料を徴収し、さらにそれを給付へ反映させることが公的年金制度の大前提である以上、もっと早くに実施しているべきだったと思います。
9735	地方庁	社会保険事務所課長級以上	70歳以上被用者届(被保険者ではなく年金額の調整のみのために標準報酬を管理)は、正直に提出した者のみ年金額が停止等調整が入いるが、事業所の担当者の認識も低く、組合管掌事業所は社会保険事務所で把握しづらいので非常に不公平が生じている。今後問題になってくるのでは・・・。	標準報酬の改定等を行った場合は、事業主だけでなく被保険者にも通知することを行う。「ねんきん定期便」はわかりづらいのでもう少し工夫する。 こちら側からアクションを起こすのはそろそろ限界と思われるので、被保険者側からもっとこちらに来るよう検討が必要。 事業主は銀行から融資を受けるため等により報酬を高く設定しているが、実際は報酬は支給されず、保険料も滞納してしまうケースの場合、将来年金額が保険料を払っていないのに、高く設定された報酬に基づき計算されるのはおかしい。制度の改正が必要。	保険料を滞納した事業主が、銀行の融資等のために実際より高く設定された報酬を実際に支給された額に遡って訂正したとの認識。将来事業主が、保険料も払わず、もらってもいない高い報酬に基づき計算された年金をもらうことの方が問題だと思う。 職員の処分があって知った。 その他はわからない。	社会保険庁の職員が犯罪者集団のように報道され、その報道のとおりのことをお客さまに言われまくったが、1件1件丁寧に対応してきた。 過去においては健康保険・厚生年金についての認識が低く優秀な職員が集まらず、OB連の質が悪すぎたこと・・・汚い字で書いた被保険者名簿、年金相談室での年金記録確認がいい加減、長期的な展望による正確な記録管理をしなかったこと、また、事業主の性善説に頼り過ぎたこと・・・。
9736	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	お客様の記録に日々接する職員が一件一件チェックするしかないのかなと考えております。	19年夏の新聞の報道で初めて知りました。当時は社会保険事務所で働き始めて日も浅かったので正直よくわかりませんでした。	未統合手番の確認、記録補正の要不要を事あるごとにチェックしてまいりました。 年金の番号をいくつも払い出せるシステムであったことがそもそもの原因だと思います。
9737	地方庁	その他(社会保険事務局)		まず、窓口職員の研修を徹底して行い慎重に対応するよう努めることが大事だと思います。又、職員だけではなく、事業主や被保険者の方々皆さんに相互チェックをしていただけるようなシステムになればよいと思います。	宙にういた年金という事をいわれるようになった時くらいから認識するようになりました。それまでは、宙にういたというよりは、統合されていない手番が基礎年金番号以外に存在するという認識しかありませんでした。これは平成9年に基礎年金番号が導入された時にきちんと整理されていないもので、年金を請求するときに全て一つにまとめれば良いものだと考えていました。	しかし、年金を請求する時では何十年も前の記録を思い出すのは困難であるという事で、記録は分かった時に速やかに統合処理するべきだと思いました。 年金の請求書を受理する際には必ず手番がないか、基礎年金番号に登録されている記録で間違いがないかどうか注意深く確認して対応するよう努めました。やはり、裁定請求の時にまとめればよいという安易な考え方や、年金相談窓口の職員の教育等が不足していたのが大きな反省点ではないかと思います。
9738	本庁	その他(本庁)	特にありません	業務に精通している指導者のもと、人員と場所を確保して、丁寧に処理していくことだと思います	持ち主のわからない年金記録が、五千万件あるということが、信じられませんでした、それを知ったのは、平成19年の5月だったと思います	当時社会保険事務所で、賃金職員として働いていましたので、記録問題で電話をかけてきた、お客様に手続きの方法について、わかりやすく丁寧にお答えするよう心がけました。 反省点としては、入力したら必ずチェックすることだと思います
9739	地方庁	その他(社会保険事務所)		なるべく早い時期に年金の記録をみつけだす事が問題の解決になる	数年前ぐらいに年金記録の問題を知ったが、まだ在籍しておらず 年金をもらうのが、先なのでその時はまだ実感がなかった	資格紹介等を行う 年金記録の突合を行い早い時期に解決する 問題意識をもち誠意をもった対応をする事が大事ではないか

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9740	地方庁	その他(社会保険事務局)			マスコミ報道等。基礎年金番号が始まったころ。(社会保険庁の考えでは、年金を請求するときまで完了すればいいといっていたはず。)	5000万件の未統合記録については、年金を請求するとき(60歳)まで完了させればいいという考えが反省点だと思います。 基礎年金制度を作ったときに終わらせておかなかったのが原因だと思います。
9741	地方庁	その他(社会保険事務所)	一連の報道等で初めて知った事柄がほとんどのため、世間一般に知られていない問題で把握していることはございません。	他省庁を含めた一体的な対応。 具体的には、市町村が保有している記録を活用した、ご本人様宅への直接訪問および確認。	官庁に対する信頼を失った大きな問題であり、お客様をはじめ社会保険庁以外の官庁に対しても大変申し訳ない気持ちです。 全体的な問題が見えたのは年金記録問題が発覚以降です。	お客様および外部との接触、対応に際しては誠心誠意を持つことを心がけました。 年金記録に携わる者一人一人が最後まで責任をもつ意識が不足していたと反省しています。
9742	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	1. 知られてい。るとも思いますが、基礎年金制度と同時に基礎年金番号制度ををを導入しなかったことが一番の原因だと思います。 2. 各県で社会保険庁の指導が違っていたことも原因と思います。	1. できるならば、制度の見直しで対応しないと、信用を回復することは難しいと思われます。仕切りなおしとまでは言いませんが、一部の国民にみを救済するのではなく、国民にトータルに対応するような制度の改善が必要と思われます。	1. マスコミから業務外閲覧などが報道されてから認識しました。職員のおごりと制度の広報不足、国民の声に耳を傾けず、制度のせいにしてきたことなどがあげられます。また、社会保険庁の優柔不断な対応が、常に現場を混乱させていたことも事実だと思います。	1. 年金の何十年にのぼる歴史や制度改正などを十分理解していただくよう努力してきました。 2. 現時点で年金問題が一時的なもので、すぐに終息すると考えていた職員が多かったものと思います。もう少し早期の対応をしていれば、ここまで騒ぎが大きくならなかったものと思います。
9743	地方庁	社会保険事務所課長級以上		国家プロジェクトとして実施していくのであれば、経験のある現職員を 残してでも取り組むべき。	WMで検索できないような記録が、これほど大量に残っているとは知らず、 大きな問題になるとは思わなかった。 国会議員の年金問題がマスコミ等で報道された頃。	判明した記録は正しく整備していくという立場で、窓口などの対応についても誠意をもって臨んだつもりです。 「埋もれていた」記録が、これほど大量にあることは、庁でも認識していたはず。もっと早い時期(基礎番設定時)から計画的に取り組みをしておくべきであった。
9744	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません	よくわかりません	公表されて問題視されてから知ったことが多く、大変なことだと思った。	年金制度発足当時からもっとしっかりした管理が必要だったと思う。
9745	本庁	その他(本庁)	知りません。	これからも引き続き、文書の発送や窓口対応を通じて着実に処理していくことが重要だと思います。	今までの年金記録に対する管理・対応が不十分だったためにこのような問題になったと認識しています。平成19年ごろそのような問題があることを知りました。	電話・窓口対応の際には、記録のもれがないか十分に確認するようにしました。反省点としては、対応をもっと早くできていればよかったと思います。
9746	地方庁	社会保険事務所課長級以上	別にありません。	充分な人員の確保。	マスコミ報道がされ、問題として認識をし、制度不信が強まる中、一刻も早く信頼回復に向け取り組むべきと認識しました。	現業と併行して、問題解決に向け取り組んできました。
9747	本庁	その他(本庁)	特にありません。	現在、行っている特別便、定期便を継続していく事だと思います。 この問題を急速に解決する方法は無いと思いますので、持続的にこのやり方を行っていく事が大事だと思います。	地方の事務所に出向した平成17年ぐらいに知りました。 その時は本人の記憶に無いので、記録が結びつかなくても仕方がないのではという認識でした。	その当時は受給者にこちらから情報提供できなかったので、特に何も対応しませんでした。 反省点としては、こちらから定期的に加入記録の情報提供をしていくべきだったと思います。
9748	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	市役所等の他の官公庁と情報の共有をして、個人の特定を進める。	未統合の手番があるという認識。16年、17年頃。	新規付番時には、その人物について他の加入記録がないかの確認をしていた。 台帳の管理、オンラインに切り替えるときの記録の収録のもれ、年金制度の周知不足、など。
9749	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまでに公表されていないような問題は、知りません。	現在の取組みを引き続き進めるとともに、年金記録問題に対する検証の結果や、記録問題解決のための取組み内容とその進捗状況を一般の方に分かりやすく説明する必要があると思います。	年金記録問題のうち、未統合の記録の問題については、平成13年11月に採用され、最初に健保・厚年の適用業務に従事して間もないうちに、基礎年金番号の重複や年金手帳記号番号の未統合が相当数存在し、その整理が必ずしもスムーズに行われていないという問題があることを知りました。この問題について、上司からは、最終的には裁定請求の際に被保険者からの申出により整理されることを説明されました。また、裁定請求前に社会保険事務所で調査することはシステム・人員・予算いずれも整備されておらず難しいことを説明されました。 その他の問題については、「年金記録問題」として報道等がなされて初めて知った問題もありま	上司の説明にある程度納得し、特別な対応することはありませんでした。現時点でみた場合には、早急に取り組むことが必要な問題としてとりあげ、積極的・主体的に対応すべきであったと考えます。
9750	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金任意加入中に厚生年金の期間が判明した場合、厚生年金期間以降の納付済み期間も加入の申出がないことから、還付の扱いとなり、年金受給額が大幅に下がる場合がある。	現行法では対処不可。国民年金第3号の特例届のように、法的対処が必要。	平成3年より厚生年金の期間照会業務に携わっていたため、そのころより厚生年金としても統合されていない記録があることは知っていました。 しかし、ねんきん請求手続きの際に、本人からの確認もあり、きちんと支払われもいるものと思っていました。	当時の記録からは、本人確認をすることが困難であり、現在のような特別便や定期便の形で申し出していただくしか方法がない。 基礎年金番号通知などにも他の年金番号を持っている場合はお知らせくださいというハガキなどもついていましたが、受身であったことは否めません。 報道などからスタートするのではなく、社会保険庁としてもっと前から広報や何らかの方策はとるべきであったと思います。
9751	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくに存じ上げません。 社会保険職場にいながら、マスコミ経由で知った事柄もあるくらいです。	記録問題の解決には、マンパワーが必要かと思います。 職員であれば、記録照会の業務経験のある、なによって見るポイントやスピードは相当違ってくるかと思います。業務経験のある職員の確保が必要かと思います。 また、たくさんの非正規職員(アルバイト等)の方が記録照会の業務に従事されていますが、そういった方の処遇の改善も必要かと思います。 この業務には基本的な年金の知識、WMデータの見方など覚えていただく事が非常に多く、すぐに辞められてしまうと、指導する職員の時間と労力が(表現は悪いですが)無駄になってしまうので。	期間照会業務に従事していた際、古い厚生年金の記録が社会保険庁の端末データきちんとしたかたちで登録されていない事を知りました。当時は、お客様から照会があってはじめて調査、補正に入るという認識でいました。 また、窓口に来庁されるお客様が古い年金手帳などを持参されて、領収印や検認の印があるのに端末データに反映していない国民年金納付記録がある事を知りました。	年金給付課在籍時に窓口でお客様から相談をうけた際、お客様の申し立てる年金記録にもれがないかどうかできるだけ詳しく伺うように心がけました。 年金の記録問題が公になるまでは、「申立主義」という認識でいましたのでとりたてて自分からなにかしなくてはならないとは考えていませんでした。今にして思えば、このような認識が5000万件の宙に浮いた記録などの年金記録問題をひきおこしたのだと思います。
9752	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題は、社会保険のすべての職員で取り組むべきものと考え、大量の人員を投入し、取り組んできたが、年金記録に広い知識を持つ職員がまだまだ少ないと考える。 年金知識のない職員に対する研修等がまだまだ十分に行えないまま、とにかく量をこなさなければ、となってしまっているように感じる。まずは質を上げるために、研修等をしっかり行うべきであると考える。	社会保険庁の、記録管理に対する杜撰さが問題であるが、個人が年金に対して、あまりにも意識が弱すぎることも大きな問題であると感じていた。 「宙に浮いた年金」の中には、個人が転々と職を変えるたびに、年金番号を申請せずに、新しく番号が作られ、年金手帳を紛失しているケースが少なくないと思う。	年金記録に関して、国民への周知が不十分だったこと。 年金そのものが複雑であり、システムに問題があった。 (基礎年金番号導入前は厚生年金に住所の登録がなく、このことが、一人の人に対していくつも年金番号を払い出させ、宙にういた年金を作り出してしまったと感じる)
9753	地方庁	その他(社会保険事務所)		加入者本人が死亡していたり、記憶がすでにないという方がいる中で、全ての年金記録を特定するということには、無理があると思う。短期間での解決も重要だが、申し立てを精通した職員が詳しく調査する体制を整え、その中でお客様一人一人に納得してもらえるような親切丁寧な対応を行うことが重要だと思う。 また、今の手続き方法やシステムでは同じことが繰り返される恐れがあるため、法整備やシステム改善などが必須である。	平成17年に採用となりその当時から、本来1人1つの基礎年金番号にて年金記録を管理するところ、本人の統合手続き漏れなどから平成9年以降もいくつかの年金番号に記録が分かれた状態の方が多数いることは知っていた。だが、年金請求の際に本人への職歴確認を行い統合漏れを防ぐよう対応していたため、基礎年金番号以外の手帳番号記録が受給前に統合されていないことに関しては、問題であるという意識がなかった。 コンピュータに登録されていない紙台帳記録が多数存在すること、登録記録自体に誤りがあること、標準報酬が改ざんされたものがあることについては、年金記録問題が大きくなってからはじ	これだけ多くの年金記録問題が発生したのには、多くの理由が考えられる。マスコミによる悪意のある報道により問題が加熱したとは思うが、手続きや制度自体の周知不足、コンピュータ導入前の手管理による記録管理の困難さ、コンピュータの入力誤りなどの人為的ミス、システムの未発達などやはり社会保険庁の記録管理に問題があったことは否めない。また、請求の際に最終的な記録確認を行うという方法は、本人の死亡や記憶の喪失などといったことまで考慮されていなかったと思う。 管理記録のすべてが正しいとは限らない以上、お客様の声1つ1つを真摯に受け止め対応しよう
9754	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまで問題とされてきた以上のことはわかりません。		年金記録問題について知ったのは、国会で問題になり、テレビ等で報道されたときです。	問題が起きてからの対応なので、どうしても後手後手になってしまったが、問い合わせには誠実に対応することを心がけ、ご心配を少しでも解消できるよう照会の処理を進めた。 この問題の反省点はたくさんあると思うが、年金制度についての広報・周知徹底が足りなかったことや、人の一生にかかわることであるとの認識が不足していたこと、処理を進める上での細かい配慮も足りなかったのではないかと考えています。
9755	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在問題となっていること以外は、思い当たることはありません。	今後も全職員しっかりと取り組む気持ちをもって対応が必要と考えます。 今後、さらに集中的に対策をとるという点からすると、残っている記録がどれなのかがはっきりすると方策が取れるのではないかと考えます。 しかしながら、具体的にとなりますと今のところ、これというやり方が思い当たらないところが実情です。	オンラインに入っていない記録があることを知ったのは、年金給付課に配属された平成4年です。厚生年金記録調査を担当したとき、当時、先輩になぜなのか質問しました。年金請求時、本人に確認を求め整備するとのことであったと記憶しています。 現在、このような形で社会問題化したなかで、平成19年5月ころだと思いますが、やはり早期に対応すべきことであったと感じました。 国民の皆様には、一刻も早く正確な記録による正当な金額での年金となるよう全職員をあげて解決すべき問題であると認識しました。	これまで、電話、文書および訪問による確認作業、あらたに記録が確認できた方に対しては、再裁定請求、新規請求などを提出いただけるよう求めるなど、担当業務以外に取り組んできました。 反省点になるのかわかりませんが、なかなか連絡がつかないため確認で時間を要したり、亡くなっておりご遺族では確認しきれなかった記録もあり、最後のひとつまでとのおもいがあっても、それが達成できるのか否かというおもいも相反してありました。
9756	地方庁	社会保険事務所長	各メディアの報道は、「元々あった記録が消えた又は中に浮いた」という表現を誇張することによって、国民の皆様は当然のことながら、それを信じることになるが、①会社が厚生年金に加入していない。②会社は厚生年金に加入していても、ご本人は加入していない。(加入できない雇用条件を含む)こともあることについては報道されていない。 国民年金の分野では、国民年金番号の払出がされる前から「自分が支払っていた。親が払っていたはず」というような、曖昧な照会が多数寄せられる。	厚生年金の分野では、業種や従業員数による適用拡大(促進)を進めてきたが、いまだに加入漏れがあるのが実態である。これは、今後、第2第3の記録問題につながる恐れがあり、特に長期給付の基になる加入記録であるから、制度の基盤を揺るがすことになる。 国民背番号制には賛否両論のあるところではあるが、国民背番号制も視野に入れながら、一省庁だけでなく全省庁が協力して、未加入者、未適用事業所の解消に取り組めないか。 国民年金の分野では、2号や3号から1号被保険者へ種別が変更になった場合に、事象の発生から納付書の送達までに半年以上かかっているのが現状である。このタイムラグを短くし、納付勧奨記録は確実に保存しておくことが、未納者の防止だけでなく、先々で「収めていたはず。免除を受けたはず」という照会を防止できるのではと考えます。 そして、出来るだけ早い時期に「年金の一元化」を行い、すべての加入記録を一元管理することが必要ではと考えます。	●年金記録問題に対する認識 制度発足当時と現在では、記録管理の手段の相違(紙と磁気データ)があるにしても、長期給付の基になる加入記録の管理が充分にできていなかったことは、記録を管理する者として失格であり、お客様にお詫びするとともに、全職員が一丸となって、記録の補正、受給者の方については再裁定処理を早急に行うことが、今の職員の努めであり、最優先課題として取り組む必要がある。 ●記録問題の存在を知った時期 平成19年春である。	●自身の対応 当時、事務局国民年金対策官の職にあり、加入記録の整備、お客様からの照会裏、フォローアップ照会、1466万件等々、事務局や事務所の先頭にたち、全職員を動員し平日だけでなく土日についても、記録問題の早期解決に向けて取り組んだと認識している。 ●年金記録問題 ①制度発足当時から、「一人一番号」の原則があるにもかかわらず、平成9年に基礎年金番号が導入されるまで、広報も充分でなかったうえに安易に番号を払い出したことが最も大きな原因である。 ②中央での年金裁定にあたり、加入記録の整備をしないままに裁定処理を行っていた時期がある。(事業所記号不明、取得喪失のマルメ等) このことにより、受給中の年金に含まれている記録でありながら、手番として5000万件に含まれる記録が存在している。 ③長期給付の基になる記録でありながら、保存年限が永年保存とされていないために、紙の加入記録や脱退手当金支給記録が既に廃棄されており、お客様の照会等に対応できないものがある。
9757	本庁	その他(本庁)	特にありません。	早期解決のため、人を増員する。 特別便の未回答者は高齢者を優先に戸別訪問を行う。	年金制度に対する信頼が大きく損なわれる恐れがある大きな問題だと感じていました。 国会で記録問題が話題になった頃だったと思います。	窓口に来たお客さんに対しては加入記録の確認を徹底して行いました。年金請求時に記録の確認を怠ったことが反省すべき点のひとつだと考えます。
9758	地方庁	社会保険事務所課長級以上		人海戦術しかないと思われます。	なるべく早く解決しなければいけない問題。 5年前くらい。	できるだけ期間の判明に力をいれた。 作業時間が足りなかった。
9759	本庁	その他(本庁)	ピークの頃にかなりさまざまな問題が取り上げられていたと思います。世間一般にまだ報道等がされていない問題は、現時点で思い浮かびません	定期的にご自身の記録を確認していただくことが、今後の問題の解決につながると思います。	新規採用で年金給付課に配属されたとき、未統合の手番が、かなりあるということを知りました。しかしながら、それらの多くは、年金裁定時に確認をとって解決されていくものと認識していました。平成19年頃、報道されるようになって特に年金受給者の方について未統合の記録がまだかなりあることを知りました。	年金裁定審査時に氏名検索等、記録の確認をおこなっていました。しかし、オンライン記録の氏名、生年月日の入力誤りがこれほど多いとは考おらず、もっと入念な確認が必要だったと反省しています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9760	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし 問題点については、公表されていると思っている。	なし	特別なこととは思っていなかった。 年金の受給時に確認すればよいことと思っていた。 現在の部署に異動してから知ったことが多い。	上司からの指示があったことを行った。 ありりにもいくつもの事項を一度に行ったため、どの事項にも人を十分に集中して投入できず、それぞれに時間がかかってしまっている。、 対応の順番として、受給者の整理をした後に、被保険者、回答がない者のﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ、紙台帳の確認作業というように、順序だてて行い、その間に問題点の洗い出しをして、新組織への移行を考えた方がよかったのではないかと思う。 ひとつの事項に経験や知識ののある人員を集中的に投入して終わらせて、次の事項にその人員を切り替えて投入していった方が効率的でお客さまを長時間待たせることは避けれたと思う。
9761	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	現時点においては、策定された工程表、スケジュールのとおり対応するしかないと思います。変更予定であれば別ですが。	受給権者、被保険者全員に関わる問題であり、国としての記録管理に関する認識が甘かったこと、被保険者に対する制度周知がなされていなかったことが問題であると考えます。 いつ頃と問われましても答えようがありません。	組織の問題なので、その組織の一員として「懇切・丁寧」な対応を心がけています。 国としての記録管理に関する認識が甘かったことと、被保険者に対する制度周知がなされていなかったことが反省点であると考えます。
9762	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまでの年金制度は、事業主と役所間での届けが基本になっております。そこには、被保険者は、登場しません。その上、以前は、国年厚年と制度がちがいましたので管理にも問題がありました。制度上の問題でもあります。 当事者としては、慣例に流されチェックを怠り安易な気持ちで業務をしていたのも事実です。	管理の徹底につきますが、年金制度の周知をもっとやってほしい。制度の歴史も踏まえた上で時間をかけて修復してほしい。 総合調査の強化、事業主の虚偽の届けに対する罰則の強化適用、徴収での分任官の育成等現行の業務に加えて検討してほしい。	このように大きな問題になるとは思ってませんでした。年金記録の統合も年金受給時に統合すればいいと考えておりました。存在を知ったのは、適用業務をしていて年金番号をいくつも持っ手いる方が大変多いので年金を受給する頃には、忘れてしまうかもしれないと役所に勤め始めた頃おもいました。	制度上の問題とかたずけることなく、問題意識をもって業務に取り組む姿勢が大事だとおもいました。また、いろんな機会を通じて国民に年金制度をもっと周知すべきと痛感しております。
9763	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません。		基礎年金番号導入時に記録の統合が速やかにされなかった事も問題と言われていることの原因の一つだと思います。 基礎年金番号通知送付時に返信すべき物をきちんとしていれば防げた事例も多々あります。 問題は国民年金業務課に配属され記録照会業務をするようになって実感しました。	速やかに統合処理が進めば解決するものも多々あるので、その様にできればよいと思います。が、記録問題ばかりが仕事ではなく他にやらなければならない通常業務も多大にある中で職員が減らされ、業務制限がある派遣職員等で人数的にだけ確保されても速やかに仕事ははかどりません。 反省点とのことですが、いつの時代まで遡ればこのような問題がおこらなかったのか分かりませ
9764	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	多くの人を投入して、処理件数を増やしていくことです。	社会保険事務所の年金給付課にいた頃(7～8年前)に、裁定請求時に本人にこれまでの職歴を確認した際、基礎年金番号に統合されていない手帳番号があったり、旧姓での記録が手帳番号としてあったケースがありました。	裁定請求時には基礎年金番号に収録されている記録以外に勤めたり、国民年金を納めたことがないかの確認を行いました。 また、現時点でみた場合に個人の年金記録(期間等だけでなく標準報酬月額等含めて)について定期的にお知らせ・確認いただく努力が不十分であったと思います。
9765	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	現在、この問題の解決に向けて、処理体制を整えて職員ひとりひとりが真剣に取組んでいます。引き続き体制を維持しながらお客様からの照会に対してコツコツと粘り強く調査・確認をしていくことしかない。	この年金記録問題では次のようなことが考えられると思います。 ◎以前は、転職するたびに新規の厚生年金保険の番号が待てたことにより一人で複数の番号を所有したこと。(転職するときに被保険者が所得している厚生年金を雇用先に提示しないため容易に新たな番号が付されるケースがある。) ◎紙台帳管理から機械管理(オンライン)に移行する際に十分な切り替え作業が出来なかったかも知れないこと。(自分はその当時に担当していなかったのではわからないが) ◎平成9年の基礎年金番号への統合処理の際にその当時は年金に関して関心があまりなかったのか各被保険者からの回答が十分でなく統合処理があまり進まなかったこと。	入力処理後の原義の記載内容と入力した内容との突合・確認をさらに徹底させて適正な記録管理をする。 「問題点・反省点」 ◎各種届書には、記載内容を証明する資料の添付が必要でないものがあり、正確な情報が届けられないケースがあると思われる。(特に、女性は転職するたびに生年月日など正確に雇用先に届けないケースなどがあり統合できない問題が生じている。) ◎事業主は届けた内容について被保険者に通知をしなければならないことになっているが、それらが十分でないため被保険者が知らないケースがあること。
9766	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金手帳を複数もつ人については、わざわざお越しいただかなくてもよく、年金受給の手続きの際に記録統合していくものとおもっていました。 その為に、それまでの期間に忘れることがないよう、会社名や期間を記入できるﾍﾟｰｼﾞが手帳には用意されていると。 記録の改ざんなどは、テレビの報道などで知りました。	早い時点で、一人一番号の払出しに統一されていたら、今行っている記録の確認や調査・統合など大多数が不要だったと思われます。 また、年配の方の、WMに記録を整備した際の考えられないようないい加減さで処理をおこなっていたような話を聞くと、簡単な入力チェックさえも怠っていたのではないかと思います。 その都度出来ていればと思います。 報酬改ざん等については、内容の確認できる添付書類の徹底があれば、もう少し違ったのではないかと思います。 法人だから強制加入という適用では、今後も保険料払えない事業所が出てくるのは必然かとも思います。加入条件について、法改正あるべきだと思います。
9767	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に走りません		在職中、年金記録について最低でも年金裁定の際には本人の記録はすべて統合され正しい年金額支払われると考えておりました。しかし数年前マスコミ等に年金記録問題が取り上げられはじめてから年金記録に不備等があることを知りました。それ以降年金記録問題については、年金受給開始まで大切に管理されるべき年金記録が、未統合や誰のものかわからない状況は国民に不利益、不安を与える重大な問題であると認識していました。	年金記録の回復について私は通常業務のほかに休日等で記録照合の作業に参加しました。また、届書を処理する上でも年金記録の取り扱いには細心の注意を払っていました。 記録の管理体制が、万全でなかったことは事実であり最大の反省点だと思います。紙による記録の保管は今日の磁気媒体による管理に遠く及びません。現在のシステムもいつか古くなります。おそらく定期的に記録の確認(組織的、または年金通帳を使った本人による確認)が必要と考えます。
9768	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9769	地方庁	その他(社会保険事務所)	新聞・テレビに取り上げられてから新たな問題を知る事が多く、具体的に思いつく事は今のところありません。	どんな問題であっても誠意をこめて取り組んで解決していくしかないと考えています。	最初に気づいたのは、平成16年の採用当時に基礎年金番号一つで管理されているはずなのに、年金手帳が2個以上ある人が普通に存在するのを知った時です。 自分自身が1回の引越しで年金手帳を紛失したことがあるのに、何冊も持っていて管理できるのかと不安に思いました。	電話等による問い合わせで手帳が2冊以上ある事が分かった場合、年金を請求するときに確認すれば大丈夫ですという考えではなく、今すぐに記録を確認させていただいて記録整理させてもらうように話をしてきました。また、年金特別便による記録の確認については、自分が最初に応対したお客様は自分の所で話しを聞いて解決するよう心がけました。 基礎年金番号制度導入時に、全ての方の番号を統一仕切れないまま何年もそのままにしておいたのは反省すべき問題です。また、昔の厚年記録・国年記録がないの問い合わせの時は、まず記録があるはずだという視点で探すように努力しています。
9770	本庁	その他(本庁)		まだ、正しい額が支払われていない方もおられるので、人員を増員して、一刻も早く、全員が正しい年金額をもらえるようにするべきだと思います。	平成19年頃だったと思います。年金受給者、特に高齢の受給者のためにも、緊急に処理しなければならない問題であると認識していました。	当時、年金給付課であったため、少しでも早く年金受給者に正しい額の年金を受給してもらうために、遅滞なく業務センターに年金の再裁定の書類を送ろうと心がけていました。 この問題の反省点については、基礎年金番号ができた当時、もう少し綿密な事務処理をしていれば、よかったのではないかと思います。
9771	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題については、高齢者の方々が多いため、過去の記憶についてもあいまいであるため、全国的に一定の具体的な指標を設定し、その具体的な指標にあてはめて判断をしていくという方策が必要ではないかと考えます。	採用時(昭和61年)は、国民年金担当課であったため、社会保険オンラインシステムにおいて紙台帳から正確に切り替えられていないことを認識していました。	以上の認識であったため、国民年金在任時については、過去の国民年金記録について不明な部分は紙台帳を必ず確認し処理を行ってきました。 しかし一方で業務が増大する中で全体での基本的な確認がおろそかになっていたということが反省点として挙げられると思います。
9772	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便・定期便で社会保険庁が保有している記録についてお知らせしているのであとは相談に来られたお客様に丁寧に対応していくことだと思います。	事務所に相談に来られるお客様の数も通常の倍以上でまた年金に対する不安や怒りを持っておられ、そういった不信感を払拭し、加入者も受給者も安心できる年金制度にしていかなければならないと認識していました。年金問題については、記録のもれについては、年金給付課で裁定請求の相談時に旧姓での記録が基礎年金番号に統合されていないということはあったのでその程度は認識していましたが、平成18・19年頃マスコミ等で報道された際にいろいろな問題があること	お客様の相談に丁寧に対応していくようこころがけました。ねんきん定期便のように相互に確認しあうようなサービスが昔からあればよかったことと、基礎年金番号制度ができた際に記録の整理をきちんとしておけばよかったと思います。
9773	地方庁	その他(社会保険事務局)	昔、厚生年金の取得記録を紙台帳で保管していた時代には、紙台帳から切り離した紙を遡及しており、新規取得と再取得は、(耳をつける・残す)進達様式が違うが担当者により処理する際適切に進達していないこともあったなどと先輩に聞いたことがあります。 国民年金の紙台帳は、今もマイクロフイルムとして見れるものもありますが、印紙納付であったために「納付の日にち」までを完全に記録していないものも多々あるということ。 平成元年2年ころ、管内市町村に出張して、未納保険料の納付書発送前に市町村の納付記録と突合作業をしていたが合わないものも市町村ごと数件あった。あわないものは、後で調査をしていました。すべての社会保険事務所において、そのような突合処理をしていたのかどうかはわかりません。 社会保険料の金額の突合せは、(入力締切日の関係もあり)各事業所の担当者の力量によりしていないところが大半だったのではないでしょうか。いつの給料から保険料を引くのかなどの基本的な質問の電話照会がありましたから。もちろん、社会保険事務所の取得喪失の入力時には	現在も、進行中の作業のはずですが、紙台帳とWM収録記録とをつき合わせていくことが、第一歩ではないでしょうか。 これも進行中ですが、今までは、対市区町村とか対事業所としかあまり向き合ってはいなかったけれど、対個人に対して記録を公開することで整合性が保たれるのではないかと考えます。	年金記録問題を知ったのは、マスコミでの報道でですが、(6)に書いたようにその仕事に就いているときから、年金の記録というのは「本人」には詳しくわかりえない管理をしているなあとぼんやりとですが思っていました。	お客様から相談されたときには、自分の持てる知識を総動員して調べたり対応したりしていました。 反省点というのは、先にも書きましたが、対個人あての告知をしていなかったのが、大本の原因であり反省すべき点だと思います。 今般の年金記録問題というのは、未収録記録(未納)の問題だけでも「どこ」が悪かったのかということは、原因は様々あるとは思います。加入者本人・事業所・市区町村・社会保険事務所・社会保険庁・厚生省みんな責任があります。 今でも思うのですが、年金の制度自体が難解すぎることが大きな一因でもありますが,難しくとも広く広報などして国民の皆さんに制度についてご理解いただく必要があります。担当している役所の人間としては、「当然」でも普通一般には「なぜ」ということがたくさんあるからです。
9774	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	統台帳の完全電子化と検索システムの確立。 記録確認業務の取扱マニュアル、通知等を一括管理し、確認作業を行いやすくする。	記録管理は通知等に基づき、きちんと行っていたと感じていた。 平成19年に年金記録問題が公表され、そこで全体の概要を知った。	年金記録問題の解決のための各種通知に基づき記録の統合をきちんと進めることに努めた。 記録管理の企画総括部門(トップ)が現状を知らなかったことが大きな原因と思う。
9775	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	・原簿とデータの突合せ	国民にたいして年金に対する不信を与えてしまった大きな原因である。 基礎年金番号導入時に年金番号が一人で複数もっている人もいるので、その時にこのような事態があうとは思ったが、ここまで大きい問題になるとは、思わなかった。	事務所での窓口対応の際には、こられたお客様の立場にたった接客を心がけて対応しました。 基礎年金番号導入時、職場内では、準備不足との声が多かった。 複数の年金番号を持っている方へ事前に調査をし、ある程度処理が進んでから実行すべきだっ

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9776	地方庁	その他(社会保険事務局)	離婚、または再婚により不該当となる配偶者加給金や遺族年金の本人からの申し出が無い場合の過払い	加入事業所の名称、所在地、現在の加入人数、保険料の納付状況をインターネット上で公表、毎月更新していく。同様に過去の状況は順次、公表していく。同時に被保険者からの記録照会の結果、未加入事業所が判明した場合も事業所の名称、所在地、年代を同様に公表していく。	本人、事業所、社会保険事務所、厚生省のそれぞれの問題。本人は手帳を無くしても継続せずに、過去に加入したことが無いとして、新規に手帳を発行申請する。事業所は、本人の履歴書を見ても、加入なしとして、新規に手帳を発行申請する。社会保険事務所は、本人の履歴不明で事業所からの申し立てでしか処理できない。また、記録照会の人員を予算や定員の関係で増やせない。厚生省は、予算や定員を増やして対応させていない。年金請求時点で調査する時に知っ	年金請求や手帳再交付の申請時に履歴確認した。 年金制度の発足時から、基礎年金番号制にし、全員強制加入にしていればよかった。
9777	本庁	その他(本庁)		今後は一切発生させないシステム、事務処理方法の作成。 過去のものは、地道に対処していくしかないのでは。	入庁してまもなく、番号統合の事務を行ってから知りました。 年金番号の重要性についての認識が職員もですが、それ以上に住民も甘い以上はずっとつづくのではないでしょうか。	窓口での聴取。年金記録を来所時に本人に確認するなど。 制度発足時に登録項目に住所が入ってない、氏名漢字が適当、収録はできていてもあとから本人と断定する資料がない、など、また本人への通知をまったくしていなかったため、問題の発生が遅れてしまったことが、問題であると思います。
9778	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特に思いつきません。	基礎年金番号が始まる以前、年金給付課で仕事をしていましたが、年金請求の記録確認の際に、オンライン記録に無いものや氏名等が誤っているものがありましたが、当時は切替誤り等のレアケースだと思い問題意識はあまりありませんでした。平成19年の報道等で件数等を知りびっ	年金請求時と同じく、お客様のお申出を詳しく聞き記録に結びつくよう確実な調査を心掛けています。 紙台帳のすべてがオンライン記録に反映されていないことが、大きな問題だと思います。
9779	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じ上げません。	現在進めている、様々な対策(年金特別便・定期便、再裁定の集中処理等)を強力に推し進める事につきる、と考えます。	過去歴代の年金行政に携わってきた先輩たちの怠慢が招いた国民問題。 平成19年5月。	年金相談を担当しておりましたので、年金の請求手続きにお客様がいらっしゃった場合、判明している記録以外に請求者の記録が無いかを徹底的に確認するようにいたしました。 申請主義に極度に依存していたというところが反省点です。
9780	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金特別便発送以来、個人宛に年金記録を送付し情報提供は行っている。問題の解決にあたっては、社保庁側で解決できる問題ではないので、国民側からの情報提供を待つしかないと思われる。	宙に浮いた年金番号については、基礎年金番号導入時の未統合記録分だと思っていた。また、年金請求時には、未統合年金記録についても調査し統合するものだと思っていたので、このような問題になるとは想定していなかった。	現時点でみた場合の反省点としては、年金記録自体においては、これまで本人が申請しない限り届かなかった点にあると思われる。国民年金においては、本人が手続き漏れしていた当時の記録(すでに時効経過している期間の記録)を判明した段階で資格記録追加している点が問題である。厚生年金においては、標準報酬月額に関する通知が行くようになっていない点は課題として残ると思われる。個人宛への周知(通知等)を事業所任せにしているところに問題がある。
9781	本庁	その他(本庁)		こちらの記録とご本人の記憶をすり合わせなければならない為、1件1件地道に解決していくよりほか無いと思います。	オンライン導入以降、紙台帳の記録を機械管理するように進めていればこれほどの問題にはならなかったと思います。ただし、当時のハードではできないことや予算の問題もあり、今だから出来ることが当時できたかというと、それも疑問に思います。 過去の年金記録について問題となったことを知ったのはニュース等で取り上げられるようになってからですが、記録照会は以前から通常業務としてあったため、それがこのような問題になったことにはとまどいも感じました。	特別便が始まった頃は窓口業務だったため、実際にお客様と顔をあわせて1件でも多く解決できるよう取り組んできました。 短期間に大量のお知らせなど送付したため、それに対する照会や判明した記録についての再裁定が追いつかない状況に陥り、それがさらに問題視されてしまっていることが、反省すべき点だと思います。さらに、その対応を優先すべく、保険料徴収などの他の業務に影響がでているように見受けられます。将来的にそれらがさらに問題視されるのではないかと危惧しております。
9782	本庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし	記録について社会保険庁の職員も含め、無関心だったからこのような事態に発展したのだと思う。 自分のの年金記録について本人がいつでも手軽に確認できて、関心を持ってもらう必要があるともう。 名前の記載の無い台帳や、字が汚くて読めないので誰の記録か、判断できないものが多数存在	[redacted] このことについては良く知っている。こんな記録の管理の仕方をしていていいのかなあ？と思いながら仕事をしていた。	記録課にいたときは、自分に割り当てられた仕事をこなすことでいっぱいであまり深く考えていなかった。あまりに件数が多すぎて一係員がどうこうできるレベルの問題ではなかったので、いつかこういうことになるのではと心配しながら仕事をしていた。気づいた時点でもっと何かすべきだと反省している。
9783	本庁	その他(本庁)	ありません。	完全な解決はまず無理だと思われるが(状況証拠の不完全さや、年月がたっていること等により)、現状のような事務所が現業とともに調査をするという方法ではなく、別に専門の部署(組織)を設立し、専念させた方がより早期に調査はできると思う。	裁定請求時の本人への期間確認をしっかり行っておけば多少防げたであろう問題(そうでないケースも多々あるが･･･)と認識していた。 問題自体を知ったのは、報道されてからである。	記録照会や、手続き(当時は国民年金課だったため、任意加入の手続きが主)の際には必ず氏名索引(旧姓もあわせて)を行ったうえで相談に応じた。 問題点はやはり、窓口での本人への確認不足。その他は、とくべつ便が始まった時の出力誤りが多かったことも問題だったと思う。送付前に必ずチェックはすべきであった。
9784	地方庁	その他(社会保険事務所)	以前は、多くの窓口に来所されるお客様は名前、生年月日を勤める事業所ごとにちょっと変えました、と公然とお話をし、又厚生年金被保険者証を何枚もお持ちになりました。今も生年月日の違う方が多く見られます。	年金記録問題は加入される被保険者一人一人の問題です。あくまでも理解を求めるしかないのではないでしょうか。	事業所の担当者の姿から想像できましたが、ほとんどが年金請求の際の調査で解決していたと思っていますが、いつのころか年金請求者の協力を得られない状態が続いていました。そのためではないでしょうか。	被保険者一人一人の協力を得られなくなった状態の中での、報道による宣伝は大きかったのではないでしょうか。但し曲がった報道でしたが。
9785	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	マイクロは戦争・火災で焼失しているものが多々ある。宙に浮いた記録0件になるまで行うのは不可能では？	まず、「この年金問題を2年で解決します。」という無理なことは止めること。不可能です。本人・配偶者が共に死亡しているケースが数え切れないほどあります。仮に全員生存していたとしても10年以上かかります。また、「2年」という縛りのために「とりあえず数をこなせばいい」という状況に必ずなります。国民年金強制徴収業務や適用拡大の業務を中止してでも年金記録問題解決に当たって欲しい。	まず、「(未適用の事業所でも)勤めていたのだから必ず社会保険にかかっているはずだ」「61年4月以前から夫の給与から天引きされて3号になっていた」等々間違った認識が多々ある。国が年金についてあまりにも国民に周知してこなかったのが問題か？ 事業所に対しての指導もきちんとされていたのか。新規採用時、今まで使用していた厚生年金手帳番号を本人より聴取せずに新規払出しているだろうケースが目立つ。これでは手番ばかり増え宙に浮く件数が多いのは当たり前。 また、今回のとくべつ便についても数をさばくのを優先し、ぞんざいな内容となりかえっていらぬ不安を与えてしまっているケースが多い。もっと時間をかけ、年金に詳しい専門チームで行わないと無駄な投金を使うこととなる。	同じような質問内容でも人により回答が異なることがある。一律の回答をせず、ひとりひとり、丁寧に回答するのが基本。 これからのことでもあるが、安易に民間委託業務を行わないで欲しい。「多少間違えてもノルマ優先」はこの職場にはそぐいません。過去の過ちを繰り返さないで欲しい。
9786	本庁	その他(社会保険事務局)				
9787	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金相談の際、明らかに本人らしき記録があるにもかかわらず、本人が認識していなければ同一人物とは特定できなかった。	本人とほぼ特定できるような記録については、本人に意見を求めるようにしたが、高齢者や鞭をてんてんとしている方については特定できなかった。手番で管理していた時代があったのでさけては通れない問題だと思う。
9788	地方庁	その他(社会保険事務所)		まず、お客様からご提出いただいている記録照会について早急に回答すること。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号があるということは知っていましたが、年金裁定時に必ず確認して統合していると先並から説明を受けて納得していました。入庁して数年間は健保の業務をしていたため、それ以上の内容については正直なところわかっていませんでした。	年金記録に訂正があると申し出される客様のお話を少しでも細かく聞き取りできるよう丁寧に対応し、事務処理も迅速にするよう努めています。 そもそもの制度が、大量の未統合の手帳番号を残す結果を招いたのではないかと思いますが、いまは少しでも早く手帳番号を統合するしかないと思います。
9789	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		国民年金は紙台帳で管理していたときからすでに始まっていた問題。存在を知ったのは平成12年から平成13年の間と思う。	その都度、上司へ報告し記録の訂正を行った。WMの記録の訂正は上司の許可がないと変更できないため。反省点は紙台帳、マイクロ、WMの記録を比べたときWMが間違っているはずはないという先入観が平成採用者はあったと思う。国の記録がこれほど間違っているとは思わな
9790	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	地道に、統合されていない記録の持ち主を探す。	大変な問題と認識している。新聞等の報道で知った。	こつこつとやっていくしかないと思っている。 この問題は、事務処理をその都度きちんとしないで先送りにしたことが原因だと思う。
9791	地方庁	その他(社会保険事務局)		お客様への徹底した調査が必要かと思われます。 ですが、返放年金を受給されている方に、配偶者の過去(結婚前の記録など)について調査を行うのは、困難が生じることも考えられることから、この場合には別の方策を考えなければならないと思います。	当問題の存在を知ったのは、ねんきん特別便の発送についての話が出た頃です。 当初は、基礎年金番号による一人一つの番号による記録管理ができなかったこと、年金制度の周知徹底の不足、年金請求時の確認の不足等による問題と認識しています。	ねんきん特別便等にかかる来客者、また電話応対にかかり、お客様の記録調査を懸命におこないました。 当問題にかかる反省点は、上記に掲げたものなどに因ると思いますが、年金請求時の確認の不足等について、今後職員一人一人が更に意識を高めていかなければならないと考えます。
9792	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員をかけての取り組みが必要だと思います。	最重要課題だと認識しています。 私が働きだした時には公になっていました。	通常業務以外に記録問題の業務を受け持ち対応しました。
9793	本庁	その他(本庁)	世間一般に知られていないかどうかは不明だが、自分がかつて手書きの厚年台帳で被保険者記録を調査していた際に、生年月日が存在しない日で記入されていた例をいくつか見たことがある。(例:「大正16年」「2月30日」等)また、その手書き台帳のなかには、書いてある文字がまったく読めないというケースも多数あった。	残る手書き台帳の確認を時間を、時間をかけてでもじっくりやっていくしかないと思われる。	国家を揺るがす問題と考えていた。問題の詳細は実際にマスコミに大きく取り上げられるまで詳しく知らなかった。が、事の詳細を知ると、そのマスコミの取り上げ方があまりに一方的かつ扇動的で敵意にみちたものであったため、問題の本質を議論することがなく、ただ批判だけを浴びていることが残念だった。	ねんきん特別便の送付を開始してからというもの、毎日のように事務所に押し寄せる来客と鳴り止まない電話の対応に追われるだけだったため、正直なところ問題意識を抱えたまま仕事をすることなどできなかった。当時の記録の管理を現在の基準に合わせて考えるのはフェアとはいえないが、それを差し引いても手書台帳の管理方法や、WMへの記録の移行作業に難があった点は批判を免れないと思われる。また、年金記録問題解決に向けてのプロセスにしても、一刻も早く解決しないといけないという事情は理解しているが、事務所側が対応しきれないのに次々と特別便を送付した結果、お客さんが事務所に押し寄せて事務所機能がマヒしたのは記憶に新しいところである。これではかえって不信を煽るだけである。今後も記録問題を対応することになるわけだが、拙速な対応は避けるべきだと思う。拙速が過ぎるとその分ひずみがでてきてしまい、上記のようなことになってしまう。事務処理のミスも増大しかねない。時間がかかっても着実な解決
9794	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9795	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	丹念に1つ1つ確認していくしかないと思う。	被保険者の意識に乏があり、年金請求時にきちんとすればよいと認識していた。	基礎年番を付番したときに、もう少していねいにやるべきだったのかも知れない。
9796	地方庁	その他(社会保険事務所)	採用から4年半になりますが、世間一般以上のことで知っていることは、特にございません。 ただ、採用直後、年金給付課に配属されていた際に、国民年金の記録で、納付や免除等の記録が全くのゼロであった場合、確認や統合の必要がないと教わったことがあったので、いわゆる「宙に浮いた年金」の一因にはなっているなと認識しております。	早急な解決が必要であることも確かですし、政治的な問題で期限が決まることもわかるのですが、様々な情報提供、処理の受付を始める前に、それを受け入れるための基本的な準備が必要であると考えます。人的にも技術的にも体制を整える前に始めてしまうと、特別便と同じように、お客様に何度も確認お願いしたり、見つかる記録も見つからなかったり、かえってお待たせしたりといった事態になってしまうと思います。まずは、この組織として持っている記録の情報を整備し、誰もが確認できる状態にしたうえで、お客様への確認作業に入るべきではないでしょうか。	この組織の存在意義を揺るがす問題であり、技術的に不可能であったこと、 制度として整備が完成されていなかったこともあるにしても、これまでの積み重ねで起こってしまった問題であるため、組織としてきちんと責任を持って対処すべきものであると認識しております。 このような問題の存在を知ったのは、この組織に加わって少し経った頃です。 まだ、記録問題として騒がれる前ではありましたが、年金相談の窓口に出た際に、「数年前に来たときにはエラそうに言われた」とか、「ここで働いていたと言っても調べてもくれなかった」といった声をお客様から聞くことが頻繁にあり、入ったばかりの私でも探し出せるような記録が抜けていたときに薄々とは認識するようになりました。	お客様のお話をできる限り丁寧に聞き、記録の回復が図られるようにと心がけて対応するようにして参りました。 しかし、年金記録問題が大きく取り上げられて、やっと最近になってマイクロ画面の受信にかかる時間が短縮されたり、全国の事業所検索が可能となったりと、これまでの対応を考えるとまだ不十分であり、今であれば判明させられる記録があったのではないかと悔やまれます。 また、記録の整備が進み、正しい記録の回復が図られるようになってきた中で、これを根底から覆すような議論(国民年金の記録について1年以内の申立であれば、国庫負担分を原則認めるかのような乱暴な解決策)が政治主導でなされている点が、非常に残念でなりません。
9797	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	一件一件を着実に片付け、解決に向け努力するしかないと考えます。	完結すべき問題だと認識しております。 平成18年度中に問題が頻出した際に知りました。	一人ひとり、一件一件を丁寧に対応しました。 挙げられるべき反省点は、正確な記録の管理については事業主、被保険者と緊密に連携し、正確な届出がなされているかの管理を徹底すべきであったと思います。また標準報酬の改ざんについても資格、報酬の遡及訂正などではなく、厳格に滞納処分を執行すべきであったと思いま

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9798	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません。	まずは地道に1件1件処理して終わらせていくしかないと思います。	全員で一丸となって取り組むべき問題であると思っております。 入職して勤務をする前から報道等で知っておりました。	みんなで少しずつ分担し、記録を調べ、連絡を取り、処理をしていきました。 せっかく記録が見つかっても再裁定の処理がかなりかかっているのですこしでも早くしないといけないと思います。処理内容の差があるとはいえ、後からの申請者のほうが早く受給開始になるのは矛盾しているのではないでしょうか。
9799	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。		年金が「請求主義」という元で仕事をしていましたので、ご本人の申し出によるものがごく当たり前の事と思っておりました。 「消えた年金」と騒がれるにつれ、「紙」から「電子媒体」に切り替える際の記録管理の杜撰さを知りました。	お申し出に対し真摯に対応し、できる限りの確認をいたしました。 機械に切り替えたことにより「安心」と思って、紙ベースであった物のすべてを保管またはマイクロ化していなかった事がより問題を大きくしたと思う。
9800	本庁	その他(本庁)	特にありません。	地道に努力するのみです。	すべての記録が完全であるとは思っていませんでしたが、不備の記録が見つかった時に調査して正しい記録に直していくしか方法がないと考えていました。 時期については正確には覚えていません。	期間照会、年金請求時に不備の記録やいわゆる浮いた記録を補正していました。 早い段階で年金問題が分かっていたもなら、もっと早い対応をするべきだったと思います。
9801	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていることしか知りません。	人、モノ、お金を投入して、記録の調査や訂正業務にあたる必要がある。そのためにも、システム開発や、人材の育成が不可欠だと考える。 その際、その場しのぎの対応ではなく、後々のことまで考えた対応をしなければならないと思う。	過去に、危機意識もなく、とりあえずその場の処理が終われば良いという、安易な考えのもと、業務処理が行われてきた結果だと思う。年金給付の業務をやり始めた、H18年ごろから、年金記録に疑問を持つようになった。しかし、当時は、それが当たり前だと考えられていたので、しょうがないと思っていた。	国民目線にたった常識と、正義感で、正しい処理を心がけている。 ただ、目先の数をこなすことにだけとらわれていては、いけないと思う。 しかし、現状として、どこの事務所も業務センターも、大量の業務処理に追われていることが懸念される。 せっぱ詰まった状況では、冷静な判断力を欠いてしまう恐れがある。ちゃんとした知識も経験もない状態で、業務にあたるのは大変危険である。 本人は悪気がないかも知れないが、知らず知らずのうちにミスを起こしてしまい、誤った再裁定など、第二の記録問題にも発展しかねない。 ただ量をこなすのではなく、多少時間がかかっても、正しい判断と正確な処理をしないといけないと思う。
9802	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	旧台帳を地道に確認するしかないと思います。旧台帳も不備があった場合、 ご本人の記録かどうか確定するのが難しいケースもあり、効果的な方策はわかりません。		国民のみなさまからお預かりした、保険料を適切に管理できていなかった点を反省し信頼回復のために業務に励むことが重要と考えます。
9803	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金(旧法)の時代は、世帯(夫婦)での納付が困難な状況の場合は、 夫の年金権(25年以上等)が確保されていれば、母子年金該当の場合を考慮して、妻の納付を優先したらどうかと、情報提供していた。(一般的に、夫の方が、年齢がうえのため)	記録の未統合に関しては、払出簿をすべて一件づつ確認して、消しこんでいき、残された番号を特定し、別途、個別追加調査ができないものかと考える。 未加入・未納に関しては、社会保険側の記録を基本としながら、本人の領収書・時効特例法・第三者委員会の斡旋に基づき、整理していくべきだと考える。	社会保険及び自治体の入力誤り等を別にすれば、本人の記憶違い・事業所本体の未適用・見習い期間等による未加入・事業所からの個人適用の見届と認識していた。 昭和60年代中盤、年金給付課勤務時代です。	個別事案ごとに、記録に基づいて対処した。 組織的な問題が内在する可能性があると、上司と深く協議すべきだったかもしれない。
9804	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金記録調査作業の強化。	国民に対して年金の不信感を持たせてしまった重大な問題。 マスコミにて宙に浮いた年金として報道されたとき。	お客様に対して、親切・丁寧な対応。 不完全な年金記録オンライン化。
9805	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的なことしか知りません	問題を整理して間違った報道をしないような指導 被保険者に対する周知、広報、サービスを徹底する。 その一つとして、届出の方法(添付書類など)の簡素化だと思う	機械に収録されていない記録も台帳があるので、本人から照会があれば判明、統合できるものと思っていた。	自分自身の認識が甘かったという反省 制度開始から年金制度が周知されていなく、被保険者自身にも、もっと認識させることが必要だったと思う。 わかりやすい年金制度にする(記録問題とは違うが年金額の計算にしても複雑でその複雑さが記録問題に対する不信感を増幅させているようなきがする。)
9806	本庁	その他(本庁)				
9807	地方庁	社会保険事務所長	一連の年金記録問題で少しは知られたのではないかとは思いますが、被保険者の資格取得日、資格喪失日及び標準報酬月額については、決定通知書に基づき、事業主が被保険者に通知することが法律で義務付けられているが、そのことを知らない事業主、被保険者がほとんどであると思います。	広報を通じて周知することも必要だと思いますが、労使協定の項目のひとつに盛り込むことなども良いのではないでしょうか。	これまで、年金記録に係る届書等を処理することは、その被保険者の人生設計の一部をお預かりしていることになると思い、年金記録は大事なものであるとの認識でもとで業務に当ってきたので、今、取り組んでいる年金記録問題が将来、発生するとは想像もしていませんでした。 年金記録問題は、年金制度発足時点からすでに始まっていたのではないかと思います。	年金記録は大事なものであるとの認識は変わらないので、引き続き、その認識のもとで対応していきたいと思います。 反省点としては、職員一人ひとりに年金記録の重要性に対する認識が足りなかったのではないでしょうか。
9808	本庁	その他(本庁)			信頼があって成り立つ年金制度である以上、早急に解決しなければならない問題だと思っていても、これまで長年にわたって放置されてきたものであり、容易に解決することは困難な問題だと考えていました。 統合されていない記録があることは知ってはいましたが、これほどの規模の問題であることを知ったのはねんきん特別便が始まってからでした。	年金給付に関する部署に所属したことがないため、年金の給付や記録について知識がほとんどなかったのですが、専門の職員に聞いたり自分で調べて、自分の担当外であっても自分にできることはやるようにしていました。 社会保険の適用や保険料の徴収に対して、年金給付に対する認識が甘かった(重きを置いていなかった)といえるのではないでしょうか。保険料の徴収などについても収納率などの実績に意識がありすぎて、年金権の確保というお客様の視点が欠けていたのかもしれません。 保険料を納めるのは義務ですからというだけではなく、今のあなたの記録はこうなっているので収めていけばこれだけもらえる、または収められないのなら免除申請しなければ将来年金がもらえなくなる、万が一のときに障害年金をうけられますですよという対応をしておけば少しは件数も少なかったのではないでしょうか。
9809	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	引き続き年金記録を、1件1件再確認することが、必要である。	①再取得時や基礎年金番号導入時に、国民年金や厚生年金の番号を複数所有する方が存在し、未統合であることを認識していました。 ②オンラインの記録と、台帳・被保険者名簿等の記録に相違があることが、記録補正処理時等に、認識していました。	①再取得時について、氏名等が重複する者については、過去に番号の払い出しがないか本人記録でないか確認していました。反省点は、基礎年金番号付番時に他の払い出しがないか名寄せが作業が不十分であり、年金記録等の情報提供ができていなかったことで、記録の訂正は、年金請求時点で、記録の訂正をする意識があったことだと思います。 ②オンラインに切替時点の入力誤りが原因で、入力後も入力結果の確認ができていない。
9810	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	一件一件確認していくしかないと思います	年金は生活にかかわるものであり重要な問題であると認識していました。 問題の存在については、去年の又に知りました。	一件一件確実に対応しました。 反省点については、わかりません
9811	地方庁	その他(社会保険事務所)			誰のものか分からない記録が多数あることについて、それらを全部解明することが必要だが、それには年金業務に携わってきた職員の知識と経験がなくては解決できないと感じた。本人の申出から記録を探すにしても、決まった方法で探し出せるわけではなく、どうやってたどっていくかは1件1件違う。膨大な時間がかかる作業だが、高齢の方が年金の支給を待っているのであるから、1日も早く解決しないといけないと感じた。	電話や窓口で相談されるお客様は不安を抱えているので、現状について丁寧に説明するようにこころがけた。記録の検索については、自分のやり方だけでは不十分かもしれないので、周りに相談して十分に探してから回答した。 特別便の発送があったときなど、お客様が事務所に一度に殺到すると、現場はその対応だけで手一杯になってしまった。記録の解明作業を効率的に進めていくことがお客様に早く年金を支給できることになるのだから、限られた時間の中で記録問題を解決するためには、特別便の発送を分散させるなど、全体の流れを見てもう少し柔軟なやり方をしたほうが良かったと感じている。
9812	本庁	その他(本庁)	特にありません。	現行の方策で解決していくしかないと思います。人員をもう少し多く確保できればいいとおもいますが・・・。	いつ頃から知ったのは、はっきりと覚えておりません。しかし、少なくとも自分が入庁する前の基礎年金番号統合時期(平成9年1月)から社会保険庁自体、年金記録問題が起こることは認識していたはずだと思います。年金記録問題については、手番の払い出し過ぎ等が問題にあると思います。国民の皆様がお支払いしていただいた保険料を、しっかり年金に反映していないのは、国・政府として失態であり、早期に解決するべき問題と認識しています。	自分が所属する部署で行なえることは、国民年金保険料納付記録の追加・訂正に係る年金受給者の年金額の変更が主ですので、現在はそのことに対応しております。 この問題の反省点の1つとしては、基礎年金番号統合時代に他の基番・手番があるかどうか、徹底的・可及的速やかに国民の皆様に国・政府が周知させなかったことにあると思います。
9813	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		記録もれや記録に誤りがあると正しい年金のお支払いができない	加入記録の確認
9814	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般にどのようなことが知られていて知られていないかわからないため答えられない。ただ、年金制度の変遷が知られていないために混乱をきたしているのだと思う。	一部のマスコミを中心にしてコンピューターの整備のされていない昭和の時代のことと混同して報道し混乱しているように思います。マスコミもそのことがわかっていながら大衆受けのする報道をしているように感じる。制度の変遷を丁寧に周知を図る必要かと思います。とくにマスコミには一部分しか報道していないが制度の全体像をよく把握をして報道してもらえるように願います。職員は決していい加減な仕事をしてきたわけではありません。	オンラインが整備されたころに相談コーナーに在籍してたが資格記録を照会すると兵い(4201)が兵(4200)で入力されているような間違いが多いと感じていた。また、氏名のふりがな違いなどが多くみられたがその都度訂正するしかないのかなとおもっていた。また、過去記録の整備ときには096の回答票に表示される事業所名や020－1－11の画面に事業所名称の誤りが多く業務センターに訂正を求めたが予算措置がされないから訂正出来ないといわれたことがある。 年金請求時に職歴を必ずたずねてオンライン整備された記録については探すことは可能であったが旧台帳の記録については申請書に職歴を記入し進達するしかなかったが年金裁定後に記録が脱落しているという申し出は少なかったように思う。	上記のようなことが発見されるたびに自分たちが訂正するとか整備の依頼をするしかないのでそのように対処していた。 年金請求時等のときに個々に対応していたが基礎年金番号導入後の過去記録の整備のときにもっと周知の徹底を図って行くべきだったと悔しまれる。
9815	本庁	その他(本庁)	これまでの調査等で出つくしていると思います。特に知りません。	正確に確実に調査し、処理していくことだと考えます。	問題と認識したのは、報道等で取り上げられるようになった平成19年頃です。存在を知ったのも同じ時期です。	当時私は徴収課所属でした。社会保険委員がいらっしゃる事業所へ調査のお願いにお伺いしたり、あるいは本人確認のため戸別訪問をしたり、記録問題は組織全体の最重要課題であるととらえ積極的に行動しました。 何十年も前から未統合記録は存在していたわけで、報道等で判明してからではなく、もっと早く重要な問題であるととらえ、誰の記録であるのか本格的な調査を行うべきだったと思います。
9816	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在生じている年金記録問題以外は、特に存じていません。	現在の年金記録問題はシステムの改善(検索システム等)、保管記録の整備(旧台帳のカセットオープン等)、内部の処理体制が確立される前に、次々と方策が実施されたために、事務処理に時間を要している。 結果的に回答遅延、年金の再裁定遅延が生じ、国民の皆さまに輪をかけてご迷惑をおかけする結果となっているため、今後の方策を実施する前に、システムの改善、保管記録の整備、内部の処理体制を確立してから、着実に一つずつ実施する必要があると考えます。	社会保険庁による記録管理の不備と認識しています。 存在を知ったのは、マスコミ報道と同時期に認識しました。 宙に浮いた年金記録は、基礎年金番号が導入されたH9年以降の旧手番記録の統合契機が厚年・国年の資格取得申請や、被保険者からの申請、年金受給時しかなかったため、未統合手番記録が存在しているのは認識していました。 しかしながら、その統合契機は本庁から通知、事務連絡により示されていたため、地方庁はそれに従って統合処理を進めるしか対応ができない状態でした。	通知・事務連絡による統合処理を着実に実施していました。 現在の組織体制下では、本庁から示された通知・事務連絡に意見要望を上申することしかできない状態となっています。 当時も、意見要望は積極的に当時の管理者に具申しました。 企画立案部門の本庁が、実務を把握していない状態で方策の策定を行ない、地方庁に示された時はほとんど改善できないため、実務精通者を企画立案部門に配置し、重要案件については通知・事務連絡発出前に、地方庁からの意見を求めるなどの対処が必要と考えます。 また、民間の生保会社などの記録管理を行なっている者から意見を求めるなど、専門的視野と広域的視野の両面からの企画が重要ではと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9817	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	詳細な作業工程を立て、段階を追って遂行すること	どのような問題か ・・・直接年金受給の金額にかかわるため、また私たちの事務処理の根幹をなすことであるため、重要視しなければならない いつ頃から ・・・報道等が加熱したときから	対応 ・・・記録確認を行う上で、更に慎重に本人情報を確認するとともに、できるだけ多く情報をお話しいただき、その他に記録が無いか、それが本人のもので間違いないか確認した。 反省点 ・・・裁定時にすべて記録を確認するという姿勢は改めなければならない。 また、お1人ずつ時間をかけて資料を確認し、記録に漏れがないように常に心がけなければならない。
9818	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁の国としての年金制度、年金記録の管理の怠り。業務怠慢。平成19年頃。	現状を把握して、より意識的に業務を行うこと。お客様のための業務であることの再認識。民間では当たり前といった社会人マナーの見直し。 反省点…問題意識が希薄で、改良・改善に本腰を入れず、こうなっているのが当たり前で「しょうがない」とした、現場やお客様の声が全く反映されない運営の仕方。
9819	地方庁	その他(社会保険事務所)	台帳が水漫しになり被保険者番号が確認できなくなったことを 聞いたことがあります。	対策は分かりませんが、全力でお客様に尽くしたいと思います。	重大な社会問題と思いました。 平成9年の基礎年金番号が導入さた後、事業所の取得届により番号を統一し始めたころ。	年金請求時、個人情報保護が厳しすぎ、事業所名等のヒントさえ提供できなかった。本人の申し出がない限り年金記録には結びつけなかったので現在の 記録問題につながったとおもいます。
9820	地方庁	その他(社会保険事務所)			自分が社会保険事務所で年金問題にかかわったのは、平成18年ころからであります。ねんきん特別便を受け付けたあとの補正入力を担当することになり、こんなにも、補正が必要な方がいることに驚きました。 社旗保険事務所は、国民の年金記録を正確に管理し、正しい年金を支払うことが一番重要な仕事であるのにもかかわらず、このような問題に発展するまでは、その重要性の認識が薄らいでいたと思います。認識がないので、個人情報の閲覧などの問題が発生するし、書類のずさんな管理につながったと思います。書類や記録の管理の仕方も、机の上に出しっぱなしでいたり、書類を整理せずダンボールに入れたままだったり、かならずさんな管理をしていたところが、事務所内にもありました。現在は、所定の場所にきちんと管理され、就業時には、机上に書類を置かないように、事務所全体で取り組んでいます。個人情報などを取り扱う仕事をしている、個人の生活の支えとなる年金記録を取り扱ってる、との認識を持って仕事をしていれば、記録問題も起こらないと思います。	私は、現在、年金記録での間違いの補正入力処理を担当しております。旧台帳やマイクロの手書きで記入されているものの不鮮明さに、補正したくても何と書いてあるのかわからず、苦労している場面もおおいです。今はオンライン化で、そのようなことはなくなりましたが、事業所名簿など手書きする場合は、誰がみても読めるような書き方を気をつけています。また、過去の入力誤りが多かったために、現在の問題の原因でもありますので、自分で入力補正を行った場合、処理結果リストで確認後、係長課長の決済を受け、入力誤りを発生させないよう気をつけております。補正の中で多いのが、氏名や生年月日の入力誤り、取得日や喪失日・報酬額の入力誤りなど単純な入力誤りが多いので、処理結果リストのチェックで防げるはずである。 社会保険事務所の窓口で直接お客様との対応でうけた苦情や意見などを、もっと本部の方と密に連絡取れるようにしたほうがいいと思います。お役様アンケートは、もっと頻繁に行ったほうが状況が把握しやすいと思います。年金制度や健康保険制度などについて、事業所やお客様にわかりやすい冊子やパンフレットを作成してほしいです。
9821	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録はお客様一人一人の将来の年金額に大きく影響するものであり、記録の漏れや誤りは非常に重大な問題であると認識していました。 この問題が存在することを知ったのは、平成18年頃にお客様から国民年金の納付記録照会を受けてからです。	この問題を知り、お客様からの照会については一つ一つ丁寧に調査、回答することもちろんのこと、自分たちからお客様へ記録の漏れや誤りがある可能性を説明し、確認してもらうことを心がけて接客してきました。 この問題はやはり紙台帳から電算化された時の突合せ作業がしっかりできていないことが一番の原因ではないかと考えられます。実際にどのような作業でどれだけの人員でこの作業を行ったのかは知りませんが、国民一人一人の大切な年金記録なので、人員と時間をかけてでも正確に処理をするべきだったと思います。
9822	本庁	その他(本庁)	特になし。	可能な範囲で確認、統合処理を急ぐべきだと思うが、今の状況では人員が足りないので、人を増やし処理をすべき。	今は技術が進み記録の番号化や記録整備の機械化が可能であるが、何十年も前に紙に手書きで管理していたことはやむを得ないことであると思うが、本来本人の記録として年金の支給に結びつくべき記録が統合されていないことはあってはならないことなので、きちんと確認し統合すべきであり、年金受給者や加入者の記録をできるだけ早急に対応すべき問題だと認識をしていた。また、このように年金記録問題がマスコミ等に取り上げられるようになり、このような問題を意識するようになった。	通常業務に加え、業務時間外や休日も含め年金特別便等の対応を行い、早急な解決にむけ努力をした。 技術的に今のような機械的な管理ができなかった当時について仕方ないと思う部分もあるが、機械化の際にもう少し適切な対応ができていれば違っていたと思う。基礎年金番号導入時に本人の記憶と記録の一致を確認する作業を行うべきであったと思う。また、本庁と地方庁との意識合わせもきちんとすべきだと思う。
9823	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在の方法以外で本人(家族)に確認をお願いするほか方策は無いと思われます。	被保険者や特に年金受給者(死亡された方を含む)にとって、大きな問題だと認識しています。年金相談窓口を担当している時に、「以前勤めていた時に厚生年金に加入していたと思われるが事業所名を思い出せない」と言われる方が少なからずおられた。当時は現在のように詳細に資格確認ができなかったため、「事業所名を思い出したらいつでも申し出てください」とお願いしていた。また、年金番号を複数持っている方には、年金の裁定請求をする時に統合すれば良いと回答していた。これが現在の年金記録問題の一部となっていると思います。	最大限詳細に資格確認できる情報を使用して、窓口対応及び期間照会等の調査を実施した。基礎年金番号の導入時点で事業主、被保険者、年金受給者等また、特に若い世代の人達にもっと確実に年金制度の仕組みや重要さについて周知すべきであった。
9824	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	私の知る限り問題はない。	いままでどおり全職員が反省を兼ね責任をもって処理を行うしかない。	社会保険職員を始め事業所も被保険者も年金に対する意識が低く 問題になって騒ぎだしたように思う。 なかでも職員の意識が低すぎて、自分の仕事を放棄していたようにも思えた。	少しでも早く正確な回答を心がけた。
9825	地方庁	社会保険事務所課長級以上	「WM上、ほとんど同一であろう厚生年金の記録があること (同一人物、同一期間)」 世間一般に知られていない問題というほどではないかもしれませんが。	年金記録問題は ①基礎年金番号に統合されていない番号 ②もともとWMに登録されていなかった番号 ③納付記録の不整合 の大きく分けると3つに分けられると思います。 いずれも現在の施策を粋々と進めるしかないと思います。 完全な解決は無理と思われるので、 一定のラインで線引きせざるをえないと思います。	①については、恥ずかしながら私自身3つの番号を持っており、 少なくとも年金請求時に確認統合すればよいと考えていたところから、 報道されるほどの大きな問題としては認識していませんでした。 ②については、報道により知りました。 ③については、平成14年の国民年金課在籍時認識していました。	対応しようとした点 ①窓口では極力基礎年金番号の他に番号を持っていないか、 確認に努めていました。 しかし、平成17年以前は統合することによる3号未納の問題が あったこともあり、確認には限界がありました。 ②— ③旧台帳からWMに移行したときの問題であり、個別のお客様の相談には 応じられても、全体的問題としてはどうすることも出来ませんでした。 反省点 ①基礎年金番号導入時の未統合番号解消のための目標不足が あげられます。 ②— ③本庁、地方庁一体となって全体的問題として取り上げるべきでした。
9826	地方庁	社会保険事務所課長級以上	分かりません。	今まで通りひとりひとりに確認していくしかないと思います。	以前は、記録が別になっていても、最終的に年金請求時に統合されれば良いとされていたので、問題とは思っていませんでした。 今回、あまりに大げさなメディアの報道で、かなり誇張されている気がしますが・・・ ただ、受給者の方の記録がたくさん漏れていた事は今回の問題が表面化して初めて分かりました。	年金窓口で来庁者の対応を担当したさいに、できるだけ記録が見つかるように努力して探しました。 以前の紙台帳は、旧性であったり生年月日が違ったりで探すのがとても大変です。 記録問題は、年金ができた頃から始まっていたので、解決するには相当の年月がかかるはずなのに政治的な問題で短期間で解決しなければいけなかった事に無理があったのではないかと思います。
9827	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されていること意外は、わかりません。	市町村との連携で調査する事と、未統合されていない記録の事業所や従業員に照会するなどし、個人を特定する方法があると思います。	年金請求時に未統合記録については、整備されていると思っておりました。しかし5000万件の未統合の記録があると言う報道を聞き年金記録の管理に問題がある事を知りました。 年金記録管理の問題を知り、あってはならない事だと思いました。	年金記録問題については、最優先課題として取り組まなければならないと思いました。 年金記録の不備を完全に修復させるために、ご本人の話や本人の記録と思われる記録について再確認し、未統合記録を統合するよう努力してきました。 現時点の反省点は、本人からの照会に対しての回答が今現在も遅い事です。速やかに回答できるよう職員全員で対応していく必要があるとおもいます。
9828	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	記録問題が大きく取り上げられて、不安を煽る内容の報道が多く、社会保険庁の資料はすべて間違っているという認識を持っている人が本当に多い。 批判を恐れて、すべてこちらが悪いと、調べる前から大臣等が認めてしまってきたのが問題だと思う。 客観的資料から払ったはずのない人からの調査依頼も多く、回答に時間が無駄にとられる。記録もれに見えるが、ただの本人の納付漏れと思われるケースなど、HP、新聞上などでまずは説明すべきだと思う。	役所の人間がまだ人に敬われている頃、それにおごっていい加減に仕事をしてきた人がいた世代の責任と、マスコミに情報操作された結果、起こった問題だと思う。問題を知ったのは報道がされてからで、いつ頃かは不明。	とにかく1件1件の処理を性格・迅速に行うこと。どんな人にも丁寧に応対すること。現場を知らない人からひどい命令ばかりくる状況に、モチベーションをおとさずに毎日まわりの人とともにがんばること。
9829	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		一人に対して複数の手帳番号が存在することは、年金業務を担当したときから知っていました。そのため、請求時の氏名検索・職歴確認等は必ず行うという指導の下業務を行っていたはずです。(平成5年頃) しかし、複数の手番を持っているのは、新規取得としての届出による重複払出によるもので、オンライン処理以前のものと当時は認識しておりました。 オンライン立上時の入力ミス等、様々な問題については、今般の記録問題でわかったことです。 基礎年金番号発足時は、期間が短く完全統合に危惧は抱いておりました。	できる限り、統合が図れるよう対面・電話相談時は対応している。 基礎番号附番時の通知発送後は、ある意味被保険者任せにしてしまっていたところ、回答の完全回収確認をしなかったところが反省点として挙げられると思います。 オンライン化前については、地方庁から社会保険庁へ送達したあとの記録管理がどのようになっているのかがあまり認識されていなかったところに問題があったと思います。
9830	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		正しい記録を元に年金額を計算してお支払いしなければならないと思います。	お客様に職歴をひとつひとつ確認してもらう

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9831	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一日も早く正しい年金記録に戻るよう記録の確認作業をしていくことが最も大切ということは言うまでもありません。しかし、現在の社会保険事務所の中では日々通常の業務も存在するのも事実ですし効率的な作業のためには、明確な担当部署を作るのが第一だと思います。紙台帳との突合は人の目で確認していく必要があることから、短期間で問題を解決するにはやはりそれに見合った人員の確保も必要と思います。問題解決には一件一件丁寧に確認していくことがなによりだと考えるので、担当部署の明確化とそれに見合った人員の確保が大切だと考えます。	年金記録問題が世間一般に知られる前までは、未統合手番が多く存在することは、当時国民年金課に所属していたので知ってはいた(平成17年頃)。窓口にお見えになられたお客様や国民年金保険料納付督励のため戸別訪問に出かけたお客様に対してはその場で確認して手番の統合はそのつどしていたが、年金請求時に確認して統合するので、今すぐ統合の手続きを取らなくてもさほど問題ではないとの認識だった。年金受給者の方でこんなにも多くの方の記録が未統合になっているとの認識は正直なかった。	まずは何よりもお問い合わせをいただいたお客様のお話を丁寧に聞くよう心がけました。不審に思われているお客様が多かったので、お客様の話をよく聞き、それに対して調査を進めていけるよう、聞き取るようにしました。 年金記録問題にたいしての反省点は、まずは職員の問題意識があると思います。これは過去から現在まで在籍している職員に共通することですが、お役所仕事で決められたことしかしていなかったということが大きな反省点だと思います。あとは年金制度の問題もあるでしょうが、やはり一番は職員の意識に問題があったからだと考えます。
9832	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません	一刻も早く解決しなければいけない問題。 知ったのは在職前です。	国民の方への回答が早く手元に届くようにと対応しました。 反省点は、国民の方の年金についての周知ができていないこともあると思います。
9833	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題については、公表されている問題以外は存じておりません。	現在も、ねんきん特別便・定期便により、年金記録問題の解決にむけて、日々奮闘しておりますが、引き続き正確な年金記録のお知らせを国民の皆さんに提供していかなければならないと思います。 年金に対する関心は、記録問題により、非常に高まりましたが、反面、社会保険庁の組織に対するものや年金制度に対する失望感等により、年金に対する無関心層が増えているのも現状としてあると思います。 ねんきん定期便を、今後も年金記録問題のための有効な手段としていくためには、無関心層の方にも確実に定期便をご覧いただき、必要な場合は回答をしていただくことを、今まで以上にテ	平成9年に基礎年金番号制が行われる前から、一人の方に同じ制度で複数の番号が払出され、このままの状態で放置されれば大変なことになると認識しておりましたが、資格取得時や本人からの資格照会時や裁定請求時に必要に応じ統合処理をしておりました。 また、オンライン化された当初から、資格照会時の調査段階で、厚生年金保険の古い記録(例えば、東い(2100)から東と(2107)までの払出)で整備されていないものが多数あり、未整備が判明した都度、補正処理はしておりました。しかしながら、未整備の記録を集中して記録補正することは行われておりませんでした。	基礎年金番号制が始められた際に、基礎年金番号以外の他手番が存在する方からのハガキの提出を、未提出者の管理も含めしっかり行っていれば、今回明らかになった5,000万件とゆう件数にはならなかったと思います。 また、未統合手番や未整備の記録についても、その存在が判明した段階で、集中して行うべきであったと思います。
9834	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	再三ご案内を差し上げても、未だお届けのない方が居られる以上、元大臣が発言された、「最後のお一人様」までとは無理である。 よって、ある一定のお届期間を設け、それまでにお届のない方に対しては、法律的に何らかの処理を行うべきである。	昭和58年頃当時、各制度毎に年金手帳番号が付番されており、また、事業所・個人からの申し出があればのとおり、その都度、新番号を出していたように思う。 その当時はそれがごくごく当たり前として受け止めていたが、今となって思えば、当時より一人一番号制にするべきであったと痛感する。	まず、お客様への丁寧なお詫びを心掛けるとともに、「ねんきん特別便」「期間照会」者の方への回答を早期にできるよう職員等のレベルアップを図った。 反省点として、20～30年前は年金受給者も少なく、年金請求はまだ先の事として捕らまえており、お客様・事業所への適正な聞き取り及び事務処理のチェック等も甘かったのではないかと思
9835	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	地道に本人の記憶と社会保険庁がもっている記録とを突き合わせていき、少しでも件数を減らしていくしかないのではないかと思います。	過去にいい加減な仕事をしてきた人達の結果がこのような問題を引き起こし、それに気づくことができなかった自分の無力さの結果だと認識していました。 問題の存在は、新聞等の報道で初めて知りました。	目の前の仕事を確実にこなしていくことで、少しでも信頼回復に努めたいと思いました。 なぜこのような事態になっているのか、責任の所在はどこにあるのか、未だによくわかりません。 当事者は辞めれば責任を追及されず、一生懸命仕事をしている人間が悪者のように扱われている今、何をどうしたらいいのかさえ思い浮かびません。ひたすら業務を誠実にこなしていくのみで
9836	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。	現時点の体制で精一杯ではないかと思う。	平成19年の4月頃だったと思う。	窓口での聞き取り調査の徹底を意識するようにした。どうしても現業中心となりなかなか意識改革ができなかった。
9837	地方庁	その他(社会保険事務所)	まだあいてない古い手番がある。旧台。	前回」同様に。	特別便の時。	
9838	地方庁	社会保険事務所課長級以上		着々と確実に進めるしかない。 そのために人材の数ではなく質の確保が必要であろう。 これ以上スキルのある職員を減らしてはならない。	国民年金課職員であった昭和61年から平成3年当時WMには間違いはないといわれていたし、厚生年金についても間違いはレアケースだといわれていた。 年金記録問題が露見して初めて「こんなことだったのか」と知った。	機械化の進め方が拙速であったことと、 当時の電算機性能とオペレータの質を鑑みて、電算化が10年早すぎたと思われる。
9839	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	とくに存じておりません。	すでに亡くなられている方、病気などでご自身の意志を表明できない方などがおられることからすべての年金加入期間について特定することはできないと考えています。また、祖当の年月を経てからの申立であるため、総務省年金記録確認第三者委員会の審議も困難となってきているように感じます。 国民の皆様のご了解の下に仕切り直しをさせていただき、再スタートをきるべきであると思います。 未統合の記録については引き続き特定の努力を続け、失われた記録については一定の条件下	社会保険事務所業務第一課(現適用調査課)、年金相談コーナー勤務時 に照会された期間が見当たらなかったり、氏名検索時に未統合の記録が多数確認されることから将来的には当該記録は年金給付記録から漏れるであろうと感じていました。	記録の調査に際し、氏名・生年月日の誤記等を視野に入れて記録の調査に当たったと記憶しておりますが、さしたる効果は得られなかったと感じています。 年金制度が複数にも関わらず、その管理方法がまちまちであったこと、条文の上では強制加入であるにもかかわらず行政としてその確認を怠っていたこと、及び当該記録を取扱う側が個人的、組織的に認識が低かったことなどが挙げられるものと考えます。
9840	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録については、適正に処理されていると認識していました。発覚して知りましたが、基礎年金導入時より、統合出来ていない記録はあるだろうとは考えていました。	基礎年金導入時は国民年金担当でしたので、担当町村の担当者に詳しい説明を行い、役場の窓口に来る方々への、案内を強く依頼しました。また、事務所の窓口や、電話を架けてくるお客様にも、積極的に案内しました。 基礎年金番号の統合については、もっと早期に処理終了するべきだったのではと考えます。
9841	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	被保険者と向き合って記録確認をするなかでも、年金よりも生活保護のほうがいいので調査の必要はないという声をよく耳にした。 このようなこともふまえた政府の方針を考えていかないといけないと思う。	今回、マスコミ等で年金記録問題がでるまでは、私自身も国が管理しているものなので確実なものだと認識していた。	過去の記録の調査の方法等、知らなかったことばかりで戸惑いは多かった。 調査する段階で、当初会社名は伝えてはならない等々のことで、記録所在を判明させるのに必要な情報を伝えられなかった点など。
9842	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題を専門的に取り扱う部署(場所)を各県に設置し、業務の集約と専門スタッフを配置して取り組まないと進まないのではないか。	オンラインシステム上の被保険者記録と被保険者名簿の記録とが一致しないものがあることは、業務をしていく中で多数あることは認識していた。被保険者記録を電算システムに取り込む過程での事務処理に問題があったのではないか。	この当時は、年金請求時における本人への職歴確認の徹底と、請求書審査時における慎重な調査以外の方法はなかったと思います。 この問題とは別に、特別便にかかる回答作業の中で、いまだにカセット記録が開かれていない手番が多数存在していることが分かりました。今後被保険者記録と名簿との照合作業を行うこととなっていますが、カセット記録となっている手番の記録調査も必要ではないか。
9843	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	着実に処理を進めていくこと。その一方で、たとえ時間がかかろうとも国民に不安な気持ちを抱かせなくてすむような接客や、普段から年金を身近なものとして感じていただけるようになるための活動も必要に思う。	制度などが複雑で、職員側と被保険者・年金受給者との間でのやりとりが難しい。自分のことなのに、制度や加入記録などについてよく知らないままでいる人が多いと感じた。	まだまだ不十分な業務知識や取扱いについてそれらを高める努力をするとともに、それが国民の方とのやりとりにいかされるようにと努めた。
9844	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	職員ひとりひとりが問題解決に向けて懸命に取り組み、お客様についても、送付物については、必ず回答して頂くことが必要だと考えます。	平成18年頃だったと思いますが、報道にて、統合されていない記録が5000万件もある事に驚きました。	ひとりひとりのお客様に対して、親身になって対応しました。 反省点としては、紙媒体からコンピューターへの移行の際、基礎年金番号の導入の際にもっと違う仕方があったのではないかと思います。
9845	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	わかりません。	問題として挙がる前に認識したことはありません。また、問題として取り上げられる前から、知ったこともありません。	わかりません。
9846	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	分かりません。	ねんきん特別便を送付した時に年金記録問題を認識しました。 年金記録問題はもともと基礎年金番号導入より前からの積み重ねであり、年金請求時に調査するのが当たり前だった背景により、年金請求前の事前に手番等を登録できればいい程度だと	積極的に言葉の一言一言を丁寧に説明するよう心がけましたが、納得されませんでした。 この問題の反省点はマスコミ等に尾ひれがついて物事を取り上げられ、ことを荒立てすぎたことです。
9847	地方庁	その他(社会保険事務所)		5000万件等の対応 ○市長村への協力依頼 ・社保で住所の確認がとれない方の確認や、特別便未回答者への勧奨等について協力依頼 ・国年手番については氏名生年月日等のほかに住暦からもたどっていくと解決できるものも多いのではないかと考えます。 ○人員増 その他にも色々とありますが、人手の問題がメインになると思います。 納付記録・月額等の問題 ○記録訂正事務の迅速化	入局した時点で既に記録問題が報道されていました。 そのため、入局段階から記録問題を認識しており、問題を知ったのも入局時です。	1件でも多くの手番を本来の持ち主へ統合することを心がけて事務を行ないました。 今回の問題は、過去の裁定請求時の対応や、オンライン化の際の対応等により生じている部分が多いと考えます。 組織としての反省点は、2度と信用を損なうような行為を行なわないよう努めるとともに、制度についても見直しが必要な部分があると考えます。
9848	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いあたりません。	一件一件、丁寧に解決していくことだと考えます。	昨年初。 様々な問題が積み重なったもので、改善すべき点が多い、大きな問題だと考えていました。	一件一件、丁寧に解決していこうと思っていました。 また加えて、出来るだけ迅速に行なうべき問題と考えていました。 制度の整備不足、国民への理解・周知不足。 記録管理の危機感不足、体制の不整備。
9849	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	作業する人を、もっと増やして記録を地道に確認していくことだと思います。	ここまで大量に過去の記録に不備があるとは思わなかったです。 問題が存在することを知ったのは3～4年前からです。	現在は記録を確認し整備する仕事を主にやっているので、1件1件、丁寧に作業をしています。 基礎年金番号の導入を年金制度開始時から行っていれば、このような問題にはならなかつたと思います。
9850	地方庁	社会保険事務所長	もう全てが出尽くしたと考える。	現在の年金記録問題の解決方法では、2～3年で解決できると考えられないので、人海戦術ではなく、コンピュータをフルに活用して合理的に整理していく必要があるのではないかと思う。 そのためには旧台帳記録の整備から肪道を立てて行う必要があり、また現在の被保険者記録で事業所記号や被保険者番号が0000で示されている記録も整備しなければならないと思う。 いずれにしても、議員主導ではなく、餅は餅屋に任せて、事務方主導で進めていかないと、無駄な仕事ばかりが増えて、肝心なことができない状態が続くのではないかと思う。	年金相談を行っているときに、事業所記録から被保険者記録の一覧を照射すると、随分、氏名などが空欄になっている記録があると感じていたが、まさか5,095万件にも及ぶ記録が宙に浮いた状態になっているとは思わず、ビックリしたのと同時に正直落胆した。 本庁の方でもっと早い時期から積極的に記録整備を行っていれば、こんな状況にはならなかったのではないか。	出先の社会保険事務所では、目の前にいるお客様の記録を見つけるのが精一杯で、膨大な宙に浮いた記録の整備をするのは本庁の仕事ではないかと思う。年金請求の段階で記録を見つけ、統合や整備すればよいと思っていた本庁の考え方が甘かったと思う。
9851	地方庁	その他(社会保険事務所)			宙に浮いた記録が多すぎて、全職員が対応していく問題だと思った。 2007年夏頃。ニュースを見て知りました。	所長の命令により通常業務から離れ、年金記録の記録回復に一年近く努めました。 何十年間も浮いた記録をほっといた原因は自分の代で責任を負いたくないという責任逃れが長年続いてきたと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9852	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	ねんきん特別便で、まだ回答を頂いていない方からの回答書提出にご協力いただくと共に、フォローアップ照会を継続することと思います。	私が、厚生年金保険の適用関係の部署に配属になったのは、昭和60年頃から平成1年頃ですが、実際適用業務を行う上で、年金手帳の記号番号の重複取消届出がよく見受けられていたような記憶があります。 現在のオンラインシステムでは、他の番号を所持されている可能性がある場合には、警告がでるものと思われますが、当時のシステムはそのようにはなってなかったような気がします。(非常に記憶が曖昧で申し訳ありません。) 社会保険事務所で、資格取得届処理時に他の記号番号を所持していないかの確認をすることも必要ですが、事業所様においても、資格取得届作成時に、被保険者の方に確認頂き、被保険者の方自身も過去の手帳交付の有無を申し出を頂くようご協力いただくしかなかったのではと思います。	年金の裁定の際等に、氏名索引にて、同姓同名(旧姓も含めて)、同生年月日の記録について、ご本人の記録か否かの確認もしていましたが、以前は、今と違って、請求者の方に、具体的な会社名を提示しての記録確認を行っていなかったと思います。 年金請求時から何十年も前の(勤務期間が短い場合は特に)勤務事業所を思い出すには、所在地、事業所名称等の具体的な情報をお伝えして確認いただくことが必要です。年金問題がおきてからではなく、以前からこのようにするべきであったと思います。
9853	地方庁	その他(社会保険事務所)		ねんきん特別便、定期便の回答者に対して、一つずつ丁寧に対処すること。回答票の本人申立記録以外にも、氏名検索により記録判明に結びつくことがある。特に女性の旧姓確認は徹底すべきで、旧台での判明確率は高いと思われる。	5千万件の件が公表されるまで全く知らなかった。	被保険者本人にご自身の記録確認を定期便にて毎回確認していただき、疑問点は解決していただくよう説明する。一連の問題が公表されるまで、受給直前まで自身の記録がわからないということに問題があったと思う。
9854	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員の増強。また市町村と連携し積極的に記録判明の調査を進めていく。	当然入っていると思われた自分の記録が入っていないという年金制度の信頼を損なう問題。 平成19年4月ごろ問題の存在を知った。	窓口で本人の記録が、こちらの把握しているもの以外に無いかよく話し合いながら、記録を見つけていった。 最初の年金得別便で勤務先の情報を記載したほうが、記録の統合がスムーズに行ったのではないか。
9855	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていることかもしれませんが、氏名が違う読みで入力されている(漢字の読みをそのままあてているような)。特に沖縄では本土の方が読めない苗字があり、喜屋武(きやん)を(きやたけ)と入力されていたりする。	現時点でも対処されていることですが、紙台帳とオンライン化された記録の突合しかないと思います。	平成9年基礎年金番号制度が始まった頃から、氏名がまったく違う読み方で登録されていたり、生年月日の入力誤りがあるなど、知ってはいましたが、こんなに多くのデータに不備があるとは思わず、問題認識が足りなかったと思います。	氏名の読みが誤って入力されている記録があるため、読み方をいろいろ変えて検索するなどしていましたが、根本的な解決にむけての努力などは行っていなかったと思います。 反省点としては、機械化にする際に入力後の点検を行っていなかったのではないか、ふりがなのない氏名の読みを確認することなく入力していたのではないかと思われるので、きちんと入力後の相互点検を行うこと、おかしいと思ったときに問題提起することなどが反省点として挙げられる
9856	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	こつこつと地道な確認作業を徹底していくこと。	年金加入者の制度に対する意識の低さからも発生した問題であり、社会的に 社会保険庁職員だけがバッシングされる問題ではないと考えている。 問題を知りえたのは、年金記録問題が騒がれだした時期である。	加入者の方の立場を考えて、早急に年金記録を確認するように行動してきた。 厚生年金でいえば、事業主からの届出主義であり氏名・生年月日も本人からの申し出により届出しているため、今回の調査においても多くの間違いが見受けられている。今後は「ねんきん定期便」の送付により定期的に確認できるが、届出方法(生年月日等の確認)についても再検討する必要があるのではないかと思われる。
9857	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	もう少し人材が必要と思われます。日々の仕事プラスアルファの為業務にかなり支障があると思います。苦情の対応(電話および窓口)で事務所での混乱は過酷です。	私が社会保険事務所に賃金として雇われたのは2年半前であり、徐々に年金問題が浮き彫りとされてきたときだったと思います。人手以上のお客様対応、窓口延長等でほぼ事務所の機能が果たせてない状態が続き、処理対応も順調に進んでいなかったように思います。 でも年金問題は社会保険事務所のせいばかりではないとも感じています	任期付として働き出したのが今年の3月からなので、電話等の苦情には精神統意ご説明をして、民間事業で18年勤めた強みもありお客様の気持ちになった対応させていただくのが精一杯でした。 もっと企業とのつながりを持ち企業側でも従業員指導をしていただくように心がけなければいけ
9858	地方庁	その他(社会保険事務局)	一般に知られている問題以外に知っている問題はありません。	通常業務と別に、新たに人員をかくほし、年金記録問題専門に取り組む組織を作り対応したらよいので幅と内科と思います。	年金は国民の皆様にとって、大切なものであり、未統合の記録があることは、重大な問題だと思っています。 7年ほど前に、年金給付の担当に配属になったときに、平成9年に、基礎年金番号が導入され各年金制度ごとの年金番号が統合され、年金記録も統合されたと思っていたが、年金相談や請求にいらしたお客様の基礎年金番号の記録のほかに、氏名と生年月日から記録を検索するとご本人の記録を別の番号で発見することがあったとき。	基礎年金番号の記録以外に、氏名索引でご本人のものと思われる記録があったときには、思い出していただけるように努力をして、本人確認の上統合をした。 基礎年金番号を、導入のときに、特別便のような年金加入記録のお知らせをする必要があったと思う。
9859	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	できるだけ早く解決するためにはやはり、大勢での作業が必要であると思います。それと共に偽名、偽生年月日等の問題点を国民の皆様にもっと理解していただければと考えます。	年金手帳を複数お持ちの方が、基礎年金番号へ移行した時、番号の登録漏れ等で、すべての記録が反映していない問題であると認識していました。 この問題を知ったのは、5年ほど前だった思います。	基礎年金番号に記録が入っていない場合は、その都度統合をしていました。
9860	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分の生年月日を変えて会社に勤めている方や、氏名、ひどい場合は全く別人の氏名で厚生年金に加入している方が、年配の方に多くみられ、手番が一致しないのは、仕方がないと感じました。 申し出期間と判明した期間が三ヶ月から半年以上食い違っているケースも頻繁にあり、古い記録は見習い期間や事業主で厚生年金の加入をしていなかった会社も多いのでは、と疑問をもち	電話や文書で本人の記憶をたどる作業は、今現在取り組んでいますが、遠い昔の意億やすでに亡くなっている方もいらっしゃることから、かなり難しい作業だと感じますが、面期的な方法はすぐには考えつきません。	メディアでは、消えたとか消された、が強調されていますが、決してそうではなく、一人ひとつの番号で将来の年金がもらえる、という認識が定着せず広報も甘く、行政側に危機感がなかったのかと感じます。 私自身は、行政も会社も国民みなさんもきちんと年金のことを認識していれば、こんなに騒がれる問題ではなかったと思います。	未だに本人と特定できず、手番のまま残ってしまっている記録があります。 限りなく申請者の記録と思われる記録も考えられるのですが、100%の事実にたどり着けず苦汁を飲むケースをなんとかしたいです。
9861	地方庁	社会保険事務所長	知らない。	人海戦術しかないと思います。	今回、公になるまでこのような問題になるとは思ってもいなかった。	基礎年金番号の導入時(平成9年)に、もう少しフォローアップをしていれば、ここまでの騒動にはならなかったのかなと思います。
9862	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9863	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職員一人一人が誠実に自らの業務を遂行することと考えます。	記録の紛失や誤りがある程度存在するのは、度重なる制度改正や記録管理システムの変更のため、仕方のない部分があるとしても、職員個人の法令遵守意識や本庁と事務所、市町村との間の連携がとれていればここまで大きな問題にはならなかったのではないか。また、被保険者自身にも全く落ち度がないわけではなく、自らの記録について常日頃から関心を寄せる姿勢が必要だったのではないか。 平成19年度ごろではなかったかと思われる。当時国民年金業務に携わっていたが、当然それらの記録は制度発足からきちんと管理されていたと思っていたのでメディアでそういった事実があるということを初めて知って大変な衝撃を受けた覚えがある。	窓口対応の際には、お客様の立場になって、親身に記録確認を行った。時間がかかりそうな場合は書類をお預かりして、電話でのやりとり等も含め入念に調査を行った。それでも記録が判明しない場合は第3者委員会に判断していただくための資料の収集、作成を1件1件丁寧に行い最終的にどのような結果になってもお客様が一定の満足を得られるように努めた。 反省点が挙げられる点は数多いが、制度発足当時からきちんと記録が管理できていれば、現在のように膨大な時間やお金をつかわずに事務所は本来の業務に専念できただろうということ。
9864	地方庁	その他(社会保険事務局)	内部の職員でしたら、みなさんご存知ですが以下に記します。 元になっている原票(マイクロ)自体が事実と違うものが多数あります。 厚生年金の改ざんは職員全員で、恒常的に行ってきました。	申し訳ありませんが、なかなか難しいです。一度おこしてしまった記録の誤りは完全にはなおせません。本当のことを言う職員を集めて、知恵と力を合わせて少しでも完全に近づけるように企画をたてるべきです。そして全職員であたるしかないと思います。答えになっていないかもしれませんがお許しください。	国民に不利益を及ぼすと認識しておりました。知ったのは入って1～2年です。	私は少しでも適正に業務にあたろうとしましたが、そのために周りから激しく叩かれました。社会保険庁に手紙を送ってきた通りです。
9865	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	現在は、期限を切られている中での作業となっており、一般業務と平行して実施している状況です。 正確な解決には、もっと時間をかけて行うべきです。 正規職員が減少している中、謝金、賃金の手当てをしていただいておりますが、これらの職員には限界があります。 機構になれば特に処理能力がおちるのではないでしょうか。 時間をかけ、職員を増員し実施していかなければ、正確な調査、処理ができないのではないかと	高齢化が進み、核家族化が進行している中、老後の頼りは年金であることから、非常に大切な問題であると認識しています。 基礎年金番号に手番が統合されていない方が多く残ることは、ある程度予想がついていたのではないでしょうか。	窓口での対応時では、必ず年金手帳を他に持っていないか聞き取りを行ってきた。 その折に、知人、友人等にも伝えてもらうよう依頼していた。 広報が不足していたと思われる。
9866	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		私が認識していた年金記録問題とは、例えば、同じ制度の中で年金番号を重複して持っている人がいたり、紙の台帳から機械化されるときに切り替え誤りがあったり、制度がよくわからなくて届出誤りがあったりすることなどです。 年金記録は、年金の支払をしていく上で、基礎となるものなので、とても重要な問題と認識していました。 入職して、国民年金業務をしましたが、業務をしていくうちに、少しずつわかってきました。	具体的には、業務をしていく中で、年金番号を重複して払い出さないようにとか、年金記録を確認しながら届出誤りを訂正していったりなどです。 その時その時、自分で対応していける範囲で、対応していました。それは誰も同じだと思います。この対応していける範囲というのを、もっと踏み込んで広げていかなければならなかったのかとは思います。 反省点とは違うと思いますが、今回、年金記録問題ということで、少しは被保険者や受給者の方に関心をもってもらえたのですが、やはりもっと年金制度を理解してもらえるようにしていく必要があると思います。もう話し合われてることとは思いますが、制度を簡単にするとか広報をもっとしていくとか。広報も新聞やテレビだけでなく、雑誌などもっと広げていき、関心の薄い若い年代の人にも自然と目に入る機会が多くなるようになればと思います。私たちだけでは限界があるので、皆で記録を管理していくという気持ちで、チェックする目が増えていくようになれば、より正しい
9867	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	特に良い対策は考えられません。	不適正である年金記録件数が、想像以上の件数であり、このような状態にあるのを知ったのは報道後です。	1件でも多く解決できるよう、窓口に来所された方や電話による相談を速やかに対応しようと考えて、おりました。 記載要項は、略さず記載していただき再確認をするなど注意をはらって行なえば良かったのではないかと考えます。
9868	地方庁	その他(社会保険事務所)			9年ほど前に年金給付課に配属になり年金請求の相談に応じるようになってから、基礎年金番号に統合されておらず、また本人も被保険者証等をなくし番号がわからなくなっている手番があることを知りました。 この状況で対策がないことに疑問に思いながらも、誰のどんな手番が残っているのかを知ることができない社会保険事務所職員の立場では、電話や来所で接することができたお客様の記録から一つずつ整理していくしかないと考えていました。	年金相談・年金裁定の際に必ず、厚年加入の有無を問わず職歴等を確認し、また空白の期間があれば当時の状況を確認し、本人と疑わしき記録があるかどうか調べるよう努めていました。
9869	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録の一つ一つを地道に整理していくしかないと思います。何年かかっても。	記録問題がクローズアップされるまでは、裁定請求時に未統合記録はほぼ解消できていると思っていました。 年金給付業務に携わっていればもう少し実感もあったのでしょうが、再裁定の数や不備のある記録が、これほどの数になるとはまったく想像できませんでした。	どんなに時間がかかっても、ひとつひとつを確実に整理していくことが解決への道筋のひとつと思い、お客様ともそう接してきました。 特別便にしても再裁定の処理体制にしても、準備がままならないまま始まったように思います。たとえば一定期間、再裁定処理を止めて、再裁定用のシステム等を構築して処理を行うなどすることができていれば、処理に要する時間をもっと短くできたのではないでしょうか。 当時はそんなことを考える余裕すらありませんでしたが、今思えばどんなに批判を浴びても、どんなに時間がかかっても、十分に準備をしてからスタートすべきだったのではないかと思います。
9870	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	該当事項なし	該当事項なし	昔自分が担当して、どんなに探しても見つけられなかった記録が判明するなら、早く見つかるように手助けしたかった。期間調査を担当していた平成6年ごろ。	問題になる前に期間照会を担当していて、自分で考えられる限りの照会や検索をした。しかし自分が生まれる前の戦前の加入や米軍関係・労管などわからないことばかりで、退職してしまったベテラン担当職員の意見を聞いてみたいと、いつも思っていた。 スタートしたときは、このように加入記録が膨れ上がるとは考え付かなかったと思うが、どこかの時点ではじめるべきだったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9871	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。			
9872	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。		まだ手管理の時代に厚生年金に加入していたにもかかわらず、記録に反映されていなくて、もともと受給できる年金額より少なくなってしまっている人が多数いるという問題。 お給料から引かれている保険料に見合った報酬月額より低い報酬月額で社会保険事務所に届出がされていたり、報酬月額が遡って訂正されているという問題。 ここ2年半くらい。	お客様から資格照会があったときは、お客様が覚えている範囲でできるかぎりのことを聞き取り、調査担当の方が迷わず調査できるように心掛けました。 資格の調査等に時間がかかってしまうので、お客様が不安がらないよう最初によく説明するようにしました。 年金受給の手続きの際、資格記録の調査等が十分にできなかったことがあったと思われます。
9873	地方庁	その他(社会保険事務所)		本人の主張のとおりの記録がない方の問題については、多種多様な事案が存在するのでそれぞれの事案について振り分ける。そしてそれぞれの取り扱いの方向性を定め、専門チームが詳細に検討し処理をするような体制を取れれば少しでも早期に解決できるのではないかと思う。	就職のたびに年金手帳を持っていないと会社に伝え、会社が新規で資格取得届を出して年金手帳が交付され、その年金手帳を紛失してしまい、統合しないままでいる記録がたくさんある人が多数存在していることの積み上げた数字が あまりにも多いので問題視されているという認識でした。年金請求時点で氏名検索等をすれば、問題ではないと考えていたが、これだけの数の氏名相違の記録や生年月日相違の記録が存在するとは思わなかったというのが正直なところです。 また、この問題を知ったのは、マスコミ等で報道されようになった頃からです。	氏名無し記録等の記録整備などに、一生懸命取り組んできましたし、またお客様のお話を伺いできるだけの調査を行ってきました。問題とされている記録が手作業の頃の相当前の記録であることから、お客様の記憶もあいまいになっている部分も多い。現職員がこの問題解決に向って取り組んでいる姿勢で記録の整備にもっと早い段階で取り組んでいればここまでの問題にはならなかったのではないかと考える。
9874	地方庁	その他(社会保険事務局)				
9875	地方庁	その他(社会保険事務局)		未統合手番については、まだまだ膨大な件数があるが、郵送による特別便等の期間照会、来所いただいたお客様の相談等を1件、1件、地道に回答していかなければならないと思う。ただし、回答をお待ちのお客様の中にはご高齢の方も多数いらっしゃるため、少しでも早く回答できるようただ担当者を増員するのではなく、ある程の期間調査経験者を担当者として増員することが必要ではないかと思う。	初めて期間調査を担当した時に、未統合手番が多くあることを知り、重要な問題なのではないかと思いました。	未統合手番を基礎年金番号に統合できるよう、年金相談時には旧姓や日常生活の中で本来の読み方と違った呼ばれ方をされたことはないかなどを確認するようにしたり、国民年金の任意加入の審査時にも手番がないかを確認するように心がけ対応してきました。 この問題の反省点としては、年金相談時お客様に、「何年も前に相談で記録を確認したときには、一方的にこれがあなたの記録ですと言われただけで、他の職歴等は聞いてくれなかった。聞いてくれていれば思い出せたかもしれなかったのに。」と言われたことがあり、相談時の対応に問題があったのではないかと思います。
9876	地方庁	その他(社会保険事務所)		短期間に集中して人と予算をかけ、いままでのように取り組むしかないと思います。	記録確認の業務に携わっていたこともありましたが、年金請求時までに、 記録整備が終了し、確認がとれれば良いとかんがえていました。 いわゆる、年金記録問題の存在を知ったのは、国会で取り上げられてからです。	対応は特に考えていませんでした。 年金記録に対するコンプライアンス・問題意識の欠如だと思います。
9877	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られているのがどの程度の問題なのか、示されていないので回答が難しい。宙に浮いた年金、消えた年金といった大きな枠組みであれば私の経験の範囲では知りません。	この問題が何の問題のことを指しているのかわからないので、解決の提案のしようがありませんが、年金記録問題のことだとして年金記録問題がどこまでの範囲のことをさしているか、宙に浮いた年金、消えた年金といった話になるのかと思います。 問題解決のために特別便による本人様の記録確認、申立、調査、第三者委員会、消えた年金については対象者抽出による戸別訪問をしていると私は把握しています。 それ以外に、何か解決の方策として私から提案できることはありません。 ただ、姿勢として被保険者、受給者にとっては対応する我々が国の代表者ということになるので自分が直接年金記録を紛失してしまった訳ではないのだとしても十分な謝意をもって対応を行なう誠実さが必要だろうと思う。 また現在この問題解決のプロセスであるとか年金制度といった大きい枠組みを考えていらっしゃる方々はそういった現場の支えが少しでも少なくなるように公平な堅牢な親切なシステム設計を考えねばならないかと思います。	ニュースと同時に知りました。それまでは、当然年金記録に誤りはなく、あったとしてもそれはすべて被保険者・受給者・事業所の届出の誤りによるものと思っておりました。 昔の人がいいかげんにやったからだとは当初から思ってはおりませんでした。当時の想定では、その程度の確認(台帳にフリガナがないである等)で本人を特定できるくらいの人口であるとか対応人員があったということだと私は理解をしておりました。 台帳を機械にパンチングする際の入力誤りであるとか、無理やりなカナ読みについても、その当時の精度してはその程度でよしとされたためであると思います。 先の(7)の回答にも通ずるが、現場で勝手にこの程度でよいとしたのではなく制度設計担当であるとかシステム設計担当、運用担当がその精度でよいと承認したはずであると思います。とすれば、その精度でよいと承認したことが間違いの始まりではあるが、そもそも間違いのないようにやっておかないと積もり積もって不信につながるということを予見できなかった先見性のなさが問題だと思います。	自分ができることを精一杯誠実に対応しました。勤務以外でも質問を受けることがあれば、なるべく多くのことを知っている限り対応をしました。 多くの情報が世間に提供された結果、多くの方々が何を信じてよいのかわからない状態になっていると思います。我々が正しい情報を提供し続けたとしても嘘であるとか詐欺であるとかよくない情報も他者からでることもあります。 我々の組織への不信を付け込まれる形になっていると思います。 付け込まれている事自体を反省して、悪いところを戒め、付け込まれないように対応を改め、親切で公平で堅牢な信用を作り上げ、社会保険庁あるいは日本年金機構がそんなことをするはずがないという信用を作り上げる必要があると思います。 また何か不祥事があるたびに現場職員一人ひとりに反省を求め、謝罪を求め、それによって罪の購いとする政治または行政府のやり方も反省をすべきだと思います。 重ねて言いますが、現場職員一人ひとりが勝手な思いつきでここまで組織的な誤りを引き起こすと考えるのは非常識だと思います
9878	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人の目で、正確に確認をすること以外ないと思います。	年金記録の調査は、今までも本人より照会を受け調査してきたわけですが、紙台帳の大量な切り替え漏れがあった事は、今まで、照会や年金請求の際に、字の読み方でいくつも検索したり、それまでにも紙台帳の切り替えの際の入力違い(会社名、氏名)があった為、可能性がある限り調査をし、ありませんの回答をした方が、今回の台帳登録で判明してくれれば良いと思っていました。加入したすべての記録、納付した記録が、事実どおり本人の記録へ反映する事が現在受けている年金の基礎となり、今後の年金の基礎となるべきだと 思っています。 このたびの、年金記録問題は、テレビ、新聞報道により知りました。	常に、お客様の立場で仕事をすることが基本だと思って対応してきました。年金給付課に在籍しておりましたので、年金相談の際には、今までないと言われた期間でもほりおこしながら申出をいただきました。また、判明した期間の年金への再裁定業務にあったては、業務センターへの進達業務を最優先に処理をし、ひとりひとりの受給者へ少しでも早く正しい年金のお支払いすることが年金記録問題での信頼回復の一歩と認識して業務を行ってまいりました。 報道におされ、本来の制度等の相談ではなく社会保険事務所で働く個人への攻撃として、相談来所、電話となったと思います。 人材を見極め、正確な記録を登録できる体制を取り、過去の切替時の誤りが二度と起きないように取り組む事が必要と考えます。
9879	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	32年9月30日以前の厚生年金保険旧台帳において、索出できるものとできないものがある。索出不能で事業所整理記号番号が収録されていない記録については事業所名が確認できない。本人または遺族が勤務していた事業所名を知りたいと希望してもできないという問題がある。	現在、旧台帳の画像化の処理がすすめられているので、これを利用する。本人が事業所名の確認をとりたくても、旧台帳がなくて画像化できないものについては、本庁と社会保険事務局が協力して、厚生年金台帳にあたり勤務先を特定するようにしたほうが良いと思う。 また、事業所名確認の手間を省くため、全喪している事業所についても、整理記号番号を登録することで事業所名が表示されるようシステムを変更したほうが良いと思う。 本来であれば、旧台帳がない原因を追求するべきであるが、時間ばかりを浪費することになるので、何が本人、遺族の目的にかなうかを考慮して対策をたてるべきだと思う。	持ち主を特定することができず、基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号が6千万件以上ある。そのため、本来受け取るべき年金を受け取れない被保険者、受給者がいるという問題である。 知ったのは平成19年6月頃に国会で議題にあがり、マスコミでとりあげられてからである。それまでは統合されていない記録があることは知っていたが、問題としては認識していなかった。	問題となってから喪失者記録の補正などの記録課の業務量が急激に増加した。以後現在まで残業や休日出勤をして業務量増に対応している。 問題となるまで統合業務もふくめて日常業務を淡々とこなしていたが、報道されるまで自分も含めて、組織全体で問題として取り上げようという意識がほとんどなかったことが反省点である。 もっと早く対応していれば、ここまで解決困難な問題にならなかったのではないかと思う。
9880	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	真面目に一生懸命働いて国民の皆様にその姿をみせて、すぐには無理だと思いますが、少しずつ時間をかけて分かっていただくこと以外ないと日々思っています。	あってはならない大変な問題で国民の皆様に申し訳ないという認識でした。 現在も在職していますが、テレビ、新聞など報道等で報じられるようになり知った状態です。	いくら自分が関与していないとしても、世間一般の感覚からすると関与している、していない関係なく、社会保険事務所職員であること自体が関与しているとみられるので、他人事ではなく自分自身のこととして考え、お客様に接していかなくてはならないと思いました。そして、2度とこのようなことがあってはならないと強く思いました。 やはり、民間と違う仕事に対する甘さ、ゆるさ、仕事に対する責任感のなさが反省すべき点だったと思います。
9881	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	被保険者名簿とオンライン記録の突合をすること。	オンライン記録に基本的に漏れは無いと思っていた。 記録の照会に来るお客さんは前からいたので、オンライン化時や、名簿の記入誤りと思っていた。 このように大量の漏れ等についてはわからなかった。	記録の漏れ等については、個人の対応は難しい。 オンライン記録と被保険者名簿の突合を行っていないため、漏れなどがあること。 カセット記録があり、WMではすぐに確認できないこと。
9882	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		宙に浮いた年金として報道がされた頃。 基礎年金番号への登録がされていないだけであり、本人がもつ手番を登録することにより解決するとの認識であった。	本人がもつ年金手帳により、また、年金手帳が紛失した場合でも氏名索引等で容易に統合が可能であると認識していたが、実際には、コンピュータに正しく収録されていない記録があることがわかり、記録の登録時のチェックが不十分であったと考えます。また、年金番号を複数持つ者が多数おり、1番号での手続きの徹底が不足していたと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9883	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋に沿って取り組むほか、解明に結びつく情報について市町村等に情報提供等の協力・支援依頼を積極的に行い取り組んでいく。	1. オンライン前の業務課担当者時代は、原票を業務センターに進達することで地方の作業は終わり、また事故リストの補正もやりましたが、補正の上進達しており、当然、記録は正しく収録されているものと思っていました。 2. 基礎年金番号の導入の際、統合されていない手番については計画的に統合を取り組み、判明次第収録していくという基本があったことにより、宙に浮いているのではなく、いずれ統合されるということで問題は感じませんでした。 3. 年金の裁定請求の際、職歴等を確認することにより、手番があれば統合をするなどによりその方の記録は確認されるものと思っていました。 年金記録問題の存在を知ったのは、報道等されてからです。 上記のように、段階的に解消、最終的には裁定請求時に確認されるものとして、いずれは確認整理されるものと考えておりました。 報道等された5,000万件という膨大な数字についてはとても信じられませんでした。それまでは、オンライン前の記録については業務センターで全て収録されていると思っていました。旧台帳については報道されてから初めて知った内容でした。	年金記録問題が出て、報道等される中で批判された数々の点について言われて初めて、私達が当たり前と思ってやっていたことの取り組みが不足していたと痛感し、反省しなければならないと思っています。 まず、国民の大切な年金記録を正確に作成し、保管・管理するという使命感が不足していました。 このことについては、一番悪いのが組合の影響だったと思っています。当時の組合は反合理闘争とか称していかに楽するかを目標にしていたような気がします。本庁からの指示も国費評に気を遣い、地方は地方でなにをやるにしても組合に気を遣っていたような気がします。 職員の大半は組合員なので、当然影響を受けます。決してサボっていたわけではありませんが、強い使命感を持って取り組んでいたかといえばそうではなかったと思います。 今思えば、基礎年金番号への手番統合について、もっと早期に解消すべく計画をすすめるべきだったと思います。宙に浮いているわけでなく、計画的に統合に取り組んでいるとの説明できたのではないでしょうか。 5,000万件という数字は、聞いた私たち職員がビックリするような数でした。 進捗状況の公表等、透明化ということに欠けていたと思います。 私たちは裁定請求のときに確認できるからいいのだと教えられてきましたが、そうではなく、年金記録について国民の皆様にお知らせし、確認いただくということをもっとやっていればよかったと思います。 紙台帳の記録をコンピューターに収録する際、正しい読みガナが分からないのに、読みガナを勝手につけて収録したのは無茶だったと思います。 それはそれで当時のコンピューター技術ではできなかったという事情があったとすれば、その後に補正するということが必要だったと思います。 厚生年金保険の不適正な選及処理等について、当時の徴収の収納率至上にあっては自分自身担当であったら有り得たことかもしれないと思うなど、法令遵守の意識が希薄でした。またそうい
9884	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		平成元年11月に社会保険事務所に採用され健康保険業務課に在籍していた頃、厚生年金適用時に疑重複が判明した場合、事業所に確認しても不明の際に他手番を払出さなければならなかった。 どうして被保険者の方や事業所の方は手帳を提出してくれないのだろう、と疑問に思っていた。そういう方は職歴が転々としていることが多く、将来の請求時に全部思い出せるのだろうか、今きちんと確認してひとつの番号に紐づけておけばいいのにと思っていた。	事業所の担当者に連絡し疑重複の方の職歴を聞きだし、なるべく手番が重複しないようにしつこく確認作業を行った。 当時はこちらから職歴を公表せずに確認していたため、スムーズに確認できなかった。現在の確認方法で行えばもっと重複を減らせたのではないか。社会保険の側にも、今わからなくても年金請求時に確認できるからと安易に考えている流れがあったように思う。
9885	地方庁	その他(社会保険事務所)		今もって解決されていない年金記録の確認及び遅延している再裁定を速やかに進める。特に再裁定においては、一年以上も決定されていない者もあるため、その原因を確認し処理を速やかに進める必要があると考えます。	国民自身が苦労して納付してきた年金であるのに漏れている年金があるという事は将来受給する年金等にかかる重大な問題であると認識しています。いわゆる国民年金の未納問題から芸能人の個人情報閲覧が発覚し、その後に次々と年金問題が明らかになってきたときに、年金記録問題もあることを知りました。	年金問題に対するお客様の苦情を真摯にお受けし、安心していただける様に記録確認は慎重に業務を行っています。この問題は、職員が自分の職務に対しての自覚と責任が欠けていたことから起きた問題だと思います。自分の置かれている立場を再認識し、責任感を深め国民の視点に立って業務を行っていかなければならないと考えます。
9886	地方庁	社会保険事務所課長級以上		事務所は一般業務があるので、事務所は照会書の受付のみで、県単位で照会の受付けから回答(補正を含む)までの作業チームを作り、又第3者委員会の対応を行う。 その方が効率的に作業ができると思います。	平成18年ころから5000万件の消えた年金と広報され、基礎年金番号に統合されていない手番があり、60歳以上の受給者は年金請求時点でほとんど基番統合されており、無年金者の手番及び60歳未満の手番者の記録問題で、今後基番統合が必要なもの。	当初は、協力事業所・団体に庁パンフを持参し協力依頼を行い、その後、特別便等、定期便で窓口・記録回答を通じ対応。 問題点 ①昭和61年から63年のコンピューター入力の際、氏名(ふりがな)・納付状況のチェック体制の不十分。 ②コンピューター導入前の納付記録書類の管理が不十分 ③特別便・定期便について、個人に送付するのは良いが、法的な部分説明がないため、納付期間照会以外に制度説明の照会回答が多い。
9887	本庁	その他(本庁)	特にありません。	年金問題の早期解決に向けて、できるかぎりの人員を配置して、なるべく短期間での解決に努めていくことが必要と思います。	紙台帳時代のマイクロなどを見ても判別不可能なものはありましたし、フリガナも無かったわけですから、おこるべくしておこったものかと思います。 ただ、入庁してから、問題視していたことは、年金相談のあり方です。もう少し本人のものとして判明させる相談方法をとっていれば、これ程の件数は残っていなかったと思います。	紙台帳時代の管理体制や機械管理体制への移行時、年金相談のあり方など問題点は多数あると思いますが、問題点に気付きながらも組織の体制を変えてこれなかったことが、大きな問題で反省点だと思います。
9888	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	どのような方策をとればいいか思いつきません。 しかし、この問題にできることを全力で取り組むしかないと思います。	大変な問題だと思います。 このような問題の存在を知ったのは平成19年頃だと思います。	年金相談などの際に、氏名の漢字の読みで考えられる氏名索引をし、もれなく手帳番号をみつけ、基礎年金番号に統合していくことを全力で取り組みました。 この問題については、制度にも問題点があると思いますし、昔の社会保険庁がどのような状況だったのかはわかりませんが、職員一人一人がもっと自覚や責任を持って仕事をすべきだったのではないかと思います。
9889	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	国民の信頼を回復ためにも、早期の解決をしなければいけないと思います。 現在、消えた年金の問題で被害者救済拡大への新基準が示されているが、事実と異なる申し立ても数多く出されることになると思われるが、国民のために早期解決を図るためには、やもえな	年金の記録が統合されないままになっていることについては、基礎年金番号が導入された時から、そのときの名寄せ照会の取り組みからも、現在の状態は想定することができました。	実際は、すべて庁の方針により行われていたため、地方事務所のいち個人が対応できるものではなかった。
9890	本庁	その他(本庁)	知りません。	専門的知識をもった人間が全力で解決をするべきと考えます。そのためには徹底した職員の勉強・研修が必要と考えます。 民間委託も賛成ですが、あまりにも質より量を追ったり、精通してないまま業務に従事すれば新たな記録問題を生むだけと考えます。	大変重大な問題と認識しました。知ったのは報道によってです。	目黒での24時間電話対応。賞与の自主返納。年金特別便での全課体制での取り組み。再裁定業務への支援・出向。 反省点としては、かつて機械化の際外部委託で大量の事務処理誤りを発生させたことがあると思います。職員である私たちでも、本当にシステムや制度について精通しているのかと考えれば、少なくとも私自身、まだまだ未熟でありもっと鍛錬しなければと思います。 量も重要ですが、1件の事務処理誤りも許さないとの思いで体制作りを考えることが重要と考え
9891	地方庁	その他(社会保険事務所)	知っていることはありません。	年金記録問題について、可能性のある記録がある方に対してはいま一度確認をお願いし、申し出については引き続き解明に努めると同時に裁付けの緩和措置も止むを得ないと思う。 また、複雑な年金制度を国民だれもがわかるようにすることで、掛けていればいつからどれぐらい貰えるのかということが明白となり、年金の信用につながるのではないかと思う。	採用以降直接このような年金の記録に携わる仕事の経験がなく、また勉強不足なこともあり、記録問題が浮き彫りになるまで知りませんでした。	やはりオンライン化、基礎年金番号の統合等の際の徹底不足が挙げられると思う。また、年金裁定時に国民へ必要以上に記録の、確認・重要性をわかりやすく説明すべきだったのではないかと思います。
9892	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	①年金照会業務・年金再裁定業務の人員の増員(専任・応援ともに)。 ②年金照会滞留分の集約化。	基礎年金番号制度導入時に、各制度間・制度内で手帳番号疑重複者がいるとの認識はありました。ただ、今日、判明しているほど膨大な件数であることを知ったのはマスコミ等で取り上げられるようになったここ数年のことです。	年金相談窓口等で年金加入記録を確認した際、他手番が判明した場合は手番登録処理をいたしました。基礎年金番号制度導入時、疑重複者に対する対応を徹底していれば状況は変わっていたと思います。
9893	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一人一人がモチベーションを上げて協力すること。	国民全体にかかる問題なので早期解決が必要。	今までの積み重ねがこのような問題になっているので、意識改革が必要。
9894	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行われている取り組みについてもよく理解できているか分かりませんが、 新しく何かするよりこれまでの方法を地道に続けていった方がよいと思います。 これから組織も変わりますし、新しい職員も増える時に新しいことを始めては 無駄に混乱するだけだと思います。 ただ、作業のスピードを上げるための工夫は必要だと思います。	時期については覚えていません。 問題として取り上げられる以前より、お客様から年金の記録の管理について分かりにくいとのご指摘を受けることがありましたが、私としては、申し訳ないがそういうものなので仕方ないといった認識をしており、取り上げられ批判を受けるようになってやっと問題であることを自覚しました。 戸惑いもありましたが、納得する気持ちも大きかったです。	お客様からの照会による記録調査については以前から行うことがありましたが、批判を真摯に受け止め、不安を解消できるようにといったことを、さらに意識して対応を行うよう気をつけました。 事務処理よりも意識の面での変化が大きかったように思います。反省点としては、もっと早く組織としてこの問題に気付く必要があったと思います。
9895	地方庁	社会保険事務所課長級以上	WM導入後の採用であるため、それ以前(手管理時代)のことはわかりません。	現役世代においては、年金請求時までに各自の記録整理が必要であると考える。年金受給者においては、今後も呼びかけが必要だと考える。	平成9年1月1日の基礎年金番号制度導入前は、一人につき制度ごとの複数の年金手帳(記号番号)を持っていた。平成9年1月に基礎年金番号が各自に付番され、基礎年金番号通知書を送付する際に、「現在お持ちの年金手帳(記号番号)があれば、記入の上、社会保険業務センターに返信願う。」旨の記載内容と、返信はがきも送付したが、全員が回答できていない状態であったと思う。 その当時は、現在ほど国民が年金に関心がなかったこともあり、年金請求時までに記録を統合すればよいという風潮があったように思う。	基礎年金番号以外の年金手帳(記号番号)がある方に対し、記録統合する旨の説明を行い、電話相談時においては、統合するための届書を送付し、窓口相談時には、届書を記入いただくよう対応した。 年金制度に関しては、法律改正が多く複雑化しており、国民はもちろんのこと、職員も対応に苦慮している。 もっとわかりやすい制度にしていく必要があると思われるが、安易に改正を行うと、このような事態を招くため、その際の問題点等吟味を行い、もっと国民の目線で、かつ現場の声に耳を傾け、
9896	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	地道にひとつひとつの記録に対して国民の皆様のご協力を得て調査をしていくしかないと思います。	問題の存在を知ったのは平成13年に適用課に配属となり、基礎年金番号に統合ができていない手帳番号が多数あるのを認識したときです。 ただ、その時点では、基礎年金番号制度が創設されて数年たった段階でしたので、今後時間をかけて手帳番号の統合を進めていくべきと認識していました。	上記(8)の時点では、たとえば資格取得届の提出時に手帳番号の統合をしていくなどの処理をしていました。 しかし、これは全体の反省点として、いずれ年金受給申請までに統合されていればいいとの認識があったと思います。 反省点とすればその点です。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9897	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	国民の方々が、もう十分だと納得するまで、粘り強く対応すること。	今日のような状況になるとは思わなかった。 平成18年ごろ、5000万件の宙に浮いた記録があると、国会での答弁があったとき。	対応はできなかった。 (反省点) 運営主体としては、政府のひとつであるのに、国民年金、厚生年金保険、船員保険とそれぞれが別々に管理していたこと。 一人に対して複数の年金番号の払い出しが安易に行われたこと。 年金手帳の重要性に対する認識が、国も被保険者もなかったこと。
9898	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	年金記録問題解決に向けて、国民一人一人にご自身の年金記録をご確 認いただき、確実にご回答いただくことが重要であることから、周知・広報に力を 注ぐべきではないかと考えます。	私は、平成19年5月頃、新聞・テレビ等の報道により年金記録問題について 知りました。納めたはずの国民年金・厚生年金の記録が消えているということで 大きな問題が発生したと認識しました。	年金記録問題が発生した大きな原因として、法令に基づき業務を遂行して こなかったことが挙げられます。 私は、国民の信頼を取り戻していくために、法令遵守意識を持って日々の業 務に取り組みました。今後は、職員全員が法令等の規律を遵守し、公的年 金業務を正確かつ効率的に遂行していくことが重要であると考えます。
9899	地方庁	その他(社会保険事務所)	滞納事業所の問題があると思います。実態として事業を行っていない(又は、行ってはいるが売り上げはほぼない等)にもかかわらず、保険制度には加入しているケースです。この場合、例えば、本人たちが「事業は行っているよ。ただ、保険料は払えないよ」と言われれば、我々(社保庁・社保事務所・健保・厚年制度)は本当に無力です。つまり、会社がいくら滞納していても、事業所がそれなりの届書を作成し、報酬も出ている(もしくは、未払い)というように偽装されてしまえば、被保険者資格・報酬は完全に認められるのです。こういった問題が全国で起これば(すでに起きている?)保険財政に穴があきますし、それを知ったまじめに納付している事業所や国民も憤ると思います。	本当に悪質な滞納事業所に対しては氏名等の公表をすべきであると思います。また、保険料を負担したものが給付を受けるという保険制度の原点にかえり、法整備をしていくべきであると思います。	私は、平成9年4月に採用され社会保険事務所の現場に配属となりました。 平成9年4月は基礎年金番号制度が創設された直後でした。 私は、採用後、約2年後に資格照会業務の一部を担当することとなり、年金記録の未統合の存在を認識しました。では、どのような問題と認識したかを具体的に述べますと、①厚生省や社会保険庁が統合処理を現場まかせにしており重要な問題と認識していなかった②現場の職員が本人の記録であると断定する際にはかなり厳格にしていた(なりすまし防止のため、当時勤務していた会社名と年代を本人が憶えていなければ本人の記録として認められない)。 以上の2点により、多くの未統合記録が今後発生していくであろうことを当時認識しました。	本人からの資格照会申出書に対して、未統合記録をなくすべく一件一件誠実に回答しておりましたし、それは他の事務所の人間も同じだと思います。 反省点は上記と重複しますが、①厚生省・社会保険庁がこの記録問題について基礎年金番号創設以降には無策だったこと②現場の職員も記録の統合については積極的に行っていこうという意識がみんなで共有されていなかった点が上げられると思います。
9900	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	多数の人員・資金等を投入して、早期解決を進めるべきと思いました。	平成19年頃だと思います。	早期解消し、元に戻したい。
9901	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	ありません。	年金記録問題の解決に向けて、現在進めているねんきん定期便の送付等の取り組みを着実に進めるべきものと考えます。	年金記録問題については、平成19年の5000万件の未統合記録に関する報道で知りました。年金記録問題は、国民の皆様の公的年金に対する信頼をゆるがす大きな問題と認識しています。	損なわれた信頼の回復に向けて、年金記録問題の解決に全力で取り組み、国民の皆様にご納得いただけるよう、努力していくべきものと考えます。 また、国民の皆様に対する年金の仕組みの周知や、年金個人情報の提供に関する取り組みを早い段階から積極的に図っていくべきであったと思います。
9902	地方庁	社会保険事務所課長級以上		整備できていない記録は整備していく。		厚生年金保険については対個人の意識が希薄であった。
9903	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	考え付きません。	問題の存在を知ったのは、基礎年金番号が導入された平成9年頃だったと思います。 各制度での年金番号や記録の管理が行われてましたし、年金制度発足当時は、現在の様にコンピューターでの記録の管理が行われていませんでしたので、被保険者の記憶に頼らざるを得ない記録もあるとの漠然とした思いがありました。	あまりにも、問題が重大である為、どのように対応するべきか判断できませんでした。 基礎年金番号導入当時に、もっと積極的に受給者や被保険者に対して、国からのお知らせを行うべきであったと思います。 また、受給者や加入者が、意識できる政策や広報が行われるべきであったと思います。
9904	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		個人個人がどれだけ年金に関心を持っていたかの問題。 平成9年～平成10年頃に期間照会業務を担当していた頃。	照会票を受け付けたとき、申し出があった会社、勤務期間の記録ができる限り判明できるよう探した。(見つからないものも多かった) 年金は個人がきちんと管理をしなければならないと同時に会社に勤めたり、20歳で国民年金に加入すると同時にもっと広報すべきだったのではと思いました。
9905	本庁	その他(本庁)				
9906	地方庁	その他(社会保険事務局)	公課となる国の保険であるにもかかわらず、厚生年金制度において、住所登録が義務化されておらず、「事業主の届出を信じます」という前提で法律が作られてしまっていることに加え、国でのデータの共有ができていないことも大きな一因ではないかと考えています。 また、届出が誤っていた【間違っていた】場合に対する対策がないのも問題のひとつだと考える。	税の支払や住民票・戸籍等、永遠に残るデータ等と一元管理することが必要であると考える。	年金記録や年金給付額、職歴等を確認した際に、基礎年金番号制以外の別の年金番号をお持ちであったり、記録が未収録となっていたりする事例が数々あり、全ての加入期間が必ずしも基礎年金番号に全て収録されているわけではないと業務に携わる中で認識しました。 厚生年金記録の場合、マイクロ(紙台帳)には、本人確定をする要素が、氏名・生年月日・事業所名・事業所所在地・加入期間しか記載されておらず、本人確認するのが非常に困難なケースも多々あり、基礎年金番号制が導入されているものの別の年金番号の存在や、収録されていない別の職歴があるかもしれないという前提で、業務に携わるように努めていました。	窓口相談業務や、日々の審査業務の中で、国民年金記録はもちろんのこと、厚生年金記録の場合、マイクロ(紙台帳)には、本人確定をする要素が、氏名・生年月日・事業所名・事業所所在地・加入期間しか記載されておらず、本人確認するのが非常に困難なケースも多々ありましたが、基礎年金番号制が導入されているものの別の年金番号の存在や、収録されていない別の職歴があるかもしれないという前提で、記録の確認を行い、かけてこられた年金保険料を全て年金受給に結びつけていけるように努めていました。
9907	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	誰のものか特定できていない記録について、可能性のある方にコンタクトを取り続ける。	ここまで深い問題とは認識していませんでした。 問題を意識し始めたのは平成19年頃からです。	事務所支援という形で、ねんきん特別便の対応にあたりました。 紙台帳をオンライン化したときのチェック体制に問題があったのではないかと考えます。
9908	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9909	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	時間がかかっても、ここまで頑張ってきたので、とにかく継続して記録の解明に努めていくことと思います。	年金相談に当たっていたとき、必ずご自分の働いた会社が漏れていないかを確認し対処してきたつもりでした。 マスコミなどで取り上げられ、今回の事態となったことです。	お一人でも多くの方に正しい年金を受け取っていただき、迅速に対応すべきとおもいます。
9910	地方庁	その他(社会保険事務所)		膨大にある記録書類の整理。管理のシステム化もよりよくすること。	きちんと整理されていないために管理が甘くなって起きたこと。	終わった書類やデーターも仕分けして保管・保存すること、ためる一方にしないことを心がけた。 自分や他の人が後で見てもわかりやすいように。 正規の職員以外(アルバイト等)にも研修などをきちんとするべき。 わからないものに関しては管理・整理のしようがない。 適当になってしまうし、きちんとやったつもりでもミスが起こる。 それを放置した時の積み重ねが怖い。
9911	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般で知られていること以外で特にはありません。	一般業務との併用で進めるには効率が悪いため、専門で集中して取り組む。その時々で、発生した問題点や情報を共有できる連絡体制の構築。	例えば、以前、国民年金へ在籍していた際、国民年金から厚生年金または共済年金へ切替手続きの届出が遅くなったため保険料還付が発生した際、還付請求書と過誤納通知や充当通知を送付するだけで領収書を回収しないことが、本人の手元に領収書は残るが還付しているなどの状況で当時の原票が保存期限を過ぎて残ってないこと。現年度、市町村で収納、その後、社保(国)で印紙による収納等、2重整理で複雑な仕組みなどお客様にはわかりずらく事務をしている職員も煩雑で時間がかかるなど数年後、仮に問題がおきたとき、大変な状況になるのではとの懸念は持っていたが、はずかしながら、当時の意識は低く問題がおこり報道が大きくなる頃までは強く意識はしていなかったと思います。	国民年金だけではなく厚生年金に関しても、現状で調査できる範囲でできるだけくわしく調査し、そのことをお客様に具体的に説明するなど、時間はかかるが誠意を持って対応していくしかないと思います。また、過去の反省すべき点は謝罪し反省した点を素直に認め、繰り返さないよう日々、精進していくよう勤めます。
9912	地方庁	その他(社会保険事務所)	趣旨が違うかもしれませんが年金記録については20歳から加入し受給できるのは45年後になりますので書類の保存期限については永久保存にしたほうがよいものがあるのではないでしょうか。例えば脱退手当金についてはもらった記憶がないとおっしゃるお客様もいらっしゃいますし、口座に入ったところまでは記録を残すことはできないかと思いますが見直しは必要ではないでしょうか。	保存期限が過ぎてお客さまからの苦情になったケースを意見としてあげてもらえばよいかと思います。苦情からお客様へのサービス改善につながることはありますので苦情を取りまとめるだけでも今後のサービスや業務の見直しにつながると思います。	平成8年頃、W・Mを使用し始めたときは別番号で記録があるのは当たり前だと思っていました。しかし平成10年頃、期間の調査の業務の仕事に就いたときに本人と確認できない記録(厚生年金は会社名が不明、国民年金は住所がはいっておらず、マイクロがなく本人の特定ができない記録)がありました。本人と特定できなかったため、記録があり本人の記録と思われても根拠がなくそれ以上どうすることもできないと思いました。	当時はどうする事もできなっかったと思っていましたが、今から考えるとどなたの記録かわからない記録がある事をもっと早く内部から対応していくことができたのではないかと思います。そういう気持ちは企職員が持っていると思います。W・Mに記録を入れるときにどういうチェックを行って記録がはいっているか確認に問題があったと思いますが、その後気づいたときにどう対応していくのかそれについても職員から職員にどう引き継がれたのか疑問に思います。
9913	地方庁	その他(社会保険事務所)		(9)の反省点と重なりますが、当たり前のことですが、記録の正しい管理をすることだと思います。そのためには、法令を知り、遵守し、事業所・被保険者それぞれに適切な指導とその継続をしていかなければならないと考えます。	「宙に浮いた年金」といわれる年金記録の問題を明確に認識したのは、報道等で取り上げられてからだと思います。私自身は、平成5年度から6年間、年金相談・裁定業務に携わっていた間、常識では考えられないような読み方で厚生年金の記録が判明した方がいたことがあり、「なぜこのようなことがあるのだろう‥」と疑問を持っていたことも事実です。また、マイクロ(名簿)検索では記録があるのに、WMでは記録が出てこないことにも疑問と不満を持っていました。また、標準報酬月額等の遡及訂正は、事業所に対する指導が適切に行われなかったこと、適切な指導であっても、事業所側の対応が指導のとおりではなかったことの問題だと思います。	年金記録の管理では全体的な対応はできないので、個人ごとに、申出の番号の記録だけでなく、氏名索引(考えられるあらゆる読み方)により他の記録がないか確認しています。年金の記録が、紙データから機械化された時に、移行されたデータが、洩れなく間違いなく、移行されたかの突合がされていれば、また、標準報酬月額等の遡及訂正の問題は、事業所調査での指摘・指示の事後フォローがなされていれば、このような大事にはならなかったのではないかとも思います。
9914	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	現在行っている事を継続。	記録の中に氏名が入力されていなかったり、誤った読みかなで入力されているのは知っていたが、本人から職歴等しっかり聞き取りし、確認していけば判明すると思っていた。 まだ市町村が国民年金の収納を行っていたころ、国民年金の課に配属されたときに市町村の納付記録と社保の記録と一致しないケースがあることを知った。しかし、それは古い記録のみでMT等で情報を受けてからは無いと思っている。 問題の大きさを知ったのは報道等によってです。	業務上で年金手帳を確認するときは、2つの番号がないか確認し、あればその都度統合した。ほかに特別にしていない。 コンピューターが進歩するにつれ、入力されている記録を正確なものにし、古い台帳もコンピュータに記録を入れていけばよかったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9915	地方庁	その他(社会保険事務局)	浮いてる記録はほとんど、死亡者、無年金者の分多いと思う。また記録を統合する事により、減額する人もおられる。 旧台帳(カセット)記録は氏名索引で確認ができない為、調査に時間がかかる。	手番を統合する事で減額になる未統合の手番はオンライン上に表示をして件数を把握した方が良いと思う。 名寄せで表示されている手番について統合済の分を取消した方が良い。	受給者については年金請求時に記録をするので、現役の被保険者の方が多いと思っていたが、実際は受給者も記録もれが多く、年金額に関わるので、その個人・家族の生活に影響を及ぼす問題と思う。 記録問題を知ったのは平成19年頃、報道で知った。	お客様と記録のこと相談する際は、漏れがあると疑って本人の記録を見るようになった。 本人からの記録の申出があった時だけ対応して、社保側から何も示さなかった事。 事業所からの届書に関して、事業所まかせになっており、社保は根拠もないまま処理している事。
9916	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は平成18年4月の採用だったんですが、基礎年金番号に統合されていない番号があると知ったのは、業務にあたってからすぐに知りました。ただ、そのときは、5000万件もの数だったとは知らずに、最終的には裁定請求の時に確認することができるものだと思っていました。 年金記録問題としてとりあげられてからは、自分の考えが甘いものだったということを知り、今現在の正しい記録にしなければならないという認識になりました。	窓口業務のときに、記録調査の関係で来所されたお客様には、オンラインシステム上確認できるものは、最大限調べるようにしました。お客様がおっしゃった記録は、必ずあるものだという認識で取り組むようにしてきました。 この問題はもともと制度上のこととはいえ、問題として取り上げられる前に、早い段階で対応すべきであったと思います。
9917	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便、年金定期便の調査をしていて感じることです。現在も、記録統合した際に、厚生年金等の記録にあわせて国民年金の資格記録追加、訂正等していますが、以前の記録等調査したところ、資格記録の補正(追加、訂正等)を、20歳までさかのぼって処理して状況があり2年以上前の未納期間が発生していて、その期間の調査が多々見受けられます。(本来、20歳以降加入するのが、義務でありますが当時の状況カラ期間ではないのか等、補正時に確認してあるとは思いますが本人さんの申出にもよりますが…)	さかのぼった記録補正(2年以上さかのぼった分)による、国民年金の未納に対して、「手続きした分で未納はない」との申出が多々見受けられますので、被保険者本人さんからの問い合わせに対しては、状況を十分に調査をして、丁寧に、説明させていただくことだと思います。現在は、事跡等登録することが出来るため、可能なかぎり情報を登録して、わかりやすい状況にしていくことが大切だと思います。国民年金記録に、当時も事跡等の入力ができれば良かったと思います。	恥ずかしいことですが、社会保険事務所に勤務していながら、記録の不備がこんなにたくさんあるとは、正直思いませんでした。年金受給手続きの際、すべてを確認していただくことで間に合う、大丈夫だと思う部分もありました。ただ実際に年金受給の手続きをしていただいたとき、会社名、所在地、お名前等で、調査していくなかで、「年金番号はあるが記録は収録されていない」「名前が登録されていない」等、いろんなケースがでてきました。特に厚生年金の記録「080」が検索できるようになって、昭和20年前後のきろくなど、マイクロで確認はできるものの、実際のオンライン記録には反映されていない記録が想像以上にあると感じました。	これもまた、恥ずかしいことですが、ご本人様からの申出があった場合その方の状況については、できる限りの調査をしたつもりですが、他にも同じ状況の方(年金記録が不備のままになって登録されいない記録)がいるのはわかっているが、ご本人様から申出があった時にしか調査出来ないと思って、その状況について何か提案することもなくそのままにしていました。今思うと、こんなにたくさんの方の年金記録に影響がある、特にとても古い時期のことが多く、該当者のかたの年齢も高齢であり、申し訳ないと思います。これから出来る事は、誠意を持って、対応させていただき、間違いのない十分な調査が大事だと、考えます。また、古い時期の照会が多いことについては、その当時が分かる人、例えば「あの事業所は昔はこういう名前で呼んでいた」「大元の会社は○○だ」等地域について詳しい情報がわかったりすると、幅広く深く調査できるのではと思います。高齢のかたについては特に、一刻も早く安心していただけたらと思います。
9918	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	まず、被保険者台帳や、払い出し簿等の映像化を大至急行い、被保険者の方と文章のやり取りではなく、面談をして聞き取りしたほうが早急に解決できるのかなと思います。ただし、最終的には特別便等提出してもらい処理する。	一生懸命納められた年金が、受給額に反映しないなどさまざまな面で不利益となるため、大変な問題だと思っています。基礎年金導入時に未統合の記録があることは知っていたが、件数や記録の不備等の詳しいことについては、マスコミで騒がれるようになってからだと思います。	早期に解決できるよう誠意を持って対応したいと思いました。 年金記録の管理を徹底すること。たとえば住基番号も一緒に入力し、個人を特定できるようにする。 もっと年金の制度について周知広報をし、年金に興味を持ってもらえるようにする。
9919	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	業務迷行者を増員、一件ずつ調査していくしかないと考える。	受給者、被保険者の生活に関わってくるため大変な問題だと感じた。このような問題は、平成18、19年頃に知った。	記録問題が早く解決できるよう対応した。年金請求時以外の相談においても記録の確認をし、本人確認できたものは記録統合をしていった。 この問題は、組織全体での業務に対する意識、記録管理についての情報伝達がたりなかったためだと考える。
9920	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	人員を増やし、かけもちではなく集中して年金記録業務を処理できる専門の部署を設置することが、早期解決の方法と考えます。	マスコミを通じて知り、大変驚きました。 国民の皆様お一人お一人の老後を支える年金制度ですので、重大な問題であると認識しました。	法令遵守の意識を高くもち、常にお客様の立場に立ったサービスを提供することを心がけております。 完全な申請主義をとってきたことに反省点があると思われます。 すべてお客様の申し出がなければできないと言う体制が、職員のサービスを向上させようと考え
9921	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	正確性を重視するなら、紙台帳とWM記録の突合が時間と人員増加を要するが、その時に手番に焼かない記録等のレアケースを現場の者から聴取し、それに対応し把握できる全国統一のシステム?を作っておけば、数字の把握にも焼かり、且つ後々一番良いと思います。 迅速性を重視するなら、020-1-11整備等のWM上の整備と、人員増加による人海作戦ですが、時間に追われることもあり、後々同じことの繰り返しの危惧があると思います。	直接携わる課にいなかったため、報道で知りました。	組織としての問題であり、組織としても個人としてもきちんとした対応をとるべきだと思い、個人としては正確性を重視し、できうる限り迅速に対応してきました。 しかし、依然として手作業で一つ一つ人間が名簿を書いて管理していた時代のものを、調査し、記録があれば、それをWMと読み合わせるのは、書き間違え等も多く安易でないことも事実としてあります。 反省点はカセットがオープンされていない記録の存在、機械化されたときの名簿との突合のチェック、020-1-11記録、080記録等のシステム作成時の詳細な作成要綱等の未周知があげられると思いますが、現場の声をもっと前から吸い上げていたら・・・と思います。
9922	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金額については正しい記録に基づいた正しい年金額が支給されるべきだと思いました。 年金記録問題について知ったのは平成17年頃です。	窓口でのお客様に対応する場合、被保険者記録のもれや間違いをなくすように氏名索引には注意を払い、年金加入歴や職歴等についてはていねいに聞き取り行うようにした。 反省点としては、ていねいに仕事をすることと、それぞれの部署でのチェックを十分に行えるような体制にすることだと思います。 そのためには、十分な人員を配置することだと思います。
9923	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	なし	未統合問題と思っていました。この問題については、基礎年金番号が導入された時点で現在のような問題となると思っていましたが、思ったより早く問題になったと思います。	普段の業務において確認できた手番は必ず統合するようにしていました。 この問題については、基礎年金番号を導入する時点で手番統合(事後処理)まで考えてから実施すべきだったと思います。(事後処理における認識が甘かったと思います)
9924	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	適当な方策は考えつきません	機械化となったときに統台帳が正確に反映されなかったことによるものと認識 個別に一致していない記録を知ったのは、十数年前だが、全体的な規模での存在は報道されはじめてからです	現場では、来所・電話された方に対して、可能な限りの調査と説明をするしかできませんでした。大量のものを処理・調査するのに、人と時間をかけて正確にすることが最重要だと思います。 (人もこれだけ複雑な法律になっているのに、制度に精通した人材でなければこなすことはできません。)
9925	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じていません。	OB職員を大量動員するなどして記録整備や再裁定処理にあたらせるべきと考えます。	オンライン化を進める時点ですでに兆しがあったように思います。	個人の自己管理意識の低さと複雑な制度が、さらに混乱を大きくした思うので、個人への年金教 自分が特に注意を傾けていたのは、年金の裁定請求時における他の手番の存在の有無(女性であれば旧姓も含めた記録)の確認の徹底でした。それだけでも請求もれが相当防げるので。 オンライン上の記録と名簿上の記録の照合や旧台帳分のオンライン記録への移行作業などをもっと早くから手掛けるべきであったことが反省点だと思います。
9926	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特記すべき事項はありません。	事務処理誤り等の人的なミスが殆どであり、個人的に納付記録を訂正するという観点に立たず、一律に年金支給を行う等の法改正をすべきと考えます。	昭和60年代前半に国民年金関係業務から健康保険・厚生年金保険の担当となったときに、上司等の年金手帳の安易な払出が行われており、その年金に対する意識の低さを思い知りました。当時は、健康保険こそが花形の部署であるとの風潮があり、年金についての意識が希薄であったように感じていました。 健康保険担当者は、年金に関しては、全く無知の状況であったと認識しています。 国民年金担当の場合は、市町村との関わり上、全ての年金の知識が必要とされていました。 今回の事象は起こるべくして起こったものと実感しています。	各制度間の記録を確認してから、年金手帳の払出を行うことに努めてきました。 各制度においての知識のない職員が多数であり、全ての職員を年金に関わる業務に就けるべきだと考えます。
9927	地方庁	社会保険事務所長	知らない		1、未統合記録については、年金相談や裁定請求時に統合する機会があるとの認識で、未統合記録の実態までは認識していなかった。 2、日雇健康保険を担当したときに、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うべき者が、事業主等の都合で日雇健康保険被保険者として扱われ、厚生年金被保険者として届出されていなかった。そのほかにも、多くの未加入事業所が存在してきたことも事実である。そのため、過去に勤務した会社名は記憶され、厚生年金に加入していたはずだとの申立てがあるが、被保険者記録が存在しない相談が多い結果となっている。	1、実態確認できたものについては、適正な届出に改める指導ができたが、一部にとどまったと認識。 2、これまでの期間を通して、未加入事業所に対するアプローチが不足していたと反省。 3、年金記録問題解決の取組みは重要であるが、事業所調査及び未加入事業所に対する指導に十分取組みできない状態となっている。年金未加入者や国民年金未納者の増加に加え、賞与支払届の未提出事業所が多く存在しており、新たな年金問題となることが心配される。 4、年金記録問題対応と、事業所調査等の平常業務に支障なく取組む事ができるよう、それぞれ
9928	地方庁	その他(社会保険事務局)	自分が採用されたときには、すでにオンライン化されておりました。 このような問題があることを知り、当初は信じられませんでした。 記録問題に取り組んでいくなかで、ことの重大さを痛感し、国民に対し、誠に申し訳ないと痛感しております。	引き続き、記録関係の調査と、国民に対する報告が必要だと思います。 OBに対する聞き込みも必要かと思いますが、現在の職員でまずは取り組むべきだと思います。	平成17年頃から年金の裁定の仕事しているとき、1人に複数の番号のあることが多く、効率の悪さを感じてました。 問題として認識したのは、マスコミで取り上げられたときです。	とにかく勤務外勤務や休日出勤は前向きに応ました。 年金番号の払い出し等について、各都道府県ごとに独自な事務をさせていたことにあると思います。 今後の社会保険運営についても、全国統一の詳細な事務基準を定め、対応しないと同様な問題
9929	地方庁	その他(社会保険事務所)				
9930	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	迅速かつ、確実に誠意を持って調査しなければいけないと思います。そのためには、業務に精通した職員等が一丸となり効率よくしなければいけないと思います。それとより一層、国民の皆様にも制度等の周知が必要だと思います。	年金記録問題が報道された時に知りましたが、その時は本当に年金記録問題などあるとは思っていませんでした。ただ、基礎年金番号に統合されていない手番のことのみだと思っていました。	お客様には、窓口・電話対応については親切、丁寧、適切且つ迅速に対応を心がけました。 やはり、制度が出来た当初より国民の皆様にもっとわかりやすく制度を説明、周知、理解をしていただく必要があったのではないかと思います。
9931	本庁	その他(本庁)	報道等によって知らされている問題以外、特にありません。	問題発生当時の状況を明らかに確認した上で、現在同様の状況・原因があればそれを排除し、記録について可能な限り正しく修正を行う。	センター在籍時は支払い関係の業務についておらず、また本省への出向期間が長かったため体験的にそういった問題の存在に触れたことがなく、ニュース等によって報道されるのとほぼ同時に問題を知りました。 問題についてはそれぞれ様々な原因や発生状況があると思われるので一概にどのような問題とは言えませんが、結果的に国民にとっていわれのない不利益となる結果を招くような行為がなされたのであれば、そういったことが繰り返されないための対策が必要と考えます。	自分の担当する業務について適正・正確な遂行を心がけ、あいまいな要素をできるだけ除くよう努めました。 反省点としては、個々人の意識に関する部分とともに、中央・地方を合わせての問題の共有化や統一的な対策が早くに行われていれば、事態の拡大の度合いは違っていたかもしれないと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9932	地方庁	その他(社会保険事務局)	この間、様々な報道がされており、これ以上の問題があるとは思えないところです。この間の報道以外で希望するところは、今後は「年金は世代間の支えあえ」であることを前提に事業主や被保険者が正しい届けをしていただけるような報道がされてくれればと思うところです。たとえば、事業主や受給者の方から非常に多い問い合わせとして「いくらの給料であれば年金が満額出るのか」との話が多くあります。お届け主義である現在の法律では、何かない限り我々では恣意的に低い報酬を届けられてもそのまま受付をするしかありません。賃金台帳などを確認しないとわかりませんし、その機会もすべての方を任意での調査を実施するのは現法、現人員では不可能です。結果、その方達は現在保険料負担をしている方から見れば許されないことですし、又それは私共への批判へと帰ってしまいます。残念です。今後は国民一人が同じ意識を持ち自分がよければなどと考えないような報道(広報？)がされることを望んでいます。	世代間の支えあえである年金が浸透する広報が必要ですが。現在は報道、窓口含めすべての方が、年金制度及び年金行政組織である我々に対し否定的であるため大変厳しいです。自分自身のポジションでやれるだけのことをやるしかない。	WM記録を確認しているときにいわゆる0000記録など古い記録には事業所記号などがないなどがありましたが、WMの画面上ワンケースであると思っていました。5000万件など報道を見てその時期に認識しました。	個人では一件一件対応、また、組織的な支援体制に積極的に参加などを続けてきました。その中でいわゆる自分の祖父祖母の時代に記録を追うこととなりり、記録の不備が見つかるなかで、組織の先人達、先輩たちはいったい何をやっていたんだと怒りに思います。そして、なぜ、組織の中でこの大きな誤りの全体像を現在認識している者がいなかったのか、又認識していたのであればなぜ対応しなかったのか。
9933	地方庁	その他(社会保険事務局)		老齢年金、遺族年金、障害年金請求や未支給や各届書類に旧姓を記入する項目をつくり、手続をされる時に必ず他に記録が無いかを確認する。(窓口の時には聞き取りで旧姓が分かるが、郵送の場合添付書類が無ければ分からないため)	基礎年金番号が作られる迄、加入ごとに年金番号が付番されていた為に記録がばらばらに管理されていて、年金請求の際に記録がもれたままになってしまっている。問題を知ったのは、H19年1月頃。	窓口で対応の際は必ず他に記録が無いか、請求者・配偶者の旧姓や他の読み方で検索をした。
9934	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		制度が複雑で、しかも40年という長期にわたり掛けるものであるため、若いうちは当然関心は低く、結果として、番号を複数持つ事になり同一人が複数存在する事は、当時としては避けられなかったものと思う。しかし年金請求の段階ではほぼ発見できていたと思ってきた。しかしこの問題が表面化してからは、考えられないような読みがなで登録されているものなどを目にすると、やはりずさんさは否めないと思う。	このように騒がれ始めてからの事ではないが、これまでも「どこどこに勤めていた」と言われれば、誠心誠意探してきたし、あるはずの無い事を言われれば、納得いくように説明もしてきた。しかし当時の法律や、時代背景また本人の記憶など、いくつかの限界もあると思う。さらに上記のような考えられない読み方などがあるとなおさらである。反省点はいろいろあると思うが、一人ひとりの記録を、40年間トータルで管理できる仕組みでないといけないと思う。
9935	地方庁	その他(社会保険事務所)		オンライン化すべき情報を、全てオンライン化する。(カセットを全部オープンする・国年04園面の納付記録変換、特例納付の表示、間違えで「Z」で入っている法免記録を正しくする等。)人手をかけて一件一件記録を照合する。	氏名索引や事業所から検索すれば、加入者の記録を探すことが可能と考えていて、記録漏れや間違いは、年金を受給する手続きの時には判明すると考えていました。年金得別便が発行される少し前から、問題がある事を認識しはじめましたが、特別便の対応をしていて、件数の多さや、今までの方法では探せなかった事がわかりました。	特別便・定期便の対応、その後の記録照会の回答に追われましたが、来所されたお客様には、普段どおりきちんと対応しました。被保険者が将来安心して生活ができる制度や仕組みでなかったし、そういう視点から仕事がされていなかった。記録の管理＝オンライン化があまりにすさん。仕事を「こなす」こと、数字を上げることを優先してやってきて、法令順守の考えが抜けているとこ
9936	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	システムの改善 年金記録の徹底調査 上記2点の直接的な年金記録調査は最優先として、生活費である年金の支払いが随時払いを含んで月に1回というのはどうしてもお客様に迷惑をかけています。 初回払いや停止解除時の支払いについては各月15日ではなく早急な支払いができるよう改善するなど、お客様に納得していただける制度・体制に改善することでも信頼の回復になると思います。	本人のものと確定できていない年金記録が存在することは認識していたが、5000万件にものぼるほど件数があるとはマスコミの報道があるまで知らなかった。 社会保険庁・社会保険事務所の体制に問題があったことは間違いないが、事業主及び被保険者には全く落ち度がなかったとは言いがたく、偽名や生年月日の虚偽による記録問題の増加も無視できない問題であったと考えています。年金手帳の交付に際し社保・事業主・被保険者の全員に認識の甘さがあったと思います。	年金手帳は生涯使用していくものであることの周知が徹底されていなかったこと、紐台帳から電算化への切り替えが失敗したことが反省点。 とにかく、お客様に対して誠意ある調査・回答をすること、窓口できちんと親身になって対応すれば、信頼の回復につながると信じています。
9937	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員増	業務課のときに、取得届に数冊の年金手帳を添付してくる人がいて、一人に年金番号が複数出ていることを知りました。 ちょうど基礎年金番号制の導入の直前で、この問題も解決できるんだなと思いました。ただ、2つ以上の年金番号をお持ちの方は返事をくださいとしたお知らせは、あまり、切羽詰ってなく年金を受給するときまでに、すべて解決するものだと思っていました。	複数の年金番号を持っている人は社会保険業務センターに返送するようになっていたと記憶していますので、実際にどのくらいの人が返事を返したかはわかりませんでしたが、問い合わせには、制度の説明と必ず返送してくださいとお願いしていたと思います。 この当時、今のようにもう少し国民の年金に対する関心が高ければ統合年も変わったと思いますし、そのためにもう少し国も努力すべきだったかと思います。 それと、機械化を進める際に一緒に番号化が実現できていれば少しは違ったかなと思います。
9938	地方庁	その他(社会保険事務所)	この8月から相談員として勤務を始め、年金記録の検索を始めて2ケ月足らずですが、想像以上に検索に技術を要するのに驚きました。 あるはずの事務所に書換前の名簿がデータベース化されていないとか、中島飛行機や被服廠など戦時中のデータを、私の知識では検索不能とか、そんなことは些細なことかもしれませんが、時間が追いつきません。 ☆ご本人の記憶する入社・退職日と、社保の取得・喪失日とのギャップ ☆国年の納付期間のギャップ 今更ながら、気になります。 国民は、国のやっていることだから間違いないと深く考えることもなく、ずっと思い込んでいた訳で、今頃になってそれは申請すべき方が記録の変付けを所持していないと不利にはたらくと知るのは、納得いかないでしょうね。 アンケートの趣旨に沿わない回答ですが、念の為回答いたします。	事務員をしていた頃、新入社員の社保手続きの際、厚年番号を再取得する機会が多々あり、そのつど疑問に思っていましたが、彼らが年金の支給手続きの際、滞りなく手続きが済むことを願っております。 (年金手帳に社判と日付印は押してあげましたが、手帳を失くしたら同じですよね) 大きい会社では、社員教育の一環として、社保関係の周知徹底を行っていると思いますが、その機会のない方たちへのフォローがあってもよろしいのかと思います。		
9939	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題以外は存じておりません。	数をはかす為にノルマ、期限をもうけて書類をはかしていると、細かなチェックができず、被保険者・受給者の方に迷惑をかけることになりかねない。年金受給している方の記録整備については専門的な知識が必要となるので、職員の知識の向上の為、より実践的な研修、チェック体制の充実の為に職員の増員が必要と思います。	平成19年頃から、5000万件の浮いた記録についてはマスコミ報道や国会などで知りました。5000万件という数字がどうのよな方たちの記録なのか、最初はわかりませんでしたが、その中に亡くなっている方、脱手受給者、外国人、無年金者の記録なども入っての数字であることを後から知りました。またコンピューターに入っていない方の記録(マイクロのみ)もあり、やはりコンピューター化にする時に台帳からの転記等、移行時に丁寧な対応をしなければならなかったんで	大阪では本人のデーター(報酬等わかる記録)を手渡すことを窓口などで交付しておらず、ほしいといわれてもわたせないとのことで、断っていた。これは常々おかしい、本人の記録なのいなぜみせれないのかと思っていました。被保険者に自身の記録を見てもらい、疑問に思うこと、間違っている所等を確認してもらうことで、社会保険で働く職員、被保険者も年金に対する意識の持ち方がかわっていたのではないかと思います。
9940	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録の問題は社会保険全体として取り組んで行かなければならないと思います。問題の存在についてはわかりません。	未統合の件数が多いとのことであり、年金相談時においても過去の記録を探し、未整理の件数を少なくするためにがんばっています。現在時点職員の数が不足していると思われます。
9941	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	地域住民の方々、お一人お一人に丁寧な対応(窓口・電話・その他含む) によって、解決していくしかないと思います。 近道はないかもしれませんが、制度に対する不安を払拭する広報だけは積極的に行うべきと思います。	一地方で勤務する私には、そのような問題があるとは認識しておりませんでした。 私たちだけでなく、社会保険庁・社会保険業務センターをはじめとした全国的な問題だと知ったのは、テレビなどで報道されて初めて知りました。	事の是非はともかく、地域住民の方々の動揺や不安は計り知れないと思い、とにかく、一件一件の事象に対し、懇切丁寧なご説明を差し上げること以外にないと思いました。 今思えば、もっと効率的な対処の仕方があったのではないかと思っていますが、毎日が多忙の極みで、考える余裕なかったことは残念に思います。
9942	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	特にありません。	大変な問題であり、早急に解決しなければいけない問題	1つでも多く記録統合にむすびつくよう心がけた
9943	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	記録を整備し、年金受給者にはすみやかに判明した記録を年金額に反映させなければなりませんが、そのためには十分な作業人員の確保、システム開発等が必要だと思います。 将来的には、年金制度についても改正の議論が必要だと思います。	受給している年金に厚年被保険者記録等が反映していない、年金記録が見つからない等と認識していました。 知ったのは、報道等がされた平成19年7月頃です。	再裁定や時効特例の業務の支援を行いました。 反省点としては、裁定時に記録の確認が十分ではなかったと思われること等が挙げられると思います。
9944	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	方策は特に思いつきません。 一つ一つきちんと解決していき、方策がでた段階で改めて考えればと思います。	今は、多くの方に関わる大きな問題だと感じています。 平成9年頃、期間調査の担当をしており、照会者の記録を見つけ出した時に前後の方の記録もファイル収録されていないケースがあったことを記憶しています。	基礎年金番号導入の時期ということもあり、照会者の記録を補正することが精一杯でした、 反省点は、そういった期間照会にて補正をする時に、同事業所の方の記録も確認し、漏れている記録があれば、本人からの照会は無くても補正するよう統一的な処理案があればよかったと思
9945	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し。	未統合記録については、全件解明は残念ながら不可能と思われます。 長引かせることなく、政治的決断をされ、貴重な人的資源は今後の事務処理の正確さにあてるべきものと考えます。	世論に流されることなく、未統合の記録の統合作業を計画的に進めるべきであった。特別便を一度に発送することで現場は混乱し、処理遅延・事務処理誤りが多発し、より不信感が高まったように思える。 問題点の存在は年金給付課にいた平成16年頃から認識。 裁定請求者の手番号の多さに『この人(請求者)はなんてズボラな人なんだ』 と感じていた。被保険者本人が会社が変わるたびに付番されていたり、本人の 自覚の無さにも一因があると思う。	反省点 相談のあった被保険者については、手番の解消に努めた。 前述にも記載したとおり、被保険者は年代毎に、受給権者を最優先に 後先順位を定めたうえで特別便・定期便は送付するべきであった。
9946	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。(本年4月民間より入庁し、現職に就いたため、実業務の経験がございません。)	N.A. 事由：(6)の回答のとおり。	N.A. 事由：(6)の回答のとおり。	N.A. 事由：(6)の回答のとおり。
9947	地方庁	その他(社会保険事務所)		正しい年金記録になるよう、昔の管理している記録とオンライン記録を一つ一つ突合していくしかないと思っている。	国民の生活に関わる大きな問題。2～3年ほど前の国会で取り上げられて、認識した。	記録の回復に向けて、突合のための必要な作業をできるだけ行なった。 自分たちの仕事が、国民の大切な年金の記録をお預かりしているんだという認識が不足していたと思われる。
9948	地方庁	その他(社会保険事務局)		社会保険職員がどれだけ頑張っても、不可能だと思います。 現在、国民の皆様に周知・広報しても手続き等に来ていただけない方、亡くなられている方が多数見えると思います。 このような方々を含め国民全体からの協力を得られるように、更なる広報等を行うとともに、問い合わせ先等の拡充をすることにより解決に向けて前進できると思います。	平成9年以前に各制度ごとで払い出されていた番号制度から、基礎年金番号制度に切り替わった時点で、現存でない番号が漏れてきているだけのことだと認識しており、今回の記録問題が報道されたときに「記録がなくなっている」、「氏名が登録されていない」、「生年月日などが丸められている」など様々な自称があることをはじめて知りました。	被保険者から、出来る限り情報を聞き出してマイクロや台帳などの確認や、氏名の読み方や漢字・生年月日に幅をもたせての検索など色々なことを想定しながら対応しておりました。 今回の問題では、氏名(漢字・フリガナ)、生年月日が正しく登録されていなかったり、住所が登録するようになっていなかったために「検索することが出来ない」、「断定しにくい」ことが問題であり、当初事業主から提出される届書に「運転免許書の写し」や「住民票」などを添付させ、「氏名(漢字・フリガナ)・生年月日・住所」の確認を行い登録がなされていればと考えております。
9949	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません		長い歴史の中で、記録の管理方法はより良い方法をとってきたものと考えますが、請求主義の本当の意味を忘れてしまっていた。 このことから裁定請求時において加入記録の確認をすべきところ、コンピュータ化によるデータを過信したことにより徹底した記録の洗い直しを怠ったため記録の漏れ等につながったものと思い	色々な課題に対し自分の役職において精一杯の対応をしてきたと考えます。 自分自身の年金記録に対する認識の低さを痛感し反省しております。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9950	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件ずつ丁寧に調べ、1人の目ではなく何人かで調べることで、いろんな角度から見て記録が見つかることもあるので、チームで仕事をしていくのが良いと思います。	年金記録問題が取り上げられるようになるまでは、年金を受給する時に記録の整理するので、最終的には記録はつながる思っていました。既に受給されている人の記録も含めてこんなにもつながっていない記録があったことにとても驚きました。この問題が起きるまでは問題の存在を知りませんでした。	1人1人丁寧に調べ、1件でも多く宙に浮いた年金を持ち主の記録に結びつけようと考え対応しています。 対応する中で、何十年も前のことで覚えていないという声の多さに、改めて今までの年金裁定請求時に記録の整理をすることの難しさを実感し、今のような状態があるのだと感じました。 もともとのやり方が良くなかった思うので、若い人でも記録が送付された時点で確認していただき、記憶の新しいうちに整理しておくのが大切だと思います。 1件に対して1人の目ではなく、何人もでチェックすることが必要だと思います。
9951	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	法令遵守を徹底し、組織一体となってひとつひとつの記録を最後の一人まで結びつける方法をとること。	一人一人の年金記録は年金受給に結びつく点から、個人の財産を扱うという大変重要な問題と認識しています。その問題が報道によってより大きな問題として認識しました。	組織の一員として年金記録問題に対し、確実かつ正確に取り組み、早期解決に向けて対応しました。 この問題の反省すべき点は、基礎年金番号制度が始まった際、組織一体となって未統合の年金
9952	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	みんな、特別便等の回答のためにがんばっています。	マスコミが「消えた年金」と報道する以前から、被保険者等からの記録照会の中立には対応していました。	特別便や定期便など、回答を求めておきながら、その回答に対する返答がなされないまま次々と送られるいろんな通知。1つづつ解決することが必要では。
9953	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題解決には様々な部署が関わっているいると思いますがそれぞれの部署に精通した職員、優秀な職員を配置してこの問題を早期解決すべきだと思います。	年金記録問題の存在を知ったのは平成19年5月、その当時本庁に配属されており国会対応をしている中で年金記録問題の存在を知りました。	
9954	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません	特にありません	年金記録問題については未統合の問題と当初は思っていました。 しかし、記録改ざん等も含めた難しい問題であると現在は認識しています。 年金記録問題以前より、統合の必要性は理解していましたので、未統合の年金番号をお持ちの方に対して本人確認を行い記録統合を行ってきました。 平成14年入庁の私にとって、記録の統合問題は平成9年にほぼ終了しているものと当時は思っていました。 年金記録問題が取り上げられるまで5000万件の未統合記録や、記録改ざん問題など知りませんでしたし、想像すらしていませんでした。	記録統合については常に意識し業務を行っていました。お客様からのお電話であったり、記録照会の多さから、解決には時間がかかるけれど、確実な記録をお客様にお届けする事を第一に考えていました。年金の記録等はお客様との確認作業が今まで欠けていたと思います。このような問題を二度と起こさないためにもお互いに確認し合う仕組み作りが必要だと思います。
9955	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	ねんきん特別便、定期便を契機に一人ひとり記録を確認していく。	基礎年金番号導入に伴う他手番統合の未処理の問題と思っていました。 適用関係の業務を行っていた頃に資格取得を処理する際、疑重複が発生した場合本人からの回答が無いため、新番を払出すことになるが結果として統合ができないままとなっていました。	当時は年金請求時等の契機により統合されていくものというふうにしか考えていませんでした。現時点では、統合処理について別な方法も考え積極的に統合処理をすべきだったのではと思っています。
9956	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成15年か16年頃、新聞報道等で遡及資格喪失及び標準報酬の引き下げがあると認識していた。	事務所課長当時は課員に方針として、地方社会保険事務局在任時は、課長会議等の場合に、徴収課職員は適用に手を出さないこと、適用課担当職員は、滞納があるからと、適用を徴収課に任せないことを指導した。 ただ、そのことがどの程度伝わり、その後のフォローアップができなかったことが個人としての反省点。 組織としては、税務署のように、課税と徴収を切り分けた対応が取れていなかったことが反省点と思う。
9957	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		期間照会を担当していた時点でこのような問題が将来でてくると思っていた。10年以上前になりますが。しかし、こんなに全国で多くあるとはおもわなかったです。	カセットに入ったままになっている番号が数多くあった、カセットをすべて開いてほしいと要望しましたがその当時はまったく聞き入れてもらえなかったのが原因のひとつだと思います。
9958	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	有りません。	現時点において、取られている方策を全て完了させることが先決であると考えます。	年金請求の際に受給権者に職歴を記載して貰い、それに基づき調査するものと認識していたため、マスコミの報道が大きくなるまでは問題とは認識していませんでした。	業務センターにおいて、実施した対策の特別体制に参加し、作業を実施しました。 反省点としては、年金記録問題により広まった不安・不信に対し、対応策を迅速に提示でできなかったこと、問題が表面化する前に現状を国民に周知してこなっかたことです。
9959	本庁	その他(本庁)			手帳番号の記録が違った氏名、生年月日で収録されていて、裁定決定後も未統合となってしまう事がある。本人が調査を申請しないとそのままとなる。ほとんどの場合は古い記録なので本人が覚えてなかったり、保険料をかけてなかったと思い込んでいたりで窓口での検索結果に納得のうえ裁定請求してしまう。 職員は氏名の読み、生年月日を変えて検索して、なんとか結びつけようとしていたが限界があったように思われる。会社名を教えられない、検索しても出てこない等で記録が残ったままとなる。 平成17年4月から事務所の年金給付担当となり、裁定の審査をするときに感じるようになった。 社会問題となり、5000万件、収録時のミス等の情報は報道で知った。	一職員としては、裁定請求のときにしっかりと職歴を確認する、記録調査の事務処理をしっかりやる等、業務を正確にやっていくしかないと思っていました。 組織として記録管理をしっかりしていなかったのが一番悪かったと思われます。 現場としては本部の管理する記録を信用して業務をしていくしかなく、業務を正確にしたとしても記録管理がずさんだったため、窓口で責められるしかないというのが実情である。 現場としての反省点は、記録についての相談や依頼に正確・親切に対応してきたか、多忙を理由にないがしろにしていなかったかという点であると思います。 又、業務取り扱い要綱が難解でベテランでも熟知しきれていないというのも問題だと思います。
9960	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	適用事業所が存在していれば、当時の加入状況等の協力を依頼する。	基礎番号のほかに手番を持っている人たちがいることは認識していたが、年金記録問題として認識したのは報道されてから。	個々の記録の突合せが必要とは思った。 反省点とすれば、報道が先行し一斉にお客様が押し寄せたため、職場の混乱・お客様の混乱をまねき作業に必要以上の時間を要した。
9961	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	マスコミ等を通じて年金制度の説明を詳しく行うことによって、年金制度への不信感を取り除く。 すべての紙台帳の記録とWMの記録の突合を早期に進めていく。 また、基金の記録との突合も早期に進めていくことが必要と思われる。	基礎年金番号に登録されていない手番が多数あることは認識していたが、年金相談時または年金請求時に確認するので問題になるとは思っていなかった。(こんなに不備な記録があるとは知らなかった。) 平成19年5月頃知った。	年金記録について日常的に色々な事務処理で携わっているが、改めて適格な事務処理の重要性を再認識した。 以前からこのような不備な記録(カセット記録のWMへの未登録、誕生日のまるめ、紙台帳とオンライン記録の不突合、氏名または生年月日の不備等)の事がわかっていたのであれば、判明した時点で対応を進めていかなければならなかった。
9962	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない。		新聞等報道時に知った。	法に則った正しい処理をその都度行うごとの積み重ねがあれば、このような問題を引き起こすことがない、と考える。
9963	地方庁	その他(社会保険事務所)	入職して1年半ほどです。知られている問題もすべて理解はできていないと思います。	回答できません。	入職する2年くらい前に新聞等の報道で年金記録の問題があることを知りました。社会保険庁の確認不足でこのような問題が発生したと思いました。	一人ひとりの相談に対して、誠実に対応することを心がけています。面倒くさがらずに一つ一つの相談に対応していれば、少しは違ったかと思います。 また平成年の基礎年金番号統一の際に今のねんきん特別便のように必ず全員に回答してもらう形式にしていれば、このような大きな問題にはならなかったように思います。私自身平成9年に社会保険庁から、基礎年金番号通知書が送られてきた際、電話して問い合わせました。国民年金、厚生年金の記録は確かにあります、というお返事をいただきましたが、統合されてはいなかったようです。昨年やっと統合されたようですが、そのときもう少し次にどうすればいいか指導してもらっていればよかったと思いました。
9964	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	新聞、テレビ等の報道以外の事は存じ上げません。	本人かどうかの記録確認を地道に行なう。	過去の記録はきちんと整理されていると思っていたので、テレビ・新聞等の報道を見て知ることとなり、正直驚きました。	ねんきん特別便・第三者委員会等、お客様対応をする際には古い記憶の話なので、最後までできちんと話をお聞きしようと思いました。紙台帳からの切替の際、本人記録かどうかをきちんと確認突合しなかった事です。
9965	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1件ずつ地道にやるしかないと思います。	年金請求時に職歴等を確認しているので大きな問題とは思いませんでした。 平成19年に問題になってからです。	以前、厚年と国年の記録管理が別々だったこと、基礎年金番号導入の時から調査して統合作業を進めていかなければならなかったと思います。
9966	地方庁	その他(社会保険事務所)			疑重複調査票ができたころ。	疑重複の調査班の創設
9967	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		○被保険者が事業所に対して、偽った氏名、生年月日での届出 ○事業所が誤った届出 ○社会保険事務所での誤入力 ○年金手帳の複数の交付 ○試用期間の未加入 などのいろいろなケースにより発生したものと考えます。 年金記録問題が発生したころ	○事務処理誤りを発生させない。 ○事業所中心のお知らせではなく、被保険者一人ひとりに対するお知らせが必要と考えます。 適用、年金に対して、一人ひとりが関心を持つような取り組みが必要と思われます。
9968	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	地道に1件ずつ取り組んでいく。	本人に、事業所名をこちらからは伝えていなかったので、勤務歴はあるのに記録と一致しないため、給付に反映されないまま残っていく記録ができてしまうように思っていました。(約15年前)	本人からの聴き取りを、できるだけ詳しくするようにした。 法の整備、制度の周知不足、事業主・事務担当者の認識不足。
9969	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金制度の問題	お客様に対しては、お話をしました。問題の解決にむけて、土日出勤し毎日残業をし、処理に努力しました。が、時間がみじかすぎます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9970	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			一人の方が、複数の年金手帳所持していることは、採用当時から目にしてきました・新人として、裁定担当に配属されましたが、当時の裁定請求書には、「他の手帳番号をお持ちの方は、お書きください」の欄があり、当該欄に7つもの手帳番号を記入された請求書を見たこともあります。 また、裁定後に職歴を思い出したり手帳が見つかったりで、期間追加の再裁定も同じ担当が行っていました。 よって、ご本人が思い出せない職歴等が当然存在し、置き去りにされた記録がある得ることは、新人でもよ容易に想像できました。 しかしながら、年金の裁定は請求行為によるものであり、理由を次のように教えられていた。 ○そもそも、コンピューターも、電話の普及もほとんど無い時代から年金制度は始まっており、紙で管理していた。20歳から60歳までの40年もの間には、転居等により年金手帳を亡失する方もいるが、以前の手帳番号を調べるには、転居前に務めていた会社の管轄に問い合わせを、書面により行うしかなく、また、本人が年金に加入していたことの自覚が無いまま、新規加入の申請となることも多々あるため、確認のしようがないまま、手帳番号を複数持つことは止む無しとして運用している。 ○年金の裁定のためには、請求書を受け取りに窓口を訪れるため、その時点で聞き取りを行い、あらためて記録調査を行ない、一番最初に払いだされた番号に統合するため、それまで複数の番号で記録管理していても大丈夫である。	振り返ると(8)で記載したことには、欠点が多数ありました。 ○雇用形態の変化 当時は、勤め先を変えることは稀であり、記録を調査することも困難でないはずとしていたが、社会情勢の変化により短期間で職を変えることが、普通に行われているが、60歳過ぎてから40年も前からの記憶をたどることは困難である ○年金制度の改正 制度改正と共に、厚生年金の適用範囲が拡大されてきており、今日では厚生年金加入が当然となっている職場でも、加入できなかった時期がある。しかしながら、このような点は一般の方々には理解しにくいことで、勤めていた記憶はあるため、記録調査回答に不服を申し立てる方が多数いらっしゃる。 当時から都度都度に自分の記録を確かめていただける状態にあったら、年を取ってからは簡単な手続きだけで年金の支払いをすることができるのだが、戦前からの記録の整理をするためのきっかけも、必要な経費も人員も無いまま、加入者が増えていき、手の施しようがないままに、従前どおり「裁定請求のときに・・・。」を踏襲してしまった。 今から思うと、基礎年金番号が始まった平成8年に、組織として期間を定めた記録整備の方針を提示しなければいけなかったと思う。
9971	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点では記録問題が発生してから今まで行ってきた取り組みをひとつひとつ丁寧に終わらせていくことが大事だと考えています。	公的年金制度について信用を失墜するとともに、年金加入者、受給権者の皆様に関係のある大変大きな問題と認識しました。 また、記録問題を解決することは大変困難なことであるとも思いました。 記録問題を知ったのは世間一般に公になってからです。	過去において年金記録の管理がどのように行われていて、そしてそれが(紙台帳等)がどこに保管されているのかを知ることから始めようとしました。 また記録問題が起こった原因を理解しようとしました。 反省点としては紙台帳の記録をオンライン上の記録に写す作業のときに十分な確認をせず、完全な形でオンライン上に写しきれなかったことが大きな反省点としてあげられると思います。
9972	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	公表された内容以外は知りません。	短期間に大量な人員を投入し記録の確認作業を実施し、その結果を本人にお知らせし、、年金受給者には、判明した記録にかかる再裁定処理・時効特例給付にかかる作業を行ない、早期の支払に全力を尽くすことが、現時点における最大責務である。	国会で取り上げられたこと、及び新聞報道により年金記録の管理(過去に社会保険庁が実施した事務処理等)の杜撰さが指摘され、基礎年金番号への未統合記録が約5，000万件存在することが判明したことから、早急に対応策を検討し実施しないと年金制度への不信感が消えないと	年金関係については、申請主義を前提にしており、行政側からの詳細なアプローチが不足していたと思われる。
9973	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間で知られていない問題に関しては、特に知りません。	今までの不祥事やミスに関しては認め、お客様からねんきん特別便、定期便で「もれや間違いがある」とご回答いただいている分を、地道に処理していく以外に方法がないと思います。	現状職員皆で全力を挙げて取り組んでいますが、社会保険庁、社会保険事務所への信頼を回復するためには、地道に作業をして解決せざるを得ない問題だと認識しております。 私は本年2月採用で、それまではマスコミからの情報でしか理解がありませんでしたが、具体的に認識したのは採用時からになります。	お客様からお問い合わせがあったときに、誠意を持って対応しようと努力しています。 反省点としては、お問い合わせがあったときに「お時間がかかります」という答えになり、具体的にいつ頃になるのかを伝えられないことがあることです。おおまかにでもお答えできれば、お客様も安心できるのではと思います。
9974	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	期限までに確認できない記録については該当者がないとして手帳番号を削除すべきだと思います。今までも多くの税金を投入しているので、これ以上税金を使用して記録の調査を続ける必要性は無いと思います。	私は年金記録問題が発生した原因は、制度上の不備と社会保険庁の記録管理の甘さ、それと国民の年金に対する意識の低さがあったと思います。 私がこの問題を知ったのは、入庁して半年ぐらいして、統合されていない記録が多く存在すると先輩職員から聞きました。	対応したお客様の年金記録を正確なものにするために窓口対応、電話対応をがんばってきました。 この問題の反省点は、平成9年の基礎年金番号導入時にお金と人を多く投入して対応ができなかったことにあると思います。そのためにここまで大きな問題になってしまったのだと思います。
9975	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	特別便、定期便による確認や紙台帳とオンライン記録との付け合せ等、現在取り組み中の方策しかないと思う。ただし、専門知識を必要とする部分が多く、内容によっては時間のかかるものもあり、現行の人員では目処が立たない(特に各事務所)のが現状と思われ、記録問題にかかわる人員を増員するしかないのではないか。	5000万件という膨大な未統合記録があることは、平成19年の報道により初めて認識をした。 基礎年金番号導入時(後)に、更なる確認の作業を行っていればこのような件数にもならなかったと思う。	平成9年の基礎年金番号導入時(後)の更なる確認や紙台帳とオンライン記録の突合作業、整備されていない記録の確認をもっと早くに実施していればこれほどまでの件数にはならなかったと思う。
9976	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段ございません。 在日万々の未加入問題位と思いますが、.	問題解決の人手を確保するため、OBを無償で協力させる。 また、すべての行政官庁にご協力いただいて、 調査協力を依頼し、最終的には社会保険カードを 1人1枚持つようにする。	忙しい現場事務所では対応が出来ないくらい、時間と手間がかかる問題と 思えます。 前職退社後の、平成17年ごろと考えます。	画面の入力メニューに詳しくないため、対応が出来ないとわかりました。 問題解決へと取り掛かるのが遅すぎた。 また、年金手帳がバーコード化されていなかったり、入力システムが 運動性していないため、住所変更がマッチしなかったり、 IT化の予算が少なかったことによる弊害が、今になって100倍になって 跳ね返っていると考える。
9977	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	年金記録調査専門の担当者を大幅に増やし、正確な記録を回答するべきだと思います。	年金問題について知ったのは平成19年に報道されてからで、至急解決しなければならないと思いました。	正確な記録を回答するように努めました。 反省点はその都度正確な記録を入れていくべきだったと思います。
9978	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	渡邉長官のメッセージにもありましたように、「引き続き一件一件丁寧に確認し、遅滞状況をしっかり管理して、着実に取組みを進めていくこと。」これに尽きると思います。	公的年金制度をの根幹を揺るがす大変大きな問題だと認識していました。	信頼の回復のため、問題の解決に全力をあげること。全体として、事後対応はやれるだけのことは全部やっている。個々の部分では、反省点はあると思いますが、今ここでは思い浮かびませ
9979	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	早期解決には、人員の確保が第一です。	過去記録の整理を行っていた時、未統合の手番が相当あり、早期に統合しないといけないと認識しました。	大阪は過去記録の整理を事務局で全事務所分の調査・統合・回答を行っていましたが、当時も相当数の照会票を受付し、記録調査と統合に努めましたが、想像以上の未統合記録が残っており、当時もっと広報や周知を行い、事業所や市町村に協力依頼すべきであった点が反省点で
9980	地方庁	社会保険事務所課長級以上			昭和53年4月に入職したときに、船員保険係に配属されましたが、(4月～9月は庶務係預かり)この時に船員保険の被保険者台帳のマイクロフィルムへの転写のため、台帳の整理をしている時に、先輩より「古い名簿を新しい機械による保管に変更するために行っている。」と聞かされましたが、コンピュータ化された時点で収録が無いことに気がつき、当時の県の保険課へ問い合わせしたときに、現時点で記録問題になっている整理の仕方を聞いて知っていました。 上記の時点で、早急に改善を行ってほしいと思っていました。また年金記録問題は起こるべきして起こったものと認識していました。	当時の状況を自分なりに認識していましたので、やはり、このような問題が持ち上がったなと思いました。 自分としては、ご本人の不利にならないようにすることを念頭において、対処すべきと思い対応しようと思いました。 当初の予定どおりに、マイクロフィルムからデータ移管を行っていれば、少しは問題点が軽くなっていたのではないかな？と思います。(火事・自然災害等で消失したものは対処できないと思い
9981	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		宙に浮いた年金と言われ始めてから知りましたが、その当時、事務センターの記録照会チームに在籍していました。 みるみるうちに、申請書が増えていき、古い記録になればなるほど、被保険者の記憶もうすれ、調査にも時間がかかりました。ですので、一日も早く解決しなければならない問題だと実感していました。	旧台帳の電話での確認は、ご高齢の方がほとんどで、会社名を伝えると思い出してもらえることが多く、感謝もされ、やりがいを感じました。 自分が掛けた年金、受給していただいて当然のことです。一人でも多くの方に思い出して頂きたいと思い窓口でも電話でも応対してきたつもりです。 年金請求時や基番導入時にきっちりと職歴を確認しておけば、これほどまでに未統合の記録はなかったと思います。
9982	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	長期間遡及する記録等、現在から認定することが難しい事案については、現在検討されているような救済策など、何らかの政治的決着をさせるのが良いと思います。加えてそれとは別に責任の所在を明らかにしなければならないと思います。	年金制度そのものや社会保険庁・社会保険事務所の長年の歪みの蓄積が、一気に噴き出したということではないでしょうか。解決しなければいけない問題が漸く解決するチャンスと考えるようにしました。 よく覚えていませんが、マスコミ等で報道されて始めて知ったと記憶しています。	所属課の方針に従い、年金記録問題対応の業務を一件一件着実に行うよう心掛けました。 膨大なデータを適切に(現代に即した形で)管理する組織(仕組み)づくりができていなかったことが大きいと思います。 また、問題発覚以前には各被保険者等の個人記録に対する意識が弱かったのかも知れませ
9983	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度の維持に関わる重大な問題だと認識しました。世間に広まったときに年金問題を知りました。	国民の信頼を一日でも早く取り戻せるように、窓口・電話などで、今まで以上に親切・丁寧な説明・対応を行った。 反省点は、「年金」が如何に大切で重要なものかということの認識が、職員に足りなかったと思います。あとは、国民全体への制度の周知が足りなかったことや制度の複雑さも反省点の一つになると思います。
9984	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	全ての紙台帳記録(旧台帳・原票)とオンライン記録とを突合し、記録確認及び記録整備を行う。		
9985	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	ない。	ない。	在職してから認識した。	現在実行中の事業、企画している事業を、着実・計画的に執行する。
9986	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	なし	基礎年金番号制度施行前に、氏名や生年月日が不正確な記録が存在していることは知っていた。 年金の裁定請求時等に、本人からの聴き取りや、調査、検索等がしっかりおこなわれれば、なんとかしていけるものだと思っていた。	窓口、各種届出の際には、あらゆる読み方での氏名検索、生年月日を指定しない方法での検索等をおこない、記録のもれが発生しないように対応してきた。 今となってみれば、基礎年金番号制度施行時にすべての記録を確認するような方策をとるべきであったと思う。 もっと早期に組織全体の問題とすべきであった。 そういう声をあげることができなかったことは反省している。 また、記録に対する軽視も反省点であったと思う。オンライン化の際に、もっと確実な処理をしてほしかった。 オンライン化前の被保険者台帳、市町村被保険者名簿等の取り扱いは、もっと慎重におこなうべきであり、廃棄せずに全ての記録を残す方法をとってほしかった。
9987	地方庁	その他(社会保険事務局)		膨大な事務処理なので、人員の増加。	大変大きな問題であり、組織全体の記録管理の責任の重大さの認識の欠如が要因であり、記録の不備を防ぐ仕組みがまったく講じられていなかったことが問題であると認識していました、平成16年頃からです。	99パーセント社会保険庁の記録に不備はないと認識していたので、様々な記録問題が噴出し、国民の信頼を失い、我ながらこの組織は駄目だと思いましたが、記録問題が大々的にクローズアップされ、組織的に対応するまでは個人として何もできなかったことが反省点です。
9988	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない	人員増による対応	被保険者の年金記録及び受給権に関する問題。 年金記録問題が報道されるようになって	適正な事務処理によりこのような問題をなくそうと思った。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
9989	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	4～5年前に知った。年金は身近なものなので大変なことだと思う。	目の前の仕事に誠実に取り組むだけだと思う。
9990	地方庁	その他(社会保険事務局)		定期便のように記録を送付して、本人の方より確認していただき、1つ1つを確定していくことであると考えます。	手書と基礎番の統合漏れによるものであると考えた。 テレビ等で報道されるようになってから。	特別便等が実施されてからになりますが、より丁寧な説明等を心掛けた。 個人の大切な記録であるという認識(職員、市町村、個人、会社)の甘さが挙げられる
9991	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません	きちんと整備されていて、もれのない完璧な記録になってるモノと思っておりました。 マスコミで知りました。	丁寧にわかりやすく不信感のないように対応しました。 入力の時には、氏名の読み方を最新の注意を払い、入力すべきだったと思います。
9992	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	マスコミ等の報道がされたころ。	特になし
9993	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まず、現在統合されていない記録につき全貌を明確にし、「未統合記録はあとこれだけあります」ということをはっきりさせることだと思います。あとどれくらいあるかわからない状態のままであれば、「私の記録がどこかにあるのでは」といった疑念はなくなりません。お客様から申し出があった際にも、例えば残り○件あり、その中から調査しました、といった話ができれば納得していただけるのではないかと思います。その後、未統合記録をどのように結びつけるかについては、これまで同様に手がかりである「氏名」「生年月日」から対象者を絞り込み、地道な聞き取り調査(訪問調査等)を行う以外にはないと思います。	私は平成9年に採用となりましたが、事務所で電話や来客対応を行う中で、記録漏れについてのお問い合わせもありました。また金融機関に勤める知人から、その金融機関には受給者の方から依頼をうけて社会保険事務所の窓口に相談に行く担当者がいるという話を聞いていました。私自身としてはこうした例もあるんだという認識であり、例外的なことですぐに整備されているものと思っていました。新聞報道があって初めて膨大な数の記録が未統合であると知り、非常に大きな問題であると認識を改めました。	まず、基本的に「記録漏れは存在する」という意識でお客様のご相談に応じるようになりました。その上で、なんとか申し出いただいた記録を見つけ出そう、一人でも多くのお客様の記録を本来のものに戻さねばならないという気持ちで期間調査業務等に取り組み、その中で申し出いただいた記録以外でも、本人の記録である可能性のありそうなものがあれば、電話して確認しました。この問題の反省点については、これまで何十年もの間保険料をお預かりしていながら、ただの一度も被保険者本人に確認していなかった無責任さ、怠慢に尽きると思います。
9994	地方庁	その他(社会保険事務所)	過去に年金の過払いがあり、定時支払の年金から返納を行なっている、受給者について、毎年送付されている源泉徴収票については本来支払額ではなく返納後の支払額で所得税を計算して発行している。こういった受給者が年金記録判明により再裁定となった場合、所得税の計算が本来額で行なわれるため対象所得が大きく差が出ることになっている。またそれに伴う市町村からの地方税や国保料の差額請求も多額の要求が行なわれ、該当者より年金の追給額より差額の税負担のほうが大きいとトラブルになっている。 もともと現在の源泉徴収のシステムが、年金からの返納を行なう場合に正しい計算を行なっていないことが原因である。	所得税の源泉徴収に関しては以前も国税庁の指摘を受け、過去の遡及支払の取扱を変更したばかりであるが、年金からの過去遡払い分返納者にかかる源泉徴収の取扱についても早急に国税庁と協議の上改善を願いたい。	基礎年金番号を導入時、宙に浮いた記録がその後も存在することは認識していたが、大半は裁定請求時に記録整理がされていると認識していた。しかし、5000万件の記録のうち、受給者の占める割合が多くを占めていることを報道で知ったときに、問題の深刻さを認識した。	申請主義にとらわれた受身の姿勢と、法人についてはすべて強制加入といった実態にそぐわない制度を現在も見直すことなく続けている等、現状に即した制度となっていない点。
9995	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		未統合記録の問題 平成19年5月	組織の方針に基づき対応した。 社会保険庁の中だけで解決できれば良かった。
9996	地方庁	社会保険事務所長	知らない。	「年金記録問題」について現在の方策で良い。	在籍は平成21年2月からなので、世間一般に知られている知識しかなかった。 平成19年頃、新聞等の報道で知った。	①どのように対応しようとしたか 特になし ②反省点 ・コンピューター記録に移行した時に徹底した検証及び修正ができていなかった。 ・平成9年の基礎年金番号導入時にも徹底したフォロー検証ができていなかった。 ・被保険者が、自分の記録確認をする機会が、裁定請求する時しかなかった。
9997	地方庁	その他(社会保険事務所)	今、報道されている問題以外知らない。	多少時間がかかることを理解していただき、誠意を待って一つ一つ処理・対応を行っていくことが、重要と考えている。	年金記録改ざん問題(遡及報酬訂正)については、徴収率を上げるための組織的問題と認識している、そのほか年金記録問題は、ニュース・新聞報道で存在することをはじめて知った。	遡及報酬訂正調査・フォローアップ照会を誠意をこめて一生懸命行った。年金記録については、個々人の番号で管理することが望ましいと思う。
9998	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		早期に解決しなければならない問題として認識しています。 こちらに勤務する前にテレビ等の報道により知りました。	 責任の所在を明確にすることが大切と感じます。各自の業務知識深めるためにも自己啓発等で学習も必要と思います。 窓口に来所頂いた方には丁寧・正確な事務処理を心がけ、相談に来て良かったと思われるような対応をしようと思ってます。
9999	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	現在行っている特別便・定期便回答票への迅速な回答以外、問題解決への方策はないと考えます。	5千万件に及ぶ持ち主の特定できない記録については、その大半が手書(厚生年金・国民年金被保険者証)の重複者であるとの認識を持っていました。 平成9年1月の基礎年金番号導入時において、基礎年金番号通知を送付し、他手番保有者に対してはその手番を回答して頂くよう求める通知書を同封しましたが、当時はまだ年金に対する関心も高いとはいえず、その回答率も高いものではなかったと思います。 当時、現場においても「最終的にはご本人が年金を請求する際に複数所持している手番を統合すれば良い」との認識もあったと思います。 記録統合作業は、業務センターにおいて年代別に段階的に行われていたと認識していますが、未回答者等に対する掘り起こし(厚生年金に関しては住所のデータが整備されていない)もままならぬ状況の中で発生したものとの認識を持っていました。	年金記録問題には記録の管理に関する問題と、記録の内容に関する問題とに問題を分けて考えるべきと思います。 管理に関する問題からすれば、紙台帳(単票方式・名簿方式)の管理から現在のオンライン入力によるコンピューター管理に至る時々の時代の中で、考えられる最良の方法をもって現在に至ったものとの認識を持っていました。 しかし、新たな管理方法への移行の際、誤ったデータ入力や個々の判断ミスによるデータの移行等により、結果として本人特定のできないデータが移行して現在に至っていることが管理に関する問題点と思います。 また、記録の内容については、現在も言えることですが、公的制度であるにもかかわらず、記録の基礎情報である氏名、性別、生年月日、住所等の届出の裏付け(確認方法)が何もないことが問題点と思います。 恣意的あるいは作為的な届出がされても、住基ネットに連動しているわけでなく、判断を担当に負わせている状況に問題があると思います。 基礎年金制度導入以降、住所管理が始まりましたが、以前は住所の登録もなく、オンライン化導入以前は氏名さえカナ氏名の管理であり、生年月日も就職時における年齢条件によって、1年や2年の違いはさほど大きな問題ではないとする時代背景の中での遺産が現在表面化していることであると思います。 記録を管理する側の管理責任は、届出を受け付ける社会保険事務所の窓口担当職員に始まり、内容点検・確認・データ入力・チェック等多くの職員にその責務があります。これらの認識をしっかりと持ち、細心の注意を以って業務を行わなければならないと考えます。 また登録されたデータを管理するシステムの検討についても管理責任は発生するものと思います。 更に、より正確なデータ管理を行っていくための検討(住基システムとの連携)を行うことも管理責任であると思います。
10000	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現時点でも、回答にかなりの時間を要しており、国民の不信感は増すばかりです。機械的に出来る作業ではないので、人員を増やし、とにかく件数をはかして、早期回答に努めるべきだと思います。	問題の存在を知ったのは、基礎年金番号制度が導入された以降頃だったと思います。でも、まさかこんなに件数があるものとは、想像もしていませんでした。	せめてこれ以上件数を増やさないよう、国年・厚年の取得処理時など疑義複が出れば、できる限りの調査・確認はするよう心がけたつもりです。 すべての原因は確認不足だと思います。名前が信じられない読み方で入っていたり、生年月日が全然違っていたり。それが事業所・市町村が間違っていたのか、社保の入力誤りなのか今となっては分かりませんが・・・。あとは、過去の職歴の確認を怠り、次々に番号を払い出してしまったこと、などが反省点かと思います。
10001	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金記録問題は、多岐にわたっておりその原因もひとつではありません。 行政として、社会保険庁の記録管理にも問題があったと思います。例えば、字がかすれて判読不能となった払出簿、はばをもたせた生年月日管理、偽名・嘘の生年月日でも処理された取得届、重複払出の疑いがありながら払い出された年金手帳、これらはその一部にすぎませんがすべてが「消えた年金記録」のモトとなっています。古い年金記録等をきちんと管理できていなかった責任は重いと思います。 しかし、問題はそれだけでしょうか。年金に対する全国民の意識の低さがなかったでしょうか。氏名・生年月日をごまかして届を出したり、厚生年金や国民年金に対して無関心であったり、何冊も年金手帳を持っていたり、今でこそ年金に対する国民の意識は昔よりも高くなっていますが、過去に遡れば明らかにその意識は低かったのではないでしょうか。社会保険庁、そして国の責任はここにもあるのでは、と思っています。それは、年金制度の啓蒙と年金手続きの指導が不足していたという事実ではないでしょうか。しかも、国民年金の納付率を見たとき、年金制度の啓蒙や指導は、今現在も不足しているのだと感じざるを得ません。(社会保険庁の信用が失墜したから納付率が上がらないだけではなく、国民の意識も低いのだと思います。) 年金記録問題は、社会保険庁だけの問題ではなく、国、そして国民も含めた国家的かつ重大な問題だと思っています。	
10002	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	残された課題を1つ1つこなしていくしかないと思います。	平成17,18年頃知りました。 厚生年金手帳が転職時等に再就職先に提示されていないことが第一の問題で、第二に基礎年金番号付番時に被保険者からの回答が無かったことが原因であると、職場の雰囲気から認識いたしました。 その後、過去の経過を資料等からしり、制度発足時の人員の不足や制度に関する国民の関心度が問題であるとも思いました。 年金裁定請求時に全てを整理する方法となっていたので、それはそれでよいと思っていました	平素の業務をこなしつつ、次々と指示がある記録問題に関する作業を1つ1つこなすことが、問題の解決に一番近道であると信じ対応いたしました。 粘り強く対応していく必要があると思いました。 統合されていない記録があまりにも多いため、問題を先送りしたことが最大の問題だと思っています。
10003	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			まず、「まさか、そんなことがあるはずはない」と信じられない気持ちでした。 しかし、現実のことであり、実際、これから自分たちは何をどうしたらいいのか、国民の皆様に対し申し訳ないやら、社会保険職員の一員として大変恥ずかしいやら・・・・。各事務所で受付・処理され、最終的には業務センターで記録がしっかり管理されているものと考えていました。が、実感はすべての面で処理・管理がずさんだった事がはっきりしたわけです。また、この問題の存在については、まさに新聞・テレビで報道された頃に知りました。	立場上の任務として、市町村・経済団体・適用事業所等への各種協力要請、事務所内においては、相談ブース・来客待合スペース・職員の各作業スペースの確保を行いました。また、来訪者対応(案内)をする中で、お詫びの気持ちを表し、個々人の記録の早期整備に努め、信頼回復をめざしてきました。反省点としては、被保険者等への定期的な加入記録のお知らせが必要であったと思います。今さらではありますが、昔、職員間では「被保険者に(年金)加入期間を教えてやればいいのに・・・」と話題になったこともありました。このことは、現在実践されはじめましたが、当時は、経費の関係で無理だったのでしょう。必要(判断難しいが)なことは、金と時間をかけても実施するという気構え・判断が必要と考えます。また、現在においても、何が必要なのか、日頃からよく考えることが大切と思います。結果を急ぐ(急がされる)あまり、途中の処理が正確に行われなかったり、確認(チェック)がおろそかであったり、または、誰かやるだろう、こんなことはしないだろう・・・こういったことが、今回の問題を発生させた一因ではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10004	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金問題のことを知ったのは、昨年です。 杜撰な管理体制と、職員の意識不足を露呈した問題だと思いました。	お客様の社会保険庁に対する不審感を少しでも解消できるよう、お客様に対して、「して差し上げる」という意識を持ってサービスの向上に努めました。 公務員意識と、個人情報管理の甘さが反省点と思われる。
10005	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	新組織において、引き続き対応するには、あまりにも限界です。 専門的なプロジェクトチームの立ち上げにより、早急に対応すべきと考えます。	紙台帳で管理していた時期や国民年金保険料収納業務を市町村が行っていた時期に発生したと思われる様々な問題に対応してきました。 ずさんな管理と言われても仕方ない部分は多々あると思いますが、制度が複雑なために、その管理も複雑とならざるを得ず、その結果であると思われます。 問題の存在意識は、ジャーナリストの週刊誌掲載からです。	本来業務以外の業務ではあるが、最優先にこの問題の解決に取組みを行わなければ、自分が所属する組織の名誉にもかかわってくると思い、積極的に年金記録回答票作成業務(補助)を行い、ねんきん安心ダイヤルのオペレーターを希望し、現在は、国民年金業務課として窓口や市町村対応を行っています。 OBの関与はともかく現役職員の負担がまりにも大きすぎる。
10006	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	間違っているものなどは、確認をきちんととって速やかに訂正などの正しい処理を行っていくべきだと思います。 また国民の皆様にあたえてしまった不安や不信感を拭えるように、 日々の業務にしっかりと取り組んでいきたいと思います。	私が年金記録問題を知ったのは、 新聞やテレビなどの報道がされた時でした。 そんな事があるのかと、とても驚き、初めは信じなれない気持ちでした。 あってはならない大問題ですし、 当事者の方々や世間の方々に、とても申し訳なく思いました。	誠心誠意、対応していくしかないと思いました。 同じ課はもちろん、他の課の仕事や問題などもある程度知っておく必要があったのかもしれません。 同僚同士のコミュニケーションが不足していたかと思います。
10007	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金第3号被保険者の記録となっている部分で、配偶者の厚生年金保険または共済組合との記録との突合が行われていない記録が多数見受けられる。 例えば、夫が会社を退職後もずっと第3号被保険者になっているような記録があり、定期便やとくべつ便では気付きにくい。とくべつ便や年金記録での窓口応対時に、職員でも見落としがあると思われる。	(6)の第3号期間の問題は、上記のような事例をデータ抽出し、出来る限り直接本人に通知をしていくことが望ましいと考える。	年金記録問題については、マスコミの報道により大問題となる前は、これほどまで根が深い問題であるとの認識はなかった。単に、氏名や生年月日、会社名、標準報酬月額等の登録ミス、市町村との連絡漏れがあるのだろう・・くらいの認識しかなかったし、これほどまでに件数が多いということも認識していなかった。 また、基礎年金番号導入後、放置されている国民年金手番、厚生年金手番が多数見受けられる点についても、一度『基礎年金番号通知書』を送って、ほかに番号をお持ちでないのか確認しているし、仮に基礎年金番号への統合手続きがすぐになされなくても、年金受給時には確認するのだから・・・という気持ちもあった。 また、このような問題が存在することを知ったのは、採用されて最初の担当課で厚生年金の期間照会を受付、応対することもあったため、その頃には認識しはじめていた。期間照会受付時に、厚生年金記録には個人の住所が登録されていないこと、氏名、生年月日が間違えて登録されている記録があることを知り、WMでの検索で出てこない記録がマイクロで見付かったりすることもあり、記録を探す職員の技量で、記録が見付かったり、見付からなかったりすることを認識したのもこの頃であった。 また、採用されて間もなく、年金請求前にお知らせが行くものと思って上司に確認したところ、「そんなものは送っていない。厚生年金の記録には被保険者の住所も登録されていないから・・・。」と説明を受け、不親切な官庁だな・・・と思った記憶は今でも残っている。『届出主義の下に積極	現時点でこの問題を考えると、すべての根本は、納付していただいた大切な保険料、およびその年金記録を大切にする意識が希薄であったと言わざるをえない。 問題意識を持っていても、当時は、一職員でどうこうなる問題ではないとの気持ちもあり、問題を意識しながらも、行動を起こしてこなかったし、お客様のご意見に耳を傾け、常に問題意識を持ち、その問題について改善すべきことはないか、模索することをしてこなかった。また、法令遵守の意識が低かったことも、大いに反省をしなくてはならないことである。 ただ、この問題が起こってからは、問題解決のためにということで、積極的にとくべつ便の受付窓口に出たり、直接被保険者宅にお伺いしたりと、出来る限りではあるが、少しでも問題解決につながるよう、業務に臨んできた。これからも、この状況は続くが、自分の能力をこの問題解決や年金行政のために活かしていきたいと考えている。 当時の組織では一職員の意見が業務改善につながりにくい、風通しの悪い組織であったが、今はそうではない。法令を遵守し、自分が改善、改革を主体的に行っていく意識を持って業務に臨みたい。
10008	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録対応の専門の課を設け、年金の経験が長い職員を配置すればよいのではないかと思います。	年金の番号を制度ごとで付番していたことによる制度の問題とWM導入時に入力誤りなどの処理的なものがあわさりおきてしまったものと考えていました。 年金給付課に配属になった平成12年ごろから知りました。	年金裁定の際、受給者の旧姓・読み方等考えられる限りでの氏名索引を行い本人のものと思われる記録が見つかった場合は電話・手紙等で連絡をし本人の記録であるか確認していました。 現時点での年金問題についての反省点としては記録照会の確認及び回答に時間がかかっていることが考えられます。
10009	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号制度導入後、手番統合が済んでおらず未統合となっている手番がたくさんあること。	今まで以上に手番統合を行う必要性を周知する。	年金記録について、ずさんな管理が行われていたこと。	個人の年金記録を預かり管理させてもらっていると考え、未統合となっている手番をお待ちとおもわれるお客様の話しを慎重に伺い、基礎年金番号への統合処理を行ってきた。
10010	地方庁	社会保険事務所課長級以上	マスコミで報道されているものぐらいしかわかりません。	日分の記録に疑問をお持ちの方は、自分が納付していたと信じておられます。こうした場合、どのような説明をしたとしても、すべての方から完全に理解を得られるのは困難であるということも含めて、事実の確認や完全な解消は不可能だと思います。	・技術的問題。 ・時代的(官・民のそれぞれの意識の時代的変化)問題。 ・年金制度をめぐる利害の問題(保険料方式か税方式)。 ・社会の変化の問題(共存共栄のために譲歩や慣習などが存在した社会から競争のためのルールが重んじられるコンプライアンス社会への変化) ・政治的問題 上記のさまざまな社会変化への認識や対応が遅れたことと、ここの問題が社会問題化したときの対応が適切でなかった為にこのような大問題に発展したものと認識しております。 ここの問題が社会問題化する都度、それが問題であることを認識させられました。	我々にできることは、お客様の話をよく聞き、親身になりつつも、法令順守を踏み外さず、できる限りのサービスを提供することしかありません。 コンプライアンスへの意識が不足しておったために、たとえそれがお客様個人のニーズを満たすことであったとしても、時代のニードにそぐわなかった為に国民の皆様の信頼を失墜する結果を招いてしまったことが一番の反省点です。
10011	地方庁	その他(社会保険事務所)	事務所単位で判別できないことを、本庁に疑義照会としてあげても、回答が未だだされていないものがある。 疑義としてあげられているものに対し、長期間放置していると事務所、ひいてはお客様に思われるのは問題ではないでしょうか。	社会保険庁が存在している期間に疑義としてあがっているものについては、当然社会保険庁としてに回答をしめすべきと考えます。 疑義照会にもサービススタンダードのように、いつまでに回答をだすよう期限をもうけるべきではないかとか考えます。	全職員が一丸となって取り組む問題であると認識しているが、実際には安価な業者なのか、年金記録専用ダイヤルにおいてあまりにも苦の悪い(氏名の漢字が相違しているにもかかわらず、手帳番号を話す等)回答をしていることがあるのではないか。 平成21年10月に、社会保険業務センターからの依頼の際に、同姓同名同生年月日の別人がいるにもかかわらず、氏名変更のうえ、記録統合せよとの処理票がきた時、本人記録かの確認がしっかりとなされていないのではないかと感じました。	その時の処理票については、業務センターに再度確認を依頼し、回答が得られるまで処理を保留しております。 記録を一件でも多く確認しようとするあまり、本人確認が不十分になっているのではないでしょうか。 また、民間業者へ委託するにしても、十分な知識に基づいて行われるものであってほしいです。 そちらの回答と事務所の回答が食い違うと、さらに年金への不信が拡大すると考えます。
10012	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般に知られていない問題以外には、わかりません。	職員一丸となって、引き続き迅速かつ真摯に全力で取り組むことしか方策はないと考えます。	厚生年金の資格照会の経験がないため、厚生年金関係についてはわかりません。 国民年金については、年金裁定時に納付記録と領収書の整合性がないことが生じていることがあることを平成11年ころに認識した。	本人に対しては、できうる限り最大限の調査を行い、回答してきた。 しかし、国民年金には市町村を含めた資料を廃棄していることが正確な調査を阻んでいるように思えます。 少なくとも、国民年金の加入処理を行った日が、機械化以降、確認できるようにしておくべきであったと考えます。
10013	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10014	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	一人ずついろいろなケースがあり、ひとくくりに何かを出来るというものもあると思いますが、誠意を持って1件ずつ対応していくことが基本と考えます。	記録問題が大きく取り上げられる以前から、例えば国民年金であれば市町村が保険料徴収を担当していた時代の社保との記録相違などあったと思いますが、基本的に言えるのは手管理の時代の膨大な記録についての管理・把握が完全でなかったということだと思います。	機械化になってからは、管理という面では格段によくなったと思います。それでも、人間が入力等をすべてするわけですので、そのチェックが重要になったと思います。 問題点としては、コンピューターを動かしたり、その基本となるシステムを作ったりするのは、すべて人間であるという点と、そのモラルということになると思います。
10015	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	すべての事務処理を一時止めて年金記録に集中処理は、できませんかね。	この問題が出てくる前に職員は、いつか何かが起こると誰も思わなかったのか反省することは多いにある。社会保険庁、厚生労働省全体の問題であり皆の記録をコンピュータ化出来なかったのは、予算的なものがあったのなら、それを指摘する者もなかったのか。問題の存在は、国会で追及されてからだと思う。	親切、丁寧にお客様の申し出を受け事務処理を速く。
10016	地方庁	その他(社会保険事務所)	特記することはありません。		多数の未統合手番が存在しているのは、基礎年金番号スタート時(当時国民年金課に在籍していたため多くの手番統合処理をしました。)に認識しました。その後一職員としては、年金裁定事務時、窓口年金相談対応時等に氏名索引をしできる限り未統合手番を登録することを心がけていましたが、氏名等入力のない記録がそのまま放置されているのはいたしかたないと軽い気持ちでいました。また、自分の加入状況に無頓着、年金制度について無関心である方も多数いることだし事務所のせいにばかりされて、不快だと当初記録問題について感じてもいました。	コンピューター移行時の入力作業のずさんさが最たる原因であるのと、年金制度の内容を国民に周知できていなかった、また年金番号の重要性についての職員の認識が不足していた結果、このような事態になったと思います。
10017	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般の年金記録問題への認識は、どんなことがあっても年金へ結び付けられるべきとの認識であり、下記のような、記録管理上は問題の無いケースで、本人に結び付けられないという問題があります。 1)本人が勤めたことの無い会社に、勤務の実態が無いにもかかわらず、厚生年金加入として記録が存在している。 一般に、同姓同名同一生年月日は存在するものであるため、別人の記録として、宙に浮いたままにしておかれることになるが、珍しい名前で同姓同名が考えにくいケースでは、 ・不正な手続きがとられていた ・本人のものだが、窓口で適切に案内ができず、請求漏れとなる のどちらかであり、どちらにしても問題となる。 2)本人が知人の名前を借りて、厚生年金に加入したが、他人の記録となってしまうため、年金として請求できない。 知人も、本人記録への統合を了承しているが、資料が残っていないとして事業主がそのことを認めない。 3)死亡した知人を騙るケースがありうるため、氏名と生年月日を偽って勤めた厚生年金の記録を統合できない。	コンプライアンス違反とならないよう、レアケースについても、個々に解決ルールを作らないと、身動きが取れないと考えます。	1)平成元年頃ですが、既に女性の厚生年金加入に生年月日が誤っているものが多く存在し、将来、請求漏れにつながる恐れがあると、認識していました。届出内容が誤っているのであり、社会保険庁では、対策のとりようがなく、施行規則の改正等、制度を改めるしかない問題だと思っていました。 2)最近になってからの記録問題については、杜撰な管理方法を問題にしているのか、制度の欠陥を問題にしているものなのか、職員のミスの問題なのか、「年金記録問題」として無理矢理ひとつにまとめて論じられているようで、このことが、さらに解決を遅らせていると思います。	職務専念義務に違反している意識が無い以上、個人では対応のしようがありません。
10018	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まずはねんきん特別便にかかる調査・回答を早急に行うこと。	私は平成15年4月に採用になり、業務課に配属になりました。厚生年金の記録照会の事務が大量にあり、かつ、なかなか処理が進まないことに驚きました。今後年金受給者がふえていくので、大変なことになるのではという認識はありました。	記録照会の担当課のときは早急に確認作業をおこない、回答することに力を注ぎました。また、年金問題は現場の職員のがんばりだけでは解決せず、制度設計や過去の仕事の仕方など、すべてを反省しなければならないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10019	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	別になし		平成9年1月の基礎年金番号導入の社会保険大学校での研修の中で未統合記録の存在は聞いたと思われる。ただ、そのときは裁定請求の際に明らかになるので問題ないことと、本人の番号と確信しても、氏名・生年月日・住所が同一でない以外は、決して統合しないようにも言われた。本人へ連絡することも禁じられていたはずです。そのため、件数の膨大さはもとより、解決へそんなに時間の掛からない問題と認識していました。 その後、この問題を日常の業務の中で深く考えることは、マスコミで騒がれだした18年までなかったと記憶しています。	国民の皆様と直接話すときは記憶の糸を手繰り寄せ、1件でも統合できる努力はしました。また、事あるごとに周知にも努めていました。 反省点としては、当初から地方には何も告げられておらず、解明策にしても、個人情報保護規定の観点から、本人から要請のない限りどんなに本人の番号であると確信しても、氏名・生年月日・住所が同一でない以外は、決して統合しないようにも言われ、本人へ連絡することも禁じられていたため、60歳請求に頼りすぎたことから、いたずらに時間が掛かったと考えます。
10020	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	年金記録の調査や、年金給付について限られた人間しか知識がなく、事務所全体を通しても事務をできる人間が半数以下しかいないという現状です。 そのため、年金給付の知識のある者だけが業務量も多く処理できる件数が限られています。それが原因で業務量の限界により体調を崩したり、精神的な安定もなく、退職者が増え専門知識のある職員が減少します。 職員全員が年金給付の専門知識を身につけ全所で対応するというような組織になっていかなければ知識のない者だけが年金記録に携わらなくていいという不公平が出てきます。かたよった事務量では膨大な量の年金記録は2年以内では完結できません。	3年前に年金給付課に配属され年金裁定手続きの窓口に多く出るようになり、一人でいくつも年金番号を払い出されている方がほとんどでした。 裁定の時に統合をできるものはしていましたが相当前の加入記録のため加入していたかどうかも不明な方もあり、統合を断念する方もいらっしゃいました。 都道府県によってどこまで特定できたら本人の記録と断定するという指針はばらつきがあり、明らかに本人の記録とこちらが判断できても断念することもありました。ただ、そのころの裁定手続きにこられる方は昭和30年代後半から厚生年金加入という方ばっかりでしたのでほとんど検索すれば本人の記録を登録できました。そのため、年金記録問題を深く認識していませんでした。 ただし、このころから未統合の記録があることは知っていました。	未統合の記録があればできるだけ勤務先の所在地の情報をある程度絞って本人に伝えて本人の記憶が思い出されるよう対応してきましたが、提供する情報には限りがあり全部を提供することができませんでした。 また、大正時代生まれの方の加入記録はある程度カセット番号のみになっていて、そのため氏名検索のみ行い、それで該当がなければ他に加入記録はないと判断してしまったこともありました。自分自身の記録調査に関する知識がなく最後まで記録調査をすることができませんでした。 昭和30年以前の加入記録についての知識が無かったことが反省すべき点と思います。 そして新たに年金に加入するときは必ず年金手帳を持参して加入をするという国民一人ひとりに意識付けが必要だったと思います。 加入手続きの時年金番号不明であれば新たに年金番号を払い出すということをせず、必ず年金手帳の提出を求め、一人ひとつの年金番号で今までの記録が更新されていくというシステムを作っていなかったことがひとりでいくつもの年金番号を持ち、未統合の年金記録を作ってしまった原因だと思います。
10021	地方庁	その他(社会保険事務局)	①特別便に対する解決もままならぬままに定期便の発送がされており 重複の調査になっていたり、定期便でまた記録がおかしい、直っていないといった受給者や被保険者からの苦情の元になっている。 ②携わる職員数が絶対的に不足している！	①特別便に対する調査が完了されてから、定期便を送付すべきだった。 ②早期解決を図るなら賃職をふやすという対策ではなく 職員を増やしてほしい。 現在、国民年金記録の調査に携わっているため 痛切にそう思います。	自分も社会保険庁の職員の一人として 今回の年金記録問題を重く受けとめ、 窓口・電話業務ではお客様に接してきました。 しかし、恥ずかしながらこのような問題になるまで こんなにも大きな問題とは受け止めていませんでした。	窓口・電話対応時、常にお客様の立場になって考え対応し、 年金制度や古い年金記録についてのより一層の勉強で知識レベルを 向上させることに尽力しました。
10022	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	未だ、未突合の記録については、コンピューターの力も駆使して、整備していくとともに今後も丁寧な回答をしていく。そのためにも体制の整備も図る必要もあります。定期便を実施していくうえで、第三者委員会のあっせん事例も取り上げ、事業所側の協力も不可欠であること、広報していくことも大事かと考えます。 ねんきんダイヤルの相談体制のさらなる充実も含め、適用業務、年金請求受付の体制を充実したものにする。	記録に誤りのある受給者、被保険者の方にたいへん申し訳ないことであり、組織をあげて対応していかなければならない問題で、強制加入の制度において信頼をなくす大問題で、他の件もあり完全回復は無理と思った。厳しい言葉の受けできましたが、自分にできることはやらねばと思う中、高齢の受給者のことを思えば、特別便等、解決の方法に別の施策があるのではと思ってきた。 何年もはなれていた適用業務についたのが18年で翌19年だったと思う、 定時決定を行う算定基礎届の事務についてあらためて考えた。	相手の身になってことを考える。紙台帳のとき、コンピューターへの切り替えのとき、非常に大事な作業と意識していたか、このことはどんな業務にもいえる。 限られた時間において優先順位もつけられず、迷惑もかけ苦情もうけた。 手の遅いことは、大きなマイナスとなり迷惑をかけていると思う。 組織全体として人員減で厳しい状況において、年金記録問題最優先といいながら、通常業務も待ったなし。 今後は、今回のことのようなことが起きないないようトップには考えていただきたい。
10023	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10024	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		慎重に取り扱わなければならないと認識しております。 ニュースなどで一般的に話題になってからの在籍になりますので、当初から重要な業務だと認識しておりました。	慎重かつ迅速に処理するように努めております。 基礎年金番号付番時に、手番の整理をするべきであったと思っております。
10025	地方庁	その他(社会保険事務所)		所掌事務の細分化をしたほうがいいと思う。今の仕事は多岐にわたっている割に制度に精通している職員の数が非常に少ない。	この組織に入るまで、記録の管理がずさんだったとは知らなかった。	記録の回復について、自分なりに努めた。 過去の人の仕事ぶりと、度重なる制度改正の周知不足。
10026	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	大臣がご提案されているように、期間を区切って、一斉に、宙に浮いた年金の持ち主を探すべく、年金問題に集中して取り組むべきだと考えています。 その中で、どうやって手をつくしても、持ち主がわからない場合は、その原因を分析し、今後の対応に生かしていく必要性もあると思います。	私自身、基礎年金番号導入後の採用ですが、厚生年金の新規取得時などに疑重複番号が払い出しされることがありました。 このことにより、1人1つ年金番号である制度のはずなのに、2つ年金番号が払い出しされてしまっているケースがあることを知りました。 あと、特別便などの対応をして体感したことですが、基礎年金番号が導入されたことや、そのことによる手続きについて、あまりご存知でないお客様も多いことを感じました。	対応としては、私自身は、当然、疑重複が払い出しされた方へ確認をし、前職や今までのご住所をお伺いし、同一人の記録かどうか確認をし、疑重複を解消すべく努めてきました。 また、書類審査時において、書類記載の年金番号以外に、別の年金番号を持っておられるかを必ず確認し、万が一、同一人と思われる年金番号があった場合は、すぐさま、ご本人様へ確認をするなど、事前チェックの徹底に努めてきました。 特別便の時には、制度自体について、ご説明させて頂いた上、年金記録確認作業を進めおりました。 反省点としましては、基礎年金番号導入という大幅な制度変更にも関らず、制度に対する周知徹底や啓蒙に対する取り組みが甘かったことによるものと思っております。 また、それによる事後フォローとして、当時より記録確認用紙(緑色の紙)が送付していたものの、それに対する取り組みも甘かったと思います。 今後は、上記、反省点も含め、過去の年金の移り変わりに対する制度に対して熟知するように努
10027	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ない。	時間をかけてひとつひとつ解決していくこと。	未統合の手番があることは知っていたが年金裁定時に統合されるため問題とはとらえていなかった。 年金裁定済みの方の手番未統合が多数あることを知ったのは新聞報道などをされた際。	ねんきん特別便の窓口対応の際に相談者の話を丁寧に聞き、未統合手番の発見・統合に努めた。反省点としては、手番の管理がうまくいっていなかった点及び年金の裁定請求時に受給者からの聞き取りを念入りにできていなかった点と思われる。
10028	地方庁	その他(社会保険事務局)	わからない。	人海戦術。	ニュースで知った。	できることからはじめる。少しずつでも前に進む。 過去から問題発覚までの間の「国民・行政・政治家」のすべて年金制度に対する認識の甘さが反省点である。お互いがお互いを監視する機能が必要。
10029	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		社会保険庁が保有する記録が全てオンラインで確認できないことが原因であると認識している。 平成20年ごろ	社会保険庁が保有する記録の整備をこの問題が発生する前にやるべきであった。(オンライン記録と原簿との突合等) 被保険者や受給者への記録確認を求める前に、保有する記録を全てオンラインで確認できるように整備を行うべきである。
10030	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録問題への対応については、平成19年8月に策定した「年金記録適正化実施工定表」及び平成21年3月の「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」等に基づき、「ねんきん特別便」による記録確認を中心とした取組みを進めていくことが基本。回答のない方や連絡が取れない方等への接触を地道に行い、一人でも多くの方の年金記録が整備されるよう地道に取組んでいく。 特に市町村にとっては、住民の方が年金受給権を確保していただくことにより、国保、生活保護制度等における財政負担が軽減されることによるメリットが大きいことから、住民情報の提供を含めた協力・連携の規模を大きくするべきである。	1国民年金納付記録について ①市町村が後認した検認台紙、規則検認による収納一覧表等、市町村から納付記録が報告され、それを社保事務所では、被保険者台帳にゴム印を使って消しこんでいた。その記録をさん孔紙テープにして業務Cに送付していた。このように過去の事務処理の流れが人の手を何度も介して行われていること自体、一定の事務処理誤りが生じる素地があった。 ②また、住所変更に伴う転出・転入者の納付記録のやりとりや数回に及ぶ特例納付、免除記録、前納記録における保険料額改定に伴う充当等制度・事務処理においてわかりにくい面もあった。 ※①、②とも社保事務所国年担当課係員として所属していた当時。 2厚生年金記録について ①制度的に事業主に課せられた部分で、被保険者の氏名については被保険者本人の事情等により本名を通称名に変えていたり、生年月日を若くしたりして届け出た事例があったのではないか。(具体的に覚えていないが、笑い話的に民間の人から聞いたという記憶がある)。件数的にどの程度あるのか、はわからないが、年金記録が正確に統合されない・出来ない・進まない面に影響があると考えられる。 ※①について。前期1と同時期	(質問3時点での対応策) 1国民年金納付記録について 事務処理を正確に行うことしかなかった。市町村職員との会議・研修等は定期的に行われていた。 2厚生年金記録について 事業所指導(算定基礎届提出時や総合調査等)で地道に取組むこと。 (現時点での反省点)) 1基礎年金番号導入時(平成9年1月)の対応について ・この機会にそれなりに取組まれたが、 ・株券電子化導入時のように広報関係を強化すべきではなかったか ・基礎年金番号、氏名、生年月日、年金記録・納付記録、標準報酬等まで、個人宛に周知し、本人申立により年金記録全般の修正を行うべきではなかったか。 ※年金記録問題として今取組んでいる対応策を当時、行っておけば全般的な影響度は少なかったのではないか。 2国民の皆様目線でのサービスが不足していたことは否めない。保険料を預かり、将来の給付に繋げていく業務の担当機関として、少なくとも年一回のねんきん定期便的な報告を行う等の取組みをすべきであった、と考える。
10031	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	定期便や特別便を定期的に出して地道にやっていくしかないと思います。	私が入ったのは平成8年ですが、そのときは業務課として配属されたのですが、まだ基礎年金番号制度がなく資格取得届も年金手帳がなくても新規に払い出している状態でした。その当時は、年金を請求するときに確認するから大丈夫との考えで行っていたように思います。また古い紙台帳があるのを知ったのは、実際に年金給付課にきてからで、オンライン化されていないものがあるのはなんとなく知っていたのですが、あまり深く考えたことはありませんでした。	安易に手帳番号を払い出しすぎたことが一番の問題だったと思います。ただ昔は紙台帳で管理していたので、今みたいに番号を特定することは難しいので、制度的に完全に管理することは難しかったと思われます。
10032	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員一丸となり本庁・事務所も同じ方向性で仕事をしていく。	紙台帳からオンラインへの変更時と基礎年金番号制度等の 制度改正時の準備不足の問題が大きい。	仕事への意識は今も昔もかわらない。 父を2歳で亡くして遺族厚生年金を母がうけていたので、職場への 恩義を感じ、思いは人一倍つよい これからも年金という商品を住民の皆様にわかりやすく説明し 信頼回復に努めたい。 紙台帳からオンラインへの変更時と基礎年金番号制度等の 制度改正時の職務怠慢。 あの時点で記録の整合等をしっかりしていれば、ある程度、 この混乱は避けれたと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10033	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		本人と思われる記録があるのは知っていましたが、年金請求の際の問いに対して本人が覚えてないと答えることが多かったので、どうすることも出来ない問題だと思っていました。 現在は年金に対する世間一般の認知度・関心が高まり、真剣に考えてくださることが多くなったため、今のように処理が出来ているのだと思います。	広報不足による年金に対しての世間の関心の低さ、制度内容の複雑さで今回のようなことが起こったと思います。基礎年金番号制度が出来てからは旧姓の登録漏れや重複払出が大幅に減少し、再確認する際にも大きく手間を省略できるようになっていると思います。 また、加入記録をこまめに確認できるようになる年金通帳には大いに期待しています。
10034	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点では記録調査に非常に時間がかかるため、オンライン化された紙データを検索しやすくするためのシステムの改善がさらに進むと良いと思います。	原因は多岐に及ぶと思いますが、多くは、紙で記録管理されていたデータをオンライン化する際に生じた漏れや間違い、またオンライン化後における入力誤り等の事務処理上のミスと認識しておりました。問題を知ったのは平成19年6月ごろの国会中継です。	お客様と応対する際には、できる限りお客様の不安を取り除けるよう丁寧に説明するよう心がけました。反省点としては、窓口の混雑・ねんきん特別便にかかる処理の遅れ等でお客様にご迷惑をおかけしたため、もっと早い時期に段階的に特別便のような取り組みができていれば良かったのではと思います。
10035	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	私が入所する前(平成21年2月)から、年金記録問題についてマスコミで何度も報道されていたので、なんとなくは理解しておりました。 報道では記録管理のずさんさのみがクローズアップされておりましたが、実際はそれに加え、国民の関心の低さも大きく影響していたように思います。 基本的には保険料を支払いだしてから、実際に支給を受けるまで、長い年月がかかりますので、身近なようでありながら無関心になりがちです。 また改正が何度も行われたことにより、制度の複雑化が進み、国民にとって理解が難しくなったことも無関心に拍車をかけたように思います。 国としても国民に関心を持ってもらうような効果的な働きかけがうまくできず、長年放置されていたことがこのような大きな問題につながったと思います。	年金問題が表面化したことで、多くの国民が年金に対して関心を持つようになりました。また国も年金を支給する段階まで国民を放置するのではなく、特別便や定期便などで現状の記録を確認してもらうような仕組みを作ることで、国民の問い合わせも格段に増えました。 年金業務に携わる一員として、国民からの問い合わせに丁寧に誠実に答えることで、年金に対する理解を深めていただけるよう心がけています。
10036	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	①今まで通り時間をかけて、一つ一つ対応していく。 ・正当なやり方。現時点で出来る最良の方法。 ・膨大な時間・費用の投入が必要で、調査が終了しても証拠が不十分で認められない記録が多く、国民の不満はなかなか収まらないのではないかという疑問。 ②未納・消えた年金等未納期間に関して理由は問わず、一律に未納期間を救済。 基礎年金部分の救済が望ましいが、厚生年金部分についても条件を設けて救済する。	・会社を経営している人にですら、社会保険の知識が浸透していないことが問題と認識。 ・問題の存在を知ったのは徴収課に在籍しているとき。(H14～15頃)	【対応】 ・滞納事業所の経営者や経理担当者に、社会保険の重要性を話すよう努めた。 【反省点】 ・社会保険の広報不足。会社を起業する人が法務局へ行くことを狙って、共同で説明会などを開催。
10037	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録については、様々なメディアや国会等で大きく取り上げられており、何かしら報道済みであるものがほとんどである。 (その報道の大小・頻度などは別であるが) 実務的な問題として、旧台帳保管記録や被保険者原票のマイクロフィルム化などがある。 当時の事業所適用状況(民間軍需工場であったり、本社・支社のある企業の適用方法であったり)や土地勘も必要となり、本来、厚生年金手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、「厚生年金の加入がない」旨の回答となってしまった例もある。 単純に記録が「あった・なかった」だけではなく、どのような調査をしているのかということも重要である。	システムとして現実的であるかどうかはさておき、ひとつの案として。 被保険者原票照会(厚年080)の際、事務所符号と原票(マイクロフィルム)保存庁の統一コードが合わないケースが数多く散見される。これらはほとんどが事務所の新設・統廃合によるものと思われる。 このため ・ねんきん特別便等に表記された事業所名と実際勤務した事業所名が異なるもの(多くは事業所記号の収録誤りなのだが・・・) ・事業所記号が収録されていない(いわゆるオール0)記録について原票の特定 ・原票照会の際、事務所符号と同一の事務所の統一コードのみを閲覧してしまう など、ワンストップでの対応が難しくなってしまう記録が多い。 そこで、被保険者記録照会回答票(資格画面)(厚年021-1)上に、該当記録の原票のカセット・プリップを表示できるようにしてみたらどうか。 「事務所符号-事業所記号-被保険者番号」の一行下に空白を置き、080上で原票が確認できる場合は「統一コード-カセット-プリップ」を表示する。(原票未確認の記録については、空白ないしはオール0とする)中間記録による複数の原票がある場合には、より最古のものを表示する。	いわゆる「宙に浮いた5000万件の記録」が問題になる以前では、年金裁定時の確認による水際作戦がもっとも有効であるという認識でしかなかった。(手書記録の存在はわかっていたが、具体的な数についてはマスコミで大きく取り上げられた時点まで知らなかった)	・年金裁定時の加入期間確認の徹底 ・氏名検索による本人への喚起(事業所所在地・職種などでの同姓同名記録の絞込み) いずれも水際作戦でしかなく、全被保険者への通知といった発想はまったくなかった。今考えれば「甘い」と言われてもしかたがないものである。
10038	地方庁	その他(社会保険事務所)	私の立場では、知られていない問題は存じ上げません。	過去のかたよった人事において、社会保険の職員でありながら、基本的な制度の理解できていないものがいるため処理がおくれている様に思われる。 人材育成が急務である。	年金制度に加入しているにもかかわらず、受給期間として計算されていないと認識しています。 報道にて知ることになりました。	丁寧に調査するようこころがけた。 あまりにも過去において、職員及び国民、事業所において年金制度に対し意識がなさすぎると思われる。これからは、国民すべてが年金制度を正しく理解し理解する場を多くつくり変えていかなければならないと思う
10039	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	紙台帳との突合が急務と思われる。予算と人員を投入して短期間で解決するしかない。	浮いた年金らしきものがあるとは認識していたが、あくまでも申請主義であったため、本人からのもうしでがないと、統合できなかった。	その当時は本人の記録と確定できないと統合すべきでないと厳しく言われていた。しかし、現在のような状況になることが、十分に予想できたわけでありますから、もう少し被保険者のためになるように業務を進めるべきであった。 申請主義を御旗に掲げ多少はお役所仕事といわれるような業務になっていたかもしれない。
10040	本庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は、記録の統合漏れという実務的な問題の他に、年金を支払う側(社会保険庁で働くすべての人間)に対する、年金を受け取る側(国民)の、不信感の存在という心理的な問題が大きく影響している問題だと認識しています。 そのことを強く意識するようになったのは、1年半前に年金特別便のオペレーターとして働き始めてからです。	現在の自分の職務を誠実に一生懸命行い、正確、迅速なサービスを行うことが、解決につながると思っています。
10041	本庁	その他(本庁)			本来支払うべき年金を支払うことができない問題。 平成18年の末頃、新聞報道等で知りました。	年金の新規裁定時や年金相談に来所された時には、必ず自身の記録を確認してもらいました。手番を払い出す際に本当に別の番号をもっていないか、しっかり確認をすべきだった。基礎年金番号を記入した時点で現在のような対応をとるべきであったと思います。
10042	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません	職員一人ひとりが職務を全うすること。 現場を重視し、現場の意見を反映すること。 特別便が始まった時も、最初、特別便の事務処理は業務センターで行うとされていましたが、処理しきれない分が、相当程度の時間を経て事務所におりてきました。業務センターが処理しきれなくなることは、早期の段階で簡単に予想できたにもかかわらず、そのようなことがおき、結局は現場の事務所が混乱しています。業務センターからの回送が遅れたことによる、処理の遅れの苦情はすべて事務所対応となっています。 また新たに年金受給者へ定期便を送る時期も決定されましたが、年金機構に移行する過渡期に送付するのは、ただでさえ混乱が予想される時期なので、よく検討してほしかったと思います。 新たな事業を始める前には、よく現場の声を聞いて現場の環境を整えてからにしてほしいです。 そうしないと、結局は目的の遂行に時間がかかると思います。	年金手帳を複数所有する人が相当程度いらっしゃるということは感じていましたが、そういう方々は、何かのきっかけで社会保険事務所に来所した際や、 最終的には年金請求の際に、よく調べて記録を確認すればいいものだと認識していました。	年金給付課で仕事をしていた時には、裁定請求書の審査時に、他に年金番号をお持ちではないか、よく確認をするようにしていました。また国民年金課で仕事をしていた時は20歳の付番時や、任意加入の手続きをするとき、職権適用の時など、ことあるごとに、他に年金番号をお持ちではないか、よく確認していました。現時点で見た場合、それらはあくまで自分や課としての仕事の仕方であったと思います。手帳の番号を複数お持ちの人がいらっしゃるということは皆が感じていたと思いますが、それは時間をかけてご本人が年金請求をされる時までに解決していけばいいものだと思っていて、全国的に問題意識を共有し、解決をはかっていこうとする動きがなかったことは反省点として挙げられると思います。
10043	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	ただ人数を増やすだけではダメだと思います。 制度に関する知識習得、台帳の見方、WMの使い方、すべて正確に覚えるのにはかなり時間がかかるし、経験が必要です。 新人を教えるのに時間をとられれば職員の仕事が遅れるし、中途半端な知識で作業をすると新たな年金問題が起こるだけで解決できないと思います。 一時的なものでなく、職員を育成していくことが大事だと思います。 職員の技術によって、記録が見つかる場合があり、担当者のレベルを上げることが大切だと思います。	以前は厚年記録に本人を確認できる情報(住所など)がなく、個人の記憶に頼っての確認作業でした。 氏名・生年月日が一致しても、手帳を持っているか、本人が事業所名を思い出さないと統合できず、そういう手番がたくさん残ってしまったんだと思います。 採用になった頃から統合できない記録があることは認識していましたが、どうにかならないのかなぁと思っていました。	窓口でお客様の話をよく聞き、いろんな方向から記録を探すように努力しました。 問題点としては ・厚生年金記録の台帳に住所の記載がなかったこと。 ・東京でのオンライン切り替えがメチャクチャだった。 ・カセット記録(今もたくさんあり困っている)がWMで検索できなかった。 ・WMに氏名が収録されていない記録がたくさんあり、氏名検索では探し出すことができなかった。 ・昔は窓口の職員が高齢で(OBなど)WMを使っての記録の検索が下手だった。 ・ねんきん特別便を送ったが、説明が悪く、余計に現場が混乱した。 なので上記のことを見直していけばいいと思います。
10044	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	未統合に関しては引き続き確認作業を行う。 自分のものではないという回答を得たものはオンライン上に記録を残す。 オンライン上に未収録・脱収録のものは確認の上、収録修正をしていく。	平成11年就職したときにいわゆる手番があること、平成14年ごろオンラインに収録されていない記録があることを認識した。	年金相談の際、読み間違えそうな名前を索引するなどできうる限り本人の年金記録の確認を行った。 反省点は本人の申出があって調べたり統合したりする、という消極的だった姿勢だと思う。
10045	地方庁	その他(社会保険事務所)		統合帳との突合をしっかり行う。	厚生年金の期間照会業務をすることになった当初から、マイクロとWMの記録の整合性がきっちりなっていない事に危機感を感じていた。WMで全ての手番が確認できるわけではなかったので、本人から勤務会社の申し出がなければそのままわからない手番記録が残ってしまうのは、本人の不利益になるので大変な問題だと認識していた。	当時時間がある時は、マイクロとWMの記録で収録誤りがあるとわかったときは補正を行い、WMに収録されていない手番は収録するようにしていたが、日々の業務に追われあまりできなかった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10046	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません	現時点における、記録問題解決に向けた方策については、本年3月31日開催された、「年金記録問題に関する関係閣僚会議」に取りまとめた「年金記録問題に関するこれまでの取組と今後の道筋」を踏まえ、着々とこの取り組みを進めることが最も有効であると考えます。 特に、紙台帳とコンピュータ記録との突合せにおいては、全職員が一丸となって、懇切かつ丁寧に対応にあたることが肝要であると考えます。 今後については、「ねんきん定期便」により、期間、納付記録及び標準報酬を確認いただくことで、ある程度は解決できるものと思います。 また、年金教育について、現在実施している中学、高校及び大学における年金セミナーに加えて、義務教育の授業の中に組み込み、早い段階で年金制度の理解を深めることも重要な方策と考えます。	年金業務に携わる中で、オンライン記録は完全なものではないが、旧台帳、名簿及びマイクロフィルム等の記録を一つ一つ丁寧に確認することで、ほぼ完全に記録整備されているものと思っておりました。 私自身は、平成5年7月以降年金業務の担当から離れていたため、平成19年5月頃の、テレビ報道からこの問題の大きさを知りました。 組織の中の人間ではありますが、その後の、「氏名等の収録されていない記録」や「生年月日のマルメ入力等」年金記録管理のずさんさには、驚きと同時に国民の皆様への深謝の念で一杯でした。	<対応> 19年9月からは事務局年金課長として、先ず特別便の送付前に、相談の予約制の周知を図ること。 また、円滑な相談対応のための対応策等の意見を全職員に依頼し、集約した意見等を検討のうえ実施しました。 県、市町村はもとより、福祉、高齢、経済及び労働団体の関係団体等に自ら出向いて特別便等に関する協力を求め実施の円滑化を図った。 職員研修等の機会を増やし、職員個々の知識習得及び意識の共有を図った。 <反省点> 早い段階において、基礎年金番号を導入し、制度の周知、広報の充実、徹底を実施していれば、ここまで大きな問題にはならなかったと思います。
10047	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	オンライン記録の整備を早期に実施のうえ本人照会	特になし マスコミ等の報道後	 厚生年金の記録に住所もせめて取得時だけでも収録 国民年金の一般台帳のマイクロ化
10048	地方庁	社会保険事務所課長級以上		通常業務をこなし、特別便・定期便対応(電話・窓口・資格照会)行っている。しかし、一人ひとりの処理能力にも限界がある。本当に年金記録問題を解決するためには、お客様に信頼されるためには、親切・迅速・正確に対応できる体制作りが必要不可欠です。職員の更なる意識向上はもちろんのこと、充分な職員数確保などの方策が必要です。	基礎年金番号導入前は、一人で複数の手帳番号を持っている被保険者も多かった。また、届書義務者は、事業主であり、年金手帳・氏名・生年月日のチェック機能がなかった。基礎年金番号導入時に被保険者に対して基礎番以外に手番を持っていないか、照会(回答)対応したが、多くの方が未届になっていた。基礎年金番号導入に徹底した広報と本人からの届出勧奨の徹底がされていれば、現在の年金問題にならなかったと思う。	事業所担当者、被保険者に対して、電話、窓口対応の際に基礎年金番号等についてできるだけ説明努力をした、現時点でみた場合に、行政からの事業主・被保険者に対する広報宣伝不足、行政に働く者の問題意識の共有不足、業務に見合った予算、人員の確保ができてなかった等が反省点として挙げられると思います。
10049	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	なし	以前は、法人事業所の社会保険加入について、事業開始後軌道に乗ってから加入するのが常識だったようだが、現在は法人事業所は強制加入と変わってきている。 現在は年金記録加入記録について、未加入となっているのがおかしいといわれているが、当時の加入基準と現在の加入基準は変化しているため、年金加入記録が消えたと思われている方々へ、当時の加入基準はこのような基準でしたと、説明したほうが理解していただけるのではないかと思います。 年金加入記録照会の調査作業する中で、加入者は入社した日が加入日だと頭にあるため現場で理解していただくのが難しい状況です。 反対に、社会保険料を滞納していた事業所の役員については、年金支給額を減額しなければならないのではないかと思う。	私は、お客様の加入記録について納得がいかないところについて確認し、事実はどうなのか充分調査し、そのマイクロフィルムの画像等で、お客様に納得いただけるよう心がけ説明しています。 厚生年金保険制度は昭和17年から今日に至るまで、さまざまな法改正を行い進化しているので、現在を基準とするには無理があるので、厚生年金保険の歴史を広く広報していくことも必要ではないかと思う。
10050	地方庁	社会保険事務所課長級以上			転勤で年金相談コーナーに配属された平成13年1月から、未統合の記録がある人がかなりいることは実感していましたが、具体的件数を知ったのは報道されてからです。基礎年金番号が始まった際に他の番号の回答があまり出てなかったのかと思っていました。	年金得別便の対応で、窓口で来訪者の応対にたびたび出ていました。 短期間に大量の通知を送ったため来訪者の待ち時間が長くなってしまった。
10051	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	厚生年金も国民年金も紙台帳との突合を完了させることが第一と思います。	認識したのは平成18、19年度です。 ただ採用当時から、厚生年金については、手番が勤務するたびに払出される人も多く、受給の手続きの際に確認するとはいえ、転職が多い人にはどうかと思っていました。	基礎年金番号となり、住所の登録がされてからある程度は解消されてきたとはいえ、それまでの行政や企業および国民の関心もうすく、問題が先送りされてきたことに原因があるのではないのでしょうか。特に平成9年1月の基礎年金番号通知書を送付した際、社会保険庁へ返信するはがきがありましたが、有効な活用がされませんでした。 当時適用課に在籍しており、資格取得処理時や窓口相談において、手番統合処理をできるだけしていましたが、電話相談では、返信はがきに番号を記入する欄がないが、また照会を送付するのは二度手間ではないかとの苦情を多く受けた記憶があります。 また、現在社会保険業務センターにおいて、ねんきん特別便の回答を発送していますが、第三者委員会への国民年金の未加入期間の申立が増加しています。平成19年の記録問題のときもそうですが、年金制度についての説明がくわしくされないなかで、消えた年金とかひとくくりにされ、よけいな誤解がされているように思います。せっかく関心が高まったときに、マスコミ等にもっとわかりやすく年金制度についての説明をする必要があったと思います。(第三号や国民年金の開始など)また被保険者記録を通知する前に本当は名簿等とオンライン記録の突合をする方を先にしておくべきであったと思います。何回も照会が届くことにより、さらに不信感が高まっている
10052	本庁	その他(本庁)		時間と人手(お金)をかけ解決していくしかないと考えます	手帳を複数交付されていたとしても年金裁定時にいっしょにすれば問題ないと考えていました。基礎年金番号になった今思えば、早くに一人に一つのものとなっていれば会社を変わるたびに新しい手帳を交付するというようなこともなかったと思います。問題を知ったのは平成19年頃だ	窓口や電話対応などを親身になって行い不安や不満の解消に向け努めようと考えていました。 職員また国民全体の意識が制度当初から年金がとても重要なものと位置づけられていればよかったのではないかと思います。
10053	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	根気強く、1件ずつ対応していくしかない。	行政側の雑な処理もあった。また、個人個人の年金への関心の薄さからのもれによるものも多い。	年金制度の悪いイメージが、多くマスコミ等で報じられる。 国民はマスコミ等に影響しやすいので、もっと義務的なことやきちんとした制度のことを報じ、広報し、意識を変えていかないといけない。 もちろん、職員も今後、信用回復と、記録問題を発生させないよう、ますます気を引き締めなければいけない。
10054	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	本庁において、現時点で考えられることは、すべてやっていただいていると思うので、事務所においてはそれを着実に実行していくことが重要であると思う。	オンライン化される昭和61年頃までは、紙台帳を本庁へ進達していたことを覚えていますが、当然、それが本庁のコンピューターに各人の年金記録として、蓄積、保管されているものと思っていました。 年金記録問題を知ったのは、平成19年6月頃に新聞等で報道されるようになってからです。	年金記録問題が発生するまでは、年金記録管理の重要性についての認識が、職場全体として希薄だったのではないかと思います。 年金を扱うものとして、年金記録の管理は最も重要なことであり、間違いがあってはならない。国民の皆様の信頼を回復するためにも、迅速な対応を心がけている。
10055	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	ありません	一人で複数の番号を持ち、統合されていない記録があることは、十数年ぐらい前より知っていたが、件数がそんなに多いとは思っていなかった。	ご本人が会社名や会社所在地を思い出せない場合、特定することができず、どうしようもなかった。会社に入る時には、必ず同じ年金番号(基礎年金番号)で加入するように徹底することが重要で、このことについての広報、PRが今でも不足していると思います。
10056	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	特にありません	加入していた年金が給付に結びつかない事は、重大な誤りだと思います。適用課で資格照会を担当していた時、常に感じていました。	個人的には、自分の仕事を一生懸命にやるしかなかったです。今のように全員にお知らせすることは、お金もかかり、思いもよりませんでした。制度の加入者も運営する側も、将来の年金受給まで、考えが及ばず、さほど重要視せず、他人任せだったと思います。
10057	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10058	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	1件づつ真摯に対応していくことが重要であると考える。	記録漏れに関しては、社保側のミスもあると認識しているが、お客様の記憶が曖昧なために、統合等の処理ができないケースもあるのではないか。 平成18年	社会保険庁の担ってきた使命は、新たな日本年金機構に移行した後もわが国の社会保障制度の一翼としてあり続け、国民が大きな期待を寄せ続けるものであることはもとより、私にとっても誇りであり続けるものと信じます。
10059	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		将来、再びこのような問題が起こらないように時間をかけてでも、根本的な対応をとったほうがよい、と考える。	量的にも影響的にも解決するのは大変な問題だと思った。解決するためには、じっくり対応しなければならない、とも思った。	将来に問題が起こらないような対応を行おうとした。 また、過去の行政サイドの処理方法に不備があったこと、国民の年金に対する認識が低かったこと(一国民に対しての周知の方法の問題があった)が、今、思いつく反省点として考えられる。
10060	本庁	その他(本庁)	特にありません	今まで以上に人員の増加が必要と思います。	2007年5月の新聞報道で知りました。それまでは、そういう問題の存在自体知りませんでした。	記録問題発生直後は窓口に多くのお客様が来所され、そのひとりひとりに対し確実に丁寧に対応することだけで精一杯でした。 この問題がどの時点で、どのくらいの職員が認知されていたか私はわかりませんが本庁のほうで認識した時点では遅くとも対応すべきではなかったかと思います。
10061	地方庁	その他(社会保険事務局)		この問題を解決するのは、非常に難しく被保険者からの申出により、記録を調査・確認する方法しかないと思います。 調査段階で社会保険事務所の台帳に記載があれば問題ありませんが、偽名」で社会保険に加入・本人は社会保険料を給与天引きされていたがケースなど、問題点は多々あります。 最終的には本人の申出(記録回答書)を地道に調査し、解決するしかないと思います。	・機械で管理されている記録に氏名・生年月日・事業所名が表示されていないことは認識していました。 ・機械にも管理されていない記録があったことは、年金記録問題が惹起して初めて知りました。	・現時点では、ひとつの手法として、資格取得時に住民票を添付させ、被保険者台帳に住民票の住所を記載してことが必要だったと思います。上記に記載しましたが、保険証の交付を優先するあまり、年金への対応が疎かになってしまったことが大きな反省点です。
10062	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	得策はないと思います。	統合されていない番号があるのはわかっていましたが、5,000万件あるとは思いませんでした。	個人で対応できるレベルの話ではないと思います。
10063	地方庁	社会保険事務所課長級以上	過去、期間照会等で未統合の記録や力セット記録の存在は、承知していたが、これほど膨大な数があるとは想像もしていなかった。 庁の公表や新聞報道で知る以外のことはわかりません。	期間確認を本人にするとき会社名を知らせたりすることは他人の記録を統合することにもつながりかねないと思います。 特に、死亡者への通知は遺族も本人の職歴を覚えておらず混乱を招くと思います。	(6)で記載したとおりの認識で当時はあまり大きな問題として捉えていなかったのが現状です。1日も早く正しい年金を受給していただくためにも早期の解決が必要であると考えます。	コンピュータもなく年金に対して関心も薄かった当時に勤務する先々で年金手帳を取得し1人で10枚以上の手番を持ってる人も珍しくなかった時代背景で行政だけが責められるのはどうかと思います。 ちなみに、会社が変わっても同じ年金証を使わないと罰金に処されると年金証の裏面に記入が

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10064	地方庁	その他(社会保険事務所)		未収録の記録面の整備(旧台帳との突合わせ)等1件1件調査し、 本人確認をする。 また、調査確認にあたり、記録が機械管理となった当時の状況等を全職員に周知させる。	発足時から手管理にて行ってきた記録の管理により、同一人に対して手番を何度も払出してあるケースもあるため、基礎年金番号といった一人一番号となる状況ではなかったことによる問題。	特別便等により接客をするときひとつでも記録が判明するよう状況を細かく聞き調査しました。 今回の問題のほとんどが基礎年金番号が導入される前の記録について起こっているため、過去からの記録管理の方法が反省点となると思います。 また、社会保険側からのアクションがなかったのではないかということも挙げられると思います。 届出の段階で相手方から他に番号がないかの聞き取りをする必要もあったと思います。
10065	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	今のまま進めていくしかないと思います。	記録問題とは違うかもしれませんが、複数の記号番号が払い出されている人がいたので最後に一つになるのだろうか、とは思いました。 問題化してからです。	特にありません。 可能な限り、その都度のチェックを怠ったことだと思います。
10066	地方庁	社会保険事務所課長級以上	分かりません	・紙台帳とコンピューター記録の突合により、埋もれている記録の掘り起こしを急ぐ	年金記録問題は限られた極一部の問題と思っていた 平成18年夏頃に認識しはじめたが、掘り起こしが必要な記録が大量にあるという認識はなかった	相談にあたっては、本人の記憶を引き出せるよう丁寧に聞き取りを行っている 年金加入記録を単年度毎に本人へ通知し確認していただくことが必要
10067	地方庁	その他(社会保険事務所)	期間が判明したことで年金が減る場合。	紙台帳との突合を早期に行い、WM上の記録を完全に修復する。	解決するには大変時間がかかる問題だと認識していました。記録もれについては、基礎年金番号導入時から年金裁定請求時や、過去記録調査等で順次解決していくと認識しておりましたが、紙台帳がWMに正確に反映されていないため、記録をみつけにくいなどの問題の存在を知ったのは、記録問題が注目されて照会業務に若干たずさわるようになってからなので3年前くらいで	できるだけ早く照会申出に回答しようと努力しましたが、膨大な照会件数があり、ひとつひとつ確認していく一方で、通常業務もあり、なかなかスムーズに進まなかったのが反省点です。
10068	地方庁	社会保険事務所課長級以上	潜在的に国民年金第3号被保険者資格届(特例も含む)が必要な方に対して、表面上、現在も正常な納付済み期間として、特別便、定期便が発送されてしまっている。 (例えば2号被保険者の被用者年金期間が空いている場合など、配偶者記録を読みにいっていない)	システムで配偶者記録との相関誤りのある方々を抽出し、お知らせや、届出の勧奨をするべきだと思います。	膨大な人数の記録をしかも最低でも40年間保持しなければならない訳で、間違う訳がないではなく、スタンスとしておかしいのかもしれないですけど、間違う可能性は全否定はできない。というスタンスで行えば良かったのではないかと思います。(リスクマネージメント的な意味で) 紙台帳を廃棄することも無かったでしょうし、お客様対応も違っていたのではないのかと思います。	実際、今日現在も、事務処理を日々行っているわけですが、例えば、厚生年金の算定や月変、国民年金の月々の納付記録、同じように更新がかかっています。 ここ数年、組織全体的に、過去の清算にウエートをかけているように感じますが、もちろんそれも大事なのですが、今後の日々の通常業務を正しく丁寧に積み上げていく土台が強くないような気がします。もう少しゆっくり、じっくりと取り組みたいと日々感じています。 その為のマンパワーの使い方、職員のモチベーションの維持、難しいですね。 過去の反省点イコール現在の反省点のような気がする部分があります。
10069	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10070	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題は、過去の記録の問題ではなく今現在も続いています。それは、年金に関する意識が低い若年層が学生時代から年金に加入していることや、生涯ひとつの年金番号を使うことも知らずにいることから生まれています。昨今の経済不況で靴や住所も転々と変え、そのたびに新しい年金番号をとっている人が大勢います。就職のために生年月日を偽る人もいます。定期便を受け取れない人や受け取っても目も通さずにいる人たちが将来年金受給世代になったときに不安を抱えるようになるのではと思われます。 現時点でのシステムでは、こうした問題はなくならないと思われます。	全国の紙台帳記録をすべて正確にコンピュータ記録に写し取り、WM上で検索できるシステムを早急に作り上げることだと思います。その際の作業には必ず知識のある職員がチェックする体制が必要で人手がかかることだと考えます。 国民総背番号制などを導入できれば、年金記録が消えることもなくなると思われます。 また、住民票のように簡単に記録を閲覧できる装置を公共施設等に配置するなどしたら、今のように郵便で送るよりも無駄がなく、必要な人が必要なとき簡単に利用できるのでサービス向上になると思われます。	申請主義には限界があり、コンピュータ導入の際の杜撰な記録の写し方(入力ミスや漢字の読み間違い等がチェックされていない)にも問題があることは入庁した当初から感じていました。年金記録問題は、制度ができたときから想定できた問題だと思いますが、その時々に整備するのを怠り棚上げにしてきたために大きな問題になったと思います。	制度やシステムの不備とは別に職員個人で対応できることは年金番号疑重複調査や記録照会に誠実に対応することだったと思います。 記録照会について、以前は本人の記録と思われるものでもそれを伝えることができなかったものも多く、残念に思いました。 もっと早くに記録問題を問題として取り上げるよう組織に訴えていたら、これほど大きな問題にならないうちに対処できたと考えます。
10071	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		年金は請求主義で、請求が起こされてから本人申し立てに元づき職歴を確認し、空いている期間があれば調査をかけ埋める。あくまでも請求者本人の責任である。と職場に入って教えられてきた。それが、突然記録の抜けは行政の責任とされ、あれよあれよという間にすべてが職員のせいにされてしまった。基礎年金番号が導入される前には、会社を変わる度に新しく年金番号を取得したり、氏名や生年月日を意識的に変えて加入していた事例もあり、本人が忘れてしまえば絶対に判明しない記録となってしまいます。由に浮いた年金記録すべてが職員のせいにされ、正直途惑っています。戸惑いが大きく問題と認識する事がまだできていません。	まだ問題認識ができていないので反省点を挙げる事は今の時点ではできませんが、バッシングだけで今の状態になったのでないとすれば、反省すべき点はあるかと思われます。
10072	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特に思いつかない。	記録管理能力の欠如。 制度そのものの不備。 年金制度の周知徹底不足。 いつ頃からかは覚えていない。	年金相談の時など、本人から職歴をできるだけ聞きだそうと努力はしていた。 反省点は、年金記録に対する管理の杜撰さ。年金制度の周知徹底不足。
10073	本庁	本庁部長級以上	これまで指摘されていない問題は、現時点では承知していない。	○基礎年金番号に未統合の記録については、ねんきん特別便を軸に解明・統合を進めてきたが、未回答者等へのフォローアップ、地方自治体の協力を得ての取組み等、引き続き解明・統合に努力する。また、再裁定等について迅速な処理に努める。 ○年金記録の正確性の問題については、電子画像データ検索システムを活用して紙台帳とオンライン記録の突合せを効率的に実施する。また、遡及訂正問題に関して、ねんきん定期便や受給者お知らせ便の活用等により被害者の権利回復に努める。 ○今後同様の問題が発生することをできるだけ避けるため、ねんきん定期便やインターネットによる年金記録の確認等、被保険者のご協力もいただきながら、記録の正確性を期す。 ○いずれにしても、年金記録回復委員会のご議論を踏まえ、的確に対応する。	(過去の在籍時-S59～61、H12～16) ○現在指摘されるような年金記録問題があるとの認識はなかった。 ○平成9年に基礎年金番号が導入され、その段階で複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出ていただき基礎年金番号との統合を行ったが、 私の在籍当時も相当数の過去の記録が未統合のままとなっていることから、複数の番号を有すると思われる者に対し、社会保険業務センターを中心に計画的に照会を行っていた。また、基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消も課題であった。 ○遡及しての記録の訂正については、問題事例があったことは聞いていたが、個別の問題事例としての対処が既に行われていたとの認識であった。 (直近の在籍時-H20～) ○既に一連の年金記録問題が明らかになっており、対策が進められていた。	(過去の在籍時-H12～16の対応) ○現在指摘されている一連の年金記録問題についての認識を当時持っていなかったことについては、今から考えれば反省しているし、年金については受給資格を得て裁定を受けるときに記録をきちんとすればよいとの感覚を私自身も有していた。 ただ、裁定の時を待つことなく記録を確認することができるようにすることが必要との意識は当時もあって、58歳時の加入記録のお知らせやいわゆるポイント制の準備に着手することとしていた。 (この問題についての反省点) ○年金記録問題は様々な側面があり、それぞれ反省点はあるが、現時点で考えると、主な反省点として次のようなものがあげられると思う。 ・保険者である社会保険庁の言うことは正しいとの意識が強く、お客様である被保険者、受給者の目線に立った業務ができていなかったこと ・年金記録の管理、給付は、社会保険業務センターの問題であるとして、社会保険庁全体の課題であるとの認識に乏しかったこと ・制度の建前と現場の運用のギャップについての意識が希薄であったこと ・地方事務官時代からの伝統でローカルルールも残っている中で、それを統一してガバナンスを効かせていく努力が不十分であったこと
10074	地方庁	その他(社会保険事務所)		今現在各所で行われているように1件1件の記録についてあたっていくということが、地道ではあるけれども確実なものであると思います。	年金問題については育児休業中に報道により知ることとなりましたが、その時には中に浮いた記録としてしか認識しておらず、現在お客さまの立場でいう「モレ」としては考えていませんでした。報道の内容に、基番導入時に他手番の有無の確認をお願いしていたことがほとんどなかったことに釈然としなかったことを覚えています。	基本的なことではありますが、お客さまから見たときにどうとらえるか。そのように考えることを意識するようにしました。電話や窓口において、お客様との対話の中で小さなこともお聞きするように心掛け、少しでも記録判明につながるようにしました。記録問題については、基番導入という年金制度の変革時においてのお客さまへの周知と、他手番の有無の確認についての徹底がなされていなかったことが反省点としてあると思います。
10075	地方庁	その他(本庁)	特になし	一件、一件地道に調査・確認していくことしかないと思います。	未統合記録件数の発表があったころに知り、年金の支払の根幹をなすものであるため最重要課題と考えました。	正確な業務遂行をするよう心がけました。 業務を行ううえでの確認作業がおろそかだったと考えます。
10076	地方庁	社会保険事務所課長級以上			国会の場において追求を受け、マスコミ等で大きく取り上げられるまでは年金記録問題としての認識はなかった。	年金請求時に職歴を申し立てていただき、統合されていない手番等があれば統合すれば良いとのスタンスで仕事をしていたので、大きな問題として取り沙汰される以前は特に問題意識を持っていなかった。今思うに、基礎年金番号導入時に現在のような徹底した取り組みがあれば良かったのではとは思うが、当時取り組んでいたとしても逆に国民の関心が薄く、反省も少なかったのでは。何を言っても結果論に過ぎないが、いずれにしても我々行政側の対応の甘さがあったこと
10077	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	特にありません。	厚生年金の被保険者であった方々のの過去の膨大な記録が整備されないまま放置状態であったことが、今回の年金録問題になったと考えます。 私自身としては今回、年金記録が存在することを知りました。	対応については、一刻も早く、年金受給者及び被保険者の方々へのお詫びと年金受給に結びつかないいわゆる未統合となっている年金記録のデータを基に記録整備を行い、正当な支給に努めなければいけないと考えました。しかし、社会保険事務所においてデータ等はもちあわせていないことから、結果として、社会保険庁からのデータに基づき記録問題の解決に向け対応しているところです。上記(8)で記載しましたが、記録整備の契機はあったはずです(基礎年金番号制度の導入時)このような大きな問題を封印せず解決に向け早めの対処を行なわなかったことに
10078	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	・法務省の会社の登記簿または雇用保険の事業所台帳と社会保険庁の事業所台帳の照合を行い、事業所情報を拡充して記録調査の効率化を図る。	・年金裁定時に請求者の申出により請求者の記録は集約されているものと認識しており、多くの未統合記録があるとは思っていませんでした。 ・約5000万件の記録未統合が公表されたときです。	・所属部署の業務として記録整備の対応をより効率的に行うように処理手順の整理を行うことで対応しようと思いました。 ・反省点としては基礎年金の施行(S61)から基礎年金番号の導入(H9)まで時間がかかりすぎた点がひとつあるとおもれます。また、年金加入から年金裁定までの40(45)年間で記録を確認する機会が裁定時の1回のみであった点もよくなかったと思います。
10079	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません	いま行っておりますように専門的な知識を持つ職員を増員し、一つ一つの記録を確認していくしかないと思っております。	平成13年に入庁したくさんの記録をみておりましたが、名前の入っていない記録があったときにこれは問題なのではないかとうすうすですが感じられました。その後マスコミで報じられたときにははっきりと気がつきました。	お客様の年金相談対応時に氏名索引をしても出てこない記録やおそらく記録はないだろうと思われる方でもありませんではなく、期間照会の方法をご案内し、ひとつでも記録を本人のものとしたいと考えています。現時点での反省としては、今言っても仕方のないことですが時代の移り変わりとともに手書きから他の記録媒体へ変更となったときにフリガナなどのチェックを行っていれば、ここまで大変なことはなかったのかなと思います。今後は国民の皆様の視点で大切に保管がされていくように私たちがいっそう努力して参りたいと存じます。
10080	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		未統合記録は、一定期間公示するなりして本人からの申し出を待つしかないのではないかと考えます。 本人が自身の事情で偽名等で会社に勤めた場合、事業所から誤った届出書類の提出、社会保険事務所での紙台帳への記載誤り等の要素があり、本人への照会等も倹ならない記録は、かなり難しい作業となると考える。	年金額の基本計算の根幹となることなので、年金受給者、年金請求者、被保険者(将来の受給者)の年金額が減少するなどの不利益が生じる事となること。	○記録を直接取り扱う部署では無いため、対応の取りようはなかった。 ○基礎年金番号導入時に、過去の記録の統合を積極的に進めておけば良かったのではないかと考えるが、その当時、そのための経費が認められたかは疑問である。(費用対効果の無い予算は認められていないと聞いている。また、基礎年金番号通知に併せて、当該者に過去の記録の照会を行ったように聞いているし、被保険者からの回答状況はそれほど高い率ではなかったようにも聞いている。その当時、年金記録に対する被保険者の認識は低かった。) しかし、保険者として、被保険者の記録の管理を確実に行い、保険者としての責務を果たすことを職員が常に意識して事務処理にあたること。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10081	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題と言ってもいくつかの問題がありますが、やはり一番大きな問題は未統合年金記録、いわゆる宙に浮いた年金記録と思われます。 解決するためには、①同一人に2つ以上の年金番号の払出をしない。②被保険者への情報提供と納得性の確保③発生した宙に浮いた年金記録への早期対処が必要と考えます。 そのためには①一生、一人、一年金番号の徹底をすること。これには事業所、年金事務所、市区町村役場そして被保険者の理解と協力、連携がなければ不可能です。徹底した広報を行い、年金手帳の完全確認を徹底し、年金手帳の提示がなければ保険証を交付しないとか、将来的には年金ICカードに変更し、コンビニでの住民票の交付ができたる（住所の把握に活用できる）等付加価値をつて、もっと年金手帳（カード）の重要性・必要性・便利性・存在感をあげるべきと思います。 そして②ねんきん定期便の継続と③宙に浮いた年金記録が発生した場合には、ただちにその当該者に調査をできるシステムの開発が必要と思います。	職員の仕事に対する楽観的な姿勢とおごり、制度の不備、時代背景等様々な要因が絡みあったことが、この問題を生み出したと思います。私が衝撃を受けたのは平成18年の国民年金の不正免除の発覚でした。おりしも国民年金課長として納付率アップに四苦八苦していた時にこんなことができるのかと、驚きと衝撃で信じられませんでした。	記録問題に限らず、やはり常にコンプライアンスの強い意識を持って、仕事に取り組む。また、ミスや間違いがあれば自然に指摘し合う、疑問点があれば課内で解き合う等、風通しの良い職場の雰囲気をつくりをしてきました。
10082	地方庁	その他（社会保険事務所）	ございません。	年金記録問題の解決に向けての方策としては、これまでの社会保険庁の体制的欠陥により生じた問題と思われますので、日本年金機構側の体制としては、OBの方々にも積極的に参加してもらい、蓄積された見識などをフル活用しつつ、高度なシステム開発との両輪で記録問題を解決していく方針が必要かと思います。これだけご迷惑をおかけしているような状況ではございますが、国民の皆様にも積極的にご協力頂き、全員参加により問題解決していく方向しかないと思います。	この問題を平成19年5月以降に初めて認識したとき、私は、既に年金受給されているお客様や、現在、保険料をご納付頂いているお客様のことを考えると、社会保険行政を司る行政組織として、あるまじき問題だと認識したのを覚えています。	年金記録問題が発覚し、お客様が集中してご来所されたときに、まずは、このようなご心配をおかけしたことをお詫びし、資格記録照会などをご提出されるお客様には、少しでも手掛りになる情報を盛り込めるよう努めました。現時点でみた場合、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降、もしくはそれ以前に、もしかしたら判明していた問題としたら、もっと早期に、お客様に告知して、このような問題が発生していることを周知すべきであったと思います。
10083	地方庁	その他（社会保険事務局）	私が今、携わっております国民年金のデータ（例えば、保険料納付書の発行履歴画面や、事跡画面（いつどういったやりとりが被保険者と行われたか）保険料免除却下関連等、数多くのデータが、ページいっぱいになると機械画面上は消去されてしまいます。 次に、国民年金第3号被保険者の届出についてですが、適用事業所での書類作成時に今まで持っていた基礎年金番号を記入する欄があります。番号の未記入が数多くあり、氏名・生年月日・住所・配偶者の確認してから処理をしていますが、婚姻し名前や住所が変わってしまうと基礎年金番号を調べることができず、会社や本人に、確認しても今まで年金手帳をもらったことはないと回答があれば、新規で作成している現状があります。これにより1人が2つの基礎年金番号を所有する現状は改善されません。これは、厚生年金保険新規加入者（2号被保険者）にも同	現時点において、組織上として、また現場として「法令・通知通達等」を遵守すべきを当然と考えます。しかしながら、平成21年10月16日に渡邉芳樹長官からの職員向けのメール文中に「適用・徴収業務は社会保険の基幹業務であります。・・・このところ、・・・今後新たな年金記録問題を発生させないためにも、体制の大幅な強化が必要であると考えました。」とございます。近い将来、「この新たな年金記録問題の発生」が危惧されるとうであります。ある程度、法的根拠を基とした説明を対策とさせていただいてもよろしいのではと思います。 《再裁定について》 記録・裁定・諸変更の幅広い知識を持つ者を重点的に配置し、処理を行える絶対的人数の増加が必要。 しかし、そのような人材は数多くはいないため、そこまで広い知識を持たない者でも処理が可能となるような、業務を細分化したマニュアルを作成し、効率化を図る。 ただし、業務を細分化することにより、担当業務が単調な作業となり、広い知識を獲得する機会が奪われることになるため、人材育成の面から見ると、今の混乱期を乗り切る為の短期的な対応策としたほうがよいと考える。	宙に浮いてしまった個人の記録は、年金受給の際に統合すれば何も問題はないと思ってしまった面がありました。未統合記録5000万件まで放置していた積み重ねを知ったのは、恥ずかしながら、一連の報道等でした。現在のシステムでは、基礎年金番号と生年月日との整合性が相違した場合入力ができません。現在、入力のほとんどが、基礎年金番号と生年月日が一致であれば、すんなり処理されてしまいます。現在20歳到達で国民年金加入者は連番で基礎年金番号設定がされているので、末尾数字を1違ってしまっても、同じ誕生日の別人記録でも入力されてしまいます。入力時の整合性の項目を増やすことや、事故防止に繋がる措置を考えながら、正確性を追求することが大事だと思っています。 記録問題を認識したのは、業務第1課支払調整係在籍時。 再裁定の業務を行いながら、記録管理のズサンさ、裁定時の記録確認の甘さを感じる。	対応としては、窓口でお客様からご提出いただいたねんきん特別便や記録照会申出書について、なるべく詳しく当時のお話をうかがって、お客様を不安にさせない窓口対応と電話対応を念頭に置いてきました。きびしいご意見にも時間をかけて対応を図ってきました。 反省点は、国民年金と厚生年金を別に管理してきたこと。共済年金等のデータについては、現在も別管理となっています。国民年金データは、市区町村の住民基本台帳に基づいているため、正確なデータですが、厚生年金加入者は、事業所からの提出のため、漢字や生年月日等のご記入もあり、正確性に欠けていたと考えられます。また、入力後のリストも現在のように二重チェック体制でなかったことも挙げられます。前述のとおり、簡単に新規年金番号を払い出してしまったことも原因です。 反省点としては年金番号が複数あったことが問題なので、今現在基礎年金番号で管理されている年金制度としては、このまま加入漏れがないよう市役所と事業所との連携をとらなければならないと思っています。 挽浜厚生労働大臣時に始めた年金特別便は、かつての自分の職歴を思い出し基礎年金番号に統合できたおかげで、正規の年金受給につながったと思います。既に亡くなられている方もいる為最後まで統合するにはいたらないですが、今更どうすることもできないので、今後重複しないように被保険者も基礎年金番号の管理を徹底するべきだと思います。 年金制度について被保険者の知識、国からの周知が足りないがためにできたこの問題を今後どうするか検討しなければならないと思います。年金制度に興味がないとかそんな問題ではなく、義務教育での徹底的な年金指導が必要だと考えます。
10084	地方庁	その他（社会保険事務所）			あまり重要視していませんでした。 年金請求の際に記録の確認等をしていたので、ご本人も了承していたと解釈しています。 私は平成13年度採用ですが長く庶務課に属していた為、世に年金問題がとりただされてから知りました。	
10085	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。			じっくり問題点を考えて処理をしているような余裕は無く、日々増加し続ける処理量を、こなしていくだけで精一杯でした。 一人一人の老後を支える大事な記録であるという意識が無く、記録の大切さを理解していなかったと思う。 また、全国民を把握しなければならないような制度の割には、システム的にも開発に対する対応が遅かったと思う。
10086	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	まずは、職員の意識の問題。今後、絶対おこしてはならない。 特別便、定期便の回答について、もっと早くから、もっと多くの人員を投入すべきであったと思います。	あってはならないこと。 一人が起こしたことが、社会保険庁全体の責任となっている。 この問題を知ったのは、新聞報道で知りました。	お客様の立場に立って相談に対応するといったことです。 一番の問題点は、記録管理の杜撰さ。機械化に移行するときに、きちんとしていればなかったのではないか。
10087	本庁	その他（本庁）	特に知りません。	まず、現場の職員は1つ1つ記録訂正を適正に進めていくことと思います。 また、迅速におこなわなければいけないため、現場とは別に記録問題を解決するためのシステムの構築・改善も必要と思います。	記録問題を知ったのはマスコミ等でこの問題を取り上げられるようになってからです。記録問題については組織全体が一丸となって取り組まなければならない責任のある問題と認識しています。	まずは国民の方々からの照会には責任をもって説明し、年金支払の業務を担当していることから、記録問題にかかる業務もおこなっていたため、記録が判明した方の年金の支払が少しでも早くおこなえるように業務を進めてきました。 また、この記録問題についての反省点としては、国民の方々の記録を管理すべき責任を負っていることを、組織、個々の職員がきちんとその自覚を持っていなかったこと、及び記録を管理するための体制・システムが構築されていなかった点が反省すべき点と考えています。
10088	地方庁	その他（社会保険事務所）	すでに報道されていること以上のことは、知りません。	現在、各社会保険事務所等で実施しておりますが、一人ひとりの記録を調査し、ご本人の記録を整備していくことだと思います。 その過程で、氏名検索等では容易に判明しない記録を早急に整理することが必要と考えます。たとえば、厚生年金記録でいえば、事業所記号等が登録されていない記録や事業所の不備など。今後、統台帳との突合が行なわれるとのことですが、必要な作業と思います。	「消えた記録5000万件」との報道がされた当時は、基礎年金番号に統合されていない記録（いわゆる「手番」）を指しており、過去記録が統合されれば、解決するものと認識しておりました。 その後、マスコミ報道により、また実際に一人ひとりの記録を検索していく過程で、上述のような単純な問題ではないことを再認識いたしました。 従前から、事業所記号等の不備や国民年金のマイクロが存在しない記録があることを知っておりましたが、問題意識が低かったと思います。 また、これほど膨大な記録が未整備であったとは、知りませんでした。	この問題を認識してからは、一人ひとりの記録の検索と、年金受給者の方々への誠意を持った対応等に取り組んで参りました。 反省点として挙げられること ・オンライン化そのものが、遅かったこと。 ・オンライン化当時およびその後、記録の不備について、私を含め整備の必要性を訴える者が無く、実施が先送りされたこと。 ・基礎年金制度の発足時が、そのチャンスだったと思いますが、基礎年金番号の導入に10年以上を費やしたこと。 ・記録の検索方法が、別人記録の誤統合を回避するため、慎重に過ぎた面もあった。（事業所名、住所等の不備が要因の一つにある）
10089	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	問題の根が深く、さまざまな視点から対策を練らないといけないと思う。いずれにしても、全職員一丸となって、取組んでいかなければならない。	未統合の年金番号が多数存在しているということ。採用時の平成10年から。	特別便や定期便でお越しの国民（お客様）に対して、誠実に対応いてきた。
10090	地方庁	その他（社会保険事務所）			採用された当時、基礎年金番号制度がなく他に転職して厚生年金の加入履歴がある人の確認が取れなかった。年金の記録については受給するときに判明すると考えられていた為、未統合記録については何も思わなかった。報道により大量の未統合記録があると知り驚いた。	本人記録と思われるものについては確認をするようにしたり、入力誤りがないようにしないといけないと考える。手番記録だけでは判断できる要素が少ない為確認が取りにくい。昔から今のようなシステムにしておかなければならなかったように思う。また厚生年金加入時に事業所だけ通知するのではなく本人にも通知を渡すようにしておけば取得、喪失年月日、報酬についても両者で確認できたのではないかと思われる。
10091	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在取り組んでいるように、時間と手間がかかっても1件1件丁寧に確認していくしかないと思います。	一日でも早く解消しなければならない問題であると認識しています。	早期解決は重要ですが、急ぐあまり同じような過ちを繰り返さないよう、丁寧な作業を心がけています。
10092	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	①厚年法第102条第1項第1号・2号及び厚年法第105条第2号に該当すると思われる年金記録の存在。 ②被保険者及び年金受給者本人の年金記録と思われる「宙に浮いた年金記録」の統合を本人自身が拒否（年金記録の所有権の放棄。）した年金記録の存在。		「宙に浮いた年金記録5000万件」といったことにつきましては、2007年5月頃のマスコミの報道により認識したと記憶しています。その時はそんなに多くの年金記録が宙に浮いていることに驚嘆いたしました。しかしながら内容について考察してみますと、この年金記録が宙に浮いている理由には、行政サイドの法的管理体制（旧法では、昭和17年6月施行（男子労働者）の厚生年金保険と昭和36年4月施行の国民年金は別制度であり、年金番号も当然として別々に交付した。また、基礎年金制度導入は昭和61年4月であり、年金番号を一本化するための基礎年金番号の導入は平成9年1月であった。）と人的登記的ミス（現在では入力ミス）といった問題、事業主及び年金受給権者・被保険者サイドの問題が法律的確定内容等の説明なくして、すべて同一視された問	現場として「法令・通知通達等」を遵守すべきは当然の対応と考えました。組織人として通知等に基づき、テラシの配布・親切丁寧な特別便の窓口対応・フォローアップの実施、正確な期間調査作業の実施を行いました。現時点でみたこの問題について、直接対応した現場として反省点を考えてみますと、現場としては許されることではないのかもしれませんが、最初に傾向と対策なるものがもう少しなされておれば、お客様第一を法治国家として法律的に整理されたサービスの提供ができたことと思料いたします。
10093	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	脱退手当金未支給期間の存在（まだら事案）等。	不適切な処理がなかったか抽出調査の必要があると考える。不適切な処理があれば訂正の必要がある。（未統合記録解明PT等で準備が進められている。）	基礎年金番号導入時に社会保険庁に在籍していたが、未統合記録は多数存在するものの、裁定時等に統合していくことにより、時間をかけて解決していくものであると聞いており、そのように理解していた。しかし、持ち主不明の記録が多数存在するとは思っていなかった。 現在の年金記録問題は、他の部署に所在しているときに、報道されてから知った。そのときは、これまでは請求主義の立場が行き過ぎており、被保険者の立場に立っていなかったことから、保険者としての記録管理がずさんになったことが問題であると思った。	問題が明るみに出たとき、社会保険庁は、少なくとも被保険者の漢字氏名、カナ氏名、性別、生年月日、届出時住所等の、被保険者を特定する情報を正確にオンラインシステムに登録しておくべきであったと思われたことから、このような情報を書類から再確認・入力すべきであると考えた。（しかし、膨大な件数であること、被保険者の異動により、オンラインの情報が正しく、統台帳等が事実と異なる可能性があること等から、非効率的で、現実的でないという判断が庁においてなされていた。） 反省点としては、被保険者の立場に立ち、被保険者は手帳記号番号がわからなくなっていることも前提にした記録管理が必要であったと思う。請求主義の立場を取るにしても、記録管理が不十
10094	地方庁	その他（社会保険事務所）		ねんきん特別便、定期便による記録の確認の徹底	適用課に所属していた当時、期間照会や年金番号統合などの相談受付はしてました。ただ当時は日々の業務の一部としての認識でした。 年金記録問題としてマスコミに報道され、問題として認識するようになりました。	相談対応させていただいた方には、できるだけ記録が見つかる様ご案内してきたつもりです。 この問題については、現在のねんきん定期便のような記録の確認の方策をもっと早くからすべきだったとは思います。
10095	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・北海道で記録問題にかかわった際、駆前の炭鉱労働者に朝鮮等からの外国人労働者（日本名つけている名簿もある）を、厚生年金に適用していた。これらの人たちは、今回の問題でも最後まで残る．また、偽名で30数年会社を転々した人もいる。	・歴代の幹部が責任を明確にせず、すべて現場に責任と苦情を押し付けた結果が現状になっている。責任の所在を明確にさせることが、記録問題の解決を図る一歩と思う。多くの人が「特別便」で未回答なのを踏まえ、今後は期間照会・年金裁定時前に調査を行う等に移行していくべきだと思う。そのうえで現行でやるべきことは、現在ある記録を時間をかけても、すべて正しくシステムに載せていく作業だと思う。	・年金記録問題は、国民の膨大なデータが正しく管理・記録されていないのは、法律上の問題、データを管理する仕組み、切り替え等々で問題が放置されてきたと思う。また私たちの仕事は個人の一生を預かる誇りがあったが、その前提が崩された問題と認識してきた。国民年金の仕事で、本人の申し立てとデータの違いは昔からあった。その都度市町村名簿やマイクロと突合し、補正してきたが。模まれな問題と思っていた。厚生年金は、現在の記録問題に携わる中で、これだけのもれ者が存在するのをはじめて分かった。	・誠意を持って、記録の整備、お客様の対応を行ってきた。時間の制約で次々と新しい取組がだされてきたため、十分な記録の整備はできないまに次の作業に移っていく現状だった。そのため将来もこの問題を抱えることになるのではないか。十分な時間をとってすべてデータに残す仕組みが必要である。
10096	地方庁	社会保険事務所課長級以上	見当たらないと思います。他の共済年金等の記録は大丈夫なのでしょうか。	共済年金についても年金定期便の送付を義務づけるのが必要ではないでしょうか。	私が入社した昭和55年頃、業務センターから送られてくる厚生年金被保険者記録の不突合リストを、当時社会保険事務所におかれていたマイクロにて確認する作業をしておりましたが、これだけ来入力や被保険者名簿等から正確に入力されていないものがあるとは思いませんでした。	被保険者資格取得届が提出された才、厚生年金番号がすでに払い出されていないかの確認も無く、各事業所の社会保険担当者への広報も十分なものではなかったため、厚生年金番号が同一人に幾番も払い出されたこと、また、統台帳からオンラインに記録が切り替えられる才に、十分なチェックがなされていたのか疑問に思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10097	地方庁	その他(社会保険事務所)	現段階では特にありません。	お手元に基礎年金番号とは別に残っている番号をお持ちの方で手続きが済んでいない方、勤めていらっしゃった期間をお忘れで記録が漏れてしまい手番として残ってしまっていると思われる方について、根気よく文書等でご案内が必要と考えています。また、CMや新聞等の広告でまだお気づきでない方にお知らせするのも方法の1つだと思います。	お客様の年金記録を正しい状態にするために解決しなくてはならない重要な問題として常に認識しています。年金記録問題が存在することを知ったのは、10年位前になります。	窓口やお電話でご相談があった時、後に年金請求時ではなく、現時点で記録を正しい状態になるようにお手続きしていただくようご案内しています。 1件でも1人でも多くの皆様の年金が一刻も早く正しい状態になるように強い意識を持ち、その場で解決していくことが不足していたと思われます。
10098	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	本人が調べてほしいと回答があった場合はなるべく早く回答を出す。	勤めるまでは意識していなかったが、問合せが多く市民の方の意識の高さを入ってすぐ感じた。	入るまでは社会保険のしくみをほとんど知らなかったが、理解した範囲で分かりやすく説明するようにした。
10099	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便や定期便に対するお客様からのお申し出一つ一つに丁寧に対処し、間違いがあれば整備し、質問があればご理解いただけるまで詳しく説明していく必要があると思います。 回答を急がれる傾向にありますが、調査がおろそかになる恐れもあるため、確実な確認作業を行っていかなければならないと思います。	長年に渡る年金制度の記録管理の難しさ、責任の重さを感じました。 何をもって「年金記録問題」というのか理解に苦しみますが、コンピュータ化に伴う記録の漏れを言うのであれば、かなり以前から認識していましたが、意図的な改ざんとかを言うのであれば、報道などで取り上げられるようになってから知りました。	窓口や電話での対応では、お客様が誤解をされているケースも多く見られるので、丁寧に解りやすく説明することを心がけてきました。 反省点としては、マイクロ化、コンピュータ化をした時に、すべての台帳を対象としなければいけなかったと思います。また、記録漏れや収録誤りに気付いた時点で、紙台帳とコンピュータに収録されたデータの突合をもっと早い時期に行うべきだったと思います。
10100	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	わかりません。	基礎年金番号に統合されていない手番が多数存在することや複数手番を持っている方が多数いることは知っていました。 基礎年金番号発足時には既に知っていました。	当時は年金請求時に統合するという考えだったので年金請求時に記録を確認することが一般的だったと思います。 オンライン化の時、台帳とオンラインの突合をきちんとして、基礎年金番号発足時には住所を把握できたので、問題になる前に手紙をだすなどして確認していればこのように混乱しなかったと思います。
10101	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金問題に係る派生業務のマニュアル作成が必要と考えます。 年金問題解決に向けて体制の強化とうにより事務処理を集中的・計画的に実施する。そのため人員の増加が急速決まりましたが、機関調査に係る業務は専門性が高く複雑です。誰もが業務遂行できるように、納付特例関係、記録補正関係、第三者委員会関係等年金問題に係るマニュアルが必要と考えます。	国民年金、厚生年金、共済組合のそれぞれの保険者ごとの記録管理のため加入する制度が複数ある場合には、年金相談及び年金裁定時における経路気宇確認に時間がかかっていたまた、国民年金においては加入者本人が必要であり未加入者の把握が困難であったが基礎年金番号導入により問題の解消が図られたが導入時に複数の番号を持っている(重複付番によるものも含む)被保険者の記録統合の不十分だったこと。 また、年金記録問題として大きく取り上げられるまでは年金裁定時に番号整理を行なえば問題がないと考えが少なからず職員の中にあった事実は否めません。 年金は老後に受けるものという先入観により年金相談や情報など被保険者、受給者の方に対する便利なサービスの提供が足りないことからも起きてしまった問題だと考えています。 上記の年金番号の問題は適用関係の課に配属されている時に認識していましたが、免除問題や不適切な遡及訂正の問題については、平成18年の年金問題が取り上げられたときです。	お客様目線での対応「優しい説明」「すばやい対応」「正確な処理」を心がけ対応しようとしました。 組織的な作業工程は決して迅速な対応処理とはいえないため、これまでの取組の進捗を踏まえ今まで以上の着実な対応ができるよう努力していきたいと考えます。
10102	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	人員を増員し、早急に解決が必要。	社会保険事務所に在籍しているとき、年金相談などで手帳番号の未統合、マイクロフィルムからの納付記録の確認、期間照会などで記録を確認の多さにびっくりした。国として整理しなくてはならないものだと思った。	現在担当する職務おいて、自分のできることを着実にこなしていく。過去の記録管理が問題であるため今後は職員一丸となって対応していかなくてはならないと思う。
10103	本庁	その他(本庁)			私が記録問題を特に認識したのは平成19年頃です。 記録課において事前通知の業務を行っていくうち、そして、被保険者からの回答を拝見していくうちに、実際保険料を払っていたのに記録が見つからない人、実際に記録があるのに統合されないままになっている人などが大勢いることに驚き、年金制度を理解していただき、まじめに保険料を払ってきた方の信頼を失うような、ひいては年金制度そのものの存続にかかわる重大な問題だと認識しました	私の役職としてはまず、被保険者の申し出た期間について、実際に記録があるかどうかを丁寧に調査することを第一として、目の前にある業務に真摯に対応することで、記録問題に取り組んできました。また、失った信頼を少しでも早く取り戻せるよう、実際被保険者の方の質問等に直接答える際は、想切丁寧かつ迅速な対応をこころがけてきました。 この問題については、保険料徴収から年金給付までの期間が長期にわたるということを念頭においた記録整備を年金制度発足当初からしてこなかったことが大きな問題であったのではないかと思います。特に年金手帳番号の管理が行政側において、甘かったことが原因だと考えます。年金手帳の紛失等で以前の年金手帳番号がわからないと新しい番号を付与してしまう状況に国民側も年金手帳番号の重要性を感じることができなかったと思います。 基礎年金番号に統一された現在でも、基礎年金番号や年金手帳というものはあまりポピュラーではなく、家のどこかにはあるだろうけどどこに保管したかわからないという人も少なくないと思います。特に若い人たちの間では重要性を感じてない人も多いのではないかと思います。私たちはもっともっと、年金制度の重要性を知ってもらう努力をして、基礎年金番号を行政主体ではなく、国民側と行政側と両方から管理していかなければならないと思います。 また、国民の皆様が年金を裁定されるまでは自分の被保険者期間について特に知る機会が少なく、裁定をされる時点で初めて自分の期間について気づいても過去の記録を調査することが昔のことすぎて難しいという状況も問題だと思います。現在のように定期便等で自分の期間を常々確認していただいたり、インターネット等でもっと気軽に確認できる状況を整えること、そしてもっと国民の皆様に自分の記録について確認してもらうよう広報することは、記録の不備を防ぎ、また記録の不備があった場合にそれらに早く気づくことができ、さらには年金制度について関心を持ってもらうことにつながると考えます。そういった意味で、今まで自分の期間についてお知らせする機会をほとんどもたなかったことが、現在の記録問題の反省点ではないかと思います。
10104	地方庁	その他(社会保険事務所)	WM(オンライン)に登録になっている適用事業所の記号と事務所に保管されている事業所台帳の記号が相違していることがあるため他事務所管轄の期間の調査が難しいように思われます。	適用事業所台帳の記号とオンラインの記号を突合し、相違していればオンライン上の記録を訂正する。	年金請求の際に必ず請求者に記録を確認してもらい、もれている記録があれば基礎年金番号に登録していたので、年金裁定時には本人の正しい記録が算入され年金額が決定されていると思っていた。こんなにも多く記録漏れがあると思ってなかった。	記録の調査をとにかく慎重にしている。
10105	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	過去の記録は統合帳との照合したり、またご本人様に記録を定期便等でお知らせするのが有効な手段だと思っています。 今後発生する年金記録は厚生年金であっても住民基本台帳ネットワークの住基番号や外国人登録票とリンクし、住所記録との管理統合を目指した方が良い結果が出ると思います。	厚生年金では、住民票との照合が出来ないので、年金記録を持っていないとの申し出があったり、会社が記入された生年月日や氏名の不一致により別の厚生年金記録が発生していました。年金記録はなるべく一つに統合していただくようお願いしていましたが、十分に指導が出来ているとは言えませんでした。	年金記録はなるべく一つに統合していただくようお願いしていました。ただ、十分な広報もできず、ご本人様によっては関心がなく手続きを取りたくない、という方も多くいらっしゃいました。年金受給時にまとめる、という方法が一般的でした。こういった形で世間の関心を集めたことにより、多くの記録をまとめることができたので良かったのではないかと思います。記録の統合はご本人様しか出来ませんので、今後も定期便等でご連絡を行い年金記録に関心をお持ちいただけ
10106	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10107	地方庁	その他(社会保険事務所)	統合することによって、年金額が減額になるものについて、本人の記録と回答しながらも、申し出がなければ、統合していないこと。 脱退手当金を受給していた記録があるが、記録の不備により、記録として生かし、年金として受給している受給者がいること。	年金裁定時に、記録が判明していれば、もともと減額後の金額で決定されていることを考えると、本人の記録である以上統合はすべきであると考えます。(仮計算書の提出のなかった者の手番は、解消されず、浮いた手番のままになってしまうため。) また、脱退手当金についても、厚生年金加入中の支払いのものは記録として生かしていると思いますが、受給した事実があるものについては、基本的に年金に反映させるべきではないと考えます。	認識したのは、基礎年金番号が導入されたころではないかと思います。 その際、手番をいくつも保有している人がいるのだと、わかりましたが、将来年金を受給する際に記録の統合は、できるものと認識していました。	年金相談等、窓口対応の際は、必ず氏名検索をし、統合に努めました。 しかし、年金の裁定の際にできるものと安易に考えていたように思います。 基礎年金番号導入時に、今回の特別便、名寄便くらいのお知らせと回答をしてもらうようにしていたら、良かったのではと思います。
10108	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	最後のお一人まで解決すると約束しているので、その目標にむけて全員で最後まで取り組む意識と体制づくり。	本人からの期間照会等なければ、こちらからは会社名等は教えない。	本人責任や申告制にしたために、統合されず記録が宙に浮いたままになってしまった。 統合することにより国民年金の補正処理や遡付処理が発生するため国民年金係が混乱するとして消極的であったため、結果的に当時の意識の薄さ が今回の年金記録問題を招いてしまったと思う。 大いに反省すべきである。
10109	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		早期に、解決しなければならないものと思われますが同時に慎重に 時間をかけていかなければならないとものだと思います。	社会保険庁に年金の被保険者記録が存在するのにその人を特定できないものが存在すること。本人が年金をかけていたのにその記録が社会保険庁の記録で確認できないものがあること。本人の記憶と年金記録が異なること。	ご本人が当時の記憶をたどれるよう聞き取った職歴等を整理し当時のことを できるだけ思い出していただくようにした。 年金記録のデータ化があまりにも遅れてしまった。積極的に予算的にも理解をしていただき、早期に年金記録の電子データ化を計るべきであった思う。
10110	地方庁	社会保険事務所長	存じません。	記録照会の回答書が遅れていますので、担当職員を増員していただければと思います。	昭和62年に社会保険事務所に採用され国民年金の業務課に勤務しましたが、当時、国民年金のマイクロフイルムがなく、市町村にも被保険者名簿がなく、社保オンラインデーターで国民年金の納付記録が変換されていないため、納付期間がいつからいつまでなのか、特定できないこともありました。記録に問題が存在することを知ったのはその頃からだと思います。 年金記録問題は大きな問題であり、多くの方にご迷惑をお掛けし、申し訳ないと思っております。	当時は回りの職員も問題として認識しているとは思えず、私としても対応は特に何もしませんでした。現時点でみた場合、このような大きな問題となる前にもっと早く問題として認識し、組織として動いていたらと良かったと反省しております。
10111	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。		年金記録については、社会的な問題としておおきく報道されるまで良く知りませんでした。	自分もその一人ですが、組織として潜在化する問題の共有化が図れていなかった点が問題点であり、反省点であると思います。
10112	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	『年金記録が相違している』と申立されている方々について、迅速かつ徹底した調査を行い、それが本当に失われた記録であるならば速やかに回復していく。それに尽きると思います。	問題解決に向け、全力で取り組まなければならない最優先課題と認識しています。 いわゆる『消えた年金』の大部分を占めるであろう本人が複数の手番を持っているものについては、業務のなかで全体数などは把握していませんでしたが、基礎年金番号制導入後も未登録手番が多数存在していることは知っていました。強いて言うならその頃からこの問題を認知していたことになると思います。	国民の皆様にご本人の記録について、十分にご納得いただけるようわかり易く説明するよう心がけました。 反省点としては、宙に浮いたといわれる記録(手番)の中にも、色々な年金の手続きの過程で記録の適正化ができる機会があったものが数多くあると思います。反省すべきことだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10113	本庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まずは、すでに判明しているものの再裁定を正確・迅速に行うことが重要であると思う。	マスコミ報道がされるまでは「問題である」という意識はなかった。 採用された当初、先輩から「年金相談などの際にわかり次第、基礎年金番号へ統合する。最終的には、年金請求の際に本人に確認にして統合し、年金を裁定する。」との説明を受け、実際にそのように対応してきた。未統合手番も、年金を受けられない方を除き、最終的にはほぼなくなるものとの認識であった。	年金相談や、年金請求の際に可能な限り本人確認を行い、記録を整備することに努めてきた。 この問題は、年金についての国民への説明不足が根本的な問題であると思う。基礎年金番号とは何か、なぜ、未統合になっている記録があるのかなど、他にも年金制度について、もっと積極的に広報をするべきであったと思う。
10114	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10115	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	人員を増やすことが第一と思います。特別便や定期便についての回答までは、一概に何分で終わるというものではないので、被保険者者・受給者の対しての速やかな回答や、再裁定の速やかな処理・支払いをするためにも、せめてこの問題が解決するまでは、社会保険で培ってきた知識を持つ職員数(定員)を減らしてはいけないと思います。 また、社会保険のOBにもっと協力を求めるべきではないかと思います。今の現職で働いている職員だけでなく、今まで社会保険で働いてきた全ての人はこの問題と向き合っていかないといけないのでは。現職員は本当に一生懸命になって、夜遅くまで特別便・定期便、期間照会の作業をしている。そのためにも、現職員、OB職員は一体となって取り組むべきと思います。	年金に対する不信を招く大きな問題。 実際に年金記録問題が世間に広まったころ、窓口などで社会保険に対しての不信感は嫌というほど言われてきました。確かにお客様が言うとおり、自分の記録が基礎年金番号に無く、手番にあったとしても、ほとんどの方は何故？と言いたくなる。記録が無くなった訳ではなく、他の番号(手番)で存在していることに対しても不信を持つ。お客様が手続きしないといけないことにも不信を持たれる。我々は制度や年金記録についてはよく知っているが、世間一般の方は国が責任を持ってしている年金制度なのであまり知らなくても、今まで信頼して心配すらしていなかった方が多い。それだけにこの問題が国民に対して与えた不信感は計り知れない。 また、この問題が存在することを知ったのは報道されるのと同じ時期です。	窓口では、お客様が納得していただいて帰れるように親切丁寧な対応を心がけ、社会保険庁に対する信頼を1人でも多く取り戻そうと思い対応してきた。 反省点としては、H9の基礎年金番号導入時などの際の対応が国民視点でなかったことや、記録問題発覚後の事務所窓口の混乱で、お客様に迷惑をかけたことなどが考えられる。 今後は何か起こったときなどに、後手後手ではなく、こちらから前もって対策を打てる組織でないといけないと思います。
10116	地方庁	その他(社会保険事務所)		依頼をしてはじめて、カセット記録をオープンしている状況で、調査確認する時間を窓口で短縮するため、保有しているすべての記録を端末機にオープンしてほしい。	同一人物に同一制度にて手帳番号が複数払い出しされている。 (職場に入社し業務に携わってから) だいぶ古い記録が、カセットに入ったまま存在する。 (0901検索ができるようになって) 紙台帳の記録がオンライン記録に反映されておらず記録漏れとなっている。 (不明) 法律改正時の報酬登録漏れ。 (年金相談業務に携わってから) 他制度との統合ができるようになったあと、統合処理を速やかにおこなっていないところが見受けられた。(基礎年金番号導入後)	当時は、会社名など当方から、お知らせできず、本人の記録として判断できないものもあり統合にいたらなかったものも、現在は、会社名等お知らせすることにより、ある程度スムースに確認がとれるので良いが、今となっては、ご高齢でお亡くなられていたりしている場合、ご親族のかたからは、生前もっと早くに今のような対応をしてくれていたら、わかったかもしれないが、もう確認することは出来ませんと言われると、大変申し訳なく思います。 漢字検索(0901)をすると未統合記録があることが判明するが、カセットオープンしないと、記録がどの程度存在するかも分からないなか、窓口では、そこから依頼をかけることになり、本来そういう記録は、全て、端末機に表示をしたうえで記録問題に対応していかないと、問題が先送りになるだけで、まったくサービス向上にはつながらない。すべての記録オープンが必要。(記録整備も含めて) 職歴が数多くある方は、自身の記録もれに気づけない場合あり、その際、記号番号を別に払い出ししていれば、確認が容易だが、そうでない記録漏れの場合は、疑問がなければ、それ以上の調査はしないため、漏れの状態になってしまうことが問題です。 記録を見直す際、注意するようにしている。こればかりは、ご本人は認識が薄いと思うので、当方で、積極的に確認するべきものと考えます。 年金受給者の方の法改正時の漏れは、年金裁定時のチェック不足が問題だと思います。 自分が認識してからは、基礎年金番号と手番との統合および記録補正は、すみやかに行ってい
10117	本庁	その他(本庁)	知りません。		できるだけ、早期に解決すべき問題ではないかと認識しています。 入庁する前新聞、TVのニュース等で知りました。	問題当時における一部の職員のコンプライアンスの欠如が反省点ではないかと思います。
10118	地方庁	社会保険事務所課長級以上	分からない。	分からない。	年金時請求時または年金相談の際に加入履歴について洩れていた記録について照会を受けた段階で初めて調査し、他の手番を統合していくという対応しかできなかった。照会を受けたり、照会とは別に記録を確認中に誤った記録(氏名、生年月日、納付記録など)は、初めて記録補正の担当になった平成3年時点からあった。	過去の加入記録に対し相談を受け調査を実施して可能な限り記録に結びつくよう取組んでおりますが、、年金制度発足当時からの綻びがあったり、データ自体を確認できないケースはどうすることもできない。これまでの管理がずさんであったといわれればそのとおりであるが、大きく問題化するまでは照会申立の相談があれば対応するという位置づけであったことが大きな問題である。また、調査内容についてもマニュアルがなくそれに沿った対応を行ってこなかったことも反
10119	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありあせん。	本人からの資格照会に対する回答を早くし、それに伴う再裁定処理もできるだけ早める。 今年2月以降住変処理がなされた方について、特別便の発送が「調査中」のために定期便が届いていない例が多いように思う。住変入力後に「調査中」を「送付可」に変更入力することとされているが、1日1000件も提出され、委託に出しいつ入力されるかわからない住変に対して、現在の人員では対応できない。 2月以降に住変が入力された方々について、一括で「送付可」とし、又、該当者には「定期便再送付」処理を行うようなシステムにしてほしい。 また、年金通帳をつくる際には、是非現住所も確認できるようにしてほしい。でないと会社が、住所変更していても届けをださなくなり、60歳あるいは61や65歳時の裁定請求書が届かなくなる。	年金問題とは、本人が申告しなければ別番号を統合出来ないが、若いうちは関心がうすく、60歳請求時点では職歴を思い出せないため、年金番号を探し出せないこと。 平成9年に年金給付課にいたとき、年金決定が記録調査のために遅れることを嫌って、現在の記録で支給してくれと言われることが多く、問題だと思った。	支給が遅れても、資格照会を出してもらった。 漢字入力システムができた時点で、未収録の記録やカセットの記録、カナで収録されていた記録も、漢字で再収録すべきだった。コンピューターでの氏名検索が充実していれば、そして積極的に会社名を告げる取り扱いになっていれば 、年金請求時に記録をつなげることができ、これほど大きな問題にはなってなかったかもしれない。 また、特別便のような通知を、基礎番号導入して住所登録をはじめた時から準備し、すこしずつ発送できていたら、これほどバタバタと不完全なものを送らなくてすんだかなと思う。
10120	本庁	その他(本庁)	ありません。	今も本人と思われる記録について、職員が本人宅に訪問するなどして記録統合に努力をしていますが、そうやって地道に年金問題の解決に向けて全員で取り組むことだと思います。	年金記録問題は社会保険全体の在り方の問題と認識していました。 採用されて一番最初の配属先が年金給付課でしたが、初めて年金受給者の受給している年金に含まれていない新たな年金記録を見つけたときには、そんなことがあるのかと驚きましたが、そういったことが珍しくないことがわかってくると自分の中でも大きな問題として捉えなくなってしまいました。報道で取り上げられるようになってから年金記録問題の重大さに気づきました。	年金記録問題を意識するようになってからは、年金給付課だけで対応するのではなく他課であっても事務所で受け付ける特別便の処理をしたり電話や窓口対応をしていました。そしてこれまでの接客対応をあらためて相手の視点にたち親切で迅速な回答ができるように努めました。 この問題が大きく取り上げられる前から、ひとつの番号に別人の記録が含まれていたり、受給者の年金記録に不備があるなどのことがあり再裁定をするなどことがあったのだから、その時点から管理している国民全体の年金記録の見直しをしたりして対応をしていれば、今回のようなことにはならなかったのではと思います。
10121	地方庁	その他(社会保険事務所)		人的措置も必要かとは思いますが、過去の状況をまったく知らない人ばかりが何万人と集まっても、時間と費用がかかるだけで、効率が悪いと考えます。 今回も、本庁において、期間調査を業者に委託し、他人の記録に統合するといった事故がおきています。 同じような調査を同じ被保険者に何度もなげかけ、整理がつかないうちに次の資料を送り、被保険者及び受給者を混乱させるだけの状況が平成19年以降幾度となく繰り返されています。 今回の問題を解決するには、法発足から今までの処理の流れを再確認し、専門の職員により徹底した作業を行わない限り、解決には至らないと思います。時間はかかると思いますが、混乱は避けることが出来、不信感を取り除くことは出来るのではないでしょうか。	システム的に不十分なデータの管理体制に問題があると考えていた。 名前が入っていない資格記録、振り仮名がきちんと登録されていない等いつも気になっていた。 また事業所名等の訂正を社会保険庁へ依頼しても、すぐには対応してもらえなかった。 61年のオンラインスタート当時より感じていた。 また、事業所担当者及び被保険者一人ひとりの認識がなく、簡単に年金手帳を紛失し、再交付をせずに新規で手帳の払い出しを行うケースが多く、今回の5000万件になったと思います。	資格取得届を受理する際に、名前検索や職歴確認をおかなっていたものの、早く保険証がほしいということで、十分に回答してもらえず、新規に払い出したこともある。 基礎年金番号が出来てからも、20歳を超えている方の手帳がないとも申し出も多数あり、手帳の大事さが中なた浸透していないことをいつも感じていた。 広報不足、事業所担当者への周知不足、システムの不備が問題であったと思います。
10122	地方庁	社会保険事務所長	・ありません	・未統合となっている記録を公表して、情報提供を求める。 ・記録特定には本人との接触が不可欠であり、積極的に国および地方自治体等が保有する情報を利用できるようにする。(警察、郵便局等の活用)	・当然、加入した期間が年金につながるようにすべきと考えていた。そのために、出来る限りの調査を行ってきた。 ・問題の存在を知ったのでなく、基礎年金番号制度が導入されてなお、転職のたび複数の年金手帳の交付を受けた事、一つにすることなく持っておられる者が多数おられた。結果、未統合記録はたくさんあると思っていたし、年金請求時での統合が多かったと認識している。 ・基礎年金番号制度を導入した時に、一つに統合完了まで追及しなかったことも起因していると思う。(あまりにも膨大な数が残った)	・ご相談ご照会に対し、ていねいに聞き取り、出来る限りの調査を行うようにした。しかし、あまりにも件数が殺到しすぎた。 ・広報も不十分だったと思う。 ・その結果、長い待ち時間等で、国民に大きな迷惑がかかってしまった。 ・あまりにも、短時間で解決を急ぎすぎたのでは。もう少し、準備検討する時間が必要だった。 ・記録管理の大切さが、あらためて認識させられた。
10123	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	コンプライアンスの周知徹底、業務マニュアルの確立	業務のやり方が確立していないため各々の判断で本来的なやり方からはずれて業務を行った。 マスコミでの報道が"されたため。	報道に踊らされることなく冷静に対応を心がけた。 国民に対する説明が不十分、もっと情報を公開することが必要。
10124	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いあたりません。	届け出用紙に基礎年金番号以外に記号番号を持ってるかたに番号を記入できる項目を作り、注意喚起を常に行えるようにするとよいと思います。	私が、年金記録問題について問題を認識したのは、年金記録問題がマスメディアに取りあげられてからですが、認識としては組織的な対応の不備によりまじめに年金をかけていた方が、記録漏れがあったために本来もらえるはずの年金がもらえない状態になってしまうこと。 そして年金制度への不信をまねいたことが問題であると認識しております。	積極的にお客様に対して年金特別便の提出の有無について確認しもれがないかどうかを確認するよう働きかけました。 年金記録問題の反省点としては、申請主義にあぐらをかいた組織的な怠慢が反省点として挙げることができると思います。
10125	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	厚生年金 ①旧台分→コンピュータ化する ②台帳とWMの記録と突合する ③旧姓の登録(全員に通知を出し、回答してもらう) ④すべての基番と突合する(平成9年以前の番号も可能な限りやる) ⑤疑わしい方に通知を送る ⑥それでも残っている番号については、個人情報保護法をはずし、誰でも確認できるよう、情報公開する (すべての作業が終わるまでの時間を制約したらそもそも不可能です) 国民年金 ①台帳との突合は済んでいるため、本人より申出してもらう以外は、不可能 ②特別便終了後、残っている番号については、情報公開する	もれている記録があるだろうとは認識していましたが、あれだけの件数があるとは記録問題が出るまでは知りませんでした。また、コンピュータ化されていない記録があんなにあるとは、認識していませんでした。	当時は、請求時に確認できればよいと考えていました。 問題点 ・計画的な台帳のコンピュータ化をしていなかった ・多分すべての過程において複数人での確認はしていなかったと思う ・国民年金の台帳はすべて保管しておくべきだった ・社会保険庁が自ら問題を提起するべきだった
10126	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人を増やすこと	知らなかった	わかりません

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10127	地方庁	その他(社会保険事務所)	「世間一般」がどの程度なのかが分かりませんが… 社会保険事務所の職員は標準報酬がマイクロフィルムと一致しないケースがあるとかはみな、知っていると思いますが、社会保険に関わりのない一般人は知らないと思います。 一般的な社会保険事務所職員が知っている程度の知識しか持ち合わせておりません。	現在は被保険者にまず定期便が送られましたが、より急ぐべきはむしろ年金受給者ではないでしょうか。 年金受給者と、受給待機者のうち、年金受給者を優先すると明確に打ち出したほうがよいと思います。 要は優先順位をつける、ということで、待機者には記録の不整合があっても受給者が完了した後	私がこの問題を認識したのは平成17年から18年ごろのことで、その時は単に統合もれがあるだけで、氏名索引をすればすぐに解決するくらいの認識でした。 その後、対象者が膨大な数にのぼることや死亡者の記録も含まれる、記録そのものの誤り等多数の問題があることに気づきました。	ねんきん特別便が送付された当時、来所者には氏名や生年月日の誤り等、考えられる限りの索引を行い、徹底的に調べてから帰す、という方法をとりました。 あらゆる可能性を窓口段階ですべて解決しようとしたため、お客様を長時間拘束することになり、大変非効率で、お客様に負担をかけてしまったものと反省をしております。
10128	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		最初に報道されだしたとき(19年5月頃)は、基礎年金番号がスタートしたときに手番を登録するように、と通知しているにもかかわらず登録しなかった人の番号だけが、いわゆる「宙に浮いている」んだと思っていました。 しかし、その後、紙台帳からオンライン化するときに「生年月日をまるめて」いたり「カナ」を確認もせず入力しノーチェックだったということを知ったとき(19年秋頃)は正直びっくりしました。名前も生年月日もない手番や別人記録が収録されている手番など、びっくりすることがたくさんありました。	当時、適用調査課に在職していたので毎日膨大な量の、記録の補正入力作業をしました。また、窓口に寄せられる問い合わせや申出に対し、お騒がせしていることを詫びながら、信頼を取り戻せるよう誠意をもって対応しました。 反省点というか、なぜ紙からオンラインするときにきちんとできなかったのだろう、と残念に思います。
10129	本庁	その他(本庁)	なし		国民生活の基盤となる年金制度の運営に対して、適正を欠く事態であると認識しております。 また、問題について、宙に浮いた年金は、平成6年4月採用時より、厚年業務において、資格取得届処理時に転職する度に新番を払い出すなどして、複数の手帳記号番号をお持ちの人が多いとは思っていましたが、当時は、年金裁定時に確認されるものだと認識しておりました。	国民への信頼回復に向けて、一刻も早く正常化させることが急務と考え、事務所においては、ねんきん特別便の照会、国民年金納付記録の照会、第三者委員会への申立にかかる業務を行い、現在は、年金再裁定の処理迅速かのため、社会保険業務センターに出向しております。 この問題における反省点としては、職員の適正な記録管理に対する認識のなさと、人的ミスによる事故防止策が不十分であったことを長年放置していたことであると考えます。また、公務員であるため、職員としての資質を向上できない適正に欠く職員をクビにしにくいことも要因の一つであると考えます。
10130	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録は制度の成立ちと密接に関係してるので、簡素に記録をオンラインに載せてしまうと事故が起こる。 やはり、じっくりと時間を掛けなければ解決はできないと思う。 旧台帳の処理をしているが、脱手を受けている記録や、重複取消済みの記録を、生きた記録としてオンライン上に載せるので、旧台帳の内容が見れない地方庁では基礎番と重複取り消をすることによって2重の給付になってしまう。 そのためにもオンライン化するには慎重に行わなければいけない。	旧台帳の問題は平成5年ごろかです。年金給付事務を行うにあたりカセット記録に当たると、業務が停滞し処理に時間がかかっていた。 その当時から業務センターに対しすべてのカセットをオープンできないかと担当者レベルで話していたが、当時は予算の問題でできないといわれていた。 現場においては、常にお客様と密接に関わっているのでお客様に二度手間、三度手間を掛けさせることは問題であると考えていた。	
10131	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1件1件、確実に、誠意をもって調査・回答していき、回答についてのお問い合わせがあれば、わかりやすく説明していくしかないと思います。また、そのための人員は増やしていくべきだと考えます。	国民全体の信用を裏切る大きな問題であると認識しています。世間一般で問題視されるようになってから知りました。	(7)でもお答えしましたが、1件1件誠意を持って調査・回答にあたっています。 各時代・各個人の届書や納付に関する処理、モラルや接遇・対応もあると思いますが、機械化(WM導入)時・基礎年金番号導入時等に正確に情報把握・処理できていなかったことが大問題につながったと思います。
10132	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10133	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		私が入庁したときは基礎年金番号導入後であったため、初めて現場の社会保険事務所に配属された当時は、確か過去記録の調査という形で郵送での回答をお願いする方法がとられていたように記憶しています。 そのため、手帳記号番号という形で未統合の記録が存在している方もいるというのはわかっておりましたが、何千万件という膨大な量が存在しているということは把握していませんでした。	現時点では、次のような反省点が考えられると思います。 【年金記録問題発生前】 未統合の手帳記号番号の残件数や、1466万件調査が行われているような旧台帳記録の存在など、現場の職員への周知が不十分であった。 未統合の記録が存在しているにもかかわらず、現在のような本人の可能性のある記録が照写されるコードが準備されていなかった(氏名検索しない限り分からない)。 受給者原簿の作成といった部分について不勉強なので恐縮ですが、再裁定に時間がかかることからも、再裁定そのものをイレギュラーな事象として捉えていた側面があったのではないか(何年も前から、再裁定が起こりうる何千万件もの記録が存在していることを認識していれば、システムの再構築は可能であったはず)。 【年金記録問題発生後】 本来のイメージでは、大半の事象が『宙に浮いた年金記録』であるはずなのに、『消えた年金記録』というフレーズが流布してしまった点。現場の窓口では、「自分の思っているとおりの記録が見つからない＝職員が記録を取り消した」というお客様の認識に多く直面しました。 現場の社会保険事務所への情報伝達が非常に遅かった点。新聞やテレビなどを通じて、一般のお客様と同じタイミングで知らされた情報が数多くあったため、対応が後手に回ってしまった。 その他、特別便の各事務所への回送に何ヶ月も要したこと、再裁定の完了までに長時間要したことなど。
10134	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		物心面を受給権者を優先し集中して投入し，被保険者については中長期的に取り組む等緩急をつけ対応.	過去の記録整備の不備. 3年ほど前から報道で.	バックヤードや台帳整備の支援等に参画した. 裁定請求時に整備すれば良いと言う認識と，請求主義の隙間にこのような漏れが発生した.
10135	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	国の瑕疵であるので、申し立てを認める基準のさらなる緩和を行う必要があると考えます。	自身が、年金記録問題を認識したのは、事務局総務課会計係に配置後であり、直接、窓口等にてお客様と接していないため、これほど大きい問題であるとの認識はありませんでした。	自身は後方支援しかできないため、できる限り電話を受けた場合は、完結できるようにし、また、簡単なことしかできませんが、支援の募集があれば、可能な限り参加する等の対応はしました。
10136	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		今までの、データを確認してく作業を続けていくしかないと思います。	不備があるケースがあるので整備が必要と感じました。	その都度対応したと思います。
10137	地方庁	その他(社会保険事務局)	分かりません。	粛々とやっていくしかないと思います。	最近になって。	全国的な問題なので、上部組織の指示に従い、組織全体として対応すべきだとおもった。 年金制度の弊害がこのようなことになったと思う。
10138	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じない		ニュスで取り扱っていたので、あら捜ししてきたと思ってたが、実際の問題と認識したる、平成18年頃ニュスで知った。	窓口、電話相談については、親切分かりやすく、回答した、コンピューター導入の時きちんと、名寄記録を入れておけば、よかったのでなかったか。
10139	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	ねんきん特別便による名寄せ対象者、「今後解明を進める記録」や厚年旧台帳等による名寄せ対象者に対する案内を地道であはあるが丹念に行い、また、継続し続けることが確実で現実的な方策だと思います。工夫や人員体制整備も必要です。	いわゆる「宙に浮いた5千万件」という問題は、国民の皆様に相当大きな不安を与え、社会保険庁という組織に対する信頼不信に留まらず、制度そのものへの信頼を損なう重大な事態を引き起こした問題だと思っています。 5千万件という件数を具体的に認識したのは平成19年5月当時であるが、厚年手番については転職の際に前の年金手帳の番号を引き継がず新しく番号を取得し、同じ人物が複数の年金番号を持っている状態が存在していたことは、社会保険事務所で保険関係の業務に就いた昭和56年頃からその存在を知っていた。	これまでの記録管理体制が不十分だったことを組織の一員として自覚反省し、相談者へ誠意をもって対応を心がけました。 二十数年前、厚年期間調査担当であった頃、年金手帳をなくした方等から調査依頼をされる件数が毎月何十件もあったと思いますが、記録がないということを回答するには調べ尽くしたという気持ちになるまでできなければ回答できないものでした。また、本人の記憶している会社名と実際の法人登録名はグループ系列や下請けなどの関係により違っていることがよくありました。熟練した職員の技量も必要であるなど後から探すのは労力が要ることでした。 それらの現場の声を上げていくべきだったし、現場の情報を収集する本省、本庁との組織関係が築けていなかったことも反省点だと思います。 また、もっと早く記録管理システムを見直すべきだったと思います。まず、住所の届出と管理を義務化し、本人を識別するキーを確実なものとし、登録住所へ加入記録をお知らせする取組みもその当時から必要だったと今は思います。
10140	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じておりません。	一度に解決できる問題ではなく、被保険者の方々からの協力をいただいたうえで、少しづつ解決していくしかないと思います。また、記録が判明した後の再裁定処理の手続きに時間がかかっているため、再裁定の担当として専門知識のある職員の数をより増員すべきです。	年金記録問題が社会的に大きな問題となるまで、年金記録がこれほどずさんな管理になっていたとは知りませんでした。	繰り返しになりますが、被保険者の方の相談に丁寧に対応し、できる限り記録を判明させるように心がけています。そして、このような事態になった原因はたくさんあると思いますが、業務を担当している社会保険庁の職員が、年金記録を管理する責任の重要性を深く考えていなかったこと、また、多くの被保険者が年金制度について、今まであまり関心や知識を持っていなかったこと、この2つが今回の問題が起こってしまった大きな原因であると思います。 今後、このような事態を防ぐためには、担当する職員に国家の重要な制度を運営しているという自覚を徹底して認識させること、広報等で、国民の皆様に年金制度の重要さを訴え続けていくことが重要であると思います。
10141	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし			
10142	地方庁	その他(社会保険事務所)	・転職のたびに新規番号を取得している方が多いこと。・資格喪失日が退職の翌日になっていないこと。・親族のみの事業所では、資格の途中に得喪しているケースがあること。・偽名や通称名、生年月日を偽っている方がおおいこと。	・記録情報を提供し記録が漏れていると思われる方については照会いただく。・テレビやラジオ等で広報する。	・問い合わせが無ければそのままにしていた。被保険者の立場に立っていなかった。	・電話や窓口等での対応について、今まで以上に詳細な点まで説明し、理解していただけるよう心がけています。・事業所の担当者への指導が足りなかったと思います。
10143	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金受給者の場合、基礎年金番号に統合されていない厚生年金等の手帳記号番号を統合し再裁定をすることで、現在受給している年金の金額が減額されることがある。このような場合、裁定時まで遡って年金額が改定されるため、返納金が発生することとなる。年金額を返納していただくことに対してなかなか理解をいただけない場合も多い。また、世間一般では記録を統合することで年金額は必ず増額されると思われていると思う。	法律を整備し、現時点からの年金のみを改定し、返納金が発生しないようにする。ただ、この方法だと、当事者にとっては有利となるが、最初から正規の金額で受給してきた年金受給者にとっては不公平感が生じてしまうため、正直なところこのような方策がよいかどうかはわからない。	私は平成17年4月の採用であるが、当時在籍していた年金給付課の時代から基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号があることは知っていた。ただし、基礎年金番号制度を導入した時点で必ず宙に浮いてしまう番号があることがわかったので、制度の変遷上しかたのないものだと思っていた。 また、標準報酬が不正に改定されていたような事案について知ったのは、ここ1～2年の間である。	年金の請求時点で1つでも多くの手帳記号番号を給付に結びつけるように心がけていた。宙に浮いた年金記録の問題については、今でも制度上ある程度仕方のないことであると思っている。反省点としては、基礎年金番号制度を導入した平成9年当時に、国民一人一人の協力がないと解決しない問題だということをもっと広く周知するべきだったと思う。また、年金特別便や定期便は、基礎年金番号制度導入後にすぐ行うべきだったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10144	地方庁	その他(社会保険事務所)	理不尽だと思いつつも、政府の方針通りに行っていた業務が、記録問題と称されたものもあり憤りと虚しさを感じる。 例えば、平成9年頃？の3号特例は保険料と同じく2年までしか遡れず、任意加入した方もいると思う。	現在の3号特例は事実まで遡るのでこのような問題はない。 ただ、年金記録に対して、救済と称し、どんどん、何でもありになっていっていることについて、正当な業務を行っていた者という観点と、正当に手続きを行った方、キチンと納付された方の観点からみるとやめてほしい。 政府の方針でもおかしいものはおかしいと言えて、政府も聞く体制を持つ風通しの良い、意思疎通ができる組織になってほしい。	記憶が定かではないが、当時、基礎年金番号と手帳番号の統合については、とりあえず、できるものだけやるということだったと思う。あとは、年金裁定時に行うものと伝達をされていた気がする。	将来的なビジョンをしっかり持って業務を行うことが政府も社保庁もできていなかったと思う。 仕事に対する想像力の欠如。
10145	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		六年前(期間照会の担当時)	業務上補正できていない記録を見つけた時は、台帳確認のうえ登録処理を行っていた
10146	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	申し訳ございません。	記録の整備を進めていくしかないと思う。オンライン導入以前の記録が正確に反映していない記録が多々判明してきている以上、ここを整備しないとご本人にお聴きしても正確な解答はもらえない。古い記憶を思い出していただくためにも当時の正しい記録をお伝えする必要がある。時間はかかるがやむを得ないと思う。	年金記録は、紙台帳等で管理していたものが正確にオンライン上に移されていると思っていた。オンライン上の記録不備はシステム上のエラー分が残っていたものであると考えていた。 「年金記録問題」としてマスコミが取り上げて以降、記録の管理方法等で知らなかったり、考えられないようなこと(いわゆる「まるめ」)もあることを知った。	記録照会業の担当の時には、オンライン上にある記録についても、紙台帳を確認するなど、切り替えの不備がないかまでを確認していた。 年金記録の重要性の認識の甘さ。とくに「まるめ」などでオンラインに載せたら後々どうなるのかわかると思う。
10147	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	今回、各種作業について、実施期限を設け、件数をこなすことを優先として行っているように思われます。 今回の一連の記録整備作業は、年金制度の信頼を回復するための最後の機会であると認識しています。 確かに実施に当たっての目標を立てることは必要ですが、各種システムの開発状況、専門職員の人数、実際の実施状況を見て柔軟に目標の組み立て直しが必要であり、計画ありきで事務を進めることは、十分な調査・確認を行えていないのではないかと不安になります。	柔軟な計画の見直しに尽きると思います。 決して職員に乗をさせる必要はないと思いますが、十分な調査・確認したうえでの回答ができるような実施計画を策定する必要があります。	年金制度そのものへの信頼をなくすような問題であると認識しています。 年金記録問題報道により知りました。	年金記録に係る照会があった際には、丁寧に調査を行い、誠意を持って回答するしかないと考えております。 この問題の根底には、長い年月をかけて保存している年金記録(名簿)の精度の問題があります。そもそも紙でしか管理していなかった名簿を、現在のようなシステム対応が困難な状況で電子化を行っているわけですので、多少の誤りは生ずるものと思います。また、年金相談をいただいた際に全ての名簿を再確認できればいいのですが、これも現在のようなシステムがないわけですから本人の記憶(事業所の所在地・名称)が違っていれば記録が判明しないという結果になります。この点は、「社会保険庁の社撰な作業」という観点ではなく、「システム環境上の問題」として報道していただきたかったと思います。 行政がしかたがないと言ってはいけないとは思いますが、反省点としては「このような事情で不完全のものもありますので、年金裁定請求時前であっても記憶が新鮮なうちに積極的に記録相談をしてください」と呼びかけるべきであったと思います。
10148	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		職員個々の意識の問題。例えば紙の内容をPCに移すときに、年金に関する一般的な意識が世間的にみても低い中で、当時の職員が当時の時代背景の中で仕事に取り組んだと思う。それが、現代になり、情報の保護や正確性(正確で当たり前ですが、、)が時代背景として高まる中で、当時の結果が問題となったという面もあると思う。ただ、もちろん最近起きている問題もあるわけなので、総合的にみると、職員個々の仕事に対する意識だったり、法律に対する理解度だっ	第一に被保険者のことを考えつつ、より正確に仕事をすることをこころがけた。
10149	本庁	その他(本庁)	特に知りません。	画期的な、問題を一掃するような方策は、やはりないのかと思います。 国民のみなさま一人一人の記録であるので、一件ごと丁寧に対応するしかないのだと思います。旧姓や名前の読み違い、不自然に記録が抜けている部分などを調査し、被保険者の方のご協力をいただきながら突合する作業を重ねていくことが必要なのだと思います。	在籍している部署では、直接記録管理に関わる業務でないため、そのような問題が存在するということは、新聞や報道などにより知りました。 長い年月にわたり、記録の管理を十分に行わなかったことによる、国民のみなさまに多大なご迷惑をおかけする重大な問題だと思いました。	記録問題に関わる作業依頼(旧台帳や特別便の発送の支援、記録に関する電話相談の対応支援など)があった時には、積極的に参加するようにしました。また、支払業務を担う者として、記録が突合され、年金に反映するべくして進達された届書については、出来る限り遅滞なく処理できるように努力しました。
10150	地方庁	社会保険事務所課長級以上		都道府県単位に特別チームを別途つくり、作業日程をきめて集中調査するしかない。 組織の方針を定めて、一元管理し、責任の所在を明確にして、再度この問題を発生させないことを周知させる。	未統合記録はあるにしても、記録がなくなっていることはないと思っていました。 この問題が出てきた時です。	通常業務と併せてこの問題の処理をしてきた。 組織が3段階に分かれ、一元管理していなかった。また、一元管理をうたって社会保険庁が現場の小さな声をきかなかった点にあると思う。
10151	地方庁	その他(社会保険事務所)			届出主義での体制による記録の管理、通知不足や勧奨不足によって放置された記録の蓄積だと思います。認識についてはこの問題がおこる前から危惧はしていた。	対応については取得、喪失時に今後の手続き等について説明する。反省点はこれまでの届出主義の体制を改め、十分な説明と勧奨、通知をする。
10152	地方庁	社会保険事務所長	・特筆事例は無い	・一刻も早いオンライン記録と紙台帳記録の突合せ及び可能な限り事業所における届書(控)並びに人事記録等の突合せ。	・個人の生涯生活設計、自治体行政及び地域経済に及ぼす影響等、極めて深刻な問題と考えている。 ・オンライン導入前の紙台帳記録の進達による、事故リストの調査、点検時頃から。	・紙台帳記載時に正確、読み易い文字の記載。難しい名前にはルビを記す等。 ・取得届等に氏名、生年月日、性別等を明らかにする住民票等を添付させなかった。 ・各種届書及び広報説明資料において、専門用語が多く平易な文章ではなかった。 ・社会保険庁組織における三階構造。特に当局と職員団体との協力(？)関係。
10153	地方庁	社会保険事務所長	特にありませんが、現在の厚生年金保険の強制適用範囲について、5人未満の適用拡大の際、保険料の滞納が想定された訳ですが何ら制度的な対応や事業主に対する罰則の適用が整備されず、現場の社会保険事務所は、その対応に追われたように思います。現在の厚生年金制度では、保険料の滞納があろうとも年金権に影響が出ないよう設計がされております。したがいまして、制度が強制適用であることを悪用して、新規適用後に保険料を全く支払わず、一定期間が経過すると全員喪失を出し、所在を移動して別の社会保険事務所で新規適用を繰り返すということなことが、平気でまかり通っております。事故調査には限界があり一部の調査しかできていないというのが現状です。 今後は、未適用の拡大が課題となりますが、その前に保険料を支払う原則と調査に従わないよ	社会保険事務所の職員では、対応は不可能と思います。なぜなら、職員の数が急激に減らされ、通常の業務にも支障をきたし一月の残業時間は、130時間を越える職員もおり、メンタル面で病気休暇を取る職員が増加しています。機構に移行しても通常業務が円滑に廻る人数の配置はされておらず、この年金記録問題は切り離して、厚生労働省の事務分掌とすべきと考えます。	もともと、年金記録問題は少なからず発生しており、通常の業務として個人からの資格照会を丁寧に処理しなければならないと考えていました。ひとつには、年金を請求するときに履歴を確実に調べる必要があり年金受給権の保護を請求主義の中で行うことと認識していました。 記録整備は、戦時中のものもあり職場に入った頃から問題意識はありました。	年金記録問題は、現在のようにコンピュータが整備されていた時代と背景が違いますので、現在の国民が望むことが一年や二年で改善できるものではありません。高齢者の記録を優先して解決することは不可欠ですが、全体としては、時間をかけて丁寧に一人ひとりの履歴が確実に統合できる体制を整備することと思います。
10154	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般に知られていない問題については知りません。	お客様からの特別便、定期便の回答について、非常勤職員などの活用をして処理のスピードアップが必要と思われます。	平成9年の基礎年金番号導入時に統合できていない記録があるのは知っていましたが、5000万件もあるとわかったのはマスコミ報道があってからです。	厚生年金の資格取得時など、統合できていない記録は同時に統合処理を行っていました。複数番号をお持ちの方には記録統合していました。
10155	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	現在、「消えた記録」「宙に浮いた記録」「記録の改ざん」など世間一般に知られている問題以外に特には存じていません。	現在世間に知られている記録問題の問題点について、職員の知識と経験を集約すべきと考えます。	年金の歴史は古く、紙台帳での管理時代の記入誤り、記入漏れ、コンピュータへの収録作業時点での転記ミスや入力誤り。コンピュータ収録時の判断誤り例えば、古い記録は紙(マイクロ)で保管するなど。すべての記録がオンライン上で確認できない状態であることは、社会保険庁へ入庁当時から認識していました。ただし、当時から(現在まで)年金裁定時点で本人の申し出によって調査確認を行えばよい(いわゆる申請主義)という思想の元で仕事をしていましたので、年金記録問題が発覚した時点で、これまでの社会保険庁の姿勢が問題だと深く認識しました。現在、被保険者に関する「ねんきん特別便」の記録調査・統合・整備・回答について、業者委託で進めていますが、あくまでも申請主義で行っていることに大変疑問を感じています。過去の記録管理の不備のため、ご本人からの申し出が無ければ探し出せない記録もあるため、お申し出をいただくことは重要なことではあります。しかし、いわゆる宙に浮いた5000万件の確認作業とはリン	職員個人で個別に関われる部分については、あくまでも国民の側に立った対応をしてきたつもりですが、組織としての対応について不満も残っています。 オンライン化、基礎年金番号の導入などの契機に、もう少し人手とお金をかけて記録整備を行うべきだあったと思います。 過去、さまざまな制約から記録の保管や整備ができなかったのであれば、国家プロジェクトという位置づけでこれから行うとされいる記録整備について、今までのさまざまな反省を踏まえ行っていただきたいと思います。 アンケートの意図と回答内容が違うかも知れませんが、ご容赦願います。
10156	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	被保険者、年金受給者の方に対し証拠となる書類を求めることは、古い案件が多く困難と思われます。 今後、一定の条件をなるべく緩和して、被害者救済を進めていく必要があると考えます。 また、平成22年1月を契機に新たな組織(特に現場となる年金事務所)では、二度と国民の信頼を失う不祥事を起こさないよう、まずは、職員の意識改革を自分ができる範囲で実行していきた	正直、最初は申請主義ということもあり、被保険者の方にも非があるのではないかと考えていましたが、これまで様々な事実が公表、報道等され、やはり行政が責任をもって解決していかなければいけないと考えを改めたところです。	窓口における対応時に適切に記録確認に努めていれば、全てとは言わないが現在の事態には至らなかったと考えております。
10157	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にはありません	遺族年金受給者で、婚姻前のご主人の記録で受給者では事業所の 覚えがなく統合するのが困難なものが残っていきます。 どこかの時点で、他に該当者がいない場合は 本人確定して処理するのが望ましいのではないでしょうか。	複数番号の所持については、コンピュータ管理される前の 段階で現在のような検索もできず、やむをえない面もあったと 思います。 ただし、コンピュータ管理された時点で速やかに複数番号所持者の 問題を対処していれば本人の記憶も今よりは鮮明でスムーズな 解決ができたかも知れないと思います。	現場で実際に応対している中で、本人の意向に沿う結果に なるもの、ならないもの、いろいろな場合がありますが、 現在の状況を正確に説明し、誠意をもって対応するしかないと思います
10158	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	記録の適正な管理と記録の本人への確認が必要と思います。定期的に本人への確認作業が必要と思います。また、過去の記録については、本人特定が困難ですので、詳しく記録について該当者の方と面談をされたらと思います。 個人情報ですので、取り扱いに十分注意したうえでの通知、面談となるようにする必要があると思います。	年金の支払の基礎となる記録の管理が不十分であり、業務の根幹ともいえる部分に対する問題であると認識していました。年金の支払業務に携わるようになった平成15年ごろに一人の人の記録が複数の番号で管理されていることを知りました。	その当時は、複数の番号での管理だと、正しい支払ができなくなり、社会保険事務所への統合の依頼をするにとどまりました。記録が一つになっていないと 受給要件にもかかわってきますし、基礎年金番号導入時にもう少し徹底して 番号の統合に勤めるとともに、広く統合への協力依頼の広報を行うべきだっだと思われることと、裁定時の記録の確認をもっと丁寧に行うべきであったと思われます。
10159	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	一件一件確実にお客様と事実確認お行いながら記録の正常化に努めていくことが大切だと考えます。	平成19年ごろ知りました。解決すべき重要な問題だと認識しました。	お一人お一人の記録が確実に事実と一致するようになるように確認するよう心掛けて対応しました。ただ、件数が多いため迅速に対応するのが難しい点が反省点だと思います。
10160	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		重要問題として認識しており、最優先で取り組んできました。 5年前に国民年金課に所属していたときに、名前の無い記録や被保険者の方が申し出る記録が無いときに記録に問題があるのではと思いました。	できる限り記録を探し、統合できるよう努力しました。 平成9年に基礎年金番号を符番した際、被保険者にきめ細かく周知し 必ず手番を統合するように徹底していなかったことが問題点だと思います。 また、本人の申し出が無い限り、年金記録を通知していなかったことも反省点のひとつだと思い
10161	地方庁	その他(社会保険事務局)			期間照会の直接の担当者になったことは、ありませんが、今年業務支援を行った時に、脱退手当金の取扱いについて、問題があると感じました。 現在、業務センター保管の旧台帳の脱退手当金の記録が、一部不鮮明(支給日の記載位置がずれているだけでも)であった場合、脱退手当金受給とは、取り扱わず、年金の資格期間とする指針がでています。 しかし、同じように旧台帳の脱退手当金の記録が、一部不鮮明であっても、WMに収録済みの脱退手当金の記録は有効であります。 実際に脱退手当金を同じように受給した人の中で、年金の資格となる人、ならない人がいるのは、問題であると思いました。	期間照会担当者に確認したところ、第三者委員会からの指示等を勘案し、業務センターでの取扱いがそうなっているとの回答でした。 やはり、脱退手当金受給者の中で、不平等な取扱いであると思うので、今後取扱いの改善が必要であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10162	本庁	その他(本庁)	これまで世間一般に知られていない問題で知っている問題はありません。	大臣・長官・有識者会議等よりさまざまな方策が示されていますので、それに従えばよいと思います。	重要な問題だと認識しています。年金記録問題が存在することを知った時期は、はっきりとは覚えていませんが、平成18年から19年の間だったと思います。	年金記録問題の解決に向けて、ねんきん特別便等、さまざまな対応策がだされていますので、それに沿って与えられた業務をこなすことが、問題解決につながると考えています。 記録問題についての反省点は有識者会議等で議論されていますし、社会保険庁としても原因・反省点を発表していますので、一職員として、ここに回答することはありません。
10163	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	厚生年金の期間確認の研修、マニュアル化等を行い、業務に携わる職員全員に専門知識の習得させること。 あとは地道に記録統合していくしかないと思います。	基礎年金番号が導入されるまでは厚生年金に住所登録が無く、資格取得の際、本人であることの確認ができなければ新たに番号が払い出されるため、ひとりの人に複数の年金番号があることもある。という認識でした。 このことについては、基礎年金番号導入の際の通知による回答と、年金請求の際に確認のうえ統合する方針と聞いていたので、そうするものと思っていました。	すべての記録を早急に統合するということで、地道に一件一件調査し、統合していくしかないと思いました。 古い記録の確認に関する専門知識の共有が必要だと思います。
10164	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		基礎年金番号導入後に未統合手番が存在するのは当然のことであるが、導入後10年経過しても5000万件あるとは知らなかった。知ったのは報道された平成19年頃と思う。	現場の対応としては、相談時に他手番の存在の確認統合をするべきであり、順次おこなってきたつもりである。 未統合手番の統合処理はするべきであるが、手番の複数所持は本来はありえないことであり、宙に浮いたとか消えたという表現は全くなじまない。 相談者が最初から記録は誤りがあると思い込んでいたり、基礎番導入時に他制度の手番があったことを事務処理誤りとして窓口で苦情になっている。 やたらと、記録がもれていませんか？間違っていませんか？と聞くような勧奨は止めるべきと考えている。 窓口でスムーズに相談できることがまずは必要である事を考えなくてはならないが、上部は現場がわかっていないと思う。 後ろ向きとの判断をされると思いますが、あえて意見とさせていただきます。
10165	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	もう全てだと思います		年金給付課の経験は障害年金の担当した2年間だけ 他は業務課、徴収課 業務課在籍当時は、これは問題であるなどの認識はなかった 今考えれば、事業所から取得届の提出があり、年金加入は初めてという表示があれば、全て新番の払い出し行なっていた。 これが5000万件の原因の一端かと思います。 徴収課在籍当時の問題としては、遡及訂正、遡及全喪、もう問題として取り上げられている しかし、その当時は問題意識はなかったと思います。 問題が存在することを知ったのはいつごろ これら全てはその当時は問題としては認識していなかった 問題であるということをいわれれば、これは問題であるという認識をもてる 不正を行なっているという認識は絶対にない 個人の利益につながるようなこと、保険料の流用、年金記録の補正などは処分を受けて当然 これは大きな組織であれば社会保険に限らず、発生すると思います。	現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられる 現時点では、全て正しく処理を行なっている その当時(15～20年以上前)はこれは問題であるという認識を持っても、いち地方の社会保険事務所職員が問題を正すことなど出来ないと思います。 もちろん問題意識も持っていない 現時点では問題としてとられたことに関して、反省はしなければならない しかし、組織に従うのが個人であるということも大事だと思います
10166	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	事業所の過歴を良く知っている者を雇用し、機械、台帳を入念に調査を行なう。	制度が複雑すぎるから発生したものと思う。 もっと単純な制度にするべきだと思う。 年金給付業務を行うころ、知ったと思う。	法令に添った処理をするしかない。 マスコミが制度をよく知らないのに、犯罪者のようにさわぎたて、あやっまた報道がされている。 正しい報道が必要。 職員も、制度を熟知する必要がある。
10167	地方庁	社会保険事務所長	特になし	・社会保険事務所において、従前のように調査確認を行っていくことが必要である。 ・年金機構に移行しても、年金記録問題の責任はあることから、さらなる人員を確保し、戸別訪問等の実施が不可欠である。 ・戸別訪問等を行うためには、市町村等の協力を仰ぐ必要もあるため、何らかの法整備(個人情報関係)が必要と思われる。 ・今回の名寄せ特別便に対する市町村依頼についても、個人情報保護条例等の制約があった。	・年金記録問題は、過去おける記録の管理等がなされていなかったことに問題がある。 ・年金記録問題については、年金受給者及び被保険者に対して、大変ご迷惑をかけて申し訳ない気持ちで一杯である。 ・今までは、年金請求時に記録等の確認を行い、漏れ等がある場合はその時点で統合処理を行っていた。 ・年金請求時において、本人からの申し出でにより、事業所等の名称確認することで、記録の確認を行っていた。(WMに確認できる情報がすくなかった。) ・平成9年の基礎年金番号設定時において、周知・徹底を図る必要があったのではないか。(企業等への協力依頼等)	・記録等の漏れがあった人たちに、懇切丁寧な対応で望んできた。 ・今回の年金記録問題で、訂正があった人たちについて、記録整備後に定期便等を出す等の配慮が必要と思われる。 ・再裁定処理についても、今一度処理の迅速化を図ってもらいたい。 ・年金機構発足後に、受給者あての定期便については、機構発足時でもあることから、発送を遅らせてもらいたい。 ・ねんきん特別便発送時のような混乱を防止する必要があると思われる。(年金事務所等への不信感がでる。)
10168	地方庁	その他(社会保険事務所)	「年金記録について世間一般に知られていない問題」とはどのようなことを指すのか、また質問の内容が漠然としておりどのように答えてよいかわかりません。社会保険庁解体まで1ヶ月を切ったのに何をいまさらという気分です。また、あら捜しをして処分者を出したいのでしょうか。首切りにつながる ネタでも提供しろというのでしょうか。私は、厚労省にも年金機構、健保協会にも採用されず、斡旋された仕事は今までの年収の二分の一以下です。ボーナスの返納し、残業手当も満足に貰わず、他課の応援にも進んで応じ必死で働いてきたのに本当に残念で悔しくてなりません。この二年くらいの混乱の中で、多くの優秀な人材が職場を去り、また去ろうとしております。社会保険庁の上層部の方々もいろいろと苦労されていることとお察しいたしますが、直接被保険者や年金受給者と接してきた現場の職員の苦労もわかっていただきたいと思います。ご質問の趣旨から外れてしまい申し訳ないのですが、直接庁の中枢へ意見を述べるチャンスなど今までなかったので、この場を借りて言わせていただきました。申し訳ありませんでした。		厚生年金の記録の管理について 今から約30年ほど前、東京の社会保険事務所では、手書きの被保険者名簿の他に機械管理されているデータを印刷した「ダンプリスト」なるものが存在したが、お互い突合してみると名簿上の氏名と収録された氏名(カタカナ)が違っているものがかなり見られた。紙台帳の記録を機械に入力する前段階として氏名に振り仮名を振る作業をしたようだが、ここでかなり間違いが生じたようだ。皆が知っているような有名な方の振り仮名も誤っているなどかなり知的程度の低い者に作業をやらせたのではと疑ったほどである。被保険者が被保険者証や年金手帳をきちんと管理し、事業所が変わっても事務担当者に提示してくれればよいが、そうでないと後々記録照会が大変になると感じた。	当時の上司(課長)に、上記のような問題を告げたが何の反応もなかった。また、全事業所にダンプリストの写しを送って協力を呼びかけたらと提案したが無視された。自分の受け持ちの事業所だけでもやろうとしたが、とてもやり切れる数ではなかった。 もし、オンライン化の始まった昭和50年台に名前だけでも正しく収録されていれば、これほど大きな社会問題にならなかったと思う。貴重な自然を壊してグリーンピアのような施設を造る金があったのならなぜもっと記録管理に金をかけなかったのかと悔やまれる。 また、基礎年金番号導入の際も、もっと事前にテレビや新聞を通じてPRをしてしっかりとした統合計画を立ててから実施すべきだったと思う。
10169	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在までに問題となっている事象以外の年金記録についての問題は承知していません。	国民の皆様からの年金記録の照会や確認について、親切に迅速にまた正確に回答や提供することはもちろんですが、年金記録の問題を自ら点検するとともに、今後は、国民の皆様が年金記録の確認を簡単に行えるよう情報提供が必要だと思います。	この度の年金記録問題は、社会保険庁における業務管理やコンピューターシステムの運用について長い期間に渡って生じていた問題点がいっきに発生したものと思います。 また、このような問題が存在することを認識したのは、はっきりしませんが平成16年から平成17年ごろと思います。	わたしは、国民の皆様の大切な年金記録を正確に業務処理をして、それを保管・管理するという使命感と、国民の皆様に年金に対して安心と信頼をしていただけるよう業務を行うという責任感を持って対応いたしました。 また、今までは国民の皆様の立場になって考えるということが欠けていたと思いますので、このことを反省点として更なる誠実な業務執行が必要と思います。
10170	本庁	その他(本庁)	現在の記録問題に関連した内容以外、特に思い当たりません。	現在行われている対応を中心に早期解決すべきと考えます。	国民の皆様の生活に係わる重要な問題であり、信頼を回復するために最も注力すべき問題と認識しています。	システム開発においても、このような問題が発生しないよう注意を行い、またその他のあらゆる職務に従事する職員全員が、国民の皆様一人一人の記録の重要性を意識して努める必要がある
10171	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たることありません。	マニュアルに沿った正確な事務処理と処理体制の確保。	これまでの間において、正確なデータ蓄積がされていると思っており、今般、大きな問題化されてから知った。	過去も現在も正確・迅速な業務遂行には必要な体制の確保は欠かせないと考えております。
10172	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	全体を一括に終わらせることをいきなり目指すのではなく、解決可能な処理目標をたて、段階的に解決を進めていくことが良いと考えます。	コンピュータ管理ではなく紙ベースの時代の根本的な制度上の問題。 責任の所在の不明確さによる記録管理を行っていた職員の責任感の低さによって生じた個々の事務処理の精度の低さに起因する問題。 4年前に知ったと思います。	まずは解決できる案件の確実に終了させること心がけた。 問題を一気に全体的に解決しようする非現実的な方針をたてて行動しようとしたため、目標の非達成により国民の不信感を高めたこと。 事務処理の責任の所在が曖昧だったため、自らの事務処理に対する責任感が低かったこと。
10173	地方庁	その他(本庁)		マンパワーの増大等による集中的な解決をはかるべきと考える。	早急に解決すべき問題である。 現厚生労働大臣の発言により知った。	記録の訂正にあわせて、訂正後の実際の給付業務につき迅速に対応すべきである。
10174	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		一人ひとりの将来の年金額に関わる重要な問題であり、誠心誠意お客様の声に向きあいながら、記録の整備に努めていかねばならないと感じておりました。また、すでに年金を受給されている高齢者の方についてはよりいっそう一刻も早い回答ができるように、と思ってはおりましたが、膨大な量の照会があるため、なかなか思うようにいかないというのが実情だったと思います。 記録問題について知ったのは、それが一般的に出始めた時期で、国民の皆様と同様、それまで年金記録を疑ったことはありませんでしたので、それより前に個人で認識することはありませんで	記録問題への対応としましては、記録問題に関する照会がある中で、通常の業務もこなさなければならない状況にあり、自分が出来る限りの精一杯の力でもって業務にあたるよう心がけておりました。 年金記録問題についての反省点としましては、基礎年金番号付番当時に国民の皆様への記録統合・記録確認等についての周知徹底にもう少し力を注ぐべきだったのではないかと考えます。 また、年金記録の疑き見や娘送付等の個人情報保護へのあいまいな態度が、国民の皆様の不
10175	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げてはおりません。	可能であれば、人海戦術による総当り対応。もちろん、文書対応・電話対応を十分に行った後にどうしても本人の特定ができなくて、なおかつ本人の可能性が高い場合に限り。それ以外は、個人情報を削除して事業所名・所在地・就業期間・業種等をわかる範囲でネット上に公表して本人から申し出ていただいてみては。また、窓口で対応の際に逆引きで年金記録を索引できるようにしてみてはいかがでしょう。例えば、業種と大まかな所在地から事業所名称が索引できるとか。	最優先課題であり、最重要課題であると認識していました。また、問題の存在については、世間一般で話題となったころ初めて知りました。	最大限優先して対応しようとしました。また、本人からの申し出には本人に納得いただけるよう可能な限りの照会・調査を心がけました。申し出は、そのほとんどを本人の記憶に頼るところが大なので、記憶が曖昧になってしまい名称、所在地を申し出ていただくことができず、照会が困難な場合があり対応できなかった。
10176	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	「ねんきん特別便」の年金加入記録回答票の未処理分について、社会保険庁(日本年金機構)全職員が処理にあたる。 これについては、本庁(機構本部)が主導になって、全国統一の方途で取り組む。	「年金記録問題」とはどのことを言うのでしょうか？マスコミで大体的に報道された「消えた5000万件」の年金手番のことでしょうか？それであれば、これはマスコミで言われる「社会保険庁のずさんな記録管理」だけでなく、事業主、被保険者、受給者の年金に対する認識の甘さもあると思っておりましたが、私自身社会保険庁の一職員として、一刻も早く解消しなければならないと認識していました。(います)	「ねんきん特別便」の年金加入記録回答票の未処理分について、1件でも多く取り組むこと。 反省点として統台帳からWM化するときのずさんな事務処理等もありますが、事業主、被保険者、受給者の認識の甘さもあると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10177	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			紙台帳管理から、コンピュータに切り替わった時期に、ビジョンとしての記録の補正や不整合記録の突合せを計画的にきちんと実施すべきであった。 20数年前、厚年適用事業所や被保険者の検索システム(職歴審査照会)を構築したが、精度が悪い。作成当時から精度の悪さを感じていた。近年少し改善された。あいかわらず、厚年記号、厚年事業所名称の収録誤りがまだかなりある。回答票(0961)に勤務したことのない会社名が平気で定期便等で印字され送付されている。・・・やむなく、今回全国的に事業所名簿検索システムを作成し、「間違い」と申し出された事業所名称について、各視点でインラインによる検索作業で電子画像データを確認している。確かにオンライン記録の収録が誤っているとそこで判明す	紙コン(8．5億枚)と同時に、適用事業所データの紙コン突合せが必要と考える。しかし、突合せするに紙データが不鮮明であったり、欠落していたりで突合せ作業が困難なものがある。データ管理が長期にわたりずさんであったことが反省点である。
10178	地方庁	社会保険事務所課長級以上	第4種期間のある人に新たな期間が見つかった場合、保険料還付はあるが、ほとんど年金額は減額になる。	第4種制度は現在はないので、すでに納めている人は保険料還付せず、年金額に反映させてほしい。	期間調査において、未統合は多いとおもっていたが、年金請求時に、確認し、統合できると思っていた。	年金は受給するまで40年以上あるため、その間転職、結婚等で変化があるので、記憶だよりの確認では、限界があったと思う。今回の年金記録問題で多くの人が年金について関心を持っていただけたと思う。今後は信頼回復に努めさらに年金制度の重要性を周知し、もう少し強い権限で保険料徴収ができればいいと思う。
10179	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	紙台帳と照合し、コンピューターの記録を確認すること。	一刻も早く基礎年金番号に統合すること。新聞・テレビ報道がされる様になってから。	未統合記録を早急に本人と確認をとりなくす努力をしてきました。 基礎年金番号を付番する事になったが、付番するだけで済ませてきたため。
10180	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職員の増員、また、期間照会等に精通している職員が限られているため、知識を深めるための研修等の実施、マニュアルの作成等。	採用当時(平成16年度)から統合されていない年金記録があることは認識していました。 その当時は年金裁定までに記録が統合されれば特に問題はないと考えていました。	年金記録問題が取り沙汰される前から、未統合の記録を確認したときは統合するようにしていましたが、ほとんどの職員の中では、年金裁定までに統合すればよいという考えがあったのではないかと思いますので、積極的に未統合の記録を整備しようという意識は低かったと思います。
10181	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない。	1件、1件を着実に整理していくだけ。可能であれば、県単位で一箇所に集中して記録問題を処理できれば効率があがるのでは。しかし、根本的な問題の解決は、社会保険庁単独では無理ではないか。国、行政、事業所さらに被保険者個人が年金の重要性を認識しない限り、同じ問題は起こり得たと思う。そういう意味では、今回の年金記録問題で年金制度に対する認知度が上がったのではないか。	未統合手番が膨大にあることは職員であれば誰でも知っていたはず。また、社会保険庁も手を拱いていた訳でもなく、他制度照会票や各種照会票などにより被保険者には通知をしていた。ただ、着手するのが遅すぎたし、遅れた理由は労働組合との兼ね合いがあったのだと思う。 そもそも、未統合手番が発生した原因の一因は、年金制度に対しての事業所や被保険者個人の認識の低さ。その当時の社会通念など、いろいろな要 因が絡み合っている。 もちろん行政として年金制度についてのPRや周知等をほとんどしていなかったし、事務処理や文書管理のルーズさなど、社会保険が一番責を追わなければならないのは事実だが、全責任を負わされるのは如何なものだろう。 政治の道具にされた感じがする。	重要情報を扱っているという意識が職員に足りなかった。また、制度についての広報周知やPRもなかった。
10182	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録のご本人と思われる方への、郵便での照会、再度の個別訪問による記録の確認が必要なのではないかと考えます。	保険料納入に対する、年金給付という観点から、今回の記録問題は極めて重大な問題であると考えます。 問題の存在については、世間一般に知られる少し前頃から、同時期くらいに知りました。	個別訪問を行い個人の方の記録確認を行いました。未収録の記録の登録作業を行いました。より多くの方の記録問題への積極的な対応に努めました。 機械化に伴う収録時の不備はもちろん、裁定時の対応での場面、保険料収納時の対応での場面、それぞれでの対応でより一層の責任の明確化が必要なのではないかと考えます。
10183	地方庁	その他(社会保険事務所)		一日も早く国民から信頼回復に向け努力をしていく	その様な事実がある事自体うたがつた 6年位前	あまりのもズサンすぎた
10184	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	記録を一件づつ確認する。 すべての記録が確認できたらよいですが、時間、人員、余命、費用対効果等考えるならば、確認できない記録分の年金を支給した場合と記録整備に要する費用等を算出した上で判断も必要になってくるかと考えます。	国の重要な問題と認識している。ここまで酷いとは思いませんでした。 2年くらい前だと思いますがニュースで知りました。	記録を一件づつ確認する。 記録が不備なことは昔からわかっていたことだと思いますので、当時から確認作業を行っていなかったこと。世論をみかたにすることが出来なかったことが反省点と考えます。
10185	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		○加入していただいているお客様の大切な年金記録が基礎年金番号に登録されていない(受給されている年金の記録に反映していない)記録があることは国民の皆様に大変ご迷惑をおかけしている認識と社会保険庁組織として、基礎年金番号導入後の過去記録の整理やお客様への記録通知の取組みの実施が遅かったことを反省している。 ○5000万件以外にオンラインシステムに登録ができていない1466万件の旧台帳が「ねんきん特別便(名寄せ便)」送付前に存在していることが残念であった。	○電話や窓口に相談来られた場合やフォローアップ・旧台帳において、社会保険庁が保有する記録をお客様に情報提供するとともに、和歌山事務局としては、入念照会・旧台帳照会では、記録の確認のみではなく、再裁定申出書も同時に受付ながら、早期の支払いに向けて対応をおこなった。
10186	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	上記が特になしのため方策もありません。	・記録管理をコンピュータ化する際の確認や正確性が不十分であった。 ・手帳記号番号内の個人情報(住所など)不足により本人特定が困難となってしまった。 ・基礎年金番号導入時の対応が不十分であった。 このように認識していました。 平成13年に年金給付担当となったときに未統合手番が多いことを知りました。	年金受給者様からの各種届書を受付審査する際に、出来るだけ氏名索引を行い未統合手番があった際には再裁定を行ってきました。 記録管理の仕組みやシステム・年金番号の重要性の周知など、将来の年金裁定に対する責任感が不足していたと思います。
10187	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	別になし。	・被保険者への納付状況の提供による定期確認の依頼及びそれに対する照会への早急な対応。 ・適正な事務処理並びに決裁の徹底。	・基礎年金番号導入時において、重複取消等、手番登録の徹底が十分ではないように思えたが、年金請求時においての聞き取りにより最終的には被保険者期間のもれ等はありえないと認識していた。 ・この問題については現厚生労働大臣の国会質問等のご指摘による一連の報道等により、その当時知りました。	・事務分掌、所属部所をこえた優先事務として対応してきたし、今後においても早急は解決に向け、対応していきます。 ・業務に対する姿勢が時間(勤務年数等)を重ねるごとに、マンネリ化し、その結果、責任感や緊張感の欠如につながった。 ・コンプライアンスが徹底されていなかった。というかコンプライアンス自体の認識が低かった。 ・被保険者に対する情報提供がなされなかったことにより、問題等の確認が遅くなった。被保険者からの照会対応という一方的な形で、こちら側からサービスとしての情報提供という考えがな
10188	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一丸となって記録の補正に努めること。	マスコミなどの情報から知りました。	今できることをすること。 反省点は、これからはWEB化をどんどんいろんな面で取り入れるべきだと考えます。
10189	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	一刻も早く解決をし、年金制度に対する信頼回復を図らなければならないため、制度、状況等を分かっているOBの方々にさらなる協力を求め「特別便」「定期便」の未調査・回答を終わらせなければならないと考えます。 現役職員のストレス、疲労は限界状況であり、誤り等が発生すれば今までの努力が実らなくなってしまいます。	宙に浮いた年金記録等の報道がなされるまで、社保の記録は正しく、お客様が事実と違う申告(特に女性の方が年齢を偽って就業するケース、事業所担当者による氏名の読み間違い等)により複数の年金記録を持っていない限り特に問題になると考えていませんでした。	お客様の大切な年金情報・記録をお預かりしていると言う意識が欠如していたと思い知らされ、自分ができることを最大限年金記録問題解決に向けようと考え、作業に協力しています。 制度改正、基礎年金番号導入時における広報活動に力を入れておけば良かったと考えますが、自分自身の意識がその当時現在と違い、親方日の丸的な部分があったと思うため、自分を含め職員の自己研鑽ができていなかったこと、職員研修等が不十分だったのではないかと考えま
10190	本庁	その他(本庁)		ひとりひとりが責任を持って、日々の業務を行うこと。 1件の書類の重みを認識すること。	年金記録問題については、その当時の管理の仕方がずさんであったと思われる。今後このようなことが起きてはならない。 問題の存在を知ったのは報道等で。	現在、記録管理部に所属しており、身近な問題として認識し、業務処理については、慎重に行っている。 個人で行う入力業務等については、チェック体制を強化することが必須である。
10191	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	できる限り国民の皆様一人一人と当時の状況を突合せしながら、整理をしていくこと。	社会全体を騒動に巻き込み、社会保険制度に対する国民の皆様の信頼を大きく損ない、社会保険事業全体のイメージダウンをもたらした。 問題の存在を知ったのは、平成16年の通常国会での年金未納問題での年金個人情報の業務目的外閲覧問題の頃からです。	国民の皆様の疑問・不安を解消し、年金問題の解決を図るよう、できる限り国民の皆様一人ひとりと当時の状況をつき合わせて記録の整備をしていくよう対応した。 個人情報の保護等、法令遵守の重要性をしっかり認識し、自らの行動に反映して国民の皆様の信頼を回復していくことが必要と思います。
10192	地方庁	社会保険事務所長	特になし	年金記録問題は総力をあげ、最重要課題と位置づけ、早く終わらせることが重要だと思います。	年金記録問題については一日も早く、早期解決が決め手の問題と認識していました。ほぼ2年ほど前だったと思います。まだ民間の企業にいたころだと思います。	社会保険庁の負の遺産ですが、全員で使命感を持って対応した。業務センターに送っていたものが戻ってきたり、時間だけがかかっていたことが、お客様に対してたいへん失礼なことをしていたように思います。旗を振っているところが適切な指示ができなかったことが大きな反省点として挙げられると思います。
10193	地方庁	社会保険事務所長	ありません	(6)についてはありません。	年金記録問題が取り上げられるまでは特に意識していませんでした。 記録問題について詳細を知ったのは、問題が取り上げられた平成18年から19年頃です。 年金記録問題については、国民の年金額や年金行政に対する信用等に関係する重大な問題であり、オンライン切り替え時や普段の業務の中での記録に関しての重要性の意識不足や、被保険者・事業主等への年金番号の重要性、正確な届出の徹底や広報等の不足もあったのではな	社会保険庁、社会保険事務局の指示の元で自分のできることを精一杯やること。 業務を行う中で、記録の誤りは重大であるという認識の欠如、また被保険者・事業主への年金番号の重要性、正確な届出についての徹底不足、届出に対しての確認不足もあったのではないかと感じます。
10194	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在やっているように記録と本人記憶の突合せを行うのが、時間はかかるものの最も確実な方法だと思います。 ただ、台帳自体残っていない為確認のしようがない方については、国が納付していないことを証明できない場合は、申し立てに基づいて記録を訂正するしかないのではないかと思います。	マスコミ報道が盛んになったことで、問題が存在することを知りました。 それまでは、裁定手続きの際に記録を全て確認・統合するので、厚年取得の際等に未統合手番が見つかれば統合していたものの、基本的には複数の番号を持っていても問題ないとの認識でした。 納めていただいた保険料に対して年金をお支払いするという、最も根幹の部分が出来ていなかったことは非常に情けなく、国への信頼を損なわせる重大な問題だと思います。	適正な記録に基づいて適正な額の年金を受け取っていただくよう、窓口での説明や内部処理を迅速に行うよう努めました。 今回の問題の背景には、加入から支払いまで40年程かかるという制度に甘え、「いずれ訂正すれば良い」と先送りにしてきた無責任な体質と、本庁と地方事務所、更には事務所間での機携不足があると思います。これらの点、及び国民への制度の周知徹底を行った点が反省点として挙げられると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10195	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	・未整備となっている記録(事業所整理記号が0000－0000となっている記録や力セット未開封の記録等)が存在することにより、調査が難しくなってしまったり、場合によってはそれによって本人の記録に結びついていない記録が存在してしまっている可能性が考えられるので、それらの記録の整備を早急に進めるべきであると思います。 また、現在の年金制度やシステムは国民がこちらの期待するように行動(就職・退職の際には必要な手続をする。年金手帳をきちんと保管し、1つの基礎年金番号で手続をする。免除制度等の情報を積極的に得ようとする等。)してくれた時に初めて成立するようなものになってしまっていると思います。ただ、現実はすべての方がそのような行動をとるわけではないので今回のような問題が発生してしまったと思います。今後は、届出を受けなくても記録管理を行えるような制度・システムを作っていくべきであると思います。(具体的な案は思い付いていません。すみません。) また、制度が複雑すぎると思います。	はっきりと何時だったかというのは覚えていませんが、この問題が大きく報じられる前から未統合の記録が存在していることは知っていました。(5千万件もあるとは思いませんでした。)その当時は、何かの手続で来所された際に氏名検索で未統合の記録が出た際には「何か抜けてる記録はありませんか」という問いかけはしていたと思います。また、最終的には年金を受給する際に確認されて、本人の記録として統合されるであろうという認識でいました。	当時は「抜けてる記録はありませんか」という問いかけをしても「ありません」と言われればそこで話を終わらせて、それ以上深く話をしようとはしませんでした。今思えば積極的に記録をつなげようとする意識が欠けていたと思い反省しています。
10196	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		10年ほど前、厚生年金の期間調査を担当していた時、名簿台帳と相違していたり、名前が収録されていなかったり、なんでこんなに整備されていないのだろうと思いながらやっていました。 思っていても同僚とこんなんでいいの？と話す程度で諦手にやることも、どうすることもわかりませんでした。	機械移行をした時に、いい加減すぎたのでは。 その後でもこんなことがあることはわかっていたはずです。なぜ見ないふりをしてきたのかがわかりません。 その後でも着々と整備していけばこんなに大きな問題にはなっていないと思います。 台帳から機械への移行時、基礎年金番号発足時にもっと記録整備を重点的にしていかなければいけなかったのだと思いました。
10197	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	分からない	マスコミが年金問題について取り上げ始めたころから、年金記録問題と意識した。	マスコミが年金問題をとりあげて、電話や来客での問い合わせが多くなり、開庁時間内は電話と来客の対応を優先にしたため、本来の担当業務が出来ず、毎日長時間に渡る残務整理に追われている状態が続いている。 年金制度が始まった当時からすべての年金制度の加入について、一つの番号(基礎年金番号)での加入という扱いにしていれば、少しは年金問題も少なかったと思う。
10198	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	年金制度が出来てから67年が経過をしており、短い期間で全ての解決を図ることは、かなり難しく、また解決を図るためには熟練した職員で対応する必要があると思います。国民の皆様にも理解をいただく中で、じっくりと腰を落ち着けて解決を図っていくべきではないかと考えます。	昭和61年の基礎年金導入まで、国民年金と厚生年金を別々に運営していたことから、二重加入や重複期間が多く存在していました。また、厚生年金加入者で、転職するたびに厚生年金手帳の新規払い出しを受けている被保険者も多く存在していました。そのような存在を知ったのは、新規採用時に適用課に配属されたことから、昭和51年に採用されて直であったと思います。	出来る限り被保険者や受給者の方に制度の説明をしてきたつもりですが、結果的にはあまり貢献できていなかった思っています。平成11年の過去記録のお知らせを行った時点でも広報が不足していたこともあり、被保険者の方々からの回答がほとんどなされなかった記憶があります。 あの当時もっと広報も含め力を入れていたらと、思っています。
10199	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10200	本庁	その他(本庁)	特になし。	できるだけ速やかに、今受け付けている再裁定を処理すること。 そのために長期的かつ具体的な計画を立てること。	整っていない記録が存在することは、、この職場に入って記録を扱う課に所属されてからたびたび感じていたが、名簿やマイクロをから確認することができるので基本的に問題はないと認識していた。	今、自分にできることを精一杯することと考えて期間照会や再裁定支援にあたってきた。再裁定処理を最初に溜め込んでしまったことが何より反省するべきことと考えています。
10201	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般的に知られていること以外分かりません。	解決に向けて、通常業務とは別の専門チームをつくるなどの人員増。	年金記録が正しくないのは不利益が生じるので、早急に解決しないといけない問題として認識していた。 存在を知ったのは、マスコミ等で報道された頃です。	早急に対応しないといけない問題と認識していたので、積極的に取り組みました。 基礎年金番号導入前の手番の統合作業が受身だったこと、確認作業にしても調べ方等対応に差があるのが反省点だったと考えています。
10202	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後の防止策となると別の話になりますが、今すでに起こってしまっている問題は1件1件の積み重なりで大問題になっているのであり、とにかく人と時間をかけて1件1件を丁寧にあたっていくしかないと思います。1件1件の解決を積み上げていくこと以外に全体の解決の方策はないと思います。 そして単に人を増やせばいいという数の問題ではなく、せっかく増やした人材を育成していくことが重要だと思います。記録の調査や、そこから再裁定までできちんとつなげていくには高いスキルと深い年金の知識が必要です。集中的に今の問題を片付けていくことはもちろん大切ですが、早急にやることを重視しすぎるあまり、肝心な内容の確認が必要なレベルに追いついていないのではないかと思われてなりません。確認不足により他人の手番を統合してしまったという話も聞いたりします。 記録問題にあたる充分な人員の確保とともに、その育成にもっと力を入れる必要があるのではないかと思います。そういう意味でも、機構になって採用される准職員や特定業務職員等の契約更新回数の一律的な制限は、先のことを考えるととても心配です。	平成19年と20年は丸2年間育児休業で職場を離れていましたので、全国的に大問題として取り上げられた時はテレビ等の報道で知りました。 それ以前にも未統合の手番がたくさんあることは知っていましたが、ご本人が番号を持っていたり会社名を覚えていらっしゃれば、氏名索引等で出てきた記録と一致することを確認して統合していけるものだと思っていました。 しかし、今回の問題の発覚で、氏名・生年月日などが入っていない手番がこんなにたくさんあり、また、WMにデータすら入っておらず紙台帳でしか残っていない記録が山のようにあることを初めて知って愕然としました。そして自分が今までそのことを知らずに仕事をしてきたことに大きなショックを受けました。	今まで記録の調査にかかわる仕事は直接担当したことはありませんが、年金相談や年金裁定に携わる中で、氏名・生年月日・性別などが相違していることはあるにせよ、すべての記録がWMに収録されていると思ってやってきた私のこれまでの仕事のスタイルは、当然に今までとは全く違うものになりました。 今までだと、お名前から可能性のあるあらゆる読み方で検索したり、お客様のおっしゃる会社を検索してその名簿を見たり、WMでできる限りのことをやっても出てこないときは、多分年金に入ってなかったんだろうなと思いつつ期間調査を受け付けていましたが、今はまずお客様のお申し出を全面的に信用して、ご納得いただける回答ができるよう徹底的に調査しなければならないという思いでお受けするようになりました。 この問題の反省点としては、まず"過去の現場のスタイルとして、記録については年金請求時に確認すればいいという認識や、ご本人からお申し出がない限り調査しないという実態があったと思います。そして最大の問題点は社会保険庁がこれだけの未統合手番や未収録の紙台帳記録があることを認識しておきながら、何の手立てを取ることもなく長期間放置し続けてきたこと、またそれを公表することもなく、国民の皆さんのみならず現場の多くの職員ですらその事実を知らな
10203	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	現時点におきまして、年金記録問題における記録照会等たくさんの業務が山積しております。我々社会保険職員がその問題に集中的に取り組むのは必須でありますが、より早急に問題解決するためには、たくさんの年金知識を持つ方々の協力(お願い)が必要ではないかと思います。数の力は絶対だと思いますのでそれにより年金記録の整備等早急解決に向かうのではないかと思います。	平成19年6月に5000万件の年金記録問題の頃だと思います。私は直接在籍した頃はありませんが、全く知らなかった事とはいえ、国民の皆様の大切な保険料が納付されていなかったり、本人様の記録が他人の記録に入っていたり、信じられない思いで現社会保険職員として申し訳ない気持ちでいっぱいでした。	我々社会保険職員が一丸となって正しい記録を整備し、何よりも国民の皆様の信頼を取り戻さなければなりません。一度失ってしまった信頼を回復させるのは容易ではありません。しかし、年金制度は信頼があってこそ初めて国民の皆様に納得をしてもらえる制度であると思っております。個人個人の力は微力でありますが、国民の皆様一人一人に対し信頼していただけるよう丁寧に説明をし、信頼回復に向けて取り組みたいと思っております。
10204	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	1件1件記録の照合作業を行なうことしかないと思います。したがって、ねんきん特別便、ねんきん定期便等、あらゆる機会を捉えて、ご本人に確認を行っていくことが大事と思います。	まず、年金記録問題については国会等での指摘により認識しました。 私は平成元年頃に社会保険事務所で健保・厚年の適用業務及び年金給付業務に従事したことがあります。その時は厚年と国年は別々の手帳記号番号でした。したがって、年齢がいった方でも厚年の新規取得はありえますし、本人が会社に年金手帳を持っていないと申請すれば会社からは新規取得で届書が提出されます。 また、厚年と健保は一緒の取得ですから、適用の届けが処理されなければ健保証も発行されないこととなります。 このような制度の状況であれば、当然1人で複数の年金手帳を保有することはありえることでした。したがって、1人が複数の番号を保有しているということは制度上の問題であって、当時からこのことが年金記録問題だという意識は全くありませんでした。 その後国会等での指摘により、ずさんな事務処理も判明し、それ以降年金記録問題として認識するようになりました。	当時、年金給付業務に従事していた際は、上記の状況を踏まえ出来るだけ時間をかけて本人申請の記録を全て調査しました。時間をかければ当然年金の支給時期が遅れるわけですが、1～2ヶ月かけて調べた人もいたことを記憶しています。 なお、適用の段階ではあくまでも本人申請ですから、本人が前の会社を今の会社に言いたくない場合等、どうしても新しい番号で適用しなければなりません。番号を持っている可能性のある場合、会社の方に話をしますが本人が否定すればやむを得ないことです。 また、昭和17年当時にコンピュータがこれだけ発達するということを予想して業務が行えたとは思えません。また、戦争で相当混乱している中で、亡くなった方も相当いるはずです。そのような状況のものまでずさんな事務処理の中に含まれ年金記録問題として扱われることには抵抗があります。 また、ずさんな事務処理については、問題は労働組合活動による原因も相当な割合を占めているものと思います。 なぜなら、労働組合が労働条件を縦に、本来の国民に対するサービスを後先するのでは無く、いかに業務を増やさないか。それが結果として仕事に対する1人1人の意識が低くなり、出来るだけ楽に仕事をするような体質になってのではないでしょうか。 社会保険職員は全国で1万6千人います。1人1人がきちんと自分の仕事をこなしていけば(いれ
10205	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	通常業務と年金記録(照会・回答等)業務は、事務所から完全に分けて取り組む。 記録問題専任で人員増する場合は、一定数の経験者を投入しなければ処理は進まないと考えます。	制度の根幹に関わる問題であると認識しています。 問題が表面化した時、(事務処理上、個々の案件で問題ありと感じたことはあったと思うが、何時頃の事かは覚えていません)	年金請求時迄の数十年間、本人が加入・納付記録を十分に確認していない。また、こちらも、申請・請求主義という事で、請求時迄に記録整備すればよいという考え方のため、本人に定期的に確認をしてもらわなかった点。 国民年金の収納事務を国に引き上げた際、区市町村保有資料の廃棄を認めた点。
10206	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10207	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません	解明が必要だと思います。 本来受け取るべき年金を受け取らずに、いるということはなくすべきです。	申し訳ありませんが、認識をもっていませんでした。 報道により問題を認識しました。	受給者、加入者の方の立場に立った対応をしようと思いました。 申し出主義、申請主義で、こちらからの発信が少なかった点が反省点です。 特別便を送るとか定期便を送るといった発想は昔はなかったと思います。
10208	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に報じられている問題以外存じません。	問題の解決にあたっては、できる限り短期間で問題解決を図らなければならないため、現在のシステムが変わらないのであれば大量のマンパワーを投入し速やか似処理すべきと考えます。	老後の生活の糧となるべき年金記録がずさんな管理体制にあったことに驚き、 過去からの社保庁の大甘な体質に憤りを感じました。 問題の存在については、報道等により知りました。	社保庁が変わろうとするすべての行動に賛同し自分自身も変わろうと思いました。 反省点としては労組と社保庁の馴れ合い体質が最大の反省点と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10209	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の適用については、すべて事業主の責任により届が提出されるため、制度に対する事業所の認識不足、誤認などにより適正な届出が行われていない場合も多数存在するようにみられます。	度重なる法改正などにより制度がかなり複雑になってきているように思われます。思い切った制度改正を行い、事務処理のシステムも大幅に見直す必要があると思われます。 年金定期便は被保険者の納付記録の確認だけでなく、年金へ対する意識の向上を促進させるという効果も生み出していると思われます。定期便を受け取った被保険者からの照会には、「標準報酬が実際とは異なっている。」、「実際の退職日と異なっている。」などといった反応がみられます。過去の記録については、申し出を頂き調査していく、第三者委員会に判断を委ねるという方法をとっていくことになりますが、今後このような問い合わせが起こることのないような制度作りを目指していかなければならないと思います。例えば、厚生年金適用のさまざまな手続に際して、事業主に一任ではなく、被保険者もなんらかの形で関わることができるような仕組みを作っていくようにすれば、今後の記録の漏れや不備といった問題は、激減できるものと思われます。 また届出のワンストップサービスといった、簡略化も進めていくべきだと思われます。例えば雇用保険の離職の手続を行えば、厚生年金の資格喪失も連動するような仕組みを構築すれば、社会保険職員による不正など介在する余地もなくなるわけです。他省庁や地方自治体との連携を推進し、被保険者の情報の共有化を進めていくことも重要であると思われます。		
10210	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		大変重大な問題であり、早期に解決しなければならない問題だと思います。	本庁の指示に従いマニュアルにそって対応してきました。
10211	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	—	年金記録問題については、当時の広報等により確認。 国が記録を正しく管理するのは当たり前のことであり、国民からの信頼を大きく損なう問題であると認識。	・国民からの信頼回復に向けた、誠意を持ったお客様対応に心掛けるとともに、一人一人の意識改革を図るため、上司と部下のコミュニケーションの活性化に努めました。 ・国民の視点に立った当たり前の業務が行えていなかったこと。
10212	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号の切入について 従来から事業主からの厚生年金保険資格取得届提出の際は、年金手帳等の記号番号の確認をするよう事務処理要領になっており、要領に従い確認していた。事業主及び被保険者の年金制度に対する認識が十分でなかったため被保険者各自が持参している年金手帳等が提出されず記録統合が遅れたため、今回の記録問題になったと思います。	基礎年金番号の確認を十分行うこと。	事業主には被保険者に過去の年金制度の加入状況を確認するように周知を図っているとの認識があったので、当時は特に気にすることはなかった。	基礎年金番号を年金制度発足の早い時期(平成9年度以前)から導入すべきであったと思います。
10213	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	マンパワーによる年金記録問題解決専門セクションを増設し、集中的に検索・照会・調査業務を都道府県単位で実施すること。	過去に遡るところから、オンライン導入前の紙台帳について、きちんと精査をせずにオンライン導入をしたことが、年金記録問題の端を発した一番の原因であり、問題であると認識している。当時、野党であった民主党が国会において、年金記録問題の追求により知った。	とにかく、本庁の指示に従い、年金記録問題の解決に向け、お客様ひとりひとりから事情聴取して精一杯の対応(検索等)してきました。 反省点は(7)の対策が、なぜ、すぐに発動できなかったのかという点です。 平常業務に加えて、ひとりひとりの職員が年金記録問題の解決に向け、対応をすることは、解決にかかる時間が最低2倍以上要することは自明のとおりであることを誰もが認識していたはずではなかったのではないか。
10214	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録が見つかっても、年金に結びつかないケースが見受けられます。特に、昭和36年3月以前に1年以上厚生年金に加入し、昭和36年4月以降短縮規定により国民年金の通算老齢しか受けていない方は、受給権が発生しないのは、おかしいと思います。短縮規定はそもそも、制度発足時年齢が高齢なため、25年を満たすことが困難な人ですから、短縮規定の年数をクリアしていれば、年金を支給するのが当然と考えます。	法律改正を望みます。	年金番号は、各制度1番号ですので、被保険者の人が自覚をもち転職の際、事業所に届出をしていればほぼ、今回のような事は起こらなかったものと思います。もし、年金手帳を亡くしたとしても、再交付という手続きがありますので、調査は可能だったと思います。基礎年金導入時に本人回答の上、統合したのでかなり、改善されたと思っていました。その際、記録について相談を受け大量に処理したことを記憶しています。 ただ、若いときの年金に興味のない人や、転職が多いひとは、二つ以上の年金番号を持つケースがあり、制度が始まった当初から戦争をはさみ、このような大量な宙に浮いた年金を生み出したものと思います。機械化されてから地方でも検索が可能になり、改善されたとはいえ、機械化になり22～23年のことですから今回の問題は、整備される良い機会だったと思います。、一方的な批判が多く、精神的にかなりまいりましたが、今後の事を考えると記録が整備され良い方向へむかうものと期待しています。	年金相談時及び、年金請求時には特に、最終学歴を聞きしその後の職歴を確認し、あいた期間があるときは、「ここの間はどっかお勤めされてましたか？」と、記録が漏れないようしてました。年金請求時に確認すれば、これまでの記録管理を考えるとある程度問題がないと思っていました事が反省点ですが、個人としてどう動けばよかったのか今考えても不明です。
10215	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	新聞報道にもありましたが市町村(自治体)の協力を求める。(個人特定につながるデータの提供等) 消えた年金記録について第三者委員会ではなく、事務所で認定できるよう基準を定め事務所で認定作業を行う。 再裁定処理に時間がかかりすぎているため、これを事務局レベルで処理できるようにできない	「宙に浮いた年金記録5000万件」との新聞報道で初めてこの問題を知りましたが、大変驚き、信じられない、国民の信頼を裏切るような大変な問題だという思いにかられました。その後、次々と報じられる消えた年金記録、標準報酬の改ざん等新聞記事を見るたび、そんなこともあったのかと驚き信じられない思いでした。	この問題を真摯に受け止め、信頼回復に向け、まじめに、誠実に、丁寧に対応していこうと思いました。 反省点 ・大切な年金記録を扱っているんだという職員の認識不足 ・年金記録の管理が杜撰であったこと ・年金加入記録を確認してもらえるよう通知等を行ってこなかったこと
10216	地方庁	その他(社会保険事務所)	新たに記録が見つかった事により年金額が増額になるケースはマスコミ等で報じられておりますが、減額になるケースはあまり周知されていないと感じます。未統合記録の中には、統合により年金額が減額される加入記録も含まれていると思います。正直に申出を行っていただき、5年分の年金額を返納している方がいる一方で、「減るのなら記録は統合しなくても結構です。」という方がいるのもまた事実です。個人的には不公平だと感じます。	「適正な年金額を支給します」と公言している以上、減額になる方についても公平な対応を行うべきだと思います。そのためにも、組織としての明確な方針を示すのはもちろん、並行して法整備も必要になると思います。(未統合記録判明の場合には、平成22年4月以降の分から減額・返納の対象にするなどの特例法にて) 「組織全体の明確な方針(これをしなさい！)」があると無いのでは、個々の職員の対応が全く異なってくるのではないでしょうか。	平成16年4月新規採用に、国民年金適用業務に従事していた時から問題を認識しておりました。 マイクロフィルムに収録されている納付記録とWMの記録が明らかに相違する事例に遭遇することがありました。未統合記録については、あまりにも件数が多いので「裁定請求時に記録整備を行う」と聞き、「そういうものか・・・」と納得しておりました。	国民年金納付記録についてはマイクロフィルムまたはWMで収録されている記録のうちいずれか有利な方向で課内で検討のうえ記録整備を実施しました。未統合記録については、来所されたお役様からの聞き取りを通じてできるだけ統合するように努めました。記録整備を行うにあたっては、現在のように明確な基準やプロセスが無かったため、経験・知識が豊富な上司に確認をしながらその都度対応しておりました。 反省点としては、きちんと示された記録整備のガイドラインが無かったため、どうしても個人の知識・経験・勘に頼らなければならなかった事があげられます。「裁定請求時に記録整備を行う」にしても、相談窓口で実際に対応にあたる職員・非常勤職員により対応はバラバラだと感じました。組織として記録整備・期間照会にかかる全国統一の基準を全体に示したうえで、全職員に実施を早期から徹底させていれば、ここまで問題は大きくならなかったと感じます。
10217	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なし	問題になっているのを知ったのは、恐らく平成16・17年頃国会でのやり取りがマスコミ報道されるようになってからのことだったと思います。 当時は、ただ漠然と所在不明な記録が数多くあることが問題視されていましたので、転職を繰り返した方や氏名・生年月日の不一致などで、記録統合できないのだろう、あって不思議では無いなどと思っておりました。	後に、局内で全事務所の払出簿(厚年)の写しを業務センターに送付したり、センターから送付されたリストに基づき、調査・入力する作業があったのですが、可能な限り積極的に携わるように努めました。 上記のような、初歩段階の記録調査・訂正作業がまだ終えてない段階から、お客様へ特別便が送られていたように感じました。 結果、お客様に混乱とご迷惑を与えてしまった気がします。
10218	本庁	その他(本庁)	特になし	システム開発、人材育成	組織で取り組むべき重要課題	再裁定の効率化 システム改善、人材育成を進めていくべき
10219	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	基本的には、基礎年金番号に登録されていないすべての記録について、本人特定のための調査が必要ですし、政府としてもそうすべきとは思いますが、そのために要する投用の費用対効果や事務費、また戦時中の戦災等における記録の消失により、本人からの申立てがあっても本人の記録を見つけられないことも現にあることから、一定のラインをつくり、政治判断により一律救済を図る必要はあるのではないかと思いますし、それによって問題の収拾をはかることも必要ではないかと思います。	基礎年金番号が導入された当時、基礎年金番号に未登録の手帳番号記録を健康保険・厚生年金保険の資格取得届に添付され提出された年金手帳により統合処理をしていた際に、手帳番号記録の中にいわゆる「名無し」の厚生年金記録があり、そんな記録が存在することを初めて知りました。ただ漠然とした思いでしたが、「こんな記録が沢山存在すれば、大きな問題になるだろうな」と思いました。	年金給付事務を担当したことのある先輩や同僚の方々も、そのような「名無し記録」が存在することを以前からから認識していたようで、自分や周りの同僚も基礎年金番号の導入により社会保険庁として積極的に未統合記録の解消を図るものだと認識していました。しかし、現実的には、本人からの申し出による記録統合しか行われず、また、積極的に統合処理を図るための広報(テレビなどのマスコミを利用した広報)や具体的な業務上の指示も行われませんでした。自分としては、やはりこの時に厚生省や社会保険庁(特に施策の企画立案部門)が重大な問題と認識して、積極的に予算確保をしたうえで、能動的な統合処理対応ではなく、こちら側から被保険者に連絡をとって統合処理を進めるべきだったと思います。
10220	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題については、一連の報道等でも広く周知されていると思います。加入期間について被保険者から照会があった際に、索出が容易にできるようなシステムが必要と考えます。	平成19年3月頃に年金未納者から、5000万件の問題が出ているとの話があって初めて知り、基礎年番導入後の過去記録調査においても、未統合となっている手番が多く存在しているのかという認識であった。	厚生年金については、基礎年金番号導入前に、一人の被保険者に対して複数の手帳番号が付与されたことや、資格取得の際に正確な氏名、生年月日が届けられていないこと等があると思います。
10221	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金3号同様、国民年金任意加入中に厚生年金等の記録が追加された場合、厚生年金等の記録喪失後、国民年金任意加入は復活できないということ。	制度自体が改正されない以上、お客様に対してそれを説明することしかできない。	事務所のおいて厚生年金の適用業務を行う中、手番があると思われる方であっても、記憶にないということで新番を払い出すなかで、年金請求等の際記録をひとつにまとめることがたいへんであろう感じていた。	できる限りご本人の記憶をさかのぼっていただくよう対応するようには心がけるものの、記録問題が発生したのは、お客様側の年金に対する意識の薄さもひとつの要因であったと思うので、年金制度への理解・興味を十分にもってもらうべく学校教育から力をいれるべきかと思います。 年金が魅力ある制度とするためにも、現場・国民の意見を十分に反映したものとしてほしいです。
10222	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	基礎年金番号制度導入以降、統合処理がされていない手番が存在することは認識していましたし、この未統合の手番については、年金受給時の記録確認及び加入記録の確認申出等の相談の時点で解消されていくものとの認識でした。 しかし、厚生年金の報酬記録改ざんや国民年金の納付記録がなくなっているなどの問題はねんきん特別便に関する相談を受け、その調査結果等により初めて認識した問題でした。	平成18年6月から国民年金課に配属され窓口・電話等でお客様と接する機会には、その方の過去の加入記録の確認を行い記録統合処理のご案内や処理に努めてきましたし、年金記録問題としてとりだたされて以降は更にその意識を強めてお客様対応を行っています。 年金記録の管理が不十分であったのでないか、お客様が自身の年金記録を身近に確認してもらう仕組みではなかったのではないかという点が反省点と考えます。
10223	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じません。	記録問題専門の機関をつくり日本年金機構、市区町村の協力のもと本人や家族、事業所の関係者などに情報提供をお願し、記録を探していくのがよいと思います。	国民年金・厚生年金について収めた期間が請求できていない問題。 原因としては紙台帳からオンライン入力する際の誤入力や元々の資格取得の際の氏名、生年月日等の記入誤りによる未統合、厚生年金喪失日の月末喪失日による未納期間などがでてしまう問題。 問題の存在を知ったのは平成19，20年ごろだと思います。	特別便の窓口支援などでお客様からの記憶やお話からWMによる事業所からの検索や氏名の読み方、生年月日に幅をもたせて検索するなど、誤って入力等されている可能性を考え対応するようにしました。 反省点としては、まず紙台帳をもっと丁寧に記入する必要があったと思います。また、オンライン入力する際のチェックについて甘いものだったのではと思います。 年金請求時の本人からの聞き取りをもっと細かくするべきだったのではと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10224	地方庁	社会保険事務所課長級以上	マスコミの報道により初めて知った事実もあるくらいです。既に公になっている事以上の事はわかりません。	様々な抽出方法の対象者に対して文書を送付しても、未回答の方がまだかなりいらっしゃいます。自治体の広報・公共の建物や交通機関内での広告・テレビ等マスコミを通して今一度申出していただくよう周知が必要だと思います。 また、フォローアップについては今回市町村の協力を求めましたが、国年関係に限定すれば元々記録問題は社保庁だけの問題ではなく、かつて現年度の保険料を取り扱っていた市町村の責任に帰する事が多々あります。少なくとも国民年金については市町村の任意の協力というよりは義務としてこの問題に取り組んでもらうべきだと思います。	当県で国民年金事務がオンライン化されたのは昭和60年4月です。59年には準備作業として台帳記録の切り替えを行いました。膨大なデータを切り替えの帳票に記入していく作業はその後のチェックでも万全ではなく、今後の事務に少なからず不安を覚えました。 大規模な記録問題となるのではないかとの懸念が強まったのはその頃ではないかと思われます。	(8)の当時の事ですがオンライン化された記録に誤りがあるのであればそのデータの元となった台帳は全て保管しておくべきだと思っていました。ただ、社保庁の方針によらないであくまでも保管を範囲に主張するというのは当時の自分にはできなかったと思います。そのためオンライン切り替え後は自分が担当した被保険者の記録についてはマイクロとオンライン記録を突合したり、市町村から社保記録との不突合で照会がきた場合はできるだけの調査をしていました。 (今回の記録問題が起きるまでの社保庁の対応に関する反省点) ①国民年金について 社保と市町村の台帳を全数保管し、現在行っているオンライン記録との突合をしなかった事。 ②厚生年金について オンライン化されていない記録がそのままになっていた事。 ③氏名索引で本人のものと思われる記録が出てきても本人の記憶が詳細でないと本人のものとして認めなかった事。
10225	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	被保険者、受給者のためには迅速な対応が必要。	裁定請求時に記録を十分確認し、漏れがあった場合は、照会し正しい記録で裁定を行う必要があるとの認識であった。	支援はしたが、担当部署ではなかった。 可能な限り事前に記録整備をし、本人の記憶にたよる部分は請求時等、最終段階し被保険者の負担を軽減すべきであると思う。
10226	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	一件一件誠意をもって対応していくほかはないと思います。	裁定請求時に確認すればよいという認識がありました。 期間もれで再裁定になる件は以前からありました。 初めて年金給付課に配属された平成10年頃から、そのことは知っていましたがこれだけ大きな規模であるとは思っていませんでした。再裁定は月に数件だったかと思います。 裁定請求当時の対応がまずかった、との認識でした。 また、単純に氏名検索だけでは出てこない記録がこれだけあることは知りませんでした。 これを知ったのは、年金記録問題が大きくなった平成20年です。	窓口対応時に氏名検索をもっときちんとしよう、と事務所内では話し合いました。裁定時の確認も確実にするようには気をつけていました。 しかしそれだけではとても対応できるものではなく、台帳管理時、電算化処理時のずさんな処理、職員もしらなった台帳の存在など、根は深いものでした。 細かいミスもありますが、それよりも、全職員これがあたりまえという認識でやってきたことが、根本的に間違っていました。組織全体の考え方が間違っていました。 もっと早く基礎年金番号化に取り組んでいるべきだった。 裁定請求時に確認すればよいのではなく、常に正確な記録の管理をしなければならなかった。そう思います。
10227	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	一番効果的であると思われる方策は、特別便未提出者に対して電話等にてコンタクトをとり、一軒ずつ出向くしかないと考えます。ただ、コスト面や人員数的に考えると大規模には行えないのが現状だと思います。そこで、市区町村(郡落)単位での平日18時以降や土日を含めた出張相談(受付)を行うようにできれば、社会保険事務所へ諸事情により来所(電話)できないお客様へのアプローチはできるのではと考えます。ただし、広報等により十分に周知されていないと効果はあまり見込めない気がします。	平成11年当時、国民年金業務課に配属になり基礎年金番号への移合処理をする際に、二重三重に払出されている手帳番号があることを知り、いずれ問題になるなとは認識しておりました。	可能な限りお客様の声に耳を傾け、マイクロ確認や名寄せを行い解消にむけ努力しました。 保存記録等の開示に時間がかかり、調査の長期化が余儀なくされている為、開示を少しでも進められていればと考えます。
10228	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	ひとつひとつ進めていくしかないと思います。	今回の記録問題でとりあげられてから、問題だと認識した。年金受給者の方には、年金請求時に記録をかくにんしていただいていたので、今まで問題だとは思っていなかった。	国民の方からの記録漏れの照会でのお怒りの言葉は、真摯に受け取り親切丁寧に対応しました。
10229	地方庁	その他(社会保険事務所)		入念調査等で、個別に丁寧に対応していく。 年金決定時には特に注意して氏名索引をして、本人にも丁寧に確認する。	基礎年金番号以外にも手番が存在し、中には台帳から機械に正しく入力されていない記録も存在して機械の氏名索引だけでは対応できない問題。 16年10月の年金給付課に配属になったとき。	年金決定時にはいろいろ読み方を替え氏名索引をして、配偶者の記録まで、確認して浮いている記録が有れば統合をしていった。 本人に通知等をして、年金記録を確認の機会があった際に確認が不十分だった。
10230	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10231	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。 強いて挙げるならば、既存のWMのシステムでは完璧な記録確認調査及び回答は不可能と思われることです。	国年については、記録照会の処理経験がないためわかりません。 厚年については、 ①被保険者原票照会システム(080)に多数の不備記録があるが、不備をシステム上訂正する術がない。地方庁であるいは本庁への進達で訂正を可能にできないでしょうか？ ②一部の地方の名簿等については、そもそも080に未収録のものがあると思われるため、改善していただきたい。 ③本庁の旧台帳等もWMで確認できるシステムを導入できないでしょうか？ ④他事務所管轄の記録確認作業には、その事務所独自のノウハウがあると思われる。そのノウハウを共有を図るべきと思われる。	いわゆる年金記録問題については、国民生活に直結する重大な問題と捉えています。 H18年度以降、厚年記録照会事務に関わるようになってから、意識するようになりました。	調査については、自分なりにベストをつくしたつもりです。 ただ、多大な調査時間を要し、お叱りを受けたことや、全く見落とした記録がないとも言い切れないことは反省すべきと思います。
10232	地方庁	その他(社会保険事務局)			国民の信頼を失った。3年ぐらい前。	窓口にて年金記録もれについて、少しでも減らすよう対応した。年金記録漏れの件数が多く短期間では処理できない。
10233	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	通常業務の省略化を増やし、その分、全職員で記録問題に対応できるようにする。	18年ごろと思いますが、当初マスメディアの情報を耳にしましたが、加入や納付の記録が登録されていない被保険者がいるとは、想像もしたことがありませんでした。	加入してたのに、記録として結びついていない国民がいる中、相談者に対し記録洩れがないか説明を行なっている。この問題の反省点としては、全国民に対し、毎年記録状況を送付したほうがよいと考えます。
10234	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10235	地方庁	その他(社会保険事務局)		市町村と協力して、社保庁では把握できていない情報等を共有し、記録の確認を行うことがいいと思います。	被保険者・受給者に対して不安と不信を与えてしまい、組織全体として責任をとらなければならないと思いました。 この問題の存在を最初に感じたのは、年金給付課に所属していたH10～H14年に、氏名が空欄になっていたり、読み仮名が相違していたことがありましたが、このような記録がこれほど多いとは当事思っていませんでした。	基礎番号導入時の手番確認の徹底がなされておらず、年金請求時まで確認の契機がなかったことが原因だと思います。被保険者・受給者・適用事業所・市町村等との協力、連携を図って一つの番号に統合させることが大事なことだと感じています。
10236	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現在、事務局では、通常業務をしながら年金特別便の作業をしており、そのため、通常業務に支障をきたすことがあります。年金記録問題は優先的に行うべき問題でありますが、通常業務に支障をきたせば信頼回復にはなりません。専門の職員、謝金等で効率的に行うべきであり、そのための人員を確保していただきたいと思います。	年金記録問題はお客様の信頼を取り戻すうえで、社会保険庁(日本年金機構)が最も優先的に行うための業務だと思います。問題を知ったのは3年ぐらい前です。	問題解決に向け、窓口・郵便等でお客様の相談を受け、記録調査をできる限り行いました。反省点としては、年金記録問題を指摘される前に、どこの事務所でも年金請求時には氏名索引を行い、手番がないかを確認していました。受けの体制ではなく、自ら調査すべきであったと思います。
10237	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道等で言い尽くされていると思うので、一般に知られていない問題というのは存じ上げておりません。	まずは、偏向報道のような「社会保険庁絶対悪」といった考えを改めるような、姿勢を打ち出すべきであります。社会保険庁が悪いということで、われわれも世間一般も思考停止状態にあります。 そこをまず打ち破らないと、何を提言しても国民は非協力的であり、他人事でしょう。	パソコンが無い時代にもかかわらず、壮大な中身の法律を施行せざる社会保険庁の悲劇と、その困難さを意識することなく、漫然と職務を行なった怠慢さが招いた問題。 後から、後から古い記録が出てくることを知ったとき	一億人相手の仕事であり、複雑怪奇な年金制度の前に一瞬の油断もしないよう意識を高めた。 油断をしないという意識が、時にはうすかった。
10238	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		適用課配属時に、法律改正の標準報酬改定通知を送った際にカナ氏名のみで収録された氏名が相違していると多数の事業所から照会があった。 また、資格記録の照会では、記録の未整備が多くあった。	カナ氏名の相違については紙台帳から機械に収録する際に間違えていると聞いていたので、課として照会のあった事業所に協力してもらい訂正依頼を作成していただき正しい氏名への補正を行なったが、全体としての処理ではなかった。 機械記録の整備については、受給時、相談時や資格照会時にその都度整備していくの認識であったが、今思えばもっと早い時期に段階的でもいいから記録の突合、整備をすすめていってればと思います。
10239	本庁	その他(社会保険事務所)	すぐには分かりません。	統合されていない年金手帳番号についての情報が少ないように思われます。そのため、手帳番号に登録されている月数、年代、事業所の種類、勤務地の都道府県等をおおまかに分類し、その分類毎に解決策を考える。 統合されていない番号が多い事業所に協力を求める。	統合されていない番号があることは、社会保険事務所に在籍した直後に知りました。 解決すべき問題としか認識していませんでした。	年金相談等で来訪した方や、個別訪問の時に、調べる以外には、特に対応をしていませんでした。 統合されていない番号についての情報が少ない。対応が行き当りばったり。組織として問題解決をするための、戦略性及びそれに基づく戦術性がまったく見えてこない。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10240	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金制度のスリム化。現時点では基礎年金番号制度の導入により、以前の制度毎による番号払い出しはないのでこのような問題はないと思われます。	年金記録は年金受給に関わる問題だと認識しています。 記録問題が存在するのを知ったのは平成19年頃だったと思います。	年金記録の問題について、一人一つの年金番号の付番の徹底ができずに同一人物の記録が複数の年金番号で管理され、その結果莫大な記録を管理することになってしまったことは反省すべき点だと思います。年金受給者の方で年齢が若いときに勤めた事業所が特別便により判明したケースがあります。そのときによく言われるのは加入してるとは思っていなかったという意見でした。その当時年齢的に年金に関心がないということもあるかと思うのですが、年金制度そのものが世間にあまり浸透されていなかったということは反省すべき点だと思います。
10241	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在の年金記録問題以外は知りません。		マイクロとオンライン記録に相違があり、マイクロまたは本人の領収書により納付が確認できた事例は数件経験し、過去の事務処理に少し不安を抱いたことはありました。 本格的には記録問題がマスコミ等で取り上げられたことにより、大きな問題であると感じました。	記録のもれ等はレアケースと思っていましたが、当時、年金記録問題が全国にクローズアップされたころには、これまで年金業務に携わってきた責任からお客様お一人お一人の年金記録を確認しなければならないし、誤っている記録は正しく直さなければならないと考え、各確認作業等に積極的に対応しようと考えました。反省点としては、やはり、コンプライアスの徹底やチェック体制・機能の強化、第三者機関からのチェック等、内向きから外向きの仕事へ、もっと早い時期か
10242	本庁	その他(本庁)	特になし			
10243	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	特になし	国民の最大の関心事と認識	日々の業務に妥協せず対処しました
10244	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。		大変な問題と感じました。 具体的な時期は覚えていませんがここ5年ぐらいの間ではないかと思っています。	会議等を通じて問題提起や質問をしたような気がします。 社会保険庁の幹部が積極的に問題点を収集しようとしなかったのと、地方からも積極的に問題提起を起こさなかったからではないかと考えます。
10245	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人の適用が厚生年金と国民年金で異なる。理由は厚生年金適用時に登録証などで氏名確認することを社会保険庁が怠っているからです。このことにより現在の年金記録問題に絡いて社会保険庁が今後追及される問題になるでしょう。私は数年前に事務局経由で社会保険庁へ問題提起してきたが、取り上げられることなく残念でした。	とにかくいったん機構の準備とか収納率とか先送りにして全組織挙げて全力で取り組むべきではなかったのでしょうか。それこそが国民の信頼回復につながるのではないでしょうか。	社会保険庁という組織をそのままあらわしているずさんな問題だと思います。	このような問題が再び繰り返されないよう現在行われている外国人の厚生年金適用時の外国人登録証の添付を義務づける等の提案など何回も試みましたが取り上げられることはありませんでした。 社会保険庁で今後反省点として取り上げてください。
10246	地方庁	その他(社会保険事務局)	まだ半年の為、知られていない問題があったかは存じません。	時間がかかる問題が多々ありますがお客様の信頼を回復出来るよう誠心誠意業務に取り組んで行く必要があります。一生懸命取り組んでいればお客様にも伝わると思えます。「日本年金機構」に変わって良くなったと言われるよう職員が一丸となって早期に問題解決を行えたらと思います。	任期付で入った為、在籍期間がまだ半年ですが事務所で働いていた時に様々な事を知る事が出来ました。年金記録問題の存在を知るキッカケはマスコミで騒ぎ出すようになってからでしたが詳しい内容がわからないままでした。実際にどのように消えたのか漠然としませんでした。しかし、国民年金の業務に関わるようになって国民年金の歴史を知り憤りを感じた事もありました。 ですが現在、在籍しているのですから他人事では無く、自分達の問題として職務を全うしたいです。お客様にとって年金は生活の重要な支えであるので責任を持って業務遂行に携わりたいと思っております。	まずお客様を第一に考え迅速に且つ丁寧に接せられるよう取り組んで参りました。何故お客様は怒ってるのかを理解し謝罪するべきは謝罪し、満足出来る解答を提示し納得して頂けるよう努力してきました。 反省すべきは先を見据えた計画でなかったと考えるべきなのかまだわかりません。しかし、問題が起きるのをずっと待つような事はしたくありません。今後の「日本年金機構」では社会の良識と言われるよう変えていきたいです。
10247	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	まず、現時点において国民の皆様の信用が失墜し、社会保険庁や年金制度に対して不安を抱いている方が多くいらっしゃるので、その不安等を取り除いていくことが信用の回復につながり、この問題への解決にもつながっていくことになると思います。 よって、その不安等を取り除く方法といたしましては、現時点で「ねんきんダイヤルに電話をかけてもつながらない、不親切にされた」や「再裁定に要する期間が長すぎる(特に難しい再裁定の場合)」の苦情が寄せられているので、その問題点を解決するためには、人員の増員と記録照会&突合システムの開発が不可欠と考えます。 しかし、人員の増員と申しましても、ただ派遣労働者等の人数を増やすだけでは、過去のパンチミス等の過ちを繰り返す恐れがあるので、その人員の人材育成強化及びOBの方の活用が有効ではないかと思います。システムの開発については、現段階でも進められているので、そのシステムの早期開発が大切だと思います。 最後に上記の方策すべてに言えることは、職員が一丸となって取り組んでいくことだと思います。	この年金記録問題については、国民の皆様の信用を失墜させ、年金制度の根幹を揺るがす重大な問題として認識するとともに、この問題の解決なしに再び国民の皆様の信用は得られないと思いました。 また、私が年金記録問題を認識したのは、この職場に入ってすぐに報道などにおいて、この問題をとりあげられたときに知りました。	年金給付部門に現在いる者として、当たり前のことではありますが、お客様の相談に対して真摯に対応し、より丁寧にわかりやすくご説明するとともに一件一件を大切に対応することを心がけました。 反省点については、制度や運営上において、やはり年金記録を紙台帳から機械化する過程でのミスや基礎年金番号制度が導入された際の手書の未統合があり、そのミスについて是正することに力を入れてこなかった点が挙げられると思います。
10248	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	人員を確保し、少しでも早く記録の調査結果を回答を送付する。	実際記録問題(国年)の調査を担当していて、最優先にすすめる課題であるものと感じ、調査を担当することとなった平成20年1月から記録問題に対する重要性を感じた。	調査内容を入念におこない、かつ少しでも早く調査を出された方に回答を送付するよう対応した。
10249	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	現行の制度のままであれば、年金記録問題は永遠になくならない。 現在、事業主に届出義務が課せられているが、時効になってしまった育児休業や資格関係届があるため、いつまでたっても記録問題がなくなることはない。	届出義務と保険料の納付を国民年金と同様に被保険者にすべきである。 事業主は、従業員に係る保険料の折半分相当を納付することとする。	年金記録管理のずさんさ、記録管理が番号、氏名、生年月日だけで管理できるのか不安であった。 この職場に採用されて業務第一課に配属された時(昭和56年)	対応の仕方がなかった。 せめて、当時の住所を紙台帳に記載すべきであった。
10250	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていることなのかもしれないが、受給要件に期間が足らないため、任意加入期間の未納期間を取り消しして、カラ期間に充てたりする事例を見かけたが、60才からの高齢任意加入で期間を獲得できるのに、または期間が足りないために高齢任意加入して納付月数を獲得しようとする事例があり、公平ではないなと強く感じた。	私が学んでいなかったので、確認したいところである。		
10251	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い当たりません。	基本的には地道にひとつずつすべての台帳等を確認していくしかないと思う。 他には退職者も含めて当時の担当等の経験者を記録確認のグループに配置するなどの有効的な人員配置等を行っていくこともよいと思う。	正直ここまで社会的に問題となるほど確認できない記録が存在するとは思わなかった。かけていただいた保険料が年金給付に結びつかないということはあってはならないことであり、早急に解決しなければいけない超重要課題だと認識しております。 そのような問題が存在するかもしれないと知ったのは5年前に国民年金課に異動した時でした。ただその当時は基礎年金番号が統一されずにいる状態でも給付を受ける時は必ず記録の調査を行うのでそれほど問題ではないと考えておりました。ただここまで膨大な記録が宙に浮いているとは思いませんでした。	お客さまから保険料をいただいて制度が成り立つということをさらに強く意識し、自分にできることを日々精一杯に業務に取り組んできたつもりです。 問題に対する反省点としては年金制度自体が複雑化しすぎたなど制度上の問題が大きいと思います。 それとやはり職員の意識の甘さの問題が一番だと思います。十分反省し信頼回復に向けてとりくまなければいけないと思います。
10252	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	通常業務に影響が出ると住民サービスの低下等をを招く恐れがあるので、プロジェクトチームを作成し、集中的に業務ができる体制作りが必要だと思います。	国民が受給する年金額への影響は勿論だが、社会保険と国民との 信頼関係を失墜させる大変重要な問題だと思います。 19年度に入ってからだと記憶していますが、以前厚生年金の期間照会事務に従事していた時から、オンライン上の記録管理について多少疑問を持っていました。	国民の信頼を取り戻すため、年金記録問題を早期に解決できるよう支援しました。紙台帳の管理状況やオンライン化に伴う切替時の事務処理や基礎年金番号化の手番未統合等様々な要因は考えられますが、被保険者や年金受給権者からの申し出がないと正確な記録が把握できないという点も問題だと思います。
10253	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		このような問題を認識したのは平成19年頃でそれまではこんなに益的にも多いとは思いませんでした。	特別便の処理等で正常な記録になるよう対応してきたが、すべて適正に処理できているか確認することと、すべてにおいて処理のスピードを早めることが必要。
10254	地方庁	社会保険事務所長	知らない	時間はかかりますが、粘り強く1件、1件各個人にあたっていくしかないと考えます	昔から年金手帳の番号を数枚持っている人が存在するのは承知していたが、 基礎年金番号導入時において整理されているものと認識していた 年金記録問題が報道されるようになるまで知らなかった	個人、個人が対象であるため、莫大な時間がかかるが、各社会保険事務所で1件、1件あたって解決していくしかないため、戸別訪問、電話、文書により対応してきた 年金特別便の回答書の受け取りについて、東京に一括して回収し、後になって対応をお願いするということで、社会保険事務所におりてきたが、最初から社会保険事務所での回答書の受け取りはできなかったのかできていれば、少しでも早く対応ができたのだか
10255	地方庁	その他(社会保険事務所)		政治判断で、全ての受給者に一時金交付。	期間照会担当の時。手番が多すぎると思った。 また、なぜカセットを申請しないと開かないんだろうと思った。	
10256	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	1. マイクロのデジタル化。もっと見やすい感じに。 2. 各事務所独自にもっている会社の正式名称と通称名の対比表を整理して庁LANに掲示する。 [redacted] などをわかりやすく掲示しておくと、全国規模ではどうかわかりませんが、県レベルではある程度有用かと思います。 3. 後は専従の人員増やして、地道に、着々と。	1. 記録問題についての認識 ・そもそも国年と厚年が別制度であったことが問題。 一人一冊、一人に一つの番号という意識を根付かせられなかった遠因 ・オンライン化以前では、2重3重に払い出されることのチェックは不可能 よってこれはある程度避けられない宿命的問題と認識していました。 2. 問題が存在することを知ったころ ・期間照会や納付変換処理というシステムがあること自体、記録が完全ではないことの反証なので、入庁当時から知っていたといえば知っていた。 ・しかし、マイクロからWMへの移し変えの作業が、かなり正確性を欠いていたことを知ったのは、自分が期間照会の回答を出す担当になったとき。入庁から5から6年目くらい。今から6年から7年前。 ・未統合が5000万件超あると知ったのは新聞に載ってから。	・こういう結論から書いてしまうと怒られそうですが、 問題だと報道がされても、特別なことをしようとは思いませんでした。 なぜなら、同様のケースについてのお問い合わせは以前からあったわけですから。 マスコミを通して問題化したとしても、一つ一つの行うべき調査の内容にそれ以前と差はありません。担当者レベルでいえば、差があるほうがどうかしてると思います。 ただお問い合わせの件数が増えるとは予想できました。それまでは、その年に年金を受けろうとする方が、過去記録を確認されて、疑義が生じた場合に期間照会をされるのがほとんどでした。それが一斉になるわけですから、担当に増えるのだろうなと。 そのため、電話対応、窓口対応、期間調査など応援に参加しています。 また、マイクロからWMへの移し変えの作業が正確性を欠いていたことから、生年月日の入力誤りや、名前の漢字の読み違え入力の問題がありました。 WMで090検索しても一発ではでてきません。 そのような記録を、どのように、どこまで追うのかが、職員個人の技量や熱意に任せるままになっていたことは問題だと思います。 私の知っているの期間照会担当者にはいませんでしたが、報道では、簡単にWMで調べて、記録がなければそれでおしまいといった対応がなされたとありました。お客様に不信感を、しかも窓口で与えてしまったのは特に反省すべき点と思います。 ・まだまだ書き足りないような気もしますし、言い過ぎた気もしますし、これは誤解をうけるかなあと思う部分もありますが、このへんで失礼します ありがとうございました。
10257	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10258	地方庁	社会保険事務所課長級以上		紙台帳の記録をできる限りWMに正確に取り込めるようにするしかないと思う。 定期便のように随時記録を知らせ、確認の機会をつくっていくことが必要だと思う。	採用当時適用課(厚生年金)でした。 厚生年金期間照会のお客様でどうしても会社名を思い出せない場合はそのまま本人特定ができないので統合もしていませんでした。そうするしかないと教えられてきましたので、漠然と年金請求までに思い出せなければこのままこの記録は残っていくのだろうなと思ったことが何度もありました。	当時はその特やれるだけの調査はやっていた。こんなにひどいことになっているとは思わなかった。 基礎年金番号導入時から少しずつ記録を確認していくべきだったと思う。 その当時どのくらいいわゆる宙にういた記録があるか、確認困難な台帳があることくらいわかっていたはず。確かにわかっていながら放置していたといわれても仕方がない。被保険者本人に確認をさせないとわからないようなことではなく、こちらから随時記録を知らせていくべきだったと思う。 また転々と職を変わるような人がそのつど手帳番号を払いだしていることについて、どこかで番
10259	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	現存する記録はすべてコンピュータに収録するべきである。	職場崩壊の危機に直面したとの思いでした。過去のことを知っている人が、ほとんど居ない中で窓口対応するには無理があり、また、記録を探すと言っても整備されておらず、2、3年で完了するものではないと思っております。 オンライン化され名前と生年月日で記録を確認できるようになったとき、年金請求のお客様が職歴を思い出せず分かっている期間のみで請求しておりましたので、当然漏れている記録が存在していると思っておりました。	勤務した事業所については、こちらから事業所名等を教えることは無く、あくまでも本人の申出と一致した場合に本人であると特定する取り扱いでした。 社会保険庁はオンライン化する前にすべての過去記録をきちんと整備すべきであったと考えます。いろいろな問題があったのでしょうが、そのために対応が後手後手になってしまったように思います。
10260	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	基礎年金番号に登録されていない番号の解消と判明後の再裁定の早期処理が必要と考えています。	早期に解消しなければ組織の信用を失う問題と認識しています。 問題が存在することを知ったのは問題がとりあげられるようになってからです。	普段からお客様に信頼されるよう応対するよう心がけています。 問題を先送りにせずその都度解決していかなければならないと考えます
10261	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		情報処理の高度化が伴わないと、解決しない問題という認識をしておりました。 問題の認識は、10年くらい前です。	年金請求時の窓口相談等で、聞き取りによる解決ができると認識しておりました。しかし、それは受身の考え方であり、以前から現在のような情報処理をすすめ、積極的に解消に努めるべきだったとおもいます。
10262	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。		厚生年金被保険者番号は複数もつている方は、いらしたし重複届もありました。お客様からの届出がないとわからないですし、厚生年金の期間照会の届けがありましたので、お客様自身から提出していただいて、調査するというかたちで調査しておりました。今のように氏名検索もできないですし、なにより年金番号が2以上払い出されたのが不明になる原因と思います。しかし制度ができたとき今日の混乱が予期できていれば、生涯1つの年金番号しか払い出されないようなシステムになつていればよかつたのにと、おもいます。	宙にういた記録について早急に解決に取り組むため、電話、訪問などにちからをいれ、お客様と対話を重ねる、そこで糸口をみいだしていく。地味ですがそれしかないようにおもいます。
10263	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10264	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	お客様の調査依頼に対し、より一問の丁寧な調査をする。 第三者委員会への調査迅速化。	これほどまで、多くの持ち主不明な記録があるとはマスコミ等でとりあげられるまで知りませんでした。 年金記録については、基礎年金番号導入時から、もっと積極的に年金番号の統合等、取り組むべきだったのではないかと思います。	お客様の照会には、丁寧な対応と、事務所等で調査可能なマイクロフィルム等、可能な限りの調査をもれなくすることをこころがけた。 反省点については、オンライン化(機械化)時、それ以前も含めてもっと慎重な収録が必要であったのではないかと思います。その当時の経緯や事務処理の進め方等、いろいろな事情があったかと思いますが、少しずつでも確実に照合作業等を進めるべきだったのではないかと考えていま
10265	地方庁	その他(社会保険事務所)	「ねんきん特別便」の解消に向けて、社会保険庁運営部企画課長補佐よりの事務連絡が、本年7月と8月に出されたが、これに伴って「事業所名簿検索システム」の全国版が配布された。 このシステムが完成したので、他県分も索引し、早期解消を図れという主旨であったが、以下の問題点があった。 ①配布されたデータが5百数十ギガバイトの圧縮ファイルであり、その解凍作業に数十日を要し、早期解消の妨げとなった。 ②配布されたハードディスクがネットワーク対応及びセキュリティがちがちの特殊なもので、通常のハードディスクの2倍の価格でありながら、スピードは逆に数十倍遅く、時には動作しなくなる代物であった。 ③業者へ示した際の「仕様書」によれば、1ファイル100キロバイト程度の画像のはずであったが、大阪事務局等については、1ファイル4メガバイトと、仕様書の数十倍の画像サイズであった。納品の際に十分な検品がなされていない。 上記①②③の問題点は全て、使う現場の負担となった。 現場で使用する際の問題点を踏まえた「調達」が必要であり、使用に耐えない配布にもかかわら	上記のことは、現時点で解決されていない。 というより、次の画像化は「厚生年金払出簿」であるが、仕様書をみる限り、全く同様のハードとなりそうである。すでに入札時期が迫っているため、仕様書の変更はできないものと考えられるが、せめて以下の対応を願いたい。 ①納品時にそのファイルサイズも含めての検品を行うこと。 ②圧縮ファイルでなく、すぐに使用できる状態で配布すること ③ネットワーク対応ハードディスクでなく、通常のハードディスクの選択ができる配布とすること。 今後、発生する「調達」に関しては、現場での使用を十分に想定した発注としていただきたい。現場の負担を増やすための発注ではないはずでしょうから。	厚生年金保険制度発足の昭和17年から現在に至る約67年間の内、社会保険オンラインシステムが導入される昭和62年までの直兼時代に多くの確認漏れが発生し、その多くが放置された事が原因であると認識しています。 名簿方式時代には旧字体や略字・草書体、くせ字で書かれたデータが多く、何度かの書き換えの際、誤転記となったケースが多い。 原簿時代には業務センターへの進達を行っていたが、送達部分には氏名欄がなく、手帳番号を誤記入すると他人の年金記録に混入する恐れもあった。 つまり、事務処理をする都度の人為的な確認もれと、チェックもれの積み重ねが年金記録問題の大半を占めていると認識している。 このような問題が相当量ありうると認識したのは、昭和57年当時に初めて期間照会の事務に携わった時であった。	手帳番号を1ヶ所でも間違えたら別人の記録となるので、特に「手帳番号重複取消届」においては、番号・氏名のみでなく生年月日も本人のものかどうか、チェックを過去から心がけていた。 社会保険オンラインシステムが完成してからは生年月日チェックが入るので、ミスの発生は抑えられている。 組織として、このようなデータが多くあるという認識があったのか、また、認識があったとしても問題解消に積極的に取り組まなかったと言われても仕方がないのではなかろうか。まだまだ、するべきことは多くあると思います。
10266	地方庁	社会保険事務所長	特に無い。	1件1件丁寧に整理していくこと。	年金相談業務や年金給付業務を担当した際に、不備記録を目にしたことはありましたが、その時はヒューマンエラーの範囲という認識でした。 年金問題が大きく報道されて、その不備記録の件数に愕然とした。	一刻も早い解決に微力ながら努力した。 反省点としては、記録管理が不十分であったことが最大の原因と思う。
10267	地方庁	その他(社会保険事務局)		受給者と現存ねんきん加入者を平行して行うのではなく、受給者に関係する問題を最優先で解決させてから、現役世代分の解決をしていくなど、一点に集中して段階的に行った方がよいと思います。	問題の存在は、報道などで知りました。 旧台帳や紙台帳が昔使われていたことは認識していましたが、WMやマイクロ以外の記録もあったことに驚きと認識不足を痛感しました。	窓口でのお客様対応を行っていたので、丁寧な応対と迅速な対応を心がけましたが、時間を要する案件もありお客様をお待たせすることもありました。 多くの問題があったため、いろいろな対応が輻輳してしまい、結果としてお客様への回答や年金額改定に時間がかかってしまったと思います。
10268	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません	記録判明後の事務処理の迅速化を図ることが重要であり、着実に一人でも多くのお客様の問題を解決していくことが第一と考えます。 また、記録判明後の事務処理の過程においても、迅速化にとらわれすぎると事故が発生することからスピード性よりも正確性に重きを置き、新たな問題を発生させないことが重要だと考えます。 また、これまでの教訓を生かし、問題発生が想定された場合は、速やかに事前策を講じることと、現代の技術力を最大限投入して記録の適切な管理に努めることが必要だと考えます。	いわゆる社会問題であり、全ての国民に係わる重要な問題であると認識しております。年金記録問題対応はもはや通常業務の一部となっており、我々の世代に課せら使命だと思っております。 15年前の採用当初に期間照会業務に従事しており、当時も記録補正等の事務処理をしていたことから、正直、受給権発生時点で初めて記録の不備に気がつくなど、大きさは別として何らかの問題は発生するのではとの想像はしていましたが、ここまでとは考えたことはありませんでした。	もちろん組織として必要な対応してきましたが、個人的には、とにかくお客様が何を知りたいか、目的は何かを確実に把握しニーズにこたえるよう努めました。 社保庁の業務開始以来、場面ごとにその当時考えられる最善の判断と最善の方法で進めてきたとものと信じております。 ただ、これだけの膨大な記録管理のうえで、起こるべくしておきた起きたのかもしれません。しかしながら、あまりにも対象が漠然とし広範囲であることから、事前に対策を講じるというよりも、問題発見の都度解決する考え方があったのではないかとも思います。 転職や結婚、氏名変更等の各種手続きの過程において、手続きの不備が記録不備に繋がるケースも少なくないことから、お客様の負担が大きくならないような手続き上の改善も検討する価値があるものと考えます。
10269	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10270	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在、厚生年金の記録の照会と国民年金の記録の照会の回答をそれぞれの課で担当していますが、各県単位で記録の調査を一括して行い、回答まで行える部所ができると良いと思う。 今後の事になりますが、国民年金の資格取得や喪失を入力処理した日がコンピュータ上でわからないため、厚生年金のように処理した日がWMでわかるようにしていただくと、いつ国民年金の加入手続きをしたかわかりやすくなる。	基礎年金番号制度が導入された際に、統合されていない記録や本人と特定できない記録があることを知りました。	年金裁定請求の際、本人の申出により記録が特定されると思っていました。 年金制度について国民に周知徹底されていなかったこと、旧台帳作成時に名前のフリガナがなかったこと(現在も住民票や戸籍にはフリガナがないと思う)、コンピューター化になった際に名寄せ作業をし、名前検索ができやすくして、基礎年金番号導入時に、本人にきちんと自分の記録を周知するべきだったと思います。
10271	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	現在行われている作業を着実に進めていく。	基礎年金番号の付番時、基礎年金番号に付番した以外の番号の統合が進まないと感じていた。しかし、最終的には年金請求時に、記録を確認することによって、統合できるものと思っていた。マスコミ等で取り上げられ問題を知った。	基礎年金番号に付番した時点で、記録のお知らせ等の対応を行っておれば、この様な問題にはならなかったのではないか。
10272	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		職員が一丸となって年金記録問題の解消に努めることが大切であると考えます。	基礎年金番号に統合されていない未統合手番があるという認識はありました 平成19年4月頃です	お客様と接する機会には勤めて年金記録の再確認するようにしていました。 各制度別になっていた年金番号ではなく、当初より1人1つの共通の番号を設定していればと思います。
10273	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	○「訂正あり」と回答のあった「ねんきん特別便」未処理分について、確認作業のスピードアップ。 ○「ねんきん定期便」を契機とした照会への相談体制の維持。 ○今後、予定されている「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ」の確実なる実施。 ○年金請求時を契機としたお客様への職歴等の聞き取りの厳正化。(少なくとも新規請求者にかかる記録漏れは絶対に生じさせない。)	○年金記録問題の解決なしには、公的年金制度への信頼は回復できない。 大きな問題であり日本年金機構設立後も記録解明が優先課題であると認識している。 ○平成18年5月頃の「国民年金不正免除事件」発覚後、平成19年4月頃から大々的にマスコミ等で批判を受けた頃から認知した。	○対応としては、法令遵守。 ○反省点として、基礎年金番号制度導入後の対応が甘かったと思われる。 具体的には、①疑義後手番調査の厳格なる調査。②二重払出し番号防止の厳正化。③事業主及び被保険者対応窓口(市町村含む)での手番調査の厳正化。等の指示があってしかるべきだったのでは。 人員、予算、システムの仕掛け等の制限があったのかもしれないが、基礎年金番号導入から約12年経過しようとしており、厳格なる指示を出し、現場で対応していれば、一人一番号が徹底で
10274	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	今の状態を継続する事しかないと思われる。	特に認識はしていなかったが、マスコミでの報道で特に未納の問題から当時はこのように大きな問題になるとは思わなかった。	今思えば基礎年金番号付番実施後の事務処理を最後までして、今と同じ事をしていれば、とくやしく思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10275	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題については、国民一人ひとりが、自分自身の年金に関心を持ち、未統合の記録の確認を個々に行い進めていくしかないと思います。 定期便を活用し、個々の年金記録の確認により、統合処理がスムーズに出来るよう望みます。	以前は、国民年金・厚生年金は制度別で番号が払い出されているため、今回のような問題(未統合の記録)が生じたのは、やむを得ないことかと思います。 しかし、平成9年1月からの基礎年金番号の導入により解消されつつあると思います。	国民一人ひとりが自分自身の年金に関心を持ち、未統合の記録の確認を個々に行い、少しでも未統合の記録を減らしていくよう努力しようと思います。 定期便を活用し、個々の年金記録の確認により、統合処理がスムーズに出来ればいいかと思います。(全ての記録を完了させるには時間がかかると思いますが) 今後、一人一番号の基礎年金番号で管理されるため、未統合の記録は減少すると思いますが、一件でも多く未統合の記録の確認をし、0件に近づけるよう努めたいと思います。
10276	本庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。	行政側からのアプローチにも限界があるため、国民(受給者及び被保険者)の方々にもご協力を頂きながら解決を行うことが必要だと思う。	年金請求時に丁寧な対応(十分な記録確認、整備)を行うことにより対応が可能であると思っていた。	庁を挙げての様々な対応(作業等を含む)について、積極的に関与するようにした。 長い制度運営の中で、節目節目での事務処理等の細やかな見直し・確認が必要であったと思わ
10277	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	1件、1件納付記録の調査申し立てに対して誠実に対応するほかないと考えています。また、その一方で、市町村保管の記録の画像化は速やかに行われる必要があります。	厚生年金にはカセット記録があること、国民年金のマイクロによる記録確認が必要があることは認識していました。何故、機械化時にすべての記録を収録しなかったのか疑問に思っていましたし、システム上の意見要望の取りまとめ時に、収録を要望する意見も挙がっていた思います。 しかし、全く収録されていない記録があることは、報道されるまで知りませんでした。	統台帳を機械に収録する際に、すべての記録を収録し、収録結果の厳重なチェックをしていれば、良かったと思います。 一方、国民年金・厚生年金の手帳記号番号という2つの番号でバラバラに管理していたということ以前に、同一制度内であっても、複数の手帳記号番号を有している(結果として複数の手帳を発行したこと、発行しないための事業所指導対個人への年金教育不足)こと自体も問題を大きくしていった要因の一つであると考えます。基礎年金番号導入後の現在でもその点が大きく改善しているとは言い難いと思います。
10278	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し。	まずは、現在実施している業務の完了。	他の業務に優先して解決すべき課題である。 複数の年金番号を払い出しているとしても、過去の記録は全て、オンラインに登録され、氏名等の検索を行うことで、確認できると認識していたため、今回の「ねんきん特別便」による確認作業が行われるまでは、承知していなかった。	お客様からの申し出については、責任ある対応を行うことで、不安を払拭できるよう、常に心がけている。現在生じている、加入記録の不突合は、年金制度発足当初、国民年金及び共済組合等、個人の事情により加入制度が異なっていたため、少なからず生じることは想定されたことと思われる。しかし、記録を管理する組織としての責任は、最も高いが、制度改革の経過からすると、国民の年金意識の並行を伴わなければならなかったことである。結果として、社会保険庁は、国民に多くの不安を生じさせて、信頼を失ったわけであるが、この問題は、年金に対する国民全体の低意識から生じた、社会問題と思う。
10279	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いあたりません。	年金受給者については、早急に対応すべきだが、それ以外の人については、 もう少し時期をずらし、時間をかけて、整備をした方が良いと思う。	一人に複数の年金番号が付与されており、統合されていないという事についてであれば、当然ありえる事であったと思います。 被保険者、事業主の社会保険制度に対する、無関心も年金問題の一因と思います。 問題を認識していた時期としては、オンライン化以前からと思います。	オンライン化以前は、社保にて把握している厚生年金の被保険者情報は、事業所から提出される、名前、生年月日だけであった。そのため、本人の申し出により統合せざるを得なかったので、対応の仕様がなかった。 その時代、時代においては最善の方法だったのだと思うので、今の時代と比較することは、無理があるのではないでしょうか。
10280	地方庁	その他(社会保険事務所)			過去のチェック体制の甘さ。基礎年金番号導入時の制度説明の不徹底さ。 マスコミで騒がれた頃。	年金記録問題については、(8)で述べたとおり過去のチェック体制の甘さや制度説明不足が問題であり、それがそのまま反省点にも繋がるので、今できることは、お客様からの申し出に基づいて、現在残っているデータで探し出せるものを根気強く探すことだと考えます。
10281	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	受給者及び被保険者の大切な年金の記録について、正確かつ迅速に調査を進めていく必要があると思います。	将来の年金給付につながため、重大な問題と認識しておりました。 この問題を知ったのは、この職場で働き始めた昨年の10月からです。	自分自身の年金記録と同じく、慎重に記録管理や調査を行っていました。 反省点としましては、台帳で年金記録を管理していた頃が、不適切な取り扱いが多かったのではないかと思います。
10282	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	これまでの作業と同様に1件1件をどなたの記録であるのかを調べ上げて、正しい記録として結び付けるべく取り組んでいかなければならないと思います。	これまでの業務経験からオンライン化後の記録しかあまり見ることがなく、年金記録問題として表面化するまでは、未統合記録や旧台帳の存在を知りませんでした。	オンライン化前の業務処理の過程において発生し得る状況はわかりませんが、現時点においては事業主のみからの届出や被保険者の方へ積極的に標準報酬月額等を通知する機会がなかったことが挙げられると思います。
10283	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	早期解決するため、早期の機械化が第1と思います。 しかし、すべてが機械化になるまでには時間を要する事、また機械検索する中でも、調査する中でも、地元の職員でないとわからないこと・知らない事が多く見受けられます。確実に調査・整備するためにも、記録の確認作業には、地元の職員を配置したほうがいいと思います。また、OBの方の情報も必要と思います。	年金記録問題として騒がれるまで、裁定時において、本人の申請をもとに、記録を確認し、整備することが普通と思っていました。	厚生年金記録においては、基礎年金番号導入前の記録は、現在のように住所確認は必要なく、氏名の読み仮名等もあいまいのため、記録の確認ができないケースがあったので、本人から、出来るだけ詳しい情報を求めるようにしていました。 年金記録が整備は、年金を請求するまでに完了すればよいと思っていたことの認識誤りが問題だと思います。
10284	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	これまでの経過とノウハウに群しい者を集中的に集めて作業に当たるという方法とるべきだと思います。	年金問題がマスコミにとりあげられた際に知りました。制度移行時のミスだと思います。	オンライン化移行時と基礎年金番号導入時にもっと念入りに作業を進めるべきだったと思います。
10285	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	年金記録問題の早期解決に向けて、職員全員が、問題の重要性と進捗状況を再認識すること。 また、目標を達成すべく、必要人員を増員していく必要があると思います。 また、社会保険庁として取り組んできたことを踏まえ、日本年金機構においても理事長の下、職員一人ひとりが全力を挙げていくことが不可欠と考えます。	国民の信頼を失った重大な問題と受け止めております。 発覚とほぼ同時期。	社会保険庁職員の一人として、国民の信頼回復に向けて年金記録問題にかかる業務支援等に努めてまいりました。 反省点としては、年金記録管理や個人情報に携わる仕事の重要性・使命感・責任感について、職員の意識の共有が不足していたと思います。
10286	地方庁	その他(社会保険事務所)	・移管記録	・年金制度を説明する	・将来に関る問題で慎重に対応している。請求書受付に関しては数年経過した時に自分がいなくても他の方に迷惑のかからないように特に細かく記載するようにしている。過去に言った言わない、説明があった、なかったと問題になったこともある為。知ったのは入職して3ヶ月程(年金給付課に配属になってからは1ヶ月程)経過した後。	老齢請求確認書の備考欄に細かに記載するようにしたことと、現時点では推測を立てながらお客様に有利なご案内を差し上げるようにしている。年金記録の問題も重なって多忙のあまりに対応が煩雑になっていることも多かったと思われる。他の方にも周知いただくように回覧等している。
10287	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い浮かびません。	作業を計画的に実施し、早期に解決させるしかありません。	お1人で複数の年金手帳番号を取得する方がいることは、事務所内に資格照会担当課・係があったことから入庁当時(昭和63年4月)より知っておりましたが、当時は年金の裁定請求の際に記録が整理されるから問題は無いと教えられておりましたので、そのように認識しておりました。 しかしながら、平成16年頃より年金問題が大きく報道されはじめ、後に5000万件もの未統合記録があることを知ったときは驚きましたし、修復作業も膨大であり、大変大きな問題だと認識しました。	問題が大きく報じられた当時も現在の部署(総務部企画課)におりました。年金担当をしていたので、本庁通知・事務連絡に基づく作業を事務所に指示するほか、街頭相談や関係機関への協力依頼などの業務を行っておりました。その他、事務所の記録照会業務の支援を行っておりました。 反省点はいろいろありますが、紙台帳から電子データに移行させる際の誤入力を修正せず放置してしまったことに表れているように、労使の馴れ合い関係が業務を遂行する意識を薄れさせていった原因ではないかと考えます。
10288	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	このような問題にいたった経緯を、まず、国民の皆さんに少しでもご理解いただくように、一つ一つ丁寧に説明をするべきと考えます。(制度の周知等) 社会保険事務所に不信感をもち来所いただく方に対し、まずは、ご迷惑とご心配をおかけしたことを謝罪して、説明しご理解とご協力いただけるような体制作りが必要であり、そのためにも職員全員の知識の向上のため自己研鑽が必要と思います。	基礎年金番号につながっていない記録が、これほどあるとは正直知らなかった。 年金請求時、氏名索引等で調べ整理統合を行っていたので、それ以外の記録が存在することが想定外である。	請求時は勿論、相談に来たときには職歴・3号記録等確認し、適正な加入記録にするために確認いただく(契機)にするよう努めた。 平成9年1月1日に基礎年金番号で記録管理することとなったとき、過去記録の照会を一度限りにせず、順次時間をかけて整理・統合すべきであったと思料します。
10289	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	少なくとも現在の人員体制において、処理能力は限界と考えます。 22年1月以降、年金記録問題に係る体制強化(人員増)が図られることは間違いありませんが、実務経験を有した職員が絶対的に不足するなかで、果たして計画通りの処理が達成出来るのか、疑問が残ります。 大阪では事務所において、正職員が大幅に削減された現状では、対人業務、通常業務に専念し、出来る限り事務センターに集約しようとしました。 記録関係全般について、全面的に大阪事務センターで実施することとなり、限られた人員の中、経験者を最大限に活用するため集約することで対応します。 他県での取り組みは把握しておりませんが、効率的な事務処理(進捗管理を含む)を考えれば、徹底的に無駄を排除し、スムーズに処理が出来る環境整備が重要ではないでしょうか。 特に大都市圏においては、事務所単位による事務処理では効果は望めないと考えます。 結論として、全国集約を行わない限り、早期解決は実現しないものと考えます。	確かに記録の手番が多数存在していることは認識しておりました。 基礎年金番号が導入されたころから、このまま行けば宙ぶらりんの記録が多数、残ったままになるな…との意識であり、正直それ以上の意識はありませんでした。	問題があるとの認識があれば、何らかの動きをすべきであったと、今となってはそのように感じるところですが、当時はそれ以上の対応が出来ませんでした。 新しい組織においては、幹部職員のみならず、一般職員からの意見にも耳を傾け、疑問を放置することの無いように望んで行きたいと考えます。 また、そのような職場環境を構築するよう、取り組んで行きたいと考えています。
10290	地方庁	その他(社会保険事務局)		現段階で行っている調査・お知らせ等を地道に行っていくしかないと思います。 また、現在調査中の案件について、新たに人材を投入し、一日も早く回答を行うべきかと思います。(現状ではあまりにも人手が少ないため、事務所からの支援という形ではなく、新たに派遣職員を採用して人員増を行わなければ、通常業務に支障をきたす恐れがあるかと思います。)	○年金記録管理の杜撰さと、記録の重要度の認識の甘さが問題かと思われます。 ○平成19年の夏ごろ	年金記録に対する重要性を軽視していた体制が、このような問題を招いたと思います。今はもうこのようなことは無いと思いますが、職員一人ひとりの認識の改善と、その重要性を世論に周知徹底することが重要かと思われます。
10291	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にこれといったことはおもい当たりません。	年金記録問題は色々な要因が含まれているとおもわれます。人為的なもの、記録管理のシステム的なもの、制度的なもの、また国民的な要因等、一括りには片付けられない多くの問題点を抱えていたあるいは抱えているとおもいます。現時点において、その一つひとつが改善されつつあり、我々としても今、目の前にあるお一人お一人の記録の、一刻も早い解明に日夜必死に取り組んでいます。現在、現場として望むことは、我々が使用している末端のシステムの一ヶ所において、管理しているすべての記録が確認把握できることにあります。言うまでもなく、一日も早い記録の解明と、進みつつありますが我々職員全体の意識改革が、地道ながらも解決に向けた方策	認識としては上記(7)で示したとおりですが、この問題の大きな一つとしてのいわゆる「5000万件の宙に浮いた年金」について、統合されていない記録が存在していることは承知していたものの、最終的に年金受給の際に判明するものと考えていたもので、それが5，000万件もあったという実態を知ったのは、まさに報道された時期であり正直驚いたところです。	現在私どもが対応している厚年記録照会の、そのほとんどは制度創設～昭和30年代のものです。現代のような記録管理など望むべくもない時代的背景もあったとはいえ、残っている名簿等を見るにあまりにもお粗末なものも散見されます。現在の状況下においても当然人為的なミスも考えられますが、当時のようなことは少なくともないと考えます。コンピュータのシステムミスは論外として、いわゆる人為的ミスは防げることを肝に銘じています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10292	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	問題提起無し。	オンラインでつながっていなかった当時のものは、年金請求時の履歴申し立てにより判明するため、いづれ分かるものと安易に考えていた。 記録問題はいくつもの原因が重なることもあり、本来、加入し納付していたはずのものが反映されていないことにより、不利益を被らせているという大きな問題であり、一日でも早く解決しなければいけないものである。	現在直面している問題として、 法人等の事業所でありながら、厚生年金の適用を受けていなかったために起きていること。 試用期間として勤務しており、事業所から取得届が提出されていないこと。 勤務先の事業所名と社会保険の適用事業所名とに相違があること。 本社適用か支店等の適用か所在地が不明であること。 氏名の漢字や振り仮名・生年月日の相違に限らず、これらのことが挙げられる。 また、期間調査するにあたり、各社会保険事務所管内事業所に精通した知識を持ったものが必要であり、どこまで調査できるかの対応にも差があったのではないかと思われる。
10293	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	「早期解決」と思っているが、「今後発生させないこと」も必要と思う 11月末までに行った記録の照会に対する回答作成には、1件に2～3時間は頭をかかえるというケースもあり、日常業務のなかの作業は非常に困難であった。知識豊富な職員を作業にあたらせ、なおかつ、日常業務に支障のないよう十分な人員措置を求めたい。 過去の納付状況について、「納めた、納めない」、「書類が残ってる、残ってない」、「言った、言わない」などの理由により、過去の業務処理すべてがデタラメであったかのようである。 書類の永年保存化(PDF化)や対応事跡経過等の記録をするなど「証拠を残す」ことが大切だと思う。 「記録を捨ててしまったので分かりません」という回答は、今後許されないと思う。	20年ほど前に、老齢年金の請求手続き時(加入期間照会)に 当時は、「058」による氏名検索を厚年船国年と3回入力処理をしなければならず、大変手間がかかっていた。(後にC90制度共通索引が出来るようになり、手間が改善された。) その検索の中でも、氏名の登録されていない記録については、本人の申し出歴歴が発見できず、マイクロ検索等を行い可能な限り期間の判明につなげてきたつもりであった。(ただし、発見できない加入期間も多くあった) 職歴を覚えているお客様には、加入期間の有無について調査できるが、職歴の記憶が思い出せない方については、調査することが出来ないのはしかたのないことであるとの認識であった	マイクロ検索の手間の省力化ということで、氏名登録されていない記録の 氏名判明処理について、何度か要望してきたが、その度に(予算措置できないなど)処理できない旨の回答があった。 マイクロ検索は手間がかかるが、必須作業であるものとして認識していたが、数多くの氏名未登録者の判明作業を実施しようとは思わなかった。 後の「宙に浮いた年金記録」については、大きな問題になる前に解決することが出来たのではないかという思いがあり、自身の反省すべき点である。
10294	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	別にありません	国民に対して、全ての責任を社会保険庁としたことにより、将来においても記録管理に対する不信感を拭い去ることは出来ないと考える。 今は、ただ少しでも早く照会いただいたものに対して回答を行い、正しい年金をお支払いするしかない。 それには、正確な情報提供と社会保険事務所の経験のある職員を有効に活用することが解決の近道。いくら民間から多くの人を集めても過去からの記録管理に経験がなければ最後の解決は不可能。	現場の業務に携わった人間としては、記録管理は社慣ではなかったと考えている。むしろ、現在のコンピューター時代を前提に過去の管理体制を批判していることに違和感を抱いた。特に記録の正確さについては、管理する側の問題だけでなく、正確な届出を行う事業所や被保険者にも問題があったと認識。例えば、就職のために年齢を偽った届書、保険料を払いたくない事業所・被保険者は、加入しない・させない、また加入日や報酬額を偽る、それと事業所担当者の知識不足による届出誤り等が多く存在する。 行政側において、事務処理におけるヒューマンエラーを防ぐ努力が対なかったことは否めないが、正しい記録管理には正しい届出がなければ成り立たない。 今回の問題は、行政はもちろんであるが、企業、被保険者等も含めた問題であると認識。	記録調査については、従来からの姿勢として本人からの申し立てについて納得がいただけるような調査を心がけた。 この問題の反省点は、国民に正確な記録管理や制度に関する情報を提供できなかったこと。例えば、制度においては、国民年金が出来たには昭和36年からであるとか、厚生年金においては、昭和60年以前は全ての事業所が加入できたわけではなかったこと等。特別便の回答には、こういった制度等の知識不足によるものが多くあり、結果的には国民に負担をかけたことになった。 国民には、行政の不手際も含め責任逃れといわれようとも企業や被保険者にも問題があったことをキッチリと情報提供すべきであると考えます。
10295	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	人員を大幅に増やし集中的に処理を優先するしかないと思います	ここ二年ぐらいです	年金制度の複雑さと責任の取り方だとおもいます、
10296	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	時間的に制約があると思いますが、確実に受給者および被保険者に戻すことを大前提に処理を進めていかなければならない。	年金受給者および被保険者の老後の生活に直接かかわる大問題であると認識している。 直接、仕事上認識するようになったのは、室長になってからの、3年前ごろ。 基礎番にぶら下がっていない手番がかなり在ることは、基礎番導入時より認識はしていた。	法令遵守を大前提に、1件でも多くの記録を、受給者および被保険者の元へ、記録を返すことを心がけている。 過去、吸き見事件以前に、具体的な時期ははっきりしないが、全面的に氏名索引が禁止になった時(相談員のみ?)に、受給手続きで来所されても、記録の確認ができなかった。 事故防止で止むを得ないと思いますが、もっと良い手立てがあったのかなと思われます。
10297	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録問題については、社会保険で働く全ての職員全体の責任として認識している。問題を知った時期については覚えていない。	お客様の立場になって、親切・丁寧に対応するよう心がけてきました。反省点は、平成9年の基礎年金番号導入時に切り替えできなかった年金番号を市区町村に協力をお願いし住所等から、細かく確認するべきであったと思います。
10298	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じていません		「古い記録のなかには本人が特定できないものがあり、本人が申し出なければそのまま誰のものでもないものとして塩漬けになってしまう」ということは新規採用後間も無く知りました。いつごろなのかは覚えていません。	上記について、当時の先亡方から「全ての記録を電算化したうえで1件ごとに個別調査をして本人確定していくべきと思うが、そのためには相当の予算が必要であるが、10分の1の予算すら確保できないだろう。そもそもの電算化するだけでも予算が足りなくて古い記録は紙のまま残さざるを得ないそうだ。」と教えてもらいました。 その時は、釈然としない気持ちもありましたが、予算が無いならしかたないと納得しました。 現時点においても、抜本的な問題解決のためには、存在する全ての記録をきちんとデータベース化して整理することが何よりだと思います。そしてまた同時に、それを実現するための経費確保はやはり困難だろうと想像します。
10299	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無い。	年金記録を大切に扱う。	世間を騒がせて、申し訳ないことであった。平成19年頃と記憶している。	一生懸命に期間調査の回答に励んだ。
10300	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	お客様に郵便で問い合わせしているだけでは一方通行になってしまっていて、連絡が取れないお客様も多数いるので、電話や訪問で、お客様との対話で、昔のことを少しでも思い出してもらう。お客様の記憶に頼るだけでなく、市町村や事業所などからも情報をもらう。	手番の記録が多数あることは、採用されて勤務するようになってから、初とすぐだと思いますが、WMに記録がないものがあることは、マスコミなどで大々的に公表されるまで知りませんでした。 採用された当時、手番は、年金請求時または加入中に手番が判明した際に統合すればいいと教わっていたので、特に重要なこととは認識していませんでした。年金受給年齢を過ぎている方の手番は、別人のもの、亡くなってしまった人のものだと思っていました。 記録問題が発覚してからは、実は社会保険庁の重大なミスだったのだ、と認識するようになりま	1人でも多くのお客様に、正しい年金記録で受給していただきたいと思い、問い合わせがあった際や、年金の請求などお手続きしていただいた時には、お客様に年金記録を確認しています。 お客様が思い出せない記録も、該当しそうなものがあれば積極的に探しています。 記録問題は、社会保険庁の「後からなんとかすればいい」というような甘い考えから生まれたものだと思います。また、お客様に保険料を納めていただくだけで、その保険料に対しての情報を、あまりお知らせしていなかったことが、記録問題を大きくしたのだと思います。
10301	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	これからさらに複雑な記録だけ残ることが予想されるため、全職員で役割分担をもっと明確にし調査確認に取り組んでいく。	主に保険・庶務関係の担当をしてきたので、報道等されてきた時に初めて知りました。	目黒電話センター、高井戸の支援などの対応をしました。 反省点は過去によく調査をせず、一人に複数の手番を交付していたことだと思います。
10302	地方庁	社会保険事務所長	特になし	方策よりも疑問や懸痾を言わずに淡々と処理するしかないとも終われる。	組織として大問題であると思っていた。 平成19年頃	自ら窓口での対応や記録の確認を行った。 当時の手管理の時代に誰が見ても読める漢字を書けばよいのに崩して書いていたことと事務のいい加減さ。 また、勤務するたびに手帳の番号が次々と変わっていたこと。
10303	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金制度は他に例をみない長期にわたる制度であるため、過去の記録については被保険者自身の記憶も薄れがちとなる。受給者・被保険者にとっては当然正確に管理されていて当然との思いがある。その信頼をなくした重大問題であったことと認識しています。 期間照会の担当があり、今までも記録が判明するケースはあったが、何千万件のレベルで存在する事は、問題が国会等で取り上げられてから知った。	記録が判明した場合も今後の支払いについては「お待ち下さい」だけでなく、必要に応じて今後の年金額の説明、経過説明など一般的は回答ではなく、個々の記録に基づいた回答をするなど、信頼回復に努めた。 いままでは自身の記録の確認する機会がなかった事で、記録がもれている事を知る機会がなかった事が問題であった。早い時期に確認できていれば、記憶も新しく、給与明細が残っていたり、会社名等も覚えていたり、記録判明が容易になったと思われます。 また、基礎年金番号の導入時期に記録確認を十分行う必要があったと考えます。
10304	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	年金記録問題への対応は今やり方で良いかと思うが、それ以外の他の業務が年金問題に対する労力に影響を及ぼさない体制作り	職員または組織の記録管理責任の欠如(最大の要因)と、制度上の欠陥により生じた問題。 また、制度の一本化は理想ではあるが一筋縄では行く話しでもなく、せっかく基礎年金番号を導入するも、これにより「宙に浮く」との対義的な位置づけを生む結果に、、、(おそらくは)予算等(人件費含め)のカラミもあり、この度の特別便の様な対応がこれまでできなかったことで、番号の統合等が進まなかったことが、問題の深めた。 これ程の問題を認識したのは、昨今の報道によるものであり、ここ数年のところです。	基礎年金番号への統合にあたっては、お客様の話をもとにできる限りの対応をする努力は当然のことであり、これら問題の騒ぎによりどうのこうのということではなく、あたりまえに以前から対応してきたつもりです。 現在も、年金問題と平行して、収納率等の強化も厳しく言われていますが、年金問題への労力を削がざるを得ないことは控えることも検討すべきかと。
10305	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	抜本的な解決策はなく、マンパワーでの地道な対応を積み重ねることが、現実的な解決策だと考えます。適用・記録関係業務の経験者、精通者の協力が必要だと思います。	当初は、被保険者や受給者本人が、手帳を紛失したり、加入歴を忘れていたりして、統合されていないだけの問題かと考えていた。 問題を認識したのは、マスコミ等で年金記録問題を報道するようになってからだと思います。	被保険者・受給者本人から、過去の加入歴をていねいに聴取して、少しでも記録もれを解消することを心がけた。 反省点としては、問題が後から何度も発生し、現場が混乱したことが、国民全般の不信感を増長した。スピードが要求される部分もあるが、問題点を精査して対応する部分もあったかと考えま
10306	地方庁	その他(社会保険事務局)	(1)昭和20年前後の厚生年金の記録で基礎年金番号に統合されていないものがかなりあると思われます。(2)国民年金の納付記録台帳で市役所で管理されていたものが、市役所によって破棄されたものがあるようです。記録問題が騒がれた後、[redacted]市役所に破棄しないように依頼したにもかかわらず、破棄したようです。	(1)旧台帳のカセットオープンを計画的に行い今の記録システムと照合させていく事。(2)市町村に正確に情報を提供してもらうこと。破棄されてしまった可能性がある納付記録に関して一定の基準を設け納付記録として認めていく。	平成13年に入庁しました。平成9年に基礎年金番号が導入され、今まで厚生年金と国民年金では別の番号を払い出ししていたため、一人に対して複数の番号が存在することは仕方ないがないことだと理解していました。国民のひとりひとりが自分に払いだされている番号を把握し社会保険庁から定期的に勧奨される基礎年金番号への統合確認を確実に行わなければかなりの年月が記録の統合にかかると思いました。私も含め、年金を請求するときに最終的に記録が統合されれば問題ないという意識があったと思います。旧台帳の存在やマイクロ記録に収められている記録の存在を知ったのは平成18年くらいからです。	私が入庁した平成13年当時は検索すれば本人記録を瞬時に検索できました。紙台帳で記録を管理していた時代とでは状況が違います。今でさえ、昭和20年代に記録をどのように管理していたのかを正確に把握できておらず、年金特別便の記録照会をしてはじめて、旧台帳の存在等を確認できました。できる限り当時の状況を理解するようにつとめましたが、特に昭和20年代前後は記録の特定が困難でした。まずは、正確に全職員が過去からの年金番号の払い出し方、記録の保存方法を理解し、旧台張の記録もカセットオープンし、いかにして、今のオンラインシステムの情報に統合していくかを考えていくことだと思います。
10307	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		制度ごとに存在した被保険者記録及び重複して払い出された手帳記号番号の個人ごとの紐付けを行うしかないのではないか。	資格記録の整備もれと認識。 基礎年金番号を導入した平成9年頃。	現状の説明等の国会対応などをしており、直接的な対応はしていない。 オンラインに登録されていない記録の存在や既に失権した者の被保険者記録をも管理していたことなど、基礎年金番号を導入した際に、問題点の洗い出しやその対応策について十分な時間を費やすべきだった。
10308	地方庁	社会保険事務所課長級以上		とにかく全記録をオンラインにのせてほしい。 特に、必要性が低いとしてオンラインに意図的にのせなかった記録。 全ての記録が、オンラインにのらなければ解決はしないと思います。	昭和61年当時、既に不備記録が散見されていた。中間記録の遡及方法に問題があったと思われる。 また、払出簿にあるはずの記録も事故になっていた。	記録整備の必要性と早期に着手するように考えていたが、取り上げられず。 基礎年金番号の導入は、記録整備の大きなチャンスであったが導入時の対応が殆どなかった。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10309	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	年金制度の複雑化、社会保険庁と社会保険事務所の記録管理が徹底されなかった。 記録管理が徹底されていれば今回の問題はなかったと考えられる。	WMの記録を厚生年金被保険者名簿及び原票、国民年金台帳の記録に合わせる等して対応してきたが、年金請求者が中心であり、現在のような全てを合わせる等の対応はできなかった。 また、国民年金は市町村事務のほうが、地域密着型で被保険者にとっても良かったと思われま
10310	地方庁	その他(社会保険事務局)	障害年金及び生活保護受給者が遡及して法定免除に該当した場合、仮に納付していれば該当日以降は必ず還付になり、障害年金受給者においては障害が軽快した場合の老齢基礎、生活保護による場合は単純に老齢基礎の金額が減ることを危惧し納付生かしたい場合でも還付の上、追納させる(古い期間については追納加算がつく国民年金法上正しい取扱いだが、)明らかに本人にとって不利益。 取得日はあるが携矢日不明で記録収録が出来ないケース。(社会保険庁及び、事業所に照会しても加入期間が特定できない。)回答できないでいるほとんどがこのケース。疑義で第3者委員会で判断との回答が出ているが、本来社会保険庁の記録を不服として第3者委員会に申し立てする関係上、その元になる社会保険庁の記録は『こうです』という回答が出来ないため、第3者委員会まで持っていけない。はなから第3者委員会協力の元、判断してくれるというなら別ですが。	何をもって解決とするかによって変わりますが、浮いている記録0件は不可能。 本人の記録であるのを確認しているにもかかわらず、金額が下がる場合他人の記録とし、統合していないケースがかなりある。何が正しい年金の記録なのか説明をして、協力いただく必要があると思います。たとえ金額が下がるようになっても制度理解を求めていく必要があると思います。(加入期間で年金額を決定するのは当然であり、その法律がおかしいと言う人は少ないと思いますが) 記録調査は地道な作業のため、人数を増やす。 また、古い記録になると紙の名簿を見ていくようになるため、検索システムの構築、アナログな部分をデジタルに出来るようにすれば調査時間の短縮は図れます。	社会保険庁の年金記録に対しての認識と世間一般の認識の違い。 制度ごとに管理していたのを一元管理に切り替える際に問題を避けるよう必要な措置を講じなかったためにおきた問題。基礎年金番号に統合処理に力を入れてなかった問題。 未統合の記録と、本当に納付記録、厚年記録の収録漏れとの違いを明確に説明してこなかったので問題が大きくなって、統合作業に支障をきたしている。 採用されて、国民年金課に所属した時。	窓口電話で手書発見時には統合するように勧奨した。 基礎を重複して払い出さないよう付番する際には慎重にした。 年金裁定の際の氏名索引。 事務が煩雑になるため、厚生年金の届書及び国民年金の第3号届けなどの確認行為を事業所任せにしたり、確認行為を軽視している事業所、偽名、生年月日を偽っての届け。それを防止するための、届け記載項の重要性などの 取得届等で安易に付番していた結果。 未統合の記録と、本当に納付記録、厚年記録の収録漏れとの違い、また解決には職歴等聞き取りが必要なため協力が必要なこと等を明確に説明してこなかったので問題が大きくなって、統合作業に支障をきたしている。 件数目標を優先させるあまり、調査内容が不十分になっている。管轄事務所独自の調査ノウハウが必要な場合があるため、検索システムで『該当事業所無し』の回答は危険。事実見ないといけない事業所があるにもかかわらず『該当事業所無し』と回答している。
10311	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一部の旧態依然のままの職員の意識改革および、有用な人員の増員を図ることかと思われます。	可及的速やかに解決しなければならないと認識しています。 私の採用はH20年度からなので、メディアにて騒がれたことで問題の存在を知りました。	全力を挙げて取り組みました。 反省点は、自身の問題としてはほとんどありませんが、このような問題を知りながら放置していた、職業倫理も就業意欲も低い人たちへの怒りは非常に強いものとしてあります。 今もってそういった方々は存在しますし、機構に引き続き採用される方もたくさんいらっしゃるようです。そういった現状を前にすると、年金記録問題も結局世間で騒がれているから対応しているだけで、真剣に解決する気がないのかな、と訝しく思ってしまいます。
10312	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思います。	必要相当数の人員の確保(一件一件の対応が遅れているため) 積極的な広報活動(本人確認をするためには被保険者に意識がないとはじまらない為)	そのような問題が存在することを知ったのは、平成9年4月頃です。当時人事異動により、適用年金係に配属となり、厚生年金の期間照会の担当となりました。当初は、将来年金を受給する際に、全ての年金記録を統合して年金を受給するスタイルに違和感はありませんでした。しかしこの年金記録問題に携わる様になり、本人が自分の職歴を忘れてしまったり、名簿の記録をオンラインシステムに移し変える作業の際の大量の入力誤りや、名簿の誤字脱字によりオンラインシステムに移し変える作業の際の担当者判断の推測入力などをみていると、これは大変な作業になると感じました。	なるべく複数の年金記録があると思われる被保険者については、できる限り当時の状況を聴取し年金記録に結びつける事を心掛けた。 現時点においてどのような点が反省点か考えたところ、度重なる年金法改正により制度が複雑になったこと。および、年金制度開始時点から基礎年金番号制度が導入されていなかった点。あと考えられるのがこういう状況になる前に年金記録問題の事について議論をし対策を考えず、先延ばしにしてきた事。
10313	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金業務・窓口相談業務にほとんど従事したことがなく解らない。		年金業務・窓口相談業務にほとんど従事したことがなく、年金記録問題が 国会等に取り上げられ議論されはじめてからである。	一刻も早い解決に向けて、事務所先頭にたって処理を行うよう心がけた。 急いで特別便を発送したため、それ以後何度も通知が送られるような事態 となり余計に混乱することとなった。
10314	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10315	地方庁	その他(社会保険事務所)	資格照会業務をしている関係上、オンライン導入前の紙台帳を見る機会が多いのですがそのなかで見受けられる国民年金に関する処理についてです。 ・特例納付期間終了後に納付している。 還付・充当処理についてです。 ・(特例納付期間)厚生年金等と重複加入が判明し、充当できる月が存在しているにも関わらず国民年金保険料を還付している事例がある。 外国からの転入に伴う強制加入への移行もれについてです。 ・任意加入の状態で帰国した後、本来であれば強制加入に切り替えるところを帰国時(住基申請時)に気がつかずにそのまま任意加入の状態で継続的に納付されている。2年以上経過し、何かの際に気づき強制加入に切替える際に、切替え月までさかのぼって還付する事になり、時効により納付できない月が発生してしまう事例。	特例納付に関しては、記録や処理についてあいまいな部分が多々見受けられます。年金額が減額になってしまう事象に関しては、触れられないのが現実的な処理だと思われます。 誤還付にかんしては、個別の資格照会で判明すれば一件対応で対応すべき(対応済み)ですが、システムによる抽出は、現行では困難と思われます。しかし、還付・充当処理の際に080画面の確認を徹底していけば、新規のミスは防げるのではないでしょうか。 任意→強制の切り替えであれば、納付を生かす取り扱いに改めるべき。 資格照会全般に言えることですが、他県の状況はわからないのですが東京においては、口伝に頼っている部分が強すぎます。言い換えますと個人のスキル(知識)に頼りすぎており職人仕事になりがちになり、組織として対応できていない。現状の処理については文面でのマニュアルはありますが、過去、特に紙からコンピュータに切り替わった際の細かな経過や当時の処理方法、受付方法など経過については、今までの知識の積み重ねにより口頭や個別作成の資料により担当者の間で伝えられてきているところです。事務局で資料を作成し研修を行っているものの資料の多さの為に説明しきれない部分があります。 全国的な経過についてまとめた(正式?)書面が作成されていない。庁ランなどに個別にアップしていただいているのは拝見してしていますが個人のスキルアップにはなりますが組織的な対応には、結び付けられない。 年金記録問題の解決には、期限があるのは重々理解していますが、詳細なマニュアルの作成、PCでの作業化、及び実際の資格照会データを使った実践形式の研修をある程度の時間を費やす覚悟でやるしかないと思われます。 一律的な救済を検討されているようですが、正直者が馬鹿を見るような案であれば年金への信頼は、さらに低下してしまいます。時間は、かかっても調査はすべきです。	新聞報道やTVなどのメディアからのニュースによって知りました。 コンピュータ管理されている、基礎年金番号に統合されていない手番があることは、認識していましたが、件数などは、まったく知らされていませんでした。 とくに旧台とよばれているコンピュータ管理されていない台帳があることをニュースで知ったさいは、大変ショックでした。それまでは、お客様に対しても、『国として責任を持ってやっているのだから、統合されていない記録があったとしても氏名検索等で必ず見つかるし、内容についてもきちんと収録されています』と自信をもって説明しておりました。 問題発覚後、ずさんといわれても仕方のない処理が見受けられました。今の処理方法からすれば、有り得ない、昔の職員は、何をしていたのか？正直思いました。	年金制度全般に対する信頼を取り戻すためにも、まずは目の前のお客様の信頼を取り戻すべきと考え、過去の過ちの尻拭いではなく、当事者としての責任を果たすとの思いで調査、説明に当たっています。 当事者としての問題意識の欠如が職員の間にあったと思われます。組織として対応しようとしても、どこかひとごとになっている部分があり直接の担当者と他の職員との間の温度差を埋めるのに時間がかかっている。正直、公務員として就職したさきが偶然、社会保険であった者が大多数で、年金の仕事を志して職に就いた者のほうが少ないと思われます。そんな中、先監方から引き継いだ仕事をやっていくなかで犯罪者扱い、ダメ公務員の象徴のように扱われていけば真面目に仕事していた者ほどやる気も失せ、退職してしまった職員も少なくないはずです。これ以上スキルと知識をもった職員が流出してしまうと組織として脆弱になってしまします。年金問題の解決には人的資産が重要と考えます。
10316	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・特にありません。	・オンライン上の記録について、厚生年金記録には事業所名及び被保険者氏名を完璧にし、国民年金記録については住所を収録し、更に検索を容易にすること。 ・人員の大幅な増加。但し、年金記録にある程度精通している者を採用すること。	・本人の記録として統合されていない年金記録の存在は、10数年前から聞いていました。しかし、それは年金請求の際に統合すればよいものと聞かされ、当時は特に問題視していませんでした。 ・近年になって、請求年齢以前に期間照会等で調査を終えておくことが肝要 であると考えます。	(対応について) ・被保険者または受給者の立場に立って、時間をかけて過去の経歴を思い出していただくよう心がけていること。 ・マスコミの過剰な報道に惑わされるこのないよう、不安や不信感を払拭するような説明を行なうこと。 (反省点) ・平成9年の基礎年金番号通知の際、他手番の後追い作業を行なわなかったこと。 ・紙台帳をマイクロに収録する際、全てのものを収録すべきであったこと。 ・問題が発生してから人員削減ばかりして、処理能力の低下を招いていること。
10317	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	職員一人ひとりが最重要課題として改めて認識し、取り組む必要がある。 市町村とも最大限協力を要請し、連携をはかっていかなければならないと思われる。	問題として改めて認識したのは、報道等で取り上げられ始めてからだが、適用調査課在籍中に、厚生年金の資格取得届けに添付される年金手帳に未統合の手番が記載されていることが多かった。当時は気づく度に統合手続きを案内していたが、自分自身年金請求時までに整理されていれば良いものとの認識があり、実際、周りの職員のなかにも同じ考えの方がおられたと思われる。	本人からの申請がないと手続きができない。 平常業務と平行して記録の整理、調査に取り組んだが、人員が削減されていく中で、思うように取り組めない。
10318	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録調査については、専属とする体制を築いた上で早急に取り組むことは勿論のこと、未だ回答されていない者がいるわけであり多くを国民年金の被保険者が占めるのではないかと思われる。強制徴収、免除勧奨と絡めながら回答を得ること、あわせて年金への意識を高めていただけるよう、取り組むことができないだろうかと考える。	この職場に入ったのは基礎年金番号導入後であるが、年金を請求する際、又は加入手続きの際に手帳番号は統合すれば良いという考えであり、記録を統合するという意識が希薄であったと思う。	事務局在籍時には、コールセンターへの派遣や、事務所への支援、その後も窓口対応や回答に対する調査と常に最優先課題として取り組んできた。現在では手帳作成、納付書作成等の依頼であっても記録の確認を行うよう努めているが、以前より随時、記録の確認を行っていればよかったと思う。またこの問題への対応について、準備不足のところがたぶんにあったと思われる。今では検索システム等により調査の効率化が図られているものの、照会の件数がこれほどになると見込めなかった部分もあるとおもうが、それに対応できる体制の確立が即座にできな

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10319	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の加入可能年数について 身近であった案件です。 任意加入により納付月数が480月を超えた場合、保険料を還付する制度ができましたが、加入可能月数を超えて保険料を支払った場合でも、強制加入の場合は保険料の還付が行われないと認識しています。 ・昭和36年4月～60歳到達するまで前月まで被保険者 ・現在満額の老齢基礎年金を受給中 ・特別便により途中10月の未納期間が判明 ・未納がなければ、加入可能月数を10月超えて支払っていたことになりますが、たまたま10月の未納があったために加入可能月数分の納付月数でし た。 それ程多い件数ではないかもしれませんが、今後加入可能月数を超えて納付した方からの問題提起があった場合、還付はできないものでしょうか。	特例で加入可能年数が決められたわけですが、誕生月による月数の不均衡が存在するので、該当者からの申請・請求があった場合は、任意加入の480月超と同様に還付が妥当かと考えます。	派遣職員として勤務しているとき(平成18年10月～平成20年3月)に、この問題が浮上しました。その存在については、それ以前テレビ等の報道で知りました。 5000万件と言う膨大な数字に、社会保障制度の根幹にかかわる大きな問題と認識していました。	問題意識を踏まえての対応 ・平成20年4月に任期付き職員として採用されてからは、他人事ではなく、正確・確実・迅速な対応・処理をしようと心掛けました。 ・年金受給者は高齢者が多いので、少しでも早く年金支給が行われるよう 郵送や電話連絡時に、迅速な手続き(書類返送等)をお願いするとともに、担当課への連絡を確実に行いました。 この問題についての反省点 ・届出書等の不備・入力時の確認不足 ・事業所担当者等の知識不足(周知不足等によるものも含む)
10320	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	過去の記録において詳細な調査を行っても、判明できない記録については、一定の条件のなかで第三者委員会に付し認めていくべきだと考えます。	採用時には既にオンライン化されている状況であり、誰のものか不明である年金記録が多数あるという認識はありませんでした。ここ数年の報道等により膨大な件数の不明記録があることを知りました。	過去において厚生年金、国民年金と別々に記録を管理していたこと、平成9年に基礎年金番号が導入された際に積極的に記録の統合をおこなっていなかったの問題があろうかと思います。ただ、すでに年金を受給されているお客様については、請求時の窓口での説明が不足していた部分もあろうかと思います。
10321	地方庁	社会保険事務所課長級以上		お客様に対して誠意ある対応を行う。	社会保険の職員全体の意識の低さ、また古い人間が行った怠慢	誠意ある対応
10322	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10323	地方庁	その他(社会保険事務局)	・ありません。	・短期間の未納の申立は全て無条件で納付済と認めるとか、配偶者が納付済の場合、その未納者の申立は無条件で納付済と認めるなどの案が示されてしますが、これは厚生労働大臣や業務監視委員会の委員の方々が、「社会保険庁の記録はすべていい加減です」といっているように思えてなりません。上の方々がこのようなお考えである状況のなかでは、記録問題を解決することは困難だと思います。「年金通帳を発行し記帳続ければ記録は消えません」という方策が示されていますが、その年金通帳も10年分まとめて記載したお客様が1000人いたとしたら、1000人全員その記録に納得するとは思えません。 度重なる制度改正により、加入要件が変ったり、記録管理者が複数いたり、収納機関がまちまちだったり、1個人の記録重視より事業所単位や市町村単位の記録管理など、今の年金記録問題には多くの要因があります。にもかかわらず、今の風潮は、社会保険庁職員が100%悪いとしか見ていません。例えば、昨日のドラマ「相棒」でもそのような風潮が見られましたが、視聴者の中であの番組のすべてをフィックションとして捉える人はどれくらいいたでしょうか。大方の人は、話の大半が社会保険職場で日常茶飯事に行われている光景だと思っているでしょう。本当に私たちが管理してきた記録のすべてが、いい加減ですさんと思われていることが悔しくてなりません。 今、この瞬間にも多くの記録が管理され続けていますが、10年後、20年後にお客様はその記録に対して訂正を求めることはないのでしょうか。今までと同じようなシステムや方法で記録を管理し続ける以上、永遠に歩きながら落とし続けるパンくずを戻って拾い続けなければならず、解決も困難と考えます。私たちが仕事に対しての考え方や取り組み方を見直し改めていくことが一番の解決策ですが、上の方々のお考えが、過去の制裁ばかりではなく今後の将来を見据えた建設的な意見を討議していくことが、新たな記録問題の発生を止め解決に向かっていく方策だと思います。	・私が入庁した時の最初の仕事が、期間照会や記録整備でしたので、採用時すぐにオンライン記録については不備が多いことは認識していました。しかし、その時代々の取扱や制度が「漢字のみの届出」や「厚生年金と国民年金は別々の年金」「戦前戦中の記録」「住所の届出は不要」など複数の要因が見受けられたので、致し方ないと感じていました。 また、記録がわからないお客様のほとんどは「年金手帳」等の扱いがぞんざいで、手帳の番号がわかっていればすぐに記録がわかるのに、その番号がわからないために、お1人の記録を探し出すために、市町村の住民課に片っ端から電話したり、類似氏名の事業所に片っ端から電話したり、また、お1人の記録のためだけに1週間ず一っと事業所台帳を見続けたことも多々ありましたので、これだけ十二分に探したのに見つからないのだから「記録がありません」と回答してかまわない、と考えており、記録問題という認識はありませんでした。 逆に、不備な記録をオンライン収録するよりは、紙媒体と磁気媒体と割り切って、記録部分を全て収録しないで、被保険者個人をあらゆる角度や方法で検索できるシステムのみ充実させ、その番号の記録を後から紙ベースの中から確認する方がシステム効率がいいのではと感じていました。	・期間照会の担当者期間(S64.1～H2.3)においては、常々オンライン上の氏名検索を容易にすることを考えていましたので、厚生年金払出簿を見ながらカセット記録の収録依頼(コード930)を順番にしました。しかし、業務センターの担当課から本人から依頼が来ていないものは依頼しないようにと注意されましたので、その後は、自分で厚生年金払出簿を見ながら順番に資格画面(021－1)の基本画面(239－1)のみ収録し続けました。 社会保険の適用審査の担当者期間(H2. 4～H4.3)においては、資格取得時において、厚生年金手帳記号番号が新規払出になる場合や疑重複番号が表示される場合は必ず他の番号を他の制度を含めて徹底的に確認しました。しかし、ある監査において市町村に国民年金の番号を確認することは課が違うので越権行為になるので、あくまでも届出のあった事業所にしか聞いてはならないと指摘を受けました。そのため、それ以後は本人や事業所のみ確認していましたが、しかし、「掛けたことがない」と回答をされることが多く、新規払出しをすることが多く、結果として1人に複数の番号を払い出した可能性が無いとは言い切れません。 徴収課の担当者期間(H7.4～H11.3)においては、遡及月変という考えはありませんでした。しかし、事業主から「実際貰っていないだから保険料も下げれ」とよく言われました。しかし、帳簿や決算書の数字がそのままのことが多く、理由を聞くと「源泉徴収票や所得証明の数字が減ると銀行から融資が受けれないので、帳簿や決算書の数字は変更できない」とよく聞きました。自分たちも、帳簿や決算書の数字と合わないならば保険料も変更出来ないとよくいっていました。しかし、その点でのトラブルは多く、赤字の会社には税金がかからないのになぜ保険料がかかるかと、事業主に「相互扶助の保険制度」という根本についての理解不足が多々あり、それが遡及月変の原因になったような気がします。 国民年金の適用審査の担当者期間(H11.4～H13.3)においては、基礎年金番号の中に空白期間が生じていれば必ず他の番号がないかを検索していましたが、昭和61年以前は任意加入ということもあって、疑わしい番号があっても、ほとんどの人が「掛けたことがない」と回答されるため、そのままにすることがありました。その点については、もっと詳しく確認すべきではなかったのか
10324	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題については解決が非常に難しく、特に古い記録になるほど確認が困難になっている。この問題を解決するには、お客様の立場になり1件1件の事案を丁寧に根気強く調査していくしかないと思う。	年金記録問題については、当初は記録自体が消えているものがあるとは考えておらず、複数の年金手帳番号で年金記録があり、記録の統合が出来ていないだけで、年金裁定請求時に本人に記録の確認を行う事で正しい記録になると考えていた。 平成10年頃に年金給付課で年金裁定業務を行っている時に、本人の記憶にある年金記録が氏名、生年月日からの検索からでは出てこない場合があった。事業所名などをもとに紙台帳やマイクロフィルムの記録を調べた結果、氏名の読み仮名が違っていたり、生年月日が違っているケー	年金裁定請求時の年金加入期間の確認、聞き取りを確実に行い、申立のある期間が出てこない場合は、氏名、生年月日等に誤りがある場合を考慮しながら、紙台帳やマイクロフィルムでの調査を行い記録の確認を行うようにした。 しかし、年金請求時の確認だと古い記録になるほど記憶が曖昧になり確認しにくくなっていた。本人の年金記録の確認は可能な限り、定期的に行う必要があったと思う。
10325	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無いと思います。	一般業務と並行して調査している現状では、処理能率が事務所ごとに差が出るので、専門部署を設けて一括で調査等をしたほうが効果的だと思います。社会保険庁からの回付分についても住所地となっていますので、管轄事務所を超えて社会保険事務所にすでに提出し、重複しているケースも少なくはない様に思われます。事務所単位であると重複して提出されているかも不明なので、都道府県単位で一括処理にすれば無駄な調査は省略できると思います。また、WM上で調査経過がわかるよう940等の入力事務所と入力日をすべて線覧できるようにすれば、書類がどの事務所で保管されているのかすぐに判るので、本人から問い合わせがあった際に便利だと	平成9年1月1日に基礎年金番号制度が施行された際に、基礎年金番号を通知し、ほかの番号がある場合には返送するようにお願いしたが、当時は年金制度に対する認識がかなり低かったので、全員から返事が戻ってくるか不明で、全員の記録整備は難しいと思っていました。住所が不明で届かなかった人もかなり多かったと思います。 また、平成14年4月から国民年金業務を国で扱うようになった時点で、区市町村で持っていたデータの吸い上げをきちんとしていなかったので、将来記録に問題が出たときに確認出来ず、困るのではないかと思っていました。	自分が直接対応した件については、他手番を統合したり、本人に聞き取りをしたりしていたが、厚生年金の氏名が無い手番等、WM上で判明できなかったものもあったと思います。また、特別便を送る前に、払出の整備、紙台帳の整備、WMの整備、各社会保険事務所に残っている資料や区市町村に残っていたデータの吸い上げ等、必要な整備を行った後で、特別便を送るべきだったと思います。そのうえ、特別便の整備が終わる前に定期便を送った為、被保険者の不安をさらに高めてしまったと思います。
10326	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	自分の経験からは、そういう事例は知らない。	こちらから電子記録または紙記録を総ざらいして、案内していくというのは難しいのではないか。心当たりののある方に手を挙げてもらう、その申出に対して真摯に対応していくほかないと思う。ただ、今の立場からすると、せっかく未統合の記録が判明したのに、今受給中の年金額が減額になるケースがあるということを、もっと世間に周知してほしいと思う。	制度の信頼を揺るがす問題と思っている。 事務所時代は、紙記録や電子記録に誤りがあった事例にあまり立ち合ったことがなく、ここまで大きな問題になるとは思っていなかった。 知った時期は正確には記憶はないが、記録問題の報道がされ始めたころだと思う。	事務所にいた当時はまずないと思って対応するというスタンスだった。実際周囲もそういう方針だった。本人の勘違いではないかと疑ってかかっていたと思う。 今はポジションも違うので対応も異なるが、こちらの記録誤り等があった場合、法制上の範囲内で、できるだけ本人に有利になるように心がけている。その間、時効特例法の施行があり、法制上の仕掛けが作られたことも、その方向に作用していると思う。
10327	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・別段ありません。	・年金記録問題については、これまでの状況を踏まえ、職員一人ひとりが自己責任を持つとともにお客様に対して親切・丁寧・正確に対応をすることが今の社会保険への信頼回復等につながり、さらには年金制度の安定につながっていくと考えます。 年金記録は、各自いろいろな状況等が相違するとともに、古い記録はさらに本人の記憶等では確認をすることが厳しい面等があるため、窓口対応との際には、本人の申出を慎重に確認するとともにお客様の目線で、お客様の納得いく説明等をしていくことが求められていると考えます。このことにより年金事業に対する信頼回復につながり、今後このような問題を発生させないことにつながることとなると考えます。	・年金記録問題については、平成18年度中旬頃から少しずつ取り出された記憶があります。その当時は、国民年金業務関係を担当しており少しは、納付記録等のもれなどもあるんだなと思い、正直今のように大きな問題になるとは、思っていませんでした。 なぜならば、以前は、納付記録は、紙台帳の管理で職員一人ひとりで手作業をしており、市町村との突合も手作業で確認をしていました。手作業であるがゆえに内容確認も係毎に実施していた記憶があります。 そのような状況の中平成18年度にこの問題が出たときは、若干はあるかもしれないと同時にこれ以上あってはいけないと思いつつ事業に対して職員一同取り組んでいました。	・年金記録問題が平成18年度以降少しずつ取り出された当初は、記録そのものの漏れは、ほとんどないものと思っていました。それは、従前は、厚生年金、国民年金それぞれの独自の年金手帳番号がふられていたため社保のWM・旧台帳や市町村の被保険者名簿等により記録は、必ずあり、年金を受給する際も保険料をかけた分は完全に反映すると思っていました。 そのため、当時は一人ひとりの記録の確認の漏れがないように本人の聞き取りを十分にしながら慎重に対応をしていました。 また、現時点において当時を振り返りますとこの問題がここまで大きくなるとは思っていませんでしたので、お客様一人ひとりに納得のいく説明時間をもっと多くかけて対応をするとともに職員全体がこの問題に対して同じ認識を共有していれば、ここまでの問題にならなかったのではと考えています。
10328	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		今、行っている対応を継続してくことが解決に繋がっていくと思います。	知ったのは平成19年の166国会のときです。	自分も、平成19年以降は記録問題関係の業務に携わることが多く、記録回復・信頼回復に努めてきたつもりです。
10329	地方庁	社会保険事務所課長級以上	1カセット記録未登録(カセットオープンされていないもの)が多すぎる。 2払出し簿の誤記。磁気化データにしても無記入や誤記が多すぎる。 3被保険者台帳登記時の誤字雑字。	1早急な登録。払出簿と突合し氏名生年月日等登録したはずだが、未登録が多すぎる。 2マイクロフィルム台帳と払出し簿の突合作業。 3東京のような被保険者台帳検索システムの全国版の作成。 氏名検索090の柔軟な対応(部分一致検索) 被保険者原票照会の柔軟な対応(被保険者整理番号のみの検索)	コンピュータ台帳の未登録データの多さ。 全ての紙台帳がマイクロフィルム化されてない中、紙台帳の廃棄により国民年金の納付について確認が困難になると思われた。 喪失もれなど将来記録の確認が出来ない人が多くなると思われた。 10年以上前からと思われる。	紙台帳の保管にかかる予算措置が出来なかったこと。 事故台帳の即時調査が行われなかったこと。 基礎年金番号の導入が遅いこと。今後社会保障番号の活用は重要と思う。
10330	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	根気よく今の取り組みを実施することと考える	手番を複数持っている場合は、年金請求の時点で統合確認をすることと認識していた。 平成9年	平成9年に基礎年金番号が導入された時点で、現在の取り組みをしていたらと思う
10331	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	今までの記録に関しては文書の保存もないため、本人からの申出に対し行政側でできる限りの調査をおこない第三者委員でのあっせんによる方法でいいと思います。	仕事をしているときには特に認識はしていませんでした。年金手帳番号で加入記録、喪失記録、標準報酬を管理する方法で年金記録を管理する法律, 施行規則でしたので、本人の年金手帳または本人の記憶で過去の記録を照会し検索していました。実際は年金手帳を複数(多い人は10冊以上)持っており記録としては管理されていたと思います。消えた年金記録ではなく、その記録が誰のものとしての管理方法になっていなかったのが問題だったと思います。これは社会保険庁の記録だけでなく各種共済記録も同じ方式だし、基金の記録も同じように「消えた年金」としては相当数あると思います。過去に退職した人の記録は今でも誰のものかはわからないと思います。 社会保険事務所での記録誤りについては被保険者に対しては大変申し訳ないと思います。正しい記録を管理するとなれば入力誤りはもちろんですが事業主からの届出が正しいものかの確認	年金の記録を今後確実にするためには国民総背番号制などを導入(または年金番号に住民基本台帳番号と組み合わせないと今後も誰のものかわからない記録は発生します。厚生年金の住所記録は本人申出の住所のため退職後は本人が加入手続きをしない限り所在不明になります。また、年金制度未加入期間に死亡した場合は届出が無いため年金記録上は生存さえ確認できないで永久に記録管理をしないといけません。 縦割り行政をなくし必要な情報を共有できるような制度になると相互チェックにより正しく管理できると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10332	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民からの信頼回復に向け、一人のお客様に対し丁寧に対応していくこと。年金制度について、国民への理解を求めるためにも、専門用語ではなく、わかりやすい説明を心がけ、それ以外にも、広告・宣伝していき、お客様からの認識をたかめていくこと。	基礎年金番号の導入前、国民年金・厚生年金番号がそれぞれあり、また、昔に溯るほど、事業所も社会保険制度の認識が薄れていることもあり、年金手帳が何冊も持っておられるひとがたくさんいました。年金請求の際、本人の記録を統合していく方向性ですすめていたが、実際、全件確実に本人記録にむすびつけることは不可能に近いとおもっていた。そして、その統合もれの件数が増え続けることのより、年金記録問題と思っております。おととしです。	お客様に対し丁寧な説明、迅速に処理を進めていくことを心がけ国民からの信頼回復を思います。反省点としては、基礎年金番号の導入が遅かったこと、その後に年金記録の統合にあたり通知書を送付するも被保険者に対し広告等が少なかったことによる国民の認識の薄さより、結果、回答がすくなかった。その際、社会保険職員が催促の電話とうなかったためもう少し、取り組んでいたらここまで苦労はしなかったと思います。
10333	地方庁	その他(社会保険事務所)		すぐに解決策は、思いつかないが、未納期間が短い人を納付と認めるのは、どうかと思う。	年金給付課担当時に、3号記録と配偶者記録が一致していないケースが多かったり、会社名、記号が入ってなかった厚生年金記録があったり、コンピュータ導入時の不備が多いと感じてい	ひとりひとりに確認して少しでも年金制度を知ってもらうよう努力した。もっと、広報などを利用して年金制度、法改正など確実に理解してもらえなかった事が原因のひとつだと思う。
10334	地方庁	その他(社会保険事務所)		・未統合記録等の、本人確認の出来ていない記録については、現在行っているように、各個々人へ確認をいただく。同時に、社保保有の台帳記録及び市区町村保有の台帳記録の総点検を行う。 特効薬的な解決策はないとおもわれ、やはり、人手をかけ、こつこつやっていくしかないと考えられる。 ・現在、マイクロ等をWM検索が可能となっているが、システムへの入力が漏れているマイクロ記録も多数あるため、台帳やマイクロの移管作業時の確認作業を徹底する。 ・作業の進め方等は多々あると思うが、中央一括やブロック集約を行うと、集約作業過程での紛失等の事故の恐れがあるため、各県段階での集約にとどめ、行っていくべきと考える。	・様々な要因があるが、個々人の、将来の生活源となる、年金給付に結びつく記録であるので、一省庁ではなく、国家的な問題と認識している。 ・未統合記録や、機械へ移管していない記録が存在することは、何年も前から認識していたが、台帳記録として保管されているもので、職歴や住所歴により、確認できるものと考えていたため、確認の出来ない記録がこれほどまでに存在することについては、記録問題が浮上してきたときに認識しました。	・個人の対応としては、お客様一人一人の相談や記録に真摯に対応し、丁寧な調査を行うことぐらいしか、出来ないと思われる。 ・問題点については、様々な認識があるとおもわれるが、 1. 記録管理の徹底が不十分であった。 ・台帳保管のあり方。 ・台帳への記載事項の不十分さ。 2. 制度間での記録の記載事項の相違 ・厚年記録についても、居所(住所)の記載が、必要であった。 3. 手番管理の徹底の不十分。 ・取得時、過去の職歴等を聞き取り(届書へ記載欄を設ける)など、一人へ複数の手番が払いだされることを想定しておらず、業務処理に対する認識の甘さ。このことが、裁定時主義とも言うべき処理方法へと繋がった要因にもなっていると考える。 4. 制度としての設計の不十分さ。 ・以前は「ひとつの会社に生涯を」という時代であった制度設計を引き継ぎ、転職等を想定していない。61年4月の新法への切り替え時に行うべきものであったと考える。 5. 最終的には、年金記録に対しての、立法・行政・事業主・個人のすべてを含めた認識の甘さがあったと考える。
10335	地方庁	その他(社会保険事務所)		今までと同様、電話や戸別訪問や文書照会等を実施し本人の記録を回復すべきだと思いますが、期間を決めて集中的に取り組むべきではないでしょうか。他のするべき業務が多数あると思うので。	年金記録問題が発生した時、こんなに不明な記録が存在しているという認識はありませんでした。約5000万件も不明な記録があるという事はマスコミ等で取り上げられるまで知りませんでした。	多数の不明な記録が存在している事が分かり、少しでも残件数を減らすよう年金記録関係の業務に携わってきました。この問題の反省点を挙げれば色々な問題が絡み合っていると思うので一つに絞ることは出来ないと思いますが、職場の体質や意識の持ち方等様々な問題があったと
10336	本庁	その他(社会保険事務所)	なし	来訪者・電話相談者が多く、現場の窓口が大変混乱しており、定期便に書かれている電話番号もぜんぜんつながらないとかなりの苦情である。定期便専用電話の回線も人員も増やし、オンラインで記録を見ながら答え、電話の相談時間も夜遅くまでのばし、電話で相談が完結できるようになれば、お客様も安心できると思う。 また、再裁定の決定が遅く、業センに確認すると、難しいケースの場合現在平成21年7月頃の受付のものをしている。返戻でもどってくる書類も、平成20年1～4月進達のものがざらにあり、お客様に連絡するとがっかりされる。本人が死亡しているともっと時間がかかっていて、お客様からの信用がかなり堕ちている。人員が限られているのだから、派遣には簡単のをさせて、職員は難しいケースへ対応できる者の育成が早急である。	基礎年金番号を通知したとき、手番がある人は回答するはがきがあったが、そのときどのくらいの人が回答し、回答しない人への対応はないのかと思ってた。 5000万件もあるのを知ったのは、マスコミで取り上げてから。	真摯に1人1人きちんと対応しようとした。 記録を紙台帳からオンラインにするとき、もっと考えるべきだったし、基礎年金番号を通知したとき、手番がある人は回答するはがきがあったが、そのとき、もっと徹底的に調べる対策をすべきだった。
10337	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	判りません	認識ありません	
10338	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	通常業務に極力支障がでないように、人員を増やしていただきたい。	平成16．17年ごろから報道で見て聞いて、事実を知るケースが多かった印象です。不安の状態であるお客様が大勢来所しましたので、少しでも解消してあげなければいけない問題として接客しておりました。	1人でも多くのお客様とお話しすることだけを考えていました。事務所で受理した照会申出がもっと整備できていれば、その後の調査もスムーズに取り掛かれたと思われます。
10339	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金請求時、個人の、履歴確認のてってい．年金制度の理解、特に、事業主など会社として社会保険制度を理解してもらう必要があるのではないか。	過去の厚生年金加入、国民年金加入の確認、特に、旧姓、若い時期の加入もれが多い。国民年金新聞、TV報道で知った。	事務所来所時には、必ず氏名索引をする。若い昔の勤めさきを確認する。
10340	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	年金制度への信頼を回復させるためにも、早急に解決させなければならない大きな問題だと思います。	年金記録問題への対応を最優先事項と位置づけ、窓口対応・特便回答処理にあたった。
10341	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	問題となっている事象以外特に承知していない。	提出していただいた「ねんきん特別便」等は、調査を行ううえで貴重な資料であることから、引き続き、迅速かつ丁寧な調査を実施していけばよいと考えます。	社会保険事務所においては、紙ベースで記録管理されていましたが、適正に届書等の処理がされ、電算システムに正確に収録されているものと認識しており、このような問題が発生するとは思っていませんでした。昭和59年1月に年金相談コーナーの担当となり、年金裁定請求書を受け付ける際、厚生年金保険手帳番号重複取消処理をすることが多く、先輩に確認すると過去の職歴を隠したり、生年月日を偽って事業所に雇用されていることが多々あるときかされた。平成9年1月に導入された基礎年金番号への未統合の記録が多いのは、職歴・生年月日等の詐称による	年金裁定請求書を受け付ける際、本人の記憶を頼りに職歴の確認及び記載がもれないように努めた。戸籍取得届書を提出する際、年金手帳番号の重複払出を防止するために年金手帳再交付申請書や住民票等の添付を求めるべきであったのではないかと思う。
10342	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	私にはこの問題の解決策が考えつきません。	認識していませんでした。意識するようになったのは平成20年になってからだと思います。	この問題について電話や窓口で相談されるお客様については、誠心誠意対応しました。もちろんこれからもそういう対応が必要だと思うし、私はそうしていこうと思います。反省点としては職員ひとりひとりが年金記録意識していなかった点だと思います。
10343	地方庁	社会保険事務所課長級以上			手番が後年・国年2つあり、それぞれが統合されていない状況と、古い記録が年金請求のとき見つかる状況が、あたりまえのように思っていた。 平成19年6月ころ言われてみればおかしいとおもった。	全力で取り組んだつもりです。 オンライン移行時のチェックで本人照会をすべきだった。 私を含め職員一人ひとりの仕事に対する認識が甘かったのかもしれないが、当時はとにかく忙しかったという記憶もあり、いかに早く仕事をこなすかという足かせがあったのも事実です。
10344	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ねんきん特別便で名寄せをおこなっていますが、加入制度で期間重複がなくて名寄せ対象となるべき記録が通知されていないものがあった。 他制度で加入中であれば理解できますが、氏名索引か本人の申し出がないと分からない状況にあります。	抽出方法のプログラムを修正していただき、通知漏れとなっているものは再度本人宛に加入期間を記入した物を送付するよう改善するべきと思います。	基礎年金番号導入前は、職員で採用された当時から勤務している事業所名を伝えてはならないとなっていました。 採用されてから3年目位に、記録が統合されていないものが多数存在している事が分かりましたが、ねんきん特別便対応で可能となるまで、本人には会社名は伝えずに聞き取りで対応せざるを得ませんでした。本人から申出された内容のみで対応していたため、短期間の加入であると本人の記憶からもれているものが多くあった。	問題点は、年金番号統一化を行ってこなかった点にあります。 国民年金発足時に、基礎年金番号導入をしていれば、ここまで複雑にならずに対応できたのではないか。記録管理も煩雑化せずにすんだのではと思います。 また、国民年金台帳マイクロの管理については、完納者や未納者であっても全て保存すべきであったと思います。
10345	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者・受給権者に対し、被保険者記録の記載のあるハードコピーの交付を行わなかった。また基礎年金番号導入時に大量に出力された疑重複リストを処理せずに放置し、最終的に廃棄処分とした。年金請求時に本人に対しきちんと記録を確認することなく、氏名検索等も行っていなかった。	1. 制度に精通した正規職員を窓口に配置し、責任を持った行政サービスを行うこと。 2. 本人に対し徹底した情報公開を行うこと。	採用当時から無責任な行政を行っているとは感じていた。	所属の上司等に対し、ハードコピーを積極的に交付するよう求めたが、事務局が了承しないため交付できないとの回答だった。 年金給付課所属時には、窓口受付時に必ず氏名検索を行うよう求めたり、郵便で受付を行った請求書については必ず氏名検索を行い、本人に対し記録の確認を行った。
10346	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の皆様の信頼をそこね申し訳ない気持ちでいっぱいでした。平成18年末頃知りました。	記録調査また窓口と自分のできる限り対応しました。一人にいくつもの番号を附番していることが今に至っているとおもいます。将来このような事になることが予測できたのではないでしょう
10347	地方庁	社会保険事務所課長級以上				記録管理のコンピュータ化時における、切り替え誤りのフォロー フリカナ確認 月末における退職日の確認
10348	地方庁	その他(社会保険事務局)		職歴について、事業所の厚生年金保険に加入年月を、説明できたらよいと、思います。	厚生年金保険被保険者証が、1枚で、あまり大きな表示がなされていない。 記録を、1本に統合する作業が、多くある	お客様の、初めて仕事をされた後の流れを、考えていただくとともに、期間と期間の間についても問い合わせ、統合する作業。 問題点としては、お一人様にかなりの時間がかかりますが、納得されると考えます
10349	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	記録の照会に関するものはすべて回答し、カセットがひらいていないものは、すべてひらき、払い出し簿や紙台帳のなかでデータの未収録がないか確認するべきだと思います。 また、年金定期便はつづけていくべきだと思います。	統合されていない年金記録、国民年金については、納付記録が収録されていないものが沢山あると当初は認識していました。 平成18年の末頃にそのような話題がでてきたと思います。	この問題について対応する体制がとられることになるので、国民の方それぞれが正確な自分の年金加入記録を確認できるように整備しなければいけないと思っていました。 反省点はまずカセットのデータをすべてひらいて整備しておくべきでした。 すべての払い出し簿と紙台帳のデータも確認のうえ整備、収録しておくべきでした。 オンラインへの移行時のデータもその後に確認整備しておくべきでした。 基礎年金番号導入時までににこれらのことをやっておくべきだったと思います。 国民年金の市町村のもっていたデータは、社会保険のデータと突合のうえ、もらっておくべきだったとおもいます。
10350	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	手番の未登録、国民年金の納付記録もれ等、世間一般に知れれている問題以外、特にありません。	現在、とくべつ便や定期便等で、記録の確認整理作業を行っていますが、機会があるごとに確認作業をしていくしか方法はないと思います。	基礎年金番号が導入されるまでは、国民年金と厚生年金は手帳番号が相違していたし、個人が、就職するごとに複数手帳番号を払い出されているケースは、普通にみられたため、年金請求の際に記録を整備するのが通常だと思っていたので、その点に関してはあまり問題意識は無かった。国民年金の納付記録漏れに関しては、当所で確認できる記録を信用していないと、業務を行えないので、基本はそうしてきました。ただ、窓口等で領収書があるのに納付記録が入っておらず、遡及の記録もない被保険者の対応の経験もあるので、当所の誤りも実際あるとは認識していた。	基礎年金番号導入後は、一人に基礎年金番号はひとつのため、窓口や電話等で被保険者と接する機会がある毎に、手番登録等の説明はし、国民年金の納付漏れ等も市町確認も含め状況確認をその都度行い、対応してきました。 急がずとも、徐々に複数番号を持っている方は減るだろうと、多くの職員が考えていた事が、反省点ではないでしょうか。 人は年月が経つと自分が働いた事業所すら忘れるものなので、定期的に当所の記録を本人に確認してもらうことも必要だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10351	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	特にありません。	年金記録問題については、、「単なる誤りじゃないか、人間なんだから誤りはあるだろう」と保身的発想があり、会社から資格取得や喪失時期、報酬等に相当ルーズな届出がされていることは、事業所調査で経験していましたので、「時間をかけて記録を整備したほう良いの ではないか」と思いました。しかし、いろいろと特別便の相談を受けたりすると、やはり、これはまずは社会保険庁が管理している記録そのものを整理しないといくら事業主の届出のルーズさや被保険者、受給者の意識の低さを問うても、だめだ、こちらがきちんとすることが最も大事であると認識しました。 記録問題の資格期間、何十年も前から、事業所からの届出誤りや従業員が、保険料がかかるから入りたくないと言っているから加入させていないと言う話は、当たり前のように事業主から調査の際に言われていました。もちろん、調査で判明したものは遡及して加入させましたが、全ての事業所、従業員を調査した訳ではありませんので、相当数逃れられたケースはあると思います。このようなケースで働いていたのに期間がないという申立の一つになっていますが、これも年金記録問題と言うなら社会保険に勤めた時から知っていたことになります。報酬の遡及訂正については、事実に基づいての処理と思っていましたので、勝手に従業員の報酬を訂正していることは、今回の問題発覚で知りました。	記録に関しては、お客様の言い分を丁寧に聴き取り、調査を行うよう 職員へ徹底しました。特に勤めていた事業所名が不明なケースが多く、職種や地域を可能な限り調べ、それでも不明な場合は、お客様 に、こういう会社、こういう地域を調べたということも説明してその結果を お知らせするよう指示を出してきました。その分、回答が遅れることもありましたが、現在、こういう状況にあるとう情報をお知らせしてもう少し時間がかかると説明すると大半の方は理解いただけました。 記録判明した、いないいずれも丁寧に説明するよう対応しました。 この問題について、私たちが記録を管理しているという意識不足を反省しました。記録の誤りは年金裁定時に補正できるという気があり、平常時に記録を意識することが不足していたと思います。また、社会保険として、事業所への指導不足を感じました。正しい取得、喪失の時期や報酬の届出など、正しく届出がされるのがあたりまえで、届出を正当性を裏付ける書類等を省略していました。新規適用事業所への説明会なども暫く開いておらず、正しい届出を提出していただくべく努力もしていなかった点を反省しています。11月から新規適用事業所へのじむ説明会を開催して少しでも事業所での社会保険事務の向上を図っています。
10352	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないと思う	協会の発足や厚生局への出向により、記録照会関係の知識ある職員が減っている状況で派遣職員等を増員し対応しているが、派遣期間が短く専門的な作業・知識を習得できない事や、慣れた頃に派遣期間の終了となり作業効率が良いとは思えません。 そういった事から年金記録問題については、引き続き国の身分の職員を中心に専門的に作業を行うのが望ましいと思います。	世間で騒がれはじめ、記録問題を知り重大さを認識しました。	現在は自分を含め、組織全体として問題解決のため努力していると思います。 現時点からみる反省点としては、過去資料のデータ化やデータの整備がされていなかった事が一番の問題と考えています。 問題発覚からも組織の分割などが行われず、データの共有化をもっと早く行い、専門知識のあるもので迅速に対応していれば問題解決まではもっと早くできたのではないかと思います。
10353	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ございません。	10月から国民年金を担当しておりますが、人海戦術で丁寧に、そして迅速に進めて行くべきと考えております。	総務、徴収業務が長く年金記録問題を知ったのは、18年5月～6月頃の マスコミの報道により始めて知りました。 組織内にいて恥ずかしいのですが、こんなに記録漏れがあることに愕然としました。	お客様の対応をして思うことは、未だに複数枚の年金手帳を持っている方 も多くおり、基礎年金番号導入後あらゆる機会を捉えて広報をしてきた訳で はありますが、そういった部分がまだまだ足りなかったのか思っているところです。 また、10月から国民年金の記録を見ていると台帳への表示が担当者によ ってまちまちであり大変見づらいといいますか、そういった感じがあります。 その当時は、当時で大変だったと思いますが、その辺の対応のまずさもあった のではないでしょうか。
10354	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録をめぐる問題については、公表等されている以上は分かりません。	年金記録問題を可及的速やかに解決するために、次の方策を提案します。 年金記録問題解決策の1つの方策として、「年金加入記録のお知らせ」や「照会票・回答票」等を送付し、お客様からの回答を受けた後に調査を行うといった従来の「受動的」な方法を改め、お客様との直接的対話(FACETOFACE)を実施することで、記録問題の解決を図ること。 (そのための、年金制度のほか、労働関係諸法令や税制度にも精通し、また、また、接客マナー知識等を備えた人材を集中的に育成し、当該人材を活用したサービスを実施する。)	「ねんきん特別便」のお客様からの回答票を見ますと、いかに年金記録問題が、年金制度の信頼を揺るがす深刻な問題であるかということを実感します。 年金記録問題において、「基礎年金番号」に統合していない手帳記号番号が多く存在している事実を知ったのは、私が入庁した平成9年の基礎年金番号制度の導入時です。	当時、最終的には、お客様が年金を請求される時点で、改めて過去の年金加入記録を調査し、お客様に確認していただいた上で、年金請求の手続きを行うと当時理解していたことから、現在のような問題が起こることを、全く予測していませんでした。 「基礎年金番号」導入時の本庁における調査方法(はがき等の書面を送付し、基礎年金番号のほかの年金手帳記号の有無をお客様に確認する等)も問題であったと考えますが、それと同時に、再裁定の件数を見ると、年金裁定時における地方庁の調査方法が極めて問題であったと考えます。 したがって、現在加入している年金記録をお客に提供する「ねんきん定期便」等は、ご自身の加入記録が確実に管理されていることお客様にを知っていただき、ひいては年金制度を信頼していただく重要な事業ことであると認識しています。
10355	地方庁	その他(社会保険事務所)		期間照会、再裁定の都道府県単位での集約。人員の配置増加	受給される(されていた)年金額が、本来受給できる(できた)金額よりも、少なく決定される(ていた)、また、受給権そのものが無いとされていた場合もあり、多大な不利益が生じている問題。 記録問題を認識したのは、平成19年6月	年金特別便が送付された後の、来訪者が急増した際に、当時は事務所勤務ではなかったが、積極的に窓口対応の応援や台帳との突合せ作業を行い、少しでも早い解決に努めた。 反省点は、平成9年の基礎年金番号の導入時に、もっと徹底した勧奨を行っていれば、宙に浮いた年金記録の件数は、もう少し少なかったのではと思う。
10356	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	みんなでがんばっていくしかないと思います。	いまだになんでこんな問題が起きたのか不思議です。	わかりません。
10357	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録調査の回答の送付がかなり遅い。	原因は業務に精通している者の不足のため、単に人を増やすだけでなく、人材の育成が必要だと思います。また優秀な人材の確保も必要です。	大変重大な問題だと認識しています。このことは年金相談業務についてある程度知識がついてきたときから問題があることはうすうす感じていました。	問題になる以前は、全庁的に取り組む仕組みはなかったので、記録漏れ等の照会についてはその都度ベストを尽くして記録の補正や調査を行いました。この問題の原因は、記録の整備が不徹底であることと、その補正が急務であることの意識が全体的に薄かったことにあるので、そこに反省点があると思います。
10358	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていないとは言い難い事柄かと存じますが、報道等における観点として希薄であったと思われるのは、そもそも国民皆年金制度という極めて崇高な理念・制度設計に立ちながらそれをどのように実現していくのか、あるいは制度目的に反するどのような実態があるのか、そこにおける各々の立位置と役割は正・負両面においてどのように発揮されているのか、といった問題意識及びそれに基づく検証であったように思われます。 もちろん、制度の運営を担う保険者サイドの問題について一切の言い訳を行う余地はありませんが、そもそもきっちりとした記録管理を行う体制が予算・人員を含めて構築されてきたのかを問い直すことは必要でしょう。すなわち、個々の事象というレベルではありませんが、被保険者・国民、事業主の皆様に対して保険者としてトータルに不十分であった点をお詫びすべきであろうと思います。 そうした認識の上に立って、そもそも事業主、被保険者の皆様にお願いすべきあるいは伝えるべき事柄がありながら不十分であったことが記録問題の一因であることをはっきりさせるべきであろうと考えます。 それは、端的には未適用(事業所・被保険者)問題や手帳番号の重複問題にも連なっていると考えられます。年金は一面ではお一人おひとりの生涯を記録するに匹敵する規模と重みをもった事業であり、具体的には正確な記録の構築と適正な管理に現れます。それは一人保険者の力では及びもつかない規模と内容であり、すべての国民・被保険者・事業主の皆様の文字通り理解と協力無に成し遂げられるものではありません。	過ぎ去ったことと現在進行している事項に区分して考える必要があると思います。 過去については、保険者サイドの手持ちデータを最大限活かして(紙上の記録と電子データと突合を含めて)、可能な記録整備をおこなうこと。 その上に立って、被保険者、被保険者であった者に問いかけることと考えます。このことは、この間行われてきたことですが、この取り組みを真に実のあるものにする手立てを講ずることが必要です。その前提とすべき認識は、強制保険の形態でありながら、制度の本質や仕組みをを伝え切れていないということにおく必要があります。すなわち、単に年金記録ではなくこれまで不十分だった本質的問題を伝えることを含めてすべての対象者に働きかけることです。 その際のベースとなる手法は、マンパワーの投入による個別の接触です。電話・訪問による面談その他あらゆる手立てを駆使して、お一人おひとりの納得を得られる取り組みを徹底して行うことが必要です。待ちの姿勢でなく、出向いていって過去の不十分さを一掃することです。 現在の問題については、申すまでもなく問題の発生を繰り返さないことです。そのために必要なことは過去の総括の裏返しであります。すなわち、制度の趣旨・目的の実現のために必要とされる客観的条件の整備、事業主・被保険者と保険者両サイドにおける役割に応じたハード・ソフト両面の充実を図ることです。基本とすべきは、事業の本質について共通の認識を広げて全国民的な求心力を構築することだと思われます。	『年金記録問題』といういわば異常事態としての捕らえ方ではなく、そもそも公的年金制度において被保険者資格記録の持つ意味を制度存立において根源的な問題と捉えていました。また、法律によって加入を義務付けておきながら(このことは非常に積極的な意義を有するものと考えますが)そのことが正確に記録されていないなどということは、到底許されることではありません。 被用者年金の性格及び国民年金との関係など記録の構築、整備・管理に困難が伴うとしても必要な体制を構築して制度的要請を満たせばよいだけのことです。 問題の所在という点で言えば、現在のように大きく取り上げられる以前から番号の重複その他の事象があったことはある意味では常識的問題であったし、現にそのことを解消する手続が用意されていたわけですから、いわば不可避的な『問題』事象を想定した事業運営が行われていたともいえます。 問題は、従前の事務上の取扱が制度的要請に応えていたかということですが、結果として極めて不十分であったことが露呈したといわざるをえません。 より根源的には、事業の理念・目的に対して基本問題である記録管理を含めてその達成に向けた保障あるいは担保の構築が図られていたのか、また。そのことが事業運営上の根本問題として保険者としての共通認識になっていたのかということがあると思われます。 そのような意味において、問題の重要性・根深さ等に改めて気付かされたのは一連の問題が明るみに出たことによるものと考えています。	私的には、1件1件の年金記録を積み上げていくことについて、個々の被保険者の方々を想定すると、それぞれの方の生涯記録を積み上げていくようなものであっておろそかにできないと考えてきたつもりでおりました。 しかし、事業運営はチームワーク、リレーワークの上に成り立つものであって、自らの狭い見方ではとても通用しないと考えております。 反省点ということであれば、それは正確な原因究明の上に立って述べるべきものと考えますが、それに必要な用意があるわけではありません。したがって抽象的一般的になりますが、最も大きな反省点は事業の対象・主役は誰であり保険者はどのような役割を果たすべきなのという根本問題についての、認識が事業運営上のあるいは運営思想上の共通の土台になっていなかったのではないかということです。 その具体的な表れの一端が、年金記録にかかる一連の問題ではないかと考えております。むろん、問題の根源は単純ではないと思いますが、現に取り組んでいる記録問題の一つ一つについて、その時々においてきっちりと確認・処理していれば防げたのではないか。あるいは、過去に相談等があった際解決しておけば今日に至ることがなかったのではないか。と思われる事例に接するにつけその思いを強くせざるを得ません。もちろん、自らの仕事の足跡を含めてでございます。
10359	地方庁	その他(社会保険事務局)	消えた年金5000万件との文句で報じられたが、実際に記録が脱漏してたり 台帳消失等により確認できない事項、まさに消えていたのはごくわずかである。 大多数は、基礎年金導入前手番の未統合、脱手支給済み手番の未統合、死亡者の手番未統合である。 また、お客様が実際に勤務し加入期間との申し出に対し、年金記録がないといった事項の原因は、整備漏れや誤登録もたしかにあるが、事業主の届出もれ、故意による未届け、又事実と異なった届出もあるのではないか。	数十年経過した時点で、初めてお客様自身の記録をお知らせするのではなく、今まさに取り組んでいる「ねんきん定期便」で定期的に確認できるよう、又 インターネットを活用して簡単にいつでも自身の記録が確認できるシステムの充実が必要である。 そうした事により記録の脱漏、誤り等が早い段階で確認できる。 実際、名寄せによりご本人のものと思われる記録を確認するも、ご高齢による忘失、痴呆症により不能、本人死亡による不能等多々ある。 そうしたことを防止するためにも、現役時代からの容易な確認方法の確立が 必要である。	あまりにも、ご自身の記録が年金として反映していない数が多くて驚いた。 昔の厳しい時代、きちんと納付していただいたにも関わらず、今まで年金額に 反映されていなかった事に対し申し訳なく思った。 知ったのは、年金記録問題がとりだたされ、記録整備に関わってからである。	ご自身の記録がすべて年金額に反映されるように窓口対応を行ってきたし、 記録整備においても努力した。 記録管理のあり方の完成度が完璧ではなかった。 名簿・原票や払出簿のデジタル化、索引システムの高度化が後手後手になり、より一層、お客様に不信を与えてしまったのではないか。
10360	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	丁寧に本人確認していくこと。	オンラインに切り替え時の確認、チェックがずさんであったと思います。 平成19年5月、5000万件宙に浮い年金記録が報道された時です。	今の確認作業を地道にやり遂げることが必要である。
10361	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	もう一度、すべての名簿の記録を、パソコンに入れなおし、今のWMの記録との突合をはかる。	基礎年金番号制度ができるまで、制度それぞれで番号が管理されており、また完全にWMの中にも収録もされておらず、ご本人様からの申請や記憶にたよらなければいけないことは、いずれ大きな問題になるのではないかと思っていました。記録の数が膨大な上に、管理の仕方などが、統一されておらず、まだパソコンなどもない時代に、全国の方の記録を一箇所で管理することには、無理があったのだと思います。	当然ながら、個人の年金記録は守られるものであり、長い短いに関係なく、見落としのないように調査しています。 地道にひとつずつ、手作業で確認していくしかないと思います。
10362	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		年金受給時に整理すればいいという考え方をして、記録を積極的に直していかなかった体制の問題。	時間が経てば記憶や記録があいまいになっていくため、手番についてもっと昔から統合していかなかった点。
10363	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	年金記録問題対応専門の職員(人員)の動員、プロの人材を育成し、中長期的且つ確実に記録の統合等を行っていく。 どうしても、人による目視での確認や対応が必要になるので、間違いが発生しないよう専門の部署・人を配置し、地道に片付けていくしかない。	①今のままでは近い将来何かまずいことにならないかと認識。 ②10年ほど前。	①特にしていない。 ②記録の管理方法そのものがきちんと整理されていなかったこと。データ管理の重要性に対する意識が低すぎたこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10364	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	各県に入り口から出口まで行う部署をおくこと。 業務センターに送られた回答書を内容を見ずに事務所に機械的に回送するのは、再考してほしい。むだに時間がかかってしまう。 厚生年金保険では、カセットを早急に解除すること。	納付、資格記録がWMで完全に照射されない とういうようなこと。 国民年金では、被保険者台帳の全件をマイクロに収録しなかったとき。 また、市区町村が被保険者名簿を廃棄するとき、社会保険事務所の名簿と照合しなおさなかったとき。 厚生年金保険では、カセットに入ったままの記録が大量にあるのを見たとき。	個人的に、対応できることはありませんでした。 被保険者台帳は全件マイクロ化すべきでありましたし、市区町村の名簿と照合してから廃棄すべきでした。 根本的には、マンパワーや予算が不足していたことがあげられる重います。 また、将来的に確認ができるようなシステムを組んでいなかったと思います。 記録もれを完全に予防することはできませんし、諸外国のシステムも漏れを前提に考えられているとききます。 せめて、基礎年金番号導入時に、名寄せができるようにしておけば今ほどの大変な事態は避けられたかと思います。
10365	地方庁	その他(社会保険事務所)	(既に知られていることかと思いますが、特に気になったことを二点ほど) 厚生年金記録について、一つの年金番号に誤って別人の加入記録が収録されていることがあります。手番統合をする前に確認できればいいのですが、既に別人の記録も含めて年金を受給されている方もいらっしゃるのではないかと思います。 二つの事業所の勤務期間が重複する場合、後事業所の資格取得日に合わせて前事業所の喪失日を訂正し、場合によっては報酬を合算するカット合算の処理を行いますが、喪失日は訂正されていても報酬合算処理が為されていないケースがありました。紙台帳からコンピューター化する際の収録誤りかと思います。	年金手番を統合する際には、ご本人様からの加入記録の確認を確実に行い、古い記録についてはマイクロを確認することが必要と思います。 カット合算処理については、当然のことながら確認できた時点で訂正すること、特にも年金裁定の際には、もれることなくチェックする必要があると思います。	平成9年から基礎年金番号制がはじまり、国民年金番号、厚生年金番号を基礎年金番号に統合してきましたが、未了のまま放置されている年金番号があることは前から知ってはいました。それが記録問題の一つであることは、この年金記録問題が取り上げられて初めて知りました。 また、今回の記録問題により年金加入記録の調査をしていく中で、紙台帳からオンライン化する際の収録誤りの多さや、社会保険庁で保管している旧台帳、各社会保険事務所の台帳等被保険者記録の保管のまずさを感じました。	未統合の年金手番については、ご本人様より確認し、可能な限り基礎年金番号へ統合をするよう取り組みました。その際には、本人記録以外が誤って統合されることがないように、古い記録についてはマイクロを確認しました。 今回の年金記録問題は、制度発足時からの年金記録そのものに対する認識の甘さからきたものだと思います。番号払出簿や旧台帳、原簿など紙台帳での記入誤りや誤字、また管理方法が悪いためか紙台帳の記載内容が読み取れないというようなこともあります。コンピューター化する際にも多くの入力誤りがあり、年金制度を重要なものと捉えていれば、もっと慎重に取り扱っていたのではないでしょうか。 国民の皆様は年金制度について、以前は今ほどの関心はなかったと思います。加入期間だけでなく、年金受給についても結びつけて確認していくことによって、今後二度と同じ過ちを繰り返さないように情報提供をし、皆様に確認していただくことが効果的であると思います。
10366	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の整備が充分にされていず、検索知識がないと、正しい検索ができない恐れがある。早急に全国統一化を進めないと、地域差や担当者によって、結果に差が出る。たとえば厚年053には本当の欠番と、記録者があるが載っていない欠番がある、結局、都道府県のマイクロまで進んで探し出さないとならない。マイクロの整備も記号と記号の間に会社名とかなく、経験がないとどこに存在するかわからず見落とすことがある。不明な点は不明という形ですべての統一化が不可欠だと思う。そして、事務所にパソコンが1～2台で使えなかったりすると、ひとつの記録を探しだすのに時間がかかる。その検索の知識を習得すりまで時間がかかる。センター等の記録照会では、お客様との応対をしながらではないので、違っていれば、ないということでハネられ、その結果通知も今までは1年ぐらいかかって、回答していると思う。 各共済組合の記録連絡には時間差があり、年金を支払うまでに時間がかかる、すべての共済組合と情報のやりとりの整備について、統一して、年金がどこの共済組合にいつあるかについて、本人がわかりやすい方法を考えたほうが良いと思う。会社名から、共済組合を探し、記録を探すまでに時間がかかる。 基金や当時の保険料率等について、一目で確認できるようなシステムだと良いと思う。基金についても情報が明確でないと、給料や保険料について照会がきたときに、お客様や、照会者がわかりずらいと思う。社保庁コードについても、全国で今一度整備をし、検索できるシステムが必要	すべてにおいて、徹底的な記録整備をし、システムを全国的に改善することをしないと、正確な年金記録の照会が行いづらいと思います。 共済組合のすべての組合や、基金連合会との取次ぎシステムについて、改善をし、新しい年金システムをつくり、年金照会や、年金支払いをスピードアップをはかれるシステム、明確な数字が瞬時に照会できる連携システムが必要だと思います。 職員の検索等のスキルについて、教育者の確立と全員にステップアップをしていくようなマニュアル教育をしていかないと、レベルアップの底上げが図れないと思います。見て覚えるだけでは、片手落ちになり、とくに、パート等の教育は確立しないと、職員のお茶組係や、必要もないおしゃべり等をはぐくみ、危機管理や、指導をさげると思います。	採用時には、年金問題がマスコミ等にもクローズアップされ、大問題になっていたころでしたが、年金の持ち主を探すことに重点がおくれ、現時点において、年金記録の整備がたちおくれて、スムーズに検索するシステムが立ち遅れていると思います。私たち任期付職員には、教育システムも乏しく、とてもわかりづらいものでした。東京の払い出しシステムが厚木社保でもできると知ったのは、今年の9月、厚年053の被保険者名簿に全員の名簿が載ってないと知ったのは、2～3日前です。年金の支払い云々は別として、記録の整備の徹底見直しをいそいだほうがいいと思います。	職員の試験におちたため、12月で社保をやめます。(アルバイトの結果待ち)。仕事の効率をあげるため、きちんとした教育システムがあればとおもいました。能力をたくさん発揮できるやすくなると思います。専門チームをつくり、システムづくりや業務改善策をかんがえて行くべきだと思います。職員の方たちは目の前にある仕事をとりあえずこなしている方が多いようでした。教育者がいないです。コンビニエンスストアーでは、2分おきのバイトさんのスケジュールを計画していました。あまりにも考えたが民間と差があると思います。私も、自己流であらゆる方法を考え記録の発見をしてきました。早急な記録整備が必要だと思います。
10367	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の脱退手当金を支給していても、その後再取得して、支給日に厚生年金の加入者である場合、脱退手当金の支給記録は取り消され、資格期間として年金額に反映されている。	ご本人様にとっては脱退手当金も受給し、年金としても受給されているので特に方策は考えておりません。	「ねんきん特別便」を送付以降、サラリーマンの配偶者なのに厚生年金の加入記録が記載されていないというご照会をよくいただいた。国民年金第3号の届出もれが原因であるが、未だに第3号は厚生年金であると思っておられる方が多いと感じた。	3号特例の申請をしていただくよう依頼しております。 国民年金第3号の制度・内容等が周知徹底されていないと思います。
10368	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつかない。	年金記録問題解決には全力を挙げて取り組まなければいけないが、第三者委員会での認定率が低いから？と国民年金の未納期間の安易な納付記録への変換はどうかと思う。時間はかかるが本人の申し立てとの整合性を判断してやってもらいたい。	年金給付課の再裁定の進運をしていた時、旧法分をはじめ年金請求時に記録を十分に確認せず決定されているのが多いと感じていた。また適用課で他庁照会をしていたとき、紙台帳の記録とWMの記録の不一致不備も多く、こんなので長い間年金が決定されていてどうなのかと思ったときがあった。 現在は国民年金3号処理を担当しているが、3号記録不備(3号未納)もかなり多いと感じている。定期便で本人に記録通知をしているが、本人も何が間違いなのかわからないと思う。(見た目3号期間であるも、夫が喪失していたり、扶養抹消されていたり、年金請求時になって不備判明が多いと思うので、ただ記録を通知するのでなく、この3号期間は不備のため届けが必要です	自身が年金審査するときには必ず、氏名検索等を行い本人に確認のうえ入力をしていた。みんな多かれ少なかれ年金記録の管理に不備が多い(社保庁だけでなく、事業所からの届出誤りも含め)と感じていたのに、長年組織トップをはじめ危機感をもって取り組まなかったことがいけなかったと思う。
10369	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題に含まれないかもしれないが、現在遂行している問題として年金記録調査の「品質」を心配している。 年金記録の調査をさせていただいている件で、「記録は見当たらない」という結論を出したものの、実は調査不足なだけであり、後になって記録が見つかるようにならないだろうか。 業務品質を低下させかねない要因としては、他庁照会が原則廃止されたことと、完了期限の設定が挙げられる。 検索システムの整備により、他庁へ照会することなく調査を進めることができるようになったが、管轄事務所独自の情報を共有することができていない。(主として「Aという会社で申し出があったらBを調べる」といったものや「C社は別住所の本社で適用を受けている」といったノウハウ) 自分は現在記録調査を担当しているが、他庁に照会していれば判明した記録を見逃しているのではないか、と不安を感じるときがある。 また、平成21年3月までの受付分を年内に完了するよう強く求められている。当事務所はかなり完了に近づけているものの、未処理を多く抱える事務所が、期限内に終わらせることを優先するあまり、形式的な調査で終わらせていないかを心配している。 年金記録問題の解決に向け、期限を設けて行動することは当然であるが、件数を減らすという意識が強くなりすぎて、お客様の記録を見つけるという本来の目的を忘れてしまっては意味がない。 年金記録の調査結果に対する信頼すら落ちてしまったら、もう取り返しがつかないことになる。再調査をしたら、年金記録がぼろぼろと見つかるという事態だけは絶対に防がなければならない。お客様ご自身のの申立内容が不十分だったなど、お客様に十分納得していただける理由があればよいが、基本的には再調査で記録が見つかるのはゼロ件を目標に行動すべきだと考えている。	他庁照会の廃止については、管轄事務所独自の情報を集約し、参照できる方法を早めに構築してほしい。 情報の追加や削除もありえるので、随時更新できるシステムが望ましい。たとえば庁LANの掲示板を利用することはできないか。 完了期限については、すでに決定事項であるので、関係する職員の意識レベルに期待するしかない。 記録調査の集約センターには特に意識の高い職員を配置してほしい。 記録調査は対人業務が少ないので、大勢の非常勤職員や派遣職員などをを活用している県が多いと思う。配置される正規職員の数が少なくなる以上、専門知識だけでなく、マネジメント能力にすぐれた人物を配置し、非正規職員たちの意識も常に向上させていく必要がある。 なお、究極的な解決方法としては、紙媒体とオンラインの全件突合が挙げられる。ただし最終手段なので非常に丁寧な作業をしなければ意味がなく、どうしてもやることになったら、安易に作業の完了期限を設定しないでほしい。 サンプル調査(突合後、お客様に連絡してお申し出をいただくまで)を繰り返し、慎重に期限を設定していただきたい。	最初の認識では基礎年金番号と年金手帳記号番号の未統合の問題としか考えていなかった。マスコミで記録問題が取り上げられ始めたことから知った。平成19年の又ぐらいでなかったかと思う。 問題の深刻さ知ったのは、平成19年12月ごろだったと思う。ねんきん特別便の作成に向けて、年金手帳記号番号の氏名なし記録の補正作業などをおこないながら、単純な問題でないことに気づいた。	紙媒体からオンライン記録への収録作業に問題があったことに気づいたため、正しい記録がオンラインに収録されるよう最大限の努力をした。 反省点としては2つ挙げられる。 まず、ねんきん特別便の作成に向けた一連の補正作業(氏名なし記録等の補正作業や事業所名称の確認作業など)について、作業の結果がどのように反映してくるか知らないまま作業させられた点である。 当時は作業の指示しかなく、不備がある記録をどこまで追求するのか問い合わせても、適切な回答がもらえなかった。目的が分かれば処理の方法も考えられるのに、と歯がゆい思いだった。今でこそ各作業の意味や目的が分かったが、当時から理解していれば、もっとよい補正作業ができたと感じている。 もう1点はねんきん特別便の作成に向けた補正作業をする際に、基礎知識の研修がなかった点である。 補正作業は単に氏名を入力するだけではなく、別人記録が混在しているなどの理由で調査が必要な事案が含まれていた。当事務所はベテラン職員がいたため、その職員からの指導を受けながら適切な補正作業をおこなうことができた。しかし、自分自身もその指導がなければ、調査が必要なことも分からず誤った補正をしてしまった可能性が高かったと感じる。 事実、他の社会保険事務所からの補正依頼には、たびたび誤った依頼が含まれていた。問い合わせすると、補正作業の分量が多いため、所内の全職員に振り分けた結果、経験の浅い職員が誤った依頼をしていたようである。振り返ると、現場で作業を指示していた管理者たちも、全員が記録補正の知識を持っていたとは思えない。 、社会保険庁または社会保険業務センターは、初心者が作業に携わる場合も想定して、基本的な知識を含めた処理要領を作成すべきだった。 あるいは処理要領の中に、別人記録が混在しているような案件をどうやって見分けるかというポイントが示されていればよかった。ポイントはそう多くないものなので、見分けることさえできれば、調査や処理そのものは知識のある職員に引き継ぐことができたはずである。 社会保険庁では地方事務局・事務所のレベルをもっと高いと考えていたのかもしれないが、当時配布された処理要領は、基本知識の掲載がなく、注意喚起も足りなかったと思う。
10370	地方庁	その他(社会保険事務局)	平成19年以降新規加入した事業所の調査が全く調査されていない。また、算定基礎届未提出事業所が増加している。	未調査事業所を抽出し、早急に調査すべき。	厚生年金記録に関しては、年金手帳をご本人が所持し、再取得時に手帳を提示することによって、統一された番号が引き継がれていくことになりますが、手帳の紛失や職歴が分からないようにわざと提示しないことにより、新たな年金手帳の番号を払い出していた。このことにより、番号が管理が煩雑になり、ご本人も失念してしまい、記録が宙に浮いてしまうことは、入庁時から感じておりました。平成8年から基礎年金番号が始まることにより、重複払い出し防止となり、問題は比較的解決されているように思われますが、基礎年金番号発足前の整理は、ご本人様の協力	年金制度として、本人の管理を基本としていた現状では、どうすることもできないものと考えます。しかし、今回の特別便の処理により、かなり解消できているのではないでしょうか。当時の取り扱いにおいて、本人だけに任せるのではなく、定期便などにより、知らしめることが必須だったとおもいます。
10371	地方庁	社会保険事務所長			宙に浮いた記録については、本人が年金手帳をなくさなければ記録がつながるものとして、年金の裁定請求時にまとめればよいと思っていた。実際に12の被保険者証や年金手帳を持参した請求者がいた。 女性の場合特に生年月日を偽ったり、偽名を使ったりすることがあり、氏名索引等により判明しないケースがあったが、年金手帳さえ持っていれば解決できることであったため、紛失等により自身の期間がまったく分からなくなることは想定できなかった。 いつごろから年金記録問題の存在を知っていたかは定かでない。 また、特別便の回答処理にあたって感じたのは、厚生年金制度は事業所の適用範囲や強制適用の人数や基準を徐々に拡大してきており、該当していなかった頃加入していた人の調査依頼	本人の申し立てに従い、できるだけ広い範囲の事業所台帳を対象に探す努力を行った。 個人から事業所へ、そこから事務所、業務センターへと人の手を渡ってきた記録には、必ず何パーセントかの誤りが発生します。なくす努力は当然行わなければなりませんが、人間が携わっている限り完全になくなることは絶対ありません。一人にひとつの番号で管理することができなかったことが問題を作ってしまった根底にあると思います。
10372	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	電子画像化やコンピュータへのデータの取り込みなど現代の技術を駆使しながら、地道に確認をし被保険者等にお知らせする。(今やっていること)	「年金記録問題」とは何を指すのか、今の混乱は予想もしていませんでしたが、年金相談窓口を担当するようになり、偽名を使ったり、生年月日を偽ったり、働いていることを家族に伏せていたり、長い人生の中で経歴(年金記録)を明らかにされたくない人も多く接してきました。その方々には充分な聞き取りの中で検索をし、いくつもある手帳番号をひとつにするのは被保険者の理解と協力と我々の知識が必要と感じていました。地方で確認できない古い記録がこれほど存在することは、期間調査に携わっていないこともあり知りませんでした。	相談者への聞き取りを充分に行い、記録を正しいものにするよう努力してきたつもりですが、コンピュータの性能が上がってくるに伴いオンラインで確認できるように早く取り組んでもらうべきでした。この何年間、通常業務を犠牲にしてきたことは将来、悪い影響はないだろうかと心配になります。
10373	地方庁	社会保険事務所課長級以上		保存記録やカセット未開放記録等の整備を進めオンラインで確認できるようにしていけば回答までの期間短縮になるのではないかと思う。		

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10374	地方庁	その他(社会保険事務所)	このたび初めて資格照会業務を行い感じたのは、記録の保存形式・検索の仕方などが複雑多岐にわたっており、マニュアル化して次々件数をこなせるものではないということです。	とにかく人員が必要であると思います。	採用後、何年経ったころでしたかはっきりとは覚えてはいませんが、厚生年金記録に接した際に本来事業所整理記号が入るべき欄に「00000」の表示がされているのを見て、他の人から「これは紙で管理している記録で会社名がまだ登録されていない」のだと教えていただいた覚えがあります。	いつ整備するのだろうかと思ってはいましたが、日々の業務に忙殺されながら次々にかかる電話に「暇な公務員が」と怒鳴られる残業の毎日でした。 多忙さについて、現場と世間の認識のズレに不満ばかりを募らせていたことについて反省しています。 機械化の際、最良の移行の仕方・システムの構築ができなかったのが今の問題につながっているのだと思います。
10375	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無	定期便、特別便により、確認作業をしていくことはもとより、旧台帳等一件一件綿密に調査していく以外にない。	オンラインシステムにより、適正に管理されていると認識していた。 マスコミ報道により知った。	今までの経験を生かしして、調査確認作業に努めた。 5000万件の記録問題については、携わった職員の公務員としての職責意識の欠如があったと思う。大いに反省すべきである。
10376	地方庁	その他(社会保険事務所)	本人記録と判明されていない記録が、相当数あると思います。	お客様、各自治体の協力をいただき、記録判明に努める。	今般の記録問題で、認識いたしました。一刻も早い記録判明が不可欠と考えます。	お客様の記録であるかの確認をするとき、わかりやすい説明を心がけ、記録判明に努めました。
10377	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	大部分がオンライン化される前の記録で、過去の歴史・経過をよく知っているOBやベテランの職員等によるプロジェクトチームを作り、マンパワーにより地道に解決していくのもひとつの方策と思う。	年金相談担当当時は、限りなく本人の記録と思われても、本人の記憶があいまいなため、統合ができなかった記録が相当あり、当時の方針に問題があったと思う。 また、基礎年金番号導入や3号被保険者等度重なる制度改正もあり、国民に対し十分周知されておらず、いずれ問題になるのでと思っていた。	特別便の相談窓口の職員の増員、休日出勤等で対応してきたが、内部処理は後回しになってしまい、特別便関係の処理体制を十分に確立できなかったため、大幅に遅れてしまった。
10378	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道にひとつひとつ対応するしかないと考えます。 時代ごとに管理方法が異なっていることもあり、また、私が生まれる以前の問題も多数あります。私たちがその時代を学習することは当然ながら、その当時働いておられたOB職員の力を借りるべきだと思います。これがなければ、解決までの時間短縮はできません。	過去を振り返ってみると次のようなことを思います。 平成3年に就職したころも、年金請求時に本人が記録を確認するので問題ないというような内容を先輩方からの教えもらったと記憶しています。 平成9年の基礎年金番号導入後の取り組みがどうであったかが、特に注目すべきかと思います。共済組合加入者には基礎年金番号通知書しか発行されないとか、事務バックアップする法律の不備、又は、年金に携わる関係者間の連携の遅れなど。 また、マスコミは口々に年金破綻を叫び続けていましたが、本省、本庁は私たちに見えるような形で反論をしてきていませんでした。	その時々で個人としてできうる最大限の努力をしてきたつもりです。 組織的な対応は、業務改善要求などを事務所会議をしてあげたものの、その後の上部での対応については不明です。 法律の不備を事務上の努力でカバーするようなことが続いてきたのではないでしょうか。
10379	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録の整備、お客様への対応を職員一丸となって取り組む。 まず、引き続きねんきん特別便等を「訂正あり」で提出いただいたものに対する早急な対応(回答)。	氏名等が入っていない厚生年金の手番の記録、又氏名や生年月日が名簿等とは異なっている記録の存在等があること、又、そういった事が原因で、統合されていない手番が多数存在していた事を年金記録問題と認識していた。 未統合の手番があることは、以前から認識していたが、記録の不備等により多数存在している事は、平成18年度以降に指摘を受けてから知った。	記録の整備、又は特別便の回答等に取り組んだ。 紙台帳からWMに記録が移行された時点から、そういった記録の確認、整備を進めていれば良かったと考える。 また、自分達も自分の組織に何か問題は無いか、常日頃から問題意識を持つべきだったと考える。目の前の業務のみにとらわれるのではなく、組織として何が必要か、問題はないか等広い視野を持つ事が欠けていたと考える。
10380	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	知られていない問題がもし存在するなら、解決にむけて早期に取り組む必要があると考えます。	大きな問題となり、年金制度の信頼回復に全力を挙げなければならないと認識していた。 業務課で基礎年金番号と手番の統合をしていた時。 大きく報道でされるようになった時。	信頼回復に向け、ひとつでも早期に年金記録が正常になるよう、大混雑の事務所窓口へも積極的に出た。期間照会も全所体制で対応した。 基礎年金番号導入時の認識の甘さ。
10381	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金台帳の記録とオンライン記録が相違しているものがあるが現在補正作業を行っている。	現在記録確認後補正作業を行っている。	年金記録問題が報道等された時点では、ほとんどが基礎年金番号への手番統合もれと思っていた。平成9年に基礎年金番号導入以降も手番統合されていない者が多数いることは知っていたが年金請求までに統合の手続きをすれば問題ないものと思っていた。年金給付課の経験がないため、年金受給者の記録もれが多数あることは、この年金記録問題で初めて知った。年金請求時点で記録確認をしていると認識しているため。	お客様からの相談は詳しく聞き可能な限り調べた上で説明をすることを心がけた。紙台帳から機械化された時、基礎年金番号導入時点等に今回の特別便、定期便のような記録確認作業を実施するなど被保険者・受給者の立場に立った早めの対応が必要だったと思う。
10382	地方庁	その他(社会保険事務所)	過誤納者整理票を取消した場合、記録が残らないこと。	システムの変更。 還付決定されたものを取消する場合はWMに情報が残るので、同様のシステムになれば、経過がわかる。	台帳(マイクロ)は間違っていないと信じていた。 2回程、本人は領収書を持っているのに台帳には記載されていない案件があったので、不思議には思った。 年金記録問題が取り沙汰され、実際に記録を照合するうちに台帳(マイクロ)が完全ではないと	旧台帳が現存していないことが問題である。 永年保存すべきだったと思う。
10383	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	大幅に人員を増加し、短期間に集中的に取り組む。習熟している職員によるスキルアップのための研修を実施する。	社会保険事務所が保有する記録とお客様が認識されている記録との突合が十分できていなかったことが、問題であると改めて認識した。平成18年頃。	信頼を回復するために十分な説明を行いご理解いただけるように誠心誠意対応しました。当時より、本人、社会保険事務所、事業所又は市役所といった三者による相互の確認が必要であったと痛感しました。定期便は、必要不可欠であると認識しております。
10384	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題については、個々に調査するなり、一律救済するにせよいずれは解決する問題。それより問題なのは、年金の記録問題が、①年金制度はいずれ崩壊するから国民年金保険料は払わない、②受給額に世代間不公平が生じる、などの制度自体への不信感になり、性質の違う問題があたかもひとつ問題としてあるかのように捉えられているところである。 特に若年者の年金制度への不信感は窓口業務をしていると特に感じられ、保険料の未払いがいずれ自分へ不利になることを理解していないことが危惧される。 年金の記録問題は制度問題とは別であり、例えば国民年金の未納は制度の存続にとって影響は全くないこと、未納記録について、税金負担分も受給ができないなどのデメリット等があることを広く周知し、年金制度への理解を求めることこそが重要と考える。	記録を調査し、本人に回答しても、社会保険事務所が記録をきちんと保管しいないとの認識があるため、本人の納得が得られない。また、記録が定かでない方のほとんどが高齢であるため、個別の調査では時間がかかり、本人および家族にも心理的な負担や、社会保険への不信感が増大するばかりである。 よって、個々の申立について全面的に認める方向で記録を整理し、虚偽の申立である場合について罰則を設けるなどの対策とる。迅速な処理により、国民感情の回復を図るのが最善策と思われる。	年金請求時に記録を統合をすると聞いていたので、これほど膨大な記録が整理されずに残っているとは知らなかった。よって報道でこういった問題が公になりはじめて問題の大きさを認知した。	年金の記録問題については、ある一定期間ごとに確認してもらう作業を怠っていたこと、この一言につきる、制度発足時から、定期便のような作業をしていれば、これほど問題にはならなかった。当初から必要だった作業を、何十年も経過した後にしているので、これほど大きな問題となったのは、ある意味当然と思われる。 こういった確認作業が必要なのは諸外国を例にすれば自明であり、年金制度を熟知し、監督・指導すべき立場に、そういったスペシャリストを配置しなかったことが反省すべきところと考えられる。
10385	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	わかりません		
10386	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		記録の業務を担当したことがなく、年金問題が出てきた時に知りました。	特別便等、記録の調査について、丁寧かつ迅速に調査しようとしました。 年金手番について、一人の方にたくさんの手番を払い出したことが原因にあると思います。
10387	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度的な問題プラス社会保険庁の認識の甘さがもたらした問題だと思います。 私が採用されたときには年金特別便が始まるころでした。	私の持っている知識だけでは心もとないので、先輩方の意見も聞きつつ精一杯対応しました。 しかし、知識を持っている職員の方々が次々に退職され、人間が足りないというのが問題だと思います。
10388	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
10389	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	時間がかかっても、一件ずつ丁寧に調査し、誠意のこもった回答をする。	5000万件の記録については、平成9年1月1日で基礎年金番号制度が導入されたため、それまでの番号に登録されている記録は、少しずつ、基礎年金番号へ登録されていくとの認識であった。 その登録のため、生年月日順に、本人あて記録確認の用紙を送付していた。 さらに、年金受給時には記録を整備するため、それまでには記録整備されると認識していた。	本人の記録か確認を行った上、一件ずつ処理していくしかないと考えた。 反省点は、過去の古い記録が手書きとかで読み取りにくい点であると考える。
10390	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金でいえば全期間前納、附則納付、不足納付、みなし免除 この記録は広義の意味であるが不備になっている可能性が高い また制度自体運用の仕方が県、ひどいときには市町村で異なる場合がある 附則納付で言えば一番古い未納期間にあてるものであると法令からは読み取れるが直近の未納期間にあてていたり、また中途半端な期間をあてている場合もある。	当時の状況を知ってる者が皆無であり、たずねる人間がみな違う事を言うので現場としてはなにもできない。こういった古い記録についてのマニュアルを本庁がつくるべきであったと思う。すくなくとも掲示板には話題になっていたが本庁が主体的に動くことはなかった。	大学時の社会保障論の講義や公務員試験の社会政策のテキストで厚生年金は戦費調達から始まったものであって情報の敷逸は公然の秘密ですらあると教えられていた。また年金はプレイヤーが多い制度である。関係機関の連携も皆無にひとしく政治のスタンドプレーによってさらに状況は錯綜した感があると思われる。	一介の駒でしかない自分にはなにもできなかったとしか言えない。日々の業務を淡々と行うのみであり、また退職する同僚をうらやんでいた。 そもそも社会保険庁は実行機関であって制度設計の部分も含めて非難を受けた事は視聴率と世論の憂みになる事にしかならず根本的な解決はいたらないのである。新組織についても同じ事が言える。あまりにも見切り発車すぎて業務が壊滅的になるのが見えている。社会問題化した後にまたこんなアンケートに答える事になるかと思うと憂鬱になる
10391	地方庁	地方社会保険事務局長		昔の年金記録については、当時業務を行っておられたOBの方がその当時のやり方や記録の見方を詳しく知っているので、OBも含めて人員を増やし、集中的に記録問題に取り組むとよいと思	年金記録の管理が徹底していなかったことで、ひとりひとりの年金記録が正しく反映されていない状況になっているという問題。知ったのは平成19年の初め頃、	来所いただいたお客様やお電話をいただいたお客様に対して、できるだけ自分の記録を思い出していただけるよう丁寧な対応を心がけた。
10392	本庁	その他(本庁)	ございません。		任期付任用職員として配属された当時より、年金記録問題は課内でも解決しなければならない最重要問題として対応しておりました。 また、年金記録問題の存在は、在籍前のためニュースにて知りました。	諸変更等の支払対応時に、原義のみでの審査・対応ではなく、加対者情報などの他情報も併せて確認し対応するようにしております。 また、対応時に不明点があれば決裁者にその都度確認し、自分自身の知識向上を図るようにしております。
10393	地方庁	その他(社会保険事務所)			業務を行っていく中で、本人の記録に結びついていない記録が数多く存在することは、認識していましたが、年金制度の導入期には、オンラインもなかったため、仕方がないことだと思い、特に、大きな問題意識を抱いていませんでした。 問題が存在することを認識のは、平成11年頃です。	対応には、かなりの労力がかかるため、個人のレベルでは対応ができないと思い、特に対応しようと考えませんでした。 職員が取り組まなければならない問題なので、問題意識を持って職員として出来ることを考えるべきでした。
10394	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金受給にかかわる重要な問題と認識した。 平成19年頃。	国民の皆様、すべての方に該当するわけではない、との説明をさせて頂いたと思う。 この問題を機に、年金に関して良くも悪くも興味を持って頂くようになったが、年金受給に必要な加入月数など、年金の基本的な事を知らない方が多かった。年金の基礎知識をもっと前から広めれば、国民の皆様にこれほどの混乱は招くことはなかったのでは？と思うことがあった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10395	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		制度発足時からの様々な問題が解決されずに蓄積された結果と認識してます。	問題が大きく、解決には膨大な時間、費用がかかると認識してますが、問題を真摯に受け止め、解決に向け自分ができることを精一杯遂行するよう努めてます。 記録問題および年金制度業務への対応には年金制度にかかる広い知識が必要であり、アルバイト等の短期契約職員の増員だけでは対応に限界があると考えます。職員が一から説明する時間も無駄で、その分問題の解決が遅くなると考えます。今後は年金制度に精通した長期の契約職員を育成し、増員することも必要なのではないでしょうか。
10396	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	ねんきん特別便やねんきん定期便の回答をしてない方に対して個別の訪問や電話がけを行うことなどの方策が必要だと思います。	老後の生活資金に直接関わってくることから被保険者、受給者にとって非常に重要な問題であることと関わっている職員の意識が低かったために行政機関の信頼を著しく損なってしまったと思います。 年金記録問題の存在については報道等でとりあげられてから知りました。	窓口において丁寧な対応をすること、記録を探す手がかりになる旧姓、会社名、生年月日、同僚の名前等を聴取、マイクロ等で確認することにより少しでも記録を回復できるように対応することを心がけました。 反省点としては窓口で対応するまでの待ち時間が長かったことと、期間照会の回答や再裁定が決定するまでの時間が長かったことだと思います。
10397	本庁	その他(本庁)	ニュース程度の知識しかありません。	被保険者、受給者の申し出を性善説の立場から認めるしか解決はないと考えます。	職員の怠慢及び年金制度の問題 ニュースで報道されたときに知りました。	窓口にてお客様一人ひとりにたいして、年金をわかりやすく説明及び対応。 過去から国民に対する年金制度の周知が足りない。
10398	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	1件1件、最後までフォローアップしていくことが保険料を支払った被保険者に対する義務であり、責任があると思います。 今後も、最優先事業として、全職員体制で解決すべきと考えます。	入社した時から知っていました。 先輩に、書庫にある古い紙台帳の意味を聞き、何故当時手を掛けないのか聞いた記憶があります。 先輩からの回答は、対応する人手がないとのことでした。また、当時の組合要求で、この業務の人員や賃金職員の対応を要望したところ、大蔵大臣(国会議員)の回答で、「そんなことに掛ける	日々の目先の業務に終われ、手を出せなかったことが反省すべきことです。 パソコン等の無い時代の管理に限界があったのかも知れません。 現在の状況認識で当時を非難するのは疑義があります。
10399	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在知られている以上のことは知らない。	なんにせよ、あまりにも量が多すぎるので人海戦術で対応するより他、方法が無いように思われる。ただ期間をされることにより、作業が雑にならないか懸念がある。	年金給付の仕事等を通じて、統合されていない記録があるのはわかってはいたが、これほどの数があるとは認識していなかった。現場の人間としては、本人確認ができないと統合できないのだから、主に年金相談時等に個別に対応するしかない問題だと考えていた。全体像を知ったのは今回の年金記録問題が起こり、本庁がその数を公表した時。	技術的な問題や予算の問題もあったのだと思うが、機械化後あるいは遅くとも基礎年金番号導入後、徐々に作業を進めていくべきだったと思う。
10400	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		一人でいくつもの年金手帳番号を所持している問題と、とらえておりました。いつ頃かは、さだかではありません。	氏名索引で、対応しておりました。しかし、記録そのものが、オンラインのデータから欠落しているケースを知り、驚きました。そもそも、紙の記録が読み取りできないことからはじまっていると思います。紙に記録を書き込む時点から、誤りが始まっているのではないでしょうか。また、本人へ照会をする時点で、記録がオンラインに入力されていないケースが多々あり、1件1件非常に時間
10401	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に小さい事業所の場合、手続の内容を必ずしも理解しているわけではない。喪失日が月末であることにより1月加入月数が少なくなる場合があるが、事業所としては末日退職と認識して提出している場合も多い。そのため最後の月の分も保険料を給与から控除している場合がある。本来は各月で保険料を告知額と合わせると思われるが、実態は意外とそうでもなく、数ヶ月たってから決算時・監査時などに保険料が合わないと申し立ててくる事業所もあるのが実態。	意識的に行っている場合も多い(保険料負担が減るから)ので、一概に間違いと決定しきれない。自分自身が書類を受けていたときは末日喪失の場合は必ず退職日を確認していた。	世間の人と同じくらい。それらを「問題」と認識するかどうかだったと思うため。	表面化する前に記録調査を行っていた時期もあったため、その時の経験から1～2年での解決が不可能なことは把握していた。政治的問題とはいえ、上の年齢から順に進めていくことができなかったのが最大の問題点と思われる。
10402	地方庁	その他(社会保険事務所)			申請主義前提の制度設計なので申請しないと受給できないし、何が問題が起こった際の証明責任は国が負わない制度であった。資格記録についても善意の事業所を想定したもので、資格事故への対策は少なかった。記録管理についてのチェック機能がなかった。 自身の年金記録が見つからないケースがあるとは思っていなかったので、報道されてから知っ	業務上の誤りはないよう努めた。 制度運営上のチェック機能を重要視し、機能する制度をつくること。
10403	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金手帳の番号を多数持っている人で、重複処理をされていなかった人が 年金を受給した際、記録がもれていたことを知らなかった。これは年金記録の管理する側において、個人の番号を複数にしたため起こった問題だと認識しています。自分としては基礎年金番号発足の平成9年から知っていました。	基礎年金番号ができる前は、番号と名前、生年月日位しか確認できる項目が無かったこと。また年金手帳を失くす(複数持つ)ことは無いだろうと管理者側の思い込みがあったのではないでしょうか。
10404	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民年金・厚生年金制度の法律改正時において、適用事務に従事していた元職員等の知識のある方へさらにご協力を求め、これまで以上に人手を掛けて対応していかなければ、早期解決には繋がらないと思います。	国家公務員として、年金という国への信頼・信用において根幹に関わる大きな問題として認識していました。	今後とも社会保障制度の柱として存続し、さらに充実させたより良い制度としていくためには、被保険者の方々のご協力が不可欠であり、そのために1日も早い信頼と信用の回復を図るために努力してまいました。 しかし、通常業務等のスケジュールから、時間をかけて集中した対応ができなかった感は否めませんでした。
10405	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません	年金相談(窓口・電話)の際、どんな内容でも記録について確認する。いちいち050で確認しなくても020の最初の画面で確認済みかどうかの確認ができるようなればいいと思います。	採用当時業務課で仕事をしていたとき、基礎年金番号導入前の資格取得の際、被保険者のものと思われる番号があって会社に連絡しても担当者から本人がないと言っているの一言で終わってしまう。説明しても、本人がないといっているの一言で終わることが多かった。こういったことの積み重ねで、いくつも番号を付番することとなった。担当者の協力が得られる会社と面倒なことと対応してくれない会社の差が大きかった気がする。	疑重複であれば会社に対して連絡はしましたが、ないといわれればそれ以上のことはできませんでした。 住所管理がされていなかったのでその人の記録としての断定ができなかったことと、気軽に付番できたことが、いくつも手番を持つ結果になったと思います。
10406	地方庁	その他(社会保険事務所)	・厚生年金被保険者記録の庁保管のカセットが開かれてなく、どなたの記録なのかまったくわからない手番が多く残っている。 ・国民年金被保険者台帳の一部が(全加入期間未納記録が無い方等)マイクロ化されず廃棄されている。	・カセットを開く、紙台帳、払出簿と記録の突合。	業務課などで、記録の補正、重複取消等処理をしていたので二つ以上の年金手帳を持たれている方がいらっしゃるのはわかっていたが、年金相談窓口についたとき、未統合手番が多いことに驚いた。	窓口、電話相談時にお客様に再度記録を確認していた。記録が見つかり、再裁定の手続きを多くの方にしていただいた。 老齢年金等請求時に事務所あるいは担当者によって、充分な職歴確認をされてなく、記録の漏れがあったり、氏名索引(たとえば、氏名の読み方、生年月日をはずして検索など)、事業所検索等まちまちで記録があるのに確認できない場合がありました。検索方法の研修、氏名検索を二人でおこなったりしました。 記録をオンライン化する際、誤入力、カセット未開、また厚生年金の取裏に関して本人への通知(年金手帳への記入など)がされなかったことが記録漏れにつながったと思います。お客様への充分な説明、確認ができていない点も反省しております。
10407	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10408	地方庁	その他(社会保険事務局)		実際に年金業務に携わっていない為具体的な方策は挙げられませんが、時間がかかっても一つずつチェックし・・・	既に発生している問題がここで明らかになった事は、未来への負債を少しでも少なくする上でよいことであったと認識している。これを機に健全な組織作りが出来るとよい。 宙に浮いた年金記録が大きくマスコミに取り上げられた頃	通常年金業務に携わっておらず積極的なアプローチは不可能な為、応援という形でしか対応できませんでした。 年金記録について問題がおきてしまったことが既に問題ではありますが、その後の対応として、とりあえず形を整えるような対応を取っている様に思います。 結果を急ぐのはもちろんですが、長期的な計画が必要であったと思います。
10409	地方庁	その他(社会保険事務局)			社会保険庁が、過去の厚生年金・国民年金の記録を正確に管理できていなかったと認識していました。 約5000万件の未統合記録が存在することが、マスコミで報道された頃です。	年金の記録問題が社会保険庁の最重要課題であると認識し、事務所支援や管理第三係への支援を積極的に行いました。
10410	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	それぞれ得意分野があるはずです。エキスパートを集め集中的に行うことが肝心です。 土日祝日、時間外を活用し全職員で一定期間集中して取り組む必要がある。	採用当初より不完全な記録がWM上見受けられ、相談・あるいは調査をするなかで、即答が出来ず、ご本人があきらめ、徹底的な調査ができない状況にあったのは問題であるとは感じていた。	WMにある記録が不完全であることから出来うる限り台帳等の調査を行っていました。 何事も初期対応が肝心であり、オンライン導入時、基礎年金番号導入時等、記録の整備をきっちりしておくべきであり、個人的には記録の整備について意見を強く上げておくべきでした。
10411	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金記録問題解決についてねんきん特別便やねんきん定期便による記録確認作業を正確に行っていく事がよいと考えます。	年金記録問題については過去の社会保険行政の問題点が積み重なって発生したものと認識していました。 年金記録問題の存在についてはねんきん特別便の送付が開始される頃に知りました。	年金記録の漏れが判明した場合は即確認等を行う等、窓口や電話対応の際にねんきん特別便についての説明を行い、回答いただくよう理解と協力を求めました。 年金記録問題の反省点について、ねんきん特別便の送付が始まった後に採用された任期付任用職員のため社会保険業務に携わった期間が非常に短く、これまでの社会保険行政の実情を知りません、よって反省点を挙げられるまでに至りません。
10412	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金特別便のピンク色の封筒で送られた回答書は、照会に対して一切の調査をしていない。 例:本人が年金手帳に記載されている未統合の手番を照会申出書に記入して送付したにもかかわらず、統合されないまま「第三者委員会へ申し立ててください」との内容の手紙とともに回答された。	年金特別便の本来の主旨が「宙に浮いた年金をなくす」のであれば、数年の時間がかかっても丁寧に調査し、回答すべきである。そもそも、年金特別便、年金定期便と次々に国民に送付しているが、現在の社会保険事務所の体制で国民に満足のいくサービスを提供できると上の方は思っているのでしょうか？国民への窓口となる社会保険事務所の現状をよく見て考えたうえでこういった企画をしないかぎり、体裁や建前のためにメディア向けの言葉を発信しただけでは国民の信頼は得られないと思う。 特に、平成21年の年末が近づき、「特別便の照会について年内に回答する」などといった現状	年金記録問題については派遣として勤務していたころ、テレビを通じて知った。 当時の年金制度や会社からの届書の実態を見れば、こういったことが起こるのは仕方がないと思う部分も大半だが、年金制度が国民の義務となった時点でもっと対処の仕様もあったのではないかと思う。	ご自身の受け取るべき年金をできるだけ早く受け取って頂きたく、お申し出のあった記録に関して、粘り強く調査をしました。他事務所で記録なしと回答された期間でも自分の調査で見つかることもあり、ご本人様に喜んで頂けることをとても嬉しく思いました。 その反面、年末を向かえ、回答の報告件数ばかりを気にしている本庁や事務所長のやり方(たとえばピンク色の特別便回答)に憤慨し、このようなやりかたで果たして本当に国の信頼を取り戻せるのか疑問である。社会保険事務所の職員が一所懸命窓口で頭を下げお客様にご納得いただくよう努力している姿を上は見習うべきだと強く思います。
10413	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません	適切な予算で、一日でも早く組織内の記録を突合できるシステムを作ることが必要だと思います。	新聞報道されて、初めて知りました。	お客様に少しでも早く適切な記録を回答するため、日々ねんきん特別便の業務作業に邁進しました。 年金記録問題とひとくくりできる問題ではなく、さまざまな時代、社会状況と医重なる法律改正に関連した問題と考えますが、オンライン導入時にもっと莫大な予算と人員を使って、所内の年金

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10414	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	年金記録問題の解決に向けてその事務を担うにあたり、事務量は膨大になるわけですから、新たに非常勤の職員を雇い入れなくてはならないわけですが、事務をするにあたっては、年金に関する専門的な知識は乏しいと思われますので、ある程度の期間研修を行い、その作業のマニュアルを熟知させてからそれにあたらせることが大事ではないかと思います。	私は平成元年に事務所に採用され、健康保険・厚生年金の適用事務を行っておりました。この人は他にも厚生年金の番号を数件もっているのになと感じたことは多々ございましたが、その当時は遅くとも年金裁定時に統合されるものだという認識しかございませんでした。	その当時は(8)で述べさせて頂いたように将来統合されるからとの認識しかありませんでした。現時点で思うことは、このような問題を先送りすることなく、その時点で出来ること、最善の方策を考え実行すべきではなかったかと思います。 また年金制度は制度設計自体が古く、法改正を繰り返し行なわれた結果、複雑な制度になってしまったことも記録問題の一因として考えられると思います。
10415	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	現在、お客様から照会のあった期間調査を進めておりますが、制度に対する理解度もまちまちであり、勤務した＝厚生年金加入とお考えになるお客様も多くいらっしゃいますので、回答時の説明に苦慮する場合があります。 しかしながら、お客様にご理解をいただくために迅速に真摯に調査業務を進めることが必要と思います。	長期スパンの制度であるため、保険のようなわけにいかず、被保険者であるお客様も年齢とともに記憶も薄れていくことや、お客様御本人に記録の確認を定期的に行っていただくことがなかったことも一因かと思います。 現在は、定期便により毎年お知らせを行ないますので、将来的に問題の発生は防げるかと思いますが、定期便が届いても見ていただけない場合が考えられます。そのような方が多ければ、やはり今後も問題は起こる可能性があると思います。	郵便での通知に対し無関心な方に対しては、種々の勧奨状においても実施してきましたが、電話による徹底など実施できないでしょうか。 現在は、お問合せの期間調査を終了させるために労力は傾注できないかと思いますが、今後、調査回答が落ち着いた時には、いろいろな接触の機会をとらえた制度の周知をしていかなければならないと思います。
10416	地方庁	その他(社会保険事務所)	今年度からねんきん定期便の送付がはじまり、本人から徴収された厚生年金保険料額のお知らせがされています。事業所の総合調査をしてきた経験から、中小企業に特に多いのが、保険料の徴収金額の誤りだと感じています。 社会保険側からは、保険料の請求の際、被保険者個々の内訳を知らせることをしていないこともあり、毎月の保険料が事業所の計算と社保の請求額と一致するかどうかのすり合わせをしていない事業所が多数あり、賃金台帳で保険料の源泉徴収額を確認すると、ひどいときは何年も前の料率で保険料を引き去っていたり、定時決定あるいは随時改定で標準報酬月額が変更になっているにもかかわらずいつまでも従前の標準報酬月額で保険料を引き去っているケースが多々見受けられます。 また、報酬月額について、通勤手当等を含んだ総支給額を届出るという基本的なことを知らない事業所も多数存在しており、随時改定の仕組みについても誤解が多く、事業所側の誤りが記録問題の原因となっていることがほとんどだと感じています。こういった案件のすべてが、定期便の回答として否せられ、社会保険庁側に対応を求められています。 また、高齢の事業主ひとりのみが労働者であるなら労働基準法違反となるような極端に低額な報酬月額で被保険者となっている法人事業所が存在しています。実質報酬の決定についても個人事業所のようなものであり、自由がきくので、明らかに安い保険料で保険加入したいがために最低の報酬月額にしている事例がみられます。年金だけでなく保険財政の圧迫にもつながって	事業主の適用について、1万円や2万円の報酬月額で加入できるかとの問い合わせを受けることがあります。 法人事業所の強制適用を見直し、5人未満の法人事業所については、個人事業所同様、事業主と従業員の同意により加入の申請を受け、社会保険庁の調査を行った上での認可制の任意適用とし、事業主の適用についても、報酬月額の下限を早急に定め、一定の基準の保険料の滞納が発生すれば認可取消できるように法の改正を行う。 適用課の審査・指導部門職員の大幅増員を行い、きめ細かな事業所指導・事業所調査を行う体制をつくること。 記録問題の解決のため、特別便・定期便の対応に人員をさき、適用担当職員の数を縮小することは、事業所指導や適用届出のきめ細かい審査・指導ができなくなって、事業所の届出誤りを見過ごしてしまい、現在の年金記録が正確なものでなくなってしまうことにつながり、本末転倒です。	3年前に社会保険調査官になってから問題を知りました。ほとんどは事業所側の問題だと認識しています。 ただ、現在の保険料は高く、景気が悪化している状況の中事業所にとって、厳しいと思います。	事業所が誤った認識をしていたり、誤った保険料徴収をしているときは当然指導を行いました。記録問題の対応と、事業所調査と平行してうまく実施できる方法はなかったのかとは思います。
10417	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません。	現役並みに年金実務に精通する知識を保有する退職者や社会保険労務士などの人材を登用することで、過去記録の整備を早期に進めていく他に、他の年金基金や共済年金制度のシステムを参考にして、国民一般の人から、よりわかりやすい年金制度上のシステム改善を図っていくことも併せて問題の解決を図るべきかと思います。	新聞等の報道で具体的に認識したものが、ほとんどです。平成19年頃かと思います。 ただし、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されてます。これより以前の厚生年金の被保険者の年金記録には、国民年金のように個人の住所を必要とされておらず、その後の年金記録の整備においても、勤務先情報が確認とれない場合、本人記録と断定出来ない要因のひとつとなっております。宙に浮いた持ち主不明な年金手帳番号が存在することについては、平成9年より前に国民年金の実務を担当した平成2年頃になるかと思います。	年金記録問題における電話相談センターへの業務支援などへの対応を少し行いました。 また、(8)の基礎年金番号制度が制度発足時より行われていれば、保有住所情報に基づき、より早くねんきん特別便などのように、国民に対する情報提供サービスが行われて、年金記録の統合化が促進されていたかと思います。
10418	地方庁	その他(社会保険事務所)		本人記録の可能性がある方について、通知・確認を1件づつ確実に行っていくしかないと考えます。	年金記録問題は早急に解決すべきと考えていますが、確実に処理していくことも併せて重要なことであると考えています。	1件づつ確実に確認していくよう心掛けて処理に当たっています。 問題点として ①基礎年金導入後、基礎年金番号の設定を早急にすべきであった。 ②記録の通知を計画的に実施すべきであった。 と考えています。
10419	地方庁	社会保険事務所課長級以上		紙台帳の点検で報酬を確認することになっているが、あくまでも大半が年金受給者であり報酬確認を全件しただけでは、信頼回復には結びつかないと思われます。 年金定期便のグレードを上げていくことだと思います。 とくに、現役加入者に対してアプローチしていくことが必要です。 ①年金定期便をわかりやすくする。たとえば、図、まんが等を取り入れて制度説明をする。 ②年金加入の魅力を伝える。たとえば生命保険と対比した障害年金・遺族年金の保障内容。税金の投入内容。保険料の所得税控除。など。 ③年金生活者のなってからの生活プランの提案。 海外移住で年金で生活している実例など紹介を織り交ぜていく。	1、①制度設計時点での誤り。(当然、現在でのコンピーターの発展は予測できなかったし、一人一ツの手帳番号であることが前提であったこと。) ②基礎年金番号導入時の我々現場職員の記録登録の職務怠慢。 などによる長年のツケが一気に噴出し年金制度の信頼が崩れるような問題であると認識した。また、制度発足後半世紀以上の誤りを数年で解決するには困難であるとも感じた。 2、昭和62年に社会保険事務所に入った頃は記録管理は間違いないと疑わなかった。しかし、平成8年に国民年金の業務をしたときに納付記録がないお客様の領収書を見て「消えた納付記録」があることを知ったが、この記録問題で取り上げられるほどひどい状況であるとは思わなかった。	1、国民年金記録に関しては社会保険の記録は絶対的に信用できなくなったので、お客様からの問合せがあった場合、市区町村の納付記録も確認した。しかし、それ以上の対応は思いつかなかった。 2、厚生年金の未統合手番について、基番導入時から庁の指示により統合していくべきであった。にも関わらず現場判断で調査せず、疑重複手番を放置してきたことは猛省すべきである。
10420	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金の特殊台帳を局で審査していますが、国民年金保険料の還付漏れがこんなに多いのかと正直驚きました。還付漏れの話は新聞等にはあまり出ていないような気がしますので・・。	基礎年金番号が把握できれば還付決定通知を送り、1件1件還付していくしかないと思います。	年金記録問題は、必ず解決しなければならない重要な問題と認識しています。問題の存在を知った時期は、はっきりといつとは覚えておりませんが、マスコミで取り上げられるようになってからではないかと思います。	記録問題の解決に向けて、休日出勤して台帳を審査しています。それとともに、これ以上誤った記録を作ることがないように適正な事務処理を心がけ、委託業務も委託する際に処理誤りがおきないように注意しながら処理をしています。 反省点については、もっと記録を適正に取り扱うという基本的なことがなぜできなかったのか・・・ということがあげられると思います。
10421	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	解決するために国全体で取り組んでいかないといけないと思います。	昨年の7月から任期付職員として採用されたので、それまでは年金記録問題については知りませんでした。	年金番号を一本化する時や年金請求のときに氏名検索や調査をするべきだったと思います。
10422	地方庁	社会保険事務所課長級以上		時間がかかっても現状の記録確認をきちんと終わらせること。 短い期間だからといって、一概に記録があったことにするのは、乱暴な話だと思うし、きちんと納めていた方からの理解が得られないと思うから。	オンラインシステムができて、氏名索引ができるようになったころ、年金番号を一人で、複数持っている可能性がある人がたくさんいることを知った。その当時は、年金を受給する際に整備されると思っていた。 年金請求の仕事に携わるようになってから、本人の可能性のある記録でも本人の記憶がないと確認できないことに問題を感じていた。 今回のような記録問題は、過去には、考えていなかった。	記録の確認の際に漏れがない様注意し、不明な点のない様心がけた。 年金額の変更についてもできるだけ詳細な説明を心がけた。 今さらであるが、もっと早い時期に、オンラインで記録確認ができるようにしたときに社会保険庁が主体での問題提起ができなかったのか、いろいろな問題が起こることを想定し、対処方法を考えられなかったのか残念です。
10423	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に在りません。	特に思い当たりません。	年金記録に、多数の誤りがあり、早急に記録を訂正して、より厳正な管理をしていかなければならない。 度々、新聞やテレビで報道されるようになってから知りました。	ねんきん特別便による、期間調査業務を、極力行いました。 記録の整備や調査に、必要な人員の欠如。
10424	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金得別便や年金定期便において、すでに自分の記録があっている、違っていると回答をいただいている お各様に対する対応については、ある程度の目処はつきつつあるのではないかと思われますが、定期便等を送付しても回答をいただけないお客様に対しての対応強化が必要です。(すでにいろいろと対応中ではありますが。) また、旧台帳の記録検索システムの更なるレベルアップが必要です。全国版の事業所検索システムは導入されましたが、台帳確認はSOLSに頼らなければなりません。情報の抽出条件をもう少し細かく設定できれば と考えます。	当初年金記録問題については、年金の記録自体がなくなったりすることはないと考えていました。実際に適正に届けがあっている厚生年金の記録自体は消えたりはしていませんが、しかし、記録問題対応のため、厚生年金手番払出簿の確認を行った際にSOLSに氏名の登録がない、生年月日が違うといった事例が数多く見られたため唖然としたことを覚えています。これではお客様の記録が見つからずに記録が消えたといわれても仕方がないと思いました。 また、記録問題の存在時期ですが、平成9年の基礎年金番号導入の際に1人の人がいくつもの年金手番を持っていることを知り、手番が分からなければ記録の確認ができないが大丈夫かと思ったころでしょうか。	お客様からの確認依頼については、基本的に記録が存在するものとして調査を行うことにしています。事実かなりたくさんの記録を確認することができています。(事業所適用前の記録確認は別ですが。)この問題は、個人で何とかなるような問題ではありませんが、お客様一人ひとりについて確実に確認していけば最後には皆さんに納得していただけると考えます。 問題点については、数限りなくあるように思います。制度発足当時は年金の支払はまだまだ先のはるくらいの認識しかなかったのではないでしょうか。年金の記録というのはいわば銀行にお金を預けているのと同じようなものです。最終的にいざ支払おする時にお金がありませんではお客様が納得しないのは当然のことです。台帳への記載1つとってもお客様から預かったものとして、今の現状のように大切に取り扱っていればおそらくはこのような問題自体おきていないのではないかと思われます。職員一人ひとりの意識が大切です。
10425	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	すでに死亡している方の記録の確認は難しい問題である。	死亡者の親族や当時の同僚の証言を求める方法しかないと思うが、相手を見つけることができるのか、証言を得られることができるのか、難しい問題である。	未統合である記録が数多くあるため、この記録をすべての加入者に結びつけることができるのか疑問であった。この未統合である記録の存在を知ったのは、期間照会事務の担当となった頃(6年位前)である。	期間照会のあった方の対応について、より綿密に内容を調べたり問い合わせを行った。平成9年の基礎年金番号導入時に、もっとしっかりした対応方法がとれなかったのか反省点がある。
10426	地方庁	その他(社会保険事務所)		まだまだ、未統合の記録があると思うので、定期便などを活用して個人の記録に結びつけていく。	手番統合など、年金裁定時や加入など何かの手続きの際に統合すればいいものと考えていたので、問題として認識していなかった。WMに入っていない厚生年金記録があることは、今回の問題で知った。	未統合の記録が一件でもなくなるように、窓口に来たお客様の記録を調べ統合するようにしました。 歴史的なものもあると思いますが、厚生年金などの管理をきちんとしていれば、このような消えた年金と言われずに済んだような気がします。名前が違ったり、生年月日が違ったりと、ずさんと言われても仕方がないように思いました。現在は基礎年金番号制なので一人にいくつも番号が払
10427	地方庁	社会保険事務所課長級以上		・今後旧台帳記録が可視化されることを踏まえ、厚生年金の資格関係事務に携わったOB職員の活用等による現場事務所での的確な確認・統合処理を行う必要があるものと思われます。 ・国民全員が自分自身の加入記録をいつでも閲覧・確認できるようなシステムを構築することにより、年金加入意識の高揚や不正防止等が図られるものと思われます。	昭和61年年金給付課に配属されて以降。 厚生年金適用事務の経験が無く、未確認・未統合の記録があるのは個人・個別の問題と捉えており、全体的な対応が必要との考えには立ち至りませんでした。	他の係員とも情報交換を行い、全体的な問題として事務所役付け会議等の議題となるよう発言する必要があったのではなかったかと思われます。
10428	地方庁	その他(社会保険事務所)		特効薬はないと思いますので、これまでと同様一件一件丁寧にあたっていくほかはないと思います。	未統合の手番があるのはわかっていましたが、年金裁定時に調査・裁定されるものだと思っていました。 18年に発覚するまで知りませんでした。	裁定時に統合するものだと思っていたので発覚までは特段の対応はせず、被保険者から納入相談があったときや、戸別訪問時に調査する程度の対応しかしていませんでした。 反省点としては一年二年で簡単に終わる問題ではないので、平成9年の基礎年金番号導入時から徐々に調査していくべきだったのではないかと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10429	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	年金記録問題については、様々な原因があり、短時間で解決できないことと認識しています。 丁寧に、時間をかけて処理を進めるべきだと思います。 早期解決も重要なことですが、後々に問題を残さないようにするのが大切と考えます。具体的な方策については、今現在地理くんでいることを、進めていくこととと思います。	年金記録問題として認識したのは、世間一般で騒がれるようになった頃です。 基礎年金番号制度が始まったときに、それ以前は制度ごとの番号があること、また一人で複数の番号を持っていることがあるのは、社会保険の職員であれば、誰もが承知していることで、こそ年金番号制度導入後、整理を進めていくものと認識していました。 オンライン切替え以前の記録については、事故リストの補正等のありましたし、、これほど問題があるとは想像もしていませんでいた。	一人で複数の番号を持っている可能性があることから、年金裁定時の記録の確認に注意をしました。 基礎年金番号制度導入後の、記録統合処理の進め方が、不十分であったと思われます。
10430	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	完全に別組織を作って、社会保険OB及び民間人を採用して、専門的に対応すればいいと思います。	大変重大な問題だと思いました。 また、この問題を知ったのは、マスコミ報道だったと思います。	当時の大臣が言っていた「1日でも早く、全件を解決します。」のとおり、指示があった案件については、早急に対応してきました。 当県では、全職員が長時間残業(休日出勤を含む)を1年以上続けて対応してきたおけげで、ある程度の解決はできたと思います。 その一方、他県(特に関東地方)では、調査件数が莫大であったこともありますが、完全予約制で対応し、職員も残業することない。という噂も聞きました。 それを踏まえて、反省点は、この問題に対しての危機意識レベルが、各個人及び各県での違いが生じていたことだと思います。 また、このような違いが生じるのは、通常業務を行いながら年金問題を解決させようとする方針が、一番の反省点だと思います。
10431	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録の調査には経験が必要な部分が多いので、ベテラン職員を中心に人数をかけて調査にあたる。	採用後、オンライン導入前は紙の台帳で記録を管理していたため、年金請求時に確認をするのが大変な作業となる事を知った。	紙台帳をオンライン化する際に氏名の確認をしなかったため、氏名不一致の記録が存在することになってしまったこと。 また基礎年金番号導入時に、他の手帳番号を保有しているかの確認を行ったが、その後統合や記録整備に重点をおいてこなかったこと。 結果として年金の裁定請求時に整備すればよいという意識でいたこと。
10432	地方庁	その他(社会保険事務局)	過去に勤めていた事業所名や勤めていた期間や事業所の場所など、記憶が定かでないのにもかかわらず、年金を払ったと主張される方もいらっしゃいました。	作業の順番など計画をもって、実情に見合った計画をたてること。早く解決しなければいけない問題ですが、期限をきりすぎて雑な仕事をしたりしないよう、誤りのないよう直実な処理を行うこと。	年金記録問題については平成19年5月頃のニュースで知りました。問題の内容がよくわからず、記録の統合されていない番号が多数あるという認識でしかありませんでした。その後、脱退手当金を受け取ったか否か、国民年金保険料を職員が直服していた問題を知り、驚きと衝撃を感じました。	信頼は一瞬にしてなくなりますが、なくなった信頼を回復させることはとても難しいことだとおもいます。革の根の活動だと思いました。問題があっても自分はその中でできることをやって、地道な努力の積み重ねしかないと思いました。 早急に対処していかなければいけない問題ですが、対処の方法が現状に見合った計画、ビジョンを持った計画をたて実行できたかは疑問が残ります。たとえば年金特別便や定期便の発送後に国民年金特殊記録台帳の突合作業に入ったことなどです。
10433	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		年金記録問題については、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入され、一人が複数持っていた年金手帳番号を年金制度加入者への照会及び年金請求時等に統合してきたところだが、統合されないまま残っている年金番号について徹底した対応及び対策が行われなかったことが、問題の原因だと認識しています。 基礎年金番号導入時において、厚生年金にかかる記録調査の業務に就いていたため、年金手帳番号を統合するために、基礎年金番号を通知した際の照会及び平成10年頃から始まった過去記録の整理により照会していたが、回答のない方が多く組織として苦慮していたことを記憶し	電話及び窓口相談時において、年金制度加入者に基礎年金番号実施の効果を説明し、年金手帳番号の統合を速やかに行うよう説明に努めたが、年金請求時までに統合が完了していれば良いという考えもあり、あくまでも年金加入者の行動によっての対応しかできず、自主的な対応に欠けていたと思う。
10434	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	ひとつひとつの事案を、他人のものではなく、自分のもののように重要に考えて、真摯な対応を心がけることが大切だと思います。	最重要課題であると認識していました。 ねんきん特別便が発送(平成19年12月頃)されるより少し前に、直属の上司から教えていただき、知りました。	上司や先堂の指示に従い、積極的に取り組みました。 具体的には、 事務所へ休日日窓口支援に出張 目黒電話センターへの出張(夜勤あり) 事務局で記録整備(台帳整理)を支援 地元商店街でのとくべつ便回答のお願いの呼びかけおよびチラシ配り 事務所での窓口および電話対応 などになります。 引き続き、真摯な対応をし、正しい年金の給付につなげていくことが必要だと思います。
10435	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録は、将来の年金額に反映する大切なものであることを認識し、業務にあたってきました。年金記録はこれまでの長い歴史の中で、働き易かった時代には一人で何本もの手番を持ち、整理されていなかったものと思います。いつ頃かは分かりませんが、以前より、各種届出とか年金相談のときに索引したときに他に手番が有ることはありましたが、その都度お客様に尋ねてきました。年金に反映する大事な記録であることを本人に説明しても分からない場合が多く、その場では索引することができませんでした。とくに死亡した方に係る記録は、家族に尋ねても分からないということが多くありました。	年金記録は年金額に反映する大事なものとして、時間がかかっても探し出すように努力しました。(しております)昔は手作業での処理であったため、思いもつかない読み方で登録されていることがあります。そのため、色々な方法で探しています。 現在は、WMにてマイクロ索引が出来るようになり、以前よりは即時に記録の確認が容易になってきました。 以前は、このようなマイクロ検索システムがなく、氏名索引をするか手作業での調査しかありませんでした。年金の記録の機械化が遅かったこと、マイクロ索引のようなシステムの導入がもっと早ければこのような年金記録の未収録は少しでも防ぐことが出来たのではないでしょうか。また、お客様に職歴等を尋ねるときに、もう少し掘り下げて尋ねてみることも必要だと思います。 今後は、一気に解決とできれば良いと思いますが、これまでの長い時間の中での記録ですので、一件々解消を図っていくことが大事であると考えます。
10436	地方庁	その他(社会保険事務所)	生活保護受給者にかかる記録照会が市区町村の福祉事務所から提出されるケースがある。 その際、本人らしき手番が判明しても、積極的に本人への確認を行う事はほとんどない。 生活保護支給のための確認書類として記録回答票が添付できさえすれば良いというスタンスのように思われる。 これではいつまでたっても解消するはずがないと思う」。	福祉事務所への協力要請が不可欠。	このような問題が起きるのは当たり前です。 年金記録記録問題が大きく取り上げられるまでは、期間照会調査時において本人らしい記録が見つかっても、会社名をふせ、本人の記憶のみ優先してきたのだから、無理もありません。 平成9年に基礎年金番号導入時においても急いで統合の手続きをする必要はない。年金請求時にすれば良い」と、お客様に説明するよう指導されました。 手間のかかる事は後回しという体質が、年金記録問題を生んだと思うし、その体質を変えなければ、いつまでたっても解消しないと思います。	上からの指示どうりに業務することは、確かに当たり前のことであるが、自分がおかしいと気づいた事は、もっと積極的に企画・提案すべきであったと思う。
10437	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	算定届出もれで保険者算定した場合、実際の給与と見合わない保険料を徴収されているのではないか。(被保険者は気づいていないケースがあるのでは？)	年金給付については問題なし(保険料負担に見合った給付なので)。 (適用業務を離れているので、現在の算定等の仕組みがわからないですが) 保険料の定時決定・随時決定の際に、事業主だけでなく、個人あてにも決定通知をおくるべきではないでしょうか。	以前に再裁定を担当していたとき(平成12年)は、手帳を複数もっている人がいるのに、基礎年金番号スタート時になぜ突合できなかったんだろう・・・程度であまり深く考えていなかった。年金請求時に期間照会すれば漏れはないと認識していました。 標準報酬の問題に関しては、報道で知りました。	現在再裁定の部署に配属されているため、未処理を減らすよう努めているところ。 年金は請求するものだから、期間の漏れは請求者が悪いとの認識が行政側にあったのではないかと思います。行政サービスとして、受身ではなく行政側がもっとリードしないといけないと思います。
10438	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題に関しては、社会保険事務所に入所する前から報道されていました。 年金記録は、社会保険庁のずさんな管理が問題となっているが、年金制度の複雑さも問題だと思う。 浮いた年金の処理件数を上げることも大切だが、中身を確認し確実に処理していくことも大切だと思う。	個人が、自分の年金を管理できるように意識付けをしていくことが大切だと思う。 年金記録の処理件数をあげることに必死になり、年金記録の統合ミスなどが増えるクレームが増えるのでは、何の意味もないので一件一件確実に処理していくべきだと思う。
10439	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金受給権者および被保険者から提出された、ねんきん特別便・申出書をできるだけ請求者にわかりやすく回答することが必要と思います。 また、窓口相談に来られた人のわからない点を丁寧に説明することと思います。	国民が安心した生活をおくれるために、密着した大切なことであると認識しています。 マスコミ報道によりで取り上げられてからと思います。	窓口相談においては、特に古い記録は相談者からできるだけ詳しく聞き取りをして対応しています。また、そのためにはその時の年金記録関係の書類等何かありませんかと聞き取りをしてできる限りの調査をしました。
10440	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	お客様第一に考えて、できる限り早急に記録確認作業を行い、お客様に回答するとともに、再裁定の必要な受給者には、新たな年金額の支払いまでの期間を大幅に短縮して、サービスに努める。 そのためには社保庁OBなど、記録確認のノウハウを持った者を大勢雇い、人海戦術で業務にあたる必要がある。 また、懲戒処分を受けた職員の中には、ノウハウを持ったモテベーションの高い職員が大勢いるので、それらの者の力を借りるべきだと思う。	1つは、被保険者名簿→被保険者原票→CP管理と、長期間にわたる記録管理の変遷があったことから、記載や入力における人的なミスは必然的に起こるべきして起こったと感じている。 特に被保険者原票の記録をPC入力した際、当時はカタカナ入力だったため、正式な読み方を確認せず、社会保険事務所では賃金職員を雇い被保険者原票に適当なフリガナをふり、どんどん進達した覚えがあります。 当時「こんなフリガナ(読み方)でいいのか」と疑問に思った職員は多かったと思う。 実際にこの問題を感じたのは、昭和59～60年頃と思う。	実際に届書等で、該当者と話をする機会のあるお客様には訂正等についてお願いをして訂正をしたが、その他のお客様分は、疑問に思っても見逃さざるを得なかった。 反省点としては、被保険者原票の記録をPC収録するにあたって、事業所等に対し、正しい氏名の読み方の確認や再度生年月日の確認をするべきだったと思う。 また、その後、このような問題を把握した時点で、ねんきん特別便か定期便のように、記録を確認するべきだったと思う。その時点なら、まだ、年金受給者数数(記録)や被保険者記録が少ない時代で、もっと労力をかけずに記録確認ができたのではないかと思う。 そして、その後一定期間おきに確認をしていれば良かったと思う。
10441	地方庁	社会保険事務所課長級以上			オンライン以前の記録については、事務所より社会保険庁への記録進達方式であり事業所ごとの記録管理のため本人が手帳番号を提示されない場合はそれぞれ別人としての管理となりカタカナ氏名生年月日事業所名のみでの判別となっていた。そのため本人からの申し出がないと統合されないため年金受給のさい高齢となって忘れている場合は確認できず損失となるケースが心配されていたと思います。年金相談の際本人への聞き取り調査をしてもセンターでの記録入力不備等があり確認できない場合は、当時の事業所管轄の社会保険事務所で名簿等の調査を行っていたが、事業所記号は名称の頭文字で起こしており、本人は事業所の正式名称等を覚えていない場合検索ができない場合もある。また、当時の適用雇用により加入未加入・国民年金	オンライン以前分については、検索システムが不十分であり本人からの聞き取りが重大な資料となる。窓口来所のかたについては、聞き取りを十分におこない、一つ一つの確認をおこなうようにした。厚生年金については事業所からの届書提出であり被保険者に確認が十分にされていないことから直接本人への登録内容確認が必要と思います。事業所に対しての説明会も最近は行われず算定の調査も以前のようにされていないことから事業所からの届け提出内容確認作業を確実に行うことが必要と考えます。
10442	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	検索しやすいようにする。	採用された時、期間照会の方法	期間照会担当のとき全力でさがした
10443	本庁	その他(本庁)	特にありません。	特にありません。	未統合の年金記録が多数あるという認識はありました。また、統合帳からの入力ミスとおもわしき事例を訂正したこともあります。この問題を認識したのは入庁後しばらくしてからです。	受給者・加入者より期間調査の申し出があったときには丁寧に、緻密に調査を行うように心がけていました。(別手番の確認・市町村への調査など)ただ、平成14年の国民年金保険料徴収事務の国一元化以降、このような事務に対し時間を割くよりも収納率を上昇させることにあまりにも重点をおきすぎ、細かい調査をおこなうことが困難となりました。ある時期に行われた収納率重視主義は、組織として反省すべきと考えています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10444	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10445	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録問題の一般に知られていること意外の問題は、わかりません。	年金記録問題を解決に向けて、ねんきん特別便にかかる記録調査・統合処理・再裁定処理を一刻も早く行うことが先決だと思います。 しかし、ねんきん特別便を既に受付しているが、手付かず状態になっているものは、平常業務もありますが、全職員が一丸となって、事務処理を行うしかないと思います。	年金記録問題は、今まで私たち社保庁職員が国民に対して、不利益をもたらし、無責任な業務を行った、大変な問題であることを認識しておりました。 また、この年金記録問題が存在することを知ったのは、平成9年の基礎年金番号が導入されたときだったと思います。	私たち社保庁職員が国民に対して、不利益をもたらし、無責任な業務を行った、大変な問題であると認識していましたので、通常業務をストップさせても、最優先で年金記録問題を一刻も早く解決し、国民から信頼を回復させようと思いました。平日・休日関係なく、年金記録相談やねんきん特別便の窓口業務・年金電話相談センターの電話相談業務やねんきん特別便にかかる統合処理等を行ってきました。 年金記録問題を解決するために、ねんきん特別便の支援体制が決められたら、全職員が一丸となって行うべきものと思っていましたのですが、中には問題意識が薄いのか、参加していない職員もいたと思います。 今後、一刻も早くこの年金記録問題を解決するためには、全職員が問題意識を改めて周知する
10446	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ねんきん特別便の調査をまず完了させる。 WMのデータで未入力の項目のあるものは紙台帳・マイクロフィルムを確認し補正する。 そのうえで、再度可能性の高い被保険者・受給者に文書を出す。	年金問題がでる前、被保険者からの記録照会の業務を行っているとき、WM上の記録が紙台帳の記録と違うことが多いとは思っていましたが、こんなにひどいとは思いませんでした。	特別便の調査が完了してから、定期便を送ったほうが良かったのではないでしょうか。特別便と同じ内容のお知らせが届くのは、不信感を募らせるだけのような気がします。実際、定期便へもそういったコメントが書いてあります。事務所での調査も同じ方のを何回も何回もするのは効率が悪いです。 WM上でもっと詳しく処理の経過がわかればよかったです。ご本人から問い合わせがあっても業務センターで調査している場合は経過が全くわからず困りました。
10447	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	引き続き、本人申出による第三者委員会での判断が妥当と考えます。 また、既に第三者委員会であっせんが行われた事業で、容認に至った判断基準の整備を図り、職権による訂正を認める方策が望ましいと考えます。	記録管理ができていなかったことは国民に対し申し訳がなく、年金制度に対する信頼を裏切る結果を招いてしまい、本当に恥ずかしい限りです。 一日も早く持ち主の分からない年金記録を特定(持ち主を判明)させなければならない非常に重要で大きな問題であると認識しておりました。 平成9年1月の基礎年金番号導入以降、他の手帳記号番号を漏れなく基礎年金番号に登録していかなければならない作業が発生することは承知しておりましたし、実際に継続して作業を実施してまいりました。	平成19年6月8日(金)に街頭で年金記録を確認していただくためのチラシ配布以降、事務所・相談センターに連日大勢のお客様が来訪され、一日も早く持ち主の分からない年金記録を特定(持ち主を判明)させなければと全職員で相談に対応いたしました。これ以降現在までお客様からの相談やねんきん特別便等に対する回答書(記録照会)に全所体制で取り組んでまいりました。 平成8年12月以前においては、制度別に手帳記号番号が異なっていることは当然でありましたが、制度ごとに複数の手帳記号番号を取得している方が相当数存在する実態がありました。いわゆる会社を変わるごとに新しい手帳記号番号を取得しているなど資格取得時の手帳記号番号の確認が不十分でありました。 過去の紙ベース等によってセンターに進達された年金記録がデータベース化されていなかったことについては知りませんでしたし、大変驚きました。 基礎年金番号に他の手帳記号番号を漏れなく登録していかなければならない作業に対する使
10448	地方庁	その他(社会保険事務所)	・一つの厚生年金手帳番号が、別々の被保険者に付番されているケースがある。 例)1234－567890年金太郎男昭和3年3月3日 1234－567890保険花子女昭和5年6月7日 ・厚生年金手帳払い出し簿と索引票とで情報が相違しているケース。 例)払い出し簿 1234－567890年金太郎男昭和3年3月3日○○商事 索引票 1234－567890保険花子女昭和5年6月7日○○商事 ・厚生年金手帳払い出し簿と事業所名簿とで情報が相違してるケース。 事業所名簿に記載されている手帳番号の払い出し簿を確認すると、別人情報となっている場合がある。	①現在、各県とも県内の名簿(旧台帳)を事務局等で一括集約して取り組んでるところが多いと思うが、可能であれば、全国の名簿を一ヶ所に集約し、専門スタッフを配備し集中して処理したほうが良いと考える。(本店勤務、支店勤務と分かれている場合や、関連会社が県をまたがってあったような場合、支店の記録に該当者記録がないから、本店を調べるというタイムロスを省略できるし、台帳に適用の状態が記載されていれば調査しやすい。)全国分一括集約にあたっては、各事務所毎に事業所名簿についての取り扱い等の注意事項があると思われるので、それは確実に引き継ぐように配慮が必要。また、配備スタッフについては、旧台帳の取り扱いに精通している者とアクティブに動ける者を配属することも必要。 ②現時点で、WM上、手書者としてある記録が、カセットに収納されたままの状態の記録があるので、それらを全て開放する必要がある。調査上、支障が生じている。	記録のズレがあることは、あってはならない事だと感じていた。 平成16年に資格照会業務に携わった時に意識した。その前にも平成13年に資格照会業務についた時には、氏名や生年月日が相違している台帳が意外と多いとは感じていた。	コンピューター管理以前は、当然、手管理だったわけだが、その当時の台帳記録作業がまずいものが、今回のような事態を招いたと考える。 例えば、氏名の記載誤り(氏名の漢字を略したり、崩し文字等を使用)、生年月日の記載誤り(一連名簿の場合、前後の被保険者の生年月日を記載してるケース、取得年月日を記載してるケース)、性別誤り(単純ミス、記載なし)、報酬記載ミス(報酬記載方法が、等級表示から報酬額表示に変更になった際の事故)等が、そのままコンピューター管理に移行されて、間違ったままのデータが収録されてしまっている事も原因と考える。 私が資格照会業務に携わっていた時、多少の生年月日の誤差、氏名漢字の誤字について、照会者からの照会内容及び本人に聞き取りを行って、記録調査を実行して、出来る限り記録判明に努めました。(その当時、生年月日、氏名漢字の相違について、他人記録として取り扱うように指導があり、深く調査する姿勢が乏しいと感じていたことを記憶している。) また、間違った記録のまま年金裁定されているケースもいくつかあることが、調査段階で判明したこともあった。例えば、報酬が名簿とWM上で相違しているケース。一つの記録が別々の2人で共有状態になっているケース。 これまでの管理体制、処理体制を見直すことが必要で、今般の組織換えに反映されれば良いと考える。
10449	本庁	その他(本庁)		自分の実務上の経験から考えても名簿等紙媒体の記録とオンライン記録の整合性が取れないケースが多々あるので、紙とオンラインの突合は大変な作業量、労力を伴うが正確な記録を管理するという立場からは是非やりぬくべき作業だと思う。	新人の頃三鷹の記録課に在籍していたが、その頃から何故基礎番に統合されていない記録(他手番)があるのか、そして何故簡単にも記録が見つかるのか不思議でならなかったが、そこが最初に記録問題を考え始めた原点であった。 その頃はまだ大きな問題になっていなかったがこんな状態では大変な事になるのではと認識していた。 事務所に紙で名簿の記録があるのに何故オンラインに入ってないとか疑問だらけであった。	戦務に応じて一般的な対応はしたので、少し細かい事を書くと本人の申出に基づきWMで020-1-10で事業所検索をし020-1-11で事業所名簿の中身を見ていくと本人の記録が見つかる場合がある、旧姓で入っていたりもする。 基礎番、他手番どちらにも収録されていない記録が見つかるケースもあるが、大規模事業所の場合WMに従業員全ての記録が入っているわけではないのでその場ではすぐわからない場合もある。 こうして考えるとやはり紙媒体からオンラインに収録する際のミス、並びに基礎番を導入する際の
10450	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
10451	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	・紙ベースのデーターの移行誤りが見受けられるので、再チェックが必要。 ・カセット記録の移行整備ガ必要。 ・記録整備を行ったうえで再度、ご本人と思われる記録について、確認勧 奨を行う。	期間照会を担当する中では、複数の年金番号の記録、通称名や年齢 を偽っての記録等の統合は、よくありましたが、過去の記録の管理が、この たびの問題がでるまでこんなにもずさんだとは正直思っていませんでした。	本人の記録と思われた場合は、当時はこちらから情報をあまりいうことがで きなかったため、ほかに勤務されていませんかというような対応で、記録の統 合を図ったと思います。 平成9年1月の基礎年金番号付番を契機に、過去の共済組合・厚生年 金・国民年金の資格期間を積極的に統合し、年金受給者にあっては年 金受給者の給付記録の整備を図っておれば今日のようなお大きな問題に はならなかったと思われます。
10452	地方庁	その他(社会保険事務局)	知られていない問題は、存じません。	職員一丸となって、早期解決に向けて、今出来る最善の方法で行ってきてい ます。今後もその都度知恵を出し合って、その都度の良い方法で行っていくことが良いと思います。ただし、知識のある職員がかなり居なくなることと、休日出勤や残業が制限されることが予想されるため、これまでの速度を保てるかは、心配です。	機械化の際の原因が大きいのではないかと感じています。特に昔は氏名にふり仮名が無いため(制度発足当時機械化なんて予想もつかない環境でやむを得ないと思います。)。 また、昔は国民に年金に対しての関心や認識が低かったのも原因であるのではないかと思います。	現場では、自分の出来る限り一生懸命みんなと協力して頑張ってきたつもりです。今後も解決を迎えるまで、全力で頑張っていきます。
10453	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	今までの事務処理が正しいと思い、責任を持って事務を遂行していただけに、それを全部否定されたようでかなりショックをうけました。 過去に遡っての記録の掘り起こしにり、外的要因もあるためたいへん困難を極める問題と認識しました。	迅速に解決するため、目黒の電話センターへの参加や土曜・日曜の出勤をして年金記録問題に対応してきました。 過去の作業の中での事務処理チェック体制の甘さ、電算化する際の業者任せの対応が反省点かと思われます。
10454	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10455	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	申し訳ありませんが一般に知られていない問題は見当が付きません。 私が入庁した時は被保険者原票による記録管理を行っていました。資格記録は整理記号番号・生年月日と資格・標準報酬の記録(すべて数値化したもの)を進達票で送付しており、当時では社保庁コンピュータ処理は画期的なものだったのでしょうが、記番と生年月日が基本項目であり、個票(紙媒体)でのやりとり、補正が必要な分の事後点検等がどのように管理されていたのか？ 完全にとはいえませんが、サンプル調査で一定以上の不一致が見受けられるのであれば管理体制に問題があったのかもしれません。	被保険者名簿・原票時代の年金記録を調査するうえでは、当時担当していた、事業所の変遷等をよく知った元職員の存在が不可欠と思います。 紙台帳とコンピュータ記録の突合は、過去においては進達票等の紙媒体による中央処理であり収録漏れなどの不一致があるのは事実だと思います。ただしコンピュータ記録すべてが誤りとはいえないと思います。	20年前に期間調査の業務に携わっていたことがあります。 当時も同一人と思われる複数手番・記録がありましたが、ご本人からの申出、職歴と一致しなければ本人と断定できず重複取消もできなかったと思います。ご本人が職歴を明かされないケースもあったでしょうし、正しい事務処理であったと思います。 当時は何度もご照会されることもありましたので最大限の調査確認をしたつもりです。古い記録をマイクロ記録室で一日中探していたこともありました。	期間調査依頼には極力強く確認しようとしました。決裁で上司より再調査を指示されたりもしました。 事実、ご本人の記録と思われるものもありましたが、ご本人の記録かどうかは、全国で同姓同名の方がおられますし、申出や職歴と合致しないと本人記録と確定しませんでした。(勤務されていた会社名と適用事業所名が異なったり、記憶されてなかったり、氏名(読みカナ)が違うケースが結構あったと思います。)
10456	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員を増員する。この問題はマンパワーでなければ解決できないと思います。	早急に解決しなければならない国民生活に関わる重要問題と認識しています。新規採用された頃から少しずつ年金記録問題というのがあるのではないかと疑義を感じていました。マスコミ報道が盛んに年金記録問題を取り上げた頃にしっかり認識しました。	常にお客様の立場にたち、年金記録につきわかりやすく説明するように心掛けています。法律は日々改正されており複雑な部分も多々あるため、職員間でも法解釈に違いがあることから研修制度の充実が必要と考えています。
10457	地方庁	その他(社会保険事務所)	・特にありません。	・コツコツと地道に整理していくことしかないと思います。 ・特別便の未提出者へ再度勧奨を行う。	・年金記録は、その人の人生の歩みだと思い、とても重要な事だと認識していました。 ・期間照会業務がある以上、未統合手番はあると思っていました。ただ、件数等については、わかりませんでした。	・照会期間以外にも、本人記録がないか、氏名検索等を行い、本人へ確認行為を行った。 ・特別便を送付するにあたり、様々な準備不足があったように思われる。お客様に何回も記録を確認する通知が届き、お客様に迷惑をかけたと思われる。(体制整備、システム開発等も含む。)
10458	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後も起こりうる問題であるから記録の重要性の認識を徹底する。被保険者が年金を受給するのは、何十年も後のことだとゆう考えを排除する。これは、被保険者への情報提供を毎年おこなうことで解決できると思う。また、頻繁に記録が送られることで、事業主にも適正な届けをおこなわせる契機になると思う。	手書き名簿からウィンドマシンへの記録移行があまりに簡単に終了したこと。 窓口で保険証の交付にこだわり簡単に新たな番号の手帳を交付していたこと。 大企業から中小企業まで同じ認識を持ってはいないこと、適正な届けをおこなうところとそうでないところがあること。などを問題と思っていた。	可能な範囲での情報を提供し記憶を思い出してもらったり協力してもらうようにした。 反省点は、被保険者への情報発信のすくなさ。事業主にたよりっきった届書。 ウインドマシンへの記録移行時の情報の重要性の認識不足。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10459	地方庁	社会保険事務所長	心当たりありません。	現状の調査や加入記録のお知らせなどを継続していかざるを得ないと考えるが、古い記録などは、本人のあいまいな記憶、不十分な確認書類等の中での調査、回答となることから、すべてが信頼回復につながることは難しいのではないか。第三者委員会のような中立的な機関で判断をしていただくことも一定期間必要ではないかと考える。	当初、記録の管理だけが不十分だったことが原因と考えていたが、適用拡大や国年の未加入・未納など制度運営が確立されていなかったのではないかと考えている。 加入記録がわからなくなっているという事象については、採用された昭和53年ごろには、自分自身直接かかわっていないものの、年金手帳の重複払出などの調査をしている職員もいたことから、稀なケースとして問題が存在することは知っていた。	直接かかわっていなかったことや稀なケースとの認識から特段の対応もしていなかったしその必要性も考えていなかった。今から思えば、制度発足当時から加入記録を本人にお知らせし確認していただくことが必要であったと考える。
10460	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	問題解決にかかる業務に専任できる職員の増員。	マスコミ報道により年金記録問題と認識した。 それ以前は各制度ごとに番号を付番していたため、また住所収録や基礎年金番号への統一に時間がかかると思いました。	年金特別便などの対応により解決に向け積極的に取り組みました。 現時点においての反省点は、全体像を確認したうえで、年金特別便・定期便の案内をしたほうがよかったのではないかと思います。
10461	地方庁	その他(社会保険事務所)	第三者委員会において短期間の未納期間を、夫婦のどちらかが納付していれば、他の配偶者未納がなければ、等、本人申し出の通り納付と認める。と、ありましたが、 かつて国民年金業務課において、集合徴収での本人の話や町職員からの話で、「今月は苦しいから自分のだけ」「家計は自分が握っているから内緒」 免除の審査で点数が高い世帯で所得がない妻だけ承認、などはよくあるパターン。 世帯が、夫婦が、必ずしも同様の納付状況とは限らない。 夫婦お互いが、相手の納付状況を完全に把握しているとは限らない。 納付した証明ができないものの納付してない証明は困難。 罰則を設けても、証明ができなければ『言ったもん勝ち』なのは否めない。 真面目に支払った方に『正直者が馬鹿を見る』なんて思われかねない。	大臣公表じゃ、いまさら、解決も方策もないのでは？ 考え直すつもりはおありですか？	全ての情報を紙台帳から移すべきだった。 オンライン化したときの不備なのか、怠慢なのか。 手帳番号があっても、氏名がない、生年月日がない、性別が不明、では、氏名索引等にかすりもしない。では、新番払出にならざるを得ない。 当時、就職するために、職歴詐称、年齢詐称、等などをしているまで、記録を改竄された、年金記録を盗られたと言って責められる。 当時の事業主の無知によるものか、故意によるものか、ずさんな届出についても、今、事務所が責められる。 理不尽な問題。	在職していないときの昔のコトを・・・いまさらどう対応??? 今もそうだが、被保険者・受給者の生の声が活かされていない。 「国民の声」としてあげても、あがっていかない。どこで握りつぶされているのか？ 末端職員に苦情を言っても無駄なので、直接、長官メールするとか、何かと優遇してくれるという知り合いの議員さんにお願いする。 と言われているとおりだと考える。
10462	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	わからない。	ニュースで知りました。	現時点では今後このようなことがないように各種届書に基礎年金番号をしっかりと記入してもらう必要があるかと思います。また定期的に本人に年金記録を送付することも必要かと思います。
10463	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じておりません。	各事務所ごとに窓口・内部業務をしながら、処理するのではなく、一ヶ所で集中処理をもっと早い時期にするべきであったと思います。ながら処理は効率も悪くなりますが、処理の見落としがでやすいと思います。現在、過去の処理ミス等による返納金の件や、平月が下がって減額・過払いの件もでてきており、こちらは対応に時間がかかることもあって、センター等で集中的に扱ってほしい。年金経験者も少ないので、年金経験者にかなりのしわ寄せがきています。	平成19年の時に業務課で期間照会を担当してました。その年の5月あたりから記録漏れの問い合わせ・届出がかなりではじめ、あっという間に処理が追いつかなくなり、そのころに、過去の記録のずさんな面があると知りました。この問題は大変なことだと思いました。	当時はWMで確認ができるものは、できるだけ窓口にて入力処理して対処してきました。当時（過去）の記録をもっときっちりと管理するべきであったと思います。
10464	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていない問題については、よくわかりりません。国民年金徴収員の横領があったとか、事業主から領収した保険料を着服した徴収課職員がいたとかは、新聞などの報道で見たことがある程度です。国民年金や厚生年金の問題が、取り上げられていますが、私が加入している共済組合の年金記録についても、大丈夫なのかと時々思うことがあります。昨年ですか、共済組合からの年金特別便に以前の厚生年金加入期間がもれていたので、その旨回答したのですが、以後何の回答もありません。複雑な制度になっていることが、根本的な原因だろうと思います。先日、[redacted]私も基本的には先生のお書きになったことは、正しいのではないかとの感想を持っています。本年10月から、「ねんきん定期便」の内容調査を担当しているのですが、古い名簿やマイクロを索出して点検する際、確認不能なケースがよくあります。あるはずと思われる名簿やマイクロが見つからないこともあります。ですから、台帳等と記録を照合してもはたしてどれだけの成果があげられるか正直のところ不安です。厚林共済で厚生年金へ移行した期間などでも、基礎年金番号に統合されていない場合などもあります。現在、作業が進行中なのでしょうから、余計なことばかり	大きな問題ですので、私のような末端の者が申し上げることではないと思うのですが、どんなに頑張っても回復できない記録は残ると思う。一定のところで、しかるべき立場の方が謝罪し、大多数の加入者（国民）が許しあえることで、新たに信頼される制度を作っていくしか方法はないのではと思う。あと、今後、同じような問題を起こさないよう、みんなで頑張っていくしかないとも思っています。	最初は、マスコミ等による公務員バッシングの一環だと思っていました。確かに悪いことをしていた職員がいたことも事実だと思いますが、このような深刻な問題とは認識していませんでした。急に仕事が忙しくなり、病気になりました。2、3年前ごろだと思いますが、詳しい記憶がありません。	上から降りてきた業務をとにかく期限までに済ませたいと考え、土曜日や自曜日も事務所が開いているときは仕事に出たりしていました。今は、自分の健康や家族のことを考えて、毎日の仕事を計画して無理をしないで、こつこつやろうと思っています。反省点としては、技術の革新に追いつけず、伝統的な業務のシステムで、増え続ける業務に対応していたことが、ずさんな管理につながった原因と思います。
10465	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		加入記録の管理方法の不備と年金の事務は、お客様の請求に基づいて処理をするという考え方で行っていたことだと思います。 具体的に分かったのは、今回の年金記録問題が問題になった頃です。	特別便等をとおして、全ての受給者、被保険者の方々の記録が正しくなるようお客様の相談、記録の調査等を行ってきました。 未統合の記録の問題については、年金は、お客様からの申し出、請求等により処理をするという認識で業務を行っていたことだと思います。
10466	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません		「年金記録問題」は、法律上での「申請主義」が、完全に否定され、自己責任をまったく問わず、過去の記録管理を、現在の記録管理レベルで比較して、問題化したと思います。もっとも、事務処理誤りもあり、また、「申請主義」の傾ら方の良し悪しや、実際に多くの未統合記録があるわけですから一概には言えませんが、事務処理の限界を超える来訪者が短期間に殺到し、期間確認の処理も間に合わず、結果年金支払いが遅れたことが、最大の問題だったと認識しています。 現段階の記録管理レベルでさえ、直視してしまう方はなくならないことを考えると、当時のレベルでは、完璧に整理していくことは相当困難であったと容易に想像できます。また、基礎年金番号導入時に、「過去記録調査」として、ご本人様にもお手紙を送付し、未統合記録の確認をおこなった経緯がありますが、回答率はかなり低かったと記憶しています。それでも膨大な量から徐々に統合整理をしてきたところです。 職員として、年金に携わってきた側から見ると、この問題は、政局及び報道機関よって、現在に至る経過や時代背景も一切関係なく、批判が先に先行してしまい、整理して問題解決をうまく図る時間がなかったのではないでしょうか。自分が「年金問題」との意識や存在を知ったのもメディアの情報からと記憶しています。 しかしながら、この「年金記録問題」は、国民の皆様に対し、多大な不安とご迷惑をかけたことは事実であり、また、先に述べたように、明らかな事務処理間違い等（オンライン切替間違いなど）	私を含め、地方の職員は、急激に増大した来訪者に対し、記録問題での来訪者を会議室に通し、臨時の相談ブースを設けて対応しました。とはいえ、ほとんどのお客様は、「記録問題」のみの相談だけでは終わらない場合が多く、1人当たりの相談時間がかかってしまうため、ピーク時はかなりお待たせしてしまったことは反省すべき点かもしれません。また、あえて挙げるならば、「申請主義」に偏りすぎたのかもしれません。 しかし、制度そのものが、あくまで「届出制」である限り、また、「会社法」等、関係各法が改正になっていることや、時代とともに変化している、国民の家族構成、働き方など、その時代にあっているのかを常に検証しないと、いわゆる「記録問題」を新たに発生させてしまいかねません。総背番号制の導入など、いろいろと問題があるのかもしれませんが、検証すべきではないでしょうか。 極論から言えば、今の状態ですと、各書類に「戸籍」「住民票」「貯金台帳」「源泉徴収票」「決算書」等の添付を求め、かつ、ご本人様に1年に1度程度確認を取っていかないと、完璧に記録管理は出来ないかもしれません。 しかしながら、職員全員は、この問題を解決させなければ、年金の信頼を取り戻せないことを重々承知しています。今後、機構に変わっても、そこは変わらない。組織一丸となって、進んでいくことが必定と考えています。
10467	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号が導入されたときに手番のままとなった記録を結びつけるために回答をもらうようになっていたが、そのことの周知が浸透しなかったせいか、回答率が低く現在も残っていること。 また、窓口でこのことを説明しても知らない人が多いこと。	年金問題として束ねるよりも、これは別ものとして制度広報などやっていくべきと思います。本人はちゃんと手帳を2冊（国民年金・厚生年金）もっていることから、安心されています。行政で解決させていくものですが、お客様のご理解とご協力も欠かせないものと思います。	国がやっている仕事であり、本来ならお客様に書類を出してもらって解決するものでなく、また、心配をかけさせて事務所に足を運ばせたり、電話をさせてしまうようなことであってはならないものはず。お客様に迷惑をかけてしまったと思います。 この問題が取り上げられるまで、気にかけていなかったと思います。	窓口にみえたお客様が知っていなければ、時間をかけてでも説明をしてきました。目の前の一件を雑に扱ってはいけないと思ってやってきました。 行政として制度改正やお願い事など、知らせる・告知するということはとても大事なことでこれがなければ大変なことになります。しかし、逆にこのことをやっていればいいという思いにもなってしまいます。基礎年金番号制度が導入されたころから、返事のないお客さまへの確認行為をとるなど、しっかりとした認識を持って応対してくればよかったと思います。しかし、そのころ自分にその意識はありませんでした。 また、これまでの長い歴史の中で年金のことはテレビなどでも周知・広報はされていなかったと思います。あたりまえという考えだったり、法律で決まっていることをテレビなどで広報することが逆に不安感をあおるかもしれないとか、その時々で判断はあったのかと思います。さまざまな手
10468	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	ある一定の基準を設けて一律救済し、それ以外については記録調査で見つからない場合は、記録なしということで完結させ、新たな証拠などが見つからない場合再受付をしないなど、今の状況を一度完結させたほうがよいと思います。	はじめはどこか他人事のような気がしました。問題を知ったのはテレビなどで話題になってからです。	はじめは他人事でしたが、問題が大きくなるに従い自分も自分たちが解決しなくてはならない問題だと思い直しました。地道にがんばるしかないと思いました。反省点は何もかも見切り発車的に事が進んでいったことではないでしょうか。
10469	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現場でおこっている問題と報道に食い違いがあることで、お客様を混乱させることのないようにしなければなりません。たとえば、再裁定から実際に支払いがあるまでの期間について、早いものから時間がかかるものまでいろいろなケースがあるなかで、すべて早く支払われるほうで報道されると、窓口や電話のクレームとなります。そのクレームに対応する時間がとられることで、記録調査を行う時間が少なくなることがもったいないと思います。 実際にスキルのある職員が減少していることに危機感を感じます。記録調査は今までの経験が特に必要な分野ですので、スキルのある職員が一日にこなす業務量は、はじめて記録調査を行う人の10倍以上あると思います。特に子育てをしている職員が勤務時間延長や勤務地の関係で退職していくなか、何とかスキルのある職員が業務に携わっていく道はないのかと思います。	名簿の時期からコンピュータ管理となるまで、何十年にも渡って記録を管理していることがすごいことだと思っていました。ただこのような記録問題になることは考えていませんでした。平成19年4月ごろです。	どんなに件数があっても、1件1件お客様が納得されるまで、丁寧に対応していくことを心がけています。 現在のようなシステムをもっと早くたちあげ処理すべきだったと思います。 お客様から照会があったときに調査するスタンスではなく、統合されてない記録をどのようお客様にお知らせするか、そして記録統合していくか、そのようなことにもっと早く気付くべきでした。
10470	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		平成20年5月の採用であり、全職員で年金問題に取り組んでいる最中であり、自分も年金問題の解決に向け頑張ろうと思いました。また、年金問題については、新聞やテレビで知りました。	年金問題の解決に向け、一人でも多くの年金記録を見つけ、正しい年金を支給できるよう努力していきたい。
10471	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている範囲のこと以外に知っていることはありません。		平成2年ごろ、年金加入記録の調査業務を行っていたとき、厚生年金手帳番号を複数持つ方が多数いることはわかっていましたが、申請無しに統合することはできず、当時は厚生年金記録に住所登録もなかったため、同一人との特定は困難であったと思います。	年金は申請により給付されるものであり、本人の申出がなければ、記録の役合等はできないと指導されていたので、やむを得ないものと思っていました。 また、基礎年金番号導入以降、複数の番号を持っていると思われる方については、厚生年金資格取得時等に疑重複調査をおこなっており、解消に向かっていると、思っていました。 現時点でみれば、申請主義の上に胡坐をかいて、ねんきん特別便のような積極的なアプローチを怠っていたと感じています。また、同姓同名の別人記録を誤って統合してしまうことへの危惧が強かったことも、未統合記録の解消を妨げた要因であると思います。
10472	本庁	その他(本庁)	特に知りません。	1件1件、根気よく、記録を確認していくしかないと思います。	とても大変な問題だと思いました。払ったはずの年金がもらえないなんて国民の信頼がなくなってしまうと思っていました。 消えた年金と言われた、年金特別便を送った頃知ったと思います。	事務所に出向中でしたので、窓口に来られるお客様の記録が見つかるように誠意を持って探しました。 この問題は、過去に基礎年金番号で一人ひとつの番号ではなく、番号をいくつも持っていたこと、その年金記録をきちんと管理してこなかったこと、年金請求手続きに来られた時にきちんと記録

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10473	本庁	その他(本庁)	特にありません。	同じ多額の経費をかけて、取り組むのなら過去に向けた取り組みより、 将来に向かった取り組みに、方向を変えていくべきと、思います。	外部で社会保険業務に取り組んでいる時は、このように根深い物とは、思っていませんでした。 ただ、昭和61年の改正では、漠然とこのような問題が起こるのではないかと、感じておりました。	当時は、小さな事ですが、年金手帳と基礎番号の一本化や、フリガナを確実に記入を社員に徹底するようにしていました。 行政の不手際も大きいですが、受給者・加入者個々の意識レベルも低かったと思います。 ただ、頭を下げるだけでは無く、今回の年金問題が、きっかけで個々の意識レベルの引き上げの喚起になれるような、取り組みを行っていけば良いと思います。
10474	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1件1件丁寧な台帳との突合、本人の記憶の思い出させる方法などが必要。	このように多くの未統合記録があることに驚いた。また、市町村台帳と社会保険マイクロ(台帳)にも一部の不一致があることがわかった。	申出があった方については正しく記録を訂正する。今後も市町村名簿との突合や厚生年金台帳との突合が必要と考える。
10475	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		私は今年1月より、事務センターに勤務しています。 新聞、テレビなどのメディアで年金記録の改ざんは、企業側にもあるような報道をたびたび見たり聞いたりし、記録問題は社会保険庁だけではなく、企業側にもあると思いました。	消えた年金記録等、問題は社会保険庁だけではなく、企業側にも問題があったにせよ、自分自身の係りの仕事に対して、常にミスのない仕事をしました。
10476	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。採用時点で、すでにオンラインが導入されており、どのような経緯で今回の年金記録問題に至ったのかわかりません。	他の仕事との兼任ではなく、年金記録問題に関しての専門部署を設け、当時の年金記録に詳しいOBの方々の協力を得るべきだと考えます。	年金記録照会の係に携った事がほとんどなく、記録確認に苦労されているお客様の声を直接聞く機会がありませんでしたので、特に問題意識は持っていませんでした。 平成19年に、年金記録問題が徐々にあきらかになり、驚きました。	重大な事と受け止め、1件でも多く解決が出来るように協力し、相談者の方々にも親切・丁寧を心がけ窓口、電話対応に努めました。 反省点としては、お客様の視点に立った、よりわかりやすい通知方法、専門知識を持ったものの話が聞けないことや、容易な問題ではなく時間がかかることに対しての説明不足などが挙げられると考えます。
10477	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	少しでも早く解決できるために人員を増やすことが必要かと思われます。	1.どのような問題と認識していたか 年金制度存続に関わる問題と認識していました。 2.いつ頃知ったか いつ頃だったか覚えておりません。	1.どのように対応しようとしたか すこしでも信頼回復につながるようにひとつひとつの相談に丁寧な対応をするよう、また法令遵守を心がけました。 2.どのような点が反省点としてあげられるか。 問題の中には早い時点でこのような問題が発生することは予期できたと思われますが、その解決を先延ばしにしていたことが要因の一つであると思われます。
10478	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	真摯に受け止めきちんと解決すべきものだと思います。 職員はできうる限りの努力をしていますが、あまりにも件数があり、今の人員では、無理だと思います。まず人員をふやしてほしいと思います。	本来、おこってはいけない問題だと思います。マスコミで騒がれてから。	自分にできうる限り努力しようと思いました。 事務所で実際に事務をしている者の意見が上部に反映していないと思うことがありました。
10479	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		基礎年金番号に未統合の年金手帳記号番号があることは認識していたので、年金の加入手続時や年金請求時などに、基礎年金番号への統合を行い、記録の漏れなどがないようにしてきました。年金記録問題としてあらためて認識したのは平成18年頃だと思いま	基礎年金番号制度がスタートしたときに、もっと制度・目的を周知し、基礎年金番号だけをお知らせするのではなく、特別便や定期便のように本人の記録についても確認してもらうべきだったのではと思います。当時から今のような形で記録をお知らせすることにより、未統合の記録は今の数より減っていたのではないかと思われます。
10480	地方庁	その他(社会保険事務所)	現存する書類等が古い為、推測で判断しなければいけない点や、どうしても 明確に判断つかない点など、仕方ないことだが問題だと感じる。	経験のあるOBなど、また情報の共有を各事務所LANを使用してできるように なってきたが、より処理の速度があがると効率がよくなると考えます。	記録調査は以前よりあったが、年金時効問題で国会や報道で騒がれるようになり、また、お客様から問い合わせがくるようになって、問題意識が私の中で高まりました。	社会保険事務所勤務しているものがチエックなど気をつけるのはもちろんのこと、社会全体の問題として、年金、社会保険の知識を知る為、義務教育の授業で例えば1時間説明するなどの体制があると、より良いと考える。
10481	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	年金記録調査については担当であるないにかかわらず全職員で対応する。再裁定については大幅に人員を拡充し、実際に正しい年金が支給されるまでの期間を短縮する。	年金記録の未統合およびそれに伴う受給もれの問題。このような問題が存在するのは新聞等の報道で初めて知った。	実際に年金記録の未統合により不利益を被っているお客様の立場に立ち、丁寧かつ迅速に年金記録の調査を行うよう心がけた。また、内容的に重大かつ煩的にも膨大なものになるため、通常業務に優先して対応してきた。 現時点でこの年金記録問題の反省点をあげると、年金記録について裁定時に確認すればよいといった受動的な姿勢と年金記録を適正に管理するという組織の役割についての意識が決定的にかけていた点。 また、基礎年金番号導入時や年金番号払出時に将来このような問題がおこることは想定できたはずであるが、十分な対応をしなかったり対応を先送りにしてきた点。
10482	地方庁	社会保険事務所課長級以上			接客時、年金手帳を複数持参されているお客様を見つけた際に重複取消の説明をする程度のことはしていたが、年金請求時に申出いただければ正しい記録になるとの認識。	以前の年金請求は、加入歴について本人申立と記録の合致が前提のため、本人のものと思われる加入記録があったとしても、本人に記憶がないと結び付けられない点が反省点(ただし、個人情報保護の観点で考えると、当方からデータを提供する場合に間違いは許されない)。
10483	本庁	その他(本庁)	知りません。	人を集中的に投入することしかないと思います。 複雑な年金制度のため、機械だけでは誤処理を招いていると思います。 同時に、システム開発の際には中途半端なものを作るのはやめて、現場の要望に沿ったものを作っていただきたいと思います。	消えた年金記録は、本人の責任によるところもあると考えています。 手帳記号番号をいくつも持っている人は、職歴を伏せたい等の理由で新たに資格取得した際に前の手帳を出さなかったはずです。 記録を統合しようとした際に見つけることができず、正しい年金額になっていない方には、本当に申し訳ないことだと思います。 いつ判明するか分からない記録を追うことにいつまでも時間を割けない社会保険事務所の窓口の職員の状況もこの問題を招いた一因だと思います。 私がこの問題を知ったのは、異動により統合されていない手番をみる機会が多くなった平成16年10月以降です。	氏名検索して未統合手番をそのままくっつければいいというものではなかったので、特に対応していません。入庁してすぐの研修でも、同一姓名、同一生年月日、同一市町村の住所の別人記録がつながっていた、という話を聴いた記憶があり、記録を統合する際には、手番のわかるもののコピーか、本人の証言(いつ頃、何と言う会社に勤めていたかなど)のメモを処理票に添付していました。 現時点でみた場合、基礎年金番号導入時の対応が甘かったと思います。平成9年にやっても今やっても手間と必要なお金はそう変わらなかったと思いますが、今ほど騒がれていない平成9年に今ほどの予算を充てることはできなかったと思います。 年金は入口から出口までの時間が長いものです。今の常識で、数十年前の事務処理のやりかたを批判することに意味はないと思います。例えば年金手帳に印紙を貼っていた時代と今では年金手帳の重みが違うわけです。その手帳なしに記録を訂正するためにはそれなりに検証する人が必要だと思います。 機械化の際に誤って入力されている方には大変申し訳なく思います。私自身、最近、民間の企業の登録で、生年月日登録の誤りがありました。これは、どこでも起こり得ることだと思います。この問題を防ぐ方法はやはり人を増やし、二重、三重のチェックを行える環境を作るしかないと考
10484	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金受給者、被保険者からのねんきん特別便・定期便にかかる記録照会については膨大な件数であり、ひとりひとりの記録を照合する名寄せ作業に相当な時間と手間がかかっている状況です。これから5年いや10年かかっても解決できる問題ではありません。すべての方の記録を照合することは大変困難と思われます。	現在、記録照会にかかる名寄せ作業を全職員で行っており、平日の超勤、休日出勤をして取り組んでいますが、回答できていない、いわゆる滞留件数については、依然として減ることはありません。名寄せ作業については、謝金職員を雇用して行っていますが、記録回答について再度職員でチェックをしているので、時間がかかっています。担当部署には専門知識を備えた職員を配置していただきたい。	長期的に解決するのは困難な問題と認識しています。「消えた年金」として 新聞等で報道されてから年金記録問題が浮上してきましたが、私は基礎年金番号制度が施行された平成9年より、このような問題が生じてくるのは予測していました。	年金請求者が相談窓口に来られたときは、記録をお見せして間違いがないか 必ずご本人に確認をしてもらっていました。 基礎年金番号制が施行されたときに、解決すべき問題であったと認識しています。
10485	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在実施している特別便、定期便により年金記録を確認いただき、時間をかけお客様に年金制度への理解、届出及び納付の義務を得ていくほかないと思います。また、国民年金の加入について、職権適用できるよう制度を変更する。税金の申告をすることにより免除制度に該当した場合職権免除ができるよう制度を変更する。年金記録の管理にあたり、氏名、生年月日，住所については住民基本台帳にあわせ管理し、区役所に届けを提出すれば変更できるようする。未納対策として、強制徴収の強化、未納があった場合未納記録を、本人確認のうえ、2の省庁で管理す	テレビ、新聞、選挙等によりこの問題お知りました。年金を支給するために記録管理の重要性、正確性、を強く感じました。	誠意を、もって対応させていただきました。納付記録、納付期間の追加に対し、受給者の立場、政治家、マスコミ対策で認めているように思えてなりません。私たち、社会保険職場に勤務する職員の主張、立場も考えてほしいと思います。未納を、納付と認めるのではなく年金受給者全体の基礎年金額を、引き上げるべきではないかと思います。
10486	地方庁	その他(社会保険事務所)	もう、だいたい、すべてのパターンが出尽くしたのではないかと考えています。	オンラインと統合帳との突合などより、ともかく、旧台帳記録をオンラインに収録する作業を急ぐべきだと考えます。カセットオープンに何ヶ月もかかっているのが、記録調査の一番のネックになっていると思います。	平成15年ごろから期間照会業務に従事していたので、駐留軍の記録など、不完全な記録が多くあることは認識していました。また、カセット記録の復旧に(今よりはましですが)時間がかかることも認識していました。 また、基礎年金番号への統合が進んでいないことについても知っていました。具体的な件数は知りませんでしたが。 その後、年金記録問題が大きく取り上げられるようになってのち、いろいろと歴史を知る中で、行政、ないし政府の不作為が問題の根にあることを知りました。	基本的には、十分な調査のもと、できるだけ未統合番号を減らすことに努力してきましたが、残念ながら、行政の側から可能性のある方にアプローチする方法は、現場には存在しなかったので、申出のあったものを調査するという対応にとどまっていました。 記録問題の根本的な反省点は、ミスをした、しなかったということではなく、被保険者・受給者への情報提供が不十分であったために、誤りを正す機会が与えられなかったことにあると思います。 したがって、特別便、定期便の事業はたいへん有意義なものと考えていますが、記録整備が不十分な中で拙速に行われた感が否めないのは残念です。
10487	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	これまで通りに地道に丁寧に確認作業を継続していくほかはないと思う。ただ、これまでの特別便や定期便の発送については、前段階の準備が徹底されないまま、見切り発車された感が強く、かえって国民に対し不安をあおるような結果を招いた部分もある。制度そのものの周知徹底がされていないのに、徒に細かい数字を何ページにもわたって本人に知らせることが、有効とは思えない。発送ひとつについても、誤謬が後から発見されて再発送を繰り返したり、そもそも本来社会保険庁が管理する対象となっていない共済組合の年金記録について中途半端な通知をするなど、混乱が混乱を呼んだ結果、収集がつかない状態が今も続いている。もう少し、周囲に及ぼす影響を踏まえたうえで実施してもらいたかった。	制度発足以降の度重なる法改正がもたらした弊害。 マスコミ報道により認識した。	現場の職員として今現在出来る限りの対応をすべく努めてきた。 無責任な報道や、政党・議員の自分勝手なコメント等により、世間一般の世論が左右され、問題そのものの核心が正しく認識されないままパニックが引き起こされたことにより、現場に人々が殺到し、到底落ち着いた対応が出来るような状態ではなかったこと。立法に携わる政治家や、真実を伝えるべき報道機関の良識を疑う。
10488	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	知識と経験のある有能な人材を確保すること	ニュースにでたときに知り、大変な問題だと感じた	努力した。社会保険庁の管理体制が不十分だった
10489	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録の漏れが見つかり年金額が減ってしまう受給者がいること。	年金額が減額となってしまった受給者に対しては、減額となった経緯等の説明を行い過払い分の年金の返納を求める。	基礎年金番号が導入されるまで、それぞれの年金制度で記録が管理されていたため年金記録の統合漏れがこれほどまで多くの件数に上ったと思う。 まだ今現在も未統合の記録が多数存在するため、確認不能なものもあるかも知れないが一日でも早く確認作業を終えたい。	年金記録の相談以外でも応対する際にはお客様の年金記録を確認し、未統合記録がないかの確認を行った。既に正しい年金額で年金を受け取ることができずお亡くなりになられてしまった方も多数いらっしゃると思うので、少しでも早く正しい年金額でのお支払いができるよう引続き年金記録問題解決に取り組みたい。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10490	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去の記録調査には経験や知識の豊富な人材を置き、多くの人員・時間をかけて取り組むべきだと考えます。また、今後新たな問題が起こらないよう、法令順守を徹底して業務に取り組むべきだと思います。	法令遵守に対する意識がなかったり、慣例によって規則通り業務が行われなかったりしたことがこの問題を生んだ主な原因かと思います。 国民年金保険料の不正免除問題等、平成18年頃から知りました。	日々の業務においては、法令順守に基づいて取り組むよう心がけています。また、お客様への対応等については、上司や先輩の力を借りながら慎重に行いました。 過去に、全国的に統一された取り扱いの徹底や、一人ひとりが行った業務の管理やチェックが行き届いていなかったことが反省点として挙げられると思います。
10491	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	(6)のとおり。	『宙に浮いた年金』については『年金記録問題』の言葉のずいぶん以前の基礎年金番号制度導入時の複数手番の確認方法が確実性がどの程度のものだったのかという疑問はありました。	◎適用課においては、資格取得時の加入状況確認の徹底。年金相談においては、年金請求時の加入状況確認の徹底(聞き取りの工夫)を行う。 ◎反省点をあげるとすれば①H9．1の導入は適切な時期だったのか②基礎年金番号についての国民的意識は高いものだったのか③現場の疑問点等は十分に掌握されていたのか④そもそも年金番号の一本化が目的ではなかったのであろう・・・ ◎思いは様々ですが、一日も早く正当給付が行えるよう最善最短の対応を行うものです。 生年月日や名前を偽っての就職をした時代もあったと思います。その時代背景の根本は何なのか、消えた年金・消された年金、表現は多々ありますがもっと年金制度は多面的に捉えられる必要があるのではないでしょうか？
10492	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	年金相談時等の本人が申し出した時点で即座に調査できる仕組みを構築するべきではと思います。	大変重要な問題で自分の記録が消えてしまうというのはありえないことだと思います。 もともと各制度で管理していた番号を統一するため基礎年金番号を導入した結果 いると認識しています。 また、各制度の加入記録については、年金請求時に本人からの申出により調査するものとの認識がありました。	なるだけ、お客様からの相談等時、特に加入記録の話を聞いてどうすればよいか等対応した。 問題を先送りした(年金請求時に確認すればよい)点が問題であると思います。年金相談時等の本人が申し出した時点で調査できるものを行うべきだったと思います。
10493	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	現役だけに責任を押し付けるでなく、OB職員を交えた過去記録の処理。]また、同時に処理を行っていた市町村の全面的な協力が不可欠。	統合されていない厚年、国年の記録の早期の統合処理を進めねばならない。 年金機構が設立されても一刻も早い統合処理が肝要である。 ただ、19年6月からの記録問題噴出から殆ど社会保険庁としての仕事がまともに出来ていない。適用、徴収に力が注げていないのは将来にわたり取り戻すのに相当の努力が必要になる。 大量の非金職員、賃金職員を雇用した今の処理体制は再度事務処理誤りを発生させないか少し心配が残る。	担当職員と一緒になって現場の総合案内や駐車場案内までこなした。 過去からのツケが回ってきている。 戦中、戦後のコンピュータが普及していない時代の膨大なデータをなおざりに処理した結果、今、噴出してきている。
10494	地方庁	その他(社会保険事務所)				社会保険庁が解体されるまで、社会保険庁(霞ヶ関と業務センター)が「真のリーダーとなって年金問題を解決しようとする気が、全く感じられなかった。特に業務センターの記録課は企画調整課から伝達されたごとしかやらないと平気で言うし、システム開発は年金記録問題を解決するための創意工夫の意欲がなかった、窓口に直接事業所記号番号入力をすればいいのに、まわりくどい「検索システム作成ばカリ考え、しかも未完成。そのため期間調査の本人回答が長期にわたっている。平成8年2月26日にブロック別事務打ち合わせ会において、当時の担当者が、「基礎年金番号制度にするにあたり、社会保険事務所の皆様にはご迷惑をかけませんから」との旨の発言があったが、完全に裏切られた感と、通常の22倍の仕事をさせられた疲労感で、記述なしが多いと思う。通常の22倍というのは、平成3年4月に国民年金の加入が学生も含めてスタートし、それからの記録はほぼ完璧として考え、平成3年4月に20歳の人が、60歳になるのが22年先のため(現在38歳) 記録を隠さずフルオープンにして、振り仮名なし・住所なしのじゃうたいで、記録が入れられなかったのだから基礎年金番号に振り仮名なし、住所を事業所の住所で付番してしまえばいいんです。漢字検索ですぐ解決できます。
10495	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	いろいろな方策がすでにとられたので、新しい方策は思いつかないです。	未統合の手番については、基礎年金番号が発足したとき、全ての記録を統合するには限界があると思いました。あとの問題は最近テレビなどで報道されているのをみて初めて知ることがほとんどでした。きちんとなっていると信じていたので、ショックでした。	基礎年金番号制度が発足したときには、ひたすら統合処理を行っておりました。また、被保険者の方にも必ず説明をしておりました。ただ、その後WMを使用しない部署に長くいたので、記録にあまり深くかかわったことがありません。このような問題が生じたのは、年金制度に関わらず、番号は1人1番号とするべきだったと思います。
10496	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		100パーセントの解決は無理と思われるが、スピード感を持ちつつも地道に確実に対応していくしかないと考えます。	未統合の手帳番号の存在は知っていたが、このような問題が存在することすら公表されるまで知らなかった。	直接、担当はしていなかったが、積極的に特別便等の対応の事務所支援や国民年金の特殊台帳の突合作業等の対応にあたってきました。100パーセントの解決は難しいと思いますが、一刻も早く解決するよう取り組んでいきたいと考えます。
10497	地方庁	その他(社会保険事務所)	現状で知る限りでは、現場で対応してきたケース以外では知りません。 ただ、これら未統合記録のうち、オンライン導入前の裁定時に複数の厚年記録を一つにまとめているケースなど、実際にはすでに給付のベースとなっている記録が相当数あるとも思われることから、こうした事象も「世間一般にしられていない」ものに含まれるとも考えます。	特別便等で本人より照会があっても、事務処理担当課所により処理量が大きく異なり進捗に差異が生じていることから、十分に要員を確保(派遣や非常勤ではなく、年金記録の特性を熟知したベテランを中心に)したうえで、全国あるいは都道府県単位で完全に集約処理を行うことが重要と考えます。 ただし、上記は現行処理法の改善策であることから、抜本策としては現在進められている、自治体等の協力を得た確認作業が有効と考えます。 しかしながら、これらが進んでも未統合記録は依然相当数が残るものとも思われます。 そこで、これら未統合記録のうち、オンライン導入前の裁定時に複数の厚年記録を一つにまとめているケースなど、実際にはすでに給付のベースとなっている記録については、統合不要である	氏名の登録されていない厚生年金記録が存在することは知っていましたが、年金請求時に解消されていくものと考えていました。よって、受給者にこのように多くの記録もれがあるという認識は全くありませんでした。 年金給付業務を担当したことがなかったこともあり、上記のような事象の存在を知ったのは、基礎年金番号制度導入時の頃と記憶しています。	基礎年金番号通知や過去記録整備事業の返答率が芳しくないことも知っていましたが、社会保険庁としていつかは未統合記録の整備を大事業として実施するものと考えていました。 届出主義が浸透していたため、年金請求時に徴れ解消していくものだと思っていましたし、被保険者様が自らの勤務履歴(年金加入記録)を忘れることはないだろうという甘い考えを持っていたことが、自分の中で問題を大きく捉えなかったことが原因であり、反省すべき点と考えます。
10498	地方庁	その他(社会保険事務所)	①「消えた年金記録」という言葉が先立ち、なぜ記録が基礎年金番号に収録されていないか、という根本的な原因を知らない人が多いと思います。「消えた5000万件」とはなにか、なぜ、このようなことが起きたのか、なぜ旧姓の方はご注意願うのか・・お問い合わせいただくお客様の多くは、もともと基礎年金番号に収録されている記録が社会保険庁のミスでもれていると思われている方がほとんどです。これだけ大きくなった問題ですので、前述のとおり、原因を周知したほうがよろしいと思います。	①どのように周知したら良いかは、予算等もありますし、思いつかないです・・・ ②各共済組合より周知がよろしいかと思われます。	年金記録問題は、お客様の年金額に結びつかないことになりますし、お客様の不振につながるおおきな問題と認識しておりました。 問題の存在は、報道等なるまでは知らなかったです。	お客様への対応としまして、親切・丁寧・わかりやすくを注意し対応いたしました。
10499	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一連の年金問題についての解決は人を大量に応募し、なおかつその中で、年金の知識のある人を採用して早期に解決に向かうしかないと思います。	基礎年金番号導入される前までは厚生年金番号には、住所の管理がなく就職、退職を繰り返している方々は番号がいくつもあるのは現状だったのではないかと安易に推測されますが、これほどの年金情報に誤り等があるとは思いませんでした。また、年金記録が不完全のものがこれほど多くあると実際に知ったのは一連の報道があってからでした。	年金記録問題が起こり、お客様が大量にお越しになる中で真摯な態度で対応し、休日出勤等でも早期に解決するよう回答などの作成を行えたと思います。 基礎年金番号導入後に、手帳番号がたくさんある方々に年齢順に統合のするよう推奨する文書等は送らせてはいただいておりました中、それを遅延させていた原因は色々あるとは思いますが、やはり制度発足時から、一人一つの番号にしなかったことが一番の反省点ではないかと思います。それに付随し、厚生年金と国民年金の制度発足時期が違ったことも要因であると思いま
10500	本庁	その他(社会保険事務所)	3号特例が必要にもかかわらず、手続きが必要と知らない、または知っていてもやらない方が相当数いるのではないかと思われる。 時間がたっと扶養証明をとるのが困難となるケースもあるので早期の手続きが望ましい。	特別便等の被保険者記録回答票を見ても一見正常な記録であり気づくのが困難なケースがある。(配偶者が厚年喪失にもかかわらず3号が続いている場合など。) 実際に窓口にきても国年20歳面等で確認しなければ気づかない可能性がある。特別便対応等で見逃して訂正なしでだしていただいていると、後々の苦情につながりうる。 窓口対応での確認を徹底するのはもちろん、配偶者情報等から3号特例必要な方を抽出して定期便等でお知らせ等ができればいいと思う。	覗き見問題は採用前に知り、記録問題は採用後に報道等で知った。 大変な問題ではあるが、解決にむけて努力していかねば信頼は落ちる一方だと感じていた。	制度設計、機械移行の際を考えれば記録問題が起こるのはある程度やむをえない部分はあると思う。ただ、一気に何十年分もやることになったからパニックになったのであり、もっと前から特別便等を定期的に発行して確認していただいていればここまでの問題にはなっていなかったと思う。 特別便対応を通して、一人一人丁寧に話をきいて対応することの大事さを再認識した。
10501	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	本人様に年金記録の確認をお願いしご解答をいただくとともに、過去の年金担当の行政機関を含めた年金記録の確認を行っていく方法しかないと思います。	基礎年金番号が導入される前には、各制度の記号番号で年金記録を管理していただめ、資格取得時に、年金手帳を提出されない方は、複数の番号で記録管理が行われることになった。	当時は、年金手帳の重複について十分な確認が行えるような処理システムではなかったと思います。 基礎年金番号の導入後、過去記録の整備として記録確認を順次実施したが、この時に、現在の
10502	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		基礎年金番号への未統合の手帳記番号については、名寄せ等によりお客様へ確認をすること、また、お客様からの相談へのフォローアップ(特に短期間の加入などお客様の記憶があいまいな場合)が確実な方策と考えます。しかし、既にお亡くなりになりになったお客様のについて家族の方々ではわからないケースもあり全ての統合は難しいのではないかと考えます。 オンラインで管理している年金記録の正確性の確保については、現在計画されている被保険者台帳等とオンライン管理している記録との突合せにより確保が行えるのではないかと考えます。スキルを持った要員の確保等がポイントと考えます。 システム的には、入力の誤りを極力防止する方策(OCR入力)、何時、誰が、どのような理由により、記録の補正等行ったかなど記録の補正等にいたった経過をシステムで管理する方策が考え	基礎年金付番後、他手番照会を行っているが、回廊率は良くないと聞いたことがあります。	他手番照会については、当時担当ではなかったことから特に対応はしませんでした。 反省点として、年金裁定請求時点では、お客様との面談により確認できる(いわゆる請求方式)という認識が強くおったことが一番の反省点と考えます。 お客様の年金記録の確認は、できるだけ勤務、納付等から早い時期に行うことが年金記録の正確性が確保されると考えます。
10503	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	事務所に勤務するすべての職員で対応していくしかないと思います。	かなり深刻な問題だと思いました。マスコミがニュース等に取り上げたころだと思います。	今現在、厚生年金の記録照会を応援でさせてもらっています。反省点としては、最終的な年金請求の時に記録のもれがないようにきちんとチェックしていくことが必要だと思います。
10504	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険事務所のOBの方々の中には記録補正に関して、知識が豊富だと思われます。その知識や知恵で、手伝ってもらえたら、的確かつ迅速に処理できるのではないでしょうか。	年金加入時に、当時は氏名索引もせずにいたので、制度ごとに年金手帳の記号番号が払いだされ、その後氏名の変更等で忘れられた記録が残っている問題が始まりと認識しています。報道され始めた頃なので、平成19年でしょうか。	お客様の今までの勤務履歴を聞き取りをし、また旧姓なども考慮して検索するように対応しました。反省点としましては、過去に、お客様に勤務履歴も聞かずに、新規で年金番号を払い出しすぎたことでしょうか。
10505	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	機械的に処理ができない問題である。こつこつやっていくしかない。	大変な問題です。平成17，18年くらいか。	お客様に理解してもらえるよう説明した。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10506	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし		年金記録問題は、社会保険庁の長年にわたる杜撰な記録管理と認識していました。 それを知ったのは、平成19年2月頃です。	相談部署にいたため、お客様の立場にたち、年金記録問題を早く解決するためにお客様にこの問題をよく理解をしていただき、協力していただけるよう対応しました。 問題解決の早さを求めるあまり、処理が雑になっているように思います。
10507	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。	調査のみの担当課が必要と思います。マイクロ化で他の事務所の分の検索等出somきるようになり時間の短縮が出きるようになってきています。	年金手帳を何冊も持っている方や手帳を無くして再交付、記録の照会等沢山みえましたので、調査出来る範囲で調べた結果が本人の記録に間違いや漏れがないとは、限らないと思われましたが、ただ本人の記憶が正しいとも言えない所もありました。 ただ今回の様な年金記録問題は、今回知りました。	年金手帳を新規で発行する場合に、疑重複を確認してから発行。基礎番号は一人一つの番号でつなげていくこと。
10508	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10509	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題というほどではないかと思いますが、2以上勤務については現在すべて手管理であり、記録照会回答票に載らないので、特別便・定期便を受け取った方は、被保険者記録がもれているように見えるのではないでしょうか。(手管理なので当然WMでの検索も不可能です。)	現在のような手管理はやめて、WM管理とし、同時に勤務している厚生年金記録をすべてWM登録できるようにすべきです。 (ただ、[redacted]に提案したところ、経費がかかるためシステム改修をするつもりは無いとのことで、聞き流されてしまいました。) システム改修に費用がかかるのであれば、制度改正のうえ(2以上勤務という考え方は捨てて)、単純に厚生年金に2重加入とする方法が一番であると考えます。	問題ではなく、制度移行期間なので当然の事例という認識。 (現在でも旧法の受給者が存在するのと全く同様に、平成8年12月に20歳になった方が受給者となる平成53年12月までは手帳番号は存在するものなので、その旨きちんと説明すべきであると考えます。) 知ったのは平成9年1月。	お客様の不安を解消するため、「記録が消えたわけではなく、単に統合の手続き案内を平成9年にお送りした際、手続きをとられなかっただけ」である旨説明し、安心してもらうようしました。 (きちんと説明すればそれまでであったものを、社会保険庁まで報道のペースに飲まれて、ついには組織解体にまでなったことは重大なことと考えます。初期対応を誤るととんでもないことになるという見本となりました)
10510	本庁	その他(本庁)		本人に記録確認を促し、申出に対してひとつひとつ丁寧にあたっていくことが必要。記録を統合する際には別人に統合しないように、チェックを徹底し、二重決裁をしていくことが必要。	最初の配属先で、再裁定業務で記録追加を行っており、記録の漏れがあることは日々の業務の中で当たり前のこととして感じていた。 記録漏れは直後年金額に影響することになるので、徹底した記録整備の必要があると認識はしていた。	記録追加の際には、再裁定を1回で完了させるために、期間の重複がないか、手番の統合漏れがないかを徹底して確認していた。 この問題は、記録管理をする際の意識の低さがあったと感じられる。将来的に年金額に反映することを考えながら記録管理をしていれば、宙に浮いた記録をもっと減らせたのではないかと感じる。
10511	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	既に起こってしまった問題について、特に年金受給権者から優先的に調査を行い、年金給付に結びつく場合、早期支払を行うこと。また、お客様からのお問い合わせがあったときには、必ずしも型にはまった回答を行うのではなく、確実に問題の解決につながるよう、お一人お一人のお申し出の内容に合わせて、適切な手続き等をご案内するといった個別的な対応も必要になってくると思われます。また、全ての問題の解決には、各庁同士の情報交換が必要不可欠であると思います。また、これから先に問題が起こるのを防ぐという観点から、法令やマニュアルの遵守を各人が常に意識しながら職務を遂行していくことが必要であると考えています。	国民生活を揺るがす重大な問題であり、一刻も早く、かつ確実に解決すべき問題であると認識しています。年金記録問題を知ったのは、報道機関において大々的に取り扱われるようになり、年金の過去記録の調査依頼が急増した頃です。	年金記録の調査や調査担当者の支援等を積極的に行うよう努めました。また、年金制度は国民の信頼がなければ成り立たないものですので、信頼回復に結びつけるという観点からも、お客様からのお問い合わせがあったときには、お一人お一人のお申し出の内容に合わせて、最も適切であると思われる手続き等をご案内するよう常に努めました。また、この問題は、過去の年金記録管理の杜撰さや、職員等の法令順守意識の薄さが要因となり起こったものですので、各職員等一人ひとりが法令やマニュアルの遵守を常に意識するよう努めていく必要があります。
10512	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成18年ごろに知りました。	お客様から丁寧に聞き取りをおこない、お客様の立場になって1つでも多くの記録確認および統合に結びつくようつとめました。 反省点としては、これだけ大きな問題を1年や2年で終わらせようとしたところにあると思います。
10513	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録が見つかることによって年金が本人及び配偶者の年金が減額するというケースが多々あることは知っていますが、この件は記録自体の問題とは関係ないですね・・・ 働いていた=厚生年金加入というわけでは必ずしもないこと。 夫(妻)がかけていたから妻(夫)も国民年金をかけていた、というわけでは必ずしもないこと。 (旧法時代は母子年金の関係で「妻だけは・・・」と妻だけかけていたケースが多い) でも、これらももう一般的に知られていることでしょうか・・・・	年金記録は当時の年金制度(旧法・新法含め)・各地の企業名の特殊性等を全体的に把握していないと、真の記録問題解決には結びつきません。習熟した者による調査が必要です。 研修も満足に受けていない委託業者が、急ぎせかされて行う仕事ではありません。	ここまで管理がずさんだったとは思いもよりませんでした。 日々事務を遂行していくのに精一杯だったので、問題認識もなにもありません。	
10514	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	年金記録問題は国民の皆様の協力なしでは解決できない問題。年金はいわゆる積立金でもあるため、年金の記録を日本年金機構で管理するとともに、国民の皆様に年金定期便などで自分の記録を確認してもらうことが必要だと思います。そのためにも、テレビなどでPRをしていくべきだと考えます。	年金記録問題を認識するようになったのは、マスコミ報道をみてから。手番の存在はもちろん知っていたが、年金受給前の58歳前に自分の記録を確認するので、その際、統合されるだろうとの認識だった。マスコミ報道を見てから、未統合の記録がかなりの件数に上ること。また、年金受給者の再裁定が必要なものもかなりの件数になることに驚きました。	年金記録はお客様の大事な積立金と思い、少しでもお客様の記録が見つかるよう、当時の事業所名、所在地、同僚の名前などを丁寧に聞き取るよう心掛けました。年金記録は今でこそコンピュータで管理されているが、古くは紙での管理で、記録を結びつけるにも、本人の記憶だけが頼り。もっと、この問題を早くに取り上げ、国民皆様に周知することが必要だったのだろうと思います。
10515	本庁	その他(本庁)	これって内部告発ですか？答えにくいのでパスします。	現時点でこのような質問はありえないのでは？	杜撰な組織がもたらした当然の結果ではと	
10516	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人員を増やし、資格記録や納付記録の調査や記録整備を専門的に行う年金記録問題を担当する別の部署をつくる。 年金特別便の回答をまだ提出されてない方がいるので、はがきの送付や訪問等をして、被保険者全員の記録を正確に管理するようにする。	最初は基礎年金番号と手番の記録が統合されていないだけかと思い、統合の処理が終われば終わるものだと思っていました。しかし3年前に適用課に配属になったときこの問題に直面しました。漢字のふりがな登録間違えや、マイクロフィルムからWMに登録するときに推測で名前や生年月日の登録をしているもの、名前が登録されていないもの、また名前と生年月日の両方が登録されていないもの多数ありました。	窓口等で対応した方に年金記録等に漏れがないか確認し、漏れがあった場合は会社名や住所等を聞き取りし、本人と確認が取れれば記録の統合を行いその場で確認が取れない場合は資格の照会を提出してもらい調査を行うことをしました。 紙台帳管理から機械管理にデータを移すとき一件一件正確に移行し、また基礎年金番号制導入時にきちんと統合の処理が行われていればこのような問題は起きなかったと思います。また、年金請求のときに年金記録を調べ、統合を行うという後回しにしてきたことが反省点だと思います。
10517	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10518	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		基礎年金番号に登録されていない厚生年金、国民年金の記録が存在し、年金給付に反映されず、受給者に不利益となる場合が発生する。 平成9年1月の基礎年金番号導入時。	基礎年金番号導入時に事業所、被保険者に対し複数所持している年金番の統合処理を促すための周知・広報が足らなかった。 また、それ以前にも転職のたびに厚生年金の番号を取得した方がいたため、転職にあたっても同一の厚生年金番号を使用するといった周知・広報の不足。
10519	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセット記録があるのに記録が収録されていないものがある。	すべてのカセット記録を収録し、すべての記録を誰のものか結びつけるよう努力する。	社会保険の記録管理意識の低さと、被保険者の社会保険に対する認識の低さの積み重ねが起こした問題と思いました。記録が全て収録されていないのは知っていたが、年金請求のときに本人が記録を確認し、記録統合した上で年金受給するとしていたため、これほどの記録収録のもれがあることを知ったのは、新聞報道等があったときです。	受給者の方の記録漏れがこれほど多いと思ってなく、当然に資料等があるものなので、すぐに解決すると思って、心配ないと説明していました。今回早急に解決をするために調査もれなどがあるのではないかと思っています。一人一人の記録をもっと丁寧に調査できる環境を整えたほうがいいと思います。
10520	地方庁	その他(社会保険事務所)			非常に重要な問題であると認識しています。問題を知ったのは一昨年の秋くらいからです。	この問題に伴い、記録調査に関する内部業務の方法が日々新たに更新されそれに対応すべく勉強したこと。また、それを生かしお客様からの記録調査の依頼に迅速に対応しました。 反省点はまず、受給者の皆様を中心に記録問題を解決すべきだったと思います。実際限られた職員の対応では全国民いっせいに記録問題を解決することは非常に時間がかかり、また給付に最後先に結びつく方も一年以上の順番待ちになってしまったのが現状です。
10521	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特段ありません。	政府方針に従い、記録の再点検を行い、正しい記録に整備する。	年金記録問題は、過去の記録管理の問題であっても、現時点の職員で解決を図らないといけないと思うに至った。一連の問題は、平成19年春からの報道で問題の大きさを認識した。	全職員とともに信頼回復に努めるよう休日も含め対応した。年金記録について、戸籍のように大切な記録として位置づけて、総背番号による国家管理をすべきであったと考えます。また、年次報告を行い、年金記録の本人確認を定期的に実施すべきだったと思います。
10522	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		基礎年金番号が導入されていても、未だに手番が存在し、住所情報のない厚生年金記録については、その手番の所有者が不明なものが多く、年金請求時に本人の申し出がない限り判明しません。住所情報のある国民年金記録であれば、この先、所有者が判明する可能性もありますが、今まで取り組んできた以上の策はないと考えます。 新たな策を思案するより、現在、業務センター及び各社会保険事務所に提出されている申出書を早期に回答するべきだと思います。	年金制度の法律改正を繰り返してきたにもかかわらず、年金記録は各個人の責任にし、制度の趣旨を一人ひとりに周知せずにきてしまったため、おきてしまった問題と考えています。 昭和61年法律改正時に、厚生年金の期間照会業務に携わったとき、疑問を持ち始めました。	記録照会や年金請求に来所されたお客様に対し、本人が納得されるような対応をしてきました。 今後も続けていこうと思っています。 と同時に、国の責任として年金制度の周知に取り組むべきだったと考えます。
10523	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	人員を増員して、通常業務とは区別して場所も確保したうえで集中的にやるとよいと思います。	採用以降、年金手帳を数冊もっている人がいたことがありましたが、その都度重複取消届の指導は行いました。 こんなに多数の記録もれがあることを知ったのは、年金記録問題が公けに発覚した時点です。	個人としては、記録が統合されていない方についてはきちんと対応してきたつもりです。 一番の反省点としては、平成9年の基礎年金番号導入時点の対応だとい思います。 あの時に、きちんと調査票の回答をしていない方がいたように記憶していますので、あの時点で現在のように基礎年金番号にきちんと統合できていない記録を徹底的に再調査をしていたらよかったかもしれません。 私自身も、年金請求時に解決するものとの甘い考えがありました。
10524	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10525	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金期間が判明し、受発年月が漏えした際に配偶者と当時の生計同一を確認する必要があるが、現在離婚や死亡している場合には、本人への聞き取りは難しくなっていると感じる。そして、その確認が出来なければ、再裁定処理が中断してしまっている現状がある。	近くの社会保険事務所に来所出来ない方もいると思われるので、都市部でも出張相談を積極的に行ったり、電話で干渉し地道に解決していくしかないのではないかと思う。	年金受給者の加入期間判明により、年金再裁定処理が現在進んでいるが、期間判明により未払い分を受給する前に亡くなっている事実があるため、その親点からも年金記録問題の早期解決は、社会保険事業の最重要課題であると認識していた。 報道でも取り上げられていたが上記事実を実際に認識したのは、今年の4月から再裁定の進達事務を担当してからである。	年金記録問題の早期解決に向けて、土日に出勤して年金額仮計算書の年金額試算を支援をしたり、電話・窓口対応では1件でも多く解決出来る様に取り組んだ。 年金特別便で未回答者への今後の対処が課題になってくると思われる。
10526	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	一般に、消えた年金、消された年金の問題以外には、知らない。	被保険者、受給者の方に対し、親切丁寧な対応で、一件ずつ確認を進め、信頼の確保を図っていくことだと考えます。 なお、第3者委員会の心証による救済は、真面目に納付した者、記録が認められなかった者に不公平感を増幅しているように思われます。どこかの時点で申し出のあるなしにかかわらず、年金額に一定の上乗せをするというような一律救済で決着を図るべきと思います。	厚生年金保険の被保険者の方が事業所に就職する際、通称名や生年月日を違えて申告されること、住所を管理していなかったこと、勤務の情報は被保険者から聴取可能と考えていたこと、国民年金の夫婦加入の場合、夫婦の一方のみの納付も存在していたことから、特に問題とは認識していませんでした。また、氏名生年月日事業所記号のない記録や脱手記録の不備などがあることは知っていましたが旧名簿等の補正により解決するものと思っていました。 この問題があることを知ったのは、平成18年になって問題視されるようになってからです。	被保険者、受給者の方に対し、正確で親切、丁寧な対応を心がける。法に基づいてできること、できないことを明確に説明する。 なお、この問題の発生については、システム的なチェックの仕組みがなかったこと、事業所からの届出ということで安易に流れていたこと、請求主義であるがデータの保有する側の請求指導が求められるという被保険者等の意識の変化に対応出来ていなかったことなどが考えられます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10527	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		今までに支払われた国民年金、厚生年金がこちらの記録に含まれておらず将来の年金に反映されない方がいるというのは国民からの信頼をなくしてしまい、今後社会保険に対する対応や保険料の徴収の低下などに繋がっていく問題だと思いました。 年金問題について存在を知った時期を憶えていません。	職員として一人一人に真剣に対応し信頼回復できるように努めました。
10528	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員の増加、職員の作業分担化等が求められると考えます。 一人の職員が窓口応対、電話応対、その他の社会保険業務等に携わりながら、年金記録問題に取り組んでいますが、非効率かつその職員の負担も多大であります。	平成19年で、紙台帳記録の一部があまりにも不正確に電算化されていることであり、当時の厚生年金記録には被保険者の住所登録がなされていなかったことも一因であると考えます。	適正な年金額を受給いただくためにとにかく昼夜を問わず、業務に取り組みました。年金記録の電算化後も定期的に記録の突合作業を行うべきであったと思います。
10529	地方庁	その他(社会保険事務局)	もう既に、様々な事が報道機関によって、明らかにされておりますので私の知る事柄はありません。	お客様から手続きの申請があった際には、記録を十分に洗う事と、その結果調査する必要が生じた場合には、「記録問題」について理解していただき、時間を頂戴する旨をあらかじめ伝えると良いと思います。	平成16年当時老齢基礎年金を担当しておりましたが、区役所で受け付けた裁定請求書は厚生年金について調べておらず、氏名検索をすると、厚生年金の記号番号が検出されました。 区役所で年金の裁定請求書を受け付ける際に厚生年金の記録が見られるオンラインが無い為にこのような事が起こるのです。老齢基礎年金を氏名検索せずにそのまま裁定して、眠っている厚生年金の記録があると思います。 このころ(平成16年)頃からこの問題について、お客様に不利益になるのではないかと思っていました。	請求者に職歴を確認し「そういえば、そのような所に勤めていた、アルバイトしていた」と昔のことを思い出され、厚生年金が受給できますとお教えすると「ありがとう」と、とても喜んで下さいました。金額の大小にかからわず納めた(掛けた)保険料が無駄にならず、お蔵入りしなくて良かったと私自身も心の底から嬉しく思ったことを憶えています。
10530	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		任期職員として入所しましたが、ニュース・報道等で取り上げられてからです。 自分が事務所で勤務にするにあたり、微力ながら早期解決に努力して努力していきたいと思いました。	特別便や定期便で個人個人の記録に関する認識が強まってきたように 感じます。 定期便等を受け取ることにより、1人、1人の記録に対する認識が強まってきて よかったと思います
10531	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	年金制度に精通している人材の確保と育成。	窓口等にお客様の問い合わせが多数寄せられ、大変な問題であると認識していた。問題を知ったのは、平成19年頃。	とにかくお客様一人一人に、可能な限り記録について説明するよう心がけていた。 問題点としては、トップダウンの徹底がなされていないように思う。
10532	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	マンパワーで処理するしかないと思いますが、賃職ではなく職員を多く投入するほうが効率的だと思います。	実際に、10年以上期間があるのに請求していない人がいました。 遡及して支払われると額が多く見えますが、当時から受給していれば年金を少しでも多く受給できたわけですから、やはり責任は感じます。 名寄せシステムができたおかげでこのような問題が、発覚したわけですから、年金問題が発覚してからわかりました。	できるだけの調査をして、一人でも多くの方に、お知らせしたいです。 苦情だけでなく、感謝の言葉をいただいたときは、やりがいを感じます。 これだけの記録を管理するのに、昔の管理体制に問題があったと反省すべきだと思います。
10533	地方庁	その他(社会保険事務所)	認識している限りでは、特に把握できておりません。	本人が年金を請求する際に記録を確認すれば全て解決するといった事や本人の記録は本人がきちんと管理しているはずだという考えの下に処理をしていたと思われる。今さらではあるが、本人に通知することやサービス業であるという意識づけるといった方策をとるべきではあるが、限られた人員の中では処理を優先していしまい極め細やかな対応が難しいと思われるため、市町村との連携を密にし依頼できる分はお願いする必要が出てくる可能性がある。また、人材についてすぐに辞めてしまうようであれば一から教育し直しになってしまうので、自分の仕事に対して誇りがもて、この仕事を長く続けていきたいと思えるような環境づくり(現在は惰眠面だけが表にでているような気がする)をし、いい意味での今までのノウハウが生かせるようにする。そして、責任の押し付け合いではなく国全体の相互協力(個人個人を含めて)が早期解決への道であると思う。	年金の問題はあくまでも納付率について厳しく指導されていて、記録自体はそれほど問題とは認識しておらず、国でおこなっている事なので記録の管理は完璧であると思っていた。自分自身で問題を認識したのは世間一般で問題が露見したあたりでした。	問題も何もそのような自分の意識の中で記録問題はありえないという所からスタートしているので、相手方の話は中々聞き入れずらかった。自分が就職する際には組織が重大な問題になるような仕事をしているとは思えなかった。そのため、この問題について存在自体を認識していなかった、仕事自体について悪い言い方をすると疑いの目で見ていなかった、他人任せにしていたといった点がもっとあるかもしれないが反省すべき点として現時点では挙げられる。
10534	地方庁	その他(社会保険事務所)		方策という具体的なことではありませんが、期間照会の回答に1年以上かかっているのが現状です。手作業で名簿等を確認するので、人員が不足しています。まずは人員増をお願いします。 年金記録が判明し、再裁定を行う時に昭和40・50年ごろの生計維持や所得確認を行っていますが、大変な手間や生計維持の確認がとれない場合が多く見られます。法的に生計関係の確認が必要なのは分かりますが、この年金問題に関しては、添付書類等の省略はできないのでしょうか。 時効特例みたいに特別な事務処理の法律を作れば、事務処理については迅速にできるようにな	年金記録問題は、国民の信頼を損なう重大な問題です。早急に解決し国民の信頼を取りもですようにしなければならないと思います。	特別便の窓口では、来訪者の方に納得して帰っていただくよう対応するよう心がけていました。ただ、専門的な知識が少なく、平成21年4月に総合相談室に配属になった現在では、もっと丁寧な対応ができたのではないかと思います。
10535	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳において、同じ名前の読み方でも漢字が異なっていたり、生年月日が違ったりしている記録が思っていた以上に多いことに驚いた。	時間がかかると思うが、1件1件一人一人の被保険者の方、或いは受給権者の方の記録を調査、解決していくことが大切であると思う。	私が入職する前にはすでにマスコミなどで「宙に浮いた年金」或いは「消えた年金」で大変騒がれていた。騒がれていた当時は社会保険庁の怠慢などから生じた事だと思っていた。しかし、それだけではなく、当時の個人の記録のシステム管理や法整備が不十分なのではないかと思う。	先ほども記述した通り1件1件の記録調査の地道な作業が大切であると思う。反省点としては、もっと早く法律によって1人1年金番号といった法整備や、旧台帳記入の当時においては台帳にフリガナの記入の箇所を設け、添付書類には住民票等名前、生年月日が確認できるようにするなどの対応が必要ではなかったかと思う。
10536	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増員する。	任期任用付職員として採用された頃に深く認識するにいたりました。	人員が足りないことから業務が遅延しお客様へご迷惑をかけるような事態が発生しております。よって今後国民の信頼回復するため財源を確保することが必要と考えております。0
10537	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されていること以外は知りません。	今まで同様、国民一人一人ときちんと向き合い、1件1件丁寧に真摯に対応する。	国民の生活に係る重要な問題と思います。 私が採用された時は既にオンライン化されていました。そのため、基礎年金番号への未統合記録があることは知っていましたが、件数や他の問題については、まったく知りませんでした。	国民の生活が係る重要な問題であるため、国民の立場に立って誠実に対応しようと考えました。コンピュータへの入力時にもれや誤りがあったり、台帳の転記誤りの確認作業が完全ではなかったことが反省点だと思います。
10538	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	ねんきん特別便の処理方法で、各都道府県が抱えている問題がたくさんあると思いますので、問題を共有して処理方法のルール作りが必要と思います。	国として責任ある対応をしなければならない問題だと思っています。 実際のねんきん特別便等の処理はそのほとんどを地方で処理しているわけですから、いろいろな問題があると思います。 その処理をする地方の声を聞いていただきたいです。中央や政府の方は、問題の重さをどのくらい感じていらっしゃるのでしょうか。 問題が存在することを知ったのは、ねんきん特別便を全国民に対して送付することが決まったころだと思います。	消えた年金の問題で言えば、スピーディーな回答を心がけていますが、平常業務と平行して行っている以上、限界があります。 このような状態で早く処理しろと言われても無理でしたし、平常業務が滞ることも出来ないと考えると、仕事に行く気力が無くなりかけたこともたびたびありました。 我々もそうですが、お一人お一人の大切な記録を管理しているという気持ちに問題は無かったのかと考えてしまいます。
10539	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		手書きの記録を、オンライン化する際に漏れや誤りが多くあったと思う。社会保険庁全体の問題と認識しています。平成元年より国民年金事務をしているが、その時点でも漏れや誤りがあったが、当時は全国的な問題とは認識していなかった。 オンライン化後の問題として、法律を知らなくても操作入力ができるものもあるため、入力誤り等があるように思われる。 また、逆に法律を知らないと操作入力ができないこともあるため、処理の中で法律を知る機会になることもある。 ようするに、機会操作する側の法令などの知識・理解が必要なのであるが、数多い法律改正、経過措置などに、職員がついていけない部分があることに問題があると思います。	記録漏れの相談があった場合は、台帳(マイクロ記録含む)、市町村名簿の確認については、当時より行っていた。(厚生年金の記録照会は担当したことがない。) 件数についてはわずかな問い合わせ(月～3件)であったため、全国的な問題と認識できなかったことが反省点と思われます。 また、職員の法令の理解については、現在でもそうであるが、約2年ごとに人事異動があり、事務分担も変わるため、部門ごとのスペシャリストが少なくなっていると思います。合理化などでそのような職員も退職などで減少し、引き継がれなかったことも問題である。 ブロック本部などにそのような職員を配置し、研修などの機会を増やすようにしなければいけないと思う。
10540	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	わかりません。	大変な問題だと思いました。 いつ頃かは覚えていません。	私にもできることをしなければと思い、特別便の送付により各事務所が混雑した際、各事務所に出向きお客様対応をしました。 働いていたけど、会社自体が加入していなかったり、加入していないと思って諦めていたり、いろいろなケースがあるため、自分の加入していた厚生年金の記録や納付した国民年金の記録を、ほとんどの場合年金請求時にしか確認しなかったということが問題点だと思います。
10541	地方庁	その他(社会保険事務所)	特ににありません。	地道に手作業で処理を行っていくしかない。	問題と認識したのは年金記録問題としてとりあげられた時。 正しい記録として整備されて、正しい給付が受けられないのは問題と感じた。	現時点では取得届の処理などで疑重複を出さない。 お客様に連絡をし、新たな年金番号を払い出さないようにする。 現在でも疑重複は発生している。年金番号は一人ひとつであるという 広報が不足しているのか。また取得時の年金番号の確認を徹底しなくてはいけないとも考えま
10542	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	オンラインシステムで名前や生年月日等はわかるが、記録が収録されていなかったり、住所の登録がなかったり、登録可能な情報が未入力になっているものも、早急に登録し、名寄せ等する必要もあると思います。	手審未統合に伴う記録の脱漏、納付記録の脱漏、国民の皆様に大変不安な思いをさせてしまったこと、信頼をそこねてしまったこと、道憫なおもい。	誠心誠意お客様の立場にたった接客につとめた。 基礎年金番号を導入した時点で、もっとスピーディーに記録確認を取り組むべきであったと思う。
10543	地方庁	その他(社会保険事務局)	他人の記録を統合してしまうミスがある。	人員を増員するしかない。	年金は生活費の重要な一部なので、生活にかかわる重大な問題と思った。2006年初めて年金相談をしたとき必ず加入期間の確認が必要で統合されていないデータが多いとは思っていた。	社会保険事務所でできる対応できる最大限の対応をこころがけた。他人の年金記録は他人事と思っていたのではないでしょうか。
10544	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。		マスコミでとりあげられるまでは知らなかったし一民間人として関心もなかった。	社会保険事務所でのずさんな処理が一番の元凶ではあるが、国民も無関心すぎたと思う。その意味でとくべつ便、定期便等は効果があったと思う。
10545	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	一つの記録を書面で判断することはできません。その年金記録情報に比較的近い受給者等に情報提供し情報を得ることから始めること。		60年以上経過した宙に浮いた年金記録を受給者等に結びつけることは、容易なことではありません。調査時間も多く、記録を発送する経費も多く、さらに、受給者は、満80歳以上となった高齢者です。一刻も早い解決のために、せめて来訪者に対しは、聞き取りに注意しどんな小さな言葉(就労情報)を大切にし記録判明に至るようこころがけました。反省点として、受給年齢になったら年金記録を整備すればよいの考えこそ、この問題の根本であると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10546	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	なし。	あまりにも処理を急ぎすぎていると思います。 もう少し、落ち着いて時間をかけて対応すべきです。	最優先して対応する問題と認識していました。 問題を知ったのはマスコミの情報からですので、数年前です。	指示された対応を忠実に実行しました。 問題になる以前から、年金記録の整備を計画的に迅速に対応すべきだったと思います。 また、被保険者への年金定期便等の情報提供も、もっと早い段階で実施していれば、これほどの混乱は避けられたと思います。 あと、マスコミへの対応も良くなかったと思います。誤った知識をマスコミによって植えつけられた、お客様が非常に多かったと思います。 それですので、もっと積極的にマスコミで、正しい説明をするべきだったと思います。(特にテレビ番組で！) 今回の年金問題で、優秀な人材が多数退職してしまったことが、非常に残念です。もっと、地方への早急な増員や予算の増額を実施していれば、ある程度は避けられたと思います。 全てが後手、後手です。
10547	地方庁	社会保険事務所課長級以上			問題の認識 ①紙台帳からデータへの登録誤り ②被保険者への周知、広報の欠落 問題の存在 ①この問題より以前 ②この問題が起きてから	対応について わかりにくい言葉を要約して説明。 反省点 制度の複雑さ、保険料徴収が実報酬でなく標準報酬月額での取扱、被保険者に対するあるいは事業主に対する制度の周知徹底の低さ、事業主の事業主としてのモラル低下、欠落。
10548	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	記録確認作業に必要な人員を確保すること、期限を設けることは必要であるが、1人でも多くの国民が納得のいく結果が得られるように、十分な調査時間が確保されることが必要と考えます。庁から送付される文書の種類が多く、特に電話の場合。どの文書に対する照会であるか判明するまでに時間を要しているので、個々人の現在の状況が機械ですぐに把握できるようなシステムの構築が必要と考えます。	年金記録問題は、主に機械化や基礎年金番号導入前からの蓄積されたものであり、解決していかなければならないけれど、選挙公約にあげるような、いついつまでに、というような簡単な内容や件数ではないと考えていました。 だた、この問題がマスコミ等で公に報じられるようになり、国民の年金、社会保険庁に対する信頼が損なわれることになったのは、残念に思います。 しかし、年金記録調査を要する方々は、高齢であったり、すでに亡くなってしまっている方だったりもするので、職員一丸となって取り組んでいかなければならないと考えています。 年金記録問題については、自身が期間照会業務をするようになってからの数年前ですが、膨大な件数はマスコミを通じて知りました。	国民の信頼を回復できるよう、記録調査業務については徹底的に調査しました。紙台帳から機械化される際の間違い、確認不足があまりにも多く、仮名漢字変換や、生年月日の誤りなど、その時点でのチェックを徹底しておくべきであったと考えます。 また、過去からの滞積されたものなので、もっと早くこの問題を取り上げて解決に向けての対応をとっておくべきであったと思います。
10549	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	ねんきん特別便の未回答者の解消。 予算・人員等が必要となりますが、職員(特定・アシスタントを含む)が改めて登録住所又は住民票上の住所を戸別訪問し、本人の記録かどうか確認する。「不在、本人の記録ではない等」の理由でも、年金記録としては残っていますので、訪問事跡を管理できるようにシステムを改善し、一旦調査終了としてもやむを得ないと思います。	基礎年金番号導入前は国民年金・厚生年金それぞれの制度で番号が払い出され、事業所を変わった場合にも年金手帳が新たに交付されたりと、一人で何冊も持っているという事例はありました。しかし、年金記録はコンピュータで管理されていますので、年金請求時には氏名索引等により職歴・納付記録を確認し、請求者へも説明を行い納得してもらったうえで年金を決定していましたので、平成19年に約5000万件の未統合の年金記録があると問題が発生した時には、正直言って大変驚いています。 この問題を自分自身に置き換えてみると、国民の皆様が「詐欺にあったのと同じだと」口々にいうことは当然のことと思います。	私は年金給付課・庶務課へ所属しておりましたが、年金記録問題が発生してからは事務所への来訪者数が通常の年金相談等の3倍～4倍の相談者訪れました。年金給付課当時は窓口相談対応、庶務課では事務所だけでは対応しきれず、特別便専用の会場・駐車場・案内板の確保等裏方で皆さんのサポートをしました。 年金記録は非常に長く管理しなければならず、手作業時代からコンピューター管理されるまでを含め、最善のシステムを取り入れていたと思いますが、結果的にこのような問題が発生してしまいました。記録の管理はもちろんですが、併せて過去に相談を受けた事跡等の管理できるシステムを開発し、管理することが必要と思います。
10550	地方庁	その他(社会保険事務所)		個人で取り組むには限界があるので、マンパワーの拡充は不可欠であると思う。また職員の仕事に対する士気・モチベーションを持続させることが、ひいては抵抗する諸問題に対する解決に着実に近づくと思われるので、労働環境の整備や、職員間のコミュニケーションを常日頃計る取り組みを取り入れたらよいのではないか。	年金記録問題については、組織の今課員を揺るがす由々しき問題であると認識している。 記録問題の重要性を認識の上、その存在を知ったのは平成18～19年頃であったと思われる。	被保険者の記録回復および整備に精一杯対応しようとした。 現在に至るまで社会保険事務所にて年金(得別便および年金定期便の対応を重ねてきたが、本人の記憶違いや、基礎年金番号創設当時の番号統合手続き漏れ、また事業所側の関与といった問題も浮き彫りになってきた。 自庁の非を謙虚に認め、反省し、問題解決や今後に活かすという姿勢も大事だが、あらゆる面で誤解を招かないよう今まで以上に広報周知・説明に力を入れ、信頼回復に努めるべきだと考える。また正しい報道を行うよう、一方的な報道にならないようマスコミへの毅然とした対応をすべきではないだろうか。。
10551	本庁	本庁課長補佐・係長・ 主査級以上	特にありません	優先順位をつけて着実に進めていくしかないと思います。 すでに現在進められているように、現存者をはじめ、記録の突合作業や自己申告の情報をもとに確認作業を確実に進めていくしか方法はないと思います。ある程度の時間がかかるのはやむを得ないと思います。 あるいは、多少の疑問が生じても受給者、被保険者を救済をするという割り切りをするのも一つの方法であると考えます。 個人的には対象者が高齢者であることは承知のうえですが、記録回復作業には時間をかけて行うべきであると考えます。	年金記録問題が大きくクローズアップされた頃は、保険局からその他関係機関に異動したこともあり、この問題を外部から客観的にみていました。 正直言って当事者意識は低くかったのですが、公表資料等からみても事の重大さを認識していました。、	その他関係機関に在籍しており、そこでは一つの大きな問題項目としてあがっていたため、必要に応じて情報収集をしていました。 反省点としてあげられるのは、被保険者、受給者の立場に立つという基本的な認識が欠けていたのではないでしょうか。対象者数が膨大にのぼることや最終的には裁定請求時にフォロー可能という甘い認識があったのも事実であると 考えます。そういった意味では、平成9年時の基礎年金番号を付番したタイミングで積極的に記録整備を進めていれば、現在のような問題にまで発展していなかったかもしれません。時間をかけてでも汲々と作業を進めていくべきです。
10552	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じておりません。	年金記録相談体制を最優先とし、これまで以上に充実させることが必要だと考える。	基礎年金番号に統合されていない手番の数が多い、という問題と認識しているが、問題と認識されるまでは、裁定時に統合できれば問題無いという認識でした。	年金特別便の対応を最優先とし、1件でも多く未統合の手番を減らすべく、積極的に窓口対応を行なった。基礎年金番号制度ができた時から現在に至るまでの、対応の仕方が十分で無かった
10553	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない	大並に派遣職員を雇い、スキルアップさせ、各都道府県が、地道に1件、1件片付けるしか、方策はない。そのためには、政府が予算を大幅に投入するしかない。	平成9年の基礎年金制度発足以降の、事業所から、提出される、資格取得届に、疑重複手番の警告がでて、事業所に調査をかけるも、適切な返答が頂けず。これは、全国で、かなりの数に上っていくのではと認識しだした。	制度設計が、甚すぎたと思う。だいたい、社会保険は、零細企業を相手にする制度で、モラルや、法律意識にかける人が、社長になってる場合が大半で(全ての社長がそうであるというわけではないが。)、その社長に全面的に責任を負わせるような、届書方式にしてしまったのが、反省点ではないか。だいたい、社会保険制度を、政治家、官僚、国民も含めて、安易に考えすぎたんではないか。事業所から提出される届を、社会保険事務所から通知する場合、本人に対する通知がないのが、おかしいのである。そのようなことから、改善していくべきだと思う。私自身の対応としては、年金相談時に、入念に職歴確認を行った。一職員としては、それしか無いように感じ
10554	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	○ねんきん記録問題の解決方法全体は把握できていませんが、私が関わった窓口や電話相談、記録確認の中で心配になることがあります。記録問題が起きて以来二つの事務所を経験しました。 事務所ごとの相談処理方法に差がありすぎます。報告内容と実際の食い違いはないのでしょうか。	○厚生年金の期間調査を担当していた時、昭和32年以前の期間のうち名簿に期間はありWMには記録がない事例があった。名簿とWMとはデータが異なることがあることを知りました。 その当時課長等や管理職の方にたずねたが、あいまいの回答でこれについての対策はされていない。 ○窓口相談や期間照会の方に、WMのデータは渡してはいけないと課長から言われていた。私は本人が自分の記録確認をするためため渡したいと言ったが、課長はみとめられないと言うのみで課長より明確な理由はきけませんでした。長い間疑問に思っていました。	○いつでも課長をはじめ上司にその内容を説明し、記録は大切であり正しく管理するため、関係部署に働きかけてほしいと申出をしました。しかし私には仕事を真剣に考えていると感じた上司はいませんでした。 ○被保険者、受給者の立場を考える職場であることが大切です。いい加減な仕事をすることは許されない雰囲気がなかったことが残念です。特に管理職の意識は仕事を左右します。 ○管理職の意識を変えることが大切です。法令遵守をしているかの窓口。法令の解釈など仕事の相談窓口等の充実を希望します。ワンストップサービスができる職場環境を作ることが大切で
10555	地方庁	その他(社会保険事務所)		一刻も早く国へ戻し、最後まで国が責任をもって行うべきだと思います。	国が運営しているものであるため、間違いはないと信じていただけにとても残念でした。平成19年頃知りました。	1人でも多くの人の問題解決に向け、全力で取り組みたいと思いました。チェック体制の甘さが問題発生の原因と考えています。
10556	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在もそうですが、全所体制で対応していくこと。	非常に大変な問題で、本来あってはならないことだと思います。	自分で出来ることを協力して、なるべく早く解決できるようにと思います。
10557	地方庁	その他(本庁)	ありません。	特別便などで記録の確認をして、それを極力早めに給付に結び付けていく必要があると思います。	[redacted]裁定のときに国民年金の期間が一部反映されていないの記録を人がいたので、そういう方がいらっしゃるのは少し認識していましたが、ご本人からお申出があれば給付に結びつくのだろうと思っていました。 記録問題が、これほど大きな問題だということは、平成18年5月頃の記録問題が大きく取り上げられるまでは認識していませんでした。	ご本人からの申出を待って対応すればいずれ給付に結びつくと考えていましたが、今となれば、当局側からお客様に対し、年金記録をはじめもっと情報を開示し、確実に給付に結びつけるよう努めるべきだったと思います。
10558	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	複雑な事務処理に精通した職員の集中的な配置、処理システムの改善などが考えられると思います。	事務所で確認の取れない記録が存在していると思いませんでしたので、問題として認識していませんでした。 新聞等の報道で年金記録問題が存在することを知りました。	期間の調査等は、事務所で記録が全て確認が出来ると信じていましたので、問題意識をもっていませんでした。 年金記録問題の反省点としては、社会保険庁が所持している年金の記録を全てオープンにしていなかったことだと思います。
10559	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	他人の記録を含んで、裁定されて支給中の者がいる。 老齢として裁定されているが、過去において脱退手当金にて支給済のもの。 上記2例について、具体的に基礎年金番号等は覚えていない。	まずは、オンライン化できるものはすべて行う。	早期解決が難しいため、重大かつ困難な問題である。 10年程前カセット記録について、開けないものが存在すると聞いた覚えがある。ただ、具体的にどのようなケースか件数はどのぐらいあるのかまでは聞いてはいない。	1人1人のお客さんに丁寧に対応。 ねんきん特別便等の通知は、紙台帳オンライン化が終了した時点で行うべきだったと思う。 現時点では、職員個人の記録問題解決への危機意識が足りない。
10560	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	過去の制度、事務処理を知っている職員を活用すべきではないかと考えます。なぜなら、名簿の見方等の資料は、いただいていますが、やはり具体的な事務処理方法が分からないと判断が難しいケースが出てきています。 もうひとつは、020110の事業所名簿検索をきっちりと作ってほしい。移管事業所のなかで、前の事務所に名簿が残っている場合が結構あると思われます。その前の事務所が検索でひっぱ	紙台帳から機械化する時期を経験したが、自分の考えでは何年もかかる大掛かりな事業だと思った。しかし、私の知っている範囲では、単年度事業と聞いて、それで完全に移行できるか疑問に思った。	事務所の職員であったから、どうにも対応のしようが無い。誰かの責任にする気はないが、機械化の進め方を作成した人が、事務所の実態を知らなさ過ぎたのではないかと思う。あの時点で、もっと時間と人手を使っていればよかったのにと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10561	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			●私が年金業務に携って早30年、年金記録問題の発覚は、これまで創り上げてきたお客様との信頼関係を失墜させ、毎日がお客様に対し言い訳ができない、平身低頭、萎縮する心、自信喪失、心身疲労困憊といった状態になりました。 しかし、この問題は、これまで私達職員中心の甘い考え方(事務処理方法)を、お客様第一の考え方に気持ちを変革するきっかけであり、中央と地方、現場が一つになった年金行政を再構築しなければ信頼回復は望めないと認識しました。 ●平成9年基礎年金番号導入時の窓口対応時等おいて、いくつもの年金番号を持っている方がかなりいましたので、実際どれくらいの方が統合処理されたのか気になっていました。 見つかった時に処理すればよいとか、年金請求時に確認して処理すればよいとかいった受身的事務処理に問題があったと考えます。 ●平成19年6月に公表があって、基礎年金番号の未統合の記録が5000万件あること等初めて知り驚きました。	●平成9年に基礎年金番号が導入されて以来、年金記録問題が公表される以前から、窓口当番、集合徴収、年金制度説明会といった機会ある毎に、お客様に対し「ご自分の年金手帳、年金番号、年金記録を確認しに社会保険事務所へ来て下さい。もしくは私が訪問します。」と言って対応してきました。 ●1人でも多くお客様から信頼回復を得るため、まず「あいさつ運動の実施」と待合室の状況を確認し待ち時間が長いと思われるお客様には「声かけ運動の実施」、「親切、丁寧な窓口電話対応」、お客様の苦情には「傾聴」、窓口が混雑してきた場合は、お客様に対し状況説明を行ってきました。 〔反省点〕 ・オンラインシステムを導入以前に年金記録(紙台帳)の管理の徹底を全国統一して行うべきだった。 ・平成9年の基礎年金番号導入時から、都度未統合の記録の状況を公表し、当時から徹底して確認作業を実施すべきだった。 ・方針管理の徹底、中央からトップダウンよりも地方からボトムアップ、現場(職員とお客様の声)を集約、年金、失業保険、生活保護、介護を一つにした制度の構築
10562	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げません。	年金記録問題は当然早急に解決しなければいけない問題だと思います。人的資源を最大限投入し、行政で管理している記録と被保険者の方の記憶とを照合するため、訪問調査等繰り返し調査を行うことが必要と考えます。すでに世間一般に知られている問題ではありますが、繰り返し広報等により呼びかけていくことが大切だと思います。	4年ほど前に年金の給付事務を担当しているときに報道で知りました。受給権者の方が年金請求をされるときに氏名検索をしていましたし、必ずご本人様に年金記録の確認を行っていたので、順次整理されて将来的にはほとんどの記録が基礎年金番号に統合されるもの思っていました。未統合の記録が5千万件も存在するとは全く考えていませんでした。	以前よりもより注意深くご本人様へ記録の確認をするようにしました。また、少しでも勤務した記憶がある場合は記録照会をするよう説明してきました。 反省点としては、結果論にはなりますが、基礎年金番号が早期に導入されるべきではなかったかということ。また、厚生年金記録にもっと多くの情報を収録すべきではなかったかということ。そして最も反省すべきなのは適正な年金記録の管理のため最善をつくせなかったことだと考えます。
10563	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	お客様一人ひとりの記録の丁寧な確認作業が必要だと思います。	日本国民全員にかかわる社会的重大な問題だと認識していました。 この問題を知ったのは、3～4年前に新聞またはテレビニュースだったと思います。	お客様がご納得できるよう、一人ひとりの記録の丁寧な確認作業を心がけております。反省点としては、基本的な確認作業というものがしっかりと行われていなかったこと、またはすべてがそうではないことはわかっていますが、一部のかたによる責任感の欠如だったのかもしれません。
10564	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		これまでの対応で、5,000万件の全件解明がほぼ不可能である以上、この問題に集中的に取組む期限を設け、その間の対応を明確にしたうえで、期限内に判明しなかった記録の追跡調査を行政側からは行わないことを明言するようにしたほうが良い。 期限内の対応については、これまでの結果を元に①今後も解明が進められる事項とその見込み件数、②今後の解明が困難である事項とその件数、解明が困難な理由、及び①②の対応方法を公にし、国民の理解・承諾を受けたうえでおこなうこととし、期限内で最大限の努力をすることとすべき。(期限後は体制を縮小し、担当部署での継続対応としていけば良いと考える。)		
10565	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	職業差別ではありませんが、旅館業の仲居さんや地方を転々としていた人達(特にサービス業)は、偽名や年齢をごまかして就職してきた人も結構多いから、5000万件の完全解決は不可能であると先輩から聞きました。	今後、総背番号制の導入	基礎年金番号導入時に、現存被保険者記録に付番したことから、喪失していた記録(旧姓記録等)について、完全に手番登録されていないことは知っていたが、生年月日のまるめ、名前が入っていない記録、業務センターにおけるいいかげんなフリガナ入力等は問題発生後に知った。氏名・生年月日で検索してもお客様の記録が発見できなかったのはそういうことだったのかと驚いた次第です。	街頭相談・手番払出簿調査・マイクロ突合・期間照会回答業務等々記録問題発生後は、正しい記録になるよう、また、早く回答できるよう残業残業の日々が続きました。 今後は、紙コン突合が開始されますが、もう少し時間をかけて照合作業をしないと「早くろ！」では昔の二の舞になりかねないと思われます。記録の見方は専門職の知識がないと賃金職員では非常に困難な部分があります。
10566	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	ありとあらゆる照合作業を行い、水面下に埋もれている記録を全て明らかにすることが大事だと感じます。	WMに登録されていない記録が5万件もあるのは、想定外のことでした。 国民の信頼を揺るがす大きな問題だと感じました。 マスコミが報じたとき。	本人の記憶が正しいとの前提のもと、誠実な対応を心がけております。 これまでは、年金の加入記録が将来お客様の生活の基盤となる(財産となる)という意識が欠如していたために、ずさんな管理になったと感じます。 また、年金記録を扱う官署としての自覚が足りなかったとも感じます。
10567	地方庁	その他(社会保険事務局)	問題といっていいかわかりませんが、明らかに本人記録と推測されるものについても、本人が「自分のものです」と言わない限り統合はできませんし、遺族の場合はさらにわかりませんので、全件完全確認は不可能だと考えています。 また、本人が生活保護等を受給している場合、年金受給により保護減額あるいは廃止となるため、あえて自分の記録であると答えない場合もあります。 そのような場合はどうすることもできません。	無理を承知で乱暴な意見を申し上げれば、他に明らかな該当者がいない場合は職件で統合、再裁定を行うしかないと思っています。	平成9年の採用時から未統合手番が非常に多いこと、領収書があるにもかかわらず納付記録がないものがあることについては認識していました。 当時は、年金請求時にきちんと整理するため、大きな問題にはならないと 考えていました。	本人記憶が曖昧である場合に未統合手番をそのままにしておいたことが 今回の問題の大きな原因でありますが、そもそも、過去は氏名検索そのものが不可能、あるいはシステム上不十分であったと聞いています。 なによりも、そういった、記録・システムが不備であるという前提で業務を執り行う姿勢が足りなかった思います。
10568	地方庁	その他(社会保険事務所)			入社した時からこのような問題が存在するのは知って知っていました。 申請主義をとっている以上難しい問題だと思っていました。	お客様に対して誠実に対応しようとしました。 過去の年金記録の管理がずさんであり機械化された時にすべての被保険者台帳をWMに入力すべきだった。そしてその時に記録整理すべきだったと思う。 また、いつも何か問題が起こってから行動してきているので、後手に回ってしまい問題が広がる。もっと先手を打つべき。
10569	地方庁	その他(社会保険事務所)	今の時点では、特にありません。		年金番号を多数持たれていたり、旧姓がある方又は氏名の読み間違い等本人の記録が統合されず、記録漏れとなり問題となっていると認識していました。 新聞やテレビでの報道では知ってはいましたが、実際仕事として携わりはじめて1ヶ月後に毎日の業務で多数の記録が見つかりこんなにも漏れがあったのかと驚きました。	個人の大切な年金に、このように頻繁に漏れが発生したら生活の支障になると考えます。特別便や定期便で記録の確認をして頂くのはとてもいいことだと思います。窓口に記録問題以外で来られた方についてもお時間があれば特別便・定期便の回答をして頂いたかお聞きするようにしています。 事務処理、資料の整理をするだけでも改善できると思います。
10570	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	提出された記録照会票を地道に一つ一つ丁寧に確認・回答していくことが一番の方法だと思います。また、回答が無い加入者に対しては、訪問していくことも有効なのではないかと考えます。	年金記録問題を知ったのはマスコミ等で取り上げられ始めた時期で、私個人としては、昔の紙台帳をオンライン化するときの入力ミスにより誰の記録かわからなくなり、将来の年金額に多大な影響が出る大問題だと認識しています。	現在、年金関係の部署に配属されたことが無いため、専門的な知識はあまりありませんが、記録の確認方法等を学び、照会に対する回答を少しでも手助けできればと心掛けています。また、こういった問題が起こったのは、職員一人ひとりが大切な生活にかかわる職務を遂行しているという認識が欠けていたのが原因の一つだと思います。
10571	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧名簿の切れて判読不能や台帳そのものがないものがある。また事業所名検索システムに入っていない事業所が多数ある。仮記号などで。	地道に時間をかけて、やるしかない。基礎年金番号導入前に記録を整備をしておいたら、よかったと思う。	昭和62年頃、オンライン切り替え業務の時、中間時送達のときに、補正リストなどが、出力された時、認識して、声をあげたが、上まで伝わらなかった。もっと、早く記録整備をすれば、よかったと思う。	年金得別便の窓口相談のリーダー、入念調査係。厚生年金特別便記録調査のリーダーとなり、中心になって、対応した。あまりにも、通知や文章が急すぎて、現場が回らない。一年に一気にやりすぎた。まず、年金受給者をして、一年後。その後、年代順にやるべきだったのかなと思う。
10572	地方庁	その他(社会保険事務局)	存知あげません。	お客様の記憶と社会保険庁の記録を、何年かかろうとも、通知をだして確認をしていただく等、地道に突き合わせていくしかないのではないかと思われます。 もし2～3年の間に全て解決するというのであれば、お客様からの申し出を全て年金記録に反映させることしかないのではないかと思います。	問題認識としては何故と考えておりましたが、認識としては低かったです。 私は最初の配属が、国民年金課に平成5年でした、その際に国民年金記録訂正を行っていましたが、WMの記録と旧台帳の記録とに相違があり、更には市町村との記録とも相違がある、その際には全ての記録を総合判断し、お客様に一番有利な情報に記録訂正を行いましたが、お客様にご迷惑をおかけし申し訳ないと思いながらも、記録が膨大だから仕方が無いなかと感じていました。	とにかく誠心誠意で対応するしかないと考えます。 反省点としては、まず周知広報不足かと思います、今回の年金問題の件で年金の制度はかなり浸透されましたが、以前においては、年金は受給近くになってから関心をもつものと感じられました。厚生年金では、会社に入るたびに新しい年金手帳が作られる、20歳になっても自分が国民年金に加入しているのか、加入していないのか判らない。以前は電話口、年金記録は、プライバシーの観点から教えることが出来ないと、それは悪いことではないと思いますが、現在問題が生じてお教えできるようになりましたが、何故以前からやらなかったのかと感じます。 厚生年金の報酬問題にせよ、報酬変更においても、事業主に送付しているはずなのに職員には渡されていない。 とにかく周知広報は必要と思われます。
10573	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		平成6年頃業務課(厚年適用)に在籍していた時に厚生年金の遡及訂正により滞納事業所の調定額を少しでも抑えて、収納率を少しでも上位へ上げるための手法のように使われていることがあった。保険料を払うかやめるか(適用事業所)が徴収職員の権限のように折衝の現場で行われていた。 保険料を払えない事業主と未納保険料が減少する職員との最後の合意ができる方法であったのかも解りませんが・・・ 平成10年頃に福島のタクシー会社の社保職員が聞わった偽装脱退の問題がNHKに放送されたことをきっかけに職場でも、上記のような手法を用いることが無いよう徹底がされた。	平成12年に徴収課に配属されたときに前記のような話を事業主から、たまに話を持ち出されることがあったが、偽装の届出は出来ないこと、社会保険の脱退による負担しのぎは一時的なものであって、従業員とその家族は望んでいないことを説明し、保険料の納付を求めることに努めた。 当然、全部の事業所が保険料を全額払ったわけではなく、倒産などもあったが滞納事業所数は、少しずつ減少し収納率も改善することができました。 わたしは現時点では、本来の役割をすべての職員が理解し、組織が新しくなることをきっかけに管理者(管理職)が、職員の見本となる行動を行うことで、新たなスタートと年金機構が国民に理解され、より良い年金制度へするための方法であり、年金記録問題の起こった時に職員として在
10574	地方庁	その他(社会保険事務局)				
10575	地方庁	その他(社会保険事務所)			不適切な事務処理	適正な補正
10576	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金事務担当経験なく解らない。		年金記録問題が、クローズアップされてからです。	これを機会にお客様の年金相談に対応できるよう勉強をした。
10577	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般以外のことはわかりません。	年金記録問題が発生し、記録照会が増加した際、記録整備等を一括集中した体制を早急にしたほうがよいと思っていました。新組織では、各事務所等においても記録課という体制がとられるので問題解決になると思います。 また、記録については、たとえば当時の国年マイクロ台帳の見方等きちんと把握している人はほとんどいないと思いますので、当時かかわっていた方々が記録整備チームの一員として携わることかでき、指導していただけるとマイクロ台帳の整備はすこしスムーズに対処できると思われます。	ねんきんとく別便が送付されるようになってから、手番統合がされていない方が 多いということがわかりました。	記録相談等の対応時には、厚年手番のままの記録についてはご本人もアルバイト等とあまり認識していないこともあり、なるべく思い出していただくような相談を心がけていました。 基礎年金番号と一人ひとつの番号となされる際、当時返信等が不十分なままとなっていたことも今回の浮いた年金といわれるものかと。今後はこのようなことが無いよう一人に対して重複した番号が払い出されないよう心がけることがご本人に対して記録管理としてはよいと思われます。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10578	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				平成9年当時、基礎年金番号制度を導入した際に、年金番号を複数保有している方が相当数いることが、判明しながら有効な手立てが打たれなかったことが反省点ではないでしょうか。しかしながら、年金手帳を複数所有している方の中には、あえて過去の手帳を就職の際に提示しなかったり、様々な事情により、過去の履歴を伏せて働いていた方が相当数存在したのは事実であり、個人の年金番号を特定するのが非常に困難な状況が背景にありました。 中小企業の事業主も当時、個人の年金番号を確認(取得届提出時)することに積極的ではありませんでした。
10579	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10580	地方庁	その他(社会保険事務局)		地方へのマンパワーの更なる投入が必要。庁でできないと勝手に判断したものを、どんどん地方へ降ろすから。	採用され働き初めて直ぐに、先輩がたに教わった。 オンライン採用時の無計画さが原因。	計画性のなさ。時間の無さと甘さ。
10581	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		平成17年ぐらいから国会議員の年金未納問題で、社会保険庁パッシングに始まり、一般の年金受給者の方の記録漏れ、国民年金免除業務の問題等の認識しかありません。	法定受託事務の復活、各市区町村との連携無くして年金問題に取り組むのは、現在の組織体制や人員、人材不足では補えないと思います。失った信用の重さを機構に行かれる職員のみに押し付けるのは、理不尽に思えます。人材育成にもっと時間をついやすべきです。誰も責任を取らないというわけにはいかないのは、組織に所属している人間として十二分に理解は出来ます。が、しかし、トカゲの尻尾きりや報復人事、問題を起した職員を平然と厚生省に採用って、真剣に仕事に向かう職員のモチベーションは今は無いですよ。
10582	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	すでに実施されている方策以外は思いうかびません。	基礎年金番号に未統合の手帳番号があるのは認識していました。ただ年金の裁定請求時など、ご本人の記録を確認する機会があるので、いつまでも未統合のまま残るとは思っていませんでした。 5000万件を超したのは報道されてからです。	特別便・定期便でご本人から提供いただいた情報をもとに早急に統合作業をすすめていくしか方法はないと思いました。 電子化の際の収録誤り、収録もれにより、ウインドマシン上で本人記録として確認できない記録が多数発生したのも未統合の記録が残る大きな原因かと思います。
10583	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	全所一丸になって対処する。社労士等年金に詳しい方(OB等も含む。)の協力。	相談員として入職した平成18年8月頃。	過去の新聞記事等をみたところ基礎年金番号導入時点で未統合記録が3億超と判明していることが明らかだったので、さきのばしないで対応していたら、ここまで問題が発展しなかったので
10584	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無し		未統合記録が多数存在していることは、基礎年金番号制度ができる以前から認識していた。業務課で期間調査を担当しており、重複取消処理を多く行なった。当時は、年金請求時の履歴との突合せにより、最終的には解決されるものとの認識だった。	当時は、お客様の立場で考えるという認識がなかった。(制度が複雑であること。人の記憶は薄れていくこと等)年金請求時は記録統合の最後のチャンスでもあり、積極的な記録確認、制度説明が必要であった。
10585	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金記録問題については、迅速丁寧に誠心誠意対応していく他はないと思います。	年金問題、とまではいきませんが、期間調査で出てこない期間がかなりあるということは、年金給付課に配属された時に知りました。 年金は多くの人にとって生活の糧ですから、おざなりにはできない、大変な問題であると思っていました。	私は直接期間調査の担当をしたことはありませんでしたが、年金相談の窓口でお客様に対応するときは、丁寧に聞き取りすることと、WMではできるだけ広い範囲で調べることを心がけていました。 現時点でみた場合、自分の対応は間違っていたとは思いませんが、もっと早い時期から、組織的に大々的に整理しなければならなかったのではないかと思います。
10586	地方庁	社会保険事務所課長級以上	東京都の古い記録で、厚生年金手帳記号番号の重複払出が見受けられる。	払出簿のチェックによる重複手番の把握と、それぞれの正しい記録の収録が必要だが、死亡者も多そうで、本人確認が困難な事例も多いと思われる。	年金記録の調査をした事のある人間ならば、宙に浮いた年金がいかに多いか知らないものはいなかったはず。年金の請求は本人の申請主義であった以上、個人の力では、一人ひとりの問題は解決できても、全体の問題解決は不可能と認識していた。	正直、個々人への対応しかできない。全体のことを考えている暇も頭もありませんでした。 たとえ昔のことであっても、管理システムがまったくできていなかった、申請主義の下、本庁及び地方庁の自己満足でしかなかったと思う
10587	地方庁	その他(社会保険事務所)		長い期間にわたり、様々な問題が積み重なって生じた問題のため、解決には膨大な作業等が必要ですが、一日も早い問題解決及び信頼回復のために全力を挙げて取り組んで行くとともに、業務の面や意識の面でも改革しながら強い意識をもって取り組んで行く。	加入記録が統合されておらず、記録の整備がされていない状況は、年金記録問題が大きく取上げられる以前に認識していたが、加入記録は、最終的に年金を受給するまでに整備されていればよいと認識している部分があった。	事務処理をする中で、統合可能な記録は、できる限り整備するように対応していたが、年金の加入状況や年金制度について、多くの方に周知や確認をしてもらえるような機会が少なかったことが、今回の年金記録問題の一部にあると思う。
10588	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	新たな年金記録が判明した者については早期に統合するとともに、再裁定が必要なものについては早期にお支払をする。 統合先が不明な記録については、あらゆる手段を講じて統合することが必要であると考える。	年金記録問題としての認識の端緒は18年夏頃と思うが、この時点では一人で年金手帳番号を複数保持しているためと理解をしていた。 19年6月からの年金記録問題検証委員会の報告等により現在の問題があることを認識した。	ねんきん定期便等の送付を行い、自己確認をお願いする。未回答者へは、電話・訪問等により1件1件確認していくことが必要。 現マンパワーでの早期解決は平常業務の中での最優先課題としての取り組みでは困難と思わ
10589	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		庶務、徴収関係の係りが多く資格に関係する係りをやっていなかったため、問題として出てくるようになってから認識するようになりました。	指示されたことについて対応した。 記録管理について、今のようなシステムがなく、昔は台帳に手書きで行っていたもの等限界があったこと。また、基礎年金番号が導入されたときの統合作業が今ほど年金に関心が集まっていなかったため進んでいなかったことなど。
10590	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録確認作業に要する人員増加が必要であると思います。	年金加入していた期間が受給時に反映されないことは、非常に深刻で、あってはならないことだと認識しています。 平成18年頃に年金記録問題の存在を知りました。	もれなく本人記録に結びつくように、また、社会保険庁の信頼回復にむけ、ねんきん特別便での窓口対応等を積極的に行ってきました。 今後、業務内容についての改善(案)等も積極的に考えてまいります。
10591	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し。	年金記録問題については、40年以上の歴史の上にあるため、複雑かつ煩雑である。よって、短期間でその知識を確立することは不可能と思われる。 問題解決のためには、紙台帳による管理をしていた時の作業やコンピュータによる管理に移管した時の作業等、その当時のことを知り得る方が必要である。 また、今現在、記録問題に取り組んでいる職員の今まで培ってきた『長年の勘』や『気付きの能力』は、一人でも多く、必要かつ不可欠と思う。	年金問題に限らず、時代背景が異なるように、紙台帳管理とコンピュータ管理とでは、正確性が異なる。 今とは異なる時間の流れの中で、県で、あるいは事務所間で、統一した管理の仕方ができていなかったため生じた齟齬だと思う。 入庁当時から(今、改めて振り返れば)紙の記録とコンピュータの記録に相違があるケースがあることに気付いていたが、その当時から、何かの契機や年金請求時などに年金記録を確認するという考えがあったように記憶している。それが、現在の問題に至っていると思う。	基礎年金番号制度を設けた時が、個々の年金記録を確認する絶好の機会だったのではないかと、今では思う。 当時は、まず付番して、その後、徐々に本人から申し出を受けて手番を統合したが、本来であれば、もっと積極的にお客様に働きかけるなど、今の特別便のような対応をすべきではなかったかと思われる。 現在もそうであるが、準備期間がままならないと、不備が目立ってしまう。 長期的展望に立ち、計画性を持って事業を進めることが肝要と思う。
10592	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		年金に加入しており、本来受取るべき年金が支払われないことは大変なことである。ただ、当初は、番号未統合は年金請求時に解決できるものと思っていたが、窓口で受給者のねんきん特別便対応で未統合がこれほど存在するかに驚いた。	ねんきん特別便の窓口対応で本人の気持ちになり、なるべく記憶を詳細に聞き取り記録判明に努めた。 特に、厚生年金番号は、一人一番号の払いの徹底ができなかった。もっと、事業所、本人への承知が必要があった。
10593	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	疑問を持っている国民の方々の記録について丁寧に調査を進め、ひとつひとつ解決していくことだと思います。今現在も、もちろん進めている事ですが、皆様にも時間がかかる作業だということを理解していただき、回答していくことしかないと思います。	疑問をもって相談にくる方だけではなく、皆様が確認しなければならない問題だと思いました。問題として大きく思ったのは報道があってからですが、時々納付記録がもれたまま年金が決定になっていることがあり、以前、疑問に思ったことはありました。	少しでも疑問をお持ちの方には、納得がいくように調査し説明するようにしました。年金についてはわかりにくいという方が大半だと思いますので、もっとわかりやすい方法で、本人に自分の記録を把握してもらう必要があったと思います。 ただ、どうしてもわかりにくい部分だと思いますので、わかりやすい制度、皆様の制度への関心が必要だとおもいます。
10594	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	より一際の人員補強	問題自体を知りませんでした。 新聞等報道され始めてから知りました。	基礎年金番号制度導入時の統合作業
10595	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	厚生年金の加入手続きについては、国民年金の加入手続きが市区町村を経由して本人確認を行って提出されているのに対し、事業主証明のみで手続きすることができるため、行政側としては本人確認ができない状況にある。	厚生年金加入手続きの際にも、事業主証明だけでなく、本人確認が可能な何らかの書類(戸籍等)を添付してもらう必要があるのではないか。	社会保険関係の事務手続きについては、年金の給付等を除いて、本人確認を必要とする戸籍等の添付が求められておりません。実際、厚生年金の加入手続きを行うための事業所経由の書類については、事業主証明により提出が可能なため、偽名あるいは生年月日を偽って届出をされる方がいらっしゃったとしても、行政側としてはその事実を確認することも不可能な状況です。 高齢社会となり年金への関心が高まるようになって初めて、現行の年金制度が問題視されるようになり、年金記録問題は必然的に発生したものと思われますが、個々人の年金記録は長いスパンで管理していかなくてはならないため、これまでの社会保険業務がとても重要な役目を担っていたということをあらためて認識しました。	20歳以上の者(特に外国人)が新規で年金加入手続きを行った際には、極力眺歴等を本人に確認し、複数の年金番号が発生しないように努めた。今後は一人一番号を徹底していくためにも、20歳前の被用者年金加入者については、本人確認するための書類(戸籍等)の添付を求め、事業主からも年金制度を周知してもらうよう指導をお願いし、個人個人が自らの年金記録を責任をもって管理していくことが必要であると思われる。
10596	地方庁	その他(社会保険事務所)			今まで内部で問題視されていたことをようやく組織的に取り組み始めたという印象。	何を言っても信頼がないため、誠意をもって対応するのみと考えた。 そして、その場で出来ることは最大限力を尽くし、迅速に処理するよう心がけた。 単純な入力作業で年金に関わる重要な記録が作成されるため、その重みを全員が認識していたのかどうか疑問。 記録回復作業にあたり 検索システムの精度の高さに疑問がある。 特別便を始め様々な便を送付しているため、種類が多岐にわたり本人からの照会にすぐに対応できない。書類を捜す手間が非効率。
10597	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。 むしろマスコミの報道からの情報の方が詳しく、自分が地方庁で行っていた業務の品質からは考えられない問題が次々に発覚したことに驚いた。	本人の可能性が高い記録であっても、本人の記憶という「曖昧さ」に影響されることや、相当数の死亡者がいると想定されることから、全ての記録の解明はありえないのではないだろうか。 結局、記録の解明ではなく、納得できない方との二次的な調整をすることが最終的な「解決」策であると考える。この調整の手段として、現在すでに第三者委員会が設けられいるが、その審査をスピーディーに行い、審査結果を尊重することが最も有効であり、かつ唯一の「解決」策だと思う。 第三者委員会以外に新たな調整の手段を策定することは明らかにダブルスタンダードであり、今までの第三者委員会による調査との整合性がとれないばかりか、第三者委員会の存在意義がなくなりかねない。まして、第三者委員会での認定率が低いことを理由として新たな救済策を講じることは、全く論点がずれている。	年金記録問題のほとんどをしめる基礎年金番号への未統合については、制度導入時点から認識していた。これは、、すべての手帳番号が基礎年金番号になることはない制度の性質上、当然発生することである。 WMの氏名や生年月日が事故になっているケースがあることも認識していた。 しかし、地方庁の処理で氏名や生年月日等の入力ミスが発生するのはレアケースであり、絶対数はかなり少ないと考えていた。事故記録の多くがWM導入時の本庁のずさんな記録管理が理由であることはマスコミ報道などで知った。 ただし、厚生年金保険であれば事業所名称が、国民年金であれば住基台帳のあった市町村がわかれば、調査によりほぼ確実に記録の有無を特定できるはずである。また、基礎年金番号ではない手帳番号の統合についての勧奨は、基礎年金番号通知書の送付時に全員に行われているし、年金受給者は裁定時に自分の年金記録を確認している。 以上にもかかわらず、未統合になっている記録があることは、単に本人が必要な届出をしてないことが理由であり、いわば自己責任によるものと考えていた。 また、自分が勤務していた業務管理のもとでは、横領や改ざんなど、明らかな違法行為が行われることは考えもつかなかった。	年金記録が正しい状態で管理されるのは当然のことであり、入庁時よりずっと最大限でき得る対応をしてきたつもりである。 いわゆる裁定時主義のもとでは、大きなコストをかけずに約3億件あった手帳番号を約2億5000万件減らしたことはむしろ評価されるべきと思っていたが…今までの裁定時主義が否定されている現時点では、基礎年金番号導入時またはWM導入時に「ねんきん特別便」のような事業を行っていればよかった、というのが結果論であろう。 近年、公務員への期待が大きくなり、法規を遵守し粛々と業務を行うだけではなく、積極的な行政サービスが求められる風潮になっている。本庁や厚生労働省、立法府がこの風潮を敏感に感じていれば、もっと早く裁定時主義からの脱却についての対応ができたのではないだろうか。 マスコミ等では社会保険庁だけに責任を問う論調が主流であるが、国民・事業主の責任、厚労省の責任、立法府の責任をそれぞれが認識しあい、それぞれが反省しなければならないと思う。そして、国全体が、その反省とともに、今後の年金制度のあり方に対する高い関心をもち、今後よりよい制度を構築できればよいと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10598	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない	地道にするしかない。	大変な問題であると認識している。	加入者に対し、年金制度がどうなっていたかのわかりやすい説明がなかったのではないか。(例えば、昭和61年3月以前は、被用者年金加入の配偶者は、国民年金任意加入対象であった。国民年金の記録は、年金額に反映する昭和36年4月からしか加入期間として表示していない。
10599	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在、特別便・定期便を始め、年金記録の調査業務は多くなっています。その中で、お客様に回答するまでに時間がかかっているように思います。少しでも効率よく処理が行えるように、年金記録の電子化を早急に進めるべきであると考えます。電子化を行うことで、処理時間の短縮が可能であり、電子化を行う際に、名簿と突合をする事で、年金記録の再確認を行うことができ、記録問題の解決に役立つと思います。	社会保険業務の根幹である、年金記録の管理について考えるきっかけとなりました。年金記録は年金額を決定する上で極めて重要な記録であり、年金は老後の生活を支えるために非常に重要なものであるため、早期の問題解決が求められると認識していました。 消えた年金として、マスコミなどで取り上げられるようになり知りました。	電話・、窓口相談時にはお客様からの質問に対し、できる限り分かりやすく、詳しい説明を行うように努めました。また詳しく当時の状況を聞き取ることにより、調査をする上で円滑に処理ができるように対応しました。 調査業務を行う際には、できる限りの調査を行った上で、お客様の聞きたい事に分かりやすい言葉で回答するように努めました。 お客様から年金制度が非常に複雑でよく分からないとの意見をいただいたことから、今まで年金制度を身近に感じてもらえていなかった事も年金記録問題を考える上で反省点になると考えています。
10600	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員を増員し集中的に取り組んでいかなければならないと思いますが、ある程度の経験を積んでいないと、確認作業が進まない状態になる恐れもありますので、研修等も必要であると考えます。	過去、お客様に納めていただいた年金は、確実にお支払いしなければなりませんので、社会保険行政の最重要問題であると認識しています。 この問題を知った時期は、5500万件の未統合記録が存在していると国会で議論になったときです。	お客様から申し立てされた記録だけではなく全ての記録を確認し、お客様の立場で説明することを心がけています。 記録の管理がずさんであったこと、また、年金業務における職員の意識が薄かったことが反省点として挙げられると考えます。
10601	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10602	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	なし。	正しい記録に補正(訂正)しなければならないという認識はありますが、作業量が甚大で(ひじょうに多く)、すぐにはできないのが現状です。できるような体制を望みます。	作業量が甚大で(ひじょうに多く)、すぐにはできないのが現状なので、経験者(OB等)を増やす等して対応願います。
10603	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	もっと早く詳しい情報を周知・徹底して、人員も増やし、全職員が一丸となって取り組む	重要な、複雑な問題。平成18年ごろだと思います。	お客様に求められている疑問点などに迅速に分かりやすく対応できるよう、その時々の知識を最大に生かし対応してきました。とても難しいですが、すべてにおいて管理が不十分だったことも、原因の一因だったと考えます。
10604	地方庁	社会保険事務所課長級以上	会計検査院の実地調査において 例:実地調査年月日平成21年12月15日 厚生年金未加入者が判明した場合保険料徴収2年遡り 平成19年11月分は時効は到達していないので徴収すべきと考えますが 資格取得年月を平成19年12月1日とし平成19年11月分保険料は徴収せず、結果として厚生年金記録として算入されていない。 取り扱いの文書が発出されていたと思います。 ご質問の趣旨に外れているかもしれません。	ご質問の趣旨から外れるかもしれませんが、受給権を満たしていない無年金者の方は、納付済実期間のみでも年金を受給できるよう立法化すべきです。	事業実態があるにもかかわらず、社会保険喪失の徴収率をあげるため、全喪届けの提出を指南していた。国民年金の免除不適正処理が報道され、改めて意識するようになりました。	労働組合幹部経験者が人事権を行使できる管理者になり、OB職場に天下る構図が、業務よりも組合幹部の目を意識せざるを得ない環境が長年続いたことが、最大の要因と考えます。 OB職場を含めた改革が必要であると考えます。 私は11年前に労働組合を自主脱退しています。
10605	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	昔は事業所が採用する者に年齢制限(女子40歳、男子55歳迄等)があったために自分の年齢を偽って勤務していたり、夜逃げや駆け落ちなどをして夫婦共別姓及び生年月日も変えて勤務していたことが多々あった。戦時下の空襲回避のため軍需工場等の疎開があり、東京と千葉に分散していたりした事例は全国に多数存在する。社会保険事務所で保管している事業所名簿については、一定の期間が来ると名簿の書換えがあり、全喪事業所には全喪表示を行い、事業所名の変更及び所在地変更には事業所整理記号の変更後の表示、新住所地の表示等を行い、事業所整理記号の二重払出しの防止に努めていた筈なのに何度も書換えを経ているうちに表示漏れや手抜き並びに事業所記号配列いろはからあいうえおに変更した際に勘違い等により過去に使用された事業所整理記号が二重三重に払出しされている事例が多数存在している。	名寄せで記録統合ができないものについては、広報等で偽名や生年月日を違えて採用されていなかったか呼びかける必要がある。同じ事業所に勤務していながら戦時疎開などがあり、事業所名簿の分散が無いのか確認が必要と考える。事業所名簿の統合を行い、一つの事業所整理記号に複数払出しがあるのか整理しなければならないと考える。	戦時疎開していた事業所の従業員から定年による年金請求がされた時に年金記録が存在しないのはおかしいと年金相談窓口でお客様が苦情を申立ているとの報告を受け、確認したが存在しない表示がされた。以前に当該事業所の社会保険委員から当社は戦時中に現在地に疎開し、現在に至っているとの話を聞いていたので、もしかしたら江東区の管轄事務所に存在するのではないかと考え、確認したところ記録が判明して年金請求を受けけることができた。また、他の社会保険事務所に勤務していた時に期間確認請求があり、氏名・生年月日で検索しても該当者無しであったが、請求者本人から当時の状況を思出してもらい、若くして故郷を二人で出てきて全国を転々としていたとの話から駆け落ちして苗字や生年月日を変えて届出していないかの問いに、確かにそのとおりにしていたとの回答、夫婦共、当時の氏名・生年月日から年金請求に結びつくことができた。昭和58年に自分の担当課の仕事と年金相談の面倒も行なうように[redacted]から命令されたときから上記のようなことが度々あったため。年金記録の確認をするたびに該当事業所が存在しない、該当記録がありません、既に年金の裁定は済んでいる(他県の別人)との回答貰されたときから	その当時、事業所名簿を退去からその現在までの分(16冊)を統合してファイル化永久保存版を作成し、期間確認が容易にできるよう配慮した。戦時下疎開事業所については、管轄事務所に赴き事業所名簿の写しを取り、年金請求者の記録が当事務所に無い場合には、管轄事務所名簿の写しを必ず確認するように年金相談に携わる全員に周知した。また、時代背景及び社会情勢の変遷に伴う各種年金法の改正周知、相談に於ける聞き取りの重要性を相談業務に携わる職員並びに謝金相談員に認識させた。各種年金法を全て精通している職員があまりにも少ない、今から25年前から戦後生まれの世代が年金請求する時には大変なことになると覚縦してきたが誰もまともに受け止めなかった。この問題が叫ばれてから対応が始まり、全事務所・年金相談所・市町村へ全てのことが判る者がいかなければできないので、自ら約40回相談対応を行なうとともに、現場の社会保険事務所職員・年金相談員・応援社会保険労務士等にいろいろな事例が出るたびに知識及び正しい取扱いを教えた。人材育成と叫ばれているが、育成できる人材が見当たらない、組織が組織として機能していない。年金に精通している者を呼んで意見を聞いたうえで物事が動くのであればいいが、あまりにも泥縄式の対応に見受けられる。
10606	地方庁	その他(社会保険事務局)	いくつか知っているが、IDを登録するということで、本人特定ができ今後の配置等に影響がでると困るので・・・ と、というのも、上の者に物申して、実際に遠くに飛ばされたり、パワハラまがいのことをされたりしているので、恐ろしい・・・ このように記入すること自体、知られたらと思うと怖いです。	「社会保険庁かわります」と言っているが、現場で国民と直接向き合っている社保事務所職員はかなりよくなってきていると思うが、庁の中にいる人の中にはかなり高飛車で、横柄で、地方に対し見下した対応をしている人が少なくない。また、地方でも特に局職員で「庁様様」で事務所に対して高飛車、横柄、見下した対応をしているひともいる。そういう人が、幾構になり本部に異動し(本人は大出世とばかり大喜びです)たりしているのをみる限り、社会保険庁はかわらない・・・。 本当の真実を見出して、正しいことを言い、正義感できちんとやろうとしている人は飛ばされ、非難され、体調を崩し休職したり、自殺したり・・・ これが社会保険庁の現実です。	H9年の基礎年金番号導入依頼、手番のままや、ほかの手番を持ってると思われる方に対し、「記録のお知らせ」を順次送付していた。その「お知らせ」をそのまま大事に手幾にはさんだままにしていたり、興味なく無反応だったりしてきた人も相当いる。今は流行語になるほどに大問題になっているが、それ以前は職員事務ゆっくり構えていたと思うし、本人が言ってこない以上、問題にもならなかったように思う。 年金給付課(窓口)で対応していた際、氏名索引して、本人の記録と思われる手番等がでてくると、本人も忘れていたくらいの古い記録でびっくりしたり、ありがたがられたり、・・・と手番がみつかると本人にお知らせできるからおもしろい、って感じるほどでした。	窓口で対応した際、本人が申し出た履歴などはあらゆる可能性で見つけてあげられるよう対応してきた。氏名索引等で本人の記録と思われる場合は対応の中で、もらさないよう本人に確認して、あっていればすぐ統合するようこころがけてきた。 若い相談者の場合、手番がみつかった場合に「すぐ統合しなくても年金請求するときに統合すれば大丈夫ですよ」という対応をしてきたケースも少なくなかったので、すぐ統合すればよかった、と悔やまれる。
10607	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	今のように職員を集めて行う方式を、もっと増員すればよいとは思うが、来訪者対応等があるので、これ以上現場から人は出せないと思われる。また、単純に人を増やしても未経験者が行ってもかえって時間がかかるので、1月以降人員を投入する話になっているが、それで解決するのかは疑問である。思い切って保険料の徴収を(国年・厚年)半年間行わないでその分人員を投入するとか、ある程度の業務を犠牲にして経験者の職員を配置するしかないのでは。 また、システム改善を行ってもっと簡単に裁定事務ができるように改善できないか。	平成9年1月の基礎年金番号導入前に、被保険者へ「年金番号の確認」みたいなお知らせを送付したはず。その際回答の無かった被保険者が多かったが、「年金裁定時に確認するので今やらなくても大丈夫」という認識の職員が大多数であったと思う。	特に対応は取らなかったが、被保険者のお知らせの際に、回答の無かった人に対して特別便のように何度も通知するとか、電話併付をする等で、なんらかの接触をとって処理をしておけば良かったと思われる。また、裁定時でもしっかり旧姓や職歴の聴き取りを昔からやっていれば、こんなに大問題にはならなかったのでは。 また、市町村は台帳という形で情報を持っていたので、そことの突合も行っておけばよかった。
10608	地方庁	その他(社会保険事務所)	申請主義に基づき記録を積み重ねていくため、現時点でも事実と相違する記録が新たに登録されている可能性があること。	問題発生の経過を偏った見方ではなくきちんと見直す。 そのうえで申請者は事実に基づいた正確な届出をし、 年金機構は正確に登録をし、 被保険者はその結果を随時確認していく。 すべてがそろわない限り、100%正確な記録は出来あがらないことを周知徹底していく。	周知徹底不足による認識不足。 報道されはじめた頃。	ひとつひとつ細かく説明するよう心掛けた。 周知徹底不足。
10609	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	特になし	特になし
10610	地方庁	社会保険事務所課長級以上		紙媒体、磁気媒体との突合整理の完全実施を全職員およびOBの協力を得て行う必要があると思います。「誰の責任ではなく、どう責任を果たしていくのか」との意識改革が必須であると考えます。	基礎年金番号導入時には手番統合処理に懸念を感じておりましたが、年金記録収録内容の様々な問題については、年金記録問題が取りざたされるまで、認識しておりませんでした。	ねんきん特別便・定期便による被保険者記録の整備、お客様に対しご理解いただける回答を心掛けております。また、年金記録問題の反省点としては、チェック体制の甘さが1つの原因と考えておりますので、今後の更なるチェック強化が求められます。
10611	地方庁	社会保険事務所長	年金は長い歴史があるが、制度が始まった当時に全ての方が国民年金に加入されていたわけでもなく、厚生年金に全ての会社が加入していたわけでもないが、年金制度をご存知ない方が非常に多い。 国民年金では、一般の生命保険と同じように理解されていることが多く、年金手帳に強制加入の日が記入されているため、その時から保険料を納めていると誤解されている。	お一人お一人の記録を照合・調査してご理解いただくしかないと思う。 記録がないと申立てされている方にはご本人の申立てだけをもって、記録を認めていく方向で動いているが、基準を甘くすればするほど申立てはふえている。甘くすることにより、記録管理に対する信頼がなくなっている。 また、照会申出書を見ると制度自体を誤解されている方がいかに多いかわかる。 誤解を解くことも必要で、年金制度の歴史も含めた広報も必要と考えます。	平成9年の基礎年金番号が導入された時にお知らせを送付したが、全ての方から回答があったわけではない。 当時は、年金請求時に記録を調査し統合すれば問題ないと教えられた。 いわゆる「宙に浮いた記録」が5000万件もあると知ったのはマスコミ報道であり、それまで実場の事務所においては知らされていなかった。	平成9年の基礎年金番号導入時に国民の理解を得、統合作業を進めていれば、年金問題にかかる労力はもっと少なくすんだと思う。 年金制度が複雑になりすぎており、一般的に高齢者の方が理解しにくい内容になっている。また、基本的なことであるが、国民年金の加入期間と保険料納付済期間が違うというのは、一般の国民の方には理解されにくいと感じる。
10612	本庁	その他(本庁)		システム改善	・制度の不備(一人につき一つ以上の手番を払いだしたら当然把握できなくなる) ・ずさんな管理(被保険者まかせの手番払いだし) 平成13年頃	平成13年頃、年金番号課において重複付番の解消・事前通知等の取り組みを行っている中でこのような問題点が浮かび、当時、その問題について説明をしたが思うように取り合ってもらえなかった記憶がある。 基礎年金番号制度ができた時点で全力で対応すべきだったと思う。
10613	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	お客様の立場になり、情報を聞き取り、ひとつひとつ丁寧に他道に対応することだと思います。	氏名等収録されないままカセット記録で残っていたり、基礎年金番号制度に変わる前の記録整備等、その時点ですべきことを先延ばしした結果が、現在の状況になっていると思われます。	ひとつひとつ、丁寧に処理してきたつもりです。 (8)で記入しましたが、その時々でやらなければいけないことを先延ばししてきた結果と思われ
10614	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。 法律上では間違ってはいないため問題とはされないでしょうが、受給者には納得してもらえないような、不公平があると思うことはあります。過去の受給要件が年数で決められていたため、生まれた月によっては11ヶ月の保険料の掛け捨てが生じます。受給者には、法律だから仕方がないと説明しても納得してもらえません。	自分が何をするべきかと考えても、過去からの長い経過があり、解決法はわからないため、組織として行うべき指示については、積極的に解決に向け、努力するしかないと考えています。	問題として、認識はなかったと思います。また、問題だとと言われ出してから、問題として捉えました。 過去では、国民は年金に対しての知識も仕組みも知らないまま加入し、また関わっていた人間も会社や町内組織など、研修や資格を必要としていなかった、不正を行っても監査対策がない為にわからない、その事を問題として捉えていない政府。社会全体で都合よく年金を考えてていたために起こった問題だと思いました。	自分自身も、就職して年金と言う言葉を始めて聞き、日本国民のすべてが必ず関わるものなのに、どこからも知識として教わっていないことに寄立った事もあり、義務教育の中での教育が絶対必要だと思い、何かに付け発言もしましたが、上部組織に伝わっていたとは思いません。 反省点は、政府がもっと早くから、年金は国民一人々の財産であり、権利である事を真剣に考え、ならば、国民に納得されない法律は改正し、しっかりした管理について方策を取るべきであったと思います。
10615	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	よい方法は考えられません・	記録管理の不適正により、すでに受給されている方たちにも、被保険者の方たちにも、不信感を募らせ、受給できる年金が払われずにいたことについては、大変、ご迷惑をおかけしたと思っております。また、存在を知ったのはマスコミで大きく報道されてからです。それまではあまり認識していませんでした。	窓口相談にお見えになった方には、ご本人様が納得されるまで、記録の調査をさせていただくよう説明させていただきました。
10616	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	特別便対応人員として人員を増やし1ヶ所で集中的に処理する。	記録統合をすれば(こんなにも受給者の未統合があるとは思いませんでした)解決する問題だと思っていました。新聞等で騒がれてから知りました。	1件1件正確に処理していこうと思いました。長年に渡る制度への周知不足と基礎番号導入時の機械収録をもっと時間をかけ丁寧に現在の特別便のような物を除々にやっていればよかったと思いました。いくらなんでも短期間に特別便を送付し過ぎて余計煩雑になったと思います。
10617	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	申し立て内容を全て認めるというのは、おかしいと思いますが、台帳も無い 状態でどのように判断するのか・・難しすぎてわかりません。	マスコミ等で取り上げられるまで分かりませんでした。	台帳以外に何か納付を証明できるものがないか、できる限り探しました。
10618	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません。	問題解決に向けたシステム開発、人員が必要である。退職したOBから退職金を返納させて、システム開発の費用を確保する。また、人員についても、派遣職員だけではなく、OBからも支援を要請するべきだと思う。	平成19年ごろにニュースを見て。自分が入社する以前の記録管理の誤りによるものなので、なぜ自分がその責任を負わされなければならないのか理解できない。国民の皆様には、迷惑をかけているのは事実なので、精一杯謝罪しているが、自分自身はこの問題には、直接関係はしてい	確実に正しい金額を支払うために、東京の支援にも行き、精一杯貢献したつもりである。記録問題は、組織の怠慢な体質から招いたものだと思う。組織の上層部の人事を一新するべきである。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10619	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・保長級以上	ありません。	出来るだけ多くの経験ある人間を業務に充てるしかないのではないでしょうか。	会社側の届け出もれがほとんどの原因だと認識していました。問題の存在を知ったのは、頻繁に報道されるようになってからです。	単純に「会社が加入させてくれなかったのでは？」とか「名前や生年月日の届け出を誤っていたのでは？」では処理できないと感じています。 問題点としては、保険料の徴収からその方がお亡くなりになるまでの60年以上に渡っての個人管理が出来ていなかったこと。また職員にそういう意識がなかったことが問題だと思います。
10620	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	年金特別便や定期便で年金記録の確認をしていただくよう促すことだと思います。また、特別便の返答がない方については市町村等の協力をいただいて、お電話やご自宅への訪問をしていくとよいかと思います。	年金記録問題が世間一般に知られるようになる前から、年金請求時点で未統合の記録があるケースや記録未統合のまま裁定されているケースがあることは知っていました。しかし、未統合記録のすべてはオンラインシステムの氏名索引をすれば出てくると思っていたので、年金請求書の受付をする際にきちんとオンラインシステムで氏名索引をすれば問題ないと思っていました。 しかし、氏名や生年月日が入っていなかったり、そもそもオンラインシステムに収録されていない記録があるということは年金記録問題が報道されるようになってから知りました。	老齢年金の請求時はもちろん遺族年金などの請求時にも氏名検索によって他に記録がないかどうかは確認していました。また、請求者にも現時点での記録を確認していただき、他に記録がなかった確認をしていました。しかし、オンライン上で氏名索引でも会社名からでも記録が出てこない場合はそれ以上は調べていませんでした。年金記録問題が発覚して以降は他社保に照会をするなど、もう少し踏み込んで調べるようになりました。 年金記録問題の反省点は、保険料を納めてから年金を受給するまで40年(あるいはそれ以上)の長い年月がかかるため、記録保存の媒体が変わったり本人の記憶が薄れていったりといったさまざまな要因によって年金記録がもれていく可能性についての認識が甘かったということだと思います。
10621	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	オンライン導入前の名簿の全件精査を行い、支給もれがある年金受給者を保護する必要があると考えます。また、標準報酬の決定金額について被保険者にその都度確認できるようなことが必要と考えます。	ゆゆしき問題と認識しています。 当問題の存在を知ったのはメディア報道のあったときです。	世論の批判を真摯に受け止め、受給漏れの方々がゼロになるよう、1件ずつ対応しようとしています。 反省点は記録問題処理が後手後手になってしまった結果、国民の皆様の不信感を募らせてし
10622	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	一時的にでも、人員を増やして対応する。	過去の記録管理をきちんと行っていなかったため、また、チェックが甘かったために起こった問題ではないかと思います。 基礎年金番号が導入された時点で、未統合記録等が存在するのは分かりましたが、請求の際にきちんと確認されていると思っていました。また、記録の改ざん等については、報道されるまで分かりませんでした。	特別便等の回答票や窓口・電話相談により、未統合記録の確認や年金記録の調査を行ってきました。その際にはできるだけ丁寧に分かりやすく行うよう努めました。 反省点としては、膨大な数の調査となってしまったため、少ない職員数ではどうしても時間がかかり、回答までの時間が長くなってしまったことではないかと思います。
10623	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	わかりません	ひどい	ずさんな管理
10624	地方庁	その他(社会保険事務局)	入庁して日が浅く、年金記録の問題は報道等で世間に知られるようになって初めて知りました。	一件一件の記録を根気よく追って調査していくことが大事だと思います。 また、職員の一人一人がこの問題に対し危機意識を持ち、国民の大事な年金を預かっているという意識を持つことが大切だと思います。	平成18年から19年の報道をきっかけに知りました。 年金記録問題は社会保険庁が過去に起こした問題で今の自分には関係無いというのではなく、過去から続くこの問題を知らなかったとはいえ問題を放置していた自分たちにも責任はあると思い、現役の社会保険庁の職員として全力で解決に向けて取り組まなければならないと思いました。	窓口等において常にお客様の立場に立ち、一人でも多くの記録を回復できるよう取り組みました。お客様からありがとうと言われたり、社会保険庁のイメージが変わったと言われたことでさらにがんばろうと思いました。 実際に現場でお客様の話を聞くと基礎年金番号導入前の手番が未統合のケースが非常に多く、私は基礎年金番号導入時にまだ入庁していなかったので当時の状況はわかりませんが、未統合になったものを裁定時に統合すればよいという消極的な姿勢がよくなかったと思います。 厚生年金の記録改ざんについても、収納率ありきの姿勢が引き起こした問題だと思います。 また、各県で事務処理が異なり、組織としてまとまりが無かったことも非常に問題だと思いました。(入庁して他県や庁に異動する際、人事異動ではなく人事交流といっていたことに本当に同じ組織なのかと驚きました。)組織として一体ではなかったことが、隠蔽体質や問題に対する取り組みを遅らせていたのではないかと思います。
10625	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人(韓国人、中国人等)が炭鉱で働いた記録が、本人不明のため放置されている。	わからない。	年金請求時に本人申し出の記録を確認するとしていたが、会社名が違う、生年月日が違う等で限りなく本人のものと思われる記録が統合されずに放置されている状態で、いずれは大問題になるだろうとおもっていたが、まさしくそのとおりになった。平成13年ごろ。	本人からわかる限りの情報を聞き取り、本人の不利益にならないよう時間をかけ対応した。
10626	地方庁	その他(社会保険事務所)	一昨年、特別便会場を設けた頃。年金特別便情報照会画面(基礎050)で基礎年金番号を入れると該当番号が出てきますが、共通の090で検索したときに、そのほかにも該当番号が出てきたことがありました。特別便情報照会画面だけをみて確認すればよいと聞いていたので、また抜け落ちてしまう記録がでてくる可能性があるのでは、と心配になりました。 国民年金については、47、48年、ごろが納付記録が抜けていることが多く、その頃、市役所の職員のストライキ？で、収納しても、記録をつけなかったと。いわれてみればその頃の記録が漏れている人が多いなと思います。	検索の仕方が人により違うことが原因だと思いました。共通の090、特別便情報照会画面等、氏名索引が大切だと思いました。 国民年金については、当時の事を確認できないことが多々あると思います。市町村によっては、捨てられてしまった台帳を取り戻せるわけもなく、管理をいい加減にした付けがきたと考えるしかないと思います。 2年ぐらいの期間であれば、申し立てて追加することも仕方がないかと思われます。虚偽の申告も増える可能性がありますが、その場合はペナルティーを重く課す旨対策を立てる。先日の11/12の新聞発表にはうなずくものがありました。	平成18年12月、勤務し始めたときに問題がある事を知りました。厚生年金手番については、昔の一ヶ月や、二ヶ月くらいの短い期間をあわせると、標準報酬月額が下がるの可能性があることや、三号未納になる事を恐れて、本人が自分の物ではないと、統合を拒んだり、することもあると聞いておりました。 本人に確認をしていない場合もあったのではないかと思います。 国民年金については、転居時に前住所地でもらった納付書で収めた後、市町村間の連絡がうまくいっていなかったのかなと思いました。	自分はその事を聞いても、手帳再交付等でお越しいただいた方でも、氏名検索を必ず行い、女性の方には旧姓を確認し、残っている手番があれば、思い出すように順序だてて話をしました。 なるべく統合ができるように勧めました。 伝説のように「年金額が下がるから、余計な事はしないように」というようになっていたことが反省点だとおもいます。
10627	地方庁	その他(社会保険事務所)	同時期に厚生年金保険と国民年金をお支払い意阿多抱いている受給者がおられ、記録を整備することによって受給額が減額になることが現実に起きている。記録が見つかっても増額にならない。	記録を整備することによって減額にならないように現時点の受給額を保障してほしい。	統合されていない記録があることは適用業務についてから(平成10年ごろ)知り、社会保険庁に記録整備の要望をあげたが動いてもらえないということを聞いたこともある。厚生年金の記録については、本人なら統合されるだろうという程度にしか認識していなかった。	当時、何をしたという事もありません。反省点は、年金制度ができてから、同一人物にいくつも年金番号をつけてしまったこと。ご本人に徴収している保険料額をお知らせしなかったこと。(最近会社が保険料を本人より徴収しすぎているという案件を何度も扱っています。)リアルタイムで会社および本人へ情報を返けるべきだと思っています。
10628	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	番号を別に持っている人がいると思う。	本人自身が申し出ることです。
10629	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	カセット記録、紙台帳の補記録整備(オンライン)への登録	[redacted]カセット記録の存在を知った。当時の社会保険庁の記録係りにカセットの前記録のオープンについて尋ねるも順次していくとのことであった。 [redacted]特に女性の旧姓記録の未統合が多いと感じていた。	事務所の一係員では、どうすることも出来なかった。 年金給付課の時には、必ず旧姓を含め氏名検索し請求者及び配偶者の記録の未統合がないか確認をしていた。
10630	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	5000万件の未統合記録が社会問題として騒がれだした当初は、未統合記録には死亡した方の記録も含まれることや、年金裁定時にご本人に確認し、処理を行なえばよいのではないかと考えていたため、そんなに大騒ぎする様な問題ではないと思っていました。問題として認識したのは報道があってからです。 不適正免除、遡及全額については報道があるまで認識していませんでした。	事務所の職員としては、お客様の対応を親切丁寧に行なうことしかありません。 反省点としては ・申請主義であったこと。 ・本庁がしっかりとマスコミ等の報道機関に対して説明を行なっていない。 (説明をしているのかも知れませんが伝わっていません。) 等いろいろとあると思いますが、そもそも制度が今の時代にあっていないと思われますので、抜本的な制度の見直しを行なう必要があると考えます。
10631	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	まずはベテラン職員から若い職員への記録の探し方や年金の歴史の講習・研修をもっと行うべきだと思います。(文書のみの配布に終わらず) 病気がちで窓口に出れない人や、OBの再雇用先などの消極的な配置ではなく、年金記録だけではなく歴史にも通じた方とアグレッシブな若い職員とで管理しあくまでOBの方々はその管理下におくべきであると考えます。 あと、報告関係は日次で簡易な報告書でコンスタントに記録問題の消化に当たるべきだと考えています。	年金記録問題として大きく取り上げられてから知りましたが、年金の請求があがってた時にすべての記録を確認しているので問題無いと教えられたのを覚えています。 また、入庁した平成17年ごろですが周囲のお客様への対応を見ていて、真剣に年金記録を探そうとする職員の方と短い期間の記録だったら確認作業も面倒なので090検索もおっくうがる方もいたりと、自分が仕事を覚えたり職場環境になじんでくるにしたがってそういった対応に違和感を覚えたことはあります。	当時年金給付関係業務でしたので、旧姓や本来の氏名以外に記録が出てくる可能性があると知っていましたから、年金請求時や遺族年金・障害年金についても氏名検索は徹底して行っていました。 ただ、仕事の経験をある程度積んだ今だからこそわかりますが、氏名検索以外にマイクロでの検索払い出し簿の調査、名簿の見方などを全く周囲の先輩方が年金記録問題として取り上げられるまではほとんど教えてもらえなかったことと、周囲も頻繁に行っていなかったことは上げられると思います。
10632	地方庁	社会保険事務所課長級以上		最優先に考えなくてはいけない問題ですので、かなりのマンパワーが必要であり地道な作業と思います。例えばOB等の経験者を採用することを考えます。	年金受給権の確保や老後の生活する上で、中心的な収入になる年金ですから社会的な大きな問題と認識しています。 問題の存在が知ったのは、6,7年前からになると思います。	基礎年金番号制度が導入された時にきちんとした対応ができていなかったことと、自分を含め社会保険職場で働く職員の年金問題に対する認識が低かったことが一番の反省点と思います。
10633	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	地道に取り組む。	いい加減な処理の積み重ね。 世間で騒がれた頃。	問題意識を踏まえる前からいい加減なことをしないようにしている。 個人が仕事のやり方を工夫するのにも限界があると思うので、もう少し組織全体として記録管理に取り組むべきだったと思う。
10634	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	引き続き定期便などご本人の社会保険庁で管理している記録の提供や広報などでの呼びかけを行っていく。	この仕事に就きましたのが平成19年5月で、そのときは年金記録問題のことを知りませんでした。意識するようになったのは、問題として世間に浮上した平成19年6月頃と思われます。 その後は解決の必要な問題として意識するようになりました。	ご本人からの申出や氏名検索などで記録が確認できれば統合いたしております。国民年金に関しては払出簿など確認し説明に努めたりしております。 基礎番号制度になった頃から、現在対応しているように、積極的に記録の提供や統合などの対応があればと思われます。受給時ではなくその場その場での対応が大事かと思われます。
10635	地方庁	その他(社会保険事務所)	台帳とオンライン記録の不備がたくさんあること。	本来もっと早い段階で解決しなければならないことであるので、最優先に全体で危機意識をもって取り組む必要がある。 また、過去のことだからとか昔の先輩達の責任だとかそういう考え方は捨てるべきと考える。	根の深い、解決には膨大な時間が必要な問題だと感じた。 また、少しでも早く解決に向けて取り組んでいかなければならないと思った。 具体的に知ったのは平成17年頃です。	記録の不備などを発見したら、早急に解決するようそのつど対応することを心がけた。
10636	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。		年金請求時に未統合の手番があることは認識していました。	請求時、必ず確認していました。基礎年金番号導入時、もっと力を入れるべきだったのではと思います。
10637	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	期間調査を早急に実施し、不明な記録をなくすこと。	年金記録問題とは、基礎年金番号に手番登録が行われておらず、手番のままで放置になっている状態のことが問題と認識していたが、本人の記録の確定については、遅くとも60歳等の年金請求時に確実に判明させ、年金の給付を行うものと思っていました。しかし、実際に窓口相談を行うと、現在年金を受給されている方でも記録の統合が行われておらず、受給額が少ない者が少なからず判明したことに、問題の大きさを感じた。	期間調査の支援を行い、少しでも早く不明な記録をなくすことにした。また反省点としては、平成9年1月に基礎年金番号ができた際に、ねんきん特別便を発送できる体制(不備記録(カセット番号あり)の精正等)にしなければならなかったと思う。
10638	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	方策は特にありませんが、手帳番号のみの頃は、厚生年金の場合、就職時の会社の年齢制限で、実年齢を偽って加入した女性もいるので、名寄せの範囲をもう少し広げてはどうかと思います。(確認の際、先にご本人から偽って加入したことの申し出が必要になる。)	国民年金の旧台帳の問題や、厚生年金の名前のカナ登録の問題は、今回の年金記録問題が出るまで知りませんでした。 手帳番号の登録もれについては、基礎年金番号ができた時、ご本人に照会が行っても、年金に対する関心が低く、なかなか回答が得られない事、年金請求時において、ご本人が記憶していない等で、統合できないものが多くあると知っていました。 社会保険庁の記録管理の問題と、ご本人の年金に対する意識の問題、両方であると思っていました。	年金記録問題が出てから、対象者に手帳番号の会社名を言えるようになった事で、ご本人に思い出してもらえることが多くなりました。以前は、明らかにご本人だろうと思われても、特定できないことが多かったからです。 年金請求時にこちらから照会すると、自分は「勤めていたけど厚生年金はかけてなかった。」と思っている人も多くいます。 ご本人からの照会や疑問に対しては、制度について等わかりやすい説明を心掛けていました。 事業所と被保険者に対する広報が足りなかったことと、対応する職員の足りなさと考えます。
10639	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	わからない	大変な問題と認識し、最近問題を知った.	誠実に対応しようとした.

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10640	地方庁	その他(社会保険事務所)			私が採用された昭和61年4月に大きな年金制度改正が施行されたにもかかわらず、世間一般ではまだまだ年金に対する認識度は低く、関心も薄んどもたれない時代でした。 翌年から開始された機械化に伴い、名前も生年月日さえも確認できない昭和30年代前後の厚生年金記録(旧台帳記録、カセット記録とよばれていました)が多数存在し、内容を確認するには社会保険業務センターにカセットオープン依頼を入力して不明記録を照会し判明するには約1ヶ月以上も時間を要することを知り驚きました。 その頃から上記記録の本人である被保険者の方たちが年金請求世代となる時期であるのに、年金制度自体の知識不足であった私でさえこのような状態は問題であると認識しておりました。	社会保険職場に余裕がある時代に積極的に旧台帳記録の内容オープンするべきだったと反省しております。
10641	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在の取り組みを引き続き地道におこなう。	基礎年金番号導入以前から複数の年金手帳記号番号を有する方が相当数存在していることは、日々の業務を行うなかで認識していました。このような状況は適正な年金給付に結びつかないものとなることを認識していました。	年金の裁定請求時に請求者本人の職歴の確認を丁寧に行うなどの対応に注意していました。しかし、氏名等の未収録記録等も存在し、確実に記録判明に至らなかったことについてはオンラインシステムの改善や突統合記録の氏名収録等の記録整備の作業が遅れていたためとおもいま
10642	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		年金記録に精通した者で効率的・集中的にやり方について取組む。	入庁した頃(昭和62年)は、大半は紙台帳からオンライン化されたときによる事故で、すべての記録はいずれ解決されると思った。しかし現時点でも誰のわからない記録が数多くあるため、深刻な問題だと思う	現在底務関係の業務についているが、年金業務(記録問題)支援の際は 積極的に参加する。 記録についてきちんとチェックがされていなかった。
10643	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
10644	地方庁	その他(社会保険事務所)	①基礎年金番号が重複している方の記録で、平成9年の基礎年金番号制度が始まった以降に、本人の申し出等により重複取り消しをしているケースです。旧法の年金を受給されている方で、基礎年金番号は重複取り消ししているにもかかわらず、期間重複の補正処理をしていないために、年金記録が重複して支給されているケースがあります。しかも亡くなられた後に、遺族から提出された未支給年金の確認時に発覚するケースが多く、苦情につながることとなります。 ②実際にあったケースですが、障害年金の初診日が国民年金第3号期間中にある方で、初診日前に宙に浮いた本人の記録が見つかってしまったために、3号特例に該当することとなり、3号未納として納付用件を満たさなくなってしまった事例。または夫の厚生年金が数日空いてしまっているため、やはり3号届未提出とみなされ、納付用件を満たさなくなってしまったケースです。 扶養の事実は確認でき、(特に②のケースなどは)3号の届出が漏れてしまっただけであり、受給者は救えるのに、請求前の人は救えないのは本当に理不尽な思いです。	①この問題に関して、今の時点で重複している期間がある人をピックアップすることとしても、返納がかかる事実は変わりませんので、苦情につながる事実は変わらないこととなると思われます。 ②障害年金のケースは法律の整備がなされなければ救われない事象ですので、早急な法整備を望みます。	宙に浮いている記録の存在を知ったのは、年金給付課に在籍するようになった平成10年頃です。年金請求の際にご本人に確認をとるのですが、記憶が曖昧であることがほとんどで、万が一他人の記録であった場合などを想定すると、安易に会社名を伝えて確認をとることは出来ない、と上司にも指導されていました。この浮いている記録はどのようにつき合わせるのだろうかと疑問は抱いておりました。	請求時、年金相談対応時に氏名検索により、検索するよう徹底していました。空白期間があるような人は特に、名前の読み方、生年月日をずらしたりして確認してきました。しかし、それでも見つからないような人に関して、それでもそえいじょ この問題については、請求時の記録確認の徹底などもそうですが、記録の管理体制が甘かった点、被保険者自身の自己管理責任の問題、あとは年金制度の周知がなされていなかった点が大きいかと思います。
10645	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			被保険者本人からの過去の話を聞いて、期間照会も受付せず、窓口装置の照会のみで、回答しているケースが多くありました。必ず本人から照会申出を受付し調査を行っていれば年金問題が生じている件数も少しは少なかったはずです。 調査の重要さを再度認識しました。
10646	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	残っている資料(紙台帳・マイクロ等)で突合し、正しい記録に訂正していく。	年金記録は、老後の支えとなる年金額に直結する問題であり、記録管理をする側として大変な問題である。基礎年金番号導入後、記録統合されていない記録が残っているのは聞いていたが、だれのものか分からない記録や入力誤りの記録や消えた記録がこれだけ多くある事は報道されたころに知った。	○記録相談に来所された方や期間照会については、出来るだけ詳細に記録を調べ回答するよう努めた。 ○基礎年金番号導入時の説明不足と年金請求時に記録統合をすれば良いと考えていたこと。 紙台帳から機械への切り替え時の入力チェック不備。
10647	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の資格取得を取消処理し、国民年金記録が自動喪失した場合は、担当係で相互連携が成り立っていないと、被保険者が認知していない状態で、無年金期間が発生するというシステム上のトラブルが依然として、エラー 確認システムの構築が必要と思われる。	早急に全年金記録を完全な記録として、修正・整備完了させ被保険者・年金受給者等に周知確認し、年金制度に理解を求めたいが、あまりにも膨大な情報量と記録確認までに要する時間及び専門性を問われる知識等に 加え、記録確認までの期限を設けているため、記録確認が不十分な状態で 申立人に回答されている現状もあり、余分な時間とトラブルを招く状況が継続 している。年金問題は中・長期的な問題と捉え、丁寧且つ迅速に対応し、国民に理解を求め老後の収入を支える制度として信頼を勝ち取らなければ、年金制度の存在意義を問われる事になりかねないと危惧している。	国民年金課に在籍していた時に、窓口に来所された被保険者より過去の年金記録に調査を依頼され、記録統合されていない年金記録を確認した時に、 他の被保険者の年金記録整備は、どれくらい堆積しているのか心配であった。	年金記録不整備になっている記録を来所された時点で、本人確認できた年金記録は、早急に登録手続きをし年金請求手続き等に備えられる様、また年金記録統合整備したうえで、年金制度に理解と興味を抱いてもらえるように、微弱ながら、制度浸透に動しんだつもりであったが、予想以上に年金記録に不備が生じている現状に日々驚くとともに、一日でも早く問題解消に邁進する所存です。
10648	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		平成9年の基礎年金番号導入時において、記録の確認が不十分であったため、必ず記録の漏れ等が出ることが想定されたはず。もっと年金というものを知ってもらい、大事なものなんだということ知らせる必要があった。 報道がされるようになってから。	年金記録の判明により、年金額に直接影響する受給者の方々の記録については、少しでも早く再裁定処理が行われるよう、記録補正については、できるだけ即日処理が行えるように努めた。 基礎年金番号導入時に、とくべつ便のような形でご案内することで、今より長い年月をかけ、調査・回答ができたことと思う。年金請求時において、過去の記録を思い出せといわれても、なかなか思い出せないことの方が多いと思う。ましてや標準報酬となると余計に当時の金額を思い出すというのは難しい。であれば、基礎年金番号を統合する際に、自身の年金記録を周知する形をとったほうがよかったのではないでしょうか。
10649	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていること以外にはありません	お客さまに協力をいただきながら地道に作業をするほかないと考えます	紙台帳から機械化へ移行した際の収録もれと認識しています。一般的に報道されたときです。	地道に作業するほかないと思いました。紙台帳から機械化にする際に丁寧に記録を移すべきだったと思います。
10650	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	質問の「この問題の」の"この"が年記録問題全般を指すのかどうか不明瞭ですが、同様に、マニュアルや疑義照会の回答等においても、誰が見ても同じ解釈ができるものでなければ今後も新たな問題が発生しかねません。問題解決に向けた取り組み自体も、十分に内容や実施方法の精査、またその理解が図られないままに行われてきていると思います。時間的な目途ももちろん必要でしょうが、大事なのは問題を確実に解消することですから、何をするかではなくどのように実施するかのほうが重要だと考えます。	採用当初(平成13年度)は、国民年金適用担当課だったため、氏名や住所等が事実と相違している記録を見ることが時々あり、見つけた際に随時訂正していましたが、当時は国民年金に係る事務の大半は市区町村で行われており、遅くとも年金請求時までには市区町村で保有している記録との突合により整備されるものと考えていました。 また基礎年金番号に統合されていない手帳番号については、毎年順次行われている調査・補正作業により解消されていくものと捉えていました。 その後、様々な問題が表面化し、従前の事務処理計画では到底解決できない深刻な状況であることを認識しました。	全ての業務が年金記録に直接的に関わるものばかりではなく、組織の全ての業務内容の詳細を把握するのも困難です。ついては、どのような業務でも事前に十分に周知、意見集約、問題点の解決を行ったうえで実施する必要があると思います。いまだ批速な業務も多々見受けられますが大丈夫でしょうか。
10651	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		【年金記録問題をどのような問題と認識していたか。】 私が問題として認識しているのは、次の2点です。 1点目は、不況下において、年金保険料の収納率をあげるための手段。 (行政側) 2点目は、年金保険料申告時の改ざん。 (保険料を負担する側) いずれにしても、コンプライアンスの遵守であり、特に行政側においては、情を はさむこと自体が問題。 【そのような問題が存在することを知った時期】 小泉元総理大臣の年金記録盗み見から波及した年金記録改ざんの ニュースを見て。(平成17年頃)	コンプライアンスの遵守であり、特に行政側においては、情をはさまないこと。
10652	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録が見つかったからといって、年金額が増えるだけではなく、減ってしまう事もある事。	記録統合により減る場合、記録の統合はして、年金額を減らさない。	記録問題が明るみになり知りました。	とにかくお客様の立場にたって記録を見つけてあげようという気持ちで対応しました。
10653	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10654	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在、全職員でお一人お一人の記録を確認し、回答しているところですが、回答するにもかなりの知識を必要とするものが多く、今以上の知識ある職員の 配置を考えていただきたい。	給付課の業務に携わった中で、本人の記録であるか確認するも、記憶にないとの回答から統合されない手番があることは認識していました。 しかし、これほどまでの数の未登録手番とオンライン化されていない台帳があることは、新聞報道で知りました。	基礎年金番号が導入された際に本人からの回答がなく、統合できない手番の追跡調査をしていれば、これほどの未登録記録が残ることはなかったと考えます。
10655	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号が導入されて以降、未統合記録保有者に段階的に照会をしていたと認識していますが、照会未回答者への対応が社会保険庁まかせであったことと、具体的な未整理件数の周知および対策などが地方庁へ無かったことは問題であったと思います。	あまり意味は無いかもしれませんが、基礎年金番号導入以降、前述のような照会をおこない、やり方には不備があったものの、決して放置していたわけではないということの国民への周知と、未回答件数などの公表をして、記録問題に対するある程度の理解を求めること。 解決策は、現時点では全力を挙げて最後まで整理することしかないと思いますが、現在の人員では限界があり、増員および効果的な人員配置による質の高い事務執行体制を確立することだと思います。 具体的には、その業務に精通したプロ職員を育成するなどが挙げられますが、公務員時代の名残で一通りの業務を満遍なく経験させるという現在の方針ではいつまでたっても素人集団でしかなく、質の高い業務を継続していくことは不可能だと思います。改善を要望します。民間でも、専門職と総合職の区分がありますが、機構も民間組織なのであればそういった議論が無いのはおかしいと思います。あと民間でも経費の節約はしていると思いますが、必要なものには多額の設備投資をしています。国家的プロジェクトと位置づけるなら、人員増の経費も含め、それらのことについても策を講じていただきたいと思います。	前述していますが、基礎年金番号が導入された段階で全庁挙げて早期整理を推進するべきであったと思います。問題提起が行われなかったことが一番の問題点であったと思います。自分自身としては、宙に浮いた記録5000万件という報道を聞いたときに、初めて大問題であるとの認識でしたので、19年6月に知ったことになります。	一日でも早く問題解決のため、最大限の努力をすることしか考えれず、自分自身では努力をしてきたつもりですし、これからも更なる努力をするつもりです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10656	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号に統合されていない番号が存在しており、誰の年金番号がわからないため、年金の支給がされていない。 未統合の年金番号が多数存在するということで、件数調査があると聞いた。(平成17年～18年頃、業務センター勤務時)	平成19年から社会保険事務所へ赴任し、ねんきん特別便が発送された。実際にとれた対応は、窓口へ来るお客様の年金記録を調査すること。電話での相談や、特別便の調査及び回答作成。 最終的にはお客様の確認が必要となる場合が多いが、申立て以外でもれている記録がないか調査を行なった。 年金制度の改正による周知・広報が不足していたのではないかと思う。 事務所・社会保険庁職員の記録管理に対する意識が低かったことも原因と考えられる。 年金の番号は、年金受給の手続き時に確認するとされていたと認識していたが、確認がもれてしまえば記録が統合される機会を失ってしまうことになる。
10657	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	現状、土日などで支援をしていますが、専用チームなどを作り対応していくのが望ましいと思います。	問題発覚以降に知りました。	当時は台帳の記入のシステム等に問題があった様に思えます。 現在ではオンラインシステムでの機械入力になっているので、入力漏れ、誤りを起こさないように慎重に処理をしています。
10658	本庁	その他(本庁)	世間一般に知られていない問題は知りません。		[redacted]それ以前は事務所に出向していましたが、そのときに年金記録問題が出てきたと思います。そのときはこれほど大きな問題になるとは考えていませんでした。年金記録問題は組織、職員の法令遵守の意識が低かったために起こったものだと思います。	(8)で書いたとおり、平成16年以降はこの問題に関係する業務を行っていなかったため、具体的に対応したということはありませんが、先月から今の部署に配属になり、この問題にも関係する業務を行っております。自分が行っている事務が法令に沿ったものであるかを常に意識して業務を行っていきたいと考えております。
10659	地方庁	その他(社会保険事務所)	今回の問題が発生して初めて知ることばかりでしたので、特にありません。	現在実行されている方策以外に現時点で思いつくものはありませんが、最後の1件まで解明する心構えで、あらゆる方策を講じるべきと常に考えています。	国民の皆様にご理解いただけない状況が、なかば当然のことのように行われていて、それに気づかなかったことが、この問題の根源であると認識しています。 自分自身もその状況に気づかず仕事をしていましたので、それを知ったのは国民年金の免除問題が全国的なものになった頃でした。	将来、同じような問題が発生することのないように、ひとつひとつの仕事を疎かにせず、慎重に対応するようにしました。 根本的に「年金記録」の重要性というものを、その時、その時の取り巻く状況に左右されてしまったということがあると思います。年金記録は、何ものにも最優先され、絶対不備のものであることと認識すべきと考えます。
10660	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まず、未統合記録の中でも、未だWM上で確認できないないような記録(紙台帳やマイクロの記録)を整備してから、本人へ照会するべきだと思います。 結局今回記録が整備されていないまま本人へ照会しているため、相談時間が長引き、また、2度3度と本人へ照会しないといけない状況となっていると思います。	老後の貴重な年金、本来受け取るべき年金が受け取れない、または減額されているということは、あってはならない問題だと思います。 このような問題がこれ程根深いものだと知ったのは、この問題が起こってからでした。	年金記録問題で窓口対応の際に、対応したお客様の記録が一つでも漏れることがないよう出来る限り検索を行いましたが、窓口にはお客様が溢れひとりのお客様に掛けることのできる時間は限られていました。 やはり、出来る限り記録を整備してから、本人へ照会するべきだと思います。 年金記録問題は短時間で解決できる問題ではなくコツコツと時間を掛けてこそ解決できる問題だと感じました。 年金受給時に本人の申し出により未統合記録があれば整備すればいいという考えが誤りだったと思います。
10661	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	年金記録に携わった職員全員で確認にあたることだと考えます。 年数の経過により記録を管理する媒体の変遷があったことも、記録保存のうえで誤りを招いた原因のひとつとなっています。また、紙台帳については、当時厚生年金記録としては、現在本人確認に必要な住所の登録が必須項目でなかったことも残念な事実です。国民年金については、被保険者台帳は更新に更新を重ねており、その後オンライン化されましたが、オンライン化にあたっては、喪失者記録の住所データが切り替え非対称であったことなどから、不備記録の整備が済むまでは台帳の保存をすべきであると、申し上げた事務所が多数ありました。現実には、理解を得ることができませんでしたが。 <ひとつずつ、中途半端にしないこと>これだと思います。 また、これまでの記録について、ご本人様との記録確認を毎年行うなどの整備をおこなっていたならば、現在のような事態にはならなかったのではないかと考えます。年金記録という長期間にわたる記録の整備保管については、その使用に耐えうる媒体での確実な保管を行うこと。 そしてこのことは、お客様の責に帰すものではないため、行政側の責任として私共の組織が国	平成9年1月に基礎年金番号制度が始まりましたが、その際に未登録の手帳記号番号が存在しているとの認識から始まりその後、そのほかにも様々な問題が内在しているとの認識をもつにいたりました。	お客様の視点にたつこと。まずはそこから始めてみようと考えました。 行政側の立場での視点はひとまずおいて、お話をうかがい必要な点については、ご案内させていただきながら、ひとつひとつ、確認作業をすすめること。 年金記録は月日の積み重ねでもありますから、王道はありません。着実にひとつずつというスタンス。これは、これまでもこれからも大切にしていきたいと思っております。 また、この組織の形態がどのようなものであろうとも守るべきは国民の社会保険制度の一環としての年金制度です。					
10662	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	ある一定期間、人、物、金を集中的に投入し解決をはかる。ただし完全な解決は無理なので、解決できない理由を丁寧に国民に説明して、この問題がなぜ起きたのか、誰の責任なのかをハッキリさせ、過去にさかのぼってでも責任の所在をあきらかにすること。そして厳正な処分を行うこと。	私が入庁した時にはすでに、オンラインシステムが導入されたあとだったので、紙の台帳と記録がちがったり、漏れていたりすることは、普通のことで、判明した時に訂正するものと思っていました。またそのように上司からも聞いていました。 この事を問題として認識したのは、マスコミ等で報道されるようになってからです。	問題意識がなかったので、業務の一部として処理していました。 もう少し上司に、紙台帳からオンラインシステムに移行した時の状況など詳しく聞いて、問題意識を持てばよかったのではと思います。 しかし、組織として問題意識が薄かったようなので個人で持つのは難しかったのかなあとも思い
10663	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと考えます。		適用事業所及び各被保険者の方から納付いただいた年金保険料に基づいて、年金給付事務を適正におこなっていくことの重要性について、改めて再認識する機会になったと考えます。基礎年金番号の導入より、年金受給手続きをおこなっていただくまでを目途にと考え、統合確認作業をすすめていくなかで、受給中の方、すでにおどくなりになられた方の記録においても確認不足があったこと、今回の問題が提起されて、知ることとなったことが、この職場で働くものとして認識不足だったと痛感しています。	全職員の対応にて、受給者、被保険者の方の記録について、、再確認していただけるよう、窓口及び電話による迅速かつ適正な対応ができる職場体制を 整えることをおこない、現在の記録との照合作業において、総合的に不足することのないよう、可能な限りの聴取にて、適正にすすめることを念頭において取り組んできました。制度改正及び事務取り扱いについて変更がおこなわれる時期(紙台帳より機械化)等、慎重をきす必要があり、その後の長期的展開について書面化した実施要領等を全職員が同じ認識にて遂行していくことは、とても重要だと考えます。制度発足当初より現在まで、たずさわる職員においても複雑となっている年金の制度について周知不足と指摘を受けない取り組みを今後の反省点と考えています。まずは国民の方よりの不安、不信を取り除けるよう実務につく私たちが適正に業務をおこ
10664	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金(記録)関係に携わったことのある職員を相当数動員して、当面現在の問い合わせ分に対しては、早急に一定の回答を済ませる必要があると思います。 今一番国民が望んでいること、社会保険庁が(年金機構になっても)優先しなければならないことはこの記録問題だと思います。単に収納に関するあらゆるテクニック(強制徴収一遇、口座振替・クレジット、割引など)が十分でないことが社会保険庁の不信を招いているのではないと思います。こういった一連のシステムの関連性について社会保険庁についても解答していただけないことが多く(最近もありましたが、)、これら単純化すべき日常業務を複雑化して、国民のみなさんからシステムを含めたいっそうの不信を招き、業務量を増やすことより、今は、記録問題をいかに優先していくかを考えなければと思います。	社会保険に勤務して17年ほどになります。過去に国民年金の部署にいたときに納付していたとか、いなかったとかという国民の皆さんからの窓口でのトラブルが、まったくなかったということはありませんでした。 それでも、マイクロや市町村への紹介などを調査し、やはり納付記録がなかったことをお伝えしたりしたことは数件あったと記憶しています。私も記録の管理は社会保険システムを活用して入力誤りなどないようにがんばってきたつもりですが、コンピューターのない時代や、率直に言って「人」のすることですし、お客様記憶違いもあるでしょう。証拠のない以上、若干の問題はあるのではないかと思ってはきました。 しかし今回の問題となったような「量」・「質」として存在するとは正直職員としても驚きでした。	この記録問題を確実に終了させることは正直困難ではないかと考えています。しかしいま、回答をお待ちしておられる国民の皆さんには早急な回答が必要だと思います。 この問題に関する責任の所在、業務の流れと社会保険庁・地方庁の関係や、特別便の回答もままならない時点での、定期後の問い合わせなどの二重の問題など、国民の皆さんは社会保険庁にむしろ不信感を増大させていないでしょうか。年金機構への組織替えは「逃げ」といわれてしまいました。 国民の皆様には記録問題には長い歴史上の問題を抱えており、確認作業にはやはりある一定の時間がかかることなど十分理解していただき、その間に、社会保険側の業務体制をある程度の整理してからはじめる必要があったと思います。 当事務所では、所長自ら実質上の責任者として実務にも当たりつつ(そうでなければ、どこに問題があるか肌で感じることはできないと思います)、なによりも特別便の事務処理の流れ、体制作りを管理者・職員とともに考えてきました。(そのため、正直おざなりになった事案があることは否定できません)。しかし、子に問題の根本的解決は相当困難で、正直政治的決着も必要ではないかと思うこともあります。 しかし、この記録問題への真摯な姿勢は、たんに社会保険庁を庶民からのわずかばかりの収入
10665	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	・専門のスタッフを配置し、集中的に処理をする。 ・いまだにオンライン化されていない記録が存在するとのこと。早急にオンライン化すること。	・私が入庁した当時は、紙台帳にて記録を進達していたと思います。今、考えてみれば、進達する際には氏名に振り仮名を振っておけばと思いました。 ・基礎年金番号を導入した際に、氏名索引しても検索できないことが判りました。	・名前のフリ仮名は必ず記載するよう事業所等へ指導しました。 ・オンライン化となった昭和62年以降は重複付番をしないように努めて参りました。 ・オンライン化の導入及び基礎年金番号の導入時期に、すべて検索できるように時間をかけて、システムを計画すべきであったと思います。
10666	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	ひとつずつ、手番をへらす努力を地道に続けることだと思います。	すべてを確認とるのはできないと思った。	本人も忘れている記録を結びつける努力。
10667	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	人手を増やしての突合作業を行うこと。1つ1つの記録について、確実な確認作業を行うしかないと思います。	統合されていない記録が5000万件もあるとは、想像もしていなかった。マスメディアの報道で、初めて知りました。 本人記録の確認の際は、旧姓での検索や別読みの検索等を行っており当然、コンピュータの記録が正しいものとして業務を行っていました。	育児休業を取っており、業務上の対応はできていません。 反省点としては、基礎年金番号制度の開始時の周知不足や記録確認において本人申請主義であった考え方に問題があったのではないかと思います。
10668	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ソフト・ハード面の整備を速やかに行い、システムの改善をし、スピーディな処理が行えるようにすること。また、経験のある職員を集め(退職者等を含む)問題の解決を図る。	記録として保存しているものの、記録に名前の登録がなく誰の記録か判明しないことに対し、本来加入者の方の年金として支給すべきものとして算入されていないことは、年金制度に対して不信感をあらわにする方が多くなると認識した。このような、名前の登録のない記録が存在する事を知ったのは約10年位前であるが、今回、記録問題が発覚した時点で同じような事象がこれだけ多くあるとは思わなかった。当時、担当者に確認しても、名前の登録のない記録は時々あると聞いただけでした。あまり問題視していなかったと思われる。	直接被保険者記録を扱う担当課に配属されなかったので対応策は、何も考えていなかった。また、オンライン化になる前の紙台帳時代の記録も庁に正しく進達され、正しく記録され、オンライン化になった時も、正しく記録が移されていたと思っていた。今回の問題が起こった背景には、年金記録は、本人が年金請求を行う際に確認すれば問題がないと考え、加入記録は本人が記憶しているものとして本人まかせ(他人任せ)の考えがあったことが、第一の反省点とおもわれる。 基礎年金番号導入時、記録確認作業をきちんとしてから導入すればと思った。
10669	地方庁	その他(社会保険事務局)		大勢で集中的に処理をする。	大変な問題だと思っている。 存在を知ったのは、報道があった頃。	期間照会や窓口対応時、被保険者の記録をできるだけ見つけるようにしていた。 反省点としては、被保険者がいくつも手番を持っていたこと、社会保険で機械入力する際、きちんと確認したふりがなで入力しなかったことが挙げられると思う。
10670	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	報道されている以外には知りません。	現在の方策でよろしいと思います。 他に具体的に有効な手法は思いつきませんが、解決までのスピードは重要だと考えますので、人員を増員する等して早期の解決が年金制度の信頼回復に繋がると考えます。	適用課に在籍の経験がありますが、現在のような問題があるとは認識していませんでした。 年金記録問題については、一般的にマスコミによる報道がされてから認識しました。	被保険者が年金受給するための大事な記録であるという認識が低かったのと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10671	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金記録問題と言ってもいろいろなケースがあると思いますし、厚生年金でいえば昭和16年から始まっていますので、これまでどこが、どのように管理をしてきたのか、電算化されてきたのか、全経緯を把握できているわけではありませんが、国民の皆さんのお気持ちを考えますと、変遷経緯を把握した上で、記録を全て被保険者ファイルに収録して、本人の申出に基づいて、徹底的に捜していくべきだと思います。 ただ、申出さえもできない場合や収録すべき記録自体がなくなっている場合もあると思いますので、一定の範囲の方を含めた「申出」だけでも、認めていかざるを得ない場合もあるのではない	年金の裁定請求時に本人が記載する職歴に基づいて記録確認をしたうえで、年金を決定するものと思っていましたので、平成19年の「宙に浮いた5000万件」問題が報道されて、初めて、被保険者ファイルに収録されてない記録がたくさんあることを思い知らされた次第です。	直接の担当部署にはいませんが、記録問題の支援については、センターの優先順位に基づき、対応してきたつもりです。 厚生年金は15歳以上の適用事業所にはたらく者、国民年金は20歳から強制適用(かつては任意でしたが)なわけですから、適用する側が、長期的・正確に被保険者記録を管理していくという観点が欠けていたのではないかと思います。
10672	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳と全件突合すると聞いていますので、解決できると思います。	マスコミ報道で初めて知りました。	オンライン化の時の処理の仕方、入力後の確認の仕方が大きな問題だったと思います。
10673	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	地道に記録を判明させていくしかない。	平成6年当時社会保険事務所に入りたてのとき、厚生年金の資格取得を担当時に疑重複者に年金手帳を払い出差ざるをえない状態だったため本人特定が難しいと認識していた。当時も本人へ照会する業務を行なっていたが事業所の担当者に聞いても不明との回答が多く、保険証も出さなければならないこともあり特定は年金手帳に疑重複がある旨の付箋をはり重複取り消しを促していた。	出来る限り事業所に本人特定をするよう連絡していた。 現時点でみた場合にこの問題点は、基礎年金番号導入前のため、年金加入時に住所等本人確認できる項目が無かった点。 事業所も本人の口頭のみで生年月日、名前を確認していたところも多かったため本人確認の難しい記録が収録されていたのではないかと思う。
10674	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	1件ずつ地道に慎重に解決していくことが大切かと。解決を急ぎ誤りがあると意味がないので。	早急に解決しなければならない問題と思います。 未統合の手番記録があることは、日常の業務のなかで届出により統合することはありましたので知っていました。	事務所で年金記録の窓口に出ていましたので、お客様一人一人の話をよく聞き、丁寧な対応につとめました。 記録に対する管理体制の甘さ。
10675	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号が出来てから本来1人1番号のはずが、重複して払い出されているケースがある。同姓同名で生年月日も同じ方が全被保険者でなかで結構いるため、また、住民票の住所と現住所が違う場合などあり、本人特定が難しい場合がある。	20歳時点で番号を付けるのでなく、出生してから番号をつければ良いと考えます。	基礎年金番号が出来るまではそれぞれの制度で、また厚生年金の場合は勤務先が変わる度に番号が払い出されており、1人に重複して番号があったことは採用されてから(H12年10月)知りましたが、紙台帳から磁気媒体へ移した際の漏れがある等は年金記録問題の報道があってから知りました。 報道後、支払った年金が給付に正常に反映されていない方がたくさんいることを知り、重大な問題であり、一刻も早く解決を図らなければならない問題であると認識しました。	年金記録問題への解決は義重要課題であることを認識し、被保険者・受給者からの照会に対し、1件1件丁寧に漏れがないか対応をしました。 現時点でみた問題としては、年金受給者までに記録が正常になれば良いという後回しにしたこと、基礎年金番号導入後にもっと番号統合への取り組みを強化しておくべきであったこと。もっと早く(基礎年金番号導入時より)被保険者・受給者の方に定期的に記録の案内を送付し確認してもらうことが必要であったことが挙げられます。
10676	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題が何を以って解決とするのかが不明瞭な中で、提出いただいた特別便・定期便に基づき本人に結びつく可能性のある記録の調査に全力を挙げて取り組むことが第一だと思います。 その際に職員のスキルの差による調査結果の差異がないように、定期的に研修の場を設ける必要性を感じます。 また、この問題が深刻化した背景には、社会保険庁の組織に対する不信感もあると思うので、現場の職員として電話や窓口での応対をより丁寧に心がけることで信頼を回復しなければならないと考えます。	平成17年に採用されたため、入庁後まもなく年金記録問題が表面化したのですが、当初は基礎年金番号導入の際に手帳記号番号の統合が不完全であったためにこのような問題が生じたと認識していました。しかし、お客様の応対をしている中で、問題はそれだけに留まらないことを知りました。紙媒体の台帳記録をコンピューター化する際の入力誤りや、旧台帳記録の存在を知ることになったのも記録問題が世間で大きく取り上げられるようになった平成19年6月以降です。 全体像が見えてくる中で、新たな問題も発生しました。再裁定にかかる時間が予想以上に長くなり、「いつまで待たせるのか」とのお叱りの声を受けたり、年金額が減額になるケースについて「窓口では一切そんなことを言われなかった」との声も頂戴しました。 年金制度自体の複雑さに加えて、あいまいな知識に基づくあいまいな説明が、問題をより深刻化させてしまったのではないかと考えます。	年金記録問題が表面化した当初は、制度の変遷や歴史的な経緯など知らないことが多く、お客様の質問に即答できないこともありました。そのような時には上司や先輩などに聞いたり、資料を読むなどして、お客様に納得いただける説明をするように心がけました。 また、説明の際にあいまいな言葉を使用することを避け、できるだけ分かりやすい言葉での対応を心がけました。 現時点での反省点は、記録調査のスキルをもっと早い段階で磨いておくべきだったということです。職員のスキル次第で、本人に結びつく可能性のある記録が漏れてしまうことはあってはならないことです。しかし、実際の現場ではスキルの差を埋めるための具体的な方策がなく、個人の努力に委ねられていたように思います。
10677	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	現状どおり、1件1件づつ丁寧に根気強くおこなうのが、やはり得策だと思われます	長妻大臣が野党時代に指摘したこの問題は、週刊誌で初めて知りました。 正直5000万件と聞き驚いたことを記憶しています。	恐らく、平成9年の基礎年金番号導入時にも擬重複について、被保険者に対し通知していたのを記憶しています。ただ、当時は年金関係もさほど注目されておらず、通知の返送率が低かったと聞いたことがあります。今みたいに、追っかけ調査する時間と予算及び命令があれば、ここまでずさんだ何だと言われない組織であったのではないかと。
10678	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。		政府としてお預かりしている記録に問題がある場合、制度に対する国民の信頼がなくなると考えました。 記録問題につきましては、平成19年5月ごろのマスコミ報道により初めて知りました。	これまで以上にお客様の話を十分聞かせていただき、また氏名索引等により記録のモレや誤りがないか、徹底して確認していきました。 これまで国民に年金加入記録を情報公開してこなかったことが、結果として記録問題を発生させたと考えています。
10679	地方庁	その他(社会保険事務所)		三者委員会での記録訂正を柔軟にする。 本人の申立を再優先するように。	18年採用で部署が総務課だったため、ニュースで知るような形であった。	総務課だったが、特別便窓口等で対応時間を設けた。 記録もれに対する危機感の薄さ。
10680	地方庁	その他(社会保険事務局)		人と時間をかけてじっくりと取り組むことが大事だと思います。	一般的に知られるようになったときに知りました。 それまでは、「年金請求時に過去記録を確認していただく→確認ができないものは期間照会をしていただく」という手続きで確認ができるものだと聞いていました。	年金記録についての情報が全く知らされていなかったので、情報の共有というか、過去の年金についての資料や研修があればよかったと思います。
10681	地方庁	その他(社会保険事務所)	1.現在のところ存じ上げません。	1.現時点では受け付けした照会について1件ずつ回答を着実にこなしていくほかないと考えております。また、新たな年金記録問題が発生しないようコンプライアンスのもと現在の業務を行っていかなければならないと考えます。	1.記録管理の正確性だけではなく、事業所等からの届出を正確なものと仮定し運用してきたことにより、被保険者自身が自らの年金記録を確認する手段が乏しかったということ。また、そのことが長年に渡り問題が蓄積されていったということ。 以上のことが現在の年金記録問題だと認識しております。 2.採用2年目(平成18年)の国民年金業務課配属時です。	1.(a)正確性を高める為に入力ミスのないようチェック体制の強化を図ること。(b)届出書の記載状況から理解不足と思われる事業所担当者に対しては電話にて指導を行うようしたこと。 (c)年金相談では標準報酬の説明を丁寧に行うようしたこと。 2.管理されている年金記録について被保険者本人に情報として通知する仕組みが整備されていなかったことを反省点として考えます。事務上の誤りは避けられない以上、誤りに早く気付く仕組みを今後はつくっていかなければならないと考えます。 また、国民の年金記録を管理しているという自覚が足りなかったということが当然ではありますが一番の反省点として考えております。
10682	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	滞留している事務所があれば、比較的おちついている事務所が応援するなど一際の協力体制の強化を図る。	制度過程における問題(申請主義等)であり一定のやむを得ない点はあると考える。しかしながら、過去における認識の不足もあると考えている。 認識しだいたのは、年金問題が発生してからです。	特になし
10683	地方庁	社会保険事務所課長級以上			初めは、基礎年金番号ができた時の統合漏れではないかと思っていたが、報道等を見て(聞いて)、それ以外でも収録されていない記録がある事を知りました。	お客様の大切な記録なので、誠心誠意対応し、納得していただけるようこころがけている。反省点としは、まず年金受給者の記録の解明をし、終了したところで次に進むようにしたらよかったのではないかと思う。
10684	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	今以上に、人と時間を年金記録問題に集中させる。	入所した頃から、すでに年金記録問題が大きな問題としてとらえられていました。	本来業務に加え、年金記録問題にも積極的に対応した。
10685	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	年金記録の整備が必要です 本人の記録はいつでも閲覧可能とする	社会保険庁の最重要課題と認識している 新聞報道など	自分でできることは対応いたしました
10686	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		厚生年金資格取得時に手帳の番号を記入しないで提出があった場合に 前歴等を確認できないと新規付番しているため、一人の人にいくつもの番号があるのは、気づいていました。それが今の記録問題にもつながると思いますが。	事業所へ電話をし、以前に厚生年金加入したことがないか、前住所の確認をしていました。 聞き出せない場合それ以上の対応はできず、新規で払い出していたのが問題点だったと思います。
10687	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10688	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		平成9年1月に基礎年金番号導入時に問題が生じると思っていたが、このような問題となるまでは認識していなかった。	窓口に年金手帳をお持ちのお客様などは、統合されていない手番が確認された都度、統合処理をしていた。年金受給時に統合すればいいという案内はしていない。 基礎年金番号導入時に手番の整理を怠ったことによるものと思います。また、紙台帳からオンラインシステムに移行した時の氏名のフリガナ入力ミスが多い 厚生年金記録は住所がないため本人確認が困難など反省、改善しなければならない点は多い。
10689	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題で知っていることはありません。	既に受け付けている年金加入記録の照会に対する回答をもっと早く行うようにすべきだと思います。そのためには、ねんきん特別便の処理が遅れている事務所では職員一人ひとりに、一週間に処理すべき特別便を割り当てるといったことも必要だと思います。 また、特別便の処理が遅れている事務所に対する応援をもっと行うべきだと思います。	国民の方々のために迅速に解決しなくてはならない問題だと考えています。 このような問題が存在することを知ったのは平成19年6月頃です。	年金加入記録についての相談者の方の立場に立ち、丁寧な窓口・電話対応を行いました。 また、平成19年6月には約2週間、目黒に設置されたねんきんあんしんダイヤル(臨時電話受付センター)へ出張し、電話応対を行いました。 社会保険庁はこの問題の解決にもっと早い時期から取り掛かるべきであったということが反省点のひとつとして挙げられると思います。
10690	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	各事務局ごとのマニュアルは作成しているとは思いますが、更なるマニュアルを構築し日本年金機構共通マニュアルを作成し、知識を持っている職員だけでなく、非常勤等もそのマニュアルをみれば回答できるような体制作りも必要かと思います。	H18年頃テレビでの報道がすごかったので大変な問題が起こったなというのが最初の感想です。しかしテレビでの報道や情報が伝わるにつれて年金受給者の皆様にご迷惑をおかけしていると認識が改まりました。	事務局として事務所に窓口支援等積極的に行いました。
10691	本庁	その他(本庁)	知りません。	大量の未統合記録や未納記録などの確認、整備に対して、迅速で丁寧にきめ細やかな対応を行い、正しい年金額を支給するには、窓口対応と記録調査確認と再裁定処理をする職員を増員することと考えます。	年金記録管理の不備と不適切な事務処理についての問題と思います。 新聞、テレビなどの報道で知りました。	お客様に、過去の職歴や国民年金の納付履について、未統合記録や納付記録の誤りなどが無いか丁寧に確認を行い、法令を遵守し適正な事務処理に努めました。 年金裁定においての年金記録整備について、個人の記憶と管理に頼ったこと、個人と社会保険庁が同じ記録情報を各個人ごとの一つの番号で管理し、共有しなければならないと考えます。
10692	地方庁	社会保険事務所長	ございません	一番早く解決する方法は 回復対象者でない国民も納得するようないわゆる「救済」(法改正か運用の 判断基準を示すかして)しかないと思います。	平成19年に入庁し、現大臣が国会で追及されるまで知らなかった。	事務所段階では、ほぼ手作業にちかい個別の作業で一つ一つ解決するしかない。記録回復委員会が、判断基準を次々と示していただいているのは現場にとってたいへんありがたい。 作業の手順が間違っていた為、現場が混乱したが、緊急事態下でまったなしであったことから仕方がなかったと認識している。 根本的な原因は、すでに明らかにされている。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10693	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在、国民年金の記録補正を担当しております。 その際に思うことが、記録を追加しても警告が出ない場合があり、入力担当者が気づかず、お客様に迷惑がかかることがあります。 具体例) 厚生年金21．1．1取得—21．3．1喪失 厚生年金21．10．1取得 この厚生年金同士の間に1号記録を入れても、次に厚生年金取得が入ってるにもかかわらず、警告が出ないようです。後の厚生年金記録が入力と前処理のタイムラグで把握できない場合に、喪失を入れずじまいなので、必要ない期間の納付書が送付され、不信感をあおることにもなるし、事務処理も二度手間になるかと思います。	問題点をその都度、事務所から報告できる環境にし、可能であれば、システムで警告を出せるように変更するなどできるといいかと思います。	年金記録問題が取りざたされるまで、問題の重大さを分かってはおりませんでした。その当時は、年金手帳を確認し、もう一つの番号が発覚した際に統合手続きをいただく、そして、その機会がない方は年金受給時に記録を元に番号を探し出し統合するため、時期が遅いという認識はありましたが、問題に発展するまでは「問題」という認識は薄かったように思います。	基礎年金番号制度導入時に、お届けがなかった方たちに、催告や周知を徹底する必要があったかと思います。 また、少なからず、問題に気づいていた職員も多いかと思うので、一人ひとりが後に起こりうる問題点にも注意を払って業務に取り組み、意見の交換が必要だと思います。
10694	本庁	その他(本庁)			新聞等の報道によって。	年金に関する業務について、その重みについて十分に理解していなかった点があったと思いま
10695	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	解決に近道はないと思います。 記録調査に当たる人員を増やすことによってのみ解決を早める道だと考えます。	報道で初めて年金記録問題が存在することを知りました。 一人が複数の年金番号を持つことはそれぞれの年金制度ごとに手帳番号を払い出していたため、制度上あり得ることだと感じましたが、報道があるまでは、ここまで解決に時間がかかるとは考えもしませんでした。	このような問題を起こしてしまった組織としての責任を重く捉え、一歩でも解決に近づくために、ご相談にお越しいただいたお客様のお話を伺い、一件ずつでも記録問題の解決に結び付けていくしかないと思いました。 この問題の反省点は、一人に複数の手帳番号を払い出してしまったこと、基礎年金番号の制度ができた時点で、手番の統合を徹底しなかったこと、国民年金の市町村の保有する納付記録の処分を許可してしまったことなど挙げていけばきりがないと思います。今後二度とこのような問題をおこしてはならないと感じます。
10696	地方庁	その他(社会保険事務所)	共済記録の管理は社会保険庁が直接管理しているものではなく、調査や補正が難しいことが理解いただけない。 記録の調査・回答・補正・裁定の業務には複数の課、課所に渡るものが多く、窓口で対応する者一人で即時に処理できるものではないことが多々あるが、 なかなか理解していただけない。	データの移管を急ぐ。 各課の精通者を集め記録対策チームを作る。	時代とともに変化を続けてきた制度なので、過去の制度や事務処理の仕方をどうこう言っても仕方がないが、制度が複雑すぎて職員でもわからないことが多い。	安易な受け答えはせずに精通している方に確認をして対応するように努めた。 制度をわかりやすくする。
10697	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を増やして、記録の調査と本人への回答を迅速に進めていく。	国民全体に関わる重要な問題であり、過去の記録にも及ぶので解決には大変時間がかかるであろうと認識していた。4～5年前頃知った。	周りの職員みんなで協力し、特に電話や窓口応対に努めた。 記録の調査や再裁定等に大分時間がかかっているので、人員を費やしてもっと集中的に取り組んだほうがよい。
10698	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	世間で言われている宙に浮いた年金記録問題については、報道等がされるようになってから知りました。	過去の紙台帳時代の記録管理の不備については、現在の事務処理と異なるので何ともいえないが、念入りな処理チェックをしなければならないと考えます。 現在まで、未登録となっていた記録については、業務センターで保管されていた記録が何故今までそのままであったのか逆に知りたいです。
10699	地方庁	その他(社会保険事務局)				反省点 被保険者にたいして年金手帳の説明がなく、厚生年金の再取得時に別の番号で処理されたりすることが多々あった。そのため、年金請求時に記録の統合もれが発生している。60歳のときに、若いとき短期間だけ働いた事業所名や期間を記憶されていない方も多く、統合されないまま老齢年金の裁定がされている。
10700	地方庁	その他(社会保険事務所)	取り立ててはありません。	個々のお客様がどこで満足なさるかだと思います。	申し出主義を徹底されておりまして、恥ずかしながら国会で取り上げられて認識した次第です。	対応したお客様の分は取りこぼし無く終わるようにがんばりました。何より利用者の皆様への制度の周知だと思います。どんなに正確に事業を行っても認識して頂けないと意味が無いと思いま
10701	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		年金記録問題は、被保険者の生活に直接関わってくる重大な問題であり、 我々の業務運営にも大きな影響を及ぼした問題と認識している。 私が採用になった平成13年度当時の頃から、本人が領収書を保管しているのにもかかわらず、WM上で未納の履歴になっていて照会の申出を受けていたり、厚生年金の加入期間が本人履歴に登録になっていないため照会の申出を受けている場面を目にしてきた。	照会の申出を受ける際、時間をかけて本人と共に記憶をたどり詳細な当時の状況を引き出すよう努めた。 基礎年金番号の導入時に、現在行っているような定期便などで長期的な広報活動をすべきだったと考える。
10702	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成20年6月1日に任期付任用職員になったので、世間一般に知られている内容の年金記録問題しかかわりません。	相談室の職員なので来ていただいたお客様には丁寧に対応することを心がけております。上司のアドバイスを受けながら年金記録の本人確認等は大事にしていきたいと思います。		
10703	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度が、統一されていないこと 将来の生活設計が、成り立たなくなる。 大変なことだと思いました。 知ったのは、報道で取りざたされてからです。	まず、なんで一人でいくつもの年金番号が、払いだされるのか、不思議でした。 厚生年金なら一人一番号のはずです。 いくつも番号を取得しているかたにも落ち度があると思いますが、政府の広報も 足りないと感じます。 もう少し、市区町村と仲良く連携ができれば、ここまで、酷くは、ならなかったと おもいます。
10704	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	問題を作った人が責任をとって元どうりにして頂ければよいと考えます。	たいへん大きな問題と認識していました。昔のことでいつ頃とまではっきりと記憶がありません。	一人でも一月でもミスをしないように対応を当たり前の事ですが行ってきました。年金記録の仕事の大事さに昔は気がついてない人がいてずさんな処理を軽い気持ちで行いチェックもしなかったのか不思議で良く分からない点が多く現時点で見た場合に私が反省点を挙げることが出来な
10705	地方庁	その他(社会保険事務所)	特記なし	付け合わせを正確に行うとともに、調査に関すいる研修を行うべき	解消すべき問題であり、組織として紳士に受け止めるべき問題。18年頃。	過去の文献等の付け合せ・資料の収集。課員への伝達を行った。最初の研修・資料・判断基準が明確に示されていないため、過去の状況を知らない人には判断がつかない。特別便についても準備不足での開始のため、2度で届3度で間になり被保険者・受給者に迷惑をかけているので
10706	地方庁	その他(社会保険事務所)		民主党の方針に沿って、先2年から3年を重点対応期間に充てる。 住基ネット、旧姓申出による調査、ねんきん特別便・定期便での調査回答等、従来からの双方向による調査・対応を継続して行う。	平成5年採用時に厚生年金の資格取得処理を行う際、(当時は基礎年金番号が導入されておらず、)同姓同名の厚生年金記号番号がWM画面上で数名表記されているケースがあった。本人に照会したところ、2つ以上番号が統合されていないことが、なかにはあったため、全国的には厚生年金の番号が一人で複数所有している方が相当数いるのではと推定はしていた。 平成14年当時、国民年金納付記録が年度ごとWMで抜けている場合があり、紙台帳を確認後、納付記録を追加したが、オンライン記録も完全では無いと認識した。 平成16年頃、船員保険の年金で他庁照会のやりとりをしていたが、やはり年金請求時での年金記録調査であり、本人から調査依頼がなければ、年金記録が残ってしまうのではと認識していた。	年金問題が表面化する前でも担当レベルでは目前にある未統合記録を統合する努力は行っていた。 ただ、問題点を上部機関に伝達する手段がなく、上司に問題点を話しても、継続して問題意識をもってもらうことができず、また、そういう雰囲気に組織(上司)がなっていなかった。
10707	地方庁	その他(社会保険事務所)	私たちの調査は、基本的に被保険者名簿を元に確認しています。しかしながら被保険者記録と職歴が必ずしも一致せず、第三者委員会へ確認申立することとなりますが、そもそも被保険者名簿自体の信憑性が疑わしい場合があります。くせ字や濃度、あるいは老朽化などにより、判別に苦慮するケースです。その他にも、事業所からの届出ミスや記入ミスなど、一概に社保庁だけの原因ではないと思われるケースです。	被保険者名簿への記載は現在ありませんので、事業所からのデータが正しくされるように、広報・周知の徹底が肝要かと思われます。	正直、こんなに大問題になるとは思っていませんでした。	現在、全力をあげて調査業務に取り組んでおります。
10708	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。	一件、一件、正確な記録を調査し、お客様が本来受け取るべき年金を少しでも早く受け取れるよう、職員が一丸となって努力すべきだと思います。	大変な問題だと思いました。 問題が騒がれはじめてから。	一件、一件、丁寧に対応し、お客様の信頼を取り戻すよう、心掛けました。 反省点としては、基礎年金番号導入時に、もう少し大々的に国民のみなさまに周知をすればよかったと思います。
10709	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の特殊記録(年度月別記録が記録されていない記録)でマイクロも切り替え後しか保管のない場合で、S36～S46で納付、免除等月数しか管理されていない記録は一般的にはしられていないと思います。 その場合、オンライン記録に月別記録を収録する際(届書674)、社保庁の管理する記録だけではどこの月がわからない場合がある。 市町村照会すればわかる場合もあるが、市町村で台帳廃棄済みの場合は、本人が国民年金手帳(検認記録)や領収書を所持していない限り特定できない。 そのため過去の674処理で不明な場合、前後の納付記録から推測し、先詰めや後詰めの記録があると思われる 周知の問題とは思いますが、たとえばS40に6ヶ月の納付記録があるが、月が特定できない記録があった場合、4～9を納付とされている記録があったとして、本人が10～3の領収書のみ(または検認記録が10～3のみ4～9が検認記録なし)で、あきらかにこの年度6ヶ月のみと思われるが、本人様がすべて納付と申し出た場合、市町村にも記録がない場合社保庁側で否定する根拠	市町村台帳、マイクロ、オンライン記録の3点同時照合、それでも市町村台帳がない場合は判明しない。 しかし、裁定処理等行う場合必ず674処理が必要。 どこかの月に埋めざるを得ない。 オンライン後、20年時間があったわけで計画的に特殊記録の確認、収録を進めるべきであった。(市町村収納時代までに)	いろんな問題があると思うが、未統合記録のほとんどが、基礎番導入までの別制度運営による制度毎の付番。 社保庁だけの問題でなく制度上の問題、およびPR不足の問題だが、マスコミ等の情報が先行し「消えた5000万件」だけが一人歩きしたこと。 旧台帳等、オンライン記録に収録されていないものもあったが、単に転職等による複数付番がほとんど。 社保側の問題は年金手帳添付ない場合の取得届時の安易な新規付番、制度の周知不足、裁定時確認主義。 被保険者、事業所側の制度理解不足(行政側の周知不足) また基礎番導入後の裁定時確認主義による名寄せ等の取り組み、PR不足。 ほとんどのお客様は説明すれば理解してくれますが、一部はマスコミ報道を100%信じての一方的なであった。	不信をもったお客様には時間をかけて制度の経過などを説明し、理解を得る努力をした。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10710	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民一人一人にとって、とても大きな大切な問題だと認識しています。 平成18年当時、マスコミ・新聞等で連日のように話題になり、家族、友人の間でも急に関心が高まったのを覚えています。 年金記録問題:その人個人の、加入年金制度の記録のもれや、納付したであろう年度・月の未確認など、ほとんどの人が自身の記録を把握していなかった。また、年金制度発足当時は、地域の中で集金をしたり、市町村役場、保険事務所等でも収めることができたので、当時の記録・記憶を確認していくのはとても大変な作業となります。	反省点としては、当時は一人に一つの年金番号ではなく、就職する度に新しい番号を取得していた人が多く、管理を難しくしていた。(年金制度加入者も企業側もきちんと把握していなかった)と思う 個人の関心がうすく、自分の加入歴をあまり気にしていなかったように思います。
10711	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		昭和53年頃、適用課に於いて厚年の資格照会を担当していた際、会社を替わる度に新規取得する人が多いと感じた。	事業主の制度・事務に対しての理解が不足していると感じ、事業主への事務説明会では、年金手帳を銀行の通帳に例え再取得者の届出には注意するよう説明したつもりだが、事業主・被保険者双方にもっと広報すべきであったと感じている。
10712	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	・記録問題に係る業務についてはある程度経験を要することからベテラン職員の確保(職員の体制整備)が必要。 ・年金受給者に対する不安を解決するため、記録の整備を早急に進めたうえで公示させること。	・もともと年金の請求は申請主義であり、裁定請求時に本人の請求通り処理をしていたものであり、記録のモレなどが生じているとは思っていなかった。 ・記録管理については、当初紙台帳管理からオンラインへと切り替わった経過もあり、記録管理自体のあり方について認識が不足していた。 ・平成18年頃	・平成9年に基礎年金番号制度が導入されたが、本来1人1番を付し記録を整備されるはずであったものが、整備されなかったこと。 ・国民に対して年金制度が周知されていなかったことも考えられ、国民に対する広報(アピール)が不足していたこと。
10713	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度の複雑さ、重要さに対して記録の管理方法等が不十分であった。	個人では気がつかない部分も多く、できる限りの調査徹底に努めている。
10714	地方庁	その他(本庁)	特になし	新しい方策をもりこむのではなくて、ねんきん特別便の回答を終了するといった現在の方策を完結させるべきだと思う。量的成果を求めるような方向に事務方法がかわっているが、それも重要ではあるが、今私たちが必要なのは適正な事務、丁寧な対応だと思われる。そのためには職員の事務処理能力の向上が期待されるが、量的成果は限界がある。特別便の対応は時間がかかっても適切に行われるべきなので臨時職員の増員または専門知識をもつOBの助けは必要なのではないか。	実際にマスコミなどにとりあげられた時点で記録問題の存在を知った。仕事に従事する上では、手番が統合されていない被保険者の方が大勢いるなあ程度の認識で、それほど大変なことだとは考えていなかったが未統合の件数が公表されその数が想像以上に多くて事の深刻さを痛感した。	そもそも、年金の裁定時点において番号が統合されればいいという数十年の先のことを想定しないでその場限りの社会保険の事務処理方法やスタンスが現在の問題をひきおこし、反省するべき点と考える。 基礎年金番号の根本的制度の意義を念頭にひとりでも多くの方の年金記録が適正になるように、真摯な態度で事務を行った。
10715	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	とくに思い当たりません		本来、未統合の記録などがあってはならないのが前提であるが、裁定前など記録整備について、本人からの期間申し立てだけで調査確認を行ってきたことについて、それだけでは不十分であり、制度面からも業務面からも見直しをしなければならないと思いました。 認識したのは19年の年金記録問題がとりあげられたときです。	特別便や名寄せなど記録整備のもととなる作業、またそれに伴う記録整備を迅速かつ正確におこなうよう心がけました。 また記録照会により業務量が増える中で、委託業務がスムーズに行われ、業務処理量が増えるように見直しを行いました。 反省点は、 記録の管理はその時代にあったやり方で行われてきたのではないかと思いますが、近年PCや情報記憶媒体もとても進んできている中で、もっと早く旧台帳の映像化や社保への旧台帳送付、入力権限の開放を行っていればよかったのではないかと思います。 また年金の裁定時に期間申し立てをして記録を調査するというのは、遅いと思います。今回の特別便、定期便のように早いうちに統合がもれている期間などを調査しておいたほうが、記憶もあいまいにはならずよかったのではないかと思います。
10716	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10717	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	紙台帳における記録の機械化	年金行政を根底からゆるがす由々しき問題。 新聞報道がなされたとき。	経験不足もあり具体的なアイデアは思い浮かばなかったので、上司・事務局の指示どおりに対応しました。 自分自身でもっと具体的に年金記録問題を解決できる方法を考えれなかったかと思います。
10718	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	一件ずつ丁寧に対応する。	年金の裁定請求時に記録を統合するのでここまで多くの年金記録が未統合だとは思わなかった。 年金記録問題が大々的に報道されるようになってから。	年金相談や期間照会など国民の皆様からの照会についてあらゆる可能性について確認をおこなっている。 基礎年金番号導入後の年金番号の統合処理がスムーズに進まなかったこと、国民の皆様についても年金制度についての関心が今よりは低かったこともあり、広報不足が大きな反省点と思わ
10719	地方庁	その他(社会保険事務所)			老後の年金を決める大事な問題だと思います。番号をいくつか持っている人がいることは、平成3年頃からしっていましたが、年金請求時に本人に記録の確認をし登録するので大丈夫だと思っていました。	再就職の時などの手帳の確認・職歴の確認等をもっと徹底して行うべきであったと思う。
10720	地方庁	その他(社会保険事務局)		更なる台帳との突合。		オンライン化の際に、年金記録収録をもっと丁寧に行うべきだったと思います。氏名登録にしても入力できればいいといった感じだったのでは。記録照会業務に携わっていると、なぜこんな入力が?というのがありました。
10721	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	今現在も取り組んでいるところではありますが、早急に記録の確認、統合作業をおこない、特に受給者の方には正しい年金を給付できるようにしなければならないと思います。ただかなり複雑なので、精通した人がやらないとなかなかはかどらないところがあります。	直接記録照会の業務をおこなっていなかったこともあり、正直あまり問題意識がありませんでした。問題の存在を知ったのは、世間で騒がれるようになってからです。	コンピューターもない時代だったので、記録を管理するのが難しい面はあったと思います。問題が起こるまでは、本人からの照会がないと特に記録を調べたりしなかったので、氏名と生年月日が一致するような本人と思われるような記録に関しては、こちら側から積極的にアプローチしなければならなかったとおもいます。昔のことはよくわかりませんが、仕事に対する職員の意識が低かったのではないかという気もします。
10722	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	[年金手帳]の有効利用が重要だと思います各自、基礎年金番号及び手帳を持っているはずなので、ただ単に番号・氏名・住所の記入だけでなく「国民年金の記録」「厚生年金の記録」の欄を有効に使い、国民年金加入時・厚生年金保険加入時・喪失時には必ず年金手帳を添付させ、本人の加入記録の印字(3号者がいる場合には3号者の年金手帳を添付させ期間の印字) 学生の場合には納付特例・免除等の印字ができるようにシステムを考える(1号者も同様)	紙台帳から機械化になったときに、すべての被保険者の記録が正しく入っているものと信じていました年金給付課にいた際に、裁定請求書の中で本人申出の職歴記入欄に印字以外の職歴の記入があるのを見て、社会保険事務所の記録として載っていない記録があることを知りました	記載されている記録が本人のものであるかを確認しました (記録が旧姓のままになっていました) 今までは国の機関でありながら、各市区町村の住基ネットワーク等の情報などが生かされていなかったと思います今後の情報社会において、各機関のネットワークの有効利用を考えるべきだと思います
10723	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知られていない問題は、現在はないと思います。	現在実施している記録照会を積み上げていく方法しかないと思います。 個人個人の年金記録なので、ご本人に確認していただくのが1番良いのですがご本人が覚えていない場合の対応を考えなければと思います。 氏名、生年月日、居住地、記録上の重複もなく検索しても1名だけのようなご本人の可能性が非常に高い場合の統合について判断が必要と思います。	電算化される前の古い記録が正しく残されていなかったため年金に対する信頼性を大きく損なうことになった。ご本人が掛けた年金は、当然に全て支給されるものである。そのことができていなかったのは大きな問題である。 7、8年前に電算記録とご本人の記録が相違していることがあり知った。	年金記録の照合作業には、業務最優先として取り組んでいる。 古い記録を電算化する際にすべての台帳を残しておきまた電算化する場合も二重、三重のチェック体制を整え処理すべきであったと思う。
10724	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	お客様から照会があったものについて、ひとつひとつ調査し、地道に取り組んでいくしかないのではないかと思う。	基礎年金番号に統合されていない記録が存在することは知っていたが、58歳通知の時点や裁定請求時に確認・統合すればよいものと認識していた。あれほど膨大な件数があることや受給者の方でも未統合になっている記録があることは、報道等で取り上げられた頃に初めて知った。	お客様から照会があったり、裁定するときには、記録漏れがないように確認を徹底するようにしている。 基礎年金番号を制定したときに、現在の特別便のような形式で全ての被保険者の方に情報提供
10725	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	回答までに時間がかかりすぎているので、人員を増やせばいいと思います。	最初は、宙に浮いている5000万件の問題とおもっていましたが、 それだけではなく、名簿のデータがきちんと反映されていないことが問題だと思います。 このような問題を知ったのは、平成19年頃です。	お客様の立場で照会を受け、厚生年金被保険者名簿を常に確認し、いろいろな手段を講じて探しています。 回答までに、時間がかかりすぎたこと。
10726	地方庁	その他(本庁)	ありません。	紙台帳とWM記録の突合。カセット記録の開放。年金記録問題専門の部門(ベテラン職員による)設立。	社会保険庁が国民からの信頼を損なった最大の問題であった。 報道される以前は、浮いた手番が多数あるのは感じていたが、5000万件という膨大な数が存在するとは想像していなかった。	昭和50年半、記録を紙台帳からWMの入力する際の入力ミスに対するチェック。基礎年金番号導入時の国民への周知が不徹底。 なお、ねんきん特別便に対する回答について、全国一律の回答様式やマニュアルを作成していただきたかった。 今回のねんきん特別便においてお客様が記入していただいた旧姓を保存できる機能をWMにつけていただきたかった。
10727	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10728	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ございません。		若い時はよくわかりませんでした。年金専門官の頃から、不備な記録について問題があると思いました。	地方の一職員の意見が通るともおもいませんでしたし、特に提案することもありませんでした。
10729	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	方策は特に思い浮かびませんが、現在事務局で取り組んでいる記録照会について、記録問題に係る業務の知識が浅くても企員が記録を探す最大限の努力をして回答を行うことだと思います。	報道等で世間に知りわたるまでにこのような問題があったことは知りませんでした。 年金記録問題は、早期に解決しなければならない問題であることであると同時に、職員の業務の対応を再確認するきっかけとなったのかもしれないと思います。	現在いる部署は資格照会や適用などといった記録問題に直接たずさわるところではないため、専門知識は浅いですが、上司の命令を受け、記録照会に対する記録探しや本人探しを自分なりに懸命に取り組んでいます。 反省点しては、業務に対してやお客様に対しての意識改革だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10730	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	相談に来られた方の話を丁寧に聞き取り、年金記録が本人の記憶と少しでも相違している場合は記録照会を受け付ける。受け付けた書類については漏れのないよう丁寧かつ迅速に調べる。 今も行っている当たり前のことですが、まずは上記のことをコツコツ行うことだと思います。	年金記録は、国民一人ひとりの将来や生活に影響する大切なことなので、少しでも早く解決しなければならない問題であると認識しています。 このような大きな問題であることは、ニューズ等で騒ぎが起こってからです。	同じ方が何度も相談に足を運ばなくていいように、細かいところまで丁寧に内容を聴き取るよう心がけていました。 年金受給の手続きの際には、こちらの所有する年金記録と本人の記憶が一致するかどうか、氏名検索をして疑わしい手番の記録がないかどうか確認する様になっていますが、今回の問題で、受給者にも関わらず新たな記録が発覚した方も多数いたということは、受給手続きの際ですらきちんと確認ができていなかったということだと思います。 基礎年金番号に統合されていない宙に浮いた記録が存在してしまっている以上は、相談に来られた際にその方の年金記録に漏れがないかどうか、今一度丁寧に確認しなければならないと思
10731	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在は退職された社会保険事務所の担当職員の方や、市町村年金担当者の方に、当時の事務処理の状況について聞き取りを行い、現在の職員がその状況について知識を持つこと、現在の事務処理においても、基礎年金番号の確認を徹底することだと思います。	年金記録問題については、新聞等で報道があってから初めて知りました。	事務作業上の入力漏れ、誤り等のミスは必ず発生することを念頭において、それをチェックできる仕組みが弱かった事、個人の記録管理に対する意識が現在よりも低かったことが反省点であると考えます。
10732	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	大幅なシステムの改善。年金制度の再構築。	マスコミが騒いだとき。 管理のずさんさと年金制度の問題。 マスコミが虚偽の報道をしすぎ。 本質を捉えた報道をすべき。	特別便の回答をがんばった。 組織として機能していなかったため、現場が混乱した。 今後、現場が混乱しないよう対応すべき。
10733	地方庁	その他(社会保険事務局)		今回のようなアンケートや個別相談を実施する事で、職員一人一人の年金記録問題についての認識を再確認するのは良いと思います。	将来の年金受給金額に関ってくる非常に重大な問題であると認識しています。	常に同僚、上司との話し合いの中で、社会人として取るべき行動を自分は実行してきました。 今回の年金記録問題の反省点は、社会人としてのモラルが欠如している職員がいた事だと思います。
10734	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	時間を決めて、問題を解決するのではなく、(確かに時間は大切かも知れませんが)一件づつゆっくり正確にかつ丁寧に解決していくのが、大事だと思います。	重要な問題と認識しています。 問題の存在を知ったのは、報道で知りました。	(時間は掛かるかも知れないが)一件ずつ正確にかつ丁寧に対応したいと考えました。 コンピューター(ウインドマシーン)導入後、古い紙台帳がなくなっているのが、一番の問題点なのではないでしょうか。
10735	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	できるだけ速やかな対応が必要と考える。 時間をかけてしなければならないところもあると思う。	日々の記録の積み上げの上に成り立っている。	70年近い年月を短期間で修正するのは、困難なところがあるのではないか。
10736	地方庁	その他(社会保険事務局)		宙に浮いた年金がいつもなくなるまでというのは極めて難しいと思われます。特に亡くなっている人であれば、なおさら確認が困難だからです。だからといって、そのままにもしておけないと思いますが、今後そういった記録を出さないためにも、今年から始まった定期便は、かなり意義あるものだと思います。職員ばかりでなく、個人でも年金に関心をもってもらうことが大切ではないかと思います。	宙に浮いた年金が存在するということは、保険料を納めていたにもかかわらず、それが年金額に反映されず残っているということなので、大げさに言うと詐欺と同じようなことをしているという認識です。また、年金記録問題を知ったのは、テレビや新聞で報道されるようになった頃です。	特別便を送付した時の被保険者や受給者の反応は、すさまじいものがありました。私は、窓口貼り付けではありませんでしたが、事務所全体での対応ということで借り出され、交代で窓口に出たり、旧台帳の関係で受給者に電話をかけ、確認をとったりしました。宙に浮いた年金がいつもなくなればいいという気持ち、また年金で暮らしている受給者にとっては生活に関わってくることなので、他人ごとではなく、その人の気持ちになって対応するよう努めました。そういった記録がたくさん存在するということは、報道されているように、管理がずさんだったと言われても仕方ないことだと思います。
10737	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳との突合	国民の生活にかかわる重要な問題で、マスコミ等に取り上げられるようになってから知りました。	年金記録の調査等は、調査依頼書の立場にたって調査を行っていました。
10738	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じておりません。	現在、かなり記録判明が進んでいると思われますが、現有人員では相当の時間を要すると思われます。 この問題を別個に切り離して、専属で処理を進める官署を設置するべきであると考えます。 ただ、乱暴に記録統合を行う事はあってはならないと思います。	期間調査の業務が存在していることは事実ですし、一部に記録漏れがあるのは承知しておりましたが、年金請求時に統合を行い、記録の漏れを防止していたと認識しております。 しかし、平成19年6月頃マスコミ等に記録の漏れが取り上げられてから、この問題の大きさを認識しました。	被保険者、受給者の皆様から、記録確認の申し出があったときは、ご本人の不利益にならないよう慎重に確認しております。 この問題については、過去に年金制度が分かれていた経緯や、機械化になる前の手作業処理があげられると思いますが、年金記録というものに社会保険事務所、事業所、被保険者本人に意識、関心の低さがあったのではないでしょうか。 近年年金教育にも力を入れておりますが、国民全体に年金制度について感心を持ってもらう必要があると思います。 当然事務処理の正確さは言うまでもありません。
10739	地方庁	地方社会保険事務局・課長補佐・係長級以上		現在、記録の確認作業を行っている人員は不足していると思われます 来訪者の対応を含め十分な人員体制を図るべきだと考えます。 また、対応する職員は最近採用された職員ではなく、長年社会保険で経験を踏んだ職員を当てるべきで、民間からの採用者の方での対応ではトラブルの原因が増すのではないかが危惧され	年金記録の収録について、以前より(昭和52年頃)誤りがあることは認識していたが、この問題がクローズアップされれ、これほど多くの誤りがあるとは大きな問題であると再認識した。	どの時点で誤った記録を収録されたのかも今後の運営に重要であるが、先ず誤った記録を訂正することが最優先で対応すべきことであると考えました。 本庁・地方庁共に記録収録について簡単に考えすぎていたのではないかと思われます。
10740	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ねんきん特別便にかぎって言えば、職員間の意識の差を解消しないことにはどのような対策をたてても解決しないのではないかと思います。 徹底してこの記録問題の深刻さや重大さを説いていくべきだと思います。	平成18年6月頃新聞報道で初めて知りました。当時期間照会を担当しており、書類の受付件数が十数倍に増え、問題の深刻さを身を持って感じたため、社会保険庁としての最優先課題と認識していました。	ねんきん特別便にかぎって言えば、ねんきん特別便処理担当として、通常業務からははずれ特別便処理だけに専念していました。また窓口業務も率先して対応していました。 直接担当者として特別便処理をしていて感じたのですが、担当者以外は通常業務の合間に特別便業務に携わるため問題意識が低く、手伝っているという感覚しかなかったのではないかと思います。記録問題をひとごとのように考えている職員も多数存在していました。その職員間の温度差を解消できなかったことが最大の反省点ではないかと思います。
10741	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	人員を増やすのが、第一と考えます。	解決に大変な困難が伴うと認識しました。 この問題が存在すると知ったのは、平成19年2月頃でした。	お客様の相談を受ける際には、極力、お客様の立場に立って、懇切、丁寧にかつ迅速に対応するよう心がけました。 また、家族や親族からも、一般の被保険者・受給者として記録問題についてどのように考えているのか聞いたり、ねんきん特別便の内容についての感想を聞き、現場での対応に生かそうとしました。 この問題については、以前からの役所意識、また被保険者・受給者からの申請を受けて初めて
10742	地方庁	その他(社会保険事務所)	今現在で具体的な問題として認識しているものはないです。		平成20年1月より採用されたため、採用前に報道などで知った	ねんきん特別便が送られる以前よりそれに類似するようなものを発送するなどして、加入者に自身の記録を確認してもらうようすべきだったと思う。
10743	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10744	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	わかりません		
10745	地方庁	社会保険事務所課長級以上	昭和58～60年に実施した、紙台帳を画像化したとき、紙台帳に貼付していたメモ紙を含め重要な届書等が1枚も画像化されていない。それどころか、全部処分されている。そのまま紙台帳を保存していればよかったと悔やまれる。 この画像化については、当時、反対する職員が相当数いたと記憶している。結局、予算の都合でということで押し切られた。	年金記録問題が大きな問題となっている以上、現業と同時に年金記録問題業務を続けることは困難な状況である。年金記録問題は平常業務と切り離して対応すべきであると切望いたします。 私は国民年金課ですが、正規職員3人の中、1．5人で国民年金年金記録の回答をしているため、本来の業務である収納対策がどうしてもおろそかになっています。また、年金記録問題のほうも、途中で電話や相談がはいってくるため、効率性が悪くなるという悪循環です。日本年金機構になれば、この問題は解決するのかも不透明な状況です。 現業、窓口体制、年金記録問題対応について、各係、係員の役割分担を再度、見直し体制作りをすることが急務と考えます。 年金記録問題の中で、厚生年金については、職歴確認、回答書の作成等、非職員でも可能であり、人を多くすれば問題解決できると思います。しかし、国民年金については、保険料を納めていたかどうかの確認や当時の法律や旧台帳の見方等々、国民年金業務の経験がある職員でないと回答は難しいと思います。したがって、多めの職員配置が必要と考えます。 また、一般国民の方々は、ねんきん特別便の回答書の書き方で、もれが「ある」「ない」を誤解されている方、また、質問の意味がわからない方が多いと思います。悩んで悩んでそのままという方々もいらっしゃると推測します。 もれが「ある」と回答される方で未納期間や未加入期間があるので、単に「ある」と回答されている方も非常に多いようです。 この問題の解決を早めるためには、市町村と協力して公民館等に集合してもらって回答書を受け付けるようなことができたらいいと考えます。今はやっていない集合徴収のような感じです。	マスコミ報道があってから、この問題を詳しく知りました。機械化(切替)処理がずさんであると認識しました。また、年金手帳の重複処理が出来てない件数にビックリしました。当時、年金手帳は一人一冊と広報していたことがむなしく感じられます。	厚生年金番号の重複処理をこまめにするべきだった。 国民年金納付状況・厚生年金加入状況について、定期的にご本人に通知すべきだった。 年金手帳の中の「記録欄」を市区町村及び事業所、または、社会保険事務所が確実に記入し、管理すべきだった。 年金手帳を大切なものとして扱えるように工夫できなかったこと。 オンライン切替え時に予算を多少多めに使っても正確に切替えるべきだった。 以上が反省点です。
10746	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	ニュース等で報道されるようになった後で働き始めましたので、問題として知ったのは、世間一般と同じです。	
10747	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	期間照会等に対し、迅速な回答をする体制を作る。	社会保険事務所(窓口)・社会保険庁(記録管理)が、加入記録について安易に取り扱ってきた結果であり、自分自身反省し早期に解決しなければならない問題と思う。 平成19年頃。	特別便、記録調査等について、滞留分の早期解消を図った。 急激に照会等が増えたことにより、回答に追われ続けている。
10748	地方庁	社会保険事務所長	脱手の支給に関する事項	資料の保管期間切れの中、申請者と支給先が特定できるかがポイント	①制度そのものによる問題、管理を含めた組織の問題、被保険者への周知不徹底による被保険者自身の理解不足、事業主責任の問題と認識しています。 ②平成20年4月以降(以前は組織的問題と考えていた)	①現時点で出来るベストな対応策は何か、原因は何かを考え取組んでいる ②現在取り上げられている問題に対して、組織として、業務処理として、日常の対応として、防衛策が取られていなかった事が最大の反省点だと考えます。またその後の特別便他の取組みにしても、計画性が無く混乱を招き、お客様を第一に考えた対応とは言いがたい。
10749	本庁	その他(本庁)			報道により年金記録問題を知った。 社会保険庁の仕事にはまだ携わっていなかったが、親などの身近な問題として捉えていた。また、こんなにも多くの受給者が自分の受けるべき年金を受けれていなかったことに驚いた。	年金業務に携わるようになり、年金制度の複雑さ改めてを知った。 その中で、年金記録問題は、国・社会保険庁・事業所・そして国民一人ひとりの「意識の低さ」、「知識の低さ」の問題が大きかったのではと感じている。
10750	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在の問題以外には承知していない。	地道に、一人ひとりの記録を調査し、適正な処理を実施していくより方法は無いと思っている。 ただ、照会文書等を送付しても、無関心、無理解な方々もいらっしゃることを思えば、100%問題解決は非常に困難と思われる。	相当以前から、記録漏れやマイクロとの不突合は確認していた。	旧台帳記録やカセットに収録されている記録のオンライン化等を事務局を通じて要望していたが、費用対効果の観点から却下されてきた。 記録の相違等についても、問題提起してきたが、根本的な解決策がとられてこなかった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10751	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	早期解決のため、人員の確保(増員)が必要と思います。	最優先で解決すべき問題と認識しています。	通常業務を効率的に行い、できるだけ時間を作って記録の調査・確認等、年金記録問題に取り組んでいます。
10752	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	加入時の基礎年金番号を必ず事業主、社労士がきちんと確認し届出をするように届出方法の見直しをし、二重に基礎年金番号を交付しない。どうしても確認が出来ない時には「確認書」として本人より以前の住所、職歴を詳しく記入させ、本人にも意識確認をさせ自身の加入管理をきちんとさせること。	17年頃適用業務につき、大企業をもつ管轄社会保険事務所では、基礎年金番号未記入の事業所が多いこと、それに伴い確認のための通知を本人へ送付しても年金は自分には無関係と回答が得られない事が多く年金請求時に「わからない、知らない」等自分のことを苦い出す方が増えることだろうとおもいました。	以前は取得届の際に、基礎年金番号未記入のときは以前の住所や職歴を電話にて確認し、極力本人への文書送付をしないようにしました。現在は本来の職員数減により全てを事前確認は不可能により、本人に確認のお知らせをだして通常処理を優先しているところです。事業所や社労士へのきちんとした届出をするように文書送付すべきだと思います。
10753	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在マスコミ等で知られている問題以外は、判りません。		全国的に問題が湧き出てきてはじめて知りました。	全ての問題について過去を見たとき、本来我々がしなくてはならないことは、全て法律、通牒等に載っているということだと考えるようになりました。 他人の説とか、経験とか、又ある種の常識とかは、本来参考意見であり、少しでも疑わしいことと思えるなら、法律、通牒集等に戻り徹底的に掘り下げ、皆と議論をし、又時には上組織にそれを基に相談等をしていく姿勢が最重要だと今は反省しております。
10754	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない。		危機的問題、もしくは、取り返しのつかない問題と思います。 年金記録問題については、早期に解決しなければならないと思っております。 年金の記録問題を真剣に考え始めたのは、正にこの問題対応が始まったころからであり、それまでは、適正に管理されているものと思っておりました。	可能な限り、本人の記録確認を進め、一人でも多く、本来の年金受給に結びつけなくてはならないと考え、記録相談があったときは、話をよく聞き、対応している。 現時点で、年金記録がここまで正確ではないとは思わなかった。将来の年金給付のもとになる記録です。これは、社会保険庁だけではなく、政府として対応が十分ではなかったと思います。記録管理のシステムのみならず、事業所や被保険者への周知徹底が十分されていないことや、そもそも多くの被保険者の年金記録をこれまでの職員数で運営できたのかという疑問もあります。 年金記録は、老後の生活を支えるべきものであり、一人ひとりが加入し保険料を納めてきたものであるにもかかわらず、会社の都合で加入していなかったり、加入期間が事実と異なったり、制度発足当初から、会社の事務手続きなどについて、十分に監督できる国の機関として、組織を創設すべきであったとも思います。
10755	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金実務の事務処理方法、年金記録の管理方法、処理上のミスなどが要因となり生じた問題であり、一部の職員の方の職務意識も問われる問題かもしれませんが、事務処理方法や利用者への周知方法の改善により事態の悪化を防げたとも思われる問題であると認識しています。 利用者の立場では将来への不安や社会保険制度への不信感が生じる問題であると認識しています。	相手の意図していることを汲み取れるよう丁寧な用件の聞き取りを行い、すみやかな対応ができるよう業務知識の習得を心がけ、用件に応じた適切な対応をしようと努めています。 日常の事務処理の積み重ねが年金記録となるので、共通した事務処理方法や記録管理方法の徹底が今後の記録問題改善のため必要であると考えます。
10756	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無いと思います。	過去記録の正常化に向けての取り組みを現在行って いますので、これからも続けると伴に、これからの記 録の取扱や報酬の変更等その都度本人へ知らせる対策 が必要と思います。 年金手帳だけでなく、お薬手帳のように、その都度報 酬をお知らせするシールを交付等が有効ではないかと考えます。	年金問題については、報道で公になってから、問題があることを認識しました。	被保険者中に、本人の手に記録が渡るシステムが無かった ことが、一番の問題であり、反省すべき点と考えます。 リアルタイムで本人に報酬等のお知らせをする対策が必要 と思います。 年金問題に関しては、沢山のお客様が事務所にお越しにな りましたので、一つ一つ記録を本人様と確認していくことしかないと 感じましたので、窓口での対応に勤めました。
10757	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	早期問題解決には専門的な知識がある職員が多く必要。	報道で、いわゆる「宙に浮いた年金」といわれる未統合の手番が、大量にあると聞いて本当に驚いた。 平成19年ごろです。	ねんきん特別便の送付が始まって、お客様と対応するときに、 用紙の記入方法がわかりにくい点など、もっと現場の声を聞いた上で 社会保険庁としての統一した対応をとるべきだった。 早期解決に心がけたい。
10758	地方庁	その他(社会保険事務所)				記録問題に限ったことではありませんが、現場に情報がこなさすぎ(遅い) 先にマスコミに情報が出たり、 このアンケートもそれによって解決策が見つかるとは考えられない。
10759	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録に関する問い合わせに関して、対応する人間が世間で知られている以上に、不足している。	人員の増強。 今いる職員のスキルの向上を目指しての研修。	基番と手番との未統合、記録の確認できない番号の不在。 本年10月より謝金職員として採用さて、そのときから認識した。	現時点での私の知識では、本質的な解決に尽力するには、時間も経験も不足しているので、一日でもはやくまっとうな知識を有するように自己研鑽に努める。
10760	地方庁	その他(社会保険事務所)	1. カセットオープンされていない持ち主不明の厚生年金手帳の存在 2. オンライン化前に社会保険業務センターで裁定された年金にかかる不備 (具体的には健保厚年の被保険者記録照会回答票(資格画面)に整備表示があるものを指す) 3. 厚生年金手帳記号番号を付番されていない記録の存在 (被保険者台帳(名簿)はあるが、オンライン上収録されていないもの)	1. については、すべてカセットオープンし、オンライン記録と突合後、該当者にお知らせする。 (名寄せと同じ方法)すべての記録について該当者を探し、記録を取り戻すという政府の方針であれば、すべて行うべきである。(未統合案件は増加するが、国の責任として行うのが、当然) 2. については、ご本人もしくはご遺族あてに履歴が正しいかどうか確認していただくため、再度「ねんきん特時便」を送付するとともに、社会保険業務センターに保管されている裁定情報(記録管理部ではB票という)を磁気媒体より抽出し、標準報酬月額などが相違ないか被保険者台帳(名簿)と全件突合を行い、相違がある場合は、訂正し本人あて通知する。本人等から「臨時便」が戻ってきた際は、記入いただいた勤務先をもとに被保険者台帳(名簿)と期間が相違ないかどうか調査し、相違があれば訂正し本人あて通知する。 3. については、すべての記録を厚生年金手帳記号番号に付番・収録し、1と同様に該当者へお知らせする。 すべての案件においてマンパワーおよび職員のレベルアップが必要となるため、それを踏まえ事業計画を行うことが重要。	年金記録問題に関しては、入庁時(業務センター記録課に配属)より懸念を抱いており、平成9年1月1日に基礎年金番号制度が導入されましたが、この問題は今後も社会保険庁の重要課題になると確信しておりました。	上記の問題は、下級職員ひとりでは解決できるはずもなく、特段上司等に相談するなどの対応はしていないが、窓口等では必ず氏名検索や職歴確認を行うよう心掛けた。(この問題は、社会保険庁全職員暗黙の了解だったと思われるが・・・) 反省点としては、3階構造が一番の原因。現場を知らないキャリア及び本庁職員・業務センター職員、楽をしようとする地方庁職員すべてに責任があると思う。当然その中の私自身もですが。 これからはひとりの知識に頼らず、すべての職員がレベルアップを図れるよう情報を共有していくべきだと思います。
10761	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10762	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。今、膿は出し切ったと思っています。また、隠すことなく出し切ってほしいと思います。		マスコミ報道でこんなにひどいのかと、知りました。	この問題を契機に、国民自身に年金記録に対する意識があがったと思われるので、今後は、正しく正確に記録を管理し、情報を提供し、お支払いすることをモットーにやっていきたい。年金記録は国のものではなく、国民のものだという意識をしっかり持ち、管理「させていただいている」という立場で、しっかりやっていかねばならないと思う。
10763	本庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題の解決にむけ、専任で取り組める組織体制が必要と思います。	年金記録問題は年金制度の不信をまねいた重大な問題と認識しています。基礎年金番号に統合されていない、年金手帳の記号番号があることは、私が入庁したときから知っていました。年金記録の改竄については、報道によって初めて知りました。	年金の受給申請をする際、本人の記録と思われる基礎年金番号に統合されていない、年金手帳の記号番号があったとしても、本人からの申し出がない限り、窓口でそのことを告げなかったこと。
10764	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今後、このような問題が発生しないよう届出時のチェックの徹底。	手番がわかっている場合は、年金裁定までに統合処理をすればいいのではという認識はありました。平成10年頃。	届出時に記録確認の際に加入期間に空白がある場合は、氏名索引等にて確認のうえ処理を行うこと。
10765	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	期間照会業務をきっちりと行うしかない	期間照会業務は随分以前から携わっていた。年金手帳番号を重複取消したり基礎年金番号登録して、一つの番号にしていくには年金受給時の職歴確認しかないと思っていた。	期間照会の回答で記録を見つけたとき、申請者の方から随分感謝をされた。今でも随分と念入りに記録調査を行っている。特別便や定期便をもう少し段階的にゆるやかに発送すべであったと思います。確かに大きな問題であり、早急に解決しないといけないのはわかりますが、現場が対応しきれない状態となったことも事実です。
10766	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険事務所で働き始めてまだ日が浅いのでよくわかりません	年金記録担当の人員を増やす	本来年金を受けるべき権利がありながら加入した記憶、記録が見つからないのは人の生活・人生を左右しかねない問題だと認識していました	特別便記録、氏名検索(旧姓を必ず確認)は必ず行うようにしていますが、特別便の相談はしていないので将来は特別便の相談もやってお客様の年金記録をできる限り探し出せるようにしていきたいと思います
10767	地方庁	その他(社会保険事務所)	公表・報道されている以外の問題は存じません。	給与明細や領収書など証拠となるような書類を保管している方はほとんどいらっしゃらないため、まずは社会保険庁、市区町村役場で保管している被保険者名簿等の書類とオンライン記録の突合作業をなるべく早急に行い、その結果を皆様へお知らせする必要があると思います。	手帳記号番号の基礎年金番号への登録処理については、現役世代の方が年金請求手続きを行うまでに済ませればあまり問題ないと思っていました。 また、今回この問題となるまでは、オンライン記録は間違いのないものと信じておりました。	国民年金担当課に所属していたときは、各種届出書を処理する際、もしくは窓口や電話等で照会があったときなど、加入記録で他に手帳記号番号の存在が疑われるようなケースでは、その有無を確認し登録処理に結びつけるよう心がけておりました。相手からアプローチがあった場合に担当者が個別に対応していけばいつかは解決するものと思っておりましたが、全体の総数についての問題意識が足りなかったと反省しております。マイクロフィルムの原票も管轄地域のものしかみることができなかったこともあり、できる範囲での対応に終始しておりました。
10768	本庁	その他(社会保険事務局)			社会保険事務局に勤務し始める前から、年金記録問題の存在に関しては、世間でも大きな話題になっていることを知ってはいました。 しかし、大変なことだと認識していただけで、在職する前までは具体的な内容の認識はしておりませんでした。 現在WMを扱うようになってから、年金記録もれとはこういう状態なのかな等と少しずつ認識していくようになりました。	仕事をしていく中で、まだまだ認識不足だと日々感じています。 WMを扱い始めるようになって聞もない私にとっては、問題もさることながら、まずは年金制度の具体的な知識を吸収することも重要です。 年金問題に今後もより意識して、知識を吸収すると同時に、今後も様々な問題に対して理解をしていくように努めていかなくてはならないと思っております。
10769	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	数十年前の記録に対して、お客様に思い出してもらって、すべてに対して統合ができるというのは正直難しいと思う。一定で線引きをし、一時金等の救済が必要かな思います。	正直、率直に大変な問題だと思ったのは在籍して1年ほどたったぐらいからで、そのときは基礎年金番号は導入されておらず、年金請求をした時に記録の確認を当然しますが、それが本当に適当な状態だったと思います。調査も不十分だったと思います。	記録の調査の担当も過去しましたが、以前は名簿が各社会保険事務所にあったため、期間を調査する際にはお客様の記憶もあいまいだったのは当然のことだと思い、自分としては思いついた会社名や幅広い調査をしたつもりでいました。厚生年金国民年金それぞれ別々だったのも問題だと思います。また、自分の記録さえも簡単にみれなかったというシステムにも大きな問題があったと思います。そうした中、ただ平凡に業務をおこなっていた自分に対しても反省すべきところだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10770	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	年金「未統合記録」問題の解決に向けて、次の6つが大切だと考えています。 ①特別便(未回収分)の早期回収 各市町村が保有する住基ネット、その他各種確認資料の活用を図る方法が効率的と思われます。その理由は、キメ細かく且つ確実に実行が可能であり、すでに施行している一部の自治体で実際に効果が現れているからです。現在のところ施行は強制ではありませんが、早期解決を優先させるためには、ある程度強く協力を依頼することも必要と思われます。全国の自治体が一斉に動くことによる、横の連携による相乗効果も期待できると思います。 ②人海戦術 他部局からの応援など、必要な人・物を集中して投入することが必要です。 ③ルールを設定し、ある程度一律に認めてゆくやり方 スピードを優先させるためには、新政権で検討中の段階的に解決してゆくやり方も現実的な方法だと思います。 ④職員の意識改革 民間時代はお客様に納得・満足してもらうことは当然で、共感を得るところまでやっているかどうかが問われていました。業務内容にもよりますが、こういう感覚が必要と思います。また職員の意識付けのためには、今回のようなアンケートも有効と思われます。 ⑤内部管理体制の構築 社内でチェックする仕組み作りが必要です ⑤社内の横の連携強化 縦割りによる弊害を排除することも必要です。	平成20年3月から勤務していますので、年金記録問題の存在を知ってから入所しています。入所前から、あってはならない残念なことであり、国家的プロジェクトとして早急に解決しなければならない問題だとよく理解しています	A 平成20年3月から勤務しています。民間から転職し、次の4点について違和感を感じました。 ①マニュアルが1本化されていない。 ②ご相談者をお待たせさせている時間が長い。 ③事務連絡の方法にメールを活用していない(電話やFAXが主流となっている)。 ④仕事の進め方が「縦割り」 年金記録問題の要因はたくさんあると思います。しかし上記のような事柄も年金記録問題発生に影響を及ぼしているところがあるのではなかろうかと思っています。 B 現在の残念な結果を考えますと、全ての事務処理について慎重かつ確実なチェック対策がとられるべきであったと思います。とはいうものの、お客様に対応する現場はお客様からの信頼回復のために、先に進んでゆかなければなりません。信頼回復のためには、まず、お客様に安心感をもっていただくことが大切だと思っています。私個人としては、通常のお問い合わせは勿論、苦情のお電話に対しても一つ一つ丁寧に誠実に対応することの積み重ねを心掛けています。まだまだ厳しい声を直接受けることもありますが、失った信頼を回復してゆくためには過去の反省を繰り返さない事務処理の管理体制と職員一人一人の意識改革が大切だと考えます。
10771	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人の数を増やすこと、この事に尽きると思います。	特別に意識はしていませんでした。報道が始まった頃です。	いろいろ考える余裕などなく、毎日毎日お客様の対応に追われ、一件一件片付けるしかないと考えて仕事をしていました。
10772	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	問題が大きすぎるので一気の解決は難しい。 定期便を利用して申し立て者から解決していく。 マイクロが見つかったとしても、記録では名前が無かったり、事業所名がわからなかったりするので、カセット記録をすべていれて事業所名もすべて表記されるようにする。	平成8年に年金給付課に在籍していた時、裁定請求者の記録と思われる手番がみつかって本人に確認するも記憶無しで統合できないことがあった。 一人に対していくつもの番号を発行しているし、制度ごとに番号が発行されていたので、本人すべての記録があるのか疑問におもっていた。	本人が記憶無い記録がみつかった時は、職種等を伝えて思い出してもらう対応した。 また、本人の申し立てに対して、氏名検索、同僚からの検索等記録に結びつけるようあらゆる検索をした。 基礎年金番号導入時にもっと周知ができて、記録が統合できていればと思う。
10773	地方庁	その他(社会保険事務所)	回答票が届いたという方からの問い合わせをたくさん受けましたが、第三者委員会への申し立てを説明する前に、念のため記録を確認したところ、すぐに判明した例がいくつかありました。 「お名前が見当たりませんでした」という回答を出していながら、お名前が見つかるのです。 どういう調査をしているのか不安になりました。 「見当たりませんでした」の回答で、あきらめてしまった方でも、もしかしたら、 記録があるのでは、ひとごとなので、真剣に調査してないのでないか、通りいっぺんの調査で終わっているのではないかと、疑問を持ったことがあります。	再確認、チェックが必要と思います。 また、アルバイトや派遣の人にまかせるのであれば、その重要性をアピールしたり、教育が必要だと思います。	新聞などで、話題になりましたし、入所する前から関心はありました。 ひとごととは、思えませんので。 本当に、記録が見つからない方はお気の毒だと思っています。 死活問題ですから、最善を尽くして調査するべきだと思っています。	親身になって、誠意を持って対応するのみです。 今でも、日々の仕事の中でも、ミスが発生しています。 人員不足で、手がまわらないということも理由のひとつにあげられると思います。 もっと、経験のある職員をふやすべきだと思います。 派遣や相談員の立場の人を増やしてもあまり、解決にはならないのではないでしょうか。 人件費の削減にはなるでしょうが、それで、仕事に支障をきたすようでは意味がないと思います。
10774	本庁	その他(本庁)	ありません。	集中的に資源を投下し作業をすすめる。	ここまで広がりなある問題という認識はなかった。	個別的な対応にとどまった。
10775	地方庁	その他(社会保険事務局)			不信感をもたれても仕方がないほど、大変な問題。 年金記録問題が多発した時期に知った。	出来る限り、多方面から記録調査出来るよう、聞き取り等行おうとした。
10776	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	可能な限り一つひとつつぶしていくしかないと思います。 できるものはデーターベース化し、市区町村の協力も得るなどして、できるものは通知していく。 生年月日等から死亡している可能性が高い記録はその概要等を公表して、それ以上のことは無理であることについて理解を得るようにする。 年金受給者のうち手帳番号を登録することにより年金額が減額となる者については、特例法を作って減額にならないようにする。 以上のような取り組みを実施した後、その結果も公表し理解を得るようにする。	従来の記録管理が手作業であったことによる処理誤りや、基礎年金番号を実施するまでは厚生年金保険等と国民年金の記録が別々であったことによる空白期間が生じるであろうといった認識はあったと思います。 しかしながら、このような大問題になるといった認識はなかったので、反省しています。	初めは、業務に従事していた者の立場から加入していたはずがないのに「加入していたかもしれない」とかどう考えても納付していたはずがないのに「納付していたかもしれない」といったものや「行政の怠慢で加入できたのに加入できなかった」といった申出等にかつカしていました。 しかしながら、私たちがそういった未納・未加入者を作らないように最善を尽くしてきたかといえば、少しは後ろめたいところはあります。 強制加入が原則であるのに、結果的に任意加入になっているような現状があると思います。 年金に加入しなかったり、納付しなかったりする考え方は、まだまだ存在すると思いますので、懇切丁寧な説明等から始めて、未納・未加入者を作らないようにする粘り強い業務運営が大切であると考えます。 また、事務処理誤りはゼロにすることは必須であると考えます。
10777	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	今回の年金記録問題については、地道に1件ごとの記録を確認していくことが重要と考えます。	採用時に、年金記録をコンピューター管理しているので間違いはないと説明をうけていたので、このような大きな問題がおこるとは思っていませんでした。	記録回復および信頼の回復にむけて、真摯に対応しようと心がけた。 大量の記録をコンピューターに移していく際や年金番号払い出しの時点の事務処理過程で、確認作業不足があったのではないかと思います。
10778	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一度に全ては、無理なことなので、すぐに出来るものから、解決し、難問については、複数の知恵を出し合いながら、解決する。空回りしないように、こつこつしていく事も重要ではないかと思う。	紙台帳からWMマシーンに移行する時点その時に年金記録問題が起こることが判っていたのではないかと疑問に思う。もっと早く解決していたら消える記録もなかったし、記録問題もなかったと思う。	電話・窓口対応で記録が判明となる情報をどんなことでも聞き取ることにより、判明する・しないにかかわらず、納得して頂けることを常に心がけて応対しました。かなりの知識が必要であり、なかなか解決が難しい問題であり知識不足であった。
10779	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	迅速な解決	国民的問題報道で	誠実・迅速人員総動員で早い解決をすべきだった
10780	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		紙台帳で管理していた頃の古い記録に不備が多く、本人記録がどうかの確認が困難なケースが見受けたれた。 (平成11年頃適用課で厚生年金の記録照会の業務をして知った。)	一人の被保険者の記録は一つの番号で管理するよう、あらゆる機会を利用して、記録の統合処理に努めた。 個人の記録を何十年もの間管理する必要があるため、最初から一つの番号で管理するよう徹底すべきだったと思う。
10781	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に分かりません	現在調査を依頼されているものについては引き続き作業を進めるスピードアップを図ればよいと思いますが、どなたのものかが判別できない年金記録については、これまでの特別便や来訪いただいて調査している対象記録以外のものが多数あるものと思われます。 これらについては、可能であれば、国民年金厚生年金の区別、地域、期間のみを記した未解決記録として社会保険庁hpなどにより一定期間公表して、国民のみなさまに周知して、覚えのある方からのご連絡をいただき突合のうえ処理していくことが望ましいと思います。	年金記録問題は、記録管理において初動ミスがあったと言わざるを得ないと思います。特に厚生年金の記録管理において、フリガナ、住所の把握がなされなかったことと、報酬等の申請において、本人の自署のない事業主からだけの申請様式であったことが、記録を空洞化してしまったと思います。 また、平成9年1月からの基礎年金制度創設時に、国民年金の加入処理(3号含む)の際に、申請された年金番号で入力処理ができず、確認すると、他に複数の年金番号を所有しているケースが多々あり、このようなものが現在の年金記録に関係していると思われます。	1件1件一人一人の相談調査等において、できる精一杯の誠意を尽くして、記録の探索・補正処理等の対応を行っています。 反省点については、ほぼ(8)のとおりですが、国民の老後の大切な社会保障として年金の管理を政府を上げて適切に行ってこなかったことと、現場の全職員に正しい認識が不足していたと思います。
10782	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	被保険者の届出を待つのでなく、記録の確認に向けて、こちらから積極的な 働きかけが必要であると思います。	在職5年目ごろに、年金の記録に不備があることを知りました。 問題意識を持ったのは、マスコミで大きく取り上げられるようになってからです。 老齢年金裁定時に、個人の記録にもれが起こることが、大きな問題であると 思いました。	同一人の記録と思われる厚生年金記録については、照会し統合するようよびかけました。基礎年金番号導入後は、基礎年金番号について詳細に確認を とりました。 記録の不備を認識しながら、老齢年金裁定時に確認を先送りしてしまった組織の体質が、問題の元凶であったとおもいます。
10783	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	現在明らかになっている問題の対策を、今後も継続して講じていくべきと考えます。		
10784	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業主の責任についてあまり触れられていない	罰則をちゃんと執行する体制を整える	システム及び制度の不便さ 制度周知の不備 勤務して1年くらい	なるだけ話をする際、余談を前置きしてからその点も話す
10785	地方庁	その他(社会保険事務所)				
10786	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	直接、記録担当部署にいたことはなく、公表されている以外にはわかりません。	今となっては、地道に調査を進めていくしかないと思います。 ただ、記録訂正に関する業務に他部署から人員を集めることで、他の本来業務が滞り、受給者の方々にご迷惑をおかけしないように、年金業務全体をみて、業務のバランス・優先順位を考え、適切に人員配置することが必要と考えます。	記録漏れについて 基礎年金番号に統合されていない手帳番号が多数あることは、平成9年の基礎年金番号制度発足時からうすうす感じてはいましたが、そもそも制度別で管理されていたものなので当初はやむをえないし、当時は記録担当部署にて、調査等を行い順次統合していると思っていました。 また、仮に統合されていない場合においても、年金請求時において、ご本人が加入記録をきちんと申し出されることで、記録統合された年金が決定されるため、大きな問題にはならないものと考えていました。 手管理(台帳)のままの記録があることは認識していませんでした。 標準報酬月額等の問題について 適用関係の業務にかかわったことがないため、適切に行われているものと認識していました。 H19.6以降、記録の問題が取り上げられるようになり、被保険者はともかく、受給者の記録漏れ等が、これほど多数あることをあらためて認識しました。 標準報酬月額の改ざん等については、マスコミで問題にされてから、初めて知りました。	記録に関する照会について対応する際には、コンピューターに収録された記録以外にも台帳等に記録がある場合や記録の収録誤り等もあることをよく頭に入れたうえで、対応するよう心がけました。 ただし、、申出された記録について、制度発足前の期間について納めたといっていたり、加入期間や勤め先に関するご本人の記憶があいまいであるケースも多くあります。 記録調査に関しては、最終的にご本人に確認していただくことが必須であることから、以前より国民の皆様の年金に関する意識を高める努力が必要であったと考えられます。(奇しくも今回のことで意識は高まったこととは思いますが・・・)
10787	地方庁	その他(社会保険事務所)		検索システムの改善や対応人数を増やす以外にないと思われる。	昭和62年ころ、紙台帳からコンピュータ化になったとき、整備されていない記録(資格取得もれ等)があり、一覧表で補正した記憶がある。	昔は、手管理で記録管理をしていたので、一定やむを得ないが、もう少ししっかりと、認識をもって記録管理をしておけばよかったと思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10788	本庁	地方社会保険事務局課長級以上		時間がかかるがきちんと調査し整備するべき。 あまりに早急にしすぎると後々また間違いが起こるようなきがします。何十年とかけるわけにはいかないが、もう数年程度、人員を確保し特別対応等をすべきと考える。	直接ねんきん関係に触れる部署(省だったため)でなかったこともあり、当初はこれほど大きな問題になるとは考えていなかったと思う。 平成17年か18年頃。	特に個人としての対応はできなかったと思う。ただ、コールセンター等への応援対応などははに参加した。 記録の保管や管理がずさんであったこと、職員個々の年金記録を大切に取り扱わなければならないという認識の欠如。 個人的意見ですが、職員として反省すべきところは反省し立て直していくべきだと思いますが、すべて社会保険庁職員に責任があるよう言われ方や報道には憤りを覚えます。
10789	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	資格照会業務は豊富な経験が必要なため、社会保険の歴史を知る先鋭方々にも協力をしてもらうことは必要不可欠だと思う。また、各事務所に専門のチームを作り集中的に業務を行う。または、上部(今で言う庁または各県)で厚生年金・国民年金を問わず事務所からすいあげ、一箇所で集中して照会をする場所および人員を確保する。一般業務と並行では限界がある。	はっきり言って驚きました。当時についてはシステムの構築等進んでいないこともあったとは思うがあまりにもひどすぎる。国としても検討してなかったことも問題だと思う。 存在については報道がされた後に知りました。	システムの関係なので対応はしていません。 当時はわかりませんが、社会保険の職場については忙しく、即実践となるケースが多い。また、十分な研修時間の確保もできないし、研修に出ていけるほどの人員がいない。そのため経験をしながら覚えていくことになるが、そこでうまく引継がれないケースがあったのではないか。
10790	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	職員が一丸となって、取り組んでいくしかないと思います。	手番は、年金受給前に統合すればいいものと聞いていました。58歳通知や特別便が実施されるようになった頃ぐらいから、大きな問題となっていることを知りました。	特別便の窓口や電話対応などに取り組みました。また、事務局に異動してからも、休日開庁など事務所へ支援にいきました。基礎年金番号が実施されたときに、もう少し具体的な対策や対応が必要だったのではないかと思います。また、職員に対しての周知も、もう少し必要だったのでは
10791	地方庁	その他(社会保険事務所)		未登録の年金番号の特定は電話等の確認作業を粘り強く行う。 厚生年金の記録は会社経営者や当時の経理担当者の特定により調査を行えるようにすればよいのではないか。 また、同時期に勤務していた者より情報をもらえるようにする湖とも必要ではないか。	年金受給者や受給時における不利益や被保険者記録等を含めた受給資格への影響がある。早期総合処理を心がけていました。 基礎年金番号制度ができる前より手帳番号を複数持っていた事や手帳の紛失が確認されていた時点で起こりうる事でした。	来所者に対して来所いただいた内容の他に年金記録について触れ記録漏れがないかなどの確認作業を行ってきました。 緊急かつ早急な対処が必要であったが、何十年も前の記録を特定することは非常に困難。
10792	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在行っていることを完全にやり遂げることが重要と思っている。	年金記録問題という名称で原因も経過も様々なものを括っているため、問題を難しくしているように感じている。問題の存在については前から知っているということはなかった。	年金記録の問題については一般的に年金制度の理解についてうまく周知されていない点も大きいと感じているため、もっと理解を深めてもらえるように努めていた。
10793	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員一人ひとりが自覚をもち、問題を解決する努力を行うこと。	世間を騒がせた問題であり、解決しないといけないこと。 世間で知られたときと同じころ。	来訪者、相談者一人ひとりが納得してお帰りいただくよう心がけていた。 問題を放置していたことが反省点と考えます。
10794	地方庁	その他(社会保険事務局)	法定免除(特に生保が該当理由の場合)に関する記録が本当に正確なのかと思います。 特に住所変更がその対象期間中にある場合、現状のシステムだと法定免除該当のまま記録が続いていくことは問題と思います。	過去記録に関する年金問題についてはご本人さまの記憶を尊重しながら、一件ずつ真摯に対応していくしかないと思っていますが、今後の記録については、法律とシステム管理が乖離しないよう注意しながら、他の機関とも連携したよりよいシステムを構築していくことが不可欠と考えています。 上記の問題については、住んでいる市町村が変わる以上、自動的に一旦対象外とするべきかと思います。異動報告や届出がある場合は、処理依頼することで対応できますが、100パーセント届出が出ているとは限りません。 少なくとも生保該当のときは記録照会画面(免除)において「どの市町村で該当したのか」という表記は必要かと思います。そうすることで、記録を市町村に確認することも可能だと思います。	私が採用されたときは既に記録もオンライン化されており、昔は手管理だったということを聞かされてはいました。年金記録問題が発生したことは国と国民との信頼関係を根幹から揺るがす問題だと認識しました。問題の存在を知ったのは業務外聞覚に始まる一連の流れの中でです。	日々の業務を積一杯頑張ろうと思いました。 次々と問題が発生していく中で、その並と多様性に忙殺され、その解決マニュアルの作成が後手に回ってしまったことは反省点だと思います。(次々に改編された点も含めて)問題が発生した場合に備えての危機管理マニュアルの構築と解決手段の一般化が極めて重要だと感じました。
10795	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		世論や国会に振り回された結果、場当たり的な対応になってしまっているのではないでしょうか。現在、職員数は減らされるばかりで、しかも業務量は増える一方で、恒常的サービス残業・サービス休日出勤をしなければならない状態をどうすればよいのか、逆にお尋ねしたい。年金記録問題のおかげで自分たちが今しなければならない本来業務がままならないのをどうすればよいのか、記録問題以上に考えなければいけないのではないでしょうか。 しかも、記録問題の対応として採用した臨時職員は、社会保険業務を理解せぬままに事務をしているわけですから、今仮に一時的に解決できたとしても、 後に処理誤り等の問題が発生するのではないかと危惧しています。		
10796	地方庁	その他(社会保険事務所)	本人が不利になるため(年金額が減る)あえて記録を統合していないケースがあったと聞いている。	庁保有のカセット記録をすべて記号等も含めて収録すべき	ウィインドマシンで確認できない記録が多すぎる。平成19年の後半	マイクロフイルムの記録を探し出し記録の確認を行った。過去の進達方法が問題だったのかと思う。
10797	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	完全な問題解決は大変難しいと考えますが、今までの年金特別便の対応を継続していくとともに、記録を地道に確認をしていくことが大切だと考えます。	年金記録問題については「基礎年金番号導入前の未統合」と「納付済や期間が記録としてないもの」の2種類があると思っています。 前者については採用当時しばらくしてから把握をしていました。 後者については報道等により明らかになるまで存在は知りませんでした。	未統合記録については被保険者と対応時において必ず確認をし、未統合記録が本人のものと確認ができればその時点で基礎年金番号に統合をおこなっていました。上司からも未統合の記録があれば本人確認をした上で統合処理をするよう指導されていました。 納付漏れや期間漏れについては本人に対する年金加入記録をお知らせをほとんどしていなかったことが主な原因であると思います。
10798	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	お客様の調査依頼をひとつずつ回答していく	年金額に反映していない記録がたくさんあると、マスコミで取り上げられてから知った。	年金加入時に安易に新番を払い出さないようにする。
10799	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金制度における公平性について考えたことはあったが、記録問題として改めて認識したのは3年前にマスコミで報じられるようになってから。	60年以上に及ぶ過去の道産(元々戦災調達を目的として発足した制度で法律の維ぎは ぎ)を速やかに整理することは困難であるが、先方にとっては今も昔もないことなので、極力丁寧に親身になって対応するよう心掛けた。 問題解決するには記録のスペシャリストを育成し、一件一件聞き取りを本人より行うほかにないと思われる。(もちろんじっくり時間をかけて)短期間にできる問題ではないと思われる。
10800	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	住所不明者が相当いると思いますが、市町村や郵便局との連携により該当者と接触する方法が取れればよいと考えます。	事務所における業務しか経験しておりませんが、想像以上の件数があったことについて、重大な問題であると認識しました。 今回の問題が存在を知ったのは、平成18年6月頃だったと思います。	相談者に対して、社会保険庁を代表したつもりで、今回の問題を真摯に受け止め懇切丁寧に対応するよう心がけていました。 反省点として挙げられることについては、平常業務を行いながらの対応ということと、調査しなければならない記録が古いため、昔の記録管理や、事務処理の方法を知る職員が非常に少ないという中で、謝金職員、賞金職員の人的配置はあったものの、十分に機能し切れなかったのではないかと思います。
10801	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録問題は認識していなかった。 記録問題が報道されてから知った。	何年に一度かは、本人に通知するべきだった。
10802	地方庁	社会保険事務所課長級以上	届書を直接オンライン入力するようになってから、原簿はオンラインに入力されたデータ自体であり、届書は保存年限経過後廃棄されている。届書が廃棄されているため、事実と相違している旨の申出があったときに、原因が事業主にあるのか社会保険事務所にあるのか特定が困難である。	平成19年より届書の廃棄を見合わせているところであるが、保存年限を経過した届書はスキャナー等で写しをとった上で、データベース化をおこない、端末から届書の写しを検索できるようなシステムを整備することが必要と思われる。	日々の事務処理を行う中で、オンライン化を行ったときの氏名の入力誤りや記録が十分に整備されていないことを感じることが多かった。また、社会保険事務所(健康保険、厚生年金保険)は事業主との接点はあるが、被保険者との接点がなく、被保険者ひとりひとりに記録を通知し確認してもらう仕組みがないことを不安に思っていた。	個別の記録の入力誤りについては、裁定請求時等に訂正するものという以上の意識に乏しく、抜本的な改善をおこなう発想、知識ともに欠けていた。 社会保険事務所と被保険者個人の関係については、基礎年金番号導入以前には技術的に困難であったため致し方ない面もあるかと思うが、こうした事業を早期に実施すれば、記録問題以前に記録整備が進んだと思われる。
10803	地方庁	その他(社会保険事務所)		すでに今後行われることかと思いますが紙台帳とオンライン記録との全件照合です。これにはさらなる人員増が見込まれますがこの問題解決には必要事項ではと思います。 また、過去の記録の調査において長い経験と当時を知る人たちの力をお借りしたいと思います。それは、現在退職した正規職員だけでなく相談員の力を借りたいです。相談員の方は長い間、記録調査業務を行っていた方もいますのでその方の調査方法等経験により培われた能力をお借りしたいです。	私が採用されたのは平成17年4月ですがこの問題を知ったのは国会での5000万件の報道があったときです。その当時、年金給付課に所属していましてそのとき統合されていない記録があることは認識していましたが年金請求時に確認することになっていたのでまさかこんなに存在していてすでに年金を受けている人や亡くなった人が含まれているとは思わなかったです。その後オンライン記録すらしていない旧台帳や国民年金の構領等、次々とでてきて驚いています。 この問題は過去の業務がしっかりできていなかったことが原因だと思います。昔は国民年金、厚生年金それぞれ番号があり初めに番号を付番したあとに本人がその番号がわからなくなったとき等に別の番号をいくつも与えてしまったことに問題があります。昔はパソコンがないので全国オンライン管理ができなかったとはいえ前の番号をさがす業務をもっとしっかり行っていればと思います。年金請求時に確認すればいいとの考えもありますが昔の記録を思い出せない人もいるのでもっと早い段階で記録統合を行っていれば と思います。	年金とくべつ便や日々の窓口、電話の対応時に1件でも多くお客様の記録を見つけてあげるように業務を行っていました。ただ、記録を見つけても実際に受け取るまでに時間がかかるという再裁定業務の人員不足が発生する等新たな問題も発生しました。私も一時期出張にて支援を行いましたが、より専門的知識と膨大な量を処理していくことの根気が必要だと思いました。また、記録調査の件数も膨大であり今の人員で行っていてもお客様に長く回答を待たせている現状です。その時いる職員で業務を行うには当然だと思いますが現人員を上回る業務量であるので人員支援等の開始が遅かったのではと思います。
10804	地方庁	その他(社会保険事務局)	以前に聞いた件としては、事業所に雇われる際年齢制限に引っかかっているため、年齢を偽り加入したが後で訂正できずに請求年齢を迎えたが、この期間を忘れていたため埋れた年金になってしまったが後で思い出して生年月日の訂正をされ回復したとのことであった	勤務されていた事業所が判れば、旧姓や生年月日の近い人から判読する方法が考えられるが、事業所名が判らないと難しい調査になる。	1)基礎年金番号を設定した際に、厚生年金と国民年金を洗い出すことを特にしなかった事が今になって難しい作業をすることになっている。 2)健康保険と厚生年金の資格が同じ用紙で受け付けなければならないため以前に厚生年金に加入していても、初めての加入にして新規の番号を交付され重複取消をせずに、何枚も持ってしまったため、思い出さない期間は埋れてしまうかも、との懸念は40年代からありました。	1)については、担当課ではなかったので特にどのような対応をされたかはしりません。 2)については適用課に所属していたときは、事業所に対して最初(取得届提出時)と算定基礎届け提出時及び喪失届け受付の時に確認を促していたが 届書の郵送事業所には、算定基礎届け時ぐらいしか声掛けをしていなかった 点が今となっては反省すべきです。
10805	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号が始まった時から登録されていない手番記録が残っていることは認識していたが、このように大量に、しかも年金受給者の記録も残っていたことがわかったのは、年金記録問題が報道され始めてからです。	窓口対応、届書の処理など、機会ある毎に氏名検索をして、ばらばらの記録をまとめるよう心がけていましたが、今考えると、そんなものでは追いつかなかったと思います。 制度毎に記録がバラバラで、また、同じ制度でも年金番号が何個もあることもあり、それらの記録の統合を加入者個人の申告に頼らざるを得なかったシステムに問題があるとは思います。 それと、制度が複雑すぎて加入者が制度を知ることを掴んでいると思います。もっと単純な制度であれば、手続きもキテンとしてもらえたと思います。
10806	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		少しでも解決に近づけなければならない問題と認識しています。 マスコミ報道でしりました。	主に窓口業務を行っていますが、窓口の段階で統合処理等、解決できるものはその場で処理するよう心掛けています。 特別便処理の専門チームを立ち上げ、集中的な処理が必要と考えます。
10807	地方庁	社会保険事務所課長級以上	二以上勤務届によらない重複している被保険者期間の標準報酬月額の取扱問題について(現行のカット合算による上限オーバー分の取扱について。並びに一方が基金加入期間であった場合の合算処理の不具合)等々。	同様の意見、問題提起は各事務所から各事務局を通して庁及び省・年金局にすでにあがっており、検討されていると思われますが、未だに処理ルールが確立できないのは、制度創設当時に想定していなかったことに起因しているためと思われます。この問題は個々人での対応できないため(当人がそのことを認識できないため)問題解決にはまず処理ルールの確立を図り、その後、職権による補正を行うべきであると考えます。	5000万件の宙にういた年金記録問題については、基礎年金番号創設以前の制度上から発生したもので、個人に複数の番号を存在していることは早くから認識しておりましたが、当時の事務所での見解は年金裁定請求の際に被保険者記録を本人の申出と突合して整理をはかるというものであったため、事務所独自に積極的な方法を駆使して整理を図るという認識はなかったと思います。	現時点で検証すれば、各問題点について反省すべき点があるようにも思われるが、当時の事務処理環境を考えれば(オンライン化前では名寄せする方法がなく、オンライン化後であっても厚年記録には住所情報を伴っていない等)、この年金問題を解決するためのツールが不十分であったことは明白であり、やむを得ない部分はあったのではないかと考えます。この十数年間のコンピュータの処理能力、また記憶容量の飛躍が社会保険システムの刷新につながり、このような問題整理に対応できるようになったためで、しいて反省点をあげるなら、年金制度発足時からの年金給付を想定しての設計が不十分であり、その後のいく度かの改正時においてもその検証をおこなったことにその主たる原因があるのではないかと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10808	地方庁	その他(社会保険事務局)	知られているか、知られていないかわかりませんが、全国的な紙台帳(マイクロ)の欠落があるかと思われます。	現時点での解決策としては、現在も存続する企業、健保組合、基金などに協力してもらい、記録欠落部分の補てんをすることが望ましいのではないか。	正直、過去の年金記録に携わった職員でしたら、一応に「何でこんなズサンな管理なんだ」と誰もが感じたことだと思います。 ただ正直、昨前からの記録を管理する自体、無理があったと思います。	記録の不備が見つかった時点で個人としてできるだけの対応はしてきたつもりです。ただ今のような社会保険庁の体制がなかったので大したことはできず時間がかかるばかりでした。 反省点としては庁がズサンな管理体制と知りながら、見て見ないふりをしていた点だとおもいます。
10809	地方庁	社会保険事務所課長級以上	自分の知る範囲では、これまで以上の問題は抱えているとは思えません。 しかしながら、現在でも不安が残る案件として、一点だけ。 事業所で新規に加入者を提出するときの取得届で、年金番号が分からないために、取得届の年金番号を記入なしで提出した場合に送付する、「擬重複通知」について、ほぼ本人記録で間違いないと思われるケースでも、自身の記録ではないと、回答してくる、ケースがありあらたな火種にならないか心配です。(以前の職歴を隠しての再就職か・・・・) 結果としては手帳番号があらたに宙に浮いてしまのか？？	現在の解消方法を推し進めることが、一番の早道であり、多くの人間による解消方法こそが、一番の方法だと思います。	このような問題が存在することは最近の報道等により、詳しく知ったため、うすうす、感じはじめた年数もあわせると、この5-10年間で問題の存在を知ったことになります。	窓口に来られる個人のお客様や、加入の書類(取得届)を提出される事業所の担当者様に対して、必ず以前の年金番号の提出を促し、記録が二重になってしまうことの説明を繰り返しましたが、なかなか前職歴を知られたくない方には聞き入れられないケースも多く、そんな時に、もっともっと強く説明をすれば良かったと現在は反省しています。
10810	地方庁	その他(社会保険事務局)		以前より未統合の番号は減少しているが、まだ確認されていないものがあるのでその番号の確認作業を優先させるとともに、統合した記録に伴い年金の再裁定が必要になった方の処理に力を入れていくべきだと思います。	採用が国民年金課だったので日頃の業務の中で手帳が2冊あるなどの相談を多く受ける機会があったが、基礎年金番号の導入に伴ってという説明をすると納得される方が多く、あまり苦情を言われた記憶がない。したがって当時は問題だとの認識があまりなかった。 マスコミ等で取り上げられるようになってから認識するようになった。また年金給付課に配属になり手番の名前や生年月日の入力が間違っている記録をよく見るようになってからさらに問題ではないかと強く認識するようになった。	裁定請求の際にはご本人が申告される記録については、様々な工夫をして探す努力をしました。その中で見つからないものもありましたが、思っていなかった別の記録が見つかるようなこともありました。 また未統合の記録が見つかった時にはすぐに基番に統合するようにしていました。 このような問題が発生したのも平成9年の基礎年金番号が導入された時点で徹底した統合作業をしなかったということがあげられると思います。
10811	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	国民年金業務課の在籍に国民年金の手番等基礎年金番号に統合されていない手番があり未統合があるなとの認識くらいから国民年金の手番とマイクロが一致しない月があり調査が必要ではと思った。	納付の記録の確認等できるだけ調査し、正しい記録を確認し本人に誠実に回答すること。 年金制度の周知徹底がなされていなかった事と確認作業の徹底ができていなかった事と長年の疑問等を先送りにしていたような点が反省点と思います。
10812	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金保険の未適用事業所の申し立て。 国民年金の払い出し以前の未納。	事業主負担分の軽減。 国民年金の制度の周知。	被保険者の思い違いによるものが多く、現在の制度だとずっと解決できないものだと思う。 特別便での接客時。	お客様に制度を説明し理解をいただくのにつきます。
10813	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロフイルムなどは、不鮮明であったり、欠損していたり、WM上でも事業所記録が入っていない記録や、氏名が空欄の記録などがあり個人を特定することが困難な記録も確かにありますが、それは、オンライン化する以前の記録の問題にほぼ限られており、基礎年金番号化する前に複数の手帳をお持ちの方については、単純に国民年金と厚生年金の番号ごとに記録の管理をしているため、記号番号の登録をすれば、正しい記録になるだけという人数のほうが、はるかに多かったと思われます。消えた5千万件の年金と大騒ぎする前に、複数の手帳をお持ちの方の番号統合がひと段落してから、特別便の送付を行ったほうが混乱も郵送料も少なく済んだと思	問題は、個人の特定が困難な、制度発足時からの手作業で管理していた統合帳とその記録をオンライン化する際の記録の管理がずさんだった事。生年月日を偽って働いていたり、親から聞いている生年月日と戸籍上異なる人もおり、またそれらの記憶があいまいな人も多く、すべての個人の特定は不可能と思われます。	期間調査の仕事の手伝いをしていて、旧紙台帳やマイクロフイルムの不鮮明なことがわかりました。又、平成9年の基礎年金番号の発足に伴い、基礎年金番号通知書の送付時に、別な番号をお持ちの方は記入して送り返してもらい、業務センターで登録する事となっていたと思いますが、作業が進んでいるのかは不明でした。	お客様の来所時に、年金手帳を確認し、未登録が判明した場合には基礎年金番号登録申出書をお預かりしましたが、最初から一人ひとつの番号で管理していればと思いました。
10814	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	今やっていることをこのまま続けていけばよい。	18年7月賃金職員としてないったので認識していない。 報道で知った。	業務がわからないのでなにも出来なかった。勉強不足を感じた。
10815	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成21年4月採用のため詳しい事は分かりません。	・特化する部署への集約および職歴の浅い者やパートでも力になるようなマニュアルを整備 ・回答業の工夫(記録照会があっているかどうかの確認なのか、記録のもれがある方でも証拠を持ついる方なのかどうか等で入り口管理) ・IT化の推進による情報閲覧のスピード化 採用されてから日が浅いので素人考えで申し訳ありません。	採用前(平成21年4月)より問題は知っていました。 採用前は社会保険庁だけの問題だと認識していましたが、採用後はこの問題が社会保険庁だけでなく、事業所様や個人様の認識違いや手続きミス等も関係していることが分かりました。	適用調査課に配属後は届出の不備や事業所様に手続き等の不備が無いよう窓口や電話対応に心がけています。 問題点としては、偏った情報のため本来不要まで調査依頼を受けているため必要な方の調査が遅くなってしまっている点だと思います。 調査の方法や第三者委員会への申し込みの流れ等を含め、もう少し全員に理解をしてもらうようもっと情報提供をしていくべきだと思います。
10816	地方庁	その他(社会保険事務所)	生年月日の相違によるもれ 氏名フリガナ相違による漏れ	広報をする	年金受給者の年金漏れを確認し再裁定することは大変な事と思いました。 年金相談員になった時	氏名検索をきちんと行う 入力時、確認を十分に行う
10817	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	社会保険庁だけの問題と考えず国家の責任である国家プロジェクト 年金記録問題5500万件の年金手帳番号が浮いてるとの報道があった頃から	個人情報保護、コンプライアンス遵守の重点 お客様の目線で丁寧に親切をこころがけながら対応した。 報道関係に発表する前に社会保険事務所等の窓口担当者に事前に連絡することでお客様とのトラブルがなくなる
10818	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		2年ほど前に知り、社会保険庁の信頼を失う大きな問題と思いました。 お預かりした記録誤りがあったり、記録が無くなっていたりと、常識では考えられないことがおこり、いかにお預かりした保険料や記録を大事に扱わなければならないものなんだと思い知りました。	記録問題を解決すべく記録の確認をしていただく際には、相手が納得するまで調べてあげます。やはり年に一度くらいは、記録を確認していただき安心していただくのが一番だと思います。それには、定期便などの事業はとても有効だと思います。 年金制度に対する制度不信を払拭し、信頼を回復するように、日々努めていこうと思います。
10819	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	一日でも早く職員のみならず、OBの方々の協力もお借りし、社会保険事務所に携わっている職員(謝金)も含めてでも解決していくべきだと思います。	信じられない出来事だとおもいます。また、あってはならないことです。 過去においての年金に対する意識の低さを感じました。	兎に角、このままでは早期解決できないと思いますが、現場では常の業務をこなしながらのため、大変で何もできてないことを反省しています。
10820	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録については、引き続き年金定期便等、被保険者宛にお知らせし、加入記録の確認をもとめていくこと、また年金制度について理解しやすいしくみを考えていくことが必要と考えます。	マスコミ報道されるようになったとき。記録の登録で、紙台帳から機械化になった頃に記録漏れ、誤りがあったと聞いたことがあります。	まずはこれからなすべきことを職員一人一人が考え、対応策をあげていくべきだと思います。
10821	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		wmに反映されていない記録が存在しており、個人から照会があった時や、年金の請求時に確認するだけであったこと。(当時において) 資格照会の担当になったとき(平成6年ごろ)	照会分の処理作業で余裕がなく、対応はできなかった。 紙台帳からマイクロ化するだけでなく、少しづつでも確認作業を進めるべきであった。
10822	地方庁	その他(社会保険事務局)		再度、国民のみなさまへご自身の記録を確認していただくようお願いする。庁内で人や時間をかけて調査を行ったとしても、ご本人にご自身の記録であるかをご確認いただかないといけない記録がほとんどだと思うので。	すべての記録がオンライン化されており、ご本人の記憶さえあれば記録に漏れが生じることはないと思っていた。 詳細に年金記録問題が存在すると知ったのは民主党が国会で取り上げた頃です。	窓口や電話等で相談された件については、自分でもできる限り調査をし回答したり、その場で回答できない件については照会書類をお預かりし担当課へ回付するなどした。 反省点としては、記録調査を始めるにあたっての準備ができていなかった(例えば、国民年金払い出し簿のデータ化など)ため、受付をスタートしてから最初の回答までにかなりの時間を要したことが問題だったと思う。
10823	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	わからない	報道されてから	機械化が不完全だった
10824	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません		記録管理の体制の甘さが招いた結果だと思います。 平成14年に国民年金課に配属になった際、マイクロ記録と市町村保管の台帳記録との相違があるケースがありました。	常に被保険者の利益を考えて対応していました。 5000万件といわれる手番については、年金請求の際などに本人確認を徹底していれば、もっと少なくなっていたのではないかと思います。
10825	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	調査依頼のお客様に対し1件づつ丁寧に対応する。	従前より、期間調査業務があったので未統合の年金記録があるのは、認識していたが、件数までは、把握していなかった。 最終的には、ねんきん請求時に本人に記録を確認しながら判明すると思っていた。	調査依頼のお客様に対して1件づつ丁寧に調査していくしかない。 ねんきん特別便を準備期間のないまま急いで送付しすぎた。 もう少し時間をかけ、受給者、被保険者の順で実施すべきであった。
10826	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	現在の記録統合処理を、いっそう迅速化することです。ただし、公正で正確な判断と個人情報の厳格な管理が同時に求められるため、それにふさわしい事務処理規定の策定と、理解しやすい手引き(マニュアル)が必須と考えます。	各マスコミで報道されてから知りました。	組織として損なわれた信頼回復のため、与えられた権限の中で対応しましたが、日々の目の前の業務に忙殺される中で、組織全体での取り組みに資するものであったかは考える余裕がありませんでした。
10827	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	なし	特になし	特になし
10828	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	問題判明前と比較すれば、現在も随分改善されたと思いますが、旧台帳などまだまだ不明記録があるため、台帳の記録をすべて氏名索引、生年月日索引、事業所名索引、遺字索引等を可能にし、住民票情報や雇用保険データとも突合できる環境を整え、行政サイドだけでなく、被保険者にも記録の自己管理をしていただけるよう広報に努める、等が必要だと考えます。	被保険者や受給者にとって、自分の年金記録が正しいのかどうか。と不安にさせ、結果的に社会保険庁の信用を失った、組織として致命的な最重要問題と思っています。 問題を知っていた。ということではありませんが、通常業務を進めていくうえで記録管理に疑問を持っていました。	被保険者より記録照会があった際、および裁定請求書が提出された際、予想できるあらゆる方法で索引し、当時出来る限りの検索を行い、漏れがないよう対応した。 問題としては、被保険者の記憶に頼る検索なので、事業所名を覚えていない場合は、検索不能であった。
10829	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に知りません。	ご迷惑をおかけしたお客様に、少しでも早く正しい年金をお支払いできるように、全所体制で行っていけば良いと思います。	最優先課題として考え、少しでも早く解決しなければならない問題と認識していました。 また、私が年金記録問題の存在を知ったのは、皆様をお騒がせし始めた、平成19年5月ころだったと思います。	窓口にお越しいただいたお客様の待ち時間を少しでも減らすよう、全所体制で対応し、積極的に窓口に出るようにしました。そして、まずお客様にお詫びをし、丁寧にわかりやすく説明するよう心掛けました。また反省点としては、お客様にお支払いいただいた保険料の記録を大切に管理し、正しい年金をお支払いするという意識に欠けていたのではないかと思います。
10830	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	公表されていること以外に知っていることはありませんが、厚生年金保険の未加入事業所の問題は何らかの方策が必要だと思います。 法人事業所は、強制適用であることを知らない事業主や、知っていても保険負担が困難なので社会保険には加入できない。一方で、国民年金も払っていないなど無年金者や低額年金者予備軍が多く存在するのではと思っています。 特に、25年(60歳までに)の納付済み期間を満たせないと思われる無年金者問の問題を解決しないと、国民年金の納付率も向上しないと思います。 (勿論、70歳まで任意加入ができることは承知していますが、60歳を過ぎて不足分の保険料を70歳まで納付しようなんて方はまれだと思いますし、国民の大半は60歳を超えての保険料負担能力はないと考えます。)	法人事業所は、強制適用であることの政府を挙げての広報、法務局への周知依頼などが必要ではと思います。 適用を真剣に考えるなら、保険料が納付できるできないは別として、国として強制適用しろというべきでしょう。事務所の判断に任せているのは余りにも無責任だと思います。 無年金者の問題は、国民の全てに納付してただくことを前提とするなら、経過措置として25年に満たなくても年金を支給するような法律の制定も必要ではないかと思います。	問題の存在を認識したのは、今回の記録問題が取り上げられてからです。 従業員の方が本人の承知していないところで、報酬が下げられていることには問題があると思います。 また、今回の記録問題に乗じて、本来、加入していなかった期間や、事業所が見習いとして(本来は加入させなければならないが)社会保険事務所に届出をしていなかった期間までを、年金記録ととして認めてほしいという相談が殺到していること。	従業員の部分については、正しく修正する必要があると思います。 被保険者一人ひとりに対し、標準報酬月額を含めたお知らせをしていなかったことが問題。 社会保険庁だけに責任を押し付けられているが、事業主が保険料納付の責任を果たしていないことや、誤った届出に対して事業主の責任を追及していないことも問題。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10831	地方庁	その他（社会保険事務局）			採用後1年位で年金記録問題がマスコミ報道でよくとりあげられるようになりましたが、それまで年金記録とはあまり関係のない課にいたため、存在を認識したのは同じ位の時期です。	
10832	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	さらにシステム対応が可能なものは、機械処理とすれば、年金問題対応の人員が増やせるのではないかと考える。	年金の裁定直後の、期間判明による裁定訂正の進達が多くあり、年金手帳の複数払い出しが原因と考えていた。 平成9年1月から基礎年金番号が導入され、手帳番号の一元管理により将来は漏れの無い、被保険者記録が管理されると考えていたが、古い記録の管理方法等は、一連の年金問題の報道等により知って驚いた。	職員の多くが問題と考えていたが、基礎年金番号の導入しかり、早急の対応がとれて来なかった事が問題。 個人としては、定期的改善提案で意見を述べる程度で、積極的な対応をしなかった事が反省点と考える。
10833	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題の解決策はとにかく現時点で、申し出されている記録照会について、慎重に調査を行うべきである。業務センターにおいて、今、考えられることを全てといっていいほど実施している（予定も含めて）。旧令や、共済記録、確認のお知らせ、標準報酬関係や、無年金者に対するお知らせ等、あとは、これらの通知伴って、届けられた申出書を我々が出来る限り、丁寧に回答することである。旧姓、生年月日の若干の違い、氏名の読み仮名について、考えられることはすべて確認し、一件一件丁寧に回答することが大事である。また、申し出を行っているいないものに対しては、フォローアップによる調査を徹底すべきである。	平成18年の国年免除問題から記録に関しては、問題提起がなされ、平成19年6月頃に5000万件の消えた年金記録として報道されたことにより、世間的な大問題となった。年金制度改正を契機に発生し、（手帳から基礎番への移行）その大変革時点において、社会保険の担当である我々が年金記録の管理者としての責任感欠けていたことが一番の原因であると考える。年金記録は本人の記憶があるうちに、確認作業を行わなければ、未統合記録が残ってしまうことの認識が薄かったように思う。、しかしながら、年金制度に関しての国民の理解度の低さにも要因はあり、その原因を作ったのも国（社会保険庁）であると思う。たとえば、基礎年金番号導入前であっても、年金番号は1制度1つの番号であるべきが、就職先が変わるたびに新しい年金番号を取得させる事業所担当や、年金制度への加入認識のない者が、再就職時に年金加入の経歴無しと申告する等、年金制度への理解がないために、1人に対して多い人では5以上もの手番を持っている。国民に複雑な年金制度を理解させるためにもっと年金教育を推進すべきであったと考える。	基礎番への移行当時、オンラインへの登録処理を慎重について、安易ではなかったか。また、名寄せを現在のように徹底しておけば、未統合記録はここまで多くはなかったと思う。さらに厚生年金の新規加入時に慎重な年金記録の照会業務（氏名検索の徹底等）を行っていれば、多少は手番重複を防げていたと思う。また、大きい目で見ると、やはり制度の広報がかなり不足していたと考える。とにかく年金制度の周知が必要であったと考える。その点では年金教育の推進が急務であると思う。
10834	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	具体的な方法は、思いつきません。	基礎年金番号制度導入後に過去記録の整備として、基礎年金番号への年齢別に勧奨し手番記録収録作業が順次してきたことを記憶しているが、2年半前の報道された未統合記録の件数が大量あることは、初めて知った。 なお、国民年金のオンライン収録記録とマイクロ記録、市町村名簿が不一致するケースは、記録照会申出による調査をして、相違するケースがあることを認識した。	国民年金事務担当時代は、市町村担当省へ、未統合手帳を保有する新規加入者の統合手続きの協力を依頼した。 未統合記録は年金請求時に統合するという考えがあったからだと思う。
10835	地方庁	その他（社会保険事務所）			本当に記録が漏れているもの、不明のまま放置されていたものについては、由々しき問題だと認識しますが、基礎年金番号が付番された際に統合されていなかったもの、また平成9年以前に受給者が死亡しているものまで、すべてが「消えた年金」と決め付けられ、しかもその原因が、あたかも現場職員の怠慢に他ならないように報道されたことは、大きな誤解であると思います。 正しい情報を伝達しないどころか、必要以上に社保庁をバッシングすることで国民の不安を煽り、社保庁や年金制度、ひいては国政にまで不信を抱かせたメディアの責任は、決して小さくないのではないでしょうか。 また、そのせいで事務所窓口には来客が殺到し、長時間お待ちいただいたり、職員のほとんどが窓口業務に手を取られ、内部事務が追いつかず、結果的に再裁定の進達、決定が遅くなり、お待ちの間に亡くなられた方もいらっしゃいます。 そうしたすべては、記録問題が取り上げられ、大きな騒動になった当初から懸念していましたし、実際に現場でこの件に携わりながら、現在までずっと感じていることです。	窓口等で対応する際には、できる限り丁寧に説明し、お客様にご理解、ご納得いただけるよう心がけてきました。また、年金制度や社会保険の歴史なども説明することで、お客様の不信感や不安を少しでも払拭できるよう努めました。 反省点を述べると、ひとつには、そもそも年金制度についての周知が不充分であったことが挙げられると思います。制度を知らないことが、誤解や不信を生む原因にもなると思います。 次に、今回の問題が発生した際に、もっと抜本的な対応ができなかったのか、ということです。早急な対応が求められていたことは理解しますが、充分な準備もできていないうちに、全国民に一斉に特別便を送るというやり方は、果たして効果的だったのでしょうか。文書の内容も吟味できていなかったため、再発送を余儀なくされたり、受け入れ態勢が整っていないのに来客が殺到し、対応が追いつかなかったり、余計なコストを掛け、余計な混乱を招いただけのような気がします。見切り発車は、出発は早くても、到着は大変遅れます。きちんと準備を整え、そのために出だしが遅れても、到着が少しでも早ければ、その方が余程、国民サービスになるのではないでしょうか。 そしてまた、そうしたことを実行するには、現場の意見は不可欠だと思います。
10836	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	『アンケートの説明』にもあるとおり、この記録問題は、制度が始まって以来からの長い年月が積み重なり、色々な要因（例えば、全て紙台帳による手管理時代から機械管理への変遷や、基礎年金番号導入時の周知不足、既に手帳交付がありながらも新規で取得届を出してくるなど制度に対する理解不足やそれに対するすべなく複数の手帳を交付する事務処理体制など）から起こった問題と思われます。 今、この問題が明るみに出てから、政府の方針もあり1～2年で完全解決しようとされ、また現場職員もそれに向け懸命になって取り組んではおりますが、現実問題（未統合記録件数や古い記録が不鮮明や曖昧である点など）からして、そのような短期間では到底処理なように感じます。 単に整備期間を区切り、また作業を急くことは、最近に判明した事象で言えば、『他人の未統合記録が統合されていた』などというような、更なる年金記録問題を引き起こしかねないと思われます。 御設問の問題解決に向けた方策と言えるかどうか分かりませんが、まずは、この問題に至ったまでの経過（昔の紙台帳時代の記録管理状況や機械化され記録を移行させる時の状況など）と、記録照会作業の現状（判明させる作業が時間を要することなど）を国民の皆様に明らかにし御説明し、今後間違いが無いような記録整備作業を進めていく上では、【時間を要する】ことを"御理解いただいて"丁寧な対応作業を進めていく以外無いと思われます。 また、時間を要す作業なうえに照会件数も非常に多いゆえ、人手が必要ではあることは確かですが、作業上で一番の問題は、期間照会業務に携わった経験者と非経験者では、記録の発見（結びつけ）に、かなり大きな力量差があるという現状があります。 非経験者（期間照会業務の無い職員や臨時（謝金）職員）が照会作業をし判明しなかったものが、ベテラン（期間照会業務経験あり）職員がもう一度調べたら発見できた事例なども多くあります。 照会票に書かれているものは、古い記録ほどあいまいな物が多くあります。 照会業務経験者には『管内の昔の事業所の通称名や俗称を知っていたり』『○○市にあった△△関係の会社』との記載だけである程度事業所を絞り込める力量を持った方もいました。 ある意味、期間確認作業は専門職に近いと思われます。 （退職や事務分掌変更などで）経験者が少なくなった現在、さらに記録整備には時間を要するものと思料されます。	今回の記録問題が判明し記録整備作業を進めていく中で、初めてWMに収録されていない統合情報記録があるなどという事を知りました。 『期間記録照会＝WMで索引して探す』の常識が覆され、今まで記録照会をした方で記録が無い（見つからない）と回答された方に対して、大きな不利益を与えていたことから重大な問題であると認識しています。 御設問の問題の認識時期とすれば、この記録問題がメディア（新聞等）で取りざたされた頃や記録整備作業に携わるごとになります。	自身の対応は示された処理方針に沿い、優先記載を持って取り組む以外にありません。 また、(7)の御設問にも回答したように、適当な作業は更なる問題や混乱を招くものと思われますので、ある程度時間を掛けてでも、間違いのない記録整備を進めていくことが必要だと思われます。 反省点としては、この問題が起こった要因でもある、過去の等閑な記録管理体制と法整備にも問題があると思います。 記録管理に関しては、現在は機械管理の為、改ざんの防止策を講ずる等で対応できると思われますが、あとは今後被保険者になる人も含め、一人一番号を法整備し、宙に浮いた記録を二度と生み出さない様にすることが一番の解決策と思われます。 また現状起こっている問題点の反省点は、現場の現状や実態を把握せずに作業指示が動いていることです。 『国民の皆様に記録を確認してもらう』ことから特別便が始まりましたが、機械未収録の記録があるにもかかわらず、通知が先行しました。これにより多くの照会が発生しました。また、それを未消化（整備未了）の状態にもかかわらず、定期便が始まりました。当然、特別便で記録照会した方で、未回答（未整備）の方からは『照会を出しているにもかかわらず同じものが届いた』と不信と混乱を招いています。 まだ、事前にできる準備や作業が終了する前に、見切りや公約？を主軸に次から次へと進むことによって、問題はさらに大きくなり、結果として解決の時期を遅くしますことを考えて、事務処理計画や方針を出していただければと思います。
10837	地方庁	その他（社会保険事務局）	特になし	特になし	国民の老後の生活を脅かす切迫した問題。 年金に関する相談を受ける都度、感じていた。	相談者の話をよく聞き、自分なりに解決の糸口を探そうと試みたが、勤務先などの実名を告げることができないことから、本人の記録が明確にできず残念に思った。
10838	地方庁	その他（社会保険事務所）	特になし		自分が納めた記録がわからなくなるなんて、ひどい話だと思います。これは、手帳を失くしたお客様だけのせいでだけではなく、やはり社会保険庁側の記録の管理体制に問題があったかと思ってました。 平成9年に採用され、その時から期間調査という仕事があったので、そのころから記録管理がきちんとされていたらこんな大変な作業はなかっただろうにと思っていましたが、ここ2、3年の間に年金問題が大騒ぎになり、改めて実感しました。	日々窓口や郵送にて受付される期間調査や電話での問い合わせに追われ、 その対応をするだけで、精一杯でした。 紙台帳から機械にうつす作業を行う際に、問題があったと思われます。
10839	本庁	その他（本庁）		時間がかかっても最後まで取り組みを進めること	氏名なし記録等記録管理の不十分さ	国民にたいしての広報、制度周知の不十分なところ
10840	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	時間がかかっても、一件づつ丹念に調査をして基礎年金番号に登録していく以外に方法はないと思います。当然スピードは要求されるものですが、そればかりを追求すると、調査不足・事務処理誤りを発生させる原因になると思います。	複数の番号を持っている者が多数いると言う認識はありました。5000万件の未統合記録があると言う報道があった時点です。	事務所に来客があふれ、考える余裕はありませんでした。
10841	地方庁	その他（社会保険事務局）				
10842	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません。	担当課へ専門的な知識のある人員の配置・増員が必要と考えます。 また、現在寄せられている照会について問い合わせの記録のみでなく、氏名検索等で1件1件時間を掛け丁寧な回答が必要と考えます。	7.8年ほど前、期間照会を担当した際、多くの統合されていない記録の」存在は知っていたが年金裁定時にはすべて統合処理が行われているものと考えていました。	想定される以外での読み方での氏名検索、出来るだけ丁寧な聞き取りを心がけ記録の統合に努めました。 考えられる反省点としては記録の管理体制に問題があったと考えます。台帳などに氏名のフリガナの記載があれば、統合処理もスムーズに行え、このような問題になっていなかったと思います。
10843	地方庁	その他（社会保険事務所）		未統合手番の本人特定をし、早急に基礎年金番号に統合する必要があるが、調査及び確認作業には時間がかかってしまうため、記録確認に携わる人員を増員。	社会保険側の記録管理に問題があった。基礎年金番号導入以降の調査確認が不十分であった。WMに登録されていない記録もあったようで、そのことを知ったのは、記録問題で世間を騒がせてからです。	基礎年金番号導入時から継続して、行政側から被保険者・受給者に対して記録調査確認が行われていれば良かったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10844	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	世間一般の方々に記録問題のすべての原因は、社会保険庁のずさんな年金管理であるとし、悪いのはすべて社会保険の職員であるとされた状況下では、現場において何をしても真の信頼回復には相当な時間がかかる。 社会保険制度のしくみは、国民と企業が一体となり、事業主からの正しい届出、正しい適用、正しい記録があってこそ正しい年金となる。 信頼回復には、少しでも早く照会を頂いている記録について、調査を行い正しい年金を支払うしか道はない。 そのためには、必要な予算と人に加え、経験豊かな社会保険職員を活用することが重要であるが、実態として真に必要な人材が不足している。	地方庁に勤務するものにとっては、世間一般に問題が明るみとなるまでは、ずさんな記録管理をしてきたとの意識はなかった。 批判について、ほとんどすべてが、現在の精度の高いコンピュータ管理を基準に判断されており、昭和17年当初の紙や人の口伝え等、アナログ的な仕事時代であったことは、考慮されていない。 確かに起こるべきヒューマンエラーについては、過去においてチェック体制が甘かったと感じている。 また、当時は自分自身も若かったこともあり、現場の第一線として、本庁に進達した記録は、本庁のスーパーコンピューターに間違いなく正確に記録されていると疑う余地などなかった。 記録問題の存在については、マスコミにより、大きく報道された時に知った。 報道の絶頂期には、社会保険庁職員のやっている仕事は、白いものはグレーへグレーは黒へ、ひどいもの白から黒と報道され、残念でならなかった。	問題が発生する前も後も、法律・通知・通達に基づき、可能な限り本人に納得してもらえるよう真摯に業務に取り組んできた。 反省点としては、記録に関してはもっと本人に即日で情報開示ができていれば、その都度誤った事項については、修復が図れたのではなかったかと考えている。
10845	地方庁	その他(社会保険事務所)		通常業務も行っていかなければならないので、記録確認に特化した部門を作って対応する。	平成19年頃。 年金制度の成り立ちから考慮すれば、起こりうる問題と認識していました。また、請求時に確認することで、未統合の記録が発生することは防げると考えていました。	年金制度の成り立ち等について再度確認し、当時の状況やお客様のお話等を丁寧に伺って記録の確認を行うことにしました。 現時点での反省点としては、もう少し準備を整えて記録問題に対応させてもらえればよかったと思います。お客様に何度も記録の確認を求めることで、さらに不信感を強める結果になったのではないか・・・と思います。
10846	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	ヒト・モノ・カネを集中的に投入して台帳との突合を行い、一定の決着を付けた後、政治判断により一定の基準の救済策を講じるべき。後は司法判断にまかせる。	年金記録の齟齬については極一部の方に起こっていると思っていたが、こんなに多くの方に起こっているとは思っていなかった。記録問題が採りださされた平成18年頃から知りました。	より詳細な本人からの聞き取りや、現在の年金記録が全てではないということを念頭に置き、別の記号番号にて記録があるかもしれないと慎重に対応することを心がけています。 年金記録の管理が何十年にもわたり社撰であったことはもちろんですが、年金に関する法律が改正に次ぐ改正となっており制度がきわめて複雑。一人にいくつも年金番号を払い出せるようになっていた仕組みなど制度設計がしっかりしていない。標準報酬改ざんや免除問題など現場職員はもちろん庁や局といった上部組織の職員もコンプライアンスの欠如。いわゆる3階構造や地方事務官の制度により人事交流が少なく、よい面もあるが悪い方向に仲間意識が働いていたの
10847	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	年金記録確認作業についての人員を増員し、迅速に行なうことが必要だと思います。人員についても、特に期間照会の処理などは、全くの未経験者よりも、経験豊富な方々の知識や知恵を活用できるのが、もっとも効果的ではないかと思います。	基礎年金番号制度になって以降、業務をするうえで未統合になってる記録の存在は知っていましたが、今のように加入途中で自分の加入歴を確認する機会もなかったので、最終年金受給手続きのさいの職歴確認をうけて、徐々に減っていくものだろうという認識でいました。	年金問題で騒がれている昨今でも、資格取得届の基礎年金番号欄には、持っていない知らない等の理由で空欄になっていることが、意外と多いことに驚かされます。確認してもらえる時に確認していく思いで対応するよう心掛けています。 当時、名前のふりがなを記録していなかったのは、より複雑化させた要因の一つではないかと思います。
10848	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	わかりません。	平成9年に基礎年金番号制度を発足したとき、大量に照会のあった期間調査の業務をしていましたが、そのときに厚生年金制度発足当時から手書きしていた名簿の作成状態に疑問や危機感ががあり、上司に発言したが対処がなかった。そのときに今のような庁全所体制の対策をとっていれば何か変わったかもしれないと思う。したがって今回の年金記録問題と騒がれるのは何も不	期間調査を担当していた当時、判明した事業所整理記号や報酬月額、資格期間の記録補正を指示された処理方法以上に詳細に処理(対処)を行い、2度手間とならないようできるだけ再処理に備えた。反省点は動くべきポストの人間の誰かがやるだろうという考え方。
10849	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	早期に記録問題が解消できるよう、全職員が一丸となり期間照会等を処理しなければいけないと思う。	記録がなくなってしまうというのは、たいへん重要なことだと思います。 1年ぐらい前だったと思います。	お客様一人ひとりの記録の確認等おこないました。 取得届に記載してある氏名欄のふりがなが正確に記録として反映されていたならば、ここまで大きな問題にはならなかったと思います。
10850	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題のような問題は次の2点により起こるべくして起こった問題であると考えていました。 1点目は、システム(法律)上の問題です。 厚生年金の場合、事業所と社会保険事務所の間で記録に関する全ての事務が行われるので、事業所が故意または過失により誤った届けを行ったり、社会保険事務所が誤った決定を行ったり、職員が不正を行ったとしても、被保険者は直接知ることが出来ない点です。 2点目は、お客様自身の年金記録を正確に記録する事への意識の低さです 年金記録問題が大きく取上げられてから、窓口に来たお客様にお話でいえば、平成9年に送られた基礎年金番号決定通知書の入った封筒を今回心配になって初めて開封したという方がいれば、未開封の状態で持ってくる方、年齢を誤魔化していたけどどう誤魔化していたか忘れたという方、青色の年金手帳を4冊持ってこられた方(勤める度に年金手帳を作っていた)、勤める度に名前を変えていた方(占いなどで運がいいとされた名前にしていたとのこと)、短期間だから年金の手続きをするのが面倒だと仰られた方など、いろいろな方がいらっしゃいました。 多くの方が仰られたのが、昔は年金のことなんてどうでもいいと思っていた。社会保険事務所から何か来たけどよく分からないからほっといたというもので、このようなことをお客様にされると、社会保険庁が正確な記録を残すことが出来ない点です。 1点目については、平成12年5月に入庁してすぐに、2点目については、入庁以降職務を行いな	(8)の問題意識を踏まえ、年金記録問題が大きく取上げられる前から、自己の年金記録について照会を行ったお客様(特に疑義がある方)については、社会保険事務所からお客様に直接決定をお知らせする機会がないことを説明した上で、2年に1度は記録の照会を行うことを提案したり、社会保険事務所から何か来たけどよく分からないという方には、なるべく容易な言葉で説明できるようにしてきました。 現時点で見れば、年金定期便のように、年金記録を直接お客様にお知らせする制度がなかったこと、お客様に年金の制度(受給に関することだけではなく、取得や喪失、保険料に関すること)について理解いただくための方法がなかった(方法が知られていなかった)ことが問題であったと思います。
10851	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	経験者を解決の現場にあてがい、これまでのノウハウや知識を生かしできるだけ早い解決を目指すべきだと思います。	年金記録問題の報道と同時にしりました。	被保険者の立場に立ち、やれることは精一杯やってきました。
10852	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	まずは社会保険庁が保有する紙台帳、カセット記録を整理しオンラインデータと突合することからはじめるべきだと思いますが、すでにとくべつ便等で本人の記録訂正もされていますので紙台帳の記録をそのまま置き換えることなく、一件一件確認をしながら補正すべきかと思います。	年金相談室で年金請求時に職歴確認のため氏名検索をすると、本人が忘れている記録や本人確認できない記録もあったことは認識していましたが、本人に確認できない記録を本人記録と断定することもできず、思い出した時点での申し出を促してはいましたが、年金記録問題といわれる大きな問題との認識はありませんでした。ある程度の記録は、請求時確認で解決していくとの認識もありました。 世間で騒がれ始めて、年金記録問題についての認識が甘かったことを思い知らされました。	一人ひとりのお客様からの申し出にきちんと対応し、未統合記録についてはきちんと本人確認をすることをこころがけました。 ただ、すでに多くの方が受給中であり、古い記録がみつかったことで年金額がさがったりと改めてことの大変さを感じています。 現場では処理した記録がどう管理されているかを気に留めることもなく業務を行っていたことも原因のひとつであり、職員一人ひとりがすべてに関心をもちそのことを念頭に業務処理をすべきと
10853	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題については、被保険者に複数の年金番号が付与されており、記録の一本化がされていない問題と認識していました。また、年金記録のオンライン化にあたり紙台帳の記録を正確にオンライン上に転記することができなかった結果、受給権者または被保険者の方の記録に漏れが発生した問題と認識していました。この問題が存在することを知ったのは平成18年4月ごろとなります。	老齢裁定請求に来られるお客様に対して、申し出があった事業所以外の手番記録がある場合には何歳ごろに働いたことはないかなど確認をとり、手番記録が本人のものか他人のものなのかを確認をし、氏名検索においても本来とは違う読み方でオンライン上に手番が登録されていないか確認し対応しようとしました。 また、働いていた事業所について申し出があるが、年金加入記録に反映されていないという場合には、事業所名簿などから本人の記録を確認するなど対応しようとしました。 またこの問題についての反省点は、厚生年金の台帳に被保険者の氏名と生年月日と月額の記録は記載されたが、フリガナや住所といった情報を省いた結果、名前の読み方間違いで他人の記録と判定されたことや、同姓同名でかつ同じ生年月日の人がいるときに誰の記録かの判断が難しくなり、手番の統合が進まなかったことが挙げられます。 また、基礎年金番号を導入した時に、社会保険庁が管理している年金加入記録を年金加入者に対して知らせてこなかったため、年金加入者自身がいま管理されている年金加入記録はどうなっているのか把握できなかった点も反省点として挙げられると考えます。
10854	地方庁	その他(社会保険事務局)	私は実際知らないが、知ってるけど黙っておくという職員を数名知っている。	包み隠さないこと。	採用されてから知った。(H20．5月)	事務所全体での取り組みが必要。 縦割りの考えの職員が多いと思う。
10855	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	紙台帳とコンピューター記録のと全件突合せ	制度・システムともに時代にそぐわなくなったまま改めてこなかったために発生した。 基礎年金番号導入後、疑重複のまま浮いている手番が多数残っているのは知っていた。	お客様に安心してもらえるよう、なるべく早く丁寧に記録調査をすすめるよう努めた。 紙台帳とコンピューター上の記録の不一致の補正を裁定時にしか行っていなかった。自主的に少しづつでも進めておくべきだった。同時に新しいシステムの開発ももっと早くから必要だった。
10856	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	記録については早急に判明させ、判明した記録についてはそれに基づいた支払いを迅速に行わなければならないと考えています。 記録問題は報道(入所前に)で知りました。	入所後、期間確認窓口を担当することになったので、来所者のお話をよく傾聴することに専念した。 記録照会についての回答および支払いまでに時間がかかりすぎている事が反省点と思われます。1日でも早く処理が終わるよう事務処理スピードを今以上上げることが大切と思います。
10857	地方庁	社会保険事務所課長級以上		お申し出に基づく記録調査に親切正確迅速に対応すべきと考えます。	当初庁において記録は適正に保管されているものであり問題となる認識はなかった。ねんきん特別便の実施開始以降に知りました。	お申し出に基づき親切丁寧正確迅速に対応するよう心がけた。当時のその場しのぎの無責任な業務処理により現在の記録問題を引き起こし、日本が世界に誇れる社会保険制度に対する国民の信頼が失墜したことが残念です。記録の保管について適正な処理がされていなかったことが反省点として挙げられると考えます。
10858	地方庁	社会保険事務所課長級以上		「ねんきん定期便」等で確認作業を進める以外にないと思います。	基礎年金番号導入以降に手番のまま残っているものが相当あることや、平成3年から4年間、年金給付の裁定業務を担当していた際に、統合漏れと思われる記録について本人確認はしていましたが、恒えていないと回答され未統合のまま裁定していたものが相当数ありました。年金記録問題としてクローズアップされるまでの問題意識はその程度でした。その他の問題については、平成17年ころからマスコミ報道等により知りました。	本人の申し出に頼ることなく、積極的に確認を働きかけない限り記録問題のゴールは見えてこないと思いました。実際に公表された件数を見てから、すべて"氷山の一角"であることを認識する必要があったのかと反省します。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10859	地方庁	その他(社会保険事務所)	算定基礎や扶養調書が簡略化されていますが、簡略化すれば当然正確性を欠きます。簡略化と正確性とどちらが大切なのでしょうか。 年金受給者が期間判明により期間の追加を行った場合、金額が減る場合も少なくない。	法改正など 使えないwmでなく、機器の改善	多くの年金問題は報道されるようになってから知り、認識しました	番号重複に関しては、年金裁定の際、擬重複の確認は騒がれる以前から確認を行い、期間の裁定もれがないように対応していました。 裁定時や、本人と話をする機会があるときは、重複防止のため、以前から擬重複確認は行っていました。 本人の記憶、思いこみがすりかえられて、真実になっています。 それを覆すには、廃棄する書類はないと思います。 膨大な書類の管理方法も問題かと思います。(マイクロ化、wm運動など) 事業所と事務所間のやりとりのみで、本人に通知がないことも、問題のひとつだと思います。(事業所より通知義務があったとしても、きちんとした事業所ばかりではありません。) 事務処理の統一の徹底化 報道規制
10860	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	再裁定申出書等の、滞留分を、早く処理をしてほしい。 また、記録については、記録に詳しいOB等を集め、専門チームを作り、それだけの処理を集中的に処理し、全ての記録を早く機械におこし、漏れがないよう突合をする。それに伴う支払い等も、なるべく早く処理をすることが、信頼回復にもつながると思います。	問題を、知ったのは一連の報道等で知りました。 年金記録問題は、自分の加入してた、記録がない(見つからない)ということでその方にとって、とても重大な損失を受けることとなり、あってはならないことだと思います。	窓口対応時には、私にできる範囲で調べ確認をするようにしました。 また、反省点としましては、基礎年金番号導入時に、もっと登録の勧奨をすれば、少しでも今回の混乱はふせげたと思いますし、年金請求時に、もっと、ご本人様の記録を正確に確認すべきだったと思います。逆に、何故してなかったのか疑問におもいます。
10861	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	当たり前のことですが、組織全体として現在の作業を正確・迅速に行うことが重要だと思います。	平成17年頃に問題を知りました。初めは、基礎年金番号導入時の事業所・お客様自身の手続き漏れと認識していましたが、社会保険庁組織全体・地方自治体の不備・不正も発覚し、組織だけでなく、年金制度自体の信頼が揺らぐ重大な問題であると認識しました。	年金記録問題が発覚した頃は事務所でしたので、まず、電話・窓口等でお客様に対して正確・丁寧な説明を心がけ信頼回復に努めるとともに、ひとつでも多くの正確な記録統合を行うよう事務処理を迅速に行いました。 反省点としては、当初は全国統一的な対応処理マニュアルがなく、現場が混乱して事務処理が進まなかったことが挙げられます。
10862	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題が存在することを知ったのは、一連の年金記録問題が世間で騒がれてから。 適用や徴収の係に配属され、年金請求の業務に携わったことがなかったので、あまり認識がなかった。 それまでは、年金請求の際に自身の記録を確認すればよく、浮いている記録があっても、問題なく統合できるものだと思っていた。 期間調査の申請が多いなとは思っていた。	手書きの名簿の文字や数字がきたなく、判別できないものが多い。もっと明瞭に記載すべきだったと思う。
10863	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		正直センター等に職員を増強配置しても限界があると思います。人間の記憶との勝負ですから、あいまいさもあります。記憶違いもあります。実際に給与から何か天引きされていた、としても社会保険料とは限らず旅行会のような積み立てであったり、社内レクの積立金の場合もあります。なぜ、広報に力を入れないのか疑問です。もっと広報に力を入れてほしいと思います。脱退手当金のこと、事業所自体の適用のこと、様々なケースがあり、記録照会の回答が遅れて申し訳ない、という広報だけではなく、当時の年金環境を広報すればもう少し反応が変わると思います。さらには、マンパワーの投入であると思います。第2センターでの記録確認整備ももちろん力を入れて取り組むべきと思いますが、コールセンターの増強を希望します。年金ダイヤルにかけてもつながらない、事務所もだめだという苦情がなんと多いことか。これ一つでもやっぱり社会保険は、というレッテルを貼られているのではないか、とも思います。県立病院が昼2時間、休息があっても誰も文句を言いません。解決は遠くても電話すればつながる、という安心感が出ると、不用意な苦情がへ減り懸命に記録問題へ取り組んでいる社会保険事務所は評価されるものと	一番疑問に感じたのは、年金給付課に在籍していた時で、記録は裁定請求時点で直せばよい、と先輩から教えられましたが、いざ審査を開始すると昭和20から30年代の記録がほとんどなく、東京等へ照会するとあっさり記録なし、で回答が来たときです。 当時の岩手では、だめもとでも良いから、パートや手伝いでもいいから在籍した会社はみんな書いて、と本人へ指導していたはずです。 直すのは裁定請求時で、しかも調査も簡単に終わらされて大丈夫かと思ったことがあります。	その後の事務相談等においても必ず、どんな短い期間でもいた会社を漏れなく書いて、とお願いして裁定請求書を受付していました。 年金記録問題はかなり根っこが深いと思いますが、国民年金を長くやっていて納付組織が解体されたこと、第3号制度が出来て女性の納付意識がかなり薄くなったこと、など年金が身近なものから次第に遠いものになっていったような気がします。若手の中にも一生前納とは何ですか、みたく過去の年金制度を知らずにいる世代もいます。 納めたからこそもらえる年金、という本質に帰るべきではないか、とも思います。
10864	地方庁	社会保険事務所長	知りません。 年金記録問題検証委員会や年金記録問題作業委員会で調査され、公表されているもの以上にはないものと思います。	未統合の記録についてはお一人お一人に確認していただくしかないものと思いますが、そのためには人員の確保が必要と思います。 納付記録や加入記録がない方については、年金記録回復委員会で検討していただいている救済方策といったもので、できるだけ早く記録を回復していくことが必要と思います。	統合されていない記録があるという認識はありましたが、5千万件という膨大な数の未統合記録があるとは思っていませんでした。お客様が来訪されたときに確実に統合していけば良いという程の問題意識しか持っていませんでした。 特に平成11年に年金給付課に配置になったときに一人でたくさんの年金手帳記号番号を持ち、基礎年金番号に統合されていない方が大勢おられることを意識するようになりました。	お客様が年金加入期間照会や年金請求に来訪されたときには収録されている記録を確認していただき、間違いがあれば職歴等詳細にお尋ねし、紙台帳やマイクロフィルムでお客様の記録を探し出すよう対応しました。 また、年金記録は、正しい年金を受け取っていただくために大切なものという認識が不足し、正確に記録し保管しなければならないという使命感や責任感が職員一人ひとりに欠如していた。職員一人ひとりが年金記録の管理を正確に記録していかなければならないという強い当事者意識を持って取り組んでいれば、記録管理の方法やシステム等もより良いものになっていたと思いますので、年金記録の管理を自分の仕事として主体的にどうすべきか考えてこなかったことが一番
10865	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	特別便未回答分の早期回答、定期便の適切な対応により信頼回復に一人一人認識を持って取り組む	手作業時代の年金記録を社会保険庁に遡及をして庁でコンピュウターに登録されている年金記録が統合されていると思っていたのでニュース等で取り上げられるまでは、知らなかった。	過去の経過を説明してお客様にご理解をいただく様対応している。 反省点については、今後正確な処理により問題が生じたらすぐに対応していくような体制を確立すること。
10866	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	ねんきん特別便、定期便による確認を一人ひとり丁寧に行っていくことしかないかと思います。	加入者、受給者の将来や現在の生活に重大な影響を与える年金記録の喪失ですから、解決すべき最重要課題であると思います。 基礎年金番号の導入の法改があったときに、年金手帳(記録)を複数持っている方の存在を知りましたが、年金異動時や裁定請求時にその都度、複数記録の整理、統合を丁寧に実施していたため、このような大きな問題に発展する規模のものとは思っていませんでした。	朝ビラの配布、街頭相談、旧台帳調査、特別便相談などに積極的に取り組んできました。 これまで私たちがいかにずさんな対応をしてきたか、また、市町村の指導や協力の得方、事業主への適正な届出指導、国民への制度周知など、さまざまな要因が重なっての今日の事態を生じさせてしまったものと反省しています。
10867	地方庁	その他(社会保険事務所)	質問の趣旨に副うか判りませんが、資格喪失届の用紙に退職日を記入する欄がないのがお客様にとっても我々にも不便だと思います。 事業所から郵送された喪失届で、とくに喪失日に月末の日付を記入された場合に喪失日と退職日のどちらで記入しているかで保険料はもちろん加入月数も変わってきます。 また、ご本人が保険の切れた日を把握する機会がなかなか無く、退職して随分たってから月末まで在籍していたのに・・・という話になることもしばしばあります。	喪失届に限らず、お客様の声や職員の要望に基づいた届出用紙の改変を希望します。	こんなにたくさんの方が転職されていることに正直、驚きました。 昔の年金記録の管理の仕方を完全に把握できていないので何とも言えませんが、昔はコンピューターも無かったでしょうから、現代の感覚とずれることもあるかと思います。 現在は、基礎年金番号が導入されたことで、一人一つの番号となったので一歩前進したと思います。 一人の方が幾つも年金番号を持っているのを知ったのは平成12年頃だと思います。	お客様の年金記録がきちんとご本人のものになるように事務処理を行っていきたいと思います。 国民年金と厚生年金の2つの制度が別々に管理されていた点、 お客様の連絡先を把握しきれていなかった点(今でも電話番号など把握できていないものもある) ご本人に記録を提供してこなかった点 あとは、お客様からも指摘されたのですが、私個人も以前から思っていたことで義務教育の中で税金と同じように年金も大事な義務であることを、小さい頃から教えることが大事だと思います。
10868	地方庁	社会保険事務所長	なし	「今後の道筋」に示された各種取組事項を、確実にスピード感を持って実施していくことに尽きると考えます。ただし、「最後の一人まで」解決することは現実的に無理があると思われるため、費用対効果も考慮し、国民の納得が得られる段階で、完了とすべきと考えます。	平成9年1月に基礎年金番号が付番された際、回答の催促はがきを送付したにもかかわらず、回答率が低かったことは知っていましたが、5000万件の未統合記録があることは認識していませんでした。	裁定請求のときに年金記録を確認すればよいといった考え方が問題であったと考えます。 また、未統合記録を早期に解消できなかったことが反省点ですが、その当時、大蔵省が膨大な予算を付けたか疑問の残るところです。
10869	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	扱っている記録の重要性と管理徹底を軽視した組織的な問題とほとんどの浮いた記録の大半は被保険者が当時加入していたころの手帳を紛失したりしたことに起因することから、国民の制度無関心の問題。問題を知ったのは国会で取りざたされた頃の2.3年前。	正直、全部探すことなど到底無理だが、もてる知識を駆使して調査に従事した。基本的に膨大な情報に関わる業務であるうえに制度が一般的に複雑すぎる。報告などを上部組織がひたすら求めてくるが、制度は理解していても全くといっていいほど現場の状況と業務を理解してない。組織運営の上層部と現場の意思の疎通と協調を持つべきでは?
10870	地方庁	その他(社会保険事務所)	未統合の手番は本人確認ができないものが多く、1件残らず整理することは困難である。 再裁定処理は、20年中に遡及されたものの処理が遅れており、受付から1年以上経過しているものが多く、お客様からの苦情になっている。	何が一番遅れているかという現状再確認とその体制の見直し。	認識し始めたのは一般に報道された頃からである。 ただ記録漏れなどは裁定請求時などに解決できるものと漠然と思っていた。	年金番号の管理方法がそもそも良くなかった(制度的な欠陥)。 記録問題以降は、電話対応や来訪者対応において、相手にわかりやすいように働きかけ、非は認め、ご理解いただくように努めている。
10871	地方庁	その他(社会保険事務所)		全職員が一丸となって問題解決に取り組む。	社会保険庁で未統合の記録を管理するシステムが存在しないための問題。 平成19年頃知りました。	ねんきん特別便やねんきん定期便で相談に来ている方以外のお客さまについても、特別便照会画面等を確認し、未統合記録がないか確認しながら対応しております。
10872	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	さらに広げた救済策(虚偽申告が判明した場合の罰則あり)を策定すること。	例えるならば、全ての業務を中断してでも早急に解決するべき問題。 平成18年頃知ったと思います。	急いで解決するべき問題ではあるが、慎重かつ正確な事務処理に努めたが、早期から時間と人を費やし、この問題に取り組むべきであったと思う。
10873	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点においてはありません。	日常業務をしながら記録問題に取り組むにしては、職員数が少なすぎると感じます。また、職員数を増やすことができるのであれば、記録問題に特化したチームを作り、被保険者、受給権者への訪問も視野に入れて徹底的にしなければ解決には至らないと思います。	信頼のない制度は成り立たないので、年金記録問題は今後の年金制度が存続できるかどうかの非常に重大な問題と感じていました。 厚生年金と国民年金でそれぞれ年金番号が違い別管理になっていたということにおいての問題であれば、それを認識したのは、社会保険に採用後すぐのことでした。 厚生年金保険料の改ざん、国民年金保険料の納付が納付記録に反映していないという問題はメディアが取り上げ始めた頃に問題の存在を知りました。	社会保険に採用後、問題意識を持ちましたが、最初の段階では大きな問題であるとの認識がかけていたと思われます。また、日常業務に追われ何もできませんでした。 反省点としては、問題発生時に組織として問題を把握し、行動に移す体制ができていなかったことだと思います。問題が発生しても個人のレベルでの行動には限界があったと感じていました。
10874	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	民間へ委託できないか。社会保険事務所(年金事務所)の正職員を増員すれば可能かもしれないが、特定やアシスタント職員を増員してもそれを管理し指導していく正職員に負担がかかってしまい、平常業務も進まず、スムーズに問題解決しない。また、年金記録確認について、期間照会業務を集約化している県の方がスピードが速い。期間照会のみならず記録整備事務全般を集約化すればさらに早く作業が進む。集約せず片手間に各課でやると、どうしても平常業務を優先させる傾向(直接のお客様を待たせないため)となる。 集約化のリスクとして、現場の人員が減り、お客様へのサービスが低下してしまう。年金記録問題については民間委託がいいと思います。	厚生年金記録について、業務センターでのパンチ誤りと思われる事象について見かけたことはあった。また、基礎年金番号導入後も、統合されていない被保険者が多数いた。行政側としてのミスもあれば、被保険者の手続きもれもある。年金請求時に整備されるので私個人的にはそこまで重要視していなかった。	一人の力ではどうにもならないことがわかりました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10875	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	・未統合の年金記録が多数存在している要因は、 ①厚生年金被保険者の住所管理がされていなかったため、転職等により、新たな年金手帳記号番号が払い出される結果となった。 国民年金では、市町村を経由して異動届が提出されるため、住所管理もしっかりしており、転出入届けは住民基本台帳に基づき為されていることから、年金手帳記号番号が重複されて払いだされることが、厚生年金に比較して少ない。 ②厚生年金では、年金手帳記号番号が重複して払い出されているケースが多くある。(転職毎に新たな記号番号を払い出していたため)	・今後対応すべき未統合記録は、約1000万件とされていますが、すべての解明には相当の時間を要すると思います。大臣の、「ひと、もの、かね、」という発言がありましたが、時間も必要と思います。	・番号重複が多数存在しているにもかかわらず、基礎年金番号の導入以前は、まったく施策として考えられていなかったと思われます。こうしたことが現在にいたったものと思われます。	当時は、何を言っても聞き入れてもらえなかったのではないでしょうか。 年金記録問題は、国全体の問題です。実施庁である社会保険庁の責任が一番重いかも知れませんが、国民全体で解決していくべきものと思います。
10876	地方庁	その他(社会保険事務所)		よくわからない。	重大な問題であると思った。いつ頃知ったかは覚えていない。	昔の紙台帳を再確認してオンライン記録の正確性を高める必要があると思ったが、何も行動できなかった。被保険者からの依頼があってから調査すればよいという待ちの姿勢であったことが、反省点として挙げられる。
10877	地方庁	社会保険事務所課長級以上	カッセト記録について、手番に氏名・生年月日が収録されていないので、得別便の照会対象になっていなかった。	記録を収録したうえで名寄せを行う。	過去記録の照会・回答事務を以前から行っていたが、徹底した事務になっていなかった。平成10年ごろ。	社会保険庁とか、その上で問題意識をもっていなかった。現場の実態を把握しきれていなかったため、有効な手段を取れなかった。
10878	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じていません。	現時点において、調査は十分行われていると思うが、未だ記録に疑問を抱いている方もいらっしゃるのは事実である。一部にはある程度調査を繰り返して納得を得る必要もあるかも知れない。	社会保険と受給者・被保険者の信頼関係の根底にあるものと考える。 マスコミ等で報じられるようになってから。	私自身としては、窓口・電話等で相談を受けた際、記録への不満だけでなく、不安もできる限り受け止められるよう努めた。 解決した・しないの数値に基づいた国民への報告も必要だが、職員がどう努力しているかや市町村等関係者がどう協力しているかもメッセージとして世論に送っていくことも必要であると考え
10879	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	わかりません。	未統合の厚生年金記録があることは、資格照会の係に配置になったときから知っており、調査の仕事は大事だと教え込まれてきましたが、未統合記録が5千万件、未収録の旧台帳が厚年・船保合わせて1466万件もあること、又、他の問題等も今回知りました。 加入記録は年金額に直結しますので、加入記録が納得できなければ、年金制度に不信感が生まれ、制度の維持に混乱が生じると思いました。	統合処理は本人の申出・記憶が頼りの業務です。会社の厚生年金適用の変遷(規模・業種)を理解いただき、お申し出の職歴について適用の有無・加入の有無等、納得いただけるよう調査・説明に努めてきました。 年金記録問題の反省点としては、一人一手帳番号の徹底のための広報活動が、不充分だったのではないのか。(正しい届出がされないと記録に漏れが発生してしまう、現在も届書に手帳番号未記入等不備がみられる。)被保険者名簿名簿をオンライン収録する際、過去の記録なので正しい氏名フリガナの確認ができないまま収録したこと等が考えられます。
10880	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員対策	この問題につきましては、平成19年に社会保険事務所に勤務して知りました。当時、窓口において相談業務もしていましたので、問題の大きさを実感していました。自分のできる範囲の対応をつくしましたが、非常に苦慮しました。問題が日増しに大きくなる中、社会保険庁及び制度全体への信頼に大きな影響が出てくると日々感じていました。	誠意のある対応
10881	地方庁	社会保険事務所課長級以上	オンラインで表示されない厚生年金のカセット記録が多数存在し、年金記録確認に大きな障害となっていること。	カセット記録のオープンは業務センターで対応しているが、遅々として進んでいないものと思われる。再裁定業務が一区切りしたら、担当者の増員により早急に対応すべきと思う。	手帳記号番号時代に同一制度で複数の手番を持っていた方、基礎年金番号導入後も国年手番と厚年手番が統合されていない方が多数存在していることは承知していた。これらは年金請求時などの機会に徐々に統合整理されていくものと思っていたが、年金給付業務に携わるまでは、これほどまで多くの不統合記録があるとは思ってもみなかった。また、手番の不統合以前の問題として、オンラインで表示されない多数のカセット記録の存在や同一の手番で厚生年金に加入しながら被保険者ファイルに収録されていない加入記録があるなど、手番の不統合以前の問題があることに、自分としても驚いた。	年金記録問題については、お客様お一人おひとり、丁寧に記録を確認し正しい年金加入記録にし、お客様に納得いただくことを心がけて対応した。しかし、カセット記録が完全に被保険者ファイルにオープンされない状態、事業所名称検索システムが作成されておらず、事業所名称からの記録検索が困難な状態の中での確認作業で、お申しでいただいても発見できなかった加入記録やお客様に提示してご確認いただけなかった加入記録が多数存在するものと思われる。少なくもカセット記録はもっと早い始期に全てをオープンさせておくべきだったと思う。年金裁定時に判明し、年金給付に結びついた加入記録もあったものと思う。
10882	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまで話題にのぼったこと以上のことはしりません。	職員一丸でがんばるしかないと思います。	国民年金の納付もれについては、10年以上前から知っていました。 領収書持参の被保険が来所されることがよくありましたのでいつか問題になるとうすうす感じていましたが何もできませんでした。	結局、問題勃発するまで、なにもできませんでした。
10883	地方庁	その他(社会保険事務所)			「年金記録問題」というものが一般的には未統合記録を含まれていることから考えて回答すると、これは平成9年の基礎年金番号導入により未統合記録が発生、平成10年からの名寄せ作業の開始ということで、当時入庁したばかりでしたが通常業務のひとつと考えていました。問題意識なく単純に存在を知ったということだと、名寄せ開始のときです。「年金記録問題」と報道等される前から未統合記録を早急になくさなければと感じてはいましたが、「問題」とうい認識はなかったと思います。	通常業務として記録統合をし、きちんとした記録で回答できるよう努めました。今考える組織の反省点として、記録問題だけでなく、すべてにおいて被保険者への周知が足りない、されていなかったといってもいいくらいだと思います。また、年金記録について、「未統合記録があるのは制度的にあたりまえ」という意識があったのではないかと思います。わたしが入庁したときは基礎年金番号が導入されていましたので、わたしが「通常業務」と感じたということはそうゆうことだと思います。期間調査の業務をやったことがありますが、仕事を知れば知るほど台帳をみるたびに、いいかげんな仕事をやっていたんだなと感じました。自分たちの仕事が人ひとりの人生にかかわる仕事であるという意識レベルの低さがすべての反省点だと思います。
10884	地方庁	その他(社会保険事務所)			すでに問題化してから入りましたが、クレームの多さ、社保の問題にはおどろかされました。	現時点での対応策で回答等に応じていました。 注意不足、知識不足が招いた結果なので、一人一人のスキルをあげる必要がまだまだあると思います。 お客様とのやりとりの過程で、話がかみ合わなくなることも多々あり、相手方が誤解したまま相談が終わってしまっているケースもある。問題の大小にかかわらず、その一つの回答の間違えが大きな問題にもつながってゆくと思います。 そういったやりとりのなかで、相手の気持ちにすり合わせるようなコミュニケーションを図ってゆくことができれば、大きな問題を抱えたお客様が相手であっても落としどころを見出せる可能性があるのではないかと思います。 嫌がらせの類ではなく、正論を有するクレームに対し、いまいち責任の所在がはっきりしないゐ、お客様の感情が消化不良を起こしていると感じます。あまり、たらいまわしにしない方がいいのではないかと思います。
10885	地方庁	その他(社会保険事務所)	各種報道で知らされた事以上のことは存じておりません。	持ち主が分からなくなっている記録について、分からなくなった原因を今一度はっきりさせることが重要と考えます。	私が職員として採用された6年前は健康保険の業務に従事しており、年金のことは一切わかりませんでした。記録問題に対する認識すらありませんでした。ただ、統合されていない年金記録については、ご本人が受給権を得る年齢になってから統合しても遅くないと考えており、持ち主のわからない記録が何千万件もあるとは思っていませんでした。	年金記録のことでご相談に来られる方の、どのような些細なお申し出でも大切にして記録の特定に当たりたいと考えます。 反省点は、将来の人生設計に関わる大切な年金の記録でありながら、その管理がずさんだったことに尽きると考えます。紙台帳からオンラインに移し変える際に入力ミスが多く出たにもかかわらずチェックが及ばなかったこと、厚生年金記録の台帳に被保険者の住所を記録する項目がなかったことが、現在になって記録を特定させることの困難さにつながっていると思います。
10886	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	現在おこなっている方策しかないと思いますが、期限ありきではなく、最後の一件まで解決するよう努力するしかないと思います。	過去からの制度的な問題が大半であり、今回、国民年金の納付していたにもかかわらず未納になっている問題については、ここ数年に知りました。	来所された方の年金記録について、間違いがないと申し出がある場合でも、必ず検索をし可能性のある記録の確認を行っていました。
10887	地方庁	その他(社会保険事務所)			国として年金記録の管理が、徹底されていなかった。 採用されてすぐに、変色した厚生年金の紙台帳を見た時	一人でも多く、もれている年金記録を判明させなければいけない。
10888	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	記録問題が存在は、報道で取りざたされて初めて知り、一刻も早く解決するために、まずは国民の皆様に自身の記録について関心を持っていただかなければならないと思いました。	問題が発生した当初は、国民の皆様から照会のあった記録の照会を一刻も早くお送りできるよう努めました。 記録問題の発生には、まず1番に社会保険庁での杜撰な入力処理や管理に問題があったのだと思いますが、他に被保険者本人の自分の年金に対する関心の薄さや認識の甘さ、事業主の届出のいいかげんさなども原因として挙げられると思います。 ただ、なぜ事業主がいいかげんな届を出してくるのかということを考えると、いい加減な書類であっても、社会保険が受理してくれたからだと思うので、今後は新たな年金問題が発生しないためにも、きちんとした届の受理に努めることが必要だと思います。
10889	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	知識や経験がある職員が辞めないように労働環境の改善からはじめるべきだと思います。スキルの高い職員が過酷な労働環境に耐えかねて数多く辞めています。その代わりの人数合わせだけの人事をしても、全体としての能力は低下し、問題解決から遠のいているのは明らかです。人数が多いから良いのではなく、個々の能力こそが重要だと思われます。期限付きの職員を数多く採用するのであれば、その前に一人の職員でも辞めないようにするにはどうすれば良いのか考えるべきです。特に結婚をしたり、子供ができたために女性職員が辞めてしまうパターンが多いので、その能力を生かすための柔軟な労働条件を考えてほしいと思います。	社会の関心も非常に高いので、迅速に解決するべき一番の問題だと認識しています。 また、このような問題が存在するのは今回発覚するまで知りませんでした。	迅速に解決へと向かうために、年金記録問題を一番の最重要な仕事として取り組んでいます。現時点では全国どこの事務所でも同じだと思いますが、解決を急ぐあまり期限をもうけたりなどして、解決する、という意味が変わってきているように思います。時間がかかりすぎるのはもちろん良くないのですが、国民の皆さんが望んでいるのは早く解決することプラス内容がすべて解明することだと思います。今は解決を急ぐあまり、調査の中身が問われていない感があります。これではまた数年後もしくは数十年後に同じような問題が起こるような予感がしています。
10890	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	第三者委員会の決定には、現場を経験してきたものとして賛同しかねるが、法律が変わったと考えて対処するしかないと思っている。	膨大な量のため、管理は大変だと思っていた。また、記録を進達していたころは間違いのないように処理していたと思う. 問題が存在することを知ったのはこの問題が発生してから。	窓口年金相談担当であったため、毎日過重な業務と来客対応に追われ体調を崩す毎日であった。個人個人の責任ではなく将来を見越す目がなかった国および厚生省に責任ありということなのかなと思う。コンピュウター のなかった時代からの業務であり、その時そのときのやり方としては、正しかったと思う。
10891	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	在籍前からのぞき見や無駄遣いといった問題でとりだたされていました。 在籍してからは「職員のずさんな管理のための浮いた年金記録問題」が騒がれるようになりまし	制度発足当初からオンラインシステムと基礎年金制度を導入してなかったことが問題だったのではないでしょうか。全国の記録を紙管理で完璧に管理することは難しいと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10892	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録に関して、本人からの情報をいかにスムーズに受取れるか、またその情報を全国レベルでスピーディに確認できるかにかかると思われる ・情報なくして解決は難しいので、いかに分かりやすくお知らせして解決に繋げるか 今まで、加入者および受給者にたいして、同じ記録のお知らせを何度も郵送するのは、混乱し、無駄がおおくなっていると思う。 また、電話等の問合せに、スムーズに対応できるように、情報を一元化する 情報の確認を、受給者や加入者本人ができるシステムを構築する (Webで、携帯電話、携帯端末等) ・職員のモラルも解決に向けての重要なポイントになると思う。 モラルの向上が最優先であると考える	・最優先で解決すべき問題 ・年金記録問題の原因として(入力ミス、事務処理ミス等) お客様に説明できない問題が多すぎる ・H20年6月から特別便の窓口を担当してから (特に旧台帳の記録処理を担当してから、問題の深さを痛感した) ・標準報酬月額の遡及案件のフォローアップを担当した時には、 現場職員よりは、企業経営者(事業主等)の社会的責任の大切さを痛感した ・ここでも職員のモラルがかかわっていたと思われる	・まずは、お客様の情報を些細なことも聞き取り、 会話から記憶をたどっていき、整理していただいた。 たいてい、皆様、思い出していたと思う。 ・年金記録の正確さを重視 マイクロフィルムでの確認を行ったが、マイクロフィルムにも問題点があった。 ・社会保険にかんする知識が、とても重要。 お客様にとって、自分が対応したことによって、不利になっていないか、 不公平になっていないかと、問いかけていた。 自分の社会保険にかんする知識がとても重要と痛感し、反省していた。
10893	本庁	その他(本庁)	知りません。	解決に向けての具体的な方策は、なかなか思いつきませんが、時間がかかっても、誰の年金記録かの確認作業を行っていかなければいけないと思います。	基礎年金番号に統合されていない年金記録があることを、年金記録問題として認識したのは、世間で騒がれるようになってからです。 それまでは、問題として認識しておらず、年金請求があった時に、統合されていない年金記録を調べ、本人のものかどうかを確認のうえ統合し、年金の裁定を行うのが普通と思っていました。	記録の検索については、出来る限りの可能性を考え、記録を見つけるよう努力しました。 年金裁定時に記録の確認をしたり、国民年金の戸別訪問の際、記録を確認して統合していましたが、それを普通と思わず、問題として認識していれば、もっと早くに記録統合が解決に向かっていたと思います。
10894	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		記録問題を知ったのはこの5年以内です。年金請求手続きの際、記録の整備を行っているのは把握していましたが、それ自体、平成九年まで基礎年金番号を使用してなかった以上、当然出てくる問題でそれほど深刻に捕らえてませんでした(他国の年金制度でもおこっている問題と知っていましたので)。事務所全体で記録の統合・補正作業にあたり、事の重大さ(昼の膨大さ)に気づいた次第です。	できる限りの補正・統合作業に取り組んできましたが、未統合の記録は完全にはなくらいない、記録問題はなくせない事が現在の反省点だと思います。過去の記録が台帳の手管理であること、マイクロのデータは見にくく、データの呼び出しに時間を要し、さらにマイクロのデータ収録処理に問題がある(検索に知識が要る)こと。都道府県ごとの照会作業で、さらに時間を要していること。件数が多く、回答・統合までに時間を要しているにも係らず、人的要因(マンパワー)の改善がすすまない事。以上が解消できれば、記録問題がなくせそうですが、現状では非常に困難な
10895	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	複雑な問題なので、専門職を設置し、対応していくことが必要。	過去からの積み重ねであるが、法律改正による制度の複雑化。 世間で騒がれはじめて知った。	記録管理の不十分な点。
10896	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険庁のカセット記録でいまだにオープンしていない記録がある。	再裁定および時効特例の支払を早くする。 カセット記録を全部オープンする。	記録管理の難しさを認識していた。平成12年頃と記憶いている。	出来る限り本人の記録を探し統合してきた。 氏名索引や事業所名称索引でわからない記録管理システムになっていること。
10897	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員研修などの実施	大変な事と感じた。平成17年頃	毎日の業務終了時での反省も踏まえ書類の見直しなど。
10898	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金保険被保険者について、退職日の翌日が資格喪失日となるところを、退職日をそのまま資格喪失日と届け出ているために厚生年金加入期間が1月少なくなっているケースが少なからずあると思われます(月末退職の場合、喪失日は月初だが、月末が資格喪失日となっている)。	上記の問題については、例えば月末喪失者については雇用保険記録との突合をし、第三者委員会への申立てをせずとも、一定の条件の下に職権で訂正可能とするなどがひつようではないかと思われる。	年金記録問題が存在することを知ったのは、平成18年に在籍した業務課で、オンラインに収録されていない膨大な数の旧台帳記録の存在を知ったときです。 当時は、本人からの申し出があれば、調査しオンラインに収録して年金額に加算するという対応をとっていたと思われますが、そのような対応で全件が処理できる分量では到底無かったため、由々しい問題だと認識していました。	平成19年以降は年金給付課への配属となり、またねんきん特別便等により記録訂正への動きが加速したため、主に現場でお客様と直接対することで、記録回復に努めています(～現在)。 記録問題について一番の問題点は、制度発足時からの記録管理について、主に厚生年金の制度自体が不十分だったためと思われます。1人に何個もの年金手帳番号が払い出されたり、戸籍住民票等との突合せ無しで氏名生年月日等の登録を行うという制度設計自体が甘かったものと思われます。 それに加えて、台帳記入時の記入の誤り等も発生し、紙台帳自体の信頼性が損なわれたと考えます。 また、オンライン化及び基礎年金番号制度導入にあたっての記録整備に対するスタンスのいい加減さが混乱を決定的にしたものと考えます。
10899	地方庁	その他(社会保険事務所)		ひとりひとりの年金に対しての相談や不安にしっかり耳を傾け、疑問にできる限りのわかりやすい説明を行う。また、職員同士でもコミュニケーションを密に図り、知識や情報の共有を心がけ		
10900	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	取得届をご提出いただく時に、極力、疑重複を出さないように、氏名検索、職歴調査などを行うようにする。	基礎年金番号導入時に旧姓がある方などの調査を行った際、回答いただけずに、そのままになっている記録がかなりあったのではないかと認識しておりました。また、年金の裁定請求時にご本人に職歴を確認させていただいていたはずですが、それが不十分だったと認識しております。マスコミ報道がされるようになった平成19年5月頃だったと記憶しております。	年金相談の窓口や電話で直接、対応させていただく際に、考えられる氏名の検索やまた、WM記録と旧台帳の突合を積極的に行うようにしました。当時の紙台帳がすべて確認できなかったり、手書きのため不鮮明で判読が難しいなどかなり問題があると感じました。届出の際に漢字、読み方の確認を徹底させるべきだったと思います。
10901	地方庁	その他(社会保険事務局)		定期便を利用して、自身の加入記録のお知らせではなく、再確認の意味をもっと強調していく。(送られてきたねんきんとく別便や定期便の記録は正しいものと勘違いして受け取っている方もまだまだいると思われます。)マイクロ化など全国どこでも古い記録をすぐ確認できるようできる限り行う。	給付課に在籍時に未統合の手番がよく出てくるとは感じていた。若いころの記憶を思い出してもらうのは困難な場合もあるのでもっと早い時期に確認できていればと感じながら業務に携わってはいました。ただ、このような年金記録問題(標準報酬改ざん含め)の存在を知るようになったのはテレビ等での報道が出てからです。	なかなか年金を身近なものに感じられない点で自分の記録を確認しようと思わない。年金請求時期になって初めて確認する方が多かったのでは。
10902	地方庁	その他(社会保険事務所)	私が社会保険事務所に勤めてからは、いわゆる「消えた年金」等の世間一般で注目されている問題を中心に職務にあたっているため、それ以上のことは正直言ってよくわからない。	年金特別便の回答や、遡及数を事務所レベルでのノルマではなく、個人レベルで一日何件等のノルマを課すべきだと思う。そうすることで、事務所内の職員同士でも競争意識が芽生え、結果として処理のスピードが上がるのではないだろうか。 また、年金記録問題は、職員のお客様の年金記録に対する考えの甘さが招いたものであると考えられる。今後は、こういうことを発生させないようにするために、職員と住民が接する機会(例えば年金の説明会)を増やす等して職員の意識を高めたり、外部委託等によって、記録をチェック・管理する部門を強化すべきと考える。	社会保険事務所に勤める以前から、マスコミで年金記録問題が報道されていたため、それにより知った。	今日の年金記録問題への対応において、件数が膨大であり、処理に時間がかかってしまっているのが現状だが、この「件数が膨大」という理由によって、だから時間がかかるのは仕方ないという意識になってはいけないと思う。私自身も、電話や窓口で、そういう意識を持ちながら対応したことがあったので、そこは反省すべきだと思う。適切な処理をしていれば、そもそも問題は起こっていなかったはずなのだから、お客様視点に立ち説明義務を全うし、記録問題早期解決に貢献したい。
10903	地方庁	その他(社会保険事務局)	実務経験があまりないもので、自身で知っていることは報道されていることくらいです。	政府の方針にもありますが、人員や予算を短期間に集中的に集め、事務処理を一気に進めていくのが良いと思います。	採用当時に業務課に配属され、健保・厚年の届書をWM入力する際に複数の年金手帳を保有している被保険者がおり、同僚の先輩に処理方法について助言を求めたところ「年金受給手続きまでに基礎番の統合をすれば今は問題ない。」と言われたことがありました。当時は新人であったため、深く考えず先輩の指示のとおり処理し、その後は主に総務関係の業務をしてきており、問題が世に大きく出回ってから、自身もこれは大きな問題なのかと思いました。	ここ数年は、自身の仕事が総務関係ばかりでしたのであまり胸を張れるような対応はできませんでしたが、年金記録問題にかかる休日での業務には積極的に支援するよう努めました。 また、年金記録問題についての反省点としては、社会保険職員と国民との問題意識の違いが大きいのではないでしょうか？というよりは、少しマスコミが国民へ不安を煽りすぎている部分もあるのではないでしょうか？当然、問題であることには違いありませんが。 ですから、これからは国民の信頼回復に向けて職員一同頑張っていかなければならないと思い
10904	本庁	その他(本庁)		現在の取組を引き続き実施する。	組織のあり方、労働組合との関係、システム上の問題等の様々なことが要因がとなった複雑な問題。 知ったのは、一般に報道されるようになってから。	問題を先送りすることなく、迅速に対応するべきであった。
10905	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金は、加入者が死亡した後も給付が継続するため、加入記録については、100年間近く保存管理が必要と考えています。しかし、昭和20～30年頃の加入記録が誰の物か判らない状態で残っている事はおかしいと思います。 この問題については、年金記録問題が表面化した時期に知りました。	社会保険の職員として、できる限り調査を行い、正しい年金給付となるよう説明を行うよう努力をしました。 経費と人材は必要ですが、記録照会システム等の検証を行い、正しい記録をできるだけ早期に回答する事が必要だと思います。
10906	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点で考えうる限りの方策は行われていると思う。 ただ確認作業は本人の記憶に頼るところが大きいため限界もあり、今後ますます困難な状況になってゆくかと思われる。本人の中で勤務イコール厚年加入と思い込んでいる人などもいるため、ケースに応じた丁寧な対応が必要になるかと思われる。	被保険者と保険者と事業主や共済組合、市町村等の相互の協力が同時に必要になる困難な作業で確認作業には莫大な費用がかかると思っていた。	一公務員としてできうる限り誠実に対応するのに努めた。
10907	地方庁	その他(社会保険事務局)			紙ベースでの保管からコンピューター管理への移行が完全に行うことができなかったこと。カセット管理されてしまった記録を通常の管理にしなかったこと。(氏名検索でも検出不可能の状態)また、基礎年金番号施行に伴い、手帳を複数保持していた方の記録統合が完全にできなかったこと(何度も統合に関するお知らせをすべきであった)、が考えられ、記録管理においても、記録統合においても社会保険庁がもっと早い時期に問題意識を持ち、対処すべきものだったと考えます。	年金記録期間照会業務に携わりましたが、お客様の記録の申し立てられる記録を、一つでも確認できるようお名前の変更がなかったか、読み方が違うようなことがなかったか、生年月日に違いがなかったかいろいろ聞き取りし対応しました。
10908	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	地道に調査するしかないかと思われます。	年金請求時に記録に漏れがないか確認して決定していると認識していました。	オンラインシステムが構築されてきた後、記録整備してこなかったのが反省点かと思われます。
10909	地方庁	社会保険事務所長			国民年金の収納について本人が領収書を持っているが納付されていない事があった。5年くらい前	保険料納付は年金受給に直接関わってくるので、入力もれなどのないよう注意を払った。必ず二人以上の担当者で見るようにする。
10910	地方庁	その他(社会保険事務所)			重大な問題だと認識しています。 いつ頃といっても、平成18年だったのか、19年だったのか。 「ねんきん特別便」を送付することが決定される前から、相談件数が多くなってきたように記憶しています。 ただ、基礎年金番号が導入される前より、「国民年金番号」と「厚生年金番号」をそれぞれ管理していて、年金給付時にちゃんとつながるのかなと漠然と感じてはいました。	「年金記録問題」として認定(？)される前より、窓口や電話応対の中で、基礎年金番号に未統合がないか留意してきましたが、この度のことで、今まで以上に懇切丁寧に対応しています。 反省点は、 ①広報が行き届いていなかったこと ②厚生年金を「住民票上の住所」で管理しなかったこと ③申請主義に固執していると思われること と、私は思います。
10911	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	一件ずつ地道に進めていくしかないと思います。	国民生活を揺るがす大きな問題と思っておりました。任期付任用職員として社会保険事務局に入局する前です。	まずお客様からに誠意に謝罪して、今後どうなるかをきちんと説明することです。
10912	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	窓口対応する人、年金額訂正する人が足りていないと思いますので人員を増やして対応するべきだと思います。	台帳にふりがなをつけず記録管理していたために本人のものか確認が難しく昔の記録のため本人の記憶もはっきりとせずその記録が誰のものであるか調べることが難しい問題だと思います。 そのような問題が存在することを知ったのは平成19年に入ってぐらいだと思います。	できるだけ早く年金額が訂正され本人に支払できるようすみやかに訂正依頼をあげるよう対応しました。 機械管理となる前の記録は氏名のよみがなの登録が違っていたり、本人が年金請求に来られた際に詳しく記録確認していなかったことが反省すべき点かと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10913	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1つでも多く記録を判明できるよう、目の前にある業務に取り組んでいくことだと思います。今後は記録の管理が最重要と考えます。とくべつ便によるご本人様への通知により、ご本人で自分の記録を確認していただくのが大事だと思います。また、全力で取り組み、償類回復に努めたいと	2年半程前だと思います。産休中のため、テレビ等により知りました。被保険者の年金に関わる重大な問題だと思いました。	当時は、産休・育休により業務に携わることはできませんでしたが、復帰後は問題意識を常に持ち、業務に取り組みました。年金記録問題は記録の管理のあり方に反省すべき点があったと思います。
10914	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在進めている記録の解明に向けた対策を継続して進めていくしかありません。	国民年金の納付記録の漏れなどが、散見される状況がありました。平成3年に国民年金担当となった頃から知りました。	一担当者として、記録を回復する処置しかできませんでした。 かなりの確立で納付記録に乖離があることはその時点で感じましたが、抜本的な解決を申し出ることはできませんでした。もっと、上部に向けて対応策の検討をお願いするよう要請すべきでし
10915	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	カセット記録や一時金記録、また共済移管記録等について、コンピューターで照会・確認ができるようになれば、調査等の時間が短縮できると思う。 記録補正について、誰がいつ処理したのか、また、補正前と補正後の記録がすぐに確認できるシステムが必要ではないか？	期間照会業務を担当していたとき、氏名のフリガナや性別等が本人の申し立てと相違しているものがあることを知りました。	その当時は、本人からの照会がなければ調査することはなかったと思います。 本人からの届出主義的な業務のありかたに問題があり、反省すべき点だと思います。
10916	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	あらゆる方策にて記録を結びつける手立てを行っており、これ以上の方策はない。地道に継続して問題の解決に向け頑張っていくしかないと思います。	基礎年金番号導入前に、年金番号手番が4～5に増えていき、統合処理がされず、忘れやすい短期間の記録が被保険者の記憶から忘れ去られた場合どうなるのか…等漠然とは思っていました。(同一生年月日・氏名の人物の特定)	事業所からの資格取得届等の届出に基づき、処理を行っていたのみである。(基礎年金番号導入後は問題なし)
10917	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	一件一件、地道に調査、記録の統合処理を進めていくしかないと思います。	平成19年の春、記録問題で騒ぎ始めた頃に、こんなにも記録漏れや未統合の手番があるということを初めて知りました。	お客様一人ずつ、一件ずつ着実に記録の整備をしていくしかないかないと思い、記録の漏れなどがないよう以前より慎重に対応するようになりました。 反省点として挙げるのであれば、記録の管理が十分でなかったのは言うまでもないことと思いますが、国民の年金についての関心があまりなかったことの影響も大きいと思います。今回をよい機会として、自分の年金ついて関心をもっていただけるようもっと広報活動等に力を入れるべきだと思います。
10918	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にわからない。	ひとつずつもう一度点検しなおすしかないと思う。	日本の国としての重大な問題として捉えていました。 国民の関心も非常に高いため、しっかり対応しなくてはと思った。 未統合の番号があれほどあるとは正直、 発覚したとき知った。	来訪されるお客様に丁寧に説明をしようと心がけました。 再裁定や記録照会の未処理が多くなり、 再度皆様にご迷惑をおかけすることになってしまった点。
10919	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	定期便にて確認。	厚生年金保険の期間照会担当時、本人さんの記憶にない記録があるという認識はあった。	別人であることも考えられるので、促すことはしても本人と断定するまではいたらなかった。 加入時より1つの年金番号で登録していくべきだったと考えます。
10920	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在取り組んでいるさまざまな取り組みを少しでも早く完了させることが大切だと考えます。ただ、通常業務と平行して取り組んでいくとどちらの業務も遂行が遅くなってしまいます。できれば対策チームを作り、通常業務とは切り離し対応していければと思います。 また、今後において今回のような問題を絶対に発生させないことも非常に重要なことと考えます。	名前の収録の無い厚生年金記録等があることは、年金記録問題で知りました。ただ、基礎年金番号ができた時点で、基礎年金番号に収録されていない厚生年金番号や国民年金番号があることはわかっていましたが、被保険者については今後年金請求時点等で解決されていくものと思っていました。	基礎年金番号ができるまでについて、どうして厚生年金記録に被保険者の住所が記録されないのかなと思っていました。住所の登録があれは、宙に浮いたとされる厚生年金記録がもっと早く特定できたのではないかと思います。
10921	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	職員全員に自覚と責任を植えつける。 一部の職員だけの意識が変わっても、全体の意識が変わらなければ、外から見れば変わってないように見えると思う。		現在も、仕事に無責任な人間が多すぎる。 自分の仕事に責任をもって取り組みたい。
10922	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	疑問ですが、昭和61年以前は資格記録と給付記録があったと思いますが、今回の記録探しでは生かされているのでしょうか。 業務センターで裁定をしていたときは、旧台帳を台帳室から引抜きぬき別保管をしたと思いますが、これは今回の記録問題解決に生かされているのでしょうか。	各県、記録管理は同じだと思いますが、付属の検索するための資料、たとえば磁村であれば、磁・生年月日でマイクロ化した年金番号を検索するものとかあるのではないでしょうか。各県・事務所のオリジナルがもっと生かせる方法はないかと思います。	認識したころは、重要な問題であり解決に取り組む必あがあると思いました。 認識したのは、村瀬長官のチラシ配布したころと思います。	長官のチラシ配布の日忠願してチラシ配布に参加しました。 業務に有っては、庁の指示に従い全力で取り組みました。 点在している記録を一元的に管理することができなかったのかなと思います。
10923	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	大臣を兼題として幹部や外部の方々が方向性について検討されているので、 職員は工程表に沿って実直に各自の業務を行うこと。	過去の年金記録に不備があり、訂正を行う事案があることは日常の業務の中で知っていたが、「記録問題」として公表されるまでは現在のような大きな問題と認識していなかった。	「記録問題」として顕在化した際に、現在の部署で担当していた事業の過去の経緯について確認を行った。立ち上げ当時から10年経過し、組織も担当も業務内容も変遷しているため、経緯を正確に把握することが難しかった。 組織・個々の担当者の長年の問題意識の欠如が大きな原因だと考え、自分自身も大いに反省している。 また、各事業(業務)について、企画部門で一括して検討資料を整理・保存すること、定期的に結果を検証する必要があったと思う。
10924	地方庁	その他(社会保険事務局)	何も知りません。今回の記録問題もメディアから知りました。	記録問題の解消には人員の増員が必要。 新組織に採用されない現職員の経験や知識も効果的。 能力・知識が毀な人材の採用を実行していくこと。	昔の人間はいい加減だと。一般人も社保の職員も。 管理不足問題。 19年6月ころ。テレビ・新聞で知りました。	謝罪の意をこめて、ただ誠実に対応。職員に同情してくれるお客さんが多かったので救われた部分はあった。 過去において1件、1件の記録整備を先送りにしたこと。 時間はかかっても当時のうちにできる限り対応しておくべきだった。
10925	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	マニュアルのとおり、坦々と処理していくしかないと思います。	記録問題と一口に言っても色々な問題があります。 不適正な記録訂正については、一切その事実は知りませんでした。 基礎年金番号に統合されていない手番がいまだに多くあることは承知していました。その記録について、旧紙台帳にフリガナがなかったことから、読み違えて オンラインに登録されている事例が多く存在していることや、生年月日の相違などから、本人の詳しい申立がないと、古い記録を探すのが困難な場合もあることは承知していました。	年金記録については、現在でこそコンピューターで一元的に管理しているものの、過去の長い期間においては各拠点で紙台帳で管理していていたことにより 記録の不備が多く存在すること。また、加入が任意だった時代や、手続き漏れによる記録の空白期間も多く存在したことなどから、あくまでも本人からの請求がない限りこちらとしても探しようがなく、請求行為により年金を裁定するものという認識でした。 記録問題では、それを社保庁のずさんな記録管理と言われ、正直驚きもありましたが、年金記録の回復のために、マニュアルの指示に従い事務処理を行ってきました。 基礎年金が導入されたときにも、多くの国民は関心がなかったのも広報不足によるところが多いと感じます。また、記録を整備していく上での対策が遅れていたところが大いにあり、今日に至っていると考えています。
10926	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特別思いつきません	基礎年金番号に年金手番を統合していく業務は、徐々に行うものであり、最終的に年金裁定時に完了すればよいものだと思っていました。	いわゆる浮いている年金番号についていえば、基礎年金番号導入時にもっと統合を推し進めるような広報を行うべきだったのではと思います。当時そんなに話題にはなってなかったように思います。そうであれば浮いている件数はもっと少なかったのでは。
10927	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現在調査依頼のあった事案を早急に回答することが一番の解決策と思われるため、作業人員を増員し1日でも早く回答する。	社会保険制度の根幹を揺るがす大変な問題と認識しておりました。年金記録は被保険者の方々が支払っていただいた現金の記録なので、それがあいまいに管理されていたとなると、この制度自体が崩壊してしまいます。 この問題を認識したのは3年ぐらい前だったと思います。	自分の記録に不安を覚え、記録の確認に来所・電話された被保険者の方々には、丁寧に対応しようと思いました。 当時、記録を管理していた職員の認識のあまさと、基礎年金番号導入時に、すべて対応できなかったこと。
10928	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	予算と人員(年金に精通した人)を確保する	基礎年金番号に登録されていない手帳番号がある。 平成9年に基礎年金番号を導入して以降	そのつど、ご本人に確認し登録処理票を書いていただいた。 年金への関心を持っていただく。
10929	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録の整備がされることにおいて年金受給者の年金額が必ずしも増額するとは限らないこと。 年金記録が作成された情報について ・加入者からの事業所への申出内容が正しいものとは言い切れない ・事業所からの届出内容必ずしも正確な内容とはいえない。 ・記録を作成、管理した社会保険庁以下各現場において、その記録は性格にかつ整然とした状況での管理とは言い切れないこと	保有管理している記録の完全整備を図る。 記録照会、整備には相当な時間を要すこと、相当なマンパワーが必要と考えられることからそれ相当の資源を用意されたいこと。	年金は請求によって決定されるもの。 年金記録については年金請求時に確認され年金決定されるもの。 実際的な記録管理は事業所単位に行われひとつの年金番号で記録管理できていないこと。 漏れのない年金請求は保険者より被保険者頼みであったこと。 被保険者の記録に対する思いが薄かったこと ・(保険者がきちんとしてくれている？)。 保険者の記録管理に対する考えが脆弱だったこと。 年金の請求を決定を担当するセクションに在籍した頃から	現場では、調査可能な情報記録を確認しつつ、被保険者に対していろいろな照会質問をして、一人ひとりの記録を漏れのないものにするよう、小さな努力をしてきた。 全国的に、組織的に、新法施行当時から記録管理に真摯に対応処理されるべきであった。 社会的情勢絹かな状況を把握できずに記録管理がされていたためと思う。
10930	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10931	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません	平成3年に採用され、適用課に配属となり資格取得届を入力する時に氏名・生年月日を入力すると、本人と思われる記録がある旨の警告は表示されていましたが、住所管理していなかったため本人の特定ができず別の番号を発行していました。上司からも本人が年金を請求するときに確認するから構わないと言われていたため、本人任せになっていたことが問題と思います。また、本人が年齢をごまかして加入していたこともあり、以前から住所管理まで行っておく必要があったと思います。	特別便などの窓口対応では、過去の過ちを反省し本人に納得してもらうように説明し、現在の調査できることをすべて行った。 年金手帳は一人1枚と言ってはいたが、事業所への徹底ができきれていなかったことや、本人任せになっていた。届出主義のため職歴を確認せずに何枚も手帳を作成していたことが問題で、機械で登録しているから後で調べたら分かるという認識の甘さがあったことが反省点であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10932	地方庁	社会保険事務所長		優先順位を考え、時間をかけて丁寧な対応をしていかなければ、この問題は繰り返されます。年金記録問題は2年や3年終了させるような問題ではないと思います。 それと公的年金は相互扶助の年金です。今の年金問題の解決策はその精神から少し外れているようにも思います。 あまりにも個人の記録にこだわっているのではないでしょうか。	重要な問題だと認識しましたが、マスコミの取り上げ方がスキャンダラスで、一方的に社会保険庁を非難されて、たいへん不愉快でした。 年金記録問題は、国を上げて取り組む問題でした。年金が本人の申請主義だったのは国の政策です。社会保険庁だけに責任と問題解決を押し付けていると思います。	[redacted] 事務所が来訪者への対応で大変な状況だったため、その支援に奔走しました。他課の職員にも声をかけ支援のロールプレーション表を作成するほか、記録照会の回答書の作成も事務局で行いました。 [redacted]全職員体制で取り組むことで問題の解決に努力しました。自ら総合案内に立って、来訪者の相談や苦情を受けました。 この問題の反省すべき点は、数十年間の年金記録に係る諸問題をわずか1年で解決しようとした厚生労働省（大臣）の姿勢にあると思います。 あまりに無謀でした。急ぐあまり、不備だらけの特別便を発送し、お年寄りを混乱させています。全く同じ特別便を2度送ったため、心配したお年寄りが何度も事務所へ足を運ぶことになりました。 特別便の中にあったお手紙に「このようなわけのわからない文書を送ってくるのは「年寄りいじめ」だ」と書いてありました。高齢の方が、曲がった腰に杖をついて事務所に来られるさまは誠に気の毒でした。時間をかけて対策を考えればお年寄りにもやさしい解決法があったと思います。特別便の文章も試作を一般の方に見てもらって、どれくらい理解できるものなのか図ることだってできたと思うし、必要だったと思います。少なくとも民間であればこれだけの大事業に取り組む
10933	地方庁	その他（社会保険事務所）	何も知りません		時効特例法ができてから知った	統合帳からオンライン化するときに全ての情報をコンピューターに収録しておけばよかったと思う。今となっては、紙とコンピューターを突合するしかないのではないか
10934	地方庁	その他（社会保険事務所）	年金記録の問題かはわかりませんが、国民年金3号特例について統一したマニュアル規定がないため担当者の裁量によって認定事務が行われています。事務所によって取り扱いに大きな差異があります。	国民年金3号特例について全国統一したマニュアル規定を設けるべきであると思います。	私は平成18年4月採用なので、手帳番号が払い出す業務には携わっておりませんが国民の皆様からの保険料を預かっている組織として年金記録に対する認識と組織の連携が取れていなかったために起きたことだと思いました。これだけ手帳番号が払い出されている事実は職員誰もが認識していらっしゃったと思いますし、払い出しを行った現場の方は事務センターなどで統合作業が行われていると思われていたのではないでしょうか。起こるべく起こった問題だと認識しています。 また、被保険者の皆様がご自身の年金加入履歴を把握されていない人が多いことに驚かされました。	私が採用され、[redacted]異動になり少しして年金記録問題がとりだたされました。 問題が明るみになる前の対応は、総合相談室で窓口対応をしているときには重複払い出しをしないよう新規で基礎年金番号の払い出しする時は極力気を付けていました。 反省点としては、国民の皆様が自分の記録をあまり認識していない事実を知っておくべきだったと思います。知っていれば、年金請求の際にきちんと統合作業を行っていたと思います。
10935	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	女性方たちは旧姓の確認が効果的と思います。	老齢年金請求時に今までの職歴を確認しておりました。お一人が複数の番号をお持ちの方たちが多数おられました。何十年も前の記録は紙台帳での記録保管であり、コンピューターが導入されてからの記録整備も老齢年金請求時に整備をすれば良い、との考えでおりました。	定期的に加入記録をお知らせするのが良いと思います。
10936	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録問題は、早急に解消しなければ、年金制度や社会保険庁に対する国民の信頼を回復することはできないと思っている。	年金記録の統合処理をについては、正確に早く多くの記録の解消に努めようとした。年金記録については、カセット記録の取扱い、基礎年金番号付番前の手帳など、もっと早く取り掛かっていれば、こんなに大きな問題にはならなかったのではないかと考える。基礎年金番号が付番されたときにが、一番の契機と思われたが、それから記録の統合処理が進まなかったことが今回の年金記録の一番の問題と思われる。
10937	地方庁	その他（社会保険事務局）	知りません。	過去の体制で起こったこの問題に関しては、現在進めている取り組みを着実にこなしていくしか方策はないと思う。 接触できた人に対しては加入履歴の聞き取りをきちんと行い、氏名索引で徹底的にもれている記録がないか探す。 接触できない人に対してはあらゆる方法で接触するようにもって行く。 シンプルではあるが、これしかないと思う。 それでも判明することのない記録はどうしても残ることになると思われるが、これはどうしようもない。この問題が完全に解決することはないと思う。 多額のお金を使って今までもねんきん特別便や定期便やその他各種通知や勧奨文書などアプローチは行ってきたと思う。 個人的には充分すぎるくらいであると思っている。 基礎年金番号制になり、今後はこのような記録漏れが起こることはないと思うが、システム改修から工夫できるとしたら、厚生年金記録も住民票上の住所登録をするようにする、国民年金の任意加入をしない者についてやその他の相談履歴を事跡として残せるようなページを作るなど、WMであらゆることがわかるようにできればと思う。	いわゆる年金記録問題が一般的に判明したのが私が知ったときである。 職員としても国民の一員としても、お互いに非がある問題であると思っていた。 社会保険庁としての記録管理のずさんさもさることながら、国民の側でもただ単に給付されるのを待っているといった受動的な姿勢であったこと、どっちもどっちである。 少なくとも受給者については、裁定請求時に記録確認をする機会はあったはずで、そこでの確認の甘さが問題であったと思う。請求者側も相談を受ける側も、お互いに不充分であったことが原因である。 仕事をしていて思ったのは、厚生年金の手番の多さである。あまりにも安易に過去において払い出しされているのが信じられなかった。 WMですぐに確認できない記録が大量にあるとは職員にもあまり知られていなかったようで、そのあたりの組織としての問題の共有認識のなさが根本的に問題であったのではないかと思う。	ただひたすらに記録の確認に向けて努力しただけです。 現時点で自分のできる、当たり前のことを行ってきました。 聞き取りを確実にして記録の索引をもらさない。どうしても判明しないものについては調査を受け付ける。 できるところまで行って、あとはお客様にどう納得していただくか。 できる努力をしないのは論外だと思います。 これだけ大騒ぎになっているのに、いまいち問題認識に欠ける人がいるのは残念なことであると思います。担当の係でなくとも全体としての問題として共有できるようにさらなる意識改革が必要であると思います。
10938	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	特にありません。	現在の職場に入る前に、テレビの報道で知りました。	書類が提出されたお客様に対してのフォローが不足している。 確認に時間を要する案件については、事前にお客様への連絡を入れるなどのフォローを行う必要があると感じました。
10939	地方庁	その他（社会保険事務局）	ありません	宙に浮いている年金記録が年金額に結びつくように、職員が一丸となって問題に取り組むことが必要。 今回の年金問題について、OBにも強制で参加していただいたほうがよいと思います。	平成9年1月に基礎年金番号が導入されたとき、私は厚生年金の期間調査を担当していました。 当時は、制度ごとに年金番号（手帳）が管理されていたため、年金番号が複数あることはやむを得なかったとおもいますが、被保険者の中には、過去の年金手帳を紛失されている方がとても多く、本人が思い出せない職歴の年金記録などについては、重複取り消しができなかったことがあります。	本人が申し立てている年金記録（職歴）以外に本人と思われる記録があった場合、こちらから、電話等で職歴を伺い、記録の統合を心がけていました。 しかし、通常の業務量が多い中、この作業は時間がとてもかかるため、円滑に進むことができず、通常の業務に支障（遅延）が出てしました。 今考えますと、そのころ（平成9年1月）全国に多くの作業員（職員）を導入して、年金記録の解決に結びつければ、今日ほど、問題にはならなかったと思います。
10940	地方庁	その他（社会保険事務局）	ありません。	お客様とのていねいな対応に尽きるのでは。年金制度は、長いスパンで考えなければいけない。常に最新の技術でお客様の年金期間等を管理するよう心がけることが大切だと思います。	標準報酬の問題については、詳しいことはわかりません。 昔は国年、厚年、船保はそれぞれ違う制度であり、番号もそれぞれ違っていました。しかも紙での保管であったため、それぞれの制度で一人に1番号にするのも相当難しかったと思われます。 特に転職を繰り返される方や県を越えて転職される場合は。	中央と地方の認識の違い基礎年金番号制度が立ち上がった後の対応をもっと丁寧におこなえばよかった
10941	地方庁	その他（社会保険事務所）		記録補正の処理が可能な職員の数を増やしての、人海戦術しかないと思う。 臨時職員等をいくら増やしても、最終的には職員がチェックしたり、補正が必要になるケースが多いので、臨時職員だけでなく、正規の職員の数が必要と考える。	裁定請求に近い年齢の方から順次行っていく、ということで救われた。 一度に全部記録確認を行おうとすると、膨大な数なので職員数が足りず、逆に混乱を招く、という認識だった。	記録問題が起こる以前は、上記のとおりの救われ方をしていたし、実際どのくらいの数が残ってるのかわからなかったので、そんなものだとしか感じていなかった。 しかし、実際に問題が起こると、あまりの数の多さに正直驚いたが、過去の記録に関しては、コンピューターがない時代でもあり、制度的にも未成熟な部分があったのも原因のひとつと考える。 これだけの数なので、一気に解決しようとするのはやはり間違いではないかとも思う。 以前のように、何年かかけて順次記録を送付し確認してもらうやり方が現実的ではなかったかと考える。
10942	本庁	その他（本庁）	特にありません。	年金特別便を通して、自分の記録を確認してもらうことを地道にやっていく以外、あまり方法はないように思われます。記録が見つからないものについては 第三者委員会にて認定していく方法が現在ありますが、認定基準をルール化して早急に対応していく体制づくりを進めることが必要になるものと考えます。	年金記録問題は年金手番の年金番号への統合漏れかと最初は認識していましたが、国民年金の納付不明、厚生年金の会社側の加入届漏れ等、幅広くかつ根深い問題だと後になって認識しました。この問題を知ったのは、正確な記憶かわかりませんが、自分が社会保険事務所に出向している平成19年頃のことだったと記憶しています。	実際に社会保険事務所にて特別便に対応することを通して、可能な限り本人の記憶と実際の記録を突き合わせて確認することで正確な対応を心がけた。反省点としては、本人が年金を請求してきた時にすべて記録を確認すればいいという請求を待ってからの確認ではあまりに不親切すぎたことが考えられます。
10943	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	やはり時間はかかるが人力を投入して、ひとつずつ地道に昔からの記録を整理・調査していく必要があると思う。ただし、OBや市町村で年金を担当された方など実際に実務経験のある方でないと、何も知らない方では判断等が難しいと考える。現在の記録になっているのがなぜなのか、たとえば国民年金保険料であれば、一旦納付されたものが、実際の今の記録が未納になっている場合、単に漏れではなく理由があって返されたと推測される場合もあるかもしれないなど、非常に複雑な部分もありよく考えないと結果が出せないと実際、記録の調査等をやっているものとして実感しています。	宙に浮いた年金問題については、基礎年金番号制度が開始されて、その時に統合をしておらず別番号があっても、本人が手帳を保管していれば（記憶等がしっかりしていれば）、年金受給の手続きの際に確認をおこなうため問題はないと思っていました。 納めた年金がなくなったということについては、厚生年金については就労していたとしても実際に事業所自体が社会保険に未加入であることも多く、また事業所の届けによって加入の届けを処理されているため、会社が被保険者加入の届けを出さなければわからない（事業所の総合調査もおこなっているが）などの問題があると思います。国民年金については、平成19年4月からしか現実をおこなっていないため、検認事務や収納事務が取扱上は記録の調査等をおこなうようになってから知っているが、誤検認の話とか昔の事務をやっていた人の話を聞いても実際話が見えなかったりする。	実際、窓口でお客様と接した場合、よく話を聞いて調査をし回答すれば感謝や理解をしてくださる。まず記録はあるものとして調査をスタートしていますがやはり調査をしていくうえでないという結果にたどり着く。年金記録は長い年月の積み重ねであり、一人の人にたくさんの人がかかわっている。コンピューターもない紙台帳の頃からスタートしているので、実際届け出時点から、名前や生年月日が相違していたものもあると思うし、コンピューターへの切り替えの際の誤ったものもあると思う。やはり一人ひとりコンピューターで記録を管理し、現在始まっている定期便のように本人に確認していただくのがよい。
10944	地方庁	その他（社会保険事務所）	国民年金第3号被保険者の制度について、仮に第3号被保険者が組合事業所に加入している被保険者の扶養から収入オーバーなどで扶養から削除されたとしても、本人が1号加入の手続きをとらなければ、そのまま第3号被保険者としての記録が継続することとなり、事実確認も困難であるため、著しく不平等な状況になる可能性がある。	扶養削除の届出イコール第3号被保険者としての資格喪失との保険者判断により記録の入力処理が行えることとし、なお、扶養削除の際に第3号被保険者の資格喪失としての届出を同時提出させることにより、解消できると思います。ただ、喪失処理後に加入の勧奨は必要と思います。	主に基礎年金番号への厚生年金や国民年金手番の統合もれや、本人の年金手帳複数作成、紛失による未統合等の結果が大多数の理由として考えられ、少数の理由としては紙台帳から機械化の段階での登録誤り。 先にあげた内容を全て感じるようになったのは平成9年以降です。	所属していた課ごとにできることは限られているが、とりあえず、同一人物に対して複数の年金番号を作成しないように気をつけていた。 年金手帳新規作成時はもっと当時も慎重に行うべきだったと思う。
10945	地方庁	その他（社会保険事務所）	①厚生年金被保険者期間が重複している場合には標準報酬をカット・合算することになっているが、実際には合算の表示があるものの、標準報酬が合算されていないケースが多い。 ②国民年金第3号被保険者の記録について、配偶者の第2号記録と一致しないケースが多い。 ③職安の離職年月日（退職日）をそのまま資格喪失日の欄に記入するため、月末退職の場合に厚生年金加入期間が1ヶ月相違するケースが多い。	①紙台帳記録とコンピュータとの突合 ②国民年金第3号と配偶者の第2号記録との点検 ③社会保険と雇用保険の届出様式の統一	このような根深い問題があるとは認識していませんでした。 この問題の存在は、最近知りました。	社会保険庁の方針にもとづき、最優先課題として取り組みました。 反省点は、紙台帳からコンピュータへの年金記録の移行が完全に行われなかったことだと考えます。
10946	地方庁	その他（社会保険事務所）	ありません	今すぐ、全件処理とはいかないと思いますので、地道に少しずつでも…。	去年の10月頃…保険料課配属になってから。	あまりにも問題が大きくなりすぎているような気がします…。 問い合わせのあったお客様には、誠心誠意対応するしかないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10947	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今、行っていること期間調査及び再裁定を迅速にすすめる為にも人員を増やす必要があると思います。	テレビ等で報道されるようになってから知りました。ここまで社慣なものとはわかりませんでした。	信頼回復に向けて、親切で丁寧な対応を心掛けました。一度失った信頼を回復するのは極めて困難だと思われるので年寄りに向けたわかりやすい言葉、明確な支払い時期を伝えていきたいです。 こういう問題が発生したのは労働組合にも問題があったのだと思います。労働意欲を失うような
10948	本庁	その他(本庁)	特にありません	記録漏れの対象者の確定と、確定した対象者への事務処理の急務から職員、外部委託を含めて、事務処理に当たる人員の増加が第一かと思います。	年金制度がまだ広く国民に周知されていなかったことと、年金記録について生じた一つ一つの問題について、早期対処ができなかった積み重ねとしておきた問題であると思っています。 知ったのはH18年頃にマスコミによってと思います。	任期付任用職員として採用され一年六月自分の職務上で、出来ることは何でも思っています。 対応としては日ごろからの年金制度に対する国民への周知を広げる努力と具体的施策が必要かと思います。例えば年金制度を知って貰うための講演会やイベントを開催、又教育現場(特に高校、大学)での年金制度を学んでもらうための推進を、どこまで出来るかなど検討をようすると思
10949	地方庁	その他(社会保険事務所)	今の年金記録問題で、マスコミ各社にすべて公表されていていますのでもうないかと思います。	本人のものと確認できない年金記録が、まだまだあり、死亡されていたり、かなり高齢となっていて、記憶もなくなってきていることもありなかなか特定できない記録があります。 経験から、本人のものではないかと思われる記録もあるのですが、特定に至らないケースが多々あります。 国民年金は、原票から住所を確認して特定はできていくことも進められていますが、厚生年金には、住所の登録もなく職歴からなので厳しい状態かとおもいます。 解決は、やはり、今の方法を積み重ねていく方法しかないかもしれません。 本人確認ができない年金記録を、最終的に取りまとめ再チェックして、問題がなかったか検証が必要かと思います。	採用時には、もうあったことですが、給付の業務になった時から、不備な記録を目にすることとなりました。初めは、とても、驚きましたが、そんなに件数もなく回りの状況を見ても騒ぐこともなく仕事が進められていました。 今の年金記録問題で、WMに登録されていない記録があることを知り、これでは、裁定時には記録を見つけることができない少なくとも、WMに登録だけでもしておいたらもう少し、記録もれもなかったのではないかと感じました。	特に、高齢の受給者の方が、大変な思いで窓口で相談に来所される状態は、胸がいたみます。 反省点は、組織全体として自覚がたりず、現在までずるずると引きつづいてしまったことだと思います。 窓口業務は、お客さまの声がよくききとれる場所なので、まずは、丁寧な応対を心がけています。 自分に何ができているかは目に見えていないような気がしますが、受給者の方の今までの人生そのものなので、後は、年金記録を丁寧に整備していくことだと思っております。(土、日の開丁日には、積極的に出勤したつもりです。) この機会に、お伝えしたいことがあります。 私は、今回、業務外閲覧のため処分をうけ、新しい機構にはいけません。 年金記録については、みんな一丸となって取り組んでいたので残念です。 特に、処分を受けたものは、受けなかったものより深く年金記録に取り組みました。 処分を受けたものの中には、冤罪の人も多々あります。 いまさら、処分を取り消してもらいのであれば、機構に採用していただき年金記録問題を解決さ
10950	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		①いわゆる5000万件の問題基礎年金番号が始まった時点。 当初、受給者及び被保険者の皆様方にお知らせをして、記録の統合を図ってきましたが、当時は「年金」には国民の皆様方自身が関心が無く、回答を提出された方はごくわずかではなかったかと思っています。 また、社会保険庁としても、年金請求時には職歴の確認作業をするため、その時点で統合が図れると安易に考えていたのではないかと思います。 ②標準報酬遡及訂正の問題 被保険者(従業員)の報酬を本人のしらないところで訂正をおこなっていたことは知りませんでした。この問題を知ったのはマスコミで取り上げられてからです。	①については、被保険者のかたからの相談があれば、極力、記録統合を行ってきた。 年金請求時の請求者の記憶は、60歳という高齢ではであまりにも記憶がうすれており、そのことにきがつかなった社会保険庁の責任は大きいと思います。 国民の目線にたった年金行政が必要であったと思っています。 ②については、私も徴収課長の経験がありますが、この問題は社会保険庁 組織の問題ではないと思っています。 社会保険庁はもちろん数字を求めていましたが、滞納事業所の取扱で言えば「差し押さえ」に力をいれていたと思っています。わかりやすいえば、差し押さえをして事業所gあつぶれても一向に構わない。差し押さえでつぶれる会社ならば早かれ遅かれどちらにしてもつぶれる。 滞納事業所をなくすことによって数字が上がるという理屈であったと思います。 出先の事務所では会社うぶすことができないため苦肉の策で、役員等の報酬を下げるよう話をもっていったのではないかと思います。渡しが携わった事業所ではすべて事業主も理解した上で報酬を下げました。 いまになって社会保険事務所の指示だとか、強制的に下げさせられたとか、楽語している事業主の話を聞くとあいた口がふさがりません。
10951	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	過去記録分は今の手法でこつこつ丁寧にやるしかないと思います。 過去記録に精通している職員の経験や技をとりまとめて残して置いてほしいです。 今後は資格取得時に被保険者から自身の年金の記憶を聞き取り空白期間が無いよう年金相談等を丁寧にするよう皆が共通意識を持つようにする。	平成19年の春ころからです。 このころ適用の業務課にいて、期間調査担当でした。 照会件数も急増して、基金記録が異なるなど、複雑な案件が多くなりました。 基金記録との違いの訂正は関係基金団体にも照会したりせねばならなくなり、 一担当ではやりこなせない内容になってきた時、かなりの大問題と実感しました。	私個人としては、お客様に納得してもらえるよう丁寧な説明や回答に努めました。 社保全体としては、今更ですが、はやくに今のような過去記録のオンライン共有などして手番統合処理に力を入れるべきだったとおもいます。
10952	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	丁寧で真摯な対応をするしかないと思います。	国民にとって重大な問題と認識していました。いつころかはわかりません。	指示されたとおりまじめに取り組みました。 反省点は、記録を登録するときにきちんと丁寧な処理をしなかったことだと思います。
10953	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の解決のゴールとするものが社会保険庁の持っている記録が誰のものかを特定することなのか、受給者あるいは被保険者のひとりひとりが自分の年金記録に納得してもらうことなのかが分かりませんが、前者ならば、最終的には、未登録の記録を名前、生年月日、期間等を官報、新聞、庁舎前などに開示して、申し出のないものについては別に管理していくなどしていけば、いつかは解決すると思います。	平成18年頃、年金窓口に配置されたときにひとりでいくつもの年金番号をもっている人の多さに驚き、特にオンライン化される前は請求時に、充分に名寄せができていたのだろうかと思っていました。	現在も窓口対応するときは、特別便の照会の有無にかかわらず被保険者も受給者も番号のもれがないかを確認するようにしています。反省点としては、基礎番号導入時に年金に対する関心を高める方法でもう少し段階的に統合を進めていくべきだったと思います。現在のように、受給者も被保険者も一斉に問い合わせがきている状態では、回答に時間がかかり過ぎるうえに一人一人の照会者に対して丁寧な応対をとることは難しいと思います。
10954	地方庁	その他(社会保険事務所)	今日報道されている様に、年金記録問題については記録管理をする社会保険庁の責任は重大でありその点については言い逃れの余地はないということでは認識は一致しているものの、記録に携わるのは社会保険庁(国)、記録の保持者たる国民の一人ひとり、地方自治体、事業所が挙げられると考えている。 一般的に考えてこの年金記録問題が起きるまでは年金記録への関心が薄かったことは考えられる(国にまかせていて安心という側面はあったかとは思うが‥) また、横領や、厚生年金記録の標準報酬の改訂など国益を省みず一部の利益のみを考えた行為行動があったように思える。 社会保険庁がこの問題に全庁をあげて取り組むのは至極当然の事ながら、この問題を1つの官庁の問題として世間的に扱われてしまうのには違和感を覚える。私はこの問題は国益を考えたうえで国全体(個人、地方自治体、事業所も含んだという意味合いで)として考えていくべき問題ではないだろうかと考えている。	上記(6)の記載から方策についてではあるが、まず国民の皆様一人ひとりに年金記録に関心を払っていただけるような環境作りは不可欠であると思う。 一般的な対策になってしまうが、その為には社会保険庁は国民の皆様方の信頼を回復すべく業務を遂行するのは絶対条件である。 またそのうえで年金に関する業務を行う各箇所にチェック機能を設けることは必須であると思う。 社会保険庁は全力を挙げて記録問題解決に取り組むことは以上の方策の根本部分である。 また、どこから出ているか不明ではあるが、将来年金制度がなくなる等事実無根の情報については、立法府の管轄になるかもしれないが、そのようなことがないと断定できる体制作りを永年にわたり行い、年金制度そのものが安心していただける制度であるという広報を広めていければと思う。	平成17年の新規採用時から基礎年金番号の他に手帳記号番号が存在し、統合のできていない記録が多数存在することは当時の上司に教えられ、 認識はしていたが今日の様にその数が一体何件あるかというところまでは把握 できていなかった。 また、国民年金保険料の納付記録については問題がないと考えていた。今日散見されるような収めたはずの記録の不存在とういう問題はないと思っていたが、平成18年当時、お客様が窓口に当時の領収書(国民年金の年金手帳に検認印があるもの)をお持ちになりその記録とマイクロフィルムの領収記録が整合しないという一件がありその時に初めてこの問題を認識した。 また、大変不勉強にて道徳ではあるが標準報酬の改訂の問題、勤務した時期の厚生年金記録の不存在等に関しては今回、明るみに出てくるまで問題と して認識できていなかった。	平成17年の入庁時(国民年金課)当時の上司にどんな問い合わせであっても必ず記録を確認し、特に国民年金記録が不自然な状態で途切れている場合厚生年金(もしく他の被保険者年金)の手帳記号番号の存在を疑うように 教えられてはいた。手帳記号番号が判明した時は本人の職歴を確認し、「手帳記号番号登録処理票」を提出してもらい、統合処理を行っていた。 国民年金、厚生年金の期間照会については担当者が決まっており、自身が担当しておらずまた現在と異なり照会数が少なかったことからこの照会が年金記録問題であるとの認識を持てなかった。 手帳記号番号登録処理については業務(国民年金)の流れで処理を行っており、これについても認識が不足していたように思う。記録問題を意識して業務に取り組みだしたのはやはり平成19年の年金記録問題が発覚してからということになる。 今の時点で反省点といえば(過ぎたことになってはしまうかと思うが‥)平成9年の基礎年金番号制度発足時に今回の年金特別便のように徹底的に名寄せができていれば結果は違っていたのではないか(名寄せ対象者に通知していたことは知っているが効果が芳しくないと思われる)と思う。また厚生年金の名簿(紙台帳)の被保険者氏名欄にフリガナの記入があればまた違っていたのではないか、また、難しかったかもしれないが、平成9年以前の国民年金記録で地方自治体の
10955	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	全職員で鋭意対応する。	ありえてはならない問題であるが、基礎年金制度以前の記録管理システム上、起こりうる問題である。 長期休職していたため平成18年末ごろ認識したように記憶している。	お客様の感情的な姿勢を和らげつつ、適切な記録統合処理ができるよう心がけた。 現在国民年金の第三者委員会への申し立て書類を処理しているが、あきらかに国民健康保険に加入していたものを国民年金の記録もれ、社会保険事務所のミスであると声高に申し立てるケースもある。問題に問題を大きくとりあげ、国民の感情をあおりすぎはしなかったか、とおもう。
10956	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	一件一件を確実に正確に処理すること。 そのためには取り組む職員(アルバイト・パートも含む)が年金制度全般についての理解を深めることが必要だと思います。	年金記録問題と一言で言っても事情は1件1件異なるものだし、長い年月をかけて蓄積してきており、画一的な解決方法がない難しい問題だと思っています。 年金記録問題が公になった際に知りました。	1件1件精査しようと考えています。古い年金記録問題を解決する過程で新しい記録問題を生まないように心がけています。しかしかなり多くの時間、労力がいります。 一方全体的な方針は早期解決を優先している感があります。早期解決を目指すのは当然必要だと思いますが期限設定にかなり無理があると思います。十分な調査が行えない状況につながっていると思います。
10957	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の解決には、集中的に人員を割いてできる限り短期に解決すべきである。年金記録問題の対策チームを事務所単位で作り、今より多くの人員を割き、封書勧奨以外にも、電話や訪問勧奨を行い、記録の確認を急ぐべきであると考えます。	年金記録問題に関して、特に多くの年金受給者の方々の年金記録の統合がなされていない点において、多くの受給者が不利益を被っており、できる限り早急に解決しなければならない問題であると認識していました。 新聞報道がなされた昨年の春先より、記録問題の存在を認識しました。	先ずは、年金特別便を回答いただいた方の記録を至急整備し回答することを心がけました。窓口来所されたお客様においては、できる限りその場で回答をし、正しい年金を受け取っていただけるように、対応しました。 この問題について、年金記録問題が生じる以前より、未統合の方の年金記録を周知すべきであったと考えてます。1年で記録問題を解決するには、人手も時間も足りず、結果として特別便の回答、再裁定の支給決定の遅れを招き、国民の皆様により一層の不信感を抱かせてしまったと考えてます。
10958	地方庁	その他(社会保険事務所)		窓口を人数による対応でなく、年金の加入・給付について専的知識を持った人が対応をしていかないとまた何年後かに記録問題が出てきてしまうと思います。	年金とく別便が送付されて期間照会の窓口にお客様が殺到したとき	来客数が多く待ち時間が長くなることもありましたが、一人に時間がかかっても慎重に対応を行いました。 年金記録の先に必ず一人づつ加入者がいる事に対する責任感が不足していたと考えます。
10959	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	対個人に対しきめ細かい対応が必要。	国会で議論がされ始めたときに問題として意識するようになった。	届出される重複取消の書類はもちろんの事、年金相談以外の相談についても決めの細かい対応を行い、少しでも宙に浮いた記録についての解消を図れるよう努力すべきと考えた。
10960	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			基礎年金番号による業務処理以前の制度毎の番号体系であった頃に事務所に出向しておりました。 当時、お客様(事業主)から届出られた被保険者資格取得届に年金手帳が添付されていない際に、厚生年金保険の手帳記号番号の新規付番による年金手帳の払い出しをしておりました。	記憶が定かではございませんが、当時もお客様(事業主)に年金手帳添付の依頼(返戻)や電話による確認は行っていたと記憶しています。 しかしながら、一定の期間を経過しても回答を得られなかった場合などには、新規付番を行ったということも事実であり、複数の年金手帳が存在しても将来統合すればよいという、被保険者記録の統一的管理に対する認識が甘かったことは大いに反省すべき点であると存じます。今後は、その反省を踏まえて、安易な年金手帳の払い出しを防ぐとともに、お客様にも基礎年金番号(年金手帳)を用いた被保険者記録の統一管理の重要性に関して御理解と御協力をたまわりながら業務を遂行していかなければならないと思っております。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10961	地方庁	その他(社会保険事務所)		本人の記録を毎年本人へ直接送り、誤りがないか確認していただき正しい記録を管理していくのがよいと思います。誤りがある場合にはその都度訂正し、正しい記録にしていくことが必要だと思います。 また、届書を処理する際には事実関係が確認できる書類を付けていただき、正しく記録を作成し管理することがよいと思う。	年金の番号を一人に対して複数払い出していたため、記録が統合されておらず管理されていた問題だと認識していました。また、国で管理している記録が本人が認識している国民年金の納付の有無や厚生年金の標準報酬が、事実関係と異なっておりその状態のまま記録が管理されていた問題だと認識しています。 記録で未統合であるものがあることは、平成17年から知っていました。納付の有無や標準報酬が異なって管理されている問題については、世間で知られるようになって知りました。	私は、窓口に来られた方や電話での問い合わせについて、こちらで管理している記録を本人にしっかりと確認してもらえるようわかりやすく説明しました。 また、本人への通知がわかりやすいものではなく必ずしも十分ではなかったことが反省点として挙げられると考えます。
10962	地方庁	その他(社会保険事務局)	回答としてはそぐわないかもしれませんが、自分が国民年金の遺付処理等を行っていくなかで、マイクロや台帳とオンラインシステムとの納付記録のズレが生じていたり、マイクロ自体が何を書いているか読み取りが難しいものが多々あり、かつて処理したなかで、実際には遺付すべきでなかった処理や、記録自体には大きく影響はなくても、附則による納付により還付金額が誤っている等、その他様々な個々の事例のなかで、オンラインシステムでは対応ができていなかった細かい誤った処理が見落とされていたケースがあるのではないかと考えます。	個人としては、日々の業務における知識とスキルを向上させ、お客様に理解と安心を提供できるよう、周りと協力して目の前の1つ1つの問題解決に取り組んでいくことが大切だと考えます。全体としては、皆様に安心していただける制度、法律の整備、それ対応したシステムの確立、市町村や関連省庁等との連携が重要であると考えます。	私は平成16年度採用ですが、そのころから業務外閲覧の問題が取り上げられており、その後国民年金の不正免除問題等次々と問題の存在が明らかなり、大きく取り上げられていく一連の流れの中で、年金記録問題の存在を知りました。年金という国民の皆様の日々の生活と密接した重要な制度に関わる問題であり、行政が担う責任や、国民の皆様からの期待といった面からも大きな問題であると考えます。	お客様にとって生活と密接した重要な問題であることを強く意識し、納得と安心を少しでも多く提供できるよう、日々の業務に取り組んできました。 反省すべき点としては、問題が大きくとりあげられていくなかで、法令遵守といった基本的かつ重要な事柄を強く意識する組織になっているとは思いますが、個々の複雑で様々な事例に対応するには、その守るべき法令自体の不透明な点(身近な事柄としては疑義照会における回答等が次々と変わっていくこと等)などにより、対応が後手後手となってしまっていることが考えられると
10963	地方庁	社会保険事務所課長級以上	氏名等未収録者の記録整備の中で判明した生年月日の丸めについては、世間一般では認知されていないのではないでしょうか。 1日から9日生まれは1日、10日から19日生まれは10日、20日から29日生まれは20日、30日、31日は30日と整理されていました。このような状況では年金請求時に氏名検索しても本人確定は難しく、突合されていない記録となってしまっていると思われる。。	現時点で、この問題が解消された連絡が来た記憶がない。氏名等未収録者の記録補正に携わり承知したが、その時点でも調査があり何年の分、何年の分と報告をしたがその後、生年月日が正常に整理されたのか私自身の認識不足かもしれませんが、はっきりしません。氏名等が収録されてない方は、そのときの補正に合わせて修正したが、オンライン上正常として氏名、生年月日等が収録されている方は、補正が終了しているのでしょうか。 業務センターでのオンライン切り替え時に発生したものと考えますが、システム的に把握できるのでしょうか。修正するには、被保険者名簿、手帳番号払出簿との突合により補正する必要があり、早急に作業が必要と思います。	国民年金業務が長かったため、国民年金台帳がすべてマイクロにされておらず、住所がオンライン上に収録されてない方の本人特定に苦慮した記憶があるが、年金記録問題が、言われ始めた時点ではこんな状況とは認識しておらず、平成19年9月に氏名未収録者等の補正作業をするに当たり、手帳番号払出簿、被保険者名簿をじかに確認するようになり、この問題の大きさを理解しました。	年金記録問題は、多々ありますが私が認識した事案は上記(6)で述べた問題であり、この作業はOBの方の協力を得て進めておりましたが、OBの方も認識していない問題であり、事務局を通じ本庁にも照会を行い、該当案件の情報収集をし該当事例も報告しました。本庁からこの案件について連絡が来たのは遅かったと認識しています。また、この問題があると正式に連絡があったのも同じころです。問題は、過去の誤りをいかに早く是正し正確なものとすることだと思いますが、もうひとつは、当時そういう作業をしたにもかかわらず、地方に下ろしてないこと、(下ろしてあったが承知してない可能性もあり)作業を指示しながら、業務センターでも認識していなかったことだと思います。昭和30年代の手帳番号払出の対象者であったと記憶しています。
10964	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行っているように記録の持ち主の可能性のある方に、一人一人に確認していくしかないと思います	以前は特に認識していませんでした、基礎年金番号に統合されていない記録が多数あることは気づいていましたが、ほとんどは遡くても年金請求時に統合されるものだと思っていました	対応したお客様の記録については、もれのないよう確認をし、出てこない記録については、期間照会を提出していただいています 平成9年の基礎年金番号ができたとき、もっとそれ以前に統合作業を積極的に進めなくてはいけなかったとおもいます
10965	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在のオンライン記録の氏名・生年月日未登録、カセットオープンしなければならないような記録の整備を、早急に行うこと。 年金機構発足後、専門知識を必要とする業務があり、正規職員の配置を考慮し、早期解決に向けて処理することが必要と思う。	新聞・マスコミ報道等により知り、早期解決すべきであるが、時間のかかる業務であるが、現職の我々が処理しなければならない業務である。	
10966	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	一定の救済基準を設ける等、国民の皆様からの信用回復に努める。	基礎年金番号導入時において、複数の年金手帳を有する者が相当数存在することは、認識していた。	将来的には、種別変更時もしくは年金裁定時には、記録の統合が正しく行われると思っていた。しかしながら、本人が申し立てた記録と社保庁において管理している記録が相当数相違しているという事実からも、全庁を挙げて記録回復に向けた取り組みを出来る限り早い時期に行うべきであったと考える。
10967	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在は、残された記録の確認、整備がまずは一番です。今回のことで、窓口等でも、細かいチェックをするようになりましたし、相談者も自分のこととして関心をもってくれるようになったのはよいことと思います。 普段の仕事をきちんとやっていくことでわかってもらうしかないと考えています。	基礎年金番号制度ができた際、「記録の統合に関しては年金の請求にときでよい」というような風潮があったのは事実です。 当時は世間の関心も薄く、3号制度も年金請求時に届出もれが判明することも結構ありました。また本人の申し出と記録が一致しなければ、記録を統合することはできないため、本人が短期の雇用で会社名を覚えていなかったり、厚生年金を掛けたという自覚がなかったりした者に対しては本人確認ができず、最終的に「もれ」となったケースもありました。そういう小さなものが積み重なって大きくなっていった部分もありますし、年金制度に関心がなかった者が多く、事業所でも「手帳がない、じゃ新しく作りましょう。」という感じでした。 また、当時はコンピュータの性能も今ほど充実していなかったため、確認できないものがかなりありました。 原因がいろいろありますが、どれが、というよりいろいろなものが重なってこうなってしまったと思います。 実際にここまで多いとは思いませんでしたが、当時から感じていました。	実際に、本人に連絡しても覚えていなかったり、会社名が一致しなかったりでどこまで本人と特定していいのか悩むこともあります。 できるだけ詳しくお聞きすることで「そういえばそんなつころに勤めたことがある。」「何県にはいったことがある。」等細かいことでも情報を得られるよう努めて聞き上手になりたいと対応を考えています。 結局、後から何かをする、というのはとても大変だ、ということです。年をとれば記憶も薄れていきますし、職場をいくつも渡り歩いている人は覚えていないことも多くあります。 現在、年金問題は皆が関心をもち、疑問があるといろいろ聞いてくるようになりました。 これを制度を知ってもらうチャンスととらえ、今後の対応を誤らないことだと思っています。
10968	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	進めているスケジュールに従って着々と確実に進めるしかないと考えます。 ただ、性急に進めるのではなく、最良の方法で最良の段取りで進められれば、ロスは最小限にとどめることができると思いますし、現場のモチベーションも保たれると感じます。	困難な問題であると認識していました。 問題として認識したのは報道されてからです。	未請求年金(記録)の存在は意識していましたが、年金は「請求主義」であり「時効」があるので、どうしようもないことと認識しておりました。 「正しい」ことは普遍ではなく、時代により変わることを思い知らされました。 また、年金は「永久のもの」であり、職員一人ひとりが、駅伝のタスキのように懸命に繋いでいかなければならないものであるとも知らされました。 一人ひとりがこの2点をしっかりと受け止めて、正確性を探求しながらバトンタッチをして育んでいかなければなりません。 オンライン化したとき、基礎年金番号を導入したとき、もっとしっかりした対応ができていれば・・・と悔やまれます。
10969	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成19年に、広く年金問題として取り上げられるようになってから、この問題を知りました。 納付記録に不備があることは、お預かりした保険料を管理していないということであり、あってはならないことだと思っています。	窓口にいらしたお客様について、資格の空白期間がないか、会社名を思い出せないかどうか、時間をかけて聞き取りをおこないました。 また、厚生年金の資格喪失後に、国民年金の資格取得を行わなかったとみられる年金記録をお持ちのお客様には、今後届出をするよう制度説明を行いました。
10970	地方庁	その他(社会保険事務所)	早急な対応が必要であるが、期限や処理件数の達成ばかりが求められ、時間のかかる調査にかけられる時間が充分にとれていない。 また、事務の集約により事務所の人員が減り対応に苦慮している。	事務を集約するのであれば、処理件数を求めるだけではなく、内容を充実させていただきたい。期間照会の回答では、事務処理はしても苦情は事務所対応になっているので、お客様への回答として適切なものになっていないことがあります。	年金の裁定時記録の確認に苦慮しました。	お客様からよく話を聞くことには気を使っています。が、探せない記録がありました。
10971	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	特別な方策は思いつきませんが、最終的には一人ひとりのお客様の記録に対してきちんと対応することだと思います。	基礎年金番号導入時に統合処理等を一生懸命処理をした記憶があります。 当時は「なぜ、こんなに統合されない記録が多いのか」とぼんやりと考えていたぐらいでありましたが、これが今でいう「宙に浮いた年金」であったと感じます。	すこしでもつながる記録を統合していこうと厚労等の調査、照会作業を基礎年金番号導入時に実施しました。現在はシステムも良くなり、マイクロ検索も手軽にできるようになったと認識しています。また、この問題があると正式に連絡があったのも同じころです。問題は、過去の誤りをいかに早く是正し正確なものとすることだと思いますが、もうひとつは、当時そういう作業をしたにもかかわらず、地方に下ろしてないこと、(下ろしてあったが承知してない可能性もあり)作業を指示しながら、業務センターでも認識していなかったことだと思います。昭和30年代の手帳番号払出の対象者であったと記憶しています。
10972	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	現状のように1つ1つ丁寧に調べていくしかない。 調べたうえで記録がない人については、納得してもらうよう説得するしかないのではないかと考えます。	社会保険事務所・事業主・個人全体の責任であると考えております。 事務所に入ってから大変なことになっているのだと知りました。 働く前までは、すぐに解決されるものであると思っておりました。	問い合わせなどの際には給与の明細など証拠になるものはできる限り保管するように促すようにしております。 転記ミス、入力ミス、小さなミスをなくすためのチェックの仕方を再度見直してみては？と思います。
10973	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳の記録がオンライン上に登録されていないものがある。マイクロカセット記録の確認が終わっていない。	時間は要するが、ひとつひとつの記録を確認し、オンラインに登録する。	国民の信頼を損ねてしまった取り返しのつかないことと認識しました。年金記録問題が報道された頃に詳しい状況を知りました。	事務処理誤りを決しておこさない強い意識をもって業務に取り組むようになりました。事務処理のひとつひとつが、国民の生活を左右するものだという緊張感を持っていなかったことが、反省すべき点だと考えます。
10974	地方庁	その他(社会保険事務局)		仕事内容も増える一方で、職員の数が減ってきていることから、職員の数を増やすことが重要	老後の支えの年金で国民にとって重要で、件数的にも膨大な問題。 平成16年ころ。	今の時代のように、設備が機械化され、情報管理がある程度しっかりできなかったことも原因としてあると思うが、職員の仕事に対する意識の低さの問題でもあったと思う。
10975	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	社会保険事務所本来の業務をもたされたまま、年金記録問題の対応を余儀なくされ、現場を省みないままつぎつぎと新しい年金記録の派生業務が生まれ現場に押し付けられています。本気で記録問題を解決しようと思うならそれなりの体制を整えることが重要です。阿部内閣が1年でやるとか言ってましたが、なぜ出来なかったのか考えてみればどうですか? マスコミのゆがんだ報道に対して、はっきりと抗弁出来なかった社会保険庁の責任は重大です。桝添大臣が現場職員を泥棒、犯罪者よばわりしたことも、許しがたいことです。	問題は戦前からあったのでしょうが、顕在化したのが今だというだけです。 選挙のたびに歪められた年金制度を、実施庁の社会保険庁に一方的に責任を押し付けられるのではたまりません。	与えられたポジションでベストを尽くして含ました。 問題の所在の闡明化、出来ないことを出来ると言う無責任な発言は控えるべきです。
10976	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知していない。	・迅速な処理と体制整備。 ・一定の条件のもと、一律の対応方法の確立。 ・常にお客様視点に立って業務を遂行するという意識の徹底。	社会保険業務に対するお客様からの信頼を大きく失墜させてしまったと認識している。 なお、自分自身が年金記録問題について知ったのは、マスコミ等で取り上げられるようになってから。	仕事に取り組む職員の意識の問題だと思う。社会保険という重要な業務を担っているという認識を常に持ち、お客様目線で仕事に取り組むという姿勢が欠けていたのかも知れない。
10977	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。		入庁して最初の1年半は適用課に配属されておりましたので、年金記録問題に対しての認識はありませんでした。しかし、平成18年10月から配属された国民年金課において窓口応対をするにあたり、受給権確保を目的とする高齢任意加入の取得届を受理する際、加入月数を確認するため氏名検索を行うわけですが、基礎年金番号に統合されていない厚生年金手番が数多く存在するという認識をするようになりました。	お客様が勤務先事業所の名称を覚えていなければ、基礎年金番号に統合する事ができませんので、それを思い起こしていただくために、事業所の所在地や業種、おおまかな加入期間などをお話しする事によって、厚年手番を統合できるよう努めました。 現場で業務をしている立場から意見を述べさせていただくと、基礎年金番号導入前において、被保険者が新しい事業所で厚生年金に加入する際、厚年手番が不明である場合は新番号を次々に払出していた事が、未統合の手番が数多く存在するに至った一番の原因ではないかと思われ

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10978	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号に統合されていない手番が多数でてくるだろうことは、基礎年金番号の制度がはじまる時にわかっていた。 でもそれに関しての対策や指示は全くなかったので、年金請求の際には必ず氏名検索して本人のものとわかれば統合するので、そのときに統合すればよいものという認識を、まわりもしていた。 年金の相談にこられた方が、納付したはずだと言われて、市町村台帳をみてもらって確かに納付済みで納付記録を訂正するケースは、問題が大きくなる以前から時々目にしていた。 平成14年から、市町村の国民年金台帳は保管の必要はないという通達がでた時に、それはやめるべきだとみんなで意見したが、全く通らなかった。	新しい事をはじめるときは、上のほうだけではなく、その前に必ず現場の意見も聞いてほしい。 今は特にこのようなLANも活用できるので、可能なのではないかと思う。
10979	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員の意識改革と、国民の立場にたった組織に生まれ変わる取り組みを進めていくことだと思います。	裁定時になって記録を照合すればいいと聞いていました。	裁定時になって記録を照合すればいいと聞いていました。入力ミスのチェックや、誤った記録の改善、問題解決に取り組もうという形に全体がなっていなかったというところが問題だったと思い
10980	地方庁	その他(社会保険事務局)		一件づつ確認していくしかないと考えています。	採用されたときから。とても稀なケースだと認識していた。	一件づつ確実に調査しなくてはいけないと考えながら対応した。全体的な視野を持って組織でみることができなかったのかと反省するところがあると思う。
10981	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	会社負担の保険料を見直すべき。 法人税のように、利益がある法人のみに徴収する方式に変更すべきと考えます		
10982	地方庁	その他(社会保険事務局)	私は、平成13年に社会保険事務所に採用されました。それまでは[redacted]公務員になりました。その私が社会保険に入って一番に驚いたことは、等級が上がるほど業務を理解していない上司がたくさんいることでした。 採用された年金給付課、業務を教えてくれるの2級職員や若い3級職員は氏名索引をして、本人確認が必要と教えるのに対して課長や課付は本人の持っている基礎年金番号だけで裁定を行えばいいと言っていました。採用直後からここの上司たちはおかしいと不安に思っていました。 出世をしている人ほど常識から外れており、一体どうしたら職務を行わず出世しているのかと調べたら、自治労の組合を主に取り組んでいた人が出世する方式を[redacted]とっていることがわかりました。そして、組合の役員は業務3課(2課)という年金記録の調査をする課に配置していました。この課は昔、業務盛が少なくほぼ相談員で賄っていました。そのような課できちんと調査が行えていたのか不信でなりません。上席部にまともな職員を配置していたら、まだ問題は小規模で終わっていたのかもしれません。	①昇格試験を導入して、試験ごとに昇給していくようにする。 ②幅広い世代で研修を義務付けて、立場に見合った知識を習得していく。	年金問題は(6)のような体制の産物のようなものと思います。問題が勃発したのをマスコミの報道で知り、局長や局次長が問題解決に取り込むこともなく紙面で命令を下すのみで、該当課長や対策官に処理を委ね、問題を作ったOBはひとごとのように退職後の生活を送っているのが腹立たしかった。一部の方は応援で無償で来ていただいたが、、上役は天下り先を見つけるなり我先と退職していた。このような無責任な人たちがたくさんいたのが社保庁。問題解決は半端なく困難だと認識しております。	このたび機構が発足することで、広域な人事異動が行われています。いま、年金記録問題の解決が最重要課題にもかかわらず、人を動かすことが合理的とは思いません。国民年金では平成13年までは市長村が主体となって業務を行っていたためその地域の特徴が業務をするうえで多々みられます。厚生年金でも同じです。地域ごとの生き字引のような方が頼りで記録照会の回答を送っていたのに、県越えの異動ではより回答に遅れが生じてしまいます。職員の意識改革は研修や試験で行うほうが、必要経費が削減され作業の効率化が図れるとおもいます。 今現在、私は年金記録問題の支援を積極的に参加しています。既婚者ですが経験者というだけで東京の裁定事務も支援できました。しかし、局長室では局長がテレビをつけクーポンマガジンやスポーツ新聞を応接ソファで読む姿や、局次長が天下り先が決まったからか支援に非協力的な姿が現役職員のやる気を損ないます。 今までの体制の一番の欠陥は、自分の出世だけを考え職務を放棄して組合活動に没頭したものに、上役のポストを用意していたことではないでしょうか。
10983	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	記録を調べること	この事務所に来てから	書類の整理・整頓をする
10984	本庁	その他(社会保険事務局)	以前、記録の統合処理という作業をしていました。記録が統合できない記録は社会保険事務所で調査を行い、センターへ送ってもらい、補正をしていたと思います。社会保険事務所では記録の調査をする職員がいないため、そのままになっていたと思います。やむを得ず、記録の整備は年金の請求をされるときに、整備を行えばよいという考えがあったよう思います。	1. 補正処理に当たる職員を増加させる。その職員には出来高払いとし、多く補正処理をすれば、それだけ報酬がおおく受け取れるようにする。 2. 記録が漏れているということで、支払いがされていないことが、問題の本質であるので、いったん概算を払い、記録判明時に精算をする旨の特約をかわしたらどうですか。	かなり前から知っていました。 年金の請求時に修正すればいいという考えがセンターの考えと思います。それほど、重要視してrはいなかったのでしょう。 整備をしようとしても、人、時間、お金がかかりますが、その手当ができなかった。	1. 年金の請求時に調査をするという方針があったように思いますので、その流れに従いました。 2. 反省点としては、 ・記録媒体の管理を永久保管にしておけばよかったと思います。 ・記録管理の担当者を外部組織とし、常時監視をする。
10985	地方庁	その他(社会保険事務所)		みんなで取り組むことは大切ではありますが、早期解決にむけては年金記録専用の部署をつくり集中して取り組む環境が必要だと感じます。	国民の皆様の信頼がなくなる重大な問題だと感じました。また、今までのずさんさに驚きました。 ニュースでとりあげられるようになってから知りました。	知識をつけ少しでもお客様の問い合わせなどにこたえられるようにしました。 反省点としては、年金の制度が複雑なことです。国民の皆様がわからない為、きずきにくくここまで大きな問題になったと思います。
10986	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号を持っていない人には年金特別便が行っていない	未統合記録を減らすために、20歳以上の日本国民は基礎年金番号を持っていることを前提に、基礎年金番号を持ってない人にも基礎年金番号をつけ未統合手番を減らすことができないか。 以前に、完全に受給権が発生しないと確認した人が数多くいることが予想されるが、生活保護の支給を行っている官庁の協力を得て職歴を確認し統合を進められないか。 ただし、以前に無年金者として何度も確認した人について年金が支払われないにもかかわらず、受給できるというような誤解を与えないためにも慎重な対応が必要となる。 基礎年金番号の記録でカラ期間を登録できるシステムの修正、また、完全に無年金者として完全に確認できた場合については、カラ期間等を使用しても受給権が発生しないことが画面上照射されるシステムの修正ができないか。	未統合手番が数多く存在していることは以前より知っていた。 未統合手番については年金の請求までに機会があるときに確認して統合するものと思っていた。 また、本人が期間と会社名等がわからなければ統合できなかった。	年金請求までに統合を送めればよいという認識が誤っていた。 また、本人が言えなければ統合が進められない状況であった。現在は本人にできる範囲で多くの情報を提供し手番統合が進められるようになった。
10987	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
10988	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	①統合・収録もれの記録については、お申出内容に基づき、丁寧な調査と処理によりご本人から納得が得られるよう誠意を持って努めることです。 ただ、「1日も早く」を掲げるあまり、「期間限定」や「第三者委員会にかかる事務所対応の拡大」という措置をとられることが正しいことか懸念します。 ②将来にむけて問題原因を取り除くためには、制度周知の徹底が不可欠だと思います。 特に事業主・事業所担当者への周知・指導が必要ですが、そのような機会を設けることは至難です。 にもかかわらず、「法令遵守」の名の下におこなわれた新規適用手続き簡素化(提出書類簡素化により事業実態の確認を困難にし、適用事前調査を適用後に総合調査として初めて調査をおこなうこととされたこと)は、一見事業所関係者の利便性向上に貢献しているようで、実は理解不足を助長し、適用後すぐに保険料滞納をする事業所数を増加させることにつながっていると思えて仕方ありません。	制度周知の不足・不徹底が問題の根源なのだと思います。 制度発足当時に記録のコンピューター管理が想定されるはずもなく、法律が届出・申請主義とされたことは止むを得ないことだと思いますし、先並が手作業で綿々と残された記録こそが"宝"であり"誇り"であると考えていました。 厚生年金保険に関しては、事業主に課せられた届出や被保険者への周知義務の履行が不足していたことや、同一人への複数の年金手帳番号払出防止策について、さらには基礎年金番号制の導入時に実施した年金手帳番号統合の取組が浸透しなかったことについても、働がゆい思いを抱きながら、自分ができる範囲の周知努力をコツコツと続けてきました。 しかし、そのことも含めて「ずさんな」という言葉で包括され、一方的に責められることになりました。 国民年金に関しては、長年の自治体への機関委任事務と法定受託事務における自治体と地方事務官であった私たちとに温度差があったかも知れません。 協議の場で、自治体から「窓口やポスター掲示などの手段には限界があり、国がマスメディアを利用した効果的な制度周知をしないからいけない」と決めつけられたこともあります。 年金記録問題で法律が変わったわけではありませんし、届出や申請を無くすことなどできません。 「そのような問題が存在する」というより、コンピューターなら何でもできるという現代が作り出したものではないでしょうか。	年金記録問題への対応としては、怒号に耐え謝罪を繰り返しつつ、本来業務を調整して、冥染に窓口や記録補正や電話・訪問をおこないました。 犯罪者呼ばわりされながらも、休日出勤の振替休も日常業務との兼ね合いで完全取得はできませんし、全体の量も把握できない期限付最優先課題には自主出勤による休日返上も止むを得ません。 そのような生活が続いています。 しかし、社会保険庁解体が問題解決になるということについては理解できません。 皮肉なことに、年金記録問題は一定個人レベルの制度周知にはつながりました。中には権利ばかりを主張される方もいます。 そして、事業主や事業所担当者の義務意識の向上には影響せず、算定基礎届の提出率は悪くなっています。 事務処理のセンター集約化と窓口業務への人員シフトにより、事務所内部事務担当者数が減り郵送受付主体となったことも要因かも知れません。 制度として届出・申請を無くすことはできませんから、過去の制度周知の不足・不徹底を反省して、今こそ届出・申請に関する周知と履行についても「国家事業」として取り組むべきだと思います。 ただ、公法人にどれだけの権限が与えられるものかが心配です。
10989	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	年金制度の歴史や改正状況をもっと周知しないと、勘違いや思い込みで不信を広げたままになりかねない。また、年齢詐称や偽名による厚生年金への加入をしたことを忘れて記録が浮いているケースもあると思われるので、そういったことも広報したほうがよいと思います。また本人に良く間違えられた名前を確認すると出てくる事もあったので、そのような広報も必要と思います。	基礎年金番号導入後に年金業務に携わったので、手帳番号の基礎年金番号への未登録があることは、感じていた。しかし、既に亡くなっている方の記録もあるので仕方がないと思っていましたが5000万件も未登録が存在しているとは、思いませんでした。	記録の照会に対して、制度の歴史説明から始まりできるだけ記憶を思い出していただくように話をしました。また電話の際に、事務所へお越しになる前に自宅でゆっくり記憶を思い出していただき必ずメモしてから相談に来られるように説明しました。 カセット未開封が、開封されたことにより、新たな記録が見つかるなどしたため、前回の記録調査はなんだったのかと、余計に不信を招くことがありました。まず記録をすべて確認できるようにしてから、特別便を出す必要があったのではないか考えます。
10990	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
10991	本庁	その他(本庁)	知りません。	現時点では、現在行っている業務以上の問題の解決にむけての方策は思いつくことができません。	年金記録の統合もれについては、年金請求の際に処理すればいいと思っていたため問題意識はありませんでした。 そのほかの年金記録問題については、世間一般で騒がれるようになってから知りました。	年金の相談などを受ける際、今まで以上にしっかりと職歴を確認したりして記録漏れがないように努めました。記録の統合漏れについては、年金の請求の際に処理すればよいという考えで業務を行ってきたことが反省すべき点だと思います。
10992	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	年金記録を統括して管理する専属部署が事業実施部署と業務なしに必要であると思考します。	紙の記録をコンピュータに収録していることは認識していたが、紙の記録も存在していたので、コンピュータと紙の双方の記録で管理し、被保険者からの照会に対し、紙で残っている記録は順次コンピュータに登録していくものと思っていた。 宙に浮いた年金記録問題の報道を耳にしたときに意識しました。	事業実績の向上、制度改正への対応に追われ、記録を管理する部門についての認識が低かったように思う。 紙ベースの情報の電子媒体化が進められていますので、すべての情報の整備が完了した時点で改めてコンピュータの情報との突合せを行い地道に取り組むことが重要と思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
10993	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般と同じで特にありません。	本庁と地方庁や、局と事務所、現場の状況把握が隔々までされていない。 また、同じ課でも階級問わず、仕事の負担の偏りがかなりある。こなせる人がやればいいというような無責任な考えをなくし、助け合う体制が必要と考える。見て見ぬふり、わかっていても長期休暇や病気休暇となる恐れがあり、上もあまり関与しない状態を改善すべきである。 現時点、国民の信頼を回復するには、まず現場での職場環境を整え、職員一人一人が信頼しあい、円滑に業務処理ができるようにするべきであり、上に立つ人も、頭で指示をするのではなく、おのずから前へでるような人を配置すべきと考える。言葉や計画ではどうにでもなるが、自ら実行し手本となるような人でなければ、ついてく る人は少ない。上も下も行き来ができるよう配慮すべきであり、有言実行でなくてはならい。さらに、状況に応じて現場第一と考え、対策を練っていくことがもっともと考える。 まず、本庁と地方庁よりも小規模ではあるが、事務所のそれぞれの課、局と事務所、事務センターと事務所といった部分の見直しも必要である。	在籍して2年目に国民年金の納付問題が発覚。 過去から現在に至るまで、あまりにもずさんな仕事に驚きを隠せず、国民からすれば将来の貯えであり、行った行為は泥棒と同じと認識している。	申し訳ない気持ちで、常に親切に対応し、適切に処理を行うことを考えた。しかし、記録の問題は一つの課で解決するのではなく適用課、国民民年金課、とあり、またそれぞれの課の上の認識もさまざまであり、円滑に進めることは困難であった。マニュアルどうりでないと指摘しても、なかなか受け入れてもらえず、時間ばかりが経ち対応が遅れてしまうという状況だった。もちろん、再裁定や年金の新規裁定にも影響が出た。 最後にこういったアンケートを実施するのは悪くないが、いかにその声を取り上げてもらえるのか‥‥。アンケートを実施しても具体的に現場までその成果が降りてくるとは考えがたい。国民の立場や窓口での声が本当に届いていくのか不安を感じる。結果を出せない体制こそ反省すべきではないか。お役所仕事を築きあげた本庁や地方庁へ勤務していた人、現在も勤務している人の認識を改善すべきである。実際、今回の機構への採用においても、普段の職場の勤務形態を把握するのではなく、作文を読み意欲的な人を採用したと考えるが、中には装う人もいたと思える。(7)でもあげているように職場環境の現実はもっと深刻である。一人一人を面接することは容易でないが、先のことを見るなら時を費やしてもよかったのではいかとも思える。 現場での声(悲鳴)がこだましてすぐ返ってくるような体制を整えてもらいたい。
10994	地方庁	その他(社会保険事務局)		これまでどのような時代背景や環境の中で、記録が保管管理されてきたかを明らかに情報開示して、その中での問題点や解決方法を第三者の組織で検討し策定していくことが第一歩であると考えます。	年金受給する時に年金記録がないということの重大さと問題となる件数の多さに大変な驚きとともに、本当にあってはならない問題であると認識しています。 直接に問題となる年金記録に携わる機会がなかったので、新聞報道により問題が存在することを知ったというのが現実です。	まず国民の皆様からのお問い合わせに一つ一つ誠実におこたえしていくことが肝心と考え、上司や職場の仲間と相談しつつ、休日を返上しての記録整備や事務所窓口、特設窓口での対応を行いました。 現時点での反省点はなぜこうなったかという情報が少ないことと、根本的にどのように解決していくかを策定できていなかったのではないかと考えています。
10995	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		組織として責任を果たさなければならない重大な問題と認識していました。 存在を知ったのは、メディアに取り上げられるようになってからです。	その時々で、一個人としてできることを最大限取り組もうと思い、コールセンター支援や事務所支援を積極的に行いました。 チェック機能が不十分だったことが反省点だと思います。
10996	地方庁	その他(社会保険事務局)	ピンクの封筒での回答(受給者ではない方)がとても驚く回答で、手書が記入されているものや旧姓の氏名検索で簡単に判明する記録などが、なし回答で送られています。	この業務の知識の高い方を中心に、効率よく分担を決め、進めていく。	正直とても驚きました。一件一件解決していかなくてはと思います。 社会保険保険事務所で勤務するようになった、二年半前です。	あまりにも多すぎる件数でしたが、とにかく一件一件解決していくしかありませんでした。 反省点はたくさんあると思います。あまりにも見切り発車すぎて、一度に全員の特別便を送付したことは、とても混乱を招いたとおもいます。年代別に分けても少し長い時間をかけて解決するべきだったとおもいます。
10997	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金に携わったことのない賞金・謝金の方より過去に年金に携わった職員を雇用した方がいいのではないでしょうか。		新規取得時の払い出し時点で、過去の職歴を充分に確認していなかったことから多数の番号を払い出ししていたことやコンピューター化される前の台帳の切り替えが上手くいっていなかったこと
10998	地方庁	その他(社会保険事務局)		各種対策を地道に実行していくことが必要だと考えます。	年金給付業務を行っていた頃(10年くらい前)、WMに収録されていない記録があることは知っていたが、あれほどの記録が収録されていないとは思いませんでした。	WM上の記録について、なぜ収録されていない記録があるのか等、あまり深く考えず業務を行っていた。業務の仕組みの不備について、深く考えず、問題提起も行わなかった。
10999	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	年金記録問題は職員の見落としなどが原因とおもわれます。 現場勤務の者としてそのような事態がおこらぬように日々可能な限り努力をしておりますが、何分人員不足の為職員に疲労がたまりウッカリ見落としてしまうこともいなめません。 もう一度全年金受給者の記録を一から調査する必要があるため人員の増大をおねがいします。	老齢の方の大半が年金が生活の基盤であり、それが記録の誤り、本人の記憶違いから払った保険料分の年金がもらえないことは当事者にとって死活問題です。 我々の職務は老齢の方々の人生を支える重要な仕事であり、労働者もいずれ年金を頼る年代となるため決して人事ではなく決してミスは許されないため今までのような不注意のおこらない職場をきづくよう鋭意努力します。 年金記録に誤りが多いことをしったのは年金特別便の頃からです	一人ひとりができることは多くありません 時間外労働になっても調べ物がきたら繰り返し何度も調べ、調査以来に来られた方にはなるべくくわしく状況を聞き間違えのないよう努力します。 休日相談に来られる方が平日に比べ少ないため社会保険の活動をご存じない方も多いとおもわれるので広報などで休日相談の事実を世間に広くしっていただく必要があるとおもいます。
11000	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	加入記録漏れについては、年金請求時に加入履歴の確認を行っているため、このような問題になることは想像がつきませんでした。また、記録改ざんについては、報道があってから知りましたが、その多くは滞納事業所で、徴収率を上げるためとの報道ですが、実際滞納事業所であるならば、役員の報酬も払われていないケースがあり、それを実情に見合ったものへ訂正を行っているものが殆どかと思います。これはそのままにしていた場合、報酬が高いまま保険料を納付せず、高い年金を受け取ってしまうことにもつながり、最後はその負担は、他の国民から負担を求めることにも繋がると思いますので、一概に不正であったっとは認識していません。	特別便の対応に当たって、とにかく受給漏れがないように、記録調査を入念に行いました。反省点としては、基礎年金番号が開始された平成9年当時も、浮いている手番があることはわかっていたと思うので、その時に対応していれば、ここまでの問題にはなっていなかったと思います。
11001	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
11002	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	時間をかけてでも、一人一人問題を解決していかなければ、終わりはないと思う。	未統合の年金記録があると、報道等により世間で問題になった頃に知った。基礎年金番号導入により、他の年金記録の統合をしていくこととなたが、進んでいないことが、問題として考えていないことが大きな問題だと思う。	問題解決のため、職員一丸となってお客様の相談や確認に対応した。職員の問題意識が足りないとこを反省しなければならない。
11003	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11004	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一番の解決策はマンパワーによる人海戦術であるとは思います。多くの人をアルバイトとして雇っても、すぐに辞められてしまっては元も子もありませんので、熟練の知識を持つようになるまで長く勤めてもらえるような環境を整える必要があると思います。 職員については言わずもがなですが、最優先・最重要課題であるとの認識を持ち職務に当たるべきであると考えます。	5000万件の宙に浮いた年金記録があるとマスコミに出たときにこの問題の存在を知りました。社会保険庁の労使の覚え書きに象徴されるような仕事に対する姿勢が、残念ながらこういった形として世間に周知されることとなってしまいました。国民の皆様の老後の支えとなる年金に対する認識が甘く、年金額の元となる年金番号の扱いがあまりに杜撰であった結果が、この様な問題を引き起こしてしまったと認識しています。	まず第一に年金制度そのものが、国民の皆様の信頼に基づく委託により私運が業務に当たらせていただいているという認識にたち、国民本位の立場で物事を考え行動に移していくことが必要であると思います。反省点として挙げられることは、(8)に記載した内容もありますが、申請主義に胡坐をかいていたこともあると思います。待ちの姿勢でいるだけでなく、臨機応変にこちらからなんらかのアクション(すぐには、具体的な何かは思い浮かびませんが)を起こす等していく必要があると思います。
11005	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の紙台帳のすべてが、マイクロフィルムとして残っているわけではありません。		国民年金の紙台帳のすべてをマイクロフィルム化せずに、処分してしまった時、いずれはこういう問題がおきると思っていました。	当時、労働組合ですべての台帳をマイクロ化してくれるように当局と交渉をしたけど、予算の関係でできなかったと記憶があります。
11006	地方庁	その他(社会保険事務所)			手管理の時期1人に複数の番号を払いだされた状況の中で、年金請求時に職歴の記入がない場合記録がもれている部分がかなりあるのではないかとおもわれる。2~3年前です。	厚生年金資格照会等勤務した会社名は不明でも社長、上司、等名前を聞きながらの調査をした。基礎年金導入時、もう少し時間をかけて手番の統合をしてから基礎年金番号の付番をし方がもれは少なくすんだのでわないかと思います。
11007	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金額に結びつかない記録が膨大にあることをニュースで知り、対象者の方に申し訳ない気持ちでいっぱいでした。	窓口や電話の応対を一生懸命取り組みました。 反省点は、個人の年金記録を毎年郵送するなどオープンにしていなかったこと。 また、制度が複雑すぎて、一般の方にもわかりずらく、事務処理誤りも起こりやすい制度と考えます。 もっとシンプルな年金制度にするべきと考えます。
11008	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	国家プロジェクトとして、できる限り人を投入するしかないと思います。	年金記録問題を知ったとき、国の信頼を損ねる大変な問題だと思いました。 その問題が存在するのを知ったのは平成18年くらいです。	一件でも年金記録問題を解決すべく、時間外や休日も出勤して資格照会に取り組んできました。 また、電話対応では、できる限り調べて誠意を持ってお客様に対応したつもりです。 年金の制度が複雑化したことと、チェック機能があまかったのが反省点だと思います。
11009	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金第3号の届けっぱなしで変更の届出をしていない。 (途中短期間厚生年金に加入等)	突合の上被保険者に通知(勧奨)を送付する。	まじめに勤務した人が正しい年金を受けられていないならば大きな問題である。 平成19年の秋ごろ。	一貫した対策が講じられなかったため現場ではいろいろ混乱を起こし、それが処理の遅れにも繋がっていった。 日常業務もおろそかにできないので、現員の職員だけでは対応不可能であり、相談員等を増員すれば済むというものではない。思い切ってある業務をとめてしまう等の対応が必要であったと思います。その時は、各事務所に任せるのではなく厚生労働大臣名での指示が必要であると思
11010	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	承知しておりません。	人員を大幅に増員し、集中的な確認作業を行う必要があると考えます。	国民皆様にとって、非常に重要な問題であると認識しています。なぜなら、年金記録に基づいて年金額が決定され支給されていることもあり、国民一人一人の方の生活にも影響していると考えるからです。	年金記録問題の早期解決をめざし、この問題に積極的に取組み、誠実な対応をするように心がけていました。 職員各々の年金に対する認識及び取組みの甘さがあったのではないかと考えます。
11011	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の解決については、被保険者(国民)の協力も不可欠であり、 国民に協力を求めるアナウスメントを発することも必要と思われる。	過去から認識されていたであろう問題をあいまいにして先送りしてきた結果がクローズアップされたもののように思われた。 任期付職員として任用され、期間調査に携わったとき。	期間調査にあたっては、全力で真摯に取り組み、徹底して「さがしてみる」ことを心がけた。 コンピュータのない時代のことといえ、紙台帳を見ると、その記載すべき事項に漏れや誤りと思われるものもあり、その記録が何年あるいは何十年後かに結びつくであろう、年金を受給する被保険者への思いに欠けた事務処理姿勢があったように思われる。
11012	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録調査など、複雑な処理になるので、経験者、OBなどの経験を生かして集中的に処理をして解決に向ける。	個人の記録が、だれのものかわからず、もらえるべき年金をもらっていなかった方が大勢いた。 記録問題等報道されるようになってしりました。	記録紹介等、お客様から、当時の会社名やいろいろな合点できる内容を確認し、一件一件丁寧にさがしていきました。現時点で、やはり、昔の台帳、お客様の記憶など、システム的問題が多いと思います。
11013	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	本人の職歴及び加入記録、納付状況について、定期的に確認できる機会をつくることが必要と考えます。 たとえば、厚生年金の資格喪失が入力された時点で、、早い時期にDMの様式で国民年金の加入勧奨をし、同時に納付困難な者の、免除申請勧奨(意思確認)をし、国民年金の適用もれをふせぐ。 厚生年金の加入もれ等は、基本的にないとお思われますが、雇用保険の資格取得日との確認を、労働保険と連携協力し随時確認をしていくことができれば、適用もれや、資格取得日の遅延がなくなると思います。 さらに、将来は社会保障番号のように、一元化し、一人ひとつの番号で年金、医療、労働、失業の関係及び、住基が確認できれば、さらに社会保障全般にわたり、効率的かつ、より良いサービ	年金記録は、被保険者が年金を請求する時点で、過去のもれている記録の確認をし、裁定しておりました。 ですから、問題となるべき点は、戦後の復興まもなき時代に、厚生年金の加入や、記録の管理、さらに年金制度の周知が、その時代に適切に行われていなかったことが問題であり、当時の手作業による記録の管理では、職員が何人いようとも、できることには限界もあり、当時の時代背景から考えても、できることはしていた思います。 ですが、国民の年金記録を管理するには、時代に取り残されたシステムだったのだと思います。	年金相談は、窓口相談を基本とし、本人に自分の加入記録の確認を必ずしてもらい、年金を裁定するしかない思います。 さらに、年金制度について周知する方法を考え、意識をたかめてもらい、 自分も年金制度に精通した職員になりたいと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11014	地方庁	社会保険事務所長		コンピュータによる情報管理の無い時代に施行された年金制度においては、年金手帳の添付や、戦歴申し立てが必要となる事が前提の制度であるから、本人からの聴き取り調査以外に決め手は無いと考えます。	年金記録問題がマスメディアに取り上げられるよりも前から、事務処理を行う上で、被保険者記録が複数の年金手帳の記号番号にまたがっている方を何人も見てきました。もちろんこちらの処理誤りで記録がまとまっていないケースもありますが、本人の非協力によるものもありました。被保険者の記録が整備されていないのは、充分有得る事と認識していました。(件数は予想外です	年金問題が云々取り上げられる前より被保険者期間の調査を行う業務をしていましたから、過去の経験に基づき、本人の記憶を思い出す手助けをしたり、(地図を見せたり、学校を卒業したところから順番に記憶を辿る様に促すと、思い出したりすることもあります。)時間をかけて応対することを厭わない気持ちで対応しました。
11015	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	消えた年金とマスコミに流布され、我々が職務怠慢から記録を消したかのような報道には納得できない。 国民年金と厚生年金保険は制度発足歴史が違う。過去からの政治的無策のツケを職員のみへ責任を押し付けたと感じている。 昭和60年頃廃案となった国民葬背番号制が導入されていれば、消えた年金問題は防げた。	平成9年に基礎年金番号が導入され、現在の方法で1件づつで、統合を進めるしかない。	申請主義の考え方は、将来問題がおきると感じていた。	国民年金被保険者台帳を廃棄処分したことが、不安を増幅させた。 過去の書類は、管理保存すべきだった。
11016	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	情報を共有し、一連の作業がスムーズにできるように役割分担をする。	問題が存在すると知ったのは報道を通してです。 過去の記録が漏れていることによって年金が正しく支払われていない等の問題があり早急に解決しなければならない問題であると思いました。	一日でも早く正しい記録となるように周囲の人と連携をとり協力し合いながら 業務に取り組むように心掛けました。 他の業務と平行してとなると状況によっては作業が滞ることもあるので集中して記録問題に取り組む部門が必要だと思いました。
11017	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録を登録するまでの作業として、審査、入力等の作業があると思いますが、正職員でも派遣スタッフにしてもわかりやすいマニュアルがあるといいと思いますし、入力に関しては、ミス入力が事前に分かるようなシステムであると事後の確認等の手間もはぶけると思います。	年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミで話題になってからだと思います。 将来の年金につながる記録が消えた・・・とマスコミで報道されたら、誰でも不安になるし、大変なことだと思います。ただ、すべてが、社会保険の責任だとは思っていません。	私たちの職場全体が、お客様からの信頼をなくしたわけですから、電話や窓口の苦情に対してもある程度我慢し対応してきました。 特に電話での対応は、とてもつらいものがありました。職場に対してだけの苦情ではなく、私たちの人間性まであれこれ言われた時が一番つらくきつかったです。 私たちの業務は、もっと責任をもって進めていくべきだったと思います。
11018	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の記録があるが、国民年金との重複があるために、名寄せの対象とならず、記録正常で郵送回答している方がおられる。	国民年金との重複があっても、名寄せの案内を送る。	当初は、基礎年金番号に手番が統合されたいない問題と認識していたが、国民年金では台帳からの入力ミス、厚生年金では事業所の虚偽の報告など、さまざまなことがあることがわかった。	全国的に手続きを統一し、しっかり研修をして正しい処理をでき業務にすること。
11019	地方庁	社会保険事務所長	特になし	・システムの改修 ハード、ソフト共にお客様や職員の要求に応じられる処理能力がない。 市町村が利用している戸籍用のフォントが必要。 ・記録の整備 個人差のある記録調査照会のレベルを平準化するにはデータベース化が必要。 ・優先順位 現状では受付け順が公平ということであるが、高齢者優先で作業できるようコンセンサスを得るため政策的な広報が必要。 ・学校教育 広報が必要。	制度的には法令の不備も多く、通達行政で保険者の判断(玉虫色の条文)が多かったように感じる。 記録問題は届出主義で設計された制度的な部分や創設時からの経緯等もあり、あまり問題意識がなく、最終的には年金裁定時に整備するという状況はやむをえないと思っていた。 旧台帳・マイクロフィルム等の電子化されない記録が大量に存在するということは記録問題が表面化するまで知らされていなかった。	・来訪者等の理解が得られるよう丁寧に分かりやすく説明するよう心がけている。 ・性善説で設計された制度 ・ヒューマンエラーのチェック機能不十分 ・3号は厚生年金加入と誤解している方も多く、一人一つの番号と思っていない等、制度の広報周知不足。
11020	地方庁	その他(社会保険事務所)			報道されるようになってから初めて分かりました。	ねんきん特別便等実施する前に事前に地方の意見も集約していただきたい。 ねんきん特別便等の照会票管理方法(管理簿)など統一すべきである。 管理方法がばらばらで進捗などの報告が求められてもすぐに対応できない。 ねんきん特別便で名寄せ記録は別人である確認をした後に、別な確認票が また届いてそのたびに問い合わせを受け、2度手間、3度手間であった。 かなり無駄な時間を費やしたと思う。それがなければ照会された記録の調査に 時間をかけられたと思う。 記録の調査もきちんとできているのでしょうか。 調査した結果記録はありませんと回答した後、新たな名寄せ作業で実はご本人の記録と思われるのがでてきましたなんてことが起こりそうと思う。 旧台帳もすべてオープンにしてから調査すべきなのではなかったのではないでしょうか。
11021	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	わかりません	任期職員のため勤務年数が浅いので在職前に報道などで知りました	任期職員として採用していただいてから職員の方々についていけるよう努力することに精一杯で考える余裕がなかったので今後の自分の中の課題として考えたいと思います
11022	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	全てを解明するにはまだまだ時間が必要。 救済法のような特別措置が必要なのかもしれない。	他人の記録が誤って統合されているケースは、このように問題になる前にもいくつか見受けられた。 手番が複数ある人が存在し、基礎年金番号に統合されずにいる人が多いのは、制度上、仕方がないと思っていた。	ご本人の職歴を丁寧に聞き出すことに努めた。 システム上の問題も大きいと思うが、年金請求の際に職歴確認が十分でない ことが多かったのではないかと思う。
11023	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	一件一件対応するしかない。	報道がされてから。	期間調査を所を上げて取り組んだ。 問題になる以前より少しずつでも記録整備をするべきだった。
11024	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		入庁2年後の平成16年～17年くらいにかけて、厚生年金に係る加入期間調査の業務を担当し、記録管理の脆弱さを目の当たりにし、漠然とではあるが「何とかしなければいけない」との認識は持っていたが、問題の全体像を一地方職員として掴める状況ではなかった。また、組織としても動けるような雰囲気でもなかった。	当然、一職員として目の前にある調査業務には責任を持って取り組んだが、それ以上の大きな枠組みでの取り組みは行えなかった。もちろん、上司や同僚との議論、働きかけといった個人レベルでの行動はとっていたが、組織としての意識は残念ながら低いものであった。年金問題は個々の職員の業務に対する低い意識、そして個々の積み重ねである組織としての問題意識が欠如していたことに起因すると思う。
11025	地方庁	その他(社会保険事務所)	理解している人ならば判っている事ですが、国民年金第3号被保険者について、パートタイマーなどの収入がオーバーした場合や離婚した場合、本来自分自身で1号被保険者の手続きをしなければいけないが、その事実を隠して(または知らずに)そのまま第3号被保険者になり続けているケースが見受けられ、現在の勤奨状ではカバーできない部分となってしまっている。 まじめに保険料を払っている人に対して、不平等感があり、全体の保険料収入減や、本人の年金受給権をなくしてしまう事につながる恐れがあるので、何かしらの対策を講じる必要があると考えます。	区市町村からの情報提供や、住基ネットとの連動、納税者番号制の導入とそれとの連動などが考えられます。 あとは、消極的な考えでは現行の3号の届出を改め、1号加入手続きをしなくても良いように、死亡など以外にも3号の喪失届を認めるようにしてしまう、という方法もあります。	いつ頃かははっきり覚えていません。 しかし、基礎年金番号導入以前に、厚生年金の資格取得を担当していた時、会社も本人も番号がわからない、といわれた際に、将来複数持っている事が不明な場合はその記録はどうなるのだろうか、と危惧した覚えはあります。	番号を複数持っていることが、電話照会などでわかった場合は、年金受給時などを待たずに、統合するよう昔から勧めていました。 年金制度によって番号が別々だった点も原因の一端だと思いますが、本人への確認を徹底していなかった会社側にも原因があると考えます。 また、入社の際などに名前や年齢を偽っていた為に同一人物と考えられないような事も多々あったようなので、そのような記録を生み出した被保険者の自業自得とも思えます。 また、広報が徹底されてなかったのも一因だと思います。
11026	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	現在社会保険に採用されて6年目ですが、これまでの配属先が現存者ばかりを扱う係だったため、このたびの記録問題が起こって初めて記録問題の存在を知ることとなりました。 年金制度の何十年という長い歴史の中で、度重なる法律・制度改正があり、年金が果たす役割や国民の捉え方などその時々で変わってきており、記録問題は複合的な要因が重なって起きたのだと認識しています。	窓口や電話等で年金受給者の方々と接する中で、年金受給者のほとんどが年金収入に頼って生活している現状や年金が高齢者に与える影響の大きさを痛感しており、それまで以上に窓口や電話対応の際は親切・丁寧に相談者の方々の要望に応えられるよう対応してきました。また、記録問題が起こった時期は年金給付課に配属されており、大阪は地域性もあるのか記録問題が起こる前から再裁定の件数が全国でも特に多かったと聞いたため、年金の裁定請求の際は必ず氏名検索や記録確認を入念に行い記録問題発生以後に裁定された受給者の再裁定の件数の減少に努めました。 年金記録問題の反省点のうち社会保険側の要因としては当時の記録管理が、手管理だったことや機械化の際にアルバイトのオペレーターなどを雇って紙台帳をコンピューターに入力させていたことへのチェック機能が働いていなかったことだと思います。 また、事業主側も従業員に対する様々な通知義務があるにもかかわらず、行っていなかったり今ほど年金に重きを置いていなかったことなどもあり、行政側の適正な届出の指導が不十分だったこともあると思います。 相談に来る方々もよく言われることですが、今ほど年金が世間一般的にクローズアップされていなかったため、関心が低かったことも要因のひとつで、今でさえ複雑な年金制度をある程度理解している被保険者、受給者の方々はそう多くないと思うため、行政側からの制度周知はこれからもさらに必要になってくると思います。
11027	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	平成18年度末ごろ。	ねんきん特別便や定期便にて、年金記録を送付することで、被保険者自身が自分の記録を確認できたのはいいと思います。しかし、ふだん記録画面を見慣れている職員と違って被保険者の方々は、ねんきん特別便や定期便が見にくかったように思います。被保険者により自身の年金記録を周知するとともに、わかりやすい資料を送付していくべきだと考えます。
11028	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に知られていないことは、わかりません。		社会保険から個人に対して、「基礎年金番号に、基礎年金番号制度前の番号を登録する」という個人宛の周知は、基礎年金番号通知書に同封した際と照会票を送付する一定の年齢の人だけということで、あとは本人の申し出と年金請求の際だけだということだったのでそれでは皆、年金請求の1回だけのときにしかわからずその時判明しなければそれはそのままになってしまうのかという疑問を覚えました。これは、平成13年10月頃だったと思います。	業務センターから送付するものである為、どうにもできないと思い込んでしまいました。「もっと周知をしなければ」と声を大にするべきであったと思います。自分にできる限りのことをやろうという考えをもっともたなければいけなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11029	地方庁	その他(社会保険事務所)			・記録問題については、平成21年2月の入社後に業務に携わってから、より詳しく知るようになった。 ・当問題が、すべて社会保険庁の怠慢が原因であるような報道がなされていることに、憤りを感じる。 ・とはいえ、自身も入社するまではそのようなイメージを抱いていた。 また、自分には関係のない他人事だと思っていた。	・反省点は紙台帳から、データベースに移行する際の正確さが欠いたことだ。 フリガナの読み方、入力ミスや、漢字間違え、得喪日の不一致など。 その時点で間違えるから、後に探し出すことが困難になり宙に浮くことになった件数は多いと思う。 ・真摯にかつ毅然とした応対を心がけている。
11030	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	いたずらに期限を設け、単なる残数を減らすというのではなく、じっくり腰をすえて「記録の確認」を行うべきである。 そして、先ずは「カセット」を開いて、記録を確認できる状況にするのが、先決だと思う。 デコ入れすれば、すぐに実現可能なことなのに、。。 現場の残数もぐっと減るのに。。。 不思議です。 単純な順序立てをすることすら、庁は権限がないのでしょうか。 政府の方針に従うのが中央官僚の苦しい立場なのでしょうが、 悲しいです。 未統合記録の解消という事業の大前提を考えれば、「フォローアップ照会」など、要領を変更させてまで「接触不可」にさせたものを、今度は市町村に協力して要請して来いという。 場当たり的な方策が現場を混乱に導いている。	19年6月の5000万件という数字が踊りだすまで、全くのレアケースを思っていた。 私自身、事務所にて年金の裁定請求審査事務をしていたが、請求時の記録確認は氏名検索も読み方を何通りにも変えて、必死に検索をしていたためという自負があった。 しかしながら、今回、局で役職上「漢字・カナ」の1975万件や払出簿の調査リストを取りまとめをしたが、業務センターのデータ管理は、やはり「杜撰」であったといえる。	今回、局で役職上「漢字・カナ」の1975万件や払出簿の調査リストを取りまとめをしたが、業務センターのデータ管理は、やはり「杜撰」であったといえる。 そもそも、現場である事務所は正しく報告をしているにも拘わらず、「業務センター」にての転記ミスや、ましてや、「生年月日の丸め込み」がされていたなど想像すらしていなかった。 しかしながら、そのことも庁の指示があったからこそだと推定している。 個人の処理ミスは、コンプライアンス等で防げると思うが、不正事故というものは、組織のトップの意向が必ず介在している。 だとしたならば、なぜ、また同様に結果や処理を急ぐあまりに、無理やりに要領まで変えてまで、「未処理件数」を減らせとの「圧力」にまけてしまうのか。 庁のトップは今一度、自らが招いた問題として反省し、事業の本質に目を向けるべきである。 現場の反省点とすれば、最終的な記録の統合は年金請求時にきちんと行えばいいという姿勢があったとは思う。
11031	地方庁	その他(社会保険事務所)		地元の職員を活用し記録の掘り起こしを地道に行う	年金記録は社会保険行政の根幹であり、それが揺らぐというのは存在意義がなくなるくらいの大問題であると認識します。記録管理が財産であったはずなのに、きちんと守れなかったことや、市町村の統台帳等を破棄したりしたことが悔やまれる。	早急に記録を整理することは、現在進行形で不当に低い金額や不支給になっている人がいることを考えれば当然であると思いますが、一方で慢味な統合などが発生しないように慎重に進めることが必要であると考えます。 記録の掘り起しには臨時的に人を増員して対応するだけでなく、古い記録でも対応できる職員やOBなどをもっと活用すべきと考えます。
11032	地方庁	社会保険事務所課長級以上		専門に執り行う人員の確保	国民へ制度への不信感を与え、運営自体に支障をきたす。 記録問題として取り上げられた時	記録問題に関する業務には積極的に参画し、信頼を取り戻すための接客を行った。 厚生年金適用においては、事業所からの届出により年金番号を払い出しを行っているが、住民基本台帳と必ずしも一致しておらず、現在でも高年齢者でも新規番号を払いだしていることもあり、複数の番号を払い出さないようにしないといけない。
11033	地方庁	その他(社会保険事務所)	私の体験では、[redacted]年金相談室に来所されたお客様で、その方のお住まいの最寄[redacted]事務所では厚生年金期間が5年ほどしかないため脱退手当金貰えないと回答を受けたお客様の記録を、戸籍謄本等を改めてお調べしたら、離婚された夫との婚姻期間でカラ期間とあわせて25年以上を満たすことができ年金の給付に至ることができたと言う事例がありました。それと、他の都道府県から裁定請求書が送走されてきた際に、旧姓からなど記録の確認漏れがたくさんありました。改めて電話にてお客様に確認したところ、窓口ではその件は一切聞かれなかったと仰られてました。東京都内の事務所からの回送分よりも、関東隣接県からの回送分に確認漏れが多く見受けられました。	特別便の対応の中で思ったことは、持ち主までは特定できる場合はあるが、それが本人の利益(年金の給付)に繋がらないケースが多々ある。私からみたら受給者本人の給付に繋がることが本当の年金問題が解決するものでは無いかと思いますが、持ち主を見つけてようやく解決なんて考えが甘いと思います。	5000万件の年金記録の問題を知って思い出したのは、相談室にいたときに来られたお客様で、10件以上も厚生年金番号があることが判明したとき、一つ一つ窓口でお客様から聞き取りながら、記録を拾い出していった経験があります。年金の問題は、昭和30～40年代に機械化がされてなかったときに、本人が新しい勤務先の事業所に申し出なくて新番をそのたびに払い出していったケースも考えられるし、必ずしも5000万件もの宙に浮いたものが発見されたのはすべて社会保険庁のせいだとは、一概には言い切れないと思います。 その一方で、年金の裁定請求手続きの際に、(6)の問いで述べさせていただいた通り、受付審査の時点で確認を怠るなど、社会保険事務所でのチェックの不十分でこのような事態に陥ったことは反省しなければならないことであります。	(8)に重複する部分がありますが、窓口にて、あるいは特別便の電話対応にて、お客様の昔の古い記憶を掘り起こしやすくなるよう、聞き取りを行うよう努めました。窓口電話で年金の記録を確認する際に、多少時間かけてでも、お客様の記憶を蘇らせ、1つでも記録の持ち主を判明出来るよう、一層の努力が必要かと感じました。
11034	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	可能な限りご本人の申出に基づいて調べる、また名簿との突合をして確認していくしかないと思います。	年金記録問題をどこまでを指すかで、存在を知っていたかどうか、時期含めて変わりますが、厚生年金加入記録の未判明記録の探しきれていない部分があるのは、期間調査の業務を行っていたときに感じていました。	反省点は、現在の年金記録の管理方法(特に厚生年金)が、 1、住所登録を要していなかったために本人特定を加入者本人の記憶に頼らざるを得なくなっていること。 2、オンライン切替時の処理のずさんさ。特に、判別できない記録をその時点で確認せず不十分な記録のまま登録していること。 3、記録確認を「最終的に年金請求時に確認できればよい」という考え方のもとあらかじめ記録整備しなかったこと。 4、年金相談対応者への、その当時における年金加入記録の管理の実態を教えていなかったこと。調査方法等の習熟度によって、かなりバラツキがあったように感じます。 などがあると思います。当然、昔から現在のような検索システムが確立されていれば、未判明記録はだいぶ減っていると思われますが。
11035	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知らない	わからない	名前や生年月日・特現が入っていない厚年記録や、オンラインにすら移行されていない年金記録が何万件もあるということは、本庁の職員しか知らず、一切、現場の職員にはこれまで知らされていなかった。それまでは当然、オンライン記録が正しい記録と認識していた。	(8)のような経過があるにもかかわらず、現場に現実に実行不可能な業務を通知一本でおろしてきている現状。しっかり対応できる体制つくりと実行可能なのか、考えてから対策を立てるべきでは。 何も知らない政治家に振り回されすぎている。
11036	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金制度の一元化、記録管理のシステム化が必要と考えます。	年金記録問題として意識しはじめたのは、基礎年金番号制の導入時。統合するにあたり、氏名(ふりがな)や生年月日の相違がかなり多く、統合できない記録も結構多かった。しかし、ここまで問題として大きくなることは予想しなかった。 今回の年金記録問題は、年金記録の台帳への記載や管理方法等に大きな問題があったと思う。きちんとシステム化されていれば、ここまで大きくなることはなかったのではないか。また、年金制度の複雑化もこの問題の一因ではないでしょうか。	付番されている以上、誰かの記録であることに違いないわけで、時間がかかっても記録の待ち主を特定させるよう努めました。 職員の記録を管理しているという意識が欠如していたのかもしれません。
11037	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	年金特別便や定期便をしっかりやり遂げることだと思います。	3年くらい役前に知りました。 戦争中の古い記録やいろんなケースの記録が大量にあるので、国としてしっかり対応すべきだとおもいました。	いろんなケースの記録が大量にあるので、組織的に計画的に対応しなければ いけないと思いました。 もっと早期に業務の仕方を変えていればちがっていたかもしれません。
11038	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	できるだけ多くの人材を振り向けて、一斉に作業を行う	平成18年頃、期間調査の担当していたとき、過去記録の管理の杜撰さについて疑問に感じておりました。	その当時は、自分にできる範囲内で過去の記録を調べるしかなかったので、周りの人にも相談しながら調査はしていました。過去記録についてはもっと厳重に、慎重に管理していくべきであったと思います。
11039	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません		当時、年金請求で、手帳番号を統合していましたが、行政からお客様に、事業所名などをお伝えすることができず、疑問に思っていました。	お客様の立場に立って対応した。 問題点はお客様からのアクションを待っていたところ。
11040	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11041	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金・記録業務に精通した人材確保 カセット(旧台帳)記録すべての画面照写	組織全体の問題と認識しております。 記録問題については、基礎年金番号導入時の手番登録の処理(返信はがきでの中央処理)を、完全におこなっていれば、少なくとも5000万件にはなっていなかったはずです。年金受給時に統合するので今しなくても(平成9年)よい といった考えが、組織全体にあったように思います。	社会保険事務所の窓口最前線で対応にあたりました。 ながきに渡る複雑な制度と、度重なる法改正、記録システムの不完全、業務取扱(マニュアル)の統一性のなさ等が招いた問題だとおもいます。 過去の年金請求時(昭和60年頃)において、現在のような名寄せシステムの構築がなされていなかったため、ある程度の疑義複情報、本人の申出による職歴審査しかできなかった。生まれてからの職歴を全て洩れのないように、請求書 に書いてくださいと、窓口では説明しておりました。どんなアルバイト程度の職歴でも調べますからと、対応しておりました。しかし、請求者自身の年金加入に対しての認識も薄かったことは事実ですし、窓口職員、また組織全体が、記録をもらして年金を決定してはいけないという気持ちに欠けていたと思います。 少なくとも、私のまわりでは職歴は細かいところまで聞き取るという対応がなされてきたと思って
11042	地方庁	その他(社会保険事務所)	誤って他人の年金記録が反映されてしまっていること	本人に具体的にどこどこに勤めたこと無いか聞くと、中には不誠実な人もおり、このような事象に陥るため、今の過渡期を越えてからは、具体的な事業所名称等で確認をしないようすべきと考えています。	本人の年金記録が意図的に削除または、欠損されていることが本当の問題と認識しています。ただ、統合できていない年金手番は本人と窓口との問題ではありますが、減らす必要はあると認識しています。	お客様の意見に誠実に応対しました。特別便等また2万件の訪問調査を行いいろいろ応対しました。
11043	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題につきましては、法令順守のもと、スキルを持った人員をどれだけ投入できるかということに尽きると思います。 また、一人一人の職員が、年金記録問題解決に向けて真摯に取り組むことが重要とも考えます。	昨年の2月から、任期付任用職員として採用されましたので、既に年金記録問題の対応の最中でした。	一件、一件を法令順守に基づいて、確実な記録確認、統合を心掛けました。 しかし、当初は事業所等の確認にあたり、ご本人からの申し出という形であったため、ご本人の記憶に頼らざるを得ない状況でしたので、難しい面もありました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11044	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	事務所段階では、十分な内容確認できない年金記録データが存在しています。(特に昭和10年代後半～昭和20年代)上記の年代分の記録の持ち主を探しだす事が重要であると考えます。	TV・新聞報道により、事の深刻さを痛感しました。自分自身では十分な対応を図ってきたと思っていますが、記録もれ等の問題がこれだけ多く出されている以上、組織の問題として捉え、全ての職員が全力で対応していかなければならないと認識しています。	年金記録問題となる前から、本人と思われる記録については窓口・電話対応を図ってきました。更に、業務支援として年金相談・ねんきん特別便対応・資格照会業務を行っています。また、現在徴収課在籍でありますが、全ての面での対応が求められる中で、職員一人ひとりのスキルアップに向けて、年金制度についての勉強会を2回開催してきました。 現時点の反省点は、申告・申請がされれば十分な対応が図れるが、そうでなければ対応した職員の裁量によって判断される。よって、本来受給できたはずの年金がもらえない状況となり、問題化していると考えます。
11045	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ねんきん特別便の未回答者に再度提出のお願いをする。	昭和61年4月に基礎年金制度が導入された際厚生年金保険と国民年金の重複者が多く見受けられた。この時点で将来的に問題になるではないか思いました。	特に対応できませんでした。基礎年金番号ができた際他年金番号について本人照会を複数回していれば少しは解消できたと思います。
11046	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者本人による氏名や生年月日を偽った申告等による年金記録の存在は、あまり知られていないのではないかと思います。	偽った年金記録が本人のものであることの確定は、過去の記録になるほど難しいと思いますが、本人の話の信憑性をどこまで確認できるか、文面のみでのやり取りではなく、1対1に近い対話が必要となってくると思います。できうる限り話を聞くこと、が時間はかかりますが、一番確実な方法だと考えます。	未統合の記録が存在することに関しては、採用当時の平成12年から知っていましたが、年金を受給する際に統合される記録だと思っていたため、あれだけ多くの統合されていない番号が存在していたことに驚きを感じました。また、報酬月額の相違や賞与記録の漏れなどの問題も判明し、現場の職員のほか被保険者本人、事業所、その他様々な方の協力なしでは解決しないとても大きな問題だと思いました。	審顕の審査時においては、新規による基礎年金番号の払い出しをしないよう電話や文面にて精査するよう心がけました。 また、特別便等の対応がスタートした際は、本人からなるべく細かい情報を聞き出し、本人が納得できる回答をお届けできるようにしました。 年金を受給する年齢になるまで自分自身の年金記録に関心のない人が多かったことが今回の問題の根底にあるのではないかと思います。 たとえば、学校の授業に年金の仕組みについて取り入れるなど、年金の仕組みがもっと身近に感じられるような工夫が必要であると思います。
11047	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない	解決には国民の皆さんに協力が不可欠ですが、時間がかかる問題でもあります。社会保険庁や国が国民に向けて制度の生い立ちや成り立ち改正等について情報を発信し、誤った認識を取り除いていただくことが必要と思います。その上で、計画的に問題を解消していくことが大事だと思います。 特別便のように短期間に集中的に実施すると現場では対処できず国民の不信を増長することになります。また、事務処理の誤りも発生する確率が高くなります。とにかく急がば回れのごとく、しっかりとした計画のもとに丁寧な国民への説明をし協力を仰ぎ、場合によっては政治的な判断	新聞等で報道されるまでわからなかった。	年金番号に対し、加入者、事業所、社会保険事務所、市町村それぞれが、番号管理の大事さの不徹底が原因であり、制度設計した厚生省を含めて各人が反省すべきことと思います。
11048	地方庁	その他(社会保険事務所)	申し訳ございませんが、存じません。	(6)について、ございません。	[redacted] 「年金記録業務の適正執行に関する要約」 今般の年金記録問題については、社会保険庁における業務管理やシステムの運営についての長い年月にわたる問題点と、プロセスにより生じたものであり、…一、…二、…三、…平成19年10月31日厚生労働大臣例添要一 という文書が、壁に張り出してあるのを拝読して認識しました。	(8)の問題に携わったのは、[redacted]、謝金職員として勤務のとき、届書コード080検索において、地道な記録統合に結びつく可能性を探す作業をいたしました。 平成21年度の現時点では、記録調査ではなく徴収課に在籍しております。 反省点としては、長年、裁定請求のときに確認すればよいという考えで過ごしてきたことです。 「ねんきん特別便」を実施の平成20年に社会保険事務所に勤務をはじめたので、これまでのことを踏まえて勤務をスタートできた職員であると思っております。 昨今の国会中継においては、棚橋議員が、長妻大臣に質問をしている内容を注意深く拝見しております。
11049	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	無し。	最初に年金記録問題が報道された時点では、基礎年金番号導入時の未統合記録のことと思っておりました。そのときには今後受給の際に統合すれば良いと考えていました。社会保険庁より新しい対応、マスコミから報道があるたびに問題として認識するようになったように記憶しています。逆にWMに登録されていない記録があることと知り、職員まで騙していたのかと憤慨したことを覚えています。	過去の記録であるとはいえ、組織の人間である以上解明は我々の責任であること、社会保険庁より記録解明に向けた対策が出されるたびに真摯に向き合い懇切丁寧な相談対応、及び現場でできる限りの対応をとろうと考えていました。 未統合記録については過去のコンピュータの無い時代のものでコンピュータ化の際もっと早く対処していればと思っているところで、全体には問題として発覚した際は隠さず速やかに対処していかなければいけないと思っているところです。
11050	地方庁	社会保険事務所課長級以上	そのような特殊な問題は存じません。		平成3年頃、厚生年金の期間照会業務を担当した際に、年金記録の不備があることを知りました。 ご照会いただき、調査する中で記録は整備されていきましたので、よくないことではありますが、今ほど重要には感じられませんでした。年金請求までに整備されれば大丈夫という気持ちがあったのかもしれません。	担当していた際にできることは、精一杯したつもりです。 照会いただいたことには、誠実に取り組み、調査・究明していきました。 しかしながら、地方庁の職員としては、できることに限界があったのではないでしょうか。照会いただけていない方、職歴を失念されている方等は、アクションを起こすことがなく、問題が埋没されたままになってしまいました。 世間一般的にも、今ほど年金が重要視されておらず、あまりにも未成熟であったと思います。 もっと早く、住所を収録していたら？、もっと早くオンライン化されていたら？、 新年金番号払出にもっと慎重であったら？等々反省することは多いです。 コンプライアンスの意識も未熟でした。 今不安に思うことは、年金制度に対する一貫性が貫けているかといううことです。 世論に押され、何でも容認する傾向があり、適正な制度運営ができているとは思えないのです。 つぎはぎだらけの改革は、将来もっと困難な年金問題に発生しないでしょうか？もっと毅然とした姿勢が必要だと考えます。
11051	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	古い年金記録については、本人が手帳を紛失したり、職歴を憶えていなかったりした場合に、調査の手立てがなく、実際に加入していた記録でも、受給に反映していない場合があることは、職場に入った頃から認識していました。 また、勤務していた事業所が社会保険加入していなかった場合もあり、本人申し立てが、必ずしも年金につながるものでない事が多いのも確かです。 そのため、未請求の年金記録が多く存在しているとしても、本人の記録であるという確認ができない以上、やむをえないものという認識でいました。	そもそも、発足時には手帳紛失や、自分(または家族)の職歴がわからなくなる場合があるという事を想定していなかったと思われます。 また、別人記録での受給を防止するために、疑わしい記録が見つかったとしても、本人記録と特定できない場合は、重複取消は行わないことで永年業務を行ったため、未請求の記録が膨大になったものと思います。 現在は、機械化により特定ができないものというのは、あまり無いとおもわれますが、紙台帳時代のものは、こつこつ人の手でとにかく探して、解決していくしかないと思います。
11052	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン導入後に採用されており、旧台帳の問題など、私自身初めて知ったことで、すでに公表されているような内容以外に、知っていることはありません。	まずは、旧台帳のオンラインに未収録記録を、大至急収録する必要があると思います。社会保険庁に収録を依頼しても、かなりの時間がかかり本人に回答できないものもかなりあると思われるため。	はじめは、一人で複数の年金番号を所有していて、未統合になっている記録が多数あることが、今回の問題と認識していました。しかし、年金特別便を送付し、調査していく中で、名簿から正しく収録されていないのもや、旧台帳の記録問題について、知りました。	かなり古い時代からのものもあるが、できるかぎり正しく記録を早急に整備し、国民の皆様からの信頼回復に努める必要があると考えます。
11053	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	絶対的な人員不足だと思うので、マンパワーの確保。	公的年金制度の根幹を揺るがす問題。自分が当事者だとすれば、ぞっとする。 報道等により問題の存在を知る。	事務所で勤務していた際には、年金特別便対応する際に誠意をもって対応する。年金記録に不信感をもっているわけだから、窓口・電話においてとにかくまず話を聞く。どこに不信感があるかを理解し、丁寧な説明を心がけていた。
11054	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段、新しい問題は知りません。	通常業務との兼務ではこの問題解決に専念できない、また過去の経過など専門的な知識も必要となるため、各事務所に専門チームを設ける必要があると思う。なお迅速な対応をするためにもカセット開封されていない記録すべてのカセット開封が必要だと思います。	この問題が発生するまでは、統台帳とWM上の記録に氏名相違と生年月日の相違があることは認識していましたが、これほど実際の記録と相違があることは認識していませんでした。	記録の調査にあたり、氏名検索等でWM上、本人の記録が見つかった場合でも、なるべく統台帳、マイクロを確認し、取得年月日、喪失年月日等に誤りがないか確認するようにしました。なお今回の問題は、お客様から預かった年金記録を大事にする意識が全職員になかったことだとお
11055	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	日々、親切・丁寧で分かりやすい説明をもって、国民の信頼回復に努める。	年金権、年金額に影響を与える大変大きな問題であると認識。 テレビ等の報道により存在を認識。	相談時における氏名索引の徹底。 反省点としては、職歴の聞き取り及び氏名索引の不徹底が考えられる。
11056	地方庁	その他(社会保険事務所)	マスコミ等で報道される事実以外には、特にわからない。	やはり、一人ひとり誠実に努力して、対応していくほかにはないと思う。	平成9年の基礎年金番号導入時において、それまで個々に存在した、厚生年金の番号と、国民年金の番号が統一されることによって、年金の記録が把握しやすくなったと感じた。	紙台帳から機械への転換の困難さや、どんなに古い記録であっても、その重要性が再認識された。
11057	地方庁	社会保険事務所課長級以上		一人一人の対応を、丁寧にしていくことにつきます。 そのためには、窓口相談対応人員の充実と記録確認事務のスキルアップが必要であると考えます。	昭和61年に国民年金の業務に配属になった際、同一人が幾種類もの手帳番号を持っている事実を知りました。 その際には、守秘義務もあり簡単に本人確認ができず、年金受給年齢の際に最終確認できるものと教えられていました。 そして、本人の自己責任によるものが大半だと認識していました。	守秘義務のはき違いにより、知識の無い国民に適切な対応をおこなえておらず反省です。 丁寧な対応をこころがけています。
11058	地方庁	その他(社会保険事務局)		今まではほとんどが事務所に来所していただいて対応してきたが、これからは 各自宅を職員で回って1件づつ地道に解決していくしかないと思います。	住所や氏名などが入ってない年金記録を見たことがあり、通知などを送付できないため、いずれ本人が確認する時に問題がおこると思いました。 こういった記録があるのを知ったのは平成18年ぐらいです。	上司に確認しましたが、どうしようもないと言われたため、そのままにしていました。 手番の記録に名前がカナ入力しかできなかったことや、住所を入れる欄がなかったことが問題点としてあげられると思います。
11059	地方庁	その他(社会保険事務所)	1.転職するたびに新しい番号をとっていた。 2.氏名や生年月日をいつわって届出をしていた。 3.会社が試用期間や住み込みで働いていた期間、夜学に通っていた期間を加入させなかった 4.会社が退職日を喪失日として記入していた	特別便・定期便等に記入してもらい、早急に調査・解明することが重要と考える。 色々な事例について、テレビ・新聞等活用して広報活動を行う。	基礎年金番号導入時くらいから、もれがある等感じていた。	電話・窓口等今まで以上に親切丁寧な対応を心がけ、説明等詳しく行う。
11060	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	国(厚生労働省)の責任において、「国家プロジェクト」として多角的に取り組み、国民の年金制度への信頼回復のため、年金制度改正案を次期国会へ提出すべきであると思います。	基礎年金番号導入時においては、20歳の方が60歳時に年金請求するとして、年金記録がすべて一本化されるには40年かかると思っていました。 また、年金記録に不備があるのは、昭和55年に社会保険事務所の業務課に配属された当時、庶業務課から「宙数リスト」が送付されて来ることから知っていました。	お客様が60歳時に年金請求する際に、記録統合をするのだから、当時は、お客様に説明するのみでした。 当時は特に問題意識を感じていなかったことが反省点です。
11061	地方庁	その他(社会保険事務所)	原因はわかりませんが、多数の記録の統合ができたいなかったり、納付の記録がもれていたりしているかとおもいます。	事務処理の流れを統一し、ミスのないようにしていく。	在籍してからです。	電話対応、窓口対応で、丁寧に対応する

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11062	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳カセットが開いてないものがかなり数があり、宙にういたままの記録が残っていると思われる。	事務所では対応できません。	年金給付課に所属していた時、申請主義をとっていたことに問題がある。 基礎導入時、記録の整備が行われなかった。	
11063	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人材の育成	片付けなければならない仕事。 記録不備については資格照会の係へ異動してから知りました。(平成15年中)	平成15年のときに記録不備があり訂正の処理を上司に確認をとったが、本人からの依頼がないので処理はするなとの事だった。 誤りがある点は確認し、訂正を行い連絡すべきだと思う。
11064	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	時間かけて1件1件正確に解決していくしかないと思う	マスコミの報道等でわかりました。	とにかくひたすらやるしかないと思う
11065	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般で知られていること以外はありません。	旧台帳の画面をパソコン上で簡単に調べられるようにシステムを構築する。	重大な問題だと認識します。テレビ報道などで平成14年頃と思います。	これまでの職員の年金に関する情報管理の意識がおろそかだったことが反省点でと思います。
11066	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	年金制度の周知	世間が騒がれ出した時と同じ時期です	時間をかけ丁寧の調査する カセットの存在が問題
11067	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	今までと同様過去の記録について調査するとともに、これからの記録管理について、システムや職員の意識、被保険者の意識の向上につとめる。	手帳を提示された際に、基礎年金番号に統合されていない記号番号があればその都度統合手続きをするよう説明していたので、今回のことで大勢の方々に周知できたのではないかと思う。 台帳と払い出し簿、オンラインの記録に齟齬があるのは大変な問題だと思います。	できるだけ窓口に来られた方達のお話を詳しく聞き、記録を見つけ出して正しい記録に近づけるよう努力し、また、ご今の時点での資格の得喪についても慎重に対応した。反省点としては、年金記録問題が起こる前は、変な記録をみつけても、組織的に解決する場がなかったことがあると
11068	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	通常業務に加え、さらに記録問題に取り組む訳ですから、人員の確保が不可欠であると思います。 いま現存する資料と、資格記録を突き合わせる作業を着実に行い、被保険者からの申し立てに丁寧に調査し、結果を出していくしかないと思います。	統合もれの手帳番号が複数あるであろうことは、以前より認識していました。	期間照会をお勧めする、もしくは、年金裁定請求時に確認するはずだから大丈夫だという説明をしていました。 以前の裁定(加入記録の把握)の仕方を詳しくしりませんが、はたして、どのようにして管理していくつもりであったのか、疑問に思います。戦前よりはじまった制度であり、このように人の一生の記録を保管する仕事は他になく、比べることも難しいですが、やはり情報量の膨大さは予測できるものでなかったと思います。システムも確立されておらず、国も事業主も被保険者も、年金手帳番号を安易に払い出す等、正しい取り扱いを怠ったことが現在の問題につながったのだと思います。
11069	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特に知りません。	紙台帳の電子画像化による検索システムにより、確実に記録を探せることを国民に理解いただきながら、突合せを進めていく。	平成19年の春頃に5000万件の記録が基礎年金番号に結びつかないと聞いた時、その大半が年金受給前の被保険者と思っていた。年金請求時に大半が解決していると思っていた。又、基礎年金番号付番時に協力を得られなかった方と思っていた。	問題が非常に大きいと認識してからは、できる限り一人でも多く、記録を結びつけることを、最優先に考えて行動しました。 反省点は、記録管理に問題があるという認識が無く、仕事をしていたこと。当時は、仕事に追われて記録管理がどのように将来影響があるか考えていなかったと思う。健康保険の給付や報酬の正確な把握などを、優先していた気がする。
11070	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当りません。	現状の地道な記録整備以外に方法はないものと考えます。	制度構造上当然に発生してしかるべき事態であり、それを「問題」として認識せざるを得なくなったのはマスコミ報道等により「問題である」とされて後のことです。	これまでに継続的に行ってきたように地道に対応してきました。
11071	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題以降、記録補正に伴い要再裁定者リストの出力が増大しています。 しかし、その内容確認作業において、現在のオンラインシステムでは、記録訂正を行った経過(訂正処理日、変更全記録等)が確認できない場合が多く、再裁定が必要な場合、当該受給者に十分な説明ができないため、対応に苦点するケースがあります。 また、万一当該リストの配信取得処理ができなかった場合、要再裁定者リストの出力された記録自体も残らないため、再裁定が必要な対象者の正確な把握ができない状況となっています。	オンラインの改善について ・国年手番を統合した際、統合処理年月日を表示する。 ・厚生年金の被保険者記録を訂正した際、訂正履歴を表示する。 ・年金受給者に対し記録補正を行った際は、警告リストがインサーター から出力されるよう改善し、当該処理票の写し及び当該リストを再裁定担当課に回付できるようにする。	主に、基礎年金番号に統合されていない年金記録が約5000万件存在しているという問題と認識していました。この問題について認識したのは、平成18年に公表された頃だと思います。	年金制度は、制度発足時から現在までの被保険者記録や給付記録を管理しなければならず、その間幾多の制度改正を経た中で、現在でも不十分な管理システムにて運営されています。長い歴史の中でデータ管理の技術の発展に追いついていけなかったことは、それだけ年金が国民の関心が高い問題であるという認識がなかったからだと思います。
11072	地方庁	その他(社会保険事務所)	・不十分な記録調査のままに記録回答している問題 記録照会の処理件数の積み上げるスピードを重視するあまり、以前と異なり、記録照会(特別便含む)に対する回答業務を受け付けた事務所で行なっているが、調査にはそれぞれの府県独自の検索の仕方があることが多い。 よって、他府県へ照会すれば判明したものも、調査しきれずに見つからなかった旨の回答するケースが多数あると思われる。結局これは以前と同じように、「事務所に相談したがそのような記録はないと回答されて諦めていた」という方を改めて増やすだけであり問題ではないか。	拙速な回答はなるべく避けるために、やはり現状では所轄の社会保険事務所で調査すること。 回答までの時間短縮を図るのは、調査そのものにかかる時間の短縮ではなく、受付から調査・回答に至るまでの事務の流れで無駄を最大限カットする工夫では？	よくいわれる社会保険庁としての組織的なずさんな記録管理というもののもたしかに問題であるが、結局は要因の一部に過ぎないこと。保管する情報量が、あらゆる会社組織を含む過去の日本の組織として、いまだかつてないほどのボリュームであり誰もこれほどまでに大量な情報量と長い時間をかける事例を扱ったことがない。結局誰もいままでここまでの国家的規模でのデータ管理を技術的にも管理したことがなかったため、ノウハウをもっと意識的に開発していく必要があったのではないか。	記録調査と回答、さらに再裁定にいたるまでの時間がかかることをご理解いただくようご案内してきた。
11073	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題については、加入、納付したものが年金に反映されていないという非常に重大な問題であるという認識を持ち業務を行っております。 勤続年数も少ないため、この問題の存在について知ったのは平成19年以降であったと思います。	一人でも多くの人の年金記録、年金額が適正なものになるよう積極的に調査を行いました。 現時点でみた場合、ねんきん特別便開始後であれば、厚生年金記録調査において、事業所検索システム、被保険者名簿、払出簿の検索システム等が充実していれば、問題の解決は早められたと思う。 また、基礎年金番号制度導入時に、このように手番が宙に浮いてしまうことになることを想定し、今の年金とくべつ便のような形で被保険者へのお知らせを徹底し、少しずつでも問題に取り組ん
11074	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			5000万件もの未統合記録が存在することを2007年5月ごろ知った。	年金制度改正・記録管理方式の変更等の際に、年金記録の正確性を確保することの認識が不十分であり、関係する記録・資料を適切に管理していくという組織全体としての責任感が欠如していた。 本人が問い合わせてきた場合のみ、記録を調べて間違いが有れば修正すれば良いという裁定時主義で業務を行っていたこと。 1 組織自身の意識改革などによって事務処理の誤りを是正する仕組みを確立する。 2. 記録の解明のため被保険者、関係機関との協力を確保する仕組みを構築する。
11075	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	手作業ではなくシステム化を強化する	21年4月入社のため年金記録問題をマスコミ報道で知ってた上での入社です。	お客様が返信された書類がスムーズに流れていないと感じました。 年金記録回答票に旧姓欄があると便利と思います。
11076	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	被保険者の方に再度周知の文章等を送付、または職員による訪問を粘りづよく対応していかなければならないと考えます。	問題ごとにいろいろな状況は考えられますが、法令遵守が守られていなかったと反省しています。具体的内容は、報道で知らされるところもあります。	毎年の定期便に制度改正などを記載し制度の周知・徹底の強化をはかる。 現在相談窓口では、職歴確認の徹底をしています。記録の開き期間を質問する。
11077	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号を創設した当時に記録統合の必要性の説明および広報活動を積極的に行っていなかったことが原因だと思っています。 私が採用されたのが基礎年金番号導入の時期だったのですが、当時いろんな問題点がわかっていたにもかかわらず後回しにしていた記憶があります。	異なる制度の異なる記録をひとつにする作業が簡単ではなく国民全員に協力していただかないといけないことを基礎年金番号導入時にきちんと提示すべきだったと思います。 窓口や電話対応時にて合理的に納得していただけるような説明をきちんとすることを心がけています。
11078	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民の皆さんに、自身の年金加入期間などの問題に関心を持って頂き、過去の加入履歴の再確認を地道に行なうことが、現時点の方針と理解しています。	基礎年金番号導入に至るまでの、国民年金、厚生年金などの年金記録管理の問題と理解していたが、マスコミ等の一般報道により記録消失等を知りました。	現在の自身の立場からは、過去の出来事の真実を明らかにできないため、国民の皆様からご照会頂く記録について、現在残る年金記録の中から一心に捜索する事と捉えております。もちろん、本人のご記憶をあらゆる方向から検討し、考えられる可能性を探りながら対応していくことが、年金記録に携わっている者の役割と考えます。 反省点としては、情報管理体制が整ってきた時代から、画一的に現在思われているほどの管理体制が取れなかったことが、要因の一つとして挙げられると思います。
11079	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		平成19年頃、未統合の年金記録が多数あるという報道によって。	個人情報を被保険者まかせで受給の段階で確認作業を行うことにしていたことが現在の問題になっている。個人情報の管理をはじめから一元管理をおこなえばよかった。
11080	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	現在の仕組みを継続するなら、1人につき1番号とされている基礎年金番号を同一人に対し払い出されることがないようにすることが重要ですが、それには事業所、被保険者の協力が不可欠だと思います。	年金番号を1人の被保険者が複数持っていることは、年金制度ご と年金番号を取得する仕組みだったこと、基礎年金番号が導入されるまでは、氏名生年月日のみの登録だったことを考えるとやむ得ないことだと思っていました。届出をする事業所としても社員本人から年金番号の申出がなければ、年金番号を届け出ることができず、1人の被保険者が同制度の年金番号を取得する原因になっており、被保険者、事業所の協力が不可欠だと思っていました。年金番号を複数持っている被保険者がいるということは、入庁して業務をし始めて早い段階でしりました。	基礎年金番号導入後は、資格取得届の提出時に年金番号の特定をしたうえで処理をし、同一人に対し新たな番号(疑重複整理番号を含む)を極力払い出さないように対応するほか、年金手帳に基礎年金番号を以外の年金番号が表示されていた時は基礎年金番号に統合し、統合されていない年金番号を減らすように対応していました。
11081	地方庁	社会保険事務所課長級以上	記録統合することにより年金額が減額となるケースが広く知られていないのではないかと思われます。	例を出し、広報をすることが必要と思われます。	一般に年金の必要性が知られていない状況があり、就職するごとに新しい新規取得の届出にて新しい番号を払い出していたことではないかと思われます。	適用担当のときには、取得届受理の際に他に手帳をお持ちでないか聞き取りをしていました。
11082	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	年金定期便・年金請求等、被保険者からの申し出を生かした、今まで以上の細かな対応。	年金受給者にとって、年金は生活の基本となるもので、年金額を計算する上でも年金記録は大切なものですから、早い時期での解決が必要だと思います。新聞等の報道で知りました。	休日の年金特別便の対応。記録補正・確認のための他事務所応援を行いました。年金受給者は高齢の人が多いので、報道等でもありましたが、一部仮払いというのも、ひとつの案として有効ではないかと考えました。
11083	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	専門の担当課の設置および人員確保	[redacted]入社して何年もたってから未統合の記録があると聞いた記憶はあるが、存在することを知ったのは年金記録問題が発生してからです。	当時は裁定請求時に統合等をする流れだったと思います。基礎年金番号制度の導入時にもっと積極的に取り組むべきだったと思います。
11084	地方庁	社会保険事務所課長級以上			手番重複については採用当時から(S62年)。氏名が空白の手番等があると認識したのは適用担当を始めた平成7年頃だろうかと考えます。厚生年被保険者番号の払い出しの方法では、本人に確実に他に番号が在るかないかを詳細に調査する暇もなく払い出ししていくため、重複取消をすれどいつまでたっても一人一手番となりにくいと認識していました。	一人につき一手番という旨、相談対応したかたに周知してきました。事業所に対する指導の徹底不足等様々な要因があったかと思われますが、組織として改善策を早期に打ち出せなかったことが反省されます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11085	地方庁	その他(社会保険事務所)		直接、被保険者宅へ出向き、記録確認等	平成18年5月	個人の方ではどうしようもない大きな問題であることを認識しました。 市町村役場での国民年金被保険者名簿の廃棄について、当時の庁から出向していた局長に対し、何度も被保険者名簿を引き上げるべきと訴えたが、社会保険庁のシステムが間違っているはずがないとの回答でした。今、行っている記録確認作業のなかでは、とても必要な書類のひとつです。もう遅いですが、安易に廃棄してもいいという庁の考えにはいまだに納得がいきません。 今現在行っている旧台帳との突合せ作業等あまりにも不突合が多すぎ、ずさんな管理だったと思います。
11086	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	特別便に未回答の方に勧奨等を行い、みなさん自分の記録を確認したと言える状況が必要だと考えます。 残る記録は手掛かりも乏しく、調査は困難と考えます。	1人で複数の年金手帳記号番号を保有している状況下では記録が全て統合されていくても、年金裁定時に調査すれば問題ないと考えていました。 基礎年金番号導入後も加入者世代では、本人の申し出(回答)がない限り記録が1本になっていないだろうとは感じていませんでしたが、件数は予備的調査の状況が明らかになった19年2月の時点で認識しました。	・ねんきん定期便の導入により、加入者世代から記録を確認いただき、除々に記録を訂正していけばよいと考えていました。(1億人全員を一度に行うのは無理だと考えていました) ・受給者の方でも再裁定件数が相当数あったことから、裁定時の確認では不十分であったと改めて認識しました。 ・社会保険庁側の作業量だけを考えて積極的に取り組まなかったことは反省点です。
11087	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現場では、それぞれの事案にひとつひとつ対応していくしかないと考えます。	年金の受給権および受給額にかかわる問題だと考えました。年金記録を正しくすることによって、年金額が増額する方はいいのですが、年金額が減額する方や受給権そのものがなくなってしまう方が出てくるため、難しい問題であり、慎重な対応が迫られると思いました。 年金記録問題が存在することを知ったのは、報道によってなので、おそらく平成19年5月下旬ころだったと思います。	再度の間違いがないよう、慎重に対応しようとしました。 また、マスコミ等の批判に対して、対処療法的な対応をしたのでは無駄が出てきたり、対応が後手に回ったりするというのは反省点として挙げられると思います。例えば、年金記録問題の初期に、ねんきん安心ダイヤルを設置し、「被保険者記録照会回答票」を希望者に送付していました。その後「ねんきん特別便」を全加入者および全年金受給者に送付をするのであれば、「被保険者記録照会回答票」の送付にかけた人・時間・費用を「ねんきん特別便」にかけたほうがよかったと思います。また、年金記録の訂正が行われれば、年金の再裁定業務が急増することは事前に分かっていたにもかかわらず、業務センターの人員増強等の措置が遅くなったために、再裁定業務が大量に滞留し、結果的に受給者に迷惑をかけることになりました。
11088	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	手番者が多くいるとは、認識していた。	記録入力の誤りで完全チェックがされていなかった。
11089	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録に漏れがあり、それで受け取れるはずの年金が受け取れるのが遅れることが問題であるという認識をしておりました。知ったのは昨年の10月です。	その漏れに対して、詳しく事情を聞いて、見つかればその場で記録を統合し、見つからなかった場合は調査の提出を求めました。基礎年金が出来たときにすべての年金記録を統合した上で基礎年金番号を発行していれば、このような状態にはならなかったと思います。
11090	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまでの事案以外はわまりません。	国、地方の行政、また、民間の仕事を見てもほとんどが単年度事業であり、それに年度に決算(整理)されるが、年金制度は極めて長期のスパンになるので、定期便のように本人の記録をその年毎に確認してもらい、単年度ごとに清算していくことが必要と思われます。その結果、40数年の積み上げになれば問題等は自ずから出てこないと思われます。	取り扱い的には問題があると認識していても、事業成績や事業所、被保険者のことを考えるとやむをえないのかなという認識だったと思います。 時期については、本課(事務局)や総務関係の仕事が多かったこともあり、問題が起きて初めて知ったくらいです。 国民年金の不在扱いの問題は、昭和63年頃にはあったようようですが、ただ、この場合も翌年度初めには一般に戻していたと思います。	本人に直接不利益にはならないし、事業成績のことを考えればやむを得ないとおもっていた。また、担当者でもなかったので、改善等の対応はしなかった。 (反省点) ○老齢年金の受給者が発生しなかった頃は、受給は将来のことと安易な考えもあり、事務処理を行うにも真剣さ、正確さに厳しさがなかったのでないか。 ○年金は長期スパンになるので、単年度に整理しておくべき。市町村との台帳と突合せは実施したが、被保険者本人の確認はしてこなかった。本人は記録を確認する術がなかったことが問題を大きくしたと思われます。 現在、特殊台帳との突合せによる記録の補正を担当していますが、昔の事務処理の仕方にこのことが感じられます。
11091	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在、厚生年金の加入者にかかる算定基礎届が郵送形式になっており 実質、賃金台帳や出勤簿等の調査をおこなっていない。そのほかにも調査官 調査や新適調査もおこなわれていない。このことで今後何年か後に新しい年金問題に発展することもありうると危惧しております。	事業所に対して積極的な調査及び適用促進に人数を増やしマニュアル等も作成する。もっと事業所に対し社会保険の制度や手続きの方法を周知する場を増やすことも必要不可欠である。	社会保険(年金制度)が深く国民に周知されるいい機会だと思いました。 採用当所から年金の期間調査申出がおおくいつか問題になるのではと思っておりました。	可能性がゼロになるまで期間調査申出に真摯に取り組み。国民にも年金をもっと周知しいまだに疑重複調査などがあるがそういうことがおきないようひとりひとり基礎年金番号を大事にしてほしい。
11092	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道された件以外には知らない。		国民の生活に関わることはもとより、国の経済等諸活動の根幹を悩るがす問題だと考えている。また、借用の上に成り立ちうる制度であるにも関わらず、その土台を自ら失墜させてしまったことで、組織としての在り方に大きな欠陥があったことが明らかになったと思う。しかし、年金に関わる諸問題については、報道により明らかにされるまでは、個人的には認識していなかった。	お客様からの信頼回復がすべてであると認識し、誠意をもって応対することを心がけてきた。これまでは、組織として何より「数字」を優先してきたきらいがあり、「お客様」という意識や視点が欠けていたと思う。
11093	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。ほとんど知れ渡っていると思います。		標準報酬引き下げについては、実際に未払いであった役員が多かったと思います。定期便が発送されるようになり役員以外の方まで下がっていることをしりました。	税務署のように厳しくやるしかないでしょう。自分自身での対応はしていません。
11094	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	なしなし	なし	なし
11095	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません		宙に浮いた記録については、基礎年金番号導入前までは、個々の制度でそれぞれ記録管理をしていたこと、特にコンピューターで管理する以は、同制度内で手帳番号を一本で管理しきれなかった背景が、宙に浮く原因を招いたと思っている。さらには、氏名、生年月日を偽って加入していたようなケースもあり、これらは、コンピューター管理をしても、本人から事情を聞かない限り同一人物と判断することもできなかった。このように、制度や時代背景が招いたもののため、年金記録問題と取り上げられるまでは、仕方のないことと思っていた。本人が、制度に加入していたと申し出ても、調査をして判明しなかった場合は、会社が適用されていなかったか本人の記憶違いという諸先輩方からの教えもあり、その認識でいた。昭和50年代後半から 平成9年には、基礎年金番号に個々の番号を統合する処理も行ってきましたが(過去記録の整理)、その事業を行っても、全て統合できなかったのは、回答をいただけなかった方、または記憶がない方がいるのは仕方が無いという意識がありました。引き続き第二弾第三弾と宙に浮かないような意識で事業を重ねるべきだったのだと思っています。	直接記録を調査する部署にはいなかったが、年金を裁定する部署にいたときは、年金請求者が申し出た職歴が収録されていない場合は、管轄に調査依頼をしていた。その際、きちんと職歴を記載していないようなケースは、なるべくわかる範囲で多くの情報を照会したうえで調査依頼するようなことも行っていた。その結果、判明しない場合は、適用外だったか、記憶違いや情報不足と認識していた。そのため、年金請求者から記録が判明しなかった理由を問われても、管理している記録にない旨の説明をすれば、お上がそういうのならとあきらめていたケースがほとんどでした。記録問題として取り上げられるまでは、国民の皆様は、少なからず国の仕事に間違いは無いという意識でいたこともあり、これが問題と認識する感覚もなかったです。これまでは、長年の慣習で、こういうものだから仕方の無い事、一回はやったから、という感覚でいたことに反省しています。5000万件という誰のものかわからない状態で残っているものでも、元は1件1件、お一人お一人から保険料を徴収している大事な記録であることに間違いはないわけですから、せっかく過去記録の整理を行ったわけですから、引き続き統合に向けての努力を行うべきだったので
11096	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		もれている記録が存在していることを認識していた。 年金請求時に判明していると認識していました。 入庁して5―6年後	時効もあり支払えない記録だと認識していた。
11097	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知られていない事というよりは、世間一般に誤解されていること。 職歴=厚年記録であり記録が無いものはすべて社会保険職員が抹消若しくは横領したもの、としてマスコミ報道に洗脳されているため、年金制度信頼失墜の原因の一つとなっていること。勧違いされたまま第3者委員会に申し立て、容認4割に満たないため7割に引き上げるでは、選挙目的の子供手当てと変わらないのでは？ 再裁定の誤処理等により返納が生じているが、全ての方が返納に応じているとは思えませんが、事故発生後の処理顛末として実態は発表されないのでしょうか？	現行の年金制度である限りは、全て事業所の届出の正確性が被保険者記録の精度に直結するものであり、時効制度があるにもかかわらず第三者委員会への申し立てによる記録補正で救済するのには限度があるのではないでしょうか。 少なくとも、現行の状態を続けるのであれば、総合調査等の調査事跡を記録に残す仕組みが必要でしょう。また、適用促進通知にあるような届出時点での加入若しくは悪質な場合の2年遡及等行わず、事実確認できる範囲で年数に限度無く遡及届出を行わせること、適用促進時に限定されている職権での資格確認を強化する必要があるのではないでしょうか。	採用以降、厚年徴収又は適用関係の業務担当課が中心であったため、H10に国民年金担当課に配置されたときに、マイクロ記録からのオンライン記録の収録(古い年度記録では、単年度12か月が全て納付や免除期間で無い場合…例えば9月納付3月未納は、マイクロからどの月が納付又は未納であるか確認のうえオンライン記録を補正する必要があった)が頻繁であったため、予算をつけて完全収録すれば良いのに、効率の悪い業務だな程度の認識であったため、正直これほどの制度の低さとは思っても見なかった。 今思えば、全国からの業務提案の中に、紙台帳のオンライン収録を要望するものがあったのはこのことであったのかと思っています。 なお、この当時は基礎年金番号制度も始まったばかりで、当県の場合は(国民年金では市町村の協力を仰ぎながら)国年・厚年とも資格取得届に基礎年金番号のほか手帳番号の記載欄を設け広報・指導等を行っていたため、積極的に記録統合の事業を進めていたことを思い出します。 もう1点気になるのが、H7～9当時保険課管理係に配属されていた際、事務所の年金給付担当課長会議の議題で、業務センターからの指導により県別の再裁定件数の資料の提供を受け、原因究明と対策を話し合っていましたが(多くは、裁定後にJAや金融機関の担当者からの話を聞き、手帳番号調査を求められたことによる新たな記録判明であったため、再裁定時の相談対応の徹底が話し合われていた)、最近はこのような指導は既に無かったようですが、業務センターはなぜ何時からこの指導を行なわなくなってしまったのでしょうか。	上記のとおり、過去自分は大きな問題との認識は無く、その都度適切な業務を行っていたものと考えていました。 いずれも、役職の無い時代のことであり、組織のどこまでが把握していたものかは不明ですが、公的機関である限りやむを得ないものか、危機管理に予算を付けない(先行投資しない)、また全てマンパワー(コストのかからない…今後はサービス残業に頼れなくなりますが、こんなことで大丈夫でしょうか？)に頼る考えでは、いずれまた同様の問題は発生するものと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11098	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録管理の甘さと責任感の薄さの招いた問題。 基礎年金番号導入時より、一般の理解不足に危惧はあった。またこの頃より増えてきた、遡及処理には疑問をもっていた。	特に問題提起等は出来ずに分担された事務のみ遂行していた。 各県単位でバラバラに動いていた組織、庁も個別対応のため問題意識の共有がなされなかったことが、恐らく現場の誰もが感じていた問題をここまで大きくしたのではないか。
11099	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	さまざまな問題に対し、その原因と思われる時期に業務に携わっていた職員及び経験者(退職者)を中心に意見を聞きながら、現状のとおり職員全員で早期解決の意識を持ち、全力を挙げて取り組んでいく。	基礎年金番号制度ができるまでは、1人に対し制度ごとに番号が違ったり、同じ制度なのに複数の番号が存在しているのは、年金請求の際、すべて本人の記録として確認できるか少し疑問ではあったが、年金請求の際にきちんと整備できると思っていた。しかし氏名や生年月日が入っていない記録を発見したときに問題だと思った。	窓口での対応の際、年金手帳を持参のお客様や各種届けを提出に来所された事業所担当者に対して、番号が2つ以上確認できた場合は速やかな統合処理や指示を行うよう心がけた。 基礎年金制度が発足したときの周知が甘かったのか、国民の方にあまり重要なことと認識されていなかったように思う。
11100	地方庁	その他(社会保険事務局)		今後予定されている、名簿等とオンライン記録との突合を行う。 また、現在進んでいますが、カセット記録のオープンと旧台帳の記録をオンライ ンに。	年金記録の漏れなどはいままで年金請求の際に調べるということで、省や庁も 考えていたと思いますが、現場の事務所でもそういった考えが間違いないとして いたため、請求時調査でほぼ解決できるのではと考えていた。 私が採用されたころでも二重払い出しの番号や払い出しの不備分、特に戦前 があることは知っていたが、これほど大きくなるとは兵庫の労務士が国民年金 漏れをテレビで訴えたときです。	当初、国民年金は、市町村でのネコババが一杯で、厚生年金は少ない と考えていたが、現実としてこれだけ国民の皆さんが申し出ていること これらをふまえ現実をみつめ必死で解決へ少しでも、信頼されるよう 担当として努力はしてきたつもりです。 反省として年金請求時のみで安心しきっていたことに尽きる。
11101	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に有りません。	信頼を取り戻すべく一人一人の問題について真摯に取り組む。	新聞等の報道で知りました。 被保険者記録は、老齢厚生年金等の請求時に被保険者からの職歴の申し出による調査で判明すると考えていました。 厚生年金保険の標準報酬月額の遡及変更については、事業主から周知がなされているものと考えていました。 国民年金の消えた年金等の問題は、市町村等の保持する記録で判明すると考えていました。	不服申立時には、相手の訴えを国民の声として対応しました。 単に被保険者個人の管理問題とすることなく、個人記録の管理機関としての機能をもっと深く認識しておくべきであったと考えます。
11102	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	きめこまやかに一件ずつ対応するしかないと考えます。	一人の方が複数の手番を持っておられることがあることは承知していましたが、このような押し切られるような形には無いています。	これまで以上に正しい記録を収録する努力をします。
11103	本庁	その他(本庁)	特にありません。	大臣がおっしゃっているように「ひと・もの・カネ」、なかでも人は重点をおいて配置してほしい。最終的に判断を行うのは「ひと」だから。	年金制度への信頼がなくなっていく危機的な状況。 採用が平成14年ですが、窓口で未統合の記録が数多くあるのを感じていずれこのような問題になるかもと少し考えていた。	少なくとも窓口で未統合の記録がわかった場合には統合作業をできるだけ進めていくようにした。(無論本人確認をしたうえで) 遅くとも基礎年金番号導入時に加入記録をお客様に送付していれば、その時から現時点までの期間で、多数の方のご心配を取り除くことができていたと考える。
11104	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	各家庭訪問も視野に入れた、徹底した記録確認体制の確立。	過去から続く、社撰な記録管理問題。また、数字主義による弊害。 平成18年ごろ。	当初は、国民年金と厚生年金の番号払い出しが別々であったことによる問題だと思っていたため、年金請求時の記録確認を徹底すれば良いのではと思っていました。様々な事由が判明するにつれ、社会保険の組織的体質の問題などが見えてき、コンプライアンスを意識するようになました。 法令遵守の意識が低すぎたこと、国民の皆様の大事な記録を預かっているという意識がなかっ
11105	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	地道に記録統合	主として年金番号の重複払出によるもの	記録の確認と年金番号の統合 各種届出の記録を管理した結果が年金記録ですが、職員がパソコンなどで事務処理するようになったのは最近です。今でも一人一台にもなっていません。
11106	地方庁	その他(社会保険事務所)	1．一般的には記録追加に伴い年金額が増額しますが、逆に減額するケース(遺族年金・障害年金の短期裁定で標準報酬月額が下がる場合、厚生年金追加により国民年金還付となり結果国民年金が通算老齢年金に裁定替えとなる場合など)も多々あることについてはあまり世間一般には知られていないと思います。 2．再裁定の処理について、平均3ヶ月以上となっておりますが、単純なケースは1ヶ月程度、複雑なケースは1年以上かかっておりケースによってかかる時間が異なることについてはあまり世間一般に知られていないと思います。	1．年金の制度上、記録追加によって減額となるケースがあるということについて、理解が得られるよう広報する必要はあるのではないかと思います。 2．平均処理時間だけではなく、各ケースごとの所要時間を広報し、1年以上かかる方にも理解が得られるよう努める必要があるのではないかと思います。	記録問題以前については、請求者からの申出があって初めて記録を確認するという形であったため、本人確認ができないままの未統合記録がそのままになっていることが多くありました。 それが問題であるということを知ったのは記録問題が話題となった時期であり、話題として取り上げられてはじめてそれが問題であると認識しました。	記録問題以後については、特別便の送付などに伴い、相談時にこちらから積極的に未統合記録について本人確認を行うように努めました。 年金記録問題について最も反省すべき点は、やはり年金定期便のような加入記録のお知らせが無かったため、被保険者の方が自分の年金加入記録を知る機会を得られなかったことだと思います。今後年金定期便や、政府与党からは年金通帳という案も挙げられておりますが、自身で記録を確認できる機会を積極的に年金事務所が設けることが今後の記録問題の解決の手段となるのではないかと思います。
11107	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	単なる5000万件ありきな数量的な解決ではなく、本人・事業所等からの届出によって立っている制度的な問題、及び、慢性的に長時間の待ち時間が発生する窓口体制の問題として検証することも、将来へ向かって同様の問題を発生させないためには必要と考える。	社会保険の根幹にかかわる重大な問題と認識してはいるが、一方では起こるべくして起こった問題でもあるとも考える。	
11108	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		基礎年金番号導入のとき	窓口での対応の際には、本人と思われる記録の突合を入念におこないました。
11109	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		基礎年金番号制の導入以前は、特に厚生年金については重複払い出しが複数見られた。被保険者のほとんどは、国がおこなっている事業であるとの安心感からご自分自身での確認を行われるといったケースは少なかったように思われる。 実体験としては、平成4年に年金給付業務を担当した際に複数番号を持っておられることを知った。 また、社会保険事務所へ個人の方が来所されるのは、ご本人自身の年金請求の際であり記憶	氏名索引により別番号が見られた場合は、ヒントを与えるなどの対応を行ったが、記憶がないケースもあり統合できないケースもあった。 当時は、自己申告を行うのが大前提であったが、現在行っているような、定期的な記録を通知するといったことが重要であると思う。
11110	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録判明後、給付にまでにかかる期間がまったくわからない。厚生年金手番野中に別人記録が混ざっていた。	手番記録は統合前に、払い出しとマイクロで確認を行うようにしていますが、もう少し人手が必要だと思います。	とくべつ便から問題が存在することを知りましたが、年金問題は長年積み重ねてきただけに、簡単に解決できる問題ではないと思っています。	記録統合は慎重に、問い合わせ者の不信感のない回答を行っていきたいと思います。
11111	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	長期的な展望に立って、平常業務と同立させることが必要と考えます。	当然のことですが、早期に解決することが、重要と考えましたが、件数等が明らかとなって、長期的に解決せざるを得ない問題と考えるようになりました。 短期間で解決することは不可能と思いますし、誕生月毎に高齢者の方から記録をお知らせし、十分な相談体制を作ることが必要と思いました。	マイクロ台帳や市町村の被保険者名簿等のオンライン化を行ったうえで、対応することが、お客様への十分な応接につながるものと思います。
11112	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		早く解決すべき問題。2年前。	丁寧な説明。
11113	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	長期にわたる記録を管理していくにあたり、その管理方法が徹底されていないことによって、未統合の番号の存在や納付記録の相違が起きていると思われる。また、住所管理が徹底されていなかったことによって、大切なお知らせが届かず、必要な手続きが行われなかったことによって、解決をより困難な問題にしていると思われる。平成18年頃からテレビ報道等で記識した。	過去の誤りとせず、問題を真摯に受け止め、積極的にその解決に臨むことが、今後の社会保障としての年金制度への信頼を取り戻すことにつながると、常に考えお客様と接するように心がけている。 紙台帳からコンピュータでの管理へ移行時、および、基礎年金番号導入時など、管理方法を移行していく中で、移行作業をおろそかにしないことが重要であると思われる。現在の記録の確認作業においては、早急な解決が望ましいところであるが、誤りの無い確実な作業をしていかなけ
11114	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	ひとつひとつ丁寧に対応していく	厚生年金は申請主義であり事業所ごと管理であることが法律で規定されていたため、未請求の記録があるだろうことは推測できましたが、総件数については公表されて初めて知りました。 コンピュータの性能が現在のレベルに達してやっと解決できる環境になったと思います。	そのときどきのコンピュータの性能に応じて擬重複調査を定期的にすべきだったのではと思います。特に基礎年金番号導入後にもう少し丁寧にできたのではと思われます。
11115	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間的にはどうかはよく心得ておりませんが、出来るだけ社会保険の問題に関する報道には目を配るようにしておりました。が、今まで報道されてるところを見聞きしたことのない事象がありますので。(ただ、年金給付担当職員ならば誰でも知っていると思います) ・年齢を偽って勤めていた経験がある方がかなりいると思われます。 15～17歳のときに18歳とサバをよんで勤めていたというもの。場合によっては誕生日も偽っていた方がいたこともあります。 年金相談のときに、このような話をしても思い出せなかったり、良くない記憶でしょうから、話したくない方もいらっしゃると思います。	特段思いつきませんが、ただ、思い出していただくということからすれば、事前に「このようなケース」として周知しておくことも有効かとは思います。	年金の請求をするときに、記憶を辿っていくことで少しずつ解決していく内容だと思っていました。(6)に関しては平成元年頃に気がつきました。 その他のことにつきましては、基礎番号が導入される直前に気がつきましたが、番号を1本にすることで何れは解決していく内容だと考えていました。ただ、最終的には40年位かかる、と。	年金給付からは離れていたこともあり、何れは解決する内容と考えていましたから、対応はしておりません。ただ、年齢詐称については給付課職員には個々の対応についてを教えてもらいました。 全体的な問題としては、確認がおろそかだったこと、横の連携が取れていなかったと考えます。
11116	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	とにかく全力をあげて処理をするしかないと思います。	年金請求の際、本人に確認をしてもれがないと書類を処理していたにもかかわらず、これだけもれがあることに驚いている。画面を見ていても記録の不備があまりにも多かった。	現在は、勤めたことがあればとにかくすべて調べてみるしかないと思います。騒がれる以前より、記録の不備があまりにも多く、記録専門課などを作った方がいいと思っていました。基礎年金番号を付番する前にすべての記録をしっかり整備するべきだったと思います。
11117	地方庁	社会保険事務所課長級以上				コンピューターが進歩した現代では簡単に言える事ですが、紙進達した被保険者記録を検索するシステムとして、氏名にフリ仮名を付けて管理する必要があることに気付かなかった？ことだと
11118	本庁	その他(本庁)		チェック体制を強化すること。		上司に報告を定期的に行う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11119	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	地道な作業になるが、WMの記録と台帳記録との突合作業をしない限り、全件解決は不可能だと思います。特に昔の記録は生年月日などが違うことが多いので、氏名(旧姓)、生年月日等の条件を緩和し、名寄せ作業を行うことも重要だと思います。	年金の記録が漏れていることは日々の仕事の中で知っていたが、これだけ多くの記録が漏れていると知ったのは問題が発覚してからです。	少しでも未統合記録が減少するようにと対応してきました。年金問題は、技術的には、台帳記録がきちんコンピューターに入力されているかどうかを確認してこなかったことが問題であったと思います。そのため解決にも時間を要していると思います。ただ、組織の姿勢として、年金請求など行う際に、本人申し出以外の記録について確認作業が欠けていたことがこれだけ未統合記録が
11120	地方庁	その他(社会保険事務所)	19年度、20年度、21年度について、人員減、記録問題対応で事務処理の質が相当低下している。 国民年金担当課に在籍しているが、市町村も従来より人員が減り、きめこまやかな対応が住民にできなくなっている。 業務品質の低下は記録問題を新たに生じる問題もはらんでいる。	国民年金事業については、市町村との関係をもう一度見直す点も視野に入れて検討すべきではないか。	複数の番号を所持しているケースは基礎年金番号導入以前は本人の届出がなければ統合していなかった。 こちら側から国民にアプローチしていなかった。そのために問題の発覚が遅れた。 基礎年季番号導入時。	複数の番号を所持していたものを手番統合するしかなかった。 あと十年早く基礎年金番号が導入されていたらと思う。
11121	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	所長含め全員で地道にやっていくしかないと思います。	浮いている記録が5000万件あるとの報道があった時に問題になっていると知りました。 基礎年金番号を設定した当時、被保険者等からの返送が少なく手番を統合するのが、年金請求の時になっていたので、もっと督促等すればいいのにとは思っていました。	こうすればいいのにと思っていても、思うだけで何処にそれを意見していけばいいのかとか、知りませんでした。 もっと、手軽に普段思うことやお客様との対応のなかで感じたことを上層部に伝えることが出来ればいいのではないかと思います。
11122	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
11123	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	適切な記録の管理が徹底されていない。また、過去に一部で法令に沿っていない処理がされている。入庁してすぐに不正な免除の取り扱いがあったことが発覚し問題となり、そのこと実感しま	組人のコンプライアンスの意識の問題もそうですが、組織としても不適正なことを見て見ぬふりをするような雰囲気があったところは反省すべきだと思います。
11124	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	解決を急ぐことも大切だが、記録がもれなく正しく整えることが重要と思う。照会の回答を、皆まっている。記録の整備に今は全力を尽くしたい。	国民ひとり一人の人生、暮らしにかかわる大変な問題と認識していた。問題の存在は、報道されたとき知った。	記録に対する相談に、その人の一生のことと思い誠意を持って、できるだけ過去を思い出し記録漏れのないよう、話をききだし対応した。反省点として、人が亡くなるまでかかわる、一生をささえ、遡れ遡り行政だということの認識が、庁として足りなかった。長く先を考えることが足りなかったのではないかと考える。
11125	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	再裁定完了までの時間がかかっている。人員が不足している。特に制度に熟知している人が不足。	平成17年に年金相談員になったとき、手番として統合されていないものが結構多いと思った。 会社記号の誤っているもの等びっくりした	裁定請求書受付時、氏名検索を必ずしもれている手番は統合しました。 慎重に調査し誤った統合はしないように気をつけます。
11126	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険庁が年金記録を現在のWM入力によるコンピューター管理とされるまでの紙台帳管理をしていた時代背景と名前などの「ふりがな」登録がされるようになった時期等 また、昭和60年代に入り紙台帳が無くなり直接コンピューター管理されるようになったが、その当時に社会保険庁の方に確認した時は、過去記録(昭和30年代前半前までの)をコンピューターに入力し管理されるのがいつ頃になるかを尋ねたことがありますが、費用対効果から過去記録はコンピューター管理することは考えていないと言われ、びっくりした記憶があります。 年金を請求する人が自分の記録を正しく記載して、年金請求すればいいんだとも言われました。	現時点においては、いろいろな方策により、過去記録を検索しやすくなってはいますが、未だに力セット記録となっているものが数多くあります。 費用対効果と昔言われましたが、そのことが原因で、現在の状況を招いていることから、職員の数も減らされているこの現状を打開するためもありますが、年金受給者のためにも、力セット記録などを早期にコンピューター管理されるように望みます。	(6)でも記載しましたが、年金加入者の大切な記録を間違いなく管理するために、昭和60年代から被保険者のことが心配でした。	当時の自分は、地方事務所に在籍しており、対応しようにもできない自分がいました。 将来を見据えて、管理する年金記録などをどのようにしたら間違いなく管理できるか、また、年金を請求する方たちは、老齢の方ですので、年金手続きの簡略化についても考えていいかなければならないと思います。
11127	地方庁	その他(社会保険事務所)			実際に本当に「もれ」があるものは、少ないと思います。 年金制度に対する知識がないだけで、未加入期間等を「もれ」だと言う方が多く、本当に調査すべき申立にかけられる調査時間と、知識ある職員があまりにも足りないと思います。 年金記録問題の存在を知ったのは、2年前くらいだと思います。	年金制度についても説明した上で、回答文書を送付すべきだと思います。 回答内容がただ単に「納付記録はありませんでした」だけでは、お客様には 不親切だし、どのようにして調査し、その結果どうして記録がなかったのかを明 確に回答するべきだと思います。 平塚社保では、年金制度の説明および調査した内容・結果を明記していま す。
11128	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成7年に採用され、業務課に配属された時から、期間調査業務の存在は知っていましたが、基礎年金番号導入前だったこともあり、お客様の申出に基づいて、記録を探すしか方法のないものと思っていました。 基礎年金番号導入後平成16年頃に期間調査の担当になり、WM移行されていない記録の存在等を知り、長い歴史の中で積み上げられてきたもので、非常に解決の難しい問題だと思っていま	お客様から頂いた照会には、最大限の方法でお答えしようと努力していました。 長い歴史の中で様々な要因が積み重なって生じた問題なので、着手が難しかったとは思いますが、もっと早い時期に今のような大掛かりな対応をすることができなかったこと、また、基礎年金番号導入の際のスタンスが、記録の統合は年金を受給するまでに行われればいいといった曖昧なスタンスであったことが反省点ではないかと思います。
11129	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	受給者と被保険者に分けて徐々に、慎重に進めればよい	基礎年金番号の導入が遅すぎた。 導入の際に線引きをしていた時期がもったいなかった。 社会保険庁に責任がある内容と、被保険者の単なる未統合の問題は別であるということは主張してもよいのでは。	窓口にて全力で対応し、お客様の理解を得るよう努力しています。 一所懸命の姿と心地よい応対こそが、最良の広報であると考えています。
11130	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知られていない問題ではありませんが、年金受給権者に記録が見つかり再裁定や返納がおこる場合、期間調査する前に説明がないと、お客様から苦情を受けることが多いことです。お客様は、記録がみつかると、年金額が増えることしか思っていないため。	年金相談する際には、記録がみつかっても、金額が増える場合だけでなく、返納がおきる場合がある事の説明を必ずすることだと思います。	機械化の導入と基礎年金番号の導入がもっと早かったら、消えた年金問題はおこらなかったと思います。	相談の際には一人ひとり記録のもれがないようの応対しました。
11131	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	わかりません。	起こりえる問題だと思っていました	記録の補正は極力しようとしていた。 問題点としては、基礎年金番号導入時のやり方。
11132	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		報道されてから。 氏名や生年月日の相違・そもそもの届出の誤りなど、現状の制度・システムではある程度はどうしても起こり得ることではあるが、件数が余りに大きいため、制度の信頼に関わる事態だと思った。	私にできることは、目の前の膨大な量の自分の仕事をこなすことしかありません。 自分の仕事以外の年金記録問題に対する支援については、積極的に行いました。 電算化した際・基礎年金番号制度導入の際などに作業に関わった職員(現場の職員・指揮を行った本庁の職員・厚生省の職員など関わった人の全て)、その後現状を知っていながら放流してきた職員(現場の職員から大臣に至るまで全ての人)の年金記録に対する意識の低さではないでしょうか。 現場で思うことは、年金制度がどんなに重要であるかをわかっていない人が世の中にこんなにもたくさんいるんだなということです。北欧では社会保障の重要性を学校の授業できっちり子供たちに教えるということを何かで読んだことがあります。これはすごく重要なことだと思います。もし教育をしっかり行えていれば、そもそもこのような問題は起こらなかったかもしれませんし、制度自体ももっと良いものになっていたかもしれません。今は全くそういう動きは見られませんが、そういった取り組みも今後の社会保障制度には必要ではないでしょうか。給空事かもしれませんが。
11133	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	過去に在籍していた職員から当時どのような事務処理を行っていたかを念入りに聴取する。	全力を挙げて解決しなければいけない問題。問題が存在することを知ったのは世間的に報道がなされるようになってから。	ねんきん特別便回答者になるべく誠意を持って対応するよう心がけた。反省すべき点は、この問題が起きた事務処理のチェック機構が万全ではなかったことが根本の原因であり、何よりも重視すべき点と思う。
11134	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成12年以降に、年金番号が一人に複数付番されていることを知りましたが、その当時は、基礎年金番号制度ができて3年くらいしか経っていなかったので、年金の裁定請求時にこれから順次統合されていくものだと思っていました。	平成9年から基礎年金番号制度ができて、それからは一人一つの番号になると聞いていたので、被保険者の方からの手続きの際に、なるべく記録を探して一つの基礎年金番号にするように心がけてはいましたが、記録がはっきりしない場合や連絡がつかない場合など、今ほどは記録を探せていなかったのが反省点です。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11135	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録問題について詳しい者を集め、「精鋭部隊」に処理させるべきであると思います。素人や非常勤職員にさせるのは、厳しいと思います。	平成3年に期間照会を担当する事になった時に、記録の不備が多い事は知っていました。いわゆる「団塊の世代」が受給される時期には、大変に事になるだろうと予測は出来ていました。	被保険者名簿とWMの記録を確認して、もれや誤りがあれば、職権で補正すべきと考えましたが、上司や先輩は、被保険者の申し出がなければ、勝手に補正出来ないと止められました。そうやって何十年も放っておいたから、こういう問題になってしまったと思います。
11136	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	費用対効果を無視すればまだやれることもあると思うが、現実的に行える方策となると今以上のものは思いつきません。	長年の事務処理のずさんさが積み重なって発生した問題であると認識しています。 人間がやることなので100%正しく記録が管理されているとは思っていなかったが、中に浮いた記録の件数が公表されるまでは、これほど大きな問題とは思わなかったです。	これまでの記録への認識を改めるとともに、ねんきん特別便等の記録問題への対応策に全力で取り組んできました。 過去の記録管理についての知識の不足と、記録を正確に保存していくということの重要性の認識が不十分であったと思います。 また、年金請求時まで本人に記録を確認する機会を積極的に設けてこなかったことが問題の解決を困難にしていると思います。
11137	地方庁	社会保険事務所課長級以上		いまだにカセット記録が展開されていないものが多数あると思います。 早急に記録を確定して、統合作業を実施することが必要と考えます。	年金記録の管理について、行政・被保険者ともに重要視していなかった時代があったため、今日のような問題が起こったと考えています。 問題の存在は、入庁10年目ぐらいに知ったと思います。	年金の裁定時に過去の職歴等から、記録の統合をすれば解決できる問題であると認識していたため、積極的な問題解決の対応はしませんでした。 社会保険庁内の情報の共有(大量の未統合記録や不備記録が多数存在すること)が大いに不足をしていたことが大きな反省点です。
11138	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない		年金制度発足頭書からの年金記録の管理が徹底されてなく、一人でいくつもの番号をもっていた場合等の記録、また国民年金の納付、還付等の記録が明確でないものが見受けられた。 年金記録の調査をする業務に携わるようになった時。	できる限り、本人の記憶に沿った正しい記録回復に努めた。 年金制度発足頭書の年金記録の管理が徹底されてなかった。 また、国民に対する年金制度の広報も不十分であり、そのため、国民の自分自身の年金記録に対する認識も薄く、年金手帳等の重要性の認識が不足し、管理、必要な手続き、届出等も不十
11139	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	広報を強化して、国民にさらなる回答を呼びかける。また、人員を増員して、 その対応を迅速に行う。		
11140	本庁	その他(本庁)	なし	各社会保険事務所の人員不足の解消	報道されるまでこのような問題が存在することを知らなかった。 採用以降、年金記録に接する業務にあたることが少なかったため、全く問題意識がなかった。 年金記録問題が報道されるようになってから(平成19年度以降)は、記録の整備事務に従事するようになり、「問題」として認識するようになった。我々が残りの公務員人生をかけて解決すべき、重要な任務と認識している。	現在の配属部署は直接年金記録問題に関わることがない。 今自分ができることを着実にこなしている。 年金記録問題の反省点は、年金記録に対する職員の認識不足。積極的に記録統合にあたろうという意識が足りなかった。
11141	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていることだけしか分かりません。 特記するものはありません。	根気よくやる以外にないと思います。特に、社会保険の退職者の協力が必要ではないでしょうか。	①業務においては、二重チェックを怠りなくやっていたこともあり、年金記録問題に発展するなどとは、考えもしませんでした。 ②平成19年の初め頃。	①あくまでも、複数の年金番号を所持している被保険者には、長年培った経験と勘で見つけ出すように努め、他の年金番号が見つかった場合は速やかに統合するようにしました。 ②上記の(8)の①で述べたとおりだと思います。
11142	地方庁	その他(社会保険事務局)	・法文解釈の仕方で捕らえ方が人によって違うので、本当は法令違反であったことを(事跡を残さずに入力処理をしていたり、受付日を変えたり)しているケースは多いと思います。	・処理マニュアルの徹底 ・システム改善	・膨大な記録を管理しているので、年に数件くらいはあるものなのかなと思っていました。 ・紙台帳からシステムへの移行時にうまくいっていない部分がある(年度内一部納付の記録が04面面に反映されないなど)ということは、H13に国民年金を担当してから知りました。	・窓口で対応するときなど、手帳に未統合の番号があればできるだけ統合してあげるようにしたり、厚年手番しか持っていない人は基礎年金番号にして、再度こられた際にすぐ本人確認ができるようにしていました。 氏名・生年月日が同じだけでは本人の特定ができないのと、個人情報の関係から、特にお客様から照会がある場合以外はこちらから働きかけて確認するというようなことはしていませんでし
11143	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無いと思います。	資格照会業務を担当していたOBにお願いし再雇用しセンターに集め処理したほうが良いと思います。経験者でないと使えないです。	H19年頃。 自分は年金給付課に在籍していましたが、年金相談担当者は相談時に本人の記録かどうか確認していました。ここまで酷い状況になるとは思っていませんでした。	もっと突っ込んで本人に確認するよう相談担当者に指示しなければいけなかった。 自分も受給者のことを考えるべきでした。
11144	地方庁	その他(社会保険事務局)	特別便、定期便等で国年3号期間を知らせても、その配偶者の被保険者期間によっては正しい届出がされていないことに気づかないこと。		平成6年採用だが、基礎年番導入以降年金給付係にいて、手番の未統合がたくさん残っていることについてうんざりしたが、いつかすべて統合されて手番はなくなっていくものだと思っていた。 2年くらい前から宙に浮いた年金報道がせれて驚いた。	加入期間をなるべく整理したかったので、旧姓や読み間違いまで氏名索引しながら年金相談をした。
11145	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	再裁定の処理を早め、時効特例分の支給等を早急に行う。	WM上で確認できないときは、記録がないものと判断し、そのようにお客様につたえていました。 記録照会の届出が増え、窓口のお客様の来所数が増えた時に、この問題について知りました。	お客様の言を信じ、WM上で記録が確認できないときも、台帳での検索を行いました。 DBの容量が厳しいのは知っていますが、特別便の記録を送付する前に、WM上ですべての記録の確認をできるようにすべきだったと思います。
11146	地方庁	社会保険事務所課長級以上			平成19年5月ごろは、基礎年金番号に統合されていない記録が大量に(5000万件)あるため統合をしなければならない。という認識でした。	相談に見えられる人に応対し、記憶を少しでもたくさん掘り起こしていただけるようにしました。また期間照会の業務においては、若い人たちが事業所を探す際少しでも探しやすいようアドバイスをしました。 国民に不安を必要以上に与えたと思います。19年には若い人で窓口に来所される人は未加入未納期間のない人が多かった。
11147	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特別ありません	お客様の加入記録は消えたわけではなく、紙媒体で保存されているためシステム管理がされていないだけであることから、紙台帳の記録をオンラインシステムに反映させ突合わせを行なえばよいと思います。	平成5年ころ年金給付課に配属された時です。お客様からの期間照会にお答えするため原本(紙台帳)を確認したものの記録が発見できず、お客様と電話等で何度かやり取りをしたことがありました。本人は間違いなく加入していたはずとの申し出に対し、「確認しましたが該当する記録はありません」という回答しかできなかったと記憶しています。	気の毒に思いましたが、当時は「社会保険の記録がすべて」といった風潮があり個人的には粘り強く調べましたが、お客様にあきらめていただく結果となってしまいました。大変後ろ向きな仕事の姿勢であったと反省しています。お客様第一に考えていなかった点が最も反省すべきことと考えています。
11148	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	1、オンライン化されたにもかかわらず、一部の厚生年金、船員保険の被保険者記録が、データ化されず、年金受給につながらない。・・・平成8年頃	1、基礎年金番号導入の際、複数の手帳番号を整理してから、基礎年金番号を導入すべき、と上申したが、導入期日が決定されており、導入前に整理は出来なかった。 また、その後の手帳番号の統合も、メディアの活用もないためか、進まなかった。 2、早急に業務センターの船員保険記録と厚生年金記録のカセットオープンをすべき。
11149	地方庁	その他(社会保険事務所)	・被保険者の方が、取得をするたびに同じ番号を使用せずに、会社・個人からの前歴はない等の申し出に基づき、新規の番号が払い出されることが多かった。 ・喪失日が、退職日の翌日になっていないことが多い。 ・偽名や通称名の方、生年月日を偽ったり、誤ったりしている届出が多い。 ・本人・会社からの届出誤りが、想像以上に多い。	・正しいマスコミ報道で、広報等をする。 ・記録がもれている方に再度照会をいただく。	・上記で回答したような、届出の誤りが多いので、仕方のないことと考えていた。 ・大事な記録であるとの意識がいまひとつ欠けていたと反省しております。 ・問題発生の存在の認識時期は、いつとは、定かではありません。	・電話・窓口等で、今まで以上に詳細ね点まで説明・点検しお客さまに納得できるように心がけた。 ・公的年金制度への信頼を取り戻すために社会保険業務に携わる者の使命として全力で取り組む所存です。
11150	地方庁	社会保険事務所課長級以上			紙台帳(マイクロフィルム)のデータとWMのデータが異なる場合のあることは、認識していた 採用されてから、しばらくして知っていた 裁定請求時などに確認すると聞いていたので、そういうものだと思っていた	機械化になった時のずさんな更新作業が反省点であると思う また、それ以前で言えば、本人の申請によるため、本来あるべき正しい記録になっていないことも反省点であると思う 被保険者や受給者の不利になることには目をつむりつつ、今後の届出に関しては、正しい記録になるように、届出の添付書類は厳格化しておく必要があると思う

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11151	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号の導入期において統合されていない手帳番号が未だに存在しているが、日常の業務として判明手番の統合を行っているのでいずれ全てなくなるものと思ってました。また裁定手続きにおいて確実に整備されるので問題ないということで聞かされていたのと、実際にどれだけの未統合手番が存在するのか知るすべもなかったので、このような問題としてとりあげられて驚きました。未統合記録の存在については17年7月に適用業務に初めて携わったときに知りましたが、記録の不備等や何千万という未統合手番が存在する大きな問題だと知ったのはマスコミにとり上げられてからです。	発覚するまではそれが大きな問題と気づいていなかったので、通常業務として記録整備の対応をしていました。発覚してからは、記録整備組織の一員としてできることをやっていくしかないと思い、窓口や電話対応、記録整備の処理そのものに全力をあげました。 組織として制度の運用上起こりうる問題を末端職員におけるまで共有し、そのの解決にむけて自主的に行動していく風土がなかった点も反省点として上げられると思います。
11152	本庁	その他(本庁)			業務課(適用課)に在職していて、基礎年金番号が導入になる前には、WMで資格取得処理をする際、厚生年金の番号が記載がなかった場合に、明らかに本人の記録と疑われる番号が存在していたとしても、本人確認が取れないとの理由で、どんどん新しい厚年番号を払い出していた。(そういう指示がされていた)将来受給するときに整理されるであろうと考えていた。この積み重ねが、今日につけをまわしたことになっていると思う。	疑重複番号が少なければ(1つか2つ)ならば、事業所宛電話照会することもあったが、本人のプライバシーもあり、積極的には行わなかったのが現実である。 当時の労働組合が強かったのもあるが、国民視点の仕事ができていなかったといえばそのとおりである。
11153	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金や国民年金の資格取得時に、被保険者が基礎年金番号を把握していない場合、担当職員とのやり取りの中で記録の特定に結びつかなければ、「宙に浮いた年金記録」が新たに生まれることになる。職員としては、そういう事態が生じないように努力するべきだが、被保険者や事業所の担当から記録に結びつく情報が得られなければ、どうしても宙に浮いた記録は生じてしまう。 こういったことについても、周知を図る必要があると思う。	基礎年金番号の管理責任を被保険者自身に課すと、上記のような問題は不可避であると思う。何らかの形で、年金機構が責任をもって管理すれば、あるいは解決できるのではないか…。	年金記録問題がある限り、通常業務に割くべき時間が記録問題の対応にとられているというのが現状だと思う。もちろんこの問題は軽視すべきではないし、組織が解決すべき命題だと考えますが… 問題の存在を知ったのはマスコミが問題を取り上げた頃です(2年前くらい?)	普段は記録問題の担当ではないが、記録問題の担当部署より支援の要請があった場合は、極力参加するよう心がけていた。 反省点としては、休暇中等に記録問題について自主的に勉強することがあまり無かった点である。
11154	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人と時間をかけて解決する。	問題の存在という認識はなかった。年金記録問題がクローズアップされてから知った。	
11155	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	特にありません	記録問題について、大変重要な問題と認識しています。 基礎年金番号が導入されたとき、ひとりの方がたくさんの年金番号をもっていて、事務作業が大変だったのは、おぼえています。そうゆう方がたくさんいらしゃいましたが、提出された書類については、きっちりと統合処理はしていきました。	そのときに、基礎年金番号の切り替えを組織をあげて、未提出者への督促等を、きちんとおこなっていれば、今日の問題もおきなかったのではと思っています。
11156	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	1件1件丁寧に記録確認を行う。	平成19年の夏頃。 未統合手番、納付記録の欠落。	1件1件丁寧な記録確認。
11157	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	特に無し	国民の皆様の将来に影響を及ぼし、国の信用にかかわる大変重要な問題であると思いました。 この問題の存在をしったのは、5年ほど前です。	反省点としては、国民の皆様への年金制度の周知が徹底されていなかった点と職員の年金制度に対しての学習不足と記録の管理に対しての重要性の意識の無さがあると思われます。自身の対応としましては、対応させていただきましたお客様に対して、出来るだけわかりやすく制度の説明等をさせていただき、現在の問題点などもきちんと説明させていただきました。お客様の声が届くように努力が足りなかったと今は思います。
11158	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	よくわかりませんが、「マンパワー」を活用するのであれば、個人情報の保護というものを、一段と厳守させることにより、派遣職員や非常勤職員を年金記録問題に特化させて、活用したほうがよいと思います。 現状では、WMの操作も中途半端になっています。結果として職員の負担が増えてしまい、心身の疲労が蓄積するだけです。	率直に非常に大きな問題であり、高齢者の皆さんの生活を直撃するものと考えました。いつごろ知ったかというのは不明です。	まずは、国民の皆様に迷惑をかけていることに対し、面談するお客様に誠心誠意お詫び申し上げました。しかし、冷静に考えると、年金を請求する際、請求者ご本人も職歴を確認しているはずなので、一方的に社会保険庁が悪いというわけではないのではないでしょうか?確かに国民の皆様の老後の生活を支える大事な記録を預かっているという意識が非常に欠如していたことと、過去からの被保険者台帳の管理などずさんであったことは、大いに反省しなければいけません。
11159	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	平成18,年頃、国民年金のポスターにある芸能人が採用され、納付勧奨を訴えるも、その芸能人本人が、未納であることが発覚し、総理大臣や議員の未納問題に国民の目が、向けられるようになったことが、きっかけだと認識しています。 毎日のようにマスコミ報道を聞きながら、大変な問題になると、考えました。	国民年金課に配属されていたため、被保険者及び受給者より、生の声を聞きました。実際、これから記録照会が増えることを想定し、課の中で担当を決めて取り組むべきだと提案し、自ら担当になりました。 調査、回答しながら思ったことは、第一に法令順守の業務がされていなかったことを感じました。時代だった‥と言えばそれまでですが、裁量で決定していたこともあったのではないでしょうか。 次に手管理の時代に市町村間の引継ぎが正しく行なわれていなかったと思います。転居間際に未納分を納付していく‥きちんと納付した方が、未納扱いとなってしまったケースが目立ちました。 何十年もの歴史の中で、国民全員の記録を管理することを、社会保険庁だけの責任にするの
11160	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	最大限できる限りにおいて、過去の名簿等の記録をすべて洗い出して、現在の記録と突合させることです。	自分達に寄せられていた国民からの期待を裏切るような行為であり、どのような難題があってもできるだけ早い段階で絶対に解決するよう最大限努力しなければならない問題と認識していました。	最大限できる限りにおいて、過去の名簿等の記録をすべて洗い出して、現在の記録と突合させる。 各職場において、いつの間にか馴れ合いのような状態になり、自分達の意識の中で国民が不在
11161	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ないと思います。	学識経験者や有識者の方たちが十分議論して、現在のやり方となっているものであり、優先順位も付いているものと判断されることから、今のやり方で止むを得ないのではないかと思います。	そんなことになっているとは思ってもいませんでした。 また、正直、非常に驚くとともに、大変なことだと思いました。 平成19年6月です。	現在、信頼を失っている組織と職員の信頼回復のため、また、国民の皆さんが安心して暮らしていけるような世の中となるよう仕事を行いたいと感じました。 従って、組織の抱えている当面の諸問題としての記録解明等に早急に対応すべきことがある場合は、運営方針に基づき自分の出来る範囲で出来る限りのことをしていこうと考えました。 このため、19年と20年は、夫々6カ月間は記録の解明や突合せ作業の支援に携わりました。 以上です。
11162	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	地道に調査をするしかないのでは。	平成15年ごろ。記録を管理する側だけでなく、適用される側にも問題があったと感じた。(生年月日を偽って適用されていた場合など)また、制度に対する意識が低く、いくつも手番を持っている者も多かった。	出来る限り正しい記録を提供できるよう、お客様の声に基づき調査を行った。 運営する側にも、加入者にも分かりやすい制度にしていくことが重要。 制度が複雑すぎるために事務処理誤りなども起きるのではないか。
11163	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	人員の増員。	年金裁定時に必ず記録確認を行なうので漏れは無いと教わってきた。問題を知ったのは報道等。	なるべく090や010で氏名確認を行ない、記録の統合を進めた。反省点はいまだカセットオープンになっていない記録があるなど統合に向けた環境整備が整っていないところ。
11164	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		照会事項について、確認の徹底をする。	最初は、年金制度に対する無知等から多くの番号を持っていたことが主な原因と思っていたが、記録問題に対処してからです。	誠意を持って、対処しました。もっと早くから古い記録等の整備を行わなければならなかったと思いました。
11165	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ありません。	年金記録については、年金手帳やその前身の厚生年金保険被保険者証の存在が職員側からもぞんざいにされていたことも問題でした。初期の収録の仕方のずさんさもありましたが、職員の意識の中でその必要性は重要視されていなかったように考えます。年金受給のときに確認すれば良いといったような風潮もありました。 平成19年頃から騒がれてきたこの問題ですが、受け取るべき年金を受け取らずに亡くなったり加給金の過払いの発生等、受給者に不利益になっている部分もあり、もっと早く取り掛かるべきだったと感じています。今回の年金記録問題により昔の記録がかなり収録されてきてはいますが、それでも昭和10~20年代の記録はまだまだ開示されていない部分があります。すべての記録を収録し、ひとりひとり丁寧に当たっていくことが必要だと思います。	今回の年金記録問題は、受給者にとっては直通した問題でありました。生存されている方への確認により記録が判明したり、整理が付いたり、ずいぶん進んだと思う反面、ここで限界と感じてしまっては、また同じことになってしまいます。亡くなっておられる方の記録にかかる年金につきましてもそのご遺族への対応も、もちろん現在も行っているところですが、今後は全記録を開示(収録)することにより更なる対応が必要だと思います。また、全記録を開示することにより、事務処理や確認もスムーズに
11166	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	粛々と確実に作業を進める必要がありますが、人的資源や期間に限りがあり、遂捗についても地域の偏在があるため、できるだけ機械化を進めるべきと思います。	年金記録問題については、報道などにより宙に浮いた5000万件が話題となった平成19年はじめ頃から耳にしていました。 当初は、1人複数の年金手帳を持っている被保険者が多く存在し、また、年金裁定時に確認・統合しているため、特段の問題意識は持っていませんでした。 その後、歴史的背景等さまざまなことが明らかになるに伴い、早急に解決すべき大きな問題であると認識しました。	今年1年間は、再裁定を担当しておりましたので、できるだけ多くの処理を行い、また、審査に専念できるよう、単純な作業はアウトソーシングを活用しました。 反省点としては、本省、本庁及び現場における風通しが良くなかったことや、職場内の馴れ合い体質が挙げられるのではないかと思います。
11167	地方庁	その他(社会保険事務所)		早期解決が大事だとは思いますが、現場を無視するかのような早目の締め切りをもうけているせいか業務センターなどの回答が荒い気がします。業務センターなどでの決定通知に納得や理解できずに再度調査を依頼される方もいて2度手間です。締め切りを延長されるかしっかりとした知識をもった人員を投入する方法をとるべきだと思います。	就職する際に年齢をさば読みしたり、偽名を使ったり、また何度も仕事を変える度に年金手帳をなくして新しく作り直したりする方が昔はよくいたので、年金記録の重複なども当たり前だと最初は思っていました。 テレビなどで取り上げられるようになって「問題」であることに気がつきました。	昔年金記録を管理、登録していたであろう職員の処理のずさんさを考え、あらゆる方面で記録がないか探してみたり、相談者の話に整合性があるか考えたりしました。 反省点としては、明らかに人員と業務量と締め切りがあっていないところが一番反省すべきではないかと思いました。人が足りなさ過ぎると思います。
11168	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	特効薬的な方法は思い浮かびません。ただ、大臣が申しているような、一律救済方法については、実際に納付した方との公平性等からも別の問題があるかとも思います。 現在、早急に記録確認作業を行っていますが、確認基準をかなり甘くしていることや、アルバイト等を大量動員して行ったり、期限を設けて調査をしていることにより、例えば最近他人に記録統合をしてしまっているケースがあることなどからも、本当に間違いなく記録訂正が進んでいるのかが心配です。将来、この作業により新たな年金記録問題が発覚しないかと懸念しています。 やはり時間はかかりますが、きちんと丁寧な作業により記録確認を行っていくべきであると思います。	私は年金記録問題が公になるまでは、コンピュータに登録されていない記録があるということは上司等から教えてもらったことはなく、コンピュータに記録がなければ他には記録はないと思い込んでいました。 また、生年月日や氏名が誤って登録されているケースがあることは知っていましたが、氏名や取得年月日などについて、実際にこれだけ(故意的に)適当に入力処理をされているとは思いませんでした。 まず問題として大きなことは、年金制度については戦前からの記録に基づくもので、時代からしても管理をするのがかなり困難であったものが、今になって表面化したということがあると思います。 その管理について、まず制度的にもっと早い段階で整備するべきであった(基礎年金番号の導入等)と思うので、その辺りは政治的な責任も大きいと思うし、またコンピュータ導入時点でのずさんな入力処理については社会保険庁の責任が大きいと思います。 世間的には現職員が批判されていますが、現職員(特に若い職員)については現実を知らされておらず、責任は全くといっていいほどないと思います。	コンピュータに入力されている記録について、一応疑うことをし、場合によっては別の記録(080等)と照合してみるよう心がけました。ただ、1975万件や黄色便など、記録問題の対応について複雑すぎて理解しづらいところがあり、全体把握ができませんでした。事務運絡等をもっときちんと読み、理解をすればもう少し上手く進めることができたかもしれません。 また、特別便の開始当初については知識不足により、今思えばもう少し丁寧な照会が出来ることもあったと思います。
11169	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		事業所、各人から保険料を徴収しておきながら、お粗末な管理をしてきたと思っています。国会、マスコミで騒がれるまで、当たり前の仕事だとしてきたことが、恥ずかしいです。いろんな事象が明らかになって、責められるのは仕方ないと思います。問題として、認識したのは、年金問題が表ざたになったときです。	各被保険者の大切な記録なので、鋭意努力しようと思っています。 反省点としては、各制度ごとに被保険者番号が違っていたことが大きいいです。生まれた時からセキュリティー番号があればよかったのかもしれません。 また、それぞれの制度で、住所の管理をしていれば、もっと個人を確定できたものと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11170	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に今のところは考えられません	今年末から来年春にかけて、年金受給者に対しての標準報酬の通知を送ることになっていますが、そのような情報をテレビ・新聞など利用し、国民に詳しく伝えるべきだと思います。 また現状を職員が周知できるよう情報伝達を徹底すべきだと思います。	年金請求は自己申告で記録を申し出ることを知ったとき(ほぼ入社時)から、記録の浮遊がこれからも残るだろうとの認識でした。	旧台帳のことも踏まえて、所持している記録をいったん全て統括的に調査できるソフトを作るべきだと思います。 特別便の作成・送付も旧台帳や船員保険が整備された後に送るべきだったのではないかと思います。 持ち抱えている記録を公開し、特別便を送付する準備を説明し国民に報告していけば理解はも
11171	本庁	その他(本庁)		受給者や被保険者からのご意見が多い点について、改善をしていくことが重要だと思う。(再裁定の迅速化やねんきんダイヤルの回線数の増加、わかりやすい通知書類の作成など)	被保険者より申請がなかったこと等の理由により、裁定時に記録を見つけることが出来なかったことによる問題。 当該問題を知った時期については国会質疑や予備的調査にて知ったので、平成19年頃だと思	当時、他部局にいたために、具体的な対応はしてない。 反省点とすれば、ねんきん特別便や定期便のように受給者や被保険者にご自身の記録を定期的に確認していただくことが、もっと前より必要であったのではないかと思う。
11172	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	件数が膨大すぎて有効な解決策が考えられません。	はっきりとは記憶していませんが、かなり以前から厚生年金の記録管理には不安を感じていました。	本人の氏名・生年月日・住所等を戸籍や住民票などで確認する必要がなく、本人が申し出たものを事業主が確認すれば届出できるというに問題があったのではないかと考えます。
11173	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11174	地方庁	その他(社会保険事務所)	p	経験や知識のある人材を確保することだと思います。退職者等	平成19年7月以前で氏名検索ができるようになった以降は請求時必ずできる限りすべて検索し本人にも思い出してもらうように努めていたのでその頃から意識はありました。	しかしいくら氏名検索してもカセットオープンされていなかったり画面上に反映してこない記録がこれほどまであったことに驚いています。おかしいと思っていても誰も組織として具体的に対応しなかったことに対して大変反省しています。今は全力で生活の根幹を揺るがす年金の再裁定に取り組んで行きたい。
11175	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚年の記録照会等で、氏名索引や事業所検索を行う際に、氏名・生年月日・事業所名・所在地を本人の申立どおりにしか検索していないのではと思われる「記録なし」の回答がある。 本日(12/4)も、業務センターから「ねんきん特別便」の回答が「記録なし」で本人あてに送付され、第三者委員会への申し立てを希望する方が来所したが、本人の話をよく聞くと、本社(東京)支社(佐世保)で、事業所検索でも本社と思われる事業所名があり、マイクロ検索した結果、生年月日が相違していることが判明した。生年月日のあいまい検索をすれば容易に発見できる記録であり、きちんと調査をしたのか疑問が残る。 想像力の欠如としか言いようがない「記録なし」の回答が全国的にも多いのではないでしょうか。(「ねんきん特別便」が送られ、過去何回も「記録なし」で回答をもらった人が、あきらめずに申立をされ、ようやく見つかった(見つけた)ケースがあまりにも多い。)	記録調査に時間がかかり過ぎ。 1、業務センターのカセット記録をマイクロ検索できるように。 2、被保険者記録、マイクロフィルム、払出簿、カセット記録の何れも信用しないという姿勢で初めて記録を見つけることができることを、担当者に十分認識させることが必要。(特に、氏名・生年月日・事業所記号等は、「間違っているかも」を前提とすることが必要。) 3、相談者が話す内容を、相談を受ける側はきちんと受けとめる必要がある。(本人が主張するにはそれなりの理由がある。)	基礎年金番号が発足した平成9年当時に、名寄せや本人からの申出を勧奨していれば、これほど大きな問題とならなかったのでは？ (それでも、WM上氏名が登録されていなければ、どうしようもないが。)	事業所調査の際、小さい事業所には、本人の記録ではないかと思われる記録について期間照会申出書を持参し、調査の合間に説明して本人もビックリということもあった。(かなり好評だったが、「暇き見」以降、そういうことができなくなったのが口惜しい。) 氏名・生年月日・事業所名・事業所所在地等、全て疑って、全国の類似事業所を検索するくらいの姿勢がなければ、「有りませんね」の一言で済ませてしまい、事後のトラブルの種を蒔くばかり。
11176	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は、社会保険事務所の処理自体に問題があることばかりとは認識していません。基礎年金番号制度が創設される以前は、厚生年金・国民年金、それぞれで、番号を払い出しており、また、就職されるたびに年金手帳を提示せず、新しい番号を符番していた等、制度そのものにも問題はありました。	今はただひたすら、国民の皆様の信頼を回復するために、日々仕事に向かっています。
11177	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金加入の申請主義について 強制加入であるのに、届出により加入となること。		統台帳からコンピュータへ切り替えが正しくいかなかったために起きた問題。 特別便発送の時期。	過去の記録については、年金受給裁定時に正しく補正すれば良いと考えていたところが反省点。
11178	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	全職員が年金記録問題解決への強い意識をもって対応し、ある程度の人員・費用・時間を割いて地道に、そして迅速かつ正確に解決していくしかないと思います。	平成17年6月に採用された1～2年後に年金記録問題が世間で騒がれ、その時点で始めてこの問題をしりました。 その後、専任として名寄せ作業に加わり記録管理のずさんさを知るとともに、問題解決への難しさを痛感しました。	上記の認識を踏まえて、私自身は通常業務の他に特別便対応等を行う中でまずは正確に、そして対応する一人ひとりのお客様の記録問題をすべて解決し安心していただきたいと考え対応してきました。 反省点としては解決を急ぎすぎてしまったことではないかと思います。迅速に解決することももちろん重要ですが、結果的に事務所等の混乱を招きそれによりお客様に対しても大変なご迷惑をかけている状況です。 記録問題を解決しようと動き出した時点で、これがどのような問題なのか、早く正確に解決するためにはどのような方法があるのか、そしてその方法をとった場合にどのような状況に陥るのかと
11179	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録を管理しているオンラインシステムの管理状況そのものが、一職員がどのように管理しているのか、詳細がわからない状況。 三鷹で管理されているもの、高井戸で管理されているもの、その他。	前述システムが現時点で、すべてコンピューターでリンクされているかどうか、分かりませんが、お互いの管理されている情報を一瞬で見られる新しいシステムが必要なのではないでしょうか。現在では古い保存記録等を確認するのに長い期間を要するものもあると聞いています。	国民年金と厚生年金の記録が別々に管理されていること、また公的年金制度が他省庁にまたがって管理していることなどから、国民皆年金といっても正確な記録になっていないことは、採用されてから2．3年目で感じてはいました。 特に基礎年金番号で管理するようになったときに、疑重複者がたくさんあって、個人の特定判断ができずに、強制付番をしなくては、業務が進まないといったときも感じていました。	制度的な問題に対してなので、対応はできませんでした。 国が管理する公的年金のため、省庁間での早い時期での一本化が必要だったと思われます。
11180	地方庁	その他(社会保険事務局)			国民年金保険料については、稀なケースと思っていた。 最近まで、主に市町村役場が収納事務の主体であったが、納付組織の当時の当番や役場の収納事務員、社会保険事務所職員が着服に関与していたケースはあったであろうが、未納の状態であれば、納付の催促がある。 そんな中で、着服の発覚は避けられず、その段階で納付記録は正しく訂正されると思っておりました。 このたびの年金記録問題で、よく見かけるのが、保険料納付して、転居したケースである。転居先の市町村にて加入手続きとっても、転居先の市町村に検認記録が連絡されないケースである。(当時の事情は定かではない、転出予定先に転入されていなかったのか・・・) コンピュータ社会でなかった時代に、厳格に人の管理、記録管理がなされていなかったと思われます。 厚生年金保険においては、紙の被保険者台帳の場合、記入欄がいっぱいになったときに、台帳の書き換えの必要があるが、書き換えの際は、非常勤職員やアルバイト等に任せて職員がその結果をきちんと管理できていなかったのではないかと思う。 また、いつごろの時代から行われていたのかわからないが、事業主が実際よりも低い報酬を届けていたケースも少なからずある。事業主が意図的でないケースもあるが、社員はそのような事実を確認できる術はなかったのである。 (厚生年金保険法では、「事業主の義務」として明示してあるが・・)	特定の地域の滞納事業所については、社会保険事務所の職員が関与するケースも確認できているが、悪質な事業所による事実に反する届出も多い。 先月、勤務していた適用調査課において、悪質なケースが確認できた。定期便を受け取ったお客様が、実際の報酬と異なる、と申し出るケースである。 この事業所の社員であったもので、退職者を除く3名からの申し立てがあった。 19年8月まで標準報酬月額が17万円、24万円、34万円であったにもかかわらず、20年4月に、遡及して10万円に下げた月額変更届が提出された、届には改ざんされた賃金台帳も添付されていた。その社員の方々が所有する給与明細書と明らかに相違する。 2週間ほど前、この事業所の呼び出し検査をおこなったが、改ざんされた賃金台帳を提示して、「社員には10万円しか給与として支払っていない。残りは私(社長)が貸している、返してもらうつもりはない。」と社長は供述している。 あくまでも、訂正の届けを提出する意思は無い。 弁護士にも相談し、告発すべきと判断し、「告発決定通知」の起案をあげた。 年金は、被保険者の財産でもあるのですから、このような悪質なケースにおいては、告発すべきと思います。告発する義務があるわけですから。
11181	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	各個人が、自分のスキルに見合った貢献をする。	新聞騒がれ始めた時期	見通しの甘さ
11182	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録問題については、特段記載することはありません。	人海戦術でいくことにならざるを得ないと考えます。	宙に浮いた記録が、ご本人のもとへ確実に届けるべきものと思いました。	名簿等が不鮮明等で、ご本人のものと判断できないのが歯がゆい。 しかし、ご本人のものであることが確認できないと、新規判明とできない。 その結果、第三者委員会への事案としてすすむ。 もう少し一件あたりに丁寧にできないか、一方でスピードも問われる。
11183	地方庁	社会保険事務所課長級以上	別になし	(6)は無し	厚生年金のいわゆる宙に浮いた年金といわれる、手番で残っている問題については、戦前からの60年の歴史の中で、コンピューターも無い時代からすべての記録を限られた省庁だけで管理してきたことに無理があると思います。社保庁ができる前の時代の記録についてまでも社保庁のせいにされるのには、強い憤りを感じます。 国家が、戦前戦後を通じて、本当に国民のための年金制度、と思っていたのであれば今のようなことには決してなっていなかったと思います。 マスコミで大きく騒がれるまで何もしてこなかったではないですか。 厚生年金のカセットの記録等も開いていなかったわけですから、本人の申し立てだけに基づく記録確認には、限りがあり、探し出すのが困難だったわけです。そういう記録が大量にあるのです。もともと現場の声を無視してきた結果です。	お客様に大して精一杯の対応はしてきました。 再裁定の遡及等も遅くならないように、必死でがんばった。 再裁定については、全国からの支援もして一定処理は早くなったが、未だに失権者に対する再裁定については、まったく行われたいないと認識しています。 マスコミの発表が先行し、事務処理が現状ではできないものまで受付ざるを得ない状態ではありませんか。相当な困難な事務処理であることを世間に説明するべきです。事務所窓口でいくら説明をしても理解していただけません。 また、期間調査にしてもアルバイトをいくら配置しても無理です。経験と知識がなければできません。マニュアルマニュアルといわれますが、マニュアルにのっていることは一部でしかありません。
11184	地方庁	その他(社会保険事務局)	配偶者は厚生年金を喪失しているのに国民年金第3号被保険者になったままの方がいる。	チラシ等で呼びかけるなど	平成19年5月か6月頃に知りました。基礎年金番号以外にいくつも番号をお持ちである方がいらっしゃるのはそれ以前から知っていました。	窓口ですぐに見つけることができない記録がたくさんあることを知り、窓口で見つからない記録については期間照会などでお調べできるご案内をしました。手帳を持参された方についてはWMと異なるところがないか確認をしました。
11185	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現状、職員が進めている記録問題対応についてより一層の強化を行い、問題解決へ向け努力を行う。	社会保険庁として重大な問題だと認識しておりました。存在を知ったのは問題が発覚した時点となるかと思います。	直接、記録問題に対応する部署の所属ではないため、所属部署の面から記録問題への対応について出来る限りの対応をおこなった。 記録問題の反省点として考えられるのは、全国的な業務管理・業務処理の統制が取れていないこと、及び、自分が行っている業務は特に国民の生活に密接している業務だという意識が薄かったことが反省点ではないのかと思います。
11186	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	記録の収録・整備の徹底	加入記録をオンライン化する際、全ての記録を正確に収録されなかったのが要因と考える。以前から全て収録・整備されていれば期間照会も迅速におこなえたと感じていた。	期間照会から調査し判明した記録の整備に努めた。根本的に事務所段階では解決できる問題ではなかった。オンライン化以降も引き続き記録の整備・収録を徹底して進めていれば慌てるようなことはなかったと考える。

No.	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11187	地方庁	その他(社会保険事務所)	古い年代に適用された事業所については、事業所整理記号が付されておらず、オンライン上に事業所記録が整備されていないため、端末の職歴審査照会(事業所名称検索・事業所記号検索)(020-1-11、020-1-10)で事業所記録が確認できない。また、事業所整理記号が無いため、被保険者原票照会票(080)で被保険者名簿を確認するのが困難である。 このような事業所にかかる加入記録調査の申し出を、事業所の管轄以外の社会保険事務所が受け付けた場合、端末から事業所記録や被保険者名簿が確認できないため、「該当する適用事業所なし」など誤った回答を行う可能性があること。	事業所整理記号が付されていない事業所については、事業所を管轄する社会保険事務所に照会することを徹底すること。 このような事業所記録が多い都市部の記録調査担当者を増員するなど、調査能力の補強を行うこと。	過去の年金加入記録に補正を必要とする不備や記録の脱漏があることを知ったのは、平成9年頃です。 年齢が高い人ほど不備が多く、古い記録については紙の台帳での管理であったため、ある程度の不備はやむを得ない、と認識していました。被保険者記録の不備が確認できた都度、補正を行っていくしかないのだと考えていました。	記録調査担当や年金給付担当であった時は、できるかぎりマイクロフィルムの被保険者名簿を確認するなどして不備を補正するよう努めました。 《年金記録問題の反省点として考えられること》 社会保険庁発足当初から記録の不備に対して組織的に取り組むことが必要であったと思います。特にオンライン化後は、古い時代の記録に順番に当たり、管轄社会保険事務所が管理する名簿と突合せするなどして、常に記録の補正に取り組む専門の部局が必要であったのではないかと思います。年金記録問題に大胆に人員などの資源を配分することができなかったということだと思います。ねんきん特別便が送付された後でも基本的に同じことが言え、当初、ねんきん特別便の回答についての調査業務は、記録調査担当者に集中しがちでした。「全所体制」で処理に当たることにはなっていたものの、有効に機能したとは言えず、結果として、年金機構発足直前に調査不十分なまま回答を行わざるを得ないものが多数出る状況となりました。 記録の不備を確認しても、本人の裁定請求などの契機がなければ積極的には調査・補正を行わないという考え方が組織の中にあり、長らく自分自身もそのような態度でいたことが、個人的な反
11188	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金保険の定時決定や随時改定の手続きは、事業主に提出義務があるが、特に算定基礎届について事業主が義務を履行しないこともあり、その結果一定の督促の後に職権で標準報酬の決定を行っている。 本来の給与額と実際の標準報酬月額との相違が生じるひとつの原因になると思う。	提出催促に応じない事業所の被保険者の方に直接、届書と給与明細書の写しを送付していただく等も検討してもよいかと思う。	お客様の年金記録を間違いなく管理するという意識が不完全であったことが原因となっていると思う。 ただ、私がそのような問題を認識するようになったのは「年金記録問題」として報道されるようになってからである。	私は適用調査課の事務員であるため、通常の事務処理や電話照会の際には庁全体としての問題認識の甘さを反省しつつお客様のお話に真摯に耳を傾け対応してきたつもりです。 記録調査については、携わっている職員と直接携わらない職員との知識の差がありますので、定期的に研修を行って知識の共有化を図ったほうがよいと思う。
11189	地方庁	その他(社会保険事務局)	特には思い当たりません。	専門的知識のある人の増員。	解決に時間がかかる問題と思いました。 19年6月のころから知りました。	最初は知識も資料も乏立ても不足していてとても困りました。
11190	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱退手当金支給の有無をよく確認せず、脱退手当金を貰ったと思い込みで判断し、調査依頼しない方が多くみうけられる。また、脱退手当金の支給日に別手番で厚生年金に加入している場合、手当金受給記録を取り消して結果年金受給に結び付くケースもみられる。反対に手当金期間と重複して国民年金を納付した場合、納付記録が取り消され年金減額になるケースもあるよう	いわゆる、『宙に浮いた年金記録』の中の脱退手当金の記録についても、慎重に調査に取り組むべきであると思う。ただし、前述したような年金額が減額されるケースもあるので、その場合の対応策も検討すべきと思う。	年金請求時に請求者本人に年金記録の確認を充分に行っていれば、このような問題は起きなかったかもしれないし、自分自身も常に心掛けて社会保険業務に携ってきたと自負している。ただし、充分に確認をしなかった場合は記録漏れが発生する可能性がある事は、入省当時から危惧はしていた。	前述したとおり、記録漏れが無いように、年金請求時に請求者本人に年金記録の確認を充分に行うように、自分自身も常に心掛けて社会保険業務に携ってきた。やはり国民総背番号(納税者番号など)や基礎年金番号をもっと早期から導入し、また疑重複手番の調査ももっと徹底して行うべきだったと思う。厚生年金加入者の住所把握も最初から行えば良かったと思う。
11191	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	・信頼回復のため、引き続き、一件ごとに、ていねいに対応していく。 ・特に、古い記録については、調査をつくしても確定しないものも出てくると思われる。 ・そのようなケースの救済措置も合わせて行う必要がある。	・膨大な記録のなかから、一件を探すことは多くの時間と人手がかかることを実感した。 ・お客様に対し、ていねいに、分かりやすく説明を行うことの重要性を認識した。 ・国民全体の協力なしでは解決できない、大きな問題であることを認識した。 ・平成18年	・事務局から各社会保険事務所への年金記録に係る窓口相談や旧名簿による調査等に積極的に対応した。 ・個別訪問による記録確認では、職員だけでは手が回らないため、市区町村との連携が行えればと悔しい思いもあった。 ・現在、地方自治体との協力関係を得ながら、進めていくこととされているが、地域に根ざした取り組みの重要性を強く認識している。
11192	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	一定の条件に当てはまる場合については、申し出をする者だけでなく、全ての者を救済する政治的決着が必要と考える。 声の大きい一部の人が救済され、黙っている人は救済されないのは不公平ではないでしょうか。	基礎年金番号に登録されていない「年金手帳番号」については、年金受給手続の時に、会社名等を確認し、統合していた。 受給手続きの時に、窓口にて詳細を確認するので、登録されていない番号が存在すること自体を問題としては認識していなかった。 ただ、5千万件という数字を聞き、「そんなに多かったのか」と驚いた。	氏名、生年月日、会社の記号、報酬、一つでも入力間違いがあった場合に、正しい記録とはならないことを一人一人が意識付けしなければならない。加入記録は、老後の保障であり、人生そのものであるとも言える。 このような大切な記録を預かっていくためには、大きな使命感、倫理感が必要でしょう。 私は窓口において、お客様に納得いただける説明をするよう心がけてきました。それは、この問題が起きる前からそうしてきたつもりです。「最近、対応が丁寧になったね」と言われることが悔しいくらいです。 今度の組織には、お客様を大切にすることは当然として、それに携わる職員も大切にしていただきたい。人材育成が最も大きな柱だと考えます。
11193	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません		社会保険事務所に出ていたときに、基礎年金番号が導入されたが、かなりの重複があったことから、このような問題は起こるかもしれないと思った。 その当時は、事業所の努力が足りないのではと思っていた。例えば人を採用する際に、前の勤務先で年金手帳が発行されているにもかかわらず、新しい手帳を発行することになったりしたことなどが多かったから。	あまり、現場にいたことがないので詳しくは述べられない。しかし、社会保険庁全体で取り組んできた問題なので、未来においては安心でき、信頼される職場になりたい。
11194	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	地道に一件づつ確認していく。	台帳記録とオンライン記録と相違があるという問題。 記録補正処理をし始めた頃。	確認が出来次第、早急に訂正する。 オンライン移行時の不手際。
11195	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	労働局等の情報をひとつにするなど、個人情報についてはある意味統一管理を行いことで、今より改善がされるのではないかと思います。 報酬誤り、取得年月日誤り等の事務処理誤りについては、本来証拠書類の添付を行うなどの確認作業を行わない限り解決には向かわないのではないかと考えます。	採用された当時は、紙台帳の時代でしたので転記ミスが時折あったと記憶しております。しかし保険料の請求時点で金額が合わない等の連絡により判明するケースがあった。 その他には届け出誤りもかなりあり、会社の担当者の届出をする報酬の認識不足もあったのではないかと思われます。 年金番号を複数所持している問題があるが、オンライン化になるまではある意味会社で本人からの聞き取りをしっかり行わなければ判明しないことが多く実務的に限界があったのではないかと思われます。	事務処理が杜撰であったことは否めませんが、会社からの届出方式にも限界があったのではないかと考えます。 年金記録の誤りは、年金請求の際に確認整備すれば年金が支給できると、安易な考え方があったと思います。 本人にとって年金制度は、保険料が天引きされているとか歳を取れば年金がもらえるということは判っていても、どう管理されているかということについては一般的には知られていなかったように思います。やはり、資格の得喪時に会社に通知するだけでなく、本人あてにも何らかの通知をすることで確認させる必要があるのではないかと思います。
11196	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません		年金の支給に大きく影響し、記録の管理を正確に行わなければならない役所としては、許されることではない問題だと認識している。	全庁的に取り組まなければならない最重要課題であることから、支援業務等の要請には、積極的に対応した。 将来の生活に欠かせない年金に影響を及ぼす被保険者記録は、正確に管理するとの考えを、今以上に強く持てていられたらと思います。
11197	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	人手が足りないためあまり知識のない人も借り出されるような状況になっているので、人数をそろえたうえできちっと教育できるような環境が出来れば、早期の解決につながると思います。	採用された時点ですでに年金問題はニュースなどでも大きく取り上げられるようになっていたため、重大な問題として認識していました。	担当の係りではなかったため、また、専門知識を必要とする問題であるため特に対応ということは意識していませんでした。ただ電話や窓口では出来る限りの対応を行いました。
11198	本庁	その他(本庁)				
11199	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じ上げておりません。	根本的な解決は救済法の立法でしか不可能と考えます。	国会質疑や報道等により認識したため、過去からの認識はありませんが、 内容を理解した後は、ゴールのない問題と認識しています。	ゴールはないと認識したが、我々の努力によって1件でも多く解決する 必要があるとの思いで、業務を行っております。 反省点は社会保険庁の隠蔽体質の改善、 万全な記録管理を政策的に担保できていなかった、 国民(主に現役世代)に対して年金制度への意識を PRできていなかった、 というようなことが、挙げられると思います。
11200	地方庁	その他(社会保険事務局)	実際に年金相談窓口にて、一般の方々との相談のやり取りでは、当時 厚生年金発足時の頃より 事業所により適用であったか、否かを社員レベルでは確認のしようもなく 当時の同僚[年齢はバラバラ]と話をしていて、年金額に反映しているか 、どうかで相談に来所するケースが多かったです。 太田区地域では、雇用先の社名が思い出せず、又下請けの下請け等 個人では調べるのも難しく、社保より関連のヒントを出すものの、記録に 結び付かない方もいた。 年齢が違していない為、年齢を偽って登録され勤務されていた方のケース では、本人確認が特定出来ずに記録のみ残るケース アルバイトの短期・安い賃金にて、勤務され適用事業所に記録があるケース 会社も確定していて雇用されていたにも係わらず、年金記録が無しのケース 旅館・ホテル等の大元の雇用先が○○観光等の名称で、まったく思い付かないケース、海外と日本の行き来[貿易関係]・船舶にて港[地元]雇用や船舶 内での雇用かを確定出来ないケース等、現場では、さまざまなケースがみられ 本人の年金記録として、一日でも早く解決する様、業務中は努力していました。	年金記録問題は、厚生年金と国民年金と共済年金とが複雑に関わり 一人一人の記憶・実際に残されている記録とをお互いに提示し合い、 年齢や氏名のふりがな。読み方等も駆使しなければならず、現在の個人 情報等も公的な立場で記録を適合させなければならず、国年「S36～の 納付記録・住所の移転記録も含め徹底的に付き合わせると云う立場で 記録が一人一人の元へ返してあげたい、年金として受給して欲しいと 願っていますし、その心構えで相談を受けていました。 まず、その方に本人のみが判る年表を作成して貰く「本人だけでは無理なので 配偶者や家族、親戚、友人、同郷の方。 次回来所までに宿題として、それぞれお願いしてどんな小さい内容も書き留め てもらいたとえ一日だけでも、お手伝いであっても係わった全てを記入して貰く すると個人では予想していなかった結果に繋がり本人へ記録が戻るケースを 大切にしています。何故なら[社会保険事務所の前では緊張して良く思い出せない]とのこと。 我々は窓口にて相談者を待つという立場でいますが、実際には、被保険者の方々の記録を預からせて貰いているという立場で向かい合う事 が今一番大切で、現在遺族年金を受給されている方も、出来るだけ判り安い 言葉等で案内をされる事が必至なのだと思います。		
11201	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	誠意を持って一件づつ地道に調査するしかないと思いますが、一定の範囲で解決が難しいものについては、国として何らかの保障を考えていただくことはできないでしょうか？	採用当初から、制度上一人で複数の番号をもっている方がたくさんいると認識していました。基礎年金番号の導入により相当数は登録が進んでいると思っていましたが、このような状況になるとは思っていませんでした。	再就職のたびに新規取得として当分の間、事業所から届出がありましたが、その都度電話連絡により番号を確認して申請するよう指導してきました。その際、登録の出来ていない番号がわかれば登録処理を進めました。
11202	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11203	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	一定期間は、通常業務は必要最小限のものだけにして、年金記録問題に業務を特化して集中的に処理を行う。	年金給付課において、年金の加入期間調査を行った際、WM上に氏名の入っていない記録が存在すること、紙台帳に記録はあるがWMに記録が反映されていないものが存在すること、基礎年金番号に登録されていない手帳番号が存在することなどは承知していた。 このままでよいのかという疑問はあったが、裁定請求時にご本人からの加入期間のお申出により記録を補正すればよいと考えていたため、現在のような大きな問題としては認識していなかった。	当時は、裁定請求時にご本人からの加入期間のお申出により記録を補正すればよいと考えていたため、現在のような大きな問題としては認識しておらず、特別な対応は行わなかった。 今思えば、このままでよいのかと疑問に思った時点で、問題提起を行えばよかったのだが、当時は従前の処理方法を踏襲することしか考えていなかったことが大きな原因であると反省しています。
11204	地方庁	その他(社会保険事務局)			全体的に年金記録問題がまるで落ち着いたことのような質問設定の意味がわからない。年金記録問題はいまだまったく解決していないし、職員であるかぎりずっと背負っていく問題だ。	事務処理センター職員としての立場から、大量の年金記録調査、整備等をいかに効率よくいかに迅速に行うことができるかを考えて解決に取り組んでいる。主にシステム稼働時間に集中して作業を行っている。 年金記録問題は、過去の人間が悪かった、と一言で片付けられるものではなく、窓口サービスのあり方、書類管理、コンピュータシステム、広報、人事組織、コンプライアンス、さまざまな側面から丹念に検証されるべき問題であり、現時点では全体的にも現職場においても検証が十分おこなわれているとはとてもいえない。記録調査訂正や新制度の導入だけが先行し、検証がおきざりにされているようでは、また将来同じような問題が起こってしまうのではないか。
11205	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	当面は現在行っている、特別便や定期便で記録の特定を迅速にすすめていけばよいと思います。	きちんと管理されるべき国民の大切な年金記録がきちんと管理されていない、まさに大問題で一刻も早く解決に向かうよう自覚することを痛感しました。この問題を知ったのは、マスコミで報道があったときです。	一刻も早くこの問題が解決できるよう、記録の整理等できることは積極的に対処しようと思いました。また、反省点としては、基礎年金番号導入時、あるいは導入前に複数の手帳番号を所持していないか等広く国民に年金手帳に対する注意の周知ができなかったかと思います。
11206	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在対応すべき問題の一刻も早い解決にむけてはまず人員を配置換えではなく増員をした上で教育体制をしっかりと確立し人員の質、量ともに増強すべきだと思う。	年金問題について自分は現在は申請主義をとっている以上、管理体制の問題は当然の前提であるとしても、やはり各個人の意識の低さが問題の根底にあると考える。 問題は平成19年ごろ新聞報道で知った。	上記の考えを持っていても当然お客様には直接的な表現はできないということと実際に記録と記憶が違っている方にたいしては極力記憶の助けになるような質問、問いかけを心がけた。
11207	本庁	その他(本庁)	特に思い当たりません。	上記のとおりです。	報道等されたことにより、問題点や記録管理のあり方等について、改善が必要だと考えました。また、組織として、年金制度等のあり方について見直すいいきっかけになったと感じました。(表現としては適切でないかもしれませんが) 記録問題については、報道により知りました。(記録の管理が不充分という部分ではそれをきっかけに気づきました)	もっと国民(お客様)の目線でみて考えないといけないと感じ、公務員的な受身的な考えではいけないと思い、仕事に対する意識が変わりました。 今までの年金記録の管理等が国民の皆様にどう影響があるかを真剣に考えて管理されてこなかったと思うので、そこが反省点だと思います。
11208	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	市町村役場から戸籍や住所歴の情報をもらい、地道に確認作業をするしかないと思います。	浮いた5000万件の話があるまで、コンピューターに未登録の記録があるとは思ってもみませんでした。それまで、そのようなことは上司や先輩からも聞いたことはありませんでした。もっと早くに皆が知っていればお客様への対応も変わっていたと思います。また、それまではこちらから事業所名を教えることは許可されていなかったので、社会保険庁の方針も間違っていたのではな	事務所の相談窓口で毎日お客様に怒られてばかりでしたが、誠実に対応しました。毎日遅くまで残業し、土日も相談窓口の応対にあたり、去年は有給が1日も取れませんでした。代休もほとんど取りませんでした。これ以上対応できません。このような質問をされる意味がわかりません。反省点については、昔の職員の方にお尋ね下さい。
11209	地方庁	その他(社会保険事務局)		国民の信頼回復に向けて年金記録の統合を急ぐ。	国民の信頼を損ねる重大な問題であり、一刻も早く問題解決に努めなければならないと感じた。年金記録問題について知ったのはいつであったか定かではないがおそらくマスメディア等からの情報により知ったと思う。	国民の信頼回復に向けて、可能な限り、親切、丁寧、迅速に対応させていただいた。 この問題はお客様の大事な保険料をおあずかりしているという認識の欠如と記録管理システムに問題があったのではないかと考える。
11210	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	一刻も早く情報提供ができるように、マイクロ等の情報を瞬時に確認できる整備が必要、現状では一人の方に複数回書類が行くケースがあり、本人も混乱している方もいることから、窓口等に来所いただいたときに一回でどの事務所でも均一な情報の全てが確認できるようすることが必要。	職歴については、平成9年以前の基礎年金番号導入以前の年金制度毎に管理されていた年金記録については、年金請求時に確認をとり記録が漏れがないようにしていたと認識していました。他の年金記録問題については、報道される都度その存在を知りました。	お客様の来所時はもちろんのとこ、お越しをいただいたときには記録の確認が一回で済むように心がけています。
11211	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行っていることを地道に続けていくことがベストだと思います。	入庁して間もなかったため、あまり問題意識を感じていませんでした。問題の存在を知ったのは新聞で大きく報道されたときです。	そのとき年金給付課に所属していたため、たくさんのお客様の声を真摯に受け止めようと努力しました。この問題についての反省点としては、年金記録の統合の機会が特別便ができるまでは年金裁定時かお客様の申し出くらいしかなかったことが挙げられると思います。最後にアンケート送信したつもりが送信できていませんでした。締め切りすぎて申し訳ありませんでした。
11212	地方庁	その他(社会保険事務局)		紙台帳と機械の記録の突合。 厚生年金の記録にカット合算表示、報酬変遷の表示のあるものを抽出できれば抽出して、補正等をする。	19年の5000万件の報道で知りました。基礎に統合されてない記録、名前の入ってない記録等がそんなにあることが衝撃でした。 年金額、受給権にかかわる率なので、とても大変なことであると感じました。	基礎導入後、裁定時までに記録をきれいにすればいいといった、先送り的な気持ちが少なからずあったと思います。 先送りにせず、一人ひとりの記録を大切に扱っていきます。
11213	地方庁	その他(社会保険事務所)	10年前位に過去記録の整備の担当をしていましたが、4000件位処理した内、2件(0.05%)の方が、正直に記録の中で覚えのない記録がある旨の申立がありましたが、生命保険会社のように出入りが頻繁な会社では、同姓・同名の方で、生年月日および勤務期間が、1年位前後していても、記録の照会票を先に提出された方の記録になっていたような事例があったように思います。	手番の氏名と生年月日を整備して、基番のある方に対して、特別便のように照会・督促を根気よくしていかないと仕方ないと思います。	厚生年金に関して、事業所への指導を徹底してなく、届書を事業主の責任で提出させているから、会社を変わる毎に番号を設定されている方もいる。今になって思うに、61年以前は、事故リストで社会保険庁からリストが送付されて、処理は管理職(次長又は庶務課長)の事務分掌になっていたように思う、61年以後は、疑重複リストが配信されたが、回答が来たのだけ処理をして、回答が来ないのは特に督促もしてなかったと思います。	平成9年以降であれば、20才以上の方は基礎年金番号がありますからと、指導できますが、それ以前は、事業所からの届書で年金に加入したことがないと言われたら(健康保険証を早く交付して欲しいこともある)、新しい番号を交付せざるを得なかった。
11214	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金受給者並びに納付いただいている被保険者等に申し訳ないので、早急に問題化し、上司等に相談し、復旧作業に励みます。	既にお亡くなっている方もいるので、全ての方が納得することは不可能かとは思うが、早急にこの問題が解決できるようにねんきん特別便業務に人を集中する。また、職員を筆頭にこのような過ちを今後起こさないように気を引き締めて、業務を遂行します。	採用されてからこれまで年金給付業務に携わったことが無かった為、知識があまり無く、報道で新事実が明らかになる度に驚き、また自分自身がこの職場に入った理由が、高齢化社会になる中で非常に重要な職務となると思い、地域のために頑張っていきたいと考えた為だったのに、非常に残念に思った。	年金問題が発覚した当初、事務所の窓口対応等の際には少しでも窓口対応が遅れたりしても怒鳴られ、また24時間無給で開庁して償えとまで言われたことが非常に残念であったが、ただ国民の厳しい指摘があったからこそ、以前より組織としては格段に良くなってきたとは思います。 記録の保管方法が以前は紙媒体で、現在のようにPC管理でなかったことも多少は原因があったかと思うが、大半は事故防止・危機管理体制の甘さが原因であったと思います。今後は個人個人も当然ですが、組織としてきっちりと対応し、事故防止等に努めていかなければならないと思
11215	地方庁	その他(社会保険事務所)	1. 過去の国民年金記録について、ご照会されるされるお客様に対し、 その回答には困難な場合があります。 国民年金は、まず、手帳番号により個人を特定することから、各社会保険事務所で保管している国民年金払出簿をすべての社会保険事務所に閲覧(氏名索引)ができれば、年金手帳の取得の有無がある程度判明し、過去の記録に結びつくこと可能性もあると思われます。 2. 過去に一度不支給とされた事象について、何年か後に、当時の添付書類や記録が不明(保険料の納付年月日が未表示)となった場合でも、再請求して、申立て等で認められ、支給される場合があると思料されます。	1. について 各社会保険事務所に保管されているすべての国民年金払出簿をシステム化して、WMで閲覧(索引)可能の状態にできれば、個人の特定に結びつく記録につながるものと思料いたします。 2. について 一度不支給となった内容はすべて、基礎年金番号の個人記録に登録することが必要と思います。 また、その関連原義(資料も)は、すくなくとも10年以上は、保管することが必要と思料いたします。	現在、判明したような、国民年金及び厚生年金保険記録等が不整備であったともとは思っておりませんでした。 いわゆる基礎年番号の未登録の手帳番号問題が発生した頃です。	被保険者、受給権者の皆様に、ご自身の記録がどうのように管理されているのか、定期的にお知らせすることを、もっと早く取り組む必要があたものと思います。
11216	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	市町村との連携強化。OBの活用。	国民の視点にたち最優先して解決すべき問題と認識する。	取扱要領に基づき適正に業務を遂行している。
11217	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険庁で、管理している手番を、出来る限り正確に整えていくことが必要だと思います。その上で、特別便のようなお知らせを、送り続けることがよいのではないかと思います。	入社当時、適用課に配属されていました。窓口での対応時に、年金手帳を複数持つ保険者がいることを知ったとき、名前のない喪失ファイルを見たときに、今後問題として大きく取り上げられると思いました。	被保険者の住所を、管理していなかったことから発生した問題かと思います。 これを反省点として、雇用保険の給付記録のように、市区町村に協力を求め、雇用保険の給付記録のように、個人の住所の情報を定期的に提供していただくなどして、しっかりとした住所管理をしていくことが必要だと思いました。
11218	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	現在、年金記録照会の調査回答作成はもとより、年金記録調査後の事務処理、年金記録判明に伴う記録補正に時間を要している現状です。内部の事務処理については記録整備に特化した体制が必要と考えます。	制度発足以来の年金制度及び制度運営の長年の問題点が積み重なった問題と考えます。平成18年8月以降です。	窓口相談で感じたのは、お客様の年金制度についての認識は、制度発足以来、変わらない法律である。そのため、現在の年金制度がど照らし合わせて、矛盾する部分についての相談数多くみられました(昭和61年3月以前の期間でも厚生年金の扶養に入っていたから第三号被保険者であるはずだ等)。そのことも踏まえ、相談時に制度の変遷から説明を実施してきました。年金記録問題では、20歳前からの年金教育、制度の変遷等の周知が不足していことも、国民の皆様に混乱をまねいた一因であったと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11219	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないです。	年金記録問題に係る今後効果があると思う方策について 1まず、021－1画面において、カセットが開いていないデータについては、全て開くべきだと思います。 記録の調査支援を行いましたが、まだ、古い記録については、カセットオープンされていないものがあります。 2記録が見つからない事例で、銀行等の支店がありました。 銀行の場合、古い時期の女性は、ほとんど脱退手当金を受けていますので、個人の年金額に影響はありませんが、基礎年金番号につながらない記録を減らすということを考えるうえでは、これを確認していくことが大きな効果となると思います。 このため、まず、銀行関係記録についてすべてカセットオープンを行い、場合によっては、銀行の人事関係記録とつきあわせを行ってはいかがでしょうか。 3080画面については、概ね事業所記号順になっています。 東京などは、事業所の規模別に分けた上で、事業所記号順になっていることが多いです。 これらの一覧表を作成することで、記号が読みにくく、記号から検索が行いにくい検索が容易になると思います。 一覧を作る際、管轄変更のとき、名簿ごと異動した時期もあるので、その旨も記載すると良いと思います。 他県などで、戦時中の中島飛行機などの大規模事業所など、080検索が難しい事例がありました。このような検索が難しい事例についても、それぞれの情報を集約し、検索しやすいようにすると良いと思います。 戦争関係の会社などは、九州にあったのに、愛知県で名簿が見つかった例がありました。戦争末期に空襲の激しい愛知から移転したようです。 4全国版の事業所検索システムですが、一度検索した結果が多すぎるとき、その中から、もう一度絞り込み検索ができると良いと思います。 この点については、大切ですので、ぜひ、よろしくお願いします。 5記録の調査は、全国各地に支店がある会社の場合、1件にまるまる3日かかることもあります。生年月日も、入社年月も全く違っている記録を、1日かけて見つけたことがありました。あきらめ	19年頃だと思います。 最初は、記録はきちんとしているのに、何を言っているのかと思いました。 実際に調査支援に入って、過去の記録の状況を見て、だんだん問題を認識していきました。 その後は、考えるまもなく必死で対応していきたので、特に意見はありません。	とにかく、やれることを必死にやったと思います。 耐え切れず、仕事をやめてしまった人、精神的に参ってしまった人などもいましたが、皆、やれるだけのことをやってきたと思いますし、これからも油断せず努力していくべきだと思います。 記録問題が一段落ついて、新組織への移行が落ち着いた頃が、油断しやすいと思いますので、常に気をはって、2重チェックをして、ミスのないよう仕事をしていく必要があると思います。 反省点というわけではありませんが、次の2点がもっと何とかならなかったのかという点です。 マスコミがあおりすぎて、良い人との評判が高かった元次官の方が殺されてしまったことが、悔しくてなりません。もっと何とかならなかったのか、なぜ、あの頃、ニュースがあんなことになってしまったのかと思います。 また、職員の自殺も、防ぎたかったことでした。 だれしも弱い部分を持っています。1年近く、全く休日なしで、昼食をとれることもなく、遅くまで働くということは、やはり耐え切れない人もいると思います。 そのような人を切り捨てることなく、例えば管理職から責任のない一般職員に変える、、それでも無理なら、早く帰れるアルバイトに近い職に変える、などの方法を迅速にとるような、企業としてのキャパシティーが必要ではないかと思いました。
11220	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません	この問題を完全に解消するには、被保険者や受給者の問い合わせに対し、詳細な調査や、紙台帳とオンライン記録との突合せ等のような、大量な人員を必要とするような、地味な活動が求められると感じております。なお、現場に混乱が起きないように、事務所現場から離れた事務処理場所を確保して、分限退職者等を活用して、業務を行えば、事務所窓口ではお客様に丁寧で親切な対応に専念でると考えております。	基礎年金番号に統合されていない年金番号の存在については認識していたが、年金裁定請求時に統合したなら問題はないだろうと思っておりました。時期については不明です。	基礎年金番号に統合されてない手番が存在する原因は、膨大な年金記録を管理する体制の不足が原因と考えております。オンラインへの移行時や基礎番の導入時に充分な予算を与えられず、完璧な対応体制ができない状況のため今般の記録問題が発生したと思います。当時は現在と違い国民の年金に対する意識により、充分な予算の措置ができなかったのは、社会保険庁だけの責任とは感じません。今後は年金の国民生活にとって重要な支柱との認識を持って取り扱うため、管理の徹底を図るための人、予算の確保を図ることが重要と思います。
11221	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	相談対応、記録確認、支払い業務いずれも人数が不足しているので、もっと制度に精通した人員を多数確保したり、特に時効特例分の支払いなど、きちんとプログラムを開発するべきでは。	平成9年の基礎年金番号導入当時は記録の統合については年金請求までに整備できればよいといった方針であったと記憶している。	年金番号新規取得の際、記録や履歴の確認を徹底することや、基礎年金番号導入時、もっと積極的に大々的に広報したり、今のとく別便対応のように情報を開示して記録整備をすすめておくべきだったのではないか。
11222	本庁	その他(本庁)	特になし。	人員を増やす。再裁定システムの簡易化。	1、その場限りの仕事の仕方をしていたため、今そのツケが回ってきた。職員の意識の問題でもある。しかも組織全体としてこのような現象があったのではないかと思われる。 2、この問題を知ったのはマスコミで報道され始めてから。	1、被保険者、受給者に説明ができるよう正確に処理をする。そして組織全体でこのような意識を共有できるようコミュニケーションをとる。 2、反省点は上記(8)の1の回答と同様。
11223	地方庁	その他(社会保険事務局)			処理をしなければいけないことだとは思うが、一気に片付けることは不可能だと思う。 本人たちの記憶も曖昧なので本当に正しいのはどれなのか、判断しづらい問題だと思った。 存在を知ったのは記録問題が話題になった頃。	本人の説明を信じすぎず、疑いすぎず、当時の記録の特徴を知ったうえでの対応が必要と感じた。 反省点としては事業所、被保険者の制度についての認識不足と社会保険庁の周知があまり活発ではなかったこと。
11224	地方庁	社会保険事務所課長級以上			このような大きな問題とは思っていませんでした。 問題が存在することを知ったのは公になってからです。	国民の信頼回復を一日も早く取り戻すべく日々努力してまいりました。 二度とこのような問題を起こさないよう職員全員が襟をただし問題解決に向け取り組まなければならないと思います。 個人個人の仕事に対する意識に問題があったように思います。
11225	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	専門の職員の配置 週単位や月単位での処理件数を決める 件数をあげるのであれば、入力の簡略化・システム開発で対応する	再裁定処理で過去の期間追加を行う際に、裁定時に確認しなかったのかとは思っていた。	特別な対応はしていない。 どの届書も決まったスケジュールに沿って処理している。 再裁定処理の更なる効率化をすすめるべき。 事務所で受付してから1年以上経過しているものが多々あり、複雑なものは後回しになっている。専門の職員がいないのであれば、誰もができるようなマニュアル等が必要では。
11226	地方庁	社会保険事務所課長級以上		優先課題として取り組むことは必要ですが、出先機関における通常業務等の兼ね合いからも、人員配置等十分考慮していただきたい。	重要な問題。以前より年金手番状態のものが存在することは分かっていました。	1件でも多く基礎年金番号に統合することが重要と思い、窓口や電話対応時に確認を取るよう心がけていた。 一制度でいくつも番号を取ってしまう方を防げなかった事。 コンピューター化するときの問題意識の低さ。 基礎年金番号導入時の問題意識の低さ。 事業所、被保険者側にもいくつかの番号を持っているという意識の低さもあると思います。
11227	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	国民に充分広報するとともに、職員も誠心誠意解決に向け努力する。	本来年金手帳は、最初にとつた番号を転職したときや住所変更したとき、引き続き使うことになつており、5000万件も宙に浮いた番号があつことにおどろきました。国民に年金制度についての広報不足によるものと考えます。	年金制度は制度発足以来、度重なる制度改正により、大変複雑になつています。そのため国民にも大変わかりにくいものになています。国民の立場にたつた親切、丁寧、わかりやすい説明がもとめられていると思います。
11228	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	氏名、生年月日の誤りを防止するため、厚生年金保険被保険者資格取得届に戸籍事項の証明の添付を義務化する法改正を行う。	報道されるまでは、基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号に係る年金記録は、受給権者が年金の請求を行う時点で整理されるものと考えていた。	反省点としては、厚生年金法施行規則に書かれている再就職時における重複手番の払い出し防止の徹底が薄かったのではないかと思う。
11229	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金について、夫婦2人分の保険料が納付困難な場合に一方だけでも納付しておいた方がよい指導していた事例が多く、片方が収めているのにもう片方が未納なのはおかしいという風潮で議論しているが、正確な情報ではない。		コンピュータ上のデータの氏名の読み等は、紙台帳からデータ作成時に正確な読みで反映できていない事例はあった。基礎年金番号の導入そのものも平成9年からであり年金請求時に氏名検索で確認・統合処理していたため、特に問題意識は持っていなかった。ただし、コンピュータのデータ化できていない記録が1600万件以上存在していたことは知らず、非常にショックをおぼえた。	対応として個人で可能な有効たる方策はなく、従前どおりきちんと相談時には相談者の加入記録を確認・検証している。
11230	地方庁	その他(社会保険事務所)	公表されている以外のことはなし	不明。できることなら、住民基本台帳データに基づいて全国民に対する調査をすれば…とも思うが、住民登録そのものが100%全幅の信頼をおけるものではなく居所不明者もいることから、どのようにすればよいのかわからない。	年金受給時に請求者が自分の加入記録をすべて思い出して記録整備できるのかどうか疑問であった。認識したのは平成3年の採用時から(厚年手番重複取消処理の段階で認識。	記録照会申出があれば、それに対して入念に調査するようにした。 反省点としては、裁定時に記録をすべてきれいにすればよいという考え方が第一と思う。また、旧台帳(カセット等)の不完全な整備状況も大きい。法的な問題としては、申請主義と、厚年資格取得者(＝入社した者)の虚偽氏名・虚偽生年月日等の申告を防止するための事業主責任を明確にしてこなかったこと。
11231	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	昔からある企業などから、古い従業員の名簿などを閲覧させてもらう。 (氏名・生年月日・入社日等)	機械登録から漏れている記録があるのは入庁当時より知っていた。 職歴は本人でなければわからない事柄であり、将来自分が受け取るべき年金の記録は自分で把握するべき事柄であると認識していた。 だが、基礎年金番号が付番されるまでは、本人住所の登録がないため調査にかなりの時間がかかることは早急に手立てを考えるべきだとは感じていた。	職員が23名しかいない事務所に運日400人前後の来訪があり、全てに対応できる状態ではなかった。 年金問題自体は数十年かかって蓄積された問題が一度に噴出した感があり、いろいろな問題を解決しないまま放置した結果だと思われる。 年金問題そのものよりも現場の状況を把握しないまま、特別便の発送時期や処理完結の期限を指定する業務計画に問題があるように感じる。 来訪していただいても、対応できないのでは来訪者は無駄足を踏むだけで、余計に不信感を生む結果となっている。 「電話」や「封書での回答」も同じく、3人しか職員が配置されていない課に電話が4本配置され、ダイヤルインの導入のため全員が電話にでても、まだ電話が鳴るような状態や「文書の回答が一年待っても来ない」など苦情を増やす結果にしかなっていない。
11232	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	検索システムの構築	年金制度を揺るがした問題。 全て手作業で行っていたため、過去の経験から多少の過ちはあるのは承知していた。	ここ数年事務所勤務はありませんが、休日の事務所支援及び東京での電話年金相談の支援。 長年、積み重ねられた結果であるため、古い記録の紙台帳がなくマイクロでの検索照合作業が一部困難である。また、その他の問題も一気に表面化している。これまでの組織のあり方が一番の問題。年金記録の問題解決においてはマンパワーが不足している。
11233	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成2年に新規採用にて現在の適用課に配属になったときに、昔の適用のいいかげんさを知りました。社保だけが悪いのではなく、会社からの届出も氏名、生年月日を変えて提出してきているものも、多くあると思います。 年金請求の際に本人に記録を確認してもらっているときに、多々ありました。	あやふやな記録をどこまで確認できたら本人の記録として認めるかの判断が、全然統一できていなかったので困りました。その都度上司と相談し判断するため人が変われば対応が違っていました。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11234	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	記録の管理が、紙台帳管理からオンライン管理までの長い歳月を経ており、記録の突合が膨大な作業であることは事実である。もっと早い時期にこの問題について検証していればよかったと思う。今後の作業については、できる限り記録の突合をするべきであると思うが、昭和20年ごろ、また紙台帳管理のものについては、記録の整合性を取るのは困難ではないかと思い、最低保障等で救済していく方法の検討が必要ではないかと思う。 記録判明後から支払いまでの事務処理については、支払い時期等が問題になっており、早期のお支払いを要求されている。支払部においては、精一杯事務処理を行なっているところであるが、事務処理が複雑であり、また古い受給権発生時点からの受給者原簿の見直しは大時間のかかる困難な作業である。 人材育成については、研修できる体制をとるべきであり、現時点での業務量が膨大である上に、現在人手不足が慢性化している。事務処理の種別ごとに段階的な研修を行い、スキルを育成する必要がある。システム開発と平行して人材育成を強化しなければ、未処理問題は解決しないと思う。 支払部には現在経験者が多く投入されているが、経験者以外の人材も多く投入し育成すること	再裁定の処理があること事態、裁定請求時に記録の確認がきちんとされていないのだろうという思いはあったが、まさか現在のような大きな問題に発展するほど杜撰な記録管理であったとは思わなかった。	現在支払部のため、早期の支払いにむけて、日々の事務処理をこなしていくことが、問題の解決であると思っている。 過去の記録もさることながら、現在の記録の管理も正確に対応するべきであると思う。
11235	本庁	その他(本庁)	世間一般に知られている問題しか知りません。	社会保険職員はいつも国民ひとりひとりの大切な記録を管理しているという責任感をもって仕事をしなければいけないと思う。事業所も従業員の大事な記録の届出を行っているという意識を常にもつ必要があると思う。	マスコミの報道が過熱するまでほとんど知りませんでした。職員や事業主の責任感の不十分さが問題だと認識していました。	年金記録が本当に大切に扱われてこなかったこと、不正な記録改ざんという違反が長年見過ごされてしまったことが反省点と思います。私は法律にしたがった正しい仕事をしようと思うだけです。
11236	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		職員一人一人の職務意識の向上、業務処理の改善は勿論ですが、国民に対する年金記録の更なる周知を徹底することも必要であると考えます。一連の記録問題で年金に対する国民の関心はこれまでにないほど高まっていますが、ねんきん特別便への未回答件数などから察するに、まだ十分な関心を得られていないように思います。 市町村などと連携し、これまで以上に国民への協力を呼びかけていき、国民の関心を得ることで、現在も持ち主が判明しない未統合記録の特定作業を進めることができ、また、我々職員は国民の視線を受けながら良い緊張感を持って業務に取り組むことができるかと思います。	宙に浮いた未統合記録の件数はもっと少ないものだと思い込んでいたため、ここまで大きな問題であると認識していませんでした。記録問題の存在は平成16年頃に知りました。	当時は適用業務などの記録関連の直接の担当ではなかったため、これといった対応は行いませんでした。日々の業務に追われていたとはいえ、こういった意識が問題であったことは否めません。 現在はシステム開発課にて記録問題の関連業務に従事しておりますが、要件定義を企画調整部門任せにするのではなく、開発担当者からも積極的に意見出しを行っていくべきであったと考えております。
11237	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員一人一人が機構へ以降後も、変わらずに真摯に取り組むべきと考えます。	基礎年金番号ができたが、統合手続きをされていない方がいることは、適用課に配属されてしばらくしてから認識していました。	窓口等で判明した場合は、お客様に積極的に統合手続きをとるようすすめていました。 無関心な方にはなかなか関心を持ってもらえず、またお客様からは常々制度が複雑で分かりにくいとのお声を頂いており、もっと早い、学生のときから社会保険制度を学ぶ機会を積極的に設けるべきではないかと考えます。
11238	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号の導入以降、手番登録が進んでいないのではないかと思っていた。	疑重複調査等はきちんと対応しようと考えていました。 本庁へへ強く要望すべきだった。
11239	本庁	社会保険事務所課長級以上			マスコミ報道により詳細が分り認識しました。一部には職員が中心となり犯罪の可能性が高い問題とおもいますが、多くは制度運営上の問題だと思います。 NHKで第三者委員会の特集では、厚生年金の事故率が90%と報道がされており、このことが事実にそくしていると考えます。標準報酬の改召と報道がされていますが、5人未満の適用に始まり、保険料負担能力が無い事業所が適用され、保険料を滞納した場合は、納付が滞納処分の二者択一しか出来ないのが一番の原因だと思います。事業主などは差し押さえ物件が無い場合、高報酬で保険料滞納を継続した場合。保険料を支払わないで、高額な年金が受給できるのが今の制度であり、保険制度にはなじまないのではないかと思っています。国民年金についても、市町村と社会保険での管理であったはずなのに、市町村に廃業指示をだしたのが、大きな原因だと思います。やはり制度運営上の要素が一番の問題だと思います。今後は苫与の支払い届け未提出による記録問題が発生するのではないでしょうか。	現場職員として出来ることは、今まで、指示されたとおり仕事をしてきていますし、引き続き、住民サービスの徹底と、被保険者には誠意を持って対応し信頼回復につなげていきたいと思います。 しかし、一番大きな要素の制度、運営上の問題が改善がされていないと思いまし、方向性も示されていないのではないでしょうか。
11240	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現在、新たな回復基準や救済方策が検討されているところであり、その検討結果を踏まえた対応策が、現時点における最善の方策ではないかと考えます。	個人の年金受給権や支給額に直結する問題であり、当たり前のことではありますが起きてはならない問題であると認識しています。 平成18年12月の予備的調査によって、年金記録問題の存在を知りました。	早急に実態解明を行うとともに、被害者救済を図ることが必要であると考え、業務上関係する内容については、適切かつ迅速に対応しようと考えました。
11241	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にない。	特にない。	昭和57年採用当時、審査班に在籍しており、その際に新規裁定と再裁定を経験しいるので、その頃より期間脱漏はあるものと認識していたが、裁定時の調査がしっかりしていれば、それほど無いものと考えていた。	厚年手番などは、本来一人一つであり、会社を退職した際に会社から年金手帳の返還を受けて、新たに就労する際に年金手帳をその会社に提出するも のと考えていたが、実際は年金手帳を紛失したり前歴を申告しないで新たに就労するなどして、年金手帳も新たに払い出され、結果として厚年手番が複数払い出されていた。 しかしながら、年金請求時には、職歴を請求者に記入してもらうことにより、資格記録と職歴に相違があれば、管轄の社保に照会をしたりして記録を整備して裁定をしており、記録漏れはあまりないものと考えていたが、実際は請求者の記憶の脱漏や厚年加入の認識不足などから、現在の様な大量の期間漏れが判明しており、当時の請求者頼りの裁定方法は、認識が甘かったと考える。 また、記録課在籍中に厚年記録の旧台(マイクロ)の照会が多かったため、旧台(マイクロ)がオープンされていないものを委託などで全て収録することを提案したが、費用対効果の関係で実現には至らなかった。
11242	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	丁寧な処理をしていくしかないと思っています。	記録が正しく登録されていないのは不平等になるけど、古い記録だと本人の記憶も曖昧で、整備するにはとても困難だと感じました。窓口で記録に不備があったときには偶然だて思っていたので、マスコミ等で公になるまではこのような問題であることは知りませんでした。	お客様の納得のいくまで調査し、本人の記録に結びつくよう努力しました。 年金はほとんどが老齢年金での請求になるので、早い段階での誤りに気づくことなく過ぎ去ってしまうので、定期便などで自分でも確認できるのは良いと思います。お客様目線での対応を続けることが必要だと思います。
11243	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金の決定・額の決定の基礎となる資格記録のことなので、被保険者の方に大変な心配や、ご迷惑をお掛けすることとなり、とても大変な問題であると認識していました。 平成18年の春頃、新聞報道等で知ったと思います。	現職場に配属になって、資格記録確認のため一人ひとりにお知らせを送付できるように対応している。 過去、資格記録の管理方法を数回にわたり見直し(変更)を行ってきているところであるが、その際の事務処理等の進め方・対応方法の検討が不十分だったのかなと思います。今後、法律改正等を含め事務処理等に変更が生ずる場合には、その対応方法について十分検討をしていく必要
11244	地方庁	その他(社会保険事務所)	すでに公表されていること以外はわかりません。	現在の資格照会の流れが、業務センターと事務所で二重になっていたりするので効率が悪く、お客様サービスには程遠いシステムになっている。 特別便などの回答はひとつのところにおいて受付から回答まで行うようにしたほうがよい。	業務上直接年金に携わっていなかったので、あまり大きい問題とはとらえていませんでした。 平成13年ぐらいからだと思います。	国民年金の業務に携わってからお客様と接するようになり、年金記録について 整備が必要であることがわかった。 現時点でできることとして適正な処理をしていくことやお客様にたいしては、丁寧な説明をこころがけるようにしました。 市区町村と社会保険事務所での納付記録の連携やお客様の住所変更にともない市区町村での記録の連携などがうまくいってなかったところなどが、反省ではないかと思います。
11245	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金手帳を提出をすべき時に出さなかったりして、複数の年金番号に記録が分かれてしまうケースについて、防止にはご本人の自覚と協力が欠かせませんが、それがない限り、これからも起こりうると思います。	今でも、基礎年金番号の提出や疑重複照会に応じないお客様は多く、結果的に不備が生じてしまいますが、この部分に関してはご本人の協力なしでは、すべてを防ぐことはできません。 例えば、納付記録の未収録と、手番重複や未統合は物事の質が違うものですが、内容にかかわらずすべて職員のミスが原因であるとして扱うのでは、正しい情報をお客様に伝えておらず、防げるものも防げなくなります。 過去については真摯に向き合うと共に、将来へ向けて、"ご本人がやるべきことの重要性"も、アピールが必要なのではないかと思います。 過去の記録整備については、OBの方々の力も重要と思います。	わかりません。 国会等で言われるようになってからです。	年金の裁定請求の折等、様々な機会に、手番未統合が疑われるお客様に徹底して働きかけ、手番統合が進められるよう努めました。 年金手帳を紛失する人が多く、厚生年金被保険者証等も、その重要さを認識できていないことが多いように感じるため、非常に重要な物であるとのアピールが足りなかったのかもしれないと思います。
11246	地方庁	その他(社会保険事務所)	そのような問題には当たっておりません。	記録照会に携わる専門の職員を配置して、集中的に作業を行わなければ解決できない昼だと考えます。 派遣やアルバイトではなく、正規職員の増員が必要です。	新聞報道で初めて知りました。	国民の方からの申し出は正しいものだとの認識を持って、対応しています。 統合されていない記録が必ずあるはずだという考えで照会するよう心がけています。 年金制度そのものについて、内部だけで抱え込みすぎたのではないでしょうか。 納付記録等を国民の方々に逐一お知らせをするなど、身近に感じ、関心を持ってもらえるような姿勢が足りなかったように思います。
11247	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	今、行っている方策を引き続き維持していくことが大事だと思います。	社会保険制度の根幹にかかわる大変な問題だと思いました。この問題についてはマスコミの報道で初めて知りました。	原因としてはいろんなことが考えられますが、今までどおり誠実に業務を遂行していこうと思いました。
11248	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	今後の届出については、正しく適切に処理を行っていき、過去のもれている記録については、お客様との接点をとらえて、細心の注意を払いつつ、記録のもれはないかどうかの確認をお願いし、また、調査を進め、一人ひとりの正しい記録を整備していくことが大切と考えます。	オンライン化の際、うまく台帳から反映されなかった記録があったために、もれといわれる記録がたくさんし生じていて、また、ご本人がすぐに思い出せなかったり、確認が不十分で、一部の記録がもれたまま年金を受けておられる方がいらっしゃることとして認識しています。 平成19年春ごろから、急速に期間照会の申し出が増えたと記憶しており、問題として挙げられるようになったのも、その頃と思います。	申し出に該当する記録はないのか、ご本人から出来るだけ情報を呼び起こし、検索の幅を増やしたり、事業所名索引をするなどして取り組んできました。 従前、特に厚生年金保険は住所の管理もなく、国民年金のように手帳ではなく、被保険者証という一枚のカードのようなものでした。一人の加入者が複数の年金番号を持つなど、ずっと使っていく番号という認識も薄かったのではないかと思われます。 国民の皆様に、もっと年金に対する関心を持っていただき、年金番号を大切にすることを理解を広めた上で、行政側としても正確に記録を通算出来るようなシステムがあったら良かったのではないかと思います。
11249	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題については、マスコミで報道されたことしか存じません		年金記録問題はあってはならない事だけに、記録の改ざんがなぜ行われたのか深刻な問題として受けとめました。 年金記録問題の存在を知ったのは、マスコミで取り上げ報じられるようになった平成19年頃だったと思います。	問題認識後、年金記録の取り扱いには細心の注意を払い、より慎重に対応するようになりました。 年金記録問題で反省すべき点は、お客様の年金生活を左右する大切な仕事をさせていただいている責任の重さと誇りを持って、より慎重に取り扱い、正確に管理するという意識の徹底が必
11250	地方庁	その他(社会保険事務局)		進捗状況を日々管理し、危機意識を共有しつつ、調査にひたすら励むこと。	OBも含め、全職員が一丸となって取り組まないといつまで経っても解決しない深刻な事態だと考えた。 未統合手番が5000万件も存在することを知ったのは、平成19年6月マスコミによる報道がなされてからである。	可能な限り調査等に時間を投入した。 反省点としては、休日に出勤し調査等を行った際、正直面倒くさいという意識が若干あり、危機意識が薄れていたことである。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11251	地方庁	その他(社会保険事務所)	パソコンにて管理することとなったときに、、性別、生年月日、氏名の振り仮名、事業所記号等、考えられない誤りで切り替えられており、記録を確認するには、多くの想像力を必要とする。紙で管理していた時代、事業所名についても、合併による変更、屋号による適用と複雑になっていた。	すべてのカセットを早急に開いて突合せができるようにすべきだと思います。 その当時を知っている方たちの協力を求めることも必要ではないかと思います。	社会保険庁に送っていた統合帳の記録が、すべて、窓口装置から照会できるものと考えていたものが、取り込まれていない記録があるとは、思っていなかった。この大きな年金記録問題が取り出されるようになってはじめて知った。	受給権があるか、ないかでなく、本人の記録かどうか、確認できたときに正しく記録を管理する。今後、制度改正が行われたときに記録がある方とない方で、違いが出る可能性があり、それを十分理解し、正しく管理する。
11252	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	淡々と処理をしていくこと。		・厚生年金と国民年金の番号を別々に与えたこと。 ・周知はしていたが、職業を変えるたびに厚生年金の番号を払い出していたこと。 ・偽名を使ったり、生年月日を偽ったりする国民のモラルも問題である。
11253	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			期間照会の業務には携わったことはなく、記録管理の手法、歴史に関する知識はほとんどなかった。 年金給付課に在籍(平成4年頃)し、年金相談等によりお客様と加入期間について確認していく中で、所持されている年金手帳の番号に未収録の記録があるといった相談を受けることは多々あった。	今だから言えることではあるが、記録の管理に対する認識が甘かった。 また、年金相談時の加入層の聞き取り及び調査の徹底を図っていればここまで膨大な数にはならなかったのではないか。
11254	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に有りません。	特に有りません。	直面する一日も早く解決しなければならない問題。	国民の皆様の立場に立った全力の取り組み。 年金制度を国民の大切な財産として守り拡充するために納入者、受給者様の視点が欠けていたのではないでしょうか。
11255	地方庁	社会保険事務所長		「ヒト、モノ、カネ」をかけて集中的に対応するという基本方針に大賛成です。 しかしながら、「モノ、カネ」だけでは、年金相談窓口はできず、スキルを持った人材の確保と育成がむずかしいのが現状であり、また、能力を持っているにもかかわらず、バッシングに堪えきれず、辞めていく職員が多く頭を悩めております。	受給者の皆様に対し、生活するための年金が信頼できないということに、大変申し訳なく思っております。 いつかは、誰かに引き継ぐといった緊張感の欠如が正確性を欠き、ひいては自分勝手なやり方をしてしまった結果が今回の一要因となっていると思っているおります。 認識不足といわれても仕方ありませんが、消えた年金と騒がれた時に意識しました。	１日でも早く、そして1人でも多く記録が回復できるよう、業務の進捗管理はもとより、職員育成に努力をしているつもりです。 長期にわたり保管しなければならないデータの取扱のむずかしさ、オンライン切替時における危機管理の欠如、一人に対し複数払いだした年金番号についての請求時に統合すればよいといった認識不足、年金法の複雑さ等が複合的に絡んでいると考えております。
11256	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		初めて配属された部署で、「過去記録の整理」を担当したため、未統合記録の存在は認識していた。長い年金制度の歴史から見れば、未統合手番が多数存在することはやむを得ない部分があるが、手番の記録そのものに氏名なし などの不備が多く問題ではないかと思った。	もっと「過去記録の整理」事業を実施したH10～17年にかけてもっと広報を行うべきであったと思う。また、手番の不備記録について計画的に記録整備をすすめていくべきであったと思う。
11257	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはないと思います	すべてのカセット記録を要求するのではなく、オープンにするべきであると思う。 また、記号化以前の記録についても、被保険者記録回答へ表記できるように改善をするべきである。	もともとカセット記録があることは、知っていたが年金請求時に本人からの履歴申立により期間照会業務をしていたので、問題とは思っていなかった。 また、記録を探していく中では、フリガナびよる検索しか出来ないため、最初からオンライン化をするときに、絶対に訊めないような、フリガナで入力されていることが、多いのは感じた。 それと、生年月日の相違や氏名の相違による届出も相当数あることもわかっていた。 ただ、それが問題というものだと知ったのは、マスコミによる報道から知った思う。	システムの成熟度が、まだ低いかと思う。 また、もともと届出時において、本人確認が出来ないシステムが、後の記録問題につながることは、すでに経験をしているはずなので、戸籍と住民票とのリンクは必要不可欠であると思う。
11258	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	親切・丁寧にお客様と真摯に向き合い粘り強く、納得していただけるようお付き合いしていくことが必要。 記録にはないが本当に納付してきた人も中には多数いると思いますので、怒声をあびようと、卑下されようと我慢強く辛抱しなければいけないと思います。組織に属している以上過去に年金不正をやってようがやっていまいがお客さまから見れば現在の扱いは仕方ないことだと考えます。遠回りですが地道にやっていくことが最終的には一番の近道になる可能性が高いと考えています。	ひどい問題と認識していた。 マスコミの報道によりはじめて知りました。	過去の業務のずさんな体制が浮き彫りになったが、反論・批判を受けたとしても、こちらにとって不都合なことでもしっかり丁寧にお客様に説明しようと思いました。 反省点として挙げられるのは、社会保険庁(本庁)・地方庁・各地方自治体の無責任さが目立ち結局損をしたのは国民や制度だと思います。国民が納付していても記録としてはない、制度として変遷があったとしても適用しない等、やはり人間の質が問題(もしくは社会体制あるいは公務員組織のみの風潮)であったと考えます。変遷のある制度である以上本来はその変化に対応できるだけのシステム・人・環境がなければならないが、土壌としてそういったものがなかった。だからこそ、現在の組織はある意味正しい方向に向かっているとも思います。以前よりも、かなり業務が精査されていると思いますし、他の公務員組織では考えられないほど丁寧な窓口での対応等もあります。反省点は刑業すればきりがないですが、今後真摯に業務に取り組んでいくことで
11259	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在進めている対策を継続していくしかない。人員を増やせばいいというものでもないので、国民の皆様のご理解が得られるのであれば3～5年程度の長期計画により解消していったほうが漏れなくできるのではないか。旧姓の確認が不十分のため未判明となっているものが相当数あると推測されるので、この分を本人に氏名履歴を回答いただく通知を出すなど対策すべきではないか。	通常業務のなかで、年金番号が複数存在するのは認識していましたが、個人、各社会保険事務所単位で解決できないものでしたので、特にそのことを記録問題としてはとしては意識していませんでした。ただし、お客様が来所され重複した番号があると思われるケースは即時処理を心がけ実施していました。記録問題として知ったのは、平成19年の報道以降です。	お客様の立場に立って誠心誠意対応しようとしました。 【反省点】この問題は各社会保険事務所、各事務局が独自に解決できるものではない、本庁がもっと以前から対応を検討すべきだった、遅くとも平成9年1月1日の基礎年金番号導入時以降に何らかの対応をすべきだったと思います。
11260	本庁	その他(本庁)	特になし	特になし	帳票で管理していた時の古い年金記録で、帳簿の誤字、紛失等が原因であると思っていた。年金を請求するときに請求者(本人)が資格記録の確認・承諾もしていると思っていたので、既に年金をもらっている年金受給者が年金記録問題の対象にあがっていることに疑問をもっていた。 データベース化された人の中にも対象者がいることに驚いた。 資格記録を古い帳票で管理していたのは以前から知っていたが、年金記録問題が存在することを知ったのは、ニュース等で報道されてから。	年金記録問題の事実を冷静に把握し、電話応対の際に丁寧に対応した。 銀行等、お金を直接扱う職業ではは、資格記録という数字だけの管理だったため、認識が甘かったと思う。職員の心構えが甘かったと思う。
11261	地方庁	その他(社会保険事務局)	私が今まで経験してきた業務のなかでは、世間一般に知られている問題以外のことは存じ上げません。	保管している統台帳等の記録を全て正しくオンラインシステムに反映させるように努めることと考えます。	私が採用されたのは基礎年金番号が導入された後なので、年金記録問題について認識するようになったのは、マスコミ報道で大きく取り上げられるようになってからでした。	当時の技術的な制約はあったと思いますが、オンラインシステム導入時、予算を十分にかけてより正確に統台帳記録の入力作業が行われていれば、もっと混乱も少なく年金記録調査業務が早くできたと思われます。
11262	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ございません。	お客様の立場に立って丁寧に記録の確認を進め、未統合の記録を早急に解消することが大切だと思います。 年金記録対応の専門部署を立ち上げて効率的に記録問題に取り組むことが必要と思います。	お客さまの大事な年金記録を管理している立場としてはあってはならないことで、組織の一員として申し訳ないと思います。 国会等で問題が取り上げられた時に知りました。	一日も早く、問題が解決できるよう職員一丸となって記録問題解決に向けて対応しております。 反省点としては、これまで各個人の記録(加入期間、納付月数、標準報酬等)を定期的にお知らせできる仕組みでなかったことが、未統合の年金記録等を発生させる原因だったと考えます。
11263	地方庁	その他(社会保険事務所)		自分にやれることに、積一杯取り組む。	年金の請求前までに記録整備をするものと思っていた。基礎番に登録されていない手番が存在することは、採用されてまもなく知った。	もっと早くに取り組むべき問題であったと思う。
11264	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録がもれていることによる社会保険行政に対する信用の崩壊。 年金記録がもれている方が存在するのでは無いかという認識は、期間調査業務の内容を知った頃(十数年前)に、ありました。 本人の申し立てによる調査は、本人が忘れてしまっている記録は、もれてしまう可能性があると感じました。	「社会保険行政に対する信用の崩壊」に対応するには、ひとりひとりのお客様に丁寧に、迅速に対応していくしか無く、今後もそうしなければならない。ただし、現実は、時間的にも量的にも限界を超え対応しきれなかった点が反省点です。
11265	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般に知られているもの以外で知っている問題はありません。	世間一般に知られているもの以外で知っている問題がないため、(6)に関する問題についての解決策は、特段ありません。	年金記録については、大抵の場合、給付を受ける際に問題が判明することになると思われる。そのため、給付を受けるまでの間は、問題が判明しにくく、職員だけではなく、国民も年金記録に対する意識が薄かったために起きた問題ではないかと思います。 問題の存在を知ったのは、国会で指摘されマスコミ報道されるようになったころです。	問題を踏まえ、当然のことではあるが日々の業務を正確に行い、間違い等があった場合には、先送りせず、その場で修正していくようにしなければならないと思います。
11266	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特になし。	現在の方法では、制度の仕組み上100%の解明は不可能と思料する。 年金記録に対して不満を持っている方全員に、個別対応の調査を行い回答するなどの方法が良いと思う。	年金記録については、 ①管理する被保険者数が多く、記録数が膨大 ②一個人の記録を当該者の一生にわたって管理 が必要であり、これらを紙媒体による管理・手作業処理の時代を経て完全適正管理することは不可能なことであると認識。 経験則からも、過去において社会保険事務所から進達された記録を統合処理する度に出力される事故リストにおいて、修正不能の記録が存在していたと記憶。 問題の所在を知ったのは、昭和57年頃。	当時は、記録統合事故リストにより、粛々と記録補正(社会保険事務所において)を行うことで対応。 不明記録については、被保険者本人に確認する以外に方法のないものもあり、既退職者等には接触方法もなく、また、その体制もなかった。 最後の方法として、当該被保険者とは年金裁定請求時には接触できることからその時点で、詳しく調査をするしかないことに整理するしかなかった。 仮に、今回のよう大問題に発展することを考え対策を講じようとしても、事前では予算的制約があり実現性は皆無であったと思料する。 反省点としては、被保険者数が増加してきたときに記録管理方法(記録不要の年金制度も含む。)を見直すべきであった。
11267	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	受給者対応と支払いまでの期間の圧縮の為に人員の増員と研修の徹底	社保、市区町村、事業所、被保険者各位全体の怠慢と制度理解不足による問題 マスコミ報道により知りました	事務方への事務マニュアルの徹底及び事業所、被保険者への制度啓蒙 関係各位の勉強不足及び怠慢
11268	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	現在の仕事を一生懸命やるしかないと思っています。	記録問題が報道等でとりあげられるまで知りませんでした。	職員の意識の低さが問題だったと思います。
11269	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	5000件の記録も含め、すべての記録を解明する方策としては、今現在行っている方法以外には良い方策が思い浮かばないので、今の方策を粛々と行っていくことが重要だと思います。 ただし、「記録が見つからないで不安に過ごしている」方の、その不安を和らげることも、この問題の解決には欠かせないと思っています。 例えば、「年金定期便」の回答を提出しても、すぐに記録がみつからない方に対しては、中間報告にあたるような、お知らせを送ってみたら良いのではないかと思います。	新聞で報道された頃と同時期に、このような問題があることを知りました。 本来、記録が間違っているということは有り得ないことですから、事実を知ったときはショックでしたが、国民の皆様の感情を考えると、お叱りを頂いても仕様がないと思いますし、解決しなくてはならないものだと思います。	お客様の年金の記録を探すことに勤めることは、当然の話と思いますが、同時に、過去の記録がみつからない為に「年金がもらえない、金額が減ってしまう」というお客様の不安を和らげるために社会保険庁が年金問題に取り組んでいる内容をしっかり説明すべきと思いました。 この問題については、やはり、「国民の皆様の老後に関する大事な記録を扱っている」という認識が任倒的にかけていたことが反省すべき点だと思います。 そして、この問題で一番の被害者は国民の皆様であるということをよく認識していれば、もっと早く対応できたのではないかと思います。
11270	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	地道であるが、1件1件確実に解決するべきだと思う。そのためには、文書でのやりとりだけでなく、直接もしくは電話で本人と接触して細かい聞き取りなどを行う必要もある	国民一人一人の生活に直結しているので、早急に解決すべき問題。この組織に入ってすぐ。	被保険者、受給者に迷惑がかからないように1件1件を確実につぶすよう心がけた。当時の職員の意識がかなり甘かったのが1番の問題だと思う。
11271	地方庁	その他(社会保険事務所)	マスコミ等で報道される以上のことは知っておりません。	主管課のみならず、社会保険庁の職員全員が、自身の問題として認識し、一件ずつでも解決していくことが必要と考えます。	基礎年金番号制度の導入以降、未登録の記号番号が存在することは認識していました。ただし、最初の頃は組織的な問題としては自覚しておりませんでした。重要な社会問題であると認識するようになったのは、マスコミ等による報道で大きく取り上げられるようになってからでした。	厚生年金や国民年金の適用主管課のみならず、みずからの問題と自覚することで、少しずつでもいわゆる「浮いた年金」を解消するよう、調査に努めました。 現時点で振り返ると、自分も含めて職員ひとりひとりが危機意識を抱く時期が遅すぎたように思

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11272	地方庁	社会保険事務所長			神奈川県では、事政リストなどもやっておりましたので、このようなWMに登載されない記録が多数あるということは、事務所の人間は認識しておりません。 新聞報道で知りました。	職員の配置にしても、庶務課、徴収課は優秀な出世コースという位置ずけであり、年金関係はそれなりの方の配置がされていたと思います。年金を重要視していなかったと思います。
11273	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	対応できる十分なマンパワーが必要と思います。	オンライン以前の統合帳で管理していたときは、現在のようにオンラインで氏名検索をするように、簡単に本人確認を行うことができず、別番号の本人記録を把握しずらかったため、いわゆる宙に浮いた年金記録が大量に発生したと思います。そのような問題を知った時期は、詳しくおぼえておりませんが、昭和の時代に本人記録が一つの番号に統合されていない人がかなりいると	年金裁定請求書を審査する際、本人にオンライン記録以外に勤務した記憶がある事業所を記載してもらい、マイクロ等から何とか特定しようと努力しました。 反省点としては、年金問題で騒がれる以前から、もっと早く基礎年金番号に統合されていない記録を洗い出し、本人の可能性が高い被保険者、受給者へアクションを起こすべきだったと思いま
11274	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金手帳番号が払出しされているにもかかわらず、未だWMに収録されていない記録があるということです。(カセット解除されていない記録)	090－1にてカセット解除されていない手帳番号が誰のものだか判断できるようになりましたが、とりあえずカセット解除されていない手帳番号について基本記録(氏名・性別・生年月日)だけでも収録しておいたほうがいいと思います。できることならば基本記録だけでなく事業所名(事業所整理記号だと現在使用されている事業所名が出力されてしまう可能性があるため備考欄のようなものに事業所名や郡市区まで収録していただきたい。)そうすれば090－1も完璧ではないと思いますので検索の時間短縮につながると思います。	自分は期間調査の担当をしていたこともあり、期間調査の疑しさや検索に時間がかかることがわかっていましたので、窓口に来るお客様の多さに受付した書類が滞留してしまうことが予想できたので、お客様の記録がその場で判明した場合は統合、そして国年・厚年の期間重複があった時はその補正までの処理をして096－1にて回答し正しい記録になったことを確認してもらいました。つまり統合にしてもその場で完結できるものはお客様が来ているうちに処理を済ませるようにしていました。	記録問題が滞留してしまった理由は幾つかあると思いますが、やはりこの問題を担当の係だけが担う問題とせず各係員が事務所の問題として対応すべきだったと思います。つまりもっと事務局または事務所内でどのように解決していくかの話し合いをするということが足りなかったと思います。 また年金特別便については共済組合期間に手を出したこと、船員保険については船舶名だけでなく船舶所有者名の両方を記載して提出することの説明不足などがあると思います。
11275	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	年金記録の解明作業及び納付記録解明については、現在の業務の中2年間で解決することは不可能であります。2年間という短期で解決するのは平常業務を中断して戸別訪問などにより徹底的に行う必要があると思います。 現行においては平常業務にいても相当の要求があり、記録問題優先の対応が出来る人員が限られてしまいます。 記録問題を優先的に行うのであればある程度の人員は記録問題にシフトさせ、訪問等を徹底することが重要であると思います。	年金記録問題は当初、年金手帳を複数交付されている者の未統合番号であると認識しておりましたが、その後さまざまな記録管理体制がとりざたされたことにより年金給付を行うため早急な対応が必要であると思いました。 複数の年金番号交付については、以前より認識しておりましたが、相談等で対応するしか方法がありませんでした。 年金記録のオンライン未登録番号等については報道により知ることとなりました。	相談者も高齢者が多いこと。また、長時間窓口でお待ちいただいているため、丁寧な説明により年金制度を理解していただけるような対応を心がけていました。 過去の制度上の問題も含め、制度が複雑すぎるため、わかりやすいように変更する必要はあると思います。 また、被保険者が自身の年金記録を定期的に確認できなかったことは問題であると思います。
11276	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	古い名簿は目で見ないと判読できないことから、最終的には名簿を見慣れた職員が確認する必要があると思います。	膨大なデータ管理を長年行うことは困難であるが、途中での点検がなされていなかったことが、最大の原因であると思いました。	自分のできる限りの記録問題への取組を行ったつもりです。 ただし、現在においても事業所や被保険者の届けや手続きに対する意識が薄いことが非常に残念に思うことが実務上あります。 期限時間を過ぎたことをおわびします。
11277	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	一定のメドがついてきていると思いますが、無年金の方などひとつひとつきめ細かい対応をとらねばならないと思います。	着任したとき(20年7月)は、年金記録問題が大きくとりあげられたあとでした。記録問題自体は報道で知りました。	総務系ですので、直接の対応はありませんでした。思うことは、「言ってもらわないとわからない」という意識がまだ全体に強いように思います。当然、加入者自身に記録を確認していただき、問題があれば言っていただくというスキームも重要ですが、年金制度は非常に難しく、言うというところまでたどりつかない場合が相当多いのではないかと思います。私たちは日々業務で扱っていますから、当然だと思うようなことでも、一般の方からすれば、考え付かないようなこともあると思います。それを、何かあれば言ってもらわないとわからないとするのでは、これからも、泣き寝入りする方がでてこられるような気がします。 また、本庁におりますが、Ⅰ種職員とⅡ種職員の間がとてもあるように思いました。私はⅠ種職員ですが、幹部の会議でⅡ種職員が誰もいないこともあり、その中で社会保険庁の今後の方針が話し合われているとすれば よくないと感じていました。
11278	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特別便、定期便の送付をしているので、今までの記録関係についてはそれで手番を統合。大きな成果は無いかもしれませんが、地道にやることだと思います。これだけ年金問題で騒がれていても、基番を2本以上持っている人もまだまだいるので、生まれたときに付番されるような社会保障番号を使用するのがいいのではないかと思います。今回の記録問題を期限を決めて解決するのは難しいと思います。	平成9年に基番が始まったとき、とても良いと思いましたが、手続きしない人が多く最終的に年金請求時に判明すれば仕方ないと思っていた部分がありました。ただそれは、その時点で良いということではありません。本人から連絡があり、統合の用紙を送付しても提出されない場合も多く、戸別訪問時に手番の確認をし、サインもらえれば、提出できますといってもその場で預かれることは少なく、結局のところそれ以上の進展にはならない。手番はそのまま残る。その繰り返しです。こちらががんばっても、そうした経過で終わってしまっていたのです。 オープンになっていない記録があるのは、特別便の仕事をすようになって、初めて知りました。厚年手番など、住所等の管理がないので、本人が申し出なければ特定できない。こんな記録がそのうちこんな問題になるとの認識は低かったと思います。基番になってからは、かなり少なくなるだろうと思ってましたので。	私は、地道に戸別訪問時に統合の書類を預かる。電話等があった場合、又は電話をかける機会にしつこく確認し、手番があるならば書類の提出を指導するというのをしてきました。 それが、全て提出されたとは思えませんが。特別便の回答が遅いとのことで、期限を決められての回答では、調査不十分もありえるのではないでしょうか。 本当に解決するのは、難しいでしょうが、時間はかかると思います。 マスコミが、消えた年金報道したときに消えてはいないと、もっとアピールすべきだった。全員に特別便を出すと言っても、あんな短期間に送付したこと、平成9年の基番通知送付後に、追跡確認等しなかった。庁と地方の連携の悪さ、 など反省点は多々あると思います。
11279	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金について ①主として女性。企業の求人募集の年齢制限の問題で、実際の年齢とは異なった生年月日を履歴書に記載したため、この情報を基に届出が行われ、年金記録が別人となってしまう事例。 ②偽名による届出。 ③主に男性。新たに就職する会社に提出の履歴書に職歴を記入していない会社があり、そのことをその会社に知られたくないため、どうしたらいいのかを社保に電話相談して来たケースが幾度かあり。 対応としては、本人の立場にたって、『厚生年金に入ったことがないといえば、新規に手帳が作成され、そのことは知られませんよ。』と回答したことがある。 退社が円満なケースばかりではなく、本人から泣きつかれれば、やむを得なかったと思う。 こうしたことも、いわゆる『宙に浮いた年金』を構成する原因のひとつであったと思われる。 もちろん、基礎年金番号制実施(平成9年)以前の手番の時代だからこそ出来た話。それ以降は	信頼回復のため、一日も早く、時間と人を手配し、完全に近いものにしていく必要があると考える。	厚生年金で言えば、事業所の名称の登録が無いものや、氏名の欠落、生年月日相違等、本人と結び付けられないものはどうなるんだろうかと漠然と思っていた部分が正直ある。 本人(もしくは、事業所)が、被保険者証(年金手帳)をしっかり管理していたらなぁと思うことがよくあった。 また、我々の入力ミスの部分等は、本来あってはならないことで、国民に対して申し開きが出来ないゆゆしき問題ととらえていた。 この問題を知ったのは、入職後間もなく。	未統合(氏名抜け、喪失年月日漏れ等の不備記録を含め)の記録は、なんとかならないのか、疑問には思っていたが、このことは、全国的な問題と認識していたので、システム改善が必要で、費用もかかり、その予算がどうなのかで、自分個人では何も出来ないと思っていた。 反省点としては、基礎年金番号制実施以前は、厚生年金保険に住所の収録が無かったこと。また、国民年金についても、切替非対象の喪失者には、これまた住所が入っていない等。このことが、未統合の最たる原因ではないかと思う。 それと、被保険者証(年金手帳)が大事なものであることを、国民、事業所にPRしてこなかったことも原因。 また、『統合帳とオンライン記録の不一致』、『市町村保有記録と社保記録の不一致』や『不適正な標準報酬記録の訂正』等は、しっかりとした確認体制が構築されていなかった証と思われる。
11280	地方庁	社会保険事務所課長級以上	データの照合を精緻化することでは、記録問題は解決しないということについては、野村修也さんや、三木雄信さんらが、新聞や雑誌等で発言されていますが、私もそう考えます。 私は、オンライン切替前の、(大阪の場合ですから)事業所名簿を手作業で記載処理した経験のある最後の世代です。アルバイトを使った手作業もおおく、中間進達とかで、記録の目視の確認だけとかで、そもそも間違いが一定割合生じるものだとの認識でした。処理結果の複数チェックなども厳密ではなく、算定基礎後の保険料を合わせるのは大変でした。また、当時、リスト補正の書類が割り当てられたのも覚えています。このリストは、非常にわかりづらいものもあり、実際これで大丈夫かなと思う記録のつなげ方をしたりとかして、決裁なんかもなく、その処理精度は十分ではなかったと思います。 それから、私は事業所総合調査の業務経験がありますが、当然自己反省が先ですが、事業所の間違いということも多々ありました。調査官は、人数的にも、すべてを調査できるには到底及ばない実態でした。これも、記録問題になるといわれれば、目も当てられないでしょう。 また、当時の年金給付のことは経験していませんが、事業所符号が収録されていない受給者の記録がずいぶんあるものだなあと思ってきました。カセットとか、「整備」とか表示されているものもそうです。これらは、いろんな諸事情で、そのように入力されたのでしょうが、いまさら検証はできないものと思います。	記録問題の実態を正直に申し上げて、謝罪すること、これしかないと思います。 時間は元に戻せません。記録の精緻化を求めれば求めるほど袋小路に入る可能性があり、現に、減額の問題をはじめ、解決しがたい矛盾を増やすことになるでしょう。したがって、私は、大臣の方針には賛成しかねるものです。 記録問題の実態を申し上げるというのは、統計学や、リスク管理学などの知見を用いて、これまで蓄積されてきた誤りの発生率を計算し公表することです。根拠があるわけではありませんが、厚生年金保険料徴収率ぐらいの精度での仕事はしてきたのではないでしょうか。これを公表して、時代の制約や、もちろん、不作為、隠蔽などは当然のこと、ひっくるめて、しかるべき立場にある人がお詫びすることだと思います。 私はこの間、何千回「すみません」を申し上げたことでしょう。しかし、記録の精緻化では、文字通り、私たちがいくら謝っても「済まない」と思うのです。大きな声のお詫びがいると思うのです。 記録問題で、社会保険に詰めかけたほとんどは年配の方々です。どうしてお年寄りが、若い職員に詰めより、声を上げるのか。その姿を、失礼ですが、浅ましいと思ったことすらありました。しかし、怒るのは、ほかにも理由があると思うのです。後期高齢保険のこと、年金からのいろいろな天引き。厚生労働省の施策がお年寄りいじめだととらえられたから、記録問題でも怒りが向いたのではありません。本来、お年寄りは、温厚で、次世代のことを考えれば、きちんと謝罪すれば許してくれるはずだと思うのは、甘い考えでしょうか。	(6)でも述べましたが、カセットなんかは、どうしてオンラインに反映しないのかずっと不思議でした。これも、後付でいえば、記録問題だったということになるでしょう。しかし、埼玉の倉庫に古い台帳がしまってあって、社会民主党の保坂さんとかが見せろというまで、マル秘にしていたことなどは職員ながら仰天しました。 現大臣らが中心となって記録問題がとりざたされだし、社会保険庁として取組を始めた平成18年に、私は、調査課長をしていました。当時のスタンスは、苦情窓口は設けるが、証拠がなければ悔ってもらうよう説得するしかない、非常に間口の狭い対応で、叩けばホコリになり苦慮しました。結構大きな企業の幹士からそうであれば、別の(政治家に相談する)方法で訴えると何回か言われました。そのときに、これは、行くところまで行くのかという予感がしました。上に物申しても、柔軟な対応はできないとのことでした。 そして、19年の爆発になりました。守旧的な対応、情報の小出し、あとづけの対策、これらは、火に油を注いだと思います。 ここにおいても、謝罪の仕方に失敗した、対策の取りかたに、大胆な政治判断がなく、責任の押し付け合いと取り繕いに終始してしまった失政である、との認識で記録問題の対応に従事してきました。	質問の主旨からは外れますが、最後に今後の課題と考えることを申し上げます。 年金記録問題で、国民のみなさんの年金に対する関心は、いい意味でも悪い意味でも非常に高まったのは事実です。しかし、(7)に書いたように、盛り上がっているのは、年配の世代の方が中心です。同じことを言いますが、この世代の方々には、幾重にも丁寧にお詫びをし、許しを乞うとです。そして、記録問題という、未曾有のピンチを、チャンスに変えるには、この関心の高まりに、若い世代を巻き込むことが不可欠だと考えます。21世紀の年金の持続可能性ということを考えたとき、現役世代の関心が、社会的連帯を志向するように世論形成をしてゆかなければならないと考えます。だから、『ミスター年金』の大臣には、過去の始末とともに、若い世代に向けたメッセージを、この関心が高まっているときにこそ打ち出して欲しい。 その点で残念なことは、私は、年金機構にいくのですが、私たちの仕事が、行政としての主体性を持った立場から、委託業務会社の仕事になってしまうことです。年金制度を育てていくという行政の使命を自らのミッションと考えてこれまでやってまいりましたが、そういうことは、機構のミッションにはないような気がしています。それは、年金制度に対する行政の関与を減じ、ちょうど、国民年金事務を市区町村から切り離し納付率が下がったときのようなことを、再び起こすことにならないのかと懸念するものです。
11281	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	[redacted]記録を基に年金を裁定していました。 過去の記録は、不備が多く、その頃、資格記録と給付記録が相違しているものが多く、判断に迷うことも多々ありました。 また、不明な記録は紙台帳がマイクロ化されてはいましたが、記録が見えなかったり、読めないものなど判断に迷うものもありました。	・各事業所に記録整備の徹底義務を設け、情報の共有化を図る。 ・人員と予算の確保	・年金額の基本中の基本なので、記録を改ざんしたりは決して許されないこととだ思いました。 ・平成17年頃から知りました。	・この記録問題は、過去に何度かシステムの開発があったが、予算がつかなかったことに問題があると思う。
11282	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	期限を決めて体制を整え、集中して確認作業をおこなう。	平成19年に記録問題が問われるようになって。	年金の請求時点で請求者に加入記録を確認するという請求者に責任を負わせるやり方を、システムの進化に合わせて保険者が責任を持って管理する体制に切り替える必要があったと思いま
11283	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	いま段階で未完了の分については、年金記録に精通した者(OB・元期間照会担当の非常勤職員含む)を大量投入し専門の部署をつくり、できれば通常業務を行う者と分ける。二足のわらじ状態は避けたほうがよい。 また、いまの記録管理のしかたを将来にわたって続けるべきではない。 将来的には「年金手帳」方式を廃止すべき。 個人の年金情報を管理するものとして、免許証やパスポート等と同等レベルの身分証明になるぐらいが望ましい。 例えば、市区町村と連携して生まれた時から「住民カード」のようなものが交付され、そこに健康保険や住民登録等の情報とあわせて管理する。あらゆる手続の際、それがないとできないぐらいのものがちょうどよいと思う。	記録問題がおこる前は、たとえ年金手帳を一人で複数持っていたり、紛失していても最終的には裁定請求時に職歴確認を本人が行うので大きな問題ではないと思っていた。 しかし、問題がおこってから記録管理する側の責任が重大であることの認識をし、自分自身の認識が甘かったと実感している。	年金行政を担う一員として、最後先でこの業務に取り組んできた。 また、反省点としては(8)で挙げたとおり、職員一人ひとりの認識が甘かったことと、(7)で挙げたとおり仕組みの問題もあると思う。
11284	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	時間的な余裕が全く無く、早急に解明しなければならない問題であることは分かりますが、もう少し時間をかけて取り組むべきかと思います。 特別便の整理ができていないうちに定期便を出してしまったことは、現場は大変厳しい状況になってしまったと思います。聞を1年間あけて発送しても良かったのではないでしょうか。	確かに今考えてみると不適切な取扱をしていた時期もあったかと思います。 特に基礎年金番号の制度が始まる以前は、次々に新しい番号を払い出すなど、年金受給が始まる前までに統合してもらえばいいという考え方がありました。 しかし、それもその時代時代においては、正しいあるいは仕方ないと思ってやっていたことで、今の時代で考えると適切ではなかったと思えることが多々あります。例えば紙の台帳をPCへ入力する段階での誤り等もそうではないでしょうか。ただ、全国の事務所から進達されていたものが、処理されず業務センターの廊下に山積みされていたとは、まったくしりませんでした。 そのような事実を知ったのは全国的に報道されはじめた頃です。	国民の皆様一人一人が納得していただくまで説明をするしかないと思います。しかし、この問題は年金制度が複雑になりすぎてしまい、その制度の歪みとして出てきてしまったという部分もあるのではないでしょうか。 私たち社会保険事務所の現場の職員は、庁⇒事務局⇒事務所とおりてきた業務処理の方法に沿って仕事をやることしかない訳で、それが間違っていると誰もが分かっていればこのような問題は起こらなかったのではないでしょうか。正しいと思って処理をすすめていたことが10年20年たって、あのやり方は間違っていたと指摘されることは大変なショックです。それは制度が間違っていたということではないでしょうか。 そのような問題と遡及月変や遡及喪失を同じ問題として報道されることについては、大変悔しく思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11285	本庁	その他(本庁)		個別の解明を続けるのが大事ですが、現状を鑑みて、一定の条件で終了にする(分配する)等、終わりを見据えた大枠の処置が必要なのではないかと思われます。	世間で騒がれはじめてから知りました。 住所や氏名の整合性が取れない等、あり得る話で、防ぎきれるものではないと思えましたが、ここまで多くの記録が結びついていないことについては、大変な不備であると感じられました。回復、解決が非常に困難な問題であると認識しています。	
11286	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	なし	重要な問題として認識しています。年金記録問題が発生してから。	私は、総務業務に従事していたため、内容をよく理解していなかったため、組織の支持どおりに対応した。
11287	地方庁	社会保険事務所課長級以上	昭和50年代以前に裁定された厚生年金記録について、社会保険業務センターの入力した被保険者記録のうち、同日において喪失、取得した記録が省略されている。このため、最後が第四種であっても、強制被保険者記録かどうか判別できないものがある。 その結果、古い年金記録が見つかっても、四種期間かどうかわからず、四種をけずり、還付するということができない。また、第四種になっているのに、基金加入被保険者のままの記録になっているものや、喪失時と取得時の標準報酬月額が異なるものがある。 事象を発見したとき(本年10月ごろ)は、次長、所長に報告、担当課長を通じて事務局に報告してもらった。その後の顛末は聞かされていない。 企業の合併月に資格喪失する被保険者について、存続法人、非存続法人の従業員間でおこる不合理。 A銀行とB銀行が合併し、AB銀行となり、存続法人がA銀行となる場合、B銀行の被保険者はB銀行を資格喪失し、AB銀行で資格取得する。一方、A銀行の従業員はA銀行の名称が変更されるだけでそのままである。このため、同じ合併した月に資格喪失しても、A銀行の被保険者はその月は被保険者期間とならない、B銀行の被保険者は同月特喪のため、被保険者期間となるという制度上の不合理が生じる。	台帳記録を画像化して突合するなら、第四種被保険者を優先するべき。 合併の場合の処理方法を改善するべき。	記録収録の不備から来る諸問題。 1．旧台帳をオンライン収録しなかったことに伴う、名寄せからの検索不可(職歴からのアプローチしかできなかったこと) 2．業務センター(その前身)が記録収録する際、事業所記号、番号をオール0入力したことにともなう、職歴の不判明(特別便に厚生年金保険と記載されるもの) 3．年金裁定時における職歴照会の不備。期間を判明させてから裁定入力をするため、期間照会をして、年金の支払いが遅延することに対する受給者、社会保険事務所側の嫌悪感。 戦中、戦後を通じて日本社会の悪い面の縮図が固まった問題。 1・実務上の簡略化を図るために安易に先行して実施されていた健康保険制度に抱き合わせたことからおこる諸問題。女子挺身隊として動員するために女子に適用拡大したのはいいが、本籍地や前住所を記録させていない。動員をかけた役場にも動員先の企業名を残していないことから生じる期間照会の困難さ。 2．事業主・従業員の関心のなさ。年金手帳を就職したら提出する。一人ひとつの番号しかつかないということの認識不足から来る、基礎年金番号(手帳番号)の重複払い出し。。 3．架空会社設立による健康保険証詐欺、前歴を隠すための偽名使用、年齢詐称による宙に浮いた記録の大量発生。 平成4年ごろ	記録収録の不備からくる問題は、すでに言われているとおり。 事業主、被保険者サイドの問題については、学校教育からの問題。 働けば納税しなければならないと同じくらいの感覚で、20歳になったら国民年金に加入する、就職したら年金手帳を提出する。40歳になったら介護保険料を被保険者、事業所とも負担することから、年齢を詐称して企業に就職しない。 そのことが常識とならないと、解決しない。そのうえで、倒産歴を隠すための偽名使用は裁定請求時の修正で、本人のリスクだと認識をしてもらう。 健康保険証の不正取得に対する罰則の強化が必要。(今の程度の罪の軽さであれば警察がとりあってくれない)
11288	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			過去からの作業方法に誤りがあったと認識している。 問題の存在は世間で取り上げられた時期と同時期。	ひとつひとつ正確に処理していかないと、将来、取り返しのつかない状況となるので、日頃の積み重ねが大事と考えている。
11289	地方庁	社会保険事務所課長級以上	戦中、戦後の記録確認の困難さ。	わかりません。	制度創成期の混乱期の紙台帳の不備による年金額への影響	歴代の担当者の努力不足。次の時代への配慮のなさ。そして今の時代から後世への配慮の必要なこと。
11290	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	少しでも、皆さまの記録に繋がるよう調査をする。	大変な問題と認識しました。 今までの状況を全く知りませんでした。 テレビ報道等にて知りました。	古い記録は、破損及び読取不可能な資料が多い。 資料の保存状態が悪いためと思われる。
11291	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	引き続き、同一氏名生年月日の方に、照会をしていくことと、調査専門の部署の人員の増員	コンピューター導入後に、採用されたため、機械化前の事務の処理の流れがどのようにおこなわれていたのか、理解しておりませんでした。ニュースで取り上げられ、その後大量の浮いた年金番号の存在を意識いたしました。	相談に来られた方々に、お詫びと丁寧な対応をこころがけました。コンピューター導入後、記録の整備をもっと積極的に、行うべきだったとおもいます。また、統合できてない番号が大量にあり、そのことを、広く意伝し、加入者である国民にしっていただき、自分の年金が正しく計算されないことがあることを、認識していただき、機械化後、記録の整備への協力を呼びかける必要が
11292	本庁	その他(本庁)	なし	情報伝達の徹底。 専門の係で集中的に対処する。そのため人材確保(経験者等)が重要だと思う。	公になるまで知らなかった。	解決のため、必要に応じて窓口支援を行った。 今後はチェック体制の強化と法令遵守の徹底が必要だと思う。
11293	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員を投じて記録の確認を進めていくべきだと思います。	年金請求時にご本人の記録を確認できていなかったことは、信頼を損なうものであると考えました。年金問題が報道される中で知りました。	年金相談をお受けするときには必ずご本人の記録を再度読み返し確認しながら納得のいく説明をする努力をしています。 これまで、年金手帳が何冊も交付されていることが反省点であると考えます。
11294	地方庁	社会保険事務所長	特になし	当面の作業を継続するとともに、新たな対応に当たっては、十分な検討を行い体制整備等準備の上実施していく必要があると思われます。	オンライン導入以後、資格記録における不備記録(記録もれ、氏名もれ、氏名相違、手番相違、別人記録の混入等)がまれに見られたため、相談対応時には「100%信用できない記録」として取扱ってきました。そのため、明らかな記録以外は旧名簿の確認なしに資格記録のハードコピー内容をそのままお客様に交付することは問題ありとして、慎重に回答する必要がありました。 また、年金裁定請求時には、氏名検索を行いお客様に確認するなどできる限りもれのないように努めてきましたが、氏名のない記録やカセット記録などはご本人からの職歴の申出がない限り判明しないという限界がありました。 「事故記録の整備」が順次行われており、また、平成9年の基礎年金番号導入時におけるもれ記録の統合などにより、いずれはこの問題は解消するであろうとは思いながらも、不備記録についての件数、内容も全体像は不明で、「記録整備を早くして欲しい」という現場の思いは強くありました。	オンライン化され、その後氏名検索機能が向上したなかでも、職歴の空白期間に勤務歴の漏れがないかを窓口で確認する等で対応するよう心掛けてきましたが、現在の特別便(名寄せ)の回答でも見られるように「もれなし」とのお答えがかなりありました。 基礎年金番号導入以前の記録の管理方法では、重複手番が大量に発生し、その解消にはご本人の記憶に頼らなければならないという限界があったと思います。 「基礎年金番号をもっと早期に導入すべきであった」とも思いますが、現在のようなコンピュータによる高度な記録管理システムが前提でないと基礎年金番号の重複付番が大量に発生していたでしょう、年金制度が時代とともに分立、統合してきたなかでの手作業管理が主であった時代においては、結果として止むを得ない面もあったかと思います。 ただ、窓口における届書受付、届書の処理、進達、記録管理という流れの中で自分のパート以外のことについては、あまり気にかけていなかったことは反省すべき点であろうかと思います。 なお、「年金記録問題」として世間に認識されて以降は、問題のある一面のみが過大に取り上げられるなど正確に伝わっていないこともあり、職員は、窓口、電話等の応対において、なかには「いわれなき暴言」にも耐えざるを得ない状況にあることを残念に思います。 引き続きこの問題対応に積極的に取組み、早期に国民の皆様の信頼を回復できるよう努力していきます。
11295	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	分かりません。	大変、国民の皆様に申し訳ないと思いました。 問題が存在すると知ったのは、16年4月ぐらいからのような気がします。	一人でも多くの方の記録を突合し、この記録問題を早く解決しようと思い日々 業務に取り組んでおります。
11296	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	あまり急ぎすぎては同じ過ちを繰り返すのでは、早急にしなければとは、思いますが、時間を掛けて丁寧に作業を進めることも必要だと思います。	10年ほど前に期間照会の担当をしている時、あまりにも多くの記録が整備されないままであることに不安を感じていました。	記録整備を進めなければならないと思いながらも、個人的には何もできなかった。しかし期間照会や年金給付の担当者からは、当時より記録整備の重要性について意見はあったと思われるが、それが全体的な取組みと成らなかったことが残念です。
11297	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基礎年金番号導入以前は、転職するたびに年金手帳の交付を受けている方も多数おり、後日重複取消を行えば問題はないと看過していた職員の意識も低かったものと認識している。 その結果、年金計算の対象から漏れていた期間が発生した。 年金請求時には、本人の職歴申出を端末で記録確認しながら対応していたと聞いているが、職歴が多岐に渡り、その都度年金手帳を交付された被保険者は記憶が曖昧になってしまうのも当	基礎年金番号導入前、厚生年金資格取得時に年金手帳の提出がなかった場合であっても、早急に再交付手続き及び重複取消を行うよう伝えていた。 基礎年金番号が導入されてからは、このようなことにならないようシステム的にもチェックがかかるようになったが、それ以前の部分についても、危機意識を持って業務にあたるべきであったと考える。
11298	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特にありません。	年金特別便、定期便をはじめ、これまで実施するとしてきた確認手段を確実に進め、記録が正しく管理されてきたと安心していただける国民を一人でもふやしていくことが重要と考える。 併せて、年金制度を少しでも分かりやすいものとするための努力が必要。	年金記録問題を知ったのは、この問題が国会やマスコミなどで広く取り上げられるようになった平成19年5月頃。その後社会保険庁に在籍するようになったが、この問題は、根本的には、年金記録についてのこれまでの社会保険庁における意識の不十分さと、年金制度に対する国民の側の理解の不十分さ(もちろんそれを生じた責任は行政側にもある)とが相俟って生じた問題では	これまで検証委員会等で指摘されてきた問題点や反省点に加えて、上記の問題意識を踏まえれば、①年金制度を少しでも分かりやすいものとすること、また、広報や教育現場における知識の普及への努力がもっとあっても良かったのではないか②適用・徴収の体制を強化し、適用すべきはきっちり適用・徴収を行うということにもっと意を用いるべきだったのではないか、と考える。
11299	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		存在を知ったのは期間照会業務を行うようになってからです。新規採用の平成16年です。 国民の皆様の将来にかかわる重要な問題だと認識していました。	休日出勤、残業等をして一人でも多くの記録を捜索しました。 被保険者、一人ひとりの自分の年金への知識が必要なのと恒常的に 把握していただくことが足りなかったと思います。
11300	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現在進めているプロジェクトにありますように、コンピュータを使ったデータの突合から手作業による調査まで、ある程度の投入できる費用と人を駆使して取り組むのが解決への道だと考えています。	この問題を知ったのは報道等で発表された時です。当時大問題となったようにあってはならないことで、これまでの信頼が一気に揺らぎました。この組織に働く者として一日でも早く記録を調査し、信頼を回復させる必要があると思いました。	過去の原因究明とともに今いる職員一同が今後二度とこのような問題を発生させないという強い意識と責任感を持って取り組まなければならないと考えました。反省点としては今までの組織がうまく意思の疎通が取れていなかったことや、年金制度が一般的な人にとってやや説明不足である点が挙げられると考えています。
11301	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	退職者を含めた職員での対応が必要。	様々な報道がされるようになってからです。	今までの積み重なった問題ですので、現在できることを確実に実行しないといけないと思います。公務員としての自覚が全体的に足りなかったことが反省点だと考えます。
11302	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一定の基準を設けて、救済策を示していくほかないと思います。	重大な問題であると考えていました。 問題の存在は新聞等報道にて知りました。	制度の説明を丁寧に行い、被保険者・受給者の方に意識を高めていただけるように心がけました。 また、この問題の反省点としては、ばれなければいいという意識があったことが一番の問題だっ
11303	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特段聞いておりません。		組織としてというより、国と市町村、企業等が一体となって取り組むべき問題と認識しています。 問題の存在については、世間において騒がれた時からとなります。	国家事業として過去の年金記録の回復を進めること。 今後は、国の記録管理を確実に行うことと個人においても自分の年金記録を容易に把握できる仕組みを作り、管理すること。
11304	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11305	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録問題の調査にあたり、埼玉県の場合、集約化することで調査に集中して取り組む体制が整い、迅速かつ正確な調査ができるようになったと思います。 しかし、全国事業所検索システム等の導入により原則他県照会が禁止になったことによって、正確性の部分が損なわれた可能性があるのではないかと思います。 システムそのものがすべての情報を網羅しているわけではないということが、自県を調査するとわかる場合がありますが、他県のことまではわからないし、ノウハウ等を全国で完全に共有することは難しいのではないかと思います。さらに080での調査は高速化したとはいえ、マイクロフィルムの調査に比べ時間がかかります。現在の体制により、自県であれば見つけられる記録を他県で調査することにより見落としてしまっている可能性もあるのではないかと不安です。 以前のように他県照会可能に戻した方が、正確な調査につながり、お客様からの信頼回復にもつながるのではないかと思います。	年金記録問題については迅速な調査解明が必要であるとの認識がありましたが、実際の解明には膨大な時間がかかると考えていました。 年金記録の調査に携わりはじめたのは平成18年の10月、現在のように年金記録問題として認識したのはマスコミに取り上げられるようになった平成19年5月頃からです。	調査担当者として、時間外、休日勤務も行い、正確かつ丁寧な調査を心がけました。お客様の信頼を回復するためには、多少の時間がかかっても丁寧な調査を回答をすることが必要だと思いますが、現在の調査は時間短縮が求められるために正確性にかけるのではないかと反省しています。
11306	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	情報共有 事務処理方式等の統一化(マニュアル整備)	記録管理がずさん(入力もれ、誤り)だったため、起きた問題と認識していた。 新聞等の報道が大きくなってから知った。	記録が回復した人に対する再裁定等の処理件数が増加することが予想されたため、システムでの対応を検討した。 が、対応が後手にまわり、結果未処理が増大した。 反省点 ・未処理件数が急増したため、十分な検討が行えず、急場しのぎのシステム開発となった。
11307	地方庁	その他(社会保険事務所)			(1)採用されてまだ数年後、上京社会保険事務所で期間照会担当者の補助業務をしていた頃は、紙台帳を手作業で探していたが、すでに元の紙台帳がボロボロになっており、元台帳をコピーした複製台帳で探していた。 しかし、コピーである以上、文字が認識しがたい部分もあり、その場合は元の台帳を見ることになるが、触れるだけでくずれてくるような物もあり、大変だった。 また、手作業で探す以上、担当者のスキル不足や、人間としてのミス(見落とし)があり得る。一度、該当者無しで回答されていた方から、再度照会があり、探したところ今度は見つかったということが度々あった。 期間照会の回答までに数ヶ月掛かることは当たり前で、大変な作業であると認識はしていた。 (2)舞鶴社会保険事務所に在籍していたころ、ある方の期間照会の調査がきっかけで、とある事業所のほぼ全ての被保険者の記録に漏れがあることが推測され、今判明した時点で全ての被保険者の記録を修正するべきだと上司に提案したが、余計な仕事を増やすな！とでも言うようにけんもほろろに却下され、その方の記録のみ修正するように指示された。上司からの命令である以上、それ以上何も言えなかった。 (3)京都南社会保険事務所に在籍していた頃、年金問題が発生した頃、ある方の期間照会の調査がきっかけで、大阪府のある事業所のほぼ全ての被保険者の記録に漏れがあることが推測され、年金問題もあることから、今判明した時点で全ての被保険者の記録を早急に修正するべきだと大阪府のある事務所に他庁照会FAXで連絡をしたが、その方の記録のみ訂正され、他の方々については何の返答も無かった(後日、前後の方々を確認して見たが記録が補正された様子は無かった。)管轄が異なるため、それ以上のことは出来なかった。	(1)紙台帳が和紙ではなく、洋紙で作成されていたことが原因。洋紙であれば、年数が経過すると酸化しボロボロになるのは当たり前。しかし、私個人が紙台帳の原料まで意見具申することは、できなかった。地方庁の一担当者がどうこうできる話ではない。 また、手作業で探す以上、人間としての見落としは防ぎようが無い。当時はまだオンライン化されたばかりのころで、オンラインの検索システムも不十分なもので、担当者のスキルだけが頼りだった。オンライン化された時点で名寄せを徹底できればよかったと思うが、当時のシステムでどこまで実現可能だったのかは不明。 (2)上司の事無かれ主義が原因か。一係員としての限界を感じた。 (3)年金問題が発生した頃であるにもかかわらず、大阪府のある事務所の対応の鈍さに憤りを感じたが、管轄が異なるため、どうしようもなく限界を感じた。
11308	地方庁	その他(社会保険事務局)			紙台帳管理から、オンライン化への切替時に遡及もれにより被保険者記録が欠落したケースがほとんどだと認識していました。 また、健康保険法や厚生年金保険法施行時の古い記録であり、いまだに完璧に保管されているものは奇跡的だと考えていました。 ただ、社会保険庁の管理がずさんとばかり書き立てられましたが、各共済組合もずさんだと思います。	定期便の開始までに、不完全なまま放置されている被保険者記録を1つでも減らすよう、記録補正に全力を尽くしました。しかし、被保険者名簿が廃棄されていたり、脱退手当金の支払請求書が廃棄されていたり、記録を補正するにも限界があると感じます。 また、被保険者名簿の記載もいい加減なものがあり、当時の職員はどんな仕事をしていたのか呆れることがしばしばです。 やはり、ひとつひとつきめられた仕事はきっちりこなしてゆく、また、複数職員による確認作業をしてはじめて、記録の正確性が保持できるものと考えています。
11309	本庁	その他(本庁)		地道に記録に誤り等がないかハガキを送って確認する。広報を行う。	ここまで大きな問題であるとは感じていなかった。 3年前くらい。	今まで気付くことが出来たはずだし、気付いていた人もいたはずなのに、ここまで大きな問題になるまで対策をとってこなかったことがこの問題を大きくしてしまった一つの原因ではないかと思う。
11310	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	マンパワーが必要だと思われます。	大変重大な問題と思いました。 時期は正確には覚えていませんが、話題になった時期だと思われます。	やはり機械化になった時点から時間をかけても正確に処理していれば、すんでいたと思います。
11311	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入前より 年金番号をたくさん払い出していた	年金についての重要性を周知するための広報不足
11312	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	すべての記録について、ご本人様を特定するというのは想像がつきませんが、解決に近づくには、記録のひとつひとつを丁寧に調査していくしかないのではないかと考えます。	私は、年金記録問題が発覚した後に入庁した者です。実際の業務についた際は、人々の関心が、特に年配の方ですが、私が思っていた以上に高いことに驚きました。	第一は誠実な対応をしようと心がけました。私は経験も浅く、知識も十分でないため、窓口応対時にお客様に更なる不信感を与えてしまったと反省することも多々ありました。ですので、現時点で自分にできることをと考えて行動しておりました。 反省点としては、制度を分かり易く説明するような周知活動をもっと行えばよかったのではないかと思います。
11313	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険事務所に謝金として窓口勤務していた19年当時に知った。 一人ひとりの職員が真摯に取り組むべきもの。	電話でお問い合わせがあった場合には、できるだけ迅速に、正確な状況を伝えようとした。 各事務所が混乱したことは仕方ないが、もう少し早い対応ができてもよかった。
11314	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	無し	杜撰な管理による結果の露呈として認識。 入庁以前のマスコミによる一連の報道によって。	今後発生する仕事の管理の徹底。パソコンを用いた記録等の管理の導入。 専門家でなくとも一見してわかるような記録の管理の仕方を早期に導入すべきであったと考え
11315	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知していません。	次々と方策が実施されているが、もっと計画に実やす時間を取り段階的に取り組むべきではなかったかと思う。	年金給付の決定に当たり個人個人の年金記録の積算は行われているものと思っていた。	記録問題が一般に言われる以前より、58歳事前通知の業務に担当として従事し全力で取り組んだつもりであるが、問題の大きさを承知していなかった。
11316	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上			1．報酬に関する問題(制度に関して) 年の内3月の平均で標準報酬を決定することについて ―税金の様に年間収入での算定でないため、業種等により不公平との 指摘を受けることが多々あった― ○現在、定期便に対して「給与明細と標準報酬が違う」との申立ても見 受けられる ○定時決定事務は短期間で膨大な事務作業が必要となり、特に被保 険者が増大してきた以降は、大量のアルバイトを雇うなどして処理を進 めざるを得ず、計算誤りなど、人的ミスを見逃すなどの例もあったかと考 える 2．資格喪失日について 月の末日退職者の場合、退職日の翌日が資格喪失日でありまた、喪失 届の用紙についても、資格喪失日を記入することになっていたため、注意書 きはあったと思うが、退職日を記入していたケースが多く見られた。(退職日も記載する欄があったかどうかは、よく覚えていない(s50年頃))	○2について 資格喪失日の確認については、末日が記載されて提出のあった場合は、 電話により事業所に確認をとっていたが、いま「特別便」等により末日まで 勤務していたとの申し出もある。 ―届出用紙に退職日について記載をすべき― ○国民年金制度が始まって以降、長きわたり、厚生年金制度において 住所を管理してこなかったことが、解明作業が困難な一因 ○年金の請求にあたり、申請主義であったこと 住所が登録されていないため、本人特定ができず、本人に記憶がなけ れば請求時に情報の提供も慎重にならざるを得ない ○コンピュータ化が進んできた以降、紙データを電子データ化してこなかった こと
11317	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にないと認識しております。		組織そのものというか、国の信頼に関わる大事な問題と思いました。 システム的に言うと、初期移行の難しさや、大量データの取扱に注意しないと、当然起こるリスクの高い問題であるのであろうと思いました。 組織内部で話題になったころ(平成19年又前ころ？)から、当該問題に関するシステム開発の担当の1人となりました。 その後、現状に至るまで担当しております。	ねんきん特別便(名寄せ便)に始まり、現在開発中の紙台帳とオンライン記録の突合せシステムに至るまで、いろいろな案件に携わり、システム的な立場から正確かつスピーディでお客様にわかりやすいシステムを開発すべく努力してきたつもりです。 ただし、影響(関係者)が大きいことや、事の重大さを考慮しすぎ、意思決定にスピードを欠いた側面があると、現場レベルでは認識しています。 システム開発においては、要件定義が最も重要なだけに、その点では残念なこともありました。
11318	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られている事しか知らない。	特別便及び定期便において、被保険者・年金受給者に確認いただいた記録を徹底的に調査する。	年金手帳を複数お持ちの方の問題だと思っていた。 職歴等を知られたくない人は年金手帳を複数持っているのだと思っていたが、本人が年金を受給するときに一つにまとめればいいと思っていた。 初めて年金給付課に配属されたときに記録の不備がかなりあると感じた。	裁定請求を処理するときに調査を行ない記録の不備は直さないといけないと思い記録の調査を行ない整備を行なった後に処理をするようにしていた。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11319	地方庁	その他(社会保険事務所)	日本国内の住所(居所)が不明であるため、納付書の送付や年金制度加入(特に国民年金)の案内ができず、結果として無年金になりやすいケースが相当数あると思われます。具体例としては国民年金納付書の未送達者、居所未登録者、宛先不明による勧奨状の大量返戻などです。市町村との連携強化により解決をはかるべきところですが、元来住民基本台帳自体が完全なものではないので(定額給付金申請書の返戻に象徴されるように)、全ての被保険者情報を網羅することは困難であると思います。しかし、何らかの工夫により情報の精度を上げる事が必要であると思います。	市町村との一層の連携強化が必要であると思います。また、郵政(郵便局)の情報網を利用する、(法律で可能な範囲内で)居所の調査を民間業者に委託するなどのアイディアがあってもよいと思います。	入所して半年ほどでこのような問題(宙に浮いた年金)があると知り、現在のような問題に発展したのはその数ヶ月でした。ただし、この問題を知った当初は、平成9年の基礎年金番号制度開始時に、手書統合に関する案内は国として一通り行っている(つまり、手書の未統合や年金記録の確認漏れは本人の自己責任である)と認識していたので、この点がまったく報道等されなかったことは不満でした。 標準報酬月額等の問題については、事業主責任であると認識していました。従業員への情報周知がはかられていたのならば、数十年後になってトラブルになるようなことは少なかったのではないかと思います。	お客様ひとりひとりに対し、制度の基本的な説明から沿革、その変遷等を丁寧に説明し、この問題の解決に向けてご理解をいただけるよう努力しました。 現在は、この問題について次のように考えています。 ①国年・厚年共に制度の周知が足りなかった。現在でも第3号被保険者に漏出があると誤解していたり、厚年保険料は事業主と折半であることを知らない人も多い。国民にとって最も身近で重要な、誰もが知っている年金制度としての周知を図るべく、効果的な広報がなされているべきであった、のかもしれない。 ②資料の保管・貴重な情報の保存について、市町村を含めた組織全体がもう少し意識的であればよかったと思う。今後は、各被保険者に対してどのようなサービスがなされたかを全て記録保存できるシステムへと発展していくことが理想であると考える。 ③現在の定期便のようなサービスが、以前から(国民に身近な形で)あればよかったと思う。現代のような情報化は当時誰にも予測できなかったことではあるが、老齢になって数十年分の記録を確認しなければならなかった当時の手続きのあり方は、この問題を最も困難にした要因であると思う。日々更新されるあらゆる情報の提供サービスを受けること、また常に最新の情報にアクセスできることを多くの人が当たり前のように感じる現代にあっては、官庁としてもこの感覚に追いつかなければないと感じています。
11320	地方庁	その他(社会保険事務局)	第三者委員会の斡旋による、法令等に反すると思われる記録補正。 (例)1等級差の月額変更など。	通常の届出によるものと整合性が取れるように法改正をする。	新聞に出始めてから。 最初は、基礎番付番時の未付番や重複の問題としか認識していなかった。	当時、適用課の窓口にいたので資格照会で慎重な取り扱いを努めた。 反省点は、問題の抽出と解決を行う仕組み(組織)を作らなかったこと。(正直、社会保険事務所にいたときに、正しく収録されていない記録が膨大な数、存在することはわからなかった)知りえる立場の人がいたはずなので、その人間が解決に向けて舵を取れる仕組みがあれば、現状はだいぶ変わったと思われる。
11321	地方庁	その他(社会保険事務所)		総背番号制にしない限り、今の届けの提出方法では、ひとりに一つの番号でずっと管理するのは、到底無理と思う。 なぜなら、入り口にあたる厚年取得手続きにしても、事業所においての年金の意識の違いがありすぎて、きちんと管理し必ず入社の際は手帳の提示を求めるところもあれば、年金番号の存在自体すら知らない事業所まであり、一様に事業所任せで、番号を届出の際に記入させたところで、生年月日、氏名の誤記入、入力などで重複番号の払い出しは避けられず、戸籍抄本、住民票でも添付を求めない限りやはり宙にうく年金につながっていくと思う。 過去の分については、自身が今その担当部署に所属していないので、具体的な方策は見いだせません。		
11322	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	処理については総花的ではなく、選択と集中が大切かと思われます。	基礎年金番号が導入される前の期間については統合されていなくて当たり前と認識しておりました。	特段対応はしなかった。
11323	本庁	その他(本庁)	特になし	地道に記録の突合をおこない、被害者の救済に全力を尽くすことだと思います。	平成19年に厚労省年金局に在籍していた当時、国会状況で初めて年金記録問題を知りました。 入庁後の経験も短いため、それまでは問題があることを知りませんでした。	年金記録の管理が不十分だったため、今日のような大きな問題となっていると思います。一人一人の記録を適正に管理することが必要だと思います。
11324	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録が相違している、洩れているというケースにおいては、何十年も以前のことで、本人が根拠となる資料を持っているというケースは少ないため、ある程度本人の主張を認めることが必要であると思います。 当然のことながら、強く主張する者を認め、そうでない者の主張は認めないとすることは不公平であり、記録を訂正しても嘘の主張をしていることが後で判明した場合には、罰則を非常に重くするよう規定を改めればと考えます。	[redacted]年金受給者からの申し出の中に、社会保険庁がオンラインで管理している記録と年金を受給している加入記録と相違しているという申し出が度々ありました。 このような事例が発生していたため、社会保険業務センターに収録されている記録が誤っている事もあることは認識していましたが、申出者自身が記録の誤りを証明できないケースもありました。 そのため、本当は申出者の主張に信憑性があると思われることがあっても、こちらとしては根拠となる資料がなければ認められないと主張しなければいけないという心のなかでは葛藤がありました。	その都度、社会保険業務センターに連絡をして、訂正処理を依頼していましたが、どうしても根拠となる資料が乏しいために認められないケースや、認められたとしてもすでに年金受給権の発生から5年以上遡及するため、5年分しか遡及して支給できないというケースもありました。 5年の時効を適用せず受給権発生時点まで遡って年金を支給してもらうためには、行政上の瑕疵が認められない限り遡及して支給して貰えなかったため、根拠資料の収集に努め、時には社会保険業務センターまで出向き直接説明するなど、出来る限り申出者の主張を認めて貰えるよう努力しました。
11325	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	旧令共済組合員期間の加算者については時効特例法の対象となっているが、過去に加算処理をした方の中で時効消滅があった方につき、時効特例未払い分請求の勧奨をしていない。	人・モノ・予算の集中が必要。また、一人でも多くの年金業務経験者に、機構で働いてもらえるよう、雇用の確保・維持が必要。	過去の杜撰な記録管理の累積。一件でも多く、少しでも早く解決していくべきであるが、「最後の一件まで」解決することは不可能だと思う。 報道された頃に知った。	自己のやるべき業務をやっている。 基礎年金番号制度ができるまでは、一人が複数の番号を持つことになっており、制度的に記録統合漏れが生じる危険性が内在していた。 記録の管理も杜撰であり、コンピューターに収録された記録も誤りが多くあるため、記録が探し出せない。
11326	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金については、昭和17年1月1日制度発足、準備期間を経て昭和17年6月1日保険料徴収開始、事務員、女性については、昭和19年6月1日制度改正、昭和19年10月1日保険料徴収開始、国民年金については、昭和35年10月1日制度発足、昭和36年4月1日保険料徴収開始、第三号被保険者については昭和61年4月1日制度発足、職員であれば、周知の事実として認識されていることが、一般の認識とされていないのが現実問題として特別便等の照会がなされていることで事実として問題が残されている。	遅いとは思われますが今からでも、マスコミ等のメディアを活用して、広報活動の充実を行い、年金の基礎知識を高める必要があると思われます。	年金記録に関しては、正しものと認識していましたが、紙台帳の記録がオンラインに移される際の処理に問題があったと思ったのは、今回の記録問題が起こってからのことです。	年金記録を全て正しい記録として確認するには、年月が経過しすぎており問題が多すぎると思われますが1件でも多く処理が進むよう取り組みを行っております。
11327	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		丁寧な記録探索、早急な統合処理(再裁定→支払)は当然のことながら、処理を急ぐばかりに、新たな誤処理を生まないよう十分に気をつけるべき。どうしても時間を要する複雑な案件が残っていくので、現在も既に対応しているところではあるが、ケースごとに仕分けし、それ専門に処理していく体制を強化していく。	記録課、支払調整係等を経験する中で、1人が複数の手書を、様々な事情で保有していること、年金は請求行為であるということで、本人が記録を忘れてしまえば、その記録の判明が困難なケースがあることを知った。戦時下であったり、オンラインも普及していなかったりと「時代」として記録管理に限界があったのはやむを得ないであろうが、行政として、1人1手番の業務の徹底や広報の充実、丁寧な記録収録がされていればもう少しは‥と感じていた。ただ、現在の記録問題にまで発展するとは意識していなかった。	記録課においては、当然のことながら、判明した旧台帳記録を正確に収録することに努め、支払調整係においては、資格記録と給付記録の氏名の相違(漢点等)を修正した上で再裁定する等、本人確認できた事項について正確に収録していくよう努めた。
11328	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	人と時間が必要である。	基礎年金番号のときのPR不足。	適用窓口等での記録の確認。
11329	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		最後の一人まで記録統合をするのは、現実的には不可能だと思うので、どこかで線をひかなければならなくなると思う。 具体的な方策としては、思いつきません。	年金受給の年齢に近い方から順次、基礎年金番号に統合されていない記録が他にあるかどうかを確認するお知らせを送っていることを、中村社会保険事務所で国年課に在籍している時に知ったので、宙に浮いている記録はたくさんあるのではないかと考えていた。	その時は特段の対応はしていません。 もっと早い時点で大規模に記録の統合に乗り出すよう提案することができたかもしれません。
11330	本庁	その他(本庁)	特にありません。	組織一丸となって誠意対応していく必要があると思います。	報道ではじめてしりました。基礎年金番号への統合がうまくいっていないのが問題であると思いました。	公的年金制度は大切な制度であります。このたびの記録問題により国民の皆様の信頼を損ねたことは大変遺憾であり、記録統合、早期支払に向けて対応していきたいと思います。定期便のような一人ひとりの記録を定期的にご確認いただく等の対応が必要であったと痛感しております。
11331	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			記録に漏れがあった場合は、 年金裁定の際、記録を補正することにより適正な年金額の裁定が可能であるため、裁定時の記録確認を徹底することで対応可能と認識していました。	自分の年金記録を確認していただくための方法が少なく、また、記録の確認をされる方も少なかった。 今の情報社会においては、不安を持った方がある程度簡易な方法により記録の確認ができる方法を増やしておくべきであったと思う。
11332	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	抽象的には信頼と割り切り(落としどころ)が必要。 また、非常勤ではないマンパワーが不可欠。	長年の積み重ね。 在籍していなかったため、マスコミ報道により知った。	自らの職場の問題として反省は必要にしても、現在の職員の士気をこれ以上下げないことが必要。
11333	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない。		平成16年頃、社会保険事務所の適用課に在籍していた際、基礎年金番号へ統合されていない手帳記号番号が多数存在することを知った。	社会保険事務所の窓口に出た際、基礎年金番号通知書の他、複数の年金手帳をお持ちでないかをお客様に対し確認し、基礎年金番号への統合処理の必要性を説明した。 なお、社会保険業務センター記録管理部年金番号課に在籍していた間、「過去記録の整理」及び「重複付番の解消」業務に従事した際、基礎年金番号導入時の取組みやその後の対応策について知る機会があったが、いままで取り組んできた対応は間違ってはいないが、基礎年金番号へ未統合の記録の多さに対し、予算や処理実施体制があまりにも少ないのではないかと実感していた。 予算の確保に対しても「年金受給開始年齢までに記録が統合されれば問題ない」という問題先延ばし論が先行し、長期的な対応をせざるを得なかったのではないかと思う。 当該事業の必要性をもっと訴えていくべきであった。
11334	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般に知られている程度のことしか知りません。	年金記録の照合作業も大切だが、例えば国年の未納問題等に対する対策といったこれからの年金行政に対する体制が十分ではない認識しており、その解決には職員のこれまでの経験・知識が不可欠。 特別便等の対応はこれまで以上に「カネ」をかけて民間委託を活用していくことが望ましいと思	本庁では総務部門の経験が大半であり、社会保険事務所に出向していたときも、健保給付業務や国年の徴収業務をしていたため、そこまでの問題意識をもっていなかった。	前任者の引き継ぎや周りの指導をそのままうけいれる体質に問題があったと思う。疑問点はなるべく自分で調べ、納得のいかないことはやらないという姿勢を もつことが大切。
11335	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現在行っている事業を地道にやっていくことが大事だと思います。時間はかかりますが、着実に問題解決に向かうと信じています。	故意に記録を改ざんするのは別として、コンピュータもなく手作業の時代には、膨大な処理を行う上で多少の間違いは生じるものと思っていましたし、事業主や被保険者本人等にも少なからず責任があると思っていました。しかしながら、最終的には裁定請求時に記録を確認し、年金給付に繋がるものと認識していました。平成19年5月頃、基礎年金番号に統合されていない5000万件の記録が存在すると知ったとき、考えていた以上に件数が多いことに驚きました。	平成19年7月5日の政府与党合意に従い、これまで在籍した部署で職務を全うしてきました。反省点としては、①裁定請求時の記録確認が不十分であった、②基礎年金番号導入時に徹底した記録統合作業を行わなかった、③記録改ざんに関してはコンプライアンスの意識が欠如していたということではないでしょうか。
11336	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません	解決の為の時間がかなり必要と思われます	基礎年金付番終了後も手番をお持ちの方がいた際現場でそのつど対応し重複取り消し処理を行い、続けることによりいづれ解決の方向へと向かうと思って業務を行っておりました。ただ時が経つにつれ広報等、窓口等でも積極的なPR活動が少なくなってきた気がします。	基礎年金付番終了後も手番をお持ちの方がいた際個人レベルでは現場でそのつど対応し重複取り消し処理を行い、続けることにより解決の方向へと向かうと思って業務を行っておりました。 基礎年金付番終了後も継続的に広報等、窓口等でも積極的なPR活動(特にマスコミを通じての積極的なPR活動)を国民の皆様に問いかけ続ける必要性があったと思われます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11337	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	年金関係事務に経験があるOB等の協力を得て、現役職員(年金関係事務の経験者)とともに記録調査を行う。	本庁の指示で、ご本人の申し出がない記録は統合できないことになっていたので、現場では対応できなかった。そのため、大量の記録が統合されずに残ったものと考えている。	現場では、基準の見直し等を要望していたが、長く見直しがされなかった。
11338	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	時間をかけてもいいから丁寧に1件1件解決する事。のみだと考えます。	国民の皆様の大切なデーターであり、その管理は重要なものだと考えました。 時期についてはは っきりしません。	自分が対応した場合や、その場面では出来うる限りの記録追求等を行った。
11339	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	時間はかかりますが地道な努力で解消するしかないと思います。	平成元年頃、年金手帳の再交付担当事務をしていたときにカセットに収録されている記録が多数あったとき。	特になし。
11340	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	とにかく人的支援が必要と考えます。 記録問題のみに従事出来る人を出来る限り増やす。	年金記録問題が新聞、マスコミ等で騒がれはじめた時、初めて存在を知りました。	事務所在籍時代であり、窓口・電話対応・特別便回答業務を日々こなしていく対応しかありませんでした。 問題になる前に、何らかの対処方法がなかったのか。
11341	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		私は年金関係の業務に長くは携わってはきませんでしたが、国民年金で言えば、とりあえず「適用」を主に仕事をしており、「給付は後数十年後」という感じではありました。が、記録補正等はその都度その都度、真摯に向き合ってきたことは事実です。こんなに大きな問題になるとは考えても居ませんでした。ねんきん特別便が出されるようになってから思うことですが、過去の記録について社会保険庁、事業主、被保険者本人等誰かが故意に記録をごまかしているとは考えたくもありません。その時代時代に最高の仕事をしてきたと思いたいです。	私が、社会保険庁組織に入ったのが昭和62年で、記録管理は既に機械で行っていました。しかし紙レベルの記録媒体が書庫等にあり、たまに過去の記録を見る際、何千万人もの記録を紙で管理しているのか?と正直感じました。でも、一件一件職員の皆さんは真面目に仕事をしてきた積み重ね、とも思いました。 過去の先鑑方の払出簿等に記入する際、「クセ字」や「連筆」による判読不明が今の問題の要因の一つとも考えます。決して悪気があってのものではないでしょう。 あとは、ねんきん特別便が始まった頃、ご年配(75歳過ぎ)の方々は「昔は事業主が従業員の保険料を控除していても、保険料を社会保険事務所に収めなかったこともあったんだろうな、それを知っていても事業主には言えなかった」というお話も聞かされました。
11342	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現時点では、確認作業において各部署・外部団体との連携が取れていないため思うように進まない。一旦休止し、再度作業について精査し、外部団体等との状況も踏まえて逐次対応すべきである。重要課題としながら、性急すぎる気がする。	また年金給付業務に携わる機会がなかったため特段の認識はなかった。存在を知ったという意味合いがよくわからないが、不備記録についてはレアケースと考えており、一連の報道・発表時に実態を把握。	
11343	地方庁	その他(社会保険事務局)	思い当たりません。		問題の存在を認識したのは、配属されて聞もなくに、「WMの記録が必ずしも正確ではなく、特に、オンライン化以前の国民年金の納付記録は間違って収録されていることがある」という話を先輩から聞いたときです。	来所されたお客様に、その方の記録を提示して、記録に誤りがないか確認してもらうように心がけました。 しかし、今思えば、今ほどお客様の年金への関心も高くなかった頃なので、もっと丁寧に説明をし、年金記録を確認していただく必要があったのではないかと思います。
11344	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません		特にありません	
11345	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存知あげません	まだ開けられていない庁カセットのオープンを早急にすべきと考えます。 窓口相談での氏名検索等からの回答が早くなります。	社会保険庁として年金記録を保管している立場から国民に対しての信用問題であると考えています。 基礎年金番号が導入されて以降記録の統合が進んでいないと感じたころからになります	お客様からの年金記録の調査においてその記録をお客さまにお伝えいたしたく相談において細かな情報をいただくよう対応したつもりです。 旧台帳記録をWM照射が遅れた点と考えます。
11346	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	一件一件行うことだと思います。	未統合となっている手帳番号の件数が明らかになってきた平成19年6月頃からマスコミに取り上げられるようになった時期	国民の皆様に一人一人、自分の記録確認を行ってもらうよう、窓口・電話等で伝えるようにしました。 基礎年金番号制を導入後の国民の皆様への周知及び対応が反省点だと思います。
11347	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない		報道により知った限りです、 保険料や加入期間のこと、統合不可の記録があることとしての 認識のみです	報道により知ったことや記録問題にかかわりのある部署にはいなかったため 個人での対応は特になし。 基番の重複や氏名誤登録やその後の氏名変更などは、明らかに防げたことであり、その当時の担当者の業務処理方法の誤り(確認行為の怠り)だと考える。 保険料に係る問題については、加入企業や納付率成績を考えるのではなく、加入者全員への影響(現在問題となっていること)への考えのなさ、甘さに他ならないと考える。
11348	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	事務所にいる頃も特に記録訂正や、過去記録照会の仕事をしたことがないので、記録問題については よくわかっていません。 本庁でのみ、かなり昔の厚生年金の記録(旧台帳?)を保管していると聞いているが、それが世間でいう「消えた年金」を指しているなら、それ以上のことは知らない。	第一に紙の台帳が誰を指しているのかを特定しなければいけないと思う。このステップが一番大変だと思いますが・・・ それらが終了した上で、システム的にどう取り込むか、wm上で確認できるようにするかというステップになるのではないでしょうか	初めは、手番を基礎年金番号に統合するときの漏れという認識しかありませんでした。このことに関しては事務所に出向したとき(平成13年10月)頃にしりました。 ただそのときは年金を裁定するときに申し出ることによって、統合されると聞いたので特に問題意識を持つことはなかったです。	(8)でも述べたが、年金受給の際には統合されるというのが、自分の頭の中 にあったので特にどう対応しようとかは思っていませんでした。 ただ今思えば、当然厚生年金や国民年金を頻繁に出入りしている方も多いので、時間がたてばたつほど記憶が曖昧になるという問題があります。 また当時は(現在はどうしているが知りませんが)基礎年金番号で管理されている記録のみ提示して、それと相違ないかどうかいう方法をとっていたと思います。そのときに氏名索引等で行政側から「この期間どうされていましたか?」とか積極的に確認することにより、裁定時の記録漏れとかを少なくすることはできたんではないかと思います。
11349	地方庁	その他(社会保険事務所)		既に死亡している方もいます。 また、同姓同名で得喪年月日がほぼ一致していても、 自分のものではないとおっしゃる方もいます。 従って、全ての記録を基礎年金番号に登録(収録)するのは 不可能と考えます。 今後においても、各制度間のデータのやり取りをもっと速やかにし、 自動的に得喪記録が整理されない限り、解消されないと考えます。 (最終的には国民のデータを集約する-戸籍、住民票、保険証等-ことと なるのでしょうが、情報の集中化、個人情報の適切な管理と、 解決すべき問題があると思います)	既に出ている社会保険の記録管理体制の他、平成9年から基礎年金番号 がスタートしましたが、基礎年金番号以外の手帳番号を持っていても 回答していなかったり、二十歳前に就労し、厚生年金を取得- 二十歳前喪失-した事実を二十歳到達時に申し出なかったりと、 被保険者側の意識の低さもこの事態を助長していると考えます。 (基礎年金番号制をスタートする時点で国民に周知徹底出来ていたか、 準備期間は十分いとったのか、行政側の姿勢に非常に疑問を持っています。)	来所時や電話相談時(電話では深く記録のお話は出来ませんが)、 自身の記録について問い合わせがあった際、または裁定請求時は必ず 記録の確認はおこなってきました。 最近でも記録を提示し「この記録以外にお勤めをしたことがありませんか?」 と確認しても「ええ、ないですよ。間違いありません。」と回答があり、 「よーく、思い出してください、厚生年金に入ったとか、正社員だったとか、 アルバイトや手伝いでちょっとだけ顔を出したとか、そういうことでもいいんです。」 などというやり取りで、しつこく、しつこく聞くと、 「あそこ、XXX商事にいたけど、あそこは入ってないよ(厚生年金に)」 という回答。 (でも、その記録はしっかりと氏名索引で引っかかり、特別便は正常と回答済) このような事例が多々見受けられます。 基礎年金番号通知書配布時に回答票を併せて送付しているから、 得別便を送ったから、定期便を送ったからといっても、 もっと丁寧に周知しなければ、混乱するばかりです。 当時勤務していたとか、厚生年金に加入していたとかではなく、 もっと、分かり易い言葉でしっかりと周知してください。 通知の内容も、とても見難いです。 本庁でのマスコミの煽りに負けないしっかりとした対応を期待します。 また、受給者に対する通知の中で、特老厚遇職改定一失業給付で全停等 の本人宛の通知はバラバラに通知せず、一連の流れのものを集約し 通知ください。 以前は、国民年金保険料の納入勧奨とその納付書を1,2週間ずらして 全国へ送付されましたが、勧奨時に被保険者と納入約束をした後に また、同じ期間の納付書が届き、被保険者からお叱りを受けることが ありました。
11350	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		未統合手番が多数存在していることの意識はあった。 基礎年金番号制度の導入前から認識していた。	本人からの記録照会時または、年金請求時に職歴確認等を行い、未統合手番の統合処理を行うことにより、整理が可能と考えていたが、厚年記録が手番に正確に収録されていないなど、本人からの照会申出に対応できる体制が整備されていなかったことが、反省点として挙げられると
11351	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		定期便を受け取った方からの申し出に対して、記録調査をしっかり行っていくこと。	被保険者名簿や台帳をデータ化した際に、氏名等をきちんと確認できなかったことが主な原因と認識している。知ったのは平成19年頃。	被保険者の方に記録情報をキチンとお知らせして、確認していただくことが一番重要。いままでは、社会保険事務所から事業主あてに、取得・標準報酬・喪失情報をそれぞれの契機に随時通知していたが、事業主から被保険者に情報提供されていたかは定かではない。記録が訂正された場合は、事業主を経由せず、被保険者に確実に通知されるような方策を検討する必要がある。また、事務所で入力した結果は、必ず複数人でチェックすることが必要。
11352	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	真摯に一件一件問題に向き合い、被保険者一人一人の問題を処理していくしかないと思います。	世間で騒がれて初めて知りました。入庁は機械化後のこともあり、言われているようなことがあったとは夢にも思いませんでした。	応対などしたお客様のお一人お一人の件を、確実に処理しようとしました。 お亡くなりになった方も多いので、もっと早く問題が明るみに出ていれば、宙に浮いた年金など、もっと少なかったと思われます。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)，(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11353	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	未統合の記録から、現在の持ち主を探す。	平成4年に入庁し様々な制度の背景がわかるにつれ、過去の記録の管理がこれで良いものかと不安はありました。 氏名が登録されていなかったり、生年月日が間違っていたりと不完全な記録に出くわす度に、給付に結びつかない事例が少なからずもあるだろうとは思っていました。	とりあえずは、裁定請求時に職歴の聞き取りをするし、こちらも氏名索引(WMには全ての記録が登録されているものと思い込んでいましたし)できちんと本人も忘れている記録がないか確認していたので、漏れなく給付に結びついていると思い込んでいました。 すでに入庁した頃には現行のシステムが構築されており、そのシステムに登録されている情報は若干の登録ミスはあれどパーフェクトだと思っていましたし、そう綽先輩から聞かされていました。 もっと全国的に我々の使うシステムはパーフェクトではないんだという認識があるべきだったと思います。
11354	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人員の増員	過去の事務処理の甘さ	処理のチェック不足
11355	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	社会保険の知識に精通した者を集めての人海戦術での対応。	年金記録問題を認識したのはマスメディアでの報道があってからです。	記録問題で相談にこられた方、一人一人に丁寧に話しを聞き、根気強く調べていこうという思いで対応しました。 この問題に限らず人事異動の際の引継ぎにほとんど時間をかけず、自分の前担当者の残した問題を人事のように考え、責任感に欠けていた部分があったのではないかと思います。
11356	地方庁	その他(社会保険事務所)	わからない。		申請主義をいいつまでもおこなってきたことによるツケと考えられる。この問題の存在を知ったのは、国会等で未統合記録5000万件が報道された頃です。	お客様のお話の徹底した聞き取りやその後の迅速な処理を心がけた。また、厚労省全体として誰かが責任を負ったという話は聞かないので歴代の厚労省幹部や社保庁幹部は、反省の意味をこめて何らかの責任を取るべきと思われる。
11357	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金担当が皆無で、一般に年金記録問題が発覚後です。	もっと集中的に記録問題のみに専念するため、他の業務担当が片手間的に処理するのでなく、専属チームをつくり、そこで短期間に処理すべきと考えます。対処する人員が圧倒的に不足し、日常業務にまで支障が出てきています。
11358	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特別便の回答を出されていない方へ回答の催促をし、なお出されていない方へは訪問する	必ず解決しなければならない問題と認識。マスコミの情報から知った。	窓口に来所されたお客様には記録を確認し、記録がない場合は調査する旨を伝えた。 反省点は、年金番号の複数の払い出し、旧姓生年月日等の確認が不十分、市町村との連携が不十分等が挙げられる
11359	地方庁	その他(社会保険事務所)		2年以内に終了すべくマンパワーを投入する。	平成11年頃、健保厚年の適用担当時、取得届処理時に手帳再交付申請書が添付されている取得届を処理する時、本人の者との疑いのある番号が発見されるも特定できず、新規付番して処理していましたが、その時は、完全に本人のものと特定できなければならず、本人の記憶があいまいな場合は疑いのある番号はそのまま誰の記録にも統合されないで残ってしまうと認識していました。	平成11年当時は本人の者と完全に特定できなければ統合などできず、取得届処理時に本人等に確認していましたが、なかなか覚えていないこともあり、保険証を早く払い出す必要もあり、新規付番していましたが、そうではなく、本人の記録と見てほぼ間違いなければその人の番号と断定して極力新規付番しないようにすべきだったと思います。
11360	地方庁	その他(社会保険事務所)		・記録整備の徹底(氏名、事業所名、事業所整理記号)を行なったうえで、未回答のお客様及び記録正常となっているが該当記録があると思われるお客様に対し、戸別訪問による調査・確認を行なう。 ・整備不能な記録や死亡により確認が取れない記録を別管理とし、恒久的な調査を行なう。	・これ程までの未統合記録があるとは正直思ってもいませんでした。 ・年金請求時点では必ず統合されるものであると思っていました。 ・現在は、信頼回復のため必ず解決すべき問題であり、職員一丸となって取り組まなくてはならない問題だと思っています。 ・個人で複数の番号をお持ちの方がいらっしゃると知ったのは適用課に配属された時で、その後、基礎年金番号が導入されたので40年後には未統合記録はなくなるとその当時は思ってい	・反省すべきところは、基礎年季番号の導入時点から積極的に記録統合を行なっていれば、今より物証的な面では影響が少なかったのではなかったかと、また、基礎年金番号導入以前については、1制度1番号ということがあまり徹底されていなかったのではないかと思います。
11361	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じあげません。		平成17年4月より、本庁から社会保険事務所へ出向となり、それから社会保険事務所の業務がなれてきた数ヵ月後には、問題の認識ができました。	社会保険事務所では、年金給付化に在籍しており、当たり前の業務ですが、窓口で裁定請求書の受付を行う場合には、丁寧にお客様より職歴の聞き込みを行い対応しました。 反省点としては、直接窓口(又は、裁定請求書を郵送されたお客様)に来られたお客様(及び配偶者)については、記録照会の対応ができたと思われますが、まだ、気づかれていないお客様に対して、年金記録問題についての理解を深めるような宣伝・声かけ(親族、知人等)等をもっと強く行うべきだったと考えます。
11362	地方庁	その他(社会保険事務局)	今後2年間で解決する問題ではないと思います。	長い期間で取り組む必要があると思われる。(例えば、5年とか、10年単位で)	正式な事業所名、所在地を本人が知らない場合が多く、突き止められない事情がある。	時間を掛けて、丁寧に探し出す必要があると思われる。
11363	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思われます。	お客様からの問い合わせや記録の調査など、慎重に行わなければならないことなので、時間がかかることが多く、限られた人数では行き届かないし、時間もかかると思われます。人員の増員は必要と思います。 記録の調査をするための知識が行き届かないと思うので、全体として取り組めるように研修などを行えるとよいのではないか。	受給者本人が記憶があいまいであったために、いくつもの番号が本人の記録とされないまま、浮いているといった状況であり、勤め先を変えるたびに、新しい年金番号を取得していたことがやはり問題であったと考えます。当時の事業所の認識も甘かったと思われますし、社会保険事務所側としても、新しく年金番号を取得する際に慎重に行うべきであったと思われます。	年金の請求の際にには、請求者とできるだけ時間をかけ、記憶をたどっていただいて、すべての番号が本人のものと把握できるように努力しました。 自分の年金についてもっと関心をもってもらえるようにすることが大切であると思います。
11364	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	事務に精通した職員の確保を万全にする。	過去から現在にいたるまでの事務の灰汁が噴出している、4，5年前から知った。	コツコツ地道ながらも一つ一つ解決していかなくてはならない、事務に精通した職員がおおく対応すべきである。
11365	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
11366	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	戎用対効果や現場の処理能力(混乱しお客様には逆効果になる)を考慮し、地道に確認するほか無いと思います。	平成の時代になっても整備を要する記録が時々あり、地方庁では案件の都度、地道に補正処理を行うほか対処のしようが無いと認識していました。件数は不明ですが、整備されていない旧台帳記録があることは認識していました。国会やマスコミで大きく取り上げられてから詳しく知りまし	全件把握は知りうるべくも無く、地道にその都度確認のうえ補正する以外ありませんでした。未統合の年金番号(いわゆる宙に浮いた年金記録)の問題は、社保・事業所・本人それぞれが関係し合い、コンピュータ導入前から積み重なっている問題ですのでやむをえない結果であると考えて
11367	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	なし	現在の取組を根気よく続けていくしかない。	3年ほど前に新聞報道で知った。(当時は社会保険庁の職員ではなかった。) 外部から見ていても、5000万件の名寄せなどは、並的にも質的にも解決が極めて困難な問題だと思った。	年金記録問題が明らかになった時点では、社会保険庁職員でなかったので、この問いには回答不能です。
11368	地方庁	その他(社会保険事務所)			・基礎年金番号導入時以降、厚生年金の記録が番号だけのもの＝カセットのものが多々見受けられていた。この指摘に対し、導入前の庁の説明では、毎年1万件オープンしているので問題ないとの説明であった。その時点では庁の説明を信用して問題いしきは無かった。一昨年この記録が1400万件以上あることが公表され、その時点で事の重大さを認識しました。 ・当時の説明で1万件オープンなら1400年以上掛かる作業であり、ここにこの「年金記録問題」に主因がある。明らかに、基礎年金番号導入時の重要課題であることを庁が放置したことが最大要因である。	・上記、庁の背任行為とも取れる問題を未だに組織的に取り組むことなく、70万件をオープンして回答を得ていると上奏しているが、1400万件が未着手であることはどこにも出て来ない。 ・地方庁においては、オンラインデーターが頼りであり、今回の問題でお客様に対する履歴の聞き取りに重点を置き、データーベース化されていない記録捜索に奔走している。 ・そもそも、基礎年金番号導入時にも指摘したように、過去記録、特にデーターベース化されていない記録の収録が、何をおいても第一義ではないか。 ・第一線の職員は、そのツケを非効率な対応・作業に追われている。 ・反省すべき点は、基礎年金番号導入時、当時の厚生省(社保庁)と自治省とで、国民に対する番号導入で社保庁が先行したと聞いているが、十分な準備(今回の一連の問題)ができていなかった事が反省点ではないか。 ・残る1400万件のカセットオープンの見込、そのデーターの突合等を地方庁に早急に示すことが、反省を踏まえた対策ではないか。 ・もういー点、厚生年金の払い出し番号とデーターとの突合も、年金記録問題解消の一方策ではないかと、考察される。 ○地方庁(窓口)で対策できるメニューは限られており、社保庁が保有する情報を如何に高度利用する(できる)かが問われており、地方庁はその情報を基にお客様にサービスの提供が可能と
11369	地方庁	その他(本庁)	手番統合して再裁定した結果年金額が下がったため、おそらくは本人クレームにより手番統合を取り消して再裁定をやり直しているケースがある。その際の手番は未だ宙に浮いたままである。	本人が自分の記録で無いと主張する限り現行法上では手番統合はできない。 統合して年金額が下がる場合でも、特例的に年金額を現在のまま据え置くという特例法でも無い限り「最後の1手番まで」は不可能。ただしその場合、従前の法律で処理された方々との間に不公平が生じる。	問題を知ったのはH19年6月の記録問題発生時。 職員の不注意で未統合のままになっているケースは本当に情けなく申し訳なく思うとともに、制度発足当時の業務方針の誤りを痛感した。	当時は事務所窓口に出ていたので、わざわざご足労頂いて来所くださるお客様に対して心底ありがたく思った。誠意が伝わるように精一杯対応し、記録探しにも執念をもって取り組もうとした。 番号・名前(漢字)・フリガナ・住所・生年月日・事業所名などすべてが正確を期して管理されてこその年金記録であり、その点で制度発足時の業務方針はあまりにも甘いものだった。氏名変更等の届出もれを防ぐため、市町村・税務署など公的機関が密に連携して各種情報を授受できるような行政が望ましいと思う。
11370	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録を一つひとつ確認していくしかないと考えます。	平成18年に「私のリースタートプラン」に記入しました。	特にありません。
11371	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知している事案はありません。	このような問題が起きたことを深く反省し、お客様一人一人に丁寧に対応し、最優先課題として速やかに対応することが必要と思います。	このような問題があることは、記録問題として取り上げられた時に知りました。	一刻も早く解決できるよう取り組みました。 また、この問題の反省点として、記録を適正に管理するという意識が希薄であったことであると思います。
11372	本庁	本庁部長級以上	国会審議、報道等で知り得ている案件以外は具体的には承知していない。	大臣の指揮のもとに庁そしてその後継組織において計画的・効率的に全力で取り組むことが唯一の解決への道であり、その中で国民の意見がおおむね達成感ありとなってきた時期を逸さずにとらえて大きな政治判断を形成する必要がある。	本年夏にはじめて庁に勤務した関係から、本省の政策部門で見ていただけであるため、この問題が存在することを知ったのは年金制度にこれもはじめて携わった平成16年制度改革の国会審議からである。公的年金制度がその本質を超長期にわたる加入者保険料納付記録個別管理システムに置いており、半世紀以上前の制度発足以来、特に当時からの情報処理技術からみて、当時の行政官の思慮分別からは長期の適正な管理は無理としか言いようのない制度・政策であったのを、時の大きな政治判断として導入した結果でもある。一方において今日の高齢社会にあって年間50兆円を上回る公的年金給付を支給できているからこそ何とか社会的安定が保たれていること、そこに国民全体の期待がかかっている。国民の信頼を取り戻し、公的年金を未来に繋げていくことが政府の重大な責任であるとの思いにたって取り組んでいかなければならな	当時をふりかえれば、庁の仕事に携わっていなかった以上、当時の対応はありえませんでした。現在の考え方は上記にのべたとおりです。今後、新年金局と日本年金機構に体制が別れた後に将来に向けて次第に顕在化するであろう反省点として、健康保険・厚生年金の適用事業所基準やパートを含む非正規労働者の適用基準の曖昧さがある。これまで庁が行政庁であったがために第一義的にはその裁量に従うのが行政法的にはやむを得ずかつ正しかったのであるが、今後第一線を担う日本年金機構は行政庁ではなく、曖昧な裁量で収める権限がないために、その明確化が新年金局に重い課題としてのしかかってくることである。この周辺での年金記録問題が第三者委員会にも多いのではないかとも推察される。抜本的な新所得比例年金制度とその実務の検討の中で国民健康保険との関係も含めて回答を見出していかなければならないと思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11373	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	現在行われているとおり、宙に浮いている年金記録の持ち主を特定を急ぐことが必要ですが、文書を郵送する方法とあわせて訪問、電話等により、聞き取りなど行ない、本人の記憶を呼び起こすきっかけを作ることで得られることもあるのではないかと思います。	以前、支払調整係で再裁定の業務を行ったことがあり、年金記録の訂正などが存在することは知っていましたが、限られた方に存在する問題と思っており、今のように影響の大きな問題であることを知ったのは報道されるようになってからです。	年金記録問題として報道が行われ、またねんきん特別便が始まった時、現在の債権調査課に所属しており、年金受給者やその家族の方と直接電話対応することが多い部署でしたので、電話ではお叱りや年金制度全般への苦情や不安などがあり、お詫びするとともにわかりやすい説明を現在まで行っております。 この問題の反省点は、一人一人の認識不足にあったと思います。例えば年金記録に登録する一字の相違から別人の記録となり、その方が数十年後に受け取る年金が少なる可能性があることを認識できなかったことです。年金は長期に渡って記録を保有し、年金としてお支払いするものですので、今回の事で改めて小さな間違いが大きな問題となる責任を感じました。
11374	本庁	その他(本庁)	特にありません。	年金特別便や定期便のご回答を元に記録を正しく整備する。また、記録がおかしいと思われる方をシステム的に抽出し、個別に確認をとる。	複数の年金番号を持っている方がいることは、業務を行っていく中で知った。平成14年頃。	複数の年金番号を持っている方がいることは認識していた。年金請求の時に記録を確認のうえ、統合を行うという認識でいたが、今考えると非常に甘い認識だったと思う。
11375	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		請求人の主張する期間について、もし具体的な証拠がなくても、前後の記録や職業歴から妥当性が有る場合には、容認の方向で検討する。	年金記録問題について疑義が有ると知ったのは、前安倍総理時代であるので3年前と思われる。年金は日本の社会保障制度の根幹を成すものであり、その記録には不備があってはならない。	年金記録については、現場においては実働職員の作業を監視する管理職員が常に再チェックする体制の確保が必要であった。記録は人間が行うものであり、誤りがあって当然とする認識が必要である。 本庁にあっては、全国のいずれの部署であっても、記録に少しでも誤りがあったと分かった時点
11376	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	ない。	過去分については、国民が納得しておるのであればどんなに費用がかかってもとことん調べるのも今となっては仕方ない。 今後、将来分について同じ過ちを繰り返さない仕組みにすることが大事。	これまでの人事慣行からすれば、我々数理職員は現場を知ることがないので、記録問題に直接関わることはない。 しかし、未だに年金の数理計算に必須である「待機者統計」が真っ当に取れないのは、これまで事務処理の仕組みが、1人の者が複数の記録を持つことを事実上許してきたからであり、そのことがそもそもの記録問題の始まりであったと言っていいと思う。 数理側は、かなり以前より、年金記録をきちっとした上で待機者統計がとれるようにしていただけるよう、業務課・業務センターに御願いしてきていたが、業務処理の在り方の根本的な見直しにつながる話でもあり、真っ当に取り合ってもらったことはない。 統計業務は、センターの中ではついでにやっているような扱いであった。 統計の集計結果から記録の不備につながるものが見つかることも少なくないと思われるので、もう少し統計業務を大事にしていただけたらと思う。 (今でも、業務側の制約から統計が思うように取れないことがある。業務に合わせてとれる統計を取っているのが実情だからである。)	上述の「待機者統計」や同じく数理計算に必須の被保険者の分布統計の全数化について、小職が業務センターの統計担当在籍中に、年金局数理課からの要望として担当に取り次いだが断られた。 しかし、当時としてはどうしようもなかった。
11377	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	とくにない。		三鷹指導課に在籍していたときに原簿調査のプロジェクトに在籍していたので、II期移行時(統一システム)からの不具合およびデータが正規化されていない(住所はNKF以外でも各制度にて保持など)データの存在を知った。	まずは調査だけ行えるように関係各課に調整をしたが、諸般の事情で全ての調査プログラムの作成はできなかった。
11378	地方庁	その他(社会保険事務所)			わからない	わからない
11379	地方庁	地方社会保険事務局長	知りません。	最重要課題として記録問題の早期回復に向けて、自らも含めて職員と一緒に努力することが必要であると考えています。	「未統合記録約5000万件」が公表されて、問題の存在を認識しました。 信頼の回復のため、確実に記録問題の解決に努力することが大事であると認識しました。	忙しい職場ではあるが、記録問題の早期解決は最重要課題であること、通常業務をやりながら記録問題の解決に向けて努力することについて、その方法等も含めて、職員に向けて意識喚起を随時行なってきています。
11380	本庁	本庁部長級以上	平成21年3月の「年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋」にすべて網羅されてると考えています。	これまでの方針に従って地道に努力を重ねることが肝要と考えています。 日本年金機構設立に伴って本庁・地方庁ともに人材が失われることから、今後、正確な事務処理を担えるスキルの育成に一定の時間をかけることが必要となるため、性急に結果を出そうとすることは、新たな問題を生じさせるおそれが高いと考えます。	基礎年金番号を附番した際に、未統合記録が存在していたことは、平成16年頃には承知していました。このため、複数番号を持っている方を解消すべく、平成10年度から年次計画による対応が行われていることも承知していました。	平成16年当時は、国民年金保険料納付率の向上が最も重要な課題と認識していました。 そのような中でも、年金記録については、上記の取り組みに加え、年金個人情報を直接すべての加入者に送付し、知っていただくことがなにより重要と考え、58歳通知、裁定請求書ターンアラウンド、国民年金保険料の社会保険料控除証明書の発行、インターネットによる年金個人情報提供、年金定期便の検討などの施策を講じました。また、誤りがあれば事務所においてご相談をいただき訂正していく必要があると考え、そのため、社会保険事務所に記録相談専用窓口を設ける年金記録相談特別体制を敷くこととしました。この特別相談窓口での状況について本庁に分析チームを置き、問題の早期把握ができるようにしました。 なお、現在は徹底的に行われていますが、当時、改めてデータの全体状況の把握を行っておけば平成19年に特別便によって実施した施策を発想することができた可能性があると思います。 この点についても、現在は政府方針に盛り込まれています。
11381	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		一件一件、不明な記録がなくなるように職員一丸となって対応するしかないと思います。	記録整備において、台帳からさがしていたが、台帳が見づらかったり、漢字氏名の読みが誤っていたりしていたので、記録を探すのは時間がかかると認識していた。	漢字氏名は、あらゆる読みであてはめ、本人の申し立ての記録を探していた。
11382	地方庁	その他(社会保険事務所)	手管理時代に裁定済者の厚生年金年金記録で、複数の職歴があると思われるケースも一本にくっついた記録になっている。 さながら、形のはっきりしないピースをつなぎ合わせるジグソーパズルの様で記録整備作業が大変困難。 古い払出の厚年手番の記録がWMに収録されていないケースがある。 既に記録統合済なのか、そうでないのかが判らない。 マイクロ化されていない紙台帳がある。一080で検索できない。一知らない人間が調査する「と該当	地道に作業するのみ。	手管理時代のことならありえる話だと思った。 マスコミで報道されてから。	但々可能な限り地道につなぎ合わせていくのみ。 本来リアルタイムで解決していくべきことを先送りしたつけが回ってきた
11383	地方庁	その他(社会保険事務所)		急がず時間をかけ丁寧に取り組むべきだと思います。	職員が一丸となり至急取り組むべき大きな問題だと思いました。問題を知ったのは報道された時です。	お客様への丁寧な対応を心がけました。
11384	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔は在職老齢の制度がなかったため、60以降に就職するさい、わざと別年番で加入する人が多数いたということを、先輩から聞いたことがある。	今となっては、もうどうしようもないと思われる。記録もれは、すべて社会保険事務所が悪いというスタンスですので。	基礎年金になる前は、特に気にしたことはなかった。 ただ、今でもそうですが、取得届を出す際、年金番号を記入してこない事業所は多数あります。	今でも、事業所には、年金番号の確認はしつこくうったえていますが、 事業所また被保険者にも自覚のない人がだいたすうです。 また、大昔、紙台帳をデータベース化するときが、あまりにもおおざっぱだったとおもいます。
11385	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	今現在、適用課に所属しておりますが、人員増が早期問題解決の第一の対策であると思います。	今まで担当課を経験したこともなく、年金記録問題を知ったのはマスコミ等で報道されてからです。	年金記録が現在問題になったのは、今の私たちからすれば、やはり記録の管理の問題であると思います。昔のように一人にいくつも番号があれば、そしてそのことを認識していなければ当然このような問題が起こることはわかっていたのではないでしょうか。 今は、窓口でお客様に対してとにかく丁寧に説明すること、ご理解いただくことに尽くしています。
11386	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	現行進めている方策でよいとおもいます。	このことを問題と考えること自体ありませんでした。知った時期は、明確には覚えていません。	組織として示された対応策に沿って忠実に行動しました。
11387	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特にありません。	基礎年金番号への統合もれから生じる記録問題。 3年ほど前から。 年金の裁定請求が、本人からの申請によるという点に固執するあまり、裁定時の統合処理も不完全であったと思われる。	基礎年金番号統合時の徹底。 裁定時の記録の洗い出しの徹底。この2点を最重要視する。
11388	本庁	その他(本庁)	なし		年金記録問題は平成17年頃に地方の社会保険事務所勤務にて知った。当時の認識は、年金請求時に複数ある年金番号を統合していた事務処理の中で、統合が漏れたまま裁定されてしまう受給者がいる問題と認識していた。	当時の認識に対して、年金請求の部署に在籍していなかったため、対応は行うことが出来なかった。 反省点として、年金請求時の統合処理について、自己申請の制度を遵守しながらも、各自の年
11389	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	既に取り組んできているねんきん特別便、定期便の事後の事務処理を迅速にかつ着々と取り組むしかないと思います。	基礎年金番号の導入後、数年経過したにもかかわらずに厚生年金と国民年金が未統合のものが相当数あるということが年金記録問題の中身と当初理解していました。 現存ファイルに旧台帳等の記録が反映されていない記録があるという事実を知ったのは、今の年金記録問題が報道されてからです。 この双方ともご本人にすれば年金の受給権や年金額に影響する大きな問題であり、解決を急がなければならない問題と理解しています。 基礎年金番号導入後の未統合の問題は通知そのものが事業主や国民の皆さんに十分理解されておらず、厚生年金と国民年金記録が未統合になっているものがある他制度番号を有する方が提出すべき基礎年金番号通知の切り取りはがきがどこまで理解されていたか、広報が十分なものであったか疑問があります。 私は年金記録問題は基礎年金番号導入によって、未統合のものがあるということと理解していました。 現存ファイルに旧台帳等の記録が反映されていない記録があるというようなことがあると知ったのは、今の年金記録問題が報道されてからです。	基礎年金番号導入後は、資格取得届の受付、処理の際には業務取扱要領等に示されたように対応し、また窓口等でも事業主等に説明をし、複数番号を有する方の統合に努めてきたと思います。 結果として未統合が多く残ったのは、当初の広報や、事務所での説明が不足していたことと、年金裁定の際に職歴を確認する際に最終的に整理される問題と考え、未統合者への事後フォローが不足していたためと考えます。 旧台帳等の記録が現存記録にもれていること自体、私は今回の問題発覚前は知らなかったため、過去に何かに対応、努力は何もしていません。旧台帳等の中身、意味などに関心すら寄せなかったことが、私の反省点です。 未統合、未反映記録の双方について、ねんきん特別便について、電話や窓口対応のなかで、より丁寧に対応し信頼回復に向け努力したつもりです。 今後は、事務処理全体の歴史や流れについて理解し、現在の仕事を進める必要があると思いました。
11390	本庁	その他(本庁)				
11391	本庁	その他(本庁)				
11392	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません			

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11393	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	年金記録問題にかかる対応が開始されて以降の具体的な実施事業について、現状の正確な実態把握（例えば、完全完了、一部完了、完了するも懸案事項あり、継続中（完了時期？）等）を行い、この問題の着地点をどのように考えるか、完全な記録整備の終了が望めるのか、否か・・・等を明確に表面化させていくことの検討が必要ではないかと考えられます。 年金記録の整備及び管理には、相当の費用、人員、人材を必要とする事業であることから、年金記録の『過去・現在・未来』にかかる対応の優先順位を定めた上で対処していくことが大切であり、関連する関係先との十分な連携を構築していくことが望まれます。	年金記録管理の一部について、確認や整備が不十分な記録が存在しており、個別具体的な整備等は日々の業務の中で、また、システム対応等により 一括整備処理としていろいろと行われていた現場の状況については、業務センターに配属され、支払業務についた平成3年頃以降、業務の内容理解が深まるとともに、年金記録の管理実態に様々な問題があることを認識するようになりました。 平成17年夏以降には、58歳事前通知にかかる記録整備業務を直接担当することとなり、年金記録のもれや誤りにかかる調査、確認、補正処理の現場から、年金記録に関する世の中の進捗とその思いに対応する庁やセンターの具体的な進捗との隔たりが感じられました。 年金記録問題は、年金制度の歴史の中で生まれ、育まれてきたさまざまな現実が、具体的な形で一度に集中して表面化したことが問題のひとつと認識しております。	年金記録問題における記録整備（調査、確認、補正処理）の現場担当として、記録整備業務が委託業務であることから適正な事務処理と品質の維持、確保を業務調整の重点として捉え、回答処理の促進に向けて対応いたしました。 年金記録問題の対応については、記録整備業務のみならず、企画サイドと現場サイドでの情報（認識）の共有化が求められるところと考えられます。 また、具体的な事業の実施にあたっては、計画的、長期的な処理時間（期間）の想定及び処理体制のマスタープランの決定が必要であり、決定に際しては、常に現状の正確な実態把握に基づくものであることが求められると考えます。
11394	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない	年金記録の全面的解決は、不可能と思われるので、最後は、政治的決断により解決するしかないと、思います。	年金を請求する際に、請求者の話をよくきき、記録に漏れがないように、徹底的に調べているものと思っていたので、ずっと問題とは認識していなかった。 認識したのは、3年くらい前に、この問題が国会等で取り上げられてからです。	年金記録を媒体に記録する際に、将来、この記録が重要になることを思慮せずに記録、保管してきたこと、また、年金記録の記録媒体が替わる際に、やはり記録が重要であることを意識せずに、安易な方法で媒体の切り替えを行ってきたことが、問題だと思います。
11395	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特にありません	すべての紙データを画像化して、高年齢者から優先的にコンピュータ記録との突合せを実施することは有効な手段と考える。	昭和50年代のことであるが、年金決定事務（裁定）を担当していた同僚から「厚生年金の被保険者証を1人で13枚持っていた請求者がいた」との話を聞いた記憶がある。履歴・職歴をご本人がしっかり管理していかないと抜ける期間が出るかもしれないと感じたことを思い出します。 また、平成9年の基礎年金番号導入に合わせ、平成10年～18年頃まで名寄せによる番号統合のためのお知らせ等をお送りしてきましたが、回答のない方が相当おられたと聞いております。関心を呼び起こすような工夫が足りなかったということでしょうか。	国民年金創設期の議論に、1人1番号制の必要性があったと記憶しており、また、制度改正等の折々に統一年金番号管理の議論がされたが、結局は総背番号制の議論にすり替えられ、長い間実現しなかったと認識しています。 そのような中で、平成9年からやっと基礎年金番号導入を閣議決定で制度化することが精一杯でした。 そのような反省をしてみても、今から元に戻れるわけがなく、現在の情報処理の技術水準の頭で当時の未熟な事務処理を批判されることには、やるせない気持ちでいっぱいです。 早く社会保障番号制を導入し、他の社会保障情報と整合のとれたサービス提供や記録管理を実
11396	地方庁	その他（社会保険事務局）	わかりません	確実に一からひとつづ	いつ頃からかは、忘れましたが、自分の問題として捉えてました。	できる範囲で、一件一件確実に処理（説明）するように心がけました。
11397	本庁	その他（本庁）		記録の関係等に熟知した経験者を集め、一気に整理して解決すべきと考えます。また、氏名索引等で処分され日本年金機構に採用されなかった者のなかにも熟知している者がいる可能性があるので、もっと活用すべきかと思う。	年金の記録がわからなくなっている人がいるとは、知りませんでした。きちんと管理されており、根本的には全部本人の記録は本人の基礎年金番号に反映されていると思ってました。記録問題を知ったのは、新聞やテレビで報道されるようになり、存在を知りました。本人が一生懸命収めた記録が反映されないような年金システムはあってはいけないと思います。	記録にかかわる業務に携わっていないので、直接対応はしておりませんが、携わる職員が仕事をよりやりやすくできるようサポートをしてきました。記録問題に関しての反省点としては、やはり記録の管理の仕方に問題があったのではないかと思います。年金は年金をかけだしてから、40年後に受け取ることになるのですから、年金の記録を管理することに関して、もっとしっかり管理しないといけなかったと思います。
11398	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	これまで世間一般に知られている内容以外について、知っている事象は特にございません。	社会保険事務所にいた経験からは、記録確認の申し出のように、申し出のあった内容や事実確認を本人証言や市町村に対する確認等により、着実に実施し、オンライン記録との確認作業を地道に行っていく方法が結果的には一番いいのではないか、と考えております。	年金記録問題の発端は、自分が入庁する以前のかなり昔からの事実関係を確認していく必要があるため、国民年金や厚生年金の歴史的な背景を把握して処理にあたらないと解決は困難な問題である、と認識しておりました。 また、問題が存在することを知った時期としては、国会や週刊誌等で年金記録問題に関する指摘が増え始めた時期と同じ時期であると思います。	市町村や事務所内部での処理手続きの流れや方法を一つ一つ確認をしながら、調査をしていく必要があるが、適正な給付金額を算出するためにも、ここは職員が一丸となって対応していく必要があると考えています。 また、特に過去の事務所内部での手続き方法や事務処理に関しては、若手職員だけでは把握が困難なため、場合によってはOBやベテラン職員が主として記録問題に対応していくことも必要だと思われます。 「本庁、事務局、事務所」において、重視すべき事項や優先順位の考え方において相違があったのではないか、という点を反省点として考えております。
11399	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			入庁当時から業務送行している中で、年金手帳の番号を複数持ってる方が多くいるなどのことは知っていた。しかし、裁定時に整備できることも知っていたのであまり大きな問題と捉えていなかった。しかし、基礎年金番号導入時に相当多くの方の記録が存在しており、名寄せ作業の重要性を認識した。それでも予算に制約があり、大掛かりな対応ができなかった（しなかった？）と	基礎年金番号導入時に、組織を挙げて、もう少し大掛かりな対応を検討すべきだったと思う。
11400	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし		平成9年に基礎年金番号を付番したときに、相当の過去記録が存在していたと聞いていた。この記録については、時間をかけて基礎年金番号に統合するとのことであった。 当時の認識としては、年金の裁定の際に、全ての記録について調査していたため、これほど大きな問題になるとは思っていなかった。	当時の私見としては、オンラインに収録された記録も紙ベースの記録も同じ年金記録であり、裁定時には統合されるためそれほど大きな問題であるとの認識はなかった。 19年に年金記録問題とされた時に、オンライン記録で基礎年金番号に統合されたものだけが加入記録であり、統合されていないものは、「消えた・宙にういた年金記録」とされてしまった時には、違う気がしたが、もっと早い時期に、過去記録の整備に着手すべきであったと思う。
11401	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険庁のみの問題だけでなく、市区町村同士（住所変更時）のデータの突合ができていないケースが存在する。	基本的には、経験者の増員（マンパワーが必要）である。自治体の協力（窓口）の拡充（以前は、自治体が窓口でありお客様が訪問しやすい環境を整える）。	当然、完璧に管理されているものだと認識していました。ねんきん特別便を送付してからというもの、職員としても大変ショックを受けました。	お客様の立場になり、出来る限り確認を行い又、市区町村への照会を行いました。それでも、確認のできないお客様にたいしては、第三者への申立を行える旨を丁寧に説明し対応しました。
11402	地方庁	その他（社会保険事務所）			過去の記録を詳しく調査する必要があると思った。	詳しく調査する必要があると思った。
11403	地方庁	その他（社会保険事務所）			いずれ起こりうる問題。勤め先が変わるたびに年金手帳の番号を新規で払い出しされたり、1つの年金手帳の番号を引き続き使用していくという意識が薄い（事業所担当者含め被保険者）。周知不足。	反省点：年金制度の周知・広報不足、年金手帳の取り扱いの意識の薄さ
11404	地方庁	その他（社会保険事務局）				
11405	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	時間はかかるが1件ずつ潰していくしかないと思う。	①二重付番などで複数番号を持っている人が、未統合でいる。 ②会社都合などにより標準報酬月額が本人が知らない間に変更されている。	①複数番号を持っている人は、積極的に周知して早期統合する。 ②本人が知らないうちに変更されることについては、事業主任せにせず、標準報酬の変更が出た場合は、社会保険庁側から本人に通知する様にすれば本人もチェックできるのではないか。
11406	本庁	本庁課長・室長・企画官以上		かって市町村が保険料収納していた時期には、住民の年金相談に的確に答えるために住民基本台帳にぶら下がっている国民年金被保険者名簿のファイルに「他年金番号」欄を設け、被保険者から提出された厚生年金被保険者証により確認した厚生年金の手番を複数収録している市町村が存在した。その多くは統合されていると思われるが、結果的に無年金となった者などについては、未統合のままとなっていることも考えられることから、他年金番号を収録しているデータを提供して貰えれば、未統合記録の統合を進めることができるのではないかと思料する。	我々の使命は、国民の血と汗の結晶である大切な年金記録を適正管理することであり、記録管理に万が一でも遺漏があってはならないと思っていたし、今でもそう思っている。①未統合記録に関して言えば、年金相談の時に、転職するたびに厚生年金の手番の払い出しを受けて複数枚の厚生年金被保険者証を持っている人が少なからずいることを知り、そのたびに記録統合をするよう説明してきたし、基礎年金番号制度が導入された後においても20歳で付番されたはずの基礎年金番号を未記載のまま資格取得届を提出する事業所が多く、その度に20歳時に付番された基礎年金番号を確認し、重複取消届を提出するよう指導してきた。年金記録問題の解決方策の一つである疑重複番号の解消に当たって、該当被保険者宅を戸別訪問して家族に説明し、重複取消届と返信用封筒を手交して提出するよう依頼したこともあったが、それでも提出しない被保険者がいることに遣る瀬無い思いをしたこともあった。②氏名等が収録されていない年金記録等	我々は国民から信託を受けて、国民の血と汗の結晶である年金記録を管理しているのであって、年金記録に不備があってはならないし、不備記録が判明した時は、速やかに是正すべきであるという認識の元、年金記録問題の解消に努めてきた。 現時点で見た反省点としては、未統合記録については、制度毎に別番号で記録管理していたことが大きな原因であり、イタリア在住の作家塩野七生が言うように国民背番号制度を国民年金制度ができた時に導入し、政府管掌である厚生年金制度と国民年金制度については、年金記録の一元管理を行うべきであったと思う。
11407	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	人員を集中して地道に、丁寧に、出来る限り迅速に対応するしか無いと思います。	平成9年の基礎年金番号導入時に、疑重複が大変多かった記憶がありますが、年金請求までの間に記録が整備されると認識していました。	お客様から申出をいただいた加入期間調査等を通じて、出来る限り早急に記録を統合・整備するよう対応しました。しかし今思えば、最終的に年金請求時までに記録が整備されれば良いといった誤った感覚が、組織全体にあった気がします。
11408	地方庁	その他（社会保険事務所）			もっと早い段階で名寄せ作業をおこない、統合処理を進めていればよかったと思う。平成14年に厚生年金期間調査業務をしていたときに本人の申し立て以外に、氏名索引により、その人のものと思われる記録がでてきても、本人が思い出せず、本人に会社名等の細かい情報を伝えることができず、未統合のままになってしまっていた。	本人が申し出ていない会社について、こちらから教えることはできないと引継ぎをうけていたため、積極的な統合処理ができなかった。未統合記録をなくすための本人と断定するための判断基準についてもっと早く全国的なマニュアル等があればよかったと思う。
11409	地方庁	その他（社会保険事務所）			現在の記録問題を認識したのは、平成18年ごろであったと思います。それ以前は、基礎年金番号導入時の手番統合もれが主な要因と考えておりましたが、様々な報道や事例を見聞し社会保険職場の入力作業誤り等を認識しました。	窓口や電話の対応時にお客様にわかりやすい説明を心がけました。また、wmに登録されているであろう氏名や生年月日のみでの判断ではない検索をしました。早い段階で、名寄せ作業を行い、お客様に送付すべきであったと思います。また、以前は年金請求時点での申請主義が当然でありましたが、年金請求時点での行政からの情報提供が必要であったと思います
11410	地方庁	その他（社会保険事務所）	事業所から保険者への届け出内容を被保険者が知りえないところが問題だと思っていましたが、定期便により加入者へ情報を提示することにより情報の確認を確実にできるようになったため、他の問題点については現段階ありません。		年金記録問題として表面化する以前、記録を更新するという認識において 適正な運営・確認・管理を個人レベルで行ってはいけないと考えていました。 年金記録問題として表面化した後、統一的な認識の下業務に当たっていない場合に、信頼を損ねる問題だと認識しました。	全体の共通認識を踏まえ更に経験上の事柄も含め説明に当たっては、曖昧さを残さないよう努め、且つ業務送行においても個人の独断で行うことのないよう注意し、正確に処理することを心がけました。 アンケートが遅くなり申し訳ありませんでした。
11411	本庁	その他（本庁）	ありません。	ひとつづつ一歩一歩地道に確認作業を進めていくしかないのかと思います。 早期解決を望む世論でしたら、第三者委員会の基準を緩和することになるかと思います。	年金受給の裁定時に年金記録を確認していることにより、記録問題の認識はなかった。	上記のとおり裁定主義の考えと昔からの記録の管理の甘さ及び制度の複雑さが反省点だと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11412	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	今の取組み方法よいと思いますが、本人がいつでも自分の記録が確認できるようなシステムの構築が必要と思う。 現在検討されているようなインターネットでいつでも自分の記録が確認できる仕組みも有効と思うが、お年寄りに対しては、やはり年金定期便とか年金通帳などのよりわかりやすい方法の検討も必要と思う。	基礎年金番号の創設を受けて、かなり時間があっても過去の記録の未統合記録が出てくるケースはあったと思うが、具体的な問題の存在を知ったのは平成19年の頃から。	厚生年金、国民年金の資格取得の際は、その被保険者に他の未統合記録がないか調べた上で処理をする。 被保険者自身への通知(告知)が不足していたと思う。 特に厚生年金については、事業主とのかかわりが強く、被保険者自身との接点が事業主任せになっている点にも問題があったと思う。 この点については、(7)の設問に戻るが、被保険者(受給者)がいつでも自身の記録を確認できる方法の構築がベストだと思う。
11413	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知していない		年金記録問題を承知したのは、この問題が世の中に知られることとなった時期と同じと考えます	ねんきん定期便をもっと早くから実施して記録情報をお客様に積極的に開示すべきであった。 記録管理を重要な業務と位置付けて、記録管理の責任の所在をはっきりさせ、記録管理ファイルの点検などの業務を行うべきであった。
11414	地方庁	社会保険事務所長	特になし	現在行っている取り組みの継続	複数手番を持っている方、生年月日を偽って加入している方等、本人からの申し出のみに基づいて資格取得させてきたこと。 昭和55年頃以降、厚年適用担当、期間照会担当及び年金給付担当をしているとき	年金請求時に、丁寧に職歴を聞き取り、記録の漏れがないように努めた。 厚年資格取得時に過去の職歴を確認し、複数の手番を持たせないような取り組みを行っていなかったこと。
11415	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	時間をかけてたんたんと被保険者の方に確認いただく投げかけを継続していくしか方法はないと思う。	年金手帳の二重払い出しなどは事務所の窓口で起きているのは日常茶飯事であったと思う。いずれ年金受給の手続きの際に確認すればいいという無責任な対応が原因であったと思う。	決められた要領にもとづき処理を行っていれば生じ得なかった内容であると思うので、規則遵守の姿勢が大切だと思う。システムも例外処理をあまりに許容したため、本来かけるべきチェックがかからず意味のないものとなっていたのではないかと思う。例外処理を認めない厳しいチェックシステムを構築すべきだったと思う。
11416	本庁	その他(本庁)	特にありません。		浮いている手帳記号番号がたくさんあるとは感じていたが、年金請求時にかなり整理できていると感じていた。ただし、氏名索引で本人と思われる手帳記号番号が出てきても、本人が会社名を思い出せないため、本人のものと判明させられないものもあり、残念に思っていた。	浮いている手帳記号番号の中にある会社名を本人に伝えられなかったが、当時は、誤って他人記録を統合してしまう可能性を防ぐため、仕方がないと思っていた。現時点では、もう少し時間をかけて本人記録に結び付くように時間をかけて話をきくことも必要だったと思っている。
11417	地方庁	その他(社会保険事務局)			未統合手番記録を放置していた社会保険庁職員の怠慢。多数存在するであろうことは、平成15年頃に初めてWMによる事務処理に携わった時に感じた。具体的な数字は、5000万件と報道された時に知った。	主に事務所の国民年金業務課の時に対応していたが、未統合手番が基礎年金番号に統合できるようとにかく丁寧に対応しようと心がけていた。 この問題の反省点は、平成9年の基礎年金番号導入後、未統合記録をいつまでも放置していたことだと思う。
11418	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	WMの検索機能の充実、未入力事業所記号入力などが必要と思います。	報道が盛んに行われるようになってから問題を認識しました。それまでは、特に問題を認識しておりませんでした。	信頼回復に向けて、できうる限りのことは、してきたつもりですが、今後も引き続き行っていこうと考えています。
11419	本庁	その他(本庁)	過去の問題については、すでに表面化している問題しか知りませんので、今後の生じるであろう問題について記載します。 資格取得届、国民年金免除申請書、裁定請求書などといった年金記録にかかわる重要書類の保存期間が永年保存等長期ではなく、そのほとんどが数年で保存期間終了により廃棄されます。 現在、記録問題により書類の廃棄は厳しく制限されていますが、記録問題が収束後また以前のように保存期間を短く設定すれば、年金記録確認のための証拠となる記録が電磁記録のみしかない状況になってしまいます。 これでは、また20年、30年先に今回と同様の年金記録問題が生じるのではないでしょうか。	事務所に届出される大量の書類を保管する設備と、適切に管理整理する専門の部署が必要です。	組織の問題だと感じてました。 平成3年の入庁当初から、裁定請求前の窓口相談などで氏名生年月日の無い資格記録や資格記録が無かったり等の不備である記録が多数あり、なんら問題のない記録の方がむしろ少なかった。 社会保険事務所在籍当時、地方組織には記録を管理する部署もなければ、記録管理に関する方針すらなかった。 また、資格取得届等の保存期間が経過すれば破棄されていた。 記録を管理するのが主業務である官庁にもかかわらず、倉庫等の保管場所も貧弱であった。 地方では県保険課・国民年金課と事務所庶務会計・徴収課を行き来するエリート組とそういった部署に縁のない事務所の給付や適用部署のみ異動する非エリート組の二重構造になっており、非エリート組の部署からの現在の記録問題につながる提案は相手にもされなかったし、そもそも給付や適用関係の職務経験に乏しいエリート組みで構成される上層部には理解できない問題であった。	台帳や届書等の保管について、保存期間の延長や保管場所の設置を上部に提案をしていたが、あまり重要視してもらえなかった。 いま思えば、もっと積極的に提案しておけばよかった。
11420	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年1月に基礎年金番号に統一したときに、被保険者の記録を正確に確認し、手番の統合処理をするべきであったし、本人の記録かどうかも含めもっと慎重に行うべきであったと認識しています。そのような問題が存在することを知ったのは年金記録問題が大きくとりあげられてからです。	窓口において、相談こられたお客さまの声に真剣に耳を傾けたり慎重に漏れている記録を調査したり努力しました。過去にもっときちんとした対応を常に心がけていればとか常に危機感をもって仕事をすべきであったという点が反省点と考えています。
11421	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は、世間で騒がれ始めた頃に知りました。年金記録がここまで抜けているものだと思いませんでした。	早急に、本人記録のものは、判明させて年金受給額に反映させるべきだと考えます。また、現段階で、年金受給額への支払までに相当の時間を要してるので、早急に支払いできるようにシステム的に変更できないかと考えます。
11422	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	記録問題について、社会保険事務所への経験がなく、記録統合後のものを再裁定で処理しているため、世間一般に知られていない問題がどのように、また、どれほどあるのか、わかりません。		過去の処理が自分目線での処理対応としか考えられないとおもった。その場しのぎでやってきたことが、今日の問題となったのではないかと思う。現場を無視した制度改正や体制も問題かと思う。報道とかで問題になるまで、実際に知らなかった。	自分としては、記録問題での受給権者原簿の訂正を1件でも多く正確に行うよう努力をしている。もっと現場をみた制度つくりをしてほしい。
11423	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	承知していません。	1件1件丁寧に対応していく。	今回の事象が表面化したときに知りました。今までできちんとやってきたと思っています。	問題を真摯に捉え、1件1件丁寧に解決しようと思いました。 基礎年金番号が導入されたときに、徹底した広報等が必要であったと思います。また、資格取得時に戸籍謄本等の確認が必要と思います。
11424	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	一般に知られていないかはわからないが、記録管理の歴史上(業務運用面・当時のシステムの能力等)から、記録情報を略式管理していた時代がある。 ・事業所の名称(オール0) ・取得年月日や喪失年月日の日の部分 ・現存被保険者ファイルと喪失被保険者ファイルの相違(生年月日等)	上記については、特に整備等の必要はないと思われるが、記録問題と同等の認識される恐れがあるため、記録管理の歴史をしっかりと把握、周知しておく必要があると思う。	最終的には年金給付に結びつけるという生涯永久の記録であるという、重大な認識不足、過去からの記録の管理基準の曖昧さからくる業務怠慢等による不具合を積み重ねたもの。将来の対策はしているが、過去のないがしろにしていたもの。 ただし、過去の歴史上でやむを得なかったものや、発展途上のシステム能力の限界、本人都合による記録の流動性などを考慮すると、管理は大変厳しい状態にあったのではないかと想像している。	法律改正や、新しい事務処理やシステムが確立した際に、将来の記録だけではなく、過去の記録をどのように取り扱うか、今後どのように管理するかを明確にしてこなかったことが、反省点と考えるが、当時の状況がわからないので、一概にはいえないところです。 ・法律改正に伴う業務運用変更やシステム開発(ふた締め開発)後の、過去の記録やデータの取り扱い方法を明確にしていないこと ・本人に協力を得なければならない場合の基準策定を明確にしていないこと(本人に不利益となるものの判断年金額かそれ以外か等) ・これらをどのように世間に周知するかを検討し、実施していないこと 上記は、一般的な反省点であり、当時の担当者の対応が大変不甲斐ないとは感じるが、当時どこまで対応できたのかについては、現時点から一方的に判断することは、難しいと思っています。
11425	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	【本人の届出どおりの収録(戸籍も同様)を行ったもの】 ・氏名(漢字)の不具合 ・生年月日の非実存日 【年金給付に影響がないことから簡易な入力チェックとしたもの】 ・被保険者の資格取得・喪失年月日の「日」は1～31日なら可 【経費節減等の観点から、業務上特に必要のない項目として入力を省略したもの】 ・32年10月より前の事業所整理記号は入力省略	当時(オンライン化前)の記録管理としてはシステム仕様上正しい、業務運用上正しいとしていたものであるため、特段の方策は必要ないと考える。 (過去のすべてを否定することは何の解決・前進につながらない) 「何をもって『正』とするのか」が今後の大きな課題であろう。	基礎年金番号導入時、お客さまからの回答率があまりにも低かったことから、相当数の記録が誰のものか(ご本人のものか)確定できなかったと聞いている。 虫々と照会や照合を行ってきてある程度統合できたが、その途中段階として世の中に数字が出て行ったものと認識している。 そもそも全国民に記録をお知らせし確認いただく思想があり動き出した矢先だったが・・・。	十分な周知・広報が出来ていなかったことは反省すべき。 根本的には「紙台帳から磁気テープ」「台帳・磁気テープからオンライン」といった常に「日本で初めて」のことを実施してきており、その時代時代の整理があったことが問題ではあったと考える。 しかしながら制度上「ご本人の申請により」登録処理等が行われたことや当時の体制では妥当性検証に限界があったこと等を踏まえると発生して当然という思いも正直ある。 当時から意識改革を行っていれば、制度改正が出来て、十分な予算取りが可能だったのかどうか、今となっては分からない。 今後台帳との突合や定期便でのご本人様確認が加速していくが、そのことによって新たな記録問題を生み出さないよう、しっかりした意識が一人一人に必要となるだろう。 『宙に浮いた1件』をどうするかではなく、「お一人の記録」を正しくする』ことが使命だと考える。
11426	地方庁	その他(社会保険事務所)		今回始まった「年金定期便」のように毎年1回は加入履歴を送ることで、記録の確認をしてもらい、記録の誤りを発生させない。	納めた保険料が記録からもれていることは、国の仕事としてあってはならない重大な問題。新聞、テレビ等で記録問題が話題になった頃。	年金特別便の調査や記録補正などを出来るだけ迅速に行った。 また今後同じような問題が起きないように、より正確に事務処理を行った。 被保険者に対して、定期的に記録の確認を行う機会を与えなかったことが今回の問題が発生した原因の1つと考える。
11427	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	公平性の観点から、法整備による一括救済が望ましいと思慮。	平成15年頃三号未納被保険者の問題が取り上げられた頃から、年金制度の度重なる改正による齟齬が生じていると感じた。	。「消えた年金」など記録問題に関しては、一職員の裁量で判断出来ないケースが多く、ルール通りの対応をしてきたが、そのことにお客様のご理解を得られないことが多かった。公平性の観点から、法整備による一括救済が望ましい。
11428	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度的な不備だととらえていました。(厚生年金の台帳に本人の住所が登録されていないことで、本人より申し出がないと、本人のものかどうか確定できないこと。本人に社会保険事務所から通知など行かないため、事業主が本人に通知していないと、記録がどのようになっているか本人にはわからないことなど) 問題を知ったのは、平成12年ごろです。	
11429	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	なし	個人の記録(厚年)がばらばらに管理されていたものを、平成9年次点でしっかり統合できていない状況がのちのちまで続いていたことは、現在の記録問題の原因の一つだと思っています。 記録問題については、平成18年ぐらいに知りました。	その後、記録に関する部署に着いたのが京都社会保険事務局事務センターでしたが、直接の担当は、国民年金の免除申請の届出をチェックする部署でしたが、単純に免除該当するかだけではなく、無資格期間や配偶者期間相違等に気づいた場合には、担当事務所へ確認の依頼などをして、正確な記録になるよう配慮しておりました。
11430	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間・人をかけて丁寧な対応をとるしかないと考えます	過去において紙で情報を管理していたため起こった問題と認識していました。 各報道機関が盛んに報道したころでした。	迅速かつ丁寧に個人の方々に説明、調査するよう努力しました。 年金記録問題がおこってから仕事量の増加、人員削減が行われたため、通常業務について全国的にかなり支障が生じたのではないか考えます。この約2年～3年の間の通常業務が相雑になったことに起因する問題が将来起きることがないか不安です。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11431	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し		今後の年金制度及び職場の在り方について危機的状況だと感じました。 年金記録問題については平成19年頃に知りました。	記録に問題がある方への連絡方法及び説明の仕方について、お叱りを受けることを十分承知し、誠意ある対応を心掛けようと思いました。その後にお客様の信頼回復に努めると同時に、少しでも早く記録の整理を行うことが重要だと思います。 これまでの記録管理の中で、国民の方々にとって年金制度がどれだけ重要なものなのかという認識が職員に欠けていたと思います。また、法令遵守を心掛け業務を行うということが、全職員に周知されていなかったことも原因の一つだと思います。
11432	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思いつきません。	今後20年30年後に同様の問題を発生させないようにするために、厚生年金保険の資格取得、資格喪失、月額変更、算定基礎等の通知を今は事業主のみですが、被保険者にそのつど通知すべきだと思います。	最初はまれな事例であり数が少ないものと思っていましたが、こんなに多くの記録問題があるとは思いませんでした。 入庁7年目ですので、年金記録問題が国会やマスコミで取り上げられるようになってから知りました。	ねんきん特別便等で回答をなるべく詳しく書くこと。被保険者の方に納得してもらえるような対応をすることが大事だと改めて思いました。 被保険者からの届出主義による国民年金未加入や、事業主の届出の漏れ・誤り等が今でもあるので、被保険者にそのつど通知して今後の年金記録問題を発生させないようにすべきだと思い
11433	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11434	地方庁	その他(社会保険事務局)			採用されたときは年金記録問題というのはあまり話題になく、国民年金保険料の納付率向上が最重要課題でした。 従って、記録に不備があるのは知っておりましたが、その全体像を把握したのは国会で取り上げられた頃になります。	国民年金保険料の方が問題だったので、特筆すべき対応はありません。 反省点として、予算や人員を考慮することなく、政治主導で年金記録問題解決の工程が決められたため、お客様や国民の皆様により不信感を与え、また、多くの人が嫌気を抱き職場を去ってしまいより記録問題解決に時間がかかってしまうことです。
11435	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	記録の取り扱いを徹底するための合理的、的確に管理する 柔軟にこなし、記録判明分は特例的に統合する さらに問題発生時は特例処置で一度大きな改革しないと 解決には行かない	記録に対して問題意識はあるがどうにもできず、気になっていた	上司に確認したり、自分でも、マイクロや手番から検索したり、調査したが そもそも、記録照会方法がはっきり示されていなかった 最後まで記録追及ができる組織のあり方が望ましい。
11436	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		マスコミで騒がれはじめてから意識した。 遺族年金の裁定をしていた時、死亡者の記録の精査を行ってみて原簿と被保険者記録が相違していることたまにがあったりしたので、全国的にみるとかなりの数にのぼるのかと漠然と思った。	現場では、1件1件確認作業を行い浮いた記録を統合等できるよう日々作業している。 反省点は、そもそも当時の作業及びその工程においての管理がすさんだったのから起こったことなのだから、正確に処理を行い管理していくことに尽きると思います。
11437	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	該当している事業主から聴取するのが一番だと思います。	新聞報道があってから。	保険料を納入できない事業所に対し調査を行い売り上げ等から判断して保険料を納入できない収入しか無い事業所に対し国民年金の免除のような法整備が必要ではないか。現在1名以上の社員がいる事業所は、社会保険に加入することになっているが、中小企業では、現在の経済情勢で保険料を納入するだけの売り上げ(収入)が無いのでは、ないか。一方では、社会保険に未加入の事業所が多数存在する現状がある。まじめに法律どうり社会保険に加入して売上金等を差し押さえされて倒産していく事業所と法律に従わずに未加入のままとなっている事業所が存在する矛盾を早急に解消する必要があると思います。
11438	地方庁	社会保険事務所課長級以上			ねんきん記録問題はコンピューターの普及していないときからの記録を60年以上保管しなければいけないという物理的な困難、職員、事業所、本人すべてにおけるヒューマンエラー、事業所もしくは行政の作為的な行為等すべてが複雑にからみあっておこっているものであると認識しています。 昭和63年ごろに領収書があるのに納付となっていない、同姓同名の記録の混同等の経験をした	一人ずつ、1件ずつ、地道に努力したい。
11439	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に把握しておりません。	周囲の声に惑わされることなく、肩々と取組を進めるべき。	予備的調査の回答において、未統合記録が5000万件あることを知ったときに、重大な問題であると認識した。	当時、社会保険事務所のいわゆる現場業務をしたことがない幹部や法令職員はこの問題をうまく理解できていない様子だったので、法令係長等に、現場での事務の流れを説明する等に努め
11440	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		本庁の不祥事からはじまり、マスコミ関係者への地方現場の不祥事暴露と続き、いわゆる三層構造の問題点、強すぎる労働組合の問題が自日のもとにさらされていきました。 本来業務を進めながら、特別便対応を総がかりで平行して進めるわけですから、体力の限界まで自主的に取り組みました。 マスコミ関係の情報から、まるで罪人扱いするお客様が居られる反面、「たいへんですね。全てあなたたちだけの責任でもないのに、私たちにも忘れていたり納め忘れたこともあるので、お体だけは気をつけてくださいね。ありがとう。」とおっしゃっていただいたお客様もいらっしゃいました。 本音は、少子化先進国であるヨーロッパ並みに早く消費税を導入して、国民・被保険者の皆様に財政基盤を整えた形をお見せし、安心していただきたい。自らの積年のあかを落としたあかつきには、そう願っております。	私自身、採用時から不気味に強すぎる組合と「当局」の関係には疑問をもっていました。また、国民年金担当部署が、市区町村をキチンと管理できていたのか疑問に思っておりました。そのようなことを含めて、全てが晒されたものと認識しております。 指導的立場に立つ人間は、正しいことを実行する前提に教養と覚悟がいることを思い知らされました。法哲学・教育は、実践する前提に必ず身に着けておくべきと思います。それが備わっていなかったことと、蹴ろにされた歴史的結果と思います。 加えて、国民年金の納付率が下がった最大の原因は、平成6～7年頃から充分な対策もなく、フォローできないまま20歳強制付番通知適用を開始したことによるものと思います。対策が若すぎた結果、煮詰めていないまま急がれた結果と今でも思っています。80%は40%に限りなく近づくものと思います。この対策も打つべきと思います。国民の信頼はこの結果により築かれると考えます。 免除システムを導入してから、国に徴収を引き上げるべきところを逆転したためです。消費税導入を恐れる政治家が多すぎることも原因。 結果、国権の三権分立はすでになくなりました。おかしいと思います。
11441	本庁	その他(本庁)	特にありません。	人、金、物を投入して何よりも優先して取り組まなければいけないと思います。そして、あきらかに疑わしいということでなければ、本人の記録と認めるなど、広く救済できるようにした方が良いと思います。 また、今後このようなことが起きないよう、職員の意識を徹底させた方が良いと思います	記録が消えているなんて、絶対にあってはならないことで、他の何よりも優先して取り組むべき重大な問題だと考えます。 年金記録問題について知ったのは、マスコミで騒がれるようになってからです。	社会保険事務所に在籍していた際に、記録照会のご相談を受けた時には、できるだけ当時の情報をたくさん聞き取るなど、手掛かりとなりそうなものを集めたり、役場に協力を求めるなどして、記録を見つけることを最優先と考え取り組みました。 次にこの問題の反省点ですが、やはり記録の管理が甘かったとおもいます。 国民年金保険料の収納が役場から社会保険事務所に変わった時に、記録がきちんと移管できたのか、厚年記録について事業所から正しい届出がされているのか等について、確認が不足していたのだと思います。
11442	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	記録問題の解決にあたっては、過去記録の突合せを実施していくしかない。	問題は、報道によって認識。 未統合記録は、無年金者の記録および女性の旧姓記録との認識。 報酬が遡及訂正されたのは、調査により正しい報酬に訂正したとの認識でした。	お客様に記録確認をしていただきのが最も確実な方策と考え、庶務課長として、全所体制で窓口相談を実施する対応を実施しました。 反省点としては、あまりにも突然の対応で計画性がなく、休日出勤・超過勤務の連続で職員の福利厚生部門が完全に無視された状況であった。
11443	地方庁	その他(社会保険事務局)		:知識のある職員を分限せず雇用する	年金手帳を複数持っている被保険者の解消が急がれると認識していた 基礎番発足時	職員増が無い中日常業務に追われていた
11444	地方庁	その他(社会保険事務局)		誰が悪いというわけではなく、制度全体の問題だと思う。この間のマスコミ等のあおりで、国民の方々もこちらの説明をなかなか受け入れてくれない現状もある。今は、一人ひとりの方に対し、丁寧に対応していくしかないと思うが、現場の力だけでは限界もあるように思う。また、対応していくにあたって、対応者の年金の知識も深いものでなければならないと思う。	平成18年に免除問題が、翌年に年金記録問題が大きく取りざたされたが、そのときに知った。もちろん生活にかかわる問題なので、大変なことだと感じたし、制度を統一していくことの重要性も改めて感じた。	当時、窓口を担当することもあったが、お客様の話しを丁寧に聞き取り、細かく調査すつよう心がけた。ただ、旧法や、恩給など知識が乏しく調査に戸惑ったりということもあり、スムーズに対応できないこともあった点が反省点と感じている。
11445	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません	報道があってからです	一生懸命やりました。 段取りが悪かったと思います。
11446	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	綿密な計画のもと、現場としては着実に実行していくより方法はないものと考えております。	事業所の届出誤りやご本人様の記憶違いと思っておりましたが、平成19年6月ごろの記録問題による来客の急増や、マスコミ報道等により、オンライン記録に誤りがあることを認識させられました。	お詫びをすることは無論のこと、記録を丁寧にお調べしご理解を願うよう対応いたしました。あらゆる過程でのチェックが不十分であったことが最大の反省ではありますが、実際に事業所の届出誤りも認められることから、適切な届出を行っていただくための事業所に対する地道な周知広報が不十分であったと考えます。大掛かりなものではなくとも、例えば、資格喪失届の用紙等には必ず記載例を付けるなど、現在でも容易に改善できるところが多々あると考えています。
11447	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			昭和62～63年ごろオンラインシステムが本格稼動を始めた頃、記録の補正、オンライン化への移行時期に処理保留としていた新規の届書入力に明け暮れていましたが、若い担当一人に個人任せとなり、組織全体での取り組みがなかったこと。この頃の補正作業は、現存ファイルと喪失ファイルの相関関係で不備があるもの等(機械の中でチェックできるもの)に限られ、本来、もっとも必要であった紙の記録をコンピュータ収録した際の確認作業を徹底して行うことが必要	毎日補正リストの修正作業を行っていた記憶がありますが、今の収録記録は20年にわたり補正を行ってきた収録の経緯が、コンピュータ記録上判別しにくいものとなっているので、過去の補正経緯がわかるようにしておかなければ、今後新に問題が発生することになるのではないか。
11448	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	組織一丸となり、早期に解決するよう努力しなければならないと思います。	報道で知りました。	年金特別便等対応の応援。(庶務課であったため) 紙台帳から移行すと時チェック体制に問題があったのではないかと思います。
11449	地方庁	その他(社会保険事務所)		現場の職員に意見を聞き、具体的解決策を探るのがよいと思います。	問題が存在すると知ったのは、問題が起こったときです。 それまでは深く認識していませんでした。	地道に目の前の事務を一つずつ片付けていくしかないと思いました。
11450	地方庁	社会保険事務所課長級以上			裁定請求時に、記録の整理(判明)を行うものだと認識していた。万一、請求時に忘失していたとしても、再裁定で対応するものだと思っていた。	色々な対応が後手後手に回り、結果的に時間もコストも費やしているように思う。
11451	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない	オンラインデータと台帳、名簿との突合	年金請求時にオンラインデータ、又受給者本人の申請に基づく記録照会 で確認できると思っていた。 問題が公表されたとき。	転記誤り、入力誤りをなくし、正確なデーター管理していくことが重要と思う。
11452	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11453	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録問題解明について携わる人員を増やす。(知識のある退職者などの支援をいただくなど)	年金を受給する時点で記録がきれいになっていたらいいのではないかと思っていた。基礎年金番号ができたのも平成9年からであり時間をかけて統合がすすめられると思っていた。	年金請求時には氏名索引にてチェックしていたが、本人の記憶が時間とともに薄れることから被保険者時代から確認できる機会ごとに徹底して調べていく必要があると思う。
11454	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	地道に一件ずつ解決していくしかないと思います。	未統合となっている記録があることは了知していました。 この対応については、特に意識はしていませんでした。	指示されたとおり対応したつもりです。 まだまだ結びつかない記録も多く、きちんと足元を固めてから対応すべきと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11455	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	今後、2年間で集中的に処理をして、解決するとしているが、予算等の問題もあると思われるので、全受給者に対する一時金払いの方法で終結させることも必要ではないか。	いつごろからか覚えていませんが、事業所被保険者記録に、整理記号番号が入っていないので、不自然だと思った	きっちりした記録管理が一番重要です。オンラインシステム完成時に整理すねき問題だったと思います。
11456	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	今、出されている計画通り記録を一件ごと検証する方法しかないと思う。	問題を知ったのは報道等が行われたとき。それまでは年金給付課長当時に相談業務において、生年月日の違い(特に女性)が多いこと、厚生年金番号を複数(2～5個)持っている者が多いことには気づいていた。	年金請求時において、本人との面談、聞き取りで解決すると思っていた。反省点については、基礎年金導入までは、本人の申し出で過去に符番がないことを告げると新番が払い出されたことが問題で、それを防止することが出来なかったこと。基礎年金番号通知時に複数の番号を持っている方に対する報告の勧奨文は通知に記載されていたが、徹底がされていなかった気がす
11457	地方庁	その他(社会保険事務所)		早急に対応すべきであるが、何度も視点を変えて確認することがないようにした方が良いと思います。 お客様も戸惑いますし、経費の面もあることから。	年金制度の基礎となる記録であることから、大変重要な問題であり、早急な対応が必要であるとの認識です。 報道がされた頃です。	早急かつ確実に対応すべきである。 この機会を前向きにとらえ、国民へ年金制度を十分に理解いただくことが信頼回復にもつながると思いますので、国民の立場に立って対応しようと思いました。 これまで記録に携わってこられた方々で、対応が必要と気付かれた方もいたと思いますが、異動もありますので、次の方が対応してくれるだろうと思い、結果、先送りとなったことが原因であると考えます。 反省点を一言で言えば、ずさんな管理であったと思います。
11458	地方庁	その他(社会保険事務所)	無	現在実施している「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」を完了させること。	昭和59年ころコンピューターの記録と紙台帳とに不一致があることを知った。	当時は、裁定請求時に記録を確認することとされていたので、問題とは考えなかった。制度の煩雑さに対し、システムが追いついていないことが問題である。コンピューター化するのであれば、だれが操作しても同じ結果にならなければならない。制度上の判断を求めるのは、誤りと思う。
11459	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		平成12年の年金給付課在籍時に未統合の厚生年金手番が多く存在することは認識していたが、年金請求時に解決していくという方針であると認識していた。ただし、基礎年金番号導入時や過去記録に関する通知においても、何ら反応をしめさない国民にも問題があると思っていた。	結局国民は騒がれないと動かないし、それまで通知を無視していたことを棚に上げて行政の責任を求める声が多く出たことは、仕方ないと思う反面、特別便対応時にもこのことをお客様に伝えて、行政と国民が一体とならないと年金問題は解決していかないということは伝えてきたつもり
11460	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	・各事務所の年金記録課の人員を増やす。	国民の国への信頼を大きく損なう問題だと認識。	窓口に来られた方の不安等をすべて聴き、納得されるまで丁寧に対応する。 平成9年の基礎年金番号導入時から、もっと大々的に番号統合等の作業を 進めるべきだった。人員もあり、基礎年金番号導入に伴う作業のため国民の理解も得られ、大きな混乱にはならなかったと思う。
11461	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	一つ一つの記録を丁寧に見直すことにつきると思います。 また、年金相談や電話相談など、その機会があれば逃さず、確実に記録統合の処理をしていくことだと思います。	年金給付及び厚年期間調査の仕事も経験していたので、未統合記録が莫大で、本人がかけた年金が確認できないこともあるなど、必ず問題になるとは思っていました。 また、国年のときも、納付記録がないなどの相談があり、中には国保との誤りと思われるものもありましたが、本人がかけたという記録が確認できないということは、非常に苦しいものがありました。	出来るだけ丁丁寧に本人からの加入歴の聞き取りをし、かけた分の年金を受け取れないことのないよう、確認し、調査依頼をするようにすすめました。 また、中には本人から、今登録されてる記録だけでいいというお客様もいらっしゃいましたが、せっかくかけたものを無駄にしないようにと説明し、できるだけ加入歴を思い出していただくよう努めました。 正直な話、オンライン現役世代としては、なんでこんなずさんなことをしたのかと、憤りすら感じています。 氏名の登録ひとつにしても、馬鹿みたいな、絶対こうは読まないだろうというような登録になっていたり、とてもひどいものです。 大局にかんしては、われわれ一兵卒がどうこうできる問題ではありません。 やるという限りは、委託先を含めきちんと精査していただき、確認作業までできる見通しを立てて計画するのが至極当然と思います。 われわれは、目の前のお客様一人ひとりときちんと向き合い、一つ一つを丁寧に処理していくだ
11462	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	解決方法を考えたこともないので、わかりません。	年金制度への信頼を大きく損う問題と認識しています。 知ったのは、報道を見てです。	年金得別便に全力で取り組んでいました。 問題点は、管理形態を紙からマイクロ、WMと変更する際、の写し漏れ。 地方にいる人は、この問題が公になるまで知らなかったと思います。 WMに入っていない記録があるなんて夢にも思わなかったですし、そのつもりで窓口対応していました。
11463	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		紙台帳からWM端末へ記録移管の入力する際に、大きな不手際が発生し、 記録の消失や相違が生じたと認識しておりました。 そのことが、マスコミ等で取り上げられていた5年ほど前に認識しました。 いわゆる、基番に統合されていないだけの「消えた5000万件」の手番については、手番登録がされていないだけであって消えたわけではないので大きな問題とは捉えておりませんでした。	前述の紙台帳からの記録移管の件は自身が職員として在籍していない時期のことでしたので、来訪されるお客様に対し自身の知る限りの情報を提供し、不安を生じさせないように努めました。 反省点として、マスコミ等による不安を煽ることが先行し、来訪されるお客様が 何がどうなっているのか分からないまま来所される方が非常に多く感じられました。基番に統合されていないだけの自分の手番のことだとか、もっと広報を行い国民の皆様を不安にさせないよ
11464	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	民間に委託せず、職員が対応処理したほうが良いとおもいます。 民間だと、責任がなく間違いが多いから。	昔の職員のずさんな処理のつけが私たちに回ってきたと思った	職員として、責任を持って、対応した。 この問題が起きたため、記録をきれいに整備するいい機械と思うためこれから先、また同じ問題がおきないように対応しようとした。
11465	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1つ1つ順番に調査するだけ。それ以外にない。	申請主義という制度を勘違いしてとらえ、国が正確に記録を管理することを放棄した、国民生活への重大な裏切り。 これほどまでに「ずさん」ということは、いわゆる年金問題が報道され始めたころ。	窓口では、国民の皆様の記憶を少しでも確認し記録統合をできるようにすること。 期間調査の経験があったので、記録調査には積極的に参加すること。 申請主義はあくまで申請者に確認していただくことにもかかわらず、年金請求の際に確認し統合すればそれで足りるとし、国が正確に記録を管理しようとすることを放棄していたことがすべての
11466	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知らない。	現行の手法(特別便)で行うしか方法は無いと思う。 過去の厚年手番は住所の届出の必要が無かったことから完全な把握が出来ないため、今のやり方しかないと思う。	最終的に年金請求時に確認すればよいと思っていたため、問題が起こるまでは認識していなかった。	基礎年番導入時に、手番の回答を求めていたにもかかわらず、すべての統合が行われなかったこと。 また、異動時(退職に伴って厚年から国年への加入など)の届出が一般の方にはわかりにくいこと。
11467	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者への年金番号の複数払出分の未統合問題 年金記録問題が報道され始めた頃	複数番号所持者の確認と、統合 被保険者への番号複数払出 年金制度の周知(特に適用時、加入・非加入の認識)
11468	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	なるべく早く正しい記録にするよう、調査を急がないといけない。	年金記録問題を知ったのは、新聞等で報道されるようになった頃です。	お客様の質問・疑問点などに親切に答えること。 今後は個人の記録に誤りがでないよう確認をおろそかにしないこと。
11469	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	この問題の解決には、オンライン記録を完璧な記録にすることが最重要事項と思います。 よって、現在進められている統台帳等との突合作業を迅速かつ正確に進める事が重要と考えます。	年金記録問題は、適正な受給額が支給されない可能性があり、国民の生活に多大な影響を与える問題だと認識しています。 また、この問題を知ったのは、報道等により知ったのが初めてです。	第一に、「変わります宣言」により、接客対応の改善に取り組みました。 合わせて、記録問題関連業務に積極的に取り組みました。 反省点としては、主として記録管理が適正に行われなかった事にあると思います。
11470	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	件数主義よりも内容重視で取り組むべき。過去の失敗を二度と繰り返さないためには、内容をしっかり吟味して取り組むべきである。残念ながら、現状では件数をこなす方が評価されるため再度事故が起こるのではないかとても不安である。	基礎年金番号ができたとき、当時の状況では、すべての記録を統合するのは不可能だと思っていました。今回の年金問題が、公になり予算措置も行われよかったと思っています。	年金というのは、法律改正が多すぎるため後輩に自分の勉強も含め勉強会を実施し窓口対応時に誤った対応がおきないよう努めました。 年金は、本人が40年～50年関係するものであるにもかかわらず、改正が多すぎて、説明がむつかしい。また、自分も含めそのことに対応できる職員の知識不足また人材不足が問題です。
11471	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ご本人様からの聞き取りを十分に行い、少し時間をかけても正確に調査をしていかなければならないと思います。	年金記録問題が判明してからは、最重要な問題と認識しています。 年金記録問題が判明する以前は、年金記録関連の係経験も少なく、記録は、昭和20年前後を除いて、正確であると思っておりました。	本来業務と同等以上に、上から指示のあった年金記録調査に関する業務に積極的に対応してきました。 特に厚生年金記録については、定期的に被保険者に加入期間・標準報酬月額をお伝えすべきであったと考えます。
11472	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありまん。	取得の際に年金手帳の添付を義務付けること。 記録の補正等に対してのチェック体制を厳重にすること。 共済組合との連携体制を充実させること。	年金記録問題が公に報道されてから、任期付職員として採用されましたが、それまで事業所で取得・喪失の手続き事務の経験がありましたので、取得届の際の厚生年金番号を就職の都度新規で採番していたために起こった問題だと認識していました。 また、紙台帳からデータ化する際に厳重にしていなかったのではないかとも思っていました。	自分の担当したお客様の記録については、お申出の記録は必ず存在するとの姿勢で、名前のふりがなの読み替え・誕生日違い等、徹底的に調査するよう臨んでいます。 職員の記録に対する認識を、もっと引き上げていくことも重要だと感じています。
11473	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし(問題に直面していない)	年金記録のスペシャリストを配置して、記録の漏れなどがないよう審査すると良いのでは･･･	世間で騒がれだした平成19年頃。 過去の職員の、処理を後回しなどの職務怠慢が関係していると思います･･･ (08には特に)	直接の業務に関わってはいないのですが、事務局で対象者の連絡先を調べる、電話連絡、書類送付などのお手伝いはしました。 一人一人のお客様に対して、誠実・確実に処理をすれば問題は起こらないと思います。
11474	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金記録のことは、重要な問題だと思いました。テレビ等で報道されるようになってからです。いつ頃かはっきり覚えておりませんが、7～8年ぐらい前だと思います。	一刻も早く解決しなければならない問題でありまた、早く問題を解決するために、少しでも力になりたいと思いました。 反省点は、年金記録に関しては、もっと慎重に管理すれば良かったのではないかと思います。
11475	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問については、ニュースや新聞で知った。	管理がきちんとできていれば記録がわからなくなったりしなかったと思います。 もっと大事なことと認識し取り組めば改善されると思います。
11476	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いつきません	特に思いつきません	昭和59年ごろ、厚生年金記録で、名前や生年月がファイルに登録されていないものが多数あるため、氏名検索で拾えない記録があることは問題だと思ってました。	業務課在籍の際は、払い出しで確認の取れたものはファイルに登録するようにしていました。
11477	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	厚生年金に至ってはかけてもらっていたと思いこんでいる被保険者の方と実際はかけていなかった事業所との違いから生じているものも多いと感じるので、解決に向けては前後何年就業していれば基礎だけでも保障するなりできれば納得してくださる方もいらっしゃるように思います。	在籍中は、難しい問題と認識していました。 存在はH20に知りました。	対応できるよう勉強を重ねる事が今、自分に出来ることと思っています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11478	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員をふやしてとにかく一生懸命やること。	社会保険事務所が絶対解決しないといけない問題。	とにかくお客様の年金を正しいものに復活するよう一生懸命親身になってたいおうしました。
11479	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。		基礎年金番号に統合されていない記録は年金請求時での整備統合でよいと思っていました。基礎番付番前は採用時(平成元年)より国民年金の記録についてマイクロと相違する記録を多々見てきたことや、平成3年には氏名の入力されていない厚生年金記録などがあることを知りました。	平成17年から国民年金で個別訪問を行っていましたが、訪問時に確認できた手書記録は随時統合処理を行っていました。また記録問題が大きく取りざたされた際は出張相談所に出向き相談体制に協力しました。反省点は記録管理の不十分さ(紙台帳記録のバックアップ態勢が取れていないこと)と紙台帳からW.Mに記録を移管した後のチェックの不十分さが考えられます。
11480	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない	短期的に集中することも必要だが、専門部署を設け、時間をかけて解決することが、どうしても必要と思う。	2～3年前、騒ぎになり知った。	
11481	地方庁	その他(社会保険事務所)		今までどおり、照会を受けて地道に年金記録の調査をしていく。また、今まで付番されている記録の氏名等すべて収録し、事業所記号も000-0000等不備記録を補正してもらい、すべてわかるようにしていただくと、調査期間の短縮につながりお客様からの苦情も減少するのではないかと考えている。	年金は、老後の大事な生活資金であり、正当な年金が受け取れないとなると当事者にとっては大事な問題である。一刻も早く正当な年金を受け取れるようになってほしい。また、この問題を知ったのはテレビ・新聞報道等がされてからです。	ご本人の気持ちになり窓口対応及び記録の調査をしてきた。また、(7)でも記載のとおり、コンピューター記録の不備記録の補正をしていただければ調査の時間が短縮される。また、年金請求時の聞き取りの甘さ及び請求者の職歴の記憶漏れなどが反省点として挙げられる。
11482	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	全職員が、記録問題の問題点や対応策の情報を共有している環境を作っていることがよいと思う。	年金は人の生活に直結しているため、たくさんの人に大きな影響を与えてしまっておる問題だと思う。記録問題により、年金相談や窓口・電話照会を対応するようになり知った。	・お客様を対応する際に、お客様の話をよく聞くように対応した。 ・お客様へ対して、いろんな種類の文書が発送されており、お客様にとって、なるべく少ない回数で分かりやすく記録確認をしていただけたらと思う。また、早く確認していただけたら、記録を見つかれば、早く年金をお支払いすることもできるので。
11483	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	業務センターで持っているカセット記録全てを早急にオープンすることにより、記録調査に要する時間を短縮できるのではないかと考えます。	これまで、期間調査業務や、年金相談窓口を担当する中で、お客様が忘れている記録や、短期間で加入していないと思い込んでいる記録、氏名、生年月日が誤って収録されている記録が多数あることはわかっていました。せっかくの加入記録が年金に反映しないことは非常に残念なことだと思います。	ひとつでも多く思い出していただくよう、細やかな質問をし、思い出すきっかけを作るお手伝いをしてきました。直接対話していくのが一番だと思いますが、これは時間がかかり、件数がこなせないという問題があります。しかし、今後記録問題を解決し、信頼を回復するためには大切な方法だと思います。
11484	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	地道に作業をおこなっていくしか無いと思います。	記録統合は、判明した段階でおこなうのが通常処理と教えられてきたので、未統合記録の存在そのものを、いわゆる「記録問題」としては認識しておりませんでした。 問題として認識したのは、マスコミで騒がれはじめた5年程度前だったと思います。	地道に処理を行うしかないと思い、そのように行動して参りました。 問題の反省点としては、制度改正のたびに、それに伴う処理を徹底していなかったことを挙げます。
11485	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般の情報のみ	年金受給者にかかる記録照合の早期処理 未請求者の記録照合処理	年金相談で給付請求を処理する時、過去の統合されていない記録について、請求者に確認し請求を受理していた。 氏名のふりがな相違や生年月日の相違で検索できなくて、請求者に記憶がない場合はそれ以上追求はできなかった。 そのような場合、その記録はそのままになるのかという漠然とした疑問はかんじていた。	年金制度発足時からの記録管理状態をみる機会が多々ある。 当時は個人の記録について今ほどの緊張感がなかったように推測される。
11486	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		育児休業中でマスコミ等で知りました。	
11487	地方庁	その他(社会保険事務局)			私は平成11年採用で、国民年金課の配属でした。基礎年金番号導入後のバタバタはすでに落ち着いていましたが、一人に対して複数の年金番号があるという問題については配属すぐから知っていました。当時は現在のように記録に結びつくようなヒントや会社名を伝える事は禁止されており、記録については、本人がわかるもののみ登録し、年金請求時にきちんと整備すると教わりました。	氏名検索等で別記録が見つかった場合は本人に確認し、判明したものについてのみ登録し、不明な場合はわかる範囲で期間照会の用紙を記入してもらい預かる形をとりました。また本人が思い出せない場合は、当時の同僚や知り合い、親戚等に確認し、年金請求までに調べるよう案内しました。 記憶は時間とともに薄れていくものであり、記録の確認を先送りにした事が現在の記録問題を大きくした原因の一つとなっていると思います。また本人が記録に対して確認しようとした時点で、現在のように記録に結びつくヒント等を出すことができていれば、現状はもっと改善されていたと思います。
11488	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録問題に携わる人員を増やすことが必要だと考えます。	年金記録は、個人にとってとても大切なものであり、記録がわからないということがあってはならないと認識しています。 また、年金記録問題が一般に知られるようになってから知ることとなりました。	被保険者の方から照会や、調査依頼があった際には、誠意を持って調べ回答をするよう心がけていました。 この年金問題は、先並諸氏の年金について重要なものであるとの認識が、希薄ではなかったかと思います。
11489	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度発足時点で厚生年金番号と国民年金番号が別だったことが、記録の重複や統合されていない番号が増えた原因である。勤務し始めた時点からこの問題は知っていたが、平成9年の基礎年金番号化で被保険者へは通知していたが、その後に追跡調査を怠っていたのは政府や省庁の怠慢だったと思う。	とりえずは大量の統合されていない番号を、少しでも減らすように対応した。しかし、年金額が変更になる人の処理に時間がかかったのは反省点だと思う。
11490	地方庁	社会保険事務所課長級以上	報道機関等で報じられた内容と同様です。	お一人お一人の内容について丁寧に対応していくことが大事だと思います。	平成19年6月に報道により知りました。 実務に携わる職員及び制度の問題だと認識していました。	来訪及び電話でのご相談のお客様に対し丁寧な対応を心がけました。
11491	地方庁	社会保険事務所課長級以上	該当事項はありません。	一番大事なことは、人員を集中させることだと思います。誰かに社会保険業務には様々な分野がありますが、優先順位をはっきりさせること、優先順位の低い業務は一時凍結させてもいいと思います。様々な業務を行うとどうしても集中度が低くなります。あと組織内の各課の連携をさらによくする。職員の自己研鑽によるスキルアップも必要かと思います。	年金記録の整備は裁定請求時に行えば大方は解決すると考えていました。 また、年金記録の不整備のことを知ったのは、社会保険事務所と市町村の国民年金の記録に相違がありこのままで大丈夫かなと感じた昭和63年頃です。	課内で記録の不整備について話し合いも行いましたが、大きな問題でしたので結局は裁定請求時に記録整備を行えばいいのではないかということになりました。国民の皆様の大事な年金記録を管理しているという認識が大きく欠如していたと反省しています。
11492	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11493	地方庁	その他(社会保険事務所)			統台帳の管理の時には、フリ仮名の記載がないにもかかわらず、機械化になった時は、漢字登録がされていなく、フリ仮名で画面照射されるような状況であり、考えられない読み方で入ってるケースがあったので、本人が、職歴や手帳を持っていなければわからないだろうと思ったことはありました。平成4年から 年金給付課に所属し期間照会を担当した時から認識したと思います。 今思えば、昭和63年4月に採用になったころ業務1課で取得の処理の際、基礎番制度もなく住所登録もなかったので、新番払い出しがとても多かったように思います。	年金制度を若い世代から認識させておくべきであったと思います。 小学校の時から今のお年よりは、若い時にこのように働き厚生年金や国民年金を納めていたので、今の生活が出来ている。そのためには、20歳になった時に年金手帳が作られるので、保険料を納めなければならにということや、年金手帳が納めていることの証明書になるので、生涯大切にしなければならないことを教えるべきであったと思う。 年金制度は、加入する義務があるのだから、義務教育中に教えるべきであると思います。 実際私もこの職場に入るまでは、厚生年金や国民年金制度のことは、何も知りませんでした。
11494	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	既に解決済みのことかもしれませんが、先日弁護士を通じて、戦時中から戦後にかけての加入期間について、外国人(朝鮮人)の方から脱退手当金の請求がありました。 金額的には、微々たるものですが、自分も数十年前に期間調査業務を担当していた際、中国人や朝鮮人と思われる名前の厚年番号を、まとめて見た記憶があります。 その人達に対する対応はどうなっているのでしょうか。	話が大きすぎて、思い浮かびません。	期間調査業務を担当していたときから、今回騒がれているような事象は日常茶飯事でした。 ただ、与えられているツールが少なすぎて、お客様との対応には苦慮していました。	期間調査を申請されたお客様について、名前、生年月日、職歴などから記録が特定できなかった場合は、直接ご本人に当時の同僚のお名前をお聞きし、その前後から申請者の記録を捜すなど自分なりに工夫をして調査しました。 ただ、(8)でも申し上げましたが、手元にあるツールがあまりなく、また、マイクロなどの索引簿についても、誤字脱字などの欠陥が多すぎました。 たいへん申し上げにくいことですが、業務センターも含めて本庁が、現場の実情を全くご存じないことが、今回の大きな騒ぎになったと思います。 業務センターにお願いしても、また、本庁監察などの折に意見要望をあげても「承っておく」とだけのご返事で現場の要望は全く聞いてもらえなかった記憶があります。
11495	地方庁	その他(社会保険事務所)			特に問題と認識していませんでした。報道で大きく取り上げられるようになってからです。	育児休業中のため対応できませんでした。 基礎年金番号導入に十分な対応をとっていればこのような大きな問題にはならなかったと思いま
11496	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在、記録調査に関する業務に携わっておりますので、現在の業務上の問題点を列挙させていただきます。 <例:WMに記録がある場合で事業所名が不明の場合> 1事業所整理記号が入力されていない場合、先頭記録であれば、払い出し確認によりある程度事業所名がわかるが、記載不備のため不明なケースもある。 2先頭でないものは、本人の申し出内容が詳細・正確でなければわからない。 3そのため、旧台帳をとりよせる必要がある。 4旧台より、事業所名を確認し、名簿を確認の上、記録を補正等し回答。 <問題点> A1の際、払出し確認は現在、電話にて行っており、名簿確認の際に有力な情報である前後の方々の情報が把握しにくい。 B現在の照会票ではご本人の申し出内容が把握しにくい。 C旧台帳の取り寄せにかなりの日数を要する。 D事業所整理記号が二重払い出しの場合、この手順をふんで記録を整備した場合、事業所記号が入力できないため、再度照会があった場合は、改めて、1～4の手順をふまなければ記録が名簿等で確認できない。また、名簿が存在しない場合は、旧台帳の記録より補正入力することになりますが、名簿の存在の有無が画面ではわからないため、この場合も再調査の際、同じ手順を	<解決策> A払出簿の画像収録化が現在進行中と伺っております。なお、できればその欄に、名簿の情報、080のカセット番号等を盛り込むことができれば、より有用であると考えます。 B照会票欄に「何駅の近くでしたか。」や「どのような仕事内容でしたか」等、できるだけ事業所を特定しやすくする工夫が必要であると思います。 C旧台帳もできれば080検索のようなシステムが構築されることが望まれます。 Dまず、事業所整理記号の二重払出しを解決しなければ、記録整備の意味がないといっても過言ではないと思います。また、記録補正入力については、入力課所、入力日は最低限画面に表示することとし、加えて、名簿確認ができた上での補正なのか、旧台のみによるものなのか等ある程度分類しその番号を表示できればより、再調査の際、大幅に時間を短縮できると考えます。	平成11年に入庁後、直接、記録問題に携わったのは、平成21年の8月からですが、5年位前に健康保険の適用の業務に携わっていた際、事業所から提出される資格取得届に基礎年金番号が記載されていないものが多く、年金手帳を保管されていない方が多いことを知りました。	被保険者の方や事業所の方は、保険証の交付が遅れるため、とりあえずそのまま受理するよう求められましたが、将来の年金に影響することをご説明し、必ず確認をとっていただくようお願いしていました。今後のためにも、この資格取得時の確認の徹底が求められると思います。なお、この際、お客様にとってはご本人及びご家族の保険証の交付が遅れてしまうため、資格取得届に基礎年金番号の記入がない場合は、保険証の代わりになるものを交付する等、厚生年金の番号をこれ以上余分に払い出さないようにしなければいけないのではと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11497	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金問題の存在については、約2年程前に、新聞・テレビ等マスコミ報道により知りました。記録問題を自分自身の問題として置き換えた場合、将来自分が受け取ることができるのだろうか？また自身の記録についても管理できているのだろうか？等、年金制度について当時不安を覚えました。特に、年金受給者の方々は、切実な問題であろうと認識していました。	来所されるお客様や、電話での問い合わせについては、社会保険庁に対して不信感を抱かれている方々であるという前提に立ち、特に言葉使い等、接客態度について丁寧な応対を心掛けました。 今回の一連の問題について反省すべき点としては、過去の社会保険庁の対応に問題があったことは勿論ですが、年金制度に対する周知や教育がこれまであまり行われていないため、報道等の内容について、いたずらに誤解等が生じてしまった様に感じました。また、「ねんきん特別便」については、記載内容等、お客様目線に欠けていた様に思います。
11498	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	わかりません。	老後の生活資となる、年金が、記録漏れや誤りにより減ってしまうことは、国民にとってとても大問題であり、制度へのますますの不信感を増幅させることとなると思っていました。 国会で、現厚生労働大臣が、当時の政権与党に対して質問した時に、初めこの問題について知りました。	被保険者及び受給者からの、相談に対して、窓口においてできる限り、親切丁寧に対応していこうと思いました。 通常の業務の中で、限られた職員では、対応が難しく、来訪者や記録回答書についての回答がなかなか進まなかった。問題に対して、早い段階でしっかり とした計画を立て、対応プロジェクトチームを組むなどすればよかったのではなかったかと思いま
11499	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		大問題と感じている。新聞報道で知ったのが最初であった。	一件づつ丁寧に対応していく以外に解決に道はないと考えています。 反省点としては、年金制度加入時に個人が複数の番号を持つことが出来た ことが問題であったが、基礎年金番号導入で解決済と考えます。
11500	地方庁	その他(社会保険事務局)			掛けていた記録がないということは、老後の生活に大きくかかわってくると思いました。3年前に記録照会を受けたころと思います。	記録照会を受け付けたり、確認用紙をを送ったりし、ご本人さんの記録が正しいか確認作業に従事しました。窓口においてもできるだけ記憶を思い出していただくようにお願いしました。 反省点は、最初は少しの情報しか答えることができなかったので、もう少し早くに情報をお伝えできたらよかったと思います。
11501	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	年金手帳に変わって年金通帳ができれば今までの手帳のように中身がすぐに確認できないということもなくなるので、自分が加入した記録が自分でいつでも確認できるようなシステムがあれば問題も起こりにくいと思う。	年金給付担当時。 問題としては相談時には本人記録と思われるものについてはできるだけ本人から回答を得られるように相談していただがどうしても思い出せない等の場合があり記録が宙に浮く事があった。 本人が思い出せない記録についてはこちらもそれ以上追求できないし、後から再裁定も可能なのでそれ以上の問題とは認識していなかった。	本人にはできるだけヒントを与えるようにしていたが、具体的な事業所名を告げてはいけないことになっていたので、現在のような対応ができれば問題も少なくなると思う。
11502	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	本人確認が必要なため、どうしても本人からの回答を待ったり、電話・戸別訪問していくしかないと思います。	もともとの年金記録の管理方法に問題があったと思います。 転職の際に年金手帳を提出していないなど、年金番号を複数取得する方も多く、そういう問題に対して具体的な対策をとっていなかったため、現在の記録問題があるのだと思います。 年金番号を複数取得している方というのは、私が知る中では採用当時からいましたので、平成5年頃になります。	新規取得届を受理した際に、既に年金番号を取得していないかどうか氏名検索していました。 しかし、その後本人確認をして、覚えがないと回答されればそれ以上対応しようがなく、そのまま新規払出を行うというケースもあり、現在においてもこの場合の追求方法はないと思います。 年金記録の重要性を、もっと広く伝えていくことが必要なのかもしれません。
11503	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金特別便・定期便にて未送達となったものの早期対応、及びコールセンターの強化(誤った回答をするケースが多々みられる)が必要。	未統合の手番が複数あり、その記録が漏れていると騒がれているものだと思っていた。知ったのは平成19年の前半頃。	その時点でできることを、1つ1つ解決していくしかないと思いました。
11504	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号の導入後、厚生年金や国民年金の資格取得事務等を行っている中で、年金手帳番号の統合が進んでいないことは感じていた。 平成14年に適用課で記録構正の担当になったときに、原票とWMの資格記録に不一致があり、記録の訂正を行うことがあったと思う。ただ、年金記録問題になるような、そんなに多くの誤りがあるとは思っていなかった。	資格取得等の契機に、資格記録に空白のある方については、他に番号をお待ちでないか、問合せ等を行い、他手番を統合するように努めました。 年金給付課の担当になったとき、裁定前の記録の確認の徹底を心がけていました。 「年金請求のときに必ず記録を確認してきちんとなるから」という内容のことを先輩が言っておられたのを聞いたことがあります。このような、前向きではない姿勢が年金記録問題を作ったのではないか、と思います。 申請主義というか、言われないと調べない、というような待ちの体制を深く反省して、お客様にとって満足していただけるサービスを自ら提供していく組織づくりが大切だと思います。
11505	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	報道等で消えた年金記録なるものは、存在として認知していない。宙に浮いた年金記録の存在は、知っている。	過去の記録をすべて、社会保険業務センターで保有する記録、倉庫の保管している旧名簿の記録等をすべてWM上へ記録を反映させること。その後、現在行っている名寄せや生年月日寄せ等でシステムを有効に使った照会等を前進的に計画を立て、実施する必要があると思われる。 今のように、本人の記録に任せるやりかたや多岐な方法を並行して進めているため、進捗状況がばらばらになってしまっており、いつまでたっても完全な状態にはならないような感じがします。 また、事務は過去の経験によるノウハウをを持った者による集中、集約化したプロジェクトチームによる作業が効率的であると考える。	期間調査業務に携わったときに、宙に浮いた年金記録や当時の紙台帳を業務センターへ送達して電算データにするときに、他人の記録が入り混じった記録となってしまった記録などが何件か見受けられた。 また、システムに収録されていない記録も多くあり、手作業で探してシステムへの記録収録をしたものもあった。 早急な電子記録データを、当時は要望としており、正常な記録を早急に整備する必要があるものと考えていた。	当時業務を担当していたときに、氏名・生年月日等の相異した記録も多く、また、事務所の保有する記録と業務センターで保有する記録があり、調査及び整備については、知識や事務的技術が必要な業務であり、知識習得とできるだけ幅広い調査により、記録の掘り起こしに努めた。 チエック体制の弱さと体制が確立されていなかったことが原因であると思っています。
11506	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度や経過措置等が難しく、一般国民には理解しづらいため、事業所での事務処理にミスが多かったり、そのミスに本人も気がつかずに過ぎていまい、その結果「もれ」があるなどの問題に発展してしまう。 2年ほど前から報道などで何となく知っていましたが、今年在籍して難員側に立ってみて改めて	相手の理解が得られるよう、なるべくわかりやすい言葉で説明ができるよう努めました。 年金について、一般の人達に対して周知が足りなかったと思われます。例えば学生のうちから年金制度について学ぶ機会などが必要だと思います。
11507	地方庁	その他(社会保険事務局)	①別人の記録が挿入され年金が決定されている可能性の大きい受給者が存在している。 ②オンライン記録021-1の生年月日「M11.11.11」収録の記録は不備記録。 (以上21.12.2の回答済みコメントです。事務局の再送支持により再度「完了」クリックします。)	①自身の記録と申し立てている者に対しては、記録創成後再裁定にて対応可能だが、別人記録を含んだと思われる既裁定者においては事業所記号0000収録の為確認作業が困難を極めることが予想できる。よって080被保険者原票照会票と021-1面面の事業所記号の突合処理が望ましいと思いますが、事業所記号の二重払い出し等あらかじめ解決しなければならない問題もあり、時間をかけての整備が必要と考える。 ②業務センターに整備依頼中、現在回答まち状態。 (以上21.12.2の回答済みコメントです。事務局の再送支持により再度「完了」クリックします。)	上司、先輩からの支持は一貫して、'不備記録は年金裁定時に行う'との方針の下、仕事を続けてきたので問題といわれてもピンとこなかった。そのためH19にマスコミ等に取り上げられるまで知るという認識はなかった。 (以上21.12.2の回答済みコメントです。事務局の再送支持により再度「完了」クリックします。)	相談窓口、年金給付課に席を置いていたので、今まで以上にお客様からの聞き取りに注意を払い、自身の経験を基に受付時および処理時の記録検索を行った。 また、反省点と感じることは「記憶は時間と共に記録と相違して(ズレて)いくものである」を念頭に社会保険行政全体が記録管理をしてこなかった点が考えられる。 (以上21.12.2の回答済みコメントです。事務局の再送支持により再度「完了」クリックします。) 加えて一言申し上げます。このような二重入力を支持されたことで、現在携わっている特別便業務が一際遅延いたします。報告上は処理完了かも知れませんが実態はまだまだ残数がありま す。国民への裏切りにならないような組織に生まれ変わらなければ、このアンケートもパフォーマンスとなり、反省ばかりになると思います。
11508	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無回答。	現場で多人数を対応しましたが、報道に洗脳された人や、虚偽(嘘)の記録照会をする人がなくならない限り、真の「解決」には到達しません。完全な解決はありえないことは、現場の誰もがわかっていると思います。	問題は過去の社会保険庁があまりにも、ずさんな管理をしたこに起因する以外ありえないと認識しています。問題の存在を知ったのは、報道の先行によるものでした。	職場の指示系統に従順に従い対応しました。現時点では、業務センターに郵送された得別便を現場に戻し対応させることなどを始め、あまりにも無計画及び無責任な指示により、現場の本来業務が遅延し、結果的に国民の皆様に迷惑を掛けるという悪循環であり、全体を見据えなく、本来の目的を理解しない、政治や報道等、体裁を優先・先行した指示系統が反省点であると痛感
11509	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	名前と生年月日、当時の事業所名を頼りに地道にあたるしかないと思います。	新聞・テレビでいろいろな報道がされるようになり、問題について認識しました。もともと本人の請求により支払われる法律の年金なので、本人の請求しない分について社会保険で「これはあなたのですか？」と確認して支払うことに多少の違和感はありました。 銀行に、約束手形をなくしたけど、確かに振り出してもらったから支払えといって支払う銀行はないと思います。 また、約束手形をなくしたのは自分だがなくした自分は悪くなく、振出人が悪いとテレビに出る人はいないと思います。	お客様に、丁寧に説明、対応することで納得いただけるよう心がけました。 当時、厚生年金番号に住所がなかったこと。 現在の定期便のように被保険者本人に通知される仕組みがなかったこと。 事業所は届書を絶対に間違えない、嘘をつかないという前提で仕事をするしかない仕組みが反省点と思います。
11510	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	申立者からの記録照会に対して、各社会保険事務所によっては、総合相談室、厚生年金適用課、国民年金業務課など各々にて記録調査及び回答進捗管理を行っている現状がある。また、記録整備に係る事務処理においても、各県によっては、事務の集約化が全国一律となっていないのが現状である。 したがって、記録照会から記録回答及び記録整備、溯及支払いまでの期間が一定になっていないことから多くの申立者に対して、一際の不安及び不信を増長している結果となっていると考える。 年金記録問題の早期解決を政権公約等において掲げているとおり、早期に申立人の記録調査及び記録整備を果たすことが我々職員の最優先の使命であることから、各県及び各社会保険事務所単位にて「記録調査及び記録整備」業務に一定の職員のみが専念する集約体制を早急に確立すべきである。 専任体制を構築することにより、「誰かがこの問題を解決してくれる。」という無責任な意識を完全	私が入庁したのは、平成8年10月であり、平成9年1月の基礎年金番号制度発足とほぼ同時に年金業務に携わってきております。入庁当時は基礎年金番号の付番と並行して、厚生年金及び国民年金手番の統合について、周知を図っておりました。しかしながら、基礎年金番号制度の発足から年数が経過するにつれて、「年金の裁定請求時に、記録統合及び記録整備を行えばよい。」といった風潮があったと認識しています。 また、平成19年4月頃よりマスコミ等の報道等により、いわゆる「5千万件」等の数字が公表された当初においても、氏名索引等の方法によって、ほぼ未統合の手帳番号について、早期に解決できる問題であると認識しておりました。 しかしながら、国民年金業務課に配属されている現在、「国民年金特殊記録台帳」とオンラインシステムとの記録不突合等、納付記録がシステム反映されていない現状を目の当たりにした結果、国民の信頼を裏切る重大な問題であり、保険者自らが猛省し、解決しなければならない問題であると認識を改めている。	現在、国民年金業務課において、国民年金保険料に対する納付記録照会申出書に対する記録調査及び回答業務に携わっております。申立の受付から記録調査及び記録回答、整備までの期間をできるだけ短期間に行うことを「目標達成シート」にも掲げ、日常的に取り組んでおります。 また、国民年金の記録問題については、市町村との協力が必要不可欠であり、連携して問題解決に向けて共に努力を重ねております。 「年金記録問題」は、「保険者が正確、親切、迅速に適用及び給付を行う。」という自らの根幹を自ら失った事態であるという認識を職員一人ひとりが共有し、行動しなければならないと考える。 加えて、届出及び申請がなければ、何もしないという「保険者の不作為」を反省したうえで、積極的に制度周知及び理解を図るという前向きな姿勢も必要であり、記録照会の内容においては、制度に対する理解不足によるものも散見されることから、年金制度に対する教育活動の推進も必要であると考える。
11511	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	知識・経験のある人材の確保が必要ではないでしょうか。 コンピュータの技術も進歩し機械的に解決できることも多数あると思いますが、 年金記録問題は年金制度の発足と同時にスタートしているとも言え、今日までの長期間の間に時代や地域におけるレアケースがまだまだ存在すると考えられます。若い職員の知識を補う上でも大切ではないかと思います。 加えてマンパワーの不足もあるのではないかと思います。	未統合手番の存在は、年金給付担当になったときに知りました。 当時は転居や転職に伴って、新手番が払いだされることはありうるものだと認識していました。氏名や生年月日の収録が相違している記録があることも承知していました。	当時の上司や先輩からは、年金請求のあったときに本人の記録をすべて確認し裁定しなければならないと指導されていました。氏名検索等を行い本人のものと思われる記録が判明したときは、連絡を取り確認をとった上で記録を統合し年金裁定をしていました。ご本人の記録をきちんとしてから裁定するそういった意味では以前から変わらぬものと思います。 年金記録の重要性を国民の皆様に認識していただくようもっと周知が必要であったと思います。 年金制度はご本人から手続きをとっていただくようになっており、年金記録問題の多くが、十分にご理解いただかなければ発生しうるものであったのだと思います。 全国オンライン導入、基礎年金番号導入時に未統合手番等の存在は十分認識されていたはずであり、過去記録の整備等実施はされましたが、現在の状況を見ますと、やはり不十分であったものと思われます。
11512	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	何十年もの長い期間に積み重ねてきた問題を短期間で解決することは困難です。何よりも二度と同じことを繰り返さないようにすることが信頼回復への近道でもあると思うので、地道ではありますが、現行どおり、社会保険庁が管理している記録と本人の記憶をもとに、一件一件を丁寧に調査していくことが必要だと思います。	氏名や生年月日が相違(旧姓や入力誤りなどによる)した記録など、一人が複数の年金番号を持っているため、基礎年金番号に登録されていない番号が多数存在していたので、年金裁定時の確認が大変になると思っていた。 はじめて厚生年金の期間(記録)調査を担当することとなった平成6年ぐらいからです。	年金記録問題が騒がれる以前から窓口などでお客様と接するときは、ご自身の年金記録を確認していただき、できるだけ早めに本来の記録となるよう心掛けてきました。 できることであったならば、基礎年金番号が導入された時点で、加入期間だけでなく会社名などが記載された年金記録(特別便と同じような)を知らせるべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11513	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	本人の年金加入記録に結びついていない加入記録については、引き続き確認業務を行う必要があります。本人へのお知らせ等については、誰もが理解しやすい形式に改善を図っていく必要があると考えます。	基礎年金番号スタート時に、基礎年金番号通知とともに本人へ外の番号確認をしていますが、すべての方が間違いなく回答いただけるのか心配していました。本人記録が的確に管理されないことになると、老齢給付のみならず障害・遺族給付に重大な影響を及ぼすことになると考えていました。	基礎年金番号スタート時に、国民年金担当をしていましたが、市町村窓口において、国民年金異動に関する届出が行われるとき、各制度の手帳番号の確認が適切に行われるよう、市町村システムの構築を含め話し合いを行った記憶があります。 全被保険者の方、事業所労務担当の方に、年金手帳の使用方法について十分な周知が行われていたか疑問はあります。
11514	地方庁	社会保険事務所課長級以上			オンライン記録以外の年金記録が、マイクロフィルムなどにより管理されている事を職員に周知できていないため、年金記録として管理されているにも関わらず、正しく年金額に反映されていないことは重要な問題として認識していました。 この問題はオンライン切り替えの際に、必要な予算確保ができないことから、マイクロフィルム化したことにより、記録調査が複雑になったことから発生したことだと思います。	年金相談に際しては、オンライン情報だけでなく、マイクロフィルムにも記録があるということを思いながら、対応していました。 税金が使われていることから、効率性を求める余り、確実な確認ができる時間が確保できない状況を作ったことが反省するべき点であると思います。
11515	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金問題については、機械化される前の台帳との齟齬があるため、一つ一つ照合することが年金問題の解決につながるとおもいます。	年金記録については、年金裁定の際に本人に確認する時点で年金番号に収録されてない記録があることは窓口対応したときや、平成12,3年頃年金給付課に在籍したときに認識はしていました。その時点では年金自体が消えているという認識はなく、別の年金番号で管理されているといった認識でした。	WMによる操作の上、見つからない場合は期間調査依頼書を提出してもらい台帳による調査を担当者におねがいしていました。問題点として、年金給付の裁定請求書を提出する際は必ず記録を確認してもらいますが、この時点では以前の勤務先を覚えていない場合も多くあります。職歴を覚えているうちに年金記録を統合することが最善の道だと思います。
11516	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	年金相談時に記録不明の期間がある場合、ご本人に詳しく聴取して確定できない場合は、統合しておりませんでした。しかし、できる限りご本人には記憶を呼び起こしていただくよう指示しておりました。不明の場合はやむを得ないと思っておりました。 年金給付課に勤務した10年前に知りました。	できる限りヒントを与えて、ご本人の記憶を呼び起こしていただき、年金につなげるよう努めました。 問題点については、年金制度の問題と、職員の自覚の問題だと思います。 まず、年金制度については、当初から基礎年金番号制が導入されておればよかったと思いますが、当然無理だったでしょう。 年金制度につきましては過去から改正ばかりで、記録ばかりか受給についてもかなり複雑になっており、受給についても不利益を受けている人も多いと思います。 また、職員も記録問題については昔から認識しているにもかかわらず、問題意識に欠けていたと思います。
11517	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				記録を調べにあたり、本人からくわしくきき取り、自分のすべての知識方法をつかい、しらべました(関連会社など) 旧台帳記録のオンライン上の管理をすべきと、常々思っていました。
11518	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない。	時にない。	基礎年金番号の統合について、導入時に、各制度の被保険の住所管理について、国民年金制度では住民票上、厚生年金制度は居所となり疑義を感じ県保険課を通じ、庁へ照会したが、問題なしとの回答を受け統合処理を行っていた。 疑重複調査票が打つ出されて、会社に照会しても会社は居所しか把握していなく、よく別人扱いで返されていた。一部の被保険者からは手帳が2通になったとの問い合わせがあった。 厚生年金のあっせんに事案については、多くは事業所の担当者の理解不足であり、富山県では資格喪失届けには、資格喪失日とは別に退職日を記入することで間違いが起きないよう工夫をしていた。 2000年に様式統一した際、庁へ記入項目を残すように依頼したが、却下された。 国民年金の台帳の処分については、現場では廃棄しないよう、庁へ要請をしていたが、却下された。特に村瀬元長官が来県され、職員との意見交換会で直接話をしていたが、確認しますとのことであったが、その後何も無かった。	上記の問題点を現場では、それなりに重要なこととして把握して改善を図っていたが、庁が現場の実情を理解していなかったことが、問題が大きくなった原因と思う。 結局は、庁の幹部クラスは、机の上で考え、法律や規則外のことについては、一部の例外と考え、対策を講じ無かったと思う。
11519	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号が導入されるまでは制度ごとに番号が異なっていたことや、勤務先が変わったときに以前の番号を提示しなかったり、厚生年金をかけていた認識がなかったりしたことや、もっと以前はコンピュータもなく年金の裁定時には 会社名等を自分で言うことによる申請主義であったこといまコンピュータのある時代だからこそできることをもっとアピールすべきであるとおもいます。 まだ基礎年金番号導入時に照会文書を送っていますし35歳45歳通知で再度記録整備する失先であったと思います	裁定請求時には旧姓も含めての氏名検索を行い本人の言う記録が出てこないときは調べたり照会をかけたりはこの問題以前より当然のことtpして みんなしていましただた、私たちが知りえなかったコンピュータにまったく入ってない記録については、もっと早くすべきだったと思います
11520	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	裁定請求の際に最終的には申出の期間を確認して支給するものと思っていた。	不備な記録はあったもののWM、あるいは、台帳で確認して対応するしかなかった。
11521	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	上のほうの方が期日ばかりにこだわって調査がおろそかになると思います。 それでは結局同じ繰り返しとなると思うので、担当が時間がかかってもきちんと時間に追われることなく納得するまでやっていくべきだと思います。	納付されてたものがされていないことになっているのは大変なことだと思いますし、大変ご迷惑をおかけしていると思います。 問題を知ったのは新聞報道されてからです。	来所いただいたお客様やお電話でご連絡いただいたお客様に対しきちんと謝罪し、説明させていただくよう心がけております。 この問題は制度自体の複雑さが根底にあると思います。
11522	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	日々、年金記録関係で窓口にいらっしゃる被保険者や被保険者からの電話に対して、誠実に対応するようにしているつもりですが、今後も被保険者一人一人の立場に立って、対応するよう心がけていくことだと考えます。	年金記録問題は、宙に浮いた記録が5000万件あるということで、被保険者一人一人の記録がきちんと管理されているのかどうか不安になるような大変な問題だと認識しています。平成19年頃、年金加入記録問題が表面化したときか ら、そのような問題を知りました。	旧台帳の調査やマイクロ突合など、年金記録を解明するために努力しました。窓口での被保険者対応でもその被保険者の宙に浮いた記録がないかどうか検索したり、検索してもなければ調査したり、懸命に年金記録解明に向けて、 自分なりに対応したと思っています。 反省点があるかどうかは、まだ考えられません。
11523	地方庁	社会保険事務所課長級以上	しりません	全職員で取り組む	平成9年ごろ。同制度でいくつも番号をもっている。	ひとつにまとめる
11524	地方庁	その他(社会保険事務局)		こつこつと、一件ずつ記録の確認をしていくしかないとおもいます。	少しでも早く記録を整備していく必要があるとおもいました。3年ぐらい前です。	今までの制度にも大きな問題があったと思います。 電話をしたり文書を送ったりして、記録の整備に努めた。
11525	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません	細かく調べるためにも人員が必要だと思います。	記録に間違いはないと信じていましたが、必ず納付したはずなのに未納になっているという被保険者からのある申出があったときそんな間違いももしかしたらあるのかとも思ったことがありました。平成15年頃だったと思います。	領収書等の証拠がないと記録の訂正はできないと丁重にお断りしました。 当時、いくら強く言われても申し出だけで納付記録を訂正するようなことはできるはずもなく現在のように第三者委員会に判断してもらう機関もなかったため本当であればとても申し訳ないと思いました。 どんな経緯なのか、証拠がない以上真実はわかりませんが、そんな事例が多いのはやはり今ま
11526	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い当たる事はございません。		年金記録問題以外にも以前より国年免除問題等で国民の皆様方から厳しくご批判をいただいていた立場から、この記録問題でいよいよ年金制度の根幹を揺るがしかねない非常に深刻な状況となったと認識しました。 ただ、日々の業務の中から基礎年金番号に未統合の手番が多く存在することは知っておりましたが、約5000万件に及ぶ数的規模であることは知りませんでした。	この大きく深刻な問題を一気に解決するような画期的手法を考えることよりも、時間はかかるが一件一件のお客様からのお問い合わせに対して丁寧な対応と説明を心がけ、解決に向けて真摯に取り組んでいく事が逆に近道であり、また自分ができることであると考えました。 反省点としては、年金記録問題が世間に認識される前は未統合記録の登録作業は本人様に事業所名等を正確に思い出していただくことが必要であったことから、今のように積極的に未統合記録の解消に向けて今ほど前向きに取り組めていなかったことです。
11527	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台帳(紙台帳)、国民年金においては、市町村の台帳との突合を行うこと。	基礎年金番号の制度が始まった際、手番のまま統合されていない記録が多く残っていたこと、また本人から期間照会がだされ調査してみると遡及漏れの記録があること等が問題であると思っていました。 時期は10年くらい前からです。	厚生年金の期間照会業務を担当していた頃は、個人的には一生懸命記録を調査していましたが、この問題は組織として取り組まなければ個人でできることは限られるのでそれ以上はどうしようもないと思っていました。職員の中にもそう思っていた人はいたと思います。そういう声を勇気を出してあげればよかったと反省しています。
11528	地方庁	社会保険事務所長		コンピューター上のの記録と過去の紙台帳記録との照合を速やかに実施していくしかない。	20数年前に厚生年金の重複取消届の処理する際に、手帳及び証書をかなりの数持っている方が多く、年金請求時全てを把握し処理するのはなかなか大変な作業になるのではと危機感を感	算定基礎の説明会及び調査時にできるだけ重複取消届の提出について周知してきたつもりですが充分ではなかった。組織的にしっかりと取組む必要があった。
11529	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません	ありません。ここ2、3年のTV新聞報道で知りました。	わかりません
11530	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	具体的な問題は、特に存知ません。 ただ、厚生年金に関しては、事業所と社会保険事務所との間で、どちらかの手続き及び処理の誤りで記録問題が生じたものと思いますが、国民年金に関しては、地域の納税組合、市町村等経由のうえ手続き及び処理がされていたことから、現金を扱っていたこともあり、あくまでも個人的な考えですが、この経由の間に問題が生じた可能性が十分あることが想定されます。	記録の確認は、一次的な機械上の記録の突合と、二次的な本人からの申出による漏れ記録の情報収集、三次的な手作業による記録の確認、四次的な再申請に対する記録の確認に加え、クレームへの対応となっておりますが、二次以降の処理に経験を有する人材と時間が大量に必要になっております。 これは、報道等も含め単に手帳番号を重複取得した方と、記録が誤脱漏した方とを一緒に捉えたため、国民の方々に誤解を与えた結果、一時的なパニックを引き起こしたことも、必要以上の本人申出が発生した要因であると考えております。 日本年金機構の設立を期に、この国民の皆様の注目を利用し、再度年金記録問題の本質と今後の方策を公表し、皆様の理解をいただく必要があると考えます。 まず、限られた人材と時間であることから、何らかの確認作業の優先順位を付ける必要があると考えます。例えば、 ・生年月日順に順次進める。 ・記録漏れの割合が高い国民年金の作業優先する。 ・厚生年金の昭和10年代から30年代の記録を重点的に確認する。 ・年金受給者、無年金者を優先する。 などが考えられます。 とにかく、人材と時間に限りがある以上、すべての記録を突合するには、優先順位と長期に及ぶ作業が必要であることを国民の皆様にご理解いただき、皆様にご協力いただくことが、一番の方策であると考えております。	厚生年金手帳番号の重複については、入庁当初から、重複取消届を目にしておりましたので、認識をしておりました。ただし、具体的な件数は認識しておりませんでした。 また、申請主義であったため、複数の記録を持っていても、本人が気付いた時、又は年金請求時に確認、統合すれば良いものと認識しておりました。 年金記録問題の本質である、誤脱漏については、入庁当時、厚生年金記録の被保険者原票から、コンピューター管理に切替わる時期であったことから、このような問題が発生する認識はありませんでした。 入庁の数年後の平成元年ごろ、厚生年金の「記録照会」を担当した際、昭和10年代から昭和30年代の被保険者名簿の記録について、手帳番号及び記録確認について手作業処理が必要であることを認識しましたが、あくまでも、この本人申請による「記録照会」によって解決していくものであると認識しておりました。	厚生年金手帳番号の重複は、取得届の処理に際し、疑重複リストが出力される以前は、同姓同名の確認等により、重複が疑われた場合には、事業所を介し確認をしておりました。ただし、個人の前職の問題もあり、事業所へは、遠回しに、「同姓同名の記録があるようですが、他に手帳をお持ちか確認いただけますか？」又は「ご本人から連絡いただけますか？」などの対応をしておりました。 これは、根底には、あくまでも申請主義との認識があったことによるものであり、積極的に記録の統合を働き掛ける行動が取れていなかったことを反省しております。
11531	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		新聞報道等で知った。	新聞等でも報道されているように、本庁、地方庁との情報共有がなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11532	地方庁	その他(社会保険事務局)			全てではないが、大多数が、一人に対して複数の年金番号が与えられたことが、問題の原因だと認識している。 入庁(17年10月)直後に知った。	他の手帳番号の存在を、あらゆる可能性から探すように心がけた。 一人に対して、一つの年金番号が渡りあるいていくという、公報、周知徹底がされてなかったことが反省点だと思う。
11533	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件ずつ親切、丁寧な対応を地道に進めるしかないと考えます。 ねんきん機構設立もあり、通常業務も混乱が予想されますが、バランスも勘案しながら、年金記録課を中心の最大限の人的配置が必要と考えます。	あくまで、事業所から善意の届出に基づく、業務処理をしていると認識していましたが、オンライン導入時の記録移行時や基礎年金番号導入時の記録確認が不十分であったこと、統合懐当時における制度周知が未成熟であったことや届出主義の問題点だったと認識しますが、当時は年金請求時に記録統合する考え方だったので、問題の存在についての認識は持ち得ませんでした。	お客様に制度理解を深めていただけるように記録問題の対応をしてきました。 しかしながら、第三者委員会のあっせんでは、事業所新規適用以前の期間が被保険者期間として認められるなど、制度を逸脱した対応は看過できません。 また、社会保険庁から1年前の受付にかかる回答が大量に送付される際も、検索が不十分な回答を送付したにもかかわらず、照会先の明記がない回答を送付するなど、現場は混乱しています。 もちろんお客様の声は一番大事ですが、しっかりとした制度のあり方を議論するには、第一線職場で対応する、社会保険事務所現場職員の知識と経験が必要です。
11534	地方庁	その他(社会保険事務局)	死亡した年金受給者の取り扱いについて、各事務所の取り組みが統一されていないように思われる。	道族への照会ができる者とできない者に分類し、照会できない者については庁なり事務局が集約し、各市町村に道族の照会をする。	平成14年4月に国民年金業務係長になったとき、当時の先輩から記録の問題について話を聞いた。 その当時、被保険者からの紹介があり次第、自分の職務上できる限りの記録整備をやっていこうと話をしていた。	その当時、被保険者からの紹介があり次第、自分の職務上できる限りの記録整備をやっていこうと先輩たちと話をしていた。 組織的な問題と、個人情報の問題からうかつに言い出せなかったことにが、問題をさらに拡大させたと考え、反省しています。
11535	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。	全職員で問題解決に向けて協力する。	マスコミ等で問題になるまで、特に意識することはなった	厳しい目を向けられるようになり、職務により必死に取り組むようにした。 過去の怠慢が問題であると思う。
11536	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題を知ったのは昨年2月1日臨時職員として採用していただき、まもなくでした。 いわゆる宙の浮いている問題として言われている年金記録問題は、旧姓で年金手帳を持っていたのに婚姻により新たに付番され統合されておらず、記録がぬけたままになっていたり、複数の事業所で勤務していたり住所を転々としていた方などの記録が統合されていない。 国民年金保険料を納付済みなのにもかかわらず、前後は収まっているのに、間が抜けている記録などが、年金記録問題と周知しておりました。	年金手帳再交付や国民年金保険料納付書再発行などで相談受けたときでも、お客様の記録で重複している記録はないか？未届けの部分はないか？ 特に3号記録で配偶者が厚生年金がきれているのにかかわらず3号になったままで、特例の届出が必要な方がたくさん見受けられます。 免除申請用紙を点検していても3号特例の届出が必要なかた、氏名変更がされていないかた、住所変更がされていないかたなど多々ありますので関係届けの提出を促す文書を常々送付して
11537	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	時間はかかるが、着実に1件1件対応していく。	基礎年金番号に統合できていない記録はあることは知っていたが、年金受給までには統合していくものと認識していたが、件数や埋もれている記録があったことまでは19年6月の問題発覚まで知らなかった。	できるだけ記録を確認しご本人が本来受取るべき正しい年金を受取っていただくよう対応しようと心がけました。 この問題は色々なことを先送りにしてきた結果だと思います。
11538	地方庁	その他(社会保険事務局)			お客様目線のまったくない、無責任の集積により生じた問題。 新聞報道などされて知った。 ただ、標準報酬の誤りなどは、毎年過年度について事業所より指摘を受けて訂正したりと、ずっとあった問題であったと思う。	国民の一生のお金に関わる業務であるから、慎重さと正確さがなによりも大事であると常に意識し業務にあたるようにした。 反省点としては、これまであまりにも大切な記録を扱っているという意識が職員に不足していた。 各職員が仕事の「重さ」を認識していかなければならないと思う。
11539	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		健康保険業務が主だったのでマスコミなどで報道されるまで問題の認識がありませんでした。	自分の担当する記録問題について、責任を持って迅速に調査をするように心がけています。
11540	地方庁	その他(社会保険事務局)		問題の早期解決に向けて、精一杯業務に励むしかないと思っています。	国民からの信頼を失墜する大変な問題であると思いました。 当時謝金職員でしたが、この問題の存在を知ったのはマスコミ報道された時期を同時期です。	当時謝金職員でしたので、職員の言われるとおりに対応をしておりました。
11541	地方庁	社会保険事務所長		被保険者の皆様に記録を通知し、確認してもらう。	平成19年の記録問題が報道された時に存在を知った。	被保険者の皆様記録を確認し、記録の回復を図る。
11542	地方庁	その他(社会保険事務局)		浮いた記録については、地道に照合するしかないと思うが、市区町村と連携をはかって窓口を増やすことが重要だと思う。国民年金の特殊台帳などは、昔の知識が必要になるため、OBの力が借りれないのかと思った。	浮いている記録があるということを知ったのは、2，3年前で現場にでてからだった。最初おしえられたのは、基礎年金番号導入時にハガキを出し忘れている人がいるからだと教えられた。なので、最初のころはハガキを出し忘れた人が悪いと思っていた。しかし今になって思うと、基礎年金番号導入時の準備不足に問題があったのだろう。	とにかくできるかぎりの情報を素直に出すことが重要だと思った。これは、個人情報保護の問題もあるので難しいが、なるべく国民の記憶を思い起こすような情報を伝え、お客様の立場にたって対応することが重要だと思った。 この記録問題は、制度の節目やシステムの移行時の準備不足と、そのあとのフォローが十分でなかったことによると思う。基礎年金番号導入時や紙からデータへの移行時には、十分な準備と事後のチェックが必要だったと思うが、それが無かったように思う。また、国民と社会保険庁との情報の相互チェックがいままで少なすぎたのではないかと思う。
11543	地方庁	社会保険事務所長	思い当たりません	現在、進められている年金記録問題対策の他に、旧厚生年金被保険者台帳に転記するため、基となった被保険者原票の記録が正しく転記されているか内容確認を早期に実施する必要がある。 (問題解決として取り組む中で、フォローアップ照会で電話、文書案内に対して連絡が取れない者があるが、連絡が取れて古すぎて思い出せない、確立が高いが自分の記録でないという回答が多く、この方策が浮かばない)	基礎年金番号制度導入前までは、国民年金加入期間と厚生年金加入期間があれば、必ず二つの年金番号があったことが当たり前であったこと。 基礎年金番号導入に当たり、年金番号の統合に向けて本人に照会を行ったにも関わらず、回答がなかった者は引き続き複数の年金番号を持っていることで年金請求時に解決できると考えていたが、過去の手続処理として氏名、生年月日、性別の不備、加入記録の不備があって、結果的に年金記録問題に発展したとは思ってもいなかったことで、年金の受給権、年金額に大きく影響する大きな問題と認識している。 年金記録問題として、「消えた年金、宙に浮いた年金5，000万件」が話題となった平成19年5月頃知った。	何よりも、当事者のためにと相談、照会に対して出来る限りを尽くして調査に当たった。 相談者に対しては待たせることがないように懇切、丁寧に説明に当たった。 記録の処理に当たった当時としては最善の方法であったと思われるが、やはり担当する職員の意識に薄さ、まだまだ年金受給者も少なく記録の管理がずさんであったと言わざるを得ない感がある。 記録するにも二重のチェックの徹底に欠けていた。職員、非常勤職員に対する各種研修不足が原因と思っています。 ガバナンスを図り事故防止の徹底を行うことに欠けていたと思慮する。
11544	地方庁	その他(社会保険事務局)	マスコミや国会で指摘されることのほうが、地方の一職員の知識よりも多いような気がします。	ねんきん特別便や、ねんきん定期便で、やはり「わかりにくい」「どう対応したらいいのかわからない」という声を、自分のまわりの知人からも聞きます。 たとえば、ねんきん特別便では、共済加入期間は、老齢基礎・厚生年金の裁定原簿上の加入期間がそのまま表示されるため、実際はもっと後まで共済で勤めている人もいるのに、まるで「これだけが共済加入期間です」と言っているように受け取られる。また、事業所が厚生年金の適用を受けていなければ、いくら働いていたことが事実でも、当然記録は出てこないわけで、そうした制度上の仕組みを一般の方に理解してもらえるように対策を考えなければ、不安をあおらせるばかりではないかと思います。そういうことがきちんと伝わっていないために、相談件数や照会件数が増え、窓口も担当課もパンクして、余計に業務に支障が出るのではないでしょうか。	平成14年当時から、厚年の記録補正を担当していたので、オンライン上のデータに反映されていない台帳記録が多々あることは知っていました。また、事業所記録情報(020110、02011 1画面)の内容が正確でないこともあり、データが正確でないことに起因する記録照会も多く(台帳をめくればすぐに見つかった)、本人が照会してこなければ、記録が埋もれたままになるのでは、という疑問はありました。 ただ、「消えた年金」と騒がれていることについては、世間やマスコミから、誤解されている部分があるのではないかを思います。	照会に対する期間調査業務と並行して、オンライン上に反映されていない記録を、補正作業で整備してはいかがかと、当時の上司に提案したこともあります。膨大すぎるという理由と、当時はこれほど年金記録問題が重要視されていなかったためか、その必要はないと判断されました。 年金記録問題が大きく取り沙汰されて、社会保険庁全体で記録の整備に取り掛かれたことは、よかったことだと思います。 しかし、安倍内閣当時から公約とされた、年金記録問題を解決する期限には、どう考えても無理があると思います。職員はもちろんのこと臨時に採用したスタッフとともに、現在も突貫工事でがんばっているわけですが、本当に正確で適正な処理がされているのか？と疑問に思います。
11545	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません		報道されてから	わかりません
11546	地方庁	その他(社会保険事務局)		社会保険庁存続。	マスコミが報道を始めた時	私自身としては、労働組合を通じ、改善を呼びかけました。反省点については、厚生年金は、天皇主権の時代に、戦争の徴用を調達する手段として発足し、国民の福祉よりも、金銭を調達することに主眼がおかれた、ことにあります。また内務省が所管し、警察が運営したこともあげられます。多くのOBの人から聞いた事ですが社会保険は警察から分かれ、昭和40年代までは、社会保険の幹部は警察からきた人も、いたそうです。吾妻さんの冤罪事件からみて明らかなように、基本的人権や、法令を無視した警察の行政のあり方を引き継いだのが最大の原因とおもいます。また昭和40年代前半までは労働組合はなく問題点を訴える事ができなかったのも、原因です。
11547	地方庁	その他(社会保険事務所)		市町村と連携し、戸別訪問や文書による接触を心がけるようにする。	何時ころかは不明であるが、受給者にのなかには、すでに死亡している方もいてかならずしも、すべて完了するには相当な時間、経費がかかる問題だと認識している。	窓口に年金相談にきた、来所者を対象に、厚生年金期間記録の確認を促し、そのままにせぬようにこころがけた。以前の年金相談員は、記録統合は、年金請求時で良いからと、そのままにしていたらしい。だから、何年もたってから、請求する年齢になると、厚生年金に加入していたことが思いだせず、統合できずにいるケースがあったのではないのでしょうか。記録問題が表面化したときに、来所者から、相談員に年金請求時でよいからと言われて、そのままにしていたと、お叱
11548	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	迅速な処理と信頼の回復	信頼を損ねる大きな問題として認識している	相手の立場に立ち接客し、事務処理としては迅速丁寧をこころがける
11549	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じません。	一人ひとりが、与えられた職務を自覚と責任を持って、全うすることが何より大切と考えます。	国民の皆様に対し、社会保険に携わる者として、大変恥ずかしく感じておりました。 また、新聞、テレビ等のマスコミ報道があるまで、問題の存在を存知ませんでした。	平日や休日に、できうる限り、記録の解明に向けた取組みに参加しました。 反省点は、社会保険職場全体として、個人情報保護や法令順守の意識が十分ではなかったと思います。したがって、日常的に一人ひとりがこれらの意識を持ちつづけることが大切であり、今後も研修等を活用して職員に意識させる取組みが必要と思います。
11550	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくになし。	とくになし。	現行の年金制度の根本を揺るがす大問題だと認識している。 問題を知った時期ははっきりとはおぼえていないが、マスコミで年金記録問題が取り上げられ始めてから。	地方事務所でできるのは一人一人の記録一件一件を丁寧に調べることだと思ったので、時間はかかっても調べ、回答した。 慎重になりすぎて時間がかかったのが問題だったと思う。
11551	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
11552	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の育成一期間照会など専門分野の集中化が必要。	手作業時の記録管理が大きな問題を引き起こしたものと考えていました。 次期は、よく覚えていません。	オンライン切り替え時の確認不足が反省点です。
11553	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じていません。	特にありません。	資格取得届にならら年金番号記載無くても深く追究しなくて、そのまま事業を信用して新規で新番号で払出し処理しているのを疑問に思った。 社会保険事務所に入ったばかりの頃はまだWMなどなく、何とか被保険者の離歴問い合わせても事業所が厚生年金被保険者証を所持してないと申立て あればそのまま信用するしかなかった。 こうしたことが後に基礎番号が発足して、その際重複する基礎年金番号の統合処理を被保険者等に照会しても照会の説明文が官庁用語でわかりづらく完全に回収せず途中で終了したことが今回の問題に発展したと思う。	被保険者に説明してなんとしても回答するよう努めた。 基礎年金番号は会社が変わっても一生持ち続けることを被保険者や事業所に徹底して伝えることが肝要と考える。 また厚生年金より国民年金に切り替えても同様なむね伝えていくべきである。
11554	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	すぐに解決できる問題ではないので、マンパワーを投入して、地道に解決していくしかないと思います。	20年4月に臨時任用職員として採用されたばかりなので、詳しい内容についてはあまりよくわかりません。 マスコミの報道等で、国民年金の保険料を納めた期間が反映されていないとか、勤めていた期間の厚生年金記録がない、脱退手当金をもらった覚えがないのにもらったことになっている‥等を知りました。報道されてから知ったので、おそらく2007年頃に知ったと思います。	直接かかわるような状況ではなかったのですが、もしそのようなお電話でのお問い合わせがあったら、丁寧に対応するように心がけることくらいでした。 反省点としては、他人事であるという意識がどこかにあったのでは‥と思います。それともっと早いうちから、機械化に移行したあたりから、時間をかけて 整備しておけばよかったのでは‥とも思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11555	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	適用もれ、報酬相違の原因が事業主側に存在する事実が無視され、社保庁が一方的に悪者扱いされている。	法が100%的確に運用されないことはどの法律でもありえることである。 今後の仕事が「マニュアルがすべて」ということになれば、何も解決しない。		
11556	地方庁	その他(社会保険事務局)		時間をかけて一件一件を確認すること。	記録の統合漏れ。 問題が公になってから。	今まで以上に加入記録の確認を徹底した。 制度の変更に伴う問題点の洗い出し。
11557	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません	台帳とwm上の記録を突合する	テレビなどの報道で知りました。	データを管理する方法をかえた際にチェックができてないと国民に思われ、信頼を失ったことが最大の反省点と思います。
11558	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		私は平成7年12月1日付けで省庁間配置換により社保庁にお世話になりました。平成12年4月から年金給付業務に携わることになり、お客さんのとの対応のなかで、氏名の不一致・生年月日の誤り・事業所記号の誤り等属人的にある事を知りました。 これは社保庁の管理にも問題があったと思いますが、加えて被保険者・事業所側の年金に対する無関心さが大きな原因だと思います。	お客さんの記憶等に基づき親身になって検索し、処理してきましたが、本人の記憶だけでは限界があったと思います。私自身当時はまさか今日のような膨大な件数があるとは想像すらしませんでした。おしむらくは何年でも早く組織として記録の整備に取り組んでおれば良かったと思います。
11559	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし			
11560	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			手作業で処理をしている部分がありましたので不明な点が発生した場合は確認すべきと思っておりました。平成18年から医療係に在籍したため、実際に業務にあたったのは、20年になってからだったと思います。	可能な限り確認し、訂正等必要なものについては早急な処理をすべきと考え実行してまいりました。部署がかわりセンター内で支援というかたちではありますが、全員で協力し業務にあたっております。処理にあたっては正確に迅速にがモットーですが、そのうえに事後のチェックが大切だ
11561	地方庁	社会保険事務所長			s社会保険業務における最優先課題として認識している。 19年6月から多数のお客様が事務所に殺到し大混乱となった。	現場の事務所長として、混雑緩和について受付窓口の拡大及び年金記録問題専用のブースを設置するとともに、全職員にたいし対応可能となるようスキルアップの研修を実施した。また、OB職員・社会保険労務士・関係団体等に協力要請を行い対応を図った。 手作業(紙台帳・原票等)から現行システムへの移行時において、十分な確認作業が不足していたと思われる。
11562	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし			
11563	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません	やはり、加入時の基礎年金番号確認の徹底に加え、節目ごとの職歴のお知らせや受給手続き時における最終確認など当たり前の作業の周知徹底が必要と思いました。	基礎年金番号が導入されるまでは、いくつもの番号を払い出していたケースは確かに多かったと認識します。ただ住所の登録もしていない為、転職や結婚でその都度新番号を出さざるを得なかった現実は確かにありました。 報道で取りざたされた頃から、意識し出しました。	できるだけ真摯に対応し説明することを心がけました。
11564	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員が徹底指導し、現在の訓金職員までこの問題に対応し事務処理が可能なようにし、事務所全体で取り組む。	平成9年に行われた基礎年金番号の付番に伴う手番統合処理が一気に押し寄せたという認識と、年金受給者にとり大変に重要な問題であるということ。	どうしてこのような問題が起きているのかを明らかにし不安を解消するように心がけた。担当した件については申出に基づいてあらゆる可能性から記録判明にむけて取り組んだ。 国民における年金制度についての理解不足。周知して頂くための場をもっと増やし、職員がもっと積極的に行動すべきである。 記録上、被保険者についての最低限の情報さえ不確かで実際のものとは異なって管理されているといった事実はあってはならないことであり、被保険者に代わって届出を行う事業所などに対する指導をもっと徹底して努めるべではないか。また資格取得がいつ行われたかを被保険者に対し明らかにすることで被保険者自らが年金記録を正しく管理していけるようにしたい。
11565	地方庁	その他(社会保険事務局)			問題が起こるまで詳しくは知りませんでした。	再裁定業務等、積極的に解決に向け取り組みました。制度発足時より、定期的に記録確認・統合業務を行っていれば、これほどの問題にならなかったのではないでしょうか。
11566	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	オンラインシステムの改善。職員の意識改革。	システムの悪さと職員の杜撰さが露になった問題と認識しています。 存在を知ったのがいつという明確な答えはありませんが、社会保険の業務に携わった頃から簡単に起こり得る問題だと容易に想像できました。	システム改善はすることができないため、人の目のチェックを細かく行い、自ら別システムを構築して管理できるように努力してきたつもりです。 反省点としては、オンラインシステムの問題点、処理する人・チェックする人の意識、素直に意見を挙げられない人間関係・・・等々が挙げられると考えます。
11567	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	各種資料の電子画像化が進んでいるなか、各県単位ではなく、全国単位での集約化をしたほうが、問題解決に向けて、効率的かと思います。	届出主義をとっていながら、社会全体の年金に対する意識が低い状態を長年にわたり放置してきたこと(年金教育・年金広報の不徹底)が根本となっていると、自分では考えています。 問題の存在を知ったのは、世間で年金問題が騒がれはじめてからです。	まず、お客様に対して、詳しく、わかりやすく制度説明を充分に行うことを心がけてきました。問題としては、職員がお客様に個々に対応したとしても、社会全体への周知には至らないということかと思います。複雑な年金制度を社会全体に周知させるには、義務教育で年金教育をおこなうしかないのではと、感じています。現行の制度のまま、制度周知がなされない状態が続けば、今後も年金記録問題が発生し続けると思います。
11568	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません	定期便、特別便で御本人にお知らせをしているわけですから、御本人が覚えておられる職歴と異なる状況があれば、できる限りの調査を行うだけだと思います。そのための要員が必要だと思います。	年金の請求書の審査をしていたとき、ああ、こんなにたくさん年金番号をお持ちの方がいるんだと思っていたので、基礎年金番号がスタートしたとき、最初からこうしておけばよかったと思いました。年金の請求の時にしっかり記録を調べることとしていたので、自分としては基礎年金番号に統合されていない年金番号があることが問題であるという認識はありませんでした。	時代時代で、社会保険庁はベストな選択をしてきたはずです。予算、人員も含めできる限りのことはしてきたはずです。ただ、その中で例えば入力ミスのような処理損りが発生しているのを見逃してきた。しかしながら、年金の裁定のときには、きちんとそれを整理して年金をお出しするようにしていた。横領や記録の改ざんがあったとすれば、大いに反省すべきであると思います。ただ、未統合の記録があるのは御本人の年金に対する認識の問題もあると思いますし、社会保険庁の予算や人員に理解を頂けなかったことも要因のひとつかもしれません。職員一人一人が悪いということではなく、年金行政全体(国民の認識も含めて)の取組の薄さ、理解の薄さが招いた問
11569	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11570	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		記録解明を最優先に処理するべきと考えました。	休日返上し、記録調査を行いました。 特別便の記録回答先が社会保険業務センター宛となっており、半年以上経ってから地方へ回送されたことについて、回送するのであれば、もっと早期に振り分けを行うべきであったと思うし、再裁定処理については、社会保険業務センターで裁定するための人員を早期から確保するべき
11571	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	わかりません。	わかりません。 世間で騒ぎだした頃。	わかりません。
11572	地方庁	その他(社会保険事務所)	3号特例制度発足前の時点で、3号期間中の厚年手番が見つかった場合に、受給権や受給額の視点より厚年手番を統合せず別人扱いとするような説明をしていたと聞いたことがある。	3号特例制度の周知。(広くは年金加入制度の周知)	社会保険庁の体制や制度の不備による問題という認識と、制度の周知不足が招いた問題という認識。 ずさんな管理体制や制度の不備等に対しては真摯に受け止め改善をする必要があると思うが、一方では「宙に浮いた年金」といわれる大半が手帳を複数枚持っているが統合の必要性を感じていない等の周知不足によるものと思われる。もっと制度を知っていただければこんなにも大きな問題にはならなかったのではと思う。	まずは特別便や定期便等の迅速な回答に努めた。 また、通常業務の中でも電話や窓口にお越しのお客様に対しては、ご用件に加えて様々な制度について補足するよう心がけた。 ただ、お客様→社保の場合の対応がほとんどだったため、社保→お客様への対応をもっと厚くできればよかったと思う。特別便や定期便を送付するだけでは、見てもいないという方や高齢でわからないということが多数あると思う。可能であればTVCMなども活用したほうが広く周知でき、結果として早期の問題解決につながったのではないかと思う。
11573	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	申し立て者の立場にたって記録を調査することと、調査する人が旧台帳等の見方がわかり当時の制度等熟知している人を多数あてることが必要と思います。申し立てどうりとするのでなく、公平な判断が必要と考えます。	統台帳の頃に入ったので、マスコミ等で騒がれるまえは、進達誤りや事務処理誤り、月末獲失日などは事業所の説明不足くらいの認識でした。届出される書類にまじめに取り組んできたつもりなので、改ざんや事務所の指示等マスコミで報道されるようになって知りました。	年金加入者、受給者であっても本人に有利不利でなく正しい記録にすることだと思い取り組みました。 加入者本人が請求時まで長年自分の記録を確認しないでいたことが問題だったと思うので、今後は本人に情報が送られ、身近なものにしていけると思います。
11574	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		今年の3月から年金審査(老齢)を担当させていただいておりますが、毎日浮いた記録の統合処理があることに驚きました。報道等で記録問題は知っていいましたが、一人ずつの記録とご本人様の記憶を照合していくことは容易ではないと感じました。	記録が見つかりご本人へ連絡しようにも何十年も前の話で覚えていない方や、病気で話の出来ない方等いらっしゃり、おそらく全ての記録を統合することは不可能だと思いました。今更どうこう出来るものではないと思いますが、名前の読み方ひとつで記録が消えかねないやり方には無理があったのではと思います。
11575	地方庁	その他(社会保険事務局)		一件一件時間をかけてじっくり誤りのないように調査を進めていくべき	社会保険庁・事務所・市町村・事業主すべてにおいて年金記録に対する認識が甘いと思っていた。	事務所で対応する際は、記録が他にないかきっちりと確認をし他に記録があれば統合の手続きを案内していた。 この問題については、年金受給手続きの際に本人に他に年金加入僧がないかをしっかりと確認していればここまでの問題にならなかったと思われる。
11576	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録の調査には時間も労力もかかります。回答率を上げるのは国民の信頼回復に大事なことですが、早期回答は本当にとことん調べた結果であるのか疑問です。「回答率」のために取り組んでいるのではなく、正しい記録にするために調査しているのであり、もう少し体制を整えれば見つけられない記録も見つけられるのではないかと思います。職員が通常業務の片手間にできる調査ではないと思いました。 これまで以上に年金記録の専門部署と要員人数で対応していくのがいいと思います。	平成19年頃、もれた年金記録で社会問題になった時に実態を知りました。	可能な限り調査をして、ご理解いただけるような回答をしました。 受付から審査、処理、決済は複数の目を通っての完了を徹底して遂行できるよう職員皆再認識するべきだと思います。
11577	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	名寄せ便で解消できていない記録を洗い出し、ある程度期限を区切った集中的なお知らせ送付による方策により、対象を絞っていく。	統合できていない記録の多さに驚き、大きな問題になると感じました。 ご本人の申請がなければ解消できないことでもあり、ある程度、統合できていない記録はあるのではないかと思っていましたが、具体的に大きな問題と認識したのは、報道で知りました。	基礎年金番号制度は、年金記録を管理するうえで非常に有効な制度と思っていますが、制度導入時における初期対応で徹底的に対応が図れていれば、もう少し違っていたのかなと考えます。
11578	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金相談窓口の担当者が、年金請求時に「似たような名前」や「生年月日なし」等で検索していた。書類入力前の審査でも再度確認していたので、年金請求の時には整備されていると思って	現時点で考えると、年金請求時では本人の記憶があいまいになるのでそれ以前から整備する必要があったと思う。年金手帳の大切さを被保険者に周知する必要があったと思う。
11579	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	できる限り、浮いている記録を確定させていくしかないと思います。	報道等で知りましたので、良くわかりません。	良くわかりません。
11580	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	分かりません。	分かりません。	分かりません。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11581	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	国民年金の紙台帳をマイクロフィルム化する際、すべての被保険者の台帳をマイクロ化したわけでなく、「過誤納記録のあるもの」、「特例納付をしたもの」、「年度内に1部納付、1部未納のあるもの」等特殊な人だけをマイクロ化したため、オンライン記録からマイクロがあるはずなのに、検索しても出てこないものがある。	市町村の台帳等の記録により確認をとっています。また、本人の領収書等を確認しています。	平成9年に基礎年金番号が導入されて以降、手番を基礎年金番号に統合する作業を行うなかで、1人の人が複数枚の年金手帳を持っているケースが多くみられたことから、年配の方は特に記録が漏れているケースが多いのではと感じた。	お客さま対応の中で、1番始めに年金制度に加入したのはいつかを聞き取りし、現在までの間に空白の期間がないかどうかを確認のうえ、もし空白の期間があれば、その時の職歴や国民年金の加入の有無等について、確認し、対応した。 反省点としては、ねんきん定期便のような、本人に対して、定期的に記録をお知らせするシステムがもっとはやく開発されていればと思います。
11582	地方庁	その他(社会保険事務局)		ひとつひとつ丁寧処理をする	処理期間が制限されているのは無理があると思った	年金記録処理に関しての業務には携わっていなかった
11583	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1つ1つ地道に調査していくしかないと思います。	私が勤務するようになった平成20年4月には、すでに年金記録問題が社会的な問題となっておりましたので、問題の解決には長い時間がかかるだろうと思いました。また、年金制度への不信感が高まり、信頼の回復も大変だろうと思いました。 年金記録問題を知ったのは、こちらに勤務する前の平成19年ごろの新聞やテレビ報道ですで。	問題を真摯に受け止め、早期解決に向け1人1人のお客様のお話を伺いながら丁寧かつ迅速に対応できるよう心掛けていました。
11584	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在以外の件では思いつきません。	窓口受付段階からの徹底した氏名検索およびご本人様への聞き取りを行うよう、また、受付書査誤りを未然に防止するためにも、充分な勉強会等行えるような人数的な配置が必要と思われる	機械化になり氏名索引での未統合が多いことがわかった。受給額に誤りが生じることとなると思われた。受付がすでに済んでいるものについては、対処すべき方法はわからなかった。	窓口受付での雛歴確認また、旧姓等できる限りの氏名索引等をおこない登録するよう心がけた。 機械化になった時点で今回のような、特別便、定期便などの方法でご本人様へ周知していただくべきであったと思われます。
11585	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	一件一件確実に記録を見つけること。	従来より、機会化前は事故リストで処理しており、事故はあったと思いますが、今回の年金記録問題は5000万件の報道がされてから	一件一件丁寧に対応すること。 おまたせする時間が長すぎるので、丁寧に対応。 最裁定の時間が長すぎること。
11586	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11587	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11588	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	職員全員で対処する。	この記録問題については3年ほど前に知り、前途多難な問題と認識していました。 記録を手管理していた時代の台帳・名簿・原票等の解読不能の字をどのように正しい記録にしていくのか、不安な気持ちでした。	与えられた業務に対して責任の持てるような記録確認、再裁定の説明・遂還をしました。 問題意識に個人差が大きく開いていたことが反省点と思われます。記録問題が発生した時点から組織全体の意識がもっと高ければ、現状も少し変わっていたのではないかと思います。
11589	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	現在「お客様」へねんきん特別便、定期便が送付されており、この対応についても、職員は真摯に取り組んでおります。 現在の様な取り組みで良いと考えております。	正直「社会保険庁」はしっかり、年金行政・業務を取り組んで来たと思っていましたし、私もいい加減に勤務してきたつもりはありません。 ただし、このような混乱する年金記録問題があるという事は現実ですし、マスコミ等の報道で知った事実もあります。	現在は、法令遵守の範囲で、業務をしっかり取り組まなければと考えています。 また、あまり成績主義が前面に出ることは、組織全体に良い影響を与えないのではないかと考えます。
11590	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	専門的知識のある職員の増員が必要です。	期間調査業務を担当したとき、年金加入記録は申請主義と教えられていたため 原則申請主義という認識で仕事をしていました。 問題の存在を知ったのは平成5年頃です。	申請主義が大前提であったので、そのルール通り仕事をしていました。宙に浮いた年金記録があることは誰もが認識していましたが、社会保険庁の常識と世間の常識のズレを放置したことが問題だと思います。
11591	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金加入期間にかかわらず、国民年金に加入し5年年金や再開5年年金を受けている方がいる。	事実を本人確認し記録を訂正すると、年金そのものの受給権がなくなる方が有るものの、そのまま支給し続けることには問題があり、省令等にて取り扱いを定め、 1.年金受給者の加入記録突合をコンピューター処理し、二重加入記録者を把握する。 2.事実確認がされるまでの過払いについて、一定期間(たとえば3年)までは回答があれば返納対象とはしないものの、通知を送付し回答をしないもについては、期限経過後に年金の取り消し・減額等を職権処理をする。 3.なお、無年金とすることはできないため、最低でも一つの年金権はみとめる。 などの取り扱いとしてはどうか。	年金記録の調査が困難で、加入記録の確保が困難なケースがあり、期間照会の対応に苦慮していました。 私自身が30代の頃で、記録照会を受、年金手帳の記号番号の提示がなく、氏名生年月日から払い出し簿調査を行うも、確認できないケースが有り、悔しい思いをしました。	厚生年金の記号番号払い出し簿の生年月日索引簿、氏名索引簿の作成を提案するも、一度は予算の関係から実現せず、その後、県の監査を受けた際に再提案をし、実現、以前照会を受けた方の記録を発見し、連絡をしたところ、非常に喜んでくれた記憶があります。 その時、一事務所の問題として対応していましたが、その時に全国の問題として提案しなかったことが、今反省されます。
11592	地方庁	その他(社会保険事務局)		速やかに解決するように人員を増員する必要があると思います		お客様の大切な将来に向けての大事な年金を扱っているという意識が欠除していたのではないか
11593	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録問題につきましては、新聞等マスコミ報道されている以外には、問題については、深く認識しておりません。	具体的な方策につきましては、業務支援程度しか、現在まで行ってきておりませんので、詳しくお答えできません。 しかし、早急に解決することが、喫緊の課題と認識しております。 あえて申し述べさせていただくとしましたら、マンパワー(人海戦術)を駆使する事、また、広く国民に対して広報などを充実し、国(行政)、国民への協力が必要と考えております。	私は、ほとんどが、「健保・厚年の適用、徴収業務」にしか携わっておりませんでしたので、先に申し述べたとおり、新聞等マスコミ報道による認識しかございません。時期につきましても、マスコミ報道に取り上げられたぐらいからであります。	国民からの信頼・回復に努める事を常に念頭におきながら、日常業務を遂行し、業務支援に積極的に携わってまいりました。 この問題については、過去における(当時の職員の)意識のなさ、重要性の認識の欠落、また、オンライン移行時におけるミス等が原因と考えております。 国民の目線に立った行政サービスの提供はもとより、各職員自らがこれまでの記録問題を反省し、一つ一つ適正かつ、正確な業務を遂行していく事が、これから先、同じ過ちを繰り返さない事につながっていくと考えております。
11594	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特にありません。	回復委員会における有識者のご助言をいただきながら、でき得ることを丁寧にやっていくしかないと思いますが、一方で費用対効果を意識することも必要だと思います。	日本年金機構法案の国会審議で、取り上げられた頃に知りました。 当初は記録が統合できていないだけだと思っていましたが、実際には、入力漏れその他適正な記録管理がなされていないという実態が明らかとなり、深刻な問題であると認識しました。	私は組織改革の担当であるため、直接の記録対策業務の検討等には関わっていませんが、間接的には、内部統制システムの構築、業務運営におけるお客様や現場意見の反映の仕組みの構築を通じて、現場で起こっている問題点をいち早く把握し、対応を講じていくための仕組みづくりに関わっています。 反省点は、上記仕組みづくりの裏返しで、こうした仕組みや体制が講じられてこなかったため、問題が潜在化したことではないかと思います。
11595	地方庁	その他(社会保険事務所)	台帳との突合は不可能な件(台帳が読めない)	台帳との突合は無理なため、申し出に基づき、論理に合うものについては認める、とか。	職員の「記録」に対する意識の問題、 年金制度に対する周知の不足による国民との理解のギャップ 採用の18年から	窓口対応などで、年金制度の説明をより丁寧に行った。 周知の不足、制度が複雑だという国民の皆さんの意識や実際に複雑な点。 年金教育の充実
11596	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	任用職員の為よく分かりません。	年金記録問題につきましては、過去に遡って確認する事は大変な作業であると感じました。問題が存在する事を知ったのは、平成19年頃だったと思います。	ねんきん定期便の発行など、年金加入期間等の各個人への確認作業が大切だと思います。
11597	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし		年金記録問題については、記録照合不足と認識しています。 19年6月頃	率先して来訪者の相談対応者として職員の指導を行なった。 年金記録問題については、社会保険全職員が基本的な確認業務を 早期に実施していれば大きな問題に発展しなかったと思います。
11598	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に知られている問題以外存じておりません。	記録の多い、時期に在職していた職員、幹部、OBが問題意識の共有をしてもらい、解決にあたってボランティアで参加してもらう。	厚生年金の氏名がなかったり、現場の職員はすぐなからず、何かおかしいなと 感じていたと思います。	システム関係など、職員が声をあげても上に声は届かないのではと、あきらめるのではなく、問題提起、問題意識はもっと、積極的にならなければならないと 問題解決にあたって、反省している点です。
11599	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	期間調査等事務処理を進めることです。	厚生年金の期間調査をしていたとき。一本化が進んでいないと知りました。	期間調査を進めることです。受給が近づいてから確認する方が多かったので、もっと早く確認できたらと思いました。 若い世代に記録照会票を送付していましたが、用紙が分かりづらいと思いました。
11600	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	オンライン記録と紙台帳との突合せを行い、不備記録の補正を早期に行っていく必要があると考えます。この対応を短期間に実施していくためには紙台帳や制度の変遷を熟知している人を投入して作業にあたるべきと考えます。	「信頼」で成り立つ社会保険制度の根幹が崩れてしまい、大きな問題であると思いました。 また、記録問題についてはマスコミによる「宙に浮いた年金」「消えた年金」報道でこのようなことがあると知りました。過去に先輩から過去の記録には名前が分からない、入っていないものがあると聞いた記憶があります。	年金制度は、長期にわたり記録を管理していくことの重要性の認識が欠如していたのではないかと思います。現在は、紙での記録管理ではなく、機械的な登録・管理となることから過去のようなことはないと考えますが、入力誤り等により記録に不備が発生することも考えられます。 職員の「記録管理」に対する意識(「お客様からお預かりしている大事な記録なんだ」という意識)の向上を図っていかなければいけないと考えます。
11601	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	今のやり方でよいと思う、住基ネット、漢字かな変換、払い出し簿、氏名変更履歴、入念照会、旧台長等で、回答票の未了者や本人と接触できていないものを早期につぶしていくこと大事なのでは。	正直こんなに未統合の記録が次から次枝へとでできて、驚きとともに、これだけの記録を放置していた仕事のやり方に、恥ずかしくなりました。 「5000万件の宙に浮いた記録が存在する」と報道されてからです。	来訪者には、記録がみつかろうがみつかりまいが、十分話を聞いて、丁寧な対応に心がけました。 基礎年金番号導入時に、今のように、国から積極的に記録を提示して未統合記録や未付番記録
11602	地方庁	その他(社会保険事務所)			個人の記録として重要な問題と認識。ねんきん特別便が開始されてから知りました。	率直に受け止め、真摯に対応。基礎年金番号導入時の未統合確認作業。
11603	地方庁	社会保険事務所課長級以上		時間はかかりますが、確実にこなしていくことです。	国民一人一人の問題として、大切なことと捉えています。 平成19年4月ごろです。	個々に国民と向きあって、対処してきました。 短期に集中するやり方を、再考できればと思いました。
11604	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	人と時間をかけて精度を落とさず迅速に対応すべき。	当時の記録管理上それなりの頻度で出現する問題と認識。 知ったのは入所が時適用課だったため入所時から。	現業に追われてその他の業務に目を向けることができなかった。手に抱えてる案件だけの対応になってしまっていた。 もっと以前より対処できたはずだが、そうしようと人と時間を割かなかったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11605	地方庁	その他(社会保険事務所)			浮いた年金がある。また、そのことに関して認識のない方がいらっしゃるしかなりの年月が過ぎていることから、なかなか本人と年金とがつながらない。 メディアが取り上げるようになって2年ぐらい前に知った。	直接の対応はしていないが、電話等で記録漏れの疑いがあれば確認されるようお話はさせていただいた。 記録漏れ等あまりにも件数が多すぎて、時間がかかることに対して対応する人数が比例しておらず、お客様にも不安を与えてしまったと考える。
11606	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	時間をかけてでも正確な記録を調査、追及すべきであると考えております。 そのためには、調査ができる知識を有する人材の確保が必要ではないかと思います。	在職前に新聞やテレビの報道にて問題の存在を知りました。 以前の個人記録の取り扱いに対する処理について問題があった点が、年金受給者が増えるに従い、表面化してきたのではないかと思います。	調査の一件にかかる時間や労力が膨大であり、全ての記録を調査し終えるのにはかなりの期間を要するように思います。 いつまでに何件の調査を完了させるという目標は必要かもしれませんが、そのために正確さに欠ける事があってはならないと考えております。
11607	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じあげません。	今後、ある程度数が少なくなった時点で内容の困難さに応じた処理の流れを作り、全体・全員での対応から案件によっては、専門の担当者による対応に切り替えてゆくようにするのがよいと思われます。また、これまでは数をこなすことに重点が置かれていましたが、この点は困難さに応じて適切な処理時間を確保すべきと考えます。	数として、年金裁定時に個別に対応できる範囲と思っておりました。正直、ここまで大きな問題になるという認識はありませんでした。問題そのものは、年金制度ごとに番号が付番されており、多くの人が2つ以上の番号を持ちうる仕組みそのものを知った時点で、記録管理のうえでの不便さと同時に、危ういものを感じてはおりました。	職場での対応については、組織全体の問題であると認識して、与えられた業務に全力であたるように心掛けました。ただ、年金記録の問題については、以前よりそれほど大きくないにせよ報道されていたと記憶しております。基礎年金番号を導入したあたりで、もう少し重点的かつ計画的にこれらの問題に取り組んでおればよかったのではないかと思われます。
11608	地方庁	社会保険事務所課長級以上		旧台帳の記録をオンラインに早急に収録しカセットオープンを進め、可能な限り払い出された手番に対し少なくとも氏名生年月日を収録、併せて、旧台帳の写真を手番から検索できるシステムを構築、各事務所もしくは事務処理センターにて確認できるようにした上で、再度名寄せをし、ねんきん特別便情報画面等と照合、一部統合等の記録があればピックアップ、申立の記録と合致すれば再裁定処理等が出来るよう処理を進める。 また、加入記録未収録の手番に関してはリストを作成、早急に可能な限り収録(重複取消の場合も必ず表示)する。	昭和61年頃の年金記録のオンライン化の時に、収録エラーの補正を進めていましたが、その時にカセット記録の存在を認識していました。その後担当をはずれ10数年後、年金給付の担当になった時に、未だカセット記録の存在を知り問題になると予測しました。	当時、裁定請求時に雛形を丁寧に聞き出し、調査していけば対応できると考えていました。しかしながら、事業所名を思い出されなければ統合できないジレンマは常にありました。現時点では、検索システムも進化し、状況によっては事業所名を告知できるので、以前に比べれば改善されたと思います。反省点としては請求者が虚偽の申立をすることを恐れ、大部分の善意の人に情報を伝え切れなかったことと、旧台帳の記録を早期に整備しなかったことだと思います。
11609	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	国民のみなさんが全て納得しないと解決しないと思います。どこかの時点で現行法による適用を終わりにして、記録問題の発生しない新たな公的年金を創設するか、公的年金をやめてしまうかしかないと考えます。	記録管理の問題。 国会等で問題視されたとき。	全力で対応しようとしていますし、現に日々全力で対応を行っています。 様々なケースで反省がありますが、制度の設計および運用(制度の浸透も含め)が甘かったと思慮します。
11610	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	次々問題が起こり解決にはかなり時間がかかると思われる。具体策は特にわからない。指示によりひとつひとつ処理するしかない。	重大な問題である。約2年前より勤務しはじめた頃に知りました。	上司の指示により確認、対応している。
11611	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在のやり方を引き続き取るとしても、頭数が足りない。人数を増やすべき。	マスコミで取り上げられるようになってから知った。 宙に浮いた年金記録が取り上げられるようになったとき、「年金請求のときに記録確認するから、今そんなにしなくとも」という職場の雰囲気だった。入社したてで事業課を未経験だったこともあり、「そんなものなのか」とそのときは思った。	問題を後回しにせずに、気づいたときに対応しておくべき。
11612	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	一つ一つの記録を結びつけていくしかないのではと思います。	基礎年金番号ができる前は番号が制度ごとにふられていたので、手番が数多く存在するのは仕方がないと思います。	手番を一つ一つ統合し、5千万件を少なくしていくしかないと思います。 基礎年金番号ができたことで、一つの番号で各制度の記録を管理できるようになり、基本的には便利になっているはずです。 その移行期間が今現在なので反省ではなく、これからを浮いた手番がなくなるようにしていくだけと考えます。
11613	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロフィルムで撮られている被保険者記録台帳がウインドマシン収録漏れがあります。	マイクロフィルムで保管している台帳の記録を探す為にもう少し検索項目を増やして頂きたい。現在各個人の経験や勘に委ねているようにみられます。記録問題を解決する為には、誰がやっても記録が判別出来るようにしないと駄目だと感じます。	既に問題になっていました。	旧台帳記録を追及し、記録補正をしていきましたが、問題としてはマイクロフィルムの収録がされていない事が問題だと感じられます。
11614	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		宙に浮いた記録という言葉をよく耳にしてはいましたが、実際に番号を複数もたれている被保険者の方を応対するまで実態を詳しく把握することができませんでした。また、記録自体が昔すぎるというのもあり、その当時にもっとしっかり管理しておくべきではなかったのかと思いました。 私がこのような問題の存在に気づいたのは年金記録問題が公になりはじめたのと同時期だったと思います。	まずは、記録がわかった時点で地道にひとつずつ処理していくような対処方法をとりました。また、どうしてこのような状態になっているのかの説明も被保険者のかたにするようにしました。 反省点としては、記録・番号などの統合の際にチェックを怠ったことがあげられると思います。
11615	地方庁	その他(社会保険事務所)	・昭和17年1月1日から厚生年金保険が準備期間として始まっているが、当時健康保険台帳をそのまま厚生年金保険台帳として使用したのか分からないが、厚生年金保険出簿にお名前があるにもかかわらず、厚生年金被保険者台帳が見当たらない方がいらっしゃる。実際には厚生年金保険を掛けていたか(昭和17年6月1日前に退職していることも考えられる)分からないが、被保険者名簿を紛失したのではないかと考えられる事象がある。 ・昭和19年6月1日からすべての労働者が厚生年金保険の準備期間として加入の対象となり、昭和19年10月1日から厚生年金保険の加入となりましたが、当時の男子労働者の区別がはっきりせず、本来なら昭和19年10月1日加入だろうと思われる方が、昭和19年6月1日からの厚生年金保険の適用となっていると考えられる。	・名簿を紛失しているとすれば事務所単位で対応することは困難と考えられ、全国統一の何らか一定のルール作りが必要かと考えられる。 ・既得権ではないが当時の被保険者名簿や厚生年金保険払出簿で確認をとることが困難なため、WMどおりとして処理することがベターと考えられる。	・起きるべきして起きたと考えられる。昭和63年から平成2年頃期間照会の事務を担当していて、カセット状態になっている記録がたくさんありました。当時の社会保険事務所は現在の状況と違い事務処理に余裕がありました。カセットを1件でも多く開いておけば将来的に役に立つのではと考え、多量に930入力を行ったのですが、社会保険業務センターから一度に多量に入力を控え、必要最小限にするよう指導を受けたことがありました。被保険者名簿は、どんどん古くなるし、あの時こつこつと930入力をしてカセットをひらいておけば、現在少しでも助かったのではないかと感じている。	記録が古くなっている分、生存者が少なくなってきている。遺族の話だけで記録を統合できるか、また遺族でも分からない記録をどう処理するかはとても困難なことと考える。少しでも早い時点で記録の確認を急ぐべきと考える。
11616	地方庁	その他(社会保険事務局)		本人に、毎年度の納付状況を通知し自分自身の記録に間違いがないかを徹底する必要がある。 インターネットとかを利用して、本人の記録が簡単に確認できるようにし、誤りがあれば、その場で申告できるようなシステムと制度が必要である。	社会保険だけの問題ではなく、日本の年金制度の根幹を揺らがす問題だと認識しています。 国民が納付してきた記録が無くなったり、本人の記録から欠落している事などあってはならないと思っています。 年金問題がメディアで取上げられる様になってから知り、ビックリしました。	記録問題が起きたときは、事務所で国民年金の仕事をしていましたので、来訪者の方々に対し、本人様の話をよく聞き、本人様が自分の記録に納得していただけるよう最善を尽くし消えた記録を捜しました。 また、特別便のフォローアップなどでは、受給者や被保険者の方々の自宅を訪問し記録の確認並びに謝罪等をおこない、記録の復元に努めました。 この問題は、紙の記録をオンライン化する際に変換漏れや入力ミスにより起きた人災だと考えています。 紙の記録をオンライン化する際に、もっと注意を払い誤変換や入力ミスのチェック体制を強化していれば、かなり防げた問題だと認識しています。 また、基礎年金番号収入時においても本人に何度か通知を送り統合漏れをなくす努力がもっと必要だったと考えます。
11617	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	適材適所への配置。 ベテラン職員およびOB職員の知恵と力を借りる。 古い記録の確認がほとんどの為、現職では分からない事が沢山ある。	古い記録で、誰のものかわからないデータ(基礎年金番号等に登録されていない)がたくさん残っている。	現在のようにオンラインにて全国どこでも誰の記録でも確認できる時代と、すべて手書きにて管理していた時代とを比較するのは無理だと思います。 しかし、過去から現在までその時に考えれる最高のやり方にて業務を行ってきたのではないのでしょうか？。 今行っている、「時間を区切ってそれまでにすべて解決する」という方法は乱暴なように思いま
11618	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	被保険者の申し出に対して地道に対応する以外ないものと思います。	もれている期間についても、本人の申し出により解決するものと思っていた。 新聞報道があるまでは承知していなかった。	全面解決にむけて努力したいと思います。 当時の環境ではよくやっていたと思います。 現在の被保険者のことを思えば他に方法があったのかなとは思います。
11619	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン入力されていない旧台帳記録がまだ多数残っていると思われます。	人を動員してすぐに入力すべきと思います。	年金記録が漠然ですが完全に整備されていないという程度の認識でした。また未統合の記録は年金請求時に調査して統合されるので、年金受給者の場合はすでに統合済みとおもっていました。現役世代で未統合の記録が存在するという程度の認識でした。平成19年5月ころに、国会での審議で騒がれだしたとき、具体的に未統合の年金記録の件数や記録の不備、旧台帳の未入力のことが知らされ、驚きと同時に信じられない思いでした。	年金記録問題が発生した以降、年金記録の調査依頼が殺到し、休日も出勤し、調査にあたりました。記録が完全にオンラインに入力されていないことが全国の社会保険庁職員に周知されていないことが原因とおもいます。周知されていれば、少なくともどうしたらいいか議論されていたと思います。ほとんどの職員はオンライン上の記録が正しいと思っていたと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11620	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	現在の問題は、 1. 記録自体が正確にシステムデータとして管理されていないもの。 2. 基礎年金番号に登録されていないもの。 3. 届出自体が不正確であったり、遡及案件にように問題のあるもの。 と認識しています。 正直なところ、1. 2. に関しては、コメントができません。 (コメントするだけの知識と状況認識がないため。) 3. に関しては、 (1)いわゆる遡及案件に係る問題 (2)資格取得、資格喪失等の事実と届出の整合性として届出の正確性の問題 (3)標準報酬月額については、月額変更、算定基礎の仕組みと運用 以上のように認識します。 問題の解決として、 A. 過去の事象に係る解決は、 いずれの問題も、継続的に対応を行うことで、納得と理解を得ていくことが重要であり、外に解決方法が無いのではないでしょうか。(一定の期間で、一定の目標達成はできるが、短期間に完全に解決することは困難) その際、問題に対する解決方法が、これこそ、マニュアル的に整備されることが重要かと思います。 B. 現在及び将来に向かって 年金記録問題として、上記の(1)～(3)を位置づけると、全て、現在及び将来にも発生しうる問題であることが明白です。 それは、現在の様々な疑義に関して、大半は、明確に解決ができるとしても、 解決が困難な事例も多くあります。これら、解決が困難な事例は、現在進行形で記録問題が進んでいると解釈することもできます。(個人的には、これらは、年金記録問題ではなく、別の問題と整理すべきと思いますが。)	質問の趣旨が不明確ですが、 システム化前の記録に不備が多くあるという認識は、採用当時から認識がありました。 だだし、データの切替えという観点である程度やむを得ないもので、随時、整備をして運用していくことで正確性を確保するものだと認識していました。	前記のような運用は、煩雑で何とかならかないかとの思いはあったものの、様々なことを思えば、やむを得ないと思っていました。 不備があることを前提として、きちんとした運用で整備していくことが全てだと思って処理していました。 基礎年金番号未統合の問題は、基礎年金番号導入時の運用の統一が無かったこと(発見したときに登録するという整理が無かった)が大きな原因だと認識しています。 ただし、それまでにおいても同一制度で複数の手帳をもっている方も相当数あり、「重複取消し」の処理は、日常的に相当件数処理していたものでそれを引きずったという感もあります。『周知不足と認識不足』といえるともいます。 私自身としてというか、当時所属していた社保事務所では「発見したら登録」というスタンスで処理していましたが、異なる認識の社保も存在していたのは、事実です。「発見したら登録」で全ては解決していないかもしれませんが、最低限の対応策であったことは間違いないと思います。 さらに、登録した手帳の取扱い等(たとえば、「基礎年金番号に登録済み」などと表示すること。)も統一的ではなく、県によっては、そのような表示を行っており、それは、「発見したら登録」という運用には、欠かせない取扱であったと思います。
11621	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	皆様から提出いただいた特別便・定期便の確認、調査に取り組む。	厚生年金同士の複数の手帳保有、国民年金も含めて複数手帳を交付されていることに当のご本人様が気づいていない。基礎年金番号制度開始前についての記録未統合のまま年金受給される可能性については十分に認識できることと思う。	自分自身の意識の変換。皆様にわかりやすい年金制度確立。
11622	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	記録の調査と収録について誠心誠意継続していくことが大切である。	記録管理の大切さについては、若い頃より認識していた。	記録管理の方法が変更される際には、問題点について改善するように要求いた。
11623	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	ねんきん記録問題が騒がれてから、約2年が経過しようとしている。この問題を根本から解決していくためには、地道な作業と時間を費やしていくしかないものであり、全体の問題として全職員が同一意識のもとに一丸となって取り組まなければいけない問題であるにもかかわらず、、記録問題に真剣に取り組んでいるのは、一部の職員のみである。謝金や賞金などを投入する以前に、まず職員としてやるべきことがなされていない。	厚生年金や国民年金の番号が手番として多数存在しているのは知っていて、窓口や各種届出時にそのつど整理を進めていたが、ねんきん記録問題そのものの存在を知ったのは、ねんきん特別便が始まってからのことである。当初は浮いた年金記録は年金請求時に確認されるものであり、WM上消えた記録や間違った記録が登録されているとは思いもしなかった。	窓口や各種届出時にそのつど整理を進めてきた。また、ねんきん特別便にて、本人様からの申し出のみに記録確認を限定せず、氏名索引やマイクロ確認等、与えられた情報の中で可能な限りの調査確認作業を進めてきた。様々な記録間違いをみていくなかで思うことは、台帳記録を機械に収録する際に、まったく確認作業が行われていないこと。また、カセット記録(機械に存在しない記録)が未だに多数存在するにも関わらず、整備が行われていないこと。一番の反省点は、社会保険庁が根本的な確認作業を怠ったことにより発生している問題であること、どのような問題が発生しているかを認識し、全職員が同一意識のもとに一丸となって取り組まなければいけない問題であるにもかかわらず、、記録問題に真剣に取り組んでいるのは、一部の職員のみであ
11624	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	わかりません。	昨年(H20)から採用になり勤務しておりますが、お客様の年金受給に関わる大切な問題と認識しております。 採用時にそのような問題を知りました。	お客様の年金受給に関わる大切なことなので、慎重にお客様の立場になって対応を心掛けております。
11625	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	被保険者に対して、親切丁寧に対応していく方法しか、信頼回復にはつながらない。	平成9年1月1日時点での基礎年金番号に厚生年金手帳番号・国民年金手帳番号に収録されている記録の統合が整理されていないことから、いろいろな年金記録問題に波及したもの。テレビで報道される頃から知りました。	わたしは、現場の窓口なので、お客様に対して、親切丁寧に上部組織からの指示に基づき対応しているだけ。現場は、たいへん混乱している、対応できる人材と人員を各年金事務所に至急確保することと年金ダイヤルの人材育成 を行うことが良いと考える。
11626	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・医長級以上	特になし。	根気よく確認作業を続行する。	年金受給権、受給金額に関わる大きな問題。マスコミ等報道による。	慎重、確実な業務処理の実施。個人・組織ともにチェック機能、体制の強化。
11627	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の意識改革(サービス残業の恒常化) WM稼動時間の延長	宙に浮いた年金については基礎年番導入時から知っていた。 本人の年金請求時に統合すればよいと考えていた。	年金手帳複数保持者に対しては、手帳を紛失しないよう指導していた。 本人の年金請求時に統合すればよいという認識が、本人様に対して不安感を与えているということに考えが及んでいなかった。
11628	地方庁	その他(社会保険事務所)			世間一般で言われているように、統合されていない手番記録についても「消えた年金」と捕らえるなら、基礎年金番号導入時の平成9年に、お知らせを出しても回答されない方がたくさんいることから、この問題についての認識があったと考えます。 平成11年頃期間調査担当になったときには、氏名が収録されていなかったり、全て音読みなど適当な読み方で入力されている記録や、払出簿が読めないような癖字になっているものをかなり目の当たりにし、疑問を感じることもありました。 大きく取り上げられるようになった時、私のみていたものが氷山の一角で、全国的に同じようなことが起きていたとわかり、大変大きな問題であると認識しました。	以前から、自分の担当業務のできる範囲で、疑重複を出きるだけ出さないようにし、調査ではできるだけ色々な読み方を考えたり範囲を広げる、市町村の記録を確認する等、依頼された記録を見つけ出す努力をしていました。 年金問題が大きく取り上げられ、全所体制で取り組まれるようになってからは、事務センター勤務という立場ではありましたが、出張や電話照会などで協力し、できるだけ多くの記録が解明されるよう取り組みました。 反省点としては、古い記録であったり、短い期間であったり、また該当者が高齢であったりすると、話をしても難しい場合が多く、もう少し早く制度が成熟し、一つ一つの記録が大切に扱われていたらということと、国保の保険料と記忙が曖昧になっている方や、3号制度を理解されていない方も多いのに、世論の流れからクレームになることも多く、制度理解のための広報も大切だったのではないかということを感じています。
11629	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			徴収関係の問題については、徴収経験の経験がないため全く認識はありませんでした。 期間調査担当や年金給付担当時に、未収録あるいはWMと相違する記録があることは認識しました。	本人から加入期間について詳しい申し立てをしていただくことと、申し立て期間についてWM情報に頼らずに台帳で確認するなど確実な期間調査をすることに心がけて対応しました。 この問題には様々なケースがありますが、これまで「基本的には年金請求時あるいは本人から申し立てがあった際に調査確認すればよい」というような意識が我々職員の中にあったと思われますが、こちらから情報提供もせずに受身的な 態度であったことは深く反省すべきで、少なくとも「加入記録のお知らせ」はもっと早く現場から声を挙げるべきであったと思っております。
11630	地方庁	社会保険事務所課長級以上		この数年に起こした策の完結が優先	昭和50年後期に地方より紙で進達し集中管理する作業過程に不安を感じながら業務を行っていたことがあり、年金番号の重要度に対する認識が職員、国民とも低く記録整備への着手が遅	
11631	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録訂正の受付→調査・記録訂正・年金額再計算→回答という流れでの処理が一般的と考えられるが、それぞれの部門において別々に人員が配置され、処理の滞りが起こりやすくなっているように見受けられる。 短期的には解決できない問題であるだけに、この問題を専門的に処理する部署などを設け、エキスパートを育成し、円滑に処理が行えるようにすべきだと考える。	社会保険についての届出や、年金の払い出しに関する処理等に関しての多様かつ細やかな問題点の過去からの蓄積が、明るみに出た結果だと認識している。社会保険庁が認識していた問題について、修正を何度か試みたところもあるが、それだけでは不十分であったともいえる。また、それだけでなく、国民全体においても認識が不足していたところがあるのではないか。 問題は、採用されたのが近年であるため、勤める前から知っていた。	特別便が送付されるようになってからは膨大な受付、それにかかる調査に経われるような格好であった。窓口ではお客様に対しできる限り丁寧な説明に努め、調査等の処理においては可能な限り早く回答が可能となるよう、努力したつもりである。 反省点としてあげるとすれば、明確な処理方法やシステムを構築する前に、国民の声にこたえるため必要だったとはいえ、特別便・定期便を一括して送付したことが問題であったと感じる。 これにより処理の滞りなどが多く発生しており、国民に対していっそうの不安をあおる原因となっているところもある。
11632	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	人員の増員は必要ですが、特に過去の記録や情報に詳しい0B職員の協力が得られればより良いと考えます。	年金請求の機会までに自分自身の年金記録を知る機会がほとんどなかったこと、年金制度についてあまり知られていないこと、過去の厚生年金記録をコンピューターに移さずに放置されていたことが、主な原因であると考えます。 問題を知ったのは、19年～20年ごろです。	お客様の問い合わせについては、まず年金制度をわかりやすく説明することに努めました。実感として、もって制度について知っていただければ、不信感が減少すると思いました。年金問題として不安をあおるだけで、これまでの歴史やしくみについての説明が不足していたと思います。
11633	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	記録調査の徹底を被保険者保護の観点でできるだけ迅速に行うこと。 長年蓄積した問題の解決なのだから、人を集めて専門的に処理すべき。 現在の体制では複雑な案件をじっくり調査できるか、また膨大な業務に追われてミス(新たな記録問題の発生)に繋がらないかが心配である。	年金制度を揺るがす重大な問題と認識。 知ったのは平成16年頃と思います。	問題1件、1件へのついての調査、説明をなるべく迅速に、丁寧にすること。 紙台帳時代やコンピューターへの移行になっても膨大な記録管理の徹底は当時は困難だったと思われる。職員の記録管理の意識の稀薄も問題である。 また被保険者も勤定時までわからない仕組みだったので、定期便等のサービスを継続し、職員、被保険者の両面から記録管理していくことも重要と考える。
11634	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	日本で、最大の情報量となる年金記録を数十年にわたり、正確に管理していくためには、正確な情報処理はもとより、今までに無い情報管理体制および管理システムが必要と考える。(国民年金の収納記録など毎月記録していくことが当たり前の部分と、それを一生管理していくことについて、具体的には想像もつかない。)(戸籍等であっても一生に数回の書き換えであり比べる対	紙ベースの情報を機械管理に切り替えたことによる誤りの発生率がこれ程とは、想像できなかった。すべて、地方庁に在籍していたため、年金記録に間違いが見られることは、たまにあり認識はかなり前からあったが、基礎年金番号導入により、基礎年金番号以外の年金番号の存在自体が、問題視されるとは考えもしなかった。	磯村先生等の調査報告にあるように、5000万件の宙に浮いた年金または年金記録の改竄という国民に対する情報ばかりが広まったことにより、高齢の年金受給者に対する不安を無駄に駆り立てた事実もあり、慎重な対処が必要であったと考える。窓口で長時間お待たせした、お客さまからは問題にまた問題を重ねるのかとの声も多くあり対処に苦労した。
11635	地方庁	その他(社会保険事務局)		一人ひとり丁寧に慎重に進めていくことしか思いつきません。 国民一人ひとりが定期便をしっかり確認して誤りのないようしてほしい。	全国民の老後、一生に係わる大切な年金なのであってはならない問題だと認識しています。 役場勤務中にお客様から納めたはずとの申出があったとき社会保険事務所と記録照会して食い違いがあったときはありました。平成10年ごろかと思います。このような問題になるとは思っていませんでした。	お客様のお話をよく聞き、調査漏れのないように心がけました。 古い記録が、処分されたり、証拠がないのが一番問題で時間がかかります。
11636	地方庁	社会保険事務所課長級以上	旧法受給者の年金記録で厚生年金と国民年金の重複が遡族年金の請求時に判明し国民年金の返納が生じたりする。加給年金で共済受給者との連絡がきちんとできてなくて返納が生じたり	地道にこつこつ確認するしかない。	漠然と統合されてない記録は多いだろうとは思っていた。	基礎年金番号ができたときも、労働組合で問題がある点を指摘しても本庁が対策をとらなかったのではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11637	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なし	基礎年金番号導入以前は、いくつでも年金番号を取得することが可能だったため記録の一本化がなされず未請求の年金があったり、機械化される時点でもれてしまった記録や名前や生年月日の誤りが生じたことで、本来支払われるべき年金が本人に支払われていないという現状、また支払いまでに時間がかかることが問題だととらえていた 多数存在することを知ったのは年金記録問題と騒がれ始めた頃	丁寧な個別対応 反省点は調査、再裁定に時間がかかり過ぎたこと 対応している人数から限界のあることは現場で働くものとして理解しているが、受給者やその家族に理解を得ることが難しかったため反省点としてあげる
11638	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	制度が難しい為、被保険者自身の理解がなかった。年金という言葉だけが先行してきたと思う。	まずは届出された一人一人の記録を的確に整備、より多くの方の年金が正確に受け取れるようになるためには被保険者自身の公的年金の理解が必要だと思う。
11639	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	被保険者への、徹底した聞き取り	平成19年6月頃です。	古い時代の原票に、資格喪失日の漏れがありオンライン化が遅れた事が原因であると思う。
11640	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
11641	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	職員一人一人が解決への意識を持ち仕事をしていくことが解決への道の一つだと考えます。	基礎年金番号への手書登録処理は採用されたころから入力経験があるので、そういった手番が存在することは採用されたときから知っていましたが、それ以外については年金記録問題が騒がれるようになるまで知りませんでした。	年金支払い処理、調査回答まで時間がかかりお客様にかなり長期間お待ちいただくといったような点が反省点だと考えます。
11642	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	進捗状況等を国民に対して公表していくことだと思います。	平成9年に基礎年金番号が被保険者及び受給者あて通知されましたが、その時点で他手番があるにもかかわらず、未回答等の方がいらっしゃったと思います。年金請求時には、正しく把握できるものと理解していたものと思います。 はっきりとした記憶はありません。	業務センターでカセットとして把握していた過去記録を、もっと早く力セットを開いて各社会保険事務所での年金相談に活用されていればよかったと思います。 国民に対する情報開示が遅れてしまったことが原因と思います。
11643	地方庁	その他(社会保険事務局)	平成8年採用以来、5000万件もの手番が未統合とは知らなかった。	現状のとおり、特別便・定期便にて本人へ確認していただき、着々と処理していく他ならない。	平成9年、基礎年金番号が導入されるまで業務経験が浅いせいか問題意識するまでに至らなかった。	もっと早く基礎年金番号苦しくは厚年の住所管理をするべきだったと思う。
11644	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人数を増やして、特別便のみを集中して業務できるようにしてもらいたいです。	年金記録問題の存在はテレビの報道で知りました。 年金記録問題はあってはならない問題だと思っています。 ですが、年金記録をしっかり管理していない社保庁にも、もちろん責任があると思いますが、個人の方で何通も年金手帳を持っている事も自身での管理ができていないと思います。 制度としての周知・徹底ができてないのもあると思います。	庶務を担当しているので、電話対応の際にも、お客様に対して丁寧に説明したり、周知のポスターやパンフレットなどを配布したりしました。 現時点で少ない人数のなか、通常業務と特別便の業務を並行しての作業となっており、両方とも疎かになってしまっているため、特別便の報告等に影響があると思います。
11645	地方庁	その他(社会保険事務局)	私は行政職で仕事をしてきました。申し訳ありませんが社会保険の事務については、よく分かりません。	時間はかかるかもしれませんが、一つ一つ確実にしていく事が大事だと思います。	年金を払っているのに受給年齢になっても、年金を貰う事が出来ないと混乱が生じると思いました	申し訳ありませんがよく分かりません
11646	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません。		H21年1月より任用職員採用のため、年金記録問題については報道などによって知りました。	反省点とは異なりますが、仕事の大小かかわらず責任をもって職務を全うすることと思います。職員全員の責任ある行動が、今後一層求められるものと思っております。
11647	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		基礎年金導入以前には、ほとんどの人が重複番号(制度別も含め)を持っており、基礎年金が導入されてもなお、多くの人が重複番号を解消できていない状況は、認識していた。このことについては、再取得時点あるいは、年金請求時点で、整理できるものと思っていた。しかし、ねんきん特別便の相談を受け、この問題が大変重大な問題であることを認識した。	相談を受けるにあたり、一件一件を丁寧に対応した。
11648	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		消えた年金問題で、すべての人の年金及び社会保険庁に対する信用を失ったと思う。 問題の存在は、2007年春頃知った。 入社して、期間照会担当となり、初めて年金記録のずさんな管理内容を知った。	過去の過ちを受け止めて、今照会されているすべての照会に対して、一日でも早く回答をすることを努めている。 二度と同じ過ちを繰り返さないように、調査・補正を慎重に正確に行った。 年金問題が明るみにでたことは、知らないままで国民を裏切り続けるよりは、結果的によかったと思う。
11649	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	特にありません。	国民の皆様の年金に関わる重要な問題のため、真剣に取り組んでいかなければならないと認識していました。問題発生は国会議員の年金未納問題の頃に存在することを知りました。	国民の皆様の意見をよく聞いて、対応するよう努めました。反省点としては、記録を本人にその都度きちんと確認してもらう機会をもうけられなかったことなどがあると思います。
11650	地方庁	その他(社会保険事務所)	質問内容とはずれるが、特別便・定期便専用ダイヤルの対応の悪さ。 よく専用ダイヤルにかけたら、事務所にかけてくれを言われたとの電話を受ける。内容はHPを見れば記載されているような基本的なことや、こちらに聞かれても答えられないことが多い。 これでは専用ダイアルの意味がないし、サービス面から考えてもおかしい。	組織、そして個人個人の意識改善しかないと思う。 民間企業で電話でたらい回しにされることはありえない。 サービス、接客の基礎を学ぶべき。	勤務して日が浅いため、新聞などで勤務前から知っていた。1、2年前だったと思う。 実際に在籍してみると、国民全体の年金に対する考えの甘さが原因だと思った。いくつも年金番号を持っている個人、常勤なのに社保に加入させない企業、それを特に問題にしなかった社保庁など、原因はさまざまあると思う。	
11651	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	わからない	全て解決することは困難と思うが、必死に取り組むべきことだと思う。いつ頃かは覚えていないが、国民年金担当していたとき。	本人の話をよく聞き、記録を探した。紙台帳と窓口装置の記録が一致しないことがあることは以前からわかっていたのではないか、それに気づいたときに全ての記録を確認するべきだった。
11652	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	お客様から申請されている記録の確認について、お客様の勘違いや適用日前の記録等、社会保険庁として明確な回答ができない記録は申請どおりの記録とする。	国民の皆様に対して、大きな問題であるし、解決に向け全力で対応しなければならないと思った。また、時期についてはテレビ・新聞等の報道にて知った。	窓口にこられるお客様や、電話をかけてこられるお客様に対し、今後についても真摯な態度で望まなければいけないと強く感じ、そのように対応することを心がけた。 反省点としては、台帳を作成するときや入力する際に、あきらかに氏名が異なるものや、空白の箇所、ありえない誕生日等あった際に何故その場で確認することをしなかったのかと率直に感じ
11653	地方庁	その他(社会保険事務局)	すでに知られていることですが、三階構造が一番の問題だと思います。 現場の実態を本庁が認識しておらず、地方も本庁へその実態を知らせることを怠っていたから、市町村への台帳の廃棄指示などが公然と行われてしまったのではないでしょうか。 手続き主義で自己申告の必要な制度そのものがまず間違いです。 一般市民がそういったものにどれだけルーズであるか、現実を知らない方々作った制度に問題があると思います。 記録問題の根本的原因は、日本では国民総背番号制(社会保障番号)が導入されておらず、結婚、転職、契機のたびごとに手続きが必要であること。 それなのに手続きをを知らない人々が大多数であることだと思います。 せめて、S61年の法改正の段階で基礎番号が導入されておれば、少なくとも今日ほどの混乱は避けられたのではないかと思います。 実際、導入が検討されていたのに、国民総背番号制につながると強く反対したのはマスコミだと聞いてます。 自分たちの責任になりそうなこの事実をマスコミが取り上げようとせず、世間に知られていないことを嘆かわしく思います。	国民総背番号制の導入が必要だと思います。 それが難しいということであれば、これまでの年金制度の手続き主義の変遷をもっと人々に知らせ、自分たちにも手続き漏れ等の問題がなかったか人々に認識させるべきだと思います。 もちろん、社保にも数々の問題があったことは否定できません。 反省すべき点はたくさんあります。 でも、社保にだけ落ち度があるのではなく、手続きを怠った各個人にも責任があることをもっと知らせてほしいと思います。 記録問題解決のためには各個人の持っている情報が頼りです。 その情報を元に地道に統合していくしかないと思います。 でも、情報の提供を呼びかけても、この問題は社保に落ち度があり自分たちに落ち度はなかったという認識では、簡単に提供してくれないと思います。	平成5年に国民年金業務課に配属されてから、ずっと問題だと思っていました。 平成9年の基礎年金番号導入によって、ようやく解決につながると期待していましたが、世間一般の関心は低く、解決に至らなかったことは非常に残念です。	基礎年金番号導入時に、できるだけ記録の統合を行うべきではないかと会議等でも発言してきましたが、本人の確認なしに行う統合は間違いを生じやすい、業務センターが郵送にて本人宛記録確認の通知を発送するので、本人からの回答を待って統合した方が確実だとの意見が多数を占めていました。 年金請求時には必ず本人から戸籍等を睨取し統合を行うので、それまで待った方がよいのではという意見も多かったです。 実際には記録照会したものの本人からの回答はほとんどなく、特別便が送付されるまで世間の関心がなかったのは残念です。 年金は長期的スパンで運営を考えるべき制度です。 ですが、目先の事務処理だけを見据え、長期的な視点が欠けていたという点を反省すべきだと思います。
11654	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11655	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録の検索をよりスムーズにできるようなるとよいと思う。	未統合の手番が多くあるとは認識していた。 ただ、年金請求時に整備されるものだと思っていた。	記録調査のときに職歴を思い出して調査するが、多くの人が職歴を思い出せずにいる点や、一人の人がいくつもの手番、年番を持っていることが、記録問題を混乱させていると思う。
11656	地方庁	その他(社会保険事務局)	すでに公表されてはいる件ですが、国民年金の紙台帳の納付記録と、コンピューターの納付記録が合っていないものが多数ある。また、市町村の持っている納付記録と、社保の持っている記録が合っていないものが多数ある。	紙台帳と、コンピューターの記録の突合を急ぐ必要があると考えます。	国民年金保険料課に配属された年が平成14年度でしたので、そのときCM起用タレントの未納問題からはじまりいろいろな問題が発生し、苦情電話の対応に追われました。 国民年金のマイクロの納付記録と、WMの納付記録が合ってない(もれている)ケースは時々ありました。 年金給付課に配属されていた時は、裁定請求書の審査の段階で、WMの画面コピーをとって確認はしますが、厚生年金、国民年金ともに紙台帳までは確認していないのは、本当に大丈夫なのか疑問を感じていました。	年金裁定時には、本人の書いた期間に空白期間がないか確認していました。 郵送受付や市町村が基礎のみで受付したものは、必ずWMで氏名索引して漏れがないか確認していました。 年金特別便の、個別の照会に対する回答についてですが、回答を書く人の能力によって、おざなりな回答になっていると感じています。おざなりな回答では問題があると思います。
11657	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない新たな懸案については、無かったと思われます。	上記と同じ	年金記録問題については、重要課題と認識して最終結論がでるまでやりとげなければならない仕事だと考えます。 問題が存在することを知ったのは、各種マスコミ報道の直前だと思います。	対応については、年金記録にかかる定期便等の処理件数を日々減らし、被保険者に早く回答する努力をするしかない状況であった。 詳細なことを考えれば沢山あると思われますが、システム上の問題が一番大きいと考えます。
11658	地方庁	その他(社会保険事務所)	週刊誌、TV等で初めて知る情報も多くて驚いています。 したがいまして、世間一般で知られていない情報は私も知りません。	ねんきん機構は「最高のサービスサービスを提供する機関」を目指していると思いますので、今後のサービスに全力を尽くし、世間一般のイメージを変えることが必要です。 それと同時に今後、問題を発生させないよう、本部主導による教育を地方の末端まで徹底させることも必要です。	迅速かつ信頼してもらえる対応が不可欠なものと認識しています。 問題は、ある週刊誌に連載されていた記事を見ることによって知りました。	来訪されるお客様に対し、安心感を与える対応を心がけました。 そのためには、誠実な気持ちをこめて職場に遠うようにしました。 何十年も前の記録は、特に高齢者にとって思い出すことは、かなり難しいことであることを改めて知らされました。 今後は、より高齢者に負担をかけさせないで加入期間を確認できる方法を見つける努力が必要と思います。 また、記録調査の丁寧さ、根気強さも、より職員に求められると思います。
11659	地方庁	その他(社会保険事務所)	すべての記録が保管されていないこと。 例えば、記号簿等に空欄があり、事業所名称さえ不明なものがある。	完全に全記録を解明することは到底無理なので、特別便をお送りしているのだから、それに回答することしかないと思われる。	私は、被保険者原票を進達していたころの最後の頃の採用ですが、担当者が記録を進達したものが、事故になって返戻されてきて、それを一件一件調査して、まじめに補正して再度進達していたのに、どうしてこのようになったのかわかりません。	現在、期間照会の担当となっていますが、遺族年金を受給している人の記録等、期間のみあわせていたり、事務処理要領に沿った処理をしていないものがあったりで驚いています。 反省点は、基本に沿った処理を徹底していなかったこと、問題が起きたときの対応が迅速でなかったことです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11660	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	一件ごと，突合していく他にないと思います。事務所で調査よりも面談が有効です。誰のものか不明な記録は事業所名をオンラインへしっかり登録していただきたい。	地方事務所は適用、収納、給付をしっかり行い、記録管理は庁の責務と考えていました。相談時にオンラインの事業所名簿に名無し記録が多いことと、事業所記録の払い出し番号が複数で使用していることに驚きました。採用され10年後、心配はしていました。1980年ころです。	私は国民年金の担当が長く国民皆面の記録についてはしっかりやってきました。国民年金記録をオンライン収録後紙台帳の保管について総てマイクロ化をお願いしましたがだめでした。記録管理は最も大切なこと制度運営の大原則、原点です。
11661	地方庁	その他(社会保険事務局)	紙台帳(原簿)で、名前が消されていて、誰の記録かわからない。	正直、どうしてよいか」わからない。	年金は、適正に処理をされていると思っていました。 老後の蓄えとして大切な年金です。大変なことになったと思いました。 世間から、騒がれた時に知りました。	窓口対応は、積極的に対応した。 年金記録の調査を、マイクロフィルムで確認したり、もれている記録は管轄外で調査依頼したり、紙台帳で確認しました。 電話対応については、期間照会を記載してもらい、回答は時間を要すること説明し、文章で回答すること説明する。 反省点 年金制度を会社事務担当者の確認不足。 事務手続きの適正。 社会保険事務所の監督不足。 年金制度」の複雑化。
11662	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員を増員するだけでなく、人員の調査事務の教育を徹底する必要がある。 マニュアルを熟知している人間を一日でも早く、一人でも多くの人材に伝播させることが急務であると考えます。	記録正常な手帳番号が、基礎年金番号に未統合の状態にあるだけで、ただ単純に205統合だけすればそれで5000万件が片付く問題だと、国会で騒がれ始めた当初は認識していた。 しかし、調査業務を手がけていくにつれて、氏名・生年月日・性別などの基本記録が欠損していたり、喪失日が不明な記録が数多く存在していることに気づかされた。確かに当時の職員・システムが不完全なもののツケであるが、「清算」を一日でも早く行わないことには公的年金制度そのものに不信を増大させ、破綻を招くことになってしまうと思うようになった。	[redacted]、記録問題の最前線に立っていたという「自負」こそあるが、業務そのものに対しては、「迅速」に調査・回答を行うことを考えるより、「正確」に調査を行い、被保険者・受給者の依頼内容に対し、「忠実である」ことに努めるようにした。 また、処理票に時折添付されている「手紙・要望」にも正確に応えるように努めた。これは2度と同じ質問で来所・問い合わせがないようにしようとしたため。 それに「迅速さ」をプラスした場合には所内の全職員を総動員して進めていかねばならないと考え、業務処理要領・さまざまな事務連絡等を正確に読み抜き、「マニュアル作成」を行い、全職員に咀嚼して伝えた。 記録の「調査」において、目的としている記録が見つかれば「解決」にあたるが、見つからなかった場合にはどこまで調査をおこなえばいいのか・・・記録問題の解決に対し積極的な職員・消極的な職員、記録調査業務に不馴れな職員・精通している職員さまざまいる。ひいては「職員」という言葉を「事務所」や「都道府県」と置き換えることもできる・・・庁主導のマニュアル作り・システム構築が、記録問題が急激に起こったせいかもしれないが、稚拙なものだったのは否めないと思うし、先述した「職員」「事務所」「都道府県」の「温度差」によってバラつきのある調査引き起こさないようにする「何か」を作ることが課題であると思う。
11663	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません	これまでの対応で、ある程度の回答はできたと思う。 今後は、ご本人の記憶と社会保険庁の記録を丁寧に照合する必要があると思う。残っている事案は複雑なものが多いと思われるので、短期間での解決は難しい。過去の記録管理の状況を理解している職員を集めて、専門チームをつくり対応することが効果的ではないかと思う。	一人の被保険者が複数の年金番号を待ち、加入する年金制度ごとに記録を管理する仕組みが長く続いていた。この事実は社会保険事務所の職員に採用された後数年たった時点で認識していたが、ご本人からの申し出がない限り、記録を確認したり統合することができなかったのが現場の現実であった。	上記のことについては、現場段階では何もできなかった。 現在のように厚生省が広く国民に年金記録の重要性を周知して、ご本人の協力を求めることをもっと早くはじめるべきであったと思う。
11664	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	真摯に受け止め相手の立場にたった対応にこころがける。そうすることによって信頼を得るようにする。	番号の統合については、年金の請求をするときに調査して統合すると認識していました。	記録の整備については率先して記録統合にむけ処理をおこなっています。 基礎年金番号ができたときに、もっと番号統合などができていれば良かったと思います。
11665	地方庁	その他(社会保険事務所)		ひとつひとつ、正確に対応・処理をしていけばよいと思う	システムや制度の都合上、起こるべくして起こったと認識する。 知ったのはマスコミで取り上げられてから。	ひとつひとつ正確に細やかな対応を心がけた。 対応していく中で、周知や準備不足が際立ったのが反省点として挙げられると考える。
11666	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし			
11667	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	頂いた回答票についてしっかり目を通し、 経験のある人物(実務経験2年以上)の審査により、丁寧な処理をしていくことが時間がかかっても結果的によいと考えています	問題が発覚する前は勤務しておりませんでした	積極的に期間照会業務、事務センター支援を行いました 反省点といたしましては、システムの移動の際丁寧に行わなかったこと、基礎年金番号設立の際より公示していくべきだったということです
11668	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	思直に取り組んでいくしかないと思われます。	このような問題を抱えているとは想像していませんでした。	やはり思直に取り組んでいくしかないと思われます。
11669	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今のところ、思いつきません。	基礎年金番号導入時、制度毎に番号が違っているのは当たり前であり、いずれは(最終的に年金裁定時)、統合処理されていくものと、認識していました。	基番導入時に、手番統合に力を入れたらよかった。 年金記録の確認(特別便、定期便)が過去にもあればよかった。 厚生年金記録についても、昔から住所登録があればよかった。 機械化するときに、誤って入力されているケースが多数あるので、その時のチェックがどうだった
11670	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知っていることはありません。		年金記録問題については報道で知るところではありましたが、年金制度の信頼を回復していくためには克服すべき問題であると認識していました。	窓口業務においては、制度の説明と年金制度の意義を理解していただくことに終始しました。また、入力等の業務では、誤入力等がないよう慎重に慎重を重ね、業務を行いました。反省点としては年金制度の意義について、お客様にご理解いただけないこともあり、今後の課題であると考
11671	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		記録の重要性の認識の欠如と記録の管理方法。 同一人か別人かは別にして、同姓同名の年金記録が複数存在することは、入庁から間もない頃に聞いていた。	年金相談窓口担当として、同一人の疑いのある年金記録について来所されたお客様との面談の中で、ご本人様に記憶を呼びおこしていただけるような記録に関する情報を散りばめるなどし、記録確認に努めた。 記録の重要性の認識の欠如と事務の流れから本人が被保険者証・年金手帳を持っているはずなので、年金請求時など最終的には誰のものなのか確認は取れるはずという思い込み、国は年金記録が誰のものなのか当然分かるようにしてあるはずなので本人自身は特に気にしている必要はないという思い、年金制度に対する世の中の認識の低さ(国側の周知徹底の不足)などが
11672	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
11673	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号の制度が発足して以降、被保険者が受給手続きをおこなうまでの間に、年金番号の統合処理がスムーズにいっているのか、手番のまま残っている年金番号がないものか、確認が必要な問題と認識していました。国民年金・厚生年金での電話や窓口対応の際、統合されてない番号が多々あったため、いつ頃かははっきり覚えていません。	被保険者・事業主に対して、機会あるごとに統合の重要性を説明し対応してきた。基礎年金番号の制度について、周知が不足していたのではないか、平成9年以降もう少し早い時期に何らかの確認作業が必要ではなかったのかと思います。
11674	地方庁	その他(社会保険事務所)	回答に一年以上時間がかかること。	やはり、人を増やすか、残業をして回答していくしかないと考えます。	もっと、早く回答すべきものとして、認識していました。なぜなら、すぐに回答できるものも少なくなかったからです。 事務局などに応援に行くようになってからです。	応援に行ったときは効率よくできるように、手伝いました。しかし、自分のいる事務所の特別便等の回答事務処理にもっと携わるべきだったと考えます。
11675	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	現在実施されている、対策を確実に進めていくしかしかないと、思います。	被保険者になられる方の健康保険、厚生年金保険を適用するにあたって、複数の番号をお持ちの方がおられたので、数多くの方が複数番号を持っておられるのではないかと思いました。	来訪者や、電話等で対応する時、過去の記録(勤務先、時期)をいかにして思い出していただくかに努めました。 基礎年金番号を導入する際に、国民年金、厚生年金等の番号が被保険者の方から回答いただき、うまく統合されるか、との心配もあった。 税金と同様に、年金教育も現在進められているが、更に必要であると思います。
11676	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	お客様へ、回答を一早くお送り出来るように、迅速な事務処理に心がける。	民主党の議員の方から、年金問題がうきぼりになり、記録の統合もれや、宙に浮いた、年金のある事を知りました。 この様な問題が、存在するのを知ったのは、発覚してからです。	お客様から、年金に対しての、ご質問や疑問点は、正確にお答え出来るように、心がけました。 現時点での反省点としては、平成9年から導入された、基礎年金番号導入の際、もっとわかりやすく、お客様に受け入れられるようにしていれば、ここまで宙に浮いた年金や、記録の統合もれも、なかったように思います。 後、相談室で、年金請求する際も、もっとお客様に対して、踏み込んだ、相談を心がけていればと思います。
11677	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題については、社会保険の職員が全体で取り組むべき問題であると認識していました。 その問題の存在を知ったのは、世間一般と同じ報道がされ始めた時に、重大な問題であると認識しました。	年金記録問題について、直接関わる部署に在籍していたわけではなかったのですが、積極的に年金記録問題についての対応に携わるようにしていました。 この問題についての反省点は、やはり年金制度の複雑さにあると考えます。そして年金制度が複雑なあまり、事務が煩雑になり、このような問題が起こってきたのだと思います。また制度が複雑すぎて、国民制度を理解できず、年金への関心が薄かったのも問題点の一つかと思います。
11678	地方庁	社会保険事務所課長級以上			手作業にて記録処理をしていたため、記録洩れがあることに不安は感じていました。平成18年頃から知りました。	一つ一つ自分の出来ることに最善をつくしお客様が少しでも納得していただけるような対応に心がけてきました。 お客さまの立場になって、もっと丁寧な仕事をしていく必要があると思います。
11679	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	事務所とは別の専門部署を立ち上げ、そちらで対応する。	新聞やテレビ報道を見て、全国規模の問題であると認識しました。	特別便や定期便で得た回答票に基づき、調査及び回答を行った。
11680	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	他の業務もありますが、職員が一丸となって今まで以上に頑張らなければ解決していかないのではないでしょうか。	基礎年金番号導入時の他手番統合もれや、コンピューターへの切り替え時点での処理問題。平成19年5月頃に記録問題を知りました。	来訪者に対し、丁寧に対応し説明しました。反省点としては、昔のことになりますが、コンピューターへの切り替えの処理の誤り(氏名ふりがな間違い・事業所記号誤り等)の多さと、基礎年金番号導入時点の手番未統合と思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11681	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	大事な記録をお預かりしているという意識が足りませんでした。 また、紙台帳とWMデータの突合を確実にして、業務センターや他事務所に確認を取らずとも、相談いただいた窓口で完結できるようにすることが必要と思います。	受給権発生時に確実に職歴確認できればよいと思っていました。 この年金問題が報道され、意識の差を知りました。	大事な記録であると意識を変えました。 しかしながら、紙台帳と、WMデータに違いがこれほどあるとは、思ってもいませんでした。WMデータに裏切られた感じがしました。
11682	地方庁	その他(社会保険事務所)		事務の集約や、人材の適材配置など、効率よく業務を遂行できる環境づくりと、職員のモチベーションの維持と向上が必要と考えます。	年金記録の管理が徹底していなかった(裁定請求時の確認不足等)ことと、 基礎年金番号導入時に手番として残ってしまったものが多かったことにより、主に受給者に対し金銭面で多大なご迷惑をおかけてしてしまった大変大きな問題であると考えています。 認識したのは平成19年頃です。	記録の確認を本人、役所等関係機関に対して行い、社会保険庁保管の記録との突合せをしっかりやっていこうとした。
11683	地方庁	その他(社会保険事務所)			複雑な制度や、年金制度発足から長い歴史の中で積み重なった問題であり、短期的に解決できるものではないと思いました。	特別便などで窓口にご相談にこられたかたに制度について説明し、他の記録が無いか丁寧に対応するよう心がけました。 問題点の反省点として挙げられるとすれば、行政も本人もお互いに相手任せで、記録について通知を行わず、定期的に本人に記録の確認をさせなかったことだと思います。
11684	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	オンライン未収録データ(旧台帳)を早期収録するとともに、現在のデータとの突合を行う。 ※なお、実際には裁定時にオールゼロで収録されているケースがあるため、完全に期間が重複するデータを機械的に除く	進達したデータは全て正しく収録されていると思っていた。 漢字収録の時点で氏名の読み間違いはあっても、未収録の記録があることはこの問題が判明するまでは知らなかった。 また、統合漏れについては被保険者自身の無理解も考えられることから、一層の周知が必要。	未収録の点については、より丁寧な調査を心がけた。 進達データの事故リストの放置がひとつの原因ではないかと考えられる。 データは正しくて初めて価値を持つものであり、誤入力の防止や、誤って他人の記録を統合することの無いよう慎重な判断を忘れてはならない。
11685	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般にどれほど認知されているかを把握していないため具体的に示すことが困難です。 ただ、現在未統合の年金記録についての問題が大きく取り上げられていますが、自分の年金記録でない記録が統合されているケースが少なからずあるのではないでしょうか。私が相談を受けている中でもねんきん特別便や定期便に見たことも聞いたこともない事業所名が記載されているとおっしゃる方がいらっしゃいました。中には単純な過去の事業所記号の二重払い出しなどによる表示上の誤りで、年金記録そのものには影響はないものもありましたが、中には年金が減額となった方もいたはずです。また、誤った統合により本当の記録の持ち主に記録が統合されないという問題も起きていると思います。 報道もされていたと記憶していますが、未統合の記録の整理を急ぐあまり他人の記録を誤って統合しているケースもあると聞いています。信頼回復のための作業で信頼を損なうことが内容しっかりとした対応が求められていると思います。	記録の整備に関しては、あまり急いで解決しようとしてしまうと、発見できる記録を見つけられなかったり、誤った処理をしてしまったりといったミスが発生し、さらに信頼を失うことにもなりかねません。ある程度の時間を頂戴することを最大限お願いし国民の皆様に理解していただくことが第一だと思います。その上で一件一件正確な調査と回答を行うことしかないと思います。 ねんきん特別便が今後定着し、興味を持って年金記録を確認いただくことができるようになることも解決への糸口になるのではないでしょうか。そのためにもよりわかりやすい説明や広報が必要だと思います。 また、窓口においでいただける お客様については親切丁寧にその場で説明することである程度の理解を得ることができますが、窓口のおいでいただけない方やねんきん定期便などに興味を持っていただけない方が少なからずいると思います。そうした方々へのアプローチを今後考えていく必要があると思います。	平成12年度に採用され庶務課に2年、徴収課に4年在籍しており、その間は実際に年金記録に触れることが少なかったためあまり深く考えたことがありませんでした。 その後、年金給付課に配属され、実際に窓口で年金請求書の受付を行うようになり(ちょうどこのころ年金記録問題が大きく報道されたころでもありましたが)、実際に請求いただく方の記録で整備が必要ない方のほうが少なく、ほとんどが記録の整備が必要だという現状を認識しました。 まず請求書をお預かりするときは記録の確認をし、請求者が認識しているもの以外にも「20歳前の短期間の記録」や「出稼ぎの記録」や「旧姓の記録」など本人も言われて初めて思い出すような記録が多いことに驚かされました。 年金請求時に確認するから…という考え方で行われてきたものとはいえ、この窓口での相談1回か2回ですべての記録を確認し統合するのはかなり困難な作業なのではないかと感じ、請求書を受け付けることに大きなプレッシャーも感じていました。	年金記録は国民一人ひとりの人生の記録です。40年以上もの期間についてすべて正確に記録し管理することの大変さ難しさを痛感せずにはいられません。 自分のことであっても「40年も前のこと覚えてないよ」といわれるお客様も多いです。だからこそ正確な記録とその管理が求められており、それができていなかったから信頼もなくしてしまっているのだと思います。 まず、目の前のお客様の相談を真摯に受け止めお話を伺い、その場でお答えできる内容は極力その場で解決し説明するように努めました。できるだけ後回しにしない、その場で回答することである程度の理解が得られることが多いように思います。また、やむおえず後日回答とする場合もなぜ後日になるのかなどお客様の納得を得られるように説明するよう努めています。目の前のお客様一人ひとりの納得を得ていくことでしか信頼回復、問題解決への道はないように思います。 そして、「請求時に確認するから…」とか「誰かがやってくれるだろう…」とか後回しにすることなく、今自分がやらなければならないんだという強い意識を持って目の前のお客様に対応し、目の前の仕事に取り組むことが当たり前だけれでも大切だと考えます。 そのためには自分自身のスキルアップが求められると思うので更なる自己研鑽に努めていきたいと思います。
11686	地方庁	その他(本庁)	5000万件の年金記録問題について、まだ解決していないことなど記憶しています。	名古屋市のように他の省庁機関、区、市町村等ににご協力をしていただき 一体となって、やっていかないと解決しないと、思います。	年金業務についたことはありませんが、芸能人の江角マキコさんから、国会議員の未納へとなり、年金記録に波及していったと記憶していますが、その時期については平成18年頃かと認識しています。	社会保険だけの問題ではなく、全省庁また区、市町村が一体となり取り組まなければ国としての信頼が得られないと考えます。
11687	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	分かりません	知りません	分かりません
11688	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	人、物、予算的対応が必要。 業務精通者が大幅減そして、素人が増えるなかで、機構が倒れるのではとの声が出ている。精通者の活用。	戦中・戦後の名簿などあの状況でよくもほかんしてくれたと気いている。 時代考証も必要であると考える。	上からの押し付けがまえよりもひどいのではという声が沢山あるように聞いている。 現場の声、実態をふまえた対応が求められた。
11689	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民全体にかかる大きな問題であると思いました。 他人の記録が入り混じっていたり、どなたの記録か判らない記録がある。 平成19年頃のように思います。	年金受給者については、今の記録に間違いや漏れがないのかを窓口で親切に丁寧に確認行為を行うこと。被保険者についても同じく確認し、相違ないかどうかの確認を行う。氏名・生年月日などが、はっきりしない手番については、払出し簿や080画面等で確認する。 長年にわたって厚生年金を扱ってきた私たちにとってあまりにずさん過ぎていたと思います。一人一人のデーターを慎重に厳重に取り扱うべきだと思います。
11690	地方庁	その他(社会保険事務所)			○起こるべくして起こった問題だと認識していました。 ○平成19年頃だったと思います。	○日本の年金制度そのものが信用できないという電話相談のお客様・来 訪されたお客様へわかりやすく、丁寧な対応を心がけ相談を行ないました。 ○複雑すぎる年金制度な上に制度改正を繰り返した点。 ○保険料は強制的に徴収されるのに、給付は申請主義という点。
11691	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員の増員	今までもあったんだと実感していた。20年2月から知った	自分のできることはやったが、
11692	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知っていません。	地道にひとつひとつ調査・確認をおこない、納得してもらうしかないと考えます。	大事な年金記録のため、たぶん間違いないだろうでは記録の整理・統合はしないこと。複数の年金番号を持っている人は、年金請求時に確認し裁定をおこなえばよいと甘い考えであったかと反省している。 平成8年9月ごろから基礎年金番号での統一した年金記録にしていこうと新ためて付番が進められた時期。さらには10年ほど前から年金給付課へ配属され年金裁定の事務をおこなうようになった時期です。	ほかの優先業務があり、年金記録の確認作業が後回しになったのでは？面倒がらず時間をかけてでも確実に確認作業を早い時期から進めるべきであった。
11693	地方庁	その他(社会保険事務所)	既に様々な問題があげられておりますので、世間一般に知られていること以外のことは思い当たりません。		これほどまでに大きな問題になるとは考えておりませんでした。私が入庁する以前の管理体制の問題が大半ですが、組織として早期に正しい記録に戻さなければならない問題として取り組んでおります。また、問題として知ったのは一般の方と同時期だと思います。しかし、5年ほど前に年金の担当として相談窓口で相談を受けているときにも、氏名検索などをして会社名が思い出せない記録はそのまま放置されていることが多く、このままで良いのかと感じたことはあります。	現在再裁定の担当をしておりますが、とにかくいち早く正しい年金記録に戻せるよう日々職務に就いております。また、問題点については2点あります。1点めは、国民の年金に対する関心の低さです。問題が発生してからマスコミ等でとりあげられたことにより関心を持つ方が多く、書店にも関連本が並びました。よって、行政としての広報の仕方に問題があったと思いますし、また複雑な制度自体も関心の低さの原因だと思います。よって、判りやすい制度への改革が必要ですし、せっかく注目されている時期ですので、広報に注力すべきだと考えます。2点目は、ご自身の年金記録を確認する機会が少なすぎた点です。今後は、年金定期便が送付されますので問題ありませんが、今までは、自分の年金記録を確認するのは年金の請求をしに来所されたときくらいしかなく、そのときに思い出せないとそのまま年金決定されるケースが多いために反省すべき点であると考えます。ただし、定期便が毎年発送されるのはどうかと思います。コスト面を考えます
11694	地方庁	その他(社会保険事務所)		今までの積み重ねである問題であり、完全な解決にはかなりの時間がかかると思う。被保険者の記録も重要であるが、もっと受給者の記録を最優先で取り組む必要があると思う。	最優先業務と認識していた。勤務したときには年金記録問題は発生していた。	この問題で国民の信頼を失ってしまったため、記録問題業務を行うときはもう一度、間違いが起こらないよう十分に注意しようと思った。 すべての紙台帳が保存されているわけではないことが反省点として挙げられると思う。
11695	地方庁	その他(社会保険事務所)		二度とこういった問題が起こることがないように意識付けすること。 お客様に対して、親切・丁寧な対応。	就職する前に、テレビ等の報道で知りました。 内部の人間でないと、どうしてこのような問題が起きたのか意味がわからないと思うので、理由をきちんと説明する必要があると思いました。	年金問題は、自分たちの仕事が、国民の生活の土台となるとても重要なことを扱っているということの意識が足りなかったことの結果だと思います。 日々そうしたことを今まで以上に意識して仕事に取り組むことが必要だと思います。
11696	地方庁	社会保険事務所課長級以上	当所へも電話にて複数回、「金融機関が代理請求していることを認めているからこんなことになった。私も金融機関に勤め代理請求していたが、手間をかけたくないので期間がもれていてもかまわず処理をしていた。」といった話がありました。金融機関の代理請求をしていた方に確かめなければ真意はつかめませんが、そういったことは無いとは言い切れません。 また、来訪されたお客様からは、故意に生年月日をごまかして就職したり、通称名で加入していたとのお話もあります。	紙で保管されている記録を、全国の社会保険事務所で閲覧可能にすることが急務と考えます。現在行っている紙台帳とのチェックが重要です。そのためには人手が必要です。	昭和55年に社会保険庁年金保険部業務課に採用になり、資格班の友人から、台帳の字が読めないものがあり困っている。読めないものはオンライン登録できないと話を聞いたことがあります。そのときは、本人から請求があったとき会社名から調べることができると聞いてほっとしたことを覚えています。	私が対応すべきこととも、改善しなければいけないこととも考えませんでした。今から思えば、オンライン化が始まった時点で収録できない記録は地方庁を通じて会社へ照会するなど、人と手間をかけるべきだったと思います。
11697	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し	現状の対策等を続けることが必要であると考えます。	紙台帳からオンラインシステムに変換する際に、膨大な数のデーターを100%入力誤りをせずに処理することが出来ているのかが不安であると認識していた。	今回の問題が生じる前に基礎年金番号への過去の厚生年金、国民年金の記録(手帳記号番号)の登録処理及び年金の加入履歴(国民年金の納付記録を含む)の確認、照合を大々的に事業所、被保険者へ広報、届出勧奨をすべきであったと考えます。
11698	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
11699	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	長い時間がかかっても1事案づつ処理をすべき。	重大な問題。 年金問題発覚後。	お客様に書類をご記入する際のわかりやすい記入見本の作成を行ったり、少しでも早く本来額の年金支払いができるように書類作成など時間の短縮をおこなった。 反省点:何十年もの記録を短期間のうちに処理すると発表を行ったことや今までの記録管理方
11700	地方庁	その他(社会保険事務所)	障害厚生年金や遺族厚生年金の短期要件受給者の記録訂正において、平均標準報酬月額が下がり、年金額の減額、及び返納額が発生してしまうケースの処理が進まず困っています。該当者からの理解が得られないのです。記録判明イコール年金額の増額、といったマスコミ報道はやめ、マイナスの事例の紹介もお願いしたいです。人によっては、減額になるのなら自分のものである主張を止める人もいます。	すべて社会保険庁が悪いといったイメージを取り除いて欲しいです。 就職時や退職時に社会保険の手続きをきちんとしていなかった方の責任は何も問われていません。過去の職歴や氏名等会社の人には知られたくない人もいます。年金の加入脱退の手続きを住民登録(住基)を利用して簡潔にはできないのでしょうか。現在の民主党は、厚生年金や共済年金の制度統一、年金一元化案をしていましたが、所得連動させたりして保険料を税金方式でとるのも一案と考えます。	入社時に年金給付の係りに配属されたこともあり、入社の平成8年から、厚生年金記録に氏名が収録されていない記録があることや、一人の人が何個も手帳番号を持っていた事実を知りました。	入社翌年に基礎年金番号が導入されたので、複数お持ちの方は早めに1本化してくださいと伝えていました。(重複での還付や3号未納が発生することがあるので) 統合すること3号未納が確認されることがある等、マイナスのことがあまり伝わっていなかった気がします。相談者で、3号未納になるからあえて統合しなかった人が二人ぐらいいた気がします。 今回、その人はどうしたのだろうか・・・と思うことがあります。現在は返納しなくて済むようになりましたが、以前は返納額のこともあって、統合すべきかそのままにすべきか悩んだことがあります。 これからは、レアなケースですが、マイナス点も公表すべきと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11701	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	すべての既存の記録を照合することから始める以外にはないのではと思いますが、様々な観点から、被保険者の方々にアプローチしているために、混乱している点もあります。	就職した頃に、いくつかの年金番号を保持している方がいるということは、認識していました。但し当時は、年金の裁定請求時にオンライン記録を照合することで、過去記録はすべて調査整理されるものと教えられたと記憶しています。	以前は記録に関する相談を受けたときには、お客様の記憶と社会保険庁で保有している記録の照合を行い、所有している記録を正として、(氏名検索等が主)回答していたと思います。 現在においては、オンラインの記録の中に、事実と異なった記録が含まれていること、また古い台帳の記録、国民年金の台帳(自治体保有分も含め)においても、同様に誤った記録が存在していると思います。以上のことからこれまでの対応で欠けていた点は、被保険者の方々の記憶を軽視してきたことを反省しています。今後は記憶と記録をどのように結びつけるかが、重要であり難しい点でもあると思っています。
11702	地方庁	その他(社会保険事務所)			過去からの蓄積された問題。 報道されるようになってから。	特別便対応、目黒電話相談等に参加。 一度に大量に処理しようとしたこと。特別便発送等。 結果として期間調査が処理量を超えていて本来業務にも影響が出ていること。
11703	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	事務所で対応するのではなく、この業務を集中してできるよう事務センターを設けて対応するほうがもっと効率的であると思います。	新聞やテレビで騒がれていましたのでこの問題が存在することを知りましたが、一刻も早く解決できるよう、努力していかなければならないと考えています。	丁寧かつ迅速に対応することを心掛けております。反省点としては、件数が多いため時間がかかりすぎてしまっていることが挙げられると思います。
11704	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題を実際に問題であると思ったのは、TV等の報道機関からであり、自分自身がその処理現場へ在籍することになるとは思いもよりませんでしたし、この問題は個人的にも自分自身の問題でもあり、国に政府にお任せしているものは大丈夫と思い、まだまだ先の問題としか捉えていなかったある意味、無関心であったことも原因の一因でもあると思い、気がつくには遠い問題ではあたけれど、それぞれが自覚するよいきっかけになったと思いました。	昨年、社会保険事務所での任期付職員として配属になりましたが、職員が一生懸命冷静に対応している姿を目の当たりにして、早く仕事を覚えて実践舞台で活躍し一件でも多く事務処理できればと思いました。 年金を受ける側も処理する側も元々は日本国民であり、立場は違っても究極的には自分自身の問題であることを自覚しなければ、自分自身にふりかかってくることがわかったと思います。
11705	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の納付記録。 旧台帳が無い状況では、確認できない記録もある。	被保険者の方からの申し出により、年金事務所でも復元処理ができるようにしたほうがよい。	基礎導入時に厚年手番がたくさんあることはしっていましたが、5000万件あるとは思っていませんでした。	ひとつひとつ確認作業を進めるしかないが、一定の目標を定めて処理を進めて行くことが重要と思います。
11706	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険庁としての調査・確認を徹底させることはもちろんですが、できる限り すべての記録を正常なものにするために、お客様にもご協力いただけるようCM等で注意喚起してもらえればと思います。	このような問題が取り上げられるまで、年金記録にこれほども誤りがあったとは 認識していなかったため、この度の事態にショックを感じています。	一番の問題点は、これまで年金請求時まで年金記録についてご本人に確認をしてもらう機会を作ってなかったところにあると思います。今後は定期便を活用し確認してもらうことで、早い段階での誤りの発見・防止に繋げることができると思いますが、定期便の内容についてはもっとわかり易いものとし、見てもらえるように工夫が必要と思います。現在のままでは「見てもわからない」と言うお客様が多いことから、定期便の有効活用のためにも検討が必要と考えます。
11707	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	一般に知られていることかどうか判りませんが、年金記録が統合されていない要因のひとつとして、年金請求時に統合できれば良いというような考え方があったように聞いています。未統合記録が多数存在する原因になったものと思います。	時間と人員をかけるしかないと思います。	未統合の記録が多数存在するということが、このような大問題に発展することは想像していませんでした。問題を認識したのは、平成19年6月の問題発生時点からです。	問題解決に向け、指示通りの対応をしようと思いました。 当時は上司の指示・指導により、疑問を感じずに仕事を進めてきましたが、広い視野にたって仕事の方法を振り返ることも必要であったと感じています。
11708	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。マスコミへの報道の方が圧倒的に早くて、常に自分達は後手に回っていると思っている。	解決策に近道は無いと思う。地道にコツコツ進めるしかないと思う。強引に片をつけようとしない事。国民年金で2年間は無条件で救済するといったようなやり方は、問違っている。整合性を充分に検討すべき。また、厚生年金の事業所や従業員の加入漏れの解消に力をいれるべき。(こ	どんどんじわじわと、報道が増えることにより、来客や照会電話が増えていき、これはただ事ではないと思った。機械と紙台帳に齟齬が生じている事も判明し、長年の積み重ねによる問題のため、解決には相当の時間がかかると思った。	地道にコツコツやるしかないと思った。反省点とすれば、少しずつでも機械と紙台帳の突合を進めておけば良かったと思う。一気に片付けようとしても無理。そうすると手段が強引になり、正しい処理ができなくなる。
11709	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に旧台帳を精査し、コンピュータの記録と突合しつつ、必要な補正を正確に行う事と考えます。	この年金記録問題については、ある程度予測はしていたものの、マスコミの報道等により相当件数存在する事に危機感を覚えた。また、そのような問題が存在することを知ったのは、ある芸能人の年金記録がリークした頃に、予想以上に個人記録の管理がずさんであると確信した頃。	個人情報の徹底した保護と、正確な管理。この問題についての反省点としては職員一人一人の、国民の大切な記録を預かる者としての自覚が足りなかった事が反省点と挙げられる。
11710	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知らない	ない	マスコミ等で何千万の未確認記録があるとの報道で、そのことが信じられなかったが、知りました。窓口では、こちらから事業所名を言えないもどかしさを感じていたが、庁からの指示でありやむおえなかったと考えています。	窓口で、氏名検索をして極力結びつけるように対応したが、今回のようなシステムがないもとでは、やはり限界があったと感じています。 記録統合のために、基礎年金番号制度を導入したが、具体的な記録統合作業が進まなかったことが、反省点と考えます。
11711	地方庁	その他(社会保険事務所)	今以上のことは知らない	現在、行っている作業を地道に行っていくしかないと思う。あとは、台帳から機械に登録した際のミスについて、台帳をもう一度確認して一件一件合わせていくしかないのではないか。 とにかく今から画期的な方法はないと思うので、今の作業をおこなっていくべきだと思う。	平成9年に基礎年金番号制度ができた際に、本人より回答書に手番を記入してもらって出していただいていたが、その対応は、不十分だとは思っていた。 氏名検索等で疑わしい記録があるにもかかわらず、本人には具体的な会社名等を示せなかったため、そのまま宙に浮く形になってしまった。 結局は、年金請求時に記録を確認するからというぬるい気持ちでおこなっていたのではないか。 また、台帳から機械に登録する際の登録ミスについてもとてもいい加減なものである印象は受けた。	手番や氏名索引における記録について、疑わしい記録がほぼ本人の記録で間違いないと思われるものでも、本人の申し出がないと本人の記録とは認められなかったのが一番の問題だと思う。 その時は、こちら側から本人に記録を具体的に示せなかったし、その対応を個人的に変えることはできなかった。 平成9年当時にもっと徹底的に対応するべきであったと思う。であれば今頃は記録問題などなかったのではないか。
11712	地方庁	その他(社会保険事務所)		一定線のガイドラインに沿ったマニュアルを作成し、人員確保したうえで記録検索・整備・給付にあたり、着実に誤りなく解消していくしかないと思います。	マスメディアで取り上げられるようになってから、問題としては認識するようになりました。それまでは、届出・申請からすると統合処理できない記録があっても、年金請求するまでに確認できればいいというスタンスで問題という程の認識ではなかったです。	過剰な報道により、誤解を招いている部分も含めて払拭できるよう、電話・窓口対応を心がけるところから始め、事務処理誤りや事故が無いよう今まで以上に確認作業を徹底するようにしました。 問題点は、早期からマニュアル等のガイドラインを全国的に徹底すべき事だったり、基礎年金番号導入時に統合処理を徹底すべきだったと思います。やはり、職員全体の意識レベルの差も相当あったように思えるので、高いレベルでの意識統一を図るべきだったと感じます。
11713	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないです。	限定的に年金記録の個人情報を流すべきです。 インターネットやNHKやラジオで、記録の職種や性別、勤務期間などを公開して、一人でも多くの方に気づいてもらって申し出てもらうべきです。 そのためのCMを流したり、厚労省の広報担当がテレビ出演して呼びかけるべきです。	長年の間、記録整備を怠ってきた結果だと認識しています。 マスコミの報道で知りました。	現場で分かっていることはすべてお客様に話をしました。 旧法などの旧制度の年金の知識を持っているOBなどの協力がほしいです。 知識のある職員があまりにも少なすぎます。
11714	地方庁	その他(社会保険事務局)		一度調査において、記録「無し」と回答した場合においても、再度の調査は可能であり、そのためには、お客様の記憶が調査の前提となるため、その調査の前提(特別便の記入)をより詳細に、また、ささいなことでもお客様にご記入していただくことが必要。 投げやりな記入も多々あり、調査するにもできない案件も多くありますが、お客様からの、より詳細な調査の情報提供が必要と考えます。	はじめて資格照会の担当になった14年前に、浮いている記録の多さには気付いていた。また、それを金融機関が顧客獲得に利用して委任調査を代行することと、一部の社会保険労務士が資格照会を専門に生業とし、無理やり調査を代行してお金を請求するといった状況のほうが、むしろ問題であるかと考えていた。	浮いている年金記録について、このままでいいわけでなくいつかこうなることも予測していたとも思う。 「こうなってしまったら大変だろうな」とは思っていたが問題になったからやりだしたから集中的な業務となっているわけで、問題になる前から着手するべきであったと思います。 ただし、個人的に思うのは、「そんな昔のことを覚えているか」とご立腹されてしまうこともあるが、当時コンピュータやオンラインの無かった技術水準で、今のように取得時の疑重複調査など物理的に不可能であったことは社保庁に限ったことではなく、当時の時代背景というものは日本共通であったわけで、お客さまにもご理解いただきたい。年金手帳をもらったことが無いと言われれば、新番を払い出すよりほか昭和20年代30年代は技術的に仕方なかったと思う。それとも、オンラインの無い当時、以前勤務していた警察事務所に1件ずつ電話照会をしなければならなかったのかと言われれば、不可能であったと思います。 社保庁の「ずさんな管理」は確かにそうであったと思いますが、個々の事業所・お客様にもまった
11715	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	できる限り、早急に処理をすすめる。 制度がわかりにくいので、年金制度は、共済年金もあることを発知する。 本人、事業主、それぞれにも届出や、確認が必要であることを、今後のためにもわかりやすくする。	厚生年金、国民年金等について、統台帳や旧台帳があることを知った。 切り替え時や記録の管理がきちんとされていないことがわかった。 記録確認に係る作業を始めてから知った。	受理した書類は、早急に進めるよう頑張った。 窓口にて応対するため、知識をふかめるよう、制度について更に学んだ。 わかりやすい言葉をつかう。 一時期に大量な処理を抱えたため、仕方がない部分もあるが、早くから人員の投入をはかれば良かったのでは。
11716	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	受給者の方を優先に、一件一件、取り組んでいくしかないと思います。 無理かもしれませんが、聞いていないカセットを全部聞けていただけると、作業しやすいと思います。	入庁したのが、基礎年金番号制度が始まった後でした。事務所の方から聞いていた話では、順番に番号の統合の事務処理をしているところで、基礎年金番号通知の送付の際に、手番の申出(回答)があった方は、そのときに統合してあり、回答のない方には、毎年生年月日ごとに、確認の手紙を再度送っているので、そのときに回答があれば、そこで統合。そのときも、回答がない方については、年金の請求のときに統合になる、ということでしたので、最終的には記録が統合されるのだと思っていました。 これまで年金や調査課の業務についたことがなかったので、現在、受給中の方の記録がちゃんと統合されていないことを知ったのは、今般の年金記録の報道がされてからです。	基礎年金番号の制度が始まったときに、もっと記録統合にむけての広報や作業に取り組むべきだったと思います。取得届の提出の際に、添付されていた年金手帳の手番の番号統合も、難権ではできないということでしたが、統合できる機会に統合しておけば、もっと記録がまとまっていた方が多かったと思います。
11717	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の付加年金の保険料を、納付期限後に納付しても還付していない場合があると思われること。	定額部分と同様に徴収権の時効を2年にすること	平成16年頃、被保険者からの記録調査依頼で厚生年金加入期間に関する調査の仕事に携わった頃。また、平成17年頃国民年金の業務を行う中で、領収書が存在するにもかかわらず納付記録に反映されていないケースがあることを知りました。	上司や周囲の職員から説明を受けて、そういったことも起こり得るものかと納得しました。 この問題に関しては、通常の仕事をしながら並行して行える業務ではなく、少なくとも基礎年金番号ができたときに、専門性のある部署を作って対応するべきであったと考えます。
11718	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金手帳を複数もっている方は年金請求時に統合する必要があると思っていました。	年金受給者の方に記録漏れが判明している現時点においては、年金請求時の確認が不十分であったと思います。
11719	地方庁	その他(社会保険事務所)	なにも知りません	特にありません		
11720	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金保険料の未納問題の解決策として、当事者の未納年度の前後が納付されていれば、納付済とされるような検討がなされているようですが、各市町村で検認事務を行っていたときの保険料納付方法として、口座振替の納付方法では、一つの口座から複数の者の保険料を引き落としている方法で残高不足により、一人分しか振り替えがされないケースや再振り替えする場合や、しない場合など各市町村によって口座振替の方法は多種多様であったと思われます。このような状況から全てを認めるようなことになった場合は、新たな不審感を与えかねないことにな	各市町村での検認事務での口座振替方法などがどうであったか、検証すべきと考えます。	国民年金の収納事務を行うにあたり、納付された領収済通知書により台帳に消しこみを行う際に、該当の台帳が所定の位置になく消しこみができない収納記録が存在していた。また、領収済通知書に記載された年金手帳番号の記載間違いにより、納付者が特定できないケースなどが発生していた。そのような事象が発生したときは仮の台帳を作成し記録を管理していた。この仮台帳記録がずっとそのままでいたときに不安を感じた。	当該台帳の所在を一日かけて探し、所在の特定に努めた。台帳の保管管理などが徹底されていなかった気がします。もともとの記録管理するための台帳を住所が変わる都度社会保険事務所を移動させるなど、事故が起きる要因が多すぎていた。根本的に管理方法をもっと検討すべきであった。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11721	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11722	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		旧厚生省および社会保険庁全体の問題であり、杜撰な記録管理により多くの国民の皆様にご心配や不安を与えてしまった。 平成18年頃マスコミの報道で知りました。	申出された年金記録は必ず存在するとの前提にたち、記録確認や調査にあたり最大限の努力を払いました。 事前の十分な準備期間もなく開始されたことが、なお不信感を煽ってしまう結果になり残念です。
11723	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知らない。	特別便や定期便がもっと見やすく回答しやすいレイアウトを考える必要があると思います。	深刻な問題だと思います。問題の存在を知ったのはマスコミで報道される少し前です。	特別便の事務局間支援として千葉県船橋社保の窓口支援をしたり、社会保険業務センターでの再裁定支援のため出向したりしました。 再裁定支援で感じたことですが、再裁定にかかる時効特例給付は割り切り早いようですが、新規裁定(0230や0520等旧法)にかかる時効特例給付は遅いため、お客様から苦情がくることがあります。窓口での説明にも苦慮しますので再裁定と同じサイクルでの処理をしていただけることが、サービス向上につながるんじゃないでしょうか。
11724	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	今のまま、特別便や申立の回答をしていく一方で、社会保険庁の持っている記録を突合していくしかないと考えます。	ちゃんと保険料を支払いしている人には大変申し訳ないと思っています。 国民年金保険料の漏れについては、だいぶ前から本人の領収書や検認印での記録漏れの申立があったので、国民年金保険料の漏れについては存在を知っていました。	申立だけではなくそれ以外の期間についても、しっかりと記録漏れがないか調査を行ってく。
11725	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	統合されていない記録について一件一件地道に確認をしていくしか無いと考えます。	原因はどうあれ本人の記録に統合されていないのが事実であるため、早急に解決すべき問題だと認識しています。 年金記録問題については平成15年より厚生年金の期間調査業務に従事するようになり、年金記録が漏れている方が多くいるのだ知りました。	ねんきん特別便の窓口担当になり、半年以上窓口でお客様を対応しましたが、一件でも多く本人の記録として登録できるよう努力しました。 この問題の原因のひとつとして一人の人間に対していくつもの年金番号が払い出されていることがあげられます。平成9年に基礎年金番号が導入されたがその際に徹底的に調査確認をしていればここまで大きな問題になっていなかったと考えます。
11726	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にわかりません。	3年前ですが、そのとき医療係在籍にて対応がわかりませんでした。	特にわかりません。
11727	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		国民年金と厚生年金の制度が別になっていて、番号がそれぞれになっていたため起きた問題で、コンピュウターがなっかたためのも原因だとおもいます。 古い記録で紙で保管していたため、棄損したりしたため記録が消えてしまっている。 被保険者本人が生年月日を間違えてとどけたりしてしまったため この問題を知ったのは、平成9年の基礎年金番号導入された時点	お客様が他に番号をお持ちのようなのがわかった場合は統合するようにしています。 紙の台帳を早くコンピューターに入力しなっかたためと、年金の内容を国民にたびたび広報を滞ったためだとおもいます。
11728	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	主に国民生活安定のため、中報的な役割を果たしている厚生年金保険・国民年金制度において、所轄官庁である社会保険庁を信用し、真面目に納付してくださいました方々に対しまして背信行為をしてしまったこと。 単的に言いますと、年金記録問題とは一番大事な顧客の信用を失ってしまったことと、後の年金制度の担い手となるべき方々へのイメージダウンと言う言葉では生易しい印象を持たせてしまったという認識をしています。 問題の存在自体は国民年金被保険者記録を反切りに健康保険・厚生年金保険被保険者記録のオンライン化が終了した頃だと思います。	上記の認識に立ち、失った信用や公的年金への悪いイメージを拭い去るには、相応の覚悟が必要であり、この問題がピークに達していた平成19年度よりも現在は穏やかさを装っているが、依然として事業所・被保険者・年金受給者等のお客様は「年金は信用できない」と言うのが根本的な意識であると思っています。 私個人といたしましては、今与えられた業務の中で自分が出来る範囲のことはあらゆる得た知識を振り絞ってお客様のために「何が出来るか」を念頭に置き、責任を持ち、素早く事柄に対処することと、この年金問題の根幹は、色々な要件が重なり表面化したものであるが、仕事(事業)の進め方と認識が安易であったと反省しております。 今後はお客様のために誠実に業務を行って行くことによって、時間はかかりますが、心離れたお客様を取り戻すことが出来るものと思います。
11729	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	被保険者自身の記憶は、あいまいなものであり、また、年金を加入して保険料が控除されているとの意識があまりにも低すぎた点もあり、100%解決はありえないものであること、そして、すでに故人となっている方も存在することから、現時点で保険者がやれるべきものの方針は取られているため、これ以上のものは考えられない。	被保険者の意識が低すぎたこと、及びオンライン化に向けての本人への確認を行わずして、記録登録等をしたことが大きな原因と考えている。 また、氏名、生年月日等が事業所の責任において行われていたことも大きな要素といえる。 したがって、しいて言えばオンライン化の時期と考える。	被保険者の申立てについては、謙虚に受け止めできるだけ時間をかけて対応(調査)するも、企事業所が適用されているわけでもないし、正式な事業所名称が事業所側から被保険者に周知されたいないことがかなり見受けられた。 そして、保険者においても過去の事業所の変遷を知る者がいなくなっていることも考えられる。
11730	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	特になし	特になし
11731	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特に無し	短期期間で一斉に確認通知等を送付するのでなく段階的に経験豊富な職員、OBを活用すべき。	オンラインによる事務処理・年金相談等がスタート時から、氏名・生年月日・性別・事業所記号等の入力漏れ、不一致があり時間を要した。	厚生年金被保険者記号番号払い出し簿とオンラインとの照合を行い記録補正を行い全県で記録補正を実施したが完全出なかった。又全国同様であったが問題意識の共有まで発展させることが出来なかった。
11732	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	上記がないので、記載すべきことがありません。	手番保有者が存在し、基礎番に統合されていない事が、一番の年金問題だと認識していました。年金問題と世間一般的に言われる前からです。	年金裁定時、本人記録に漏れやあやまりがないか、十分確認してからの裁定処理をするように心掛けました。受給年齢になるまで、確認行為ができないことが、問題となったと思います。
11733	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	地道に一つずつ解決していくしかないと思っています。	社会保険庁のみの責任ではなく、当時の被保険者や事業主、市区町村等、国全体の問題であると認識していました。	やはり、一つずつ解決していくしかないと考えていました。 反省点としては、時間がかかりすぎる点だと思いますが、仕方がない面もあるのかと思います。
11734	地方庁	その他(社会保険事務所)	1昨年、氏名、生年月日が登録されていない「厚年の手帳番号」の補正作業を行ったが、登録されている事業所記録に、別人の記録が収録されているケースが多数あった。 これは、例えば通帳の口座に、他人の預金が入ってしまうと同じ、重大な事故ではないかと思える。 あることないこと、社保庁のことをたたくマスコミが、このことが報道されないのが不思議ともいえる。	まず、過去の業務の実態を洗いざらし、OBからの聴取を求め、検証し、 責任を明らかにすることから、はじまると思います。 現職への過度の重圧を改め、過去の誤りを、未来に生かし、前向きに業務に取り組めるよう環境をつくるべきと思います。	S61.62年頃、厚年記録の事故リストの補正作業を行ったことがありましたが、オンラインへの記録の収録は、事故が多いと感じていました。 事故リスト補正業務も、平成になり、なぜなくしてしまったのか不思議です。 「後は野となれ山となれ」という、投げやりな、当時の社会保険庁全体の姿勢も、検証すべきです。	後は野となれ山となれ」という、投げやりな、当時の社会保険庁全体の姿勢も、さらに検証し、反省につなげ、年金機構の業務に生かすべきだと思います。
11735	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題について、解決するのは、困難である。	マスコミで公に、なった頃から、重要な問題だと認識し始めました。	何もできなかつた。ただ窓口や電話等の対応におわれてました。記録問題について、もっと早目に取り組めば、よかったと思う。
11736	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	特にこれといった打開策は思い浮かびませんが、職員をふくめ多くの人員で対応しなければ、解決は困難であると思います。	年金手帳番号の重複取消の作業の存在を知ったときに一人の方に対して何冊も手帳を持っているケースが多くあると聞き、問題であると認識しました。 そのような状況について認識したのは、入庁して2年目の平成9年ころだったと思います。	お客さまの記憶をもとに年金記録の調査を行い、早期の記録回復に努める必要があると思いました。
11737	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11738	地方庁	社会保険事務所課長級以上	得になし	現在の政府の方法で行うしかないが、まちがいは紙台帳とコンピューター記録だけでなく紙台帳の切り替え(特に国民年金)でも発生しており、市町村の国民年金記録との突合でも完全とはいいがたい。特殊記録台帳のみマイクロ化し普通記録台帳を保管していないのが残念である。	昭和62、63年頃、国民年金の紙台帳を特殊記録台帳のみマイクロ化し、普通記録台帳を廃棄しようとしたとき。当時、実務していて記録の誤りが若干あることは認識していた。	上司に紙台帳保管の必要性話したが、長崎だけ庁の方針に反することはできないと聞きいれなかった。
11739	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人員を増員し、専属の職員を充てる。		お客様のお話を、十分にお聞きし調べられる範囲で時間をかけて調査しました。 長期間にわたり、職員一人ひとりの記録管理に対する意識の欠如があったと思います。
11740	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	年金記録問題検証委員会の報告書を厳格に運用する。	マスコミ報道のとおり、記録の誤りを漠然と認識していた。マスコミ報道により詳しく知った。	引き続き法令にそって事務処理する。反省点も年金記録問題検証委員会報告書のとおり。
11741	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特別便および定期便による調査を継続して行うこと。	基礎年金番号制度導入後に相当年数が経過したのに、未統合の手番が多数存在することが報道されるようになって、個人の手続きもれという面だけではなく、記録を管理する側にも、もっと積極的にアプローチをする責任があったのではないかと思う。	個人レベルでできることは限られるが、年金相談の際には、年金手帳の確認や職歴の確認を積極的に行った。特に被保険者記録照会回答票に記載されていない事業所で、申し立てがある事案については、可能な限りその場で調査し、手番を統合処理するようになった。従来は、申し立てがなければ、調査しなかったし、被保険者記録自体の情報開示も極めて不十分であったと思う。
11742	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	ベテラン職員による質の高い調査。 流れ作業的な現在の方法では同じ調査依頼が何度も来る。 回答済事跡の整備。 回答事跡が整備されていないため同じ調査依頼が何度も来る。 紙台帳とオンラインデータの早期突合	採用されてから直ぐに。 厚年適用の窓口では手番未記入が日常的であり、その都度新番を払い出していたため未統合が相当数あると考えた。	事業所担当者に手番の確認を求めるようにした。しかし、「無いものはない」などと言った返答で新番を取らざるを得なかった。
11743	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特に思い当たりません。	再就職するときに年金手帳が見つからず、新たに年金手帳を交付したため、何冊も持つこととなり生じた問題と認識していました。 特別便が発行され、記録に不備が多くあることも知りました。	窓口に来所の際、氏名検索を行って確認してきました。 記録の統合を最終的には年金請求時に行えばよいと思っていました。
11744	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	ひとつ、ひとつ地道に処理するしかないと思います。	年金相談等で、同姓同名、同生年月日の別人がいることが、わかっていましたが、これほどの数がいるとは、報道で知りました。	相談等で、お客様の記録として、結びつくように対応しています。WM上の記録に間違いはないと思い込んでいました。
11745	地方庁	その他(社会保険事務所)		。	自分が先輩から聞いてきた方法(手番をいくつか持っている人は、年金の請求時にまとめられれば良い)では、結果として、機能していなかったこと、記録の管理方法、職員の意識の持ち方、等々、色々問題・原因となることは、ありますが、組織全体の問題だと思いました。ただ、現場の職員は、日々の仕事に追われ、未統合の記録が5000万件もあるなどということは、まったく認識できていなかったと思います。そういった意味では、組織のトップ(事業計画をたて、いま一番に何をすべきかの方向性を打ち出す側の人)に問題があったのでは。同じ組織で働いてきた人間として、「自分には責任はない」などというつもりは、全くありませんが。	兎に角、いま、自分選にできる精一杯のことをすることしかできなかったので、そうしてきたつもりです。
11746	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成20年3月から任期付任用職員として勤務しております。勤務経験も浅く、特に知られていない問題に通じていません。 以下、任期付任用職員としての回答になります。	コンプライアンスの徹底を図ることが肝要と存じます。また、信頼回復のため、ねんきん定期便等を通じて年金についての理解を深めていただくことにつとめる。	年金記録問題は、①長年にわたって放置されきた課題であり、②現場においてコンプライアンスが徹底されいなかったことに起因するもの。私自身、報道等により知るまで特に問題意識はありませんでした。	コンプライアンス意識が充分ではなかったのでは」ないか。
11747	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	特になし。	社会保険庁の体質的な問題として認識していました。はっきりと意識するようになったのはマスコミで大きく取り上げられてから。	基礎年金番号を確認の上、適切な記録管理を行うよう努めた。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11748	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に承知していません。	年金制度そのものの信頼を取り戻すことが重要であり、年金制度をわかりやすくする必要がある。制度が複雑すぎるために、国民に理解も得られないし、事務処理ミスに繋がるケースもある。国民の信頼を回復することは容易ではないが、職員個々がレベルをあげ、サービス向上も含めて国民に信頼される組織を構築することが非常に重要。 現在の年金記録の照会に対応するためには、様々なソフト開発による検索方法を改善する必要がある。 また、進捗管理、報告に時間がかかりすぎるため、諸報告に連動した受付管理簿をソフト開発し、進捗、報告管理を一元的に行う。 とにかく速やかに一回正規な状態にすることが重要。そのためには年金記録問題に携わる職員を大幅に増員する必要があるが、実際には定員が削減され、事務量に追いつけていないのが現状である。	一人の被保険者が複数の年金手帳番号を持っていると は承知していましたが、裁定請求時に全ての記録を確認するため、ほとんどもれることはないとの認識でした。 そのため、問題意識を持ったのは報道等がされてからです。	(8)のとおり、対応していません。 平成9年に基礎年金番号制度が導入されましたが、記録を統合しなければいけないという意識が欠落していました。 また、社会保険オンラインシステム導入前の記録についてはもちろんですが、一人の人が複数の番号を持つことが前提に運用されており、制度の運用について問題があったと思います。
11749	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	根気よくお客様に記録を確認させて頂く事とお客様の申し立ての内容が合理的に考えて正しいと思われるものについては、認めることだと思います。 今、やっていることを時間をかけても地道に実行していく事が問題の解決につながると思います。	3年位前にマスコミの報道で知りました。あまりに一方的な報道で残念だと感じました。	お客様に年金記録を確認して頂くという視点が欠けていたと思います。今後は毎年、年金定期便をお送りして、確認して頂くことによって、こういった問題は減少していくと思います。
11750	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		システムの不備。加入者本人が、簡易に自分の年金記録を確認できれば起こらない問題と考えます。データ管理が機械化される前の時代のものは、システム自体存在しない。 機械化される前の記録の不備はある程度仕方の無いものと思っていた。機械化されたあとのものは、基本的に間違いが無く、お客様の記憶違いがほとんどだと思っていた。	社会保険庁の方が間違うこともあるという意識をもっと持つべきだった。社会保険庁、お客様双方向のチェックが必要だとおもう。自分の年金記録がもっと身近なものとなれば、お客様からのチェックも厳しくなるし、納め忘れなど故意によらない未納も少しは減るのではないかと思う。
11751	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	有効な解決策は思いつきません	平成17年ごろより基礎年金番号に未統合の記録が多くあることは認識していたが、裁定時主義による事務処理より問題はないと認識していた。	個人としてはどうすることもできなかった。年金制度は賦課方式により運営されており、過去に支払われた保険料はその時代の年金受給者に支払われているのであるから、相互扶助の観点から、過去の年金記録の多少の不備はやむを得ないことと考えていたかもしれません。そのような考え方は改めるべきであったと思います。
11752	地方庁	社会保険事務所長	しらない	回答なし	回答なし	回答なし
11753	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	直接携わってはいないですが、人間がやるんで間違いはあると思う。 存在を知ったのは、3年ぐらい前です。	自分が与えられたことを確実に1つ1つやって行く。
11754	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11755	地方庁	その他(社会保険事務所)			新聞報道等で問題となるまで重大な事と認識していなかった。	重大な問題と認識した後は、窓口にてお客様に記録確認の上、記録統合する際も慎重に聞き取りをし本人の記録に早急に反映するよう努めた。また、反省点としては、納付していただいた保険料を将来年金として正確に支給するという意識が結果的に低かったのかなと思う。
11756	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点において、私自身が世間一般に知られている事象について全て把握しているかは定かではありませんが。特段特異なものを把握しているわけではありませんのそのような問題についてはないかと思います。	現段階でも調査及び補正をしているかと思いますが。今できるという意味では現在業務処理上の流れは組めているものと考えます。早期解決というであれば、記録補正時の簡略化等による対応が考えられますが、整合性とスピードが相反する部分もあり、何ともいいがたい部分であると考えます。現場にいるものとしては、決定された方向性の中でできるかぎり早く、効率的に業務に勤めたいと考えます。	入社時(平成7年)より、期間調査という事業を行なっていたことは知っています。その中でも決していい加減に調査を行なっていたわけではなく、現段階の問題が、記録の不整備や台帳そのものに問題があったと認識したのは、年金問題発生時と考えます。	上記にも記載しましたが、期間調査時において決していい加減に処理をしたことはありません。しかしながら、帳簿の状態が悪いと感じたこともあり、現時点として考えれば、組織としてそのような点に改善ができていればと考えます。
11757	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	残り一件まで徹底的に調査する。担当であるとかそうでないに関係なく全員の問題としてとらえる。係りでノルマをつくり、書類を振り分け責任をもって最初から最後まで被保険者、受給者の立場にたって調査、回答する。	ぜったいに、見過ごしてはいけない問題。ただ、量の多さ、管理のずさんさには驚きました。だからこそ、死ぬ気で取り組むべきと強く感じました。 知ったのは、平成16年ごろで、恥ずかしながらおそかったです。	共同事務センターの記録調査担当の係に配属のときはオンライン調査、紙媒体の名簿調査はもちろん、回答票作成、記録補正など真剣におこないました。また、事務所からの応援体制を指揮し、名簿倉庫で何日も被保険者記録探索業務に従事しました。 反省点は、やはり紙媒体から、オンラインへ移行するときのずさんな管理、何年後かに年金問題が大変なことになるという職員の危機感の薄さだと思います。
11758	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
11759	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金制度が複雑である為問題が山積している。	学校での年金教育が必要である。
11760	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	名簿・原票の電子化をすすめる。	オンライン導入後の採用なので、このような問題がでてくるとは認識していなかった。	記録管理について徹底すること。
11761	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	現在の問題以外は存じ上げません。	過去の記録を探すのは、やはりベテランでないと容易ではないと思われます。アルバイトで出来る事は限りがありますので、OBの活用などが必要と思われます。	認識していませんでした。 平成18年の報道がされた頃です。	正確な年金支給がされていない方に対しては、一日も早く記録の確認をし正しい年金を受け取っていただきたいと思いました。そのため、平日の延長相談や休日の開庁に対応しました。 いつでも自分の記録を確認できる体制の確立が必要と思慮します。
11762	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
11763	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	今までのやり方を地道にやっていくしかないと思います。	コンピューターの記録に名前や生年月日が入ってない記録があることは知っていた。しかし被保険者が期間照会や年金を請求するときに解決できると思っていた。	特に何も対応していなかった。 基礎年金番号設定時に、今回の特別便のような年金加入記録を順次送付しておけばよかったと思います。
11764	地方庁	その他(社会保険事務所)	1 年金記録補正に伴い、支払不足分は事項を撤廃してすべて支払うことに対して、過払い分に対しては時効撤廃せず5年の返納ですむこと。 時効特例法で定まっているとはいえ、まじめに手続きをしてきた人と比べ、手続きをしてこなかった人が損をしている現状。 2 傷者加給年金について所得確認をしているが、加給年金受給以降に所得制限以上の収入があるにも関わらず受給できていること。 3 度重なる制度改正について、現場職員が制度を理解していなかった。	1 法的公平性を保つため、年金給付制度全般において、時効を撤廃すること 2 加給年金制度の廃止 3 制度を恒久的なものにし、現場職員はもとより、国民全員が理解できる制度にすること。(特例など作らない)	過去の時代における年金制度の大切さ・年金手帳の重要さを、社会保険庁及び政府と国民全員の認識不足。 厚生年金適用化に在籍していた平成5年ころ。厚生年金の資格取得時において、年金手帳を持っていると思われる者に連絡をとって確認しても、手帳なし、厚生年金かけたことがないとの回答が多数占めていた。 マスコミのかっこうの餌	被保険者についてその都度、制度説明をしてきたつもりでいる。 反省点として、社会保険庁、政府が国民に理解を得ずに制度改正をおこなって、複雑な年金制度をさらに複雑にしてしまった。 年金問題については、社会保険庁職員全員の年金に対する考えの甘さ、以前から言われている3階構造による地方現場職員の制度の理解不足以上に庁幹部の現場経験不足による制度設計。
11765	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民のご協力を頂いて、人、物、金を集中的に投入して、一人一人解決していくしかないと思います。	適用課で記録補正を担当していた時に、少しおかしいと感じていました。	国民の皆様に情報をオープンにして、ご協力を仰ぎつつ、一人一人積み重ねていくしかないと思います。
11766	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	必要な人員を投入して、全庁体制であたるしかない、と思います。		反省点として、記録の不備を裁定請求時にすればいい、という後回しの感度が問題を大きくしたと思われます。
11767	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11768	地方庁	その他(社会保険事務所)			大変重大な問題と認識しました。	記録整備を慎重に行うように努めました。 記録整備に取り組む機会が少なかったので十分な力量を身につけることができなかった。
11769	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に、且つ効率的、スピーディーに国をあげて取り組む。	この件についてはコンピューター、オンラインシステム導入以前、組織としていい加減であったと思いました。また、同じくオンライン導入以前に在籍していた職員の中でいい加減な仕事をしていた者がいた。 しかし、現職の職員で対応していかねばならない困難な問題であると認識していた。 知ったのは問題発覚後です。	前向きに積極的に組織の問題として対応しようとしました。 まず、オンライン導入以前、もっと以前から組織としてきっちりとした体質を取れていなかった点。 オンライン導入以前に在籍していた職員の中にいい加減な者が多数いた点。また、それを是正できなかった組織。 オンライン導入後においても、組織の上部で問題視していなかった、見過ごしていた点。
11770	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は、平成21年2月より、入庁し調査課に配属され、さまざまな記録を調べてきました。入庁前より、認識しておりました。	年金記録の確保に努め、私は、調査課にて、年金記録確認第三者委員会への申立てに関する関係事業所等への調査依頼をし、少しでも記録の判明に努めたいと思っています。 ご本人さん自身が、自分の加入記録について、少しでも認識を持っていただきたいです。
11771	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現状の特別便での調査を早くやり終えなければならない。	古いデータがコンピューターに入りきってない不完全な状態であると知ったのは、初めて事務所適用課に配属された平成4年ごろ。	被保険者から照会がないと動けない状態でしたので、どのような対応も出来ませんでした。 コンピューター導入時、あるいは基礎年金番号導入時に記録整備に取り掛かっていればよかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11772	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	現在まで明らかになっている問題以外では、思いつくものはありません。	対象者が高齢となっており、時間的猶予があまりないことは分かるが、社会保険の業務のあり方が一番大きな問題とはいえ、それに会社担当者の知識不足(社保の周知不足といわれるかも知れないが)、個人の認識不足(私の採用された頃にも、どんなに親切に説明しようとしても聞こうとしない方が非常に多かった。)、自治体、金融機関等のミスなどが絡み合って、どこに原因があるのか分からない状況になっていると考えます。 原因がはっきりしていれば対応策も検討の余地があるやも知れませんが、現時点では地道に一つ一つ記録をつなげていくことが一番の方法ではないかと感じています。	年金記録問題についても多くの問題点が出されていますが、いわゆる不適正な取扱について認識をしたのは、問題が明らかになってからです。 年金記録に多くの不備がある点については、自身が適用関係の業務に配属されていたとき(約30年前)に被保険者名簿に漏れや、誤りのあることを認識していましたが、本人が自分の職歴を分からないという認識はなく、年金請求時に整理されるものと思っていましたので、特段順次調査修正を加える必要性は感じていませんでした。	平成18年9月より事務所長として勤務しておりましたので、記録を確認にこられるお客様に対し、速やかに確実に記録を明らかにできるよう事務所の体制を整えることに全力を傾けました。結果としてなかなか思うような体制に持っていくことはできませんでしたが、今考えれば出だしの混乱期に各職員に充分な準備ができないままスタートを切ってしまったことが残念でなりません。当初の混乱に職員が適切に対応する土台ができていないことが、その後の進捗に大きな悪影響を及ぼしてしまいました。 また、この記録問題については自分自身の30年余の勤務において反省すべき点として、小さな社会保険という自分の職場の中の目線で業務をしてきたことが上げられると感じています。(8)でも述べましたが学校を卒業して就職し社会保険という職場だけで過ごしていると、倒産、解雇等の状況により転職をするということが感覚として感じられず、自分の記録が自分で思い出せないなどということが理解できないまま、そうした方々の記録を管理する業務に携わっていましたので、無意識に記録の不備や、ミスに鈍感になっていたのでは無いかと考えます。 そういう意味ではまさにお客様の目線でものを考え、業務にあたるという姿勢が決定的に欠落していたことを反省し、お客様の立場でものを考え、業務のあり方を構築することが必要であると
11773	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている以外は知りません	現状況において一丸となって裁定処理進めているので、迅速に処理して国民の皆様に誠意をみせるしかないと思っています。	最初の"消えた5,000万件"が報道されたとき、推進員として活動しているときでした。でも本当に消えた訳ではないので、旧姓を統合されていない方や昔の事務処理の段階で名前や生年月日等の移し違えと説明して納得いただいていました。	誠意を持って今与えられている仕事、裁定処理を的確、迅速に行っていくことだと考えています。国民年金保険料の着服や標準報酬額の改ざんなどが発覚したときは、ショックでしたが、すべてが社保庁だけの責任ばかりでないと思いますし、今後の国民に対しての対応をきちんとして信頼回復することだと思います。
11774	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金の受給権にかかわる重要な問題と認識しておりました。 平成19年初めごろ。	被保険者記録については、慎重に注意を払って対応しました。 被保険者資格の取得、再取得の際には前歴等をよく確認し、もう少し慎重に 年金手帳の発行を行うべきでした。 現在行われている定期便のようなものが制度発足当初より行われていたら、よかったと考えま
11775	地方庁	社会保険事務所課長級以上			期間調査願とは別に重複取消届が必要であったり、事務手続きが難解だった。	相談のときに氏名索引をしてご本人の記録については届けをだして頂きその場で登録した。
11776	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	一件一件調査を行い、時間をかけてでも件数を少なくする。	平成11年度に厚年適用課に在籍時、ファイル補正239の処理をしていた時に、旧台帳を見て、基礎番号に統合されていない記録があると知った。	当時の上司からは、年金は申請主義だから、年金請求の際に聞き取り調査をし手番を統合していけば良いと教えられた気がする。 現時点からみれば、その当時から記録統合の処理を集中して行っていれば、年金記録問題は現在のような状況になってなかったと思う。
11777	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成13年採用当時から、年金給付業務や国民年金業務に携わるにあたり未統合手番を有する者が多数存在し、業務に支障が出ていることは認識していた。 しかしながら、オンラインにすら登録されていない番号があることや、登録されていても著しく不完全な記録でしかないものが存在していることは知らなかった。	国民年金担当時には、未統合の国年手番において住所が登録されていないものや納付記録が変換されていないものについては、特に頼まれたわけでもないが、マイクロ台帳と照合して補正を行い、将来実施するであろう記録統合が円滑に進むように備えていたが、保険料収納対策に重点をおくようになってからは、あまりそういったことは積極的にしなくなったと思う。 また、電話相談にせよ窓口相談にせよ、被保険者等から相談を受けた際には未統合手番を有していないか必ず氏名検索により確認し、有すると思われる場合は、本人に聞き取り確認のうえ、届出勧奨を行った。 しかしながら、当時は社保サイドから提供できる情報量が少なく、本人から覚えがないと言われればそれまでであったし、また、覚えがあった場合でも、統合には本人からの届出を待たなければならなかった。特に、厚年加入者の場合は事業所を通じての届出ということもあり、勧奨後届出がされないことがほとんどだったのではないかと思われる。 そういった意味で、未統合手番が存在するのはやむを得ないにせよ、「悪しき届出主義」とも呼べる仕組みがあったからこそ、ここまで問題が大きくなったと考えている。
11778	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特には知りません。オンラインになる前の紙の記録が損字あるいは解読不能等でオンラインと異なることがある程度の認識はありましたが社会保険庁は当然把握していたと思います。	社会保険庁側だけの記録の見直しでは全部解決することは不可能で、特別便等も本人が正確な回答をしない限り不可能でしょう。被保険者側も生年月日を偽ったりしている事実があり、納付していないものも納付していたと申告している状況です。 第三者委員会も言っては失礼だとは思いますが、知識のない人が多々居ると思います。 知識に精通して現状も把握している人が指揮をとらなければ社会保険事務所の職員の努力だけでは絶対に解決しません。	起こるべくして起こった問題だと認識しています。存在を知った時期は正確にはわかりません。	大きく問題化した時点で国民年金業務課におりましたので、持てる知識で国民年金の納付記録の照会に対処しました。精一杯やりましたので、反省点はありません。
11779	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現行の施策でよいと思います。	大変重要な問題であると認識していました。平成19年5月頃にこの問題があると知りました。	調査課に配属されていましたので、照会申出や確認申立の調査や進達を担当しておりました。ご本人様にご自身の年金記録を特別便や定期便の形で早期に情報提供するべきであったと思
11780	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金請求時に職歴の確認をする為、取り急ぐ必要はないと教わった覚えがある。 また、この問題が発生するまで、"問題"と考えたことはなかった。	一刻でも早くお客様の記録を確認し正常に戻すこと。それ以外にないと思った。 反省点としては、当時問題意識として捕らえていなかったこと。また、お客様の加入記録である以上、お客様が好きなときに記録が確認できるようなシステムが存在していたら、このようなことがなかったと思う。
11781	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		過去に行われた無責任な事務処理であることが問題だと思いました。そのことを知ったのは、年金記録問題が始まった時です。	被保険者・受給者に対して、不利益が生じた事実を説明しながら、年金制度への理解を訴えました。 前長官が「現場に解あり」と話していましたが、現場の意見に耳を傾けて対応する姿勢をいつも
11782	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	特にございません。	行政を運営していく上で、年金記録を管理する技術や手法の未発達。 平成15年に年金給付課に配属された折、社会保険庁が管理する国民年金記録と、市町村役場が管理する国民年金記録に相違があり、納付記録や免除記録が社会保険庁の管理する国民年金記録から漏れていました。	社会保険事務所職員・市町村役場職員・適用事業所担当のヒューマンエラーが介在したり、市町村役場から社会保険事務所への納付記録の伝達に使われた磁気媒体作成のエラーあったり、適用事業所が使用しているソフトが不完全な標準報酬の管理しかできない等の理由により、実態に即してみると、社会保険庁の管理する年金記録に誤りがあるかもしれないという前提にたって、お客様の申し立てを十分に聴取し、お客様の申し立て内容と社会保険庁の管理する年金記録が異なる場合は、調査の上、誤りがあったら年金記録を補正しました。 ヒューマンエラーの発生を0パーセントにすることは非常に困難ですし、社会保険事務所・市町村役場・適用事業所が使用するオンラインシステムやソフトに欠陥があったと考えますので、自らの年金記録をお客様自身が点検できる機会が定期的に必要であったと考えます。 その点、年金手帳に検認を行う昔の国民年金手帳は、良いものであったと思います。 また、現在の年金定期便も非常に良いものだと考えます。
11783	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金記録の中で、4種保険料を納めていた方が厚年受給満了時点で資格喪失とすべき所を、そのまま厚生年金記録として残しており、かつ裁定がされているケースがある。	厚生年金記録が判明した際に、厚年満了時点での資格喪失が正しいかどうかも必ず確認することが必要。また、システム上も厚年記録の統合処理の際にエラーメッセージ等で警告を促す必要があると思います。	正しい裁定が行われず、誤った年金支給となるので、正しい記録で正しい裁定を進める必要があると考えました。問題が分かった時期は平成18年頃だったと思います。	年金裁定について、4種期間のある厚生年金記録については、厚年受給満了時点を確認し、裁定をすすめることとしました。
11784	地方庁	その他(社会保険事務所)	照会があった年金記録の調査について、記録がみつかれば問題ないが、調査する側の知識および経験が必要である。記録なしと回答した例でも別人が調査すると見つかる可能性がある。	どのように調査していけばいいのかは個人次第。また深く調査する方法も知らない場合もある。 調査方法の手法について研修等行ない人材育成が必要。	平成11年当時から問題は認識していた。基礎年金となり未統合の記録が多い事を感じていた。	資格取得届を処理する際に添付された年金手帳から未統合が判明した場合は随時統合処理を行ってきた。
11785	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全員の協力が必要だと思います。	将来の年金額にかかわる重大な問題であると認識していました。知ったのは平成19年頃です。	来所されたお客様には記録に結びつく手がかりがないか、見落としはないか慎重に丁寧に調査し対応を心がけました。時間がかかりすぎてしまったことが反省点だと思います。
11786	地方庁	その他(社会保険事務所)		現行どおり1件ごとに確認を行い、確認取れない場合は第3者委員会の検討に委ねる。経験者の増員が必要。	氏名検索が行えるようになってから、別手番の統合がこちらから声掛けできるようになった。しかし、カセットが開いてなく確認が取れなかったケースがあったと思う。	年金窓口業務が多いので、来訪者の氏名検索を旧姓を含め行っている。
11787	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。	何をもって解決なのかわからないが、時間をかけてでも出来ることを地道にやっていくしかないのでは。	発覚後に知った迷惑な問題。親の責任を子供に背負わすな。しかしながら当時の時代背景やコンピュータ管理ができなかった時代のことを考えると難しいとは思う。一方的に社会保険庁ばかりが悪いように言われることに納得できない。	組織の問題なので仕方ない。解決に向けて頑張るしかない。一度対応したケースを何度も対応しないようにお願いしたい。
11788	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	全ての被保険者、受給権者の年金記録の点検が必要と思います。 既に「ねんきん特別便・ねんきん定期便」で実施されていますが、未回答者に対し粘り強い広報等が必要と思います。	正しい記録に訂正し、被保険者、受給権者にその旨通絡を行い、年金の差額を速やかにお支払いすべきであると認識していました。 マスコミ発表で始めて知りました。	お客様に対し精神誠意を持って対応することと思います。 名簿等からコンピューターにデータを移した時に完全にチェックをしなかったことと過去記録の整理等が不充分だったと思います。
11789	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	一つ一つ誠意をもって対応する。	このような問題になるとは思わなかった。 年金問題と騒がれるようになってわかった。	一つ一つ誠意を持って対応すること。 反省点は、手番の記録統合事務を積極的に行わなかったこと。
11790	地方庁	その他(社会保険事務所)	確かに旧台帳の不整備さや、旧姓とリンクしていないなどシステムの不具合もあったために、宙に浮いた年金があれだけ生まれたと思いますが、この件に関して国民が自分も記録が消えたとここぞとばかりに申し出をし、乗っかるのは如何なものか？ 記録の覗き見にしても、自分で見た人は論外だが、カードを勝手に使われた人が次の職場に移行できないのは、納得しがたい。 本当に職場に残るべき人が去り、怠慢な職員が居座り続ける現状に、モチベーションは下がる一方です。 政治の中に年金問題が利用されて、翻弄され、マスコミにも国民が踊らされている。	システムの改善 処分者の精査のやり直し 政治との切り離し 真の国民を第一にサービスを アルバイトの補充だけで、専門技術を持つ職員が、どんどん減らされ、窓口の対応や入力処理にも支障をきたしています。 定員増と適切な予算措置が必要です。	新採当時にはじめて適用課に配属されたときに、名簿の汚さ、判読のしにくさ、コンピューター上との不一致の多さに驚き、いつか大変なことになると思っていました。	
11791	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	記録の判明、調査について引き続き取り組んでいく	未統合の記録の存在は、基礎導入ごろから認識した。 件数がどの程度か想像もつかなかったので、こののような事態になるとは思ってもなかった。	一人でも多くの年金記録を適正に収録・管理し、国民の信頼が得られる年金制度の回復を目指して今まで以上に取り組んでいく。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11792	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民の方々からの信頼を回復するためには、年金記録問題の解決が最優先課題だと思います。現在は、多くの資金職員を雇用し、記録問題の対応を行っているが、記録に関しての知識を有していないため、思うように進んでいないのが現状である。やはり、経験と知識を有した職員が、集中的に記録問題に対応することが不可欠だと思います。また、記録問題と併行して社会保険の全ての事業を行っていく事は不可能だと思われ、事業を止める事はできないにして、ある程度優先順位をつけて事業を進めていくべきだと思います。	職員に問題があったかもしれないが、最大の原因は記録の管理の方法に問題があったと思われます。当時は、制度の違い及び、会社を変わる度に新たな年金番号が払い出されており、その事が今回のような事態に陥った原因と思われます。年金制度発足時より、一人一番号という事を被保険者の方々に認識させておくべき必要があったと思われます。 記録問題を認識したのは、平成19年に、宙に浮いた未統合手番5000万件という報道がされた時です。これだけの未統合手番が存在しているとは現場の職員は、おそらく全く認識していなかったと思います。	窓口にてお客様を対応する場合は、現在基礎年金番号に管理されている記録をご本人に確認してもらい、欠落している記録がないか必ず確認をとるようにしている。オンラインの氏名検索の際は、現在の氏名、旧姓は必ず確認し、考えられる氏名の読み方については確認するようにしている。 厚生年金・国民年金の記録を紙台帳から、オンライン化した際に、システム的に可能であったのであれば、皆様にお送りした特別便のように確認をさせる必要があったと思います。少なくとも平成9年の基礎年金番号導入時に、特別便・定期便的なものをお送りし、現在管理されている記録
11793	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	未統合の5千万件の原因については、社会保険オンラインシステム稼動前については、ご本人の資格取得届に年金手帳を添付または再交付申請書を添付していただかないと、未統合の年金番号が発生するわけですが、マスコミの報道はいきなり杜撰な管理、と非難しており、あたかも我々に全て落ち度があるかの印象を与えていると思います。 この原因は、大部分が、失礼ですがご本人様の手続き不備と言わざるを得ません。	まず、未統合の年金番号の調査については、国民の皆様が納付されてきた大切な記録ですから、全件解決を目標にすることは当然なことです。 これまで、私自身もご本人に電話し、あるいは訪問して記録解決に努めてまいりましたが、人手が必要な仕事であり、臨時職員を雇用しても、その方々を指導する正職員の人手が不十分であり、また電話や訪問業務は臨時職員では困難となっています。 したがって、専任の正職員の増員および電話や訪問も可能な元社会保険職員を雇用して、少しでも早い解決をすべきと考えます。 また、絶対に未統合が解消されないケースがあります。 それは、厚生年金第4種被保険者の資格取得前の、過去の厚生年金記録が判明した場合に、現在受けている年金額が減額となられる方がいます。 このような方には、確認前に年金額が減額することを説明すると、ほとんどの方が、「自分の厚生年金記録ではない。」と回答されます。ご本人のものであっても、お申出がなければ統合できないため、未統合として残ってしまいます。 このようなケースは、特例法を作るなどして、年金額が減額とならないように措置していただくと、この問題は解決します。	国民年金の納付記録に不備があったのは事実であり、国民の皆様にはお詫びを申し上げるしかありません。 しかしながら、未統合の5千万件まで全て社会保険保険事務所の手落ちであるかのように報道され、現場の職員としては大変残念でした。 現実にミスは起こっていますが、取扱件数が膨大であり、処理誤りの件数÷取扱件数(同一人が一つの事業所に勤務していた記録を1として)＝事故率は、必ずしも国家公務員として、常識外の数値ではないと信じていました。 認識した時期は、明確に覚えていませんが、社会に表面化する少し前だったと思います。	平成20年は、年金相談の来客者がそれまでの3倍強となり、大変な混乱をきたしておりました。 一部に酒喝するお客様がいらっしゃる一方で、大半の方からは、励ましていただいたりして、住民の方の情けが身にしみました。 何とか、未統合の年金記録を統合して、高齢の年金受給者の方々が、寝たきりになる前に、ご自分でお金を使えるうちに、年金の追加支給をせねばと、担当職員に檄をとばしてきました。 また、自分自身も文書照会や電話照会し、ご返事の無い方については、夜間の電話照会もしてまいりました。電話番号が不明な方については、戸別訪問を在宅率の高い夕方から夜間にかけて実施してきました。 現時点での反省点では、基礎年金番号を導入してから、未統合の年金番号が判明できるようになったわけですから、その時点で行政が積極的な行動に出るべきであった、と思います。 それと、大切な年金記録ですから、書類一枚一枚の重要性を十分に認識をして、食品を扱うつもりで、丁寧に正確な処理を心がける必要があります。 ただ、現在の社会保険オンラインシステムでは、マニュアルどおりすれば、年金記録関係の誤りは皆無ではないかと思います。基礎年金番号導入前の誤りが100%に近いのではないでしょう
11794	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	当然、解決しなければいけない問題であり、日本年金機構設立以降も職員全体にて協力して終わらせなければいけない問題であり、また、このようなことに二度と起こらないよう、今ある問題は早急に解決いく心構えで、業務を全うしていかなければならないと思う。	その当時、あまり認識しておらず、新聞、その他にて報道され認識しました。	積極的に年金問題解消に向け取り組み、事務所等の支援にも出向きました。今後、発生した問題について、大小にかかわらず、早急に解決に向け取り組まなければならないと感じました。
11795	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録問題全般についてということであれば、既に実施しているところではあるとおもいますが、関連の部門に人員を動員して、迅速に処理できる体制を作るしかないと思います。	年金記録問題といっても、内容は様々だと思いますが、記録もれの問題については、社会保険庁として、まったく動いていなかったいなかった訳ではなく、勧奨業務を行っていたところではあったと思いますし、年金受給者については、請求の際に年金手帳を持参しなかったために、記録もれとなってしまった訳で、自己責任の部分がかなり大きいように思っていました。今にしてみれば、認識が甘かったと思います。 基礎年金番号の制度が始まった頃から、統合されていない記録がたくさんあることは知っていましたが、年金を受給するまでに記録統合すれば、何等不利益を受ける訳ではないので、急いで解決しなければならない問題という意識はありませんでした。	至急解決しなければならない問題とは、捉えておりませんでしたし、個人で何かができる問題とは思っていませんでしたので、特別に何らかの対応をしようとしたことはありませんでした。 最初から、記録の管理について、記録もれが発生しないような方策を真剣に考えるべきであったと思います。その点において、こちら側の認識に甘い部分があったと思います。
11796	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現時点においては、相当な時間が経過しており、すぐに記録が判明するといったものが少なくなってきています。 記録判明には、地道な努力が必要と思われますが、時間をかけられないという問題もあり、ジレンマを感じます。 本人の申し出どおり、すべて認めるという方法もあると思いますが、それでいいのかどうか判断がつきかねます。	基礎年金番号導入により、近い将来にはこのような問題はなくなると認識していました。 宙に浮いている年金記録がこれほど多く存在していることは、報道等により初めて知りました。	まず、自分ができることをやる。今まで経験してこなかったことは、少しずつでも覚えながら、対応してきました。 反省点としては、基礎年金番号導入後、資格照会に関わる人員が削減されてきました。年金記録問題に対応する時に、経験者の感などが必要なことがあります。知識の共有化などが早い段階でできていれば、役立ったのではないでしょうか。
11797	地方庁	その他(社会保険事務所)		対応できる人数が少ない。現場も日常業務を持っているなかで集中的に取り組むことができない状態。とにかく現場に処理をしろと命令をするだけでは解決しない。現場の声をもっと聞いてほしい。	採用されたときにはまったくこんな問題があったとは知らず、不正免除の問題が発覚して以降次々問題がでてきて正直驚いた。	再裁定処理にむけて窓口にも電話にもひたすら出ました。特別便の内容でも もっとわかりやすい文章で説明してればこんなにも混乱はしなかったと思う。定期便を最初から送れば二度手間にならなかったのではと思う。
11798	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にご教示できるような問題はありませんが、社会保険庁職員のみなさんは世間の厳しい風当たりの中で、必死に年金記録問題の解決に向けて、真摯に取り組んでらっしゃるということが分かりました。	日本年金機構の発足により外部(民間)採用がなされますが、社会保険庁職員との摂護し役及び初任者の指導担当として、現在までの年金記録管理・補正作業に携わっていらっしゃったOG・OBとの再雇用などの方策を講じることにより円滑な機構への移行・業務の効率化が図れると考えます。	社会保険事務所にご採用される2年ほど前からマスコミの消えた年金問題などの報道により在籍前から存じておりました。	国民の皆さんの大切な財産をお預かりしているという認識の下に、年金記録問題の解決と年金制度に対する信頼回復に向けて尽力しております。
11799	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	わかりません	知りませんでした	わかりません
11800	地方庁	社会保険事務所課長級以上	「ねんきん特別便」等により、過去の年金記録が判明したが、統合することにより年金額がダウンしてしまう場合、統合処理がなされていないケースがあると思われる。そのような事象がある以上、未統合記録の「最後のひとつまで」解消するのは不可能と思われます。	「電話」や「文書」による勧奨では限界があると思われる。難しいが、人員を確保しての戸別訪問の集中的な取組が必要と思われます。	知ったのは問題が取り上げられるようになってからですが、本当に国民の信頼、期待を裏切ってしまい、かつ老後の不安を煽ってしまった問題と認識しています。	できる限り誠意ある対応に努め、業務分掌を越えて年金記録問題に当たってきたつもりです。
11801	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金を扱う職員として、プロとしての自覚を持ち、より一層年金に対する知識の習得を心がけていくことが必要です。そして、職員一丸となって、一件一件、確実に、そして誠実に対応していくことだと思います。	平成16年に採用となりましたが、採用前に年金の疑き見問題等があったため、報道等で知っておりました。新聞等の報道で大きく扱われており、国民の皆様の注目も高く、電話や窓口での対応は慎重にしていかなければならない問題であると思っておりました。	年金記録問題に対しては、直接、お客様に対応する部署ではなかったため、土曜・日曜日に支援という形で出勤し、台帳の照合等を行っておりました。今回の記録問題は、コンプライアンスの欠如や情報のの共有化が足りなかったこと思っております。
11802	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	地道に期間調査業務とあわせて年金制度への周知につとめる。	これほどまで記録がずさんだとはおもわなかった。 17年10月入社してしばらくしてから。	地道に期間調査業務を行った。 年金制度の周知が会社の事務の方や国民の方に足りなかった。
11803	地方庁	その他(社会保険事務局)		1件1件優先的かつ正確に処理していく。	ほとんどが、手番の未統合だと思っていた。 年金記録問題が騒がれ始めた頃。	今すぐやらなくてもいいことでも(プラスαのこと)、後回しにせずにできる時に処理する。
11804	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	判明した記録の追加分の決定は速くできる体制が必要と思います。	報道で知りました。	主に窓口でのお客様の対応をしていました。
11805	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		年金記録は、将来の年金受給に非常に大切なものである。という認識は勤務 した当初からありました。その記録の漏れが、マスコミ等にて大きな問題として取り上げられ、この記録問題で国民の信頼を大きく失ったことを日常業務で感じました。このなくしてしまった信頼を取り戻すことは失うことよりも容易ではないこと も肌で感じました。記録問題については、マスコミ報道等にて、5~6年前から知りました。	一人一人の年金記録に漏れがあってはならない。今まで自分なりに、記録の 漏れがないように、あらゆる努力をしていくことを念頭に業務をこなしてきました。 自分ひとりの力では限界があります。仕組み等を今よりもっと良い仕組みがないか常自分なりに考え、その考えを上部機関にだしていなかったことが反省点としてあげられます。
11806	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録調査を行い、記録が判明しても、計算によっては年金額が減額されたり、場合によっては取消(加入年金等)になったりする事がある。	現時点で、マイナス要因を大々的に伝える事は、業務をサボる為にとの世論がでるので、良い方策はない。	一人一人が自分の年金の記録について、年金を受給するまで、考える機会が少なく、又それについての広報や先を見越す意識が薄かったと認識してます。	反省点については、上記。 対応については電話、窓口での対応時には、(6)の回答についてや年金手帳は一人一つ等の細かい部分まで話をするようにしています。
11807	地方庁	その他(社会保険事務局)			入庁したときから不思議には思ってました。	年金請求時の相談では厚生年金記録や国民年金記録の確認(旧姓等も含め)を注意して行いました。もっと早く自発的に特別便などを行っていれば社保庁解体まではならなかったと思います。行動できなかったことが反省点です。
11808	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11809	地方庁	その他(社会保険事務所)	・手番に収録されている事業所整理記号が誤っている場合がある ・手番にまったく別人の記録が混入していることがある ・登録されている事業所名称が誤変換のまま収録されていることがある ・手番に収録されている記録とマイクロの記録が相違していることがある ・手番や基礎番に収録されている基金記録とマイクロの記録が相違していることがある ・手番を同一事業所の同一人に2重払い出ししていることがある ・国年のマイクロ記録とオンライン記録が相違していることがある。その中で、附則納付や追納等がもれている場合が多い気がする。	まず、マイクロフィルムの記録とオンライン記録の突合をしっかりと行うこと。また、社保側で勝手に記録をなくしたり、改ざんしたりしている印象を与えているので、会社からの届出にてそのようになっていることや報酬の決め方、番号を複数持っているかたがいることなど説明するところはきちんと説明していかないと根本的な解決にはならないと思います。	年金記録問題というのがどこまでをさしているのかわからないので回答しにくいのですが、採用時から、例えば手番の調査(名寄せ)は生年月日毎に順次行っていたのは知っていましたし、国年の納付記録がもれている場合があることは知っていました。それも含めてであれば採用時からとなります。 手番を複数お持ちの方については名寄せも行っていたので、最終的には統合になると思っていましたし、納付記録についても人間のすることなのでオンライン収録の際にミスが生じることはどうしようもないことであると思っていました。でも、裁定請求の際、最終的には手番にしろ納付記録にしろ確認したときに修正できると思っていたのでそれほど問題視していたわけではありませ	現在の年金記録問題については、早急に解決しなければならないことであると思いますし、解決のため日々取り組んでいるつもりです。解決のためにはまず、誤解を解くことも重要であると思うため、説明をわかりやすく丁寧にするよう心がけています。
11810	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		基礎年金番号に統合されていない番号がまだたくさんあるので、早く一人の年金記録を整備しなければならないだろうと思っていました。 過去記録の整備事業で生年月日ごとに分けて送っていた頃、一般の住民からの届出が送った数よりも少なかったので、まだたくさん残っているのだろうと思っていました。	特に、窓口対応時点やお客さんと接する機会には、他手番があるかどうか調べていました。事業所名の検索などが以前から整備されていれば、早くに判明した記録もあったはずだと思います。
11811	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11812	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。	お客様が来所された際に氏名索引を重点的に行う。その時は旧姓も含めて念入りにずえる。職歴は会社名などだけではなく事業所があった場所・同僚や上司んp名前や年齢なども念入りに聞いて行く。	基礎年金番号ができた平成9年4月に国民に通知を送付したがそれが徹底されてなくて起こってしまったと思われる。 平成18年頃。	氏名索引・職歴等を重点的に聞いて行きました。 年金の仕組みを国民の皆様にわかりやすくお知らせする様に徹底して行く。
11813	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11814	地方庁	その他(社会保険事務局)	該当なし。	未解決の年金記録については、「ねんきん定期便」の通知をうけた被保険者に対し再度確認をするよう、各地方の市町村役場の協力を得て、広報誌等で身近なPRを行い、年金事務所や出張相談など気軽に相談できるコーナーを設けて、少しでも年金記録が解決できるよう工夫をするしかないと思います。	年金記録問題については、平成2年に基礎年金番号制度が施行されてから、各書類の届出や社会保険事務所や年金相談等の窓口での届出で、基礎年金番号以外の手番(厚生年金、国民年金等)があり、基礎年金番号登録処理をしていた頃、今後この数が増えると認識していた。この問題は後に、第3号被保険者該当特例制度が初めて施行された時点(約10年程前)で、各書類の届出にて、より多くの基礎年金番号や、基礎年金番号以外の手番(厚生年金、国民年金等)がみつかったりして、かなりの未統合の年金記録が残っていることがわかった。	社会保険事務所等の窓口や出張先での時に、来客した被保険者の年金手帳等内容を確認する際に、この年金手帳内に他の番号の記載があるか確認はしていたが、他に厚生年金や国民年金等記録がなかったかどうか、再度確認の照会をすれば、少しでも年金記録の解決はできたと反省しています。
11815	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11816	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11817	地方庁	社会保険事務所長	特になし	特になし	平成19年12月頃から特別便の受付が始まったと思いますが、 基本的には、被保険者本人が、事業所を変わる度に被保険者 証を持っていかなった。また、氏名・生年月日等を誤って届け就職 することにより年金記録問題が発生したと考えられるケースが多々 ありました。被保険者本人の手続きが正当にされておれば今回の ようなケースは少なくなったと思われます。	特別便の対応等で窓口に出たときには、1件でも多くの被保険者 記録を聞き取り探すように努めました。 厚生年金は、すばらしい制度でありますが、全国の被保険者の方 々に周知出来なかったと思われるため、大々的な広報が必要では なかったかと思われる。
11818	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	経験が浅いため分かりません。	大変な事だと感じました。 問題を知ったのはテレビなどの報道をみて一年半ほど前です。	地道に対応するしか方法は思いつきませんでした。
11819	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	知らない。	地道な調査確認・統合作業を継続するしかない。	同一人に対し、厚年番号が複数払い出される仕組み、氏名・生年月日が公的な証明確認なしで誤ったデータで届出・記録されることの危惧、強制加入といいながら適用漏れ、適用除外等の例外ケースも多数存在していたこと。適用業務に従事すればその制度・システムの不都合さはわかる。 時の人事権者の、数字(収納率)を競い合わせ、成果・結果で人事評価するような悪しき風潮が、漏及喪失・遡及全喪・標準報酬の改訂等被保険者・加入者の存在を無視したその場しのぎ	コンピュータによるデータ管理、各制度に共通する基礎年金番号の導入がもっと早期になされていればよかった。
11820	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現在着手していると思うが、本人の記録を思われる記録については、文書または電話にてある程度の情報を本人に伝え、間違いがないかの確認を行う。 また、本人の記録かどうか疑わしき記録についても同様に、間違いがないかどうか、再度確認する。	国民年金・厚生年金・船員保険で各々年金番号を設定している段階でいずれ記録の統合漏れ等による年金の請求漏れが起きるのではないかと認識していた。	基礎年金番号導入時に、名寄せ等の作業を行った後、本人宛に通知文章等を送付のうえ記録の漏れが無いかの確認を行い、確認でき次第、記録統合の処理を行っていればよかったと思う。
11821	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所(特に滞納事業所)において事業をすでに行っていないにもかかわらず、届を出さず年金の権利や保険がついたままとなっている。さかのぼってはずすにも添付書類等が複雑で難しい。	未統合の手番の記録には亡くなった人のもの等があり本人をみつけることが不可能な記録も多くある。それをすべて解決とはできないと思われるのでどこかで線引きしなければこの問題は終わらないと思う。	就職した当時から未統合の番号があるのは分かったが、本人の申し出がないと統合できないということでこのようになることは必然だと思う。	早いうちから一人の人にいくつも番号を与えることをしないような努力が必要だったと思う。
11822	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	平成20年の12月に入りましたので、既に世間では新聞やTVで報道されていました。報道で知りました。	自分で出来る範囲で回答できるものは回答してきました。知識や経験がもう少しあったら、もっと回答できたのにと思います。
11823	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットオープンがされておらず、名寄せや氏名検索で引っかからない手帳番号があり、未だに年金に登録されていないこと。		年金問題を知ったのは、大々的に報道がされてからです。それまでは、これほど多くの記録が登録されていないとは思いませんでした。 この問題は、社会保険庁の事務処理の不正確さ、事業所への指導及び後方の不十分さ、被保険者への広報の不十分さ、事業所の社会保険制度に対する理解不足、届出の不正確さ、被保険者本人の年金に対する関心の低さなどさまざまな要因によって引き起こされたものであると考	社会保険の事務処理を正確に行うことはもちろんですが、事業所への指導や広報をより徹底し、正確な届出をしてもらいようにすることが重要であると考えます。また、被保険者本人が年金制度とはどのようなものか、なぜ保険料を納付しなければならないのかなど、基本的な年金教育を徹底し、より関心を持ってもらうことを行っていかなければならないと考えます。
11824	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	時間をかけてやるしかない。急がないこと。	統台帳の信頼性については、疑問を持っていた。	職員が前向きになれるような方策も考えるべき。処分者でもない熟練者をみすみす手放している状況をどう考えるのか。
11825	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	時間と労力をかけてするしかないと思います	処理方法やシステムの不備によるものと思いました。 報道されてから。	これを機会に正しい記録にしていくしかないと思い取り組みました。 情報の共有化、正しい伝達が必要と思います。
11826	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	地道に作業し、お客様に誠実に対応するしかない。	年金裁定請求時に記録は確認されると思っていた。	裁定請求時にはお客様にしつこいほどに他に勤めた記憶がないか、 お聞きして対応してきました。 ご本人がすべて記載や記憶していくのは難しいのですし、 その都度手帳に記録できていればよかったのかもしれないので、 通帳形式が望ましいかと思われます。
11827	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録について不信や不満を抱いている方の数が想像以上だった。 そして、記録を調べていくと見つかるケースも多いことに驚いた。 加入記録回答票作成の補助をするようになった1ヶ月ほど前から。	記録が見つからなかった方にも納得していただけるように調査し、誠心誠意の回答をお出しするように心がけた。
11828	地方庁	社会保険事務所課長級以上			採用されたときから、その時々のマニュアルに沿って間違いなく仕事をしていたので、認識していません。年金記録問題が発覚したときです。	早く正しい記録を見つけて、対応する。
11829	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の人数が限られているなかでは、相当の期間を要する。 増員するか法令順守を確約させたうえで業務委託	記録を整備し解決させないといけない問題 4、5年前	氏名に読み仮名を振っていなかったこと 企業の各々の地方での新規適用時のずれ転勤等
11830	地方庁	その他(社会保険事務局)	すべて民主党を組織基盤とした職員団体の責任 職員なら周知のことではあるが	現在の組織を中心とした職員団体の解散 重責ある民主党の解散	超高齢化社会を見据えた年金埋蔵金	公的医療保険制度(皆保険制度)のない米国医療の現状の周知による、日本の高齢者に傾向した現医療制度の見直し。 「人生50年」時代を基礎に考えられた年金制度の矛盾の周知。 日本航空における年金受給権者の反応は？ 既得権にこだわる受給権者の保護か？ 企業を生かすか自分だけ長生きするか 日本を生かすか自分だけ長生きするか
11831	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	年金記録問題として、とりだたされるようになってから認識しました。 年金額に反映されるものなので本人確認をして至急対処するべきだとおもいました。	昔のことで記憶がない方もたくさんいらっしゃるので、会社名、業種等こちらからお示しできる情報を参考にしていただき、本人確認をしていただこうと思います 問題点としては、支給までに時間がかかり過ぎのため、本人が亡くなり、受け取れないこともあります。未支給請求者の範囲について、もう少し請求権あるといいとおもいました。
11832	地方庁	地方社会保険事務局 課長級以上				
11833	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	期間調査の経験者を集め、集中的に処理する。	紙台帳からコンピューター(機械化)への切り替え時の、煩雑な処理。また、現場の現状を把握していない庁からの指示等により、起こりうる問題。また、制度的に統一番号ではなく、周知徹底不足もあり、やむを得ない部分もある問題と思っている。 事実を知ったのは、報道等により実際にあったことと知った。	反省すべき点を十分踏まえた上で、照会等あればきちんと回答し、理解を得られるよう努力した。 反省点は、紙台帳時(基礎年金番号導入以前)の制度の整合性がなく、処理等を含めすべてが煩雑であった。現在で考えると、ありえない処理手順や管理方法が原因だと思う。
11834	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません		国会で取り上げられてから。	反省点は、当時の職員の意識の問題。特に管理職ではなかったかと。
11835	地方庁	その他(社会保険事務所)	同じ手番に別人の記録が混在している例がある。	特別便・定期便の回答をもとに、地道に調査を進めていくしかないと考える。時間がかかるのはやむを得ないので、お客様が納得するような丁寧な調査・対応が一番大事であると考える。	記録問題が発生する以前は、未統合手番を把握していても、成りすましを防ぐため、最終的に会社名等が本人からの申立てにより確認できなければ、統合できないものであると長年の業務経験から認識していたため、未統合手番があるということ自体はさほど問題視していなかった。ただ、旧台帳の問題とか名前なしの手番があるとかそういう問題があることを知ったのは報道されてからであり、自分としてもなぜそのような問題が発生したのか、経緯が不明であり、釈然としないまま業務を行っていた。そのため、自分の組織の問題であるということはわかるが、正直、全く中身のみえない、過去のOBが起こした問題であると意識していた部分もあることは事実です。	今の業務を地道にこなすしかないと考えた。何を行うに関しても、当時、具体的なマニュアルはあったのでしょうか。少なくても今のような詳細なマニュアルがなかったと思われますので、その点が問題であったと考えます。
11836	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	任用職員なのでよくわかりませんが、事務所に勤務してから、フォローアップ照会を行っていた経験から、この問題はいろいろな要素があると思いますが、旧台帳・名簿の記録が端末に正確に入っていないことだと思います。人海戦術で行う以外ないと思います。	よくわかりません。	任用職員ですからよくわかりません。事務所に入る前はマスコミ報道を聞いて、適当な事務処理をしているのだなと思いましたが、実際に仕事に携わり大変だなと思いました。
11837	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	特になし	特になし

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11838	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	年金記録の故意的な改竄など一部の心無い人たちの行為が、あたかも全職員が認識している上での犯罪のように取られていると認識している。 特に、低迷している企業に対し、不当な減額対応による年金の回収など、疑いたくなる点は多々あるが、事実として捕らえなければならないと思う。 消えた年金問題にしてもしかり、そうなった原因と背景がわからないため、いいかげんな回答はできない。 色々な問題を具体的に把握したのは、入所後であるが、年金に興味を示したころ(2年ほど前)にこういう問題があるだろうことは理解できた。	圧倒的に人が少なすぎる。人がやめても補充がなく、色々な問題に対処するにしても、現業をこなすのが精一杯である。 忙しすぎることから、保守的になり人と人のコミュニケーションが不足しており、この現状では、年金問題についての解決は困難であると思われる。 現時点でできることは、一人一人の親切な対応に全員が心がけ、信頼を回復することが先決であると思う。
11839	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	早急な対策も重要と考えるが、正確性に万全を期した対策が重要と考えます。	非常に問題性があると考えました。時期はマスコミに報道された時期になります。	できる限り窓際で防止するよう窓口、電話対応等で心がけました。問題点は現場や国民の声に耳を傾けなかったことが反省点として挙げられると考えますい。
11840	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増やし中長期的に取り組むことが必要と思われます。	若いときは国民年金係りに在籍しており、手作業で台帳に納付記録を消しこむ作業を行っていました。少ない人員ではありましたが、漏れのないよう慎重に 作業を行っていたつもりです。年金記録問題をし知ったのは2～3年前のころからだったと思いま	お客様からの電話、窓口においての苦情等につきましては、親身に応対し、W Mにより あらゆる検索を行い記録が見つかるよう応対しています。 記録(納付、資格)処理後の再チェックが必要と思われます。それに見合う人員も必要と思われ
11841	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。		新聞等で年金問題が取りざたされたときに知りました。	この問題を真摯に受け止め、被保険者の方々に対して誠意を持って記録整備、年金相談にあたりました。
11842	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	特になし	特になし
11843	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	なし	大変重要な問題。数年前。	組織の問題、個人では解決不能。 コンプライアンス意識の高揚。
11844	地方庁	その他(社会保険事務局)	昨年度まで技官として勤務しており、年金関係の業務は経験がないので年金問題の内容はよくわからない。	年金業務の経験がないので、解決策はわからない。	直接、年金業務経験なしのため、新聞等で報道された時認識した。	年金業務の経験がなく回答できないが、きちんと対応すべきと思う。
11845	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	いわゆる宙に浮いた年金問題については再裁定事務の効率化、消えた年金問題については審査基準の明確化(緩和ではなく)およびその周知になると思います。	業務課にいたときに加入記録確認の事務を行ったことがあり、そのときに本人記録とつながっていない記録があることを知りました。これらについてはこちらから本人へ確認するすべがなかったため残っているものと思っていました。	現場としては、窓口で年金相談にたつ場合、必ず確認を行うこと。年金業務の経験をある程度以上積めば、不自然な空白期間の見分け方、本人へ確認するポイント、記録の探し方などは身につくので、その経験ややり方をひとつの流れにして共有することが必要だと思います。
11846	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	というか、根本的解決は不可能。 個々人の申し出に応じて地道に調査を行うのが、最も現実的と思われます。	社会保険適用課の職員だった平成13年～15年頃、厚生年金の記録整備を行いながら、 「なぜこのような事を行わなければいけないんだろう？正確な記録が初めからオンライン収録されていれば、お客様も職員もずっと楽になるのに。というかなんで収録されてないんだ!?」 とはずっと思っていました。もっとも、当時は採用後間もないこともあり、年金請求時のお客様への確認などによっていずれは解決される問題だとも思っていましたが…甘かったです。 国民年金業務の実務経験がなかったこともあって、国民年金の方でも「消えた年金記録」などが存在すると知ったのは、正直、問題が表面化してからです。	まず、過去の問題点としては、使い尽くされた言い回しですが、過去(特に昭和期)に職務に関わっていた職員たちの「意識の低さ」、が挙げられると思います。 具体的に言えば、 ・「記録を過去に残す」という感覚が低い。 自分にしか読めないような書きなぐったような原簿や払出簿、フリガナのない漢字のみの記録… これが、平成9年の基番導入に伴う混乱の一因ではなかったかと思います。 もちろん、番号統合時の「やっつけ感」も否めませんが。 また、 ・「後で誰かが何とかするだろう」といった感覚。 基番導入後においても、厚年・国年の記録がそれぞれ見つかったときに、「年金請求の時に言ってくれればいい」と言われたという話を多く聞きました。 過去の事についてはいろいろありますが、私が今現在強く感じているのは上記の点です。 現在の問題としても、例えば「昭和35年10月～36年4月の国年期間」や共済年金の点などで、お客様を無用に混乱させた感があります。 とはいえ、私たち現場の職員としては、 「今目の前にいるお客様のお話をよく聞いて、できる限りの誠実な対応をしてお客様の納得いくように心がける」 よう頑張るのが精一杯だったと思われますが。
11847	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	期間調査の人手が不足していると考えられるため、増員すること。また、その際にベテランの方などの当時の事業所等の変遷を知っている者が対応することがよりいいと思います。 あとはこれからの記録もれ等を防ぐために、本人の偽名等での加入を防ぐためもっと行政機関同士の横の連携をとって情報交換できればいいと思います。	私が新採で入った平成h15年のときに期間照会の担当をしたので、記録もれがある方がいることを知りました。コンピュータ化の時の登録誤りや、また本人が偽名や違う生年月日で会社に勤務したためや、会社が申請を誤った場合があると聞きました。そもそも番号が一つに統一されていなかったことで記録もれが起きたと認識していました。	期間照会を受けた際は、氏名の違う呼び方や同僚名や社長名など、詳しく本人から聞き取りをするようにしていました。また、新しく厚生年金の取得をされる際に他に番号がないか慎重に確認していました。 反省点としては、コンピュータ化にする時に氏名等を正しく登録しなかったこと、番号が統一されていなかったことがまずあります。あとは職員の意識として、大切な記録を扱っているという低
11848	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン化の際に、これだけの記録収録漏れなどが多いとは思わなかった。 記録が一事業所分、丸々抜け落ちていたり、複数の事業所に勤めてる記録が期間を短くしてひとつの事業所記録として収録されていたりなど、正直驚いた。	一つ一つ訂正していくほかあるのであればこちらが教えてほしい。	基礎番号への手番統合漏れが主になっていると思ったが、それ以外にも記録がおかしなものがあり、昨年一昨年の特別便対応のころより知ることになった。	記録を探すごとに精一杯努力したが、正直不安が残る部分もある。 記録管理の方法について、基本的にオンラインでの確認を番号ごとに取れなければいけないと思う。
11849	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	特に再裁定の支払いを極力早くすべきと考えます。	未統合の手帳番号が沢山あるのは日々認識していました。年金相談を担当した平成17年頃からです。	名寄せの作業を端末の調査やご本人に対する聞き取りを丁寧にするよう対応しています。反省点は名寄せ作業を以前丁寧にしなかった部分があったことです。
11850	地方庁	その他(社会保険事務所)	氏名が実際と違う読み方で登録されていて住所は間違いないので、本人には支障がないという事例を見ました。	資格取得や登録の時に誤りがないように努めること。 本人が間違いに気づいたら訂正が簡易にできるような方策を広めることができればと考えます。	以前はコンピューターが普及していないこともあり、手書きの記録管理をしていたことを聞いたことがあります。その当時に正確に登録するのは困難だと思われました。	読み仮名の入力等あれば細心の注意をして行なうようにしたいと考えます。
11851	地方庁	その他(社会保険事務局)				
11852	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	神奈川全体の職員数を増やし、地道に処理を進めるしかないかと思います	年金請求の際に記録の洗い直しを行いますが、その際の記録の欠落があった場合調査を行いましたが、特別便を送付した際の予想以上の反応があり、重大な問題かと認識しました。	
11853	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	領収書のある方で、還付等されていない方には、一般の期間調査とは別に早く回答を出すようにする。	年金問題には、大変関心を持ちました。ここまで、期間納付もれが多いとは 思いませんでした。 平成18年12月から、年金相談員をするようになって知りました。	窓口に来られたお客様に対しては、分かる範囲調べ説明し、納得さない方には、期間調査依頼をしてもらい、回答が届くまでには日数がかかると説明をし ご了解を得ます。
11854	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	特にありません。	5000万件もあるとは思っていませんでした。平成19年8月ころ知りました。	事務所でやることには、積極的に参加していました。知識を持っている者が少なく、それも退職で減っていくことに、不安があります。
11855	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	地道に処理を進めていくしかない、と思う。	社会保険庁全体の問題。 さわぎがおきてから。	誠意を持って対応するしかないと考えた。 以前の業務に対するいい加減な対応が今の問題につながっているとおもう。
11856	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		5000万件もあるとは思いませんでした。19年8月頃知りました。	事務所において積極的に対応させていただきました。反省点についてはわかりません。
11857	地方庁	その他(社会保険事務所)		ねんきん特別便未回答者への回答依頼を徹底して行うことが必要だと思います。	未統合記録があることで本来の年金が支払われていない方が存在している問題については、年金記録問題が報道された頃認識しました。	未統合記録があると思われる方には、可能な範囲で思い出していただけるよう対応しました。年金の資格取得時に疑重複が出ないよう処理を徹底する必要があったと思います。
11858	地方庁	その他(社会保険事務局)		ひとりひとりの情報を(例えば国民年金の事務登録のように･･･来所日、時間、どのような内容のやり取りだったか)詳細に記録し、基礎年金番号からどの事務所でも、職員が見れるシステムの構築。 書類を探す手間を省くため、書類のスキャニング。 手間はかかると思うが、台帳、マイクロの個人情報を基礎年金番号で見れるようにする。氏名(似た名前も含む)からマイクロを見れるようにする。 年金機構になって、新しい方がたくさんみえるが、そういう年金の素人がお客様に対応すること	まあ、起こるだろうな、と薄々予測できた問題。 ただ、本人の年金手帳の管理不足や厚生年金番号があるのに、事業所の知識不足による厚生年金新規番号での払い出しでの、未統合の手番が出てきたもの、というのはわかっていたが、その他の問題も含めて、ここまで騒がれるとは、予想していなかった。	記録を探せるだけ探して、お客様にきっちり結果をお伝えすること、また、国民年金などは、番号の払い出し日などから、さかのぼり納付などが、物理的にありえない場合等は、そういう細かい説明まで含め、きっちり納得していただくよう努力した。 問題点については、現在みたいに、厚生年金と国民年金の番号が1本でなかったこと、厚生年金の住所管理をしていなかったこと、国民年金の台帳管理を(市区町村も含め)きっちりしていなかった(還付等の情報は特に)こと。
11859	地方庁	地方社会保険事務局	重複補正・報酬訂正にかかる補正処理がどの時期から、なされているものなのかは不明であ	現時点では、補正がなされています。	年金額に反映しつつあると思われる。時期については年金審査業務についた頃と考えます。	審査時に、補正処理が必要か不必要か見逃すことのないように業務にあたっています。
11860	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金の記録で重複している保険料の補正がどの時期から補正されるようになったかが、気になっています。	現在は、補正をされています	年金審査をするようになってからです	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11861	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金手帳番号のまま保存されている記録について、今後も解明作業が行われるところであるが、死亡者に係る履歴については、確認が難航している。 氏名、生年月日が同じであっても別人の記録であることがあり、保存している被保険者原票で被扶養者氏名を確認するなど何らかの資料があればよいが、ご遺族からの同業種の事業所に勤務していたというのみのお申し出では特定できないと考える。 統合されていない記録を公表していくことになるのでしょうが、一つの記録を複数の方の記録とすることはできない。	一つの記録に対し、複数人のお申し出があることは想定できるので、ご遺族からの同業種に勤務とのお申し出のみで記録を統合することはできないと考えます。 5000万件の解消については、記録が年金手帳番号のまま残ることも有り得ると国民の方々にはっきり伝えること、お申し出の結果記録統合した後においても他のご遺族から資料提示があったことにより別人の記録であったことが判明した場合は、再裁定のお申し出なしに年金額の返納処理を行うなどの規程を設けることが必要ではないかと考えます。	各制度ごとに記録を管理する方法から基礎年金番号により三制度の記録を合わせて管理する方法に変わってきました。 年金手帳番号毎に記録を保管し、コンピューターにより即時に他の手帳番号があることを確認できなかった時代もあり、就職にあたり年金手帳を提示されなかったことがあったなど色々な経過の上で起こってきたと考えます。 再就職に当たっては年金手帳番号を提示いただくよう周知してきたところですが、結果として複数の手帳番号に分かれてしまった場合は、ご本人の再就職、国民年金再加入、年金請求時、基礎年金番号施行時などにお申し出いただくことになっていました。事業所よりお届けいただいた記録は、その時々の管理方法により保存され、お一人おひとりの一連の記録として管理するには、ご本人やご遺族にご協力をお願いする他ないと考えます。	ご本人やご遺族のお申し出を十分に聞かせていただき、当時の記録の中にお申し出の履歴と一致する記録があるか十分に調査し、同一氏名生年月日の記録については同僚の氏名なども教えていただきご本人の立場にたって記録確認を行ってきました。今後も、まずは当時の状況を教えていただき、あらゆる調査方法により記録を確認していきます。 これら調査・回答には、経験と時間を要します。派遣等の人的配置で短期間に解消できることではないと考えます。
11862	地方庁	その他(社会保険事務所)			期間照会で年金の期間記録を探していたとき、他の人の年金記録が収録されていない画面をいくつも見つけたが、このままでいいのかと思いながら仕事をしていた。	与えられた仕事のみしかしなかった。しかし、期間照会については、かなり丁寧に特に記録が見つからない場合は、本人に電話で当時の話を聞いたり、期間も申し出よりも範囲を広げて探すなど
11863	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	国民総背番号制などの一括した記録管理など、新たなシステムを早急に行うべきと思います。	基礎年金番号になったとき、あまりにも同一人物がたくさんの年金番号を持っていてこれから大変だと思いました。	そういう制度、システムがもともと問題であって対応とかの問題ではないと思います。
11864	地方庁	社会保険事務所課長級以上			厚生年金記録については、どこかの時点でカセット解除を行っていくとか、 船員保険については、仮番を整備していっていないと、将来問題になるとは 感じていた。 また、国民年金事務を市町村から社会保険に移した際、市町村の旧台帳を社会保険にいただくとかしていないと不突合のとき、大変困ることになると 言っていた。	発信の方法がわからなかったり、国民年金台帳は市町村の財産であるから 無理だと言われた。
11865	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民年金の市町村にある紙台帳を一日も早くすべてマイクロ化して、全国どこで納付した記録も、オンラインシステムで瞬時にわかるようにしてほしいです。 そして、社保の記録との突合を行ってほしいです。	以前は、年金請求時に記録を統合すればいいと考えていたことや、ここ数年、年金に関する仕事をしていなかったので、ここまで大きな問題と認識したのは、この騒ぎになってからです。	ねんきん特別便を送付した時、多くのお客様が来庁されました。その窓口対応を全所体制で行いました。 ただ、記録が整備されないまま、特別便を出してしまった感じがあり、例えば事業所検索システム等がはじめからあれば、その場で記録が判明し、時間のロスもなかったかと思われます。
11866	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思いあたりません。	1件1件地道に、対応するしかないと思いますが、平常業務をしながらの 処理は効率が悪く、時間がかかります。 期間調査も調査から回答まで同じ部署が最後まで対応し、再裁定も それメインの部署が地方庁にも置くとよいと思います。	問題が話題になってきた平成19年から、問題の大きさに気付き、存在することを知りました。 もちろん年金請求のときの確認不足も多くありますが、本庁の管理の問題、受給者本人に確認しても判明できないもの、原因は様々あります。 地方庁だけが責められる問題でもないと思います。	誠意をもって、丁寧に話を聞き説明することに努めました。 アルバイトや委託など、責任のない、また専門知識のない者に処理を依頼 するのは、また新たなミスを生む原因になると思います。 処理した後の、チェック体制が大事になってくると思います。
11867	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		記録問題は、記録が基礎年金番号に収録されていない問題と認識していました。時期は、覚えていません。	受給者・被保険者の皆様に、年金記録について確認していただくことが必要であると考えていました。
11868	地方庁	その他(社会保険事務所)			期間照会担当係がある、再裁定という事柄があるということは、在籍してしばらくして、知りました。	過去の記録に、本人であることが特定できるほかの情報も、いくつか一緒に 登録できていたらよかったと思う。
11869	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	なし	なし
11870	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の増員 ただ人数を増やしても、指導できる人間がいなければ進まないと思います。 分限免職が問題になっていますが、知識や経験のある人を正当な理由もなく辞めさせず、解決に向けて協力してもらうべきだと思います。	浮いている年金のほとんどは基礎年金番号付番時の手帳番号未登録だと思っていました。 WMに全部収録されていると教えられていたものの、まれに名前が入っていなかったり、違っていたり、機械化の際に収録がうまく行われていないものも見受けられました。ここまで大規模とは思っていませんでした。	届けを処理する際や、裁定処理する際、名前や住所の漢字や読み方のついて確認するよう指導されていました。裁定の際は旧姓も含め、氏名索引をすることも指導されていました。 どんなに氏名索引をおこなっても正しく収録されていなければ出てきません。 手管理の頃からの間違いも多くあると思われますが、オンライン化の際の確認不足は大きいと思います。
11871	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		労働力、時間、予算、決断力。 マニュアルの整備。	システム開発課に在職していた時に、誰のもの分からないデータがある事を知りました。	通常業務を遂行することに精一杯でした。 力のない職員にはどうすることも出来ない事象でした。
11872	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	現時点で発生している問題については地道に1件1件解決していく。 今後は関連する制度(雇用保険とか市町村でしているような事務など)を年金含めて一体化した制度にして、被保険者が手続きするのも簡単にし、被保険者の制度内の変更も簡単にできるようにした方がよいと思います。	入社した当時から違和感を感じていた(H17.4)	仕事をしていく中で未統合の記録があっても、最終的には年金受給時までに整備されていればよいとう風潮に染まっていた。考え方が世間体とギャップがある組織の風潮と度重なる制度改変に社保のシステムが追いついてないことが原因と思います。
11873	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	専任者の人数を増員し一つ一つ調査・確認していくことと同時にひとりひとりのお客様(ご家族等)のご理解・協力を得ていくこと。	制度の信頼を大きく失ったものと認識している。平成18年頃。	精神誠意調査・確認行い解決に結びつくよう仕事に取り組んでいる。社会保険庁だけでは、記録を整備することができないため国民一人ひとりの協力なしにはできないということをはっきりというべきだったと思う。また、行政のみの記録管理には限界があること。
11874	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	マスコミ報道に疑問を持ちます。正確な情報を発信して頂きたいと思います。 例えば働いていれば全員が厚生年金に加入していたと思わせる様なコメント 等。	存在を知ったのは、年金特別便が郵送される様になったときでした。 大変膨大な件数の処理に取り組まれることになり、創造を超える事と 対応する私達の知識が追いつかない様な気がしました。	一件一件丁寧に対応しましたが、記録内容にもっと添うシステムが必要だった と思いました。
11875	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	これまでどおり、一件ずつ正確に調査をしていくしかないと考えます。	国民の信頼を失うこととなった大きな問題であり、絶対にあってはならないことであり、早急に解決すべき問題と考えています。 存在については、年金記録問題として世間に公表された頃と思います。	窓口・電話対応時に加入記録を確認し、整備していくよう対応しています。現在は、年金記録照会センター等専門業務として対応しておりますが、人員が足りないように考えています。
11876	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	未解明の記録について、組織として最後の1件まで解明に取り組むこと。また、今後の処理の1件1件を正しく行い、正確な記録として残していくことだと思います。	不正確な記録により、正しい給付が受けられなくなるのみならず、今回の年金記録問題により、本来正しく処理されている年金記録までもが、国民の方から正確性を疑われることとなったことを考えると、非常に重要な問題だと認識します。 年金記録問題に関して知ったのは、報道(国会でのやりとり等)されるようになった頃です。	お客様の申し立てについて丁寧に聞き取りを行い、対応しようとしました。また、前述しましたが、1件1件の処理を正しく行うこと(チェック体制を含め)が必要だと思いました。 反省点としては、基礎年金番号導入時に、それこそ今回の特別便のような確認の方法で、積極的に手書統合を勧奨すればよかったと思います。
11877	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	一つずつ、少しでも問題を解決していく。	解消しなければいけない問題だと認識していました。 採用が決まった月にテレビ放送で知りました。	法令にのっとり正確な事務処理を行い、不正処理を行わないよう業務にあたっていくことが重要だと考えます。
11878	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	入念においては積極的に受給権者や被保険者に電話などで働きかけるものもあるが、特別便などは働きかけなくてもよいというルールが残り件数を減らすことの妨げになっているのではないかと感じた。 そういった境界を設けずに、積極的に動くべきだと思う。	事務所の通常業務に影響が出ない範囲で事務所全体で念頭において業務を進めなければならない問題だと思う。	本人と思われるものについては、積極的に電話や手紙を送りコンタクトを取って対応した。 起こったことは仕方のないことだと思うので、反省を踏まえ迅速な対応のできる体制を作っていくべきだと思う。
11879	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録関係に携わった経験のあるものを召集し、WM記録と紙台帳記録を照らし合わせ、記録照合確認作業を進める。	誰のものにも結びついていない年金記録が、5000万件ある。 約、2年前に認識。	一刻も早く本人の記録と結びつけられるよう、本人と話をしながら事業所検索を行い、空白の被保険者期間を明白にした。 平成9年基礎年金番号を導入した時点で、時間をかけて年金番号の統合を進めていくべきであった。問題発覚後、解決を急ぎ過ぎたため、さらに問題が発生していったように思われる。この問題は解決までに長期を要するものであったにもかかわらず、短期解決しようとしたため、かなり無理が生じた。十分な説明もないまま、国民の不安と怒りをあおり、社会保険庁職員関係者の精神的苦痛を招いただけであった。
11880	地方庁	その他(社会保険事務局)	職場内の文書やマスコミ等の報道で知った問題以外は知りません。	とにかく今できることを積一杯するしかないと思いますが、年金記録問題では残っている台帳等の資料を再度、時間をかけて調査し、本人の記録に結びつく資料を探し、本人への聞き取り等も含めて総合的に判断し、本人の不利益にならないよう誠意をもって対応したうえで、どうしても事実確認に結びつく資料がなかった場合は救済案の対象外とするしかないと考えています。	マスコミでの報道ばかりが過熱し、実際にはどの程度組織ぐるみだったのか、本当に職員が指導したのか、と信じられない気持ちでいっぱいでしたが、なかには、社会保険職員が関わっていないケース(社会保険労務士や会計事務所等が関与)もあり、事実関係についてもっと時間をかけて精査すべき問題だと思います。ただ、私が最初に知った問題は、採用された翌年の平成10年頃、保険料を滞納している事業所に遡及して社会保険を脱退させていた「全喪問題」でしたが、その後、職員が一件一件その事業所を訪問し、事情を説明したうえで、再度加入してもらう方向で対処し、その当時できる最善の対応はしたと伺っています。その後10年以上に亘って、様々な年金記録問題が浮上してきて残念な気持ちでいっぱいです。とにかく、少しずつ信頼を回	マスコミ等の報道では県単位(事務所単位)で収納率を上げるため、出世欲のためと一方的な見解で社会保険全体が非難されていますが、真意は計りかねます。実際に「消えた年金」に携わっていた職員はすでに退職し、まったく経過を知らない平成採用の若い職員が非難され、その責任を取らされているのは正直、全く腑に落ちません。ただ、反省点として、きちんとした法律に則ったマニュアルが確立されていなかったことと同じ事務所(もしくは同じ部署)に同じ人を何年も配置していたこともその要因のひとつだったと思います。今後の対応策として、上司の決済だけではなく外部の第三者機関監査体制を整備し、希実に機能させながら職員一人一人のコンプライアンスを含めたモラルを高めていくしか方法はないと考えています。
11881	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たりません。	国民に迎合する政策に社会保険庁は惑わされずに、もう少し時間をかけてひとつひとつの問題を丁寧に解決すべきであると思う。	基礎年金番号に統合されていない番号があることは以前から承知していたが、 最終的には本人からの申し出により解決できると思っていた。	平成9年の基礎年金番号統合時にもう少し徹底的に掘り下げるべきであったと思う。
11882	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	いたずらに期限を決めて、それまでにどんなことがあってもやろうという気持ちは大事ですが、件数だけの目標になって内容が伴わないことにより、今後新た問題が起こることは必須であり、将来の年金記録問題について危惧しています。	問題意識をもっていませんでした。	
11883	地方庁	その他(社会保険事務所)				記録問題に関して誰かが取り組まなければならないので、積極的に問題と向かいあって解決したい。 反省点としては、他人事ではなく相手の立場に立って考え、誰かがやってくれるのでは無くて自からが問題解決をする。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11884	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	こつこつと処理をして、未解決の記録残数を減らすしかないと思います。	年金記録の記録不備者がこれほどまで多いとは思わなかった。2-3年で処理できると思っていました。 2-3年前、年金相談員をしているとき年金記録問題をしりました。	目の前にこられたお客様のその場で、整備処理できるものは、速やかに処理をし、依頼をかけなくてはならないものは、すばやく依頼するよう心がける。 かなりずさんだったように思います。この問題点の反省は、自分ひとりが、いい加減に仕事しても平気だと思っていたこと(ちりも積もれば山となる)からスタートしていたのでは、ないでしょうか？その一人が沢山いたいた。そして最終チエックの甘さ。今後、このようなことの無いように、一人ひとりが注意していく事が大切なのでは。 お客様の対応に気をつけて、記録も慎重に取り扱う必要があると思います。
11885	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去の記録が誰のものかわからなくなっていることが問題と認識していた。 くわしく理解したのは社会保険事務局に勤めるようになってから。	手作業になると思うが根気よく紙台帳を入力していくしかないと思った。 補正をしている時などに前後の人の記録が入っていなければ入力できるようにしなければいけないのではないかと思った。
11886	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題については社会保険庁の最重要課題であることと認識しています。 また、件数など具体的なことに関しては国会でこの問題が取り上げられ始めた頃に知りました。	年金給付課に配属していた頃は年金受給者の再裁定に全力をあげるよう努力しました。 しかし、再裁定完了までの時間が当初かなりかかってしまったため反省点として挙げられると思
11887	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じておりません。	年金記録整備に特化したセクションを設けて、集約的に照会業務を行う。	適正な事務処理が事務員(謝金職員を含む)に浸透していなかったために生じた専門知識の伝達不徹底が、問題の原因と考える。	研修制度が不十分なので、業務を行うにあたって専門知識に関する資格を取得したり、その他の資格を取得して、自己研鑽を行っている。 専門知識の研修の充実が図られていないことは、人材流出につながるため、組織のマンパワーが減退することになり、ひいては国民に対するサービス低下が引き起こされる可能性を高めている。そのことが、反省点と考える。
11888	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	人員の増員。	年金記録問題は早期に解決しなければならないと認識していた。年金記録問題が存在することを知ったのは、採用され、期間照会を日々の業務で携わる頃。	問題意識を踏まえて、年金記録問題を早期解決するよう取り組んだ。年金記録問題の反省点として、記録の管理が徹底していなかったから。電算化するときの移管作業が万全ではなかったか
11889	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		年金の記録が、消えていることなど、ありえないと思っていました。特に年金を受給されている方は、年金を請求された時に、基礎年金番号が導入される前の記録は、窓口で確認したり、裁定請求書の審査の段階で、氏名索引等で全てが確認されているもと思っていましたが、実際に相談受けているなかで、そのときの調査不足とか、ご本人への確認が不足しており、本当にその方の立場に立った仕事ができていたのか反省させられる事が多くありました。また、オンラインに登録されていな記録があると知ったときは非常に驚きました。やはり、コンピューターの性能がいくら良くてもそれを扱う人がきちんとした、取扱をしていなければいろいろな問題が起きてしまうのだと思い、再度自分が携わっている仕事の重要性を改めて思い知らされました。 平成16，17年頃給付課を担当した頃、国民年金の保険料を納付したはずだが未納になってるとの相談をたまに、受けたことがありましたが、そのときは市町村にも納付記録を確認したり、国年の旧台帳(マイクロ)を確認したりして未納であったのでご本人の勘違いではないかと思っておりました。その後、平成18年から記録照会の調査事務が始まり、色々な記録問題が存在することを知りました。	まず、相談にこられた方のお話をしっかり聞き、ご本人も忘れているようなことがないのか確認するように努力しました。その場で確認できないものは、安易に結論を出すのではなく、お時間をいただくようお願いしました。 大勢の方が、相談こられたので、、相談窓口の数を増やし、なるべくお長時間お待たせしないよな体制を作りました。 また、複雑な年金制度をご理解いただけるよう、分かりやすい言葉を使うように心がけ、若い職員にもアドバイスをしながら相談を受ける職員全体のレベルを上げ、相談に来た方が満足いただけるようにしたいとおもいました。 記録問題は、回答いただけた方の回答もまだ終わっていな状況ですが、いまだに回答いただけていない方が大勢おられ、この方たちの記録について確認をどうしたらいいのか、また、どうしたら回答がもらえるようにようになるのか課題として残っています。 また、今回の問題で失った、年制度への信頼、職場への信頼回復のため、より国民の皆様の立場に立った仕事をしていく必要があると思います。
11890	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	公表されている問題以外、認識は特にない。	紙台帳がオンライン化されていないものを優先に記録確認すべき。 紙台帳との全件突合せは新たな記録問題が発生する恐れがある。	大量な紙媒体による人的な記入誤りや、電算化する際のパンチ誤り。 オンライン記録と紙台帳記録の不一致を発見したとき。 社会保険に採用された時から分かっていた。	記録調査依頼があった場合、記録の誤りがないか親身になって調査した。 大量の紙媒体を長期間管理するなかで、一定止むを得ない部分もある。 しかしながら、これら事象は過去から分かっていたはずで、少しづつ対応していくべきであったと思う。せめて年金請求時には詳細な確認が必要であったのでは。
11891	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	最後の一人まで手番を見つけるとのことですが、自分の職歴がわからない人も多く、何回も回答がない人に調査をするのではなく、調査の要請があった人を時間をかけて調査するだけにして、今後、新規で番号を払い出さないよう徹底的に周知し国民の意識も変えていく。(この騒がれている中、20才以上で新番を払い出す人がいます。)		外部委託に氏名の入力をさせたのがいけなかったと思う。しかし長期間個人の記録を管理しるのは大変なことであり、今のようなコンピューターのない時代では仕方がなかったこともあると思います。被保険者自身の認識も低く、手帳番号をいくつも払い出している人も多いのが事実で、もう少し広報する必要があったと思います。
11892	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	知識を持った人員を確保する。 それぞれの地域のノウハウを共有する。	国会等で取り上げられた際に初めてその規模を知りました。 解決までに時間を要する問題と認識しました。	窓口等にこられた際には違う用件であっても記録を確認するようにして一件でも多く未統合の記録をなくそうとしています。 行政側は「きっと本人は覚えているから大丈夫」と考え、 被保険者は「国のやることだからきっと自分が忘れていても記録は大丈夫」と考えた意識のミスマッチに気付かずに真剣に取り組んでこなかったことが一番の反省点と考えます。
11893	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	知ったのは、平成17年度頃です。	国、又は社会保険庁が記録管理システム構築が遅すぎた為と思います。
11894	地方庁	その他(社会保険事務所)	別人の手番が間違って統合されていたことがあったらしいです。	地域によって特別便の処理残数が大きく違うので、都道府県単位の社会保険事務所で協力していけばよいのではと思います。	21年4月から任期付任用職員として働きだしてすぐ記録問題について考えさせられました。	毎日山のようにかかってくる不安や苦情のお電話を考え、その時点その時点で自分のできる範囲のことは真摯にお客様と向き合っていきました。しかし、『1年経てばもれていた年金が振り込まれると聞いたが、もうだいぶ過ぎているのに日にちはまだわからないのか』のようなお叱りには謝るしかなく、ふがいなさを感じました。
11895	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金に任意加入(4種)なされていた方に、4種として加入する以前の厚生年金加入期間が判明した場合において、4種期間を削除する必要がある場合があり、そのために年金の記録は判明により追加されたものの、結果として年金額が減ってしまうこと。	記録が判明した方に対しては、4種期間を削減し、このことにより年金が減額となってしまうことを説明し、理解を求める。しかし、当時は今回判明した期間の確認がとれず、任意で加入しないと年金が受給できないため、やむを得ず任意加入し、保険料も全額支払っていることから、受発当時に4種に加入した方の4種は、たとえその後、4種期間以前に厚生年金加入期間が判明も、4種期間を削減しなくてもよいことにして欲しい。	年金記録問題とは、統合されていない年金記録がある問題で、その問題について問題と認識したのは、平成19年ごろだと思います。	年金の請求や、年金に加入するときには、他に番号がないかきちんと確認するようにしました。 反省点と致しましては、厚生年金の加入において、疑重複と思われる審査をきちんと行ったり、年金の請求等で窓口にお越しいただいた際には、きちんと他に記録がないか確認することをもっと徹底するようする。
11896	本庁	その他(本庁)	特に思いあたりません	迅速かつ丁寧に処理を行う	平成20年初めころ記録の管理の問題	本人に確認をとりつつ回復をおこなった問題点は他人の記録に対する意識の低さ
11897	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
11898	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早期に特別便や定期便の調査に対する回答を行う。	国民年金被保険者台帳切替時など、庁は現存被保険者分の切替しか行わず、喪失者については、年金請求時に整備すればよいというような不完全なやり方をしてきたので、現場の職員は将来何か問題が起きるのではないかと危惧してきたが、それがやはり現実となった。記録問題はこれまでの法制度や記録管理の不備の累積によるものだと思っている。	できるだけ旧台帳などを保管すべきだと主張したが、その後転勤で仕事が変わった間に特殊台帳以外は廃棄されてしまった。 40年以上もの長期間記録を保管するするのだから、もっと将来を考えて厳重に取り扱うべきだったと思う。
11899	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	無し	ひとつひとつを確実に間違いなく片付けていく		確実になすしかないと思う。 経験者の多くが過去に処分を受けたことを理由に事実上の首切りがおこなわれたこと。つまり二重に処分されたこと。
11900	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。		平成19年5月頃、未統合記録5000万件の存在を知る。 その後、「年金記録問題に対する今後の対応」により概要を知る。 早期に解決しなければならないと認識している。	社会保険事務所において、示された解明作業ごとに対応している。
11901	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	業務経験者を重点的に専念させる。 業務経験者でなくても、一定期間の研修・テストで資質があると認められた人物を、重点的に専念させる。	昭和56年入庁当時、新規裁定のために記録照会を行っていて、その当時も厚年の手帳記号番号は一人一つとなっていたはずなのに、社会保険事務所からの回答で、複数の手帳記号番号が見つかることが多かった。 昭和63年に新規裁定業務が社会保険事務所で行われるようになり、新規裁定前に、厚年・国年・船保のそれぞれについて一つの手帳記号番号に記録を統合してから裁定を行うようになったので、それまでの、53処理(基本となる手帳記号番号で管理されている記録に別の手帳記号番号の記録を統合すること)や、54処理(基本となる手帳記号番号で管理されている給付記録に別の手帳記号番号の記録を統合すること)、および55処理(全記録入力)が行えなくなったはずなのに、平成9年に基礎年金番号がスタートした後も、再裁定は、記録判明によるものが多く、係を作らなければならないことがおかしいとは感じていた。 記録課に在籍していたときに、喪失被保険者期間の収録・訂正を行った事跡が、年金給付システムの改定記録のように残らないことに疑問を感じていた。	組織の一員として、業務取扱要領どおりに対応する以外方法がなかった。 記録整備に関する業務は、社会保険事務所で行っており、社会保険業務センターの業務部では、進達された届書を一日も早く処理することが求められていて、自分もその目的に専念した。 地方庁が絡む業務は、抵抗があり、なかなが難しいと聞いていた。
11902	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金受給権者の受給原簿の標準報酬月額の登録もれや年金受給権者の退職届の提出もれの問題。	年金記録問題専門の職員の大幅な新規採用。	当初は、平成9年にスタートした基礎年金番号と手番の統合処理の遅延程度の認識であったが、年金特別便を送付する直前になって年金記録問題が大変な問題であると認識しました。	当面は、窓口や電話の年金受給者や被保険者の記録調査に入念な対応を行い、休日に紙台帳の調査に協力しました。 年金特別便を送付する前に、もう少し慎重な準備が必要ではなかったのではと思います(公約による期限のため早急に送付したためかえって混乱を招いたのでは)。
11903	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	現在、世間一般に知られている問題以外は知りません。	記録相違の申し立てがあったものについて、ひとつひとつ問題の解消をしていくことが最善の方策であると思う。	年金請求時にしっかりお客様に記録を確認してもらうことにより解決できる問題であると思っていた。 記録問題が国会等で盛んに取り上げられるようになった頃に詳細を知った。	直接な対応をとる部署ではなかったが、記録問題に関する作業支援の際は、少しでも解決できるよう、積極的に作業を行った。 この問題の反省点は、平成9年の基礎年金番号導入後にしっかりとした、フォローアップをしなかったことであると思う。
11904	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	知らなかった。報道による。	広報をもっと行うべき。大きな問題なので、学校の教育でも取り上げるべき。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11905	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロフィルムなどが非常に見づらくて確認できないこともあるということを日頃感じます。	確認がしづらい事案に関しても、できる限り事実を究明したうえで、事実どおりに処理するのが正しいのではないかと考えます。	業務についてほどなくから基礎年金番号に統合されていない手帳番号があることは知っていましたが、年金受給手続きの際に確認をすることで、解決しているのだと思っていました。 その内容についても記載漏れや記載誤りがあることは知りませんでした。	未統合手番が判明した時点ですぐにお客様には番号の統合を行うよう説明、また統合処理をしておりましたが、年金請求時に検索・確認することで、ほぼ解決していると思っていました。 今回の記録問題で、想像を絶する数の再裁定を伴う記録の訂正が行われたことに愕然としました。 平成9年の基礎年金番号創設の際に、大々的に手番の確認を行っていたことを知りませんでした。本来であればその時点でもっと確実に未統合手番を減らす対策がとられていればよかった
11906	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11907	地方庁	社会保険事務所課長級以上			被保険者台帳の管理が不充分等の理由により、基礎年金番号に統合されていない年金記録が多数あり、いわゆる宙に浮いた状況になっているという認識であった。こうした問題が存在することを知ったのは、約2年前のことです。	一人でも多くの受給者の年金権の確保のために、日々努力してきましたが、 対象者が多数ということもあって、再裁定の決定までに期間を要してしまった。
11908	地方庁	その他(社会保険事務所)				
11909	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	人海戦術で調査するしかないと思います。	問題になるとは思っていなかった。したがってマスコミ報道で知りました。	一般職員から幹部まで、全職員の責任感の無さがこの問題を起こしたのだと思います。
11910	地方庁	その他(社会保険事務所)			二度と正しく復元できないのではないかと、絶望的な認識を持ちました。	復元できるものはとにかく誤りのないように心がけています。
11911	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
11912	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	決裁者が足りない。	TVの報道で知りました。	本庁の指示がすぐ変更になったりすると、大変やりにくいです。
11913	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特記なし。			
11914	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません。	迅速に対応	年金手帳を沢山持っている方がありました。 重複取り消し等で処理	早く統合。
11915	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金の記録もれが生じているということで、窓口等にお客様が殺到したりして大変な問題と認識していました。マスコミ等で大きく報道された頃です。	特別便専用の窓口が設けられた時に、窓口に出たり、期間照会の回答を作成したりしました。年金の記録を管理するに当たって、管理意識がしっかりと出来ていなかった点だと思います。
11916	地方庁	その他(社会保険事務所)		必要な人員をできるだけ配置して処理するしかないと思う。	解決するまで時間(期間)がかなり必要だと認識していた。 平成16年頃	解決のため問題にできる限り関わろうとした。
11917	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	・現時点については具体案はありませんが、将来的に他行政との情報共有ができるようになれば解決できる内容もあるのではないかと考えられます。	・過去の年金制度の変更に関する情報の告知ができていなかったことで、国民がおきざりにされていたという印象を受け手いました。これにより年金に関する知識がないため、マスコミ報道を鵜呑みにする方々が多かったようでした。 ・平成9年になって基礎年金番号が手元に届いた時、突然とではありましたが、将来大変なことになるだろうと考えていました。	・対応する方々の話を丁寧に聞き取り、現行記録の矛盾がないかどうか等も確認した上で、可能性のある限り記録を探す努力をしました。 ・記録問題の解明にあたっては、もっと時間をかけることができたらよかったと思われます。
11918	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	厚年と船保 船保と船保 の期間重複	法令改正	この部署に配属されて数ヵ月後	年金局に照会するも回答はいまだになし 法令改正の必要あり 運用での記録補正は不可能。
11919	地方庁	社会保険事務所長		記録確認については、大量の照会があるなかで、処理にまわせる人が不足しているため、中々処理が進まない状況にあります。 人手の確保が重要と考えます。	厚生年金では、紙台帳のコンピューター登録の不備と検索システムの整備不足と考えます。 国民年金では、市町村台帳と突合ができていないことと、紙台帳も正確にコンピューター登録ができていないことが原因と考えます。 また、職員についても、被保険者の年金請求時の説明及び確認不足によりこの問題が発生したと考えます。また、この問題が存在することを知ったのは、平成18年になってからです。	問題解決に向け、積極的な窓口対応と、回答文書の作成を勤務時間以外も対応を行ないました。 また、今後このようなことが起こらないよう、コンピューターシステムの早期整備と人材育成が重要と考えます。
11920	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知していない	特になし	事務所に出向していた時期にオンライン登録されていない記録があることは知ったが、請求主義であったことから、問題であったとは考えていなかった。	年金加入期間の長さの問題、記録周知の問題
11921	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	可能な限りのシステムによる対応とシステムによる作業ができないものについては、手作業による確認作業。	問題を知ったのは平成19年頃にこの問題が国会や報道がなされたころ。 手作業(紙台帳)により記録を管理しており、受給権者や被保険者が本来受け取る年金が低額	年金の受給が当分先であるとか、職員が適正な管理に努める意識が低かったことや、裁定請求時に整備するといった事務処理に問題がある。
11922	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		存在を知ったのは、世間的に報道されるようになってからです。 社会保険庁全体をあげて取り組むべき非常に重要な問題ですが、解明は困難で長期にわたり時間や人員や経費を要すると認識しました。 社会保険事務所に勤務していて人員不足を感じました。	社会保険事務所に勤務するようになって間もないころでしたので、自身は年金記録について知識を習得するよう努め、日々の業務では電話対応が主だったのですが、問い合わせてきた方の話をよく聞き、内容を把握し、職員の方に確認しながら慎重に対応するよう心がけました。 反省点を述べられるほどの知識や業務経験が私にはまだありません。
11923	本庁	本庁課長・室長・企画官以上			船員保険事業、社会保険病院等の見直し業務に従事していたので、よくわからない。	
11924	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	ひとつひとつ地道に解決していくしかないと考える。	年金記録の管理の不備が問題であると認識していた。年金記録問題と認識したのは、平成19年4月頃。	業務処理マニュアルを作成し、統一的な取扱いを行うようにしているが、細部において不明な点もあり、その対応でまちまちになってしまう点。
11925	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			○記録の不一致等は存在しているものと考えていたが、現在、言われているように職員の意識・体質が原因とは考えていなかった。 ○現在明らかになっているような大量の問題が存在していると認識したのは19年の春ころ	○記録問題に直接携わる業務についていなかった。 ○初期対応の遅れ
11926	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者自身が年金に対して興味が無く、放置していたこと。 社会保険庁が保有していた紙台帳がWMに全て登録されておらず、本人確認が難しい状態であったこと。 この2点(それ以外にも主な問題点がありますが・・・)がこのような問題を引き起こした要因であると思われる。 本人があやふやな記憶しかない場合であっても保険者が正しく記録を管理していれば、はっきりと被保険者に対して回答ができるのに、あるかどうかもわからないため状態のあやふやな回答しかできないため不信感をあおっている。 照会業務に精通している職員であれば、すぐに見つけれる又は回答できることが担当したことが無い職員にはわからないような複雑な情報管理になっているので「該当無し」と回答したにもかかわらず後から見つかり余計な苦情に結びついたりしている。事務所の変遷や年金制度の変遷、制度自体が古いため戦時中のことなど現在の現役職員にはわからないことが多すぎると思う。 問題として認識していたわけではないが、元々各制度ごとに記録を管理しており、ましてや現在のようなオンラインで全ての記録が確認できるわけではないので一人に複数の年金番号が付されるのはいたしかたないことである。 被保険者にそれほどの知識や重要性が認知されていないので防ぎようがない。 偽名や生年月日を戸籍と違うものを使用したり被保険者自身が原因になっていることもある。 基礎年金制度発足後の採用なので、年金記録の登録モレに対しては初めから知っていた。その	適用課に配属されていたので、記録の照会や資格取得時に複数年金番号を持っている人に対して、年金制度と記録の統合が必要な旨を説明し処理していた。 これは個人だけでなく社会保険事務所全体でやっていたことなので、当然のことだと認識している。 反省点としては、紙台帳の記録が現在のようにオンライン上で確認できないため、記録のモレを訴えるお客様に迅速に回答できなかったことだと思う。 各管轄社会保険事務所へ照会をかけるため、不便だったと思う。 現在も時間がかかっているので改善されていませんが。
11927	本庁	その他(本庁)	とくにありません	ある程度5000万件が0件に近づいたら、国民に問題の解決策と経緯を記者発表等で公表すべきと思います。	今年の2月から社会保険庁に勤めました。	問題が発覚したときには、民間企業で勤務していました。
11928	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録調査に相当の時間がかかっている。 これを的確に早急にしていかなければ、国民の信頼は得られない。 それをするには人員が足りない。	この問題は100パーセントの解決は不可能あること。 受給権者(被保険者)の記憶と社会保険の記録が一致するほうが少ない。 人の記憶はあいまいで、社会保険の記録も確認できないものが多数ある。 平成19年4月ごろに知ったと思います。	受給権者(被保険者)の話をよく聞き、あらゆる方法で記録を確認する。 厚年手番の払い出し確認をしても、事業所名がわからないものが多すぎる。 事業所記号の入っていないものが多く、どうしようもない。 記録整備しないまま、見切り発車で特別便を一斉に送ったことが問題。 生年月日の古い受給者より送るべきであったと思う。 50歳未満の被保険者はあとで送付でよかったと思う。
11929	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	特になし	年金記録問題については、マスコミ、国会議員からの指摘により納めていた人の記録が消えているという事実を知った。当時社会保険事務所に出向していた時は、基礎年金番号に統合されていない記録があることは承知していたが、基礎年金番号に登録されていない手番については、年金裁定時に氏名検索等で手番を探しだし統合していたので、納付したにも関わらず納付記録がなくなっている事実があると知った時は正直驚いた。	この問題を認識した時は(平成16年頃)、経理課で経理の仕事をしていたため、直接年金記録問題に取り組める環境にはなかった。この年金記録問題が生じた原因については、職員1人1人のコンプライアンス及びガバナンスに対する意識の低さ、自分がやらなくてもだれかがやるのでないかといった職責のなさが招いたのではないかと思います。
11930	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	積極的な情報公開	解決しなければならない問題 入庁後(平成20年6月)	1件1件の記録整備に尽力すること 情報等検索システムの導入の遅れ
11931	地方庁	その他(社会保険事務局)		全力で取り組む	解決しなければいけない問題	時間外にWM等で調査をした

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11932	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	①原簿、マイクロ、台帳等との記録突き合わせ ②過去に遡り、当時の職員への聴取・作業内容の確認 ③職員(機構職員)の充分な確保 ④負の遺産の責任についての所在の明確化	始めの頃は、通常にある記録の漏れ、照合不足等による記録欠損が一部事務局(事務所)で発生しているものと思っていた。 おおよそ平成18年から19年頃に聞くようになった。 (当時は他部局に出向中)	当時出向中であったため、社会保険庁職員としての対応はなかった。 (ただし、深夜のコールセンターへの協力依頼等には対応している。) また、今般の記録問題の不祥事等については社会保険庁という組織に 非があるのは当然としても、(7)①③にあるような検証が充分に行われて いるのか疑わしく、世間等の激しい批判の中、日々業務に努めている 限られた職員の中で業務を遂行するにも限度があると思われる。 実際、かなりの職員は疲弊しており、今回の機構設立に際しても分限が あるなど、今後機構になった時の職員のモチベーションをどのように維持して いくのかが大事と思われる。 長年続いた組織のうみから発生している問題であり、予算と人員だけで解決できる問題ではな
11933	本庁	その他(本庁)	特にない。	大変申し訳ないが、行政側だけの努力では限界がある。ことある度に被保険者の方々へ納付記録の確認にご協力いただくしかない。	現場へ出向していた際(平成16年4月から平成19年4月)に、日々の業務手番が統合されていない方が相当数いらっしゃることを知った。	保険料を負担していたのに記録に反映されていないとの苦情も多かったため、未統合の手番をみつけしだい、本人のものか確認し、基番に統合する対応をとった。私の所属していた社会保険事務所では、かなり徹底されていたが、事務所によっては受給の際に統合すればよいとの対応をとっていた。社会保険事務所に来訪された方については、記録に空白期間があれば、必ず統合されていない手番があるか全国的に確認すべきだった。
11934	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	人数を増やして、1件1件丁寧に精査する。	年金記録問題については報道で知りました。 基礎年金番号に未統合の番号を消えたと騒いでいると思ってました。その後、紙台帳からコンピューターに記録を移行する際に、きちんと移行されずきえてしまった記録があることを知りました。	窓口や郵送で手帳を見る時には、必ず基礎年金番号に未統合の番号がないかを確認しました。未統合の番号があれば、すみやかに統合処理をしました。 紙台帳からからコンピューターに記録を移行する際に、きちんと移行されていることを確認しなかったこと、紙台帳を破棄してしまったことが問題であったと思います。
11935	本庁	その他(本庁)	特にない		年金給付に反映されない(宙に浮いた)年金記録がある。	反省点:記録の統合を先送りにせず、資格取得時等にきちんと整理すべきであったと思う。
11936	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません			
11937	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	世間に周知されていること以外は知りません。	民間から入ったまま、現場経験がないため、現状に即した意見はできませんが、社会保険事務所の窓口担当が電話を受けたり庶務的な仕事をしたり、また集計をしたり・・とたくさんの業務を急がせてやることは次のミスを招くのでは、と案じています。 仕事は単純作業に分けるべきで、パーツに分けることが正確性を上げると思います。	年金記録問題は民間にいるときに知りました。 どうしてそのようなことになるのか、実態が分かりませんでしたが、東京の千代田社会保険事務所へ見学へ行って突合作業を見て理解できました。 事務処理が杜撰だったということはあると思いますが、一概に社会保険庁だけが悪かったのか・・・というと、民間から見ていた時とは違う感想を持っています。 ただ、今後についてはやはりあいまいは許されないと思います。	事実確認を怠ったこと、自己判断が入ったことが問題です。 さらに、わからないケースが多いということは他の人も同様に感じるはずと考えて、 「こうすれば便利になる」「こうすればわかるようになる」と提案をしていくべきだったと思います。 しかし、これは意見を言わない側の問題でもありません。意見を言わせない、意見を言えない風土が間違いなく存在します。 これは民間でも同じです。 発言者のいない会議は、その会議の運営や会議の進め方、会議に出席している上の人たちの考え方を反映しているものです。 意見を言えば、言われた側は検証をしなければならない、それが面倒だ、意見は不平不満だとばかりに排除される、きっとそんな風土があるのだと思います。 意見を言った人をしっかりフォローする、しかも、意見の内容も有効な前向きなものになるよう部下を教育する、その仕組みがなかったのだと反省しなければなりません。 年金記録問題は、最後の事実だけを捉えていたのでは、解決したとしても次の問題を生みます。 管理職はそういう考えで人を育てていかなければと思います。
11938	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	特になし	年金記録は国民にとっての保険料納付記録であるため、正確に管理しなければならないものと考えていた。 したがって、報道等にあるように杜撰な管理がされているとは思わなかった。 平成18年ごろ	裁定請求時に本人が申し立てるというあまい考えがあったこと。 紙からオンラインへの切り替えで、確実に対応し、その際に本人に記録の確認をさせることが必要だったこと。
11939	本庁	その他(本庁)	知りません		正しい記録管理を徹底しなければならない問題だと認識しています。平成15年に採用となり、厚生年金の期間調査業務に携わったときに、記録の突合の苦労を知りましたが、5000万件も宙に浮いたままだったのを知ったのは、報道されたときに知りました。	年金相談窓口でご来所いただいてるお客様に記録の確認をしてもらうようにしました。 記録を管理する側、される側に誤差が生じないよう、情報を共有して確認しあうこと。正しい記録を管理するために書類等の情報の保管、整理を徹底していかなければならないと思います。
11940	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし			一生懸命がんばりましたし、これからも頑張ります。
11941	本庁	その他(本庁)			就職の都度、年金手帳番号を新たに取得する被保険者の多さに驚いていた。	事業主より資格取得届(新規取得)の提出があった際、生年月日・年齢等よりみて、過去に手帳番号を有している可能性の高い被保険者については、再度、手帳番号の所持・厚生年金加入歴の有無を被保険者に聴取するよう、事業主に指導を行い、可能な限り、新規の年金手帳番号の払出を防ぐようにしていた。 全国オンラインシステムが整備されていない前については、被保険者が別の年金手帳番号を所持していることを確認することは、困難であった。 戸籍にはフリガナについての記載はなく、事業所の担当者が被保険者に確認せずフリガナをふっているケースや被保険者がフリガナ・漢字を固定していないケースがあった。 戦前の厚生年金制度発足時より資格取得時に戸籍の添付及びフリガナの登録を義務付け、全国一本で複数払出をチェックする体制を確立しておくべきであった。
11942	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	真面目にやっていくしかありません。	私は勤務しておりませんでしたので、認識がありませんでした。	一生懸命やってきたつもりですが、まだ力不足でした
11943	地方庁	社会保険事務所課長級以上		経験者(退職者)を含めた事務処理体制。		基礎年金番号導入に伴う事業計画、広報経費に比べ世間一般にあまり周知および回答を得られなかった点が反省点と思います。
11944	本庁	その他(本庁)	特にありません。	被保険者の方お一人お一人に協力してもらい、地道に記録の判明に努めるしかないと思います。また、これ以上の問題を増やさないためのシステム作りが重要だと思います。	マスコミの報道で初めて知りました。	実際に現場に出た経験が無いため、対応をしたことはないですが、一人の職員が簡単に記録の訂正をできてしまうようなシステムがあったことに問題があったと思います。
11945	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	サービス精神をもって能動的に記録の突合をめざすべきだと思います。	入って半年のためわかりません。	わかりません。
11946	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	職員一丸となり一つでも多くの記録を紡げていく事だと思います	報道等では消えた年金と騒がれていましたが 消えているのではなく、宙に浮いた上体でほとんどの方が年金に対して 関心がなく基礎年金番号が出来た時に放置されていた方が多数 みうけられました 個人個人が年金に関心を持ち、自分自身の記録に対し管理を怠らなければ このような膨大なまでの件数にはならなかったのではないかと考えます	お客様の立場にたち話を聞き 少しでも解決の糸口を見つけようと思いました
11947	本庁	その他(本庁)	ありません。	元々地道な日常業務の中で発生したものですから、地道に確認をし続けることが解決への道と信じます。 また、今後一切再発させないよう、厳格な業務処理を心がけることも重要と思います。 要員が十分にいるのであれば、ダブルチェック、トリプルチェックと増やすことで事務の精度を上げることができますので、コスト増要因にはなってしまいますが、今後同様の問題を発生させないためには、有効な方策と考えます。	入庁前にすでに大きく報道されていましたので、報道で知っておりました。	そのために、自分ができることがあるはず、と考えてこちらに参りました。 過去については直接経験しておりませんので反省点を申し上げることはできませんが、過去の問題を解決するのに人を割いていても、現在の業務を一切疎かにしないことが、今必要なことではないかと考えます。
11948	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金記録判明＝必ずしも年金額増額にはならない。 ・標準報酬が低く、加入期間が短く、基礎年金にも反映されない厚生年金記録が判明した場合、減額されてしまう。 ・厚生年金期間の判明により、厚生年金加入期間が20年を超えてしまい、加給年金給付対象外となってしまう。 ・厚生年金の判明により、国民年金の期間と重複していた場合、国民年金期間の記録補正を行うが、旧法者などは、国民年金の期間が短くなったことにより、旧法国民年金の受給権者ではなくなってしまい、通算老齢年金扱いとなるケースがあるが、昭和5年4月1日以前生まれの期間短縮の加算がある人は減額となってしまう。	記録判明者には、事実を説明する必要がある。事実を理解していただいたうえで、統合処理は行わない、という選択をするしかない。 ただ、こういった記録は永遠に統合されないため、年金記録問題の完全解決には至らない。 一番の解決方法は、記録判明者の不利にならないような法整備しかない。	記録問題発生前は、職員が年金手番を持っていることがわかったとしても、基本的にこちらから「ほかに勤務していた会社はありますか？」とか、「昭和○○年頃、○○関係の仕事に従事していたことはありますか？」とかは聞いていなかった。入庁して1～2年あたりから、「どうして教えてあげないのだろう？」と不思議に思っていた。「でも裁定請求時にはしっかり確認するんだろうな」と、自己完結させていたので、それほど大きな問題だとは思っていませんでした。	私は、提供できるギリギリの情報は、被保険者に話していました。戸別訪問時には、保険料納付勧奨を行いつつ、未統合の記録は、年金手帳確認のうえ、届出を受理しました。 せめて、基礎年金発足当時に現在のような年金記録問題に関する事務処理を行えたら・・・と常に感じています。反省点は「取り組みが遅かった」ことだと思います。
11949	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じ上げません。		平成19年に国会で議論されてから。	事業課に所属していなかった(総務課所属)ので、国民からの電話照会対応の応援に参加した。国民への説明不足であったと思う。
11950	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。		未統合記録として5,000万件存在していることを知ったのは、国会で問題になった平成19年ごろだったと思います。 基礎年金番号が平成9年に導入された際、複数基礎年金番号が付された方がいることは、当時から知っていましたが、手帳記号番号を複数持っていらっしゃる方の記録の統合等は順次行われているとの認識でおりました。	当時は問題意識は持っていませんでしたが、現時点でみた場合、統合の方法等に工夫をするなどしていたら、未統合の方は相当数減っていたと思うと悔やまれます。
11951	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	「世間一般に知られていない問題」というのが抽象的で回答の仕様がない。	年金特別便の未回答の方へのフォローアップや、紙台帳との突合せなど現時点で行っている方策を継続して行っていくことが重要と考える。また、ここまで問題解決に時間がかかっているのは記録の相違が発覚まで長期間かかったことにより証拠書類等が存在しないというのがあると考える。今後発生することを防止することから被保険者への記録をお知らせすることが重要である。	記録に携わる部署にあまりいなかったので、平成9年に基礎年金番号化した際に統合されていない記録があることは聞いていたが、最終的には年金の裁定請求の際に統合をするということであったのでここまでの規模の記録が統合されていないとは国会答弁等で問題となるまで認識はあまりなかった。	年金記録問題は個人で対応すべきものではなく組織として対応すべきものと考える。この問題の反省点は、記録の統合ができていないものを証拠書類等が存在しない年金の裁定時に行うということ及びこれまで年金の裁定の時まで被保険者が自身の記録を目にする機会があまりなく記録の相違があったとしても発覚までに長期間を要し証拠書類等が存在しなく確認がとれない状況に問題があったと考える。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11952	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			問題認識：国側と国民（雇用者、被用者）側双方の都合によるイレギュラーな対応の蓄積による制度の歪み。 問題の存在を知った時期：国会で年金問題が議論されたことによる。社会保険庁への出向者。他庁省の者でマスコミを通じて知ったものであり、明確な時期は覚えていない。	対応ぶり：記録問題については、これに係るのシステム調達内容の審査等に間接的に係わったが、(8)における問題意識にストレートに係わる立制度運用に係わるには携わって来ていない。 反省点：イレギュラーな対応が必要な場合についても、それについて業務処理の標準化、ルール化を行い、これを徹底すべき。
11953	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	年金記録問題専門の組織事務所以外の所に設ける。	社会保険庁の怠慢が招いた結果であり、職員一丸となって善処しなければならない。 平成18年頃。	お客様が十分に納得がいく調査をしていく。 年金記録を管理するという大切な業務を安易に処理していたことがあげられる。制度が発足して以降、何十年後の今日を見据えた対応がなされていない。
11954	地方庁	社会保険事務所課長級以上	「世間一般に知られていない問題」ということですが、語りつくせない問題があります。そのまえに、このアンケートは何を期待したものであるかを明らかにしていただきたい。これまで単純化され偏見的な報道により、ここまで年金制度運営を破壊しつくしたあとに、いまさらこのような質問を行う意図がわからない。『世間一般に知られている問題』とは社会保険庁職員の悪事により年金記録が無くなり国民が被害を受けた、ということですので、「世間一般に知られていない問題」というのは、一方的な"社会保険庁＝悪"ではなく、客観的な問題意識ということになります。人は原因と結果を関連えるものですが、「悪い社会保険職員がいたから記録が無くなった」のではなく、「記録が無くなったから社会保険職員は悪だと認識した」ということです。ですから、なぜ記録が無くなったのかを客観的に検証しなければなりませんが、そのようなことを誰が考え・期待しているのでしょうか？年金記録問題については、かなり意図的な報道がされていることは事実です。具体的な意図とは、①日本の年金制度を崩壊させること、②社会保険庁組織を崩壊させること、③福祉政策を切り捨てること、です。これまでの報道経過を誰が振り返っても、これらの意図を感じるのではないでしょうか。年金記録の管理は社会保険庁単独では出来ません。事業主からの届出と被保険者の協力意識が無ければ、まともな運用はできません。これはどんな法律についても同様のことです。ですから、「社会保険庁の記録の管理体制」と同レベルで「事業所から正しい届出がされていたのか」と「被保険者は正しい申し出を事業所にしていたのか」について検証しなければならないはずです。そこのところに『これまで世間一般に知られていない問題』があります。これを区分けすると3つになります。①社会保険と事業所の関係、②事業所と被保険者の関係、③社会保険と被保険者の関係、です。 〔社会保険と事業所の関係〕 ・おそらく昭和50年代以前は、ほとんどの事業所が採用時からの資格取得届出はしていなかったと思われます。見習い期間と称して保険をつけていない事例はたくさんありましたし、従業員から会社が保険をつけてくれない等の連絡もありました。当然、社会保険事務所として指導を行うわけですが、指導に従わない事業所はたくさんありました。ですから、会社で働いていたけれど、年金に加入していなかった事例はかなりたくさんあります。 ・適用調査をすべての事業所に対して毎年行うことが理想ですが、それは現実的に無理でした。ですから適用もれは、多く存在していたことと思います。ですから、実際の報酬より低い届出されている事例はたくさんあります。算定基礎届出時の調査も行っていましたが、全員に対して行うことは無理でありました。 ・事業所に対して算定基礎説明会を毎年開催して制度の周知を目指していましたが、算定基礎	解決方法ということだが、ここまで年金制度を破壊しておいて、いまさら何か？という思いが強いのだが、まずは現状を確認することからはじまるのではないか。現状の国民の意識は、年金記録は基本的に間違っているものと認識されている。これに対して、現状は国民の要望・希望・欲望を最大限に認めるという方向で動いている。だが、そこには大きな問題が3つある。 ①実際に窓口相談をしていえることだが、年金記録のほとんどは当然正しい。 ②本人の勘違い、もしくは悪意で申立をしているものが相当数いるということ。 ③これにより莫大な年金財源と税金が、本当に湯水のごとく使われている現実がある。 まず、この3つを国民に緊急に認識させる必要がある。 「社会的ジレンマ」という考え方がある。個人の利益の最大限化を追求すると、ごく一部であれば社会全体で吸収できるが、ある点を越えると、構成員全員の不利益を招くというもので、いままさに全員の不利益を招いている状況ではないか。これはおそらく、それ（年金制度崩壊）を喜ぶものにとっては好都合なのであるが、国民自らが汗水たらして必至に蓄えた虎の子（年金財源）を、悪かな国民自らがせっせと食い潰している状況と解釈する。 だから解決に向けてすることは、①②③を徹底的に国民に周知するしかないと思う。	年金記録について、正しく統合されていないことは認識していた。それは期間照会業務が一人区以上の仕事としてある現実においてである。何で期間照会業務があるかと言えば、安易に年金番号を払い出してきた結果であり、それについて危機感が有ったからこそ基礎年金番号を迎入したわけで、その程度に問題として認識していた。年金記録について各年代でそういう認識はあり、実際に通達も出ていた。基礎年金番号という発想はそういう意識から発したものである。だが、大々的には出来なかった、というのが現実。そこにはいろんな問題があったと思う。職員団体ということもあっただろう、だが、労働環境もひどかった。体制の制約や予算措置の問題もあった。昭和53年採用時から、番号の重複はひどいものがあったし、考えられない届出もあった。記録の不突合や疑重複については、大々的ではないが日々の業務の中で審類審査や年金相談などで、職員それぞれが記録確認を行ってきたことは事実である。	・ある程度の電算化が進んだ段階で、被保険者に記録を知らせる取組みをすべきであった。 ・年金制度を国民にもっと予算をかけて周知するべきだった。 ・ただ、現時点においては、マスコミ等で偏った一方的報道に対して、社会保険・事業所・被保険者の3者による関係性について、本当の現状を伝えたうえで、利己的な個人利益を追求した振る舞いを行うことは、国民一人一人の不利益に確実になることを正しく伝える必要がある。 これは一言で言うと、社会的共通認識をもて！ということであり、いまの日本社会で失われたことであるのだが・・・。 ★今後の年金制度行政について考えると非常に暗い気分になる。今後、厚生年金の収納率は下降すると推測できる。現在の収納率は、すばらしい組織体制によりこれだけの高収納率を維持できていると、国民に胸を張れるものである。しかし、それも間もなく崩壊する。そのあとに残るものは何か・・・。収納率が低下した場合、納入していない事業所の被保険者には年金を支給しない制度改正が必至となるのではないか。そんな気がする。今まで日本は世界のどこの国も遭成えなかった健康保険制と年金制度を構築した。それを自らの手で崩壊させようとしている。愚かとしか言いようがない。競争原理・市場化・官から民へ、などを真に受けて～本当に愚かであります。 ★「反省点として～」との質問でありますが、あまりにも都合のよすぎる質問である。現時点での反省点など何の意味があるのですか、数限りない悲惨で無念な歴史を振り返ったときに、現時点での反省点など何の意味があるのか？己の人生を振り返り、ギャンブルで負けた結果に対して現時点で反省点など挙げられるものでしょうか？本当に一言で言うと、『国民みんなが何となく年金について考えていなかった』ということであり、それに対して『誰も周りの空気を読んで大きな声を発しなかった』ということであり、それは今現在も様々なところで現在進行形であり、年金問題についても過去を精査できない以上、ある程度で納得しなければどうしようもないのではないでしょうか。国民は『国（年金制度）』には何をしても盤石と思っているが、そんな根拠はどこにもなく、結局大損するのは国民自身ということに、気づくときは来るのでしょうか・・・。
11955	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	日本年金機構の設立後しばらくは、現場も混乱する可能性が高く、今のペースで問題解決を進めていくことは難しいのではないかと思われますので、社保庁に在籍していた職員の有効活用をすべきと考えます。 また、野村修也さんが主張されていた対応案は、採用すべき考え方ではないかと思います。（国民に対するキャンペーン、資源の有効活用など）	基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号があることは、基礎年金番号が導入される時から認識していた。 ただ、年金が裁定されるまでに確認されれば支障はないものであるという話を聞いており、社会保険事務所において届書の処理をしているときは、確認ができたものについて統合を進めると言うことで業務を進めていた。	可能な範囲で記録の確認と統合を進める。 過去記録がずさんに管理されていたことについては唖然とした。 年金制度が複雑であることも問題である。
11956	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	きちんと実態を把握し、訂正すべき事案は早急に対応し、受給者の方々の迷惑なら内容にすべき。	例えば、厚生年金であれば、標準報酬月額の訂正を行ってしまえば、当然目先の保険料の支払いが滞ってしまっている事業主であれば、安易な保険料逃れをおこすこととなる。しかし、こうした処理を行うことによって、将来受けとる年金額が低くなるという問題がるということは事業主はそこまで意識無かったのだろう。結果として、今回のような問題が生じたものだとの認識。 また、問題の存在については、国会等において、この年金記録問題が議論されてきたところに知りました。。	被保険者等の皆様については、大変申し訳なく思います。 直接には記録問題担当ではない部署におりますで、何か対応をしたということはありません。 この年金記録問題は、昔年からの社会保険庁における重要な個人を扱っているという意識の欠如あると思います。 いずれにしても、早急な記録の整備、お客様に正確な年金の支払いを行うことが必要と考えております。
11957	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。		窓口対応時の問い合わせのほとんどが、何十年も前のことで、本人もはっきり覚えていなかったり、本人が亡くなっていたりすることがあり、そのことが窓口対応や事務処理の遅れの原因となっていると思います。 名寄せ記録の中には事業所記号が未入力等で記録が整備されていないものがあり、確認に時間を要した。また、名寄せ記録は期間の短いものが多く、昔の事とゆうこともあり、覚えていなかったり、思い出せないことが多かった。 年金記録問題の存在は年金記録問題への対応を行うようになってからです。	当時の事を思い出してもらうため、可能な限り情報提供を行ない、記録確認を実施しました。 特に来訪者の多い事務所では現場での混乱を避けるためにも、記録整備を完全に行ってから、実施すべきではないかと思いました。昔籍社保に払出簿等の確認をするのにかなり時間がかかり、来訪者に迷惑をおかけした。
11958	地方庁	その他（社会保険事務所）	年金記録に関する問題について、これまで公表、報道されたもの以外は知りません。	お客様への誠意あるサービスの提供を徹底するためには丁寧な対応は勿論のこと、何よりもお客様の求める年金記録の調査を徹底的におこなうことが、我々に求められるニーズの核心となると考えます。今後も継続して、現在も未統合の年金記録の一件一件についての調査を引き続きおこない、一件でも多く、未統合の年金記録を解明していくことが必要と考えます。	年金記録問題が起こるまで、期間調査などの業務に携わっていなかったため、問題の具体像が解っていませんでした。この問題が起こってはじめてその全体像を理解し、大変な事態だと思いました。年金記録の管理が徹底されていなかったことに職員として非常に恥ずかしく、落ち込んだことを覚えています。	とにかくお客様のお話を一件、一件、よく聞き、記録判明に繋がる手掛かりを少しでも多く収集することでお客様の要望である記録解明に努めました。私の対応が、直に接する個々のお客様からの、我々に対する信頼回復のほんの少しでも一助となることを願いました。
11959	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	公表案件以外で知りえている問題はなし		年金記録問題を認識していなかった。 平成7年ごろにご本人が複数手帳をお持ちの方がいることは認識していた、それまで請求主義とされていたため記録問題として認識していなかった。	当時は記録問題としての認識がなかったため、特に対応はしていない。 現時点からみると、基礎年金番号が付与されたときに、重複手帳番号の整理等を徹底的に行うべきであったと思われるが、関係者が状況を把握していながら、体制整備の予算等の要求を行っていなかったのか、問題として挙げたが却下されたのかなど明らかにすべきである。
11960	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	以前、新聞記事か雑誌記事で読みましたが、野村弁護士がおっしゃっていた記録の統合へ力点が向いてますが、いかに記録を認めるか、救済するかという方向に力点を置くべきと思う。 実際、政務三役はじめ記録回復委員会において、回復基準が検討されているとのことなので、しっかりとした基準で認めていくのがよい方向と思う。	社会保険庁だけでなく、公務員全体の信用を失いかねない問題と思う。 国民の皆様からすれば、「国がやっているのだから間違いはない」と思うのが自然であり、特に年金記録は長期にわたっての管理が必要であり、自分自身ではなかなか管理できるものではない。 その信頼を裏切る行為であると認識。	
11961	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	出直に、ひとつひとつ記録を調査するしかないと思う。	社会保険事務所年金給付課在籍時においては、裁定請求書処理前に、入念的に氏名検索・疑重複照会により申請以外の記録の有無の確認を行うことは当然であると認識していた。 しかしながら、記録問題が国会において取り上げられ、国民からの厳しい批判を受けたことを考えると、「申請された範囲」でのみ処理を行っていた者が少なからず存在していたということであると認識している。	基礎年金番号導入前においては、複数の年金手帳を保有している者は全く珍しくなく、しばしば裁定請求書に数冊の年金手帳が添付されていた。 また、年金手帳自体は会社が保管していて、退社時に本人に引き渡す事例が多かったと聞いており、被保険者本人は「何となく給料天引きされているから加入しているらしい」程度の意識ではなかったか。 被保険者個々に対して、強く加入者意識を持っていただくための広報等が必要であったのではないかと思う。 また、諸々の社会保険庁問題が注目される前は、非常に労働組合の発言力が強く、本庁において「地方に仕事をさせることは悪である」、「どうせ組合協議でダメ出しをされるので、適当なところで妥協しておく」という意識が醸成されてしまったことも原因のひとつではなかっただろうか。 ねんきん定期便のような事業を、もっと早期に開始していれば、記録問題がここまで大きくなることはなかったのではないかという思いが強いが、健保被保険者証の検認ですら、労働組合の反対により定期的に実施することにこぎつけるまで相当な紆余曲折があったやに聞いているので、
11962	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	なし	リソースの不足が最大の問題であり、とにかく他の業務との関係で優先順位を大臣（中期目標）及び機構理事長（中期計画等）が明確に示すことが不可欠。適用、徴収等の業務ももちろん大切だが、残念ながら、記録問題で役に立つ職員＝他の業務でも役に立つ職員であり、社会保険庁職員の中でも特に幹部クラスには本庁も地方も真に年金記録問題のキーパーソンたり得る職員は多くはないという事実を受け止めて体制を組むべき。この2年間は「機構の全職員にとって記録問題こそが最重要課題」ということを各事務所単位ではなく本部が職員に徹底し、それに併せて職員の評価ができるのであれば職員も頑張ってくれると思う。	[redacted]。次々に新たな事象が出てくるにつけ、非常に奥が深く、単に社会保険庁という組織の問題にとどまらず、まさに年金制度に対する信頼を揺るがす問題であると感じていた。	[redacted]ねんきん特別便の対応の時期であったが、特別便の対応及びその支援に職員を従事させるために、 ・人事評価においては本来業務の成果が十分でない場合でも記録問題対応への貢献を評価すること ・厚生年金の徴収や国民年金の強制徴収、未適用事業所の職権適用等に従事する職員の人数を事務所ごとに絞り、それ以外の職員は記録問題の支援に回すこと を所長会議等で指示したが、個々の職員と話すと必ずしも指示が浸透しておらず、人員シフトが思うように進まないことを痛感した。 やはり、人事評価制度の中で、全職員について記録問題への支援を明確に位置付けることと、

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11963	本庁	その他(本庁)	なし	なし	年金記録問題は、制度的な問題もあり、取り扱う行政の問題もあると思う。 件数的なものはもちろんわからなかったが、宙に浮いた記録が多数あるのは現場におればすぐにわかることかと思う。 問題を認知したのは、採用2年目で国民年金業務に携わってから。その際には、記録統合は裁定請求に来た際にするべきものだという考え方が一般的であったように思う。	国民年金の収納業務において、お支払いしていただきたかったため、H16年ごろ、記録の整備を承っていた。もちろん未納者しか対応できないが、結構好評で納付に結びつけることができた。 推進員等にもお勧めしたが、職員ではないのでよいことだけとできない現状があった。 反省点 20歳以上の方は必ず加入している状態にすること、(申請主義に甘えない) また、切り替え時に安易に新しい番号(手番も含めて)を払いださないこと 裁定時に統合するのではなく、裁定時には、手帳1つで全ての記録が呼び出せること。
11964	地方庁	社会保険事務所課長級以上	1. 世間一般的には、年金の記録が見つかると年金が増えると思われているが、記録が判明した事により第四種被保険者や高齢任意継続被保険者の資格記録が減り、よって年金が減額し、遡及して返納金が発生するケースが多い。また、期間が増えたことにより満了者となり、遡及して加給年金の返納が発生するケースも多い。 2. 社会保険庁の旧台帳がWMに整備されていない記録が多く、記録が判明しても旧台帳の照射に時間がかかりすぎる。	1. 減額となるケースについてはマスコミ等は一切触れていないので広報をもっとするべきだと思う。 2. 記録問題が問題視された時点で旧台帳の全記録の整備を最優先で行うべきだったと思う。	期間照会等を行う際、過去の経験と知識が必要なケースがあるが、そのような担当者が退職等により減ってきている。賞金等では事務的な処理となるので見つからないケースが多く、第三者委員会の申立てが増えた。	過去の経験と知識から記録の判明に努める。
11965	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	年金記録の期間調査を専門に取り扱う機関を作るまたそれを拡充する	基礎年金番号ができる前国民年金と厚生年金と別々の手帳番号を持っていた人の記録が統合されていないもの 平成16年非常勤職員に採用された時	当時は年金電話相談員だったのでお客様からの質問に丁寧に答える 世間の関心の高さに配慮がなく反響の大きさを予測できなかった
11966	地方庁	その他(社会保険事務所)	夫と年の差のある妻に対する振替加算の支給もれ(支給を受けられる対象者なのに届出用紙を提出しなっかったため受け取れないケース) 夫が共済満了者。加給が付く年齢のときには妻は65歳を超えていた。 妻が自分の老齢年金を請求したとき社会保険事務所から振替加算の説明はなく、届出があることも知らされないまま死亡。死亡から5年経過しているため結局、振替加算は支給されなかった。	共済満了者であることが明らかなのに届出がないから支給しないというのはあまりに一方的です。窓口での説明もなく、業務センターからの勧奨もなければ受給者は制度を知るきっかけもありません。 この問題についても時効を撤廃し、すべての受給者(死亡者を含む)について支給もれがないか共済と連携して、早急に解決すべきと考えます。	勤め先が変わったとき年金手帳を提出せず、いくつも番号を持っていたり、基礎年金番号が始まったとき他の手帳番号があることを申し出なかった等、被保険者自身の年金制度への関心のなさが原因でこのような事態に陥ったと思った。それがマスコミによりいつの間にか全面的に社保庁が悪いような報道をされ納得いかなかった。 マスコミが騒ぎだした2～3年前。	年金記録は決して消えているのではない、ということ、記録がばらばらになったままの経緯を特に理解してもらえるように対応しました。 厚生年金から国民年金への切替など、あまりにも被保険者まかせの手続きが多いために起きたものと思います。
11967	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	最重要課題なのだから、優先的にやらなければならないがそうでもない気がする。 人数等を含めどれだけ集中してやる環境を整える事が出来るかにかかっているのではないか。	国家的な問題。 2年ほど前。	数多くやる事のひとつに過ぎない状態にあると思う。 前述したとおり、どれだけ集中して出来る状態(環境)にもっていけるかが重要なのではないかと思う。それが出来ていないのが問題だと思う。
11968	地方庁	その他(社会保険事務所)		二重三重に確認作業が必要だと思います。記録問題等担当していないとわからない点もあるかと思いますが、一人一人が問題に気づいても、そこ一ヶ所にとどめるのではなく、他の事務所でも起こりうる事なので、気づいた時には問題提起して、他の事務所にも伝えられるところがあればいいと思います。	マスコミ等の報道により	まずは、二度と同じような問題が発生しないよう、相互確認等の作業が必要だと考えますが、最近では、委託業務や、定期的に入れ替わる臨時職員がますます増え続ける状況もやむをえないのかもしれませんが、職員が責任を持って管理すべきであるため、これから、減少していく予定ですが、大切な個人情報を管理するには、職員の増員が必要と、強く感じます。
11969	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	紙台帳、オンライン化、と記録の管理方式の変更が記録問題の原因の一つと考えているので、システムの更改時など、記録自体を移行させる際のチェック体制を過去に実施した同様のケースよりもさらに厳しく実施すべき。	担当業務の大半が記録問題に関連するものであることから、記録問題の解消は、自身の業務において達成すべき目標であると認識している。 問題が存在することを知ったのは、地方庁に出向していた平成19年頃。	対応については、(8)で述べた認識に基づき、取り組んでいた。 地方庁に在籍していた当時、感じていたことだが、記録問題の存在が明るみなって以降、1年が経過しても、問題の全体像が示されず、場当たり的な作業指示が多かったこと。
11970	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
11971	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		私自身数年前まではWMでの記録が間違っている可能性があることの認識はなく、それを知ったのはねんきん特別便の発送をしてからになります。	窓口や電話等で記録問題に関する問い合わせがあった際にはあいての申し出を否定することなく事実確認に努めました。
11972	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されているような問題だけしか知りません。	事務処理の改善を早急に実施する。	正確に業務処理をしていなかった為に、このような事が発生したと思います。 社保で仕事をして感じました。	民間での事務経験と社会経験で効率良く、積極的にがんばりました。 業務の効率化と職員のモチベーションをもっとあげるように努力するべきだと思います。
11973	地方庁	その他(社会保険事務所)			よく内容は理解することができていませんが、とにかく重要な問題ということは認識しました。 問題が存在することは任期をいただいて半年ぐらい過ぎたころから重要なことを意識し始めまし	自分の担当分野を通して少しでも解決できる部分は一つ一つ対応しようとしました。反省点については よくわかりません。
11974	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	わかりません。	勤めていた記録、加入していた記録、これらが適切に反映されていないのは多様な要因はあるにせよ、行政の責任と考えます。 記録が適切に反映されるために、これまでねんきん特別便、定期便を送付して御本人様に確認いただくよう対応を図りましたが、例えばこちらで記録の確認を行ってから御本人様と思わしき記録が出てきたときに、今度は訪問して対応するなど手法を変えるべきだと思います。	勤めていた記録、加入していた記録、これらが適切に反映されていないことは大きな問題だと思います。	記録が反映されていない事のないように、定期便の送付、記録照合と必要なことは行うべきだと思います。 また、この問題は制度の複雑さや周知不足などがあると思いますが、職員の意識をもっと高いところにもって職務を行うことが必要と思いました。
11975	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録の検索性を高めるシステムの開発	様々な要因が重なって起こった問題。 記録問題については平成17年くらいに知った。	別件でのお客様についてもできるかぎりご自身の年金記録について誤りはないか確認の会話を入れる。 年金記録の入力および補正の重要性に対しての認識が甘かった。
11976	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。 ※H19に中途で採用されたので詳しくありません。	上記(6)についての解決方策のことと思いますので、考えはありません。	上記(6)についての問題認識のことと思いますので、認識はありません。	上記(6)についての問題認識のことと思いますので、反省点はありません。
11977	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題につきましてはその当時の認識のあまさや日常の業務への慣れなどさまざまな要素が重なってしまった結果だと認識しています。 現在の職場へ勤務することになってからこのような問題が存在することに気づきました。	日々初心を忘れず誠実に勤務し正確で迅速な処理を心がけています何か問題が起きれば必ず相談しそれが正しい処理なのかを確認し処理を進めるという風に対応しています。
11978	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	高齢な受給者(潜在的受給者を含む)に相当年経過後の保険料支払や給与額を立証させることは無理があります。立証責任については時効を採用し、n年以前の立証責任は国が負い、すなわち不支給・減額をする場合には国が立証するようにすべきと考えます。法の世界における社会安定重視の考えを採用すべきではないでしょうか。年金以外の社会保障(生活保護・医療・雇用保険・介護)などを総合的に勘案して、国として最も効率的な制度運営が行われるような方策を	昨年12月の入庁以前にマスコミ報道や年金関係の書籍等で、年金問題に触れてきました。また新入職員研修等で非常に深刻な問題であると再認識しました。	現職においては、年金実務に携わってこなかったため、直接的な対応はありませんでした。しかし、日本年金機構設立準備のコンプライアンス・プロジェクト・チームへの参画を通じて、民間での経験を踏まえて職員に対するコンプライアンス教育が向上する様々な提言をし、職員用マニュアル作成に参画しました。日本年金機構のコンプライアンス教育を全職員に浸透させ、問題の発覚が早めさせ、大事に至る前に解決・予防できる体制を固めていくべきものと考えております。
11979	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			当初、基礎年金番号の統合には時間がかかるのではないかと認識していたが、時間がたち、件数が増えるに従って、基礎年金番号の統合のみの話ではなく、奥が深いものなのではないかと感じた。	ひとつ、ひとつの作業をないがしろにした結果が、国民の皆様に多大な迷惑をおかけすることになった要因であると思います。言葉でいうのは簡単なことですが、今回の件を踏まえ、ひとつ、ひとつの作業をきちんと対応できるようにしていきたいと思います。 また、今回の記録問題の件では、年金相談等の苦情も数多く寄せられました。このような苦情に対しても真摯に対応できるよう心がけて行きたいと思います。
11980	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		年金記録の問題は、以下について問題ではないかと思っていました。 ○国民年金の記録について ・個々の市町村との間における重複管理 ・厚生年金との取得・喪失のチェックができていなかった。 ・国民年金印紙による納付(検認)のチェック ・地方分権による急激な事務処理の移行 ・マイクロ記録の不整備 ○厚生年金の記録について ・事業主への責任を求める制度 ・被保険者の保険料負担と事業主の保険料納付記録の不整合	問題に対し真摯に受け止め、間違いが正しく修正できる法整備、事務処理方法が必要と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
11981	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は、五年ほど前に初めて、年金相談員として当事務所にての業務に携わらせていただくようになりました。 当初はこの記録問題の認識がございませんでしたので、年金原簿収録以外の記録、被保険者の方においては基礎年金番号以外の手番があることがよくあり、生活者の受給金額にかかわることなのに、どうしてこのようなことがあるのだろうと漠然と思っておりました。 その後、状況を認識するにいたりました。	対応させていただくお客様ひとりひとりに、疑義複確認ででてきたものの情報提供、一方お客さまのお話を伺い、漏れがないよう必要によっては照会をしていただく、そして少なくとも、ご自身の記録が現在どうなっているかきちんと認識していただく、記録と認識が一致するようにはしておりました。 現在は、この問題が多角的に検証され、問題の本質も十分認識されております。ひとりひとりができることは、多くはないかもしれませんが、おのおのの業務の立場においてできることを見逃さないように、携わるひとりひとりが、今すべきことを正確に迅速に勤めることに尽きると思います。 また、この問題から明らかになった現在の年金制度の問題点について、さらに今後の年金制度がどうあるべきかという視点ももって日常業務に携わらなければならないと思います。 組織としても具体的にそういったことが体現できるシステムでなければならないと思います。
11982	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般に知られていない問題については知りません。	基礎年金以外他手番があった方に名寄せ等で郵送してますが、その後のフォローで、社会保険事務所へ来所していただき、年金記録の相談をしていただくか、ぎょうむせんたーへ回答を提出してもらい、その後事務所で、調査・再裁定という流れになっていますが、問題は、回答を提出されない方だと思います。 回答を提出されない方については、電話で事務所での年金相談をし、事務所への来訪ができない方は、戸別訪問で聞き取り調査をし記録の確認をし手続をする。年金記録問題は、大変な作業であるが国民の信頼を得るためには、こつこつとやるしかないと思います。	平成9年に基礎年金番号制度になり、手番があれば年金手続時に統合をするという安易に思っていましたが、国会で年金記録問題が取り上げられた頃だと思います。	受給者あるいは、被保険者の方と年金記録の相談をさせてもらったときは、自分のことだと思い一人でも多くの方の記録が見つかるよう親身になって対応しました。 ねんきん特別便の対応の頃は、全所体制でしたが、それでも職員の人数が足らなかったように思います。
11983	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	記録問題において、手作業で処理を行っていた時代のものと現在の機械管理の記録との突号を可能な限り行うこと。	納付された被保険者記録・納付記録が正しく管理されていなかったという事実から正に社会保険庁の大きな信頼問題であると認識しました。平成19年5月頃	膨大の件数ではありますが、可能な限り1件ごとの記録確認を行う必要があると思いました。反省点としては、過去、記録件数が膨大であるため、手作業記録を機械管理する過程での処理について、チェック機能が働かなかったのではないかと思われます。また、社保業務のうちこれまで適用、徴収といった業務に重きを置いてきたことから、記録管理等の業務についての重要性の認識が低かったのでないかと考えます。
11984	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	現在の方策と同様かもしれませんが、記録問題への対応が始まって数年が経過し、そのための財源や解決までに与えられた時間には限度があると思うので、一定の統一基準などにより対応した上、その後のフォロー(記録を簡便に確認できる仕組みの構築やいつでも記録に疑義があった場合に対応できる体制等を整備しておくこと等)や再発防止をしっかりやっていくことが重要に	基礎年金番号制度をとられるようになって統合作業がうまくいくのか疑問を感じた	解決は難しいのではないのか、一人一番号を早くから浸透させ、大切さを知ってもらうべきではなかったか。
11985	地方庁	社会保険事務所課長級以上		地道な確認をして解決していく。	年金業務に精通した職員を、一箇所に集中配置し一つの部署として立ち上げ、、その下に謝金・賞金等の職員を大量に配置する。なお、その部署の職員は年金記録問題以外の業務は行わないこととし、集中して業務を行うこととする。	社会保険事務所に採用時より、複数の年金手帳を所持している方がおられることは認識していたが、このように大量に存在していると認識したのは、今回の記録問題によってです。
11986	地方庁	社会保険事務所課長級以上	カセット解除されていない記録が多数存在している。	年金業務に精通した職員を、一箇所に集中配置し一つの部署として立ち上げ、、その下に謝金・賞金等の職員を大量に配置する。なお、その部署の職員は年金記録問題以外の業務は行わないこととし、集中して業務を行うこととする。	社会保険事務所に採用時より、複数の年金手帳を所持している方がおられることは認識していたが、このように大量に存在していると認識したのは、今回の記録問題によってです。	平成9年の基礎年金番号導入時に、基礎年金番号への記録統合処理を丁寧に行うべきであった。
11987	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	地道にやるしかないと思います。	年金を考えるときの根本的な問題と考えている。 マスコミ等で取り上げられるようになってから。	保険料の納付と年金の納付記録(納付期間等)とを結びつけた事務処理方が確立されていないことや、手帳番号等の管理番号の複数払い出しなど被保険者一人称に対しての情報管理を構築できなかったこと
11988	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	有りません		複数の番号を持っている方が多かったので裁定請求の際には統合できると考えていた また資格喪失後(未加入も含む)は死亡してもその情報を届け出する義務がないので潜在的に死亡している方が多いのではないかと思っていた 5千万件が問題にされた頃	記録の管理方法や媒体などに変遷があったが膨大な記録を個人と結び付けて長期に管理をしていく事務処理等に関し将来予測(体系)が適切にできなかったこと記録の重要性に関する哲学が弱かったことが原因だと思う今後は定期便により毎年毎年の記録を確認しその内容をお客様と共有していくことが大事だと思うただし特別便で確認した記録が基礎となるため特別便の事務処理を早急に終息させることが必要
11989	本庁	その他(本庁)	全てではないですが、市町村役場の記録管理も杜撰なものがあったようです。	記録の確認作業をマニュアル化し、事務補助員でも作業ができるようにする。	お預かりしているお金の記録が消えているということなので、大問題だと思っていました。この問題を知ったのは、数年前にマスコミが大騒ぎをしたときです。	
11990	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	有りません		宙に浮いた年金記録問題が始まった時に、社会保険庁の存在意義を揺るがす問題と認識しました。 記録漏れについては、年金裁定時には、ご本人の職歴や加入歴を基に調査し整備するので、漏れることは無いという認識でしたが、実際には相当数の記録漏れが発生していたことから、適用時に健康被保険者証の発行を迅速に行うために安易に複数の手帳記号番号を払い出すことが一般的だったことが、この問題生む要因になったと思います。また年金裁定時にご本人の記憶に頼っていたことや、職員の資質にも原因があったことも要因と思います。 標準報酬月額の遡及訂正について、問題と認識したのはその件数の多さを知った時です。	本庁の指示に従い対応してきました。 行政側の安易な手帳記号番号の払い出しと、この為に事業主、被保険者側の手帳記号番号に関する意識の醸成に努がらなかったこと。 記録管理方法の変遷の中で、確認が徹底されていなかったことが窺える。 標準報酬月額や喪失年月日の遡及訂正は、制度の維持より目の前の状況を優先させたこと。
11991	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	①平成9年に基礎年金番号が導入されたときに現存受給者の付番を実施しているが、過渡期(平成8年10月～平成9年1月)の間に死亡失権している者の基礎年金番号に死亡情報が入っていない。 ②共済情報交換で共済側から死亡失権等の情報が回付されてきたときは、高井戸の共済原票に「50－01」トランズが入り、基礎年金番号管理ファイルに「死亡失権」が入るが、共済側から誤った死亡失権情報が回付されてきており、死亡していないにもかかわらず、死亡が入っているケースが多くある。(遺族年金受給者の子の18歳到達時等)また、厚年の死亡喪失を誤って入力したときに死亡喪失の取消をおこなっても、基礎年金番号に死亡喪失の情報が残ったままになっているケースがある。 ③共済情報交換では、氏名に記号が設定されていてもチェックをかけていないので、共済が誤って回付してきた氏名の外字が「@」「□」「#」など記号で収録されているケースがある。(共済からの回付誤り) ④台帳からオンラインへの切替の時期(昭和60年前後)に資格喪失している者の喪失記録が収録されておらず、未統合手番にもかかわらず現存状態となっているケースがある(記録不備状態)。これまでの特別便等の名寄せ処理については、期間重複チェックが正常に行われた記録のみがお知らせの送付対象となっているため、記録不備状態の未統合手番については、本人特定が出来ない状態になっている。	①基礎年金番号に死亡を反映させるのは、センタのみのオンライン処理で1件対応でしか入力できないが、死亡を登録する処理を一括でもできるような開発を行い、高井戸の死亡失権情報を使って一括処理で死亡情報を登録する。 ②共済と高井戸の情報の差分を特定し、業務センターで誤った死亡情報の取消を行う。誤って死亡喪失を入力し、その取消をしても死亡が消えていない場合は、センターに連絡する等の運用を徹底する。 ③解析サーバの基礎年金番号情報等で、対象者を特定し、共済に正しいデータを情報交換で送付していただく。また、システムでのふた締めを行う。 ④これまでの名寄せのための未統合記録抽出処理で記録不備関係のエラーとなっている記録については、台帳を参照して補正できるものについては、補正を行い不備状態を解消し、再度サーバ等で名寄せを実施する。	存在を知ったのは、平成18年度の後半頃から。 社会保険庁全体で知恵を出し合って解決していくべき重要課題だと認識しています。	平成19年度の後半からねんきん特別便等の年金記録問題関連の開発に関わってきましたが、法律とあっているか、わかりやすいかを心がけ、スピード感をもって職務を行うよう心がけました。 反省点としては、様々な理由により記録問題関係は方向性があまり明確でないまま突貫の開発をおこなうことになりましたが、もっと開発期間や要件定義のための時間があれば、有識者や国民の声を取り込んださらに良いシステムを作ることが出来たのではないかと思います。
11992	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にない。	徹底的な調査。	過去からの長年の諸問題の表れ。 制度が変わっていくなかで、対応しきれていなかった問題。	自分の職務に真摯に取り組んでいたと思う。
11993	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	とくに知る限りでは、世間一般に知られていない問題というのは把握しておりません。	簡単解決策というのは正直わかりませんが、お客様の記録を一つ一つ地道に洗い出し、記録として統合していくということでしか道はないと考えます。	特別便送付時に事務所で対応に追われましたが、厚生年金、国民年金の未加入期間がこんなに多いものかという認識しておりました。 問題の存在は、マスコミの報道で初めて知りました。	特別便に表示されている加入記録のうち、お客様の前職の厚生年金の喪失日と次の職につかれた時の厚生年金の資格取得の日付との間に空白が生じている場合には、お客様から入念に事情をお伺いしました。日々の業務として、特に国民年金の加入時に厚生年金の資格喪失日を確実に確認すること、また空白の期間がある場合にはその時のお勤め先がどこであったかなど、事情をお客さまに丹念にお伺いする必要があるかと思います。そのようなきめ細かい対応が結果として窓口(市町村も含めて)でできなかったことが、このような問題を起こしたものと考えます。 現在は国民皆年金であり、以前の特に第2号の妻が任意加入の時代とは状況が異なりますが、
11994	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金記録問題は、過去数十年にわたって積み重ねられた問題と思います。戦前の「紙」による台帳から始まり、昭和50年代のオンライン化までの様々な管理方法があったと認識しています。よりよい方策は、一人一人に確認する方法ですが、相手が80歳以上の高齢者であったりと、その記憶も曖昧で、その確認作業も中々進まないのが実態と思います。根気強く、1件づつ対応する方法しかないと思います。	年金記録問題は、制度の長い歴史と、様々な記録の管理方法があったことによるものと思います。しかし、年金制度は請求主義で運用されていたため、記録は確実に、ご本人に結びついているものと思っていました。	一人一人着実に対応するしかないと思います。
11995	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	他に問題があるとは承知していない。	過去記録については、会社及び本人に確認し、記録の確定を行う。	年金記録については、複数の手番を持つなどにより、完全なものではない。 年金裁定の審査事務を担当していた20年前から知っていた。	基礎年金番号の導入など、制度の変更時において、適切な移行が行われなかったことが、問題を拡大させたと思います。
11996	地方庁	その他(社会保険事務局)	特段ありません。	新たな方策については、特になし。現状の取り組みを早期に完結すべきと考えます。	厚生年金について、事実上、形だけの生涯一つの番号となっていたため、起こるべくして起きたかとの認識です。 事務所に勤務を始めて1～2年で感じました。	厚生年金適用時、新卒者と思われない等の新規取得者に対し、事業所への照会、及び年金請求時の丁寧な聴取の聞き取りを出来る限り行いました。 反省点については、長い年月の中での問題と考えております。
11997	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	いろいろと公表されており、一般の方に知られていないような問題は、自分では存じておりません。	さまざまな取り組みや対策を行っているので、その一つ一つを確実に実施していくことが大切であるとおもう。 特に、定期便等継続したお知らせを行うこと、いつでも労力をかけずご本人がいつでも簡便に確認できる方法を取れるようにすることが大切であると思います。	宙に浮いた記録を積極的な管理をせず、受身で管理していたために発生した記録管理の杜撰さが露呈した問題。 年金記録問題が公表され始めた平成18年夏。	提示された対策への積極的な参加、実施。 計画的な対応が不十分であったため、国民の皆様へ多大なご迷惑をおかけしてしまった。問題のない方まで不必要な不信感を与えてしまった。
11998	地方庁	社会保険事務所課長級以上	該当問題なし	年金受給者を集中的に短期間で終わらせる対策を考える。	・年金記録問題は短期間のうちに解決するとは思っていない。 ・平成16年ごろです。	ねんきん特別便、定期便への対応については、お客様の職歴を十分にお聞きしてお客様が納得していただくしていただけるような対応を心がけています。 被保険者側に立った対応が自分も含めて職員全員に不足していたことを反省します。
11999	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			記録管理業務を重要視してこなかったことの結果だと思う。	これまでは、徴収系の業務に重きが置かれ、記録管理系の業務を重んじていなかったのではないかと思います。人事においても徴収に長けた人が優遇されていたように見えます。業務に対する偏った考え方が、記録問題や遡及訂正問題を引き起こしたということもいえるのではないでしょうか。 社会保険の各業務(適用、徴収、給付等々)は相互にかかわりあっています。業務の中で優劣は

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12000	地方庁	その他（社会保険事務所）		現場の事務所で、職員が現業をこなしながら解決処理するのは、作業時間が十分に確保できない等の理由で現実的に無理。全国横断的な専門の部署を設置して集中的に問題解決処理を行う必要があると思う。そのためには、年金処理の知識のある人員の確保、必要数のWMの設置など、設備に掛かる予算が必要と思う。事務所の現業とは引き離して処理すべきと考える。	年金問題が発覚してから、入所したため、世間の報道で知った。	少しでもお客様に、理解してもらえるような回答を作成することに努力した。 問題の原因はどこにあったのかが明確になっていないのではないか。 職員の作業方法に問題があった、だけではなく、 システム化する以前の作業にどのような問題があったのか、 その問題はどうして顕在化しなかったのか、 対策されなかったのか、 システム化の際に記録データを移行する際に問題はなかったのか、 十分な検討をしたのか、 システム化の際になぜ問題が顕在化しなかったのか、 なぜ対策されなかったのか、 等々。 年金問題に関わる問題の原因が、現場で発生している問題点が中央に反映されていなかったことによるものであるならば、この点においてまだ問題点は解決されていない。 相変わらず、庁から指示が一方的に降りてきて（中央で現場業務を考慮したとは思えない施策など）、現場が問題意識をもちながらも反映されないという思いを持っているのは否めない。 一人ひとりの意識を変える、というのはとても大切なことであると思うが、組織としてそれにどう取り組むのか、ということが明確になっていないと、一時的に意識は変わったとしても、結果的に何も変わらない。 日本年金機構として、事務所の現場の状況（お客様に対するサービスも含めて）を、どのように把握して、改善策や対策をどのように組織全体に反映させるのかを明確にして、全体を変える必要がある。 中央で決めたことを現場の末端まで徹底させれば良い、という考え方だけでは組織の根本的な問題点は解決できない。
12001	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	年金定期便等を活用し、1件1件統合していく。	年金制度と社会保険庁という組織の問題。 報道されてから。	リスク管理の意識が希薄だったこと
12002	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般に知られていない問題以外承知していません。	現在行っている解決に向けた取り組みを実施していくことが一番の方策と考えます。	このような問題を認識するようになったのは記録問題が騒がれ始めたころで、それまでは年金に結びつかない記録がこんなにあるとは認識していませんでした。	年金制度は本人の請求に基づくものとされているため、請求がなければそのままとなってしまっていた。私たちもそのような意識できたために起こったことと認識しており、お客様から預かっているものであるとの意識が必要と考えています。
12003	地方庁	その他（社会保険事務局）	ございません		[redacted] 年金給付課所属時、実母の裁定請求時に、厚生年金加入期間が氏名（フリガナ）誤りで収録されているのを確認。 また、親戚の厚生年金記録も同様であり、将来、社会保険庁全体で取り組まなければならない問題と思っていた。	当時は、どのようにして問題提起すべきか判らず、とにかく相談業務時は、お客さまのご記憶を頼りに、記録確認に時間をかけるよう努力した。
12004	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金加入者に対し個別訪問を行う	年金記録等を使用する業務は行っていないため、また、担当業務も忙しく、あまり意識はしませんでした。	年金加入者に対し定期便を送り確認していただくことを当初から行うべきだった と思います。
12005	地方庁	その他（社会保険事務所）	世間に伝えられている問題を全部把握はしてませんが、恐らくありません。	社会保険事務所において、通常業務と切り離して専念できるスタッフと環境を確保する。	年金記録問題が起こる以前の国側と国民側の両方の年金への関心の薄さが問題だったと思いました。	今後、関心を持ってもらえるように、制度の変遷などを資料や通知で学習しながら、お客様に伝わるよう心がけながら対応しました。 お客様にとって、社会保険庁が把握している年金記録問題についての個人の情報が現在のコンピューターで把握できている情報と台帳などで把握できていた情報が同じだと思われているようです。しかし、厚生年金はフリガナなし住所なしであったり、国民年金は漢字なしが多数が現状です。現在、コンピューターで把握できている情報と、当時、台帳などで把握できていた情報がどれだけ違うか、国民に伝えていく必要があると思います。
12006	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知していません。	社会保障カードの導入	報道	50年当時の事務処理において、資格記録と給付記録は別ものと整理されていたこと。
12007	地方庁	社会保険事務所課長級以上		各人が、それぞれの配置場所で真摯に対応し、1件ずつ解決していくなかで、社会保険事務所だけでなく年金制度そのものに対する信頼を取り戻していかなければならないが、早期解決のためには人員増が必要と考えます。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号があることは知っていたので、年金請求時にきちんと確認をし、すべて統合したうえで年金を決定しなければならないということに留意していました。納付記録が残っていない（浅れている）等の問題については、年金問題がクローズアップされはじめてから、認識しました。	毎日、お客様に対して、一生懸命誠意を持って対応しています。ただ、人員不足のため、待ち時間・待ち人数が多く、お客様にご迷惑をおかけしています。また、残業が続くなか、職員の体調が万全ではなく、病休者が増加しています。
12008	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無し	適材適所の人員配置（慣れた職員を無理やり異動させない等） 人員確保 補正処理を簡潔に出来る様システム改善 法の簡素化（複雑すぎのため）	問題噴出後の現在でも、届書提出など適当な会社が多数あり、スパンの長い年金記録が本人の記憶頼りである以上、大なり小なり問題ありとは、入庁時より漠然と思っていた。 新たな方法は分からないが、事業主に届出責任を問わない現行のやり方では、今後も、問題は無くならないと思う。	出来る範囲でしたが、本人や担当者に、再度の確認を取るなどの対応。 処理誤りなどの再確認が、出来きらなかったように思う。
12009	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	特にありません。	年金記録の判明については、楽観的に考えていたが、記録確認業務を実際に行って、非常に労力と時間を要する大変な問題であることがわかりました。	特にありません。
12010	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に無し		平成16年頃社会保険事務所にて未統合記録があるのを知った時。 ただし、後から、年金の世間での認知が高かったとはいいがたいため、資格記録の確認の通知を送付しても帰ってこないと聞いていました。当時は年金の裁定時しかご本人様と直接話す機会が無いという（手帳が見つかった人以外）、組織上の問題だと認識しておりました。	年金裁定時にしつこいくらいに手続きをされた方に連絡を取っていました。また、記録を探したりしました。 年金記録についてもっと高い意識をもたなければいけないという点。
12011	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	策定した計画に従い、記録の整備を確実に行う。	年金記録については、年金裁定時に整備・整理することと考えていたので、特段問題があるとはかんがえていなかった。	(8)でも記述したように、年金記録の整備については、裁定時に整備・整理することと考えていたので、特段問題があるとはかんがえていなかった。
12012	本庁	その他（本庁）	わかりません。	効果的な人員配置だと思います。	問題が起こってから始めて存在することを知りました。	私も含め、社会保険庁がしっかりと管理していれば、このような年金記録問題は起こらなかったと思います。結局は、職員の個々の意識の欠如がこのような事態を招いたのだと思います。反省すべきは、個々で仕事を行うこと。声かけ、チームプレーを実践ことが大切であると思います。
12013	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にございません	なかなか、短い期間で全ての持ち主のわからない年金番号を特定することは難しいと思われますので、精一杯行った結果それでも持ち主が不明な番号が残った場合は、記録がない方でもその当時年金に加入した可能性が高い者について基準を設けて、特例的な措置で救済するしかないと思います。	私が社会保険事務所に配属されたのは平成3年ですが、その時の状況では、いわゆる中に浮いた年金は、被保険者が受給年齢に達し、年金を請求時に、調査を行い、判明したものは随時受給額に反映させるというのが広く一般的な考えとして職場で認知されていたと思います。 したがって、私も年金番号が浮いていても年金請求時に請求者から聴歴など聞き、調査のうえ年金額に反映させるという考えが普通の考えとして思っておりました。 また、年金記録は全コンピューターに収録されておらず、事業所記録がマイクロフィルムに収録されていたりしてとても不便で、なぜ全部機械に収録しないのかその当時思っておりました。	機械に収録されていない記録について、被保険者等から照会あった場合は極力照会者の立場にたって調査をしたように思います。しかしながら、被保険者等の希望するような記録の判明に至らなかったものもあったと思います。 年金記録問題の反省点としては、記録管理に対する認識が非常に甘かったと思います。一生涯の大事な記録ですから電算化するときも対象コストが多くかかっても きちんと電算化すべきだったと思います。他には、特別便や定期便のように被保険者等に年金記録をお知らせし双方でチェックする仕組みに早くからとの組むべだったと思います。
12014	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	マンパワーをかけ、丁寧に対応するのみと思います。	年金記録問題とは、年金制度の問題、先進方の事務処理上のミス、業務・システムの発展の過程で生じた問題等いろんな要素があると認識していました。 また、今のように「問題」としてがあることは、平成17年18年のマスコミ等で騒がれだした頃である。	私はその当時記録そのものを触れる立場ではなかったので、ガバナンス側の業務をしていた。 現時点での反省点としては、年金記録や裁定業務に携わる末端の人間と、業務・システム・組織を企画する人間との知識・認識の共有ができなかったことが問題点であり、そういう組織にしてこなかったことが反省点と考えます。
12015	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	現在、行っている「ねんきん特別」、「ねんきん定期便」の事業、今後、行われる「厚生年金加入記録のお知らせ」などにより、1人1人にこれまでの加入記録を確認してもらい、社会保険事務所等で記録を照合していく作業が解決にあたっては一番の方策だと思います。 確認しても記録が見つからない方たち、保険料を納付していたのに記録がない、証明するものがないため立証ができないなど、記憶が確かながら記録の回復に繋がらない方たちのためにも特別措置等を制定し、救済していくことも検討しなければならないのではないかと思います。	年金記録問題については、亡くなった方の記録、将来受給権に結び付かない記録が主な記録だと思ってため、これほど大きな問題になるとは予想をしませんでした。また、年金記録は、年金裁定請求時には、全ての記録を確認するため、これほどの件数（5000万件）があることも予想していなく、社会問題に発展するまでの大きな問題との認識はあまりありませんでした。 記録問題の存在がこれだけの重大な問題だと認識したのは、長妻大臣が国会でとりあげた2年前くらいだと思います。	年金記録問題に直接携わる業務を行うことが少なかったのもあるせいか当該問題の重大さを自分自身がきちんと把握していなかったことについて反省しなければならないと思います。 現状、社会問題にまで発展したこの問題について、現在、年金相談推進室というお客様から直接声を聞く機会がありますので、記録問題の解決のため、当人がどうすれば記録回復につながるのか、いろいろな手段、方策を説明し、問題解決ができるようこれまで以上に丁寧な対応していきたいと思います。いずれにしても、受給者、被保険者の立場にたった親切な、丁寧な対応に心がけ、1件でも多く記録問題解決のため、努力していきたいと思います。
12016	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません。	被保険者名簿をWMの記録と突き合わせて判定することが可能なシステムを開発できればよいのですが、それが無理なら年金定期便等の回答を待って補正していくことが最善な方法だと思います。	年金記録問題については、厚生年金の期間照会業務を担当している時に知りました。 当時から社会保険庁の職員として、正確な記録へ補正する責任を感じていました。	当時は年金の裁定請求時に完璧に補正するという取り組み方でしたので、期間照会の届出があった場合は全力で記録を探していました。 ただし、今考えると、裁定請求時に記録補正を行うのではなく、昭和20年代等の名簿を組織全体で確認のうえ、積極的に記録を補正すべきだったと思います。
12017	地方庁	その他（社会保険事務局）	今、言われている問題以外は特にありません。	個々人の意識をしっかりと持ち、社会保障の一端を担う者としての自覚を持ち続けることと、これからも増す高齢化社会に向け対応できる人員の確保だと思います。	3，4年前頃です。日本の社会保障制度を揺るがす問題と捉えていました。	堅実に対応していくことが大切だと思います。
12018	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	社会保険庁含め府省庁全体に言える事は公務員という雇用と権利が確保された状態が長いと、仕事に対しての責任感が欠如し権利ばかり主張する人が多くなる傾向にある。仕事の効率を上げる事で会社の収益もあがり自分のサラリーもあがるという事を実感する事が無いからだ。なので仕事に対しての取り組み方も責任を回避する事に終始し、言われた事しかやらない人が多い。	公務員法の改革し民間なみの評価制度を導入	私は民間の会社で20年間従事後、社会保険庁に入庁し9ヶ月しかたってません。入庁する前は社会保険庁に限った体質だと思いましたが、入庁後は公務員全般に言える事だと痛感しました。	社会保険庁から日本年金機構に変わる事で公務員という立場でなくなりますが、国から年金業務全般の仕事を請け負う体系はかわらないので、皆くは現状と変わらないのでは？ただ評価制度は厳しくなるはず？なので低い評価を付けられればサラリーや昇進に影響する事を肌身で感じられてくれば、仕事のやり方、取り組み方も変わっていき、ゆくは組織の体質も変わってくる思います。
12019	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12020	本庁	その他(本庁)	なし	長年年金業務に携わっている詳しい職員が、年代の若い職員にも、さまざまなスキルを伝えられるようにする。それによって、精通した職員を増やす。 具体的には、そのような目的が明確になるポストをつくったり、研修など。	個人の年金の記録について、昔に収めた保険料分が年金額に反映されていないという問題。 (厚年記録もしくは、標準報酬が事実と異なるなど) 問題の存在を知ったのは、平成18年ごろだと思われる。	その当時、適用事業所に対する厚生年金の適用に関する部署にいたので、社員の入社、退社、算定基礎、月額変更など、将来個人の年金額に影響する届出について正確に処理をすることを心がけた。現時点では、年金受給者の方でない年若い人でも、そのような厚年記録及び標準報酬を正しく反映させていくことが、将来の正しい年金受給につながるため。
12021	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	該当ありません		いつ頃か時期は忘れましたが、記録(標準報酬)の改竄が行われているという事実が各地で起こっていることで意識しはじめました。 被保険者本人の知らないところで、社保担当者と事業主との間で行われていたということは、今となっては、まじめに働いてきた職員に対する冒涜であり、非常に残念なことと思いました。	組織全体での問題として、その対応策あるいは解決策を見出していくべきだったと思います。(一部のこのような体質が全国のあちこちで発覚しましたが、その際の対応(実態調査など)をもっときっちりとやっておけば、組織改廃にまで及ばなかったのではないかと思います。)
12022	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	①年金記録問題を確実に解決するためには、現在の手法しかないと考えます。 ・特別便で行ったように、お客様に確認していただくこと。 ・紙台帳の記録とコンピューターの記録を突き合わせること。 ②年金記録問題が生じた一つの原因にもなると思われるが、会社に入社すると「年金手帳」を事業主側が預かっており、会社を辞めた時にその手帳が返却されないケースがある。このことで、基礎年金番号の導入前は、一人の人が多数の年金番号を持っているというケースがあった。現在も、年金手帳は事業主側が預かっているケースが多数見受けられ、基礎年金番号が導入されても、複数の基礎年金番号を持っている被保険者が存在する。このことは、早急に是正すべき問題と思う。	《年金記録問題の認識》 ①年金加入記録の不備と認識していたが、裁定請求時に職歴の確認をしていることから、大きな問題とは思っていなかった。また、古くは記録を入力する際ベリファイ(二度打ち)チェックは行われていなかったものと認識しており、入力ミスは当然あると思っていた。 ②また、戦後においては、就職難ということもあり就職時の年齢詐称などが相当数あったと聞いており、そのことで記録が結び付かない原因になり、結果として年金記録問題になった一つの要因であると思っている。 《問題の所在の認識時期》 社会保険事務所の経験が無いことから、具体的な事象は知らなかったが、上記のようなケースは当然として考えられ、それが年金記録問題と認識したのは国会、マスコミ等に取り上げられて	1. 現在は、記録の入力時にベルファイチェックすることは当たり前になっているが、委託業者によってはコスト削減のため、わざとチェックを怠っているケースもあるため、地方社会保険事務局在勤中は、入力後に出力されるリストのチェックの徹底を指示した。 2. 反省点としては、自身は現場での経験が無いため、これまではあまり認識がなかったが、上記(8)で記載したように、裁定請求時に職歴を確認することで、問題にはならないという認識があったと思われる。
12023	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	お客様にお送りする「ねんきん定期便」等のお知らせを活用し、おひとりおひとり丁寧にフォローアップを行う。 また、現在は全ての記録をオンラインシステム上で確認できない状況にあるので、費用対効果を十分に考えながら、全国の社会保険事務所で即時に確認できるシステムを構築する。	年金記録問題は、国民の公的年金制度に対する信頼を揺るがす重大な問題であると認識している。 この問題の存在を知ったのは平成19年2月頃であった。	年金相談に直接携わる業務ではなかったですが、お客様からの記録相談の電話を応対した際には、ご本人のご意見をよく聞き取り、準備する書類等を説明し、社会保険事務所の窓口をご案内した。 年金記録問題の反省点としては、 ○年金制度改正・記録管理方式の変更等の際に、年金記録の正確性の確保を十分にしなかったこと ○関係する記録・資料を適切に管理してこなかったこと ○過去の記録の誤りを減らす取組をしなかったこと。 ○氏名、生年月日、性別、住所の情報を重要視しなかったこと ○ご本人が問い合わせてきた場合のみ、記録を調べて間違いが有れば修正すれば良いというようないわゆる裁定時主義で業務を行ってきたこと
12024	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	記録の漏れについて、国民の皆様に記録の確認にご協力いただくという取り組みを継続することが一番だと考えています。	約10年前に事務所の年金給付課で裁定を行っていた時、未統合の記録が多数存在することを知りました。	制度創設時に制度間のみならず、同一制度内においても複数の手番が払い出されていたことが問題の一つであったと思います。(昔のことは分かりませんが、保険者、事業主、被保険者のいずれも今に比べて年金に対する意識が低かったことがその原因では、と思われます)
12025	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	被保険者及び受給者一人ひとりが記録に漏れがないか確認していただくことが一番重要と考えます。 ただし、未納期間が多く、年金の受給要件に満たない方等については、記録に関心がないと思われること。また、遺族年金などについては、家族でもわからない場合が考えられることから、誰のものかわからない記録はどうしても残ってしまうものがあり、この残った記録の取扱いをどうするかが課題になるのではないでしょうか。 また、誰のものかわからない記録と住基台帳との突合も考えられますが、各市町村で別々に	記録問題については、マスコミに騒がれ出したときに知ったので、誰のものかわからない記録の件数がそんなに多いとは思っていませんでした。	記録問題関係の担当をしていないので、特に対応はしていません。 反省点としては、紙台帳からシステム化した時のデータベース構築の手順に問題があったこと及びコンピュータの機能がアップしているにも関わらず、予算の関係かも知れませんが、古いシステムを使い続けたこと等が反省点として挙げられると思います。
12026	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	1件でも多く解決するためには、一人一人、電話照会や、戸別訪問をするしかないと思います。	国民年金や厚生年金の納付記録が、氏名等の記録が不備のため、誰の記録か特定が困難となった。 新聞報道などで知りました。	お客様からの問い合わせに対して、分かりやすく説明。24時間対応の年金安心ダイヤルにも積極的に参加。 基礎年金番号通知送付後の、後追い調査をもっとしっかり実施していれば良かったと思います。
12027	本庁	その他(本庁)		・職員の日々の業務における責任感・緊張感 ⇒厳しいが、事務処理誤り・不適正処理などあれば厳しく対処する必要あり ・外部の空気も入る開かれた組織 ⇒まずは当たり前のことだが、常識のある、開かれた組織になることが必要。	丁度、入庁したと同時に、問題の存在が明らかになっていった。 特に、不適正な資格喪失・標準報酬訂正には衝撃を受けた。 私自身、同僚もそのような処理をする発想自体浮かばなかった。 少なからず、職場の体質を反映した問題なのではと思った。	年金記録問題の業務にも取り組んだ。 精神誠意、接客にも努めた。 しかし、一度根づいてしまった不信感はあまりに強く、 日々の何気ない業務にも苦労した。 反省点は多々あると思いますが、組織の閉ざされた体質ではないうか。 外部の空気に触れることが少ないため、常識が失われた面もあると思う。
12028	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	とくにありません。	地道に突合できるものは、していく。それでも解決しないものについては政治的な判断で解決するしかないように思います。	年金制度の根幹にかかわる問題ですので、年金記録問題は最優先の課題だと認識しています。	現在年金記録問題を直接担当する部署ではありませんが、組織全体の最重要課題ととらえ、記録問題関係の支援ができるときは、積極的に参加しています。反省点としては、保険者側、被保険者側ともに年金記録を確認する機会がいままで少なかったように思います。定期便等においてこの点は改善されるのではないかと思っています。
12029	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	最終的に年金の記録についてどこが責任を持って管理をするのか。年金管理をする専任組織を確立して、今後の部分も含めて対応することがいいと思います。	報道で知りました。	昔の台帳(紙台帳)がどこまで正しいのか・・・等々、オンラインになったときの管理体制や処理の仕方、法律が変わったときの処理方法(紙台帳の記載方法)が、きちんと管理や統一がされていなかったような気がします。 今後の記録の管理については、きちんと記録を管理する組織をつくり、その組織が責任を持って管理をする。つまり、専任の組織をつくることがいいのではないかと思います。
12030	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	①どこまで何をしたら「解決」なのか、終局点を定め、それに向けて組織の総力を挙げること、 ②何をどの程度実施していくのかは、常に「現場に解あり」、現場によく学ぶこと が必要だと思います。	机上で考えた指示のみを出す厚生労働省・社会保険本庁職員と、問題を認識しつつも声をあげずに流してしまっていた地方庁職員との関係の中で生じた問題と認識していました。新聞報道されていることを除くと、問題の存在をきちんと認識したのは、社会保険庁に配属されてからです。	(7)とも重なりますが、本庁職員として、現場の実態をきちんと把握することに努めたいと日々思って業務に当たっています。(問題を単に事象として捉えるだけではなく、何故そのような問題が生じたのかを考え、分からない場合には、現場に聴くということを心がけるようにしています。) 私自身の反省点としては、そのように心がけつつも、「日々の業務に流されてしまうこと」、おそらくこれまでも、多くの者が言い訳にしてきたこの言葉に自身も陥ってしまっているところが反省で
12031	本庁	本庁課長・室長・企画官以上		社会保険庁での経験が少なく、かつ業務上、この問題に直接的に携わっていないことから、答えを持ちません。	年金記録問題が公になって以降の採用(1年半前)のため、既に大きな社会問題として認識をしていました。	1年半前の採用であり、年金記録問題の過去から現在に至る経緯の中で問題意識を持ち得る立場ではありませんでした。
12032	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		一つ一つ地道に記録を修正していくしかないと考えます。	当初、一部の地域で杜撰な処理を行っていたのが原因で件数も限られていると思っていました。新聞等のニュースになってから知りました。	現状把握と問題提起は常に必要だと考えます。
12033	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に把握しているものはありません。	職員の意識改善、事務処理方法の全国統一の徹底が必要ではないかと考えます。	平成12～13年頃から社会保険庁の問題についてマスコミに取り上げられていたように記憶しています。 それまでに在籍していた本庁・地方庁での職員(全ての職員ではないが)の勤務態度やお客様への対応などから、起こるべくして起こった部分もあるのではないかとの認識を持っていました。	社会保険事務所に勤務していた3年間は、お客様と接する機会や、窓口からお客さまに見られる機会が多いことから、特に丁寧な対応や失礼のない勤務態度に気をつけていました。本庁勤務においても、電話対応を含め、同様の気持ちで職務に臨んでいたつもりです。 組織全体として、お客様に対する対応が上からの視点で行われていたことが反省点と考えま
12034	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	現在のシステムの機能を最大限活用して、該当すると思われる記録を浮かばせる事をしていますが、これからも粘り強く継続することだと思います。	当時の記録管理の上で、システムが現在と比べれば劣るので、しかたがない一面はあるように思う。 もちろん不正な事務処理等は当時から許されてはいないものと認識しています。しかし、現在の状況とは全く違うのも事実です。	(8)で述べたとおりですが、外に向けてもしっかり説明責任があることを肝に銘じて対応するように心がけています。
12035	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	申立てを認める基準を緩くする必要はなく、 領収書等の添付がない場合、時間がかかってしまうのはしょうがないと考えます。 記録がずさんという報道のみで、こういう場合は未納というような報道がないため、明らかに未納なケースでも第3者委員会に申し立てる人が絶えないです。 もう少しこういう場合は未納ですというような案内(報道)ができればと思います。	採用が18年1月のため特になし。	社会保険庁の反省点としては、基礎年金番号制度になった際の運営の甘さ、裁定請求受付時の記録確認の甘さが挙げられるが、 1人で複数の年金番号ができてしまうような基礎年金番号前の制度が一番悪い点であったと考えます。
12036	地方庁	社会保険事務所課長級以上		期限を切るような調査ではなく、じっくりと調査をするようにすべき	未統合の記録が多数存在していることは認識していた。入庁までなく知っていたとおもう。	年金受給時にある程度解消できると感じていた。以前は職歴等本人から情報を得た場合に統合していたが、現在のようにある程度情報を与えて確認作業をするべきだった。 まだかセット記録をすべて解除すれば多くの未統合記録が判明すると思う。
12037	地方庁	その他(社会保険事務所)			こちらの職務に付いたときにはすでに問題は発生していた	来所されたお客様にはできるだけ丁寧に実情を説明し、手続きにあたった。
12038	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12039	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	専門部署等を設立し、事務所との連携のうえ、一つ一つ解決していくほかないように思います。	非常に大事な問題という認識です。 基礎年金番号が導入されたときに手番の統合漏れや複数の手番を持っている者がいることは、そのときですが、このような記録問題として知ったのは、報道があってからです。	対応としては、あたりまえですが、何より正確な事務処理、適切な対応を心がけています。 反省点としては、日々の事務処理や機械化する時点でのチェック機能が万全ではなかったように考えます。
12040	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	人材育成を育成することが必要。また、現在は平行していろいろな調査を実施しているが、ひとつひとつのお知らせごと完結していく方法がいいのではないか。	個人の年金記録の管理があまりに不十分。紙データから機械管理に移行処理など、一連の新聞報道で知りました。	記録調査をするにあたっては、あらゆる可能性を考え調査をしております。また、調査を出来る職員の人材を育成しております。
12041	地方庁	その他(社会保険事務局)		現状、通常業務もやりながらであれば、「ひと」を増やし、あらゆる方法で国民の皆様に現時点で記録を提示し、アプローチすべき(記録補正が必要な方には、その旨もお知らせする)。あるいは、民主党案の新年金制度に移行することを前提に、記録問題のみの業務とする。	あってはならない問題。当然、全容解明すべきだと思った。記録問題についての認識は、平成9年採用当時から、期間照会業務などをおこなっていたので、統合もれなどがたくさんあるのは、わかっていたが、ここまでひどい状況と認識したのは、記録問題があるみになってからである。	当然、一社会保険職員として、申し訳なく思い、お客様には丁寧に対応した。反省点としては、平成9年基礎導入時にもっと積極的に広報などを行い、問題化していればよかったのではないかと思う。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12042	地方庁	その他(社会保険事務所)			管理する側の管理不足 被保険者の意識(自己管理)不足 基礎年金番号制度以後、多くの手番が存在することは知っていましたが、 本人からの申出(期間調査等)により判明し統合されるものと思っていました。年金記録問題の存在は、世間一般の方と同じ時期にその存在を知りました。	対応としては、ご相談にみえるお客様のお話をよく聞き、統合されていない手番がないかをWMで調査をしました。その場で判明できない場合は調査申出を預かり、担当課に引継ぎました。 年金制度ができてから、どうゆう形で記録を機械に登録していったのか・・・など、今までの経緯をすべて詳しく知らないため、どの部分が反省点なのかがよく分かりません。ただ自分自身としては、一生懸命、与えられた仕事はしてきたつもりです。でも仕事をいていくうえで、今でいう「年金記録問題」という意識は特になかったように思います。「問題」という意識でなかったのが問題であり反省点なのかもしれませんが、「問題」というその存在を知らなければ意識はできないので、日々一生懸命仕事をこなしてきたという事実には変わりありません。 記録問題の根本の反省点はよく分かりませんが、私の知っている範囲で言うと、以前は、年金請求時に本人の申出がなければ手番の統合ができませんでしたが、今のように、本人の記録である可能性が高い記録があれば、そのヒントをある程度教えてあげれていれば、手番は減ってい
12043	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の還付請求に関しては、理解されていない方が多いと思います。 加入をしていないと収納とならないことができないことや喪失届がおくれ口座振替がされていることなどがあります。 第3号届けに関しても、理解されていない方が多いと思います。 3号特例は、過去に遡りがあるので当時に雇用保険の給付金を受けていた方でも確認がとれないので、届を出される方がおります。	国民年金の加入は自分自身で行うことを、会社の退職伴い厚生年金を喪失されることを事業所さまのご理解をえることが必要か思います。	本人の認識不足であり、入力間違えがあるとは思っておりませんでした。 任期職員として配属されてからです。	期間調査、ねんきん特別便の精正をしてお客様に回答をしております。 ねんきん定期便のように自分の記録を確認できるシステムを早くから必要ではなかったと思います。
12044	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に何もなし	事務処理を早急にすすめていくことと思われます	年金裁定のときに、重複取消届を処理すれば、記録の統合はされるということで、積極的に基礎年金番号に記録を統合していこうという姿勢が職場全体になかったこと。年金請求するまでのあいだに手番の手帳をなくしたりする方もいらっしゃるのにそういったリスクを鑑みることができなかったことが問題だったと思われます。	基礎年金番号発足時に、なるべく早急に本人の年金記録がまとまるよう、名寄せをして何度も書類提出をうながしたり、窓口でわかれば重複取り消し届けをとったりして、基礎に記録が早い時点で統合されるよう働きかけたり、納付記録や加入記録を本人がチェックできる体制を組まなかったことだと思われます。
12045	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ありません	社会保険事務所に採用になってから知りました。	丁寧な対応
12046	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12047	地方庁	その他(社会保険事務所)			早急に解決しなければならない問題と認識しておりました。 そのような問題が存在することを知ったのは、年金問題についてマスコミに報道されるようになってからです。	残業や休日出勤を通して、日々努力しながら問題解決に努めてきました。 年金の裁定請求時に記録をきちんと確認し、記録の一つ一つがとても大切なものであるという認識を職員一人一人が強く持つべきであったと思います。
12048	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくべつ便にはしっかりと記載のある共済の記録が、その後のこちらからの「被保険者記録照会回答票」にはきちんと記載されない(とくべつ便に記載されていた期間と違う期間で印字されたものが本人へと届く)という問題があります。 共済の記録はこちらで管理していないという旨や、とくべつ便と回答票の出元が違う旨を本人へと説明しても、「とくべつ便に記載があったのだから記録が統一されていないのはおかしい」と言われ、納得して頂けない。	回答票に載せる共済の記録がとくべつ便と一致しない事がはじめから分かっているのなら、その部分については記載しない、もしくは、記録に訂正があった部分のみ記載する、など、とくべつ便の記録と回答票の記録に相違のないようにするべき。	実際にクレームの電話を受けて、その様な問題があると知りました(H21、8月から勤務をしていてH21、12月現在クレームを受けました)。	とくべつ便と回答票に違いがあって受け取った側を混乱させてしまうのは、こちらのシステム上の問題で、こちらに非がある事だと思うので、それについては真摯に謝りました。 記録の確認をする為のものなのに、書類によって統一がはかれないと言う事では全く意味がないと思います。共済の記録部分について、きちんと記載する(もしくは一切記載しない)など、統一するべき。
12049	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
12050	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	回復困難な記録について対策を示すことが必要だと思います。	平成19年5月頃、知りました。記録問題が選挙対策と一体となってしまったことは残念なことでした。私個人では、他の案件より共済との統合を先にすすめるべきだと考えていました。	日々の業務に追われて記録問題は後回しになっていました。体制も十分ではありませんでした。
12051	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別何か知りません。	問題が起きたことについては、早急に対応していかなくてはならないが、そのための人員が足らないと思います。	年金受給者が自分の納めた年金がもらえていないと大変なことと認識している。何年前ぐらいか名前の入っていない記録があるなとおもっていた。	台帳と突合できるものについては、名前の入力を試みたが、すぐにわからないものもあった。何か不明な記録が判明した場合は、すぐに整備し本人のものかどうかの記録統合を迅速に進めたい。
12052	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。		20歳を過ぎた方々に厚生年金番号を新規に払出す時に、本当に初めて厚生年金に加入する方なのかなと疑問を抱いておりました。	事業所の担当者を通じ、過去の職歴を確認し、極力新規払出しを少なくすべきだったと思います。
12053	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし			
12054	本庁	その他(本庁)	とくになし。	未統合の記録を統合することにより受給権が発生する方への本人記録の確認を最優先に行うことが必要と思われる。特にこれから先に年金受給を予定している50代後半以降の方について。	・あと少しの期間が足らず、年金が受給できない方への救済となるのではないかという認識。 ・新聞記事で読んでから。	・誤って他人の記録を統合しないように、記録を1件ずつ確認を取りながら統合を進めた。 ・このやり方だとスピードがどうしても落ちてしまう。
12055	地方庁	その他(社会保険事務局)				
12056	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
12057	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし			
12058	地方庁	その他(社会保険事務局)			ちょうど国民年金の係におり免除問題を通じて年金問題を認識しました。	法律に基づいてということをさらに意識し、窓口に出た際、また、納付督励に行った際に、本人の意思に基づき免除申請されるかを十分に確認し申請を受理するようにしました。
12059	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一つ一つ照合してゆく	平成19年3月頃、「消えた年金」を報道で知ったように思う。	いままでも、これからも問題を起こそうと思って、仕事をしてきてるわけではないが、結果として国民に不信感をもたせたことは、解消に努めねばならない。
12060	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	解決できないという選択肢がないのなら、莫大な経費と時間をかけて紙台帳と照らしあわせて解決するしかないと思います。	マスコミで聞いて知りました。社保事務所で働く前は、解決できる問題だと思っていましたが解決が困難な問題だと認識するようになりました。	
12061	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	年金記録は誰でもすぐ簡単には出来ないと思うので、記録業務に精通した職員が集中的に業務を行えるように環境を整える。	年金手帳や番号を複数持っている方がいるのは知っていましたが、年金請求をされるときに必ず記録を詳しく確認して頂いていたので、問題との認識はあmりなかったです。その他の問題については全く知りませんでした。	年金請求時に必ず詳しい確認をお願いしていましたが、今より協力いただけない場合が多かったです。社会保険庁として記録問題の解決に全力を尽くすのは当然ですが、偽名や違う生年月日を使って年金に加入された場合など、社会保険庁だけでは解決できない場合もあるため、みなさまのご協力が不可欠だと思います。 現場でしかわからないことが多々あると思いますので、ぜひ現場の声を聞いていただいたり、現場に出てきていただきたいです。
12062	地方庁	その他(社会保険事務所)			帳票からデーターベースに変更時正確に移行されていなかったのではないか。 マスコミで報道時点	問題が分かった時点で記録を全て統合した後に特別便等郵送するなどの手続きをとったほうがよかったのではないか
12063	地方庁	社会保険事務所課長級以上		大臣の8億5000万の件の紙台帳とコンピューターとの照合はさらに記録問題を複雑化にし国民に不信を煽ぐだけだと思います。	国民年金の紙台帳切り替えの際、全てマイクロ化(旧大蔵省が予算化できず)でできず、アルバイトを使って紙台帳を仕分け作業を行った経緯があります。 年金相談業務に携った折、明らかに本人の記録と思われる手番があっても、加給金の関係で別人として(本人が認めない)として扱っていた。	年金制度の複雑化から生じた問題であり、法整備する必要があると思います。
12064	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	職員一丸となって、がんばるしかないと思います。	年金記録問題を知ったのはニュースでした。 当初は基礎年金番号に手番がついていないだけのことだと思っていたので、このようなことになるとは予想もしませんでしたが、本来支給されるべき年金が支給されない受給者がいたことに大変問題を感じました。	来訪者については出来る限り丁寧に対応し、時間がかかることと等を含め、真摯に対応しました。また、記録照会についての回答つくり等も行いました。 記録照会にかかわってみて思ったことですが、この問題の解決には過去の経験者の知識は不可欠と思いました。私たちは過去のことを反省しつつも、その過去の経験者の知識を頼りながら、この問題の早期解決に向けて努力をしなければならないと思います。
12065	本庁	その他(本庁)	なし	一人一人が一つ一つの問題に丁寧に対応していく	これだけの膨大な量があるとは考えていなかった。 知ったのは報道で。	(7)で記した対応。反省点も同様。
12066	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	時間がかかっても、現場の実態を考慮し事業を企画すべきである。高齢者・受給者に長時間待たせる。事後処理がやりきれないなど、計画性が無く、それが国民に逆に負担を強いている。 仕事がわかっていない政治家のいう事ばかり聞いていては、駄目です。国民のために言うことはしっかり言わなければならない。	年金手帳番号を複数持っている者が未だ存在していることは認識していたが、5000万件の浮いた記録など初めて聞いた。	そもそもコンピューターが無い時代に、将来どのようにして年金を漏れなく支払おうとしていたのか制度設計の段階に問題があった。
12067	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		記録問題というより、職員の意識の問題だと感じました。 在籍時には既に一般公表されていたため、報道等により知りました。	気づいたことは自らがすすんで取り組むという一般的な姿勢のもと、業務に携わりました。 ある程度、意識改善されたようには感じられますが、分業体制という名目のもと、保身的な業務姿勢は他庁含めて全体的に変わらないように伺えます。 時間がかかるものの人材育成という部分での取り組みがますます必要になってくるのではないかと感じます。
12068	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	集中して問題に取り組む部署が必要であるかと考えます	記録問題が取り上げられてから、就職しました 相談員さんから、かなり違っているのがある、ときいて、 直すのには時間がかかるだろうと思いました。	退職された方から 平成9年に基礎番ができたときに なんとかすればよかったのではと、聞いたことがあります。 今までやってきた記録問題への取り組み以外の やり方が思いつきませんが、協力していきたいと思います。
12069	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12070	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	あらゆる機会を通じて、職員その他が記録に不備を認めた場合、あるいは本人からの申し立てがあった場合には記録整備の手続きができる体制が必要だと思います。 それぞれの職務内容によっては、記録の整備に関連がない部署についているものも、そういった問題に対面あるいは発見した場合には、ただちに対応できるような組織であることが、今回のような問題を生む原因を作らないためには必須であると思います。	年金の照会センター、あるいは国民年金電話センターに在籍中においても、年金記録の不備を確認する機会がありましたが、それに対応できるような態勢ができていなかったこともあり、そのまま見過ごしてきたように思います。	その都度、上司に報告してきました。 しかし、調査の具体的な方法などが確立していなかったために、そのままになったケースが多くあったように思います。
12071	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今もいっぱいいっぱいで、職場はがんばっています。 ただ、もっとこちらから送る通知の内容をわかりやすくはできないのでしょうか。	かけたはずの年金が、もらえていないということは、国民の皆様の年金制度への不信感を募らせる結果となっている。と認識していました。 基礎年金番号に登録されていない手番があることは、基礎年金番号が導入されたときから誰もがしっていたことだと思います。	とにかく現場ではできる限り一件でも、消えた年金を探し、登録しもらえるはずの年金を支給しようと、がんばってきました。 この問題の反省点は、年金記録の管理方法がずさんだったんだと思います。
12072	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		旧台帳の存在含めて先輩方から聞くまではあまり知らなかった。	年金給付の仕事に携わった平成15年以降、年金請求審査時にきちんと本人の職歴を、WMに頼らずに聞き取りをすればよかったと思う。
12073	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	どのようにやっても不公平感が残るのは、過去からの積み重ねによるものだと思いますので、全ての記録を社会保険オンラインシステムにのせてあるものとして、地道に個々の申し出に、回答していくことしかできない。	騒がれるようになってから。本庁のことは、まったくわかりませんでした。	一人一人の申し出に対し、調査していくしかない。全ての記録をオンラインにのせることができなかった点。
12074	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険事務所だけの問題の様に騒がれているが、国民年金に関しては市町村役場も当然責任を負うべきところであり、この記録問題の解決に向けては職員の派遣等なり、より積極的な姿勢が求められるものだと思う。また、年金記録問題については、入局当初は種は至る所に存在していると思っていたが、朱に交われば赤くなる、何も提案もしなかった自分たちもまた問題だっ	長年の積み重ねによるものは、長い年月をかけてやらなければ本当の解決はできないと思う。 私は、本年末をもって退職させられるが、うわべだけの解決にならないよう切に願っています。
12075	地方庁	その他(社会保険事務局)			入局した当時、昔の記録について、紙で管理していることを知って驚きました。 それと同時に不安を覚えた記憶があります。	昔の状況は詳しくはわからないが、やはり、できるだけ早くコンピューターによる管理をするべきだったと思う。そうすれば、もう少し問題を減らすことができたと思う。
12076	本庁	地方社会保険事務局課長級以上				
12077	本庁	その他(本庁)				
12078	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12079	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	解決に向けて訪問を行う	平成十九年新聞やテレビ報道で知りました	年金請求の時氏名検索を以前より念入りした
12080	地方庁	その他(社会保険事務局)	一部の悪質な事業所により、従業員が不利益を受けているケースが多い。マスコミでも報道はされているが、国民に周知しているとは言いがたい。	人員の増員 退職者や病欠者がでないような処置	社会保険事務所に勤めるようになってこの問題について詳しく知るようになったが、一部マスコミが報道している単純な問題(社会保険庁職員の怠慢によるもの等)ではないことが分かった。 今後もこのような事が起こらないようにするためには、悪質な事業主に対する処罰の強化や、保険料を未納しているにもかかわらず厚生年金が受給できるといった法律の不備を是正する必要があると思う。	第三者委員会関連の業務を2年弱担当した。その際には全力で(文字通り倒れるまで)職務を遂行した。 反省点としては、多くの同僚が退職・転職していったことを止められなかったことである。 どのように組織・システムを変えても結局は人間が仕事をするのである。この反省点を生かさないと、結局は国民の不利益になってしまうのではないかと思う。
12081	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	分かりません。	今年の2月から、社会保険事務所で働かせてもらっているので、 それまではテレビの中の事、自分にとっては先の話しという感じでした。	お客様ひとりひとりに丁寧な対応、わかり易い言葉で対応しました。
12082	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。		実際家族でも記録不一致があり、国としても大きな問題だと感じた。 具体的な日時は覚えていないが、新聞、報道などで広く取り上げられ、知ったと思う。	自分が審査する記録のついては、記録と支払いの月数が一致するか、留意して確認した。 紙ベースで保管していたものを、機械化するにあたり、処理能力に対する年金対象者(データ)が多すぎたと思う。 管理するデータが、急激に増加していたので、データ管理が複雑になったんだと 思います。
12083	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員が一丸となってがんばる。	大変な問題。平成19年以降。	とにかく、誠意をもって来客者と話をする。
12084	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録について多くの関心が集まっている現在こそ、年金の重要性を広報していったらよいのではないでしょうか。	以前から期間照会の担当だったため、期間が漏れている方がいるのは知っていましたが、年金記録問題が起こるまでこんなにたくさんの方の記録が漏れているとは思っていませんでした。	一人でも多くの方の記録を見つけて、正しく年金を受け取ってもらえるようにしなくてはいけないと思い、記録調査を行っています。年金制度についてあまり広報していなかったので、国民の皆様は年金記録や年金番号の重要性についての関心が低かったのではないでしょうか。
12085	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	存命の方からお調べするしかないと思います。ただ以前から思っていたことですが、お客様にお送りする文章はもう少し表現をわかりやすくできないものかとおもいます。イラストを加えて表現してみるとか、やさしい表現にするとか、ご一考下さい。	大変な問題だと思っています。マスコミで取り上げられてから。	お問い合わせには、精一杯お答えしています。
12086	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録漏れを見つけ出し正しい年金額の支給をすること。よく覚えていませんが、3年ほど前	訂正以後は誤りがないように正確に慎重に対応するように心がけました。 年金請求があった当時に個人が忘れているかもしれないこと、基礎年金番号がいくつもあることなどを考えてもっと慎重に裁定を行う必要があったと思います。
12087	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			基礎年金番号導入(平成9年1月)以前の年金手帳記号番号の二重払い出しが多いこと。(平成元年ごろ)	・事務所出向時、健保厚年の適用業務を行っていた時期以降であったため、資格取得届の年金手帳番号未記入者については、注視した。 ・社会保険業務センター年金番号課在籍時(平成15年～18年)には、業務として年金手帳記号番号の基礎年金番号への統合、基礎年金番号の二重払い出しの解消に努めた。 ・厚年等の資格取得時の手続きは形式として事業主の証明で対応しているため、氏名、生年月日、性別、住所の4項目について、戸籍・住民票と確実に一致しているか確認できているわけではない点を加入者にも認識していただく必要がある。
12088	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	これさえ確認すれば100%間違いないという台帳のようなものは存在しないので、100%正しい記録にすることは非常に困難と思われます。ある程度の精度まで近づけた後については、最終的には政治判断が必要と考えます。	漠然と不完全な記録が存在することは入庁当時から気付いていましたが、問題の大きさの実感(件数・規模)を認識したのは世間に広く報道された時点からです。	過去に長期間に渡って積み上げられてきたものを修復するのは難しいことですが、不備な記録を有している方と接触した際には、できるだけ丁寧に聞き取りを行い、宙に浮いた記録の発見等に努めたつもりです。 反省点としては、傷口がここまで大きくなる前に、組織的な対応がもっと早くからなされているべきであったと考えます。
12089	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去の不適切な処理をなぜ現在の職員だけが批判を受けなければいけないのか、それに1，2年ですべてを解決しようとするには無理があると思っていました。	現行の仕事と同時進行ですべてをやろうとした事で職員の負担が増え、体力、精神的に疲れてベテランの方々が退職していく結果になり神奈川だけかもしれませんが損失だと思います。受付窓口ほか処理機関も別に設ける程度切り離して考えるべきではないかと思います。
12090	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	現在行っている対策を着々と行う	報道があってから	特に対応していない
12091	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	依頼を受けてカセットを開くのでなく、早期にカセットをすべて開くこと。	期間照会の事務をしていたとき。	
12092	本庁	その他(本庁)	特になし	旧台帳の徹底的な端末記録との照合	年金制度の信頼性を絶望的に損なう問題だと認識していた。また時期であるが、ここまで非道いものと認識したのは報道されたときである。	とりあえず相談に来ていた受給者や被保険者の氏名索引をし、脱漏していた記録がないか確認してもらった。反省点はこれまで何十年と年金に携わってきた者の責任感のなさと、隠蔽体質に
12093	地方庁	社会保険事務所課長級以上	一連の年金問題で私が携わったことは5000万件の年金記録問題を解決するために確認作業をしただけですので、特にございません。	政府の方針として2年間での問題解決が指示されているのでこれまでの間、携わってきた人の投入が急がれると思います。	我々自身に問題があり、社会保険体質を改めねば、再度の年金問題が発生すると認識しました。問題を知ったのはマスコミで取り上げられたときです。	年金受給者や事業所についてお客様という認識が民間企業に比べ薄いと考え、自身の認識から変える必要があると思い、常に意識をしようと思いました。現在の各職員の意識は改善されたとおもいます。
12094	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12095	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去記録については、一件一件調べていく以外に方策はおもいあたりません。今後は、年金定期便の送付などで被保険者の方々に自身の記録を確認していただく様になり、皆さんの認識もずいぶん変わってきた様に思います。ただ、定期便が発送されていないとの問い合わせが多くあり、調べると住所の登録が整備されていない事例が多数あります。事業主・被保険者への広報および協力依頼も必要だと思います。	基礎年金番号制になった当時、手番の登録に大勢の方が来所され、複数の手番を持っている方の多さに驚いた記憶があります。また、資格取得の際に年金手帳の新番払い出しを簡単におこないこのような手番の乱発がおきたと思います。	年金相談で来所されたお客様に対して、旧姓の確認をおこない他手番記録の有無について検索をおこない、年金加入履歴の整合を本人にしていただく事を常に徹底してきました。反省点としては、基礎年金番号制度が導入された時に徹底した手番記録の照合・統合をおこなっていれば、このような大きな問題にまでならなかったと思います。
12096	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	拙速に急いでも間違いが必ず生じてしまうので丁寧に取り組むことを心掛ける。	記録問題がこんなにすごいものと認識したのは報道があったときではないか。それまでは正直認識していなかったと思う。	まず年金の知識を深く勉強したうえで、不安感少しでもを取り除けるようお客様に誠実に対応するよう心掛けた。 反省点としては、やはり職員数が多い時に少しでも解決していなかったことが挙げられると思う。現在はどうしても職員が少なくなってきているので民間業者の力を借りても迅速に解決することが難しい状況だ。今の状況が続けば体調を崩す職員が続出してしまうのが分かりきっている。ただそんなこと言っても仕方ないが。私個人として強い使命感を持って今後の仕事に取り組みた
12097	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	拙速を避け、時間をかけてじっくり精査したほうが、早期の債権回復につながるものと考えます。	社会不安を増大させる大問題だと認識します。基礎年金導入時に世間の注目度を高めさせていれば(基礎年金番号とその他の手帳記号番号の統合など)、ここまでの問題には発展しなかったものと考えます。 いわゆる「消えた年金」、大量の紙台帳がオンライン記録に反映していない問題については、病気休職していたため、マスメディアの報道で知りました。	残念ながら病気休職していたので問題の対応にあたることはできませんでした。 現時点での反省点は、長期にわたることが当然の年金の記録をそのとき限りのものと考え、請求時に探せば良いとの考えがあったことは否めない。 新しい会社に入ったら、新しい年金番号を使い、ひとつにするのは年金を受け取るときで構わないという考えが、当時の職員や被保険者にあったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12098	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ほとんどの問題点は解明されているように思います。 ただ、その原因について、一部の事象をあたかも全体的なもののように報道したり、全体的なものを十分説明しなかったりと、むしろ庁が本気で根本的な問題解決に臨んでいないように感じます。	まず、基本データの再構築から 紙ベース(マイクロ化を含む)情報の完全磁気データ化 これしかないでしょう ただし、失われた部分等もあり、古文書解読に似た作業が要求されるので、ただ人数を集めただけでは作業困難と思われる。	本庁旧台帳記録と地方事務所の旧名簿があり、地方事務所から進達によりその転記で本庁旧台帳が作成された。しかし、内容の突合チェック体制は不明。 また、5年に1度の中間進達後不突合リストを地方事務所に丸投げして記録補正をさせ、現在の磁気データ収録記録としたことにより、内容の不正確なものはすべて地方事務所の責任となってしまった。不突合リストは資格記録チェックよりむしろパンチミスが大半を占めていた事実。 本庁は脱退手当金、死亡者等の年金に結び付かない記録を早々にマイクロカセット化し、磁気データ化から除外したため、記録調査を困難にした。 昭和50年代当時、業務センターで裁定した年金番号の記録はオリジナル記録に依らず、裁定作成と同時に資格記録を磁気データ化したものが多く、事業所記号番号が失われて記録調査を困難にしている。また、収録誤りも散見される。 問題として認識したのは完全オンライン化された昭和後期頃だったと思います。	地方の一介職員では、全体的な問題には対応のしようもない。少なくとも自分が扱う記録について正確な記録収録を心がけた。 総合的に見ると、本庁の記録管理体制が取れていなかったとしか言えない。地方事務所も積極的には動かなかったが、基本システムの提示がない状態では取り組みようがない。膨大な量の記録補正作業が地方事務所で細々となされていたことを問題として取り上げることなく、システム化を怠った本庁の記録管理部門を追求しなかったことが反省点です。
12099	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員さえ揃えれば解決する訳ではないと思います。やはり経験豊富な人材のみの職員を集約して対応する必要があると思います。ただ、経験豊富な人材は、既に退職していたり、協会ケンポ職員となっていたり、精神的な病気になってる。何れにせよ、任期付職員や賃金職員で対応できるものでわなく、やる気のある経験豊富な職員が、多数必要であると考えます。	一日でも早急に解決しなければならないと認識していました。また、この問題は、平成19年にメディアへ公表されてからです。	目黒に仮設された「ねんきん安心ダイヤル」で対応したり、5千万件のリストへ名簿からの転記作業、標準報酬月額にかかる2万件の訪問調査、同僚事案にかかる調査、25年に満たない無年金者の調査、ねんきん定期便にかかる標準報酬月額の調査そして、来所されたお客様の対応を積極的に行ってきました。その反面、通常業務がおろそかになってしまったことが反省点と考えて
12100	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	年数がかかろうとも徹底した調査が必要と思います。	10年以上前に気がついていました。お客様の申立と年金記録がなぜ相違しているのだろうと思っていました。	お客様にできるだけ詳しく説明を心がけました。当時の上席者に相談しても国のやる事に間違いは無いのような回答しか得られず歯がゆい思いをしました。
12101	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	人を増やしこれまでの記録を整理する。 しっかりと管理できる仕組みを作る。	新聞等で報道されて初めて知った。	いつごろまでに、どのように解決できるのか想像できませんでした。 指示を受けて対応しました。 反省点としては ・1人1つの基礎年金番号で管理しなければいけない。 ・老後の生活に重要な記録である。 という意識がなかったと思います。 また、システム内の記録の整理整頓、事務所内の書類の整理整頓ができていなかったと思います。
12102	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になく、全て公表されていると思います。	紙台帳があるものについては、1件ずつ確認する。	戦前からの紙管理におけるやむを得ない事実。 入庁後まもなく。	平成9年頃から過去の記録整備として全国で整備を始めたが、加入者等の反応はよくなく、また職場の人的対応策もあまり講じられることなく過剰な業務量で行われたことに問題があった。できるだけのことはやったつもり。一人一人見つかるまで加入者に電話もして行った。 平成9年頃の業務を今一度行っている状態であるが、社会保険庁の業務量は非常に多いと認識している。このことから、過去から計画的に行うことが欠けていたと思われる。現在の急激な業務はこれらの反省になると思います。 もっと、加入者、受給者のため、職員の年金裁定業務の簡素化・効率化に向けた取り組みを行わなかったことは反省点である。
12103	地方庁	その他(社会保険事務所)		事務所一体となって取り組む	国民のために解決しなければならない問題と認識。知ったのはいつかは覚えていない。	電話・窓口においても丁寧に記録問題について説明するよう心がけた。反省点としては、もっと早く動くべきだった点が挙げられる。
12104	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特になし	大変な問題だと認識しました。	特になし
12105	地方庁	その他(社会保険事務所)	ない	OBの方の記憶を借りる。実際にその場にかかわった人にしかわからない部分はあると思う	一連の報道があってからです	特別便に懇切丁寧に対応した。まず相手の話を聞くところから始めないと始まらない。機械化導入時において不備がありすぎたと思う。
12106	本庁	その他(本庁)	特にありません。	日々の業務を真摯に行っていくことだと思います。	現在はコンピューター管理されていますが、古い記録は全て紙台帳であり、厚生年金は個人の住所の記載なく会社がかわると年金番号を複数もっている方はたくさんいました。コンピューター導入の頃だと思います。	基礎年金番号導入で整備されていくのではとおもいましたが、特に個人的に対応するとかはありませんが年金請求相談時には職歴を確認するくらいです。会社や住所名前が変わったり本人も月日がたつと記憶がおすぐなるもので、そんな記録を何十年も正確に管理するしくみができていなかったことと責任感が薄かったんだと感じます。
12107	地方庁	その他(社会保険事務所)		現業と並行して記録整備の作業を行うことは厳しいと思われるため、記録整備の専門チーム等をつくって取り組むほうが効率的と思います。	平成6年ごろ、適用業務課で記録補正の作業をしているときに、機械化されていない記録やへんなカナ変換された名前の記録を見つけ、非常に驚きました。簡単に見つけられない記録がたくさん存在することに、自分一人の力では大きな解決はできないと感じながら、どうすることもできず	申し出があったものについては台帳等を確認してできる限りで記録を探し整備等おこなったつもりですが、個人でできる範囲には限りがありました。もっと大きな問題として上司に相談して取り上げてもらうべきだったと反省しています。
12108	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	過去の年金記録問題については、やはり旧台帳との地道な突合作業を行っていくしかないと思う。そのためには、今いる人材だけでなく、外部から年金記録に精通した人を、もっと積極的に雇用していくべきである。	在籍する前(21年5月以前)に、年金記録問題はすでにマスコミ各社からこの問題が取り上げられており、そのときの報道によって年金記録問題を知った。当時のこの問題への認識としては、紙ベースの台帳から電算化する過程における、データ移行のミスであると考えていた。在籍してからも、基本同じような考えを持っているが、それにプラスして、過去のデータ移行だけでなく、今現在のデータ登録においても、複雑な過程が存在し、ミスが発生しやすい箇所が複数存在して	データ登録時において、定型的な業務だけを行うのではなく、不明点等があった場合には、あいまいな形で業務を進めずに、知識者に判断を仰ぐことによって、ミスを減らすように対応している。過去のデータ移行については、移行の仕様が正確に作成されていなかったのではないかと、私自身は考えている。
12109	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	公開できる情報は公開して第三者からも意見や解決方法を募集すればいいと思う。	今までかなり隠蔽されていてわかったのは、ほんの一部だと思う。社会保険庁に勤めるまえから、新聞等報道を通じて知りました。	私、一人では、なかなか解決できるもんだいではないのですが、今までよりは、真剣に考えるようになった、年金の仕組みについて、もう少し国民の立場で情報公開するべきだと思います。
12110	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	受給者・被保険者の立場に立ち、誠意を持って対応すること。 信頼回復という目標を全職員で共有すること。	＞年金記録問題をどのような問題と認識していましたか 過去の職員による不作為であり、被保険者の立場に立って仕事をするという意識の欠如に起因するもの。 ＞そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか 2007年6月ごろ(マスコミ報道を受けて)。	＞(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか 受給者・被保険者の立場に立ち、誠意を持って対応する。 ＞現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げら＞れるとお考えですか。 被保険者の立場に立って仕事をするという意識の欠如していた点。 また、以前から記録問題の存在に気づいていた職員はいたはずだが、「誰かが解決するだろう」
12111	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	時間をかけて取り組んでいくしかないと思う。 並が多すぎて、現行でも十分に対応できているかというと疑問がある。 期限付きで対応を迫られているが、人手が不足している。また損統合の心配もある。	基礎番号導入により、ある程度は整理されたものと思っていたが、これほど未統合記録があるとは思っていなかった。	少なくとも基礎年金番号導入時に、本格的に調査すべきであったと思う。
12112	本庁	その他(本庁)	ありません。		歴史的経緯もひとつの要因であり、すべての国民に関わる事。関心を持つように、なったと思います。私が、認識したのは在籍する前でした。私自身も、意識するようになり学び始めました。	制度を正しく学び、家族や周りの人と、話題を持つようにしました。この問題については、私自身の知識などが浅く、国民目線としても恐縮なのですが、一般的に、触れてはいけない風潮というか、国任せということも一因だと思いますし、国のほうも、これまで伝えてこなかったと、思いま
12113	地方庁	その他(社会保険事務所)	疑重複の回答を頂けないために統合できない番号が多数発生し、今現在も未統合の番号が増えていること。	健保・厚年の取得届を提出する際に基番を記入しないと資格が空いてしまうことがあることと、将来年金を受給する際に記録が空いてしまうため本人に不利益が生ずる恐れがあることがあると、事業主及び被保険者に注意を文書なりで喚起する。	システム上の問題が多くを占めると認識していた。入庁前より存在を知っていた。	社会保険庁職員の意識の問題で発生した記録問題もあると思うが、実際の現状の説明もお客様にした。政府及び本庁が報道機関に振り回されたこと。
12114	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	実際の調査は、手間のかかる作業が多く、人員の確保が必要だと思います。	過去のずさんな記録管理により、納付記録が確認できないというのは、あってはならない重大な問題だと思いました。 この問題は、報道されるようになった頃から知りました。	他の業務は最小限にし、記録問題解決に努めようとしました。 長期的な実現可能な計画の策定と人員確保が今後必要だと思います。
12115	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	H21年4月の入局です。それまでは新聞やテレビニュースで、報道されていましたが、まだ、年金をもらえる年ではないので、あまり気にしてはいませんでした。4月に入局以来、お客様と話すときにも、裁定が遅いと苦情があり、その苦情もかなり激怒されていることが多いのにも驚きまし	サービスタンダードの遵守と丁寧な電話対応です。
12116	本庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	まず職員一人一人個々の年金記録の大切さを再認識しなければならないと思います。 また業務量にあった定員やある程度の妥協策が必要ではないでしょうか？	以前(10年程前)より年金給付裁定時等に記録のチェックが甘いとは感じてはいました。	こなさなければいけない書類が人員に対して多すぎるためそのまま日々の業務に流されていた感じです。やはり定員不足と職員一人一人の技術不足、またそれ程制度や仕事が複雑になりすぎていると思う。
12117	本庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	組織に入ったのが昨年の4月なので、よくわかりません。	この問題に対して、関心のある人とない人の差が激しいので、より周知活動に力を入れる必要があると思います。	組織に入る前からマスコミの報道などで知ってはいましたが、実際に内部で仕事をしてみて、報道されていることがすべてではないと実感しました。	基本的なことですが、相手の立場に立った対応を心がけていました。
12118	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				コンプライアンスとガバナンスの欠如
12119	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	業務センターでの持分を、しっかり作る たとえば、アメリカ年金や三共済の年金請求などは、センターへ引き上げて専門でやるべきで	別に認識してません。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12120	地方庁	その他(社会保険事務局)	会社の人事(社会保険担当者)による、 退職者への年金手帳の返還の不徹底。 これにより、被保険者は過去の記録を証明できる資料を失うことになる。 平成9年4月以前の厚生年金記録が浮いた理由の大半は、 ここにあると思われる。	事務手続きが円滑に進むよう、 明確な一定の基準を設ける。 例外を多く認めると、 コストと時間がかかりすぎ、 通常業務に多大な影響を及ぼしている。	(1)政府の基礎年金設立時に伴う、 国民年金と厚生年金の統合業務における、 見通しが甘かったこと。 (予算を割かず、方法は丸投げ。 国民への周知徹底の不足等) (2)年金請求時の窓口業務における、 各担当者の意識の違いにおける、 弊害と怠慢。 (記録調査希望者への業務の取り組みの、 意識と経験の違い)。 (3)国民の年金へ関心の薄さ。 (住所を変えるごとに年金手帳を発行したり、 (6)における事例など)。	個人としてできることは、 請求者に他に年金記録がないかの確認と、 調査依頼に対して真摯に取り組む程度である。 反省点については、 職員の業務への誠実な対応を行うことと、 多くの人が、自分の年金は自分の責任に基づくと、 受け止められていないことにあると思う。
12121	本庁	その他(本庁)		郵便局やATMで、自分の年金記録をいつでも確認できるシステムを早急に整備する。 インターネット申請をもっと身近なものに拡充する。24時間思ったときに届出できるように。 住所変更届は第二号被保険者も第三号被保険者も完全に住基台帳と連動させる(国民年金第3号届が平成14年4月に市町村の事務から外れ、会社届出になったために、住所変更できてない人が続出した)。 共済組合をなくし(厚生年金基金みたいなかたちに再編し)厚生年金に統合するなどー元化を進める。	年金記録に不備が多いことは採用当時(平成9年ごろ)から知ってました。	国民年金をはじめすべてが個人や事業所の申請主義や届出制とのからみで、年金記録の不備をどうしたらいいのかわかりませんでした。毎年11月が年金週間で、その時期は出張相談やらポスターやら広報をやってましたが、他省庁の広報と同じ画一的なものでマスコミに注目されることもなく・・・。平成9年当時、最も目立たない官庁のひとつだったと思います。いわゆる3層構造があって風通しが悪かったことが反省点と思います。当時から情報公開し注目を浴び透明性を確保したうえでないと、いくら広報してもだめだったと思います。
12122	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないが、「消された年金」という言葉が独り歩きしているとおもいます。期間照会や第三者委員会への申し立てでも明らかに加入していない方の受付をすることがあります。	戦争中や戦後の年金制度や加入要件など職員や申請者に、もっと資料の提供など庁からすべき。また特別便や定期便がわかりにくいことや共済組合など他制度との整合性など本来の通知目的と異なる問い合わせが多く、社会保険事務所や当人が混乱した。	事業所が届を正しく提出を提出していない。単なる事務ミスや新入社員は試用期間のあいだは加入しなくてもよいとおもっている事業所がいまだにある。戦前戦後の記録が整備されてなかったのは最近まで知らなかった。	特別便や定期便に積極的に対応した。休日出勤もした。 アンケートが遅れたのはインフルエンザでずっと休んでいたのが理由です。回答が送れてご迷惑をおかけいたしました。
12123	本庁	その他(本庁)	特にありません。	全件いきなり解決するような特効薬はないと思うため、一件一件を丁寧に解決していくことが解決方法と考える。	問題の存在を知ったのは、国会等当時の報道によります。認識としてはまず5000万件という数の膨大さと、預かりに対する支払いが無いという問題の大きさから、組織の信頼に対するダメージが回復できるのか、また回復に向けての努力は大変なものになると感じていました。	所属していた職場がいわゆる総務系の仕事であったため、直接の解決・対応となることはできなかったのですが、お客様から頂いた電話、苦情などに対し、懸切丁寧に対応させていただきました。
12124	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		年金記録管理がずさんであったため、個人の特定が困難 平成20年ごろ	適用にかかる事務センターでの業務のなかで 基礎年金番号の適正な審査を心がけた。 年金記録は受給するときにつきあわせれば・・・ といった「先延ばし」体制に問題があったのではないかと考えます。
12125	地方庁	その他(社会保険事務局)	昭和32年の当時の切替え業務、先頭の資格記録が再取得の場合は、気を付ける様にしていた。	新規取得があると想定されるため、名簿上から調査することが、大切です。	大変な問題であり、相談室業務の大切さを知りました。 平成7．8年頃、荒川社会保険事務所時代。	名簿保管なので、当時の社会保険事務所へ案内させることが、重要だと思います。
12126	本庁	その他(本庁)		年金法律改正	請求主義の限界就職したときから	法律改正
12127	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	一気に解決することは不可能であると考えます。 現行制度を維持するのであれば、現在の対策等を地道に続けるしかないのではないでしょうか。 制度そのものを見直すのであれば、過去の記録を一掃し、解決を図ることもできると思います。	問題として認識したのは、マスコミ等で取り上げられた時期です。 入庁後2，3年目には、1人で複数の手番を持っている人は相当数いるだろうし、年金手帳を紛失する人もいるだろうとの認識はありました。ただし、年金の裁定請求時に過去の記録を確認するのだから、年金手帳の紛失や過去の職歴を覚えていないことは、個人の責任に属するものだろうと考えていました。	社会保険事務所に出向した際、20歳以上の新規の厚年手番取得者について、氏名索引等を行い、手番の重複払い出しをしないようにしていました。 年金記録問題については、事務処理にも問題があったとは思いますが、厚年と国年で異なる手番を払い出し、同一制度でも複数の手番を払いだすことが可能だったことが、大きな原因だったと考えます。 年金記録の管理を個人の責任としないのであれば、出生届の提出と同時に全国民に社会保障番号のようなものを払い出し、個人情報、社会保険制度に関する手続き、サービス提供等をすべ
12128	本庁	その他(本庁)	特になし		10年前くらいに期間照会の業務に携わっていたことがありましたが、ボロボロの台帳から見つけ出すのは非常に困難であり、中々被保険者の期待にこたえることができなかった。 そのような記録が5千万件あるというのは報道で知りました。	紙でしか扱えなかった時代のことを考えると記録問題として扱うのはどうかと思う、戦前から今のシステムがあれば、起こり得なかった問題であったと思います。 ただ被保険者の立場になりますと、しょうがないで済みません、完結するまで取り組んでいかなければならないと思っています。
12129	地方庁	その他(社会保険事務局)	有りません。	いつからやるとかではなく、今できる事をすぐにやる。	新聞等で初めて知った。	基礎番以外の手番については、年金裁定時に調べるので大丈夫と言われたが、統合処理はすぐに行ったほうが間違いがないと思った。 記録確認の機会をふやす事が大切だったと思う。
12130	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	現在行われている作業が有効であると思う。		
12131	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	相談窓口のスキルアップ。 記録照会に対して完璧な回答をする。	ずさんな記録管理が引き起こした問題だと思います。手書きとはいえ、名簿・原票等の誤りが多すぎます。また、機械化された時のチェック体制が甘かったのではないでしょうか。 ただ、一概にそうともいえない部分があるのも事実ですが・・・。 すべて、相談(請求)にいらしたお客様の記憶のみで記録を確定しなくてはいけなかった体制にも問題はあったと思います。今だからこそ、日本国民が誰でも「年金」ということに興味を持ち、怒りさえぶつけてくれていますが、数年前までは自分が年金を受給する時点まであまり関心がない・・・という状態だったように思います。そのまま年金相談されてもきちんとした記録の確認がお互いできなかったのではないでしょうか。 年金給付の業務についた時にそう感じました。(10年程前です。)	お客様一人一人と誠心誠意対応させていただいております。 特別便や定期便については「あれやります、これやります。」というパフォーマンスだけで何の結果も得られていないような気がします。本当に記録が消えていた人は「記録正常」で回答を提出し、何の問題もない人に限って、自分の年金記録がおかしいと訴えてきます。 年金問題が起こった時点で時間がなかったのはわかりますが、事務処理体制(報告等も含む)についても、もう少し綿密な計画を立てる必要があったのではなかったでしょうか。特別便をもてあましているのに、定期便まで始動していまい、対応する職員はもちろん、郵便物が届いた方々も困惑しているようです。
12132	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		ほとんど入社した直後だったため、年金記録問題というものが存在していること自体を、新聞等で取り上げられるようになってから認識した。	窓口に相談にきたお客様には、過去の記録がないかどうか積極的に確認を行った。 年金記録問題に対する問題点としては、すべての対応が後手にまわりすぎていることだと思う。 年金特別便などを送付すれば窓口が混雑するのは予想できたにもかかわらず有効な改善策をとらなかったり、記録管理係のような一括して特別便に対して回答をだすような機関をつくるのが遅いと感じた。
12133	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	他に知っていることはありません。	全て解決するには本人に確認する以外方策は無いと思います。	マスコミ報道された時期に承知しました。 ただし、高井戸庁舎において被保険者記録を紙台帳で管理していた頃、当然のことながら紙台帳にて裁定事務等を行っておりましたが、紙台帳の索出の際に紛失等が発生するのではと感じたことがありました。	紙台帳の索出の際に、誤った索出をしないよう、また、誤って索出した場合等には元どおりにすることに留意したと思います。 厚生年金も同様ですが、国民年金の記録については、特に市町村が管理していたことから、市町村の名簿等から転記せざるを得ず、転記ミス等が発生する恐れがあったと思います。 事務量の問題もありますが、今となってみれば、これらの作業についての確認業務がおろそかであったのではないかと思います。 また、保険料徴収に係る厚生年金記録の訂正については、徴収率の問題が裏にあり、事業主の了解のもと納付優先で処理されたと思います。
12134	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	時間をかけ、1件1件解決に向けて取り組んでいくしかないと思う。	制度で異なる年金番号、基礎年金番号の導入時での統合・切替作業が 十分でなかったのではないかと思っていた。	上記にも関連するが、基礎年金番号導入時に、もっと徹底した取組みを 行うべきであったと思う。
12135	地方庁	その他(社会保険事務所)	任期付職員で入所したものなので存知あげません。	真面目に納付している方が割りに合わないような制度とならないよう、しっかり 事実確認を取った上で、公平な制度の維持が大切だと考えます。	任期付として入所してからです。紙台帳からコンピュータへ変換するときの 不手際が大きな問題の要因の一つだと思います。	まるで職員全体でお金を着服していたような印象を与えるマスコミの報道や すべて社会保険庁が消した記録のような報道に対して、どのような経過で、 保管されている資料および記録の確認が行われているか、また、全く検証 出来ない事案なのか、あまり適切な説明の報道はみうけられません。 それにたいして、本人の記憶だけで年金支給を良しとする場合が多いのは 逆にこの後また、多くの問題を残すと思います。
12136	本庁	その他(本庁)	思い当たりません。		18年9月に電話相談(ねんきんダイヤル)の担当になってから、受給者・被保険者の方から自分の記録が足りない等の相談を受けることがあった。 国年の納付が確認できる書類があれば社保へ申し出を推進。 だだし、すでに社保で調べてもらったら「ない」と回答をもらったが何とかならないのか？という人には、確認できる証拠がなく、社保で見つからないといわれたのであれば現時点では救済措置はないと説明を行っていた。	当時は第三者委員会等、期間確認結果認められなかった人についての不服申し立て機関がなかったため、本人にそれ以上の提案をすることが出来なかったが、現状、特別便等々で、かなりの記録が判明できているので、もっと当時も社保等の調査を再度行ってもらったりすれば判明したのかも知れないと思う。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12137	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金問題による制度への不信と動揺は国民の皆様だけではなく職員や組織の運営・制度の運用にも重大な動揺をもたらしている。国民との相互信頼の上で円滑な制度の運営・運用が理想であり、絶えず目指すものと考えます。この問題の解決に向けた対策は、多分に政治的判断やマスコミの加熱報道に巻き込まれ、早期決着を優先し過ぎた側面があると思う。 このため、国民は以前にも増して不信が増大し、制度への正しい理解よりもスキャンダラスな事象や制度のあら捜しへの興味へといわゆる三面記事ゴシップ的な関心へと変化し、自らの福祉に対する理解をも目を隠す状況にあるのではないかと非常に危惧しております。また、一線の職員もこの状況の中、自身喪失やモチベーションの著しい低下は著しいものがあります。 年金機構発足のこの機会こそ、制度への不信の払拭と信頼回復に向けた第一歩として、強く国民の皆様へ向けて具体的なアピールを行うべきと考えます。是非、発足後数年の間は必要な予算を確保し、制度への啓蒙と共有のための情報発信を兼ねたアピール度の強い宣伝・広報をマスコミ等の情報媒体を大いに利用し、積極的に展開していただきたい。	「個人記録の覗き見・未納問題」「免除記録の改ざん」「宙に浮いた年金記録」と続く中、国民の不信は強い個人の不安を引き起こし、制度に対する疑念が直接的に職場を直撃する事が想像できました。具体的には未納者や生活苦を感じる年金受給者等の金銭的なパニックに近い騒ぎが起きると確信しました。 年金記録問題では、この問題が発覚した時に自身が存在を知らずに、その件数等の規模の大きさ、驚大さに驚きました。むろん解決に向け、個人を特定するための一件の作業すら、その過程を考えた時、早期の解決は絶対に無理であると考えました。 そして、何故に本庁はこのような未決案件を隠蔽し、長年にわたり放置してきたのか。本庁に対して少なからぬ憤りを覚えました。組織の中の一人として自分自身に対しても、年金記録等の個人情報に対しての取扱いや管理に対する認識の欠落・甘さがあったと思います。 また、地方庁と本庁との長年にわたる人事等の二極平行的な構造が、問題を深くし、この問題を隠蔽してしまきてしまった大きな要因であると思います。 発覚した問題は必ず解決をしなければならないものであり、国民の皆様が納得した形で終結を向かえなければならぬと考えます。しかし、現実的には早期の解決は不可能であり、国民の皆様へ適宜に情報開示をしつつ着実に丁寧に処理を進めていかねばならぬと考えます。	
12138	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	よい方策はというのは考えられません。時間はかかると思いますが、二度とこのようなことがおきぬよう、一件一件確実に解決していかなければならないと思います。	報道等で問題視されてから知りました。当初は申請者の申告漏れにより、宙に浮いた5千万件なのだとあまり大きな問題とは思っていませんでした。	つねにお客様の立場に立って考えて行動するように心がけています。高齢者が多いので、被保険者期間が開いているところ等は丁寧に聞き取り調査して間違いがないか確認しています。
12139	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			当然起こるべくして起きた問題であり、良い事だと思います。 事務所にいるときに年金給付課に配属されたことがありました。(平成14・15年頃)その審査のときに氏名検索をして出てくる手番が、本人のものかどうか不明でそのまま浮いた状態にせざるを得なく、どうにかして誰のものか特定してあげたいと思っていました。	当然のことなのでしょうが、年金審査段階でできる限り本人のものを特定しました。 当時できる限りの審査は行った認識でいますので、やむを得なかったと思います。
12140	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員の拡充、システムの見直し	存在を知ったのはTVなどの報道をきっかけに知りました。 発覚してからは、どうしてあんな管理体制で今までやって来たのか非常に疑問を感じた問題です。	お客様に今回の問題の経緯を説明をして少しでもお客様に「なぜこんな問題が起きたのか」の理解をしてもらおうとしました。 庁もしくは事務局などの管理者と現場の人間の意志の疎通ができていなかったことと、甘い管理体制の中で業務を行っていたことだと思います。
12141	本庁	その他(本庁)	厚生年金は、事業主が保険料を未納でも加入者全員、納付済み扱いとなること。これを逆手にとれば、実態のない会社を起こし、老後の年金のために標準報酬を高く設定して加入。保険料は一切納めず、当然財産もないため、滞納処分もできず、認定全裏にでもされるまで加入となりえる。	遡用拡大は現実に反していると思います。任意継続被保険者制度のように従業員に責任がなくても、会社として保険料未納であれば全裏とする。全ての滞納事業所を差し押さえし、保険料を完納とするのは、不可能です。実態がなければ差し押さえる財産もない。事業実態がなければ遡及して認定全裏とするのが、不正防止にもつながると思います。のちのち事業主が第3者委員会にでも訴えて遡及して記録が改ざんされていると騒ぎ、救済されるのでしょうが。	報道から知りました。事務所で国民年金課に在籍していたとき、日々、未統合の手番を統合する処理を受けていましたが、その未統合記録が5000万ほどあるというのは驚きました。中でも、コンピューターへ移行していない記録の存在が一番問題だと感じます。	特別便を受け来訪される方々に対し、記録を丁寧に確認するよう心がけた。 未統合記録がどれほどあって、コンピューターへ移行していない記録がどれほどあるのかなどの実態を把握できてすらいなかったのではと感じています。把握していて対応していなければもちろん問題ですが、それ以上に把握すらできていなければ記録を管理する組織として恥ずかしすぎます。
12142	本庁	その他(本庁)	なし。	部署の枠を超えた全課的な対応により、スピードアップを図るべきだと思う。	長年の行政の不作為の集積によるものだと認識している。 平成19年6月頃に知った。	当時国民年金課の係長であったが、なるべく厚生年金(主に適用)の知識もつけるようにし、窓口の相談などで未統合記録を見逃さないように心がけた。 反省点としては対応策が変化することにより、例えば今申し立てを行っている方と、2年前に行った方で認定のされやすさに違いが生じてしまっていること。
12143	本庁	その他(本庁)		特別便などで被保険者ひとりひとりに自身の記録について確認していただいているなかで、調査、再裁定については迅速な処理を行い、1件1件誠実に対応していき、未統合記録等を減らしていくことが必要。	実際、受給者に統合されていない記録がいくつも見つかる等、本来支払うべきものが支払われていない重大な問題ととらえている。 知ったのは新聞の記事でだったと思うが、正確な時期は覚えていない。	(7)について自分は再裁定の業務を行いましたが、迅速な処理を心がけた。年金制度が始まって以来、様々な問題が積み重なって生じていると思うが、1つには裁定業務における本人の記録確認の甘さだと考えます。
12144	本庁	その他(本庁)				
12145	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	時間はかかるが一件一件解決していくことだと思います。	基礎年金番号に未統合の年金手帳番号の問題と認識していました。基礎年金番号が始まった平成9年から、このこと自体は知っていました。消えた年金、宙に浮いた年金と報道されたあたりから、所謂、記録問題として捉えました。	年金記録問題が起きる以前、地方庁においての解決方法は、未統合の手帳番号についてお客様が年金相談や年金請求に来所された際に、お客様と確認をしながら作業を進めて行くということが唯一の方法でありましたので、そのとおり行っていました。反省点としては、基礎年金番号が始まった当初から、所謂、特別便などを行うべきだったと思います。または、二十歳付番以外は3制度別番号管理で移行しても良かったのではないかとも思います。
12146	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		全国民に統一的な番号で国税、医療、年金を管理することが解決に向けて望ましいと思われる	以前より年金手帳番号(基礎年金番号)の重複払出しがあり、これらの記録のの統合は、裁定請求のときに請求者の履歴に基づき統合されるものと思っていた	国民に対して、自分自身の)記録の内容について意識してもらうこと、また、行政側は、常に国民が自分自身の記録に対し監視的な目線で見られているという意識で業務を行うことが重要なことと思われる。 また、今後は基礎年金番号の重複払出し(疑重複調査)を確実に実施すべきだと思います
12147	地方庁	その他(社会保険事務所)	どこまで知られているかわかないですが、障害厚生年、遺族厚生金受給者に過去の厚生年金期間が判明しても、300か月みなし計算している場合、年金額が下がるケースがある。 厚生年金期間が判明したため、長期(240か月)になり、振り替え加算額がなくなり、配偶者に加算されていた加給年金がプラスされなくなり、結果、本人にとって不利になるケースもある。 第四種期間がある方に過去の報酬の低い記録が判明しても、四種期間の訂正になるので、年金額が下がるなど。 記録判明すれば、すべての年金額が増額されるわけではない。	年金制度に精通した人を呼び寄せ、すぐ相談できる体制を作る。 うちのOBで年金制度に精通した人はたくさんいるので、オブザーバー的役割をしてもらう。 年金問題は人だけ集めればできる問題ではないと思います。	宙に浮いた番号(基礎年金番号に収録されていない記録)があるのは知っていた。 ただ、基礎年金番号制度ができたとき(平成9年時)本人宛、他番号照会しており、返信がなかったものが、宙にういた状態になった。 お金をかければ、今回のように、ある程度対応できたかもしれないが、以前は、 年金なんてという情勢で、予算もなかったと思うし、これ以上の対応はできなかったのではないでしょうか？	上記のとおりです。 ＩＴ時代からいうと管理がずさんといわれますが、昔はパソコンなどないから、紙に記載し管理していた。私が入社したときはすでに、オンラインにて入力されるようになったので、事務の流れはあまりわかりませんが、かなり大変だったと予想されます。(たとえば、会社の保険料をあわせることだけでも) それを、いまの感覚で言い争うのはおかしいと思う。 ただ、基礎年金番号化以降は住所の登録がされたので(ただしこれも会社の届出がされていなければ、不完全ですが)生年月日順にでも、本人宛、特別便みたいなことが少しずつでもできて
12148	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し		平成9年に基礎年金番号が導入され、その後手帳番号が未統合のままのものが多数存在した。 この未統合の手番が宙に浮いた年金としてマスコミにより大々的にたたかれた。 これ以外にもあると思うが最大のものは以上のものだと思う。 平成18年ごろだったと思う。	記録問題が勃発してから、確認のお客様が増大した。ひとつでも多くの手番統合をしようと、お客様に丁寧に聞き取りを行った。 この問題については短期決戦では無く、腰をすえてきちんと行わなければいけないのではと思う。
12149	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		過去に働いていた記録なので、それが間違っていたとしたら、重要な問題だと思います。勤務し始めからです。	本人の記憶をもとに、記録の解明につとめるべきとおもいます。
12150	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		マスコミ等で報道されるたびに、ほんの少数の記録漏れがあるのかと思っていた。	全体で認識し、対応するべきだったと思う。
12151	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	わかりません	新聞・テレビ等で報道されるまで知りませんでした。	
12152	地方庁	その他(社会保険事務所)	今までも、「過去記録の整理」ということで、業務センターから被保険者あてに未統合の手番等のお知らせをしていたが、そのお知らせを送ることができない(住所が不明、本人を特定できない、名簿の読み取りができない)者が、多数存在した。		手書きの時代から、お知らせできないと思われる被保険者が多数存在した。 裁定のときに、本人に申し出てもらうしかなかった。 本人の記憶を頼りに記録調査するも、違う会社名で登録されている、名簿を保存している事務所が最終に存在した場所による、本人が働いていた店舗名と雇用関係を結んでいた会社名が違う、本人の記憶があいまい、等々の理由により、特定できないケースが多々あった。	記録整理のため、人とお金を投入して調査をつづける。 住民票、雇用保険、税法台帳を利用して、本人の特定をしていく。
12153	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		過去の年金記録については、それぞれ個別に確認していくしかない。 今後は、、保険料の決定、徴収の仕方も含めた制度自体の見直しも必要と思う。	年金記録の取扱が不適切。適用制度自体が社会の実情とあっていない。平成8年頃	問題が大きすぎて、個人的な対応は不可能に思えた。県単位や労働組合から意見はあげられていたと思う。 コンピュータ化した時点で、年金記録をすべて正確に登録し、重複した記録を本人に案内できる仕組みをつくるべきだった。 年金請求時に記録を整備すればよいという考えが全体的にあった。
12154	地方庁	その他(社会保険事務所)		新組織は開庁時間が早まるので、9：00までの時間を活用して記録確認 にかかる書類の処理等を進めるべき。	新聞報道ではっきりと認識した。将来の日本の社会保障の根幹に 関わる由々しき問題だと認識している。	年金得別便の窓口が混雑していた際に、率先して窓口に立った。 後1年特別便の準備に時間をかけていれば混乱は少なく、結果的に 再裁定も早まったのではないかと考える。
12155	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	WMへの未登録記録の整備及び突合	入庁時にはWMがあり、基本的な記録は整備されているものと認識しており、旧台帳記録は力セットNOの表示があるのでその都度、記録整備するものと思っていた。 また、それ以外については各社保への期間照会により記録が特定できるものと 考えていた。 本問題を知ったのは、年金記録問題が発覚し、実際厚生年金記録を調査する中で実態を知ることとなった。	すべての問題の根源は、「‥だろう」「‥のはず」という考えの中で、社保・事業所・被保険者が考えていた事ゆえの問題であるので、すべてのことに対し、具体的な確認を行うこととし「‥かもしれない」という意識を積なわず業務を迷行していくべきと考える。
12156	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	法律や制度に詳しいOBの方に来ていただき、業務スピードをあげる。	記録統合漏れで、平成18年4月に嘱託で入社してから知りました。	伝えられる情報すべてを提供し、窓口や電話対応を心掛けた。 しかし、人の記憶も限界があり、年金問題をクリアにするのは困難である。一度、どこかで区切りをつけ、新たに制度を発足させる方が良いかと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12157	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	進捗を上げる為に、現場(最前線)の状況を確認し、又は作業者より改善策を聞き取りするなどが必要かと思います。 (理由) 飲み会の意見交換で・・・(作業部署により違うでしょうが) 完了見通しが当初より遅れ、まだ長引く予想なので現場の士気も低下(これでは、終わらない感)している。時には、回答用物品(封筒や説明チラシ)がないなど、「これでどうするの」と思う時もあった。との話を聞き、なるほどと思う。	(問題の認識) マスコミ報道が大きくなり、年金不信(不安)を煽っている。しかし、制度の根幹に不安はないと思っていた。ただし、世代で不公平感があるのは事実だが。 なぜなら、年金は、国家が無くならない限り支給されること。また、預けたお金より多く戻ること(保険料に対する給付の倍率も厚生年金は20歳で2.3倍、国民年金は20歳で1.7倍の試算もあり)これは少し考えれ分かることだからである。 しかし、家庭でこの話をすると、だから公務員は駄目だと叱られてしまう。年金を貰う方としては、少しでも多く増やして出して欲しい。その為に頭使ってよ!と言った感じである。時代の変化と見る視点の違いで、自分の意識も改めなくてはと痛感した。 (問題の存在) 記録に関する問題の存在は、マスコミ報道より知る。	(問題と対応) 相手(年金の受給者)側に立った、見方で物事を考える様にすること。 また、与えられた仕事に反映させること。(先ずは仕事で無駄使いのないよう、コスト削減に努める) (問題の反省点) 記録に関する管理が、支払いを重視したものではなかったと感じる。 また。特別会計の中で、お金を集めて使う(報道されたグリーンピア施設の無駄使い等)など、素直に反省すべき点はあったと思う。 家計の支出に占める、税金と保険・年金の割合が同じ位大きい現状を考えると、些細な問題ではなく身近な問題として、不安のない年金制度を守る一端を担っている責任を感じる。
12158	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまで報道などで公表されてきた問題以外に、私が存じ上げている問題は一切ございません。	社員の方一人一人がもっと問題の重要性をきちんと把握して、職務をこなす毎日の中で、たとえどんな業務であっても一つ一つを責任感を持って実行する。言うまでもないような当たり前のことですが、現時点では何か違う方法を考えるよりもそういうことの徹底からしていくべきでは、と思います。	この問題の存在を知ったのは、私がここに勤めるようになってから一年と少し経った頃であったと思います。当時は把握自体がなかなかできず、自分とは直接かかわり合いのないような問題という認識しかできていませんでしたが、今となっては常に背負っていなければいけない課題のようなものになりつつあると思っています。	自分の立場でどのようなことができるのか見当もつかず、ただひたすら目の前の業務を確実にこなしていくことに必死でした。 問題については、一番に仕事量と人員の割合、責任感を持ってまじめに業務に勤しんでいる方とそうではない方との大きな差、そして情報管理の徹底の充分とは言えない目配せにあるのではないかと思います。根本的な発生当時の状況は私にはわかりませんが、毎日の職場で感じること、OBの方々の異様とも言えてしまうような不必要な職場への出入りなど、それらを見ていてなんとなく…そう感じました。 割り当てられた人数が減っていくのに対し、充分な人手がなくても決して仕事は減ることはありません。一人が時間内にできることには必ず限度があります。 当然のことですが、出勤することが仕事とは言いません。にもかかわらず、ある社員さんを見て「この人は何をしにここへ来ているのだろう?」「傍から見ているとWMの前で入力をしているようだけど、どう見ても関係ないようなキー操作ばかりしている?」といったような疑問を抱くことがとてもよくありました。その隣の社員さんはいつも朝早くから夜遅くまで必死で業務をこなしているのに、この人は何もしていない。などといったように、勤勉な方とむしろ真逆とも言える方、そのような方々の裏泥の差は必ずあらゆる系統のことで何らかの歪みをもたらします。 以前ここに勤めていたからといって、頻繁に訪れては簡単に入室していらっしゃるOBさん方。お顔を出してくださるのは決して悪いことではありません。ですが、重要な用事もないのに一週間のうちに何度も何度も訪れるのはさすがにどうかと思います。こんな言い方はしたくありませんが、OBとはいってもあくまで現在では部外者です。個人情報がたくさん鎮座されているこの職場へ、誰のアポもなしに平気な顔をして堂々と入っていらっしゃるのはどうなんでしょう。当時の方々は、こんなにも情報の保護や管理に関心を持っていらっしゃらなかったのかと不信感を持ってしまいます。 以上の問題は、いずれも当たり前のことをしっかりしていれば発生しない問題かと思います。で
12159	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12160	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。		新聞の報道で初めて知った。 具体的には分からないけど、大変なことになるなぁと思った。	庁や事務局、事務所で決められた方針に従って処理をすることしかできない。 「ねんきん特別便」は見切り発車的にスタートしてしまったため、いろんな問い合わせに対する回答が一律にできず、人によって違う回答をしたことでさらに国民の怒りを買うことになった。 また、印刷ミスなどで何度も何度も同じものが郵送されることにも「税金の無駄だ」と文句を言われたことがある。 問題に対してすぐに対応しようとするのは大事だけれど、もっとしっかりと内容や流れを詰めてからやらないと国民も職員もパニックになるだけで、全く解決に向かわないと思った。それに、一つのことが終わらないうちに次々といろんな照会業を送るので、現場は対応しきれない。時間はかかるかもしれないが、一つのことが完了してから次のことをやってほしい。 「ねんきんダイヤル」は、問い合わせがあっても社会保険事務所の電話番号を教えて、そこに電話するようにと言っている。何のための専用ダイヤルなのか分からないので、なんとかしてほし
12161	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	謝金職員、非常勤職員、アルバイトに関わらず社会保険庁に携わるすべての人間が自分自身の問題と捉えて取り組むべきだと思います。	5年ほど前からニュースで概要は知っていましたが、自分自身も厚生年金加入期間があるので他人事ではないと思いました。	ひとつひとつの処理が相手の方の将来の年金受給額に影響するので、失敗や間違いをおこさないように心がけました。
12162	本庁	その他(本庁)		元職員の協力も不可欠。素人ばかりを大量に投入しても根本的な解決は不可能だと思う。	未統合の記録がある事は認識していたが、まさか5千万件もあるとは思ってもみなかった。やはり年金記録問題が発生した当時に事の重大さを認識した。	年金相談時には、本人に思い出してもらうようにヒントを与えていたが、それでも思い出せない人に対するフォローが充分でなかったと思われる。 また厚生年金の記録には、本人の住所管理がされていない事が大問題であったと思う。住所が特定できれば、この問題ももう少し解決の道筋が明確になったと思われる
12163	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金制度を理解せず、加入したことがないのに加入していたとの虚偽の申告があまりにも多い。事業所からの届出そのものがいい加減なものがあまりにも多い。	一件づつ回答を出す又は虚偽の申告をした場合には、年金を全額返納することを前提に申立を認める	行政の不手際と本人の不手際(手帳の紛失等)が重なり、結果として、問題になった。年金手帳や通知書を紛失する人がいる以上、いずれ起きる問題。	行政側のいい加減な管理が原因との報道が多いが、問題を起こしたのは、過去の職員であり、現時点の現場職員は、過剰に業務をこなしている。現状を把握できない上司があまりにも多すぎ
12164	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12165	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	人員を増やすことと同時にスキルをあげること経験が役立つ業務なので、人だけ増えてもミスの上塗りになりかねない確実にやるなら短期でなく長期的にやるしかないと思うもちろん優先順位(高齢者)は設けるべきと思うが	当初は、年金請求時に各個人が申し出ることで記録を一本化すればいいと考えていたので、年金記録問題への早期対応は年金受給者にとどまるかと思っていたが、現役世代まで波及していくことですぐには解決できない問題と思うようになった。また件数の多さには正直驚いた。報道で様々な事案を知るばかりで、目の前の相談者への対応におわれている状況	目の前の状況に対応することが精一杯であり、本来は緊急とはいえプランを練り、体制を整えて取り組む必要があったと思う。目の前の状況におわれ日常業務まで十分にできなくなり職員の士気が下がるばかりで体制も整わない状況では現場の混乱はひどかったすぐに解決する方法があるとは思えないので、もくもくと問題解決に向けて進むしかないと思います
12166	本庁	その他(本庁)			年金番号の未統合や年金記録の事実との相違と認識しています。 年金請求時に確認しているので大丈夫と思っていましたが各種報道により知りました。	年金請求時に自分の記録に間違いがないか今まで以上によく確認してもらうようにしました。 年金番号を払い出しすぎ、年金記録確認の機会の少なさ、本人の届けによる管理の限界などが反省点です。
12167	地方庁	その他(社会保険事務所)			庶務課に配属されていた入庁二年目位に、基礎年金番号に統合されていない年金記録の存在を知りました。知った当初、この年金記録については、年金の裁定請求時に探し出せばよく、すぐにでも解決しなければならない問題ではないと認識していました。	当時の対応としましては、直接は年金を担当していなかったこともあり、特に対応はとっておりませんでした。現時点では、もともと基礎年金番号上で本人の記録がすぐに確認できない状況であることが問題であり、担当をすることがなかったとしても、本人の記録が統合しないまま時間がたつことで不明になる恐れはないのか、請求時に本当にすべての記録について確認が取れるのかなど、周りの職員に問題提起をしていくべきだったのかも知れないと考えます。
12168	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません		7年前に業務課の期間調査を担当したときに不明な記録がずいぶんあることがわかりました。最初は戸惑いましたが、頻繁に直面することや、そのために期間調査の担当者が各課にいるということだったので、庁としてはそれが前提の方針であるものだと認識していました。	できる限りの調査はしています。 しかしこの問題は、今職員が頑張ったところで解決できる問題ではないです。 どうしようもない状況ですので、精神誠意頑張るしかない。
12169	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録問題と今はいっているけれども、制度発足より起こる問題であったと思う。	制度発足時より記録の整備について、真剣に考えていればこのような事態にはならなかったと思う。
12170	本庁	その他(本庁)	特にわからない。	受給者、被保険者の方からの信頼を回復することが第一だと考えるので、ひとつひとつ確実に職務を遂行すること、窓口等での親切・丁寧な対応といった基本的な部分から行っていかなければならないと考える。	膨大な数の年金記録について管理がしきれなかったものと認識している。年金記録問題が発覚してから問題の存在を知った。	窓口応対業務においては過去の勤め先や国民年金の納付状況について詳しく聞き取り被保険者や受給者の正しい記録に結びつけるよう対応した。反省点としては、制度がかわる節目に各種の届出・手続き等を被保険者や受給者に周知徹底することが不十分であったのではないかと
12171	地方庁	その他(社会保険事務所)	何回も転職を繰り返し、自分の職歴を完全に把握できていない状態の人が自分の年金記録が消えていると言っているケースがあると思います。	資格照会業務に精通した職員を各都道府県ごとに一箇所に集約化して専属的業務として従事させる。	平成9年1月1日に実施された基礎年金番号導入以降、基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号がかなり多いことに驚きました。また、基礎年金番号への統合処理の件数がかなり多いことも驚きました。	事業所からの届出書や資格照会時に本人の申し出以外に年金記録が無いかどうか必ず確認を行い、もしあればその場で記録の統合処理を進めました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12172	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし。			
12173	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
12174	本庁	その他(本庁)	よく分りません。	年金記録問題に真摯に対応していくこと。	年金記録問題において、5000万件宙に浮いているなどと報道があったときは、記録が洩れている方はそれほどいないのではないかと思っていた。 以前より記録の洩れ等による再裁定処理を行う部署が組織としてもあったので、記録の洩れのある方が存在することは業務部支払係在籍当時知っていたと思います。	当時、年金請求時に職歴等が思い出せず、その後思い出したりした方がいるので再裁定が行われているとの認識で特に対応したわけではないが、日頃から本人に記録を提供し、本人に職歴等と確認してもらっておくことが大切であると考えます。
12175	本庁	その他(本庁)	特になし。	ヒトとモノとカネを使い、期限を切って短期集中で行うべき。 平成9年の基礎年金番号導入以降、3億件あった年金記録は10年で2.5億件が整理され、あと残り5,000万件というところで記録問題として世に知られるところとなったが、結局解決困難なものが5,000万件残ったということで、ここから先は国民の協力も不可欠であるし、どのようなやり方をとるにしても2年なら2年で絶対終わらせるつもりで取り組む必要がある。また、すべての年金記録を基礎年金番号に統合することをゴールとせず、どうやっても確認不可能なものは「○○○の理由につき確認不可能」として整理していくことも必要なのではないか。そうしていかなければ100パーセントの解決はありえない。	この職場に入って仕事を覚えたときから、いつか必ず何らかの形で起こる問題だと思っていた。それは私だけに限らず、現場にいるすべての職員が大なり小なり感じていたと思う。 例えば会社法人の総務担当が新たに採用した社員の厚生年金加入の書類を窓口に持参する。「(過去に厚生年金に加入したことがない)新規加入」と書類に書いているが、こちらで確認したところ、この社員の方は実は過去に厚生年金に加入したことがあって年金番号を持っている可能性がある。その点をこちらが窓口で指摘し本人に対する確認を求めるも、面倒くさがられ窓口で揉め、やむなくとりあえずは新しい年金番号を作ることとなる。後日本人に確認のうえ記録を一本にまとめる手続きをするよう話すもほとんどは結局放置され、以前の記録は今で言う「宙に浮いた記録」になってしまう。 このようなことは日常的にあったので、「こんなことを繰り返しているうち、将来年金を受けるときになって記録が見つからなくなることもあるのではないか？」 とは現場の誰もが思っていた。	(8)のような事例に関しては、窓口に来所された会社法人の担当者の方には年金記録がつながらない、社員の方の不利益につながる旨を説明し理解を求めた。今では考えられないことであるが、年金問題が大きく取り上げられる以前は、世の中の年金記録に対する認識もその程度であった。 現場も、「年金を請求する時に今まで勤めた会社を本人が申し出てくれてそれをこちらが調べるなりすればいいし、自分が勤めた会社ぐらい普通は覚えているもんでしょ？」という認識であった。 旧厚生省は、20歳以上の全国民の年金記録を正確に管理することをどれだけ大変なことという認識であったのか。コンピューターを使うのであればどれだけのシステムが必要か？そのシステムは過去の技術でどこまで構築可能であって、そのためにどれだけの予算が必要だったのか？旧大蔵省はそういったコンピュータシステムの必要性についてどの程度理解し予算を確保したのか？
12176	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	とにかく、時間と人員が必要なことだと思います。すぐに記録が見つかる場合は、よいのですが、見つからない場合、どの時点「記録なし」と判断するか、作業をやめるかが難しく、ある程度経験と知識をもった者で集中的にやっていくことが必要だと思います。ただ、記録原票が失われているケースもあり、完全な解決については容易でないと思います。	問題として認識はなかったのですが、平成13年から3年ほど厚生年金の期間照会業務を担当していました。その時、基礎年金番号への未統合手番が多いとは、感じていました。ただ、基礎年金番号が導入されて5年くらいしかたっていない状況でもあり、また、健保厚年の資格取得時や年金相談の際に統合を進めていたので、まだまだこれからのことと考えていました。 あと、気になったのは、記録調査を行っていて、オンラインシステムに記録がなかったものの、原票で記録が確認できたケース、いわゆるシステムへの未収録記録があることです。上司や先輩方に尋ねると、期間照会や年金の裁定請求時に職歴確認を行うから、大丈夫。との説明を受けました。 その後、平成16年から国民年金課にて業務を行うようになりましたが、国民年金の未納問題が大きく報道されるようになり、一般の方からの相談が劇的に増えたと記憶しています。その中で、「システム画面上は未納となっているのに、原票では、納付になっている。」あるいは、「システム、原票どちらも未納なのに、領収書が存在する。」といった事例がちらほらと見受けられるようになりました。 ただの、未納、未加入の説明だけで済んでいた相談が、だんだんと複雑化してくる中で、うち(社	お客様に対して、「うちの記録ありき」の対応でなく、時間はかかってもまずは、お話をすべて聞く。という姿勢を心がけました。この問題については、紙媒体の扱い方が根底にあると考えます。時代背景から紙媒体であったことは当然と考えますが、資格記録、納付記録ともに転記を要する時期とういのがあったと思いますが、各市町村で表記が統一されていなかったり、転記前後の確認不足があったりと、人為的な原因が主と思われます。また、オンラインシステム開始時にも収録後の確認が足りていなかったと思われます。当時の原票等が廃棄されていることも解決を困難にしている要因だと思います。
12177	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	全体での会議	重要な問題	自らの意識を再確認
12178	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	誠心誠意ひとつづつ解決していくことが大切だと思います。	基礎年金番号ができたとき、もっとみんなに周知してもらえるよう、対策をとる必要があったと思います。このような大きな問題として認識したのは、マスコミが大きくとりあげた時です。	
12179	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。		平成16年4月より、社会保険事務所の国民年金課に在籍し、お客様と直接応対するようになった時に、認識するようになった。たとえば、お客様が国民年金保険料を納付した記憶のある期間が、記録上未納であったケースがあったが、領収書等の客観的な証拠がなければ、納付済みとして扱えないという認識でいた。未統合の年金記録については、数多くあるという認識はあったが、具体的に対応するところまでは至らなかった。	直接応対したお客様には誠意を持って対応しましたが、問題の解決には至らなかったケースがあります。また、年金記録問題は、大きな問題であると認識していましたので、個人的にその解決に向けての対応はできませんでした。 大きな問題だからこそ、すべての社会保険職員が情報を共有化する必要があったと思います。反省点は、一人で思うだけではなく、積極的に上司等に相談をして、組織の上部までこの問題を認識してもらい、社会保険庁全体で対応策を検討するまでの発信源になれなかったことです。
12180	地方庁	その他(社会保険事務局)	分かりません。	人を増やし、再度調査を行うことがよいと思います。	早期に解決しなければならない問題だが、解決までに多くの時間を要する問題と認識していました。 問題を初めて知ったのは、国民年金課に在籍した平成17年頃かと思います。	窓口、電話では丁寧に調べ、回答を行うよう心がけました。 反省点については、年金記録の管理と、お客様から質問等があった際の職員の対応などに問題があったと思われます。
12181	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特効薬的な解決法はない。 相応の時間と人手を掛け、地道に記録の回復を目指すか、正確性を犠牲にしてでも本人の申し立てを認め、迅速に処理するか、二者択一になると思う。	その場凌ぎで無駄に複雑化した制度と、職員の怠慢が生み出した人災。 未統合記録の存在は知っていたが、既裁定者のものが斯様に多いと知ったのは国会で取り挙げられてから。	相談を受けたお客様一人一人について、可能な限り丁寧に対応していく以外に、現場の一職員として出来たことはない。他に何か出来る余裕などなかった。 反省点としては、大問題になるまで放置していたことと、事後対処にかかる作業量見積もり(特に再裁定)の甘さが挙げられる。リスクに対する備え、『こうすればどうなるか』という想像力・分析力が決定的に足りない。本庁と現場の間で、互いの業務内容に対する理解がなされていない。総じて、組織としての完成度の低さを露呈した。
12182	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	まずは、未統合記録の統合、記録の訂正に伴う再裁定の処理、時効特例給付の支払等、現在年金記録問題の対応としておこなっているものを正確に迅速に処理することが第一だと考えています。年金記録問題自体、必要な処理を放置してきたこと、一部正確な処理がおこなえてなかったことが発端であるため、今後、掘り起こすべきものも検討、準備がされているようであり、当然、現在の対応の中で対処しきれていないものについての対応も必要ですが、現在行っている処理についてまずは100%解決していくことが、全体としての年金記録問題への解決の近道だと考	(7)にも記載していますが、年金記録問題自体、必要な処理を放置してきたこと、一部正確な処理がおこなえてなかったことが発端であり、職員一人ひとりの仕事の重要性に対する認識が不足している部分があったことによるものだと考えています。問題の存在については、直接、給付に関わる部署にいなかったことから、記録問題として公になってはじめて知りました。	現在行っている処理についてまずは100%解決していくことが、年金記録問題の解決及び社会保険庁への信頼回復へつながると考えており、目の前の仕事をひとつひとつ100%ミスのないよう遂行するよう努めているところである。
12183	本庁	その他(本庁)				
12184	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			記録が洩れている受給者の方にとっては、生活のかかっている問題であるので、一日も早く問題解決に取り組まなければならない。平成19年に実際に取り組んだ。	マイクロ及び紙台帳との突合、払出簿等との突合が終わらない限り問題解決には至らないと思います。 マンパワーを使ってでも、早急に突合を終えるべきと考えます。 年金相談時に本人からの聴取を徹底し、本人の記憶と記録の突合を行い、
12185	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	ありません。	社保庁の記録管理の問題であるので今いる者全員で真摯に対応せねばならないとおもいました。過去の紙台帳をオンライン化したときの問題は、マスコミ報道等で初めて知りました。	基礎導入後に入庁した者としては、過去の記録管理のずさんさを批判されることに対して解に落ちない部分は正直ありましたが、その批判を受け止めて真摯に対応することを心がけていました。 反省点はまず、マスコミ対応の弱さ。「消えた年金」というフレーズが一人歩きし、手帳または被保険者証を持っておられる方で手番統合処理をすればいい方までも、すべてが不安になり国中パニックになったこと。紙台帳のオンライン化時の欠損記録の問題とごちゃごちゃになってとらえられてしまったこと。 諸外国でも同じような問題があったと聞きます。その際、皆様の加入歴を調べるのに皆様もご協力くださいというスタンスであったと聞きます。氏名情報や加入歴情報をオープンにすること、社保庁だけで解決できる問題ではないので広く国民・事業主・市町村の皆様の協力を仰ぐよう謝罪
12186	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録について今までの経過などを熟知して記録を探せる職員を担当とすることが一番の早期解決する方法と思います。またOB職員で記録について熟知している方にも協力してもらえればよいと考えます。	とても大変な事と認識しました。存在については、来訪者数の増加業務量の増加で認識しマスコミの報道で知ることの方が多かったと思います。	正確に早期にお客様の調査依頼に回答できるよう努力しました。私自身のスキルアップも図らなければと思いました。どのような点が反省点かはすべてが、点としてしかでなく線としてつながりがないため同じ調査をくりかえしたりとなかなか機能していないところが多く見受けられたと思い
12187	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません			
12188	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	社会保険庁のデータ管理が無計画であったこと。 事務所の処理体制の確立に無責任だったこと。 紙台帳を永久保存してこなかったこと。 記録を電算化する際に委託業者まかせにしていること。 第三者委員会のような年金記録の復元に対応する部署を社会保険庁に設置してこなかったこと。	事務処理体制の確立をもっと強く訴えなかったこと。
12189	地方庁	社会保険事務所課長級以上	未統合手番の存在は、社保庁側だけの問題ではなく、会社側または被保険者側(偽名での加入、虚偽の生年月日の使用等)もあり、その点をもっと表にしたら、「そういえばあのころは○○と名乗って働いていた。」などのお申し出があり、統合もう少し進むのかもしれません。	国民年金の強制徴収も大事ですが、第一優先課題として、全職員対応をする必要があると思います。特に神奈川は人員が少ないと思われますので、更なる補強が必要でした。それも非常勤職員ではなく、経験ある正規職員がもっと必要でした。	最優先課題として対応していました。 未統合の手番があることは、基礎年金番号導入時からみなが認識していたことであったと思います。	基礎年金番号導入時に、過去の手番の有無について、広く国民に問い、統合を進めていれば、これほどの問題にはならなかったと思います。 国年の未納問題や、厚年の記録欠落問題は、各課でのチェック体制がまったく機能していなかった、またはチェックしていなかったためと思われます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12190	本庁	その他(本庁)	特にない。 出そろったものと認識している。	計画を立て、予定通り淡々と進めること。 実施時期が間に合わなくなるからと、不用意に手順を簡略化したり、省略しないこと。	平成17年の入庁当時、旧台帳の記録整備を担当していたので、潜在的にはあるものと認識していた。 ただし、当時は、全体で浮いた手番がどれだけあるなどの情報はなく、そうした問題の解決のために目の前の業務があるものという認識だった。 平成18年から平成19年、世間で騒がれ始めた時期に状況がより深刻であることを認識した。	潜在的な問題の検証と、掘り起こし、問題の全体像の把握すること(数値での把握すること)。 こうした現状調査に基づいて計画を立てること。 計画に基づいて処理手順を定めること。 処理手順を確実に実施すること。 標準の手順で完結できない案件を管理し、対処にあたる部署を用意すること。
12191	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		過去の記録に関しては、名寄せの上、持ち主の可能性がある者への照会。今後は、定期的な記録の通知若しくは容易に記録確認ができる体制の整備が必要。誤入力の防止については、同一記録を複数人で入力したり、データの授受を電子化して手入力の機会を減らしたりするなどシステム上の対応が必要。	平成19年春ころ。それまでは不備記録が大量にあるものとの認識はなかった。	本人の積極的な照会がなければ裁定時点まで記録が知らされないことが遠因。 誤入力の防止については、職員の注意にゆだねられており、システム的に防ぐ方法が不十分であった。
12192	地方庁	社会保険事務所長	報道等世間一般で知られていること意外は知りません。	経験豊富なスタッフを多数導入して問題解決に当たらせる。	昭和17年から継続されている年金記録について管理・保存の技術の進歩に対応できていなかった。平成19年6月以降報道されてから。	所長として、事務所全職員体制で年金記録問題の解決に向け、お客様への相談対応、記録の確認作業に当たらせた。 年金事業は20歳から納め始め、65歳以降亡くなるまで続く事業です。その間のお客様の大切な記録をいかに管理・保存するか、今後も世の中の情報技術にあわせ管理・保存が必要ではないかと思料する。
12193	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。	お客様一人一人に対する懇切丁寧な対応	平成19年頃、年金記録問題が始まった頃から認識した。	お客様に対する記録回復への懇切丁寧な対応。 記録管理に対する認識の薄さが問題点と思う。オンライン移行時の記録脱漏及びその後の入力についていえることだが、処理者以外にも決済にも問題があると思う。補正後の確認者が少なすぎると思う。記録問題の早期解決は重要であるが、慎重かつ正確に行われなければまた問題になりかねない。記録回復については第三者委員会への確認申立書も問題になりかねない。事務諸段階での戦権訂正を今よりも幅を持たせると報道されているが、国民に対する平等感が損なわれないような立法になることを切に願います。
12194	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	事務所記録と本人申出に相違があるのだから第三者委員会での審査しかない。	マスコミ報道がされだしてから意識は下が、一人でいくつのも番号を持っている人などには窓口対応の際重複取り消しするように言ってきたが被保険者自身がほったらかしにしているなどの問題もあったと思う。また、安易な収納率アップのため。	信頼回復のためコンプライアンスの遵守を心がける。
12195	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12196	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	集中的・スムーズに処理ができる体制が必要だと思います。 派遣さん等について統一マニュアルなどを作成し、それに沿って取り組んでいければいいのではないかと思います。	年金記録問題については、入社以前のニュース等で知りました。 年金記録問題については基礎年金制度の確立に伴いに生じた問題で、早急に解決が迫られている事と認識しています。	年金記録については、記録が判明したときにはすみやかに統合・再裁定の手続きを心がけて取り組んでいました。 基礎年金制度が発足した当時に、記録統合の際の処置がまずかったのではないかと思います。 当時から記録管理チームなどを立ち上げて対処していれば、とくべつ便などの混乱も多少和らいだのではないかと思います。
12197	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	ひとつひとつの年金記録問題に懇切丁寧に対応していくしかないと考慮する。	早急な記録問題の解決が必要であると認識しました。マスコミ報道により知ることとなりました。	日々の業務を迅速・正確に処理していくことで年金記録問題へ対応してきました。今後、このような問題がおきないようにするためには、なによりも法令遵守が最も大事であると考えます。
12198	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	今後につきましても、年金記録にかかる調査依頼は当分の間は絶えないと思われますので、現在保有している調査依頼の未回答分を減少させるため、調査専門の大幅な人員増(非常勤職員でも可)が必要と考えます。 また、紙台帳とオンラインのデータの全件照合が急務であると思います。	年金記録問題につきましては、公的年金として本来あってはならない重大な問題であり、一日でも早い解決が必要であると考えております。 年金記録問題につきましては、新規採用となった適用課の在籍時に期間調査業務に携わっていましたので、年金記録に不備があることは以前から認識しておりましたが、問題意識を強く持ち始めたのは、平成17年4月に国民年金課に配属となった頃から、納付記録の調査依頼が急増し、実感したのはその頃からです。	年金記録にかかる調査依頼につきましては、本来を最低限にとどめ、回答を少しでも早くできるよう処理に努めております。 反省点としましては、調査依頼が膨大ににあるにもかかわらず、庁舎が手狭であり書類の進捗管理や一斉作業を行うスペースがないことや、調査専門の人員が配置されていないことが、早急に回答が出来ない原因であると思います。
12199	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	1件1件本人に確認をしていくしかないと思う。	女性などで名前が変わられて、旧姓で未統合の記録があることは、認識していたが、裁定請求時に旧姓記録を確認し、統合できると思っていた。	台帳の管理が甘かったことと、コンピュータ化をした時のやり方。
12200	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	1件1件丁寧に調査し回答する。	基礎年金に統合されていない記録。基礎年金番号が出来たころ。	基礎年金番号の準備の段階でもっと時間をかければよかったのでは。
12201	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	現存被保険者ファイルに重取済の年番が収録されたままとなっているため、喪失被保険者ファイル(資格記録)との相関がとれていない	当時の履歴という観点でみれば間違ってはいないので、必ずしも資格記録と相関のとれた状態にする必要はないと思う(業務に支障がないため)	年番導入時の回答率(他手番をもっていないかの照会に対し)が非常に悪かったために、結果として年番に統合されずに宙に浮く5000万件の記録問題を作り上げてしまったものと認識している	裁定時に直せばよいという所謂「裁定主義」が組織内に蔓延していたことが問題であったように思える。ただし年番導入時に照会の通知を送付しているにもかかわらず、無反応であった国民側にも問題があったことは否めないと思う
12202	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。 まだあるなら教えて欲しい。	人手が必要ならば十分な人手をかけるべき	少数の記録に欠落、不備がある程度と認識していた	きわめて少数であると認識していたので裁定請求時に確認が可能であると考えていた。また、1件の調査にこれほど手間取るとの認識はなかった。 基礎年金番号導入時に登録の呼びかけ不足、過去の記録不備についてはそのときの状況等を知らないのでわかりません。
12203	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		記録問題には ①1人の記録が1つの番号で管理されていない ②そもそも管理されている記録に誤りがある という二つの問題があると思っているが、 ①の問題は、受給権の発生の有無に関連することから優先して 解決を図るべきだと思う。 そのためには ①自分の記録に接する機会を増やす ②関心を持ってもらう(自分から自分の記録に接してもらう) ③新たに2つ以上の番号を持つ人を発生させない ことが必要だと思う。	すぐ解決しなくてはならないものではなく、さまざまな取り組み、例えば過去記録の整理事業、裁定時の確認、年金相談を行う中で徐々に解消されていくであろうと思っていた。また、すぐにやろうとしても人員の関係上出来ないものだとも思っていた。 記録に関する「問題」があることは相当前から知っていたが、それが問題として認識されたのは新聞報道が始まったころから。	手帳番号を発見したときなどには統合を行う、相談の際に他の手帳番号をお持ちである可能性があるときには、聞き出して登録を行うなどを行っていた。
12204	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				生年月日順に時間はかかるが解決してゆく。 全体を一度に解決しようとしたこと。
12205	本庁	その他(本庁)		制度の変遷等様々な知識が求められるので、一時的に人員を集めるのではなく、長期的に人員を集中し業務に習熟させる。	当初は新規裁定時に本人が記録について確認している事、基礎年金番号導入時に手番統合している事や基礎年金番号導入から10年近くたっている事から、ほとんどのものは統合されていると考えていました。窓口に出てみると、被保険者はまだしも、これほど多くの受給者の未統合手番があるとは考えませんでした。	新規裁定時に未統合手番を整理するのではなく、基礎年金番号導入時から特別便のように手番統合に力を入れて基礎年金番号を整備していれば、これほど大きな問題にならなかったと考えます。
12206	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12207	地方庁	社会保険事務所長	特に無。	一般業務と切り離し、専門部署を設け人(熟知職員・アルバイト)・物(WM)を集中的に投入し、統一的に実施すべきと考える。	厚年、共済年金制度による情報の伝達形態、国年の自主届出等による法律的な問題と認識していた。 基礎年金番号付番時の回答者数の少なさを知ったとき。	現場の一般職員であり対応を考えることが思いつかなかった。 年金制度の周知広報がおざなりとなっていた。各法律改正、特に、60年法律改正等における年金制度の広報が余りにも少なすぎた。 基礎年金番号付番時の徹底した広報・回収も不足していた。
12208	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一時にすべての問題を解決しようとして、誤って別人番号を統合してしまうような事故も起きていることを考えると、一つ一つ着実に解決していく方が良いのではないかと、考えます。	配属されたころから、資格照会係というのがあり、そろそろ年金需給の年齢に近づいてきたお客様や、過去に勤めていた職歴を探したいという、お客様が訪れ、自分の記録を探しにいらっしゃっていました。見つかったお客様や、確認ができたお客様はとても喜ばれて帰っていかれました。基礎年金番号もない時代でしたので、そういう作業を当たり前のように考えていました。基礎年金番号が導入され、年金記録が統合されていくのを目の当たりにし、こうした作業もだんだんなくなるのだなと、思いました。このような深刻な年金問題が存在するのを認識したのは、マスコミ等取り上げられるようになってからです。	特別便の回答等を持って来所されるお客様に年金制度について説明したり、不明の記録の調査をしたりして、丁寧に対応してきました。また文書による照会についても慎重に調査をし、回答を作成してきました。 過去記録の整備を、日常業務を優先してしまい、後回しにしてきたことが今回のこの問題の発生につながったと考えます。また年金制度についてももっと国民の皆様に広く情報公開してこなかたこと、また周知してこなかったことも原因のひとつと考えます。またこのように長年積み重ねられた問題を一気に解決しようとしたことも混乱を招く原因となったのではないかと、思います。
12209	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道ではあるが、一つずつ、過去の年金加入記録に対しての照会、調査(年金定期便、納付記録照会、特殊記録台帳調査)について確実に対応していくこと、また、年金相談や国民年金の適用、収納、免除等の通常業務を、いかにお客様に分かりやすく丁寧に説明していくことが国民の皆様方からの信頼を回復する唯一の手段だと考えます。	最初は年金記録業務外関係の問題が最初であったが、年金加入記録問題については5000万件の宙に浮いた記録の報道が出るまでは認識していなかった。	お客様の40年という長きに渡る年金加入記録を管理しているという、非常に重要な仕事を任されているという認識が薄かった。この問題を解決するためには、地道ではあるが一つずつ、年金加入記録照会、年金定期便調査、特殊台帳調査を確実に行い、また通常業務についても適正に行なっていくことにより、年金事業の信頼回復に努めていくべきと考えます。
12210	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金記録問題は社会保険庁が組織的に法令遵守意識の欠如や職務に対する責任感の希薄があったために起きた問題であり、国民の皆様に大変ご心配ご迷惑をおかけして、申し訳ないと思いました。 このような問題が存在することを知ったのは平成16年頃だと思います。	法令を遵守し責任を持ってしっかりと職務を遂行することにより、お客さまの信頼を回復しようと思いました。 職員一人一人がお客様本位のサービスをしていなかったこと、法令遵守意識の欠如、職務に対する責任の希薄が反省点として挙げられると思います。
12211	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	これまでマスコミ等で報道されたこと以外の問題は知りません。	これまで世間一般に知られていない問題は知りませんが、一般的な記録問題の解決策についての回答ということでご了解下さい。 記録問題については、紙台帳と電子データの突き合わせも重要ですが、救済にも重みをおくべきと考えます。	平成20年12月に民間から任期付任用職員として採用されましたが、採用前に、一般市民として、マスコミ等の報道で年金記録問題を知るに至りました。 在籍以降に新たな問題点を知ったことはありません。	現在の職務は、日本年金機構の設立のための職員採用であり、この問題に関わっておりません。 反省点についても、一般的な知識しかありませんが、第三者委員会の審査や再裁定の時間を短縮し、お年をめした方の救済スピードをもっと上げるべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12212	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	期間照会業務を効率よく進めるためには、各県の過去の事業所記録(社名変更、合併や所在地変更など)の知識や各県の市町村合併等の経緯が必要であると考えられますので、それに対応できる職員を充てるべきではないでしょうか。	未統合の記録が存在する事は分かっていましたが、このような多くの件数がある事はマスコミの報道で初めて知りました。	1件1件これ以上間違いが無いように、丁寧に慎重に処理したつもりです。 基礎年金番号を導入する前に、厚生年金、国民年金等各記録の確認・整備を行ってから、統合すべきだったのではないかと思います。
12213	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧国鉄共済の組合員期間の負担した保険料納付額について問い合わせがありました。 年金給付額については標準報酬額で計算されると返答しましたが、納得いかない様子でした。 (保険料負担額で給付額はきまらない。) 日ごろの業務ではできるだけお客様に納得していただけるような説明に心がけています。	ねんきん定期便等で経緯の説明文が欲しい。	テレビ等で安部政権のころ報道を通して知りました。平成19年ごろと思います。問題としては給付額に期間が反映されない、修復作業に相当時間がかかると思いました。社会を揺るがす根幹的問題となると思いました。	すべての人が年金制度を勉強する必要があると痛感した。制度理解を広く啓蒙する必要があると思います。 年金制度維持には相互扶助の精神が必要と思います。
12214	本庁	その他(本庁)	とくにありません。		記録の管理、整備が不十分で判読出来ない記録や間違って収録された記録があること。紙台帳から電算への切り替えにミスがあり、台帳やマイクロフィルムと電算記録が相違していること。氏名等を入力していなかったこと。 採用されて、記録の整備が不十分であり基礎年金番号に収録されていないこともあると教えてもらいました。ただ、庁のシステムがそういう仕様になっているので気をつけて氏名検索をしてマイクロフィルムなどで探せば見つかる、見つからなければ記録はない(勤務していない)という内容で特に疑問に思うことはありませんでした。 紙台帳から電算への切り替えの問題点、氏名が収録されていない事や、間違って収録された記録があることなど年金記録の問題が報道されて知りました。	お客様に対して可能なかぎり記録を確認して納得していただくように努めました。 台帳からの切り替え、基礎年金番号化の時にもっと時間をかけてしっかり補正、管理するべきだったと思います。委託業務が誤って番号を入力したことも、記録を番号だけでなく、氏名まで含めて遡って職員が責任を負って作業するべきだったと思います。また、台帳保管の頃からの問題点について引き継ぎ、伝達もなくそのままになっていてシステム上の不備を改善しなかったことも問題だったと思います。氏名が入力されていない記録があることや、事業所番号等の間違いなどもその当時のことを知っていた方が指摘していればまだ早く改善せきたと思います。
12215	本庁	地方社会保険事務局課長級以上	存知ません	最後の1人まで、確認をおこなう。 最後の1件までは、現実には困難であると考えられるため。	基礎年金番号に結びついていない、手帳記号番号が存在することは知っていた。平成14年に年金番号課調査第2係長となり、いわゆる58歳のお知らせの担当をしていたとき。	58歳のお知らせの初年度の対象者として予定していた昭和20年度に生まれの人数と同程度かそれ以上の数に上る、基礎年金番号に結びついていない手帳記号番号データが存在することを自分の前任が調査していたことを、室長以下に話をした記憶がある。 その後の対応については、はっきり記憶がない。 58歳のお知らせの事業実施に向け身を削っているなかで、新企画として基礎年金番号に結びついていない手帳記号番号データの解明の検討に向けての作業を行うことは、裁定請求時の申し出主義を58歳のお知らせで前倒しすること(記録に漏れ、訂正があることを進んで庁側から被保険者へ周知すること)への、庁・センター内での風当たり、無理解と当時の労働組合の状況を勘案すると前向きに検討・提案しなかったことは、やむを得なかったと考える。 従って、反省すべき点は社会保険庁、業務センターの風土そのものが反省すべき点であると考
12216	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	少しでも記録があることがわかれば聞き取りなどしてこつこつと対応する。わかった時点ですぐに統合する。	多くの所で働いていて、自分が厚生年金に加入していたかわかっていない人がいた。5年ぐらい前。	何らかの形で番号がわかれば、確認するように伝えた。
12217	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題については上司等周りの職員から教えていただきましたが、私自身は4月採用のため、詳しいことはわかりません。	年金記録問題については経過など上司や職員から教えていただきましたが、私自身は4月採用のため、詳しいことはわかりません。	年金記録問題については経過など上司や職員から教えていただきましたが、私自身は4月採用のため、詳しいことはわかりません。
12218	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	個別に知っていることはない。	信頼回復のため、現在積み残しの記録整備等を整理していくと同時に、お客さまからのアクションが有ったものには、丁寧に調べ回答していく等の、地道な積み重ねでしかないと思う。	記録の整理については、本人確認が出来なければ、統合等出来ないので、最終的には年金の請求に見えた時、期間のあいた所を確認し、記録整備をしていくしかないと思い、年金相談時の記録の調査事務を行っていた。	(8)と同様な言い方になると思いますが、記録の整理については、本人確認が出来なければ、統合等出来ないので、最終的には年金の請求に見えた時、期間のあいた所を確認し、記録整備をしていくしかないと思い、年金相談時の記録の調査事務を行っていた。 基礎年金番号の導入時(平成9年)が記録整備としては一つの良いきっかけであったと思う。 基礎年金番号通知時に重複番号等の照会を併せて行っていたが、その時に返事のない方等にもっと徹底して行っておれば、少しでも統合が進んでいたのではないかと思う。、
12219	地方庁	その他(社会保険事務所)			・社会保険庁全体の体質、姿勢によるもの 記録整備が不完全であること、届出主義と周知不足による不都合が生じていることについては採用2，3年頃から知っていた。	個人として対応できる範囲で対応した。 ＜反省点＞ ・国民の皆様の立場になって対応してこなかった。 ・オンライン化した時に整備を不完全なまま放置してきたこと
12220	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません	いまだに年金制度の基本的な事項をご存じない方が多数おられます。 年金制度の仕組み等をまず認知いただくことが真容と思われます。 結局、国民の多くが『いくらもらえるか？』『損なのか得なのか？』と言った質問に集中し、年金制度をどこまで理解しているのか、理解してもらえるのかといった根本から整理する必要があると思いますが…。	基礎年金番号が交付されたときに名寄せのハガキを添付したが、回答率があまりにも低く、何年かかって番号の一本化をするのか疑問に思いました。	当時は一職員としては如何ともしがたい状況であったと思います。 この問題に限らず、あまりにも多くの情報が錯綜しているため、より正確に情報を提供し、かつ、正確に理解してもらえるか。情報伝達のツールを含め足元から固める必要があると思います。 また、現場の職員がこれから行おうとする業務を理解する前に業務がスタートしてしまうことが多くなっていると思います。 お客様サービスの観点からも、時間的に余裕というよりは多少のゆとりが必要だと感じます。
12221	地方庁	その他(社会保険事務局)				
12222	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	知識と経験が豊富な人が入念かつ慎重に調査していく必要があると思います。	採用された段階で既に未統合の記録があり、基礎年金番号の導入によって徐々に減っていくという認識だったと思います。	お客様と接する際、未統合の記録がないかどうか入念に確認して未統合の記録を少しでも多く解消していくことを心掛けております。また、年金制度が始まってから問題が認識されるまで時間がかかっていることが反省点としてあげられると思います。
12223	地方庁	その他(社会保険事務所)	昨年の12月から任期付職員として再裁定業務を行って行っておりますが、事務運絡等の受給者への周知の徹底がされていないように思います。21年8月7日に出された事務運絡(3号期間と重複する厚年期間が見つかった時の処理)も知っている受給者は決して多くはいないと思われま	広報に力を入れて、1人でも多くの受給者の方が、年金に対する情報を持っている状態にすることが、望ましいと思われます。	入ったときから、非常に重大な問題であると認識しておりました。	自分なりに再裁定業務の知識をつけて、少しでも多く処理を行えるよう努力してきました。また、今後も、一問処理件数を増やせるようにしていきたいと思っております。
12224	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	過去に年金記録の管理等にたずさわっていた人などの協力を得て、少しでも早く解決できる体制を整える。	老後の生活に必要な年金に直接かかわるため、大きな問題だと認識しています。問題が存在することを知ったのは、世間で大きく取り上げられてからです。	受給者、国民の皆様の年金への不信感をなくすため、誠心誠意応対をしました。反省点としては、常に念頭には置いていますが、一つ一つの事務処理を迅速かつ正確に進めなければならな
12225	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ございません。	ございません。	ございません。	特にございません。
12226	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	(6)がなしなので、(7)もありません。	過去にしてしまったことなので、記録簿自体が存在しない等、がんばってもどうしようもないことも多く、つらかったです。 知ったのは、ニュース等で取り上げられるようになってからだったと思います。	できる限り細かく調べましたし、区役所等への照会も必ずしていました。 機械化するときに適当に入っているものの多さに驚きました。にもかかわらず紙の記録を廃棄してしまっているのもよくなかったと思います。しかしながら全部とっておく場所などないこともわかっているので、せめて機械化の内容チェックを確実にしてからだったら・・・と思いました。
12227	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		退職した元職員で記録期間調査にたけている方がいらっしゃいますので、そういった方に協力してもらう。現職員だけでは到底追いつかないし日常業務ですら厳しい状況です。もちろんわたしたち職員も年金記録調査について相互協力し、作業し詳しくなる必要があります。	社会保険事務所の国民年金課員になった時に、台帳を調べると、市町村にも見つからず、社会保険事務所にも見つからず、そんな状況に驚きました。そういうものとして私も含め職員が長年仕事をしてきて問題と認識していなかったと思います。	確認取れないものは、機械のデーターのとおりとして職員みんなが仕事をしてきて、納付した領収書をお客様が持ってきた時のみ訂正をしていました。問題として認識しなかったと反省しています。
12228	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		人員を増やすし、徹底的に取り組む。	組織を挙げて対応しなければいけない問題。 平成18年頃	(対応)特になし (反省点)大切な年金記録をお預かりしているという意識の欠如
12229	地方庁	その他(社会保険事務所)	1. 基本事項として、国民年金・厚生年金・共済年金の特徴や違いを理解していない方が多い。 2. 上記に関連し、年金の受給資格の基本知識が定着していないといえる。 その結果、数ヶ月の期間が不足し受給資格期間が満たせない為、年金を受給できないケースがある。保険料を納めたくとも年齢的に無理であり、どうすることもできない。こんな事があってもいいのでしょうか？もっと早く周知されていれば防げたのではないかと思います。	現年金制度では、根本的に年金知識のPR不足であるといえる。現段階では、年金特別便や定期便で定期的に周知し、一般的にも関心が高まったといえる。が、さらにTVやマスコミを利用し受給資格のPRが必要といえる。 受給年齢になっても資格期間を満たさない加入者については、超法規的措置が必要である。保険料の追納を承認し資格期間を満たす措置等である。	入庁する前にマスコミ等で社会保険事務所や職員の不祥事を知りました。納付したはずの保険料が納付されなかったり、記録の書換があったりとか、加入者にとって不利益な事です。 入庁してからは、利用者の方々の社会保険事務所に対する強い不信感を感じました。	ひとつは、利用者の方々には正確・神速・丁寧な対応を心がけました。 もうひとつは、自己の仕事に最善をつくすことが良い結果につながると思いました。
12230	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	国民年金について、現在整備中である年金番号の払出簿(払出年月日)・還付関係書類・各種リスト、過去の領収済通知等、それぞれの事務所で検索できるシステムに早く整備する必要があると思う。	国民年金課に所属していたが、60歳喪失通知を送ったとき、未納月数が表示されるので、本人より照会や電話が多くその都度、調査(払出年月日、特例リスト)をしてきており通常業務として行っていた。	国民年金収納対策で催告状や過年度納付書を送付していたが、未納者にたいしては、過去2年の記録しか表示されないのと、納付優良者にたいしては何の通知もいかなかったこともあり、定期的に過去の記録を送ることが必要だったと思う。
12231	地方庁	その他(社会保険事務所)		期間照会、調査等の業務において特定の職員に仕事量が偏っており、進捗が悪くなっていると思います。 よって、再度、職員の事務分掌を見直し計画を立て直すべきだと考えます。 また、OJTを計画的に行い、個々の職員のレベルを上げる必要があると考えます。	宙に浮いた年金と言われる問題については、疑重複の照会等の取り組みが不十分であったため生じた問題であると認識しています。 存在を知ったのはマスコミの報道です。(平成19年7月頃)	申請主義ではなく、記録の管理者として、積極的に照会を投げかけていくべきだと考えます。 反省点としては、この問題を専任で行う部署が、つい最近まで無かったことだと思います。
12232	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12233	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし			

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12234	地方庁	その他(社会保険事務局)	(国民年金台帳との突合)紙台帳にすべてが現存している訳でもなく補正の事由がすべて記載されている訳ではなく経過不明なものも多い。不鮮明なものもある。その状態で可否を判断すること自体に無理がある。現役で紙台帳を扱っていた職員などほとんどいないし、その当時の慣習や法令や通知を熟知している者など現役職員ではほとんどいない中で、単純に台帳とあわせることが妥当でないと推測されるケースや不利益が生じるケースも多くあり審査する職員の経験値や知識により基準がばらばらになってしまっている。 たとえば夫婦について一方には台帳が現存し一方の台帳は存在していないこともある。同じ箇所が未納で同じように納付していると推測できるが断定はできない。一方のみ納付追加するのか・・・ 免除記録については配偶者の厚生年金記録などを確認しないとはっきり判断できないが婚姻期間も配偶者もわからないケースが多々あるが追加してしまってよいのか・・・(実は任意加入対象期間なのに免除が入っており取消したと思われるとか。ただ断定できない。)	いろいろな作業を同時にやりすぎて収集がつかなくなっている。どうせ時間がかかるなら1つ1つずつ終わらすべき。まずは本人からの期間調査終了後に台帳との突合はおこなうべき。 もっと過去の台帳・法令・慣習について詳しい方を探すべき。 派遣会社使用や人員不足により場当たり的な職員派遣で対応していたが毎日毎日基準が変わったり、作業の引継ぎができなかったり知識がないので判断できない項目も多く再チェックを要することが多すぎあまり意味がない。最低限、専任で取り組めるような職員配置がやはり必要。	19年。5000万件が騒がれたとき。 基礎年金への統合処理等はいずれおこなわなければならないことであるのでこの機会におこなうべきだと感じたが台帳の全件照合は現実的ではないと感じた。	とにかく場当たり的に作業が矢継ぎ早におこなわれたことが反省点。そのことが原因であらたな記録問題や無駄な作業をが多く発生していると思われる。記録問題発生当時は政治的な圧力が強かったのでやむおえないが、今から新たな作業をおこなうのであるのであればいったん立ち止まってよく検証すべき。時間がかかりすぎだと批判を受けるとしても解決を目指すなら現在の作業をある程度完成させてから取り組むか優先順位を定めなにかをあきらめるべき。
12235	地方庁	その他(社会保険事務所)	(国民年金第3号被保険者制度の矛盾について 届出方法、認定の基準に問題あり 1.制度の認識不足、被保険者意識の希薄 2.医療保険者によって、異なる扶養認定基準 3.事業所担当者の力量(制度への理解度)によって、差異が生じる 4.1号被保険者との格差 5.特例(届出忘れて遡及)の方がリアルタイムで正しく届け出た人より有利	1.今だに「自分は厚生年金に加入、配偶者が保険料を払っている」と思っている人が多い。制度発足時の誤解を生む広報の仕方によるもの。根気よく正しい広報を。そもそも国年だから、1号と同じく本人が自ら届け出るべき。課税台帳を持っている市区町村が行った方がスムーズにできると思うが、なぜこの業務を社保に引き上げてしまったのか？元に戻した方がよい。 2.健保は短期給付で、目的が違うので切り離すべき。利便性、届出もれをなくすとの理由で健保の届出に抱き合わせにし、配偶者の勤務する事業所から届け出させることになったが本末転倒も甚だしい。自分で届出をしないので、被保険者意識がますます希薄になり、事業所担当者にも多大な負担を強いている。また、医療保険者ごとに認定の基準は一定ではなくそれが差別となっている。本人が自ら届出すべき。 3.制度をよく理解している人は正しく届出、例えば離職し失業保険の待機期間中は3号、受給中(傷手、出手も)は1号、受給終了後3号だが、よく制度を知らない、あるいは面倒の理由で届出せずに3号のままという場合もある。ここでも差別が生じている。このケースは本人が申し出なければわからないので難しい。広報、指導を行って、制度の理解をもとめなければならない。 4.同じ配偶者でも1号が40年保険料を払った場合と、3号で1円も払わなくても 年金額が同じというのはおかしい。また1号の免除申請は厳しく年金額も満額ではないが、3号の届出(免除の申請と同じ)は安易にすぎる。本人が届出すべきだし、また、1号と同額でないにしても保険料を拠出させるべき。 5.届出を忘れて特例を利用した場合、所得証明は最長5年前までしかないので以前分は申し立てで認められる。またパート等で社保への加入はなしだが130万を超えない働き方をする人は特例で届ければ、年収ベースなので認められるが、リアルタイムで届け出た人は日額3611円以上は認められない。正しく届け出た人の方が不利益になっている。 保険料免除で、年金が受けられる制度が、こんな安易でいいのか。年金財源が潤沢ではなく将来の不安が叫ばれている中、この「国民年金第3号被保険者制度」はまさに、悪法である。即刻見直しすべきと考える。 制度発足当初(昭和61年)から、見直しを訴えて来たが今だに見直されないままになっている。	基礎年金番号導入以降は、ある程度安心(事業所が正しい届出を提出するという前提で)だが、以前分については、漠然とした不安はあった。この問題の一番の理由は、厚生年金手帳(昔は被保険者証)を再就職ごとに提示する、 ということが徹底されていなかった、ことに尽きると思う。当時は社会保険制度、及び社会保険事務所に対する世間一般の関心度は、全くなかったといっても過言ではない。よく保健所と間違えられていたことからもあきらかである。必然的に届出も、全部とは言わないが、いい加減なものも多かった。生年月日、氏名が違っていても、それを正しいものとして受けざるを得なかった。届け出られたものを、いちいち、間違ってませんか等失礼なことは聞けなかった。(誤りかどうかの判断はこちらではできない)また、年金手帳も、取得時に添付されなければ、新番払い出しした。今にして思えば、では、届出時に戸籍謄本を添付させればよかったのか？否、そんなことをしていたら業務が停滞し、また、事業所からも苦情の嵐であっただろう。「事業所からの届出」これがネックである。これからのことでもそうだが、「事業所が、業務を正しく理解して、正しい届出をする」前提で我々の業務が組まれているが、この出発点がそもそも誤り。新規加入、会社の担当が替わる等、その都度指導が必要だが、その指導の場が失われてしまっている。新適調習会廃止、算定時、事業所呼び出し貴金台帳の調査廃止等等。当所に問い合わせされる内容を聞いていても、昔と比べると、あまりに基本的な事で、そのレベルの低さに、唖然とする事が多々ある。規制緩和の影響もあって、誰でも会社を創ることができるようになったのも一因。まだ昔の方が、調査、指導がきちんとおこなわれていたし、事業所担当者のレベルも高かった。このような状況だからこそ、事業所に対し指導、広報を徹底して行わないと 第二の年金問題に発展しかねない。	現時点の状況と過去を同じテーブルの上で比較できない。現時点で過去を振り返って「社撰」の一言で片付けるのはあまりにも短絡的過ぎる。基礎番も導入されていないなかで、記録管理がいかにむづかしいか、現場にいた人は皆知っている。自分自身について言えば、当時の業務体制の中で自分のできること を精一杯行ったという自負がある。任務を全うしたと思っている。反省点は、強いてあげれば、一職員として現場の意見を上に上げたが(どのようなルートで、上がったのか、あるいは途中のどこかで消えてしまったのか、一介の末端の職員としては、うかがい知ることもできない)ことごとく、反映されることがなかったので、 いくら言ってもムダという気になってしまったこと。声を上げ続けていても、当時の体制では現場の意見が聞き入れられて改善される見込みはなかった。このように、業務を自分で決めることもできず、何の権限も与えられていないのに、問題が起こるとあたかも一般職員がまるで犯罪者のごとく悪いことをしたと言われ、矢面に立たされ、連日窓口で面罵を浴びる。このような理不尽に、耐え続け精神状態は、限界寸前だ。責任を取るべきは、民間でいうところの経営責任者(社長、役員等)がここでは、どこの部署のどの業務を持った人間か知らないが、経営失敗の責任を取ったのだろうか？何の権限も持たない末端の職員に、責任を押し付けて、全く情けない！この問題の始まりは、そもそも、グリーンピアなどの年金の無駄遣い、運用の失敗から端を発したはず、その損失額の方が夏大であるのに、それに関わった人間は、責任を取ったのですか？問題をすりかえて、年金記録の不備が原因で、あたかも、職員一人一人が悪いと、世間の目をこちらに向けさせて、何の咎も受けないでいるのは許せない。マスコミも踊らされて連日報道し続けて、程度が低くてがっかり。事の本質を見極められる人間がいないのか。本当に責任を取るべき人が取らないままで、名称だけ変えてもよくなるとは思えない。
12236	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	適材適所に必要数の人員配置及び予算の確保 とにかく人が集まれば解決するわけではなく、さりとて人材なしでは解決もしない。 人材があっても、環境・予算が伴わなければ力は発揮できない。	端的に言えば、解決し得ない問題と認識している。 記録を管理すべきは、国であり、会社であり、個人であり・・・と、どこか一端に責任が偏っているわけでもなく、お互いの理解・自覚のなさが引き起こすべくして起こった問題であると考えている。 そして、解決に至らない要因の一つとしては、かつてその時点では最善と判断され実行された切り捨てられたものの復元は大変困難であるということ。 また、解決にむけ動いている体制の中でも、まだ悪しき公務員思考が根強いこと。が挙げられるかと思う。 今回のように問題意識をもって考え始めたのは、報道があってから	考えうる範囲で最善の方法を常に提案し、できる限り実行に移してきたつもり。 反省点とするならば、上司を説得し切れないことが多々あったことと、部下の健康を守れなかったこと。
12237	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的な記録追加については、6ヶ月程度で支払となっていますが、ご本人の記録追加であっても、その方が、遺族年金や、障害年金を受給されていると、記録追加に選択が絡むため、現在でも1年以上かかっております。また、時効特例分について、システムで自動に動くものは、翌月支払と、スムーズですが、自動にならないものは、半年以上の時間を要しています。 また、過去の記録を追加することにより、高齢任意加入取消、4種期間の訂正等、保険料還付の上、減額、自身が、未満了から満了になり、振替加算の取消による減額等、年金額の減額になるケースも多くあます。 また、記録追加により、受給権が遡り、受給当時の配偶者との生計維持確認をとる為、当時の改製原戸籍や、収入証明等取り寄せ依頼をかけなければならず、高齢者に負担のかかるケースがあります。 特に既婚女性の方の厚生年金期間追加により、追加時点で、国民年金任意加入されていると、加入取消となり、基礎年金が減額になるケースも多く、その当時の法律をそのまま現在に当ては	年金制度が複雑すぎて、過去の記録が見つかったイコール年金額増額ではありません。ひとつ、ひとつがデリケートであり、慎重をきたすものです。安易な聴衆を煽る報道がある為、クレームのの電話対応だけでも職員は時間をとられてしまっています。コールセンターの充実とともに、年金記録追加は、個々人により異なり、記録判明即年金受給になる訳ではない事の理解を求めていかなければならないとおもいます。また、短期派遣等、付け焼刃的な研修では、記録問題の早期解決につながるとは思えません。安易に派遣を取るのではなく、職員ひとりひとりのスキルを上げ取り組んでいかなければならないと思います。	年金記録問題が出た時は、失われた年金、消えた年金等大きく報道され、悪の根源は、社会保険庁、社会保険事務所、と一方的に避難され、業務時間中は誹謗中傷、嫌がらせの電話対応に追われ、正直、その報道に憤りを感じました。日本の年金は、戦前から始まり、制度もばらばら、法律も複雑に絡み合い、被保険者自身は、被保険者証の重要性の認識少なく、転職毎に作られたり、生年月日を誤っていたり、請求時点で、統合するにしてもご本人の記憶が曖昧であったり、記憶されていなかったり、そのすべてが、社会保険庁、社会保険事務所側の責任となるのか、疑問に思いますが、誤りは正していかなければならないと強く感じました。 年金問題は、19年の暮に、まず新聞報道、マスコミにより知らされました。	年金問題が起こる以前も以降も私自身は、変わらず、相談業務の時は、ひとりひとりの記録について、慎重に確認行為をしてきました。 この問題が起きて以降、臨時業務、特別便等大量に発送され、通常勤務時間は、殆ど電話に追われ、超過勤務、休日勤務、土日の相談室対応と、日々、解決に向け常態してきました。 反省点としては、余りにも短期期間に業務量が増え、見切り発車的になってしまい、統制がきちんと職員全体に渡っていなかったところだと思います。
12238	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		被保険者にとって、加入記録が抜けた状態で年金給付を決定されてしまうため、給付額が減額となり不利になってしまう可能性があると思いました。 期間調査の業務に携わった時。	簡単に年金番号を払出してしまわずに被保険者に調査依頼をしたり、勤務していた頃のことを思い出してもらい、間違った名前で呼ばれていたことや生年月日を間違えられたことがなかったかを確認した上で調査しました。問題発表以降、事業所名等を伝えてもよいことになったため、事業所名と所在地を確認しました。 本人と思われる記録があっても事業所名等を伝えることが出来なかったため、本人記録と確定できるまでに時間がかかってしまった点。
12239	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	1件1件、懇切・丁寧かつ迅速に対応し、信頼を回復していくしかない。	当時、大きな問題とは思わず認識が甘かった。平成18年以降。	意識改革をし、お客様の立場になり、懇切・丁寧に年金記録問題の解消 に努めようとした。 職員の認識の甘さ、お客様目線になっていなかったことが、一番の反省点 である。
12240	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者が、年金の仕組みについての知識が不足している。	世間一般の人々に、分かりやすく説明し理解していただく事が必要。 広報活動を、増やす必要があると、思います。 氏名変更の重要性・住所変更の重要性など被保険者が、理解してない為、記録が重複したり、統合されてなかったり、年金に対する知識・興味を もっと持ってほしいと思います。	平成19年の年金問題が起きた時です。 手書きの書類の頃の処理の社撰さには、驚きました。 少しでも記録をきれいにしたいと思いました。 今適用課の書類を処理するときに、間違いの無いように慎重に処理する事を 心がけています。	対応は、問い合わせなど少しでも、丁寧・親切に自分のできる範囲で答えるように、また自分のわからない事については、勉強し上司に確認と指示を受け お客様に理解していただくように、心がけました。 職員が他人事と考えずに、相手の立場に立って処理することを心がけるように すればいいのでは、ないでしょうか。
12241	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とにかく、人手が足りていないことが気になります。人を増やすことと 質の向上が必要だと思います。経験者を切り捨てて解決が早くなるとは 思えません。	加入履歴の不備・抜け落ち、標準報酬の改ざん・不適正な喪失処理など本来あるべき正しい記録でなくなっている問題。 存在を知ったのは、採用が平成18年10月でそのとき既に不適正免除問題が出てきていたので、採用前？になるかと思います。	出来る限り別番号を払い出さないように確認を取った。
12242	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12243	地方庁	その他(社会保険事務局)	女性に見受けられるケースですが、就職の際に年齢を若く偽って職に就く方が昔は多くあったようです。 転職の毎に生れ年を変え手続きをする為、全ての厚年記録が別番号となっている方が多々おります。 年金請求時になって、記録が合わないといい期間調査の手続きをいただくと、年齢違いでいくつもの記録が見つかる次第です。 何十年も前のことなので、ご本人も年齢を変えていた事を忘れてしまうのでしょう。	(6)とも重複しますが、今までに多く見受けられたケースをテレビや特別便に封入する等してお知らせする。		
12244	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				制度改正による周知の欠落、手管理やシステム管理のチェック体制が現在よりかけていた。
12245	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1件ずつ確認させていただく地道な作業を続けるしかない	いつ頃かは忘れてしまったが、窓口に来て頂いたお客様の手帳からオンラインデータを確認した時に、氏名や事業所整理記号・番号が登録されていないデータが多いことは気になっていた。しかし、最終的には年金請求する段階で確認できるものと思い問題意識を強く持つことはなかっ	窓口においては、お客様が年金手帳を持っていることから、払出簿や被保険者名簿を確認し、その都度補正処理をしていた。
12246	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	一律救済し、基礎年金部分を税方式とすべき。また、それに伴い、生活保護等を打ち切るべきと思う。そうしなければ、この問題は解決しないと思います。	この問題は、テレビ等で知った。不利益を被った方には誠に申し訳ないと思うが、どこまでが正しく、また、悪いのかが判断つかない部分がある。が、早く解決すべきと思う。	過去、手作業部分が多く、また業務量増に伴いシステム化等を図ってきた。業務量増に見合った人員の確保ができず、また、年金改革も政治利用された部分もありつぎはぎだらけになっている。今後、経過措置等をなくし、すっきりした制度を構築していくべき。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12247	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		年金請求時に本人と思われる記録があるのに覚えてないから統合できないなどの問題があり、手帳の管理が雑、手帳の大切さを訴えていない厚生労働省はよくないと思った。	なるべく思い出していただくよう努力しました。もう少し手帳の大切さを国民にアピールしておくべきだった。
12248	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12249	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年に大きな問題として取り上げられるまでは、これほどの件数があるとは知らなかった。	年金制度の始まりが戦時中ということ、またすべて紙による管理であったことを考えると、場合によっては100年以上も管理しなければならない情報を適切に扱うことが困難であったと推測される。 また、職員側にも、もしかするとその認識の甘さがあったのかもしれない。
12250	地方庁	その他(社会保険事務所)	過去の厚年記録が見つかっても、期間短縮の特例でもらっている場合は追加すると減額されることがある。	正しい年金見込み額を通知する。	ちょうど、相談室窓口に在籍時に噴出したので、お客様の声がじかに届きました。	お客様の身になって応対したつもりですが、窓口だけでは、いかんともしがたい問題なので、現場の声をもっと聞いてほしいと思いました。苦情を受けるのは現場で応対した者なので。
12251	本庁	その他(本庁)		今後において、被保険者に対する本人情報提供を高頻度で濃くし、被保険者側が自分の情報を常日頃チェックするような習慣を世間に醸成するよう、方策を考える。やはり、本人の事を一番良く知っているのは、被保険者本人だから。 年1回郵便で本人に通知しても、郵便物を読まずポイ捨てする人がいれば、何の意味もない。もしも被保険者に登録情報を伝達していない事業主がいれば、どうしようもない。事業者がキチンとしていても、被保険者が家庭内で被扶養者に情報を伝達していなければ同じこと。 例えば、資格喪失年月日が事業主と被保険者で認識違いを生じたまま、窓口に届を提出し、受給開始年齢を迎えれば、将来、機構の窓口でトラブルになる。その時に事業所側に当時を知る人が残っている保障も無い。 郵便より低コストで頻度を高くするなら、インターネット上の確認システム機能拡充が順当と思えます。	地方庁にて、年金加入記録を探す作業をしていた時に、氏名索引をオンラインで掛けても見つからず、マイクロフィルム索引簿(生年月日簿)などの物理的手段で加入記録を探し当てて、オンライン記録上では氏名欄が空欄であったり、振り仮名がオール漢字音読みで入っていたり、どう読み仮名を想像しても、絶対オンライン検索するのが不可能な収録のしかたの記録を見たときに、記録収録がおかしくなっているなと感じました。 オンライン切り替え時に、なぜこのようなあり得ない氏名収録を当時してしまったのか、不思議に思いました。 平成一ケタの頃には、そのような事象に遭遇しておりました。	そのような誤収録手番を見つけるたびに、当然個別対応(オンライン記録訂正)をしましたが、それが特定箇所の特定人物の行動で結論付けられる話ではなく、オンライン切り替え当時に全国規模で誤った記録収録が行われたとの想像をするには至りませんでした。 紙台帳時代を経験していなく、オンライン切り替え時の様子を知る人もあまりいない状況であったとしても、もっともっと想像力を働かせるべきだったと考えます。
12252	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。		国民年金手帳、厚生年金手帳と年金手帳を2冊以上お持ちの方がおられ、年金裁定までには基礎年金番号へ記録を統合する必要があるものと認識していました。 基礎年金番号導入時に、そのような未統合記録があることを認識しました。	基礎年金番号導入後の記録整備について、年齢別に段階的に進める計画があり、当時の自身の職責から、そのための予算確保を行いました。 反省点として、段階的に進めるのではなく、今般の記録問題対策のように、国民にきちんと公表し、組織を挙げて取り組むべきであったと感じております。
12253	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし			
12254	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分の戸籍上の誕生日と、親から聞かされ、通称その誕生日を就職のときに(昭和40年以前)自己申告した結果、統合されていない場合や、戦時中軍需工場等で勤務してきたときなどは、厚生年金にかけてもらっていたという考えも無く、統合されていないケースもあると思う。 今の仕事をしていても、資格取得届に基礎年金番号を記入されないケースも多々あり、私は、新しい番号を付番しないためにかなり努力をしますが、事業主の方には「番号を調べてからでないと、社会保険の手続きができない。」などとお伝えいただき、履歴書持参で社会保険事務所(年金相談ではない窓口などを新設して)で調査するようにすればよいのではと思います。	今の仕事をしていても、資格取得届に基礎年金番号を記入されないケースも多々あり、私は、新しい番号を付番しないためにかなり努力をしますが、事業主の方には「番号を調べてからでないと、社会保険の手続きができない。」などとお伝えいただき、履歴書等の持参で社会保険事務所(年金相談ではない窓口などを新設して)で調査するようにすればよいのではと思います。	H20年9月入庁ですので、一般に知られるようになってからのことと思います。	誠意を持ってお客様と接すれば、そのかたの忘れていた記録は見つかるものだと確信します。 本日も旧姓の記録が旧台帳のことで、照合できなかったですが、旧台帳も080画面のように確認できれば、解決は早いと存じます。
12255	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	現在、進めているねんきん特別便、ねんきん定期便の活用と考えます	社会保険事務所に入所当時、業務課だったので厚生年金手帳重複取消等の事務を行っていたが、会社をかわる都度年金手帳の交付を受けていた事例が多く見受けられた。基礎年金番号附番までは、国民年金、厚生年金それぞれに年金手帳を交付しており、統合となっていないものもあるとは思っていたが、平成19年6月の5000万件の消えた年金の報道であらためて知りまし	国民年金と厚生年金が別々の制度で年金手帳をそれぞれに交付していた、また、基礎年金番号をもう少し早く実施していればと思います
12256	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険庁が把握している情報を提供し、相手と確認する今のやり方を地道にしていくしかないと思います。	報道等で取り上げられるまではこういった問題があるとは思ってなく、適正に処理されているものと思っていました。	今の年金記録問題は、紙台帳からコンピューターへの入力時への誤りや不備があげられると思います。この時にもっとチェックする必要があったのではと思います。 また、平成9年に基礎年金番号の設定がされた時に、複数の番号を持っている方については、統合の必要があることをもっと周知し、統合を促すべきではなかったでしょうか。 もっと早い時期から情報提供を定期的に行い、国民がそれぞれ自分の記録を確認できるような体制をつくるべきだったと思います。
12257	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	無し	人員の強化による徹底的な究明。	年金に対する国民の信頼を揺るがす重大な問題。報道により。	業務方式の整備(ルール化)の徹底。業務マニュアルの整備、電子化(共有化)。
12258	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	厚生年金の記録照会に関しては、カセット記録の早急な整備が必要と思います。またマイクロ検索(080)をスムーズに行うため、カセットごとの目次があると便利だと思います。	年金記録問題は紙台帳からWMシステムに移行時の作業がいいかげんであったため起こったものと認識しています。平成8年に厚生年金の期間照会を担当するようになってから知りました。	すべてのWM記録とマイクロの記録をあわせる時間はありませんでしたので、照会で問題の記録があった場合に補正することしかできませんでした。 ひとつひとつの記録を適切に管理するという意識が不足していたのことが反省点と思います。
12259	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません			
12260	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	今のまま定期便等での本人の申し出	基礎年金番号未統合の記録がある請求時に統合すれば問題ないという認識。基礎年金番号導入後。コンピューター移行時の誤入力等は年金問題発覚するまで知りませんでした。	何もしていない。基礎年金番号通知時に徹底した統合、回答の回収。問題を公表せず、後回しにした。
12261	地方庁	その他(社会保険事務所)		全職員が、自分の業務として責任を持って記録問題に取り組むこと。	年金制度が、始まってから先送りしてきた問題や紙台帳からオンライン化の際の間違いが、明らかになったこと。 平成19年5月ころだったと思います。	厚生年金の期間調査の担当職員として、業務を行い、未処理件数が減少するように努めました。 被保険者が、本人の記録を確認できるように、以前から定期便や特別便のように被保険者に対
12262	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		平成19年4月頃だったと思います。今問題になっている記録はかなり昔のものであり、19年4月以前は会社名を教えてはいけないと言われていたので、本人が覚えてなければ統合されないためういた記録はたくさんあると思いました。	台帳から移すときに名前の入力がめちゃくちゃだったり、払い出し確認をしても台帳が保管されていなかったりしているので、基礎制度ができたときに、記録の統合をするべきだったと思います。
12263	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に知っておりません。	マンパワーで対応すべきかと思います。(ただし、外部委託等でなく、社会保険行政に精通した人で対応すべきかと思います。)	とても重大な事と認識しております。 国会議員の未納問題等で騒がれた前後。	事業所に対しては、実態に合った届けをするよう指導。 収納率による各事務所ごとの比較
12264	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人・もの・金をかけて、短期的に集中して推進していく	例外事項の多い年金法の複雑さと、被保険者の無関心・無知識により、 永年のつけが蓄積し、いっきに大問題として顕在化したもので、マスコミが騒ぎ始めた頃と同じ頃に存在を知った。	一人でも多くの人が、当然受給すべき額を間違いなく受給していただけるよう 丁寧に詳しく対応し、不利益が発生しないよう心がけています。 反省点としては、過去の職員の怠慢もあると思いますが、基本的に年金法が 複雑過ぎて、一般の方になかなか理解しづらい為、もっとわかりやすいシンプルな法律に変えていく必要があると考えています。
12265	地方庁	その他(社会保険事務所)		社保庁からの指示は 目的意識が無さすぎです。 「記録を完全に確認して直す」 という本来の目的をはずれて、 「マスコミに騒がれた箇所を取り繕おう」 という指示ばかりです。 これまでの何十年で行われてきた杜撰な作業は 「台帳を突合すれば直る」 「払出簿をPC化すれば確認できる」 という単純なものではありません。 個々のケースにより、多様な組み合わせがあるからです。 まずは指示する人が直接調査をして 現場がどのような作業をしているか どのような組み合わせに対処できなければならないか を認識すべきです。 今は現場を分からないままで 指示しているように感じられます。 今のままで的外れの指示に従っても、 何十年経っても記録は直りません。		

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12266	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	予算や人員はシステムをつぎ込み早期解決をはかり、国民の信用を得るべきでは。	社会保険庁の最重要課題かつ優先課題。	国民が大変な不利益を被る事態で緊急な対応が必要と考えました。また、大切な年金記録を、確実に登録していなかった職務の怠慢が反省点である。
12267	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	最優先事項として、課・係を問わず意識を持って取り組んでいくことが何よりも重要と考える。	基礎年金番号導入時に、複数の番号を持っている方に対して記録統合の処理をしっかりと行う必要性は感じていたが、年金請求の際にきちんと手続をすれば漏れはないと考えていた。 過去の記録がこのようにずさんになっているのを知ったのは、年金記録問題がマスコミに取り上げられるようになってからである。	一刻も早く解消するように、特別便の窓口対応や期間照会の業務支援等を行ってきた。 オンライン化になるときに、しっかりとしたデータの移行や記録整備を行っていなかったこと、大きく取り上げられる前に問題提起を行ってこなかった点などが反省点として挙げられると考える。
12268	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に、ありません。	記録管理の徹底、きめ細かな事務処理対応の徹底。 記録問題の早急な解決に向けた人員配置。	社会保険事務所での年金番号の取扱い重要性(この番号での記録管理をしているとの意識)、また、市町村との連携の不備があり、特に国民年金の対応 について、二重行政ゆえの不適切な対応があると思いました。 このような問題の存在については、宙に浮いた5000万件の番号があるという 報道で、知りました。	年金制度についての広報不足を痛感しました。一人の方が10個の年金番号を持っていたり・・・年金番号の管理の徹底と、お客様については、すべての記録判明につながるような対応を心がけました。
12269	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	(6)に同じ。	年金制度の根幹にかかわる問題と認識。年金記録問題を知るようになったのは、平成19年年度当初。	直接年金記録に携わる部署にいなかったため、組織づくりの観点で対応したのえはないかと考える。国民サービス及び意識の欠如が原因だったと思います。
12270	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	現業務に支障の出ないようにしつつ、全職員が全力で対応しないと解決しないと思います。	目の前の業務に追われ、問題を問題として認識していなかったと思います。 一般的に報道された時に知りました。	当たり前として行なっていた業務が実は問題があったということを、しっかり認識しようとしました。 お客様目線で業務を行なえなかったこと、社会保険事務所の中の常識で物事を考えていて社会
12271	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増やし、年金記録問題についての処理を優先的に行うことが出来れば」よいと思います。	基礎年金番号導入時に、きちんと一本化に出来ていなかったことと、年金裁定請求時に、職歴等の確認が不十分だったことが現在の年金記録問題につながっていると認識しています。紙台帳からオンライン化になる時に入力ミスが多かったことは、新聞等の報道で知りました。	年金裁定請求書等の受付時は、職歴等を十分確認しています。来所者すべての方について、他の手帳番号がないかを確認しています。
12272	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台記録を庁で入力するのではなくて、とりあえずwmでカセット記録を見られるようにする。全国の事務所でお客様の相談があるのに応じて記録を整備してwmにいれる	この問題は初めて知りました。少しは不備なものがあることはわかっていましたが5000万件もあるとは・・・・基礎年金番号が整備後、過去記録の整備と言うことで本人あて照会していたのですが、この中に年金受給者は含まれなかったのが残念です。 当方で記録が整備できることは何故しておかなかったのか残念です。いくら手作業の時代の遺物かもしれませんが、なんらかの手を打つべきでした。なぜ、職員に明らかにしなかったのですか。残念です。	ほとんどが私の入社するまえの記録です。国民の皆様の年金に不利があってはいけないので、真摯にうけとめ、お客様の対応をさせていただきました。 マスコミが消えた年金と報道するので、当初は社会保険庁と関係のない共済組合記録のある方からも問い合わせがありました。社会保険庁は何故いいわけをしてくれないのでしょうか。 ねんきん特別便は、旧台記録が整備されてからおこなってほしかった。 お客様の中には来所するたびに新しい記録が出てくる人もいます。そのたびに再裁定をおこなって、効率が悪すぎます。
12273	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	今現時点で残っている旧台帳との突合せがどれほど進んでいるのかは、詳しくは分かりませんが、限界がきているのが現状かと思います。台帳のない中でどれほど記録を回復できるかが焦点であり、第三者委員会のような記録の回復機関をさらに設け、お客様との話し合いの中で解決し、取り組んでいくしかないと思います。	私は平成17年に採用され、最初はほとんど意識していませんでした。 ただ、ねんきん特別便が発送され、一日何十人もの記録訂正を行ったことで、この問題の大きさを知りました。 お客様の中には、80歳を超えるお年寄りの方で、記録を見てみると、国民年金の全てを受け取っていない方がいました。記録回復により何百万円と入りますが、これまでの何十年の生活を考えると胸が痛み、本当に大きな問題だと実感しました。	私は記録が見つかったお客様に対し、一緒に喜ぶのではなく、申し訳ございませんでしたと謝りながら対応をしていました。 私が思う反省点は、記録管理についての法律やルールがなく、慣例的に行っていたことだと思います。また年金制度ができて数十年も経つのに、今まで記録についての声があまり挙げられてこなかったことが不思議であり、反省点の一つかと思います。
12274	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	かなり詳細に情報提供されており、今まで知らないことがかなり報道されておりそれ以外については分かりません。	この問題は、60数年前の記録からそれ以降の記録調査が求められておりまします。すべての記録の確認作業を行うには相当の期間を要するものと考えます。ある一定のルールを定めて、平等な方法により規定を設けたほうがよいのではないかと考えます。	年金制度は、生活を行うために必要不可欠なものであります。その計算基礎となる記録管理が大きな問題と考えます。 また、報道がされてはじめて知った状況です。	国の行う事業の信頼を失い、保険料等の収納率にも少なからず影響があったものと推測されます。 対応といたしましては、信頼回復の観点から親切丁寧な対応を日々意識しながら信頼回復に努
12275	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者の認識不足と保険者の自覚不足	被保険者に対し、社会保険の簡単なマニュアルを作成し周知した。(前職)
12276	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		従業員の基礎年金番号の確認や年金手帳の管理を、事業所・被保険者にまかせきりにせず、不安になったら確認ができる仕組みなど、被保険者等をバックアップすることが必要であり、サービスだと考えます。	社会保険事務所に出向中に、年金手帳を複数所有している被保険者がいたため、ひとつに統合した記憶があります。 しかし、それは事業所の確認不足が原因であり、被保険者がしっかりと手帳を保管していることで正しい状態にすることができたため、大きな「問題」と認識しませんでした。	事業所は正しく従業員の基礎年金番号を確認し、被保険者は年金手帳をしっかり保管していることが前提の制度となっており、被保険者等の「忘失」や「うっかり」などにより取り返しがつかない「問題」となってしまうことが大きな問題であると考えます。 被保険者の「うっかり」にも対応できるよう、自らの記録を随時に確認できる簡易な仕組みを構築することが必要と考えます。
12277	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。(オープンになっていると思う)	人(上位)、物(仕事、中位)、金(下位)を可能な限り投入する。特に人は経験者(OB)に、たとえ2時間でも3時間でも協力を依頼する。 物は、作業スペースの確保、机、いす、WM、PC等不足させない。(リース)	信頼を損なう、信頼回復し得ない事態。H18・5月以降一連の不適正免除問題からお客様の記録照会が増加し、不一致が時々発見されてきた頃。	お客様の立場に立って、可能な限り、正しい記録へ修正。 (例)現場の処理能力が、100なのに特別便発送がそれを大幅に超える時期が続き、職員は疲れ脱落(退職)し戦力ダウン。悪循環に陥っているのが今の現状。
12278	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一件一件に対して、真摯且つ迅速に取り組むしかないと思います。 早急に対処することも大切と思いますが、見切り発車的な対応はできるだけ避けた方がよいと思います。 後から「やっぱりああでした」「やっぱりこうします」では、国民の方の納得は得られないと思いますし、処理する職員も対応が効かなくなると思うからです。	年金記録問題が存在することを知ったのは、貴金職員として採用になってからです(採用は平成18年6月で、当時は国民年金の不適正免除について騒がれ始めたころでした)。 その後、5000万件の浮いた記録問題でマスコミが大騒ぎをし出しましたが、ここまで件数が多くなるほどの問題とは思っていませんでした。	未統合の手書記録があまりに多く、特に再裁定処理に時間がかかり、当初通知されていた振込までの期間より大幅に長くなってしまった点が反省点として挙げられると思います。 当初予想されていた件数では、見通しが甘かったと思いました。
12279	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	基礎年金導入後は、年金番号が統合され国民年金、厚生年金が一回で請求できるようになりましたが、それ以前は、それぞれ請求が必要であり、現在、まだ未請求の人がいたり、未請求のまま死亡したりしている人が多い。また、制度周知が不十分であり、国民年金死亡一時金の未請求者が存在する。	国民年金の台帳及び市町村の台帳等の表示について、それぞれの表示が異なるため、経験者、退職者を積極的に屡い入れ、対応しないと突合作業は進まないと思います。 厚生年金のカセットのすべての記録を開放して画面上確認ができないものをなくさないこれ以上進まない。	年金請求時、本人申請主義であり、番号の漏れはいくらかあることは認識していたが、報道されたほどの件数が残っているとは、思っていなかった。	複数番号が存在した場合、相談の方法を変えた。 法律がお客様に徹底していないために、理解されていない。もっとわかりやすい法律にして、すべての人が理解し関心がもたれるようにする。現法律についても、まだまだ広報が足らない。身近なところで対応でしたほうがよい。また、法律改正が多すぎるため、職員でも、理解するのが難しく対応が難しいと考えるので、法律改正は最小限にし、附則部分をなくす。
12280	本庁	その他(本庁)	ありません。	マンパワーの集中投下。 システムの増強。	国民の関心度が極めて高い政治課題と認識していました。 3、4年前ごろだったかと思いますが、政治課題として取り上げられてきたころ。	政治課題化している問題解決の担い手として一件でも多くの問題処理を、そして、時効特例給付担当として、一人でも多くの方に存命中に受け取っていただきたいという思いで奉仕してまいったつもりでおります。 早急に解決しなければならない国家プロジェクトとしてヒト・カネ・モノの集中投下が遅きに失しているのではないかという点が反省点と挙げられるのではないかと思成いたします。
12281	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	一概にはいえませんが、現在おこなっている方策を効率よく進めていくことになるのではないでしょうか。	非常に重要な問題。国民年金未納問題のころからでは	真摯な態度で、全力を出すよう努めました。年金は長期的な歴史があるものなので、短期間で解決できる問題ではないと考えます。
12282	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	一件一件誠実に対応していくことが大切だと思います。	今回の年金記録問題によって、とても大きい問題であることを認識しました。	反省点は、ここに至る過程で、対策を講じることができなっかたのかと思います
12283	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	統合されていない年金加入記録の問題 勤務を始めた頃から(平成21年6月)	氏名検索などを慎重に確認するようにしました。 年金番号の重要性が国民に浸透されていなかった点
12284	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に知られていることかもしれませんが、事業主が被保険者の給与から保険料を控除する際に、誤った金額を控除したり、退職時に1か月分多く控除してしまうなどの誤りが起きていること、が私が知っていることであえてあげればこのことになります。本来は年金記録に反映する標準報酬の保険料を納めるべきところを、事業主の誤りによって正しくない保険料を徴収されるのは、広く考えれば年金問題といえると思います。	本来ですと、事業主から被保険者に対して保険料を知らせる義務がありますが、現状ではそれが徹底されているとは言えないと思います。年金定期便を被保険者に送るようになり過去の分ではありますが保険料を知らせることができるようになり前進したと思いますが、まずは定期便の中に確認を促すチラシを同封し、このようなことが起こりうることを知ってもらうことが必要かと思います。	当初私が考えていた年金問題とは、未統合の年金記録が多数あり、それがなかなか減っていかないことが年金問題の主な原因と思っていました。そのことを、問題として考えるようになったのは、年金給付課に在籍し、裁定事務を行っていた平成15年ころだったと思います。	給付課在籍の際は問題として漠然とは考えていましたが、裁定事務に追われ、具体的な対応はできず"にいました。ただ、年金相談の際や裁定事務を行う際には請求者の申し立てをできるだけ聞き、本人のものと考えられる年金記録をできるだけ探してから裁定するように努めました。 この問題の一番大きな反省点は、紙台帳から機械化した際のチェックの甘さだと思います。私はこの問題が起きるまではオンラインにある年金記録はほぼ間違いはないものと考えていました。これが覆されると年金相談を受ける立場としては、信じるものがなくなります。疑心暗鬼な状態では、相談を受ける方にも不信を与えてしまいます。これがこの問題の大きな反省点だと思いま
12285	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は、年金受給者だけでなくまだ受給者でない世代の方や遺族年金受給者についても関係してくる、とても多くの方について起こっている大きな問題であるとの認識。 年金記録問題を知ったのは、マスコミ等で報じられるようになってから(時期失念)	日頃従事する期間照会業務において、できる限り充分な調査をしようと心がけた。 反省点としては、早くからこの問題に取り組んでおく必要があったのではと考える。
12286	本庁	その他(本庁)	特段ありません。	記録問題とすると、時間の許す限り個々人の方の記録を確認していくことが必要かと思います。ただ記録問題の対象者の中には高齢者の方も多い為、あまり時間のない中での作業となり、人員も限られていますので記録の確認にひたすら時間、労力を費やすのも難しいと思います。	本人の申請に基づき、記録の整備を行う現行の方法では発生する問題と認識しています。誤った氏名や生年月日の収録等の記録管理の問題及び本人の申請を頼りとする方法には限界があると思います。 認識した時期は国会で問題になったころかと思います。(未処理手番の件数等について)平成19年の初頭頃	対応方法 本人にできるだけ納得して頂くよう、年金請求時や期間照会時に慎重に確認を行う事が大切であると考え、対応時には丁寧に話を聞き、事実の確認に努めました。 反省点 記録の管理、確認を軽視した事が記録問題を発生させた原因と思われます。 ・記録管理の際の登録内容の確認の不備 ・年金相談時等の記録確認を重視していなかった これらの点が記録問題をより大きくしてしまったと思います。
12287	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	わかりません	名前がまちがって入っていても、会社名などから確認できるので問題とは、認識していませんでした。平成19年7月ごろ。	年金の裁定請求の際にお客様の期間を詳しく確認して記録のもれがないようにすればよいと思います。
12288	地方庁	社会保険事務所課長級以上	過去の、特に平成9年に基礎年金番号制度を社会保険庁がなぜ実施しようとしたか。また、当時の報道で総背番号制にするのか等反対した、議員、報道機関が多数存在していた。しかし、もし反対を押し切れずに実施できなかったら?また、他の手番を記入するターンアラウンドの本人照会も返答が少なかったときます。	反対を押し切って基礎年金番号制度を導入したおかげで、まだ問題がこれで済んだということでしょうか。もし実施していなかったら・・・。	年金の記録が手番のWMに登録されていないことがある。という事実は知っていましたが、ここまで多数にのぼるとは思っても見ませんでした。	人間の能力を過大評価せず、コンピューターの導入をもっと急ぐべきだった。 また、コンピューターに紙台帳に記録を移すときに外注に出さず、責任をもつ職員に行わせるべきだった。それにより職員の人数は増えるかもしれないが、知識の欠如によるミスを多く減らすことが出来るとおもいます。現在の状況も外注だのみで柔軟な発想が出来ないパンチャーが入力処理をしていけば、コンピューター化したときと同じような事態が発生することは容易に想像でき

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12289	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	早急に解決させなければいけないが、解決を急ぐあまりに対応が煩雑になってしまえば、本当の解決にはならないと思います。 早急かつ適切に対応し解決するためには、人員を増して対応することと考えます。	年金はお客様の財産なので問題が起こった時は、あってはならない事が起こったと思いました。 平成19年の夏ぐらい。	私のできる限りの範囲で解決に向けた対策・支援に参加した。 反省点としては、もっと尽力できたと思います。
12290	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現状できることを少しずつでも進めていくのがいいと思います。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号があるのは知っていましたが、基礎年金番号に統合を進めていたので、こんなに膨大な件数に上るとはおもいませんでした。	件数が膨大というのもありますが、紙台帳からコンピューターに移し変える際に精度が低かったのが問題と考えます。 また、現在年金記録問題に取り組んでいますが、対応する人員が不足していて処理が進まないのも問題と考えます。
12291	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金知識のある人材が不足していると思われます。また、止められることが可能と思われる業務(どの業務も重要とは思いますが)を選別し、年金記録問題の解決を第一に考えるべきと思います。	年金記録は長い年月に渡るため、人によってはある程度のもれ等(コンピューターが無い時代の記録で、手帳を何冊も取得している場合など)はありえると考えていましたが、ここまでとは記録問題が発生して初めて知りました。	過去の改定(平成9年の基礎年金番号の導入など)時に、しっかりとした広報がなされなかった事が要因のひとつと考えます。
12292	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	懲戒処分を受けた人を、一律に日本年金機構に不採用とするのは反対です。 分限免職の不安を抱えながらも、ぎりぎりまで記録問題の解決に向けて尽力してくれた人を物のように使い捨て排除するのではなく、日本年金機構に採用して、記録問題の解決に力を注いで欲しいと思います。 機構に必要のない人材は、他にいると思います。 一定の記録確認作業(本人に対する周知、確認)は終了したと思うので、今後は一定期間毎に、記録の確認をしていただく。 現在も厚生年金被保険者や未納者、第3号被保険者は、具体的な加入状況や手続きなどをよく知らない事も考えられるので、年金制度についてもっと広報に力を入れる。 学生納付特例や免除制度が十分認識されているか疑問。 未納問題の一斉救済には反対。記録問題の窓口対応において、様々な人の応対をしてきたが、便乗して記録の増加を図る人が必ず出てくる。 証拠がない場合の、真に救済が必要なケースの認定は難しいが、ハードルは低くしないほうがよいと思います。	未統合の記録が多数あることは認識していましたが、納付した記録が残っていないケースがあることや、氏名も収録されていない記録があることはよくわかりませんでした。(記録照会業務や補正業務を担当したことがなかった。) 本人が職歴を把握していれば、記録が宙に浮いてしまうことはないと考えていた。 具体的に状況を知ることとなったのは、平成19年度に国民年金業務課に配属された以降。	記録問題の対応は、多数の来客や書類の対応をすることだけで精一杯で、数をこなすことが必要だったと思いました。 基礎年金番号の導入により、それまでと比較して格段にサービスの向上や複数番号の取得の防止等が図れるようになってきたと思うが、定期的な記録確認を行なってこなかったため、数十年後になって初めて問題が発生することがわかるところに問題がある。 現在のシステムでは、記録のみの管理しか出来ず、その番号の持ち主とのやり取りが全く残っていないということが最大の問題ではないでしょうか。 未納者に対しても、催告状を送った、訪問したなどの勤奨の際の記録がほとんどわからない。 未統合の記録についても、その番号に対してどのようなやり取り(本人と思われる人が否定した、人違いだった)という情報が全くわからない。 懲戒処分者を二重に処罰していることにより、社会保険庁の職員の力を結集できなかったことも大きな問題ではないでしょうか。
12293	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に承知しておりません。	対象件数が多いため、即効性のある解決策はないと思います。 「処理の進め方」の部分を、体系立てていくしかないと考えます。	いわゆる「年金記録問題」が、マスコミ等で取り上げられるようになって、事象が多岐にわたること、対象件数を認識しました。 厚生年金保険のいわゆる「旧台帳」が、喪失後10年経過云々という定型的な事由で、あえて別管理されていたこと等は、いっさい認識していませんでした。	当時、庶務担当課長として、「ねんきん特別便」の来訪者に対して、全所的対応を構築、維持すべく努めました。 今、考えると、全体像が掴めないままの対応で、ロスが多かったと考えます。
12294	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	上記(6)に対する設問であれば、なし。	年金保険という長期にわたる加入記録については、正確な管理が重要であるが、複雑な制度改正の連続、厚年、国年、船保と制度間にまたがる被保険者自身による加入手続き、等の制度上の問題に加え、その時代、時代における記録管理の方法(紙台帳の更新、進達等、手管理の時代からコンピュータへの切り替え等)において、その都度正確な検証を行ってこなかったところに原因があるものと考える。 様々な年金記録問題が存在することを知ったのは、いわゆる「宙に浮いた記録」が取りざたされた以降である。	個々の職員においては、正確な記録管理のため点検・確認を怠らないようにすることであるが、上述のとおり、一般人がすぐには理解し得ないような複雑な制度改正・経過措置等の制度上の問題と、記録管理においては、社会保険庁の紙媒体記録に限らず、市町村の国年台帳についても、マイクロフィルム化等による原本保管を軽視したところに問題があったものと考える。 また、一制度一冊かつ年金手帳(被保険者証)は年金受給時まで所持しているものという前提に立ち、複数手番を有する者は番号管理を被保険者自身に委ねたかのような記録管理方法が、いわゆる「宙に浮いた記録」の本人特定を困難なものにしたと考える。(基本項目未収録の厚年記録、名なし記録、オンライン未収録記録等々。)
12295	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の未納者(滞納者)でも年金はもらえると言うことが世間一般に広まれば、益々未納・滞納者は増え今後制度全体の根幹を揺るがす問題になると考える。	全職員で問題解決に向け最大限の努力すべき どうしても出来ない人間を除いてもやらない人間も多すぎ、給与の減も含め何らかの方法で、対処しないとやる人間だけが損をしたり、いくつになっても成長の無い職員だけがはびこる。	平成19年ごろから現実に職場にはお客様からの直に問い合わせがあり、あまりにもずさんな年金記録の状態だったのがみにしみる。資格照会の回答までに数年かかり、再裁定の人数をみれば、それだけの人数分の記録がもれており、問題が大きくなればなるほど問題も山積していく事を知りました。	土日も返上して仕事に対応しているが、本来の業務も後回しにして年金業務・資格照会業務中心で、保険料の未納(徴収率)の問題や、適用促進の問題が今後大きく重要になると考えるまた、今後、民間組織になれば、労働基準法の中での対応をせざるえなくなり、年金問題をはじめさまざまな仕事の中で歪みが出てくるのを考えざる得ない。
12296	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	知られていない問題を承知していない。	○国民にとって、自分が加入していた年金記録を国がちゃんと管理していない(消された)と大騒ぎし、社会保険庁側もこれまでの記録管理方法にズサンな部分もあり、また、記録統合は本人の申し出に頼る部分も多かったことが表面化し、大きな問題となったものと認識している。 ○世間一般に知らされた19年5月頃である。	[redacted]被保険者記録照会へ対応するための相談体制の強化を行い、多くの国民が記録に関する相談が可能となるように問題への対応を行った。 ○反省点は、職員の意識として、不可能であった部分もあるにせよ、記録を受給まで完璧な状態で管理していくといった意識に欠けていたことや、基礎年金番号導入時に国民に記録統合の呼びかけを大々的に行い、記録統合の業務体制を万全にして臨むべきであったと思料される。
12297	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	不適正な事務処理の対応策として、専門の課を設けて対応しなければ、2年でも解決は無理ではと思っております。 現在の事務処理対応は、担当者が通常業務と平行して年金記録問題を行っていることから、通常業務のほとんどが止まってしまっており、通常業務に大変支障をきたしております。各事務所に専門班をもうけて対応すべきと思っております。	標準報酬月額の改ざんなど私の知りえる範囲ではありませんでした。 一部の職員が不適正な事務処理をしたことで、国民からの信頼を損ねる結果となり大変遺憾に思っております。 平成18年5月頃	標準報酬月額にかかる届出書については保険者の確認行為として賃金台帳の写し諸事録の写しの添付を義務付けるべきと思いました。宮城は平成17年頃までは、月変の除給については確認の出来る書類を添付させていましたが、簡略化が進み添付不要となっております。 また徴収課では保険料の収納率だけを上げる目的で改ざんしたとは思いません。 差し押さえすれば、会社が倒産に追い込まれ、社員は職を失うことになります。私も徴収課在籍の時、差し押さえされたら死ぬとか、恨んでやるとか、泣きつかれたりとかされました。一生懸命に頑張ってやってもどんどん滞納額が増える事業所、最後には自殺する事業主と色々と見てきました。。 徴収課の職員は滞納事業所の社長や従業員と顔なじみになると、なかなか差し押さえをすることができず、最後は社長に泣きつかれて標準報酬の不適切な事務処理を行ったものと考えます。 このことから徴収業務に携わる職員については必ず研修業務を行い、徴収業務への適応性のない職員は、他課に配属するなど行うべきであったと考えます。
12298	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			納付していただいた保険料(期間)を、きちんと年金記録として反映せず、年金の決定をおこなっていたことは、きわめて重大な問題であると思います。	今回の年金記録問題を真摯にうけとめ、国民のみなさまからの信頼回復のため一日でも早い解決を願い、記録問題に取り組んできました。
12299	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	予算をかけて、人員の確保	簡単に解決すると甘くかんがえていた。問題のついては、マスコミが騒ぎだした頃	最後の一人まで、記録を確認しようという意識をもって対応した。昔の事務がいい加減だったように思う。
12300	本庁	その他(本庁)	知りません。		社会保険事務所に出向していた時期に、初めての「ねんきん特別便」が国民のみなさまに送られ、多くの人に記録の不備があることを知りました。昔のことは分かりませんが、管理する社会保険庁の誤りも多いと思いますが、記録を届け出る事業所の担当者が社会保険事務をよく理解していなく、届出自体に誤りが多いのも現状です。	社会保険事務所の適用調査課に所属し、厚生年金被保険者の記録を管理していました。取得や喪失届、算定、賞与の届について、不適正なまたは間違った登録を行わないよう、細心の注意をはらってきました。しかし、何千という事業所に対し、職員5～6人という体制できめ細かな対応は難しく、事業所対応に時間をさけられなかったのが反省点です。
12301	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	人・もの・カネというが、限られた体制の中で地道にこなしていくしかないので、無年金者の掘り起こしや死者の記録の確認よりも、まずはしっかり優先順位をつけていく。それでも判明しない記録は残ると思うので最終的には政治判断。	基礎年番に統合できない記録がかなりあると知ったのは平成12，3年ごろ。	目前の仕事が手いっぱいであったこと、自分の担当ではなかったことから特段の対応はしていなかった。 もっと早期に組織全体の問題として取り上げ、対応に着手していればここまでの問題にはならなかったと思う。
12302	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	年金記録問題に関しては、地道に当管理下における記録等に関し調査を進めるしかないと考える。	人それぞれの生活に密着するとても重要な問題と認識する。 基本的には年金等の請求時において必ず本人に記録につき確認し、年金裁定に結び付けていたのでテレビ報道等により「中に浮いた年金」等が大きく報道されたころ。	来庁される人より詳しく内容等を確認し、その時点ごとに自分のできる範囲における対応を心がけてきたつもりです。 過去においても、これからにおいても一つ一つの積み重ねをしっかりしていかなければいけないと考える。
12303	本庁	その他(本庁)	特にありません。	職員一人一人の意識改革が必要と思います。 これからは記録問題を起こすことは許されませんので、 記録の保存に今まで以上に重点を置くべきだと思います。	記録問題は国家の重大なミスだと認識していました。 事態については主にマスコミ報道によって知りました。	通常業務に加え、記録問題の対応が必要な業務(年金安心ダイヤル等)が発生したため、国民に不安を与えないよう、電話等にて対応する際には国民に対し丁寧かつ親切に説明することを心がけました。。反省点としては特にありません。
12304	地方庁	その他(社会保険事務局)		旧来の名簿は記入方法が特殊なこともあるため、社会保険職員をOBも含め経験者にあたらせることが早期解決になると考えます。 毀損していたり、焼失しているものもあるため、すべての記録問題を解決するには時間は絶対的にかかると思います。 期間をくぎって作業すると思わぬところで見落としなども発生すると考えられます。	基礎年金番号が導入されるまでは特に被保険者というよりは事業主や、事務担当者が年金手帳は一生一冊という考えが薄く、入社した方の手帳を持っているかは確認せず、健康保険証を早くほしいとの理由で新規に払い出すことを強要されたこともあると聞かされたことはありました。 手帳を複数持つことになるきっかけであっただろうと感じます。	その話を聞いてから窓口では、新規払い出しは本当に今まで加入がなかったのか確認してもらってから受理するよう心がけています。 窓口対応にばらつきがあり、一人一冊を広報不足であったと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12305	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	地道に突き合わせを行い続けるとともに、今後、記録管理体制の充実を図る。	国民の信頼を損ねる重大な出来事。	関係部署ではないが、国民の信頼回復に向け、接客する際に親切、丁寧、迅速な対応を心掛けた。
12306	本庁	その他(本庁)	知らない。	1つ1つ丁寧に、なるべく多くの人数をかけてやるべき。	国民にとって重要な問題であり、社会保険庁の信頼に大きく関わる問題。 新聞等で報道があって初めて知った。平成19年1月頃だったと思う。	コツコツと仕事をこなしていく。 特に誰が悪いというわけではないと思う。年金制度発足当時と今とでは年金に対する意識が違い、普想像がつかなかった部分が大きいと思う。 ただ、個人の記録を長期に渡り確認できるよう保管方法を検討、模索しなかったのが一番の問題だとは思う。
12307	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません			現行制度においては、厚生年金等適用時、戸籍等(生年月日、氏名が明らかなもの)の提出を求める等、法整備を行うべきでは、と考えます。
12308	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	本体年金(報酬比例部分)から厚生年金基金部分がどれだけ差し引かれて、基金からどれだけの額が出ているのかということがわからない。 一制度(計算式)が複雑。という点で理解が難しく、年金保険者が相違するという点で説明する側も説明が難しいという点で問題。	漠然ではあるが、年金の一元化のなかで代行部分の整理も必要ではないか。 抜本的にシンプルな年金制度設計が必要と考える。	厚生年金保険、国民年金保険の手帳番号がいくつも払いだされている。 一個人でも登録されているかな氏名、漢字氏名、生年月日が各々違うというものはあった。 入庁後間もない頃には問題というより、課題だと認識していた。	自分自身がどのように対応したかというものはないですが、 どれくらいの重複者がいるのか、それに対する対策については、長年、検討はされ、対策が講じられてきた。社会保障番号の導入の検討も一つであり、基礎年金番号の導入もその一つ。 また、反省点として、本庁と地方の連携が乏しかった。(人事施策としても、業務連携としても) 地方の意見をきちっと本庁で把握、整理し、予算化、事業実施に反映させなかったこと。 地方の仕事のやり方も47とおりあったこと。 など。
12309	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金裁定時の確認。	オンラインシステムに統合されていない記録があるという問題。また、それを積極的に統合しようとしていなかった問題。ただし、現在のように最優先課題として、人やお金を投入していくのは非	上記のとおり。
12310	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	1件、1件丁寧な突合作業を進めていくしかないと思います。	年金給付課に在籍していた平成12年～平成13年ごろ、年金を裁定する際の氏名索引において統合されていない記録があることを知りました。また、年金記録問題は、総力を挙げて取り組むべき最重要課題として認識しています。	お客様の立場に立って親切丁寧な対応を心がけました。現時点での反省点は、年金裁定のときに記録を確認すればよいとの安易な考えに基づき現状の記録を軽視していたことかと思います。また、年金裁定の際に会社名がまったく思い出せなかった場合、統合しなかったことも反省
12311	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない	名簿をすべてオンライン化する。	以前から台帳、払い出し簿についてはいいかげんに作成されていると思っていた。	大量にありすぎて、庁全体として取り組まなければ解決しまいと採用されたときから思っていました。
12312	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		補正が必要な記録が多いことに驚いています。	組合等の連携などが不十分ではないかと思われます。
12313	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去からの引き続いたずさんな管理体制、庁と地方との温度差によって発生した問題。 入庁当時から記録の管理についてずさんさを感じることはあった。	一つ一つの記録を確認する際にできる限り記録を照会し、別管理になっている記録がないか注意するように心がけた。 反省点としては、システム的な問題だけではなく、本庁と地方の構造を見直してより透明性のあるようにすべきだと思う。
12314	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。		現在、国民年金の記録に住所が登録されていない記録があり、本人の記録であると特定することにが困難になっておりますが、昭和61年頃だったと思いますが、「国民年金の被保険者記録に住所が登録されていないファイルがあり、後で問題になるかも」と先輩に言われた記憶がありますが、当時はこのようなことになるとはまったく認識しておらず、また、「今なら台帳があるから少しづつでも手作業で入力しておけばよい」とも言われましたが、このことについては事務所の問題として全体化されず、私も放置してきたところであります。いまさらながら、あの時入力していれば、本人の記録として確認しやすかったと思っております。	前記のとおり、その当時これほど問題になるとは思っていませんでしたから、何もしませんでした。また、被保険者台帳が廃棄された今としては、全被保険者台帳をマイクロ化しておけばよかった(当時、予算の関係もあり、全被保険者台帳をマイクロ化できなかったと認識しておりますが)、それをしなかったということが反省点ではないでしょか、と思います。
12315	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度の根幹にかかわる問題とおもいます。 平成19年頃ニュースで知りました。	記録統合から支給までの期間が長すぎると思います。
12316	地方庁	その他(社会保険事務所)	4月からの任期付職員のためわかりません。			
12317	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません	全体像を把握し、ある程度の時間をかけて伸張に行う必要があると思う。急ぎすぎる。優先順位をつけて行っているが、時間がなさすぎる。まだこの後問題が出るのではないかと危惧する。	大変な問題であると思う。若いころ新規で年金加入書の手帳や払出簿、原票を作成しているときに手書きであった。この手書きをコンピューター収録する際には、いろいろな職員の文字があり、当時は読みづらいと思ったことがあるが、ここまでの問題になるとの認識はまったくなかった。 しっかり管理してきたと思うがこれだけの問題になるとはまったく思わなかった。当時氏名や生年月日は届出どおりであったため、違うことがあるとは思うことはあった。18年ごろまでは認識な	どこかで誰かが相当以前に認識していたと思うが表にでてこなかった。大変な問題との認識がなかったのではないか。それを短時間で行おうとしても問題が大きすぎる。
12318	地方庁	その他(社会保険事務所)			私が入庁した時は、すでに記録問題が明るみに出ていました。	特別便の処理に力を尽くしました。
12319	地方庁	その他(社会保険事務所)	過去に、事業所名簿を紛失した等を聞いた事があります。また、手書きの時代には、氏名、生年月日の間違いも多く、パンチ入力時代には違う会社の被保険者を登録してしまい、それを会社がきづかないなどを聞いた記憶がありました。	現存する国民一人一人に何年かかっても照会による解決を図るしかないと考えます。	オンライン化が完成してから先輩から昔話として聞きました。事実とすればかなり問題ではないかと考えた。平成2年頃だったと思います。	被保険者の来訪があったとき、徹底的に本人確認をすることです。当時、局に報告すべきではと考えます。
12320	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12321	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	最終的には、個人宅に訪問して、本人に確認をするほかないと思います。 死亡者についても、同様家族に確認をとる。	年金制度の基本を、もっと国民に意識してもらえるような周知が必要である。 生活の糧である大切な年金額に影響及ぼしたことは、大きな問題と認識し、またこのようなことは、記録問題が発生してから知りました。	年金請求者においては、念入りに記録調査をしてから受付をしています。 本人宛の通知につきましては、少し集中しすぎました国民を混乱させてしまったように思われます。 もう少し時間をかけてすべて準備が整ってからでしたら、同じ方に何度も案内を出さずにすんだ
12322	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	紙ベースで保管されている加入記録を電子化 電子化した加入記録を効率的に検索・突合できるシステムの構築 記録の調査、補正、被保険者への回答作業を行う人員の増員	6年ほど前に、厚生年金の加入記録の調査、補正業務の補助をした際に、不備のある記録が散見されたが、全体のごく一部であろうと考えていた。	<対応> 調査・補正依頼により判明した不備記録をそのつど補正していた。 <反省点> 機械化時に、正しく記録の移行を行わなかったこと。 申請主義に拘泥し、能動的に不備記録の補正を行わなかったこと。 →機械化作業が終了した時点で不備記録があることを公開し、積極的に補正作業を進めるべきであった。
12323	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無いです	長妻大臣が大臣になるまえに主張されていたように金と人を注ぎ込んで、集中的にやればよいのではないですか。	当初、そのような問題があることは認識していませんでした。マスコミの報道と共に庁からの情報などの提供が始まったころに知りました	厚生年金の払い出し簿や原簿の(記号番号事業所名も含めた)内容がwmに反映されていれば、現場での窓口での対応は少しはスムーズであったかもしれません。しかし、その後の再裁定などの処理の流れを考えると処理を行う適切な人員の確保とシステムの確立がなければ、駄目
12324	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	重大な問題	早期の対応
12325	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	日々の業務になが されていたため、あまり意識はしていませんでした。 国会でとりあげられた時位だと思います。	お客様に理解していただくように、その時以上に親切・丁寧に接するようにしました。 やはり、日々の忙しさにより法令遵守の意識がかけていたとおもいます。
12326	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	紙台帳をもう一度見直すという作業は、膨大な時間がかかり、紙台帳を100パーセント信じていいのかという問題もあるかと思います。	社会保険庁の管理体制がずさんだったことは認めますが、まだ機械化する前の記録であり、間違いがあったことはやむ得ないことだと思います。 それと同時に被保険者の自己責任も問われるべきだと思います。厚生年金に加入していたこともわからず、被保険者証も紛失し、社会保険庁のせいのみにするのは納得できません。	相談者の調査に関しては、じっくり話を聞き、ウインドマシン上、紙台帳、関連会社、相談者が納得するまで調査しました。 過去の相談をされた方の話では、窓口での相談の際、「ない」の一言で片付けられたとのことで、当時の相談員の対応がもとで、社会保険庁のイメージが悪くなっていたこともあるかと思います。 窓口、電話応対する者の研修は今後重点課題だと思います。
12327	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12328	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	特にありません	本人の申し出で把握するので問題はないと、思っていた。ただし徴用に関する記録は本人の認識もほとんどなく漏れは多いと感じていた。	本人の申し立てを待たずに記録を統合するのは、別人の記録を統合する可能性が高くなるのであとで問題が生じるのではと心配があります。現在のような記録確認の方法がもっと前からできていれば、問題がこれほど大きくはならなかったように思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12329	地方庁	社会保険事務所課長級以上	基礎年金番号への情報の一元化が不十分である。 ①現行では、氏名や住所の変更届けが提出されると、各制度ファイルが変更されるとともに基礎年金ファイル装変更されています。しかし、基礎年金ファイルから他の制度ファイルへの変更がされていません。職員はこの仕組みを理解しているところですが、お客様方への説明が難しいところです。 (例)会社を通じて氏名と住所の変更届けをしたが、国民年金は旧姓で実家の住所になっている。 ②厚生年金の資格取得してから、その前の期間の国民年金資格取得を届出すると、二重加入の状態になってしまうことが多い。 (例)次の事業所に就職してから、送られてきた勧奨状によって前の事業所との間の国民年金資	基礎年金ファイルと各制度ファイルの情報連絡が、充分連携されていないと聞がいます。届出が入力された一度だでなく、定期的に相互チエックが掛かると望ましいと思います。そのために、基礎年金番号についての幅広い周知・広報や届出についての法整備が必要と考えます。 しかし、今後「ねんきん定期便」の充実と継続をめざしていくにあたり、何らかの方策を講じなければ、年金制度への不信感を招くことになってしまいます。	社会保険制度が厚生年金保険法、国民年金法をはじめ多くの法律で成り立っている以上、ならびに法律施行にいたる歴史的経過がある以上、ある程度、情報管理の「タテワリ」はやむを得ないところです。 平成9年1月に基礎年金番号制度が発足する際、各制度間の連携の難しさを感じました。それから13年たった現在でも、各制度間の連携は、なかなか改善できていません。	年金問題の山場を越えて、「ねんきん定期便」も始まり、お客様一人ひとりに対するサービスが、ようやくスタートできたとおもいます。基礎年金番号が始まって13年、社会保険制度の基準となる「基礎年金番号制度」の充実と、「基礎年金番号」への情報の一元化が、年金の信頼回復に欠かせないものと考えます。 個人的には、お客様応対の時や書類審査の際に、手帳番号の統合を進め、他の制度の記録も注意して処理を進めることしかできませんが、確実に実行していきます。また、「年金問題」は決して過去の記録のことではなく、現在の記録を処理するにあたっても十分注意して処理しないと、「年金問題」を生じてしまう恐れがあるということを課員にも周知していき対と考えます。
12330	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	一件一件地道に処理していくしかないと思います。 そのためには、事務処理に精通した人員の配置が必要であると考えます。	報道等により知るに至ったところです。 このように膨大な件数が存在するとは思ってもいませんでした。 当該被保険者、受給権者等には申し訳なく思っております。	お客様の申出を真摯に聞き、記録調査に対応しているところです。件数も多く、処理に時間を要することから腐心しています。 裁定請求書受付時等、職歴等の聞取りをさらに慎重に行う必要があると考えます。
12331	本庁	その他(本庁)		お申しでいただいている方々一人ひとりの記録について誠実に対応する。	年金記録問題は今日までの長い年月の中で蓄積された問題。60年以上の歴史があり、ここ数年で解決できる問題とは思えなかった。ただし、これを良い機会と考え、できる限りの対応をすることは良いことと考えている。 また、年金記録問題のクローズアップで問題意識を持った。	少しでも早く記録問題の解決に繋がるよう、「ねんきん特別便」等の対応に取り組んだ。 被保険者記録の調査・確認には、ある程度の知識や経験が必要だと思います。委託の大規模な人数で、短期間で問題が解決するものではないと思うので、もう少し時間をかけて「ねんきん特別便」等を送付し記録調査に当たるという対応でも良かったのではと思います。
12332	地方庁	その他(社会保険事務所)		できるところから、少しずつ。 無理な計画はたてない。	データ管理の重要性認識の欠如。 およびそのツケの蓄積。 新聞報道と同時期。	とりあえず窓口にでて待ち人数を減らす。 断片的な資料しかなく、対応しながら自力で知識を増やすしかなかった。 当時の状況を知っている人間がいない。または辞めていってしまった。 対応がマンパワー頼みなのに、それに対するフォローがない。
12333	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	いろいろ報道された頃知りました。	自分のできる範囲で出来る限り解決にむけて対応をしようとおもいました。
12334	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員の専任体制により、さらに強化し解決する。	本人の申出がないからであり、行政側の問題という認識は弱かった。本人の確認をどういう方法で取っていくのかを危惧していた。	認識を改め、早期解決に努力した。職員の認識に温度差があった。
12335	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	人の増員と教育	とにかく膨大な量の問題 時期:1年前	今できることを正確に処理する。
12336	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	現行の取組案を推進しつつ、適切な時期における本人への注意喚起を続けることだと考える。	通常、年金記録の統合(調査)に聞しては、年金裁定時までに実施するものとの認識。 大きく報道で取りあつかわれた国民年金の記録(消えた年金)問題等について マスコミの報道によって認識に至る。	社会保険庁のみならず、事業主、被用者や自営業等が年金記録を適宜、確認できる仕組みが必要であったと考える。
12337	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません	誠意をもって対応する。	質問の趣旨がよくわかりません。 いつ時点の、どこに在籍していた時のことを答えればいいのでしようか。 その点を踏まえて回答します。 非突合ファイルが存在して、基礎年金導入の時に問題になったのは 聞いていました。裁定請求の時にひとりひとり確認するものと思って いました。	特に対応はしませんでした。 反省点は、 ①年金の再提示に空白の被保険者期間がある人を調査することもなく 裁定してしまったこと、 ②20歳をはるかに超えた人にも新番を払い出していたこと、 ③社会保険労務士や会社からの届出内容をを鵜呑みにしたこと、 ④基礎年金番号を導入したときにきちんと対処を考えるべきであったこと、 ⑤財政上の理由で、必要な作業やシステム開発ができなかったこと、 ⑥問題が発覚したときに、もっと冷静に対処すべきであったこと、 が考えられます。
12338	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	記録解明の作業を着実に進め、早い時期にすべての記録について確認を行う。	2007年の中ごろ、国会で社会保険庁改革関連法案の審議中に社会保険庁のオンライン化したデータにミスや不備の多いことが明らかになり、国会やマスコミにおいて年金記録のずさんな管理が指摘されたことは、非常に残念に思う。 当時私は、民間企業に勤務しており社会保険庁には在籍していなかったが、年金を支払う基礎となるデータがしっかり管理できていないことに驚いた。	
12339	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	遠回りの様でも地道に着実に進めていくことが信頼回復の道だと思っています。	新聞等で報道された時です。	もっと以前から年金記録に聞して、注意を払いチェック機能があればと思いました。
12340	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録と言うより「年金」そのものが職場の中で低く見られていました。 基礎年金になる前ぐらいまでは、庶務会計・徴収課が花形で年金の係りは、女性それも年齢が上になった者が配属されていました。そのため、職場のトップに立つ管理職は年金の係りにたずさわることはなかったです。 労働組合がそして年金の仕事をしていた女性達がいくら年金は大切な仕事だと訴えても邪気にされていました。	カセットになっている記録のオープンを急いでいただきたくお願いいたします。 現在適用事業所の被保険者で未だ回答をされていない者は連絡すれば比較的早く回答をもらえます。(新規適用事業所の届けがあった被保険者について説明文を送り私あてに回答をしてもらっていますが、現在40～50名程の解決ができているところです)	カセットにて移行した時です。当時の厚生大臣が処分せよと言われた時は耳を疑いました。原票からマイクロカセットに移行した際、原票は倉庫を借りて保管するものだと皆思っていましたし、労働組合もそのように申し出していたと思います。	原票処分は命令なので労働組合が言っても無理だと思いましたので、対応するすべはありませんでした。 現時点において「年金」ということに世間が少し聞心が出てきましたが、まだまだまるでわかっていない者も多いと思うのでテレビ等でアピールはできなかったのかと思いました。(現在、適用調査課の窓口受付の廃により、来年社会保険庁がなくなり日本年金機構になること伝えていますが、ほとんどの者はわかっていらっしゃらなく「えっ、そうなんですか」と言われています)
12341	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	紙台帳のデジタル化	25年前に社会保険の職員になったときからいつかはこういう問題がおこるだろうとかんじていた。	国民の年金記録の保全について認識がかけていた
12342	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金脱退手当金の支給年月日が、次の厚生年金資格記録の期間内であった場合、脱退手当金支給記録が取り消され、通常の資格記録にもどってしまうのは、不平等に感じます。 記録問題とは、やや違うかもしれませんが、国民年金第三号被保険者が、健康保険組合の被扶養者である場合、扶養削除になつた時、本人より申し出がなく、健康保険組合からの情報提供もなく、本来、1号被保険者になるべきひとが、3号被保険者のままで記録されているような状況が存在していると思います。	わかりません。	就職してまもなく、厚生年金期間調査をしている過程で、なぜ、、マイクロフイルムの原票の氏名索引が、ないのだろう、と疑問をもちました。調査申し出されている人以外に、たまたま、別人の統合されていない記録の存在に気づいても、持ち主をみつけて、教えてあげることなど、自分ひとりでは、無理だとおもいました。	期間調査については、個人的に、時間外労働で、なるたけ、あらゆる可能性を考えて、調査をするしかありませんでした。
12343	地方庁	その他(社会保険事務所)	頭数ではなく、調査に必要な知識を持っている人手が足りない。	臨時のアルバイトの方ではなく対応する職員を増やさなければ難しいと思う。	「宙に浮いた年金」は確かにかけたご本人の年金受給に結びつかない大きな課題ではあると思うが、本人の年金と判断がつけられない記録が多数あるのが現実。努力で解決できる問題ではない。実際に年金記録の調査に携わった平成21年4月頃からそう認識するようになりました。	(8)の問題に聞しては、まず年金記録の調査に携わり次第に認識するようになった。調査に必要な知識、技術、時間を考えれば決められた期限までに全ての申し出に対する正しい回答を出すのは極めて困難であるの実感していました。ただし、諦めるのはいつでも出来るので自分の出来る限りの調査を誠意を持って対応させていただきました。
12344	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし		年金は、お客様(被保険者)にとっては、老後の生活のためには欠かせない重要なものであり、その年金額の計算の基礎となる被保険者記録がに不備があることは、老後の生活設計を揺るがす重大な問題と認識しています。	制度毎に年金番号で管理していたものを、基礎年金番号を導入して、一元的に管理することとなりましたが、その際、過去の記録を完全に整備出来なかったことが更に問題を大きくしたと考えています。
12345	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	丁寧に仕事をしてこなかった結果だと思っています。 2、3年前に新聞報道等で知りました。	丁寧に確認をしながら仕事を進めていくように心がけています。 お客様にとって何がいい事かを考えながら仕事を進めることが大切だと思います。
12346	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	問題の解決の意識を失わず努力することが必要かと思います。	採用された19年11月には年金記録問題の最中でした。	
12347	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現在第三者委員会で行われているように、国民年金に聞しては親族や同居者の納付状況から、厚生年金に聞しては同じ会社の同僚の状況や報酬改定の不自然さで客観y的に判断するしかない。但し、本人の錯覚、誤解、報道等に誘発された思い込みによるところもかなりあり、本人の申立を原則正しいと考えることについては疑問があり、冷静で客観的なデータ分析的な判断によるべきと考える。	国民年金については、直接仕事に聞与していないので、今回の報道で初めて知った。区と国と二重に記録管理をしていると思っていたので記録がなくなるとは考えたこともなかったし、誤りがあったとしても補正可能と考えていた。それが不能となった一番の原因は、国に一元化されたときに庁の現場に立ったこともない人聞が地方に対して発した、保有記録の廃棄可の指示にあると考える。厚生年金の不正脱退については、可能性は感じていたが、倒度と脱退の二者択一の状況に追い込まれている会社が従業員の合意の下で行うのではないかと考えていた。健康保険の一体性から考えても本人の同意なく行われることは考えにくいし、報酬の不正改ざんと共にもしそんなことが行われていたなら詐欺的行為であり刑事事件的な問題と考える。厚生年金記録の管理については、旧台帳が氏名等も整備されないまま放置されていたことは今回初めて知ったし、事務所から引き上げた名簿も順次整備の上機械収録されていくものと思っており、未整備のままだったことはずさんな管理と称されても仕方ないと考える。年金裁定を庁で行っていた当初裁定は正しくされているのに記録は未統合のままといったものがかなりあり、このいい加減さが今回のような事態をもたらしたと考える。但し、被保険者証や領収書もないまま納付を主張したり、給付を受けようとすること自体が信じられないことで、これを認めてよいとは考えない。	特になし。
12348	地方庁	その他(社会保険事務所)				
12349	地方庁	その他(本庁)	特になし。	じっくりと腰を据えて、長期戦で積重していく以外にないのではないかと思います。	年金記録問題に聞しては、やけに統合されていない手番が多いなあとは17年10月の入庁時より思っていました。 「問題」として、存在を認識したのは、マスコミで騒がれるようになってからです。	手番がある場合は、本人に記録を確認の上、積極的に統合作業に努めてきたつもりです。 転職・引越しを何度もしている人に対して、安易に手番を発行しすぎたのが、何よりの問題だと思います。 あと欧米各国に比べ、はるかに社会保険番号の導入が遅かったことも。
12350	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便に聞し、度重なる人員減等により回答の精度が低くなりつつある、と聞いています。	古今東西、老若男女問わず業務に精通した職員に、この問題を責任もって解決に当たらせるのが現時点のベターな方策かと思われます。	国民の年金権を脅かす問題と認識します。	数年前より問題を認識していますが、今後も、機構職員の一員として、一人ひとり時間をかけて面談する等、時間の許す限り対応していきたいと考えています。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12351	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	期間を要するが、計画的に全件照合をなし、年記録もれの解消を計るのが被保険者等に対する職員の責務とおもわれる。	年金制度の事業運営が、長期間の適正な記録管理を必要とすることから、過去の経過や理由がどのようなものであれ、あってはならない問題と認識している。 具体的に知ったのは、新聞報道等によるものであったが、平成15年4月に年金相談コーナーの窓口対応時に、相談者が申し出ている厚生年金被保険者期間がどうしても見つからない場合が、ごく稀にあり、今思えば、年金記録もれに該当していたのかと想像できることから、基礎年金番号導入時はもとより、それより以前より、同問題は潜在していたものと思われる。	年金相談の対応時に、相談者の職歴とオンライン情報の厚生年金被保険者期間等の照合確認において、マニュアルに示された索引照会などは、必ず履行し、また、、相談者が忘れていると推察できる厚生年金被保険者期間等については、個人情報保護法の範囲内で、相談者にヒントを与えその期間を思い出させ、職歴一致等の確認をした。 反省点は、基礎年金番号導入時に、厚年記号番号の統合もれは予見できた筈なのに、その対応が十分でなかったこと。また、集中的に記録管理がなされるべき業務センターにて年金記録の保存管理が十分でなかったこと、また、同所においての年金記録等の入力処理等が適確に遂行されていなかったこと などが、挙げられる。
12352	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	抜本的な解決策は思い当たりません。	基礎年金番号が導入された時は年金を受け取るまでに統合されれば良いという社会保険庁の方針だったはずです。 10年ほど前に期間照会を担当した時に昔の記録を見ていい加減だったのだと思いました。	入庁するまでこんなことになったとは知りませんでした。 取得届を受け取る際には出来るだけ新規に基礎年金番号を払い出されないようにした。 昔は社会的に関心を低く会社も事務所もいい加減だったと感じます。
12353	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金の記録について詳しい職員の増員	年金記録の問題は会社が社会保険事務所に提出をしていないか、本人が手続きを忘れていたものと認識をしていた。年金記録の問題が発生して社会保険庁が紙台帳からコンピューターによる記録管理に変更になったときのもれも出てきていたので改めて認識をした。	ご本人の申請に対しては期間照会の申出書を提出させ、記録の確認を行うように相談をしている。
12354	本庁	その他(本庁)	ここ数年帰宅が深夜になることが多かったのでテレビの報道ニュースすらろくに見る暇がなかったので、お客の電話での問い合わせで初めて知ることが多かったくらいですのでそれ以上のことなど知りえませんでした。	解決する時が遅すぎた。人間で例えれば末期のがんでどうにも手のつけようがない状態ではないでしょうか。このようなことが起こらないためには。定期的な検診、早期発見早期治療よりほかに手はないとい思います。まずは予防から。	5年ほど前までは100年安心の年金といっていた(法改正があったとき、大臣は坂口さんだったと思います)私もそれを信じていた。 記録問題とは多少離れるが、年金に関する不安な問い合わせに対しては、 国がなくならない限り大丈夫と答えていた。ところがいろいろな問題がでてきて 公務員がしなくてよいことになってしまった。私は多くの問い合わせにうそをついてしまったことになる、もっと早くから問題化されていたならば違う答え方もあったのではないかと思っている。問い合わせされた方々に対し申し訳ない気持ちであります。かえって怒らせることになってはしないかとも思っています。問題が存在することをしったのは世間で報道され始めたころであると思いますが、いつごろか思い出せません。ここ数年でしょうか。	年金の財政状況等も含めて末端ではわからない情報を知っていないと大変なことになると思いました。その点知ろうともしなかった、勉強しようとしなかった自分を反省しております。
12355	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	なし	なし	なし
12356	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません	上記同様特にございません	私は平成17年採用のため入所したときからすでにコンプライアンスの問題、国民年金の未納率の高さなどがすでにメディアにとりあげられておりました。私は適用課に配属されたのですが、経重複者の多さにまず驚きました。会社から年金番号を書かずに届出をしてくる件数が大変多いことに驚きました。また、年金番号が書いてあっても、それは古い手帳の番号であり、基礎年金番号はほかにあることも多々ありました。電話や通知にて1件1件確かめて、正しい番号に記録を登録するようにしていました。しかし、この作業は相手との連絡がとりづらく、かなり手間のかかるもので、年金番号の特定と記録の登録の大変さを知りました。コンピューター上でわかる平成以降の記録でも大変であるのに、さらに前のものはより困難で、紙を1枚1枚めくって調べる作業などもしていました。当時は仕事にも不慣れで目の前のものをなんとか処理することに忙殺され、より大きなマクロ的な視点での年金問題という意識は少なかったですが、ミクロ的な部分では入所当時から問題に取り組んでいたと、今からすれば、思います。 実際には19年度に入ってから、名寄せ作業を開始したときに、マクロ的な視点での年金問題の存在を知りました。大変大きな問題であり、なんとか、すべての記録を本人の記録に結びつけなければいけない問題であると同時に、また、本人の生きた歴史の記録でもあるので、非常にデリケートな問題であり、慎重にあたらなければならない、と考えておりました。	窓口や電話、手紙などの相談において、まず相手の話をよく聞くことと、お持ちになった資料を一緒に読みこんで、記録を被保険者の方と一緒に探すようにしていました。過去の記録について、本人の記憶が手がかりになるのですが、話し始めたときはあいまいなこともおおく、話しながら、記憶をはっきりさせることで、記録に結びつく記憶を思い出していただき、また、こちらからも、情報の提供をすることで、被保険者の記憶を喚起するよう心がけて対応していました。 年金に対する意識の低さと、管理の不十分さがすべての問題であると思います。定期便のようなシステムがなかったことで、被保険者から、社会保険があまり省みられることがなかったことによって、毎年管理体制を監査されているという意識がつくられず、管理が不十分になったことは問題だったと思います。 また、会社からの届出の不十分さや、国民年金の市区町村への申請の漏れの多さは意識の低さと広報の問題であったと思います。
12357	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	これまで判明している不備記録等が、被保険者お一人ごとの記録誤りの積み重ねを解消することの不足により大きな問題に至ったと思われますので、地道な記録補正作業の積み重ねにつきると思います。 その場しのぎの補正で、新たな不備記録を生むことがないようにするのは神経を使う作業ですが・・・。	オンライン化前の記録は手作業による管理なので、当然全権正しい記録が管理されているとは思っているわけではありませんでしたが、それでも事務所には記録補正担当部署もあり、年金裁定時には確実な記録確認も行なわれるので、随時記録補正が行なわれて整備されていると考えていたため、報道されるまで、判明しているような大昼の不備記録があるとの認識は持っていなかったです。 年金記録問題とは、日々の業務の中で、記録補正処理は、とても手間と時間の係るものであるため、積極的には行なっていなかったと思います。 誤りを見つけても、今補正しなくても対象の被保険者が年金裁定時に記録整備すればよい、と	年金記録問題が大きく報道されるようになった時点では、地方庁からの記録補正入力方法の照会対応を行なう現在の部署におりました。 照会時に特に気を配ったところは、単に入力できない、という個別事象のみに対応するのではなく、そもそもその被保険者記録のあるべき記録状況はどのようなもので、その状態へ記録を補正していくための事務所の調査確認内容に不足がないか、また実施中の一連の処理手順について問題がないか、等照会周辺運用についてもあわせて検証したうえで、回答する、といった対応により極力補正誤りが発生しないように努めました。 反省点としては、その日にはじめることができる補正を先送りにしたことによると思っています。
12358	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	システムで管理している年金記録と紙台帳との突合確認、被保険者等からの申立等により、信頼できる年金記録を作り上げるほか方法がありません。	組織としてマニュアル(職員が作成した引継書等、公文で発出している以外のものを含む。)重視主義(＝根拠法令の認識の欠如)であるため、誤ったマニュアルであっても何の疑いもなく当該マニュアルによって事務処理を行ってしまうことによるものと認識しています。	現在の所属が経理課であり、年金記録問題と直接関係のない部署にいるため、年金記録問題への直接的な対応は行っていませんが、会計関係の事故防止を観点としてマニュアルを整備しました。
12359	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	本人に確認する。	年金制度運用上の問題としては、人員不足のため確認作業に不徹底があった。 問題があると知ったのは、かなり前だと思う。	とにかく人員不足。
12360	本庁	その他(本庁)	厚生年金の記録の期間照会を探す人のスキルによって見つかる場合と、見つからない場合がある。	スキルのある人から学ぶ 一人で調べたらそれで決済なので、もう一人別の目で調べる もう少し時間的猶予をもらう	大変な問題だと認識していた。 最近	一件一件、間違えのないように対応した。 過去の制度の問題と(法律の移行期間、システム問題)とヒューマンエラーの違いの点 手続きの広報が広まっていない点 現在の再裁定支援も1課2課3課によって54－25の取り扱いについて違っている点。 同じ業務センターですら違うものを全国組織の末端まで同一にする困難な点
12361	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らないです。	過去台帳の整備の徹底	目黒にて電話を受け付けを開始をしたと報道で知ったときです。被保険者受給者に対して大変な不安を与え、年金制度に対する信頼を損なったと認識しました。	被保険者受給者の不安に対して納得がいくまでの説明をするように心がけた。 過去の記録について統合の必要性が周知されていなかったことだと思います。
12362	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		年金請求時に手番を統合すればよいと思っていた。 みんなもそのように思っていたと思う。	特に何もしていません。 WMに登録されていない番号があるとは、知らなかった。そういうことを早く 知らせてくれればよかったと思う。
12363	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。			
12364	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	判明していない手番について特定していく作業を進める。	年金請求時に処理が集中してしまう傾向があったと思います。	種別変更時等の機会を捉えて記録管理ができるようにアプローチを行う。
12365	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	過去の記録を全て見直すのは当時の届出が残っていないため不可能なので、照会に基づいて確認できる範囲で調査をする今の方式以外は何もできないと思います。	本人と結びつかない年金記録があるという問題については、採用されてすぐに知りましたが、登録されている内容の誤りや記録が機械に登録されていないものがあることは知りませんでしたので、単純に厚生年金記録の管理をするにあたり本人住所や氏名フリガナを管理することとしていなかった制度上の問題だと認識していました。	特に対応する点があるとは認識していませんでした。
12366	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	過去の問題に関しては1つ1つを丁寧に調査し解決していき、更に、今後新たな問題が起こらないよう制度周知を徹底するとともに、職員1人1人が1つ1つの業務を正確に行い、全面解決するよう努めるしかないと思います。	正直なところ、長期に渡り職場にこのような問題が内在していたとは知りませんでした。世間で様々な報道等がされて初めて知りました。	今回の様々な問題の原因を踏まえ、今後新たな問題が発生しないよう現所属における日々の業務を正確に行っていくことが大切だと思っています。
12367	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	長年積み重なってきた問題が、一気に噴出した結果、国民の信頼を失ってしまった現実を受け止めた上で、どのようにすれば、この問題を解決することができるかを考えた時に、やはり、最後は、大多数の国民がこの問題は解決したと感じ、その結果、国民の年金事業に対する信頼を取り戻すことができた段階に達しときであると思います。では、具体的に、どのようにすれば良いのかということになりますが、未統合記録の確認作業、紙台帳記録とオンライン記録との照合作業、標準報酬不適正遡及処理の調査作業から、記録の訂正、再裁定までと一連の作業を経て、初めて正しい年金記録へと回復することを考えた時に、非常に複雑で年金制度の実務に関する知識が豊富な職員を最大限活用することが必要だと思います。そして、地道に取り組んでいくほかは道はないと思います。最近、取り組み状況の数値などを定期的に公表をするようになりましたが、これは良い試みだと思います。こうすることによって、どのように、記録問題に取り組んでいるのかを国民に説明し、一人でも多くの年金記録を正しいものにして、迅速に正しい年金額のお支払いをしていくことが、最後には結果として国民の信頼を取り戻すことにもつながってくるも	私は、基礎年期番号制度が導入された後の平成12年4月に社会保険庁へ入庁し、基礎年金番号の記録とそれ以前の手帳記号番号の記録を複数持っている方がいるということは、平成15年7月に社会保険事務所に出向し、実際に現場で手番の統合処理をしたときに、そのような事実があることを知りました。手番統合については、最終的には、年金の裁定請求時に確認をすることになっているから、それほど問題はないという話を聞いたこともありました。しかしながら、未統合記録のみならず、オンライン記録そのものに誤りがあったりと年金記録問題として、非常に深刻な事態になっていることを知ったのは、国会で取り上げられ、政治問題化した時点でした。	(8)の回答のとおり、年金記録問題として認識したのが、政治問題化した時点であり、その時は、地方から本庁へ戻っていました。社会保険庁全体の問題として、電話対応に派遣された際に、お客様に対して真摯に説明対応をするしかありませんでしたが、一職員としてできることはそれぐらいでした。この問題については、やはり、最後は、年金の裁定請求があったときに正しくすればいいといういわゆる裁定時主義という意識があり、しっかりと国民一人一人の記録を管理していくという本来当たり前のことがされず、組織全体として問題が深刻に考えられてこなかったというのが、一番の反省点として挙げられると考えます。
12368	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	社保庁が、おおむね40年前の被保険者記録をほぼっておいたのが原因とおもいます。 平成19年6月頃にしる。	特別便7割の届け出に全力でとりくんでいます。埼玉県内の事務所に長年勤務し、事業所又市民の要請等に対し満足のいく対応できたたものと考えています。
12369	地方庁	その他(社会保険事務所)	○保険料を納付した旨の本人の申し立てが有るにもかかわらず、保険料の納付記録が台帳等に記録されていないケースがある事。	まだ、経験が浅いため詳しい事例等を、存じませんが正確な事務処理・報告連絡相談の徹底を図り、尚且つ責任の所在をハッキリすべきと考えます。	今年の9月に非常勤として勤め出しましたので、それまでは報道されている問題のみ認識しておりました。上記につきましては、9月以降現職の職員に聞かされました。	繁忙の中、記録等適切な対応をする前に、忘れてしまったケースが殆ど推測いたします。応対については、大小問題を含んだ多彩なケースが有ると思いますが、相談事項も含め必ずメモ等記録に残し対応すべきと考えます。
12370	地方庁	社会保険事務所課長級以上				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12371	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	年金問題は複雑すぎて、解決するまでどのくらいの月日がかかるのかわからないため、国として一定の結論を出さなければ終わらないと思います。	昔の名簿の記録がWMに入っていないものが多くあったが、ご本人からの照会や年金請求時に職歴を確認し、記録を整備しているとおもっていた。社会保険庁の倉庫に多くの名簿が保管されているとは、知らなかった。 知ることになったのは、年金問題が国会で取り上げられてからです。	年金請求時には、氏名索引を必ずして、会社名は言えないが年代や場所等で本人に確認をしていたが、現場でも知らない名簿が庁に多くあったことで、本人からの聞き取りをWMで出なくても調査するようにした。 多くの国民が年金に関心が薄く、年金の番号や自分が年金に加入していることすら(入っていないことすら)知らない人が多く、もっともっと広報をする必要があったと思うし、基礎年金番号化する際に特別便のように会社の協力を踏まえ本人確認すればよかったと思う。
12372	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	ひとつ、ひとつ申し出に対して適切に確認していくことが重要かと思います。	統合帳での管理からコンピューターでの管理へ移行する時に、もっと手をかけてすればよかったのではないかと思っていました。(容量の問題もあるかと思いますが、紙台帳の記録を全て移行させるなど) 年金は申請主義というのも問題につながるものかと思います。 名寄せ作業を行った後これほどもれているものかと驚きでした。 10年くらい前に記録照会作業にたずさわっていた時に感じてはいましたが、現在ほど照会件数	記録管理を万全にすることはもちろん、お客さま自身も自己の記録を管理していただく手段(年金通帳など)をもっていただいたり年金相談の窓口を広げたりすることができればいいかと思います。 問題点は管理が徹底されていなかったことに尽きるかと思います。年金を裁定する際に記録が整っていればよいとかいうことでなくその被保険者の記録であれば常に整備されているものと考えなければいけないと思います。
12373	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されていること以外知りません	できる限りの人員をかけて、短時間で解決すべきだと思う。	年金請求時に未統合記録はすべて統合処理を行うものと思っていました。 記録問題を知ったのは、3～4年前報道によって知りました。	窓口や電話で未統合記録を見つけたとき、早急にご本人様の記録に結びつくよう、対応しようとしていました。 あとで(年金請求時に)整理すればよいと、いう考え方がよくなかったと思う。 報道であげられる前に、組織として、記録問題に取り組むべきだったと思う。
12374	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		マスコミで盛んに報道されるようになった2、3年前頃と思います。 ここまで大事になるとは思いませんでした。	マスコミ対策がよくなかったのでは。 私事ですがいろいろあって疲れたので12月末で退職しますのでこのくらいでご了承下さい。
12375	地方庁	その他(社会保険事務所)		どんなにアルバイトを入れても素人が入るならそれはマイナス、年金の生き字引のような方たちがどんどんやめていく中、まず自分も含めて知識のレベルが低いため書類がさばけない。業務センター、裁定センターと事務センター化する中、お客様とのやりとりは事務所でと書類を返戻返戻。事務所にいる人数でどれだけ対応できるのか。どれだけ事務所まかせにすればいいのか。ここがこの年金記録問題の後始末が滞っている理由ではないでしょうか。来年からは役所ではないのですから、相談時間を銀行化し、窓口を閉めた後の内部処理を滞りなく徹底で出来るようにする。事務センターとの連携が悪いのでそこの改善を考えていく。一度に大量の発送物を送らず小出しにすることで窓口に人が殺到しないよう考慮するなど。このままだとみんな辞めちゃいま	年金記録問題が公になる前に、期間調査をして別手番が判明した期間調査対象者以外の記録をそのままにしておいてよいものか考えたことがありました。その頃は、調査申し出があったものの記録以外はいじるなとのことで、今から思えばそれをそのままにしておかなければ、名寄せの処理をもう少し減らせたかもしれません。	記録はいじるなということでやっていましたのでもちろん、そのままにしておきました。自分においての反省というより省庁として反省するしかないのではないですか。
12376	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	思い当たることはない	記録整備の支援にいって、気付いたことですが、マイクロフィルムで管理しているものが大分古く、見づらい、新たな保存・管理方法を早急に実施する必要がある。また、生年月日、記号・番号順に並んでいないものが見受けられた。あれでは、見つけ出せない場合があるので、生年月日、記号・番号、苗字、氏名等、あらゆる方向から自動検索できる機能の開発が必要である。システム的なものの早期の対応と、後は人海戦術でコツコツやるしかないと思います。 なぜ、全ての記録をコンピュータ管理しなかったのか、今となって悔やまれる。		
12377	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知っていることはありません。		保険料を納めた方が特定できない年金記録が、このように多数存在するとは知りませんでした。件数等の具体的問題を知ったのは、2～3年前の新聞報道です。	早急に記録の整備を行うと共に、誰の記録か確認する必要があると思いました。なお、当時は、社会保険事務所に勤務しており、年金問題の対応にかかわる立場にありませんでした。 反省点は、照会文書をもって国民の皆様に被保険者記録を送付し、回答を求めたことは良いことと思いますが、誰にどのような記録内容を送ったか不明であった為、記録の相違を申し出た方の、回答の意図が分かりづらかったことがあげられます。 また、相談者や対応者の状況を考え、電話相談や社会保険事務所の窓口相談の混雑をさけるため、年金番号の末尾の偶数・奇数の違いによる相談曜日の設定、誕生月による相談週等の設定等を行い、広く国民にたいしてお願いするなど、工夫する必要があったと思います。
12378	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民の皆様にも積極的に現在までの記録を提示していただきこちらもその記録を全力をあげて調査するという協力して早期解決出来るような姿勢をとればよいと考えます。今でもねんきん特別便やねんきん定期便でやっていることですがこれからはより一層国民の皆様の参加が重要かと考えます。また記録は早ければ早いほど見つかりやすいので受給する年齢になってからではなく現在納付している世代の方にも関心を持っていただけたらと感じています。このような点を出来たらメディアで報道していただき認識を高める事も必要だと考えます。	在籍以前に既に年金記録問題がメディアで報道されていたので知ったのはその時です。年金記録問題は研修や相談員時代の経験などから国民の皆様の信頼を取り戻すには重要だと認識していました。	お電話で対応させていただくに当たり聞違いやそれがあったからこそ問い合わせがある訳なのでお客様の精神状態を考えいつも以上に丁寧に接しました。問題点は年金記録がこれだけ問題になっているにも関わらずそのことに対しての専門的な人員の割り当てがあまりされていない点にあると率直に感じているところです。
12379	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし。	埼玉においては、年金特別便等の処理について、期間確認センターを設置し集中的に処理を行っており、また、事務局に毎週進捗管理会議を開催し、進捗管理を行っている。 今後も継続し実施予定。	5，000万件等の問題について公表された際、社会保険業務センター記録提供課在席時に知った。記録については、特に旧台帳の記録の管理が、手管理等で記載誤りや消失等で全ての記録が収録されていないなどの問題があるが、1件1件オンライン記録と確認し、解決していく必要が	上記のとおり。
12380	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない		質問の意味がよく理解できない。記録の管理方法が紙からコンピュータに変わってきた過程の中で起きてしまった事であり、全て末端の現場の職員の責任とされていることに憤りを感じる。オンライン化した時とか、基礎年金番号制を導入した時にやりようがあったはず。	
12381	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	皆で協力して取り組むしかないと思う。	皆で取り組まなければならない問題であり、できるだけ早く、かつ正確に年金支給に結び付けねばならないと考えていた。 この問題が存在することを知ったのは、いわゆる年金記録問題が知られるようになってから。	周囲と話し合い、できるかぎり効率よく、早く、正確に年金支給に結びつけるべく、取り組んできた。 現時点における反省点としては、年金受給申請よりも前に記録の確認ができるのであれば、その都度、記録整備していれば良かったのではないかと思う。
12382	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	一般的には被保険者記録の脱漏等が問題とされているが、適用事業所記録についても問題がある。(事業所整理記号の二重払出)	新規適用時のチェックの徹底。	もともとは申請主義をよしとしていたので、とくに思ってはいなかったが、平成16年に被保険者記録業務を担当し、正しくない記録の多さに問題と感じた。	被保険者記録整備を担当していたころは、できるだけ正しい記録に整備できるよう対応していた。 社保庁ばかり悪く言われているが、本人の意識の少なさも問題と思う。当時はコンピューターもなく紙で管理しているのだから限界がある。少なくとも転職した際に自分の手帳番号を届け出ていれば、新規に手帳番号を払い出す必要もなくこういった問題は少なくなっていたと思う。
12383	本庁	その他(本庁)	特になし	問題解決に要する人員の絶対数が不足していると思います。 人員確保が必要。	マスコミの報道で知ることがほとんどでした。 早急に解決しなければいけない問題だと思います。	職務に誠実に勤めてきました。 問題が取りざたされてから、対応まで、どうしても時間が多くかかってしまっているので、集中的に迅速に対応する必要があると思います。
12384	本庁	その他(本庁)	特に把握していません	スキル、知識のある職員で地道に行っていくべきだと思います。 急ぐあまり、人を増やすだけでは新たなミス、問題が生じると思います。	平成18～19年にかけ社会保険事務所の窓口でお客さんから加入記録がもれているという申立てを受けることが何件かあり、認識しました。 その当時は、申立てをされた方が稀なケースであり、全国的に膨大な数がある とは思ってもいませんでした。	被保険者、受給者の方には非常に迷惑をかけているので、丁寧にご説明しました。
12385	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様のお申し立ての詳しい聞き取りをし、迅速に間違いない回答がお出しできるように努める。	あってはならないことであると認識した。平成19年	当時たくさんの方のお問い合わせが集中し、電話がつながらずご迷惑をおかけしていたので、わかりやすく迅速な対応を心がけた。 基礎年金番号発行時の確認作業の徹底が必要だったのではないかと思う。また、年金請求時の記録の確認をお客様の立場になってすべきだったのではないかと思う。 今回の問題で、お客様側でも確認をして頂く必要があること、お預かりする私達が今以上に確認作業を徹底しお客様の年金を管理させて頂くことを肝に銘じなければならないと思う。
12386	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般がすべからく承知し理解しているかはわかりませんが、記録問題についてはなんらかの形で公表されているものと認識しています。	対策を行う場合の事前検討に時間をかけ、周到に準備をしてから実施することが必要です。 一言では言い切れませんが、これまでの対策は、「選挙対策」の一部という側面があったと思います。政治の都合で対策の順序が決められ、期限を決められて、中途半端な対策になってしまったものもあると認識しています。	いわゆる「宙に浮いた年金」について認識したのは平成18年～19年頃です。その当時は、「宙に浮いた」といっても、手帳記号番号は付番されており、基礎年金番号に集約されていないだけのことなので、年金請求時に確認を行いさえすればすむだけことであるから、さほど重大な問題であるという認識はありませんでした。	幹部からの指示を受けて業務を行うのに精いっぱいでした。 反省点としては、(7)で申し上げたとおりです。
12387	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	じっくり確実にやるしかないと思うが、全件というのは不可能だと思う。不可能な事は言わない方がいいと思う。	平成9年に基礎年金番号が導入された時に、番号通知と合わせて基礎年金番号以外の番号があれば返事を出すハガキがあったが、ほとんど回答が無いにもかかわらず、その後の対策があまりなかったり、昭和57年頃市町村から納付記録の確認ハガキが送られても、そのまま送らずに持っている人をよく見かけるが、結局その後の督促なりのてだてがなされないままになってい	上から言われる事をやっていただけでした。それが反省点です。
12388	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		ねんきん定期便等大臣が直接提出を求めても、応えてくれない現状であり、いつまでたっても解決しないことから、記録補正の期限を決めて取り組むべきだと思う。	期間照会の業務をやっていた時、古い記録で、入社するためにそもそも生年月日等を変えて入社している台帳を見た時。	平成9年の基礎年金番号導入時に大がかりな記録確認をしなかったことが悔やまれる。
12389	本庁	その他(本庁)	特になし。	現状で取り組んでいる通り、システムによる名寄せ作業を起点として受給者・被保険者に通知を発送し、本人による確認を促す方法を進めるべきと考える。	記録問題の発生原因の大部分は社会保険庁における事務処理にあり、そのために受給者に対して大きな不安感を与えたことは、例え自分が当時の事務を担当していたわけではないとしても、現職職員として責任を感じている。記録問題は国家プロジェクトとして挙げられているが、国民の不安を取り除くためにも、当然速やかに解決しなければならない問題だと考えている。 個人の年金記録に脱落が存在することを認識したのは、社会保険事務所にて年金給付業務を担当していた平成18年頃。	社会保険事務所にて年金記録の相談を受けた際は、記録問題の経緯を説明し、本人に記録を確認する際には本人の記憶を呼び覚ますように心掛けた。 記録問題の発生原因の一つには社会保険庁における本人情報の登録方法がずさんであったことが挙げられるため、この反省を生かし、届書を基に適正な事務処理を行い、二人以上の職員がそれをチェックすることでその適正さを担保することが重要と考える。
12390	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		複雑な制度をシンプルにすること。	特別便、定期便等でお金を使うよりも窓口で一人一人丁寧に確認作業をすべき問題だと思っています。 基礎番導入後の過去記録整理の頃から知っていましたし、年金相談の窓口を担当した職員なら本人の認識とずれがあることは前々からわかっていたことではないでしょうか。	記録の確認はご本人さまに納得していただけるよう入念にしてきました。申し出書で本人とやり取りするだけでは不十分だし、理解を得られないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12391	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にございません。	全件の持ち主を探すのは、死亡者や所在不明者が多く存在することから非常に困難ではないかと思っています。年金特別便を全受給者、全被保険者に送ったことですし、現在は、市区町村の協力をいただきながら未回答者から回答を得るのが先決ではないかと思います。	特に意識はしていませんでした。国会で取り上げられて初めて知った次第です。	身近な人に再度自分の記録を、社会保険事務所で確認するようにアナウンスをしました。自分の年金記録に興味を持ってもらう事が大事だと思います。 反省点は年金裁定時に訂正すればよいという考え方が当時は一般的でしたから、分かった時点で訂正するような方策を立ってればこのような大きな問題にはならなかったと思います。
12392	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	1件1件丁寧に解決していく。	統合できていない記録が存在していた。 この問題が発覚してから存在を知った。	とにかく、丁寧に対応して解決していくしかないと考える。 反省点としては、未統合記録を長年放置していたこと。
12393	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			・年金記録問題をどのような問題と認識していたか 非常にゆゆしき問題 ・そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃か 年金記録のあり方(保存方法)に違和感を感じ始めたのは、10年ほど前から。	・(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか 組織の中の一職員では、(当時は)何を言っても無理。 ・現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるか 組織(職員)における問題意識の持ち方(考え方)が甘かったこと。
12394	本庁	その他(本庁)		人員の増員を行う。	年金記録問題についいては、これまでの行政側の記録管理の甘さ。 就職した時から知っていた。	窓口相談を担当していたので、親切・丁寧な対応と、他人事と思わず、 自分の事のように、真剣な対応を心がけました。 反省点は、上記のとおり、記録管理の甘さなので、解決に向けて、 全職員一丸となって取り組む必要がある。
12395	地方庁	その他(社会保険事務局)	具体的にはわかりませんが、02年以前に被扶養者となった方で国民年金第3号被保険者の加入漏れなどは考えられるのではないでしょうか。	年金定期便で届け出忘れを本人が気づいてくださることしか考えられません。	おとどし現厚労相が国会で追及されるまでまったく知りませんでした。	やはり旧手帳番号に住所だけはわかるようにしておけばここまで膨大な件数にはならずに済んだかと思います。
12396	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	大変な作業だが1件ずつ確認し、解決する以外方法はないと思います。	年金問題が新聞に出てから知りました。 記録改ざん等は犯罪だと思いました。関わった人は現職員だけでなく、退職した元職員も含めたうえで厳重に処分することが必要だと思っています。	この問題の反省点としては、当然のことですが、社会人として間違った事はしてはいけないということです。間違ったことをしたら隠すのではなく非を認め、誠意を持って対応すべきです。子供でも間違えたらごめんなさいはしますので。
12397	本庁	その他(本庁)	20年6月採用のため、存じません。	新たな問題の発生を防止するために、現行のITシステムに、最低限の修正を加える必要があると考えます。	問題は、マスコミ報道で知りました。	事務処理の相当部分をITシステムに依存している状況を考えますと、システムおよびデータベースの運用及び管理の権限を、庁自らが持つべきだと考えます。
12398	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じておりません	対面調査や関係官署等の情報を有効活用すること。	以前在籍していた記録課において記録補正をする中で記録不備が多いということは認識していた、聞いていた。	問題を先送りすることなく、その都度問題解決するべきであったと思う。
12399	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
12400	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現在行っている作業を継続すべきと考えます。 過去の記録について、完全に解決することは不可能ですので、今後記録問題を発生させないことが重要と考えます。	年金記録を紙で管理していた時代については、正確な記録を管理することは技術的にもコスト的にも不可能だったと思いますので、年金記録問題は、存在していて当然という認識でした。 記録問題が存在することを知ったのは社会保険事務所において年金関係の業務に従事したとき(平成17年)です。	被保険者等から照会があったときは可能な限り調査を行いました。 記録問題が存在するにもかかわらず、記録問題が存在しない前提で業務を行っていたことが問題点であると思います。もっと早い時期に記録問題が公になっていれば、当時の資料や被保険者の記憶も残っている可能性が高く、解明可能な記録も多かったと考えます。 今後においては、新たに記録問題を発生させないことが最も重要と考えます。また、問題が起こった場合は早い段階で対応することが必要と考えます。
12401	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		平成16年4月より今年の8月現部署に配置されるまでは、社会保険庁を離れ本省勤務であったため年金記録問題が発生した時には残念ながら在籍していませんでした。問題が存在していることについては、TV等のマスコミを通じて知りました。	21年8月に現部署に配置されたところですが、記録は正確にかつ的確に本人に結びつけるよう心がけています。
12402	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知っている問題はありません。	・画面記録と台帳記録を突合する。 ・優先度の低い業務(特に本庁内)を凍結し、人海戦術で確認処理を行う。	・年金制度の根底を揺るがす問題だと思いました。 ・問題を知ったのは、報道され始めてからです。	・お客様からの提出書類についても保管体制を今まで以上の整える等を、物事を管理することに対する考え方が変わりました。 ・本庁と事務所で考え方が相違しており、連携が取れていなかったことが最大の反省点だと思います。
12403	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	各職員が全力を尽くすのみ。	解決すべき問題。時期は不明。	所属課の所掌事務に力を注ぎ、記録問題に貢献できればと思いました。
12404	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	お客様へ、ご自身の記録の確認を行っていただくようにお願いするために、定期便等の記録の通知を随時行っていくことが必要と考えます。	平成19年頃に、お客様の資格記録に誤りがあることは、年金給付額に影響することとの認識を持ちました。	ねんきん特別便の対応として、コールセンターの支援業務等でお客様からのご照会等にご対応させていただきました。 既に、内部・外部における検証委員会等でご議論されているとおりですが、社会保険庁の組織構造や職員意識、システム構築の在り方等、いろいろな問題があったと考えています。
12405	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	厚生労働省・日本年金機構の横断的なプロジェクト体制の確立	被保険者記録が国民の財産であるという認識を欠如した業務を続けたことによる問題 問題を認識したのは平成18年度	記録問題の解消に必要な事業に係るシステム関連基盤の計画策定・調達 場当たり的に実施してきたため、中長期的な視点が欠如していた
12406	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にはありません。	まずは、生存されている方々の年金記録の確認作業を、集中的にしっかり行うことに尽きると思います。	①過去の事務処理の一部が適正に実施されてこなかったため発生したもの②他の官庁と比べて類をみない大量の個人記録を、長期間に渡り管理していくなかの管理方法の変遷で積み残された(後送りされた)課題で発生したものという認識でした。大きく報道された時に、過去のお客様との苦情案件とを照らしてその存在を感じました。	年金記録問題で事務所へ相談に来られるお客様の不安を、できるだけ解消できるように漏れた年金記録の検索等に努力しました。過去の年金記録問題なので、現時点では過去に遡れませんが、当時としては統合機等の管理方法や電算化時点での移行方法を厳格に実施・確認しておけばよかったのではないかと思います。
12407	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	半世紀以上以前の事象が多いため、確認には困難を伴うと考えますが、できる限り当時の書類等を基に再度確認作業を行うしかないと考えます。	過去に年金記録関係部署に直接携わったことがないため、一連の報道により認識しました。	資格記録の確認並びに紙による管理からコンピュータ管理に変更する際にダブルチェック等の作業体制を厳格化すべきであったと考えます。
12408	地方庁	その他(社会保険事務局)	被保険者原票照会(080)の検索において、記号等が全国的に統一されておらず、スムーズな検索ができないケースが存在している。	全国、検索ツール等の作成が必要と思われます。	紙ベースからオンライン記録へのデータ移行が、正しく行われたと認識していましたが、記録調査を行うようになった(平成20年7月)時、まぎらわしい数字・文字により一部正しいデータ移行が行われていない事を知りました。	名簿・原票の確認を再度確認して、正しい記録への補正を現在行っていますが、少ない職員数、短期間(時間を決められた)の作業で、年金問題で再度の年金問題が発生しないか心配しながら作業を進めています。経験豊かな職員・OB職員の雇用等をお願いします。
12409	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません	全署体制で行う。	4年前位に事務所の国民年金課に所属していた時に年金記録が問題となり、過去の国民年金記録の管理が杜撰であることを知りました。	ちょうど年金記録問題の真っただ中だったので、電話、窓口対応に追われていました。 国民年金の記録について、 社会保険庁の職員にはお金を取り扱っているという意識が少なかったと思います。昔はオンライン化されていなかったので、仕方ない面もありますが、もう少しちゃんと管理していれば、こんな状況にはならなかったと思います。 厚生年金の記録について 記録の改竄は許されることではないと思いますが、記録問題が起こる前には、社会保険料倒産などがテレビで特集されていたのを見たことがあります。 保険料を納付できない(しない)会社は、「全て強制徴収を行い、会社の状況等もお構いなしに保険料を徴収する。会社が倒産しても関係ない。」と割り切って業務を行えば良かったのでしょうか。 コンプライアンスは重要ですが、会社のことを考えて記録を改ざんした人の気持ちもわかります。景気が悪くなっても、昔のままの法律で業務を行おうとしていること事態にも問題があったのではないかと思います。 機構本部はコンプライアンスを重視し、国は景気の動向等により柔軟に法律改正できる体制を構
12410	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	公表されている事象以外の問題は知りません。		基礎年金番号導入時に入庁(社会保険事務所に配属)し、通常の業務の中で基礎年金番号への統合を行った。 当時において、業務を行っている中で、未統合の記録があることは知っていたが、問題があるものとは考えていなかった。 当然、年金相談等を通じて、整理されていくものと考えていた。 なお、標準報酬月額関係など他の問題は知らなかった。	個人でできることは限られているが、未統合の件については、資格取得時や年金相談などの機会を通じて、本人に確認がとれた記録は、基礎年金番号に統合していた。 本庁においても記録統合の事業を行っており、当時の予算・人員で、でき得る対応は行っていたのだと考えるが、大々的な広報などを現在のように行っていれば、もう少し違う結果になっていたのかもしれないと思う。 また、基礎年金番号の導入自体が、記録の適正な管理を目的に導入されたものであるが、導入の際、本人への年金記録の送付など将来的な計画があり、これを前倒しで実施できていれば、これも違う結果になっていたのではないかと考える。
12411	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
12412	本庁	その他(本庁)	特に無し	人員の増員	大きな問題、新聞等で報道された時	法改正などによる開発時におきた問題の先送りが、この様な現状を引き起こしたと思います。また、職員一人ひとりの年金受給者に対する意識の低さが問題であり、今後、この様なことがないようにしっかりやっていきたいと思う。
12413	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	複数人によるチェック、機械的なチェックが必要。 社会保険番号(カード)の導入。	年金手帳の複数枚発行による統合漏れと認識。 新聞、テレビ等マスコミ報道により知りました。	法令、規則等順守

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12414	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	なし	どのような問題か： システムに対する過度の期待。 システム(ベンダー)任せの現れ。 システムが人より優れている点は、計算の速さと記憶の長さであって、それ以外は人の作業と何ら変わりがない。これを知らないシステム依存型の人間によって、開けられた小さな穴が全体に大きく広がったものと考えている。 存在を知った(認識し始めた)時期： 平成17年度	対応： システム依存の体質を業務依存の体質に変化させるべく、業務の基礎に合わせた情報のライフサイクルとコミュニケーションを整理している。 反省点： 個々(セクション)の役割にとらわれ、業務全体を俯瞰することなく、それぞれがそれぞれの思いで発言(業務)を繰り返してきたことで、いたるところに矛盾が生じ、その穴埋めをシステムに押し付けてきた結果、情報がブラックボックスで覆いつくされてしまっている状態にあると考えている。 今一度、全社一体となり、 ・やるべき仕事(業務内容)を整理する。(扱う情報の定義) ・仕事と仕事のつながりを整理する。(情報のライフサイクルの定義) ・人と人との関係を整理する。(権限／コミュニケーションの定義) これらを俯瞰したものを、全員で保守しながら、また全員同じ意識をもって仕事に向き合うことが大事であると考える。
12415	本庁	その他(本庁)	特にありません。	組織・職員の責任をはっきりさせながら、一件一件丁寧に且つ迅速に対応していくことが大切だと思います。	日本国民全体にかかわる大きな社会問題。 2～3年前。	丁寧に且つ迅速に対応することを心がけていました。 管理体制の甘さを反省しなければいけないのではないかと思います。
12416	地方庁	その他(社会保険事務所)	①国民年金についてですが、加入や住所変更を自分で手続きをしなければいけないという認識のある人がほとんどいない。区役所で国保や住民票だけ手続きをしている等。 ②同じく国民年金で税金や国保と比べ自分に見返りがあることが明らかであるはずなのに、納付の意識では優先順位で負けている。 ③3号に該当している方のほとんどが、夫の給料から保険料を上乗せして控除されていると思っている。	前面的に学校教育やGM等で積極的に年金制度を周知していく必要があると思います。 税方式は、かなり有効だと思います。	基礎年金番号と手帳が統合されていない問題だと思いました。 問題を知ったのは、新聞報道等からです。	与えられた職務に、必死に取り組むだけです。 また、1件でも多く応対・説明することで少しでも信頼回復につながれば思います。 反省点は、やはり過去にずさんな処理を繰り返してきた事に尽きると思います。
12417	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		まずは、再裁定処理の体制を確保し、処理期間の短縮を図って、お客様(受給者の皆様)に正しい年金額をお支払いすること。	年金受給時に確認するものと認識していた。平成18年か19年頃。	年金受給時に確認するものと認識しており、個人特定はその際にできるものと考えていた。しかしながら、記録の不備が相当あるということについて驚いが及ばなかった。
12418	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない。	できるだけ早期に正しく記録の突合等を行うための人員を配置する。	平成19年の年金問題が発覚したときに知った。	
12419	地方庁	その他(社会保険事務所)	主旨に副うかは判りませんが利益のあがらない事業所の役員報酬についてです。 金融機関の借り入れの関係で実際に受けていないにもかかわらず役員報酬を高額に設定しているため社会保険の標準報酬の改定ができずに実際の原資がない保険料が発生しています。 決算上、未払いや貸付の扱いでやむなく計上している役員が見られますがそのとおり将来支払われたり返済されたりなどというのは極稀です。法人の規模にもよりますが小企業の末期にはよく見られる状況です。 ここでの問題は保険料の滞納があり我々が処分を執行した際に大きく表面化します。 まず差し押さえる財産がない場合財源として確保ができません。更に報酬の改定もできず法人が存続した場合時効を待ち不納欠損になります。 この被保険者は1円の負担をせず在職中は健康保険が適用され将来は受け取ったこともない報酬を元に算出された年金を一生涯受けることになります。 これって果たして公平公正なものですか？ 長くなるのでここまでにします。問題点は判りますよね。	コンプライアンスの矛盾です。 この件に関しての過去の年金問題では同じ社会保険マンとして残念な事例も報道され事件性の強いものもあり以降、襟を正し法令に副い事務遂行に当たってまいりました。 が、守っていく以上どうしても解せない矛盾が現れます。 法に触れない広義の解釈が求められます。若しくは大胆な法律改正です。	他の職員と同様と認識しています。	トップダウンで指示のとおり事務を遂行しました。それ以上、以下のことは出来ていません。スミマセン。 最後にまったく関係のないことですが、私の周りにはみんな一生懸命に仕事をする人ばかりでした。誇りと責任で仕事をしていました。結構、体に被打ってがんばっています。 私はこの職場を辞めます。こんな私が言ってよいのか判りませんが。みんなのことが心配です。 年金機構に変わりましたら、せめて心身ともに健康に配慮した職場環境・就労条件を整えてください。
12420	本庁	その他(本庁)	本来、受給できる年金が受給できない状況にあると聞いている。	本人の申し出により確認書類等を簡素化できれば、未支給の方が減っていくと考えます。	あまり認識していなかった。	
12421	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	長年の蓄積により生じた問題であるため、急にいっぺんに解決できるとも思えない。今後の2次災害とならないためにも、ひとつづつ着実に検証して調査していくことが肝要だと思う。	問題として知った時期としては、結局われわれ職員が知らされるのは、国会質疑や報道があってのことなので、一般の国民と同じタイミングだと思う。今思えば、紙台帳のコンピューターのない時代であれば、人の手が関われば関わるほどニューマンエラーはゼロではないものだと思う。	特に思いつかない。ヒューマンエラーをゼロにするのか、そもそも人の手の管理ではなく機械的な管理をすべき。
12422	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	[redacted]出向していたため、サンプル調査等いろんな角度から検証しましたが、検証結果の報告書(白本)で公表された事案以外には知りません。 検証委員会の検証で一番驚いたのは、年金制度発足当初の原票には、氏名の読み仮名(ふりがな)の欄がなく、漢字氏名のみで、しかも手書きの行書体が多かったのが、その後の記録統合の不備のそもそもの原因だと考える。	時間をかけて一件づつ確認するにしても、本人、事業主、市区町村役場、社会保険事務所、本庁等役所側のどこにも証拠がないものについては、一定の基準を作成して、政治的に解決する方法しかないと考えます。	オンライン化した当時には、きちんと確認・補正していたと認識していました。 その後、平成13年に厚生局に出向し、厚生年金の代行返上で、基金と国の記録突合を行った時に多数の不突合が発生し、その対応を行っていた記憶はあります。 ただし、事務所等社会保険庁と事業主や市町村役場、被保険者の持っている記録がこんなに相違があるとは、認識していなかった。 基礎年金番号制度の導入で、ほとんど解消されていると認識していた。 平成19年の春頃からのテレビ報道等により記録問題の多さを改めて認識した。	(対応) オンライン切り替え当時は、事務所で、適正に切り替え業務(確認等)をおこなっていた。また、本庁に勤務してからも、厚生局や情報管理部、年金記録問題検証委員会事務局において、適正に対応したと認識してます。 (反省点) ①年金制度当初の制度設計で、氏名の読み仮名を振らなかったこと。 ②オンライン化切り替えの際に、もっときちんと確認すべきだったこと。 ③年金記録は、請求するまで40年間もほっておかず、また、事業主からの適正な届け出及び事務所、市町村役場等の事務処理誤りや不正を早期に発見・防止する観点からも生命保険のように、現在のねんきん定期便をもっと早く出して本人にも確認させるべきだった。
12423	本庁	その他(本庁)	特にない	人と金を投入する	マスコミが騒ぎ出して初めて知った	通常の業務を行ないながら、できる範囲で協力してきた
12424	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	国民の皆様のご協力を得て、出来る限りの調査を行い、1件ずつ着実に解決していく方法だと思います。 また、届書主義には、どうしても限界があると考えますので、国民の皆様の記録を確実に把握するための手段を検討するなど、抜本的な解決策も並行して検討すべきと考えます。	届書主義である以上、どうしても給付に結びつかない記録が発生してしまうとは思っていましたが、たくさんの記録が宙に浮いているとは思いませんでした。	膨大な問題と認識し、真剣に反省点を考えました。 届書の受理時など、国民の皆様と接触する機会において、届書の申請内容だけなく、その方の記録すべてを国民の皆様と一緒に点検するなど、恒常的に記録を確認するということが欠けていたのではないかと考えます。
12425	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に思い当たりません。	被保険者や年金受給者一人ひとりの記録を整備する。	年金記録問題は、年金を裁定請求する時に、整備できると思っていた。 問題が存在することを知ったのは報道等による。	反省点は、法令遵守をしていなかったことにあると思う。
12426	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	1件ごとの対応が必要と思います	関係部署におりませんでした 平成19年度以降	年金請求時に補正すればよいとされていたことが反省としてあげられると思います。
12427	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		1件1件、解決していくしかない。	年金制度に対する認識のなさ、周知の足りなさ。	
12428	本庁	その他(本庁)	特にありません。	まだ、そこまで深く考えられるほど、年金制度に対しても組織に対しても知識を得てはいないので、方策と呼べるような考えを有してはいません。 ただ、絶対的に知識・経験の豊富な人材が足りないのでは無いかと思います。そして、経験豊富な職員で退職しなければならない人がいる事は、問題の解決には非常に大きな痛手であると思うのになぜ今なのか、とも思います。	年金記録問題の存在を知ったのは、3年前くらいだと思います。 年金記録問題とは、記録の管理が不十分だった事が一番大きな問題だと思いますが、それを一般には知らされていなかった事、また一般の人はそもそも年金制度についてあまり知る機会が無いので、あらかじめ対策を取れるような立場に無かったことなど、いろんな要素が重なって大きな問題になってしまったと思います。	微力ながら少しでも問題の解決に貢献出来ればと思い、任期付任用職員として採用して頂き、まずは年金制度に少しでも詳しくなる事から始めました。 反省点としては、とにかく問題が分かっていながらそれを先送りにしていた事、問題として組織がきちんと取り上げるのが遅かったことが大きな反省点と思いますが、現在でも、未払い過払いなどの事実があったり、方針が変更されたりと、さらなる問題が発生してしまっているのも現在進行形の反省点・問題点だと思います。
12429	地方庁	その他(社会保険事務局)			公的年金制度を担っている者として、早期かつ確実に解決しなければならない問題。 3年前頃。	休日・平日・夜間の業務支援。 年金記録の適正な管理ができていなかった。 年金請求時の受給権者との適正な記録確認ができていなかった。
12430	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金記録が判明した場合、ほとんどのケースが年金額が上がるが、遺族年金や障害年金の短期要件で受けている人は年金額が下がる場合がある。	年金再裁定や期間照会などは、いろいろなケースが考えられたり、深い知識が必要であることから、現場の職員の意見をよく聞くことが必要である。 年金再裁定の計算は複雑で、時効特例分は記録も古くて手計算で処理をやっていると思うが簡単に作業ができるようシステムの構築が必要であると思います。 期間照会で紙台帳が破れて判読できなかったり、再裁定で古いデーターが残っていなかったりなど、現場で行き詰っている問題は、法整備などで解決しないと苦しいのではないかと思います。	年金再裁定や期間照会など通常業務としてありました。 平成19年に年金記録もれが5000万件あると報道されてから、この問題を重くうけとめています。それまでは、あまり深く考えていませんでした。	年金審査時に記録もれがないように確認しています。 同姓同名の別人の場合に、誤処理になることを恐れて積極的に声をかけなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12431	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	これまでの進めてきている体制を維持継続していくこと、及び平成22年1月の日本年金機構の発足に伴い、更に、出来る限り人的資源の投入(再度OB等を含めた投資)等を確保し、再度、体制整備を構築。	年金記録問題は、これまで国民から付託され、業務を行ってきたものの一部であり、出来る限り早期に解決し国民の信頼を回復すべきものとして認識。また、このような観点から、過去、地方事務局においてねんきん特別便対応等、前向きに取り組んできたところ。 このような大きな年金問題の存在することを知りえたのは、ねんきん特別便を送付し始めた平成18年度と記憶している。	与えられた職責において、年金記録問題に関する業務を含めた業務遂行に努めていくこと、及び休日における年金記録問題への対応支援等。 もともと、平成9年の基礎年金番号の付番に記録統合処理を行うといったこと等の考え方がひとつの反省点。
12432	本庁	その他(本庁)	存じません。	(6)の問題を存じてませんので、方策はありません。	しっかりと着実に基礎年金番号への統合作業を、きめこまやかに行わなければならない問題であると認識していた。 平成19年5月頃、年金記録問題の存在を知った。	ねんきん特別便等を通して、年金記録を確認いただくためのきめ細やかな取り組みを行った。 現時点で見た場合に、年金記録をオンラインによる管理を行うことを見越した管理を、制度発足当時から行っていなかったことが反省点として挙げられると思います。
12433	本庁	その他(本庁)	年金記録の担当部署に配属したことがないので、特に無い。 ただし、社会保険庁に限らず文書管理は適当だと思う。	各課室でどの資料はどこに保管するかなどの統一化、共通認識を持つべきだと思う。	所属場所が年金本体とは全く関係の無い部署であったため、問題は世間でのニュースと同程度しか知らない。	年金記録関係の部署に配属になったら、なぜこのように問題が生じたのか、まず原因を探ってみたい。年金記録に関する課室でどうかは知らないが、社会保険庁に異動になってから、責任者が明らかになっていなく、あいまいなまま仕事を押し付けあって期限直前にパンクするというイメージがある。社会保険庁全体でこのような問題があるとすれば、年金記録問題の一因かもしれないと思う。
12434	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	世間一般に知られていないような問題は知りません。	地道に一人ひとりの記録を訂正し、 国民の信頼を回復することが唯一の解決策であると考えます。 処理状況の情報を積極的に公開することも必要であると考えます。	本庁に在籍しているときに記録問題を知りました。 [redacted] それまでも年金記録に関わる業務に携わっていなかったため、 具体的には問題の詳細は実感できませんでしたが、 次々と問題が噴出、社会的問題に発展するにしたがい 大変なことであると認識しました。	前述の通り[redacted] 具体的な対応としては、年金特別便のコールセンターにて電話応対の支援を行いました。 本来業務とは離れた場であったため、社会保険庁全体としての処理状況、今後の予定等を説明する程度のことしかできませんでしたが、 国民一人ひとりの声を聞くことにより、さらにこの問題の重大さを感じました。 組織の事業全体の職員全員が意識することが重要であると考えます。
12435	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在実施している方策を引き続き実施していく。	大量の記録の移管・データ化するに当たっての チェックの在り方が一番の問題ではなかったか。ただ、その結果を招くにあたって、組合問題、職員の意識等のいくつかの要因があったと思う。 また、一部ではあると思うが、当時の時代背景等により、生年月日等を虚偽の届出したことにより記録が判明しない方がいらっしゃったと思う。 存在を意識したのは、新聞等で報道され始めた頃です。	データ移行する際の検討を十分に行う必要があると思うので、そういった検討を行う場合には気をつけるようにしている。 反省点としては、もっと検討が必要だったと思う。
12436	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に存じていません。	具体的な方策ではないですが、国側が受け身ではなく、積極的に国民に働きかけることが必要だと思います。	年金記録問題がマスコミにとりざたされた頃に分かりましたが、国民の生活に直結する問題なので、同じ組織の者としてとても重く感じています。	国民の目線で職務を行うことを常に心がけています。
12437	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	・それぞれの問題について工程を着々と進める。 ・問題の原因が特定できないような事案については、政治判断で一定の記録回復を行う。	・基礎年金番号の付番時の整理不足と捉えていた。(平成18年後半)	・記録のみならず、処理事績の管理の重要性についての認識が足りなかった点について反省し、今後の記録等管理に生かすべき。
12438	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			「記録を管理し、給付を行う」ことの意識の低さが問題だと思います。	戸別訪問時に収集した情報をもとに、手帳記号番号を付番するようにした。(確実に給付につなげるため。)
12439	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	各市区町村のご協力のもと、毎月一定時期に年金相談出張を行い、地域と密着し、、年金受給者及び被保険者の方が年金記録に関心を持っていただくことにより、時間をかなり要するが、未解決の記録の解消につながると思います。	平成19年頃に認識し、当時は年金の請求時には、ご本人と記録の確認を行った上で年金を決定していることから、未統合の記録の大半が年金の請求時に解消すると勘違いしていました。	ねんきん特別便の実施に携わっていたのでそこで未統合記録の大半が判明すると思っていました。 年金の請求時にご本人の申出による記録だけで年金を決定していたこと。
12440	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成18年5月、国民年金推進員として戸別訪問(符励)を行っていたとき。被保険者及び受給者から、加入していた期間の問い合わせがあり確認した結果、統合漏れにより受給権が得られない方々がいることに、国の機関としての責任の重さを強く痛感し、記録・納付に関する管理体制に欠陥があったことに強い危機感を感じた。	窓口や電話による、年金についての問い合わせについては誠心誠意をもって対応するよう心がけています。また、問題の反省点については、いろいろとあろうかと思いますが、一番重要なことは、職員ひとりひとりのモラル・意識の問題だと思います。つまり、仕事に対する意識が欠如した中では本当の問題を解決できないと思います。仕事をやらされているという意識がある民間企業には発展がないように、私たちの事業は、非営利的側面が非常に強く、特殊で重要な職務なのです。このことを職員に徹底させ、法令遵守に則り運営することが大切だと考えます。
12441	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	オンライン記録と紙台帳の突合せの実施。	窓口での年金相談対応時の受給者からの切実な記録調査依頼から年金記録問題を第一の優先課題と認識している。 また記録問題を認識したのは、平成19年の記録問題の報道である。	オンラインシステムの開発に携わる部署に在籍しており、記録問題対応へのシステム開発時に記録問題につながる過度な運用対処が発生することがないよう企画し、オンラインシステムの開発を進めてきた。
12442	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	回答が遅くなり申し訳ありません。 ご存じなことはありません。	やはり、件数が多大でありますから、精神論でやってみてどうだい、ほいほいみたいな感じでは行かないですから、効率的な方法を随時改善していかなくてはならないと思います。 ただ、論理的には一概には行かない点もありますが。	大変世間の皆さまにご迷惑をおかけした、由々しい問題です。 何かTVタックル見てた時にそのような放送がありましたが、19年ごろでないかと思います。	なるべく、個人としては、いろいろとセンターにいるときは手伝いをしました。 ただ、手伝いしていると暇そうに評価者は見るらしく嫌な気分を何度もさせられましたが、頑張ってやりました。
12443	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		オンライン記録と紙台帳との突き合わせを進める。	組織全体の問題と認識。 基礎年金番号に統合させていていない手番が多く存在することは平成16年頃から知っていた。	再裁定等の未処理対応のため、現場の意見を反映し、システム開発の基本計画等を策定した。 反省点としては、記録管理の重要性を組織全体がもっと意識する必要があったと考える。
12444	本庁	その他(本庁)	特に存じ上げません。		年金保険料の有無、職歴などについては、御本人がよく知っているはずであり、年金給付の裁定請求時には社会保険庁の保有している記録とつき合わせて確認し、齟齬があれば、その時に記録を直せばよいという事務処理の考え方、いわゆる裁定時主義という受身の考え方が組織に蔓延していた。 いくら杜撰な記録管理をしていても、裁定時には、記録が正しくなるのだから、途中の記録管理はいい加減で構わないという意識を年金行政全体に広げてしまった組織1人1人の問題であると認識している。 平成18年通常国会で、保険料を支払ったにもかかわらず、未納扱いになっている相談が多いことや不服審査請求の結果、ようやく保険料納付確認がなされたケースが明らかになってから、自	自分の職務にそれまで以上に誠実に取り組み、自分の持ち場では法令遵守を徹底することを新たに決意。また、ささやかながら家族や親せき、知り合いにねんきん特別便を提出するよう働きかけた。 三層構造、地方事務官制度、職員団体の3点セットが反省点としてあげられるが、それに合わせ、実務分析を怠ってきた点をあげたい。 紙台帳、パンチカード、紙テープ、磁気テープ、オンラインとその時代で最新の技術を取り入れる中で、記録を正確に受け継ぐための検討が不足していたのではないかと考えている。
12445	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	なし	国民の信頼を裏切るものであり、組織全体で対応すべき問題と認識している。問題自体においては、話題になるまで知らなかった	窓口担当だったときは、わかりやすい説明を行うことを心がけた。特別便の調査を担当したときは、国民に対してだけでなく、職員にもあまり負担とならないよう事務運用を考慮していた。 昔の記録の管理の仕方に問題があり、それを放置していたこと
12446	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし		国会における質疑等で大きな問題となったと認識しています。 受給者に関しては、裁定時にご本人からの職歴と年金記録との確認を 行っているので、基本的には、記録漏れはほとんど発生しないと認識していた。 被保険者は、会社が変わるたびに手帳番号を取得するので、俗に言われる 注に浮いた記録は当たり前に存在すると思っています。	平成9年の基礎年金番号付番以降の記録については、問題はないと考えますが、社会保障番号や国民背番号についても議論を進める必要があるのではないでしょうか。
12447	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	地道に時間をかけて一件ずつ照合を行う。	記録問題が報道されるようになって存在を知った。	その後、特に年金記録を扱う部署にいたことはないので特別な対応を行ったことはない。 現時点で考えると制度設計時点でこういったことが起こりにくいような仕組みを構築すべきであったと思う。
12448	本庁	その他(本庁)	なし		5000万件の宙に浮いた記録が問題となった当時は、現役加入者には基礎年金番号の導入につながっていない記録は相当数あるものの、年金受給者については裁定時に職歴を確認しているので、記録漏れが多数あるとは思っていなかった。	年金裁定時において、お客様に対して丁寧に対応し、年金記録の確認を確実に行うことが最も重要と考える。
12449	本庁	その他(本庁)	特にありません。	まずは基礎年金番号で把握している被保険者の方の住所に記録を照会していくしかないと考えます。	基礎年金番号導入前はやはり被保険者の記録の確認も「年金記録」より「保険記録(保険証の作成)」が中心だったと思います。 そのため現業では「新しい従業員になられた方のため早く保険証を作成する。」という気持ちが強くあったと考えます。	今からは「健康保険」と「年金保険」は保険者が異なるのですべてにおいて別管理を行っていき、新たな「記録不備」を生まない事がまず必要と思います。
12450	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。		新法施行の頃、年金番号を1つにする話もあったが、政策的に見送られ、平成9年の基礎年金番号が導入された時にもできることの調査を行っても、興味のないひとには放置され、裁定請求時に地味に調査するしかないとは思っていました。	窓口の相談対応が大事だと思います。窓口対応する人のスキルアップを図ってこなかった。法律改正が多いのに、研修がなさすぎ。
12451	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない	年金定期便を送るとともに、10年に一度位は、被保険者ひとり一人に直接面談し、記録の確認を行いながら、年金制度の広報等を図ること。	組織をあげて取り組まなければならない最重要問題。	記録訂正された障害年金受給権者の皆様の再裁定の早期処理に全力をあげた。
12452	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		過去の業務慣習等の蓄積により発生し、長い歴史により膨大化した問題と認識しています。	適時、適切に業務を積み上げることかと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12453	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に思い当たるものは、ありません。	すでに問題解決に向けて、様々な方策がとられていると思います。	それぞれの部署に在籍していた時、その部署の事務処理要領により、 担当の業務を行っていました。 年金問題については、主にマスコミの報道により情報を得ました。	年金記録問題が発生した当時、来訪相談係に在籍していたので、 記録確認や調査依頼に訪れたお客様(特に高齢者で記憶が曖昧な 方)に対して、正確に調査するため、ていねいな聞き取りを努めました。 今回の問題が起きてから、様々な調査を行うようになったが、もっと 以前から定期的に記録確認作業を行っておくべきだったと思います。 この回答は、12月3日に作成し、送信したつもりでしたが、届いていなかった との連絡を受け、再度お送りするものです。(12月17日)
12454	地方庁	社会保険事務所課長級以上		再裁定による早期の支払を行なうことが、年金制度への信頼を回復し、不信感をなくすことにつながると思う。早期の支払が行なえる体制を整え、知識面をフォローできる十分な体制をつくる。 正確な処理、につながる。	年金記録については、完璧なものであると思っていた。記録についての照会申出を受けた場合も調査の結果は正しいものであると思っていた。 平成19年6月。	お客様の話を最後までよく聞き、記録の検索についても氏名検索だけでなく、生年月日、会社名からなど、ご本人の前で可能な調査を行い、最終的に照会申出書をいただいた。丁寧な対応を心がけた。不信感を軽減したいと思いながら対応した。 再裁定の事務処理の正確なペースがつかめず、記録の整理後支払までの時間が窓口や電話対応による回答どおりとなっていなかったことが、より不信感を増大させてしまったように思う。
12455	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	特になし	被保険者からの不信の種となる根源である。 4.~5年前からです。	コツコツと記録の補正を行い記録の適正化を図る。 記録の補正の迅速性、正確性、安定性がどうか疑問である。 長期的に安定する記録の管理のビジョンが必要である。 具体的には対応方法が判りませんが。
12456	本庁	その他(本庁)	特にありません。	迅速に正確に対処していきたいです。	一人一人の身になって考えたいと思いました。	出来る限り、正確に対応したいと思います。
12457	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を確保し、集中して取り組む。	国民生活に関わるたいへん重要な問題と認識しました。 マスコミで取り上げられた頃この問題を知りました。	基礎年金番号導入時に未統合のままの方が多く、よく話を聞き確実に統合するようこころがけました。 反省点としては、私が職場に入った時はオンラインへの移行が完了していましたが、資格を取得するさいに、年金手帳の添付がない場合、新しく番号を払い出し、後日必ず重複取消届を提出してもらうようにしていたが、返戻して必ず添付、紛失の場合は再交付申請書の添付を求めていればよかったと思います。
12458	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にございません。		年金記録問題については、だれのものかわからない年金記録や、不適正な選及訂正処理の可能性がある、約6．9万件の記録などがあり、ねんきん特別便や厚生年金の受給者約2万件について、戸別訪問などにより問題解決のため取り組んできた。 問題の存在については、新聞報道等により知りました。	問題の対応については、当時、社会保険事務所の窓口担当者として、ねんきん特別便の提出に来所されるお客様に直接接し、1人1人の年金加入記録が、正しいものになるようにと思い対応していました。 反省点としては、現役で加入している方が、年金記録をいつでも確認できる体制があれば良かっ
12459	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		被保険者に記録の確認をとる。 現在の取り組みでよいと思います。	平成9年1月の基礎年金番号制度に向けての作業段階で、宙に浮いている 手帳記号番号があるという話は知っていた。	その当時は、年金請求時に確認しつながるものと思っていたが、現時点でみた場合は、本人ではなかなか判断できず、こちらから積極的に疑わしい記録を提示して確認しないとむずかしいものであると認識しています。
12460	本庁	その他(本庁)				
12461	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		マスコミ等に取り上げられた、平成17年頃からの時期で、その時は年金の個人管理が徹底されておらず手番の重複払い出しがされ、被保険者の責任だと思っていましたが、その後記録の管理が社会保険庁の生年月日の丸めとか、外国人の雇用とか、生年月日によりオンラインに乗せないとかの事実が判明することとなり、行政側の責任を自覚しました。	相談を受付した場合はあらゆる角度から手番を探しました。また、名寄せ以外で記録が見つかった時は謝罪することを心がけました。 受給者の名寄せ対象者が多数存在することが、わかっていながら地方では再裁定の件数がかなり出ることは予想が出来ていたのに、なぜ中央ではその体制をはじめからとらなかったのか。かえって不信感、ご迷惑をを招いてしまったと思っています。 十分地方の意見も聞いて対策をとっていただきたかった。 現在の定期便についても、国民年金の35年10月のところや現年度の納付と収納月日のタイムラグまた、厚年の15年4月からの総報酬についてなどはその欄にちょっとしたコメントを入れれば照会件数はかなり減少すると見込ませますが、検討願います。
12462	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	社会保険事務所の職員に限らず、地域の方々によって、全国民にについて、おひとりずつ聞いてまわる。	長年の記録の管理が社撰であると思う。	国民の意識が、無いころに記録の確認が不十分であったと思われ、この問題が発生した後については、適正に行われていると思う。
12463	本庁	その他(本庁)	勤務二ヶ月目です。 マスコミ等で報じられた一部の事項を確認出来ました。 それ以外は、特にありません。	日本年金機構への移行をしっかり成し遂げれば、可能と思います。 機構の理念はしっかりしており、地道に努力を継続して行けば 必ず実現できると思います。	勤務二ヶ月ですので、コメントありません。	特にありません。
12464	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			基礎年金番号に未統合の記録があることは、採用時(1年目)から認識していた。	組織全体が、年金裁定時に本人確認をするので問題ないとの空気だった。
12465	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	平成20年4月中途入庁のため、新聞で知り得ている情報しか知りません。		平成20年4月中途入庁のため、新聞で知り得ている情報しか知りません。	
12466	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にわからないです。	わからないです。	記録問題を知ったのは、世間一般に知られ始めた時期です。 こんなに大きな問題とは、当時は意識しなかった。 ここまで記録等の漏れがあるとは、想像すらできなかった。	一つ一つの記録を時間をかけてでも正しくする以外にはないので、やれる限りの補正・整備をしてきた。 やはり、新規裁定時での加入期間の確認があまりにもずさんであったのかなと思う。
12467	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	今まで以上に地方公共団体や関係団体の協力を得ながら、社会保険庁の総力をあげて、年金記録問題に取り組み、迅速かつ丁寧な対応を実施して、早期解決を目指し国民の信頼を回復すべきである。 将来に向けての方策としては、 ・入力ミス及び不正処理を防止するシステムの構築 ・記載漏れを防止するために提出書類の簡素化 ・被保険者記録の管理を徹底 ・紙台帳等に記録されている情報をシステム化 ・被保険者個人の記録を提供 ・職員が法令を遵守し業務を遂行 等を行い、二度とこのような問題が発生しないようにする。	年金記録問題は、決して起こってはいけないことが発生したと思いました。 社会保険庁ができてから積み重ねてきたあらゆるものが、崩れていくような感じを受けました。 年金記録問題を知ったのは、3年くらい前のことだと思います。	このような言い方をして良いのかわかりませんが、起こってしまったことはしようがないので、真摯に受けとめて、国民1人1人に対して、丁寧な対応を行い、1件1件適正かつ正確な処理を行っていくしかないと思いました。 また、二度とこのような問題が起こらないよう、人材形成、システム面等の環境を構築していかなければならないと思いました。 反省点としては、 ・紙台帳に記載されている内容を正確にシステムへ移行できなかったこと ・不整合な記録を検知するシステムが整備されてなかったこと ・職員のモラルが欠如していたこと 等が挙げられます。
12468	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	あのません。	現在、取り組んでいる施策(特別便、定期便、受給者便)の回答について、記録の調査を迅速に進め、記録を回復することが、まず重要ではないかと考えます。 また、名寄せ便のうち、受給者については、職員等による戸別訪問を実施し、確認することすが重要だと考えます。	平成18年に5000万件という大量の記録が基礎年金番号に結び付いていないことを知りました。 以前、社会保険事務所に勤務したときに、被保険者が前職を事業主に知られたくために、厚生年金に加入したことがないと申告したり、年齢や氏名を偽って勤務するという者がいることを聞いていたので、こういったことも原因であると考えました。	年金手帳を安易に払いだしたことが原因であると考えます。
12469	地方庁	本庁課長・室長・企画官以上	特にありません。	年金記録問題がおきて、国民に制度への不信感を植え付けてしまったが、ここで実施庁であった社会保険庁が廃止されるので、国民の信頼を取り戻したいと考えます。そのためには迅速に未処理を解決し、国民が納得する制度の構築が必要と思います。	その時々において、社会保険庁が正しく記録を管理しているか、その確認を怠ってきた、あるいはその必要性にまで考えが至らなかったと思います。それは実施庁である社会保険庁の問題だけでなく、企画立案してきた厚生労働省にも責任の一端はあるのかと思います。 平成19年に年金記録問題が起きて知りました。	社会保険庁攻撃の中で、制度を運営し発展させてきたのも社会保険庁であることを、きちんと説明してもよかったのではないか。組織も悪い、職員も悪いということで否定されてきたが、真摯に仕事をこなしてきた職員もいる。反省すべき点は反省し、新たなスタートを切りたいと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12470	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	特になし	覗き見していたこと。 5～6年前頃。	覗き見はしない。 セキュリティーチェックを早期に強化すべきであった。
12471	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	一般に未認識の問題は存じません。	経年等により証拠書類の失われた記録の救済は、第三者委員会等現行の仕組みが最善ではないかと考えます。	問題の一つについて 事業主等の倫理観の問題もあり、立入調査するにしても社会保険単独では非効率で効果も期待できそうもない。会社存続・雇用継続を優先する零細・中小企業を更正するため、税・雇用と一体となって、不正な届出等を効率的に検出・対処していく制度が必要と認識。 知人から、傾いた勤務先の厚生年金保険の取扱状況を聞いたとき。	制度を変えられない無力感。
12472	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	現在明らかになっている問題以外については、知りません。	時間がかかっても年金記録を1件1件お客様に確認してもらいながら解決していくことが大切だと思います。	未統合の記録が存在することは基礎年金番号導入時から知っていましたが、年金の裁定請求時に確認をすることにより問題は生じないと考えていました。	年金の裁定請求時まで問題を放置するのではなく、基礎年金番号で管理すると決定した時点で、お客様に1件1件丁寧に確認し、解決すべきであったと考えています。
12473	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に記憶にありません。	特になし。	二十数年前に社会保険の仕事に就任して、期間照会の業務を行っている時に、ご本人の記憶通りの期間が判明しないことは認識していた。 その当時は、勤務状態などにより適用されないケースや短期間勤務の場合、加入届がされないようなケースもあるのではと、照会された方ともども話して、お互い理解していた場合もあったと思う。 現時点では、そのようなケースの中にも「年金記録問題」に該当する方も存在していたのかもしれない。 このようなことから「問題」と、明確に認識したのは最近ということとなる。	今回の問題は、被保険者の知り得ないところで記録の改ざんなどが行われたことが大きな問題点ではないかと思われる。しかし、現行法では事業主に届出義務、被保険者への通知義務などを課しており、根本的な解決は大幅な見直しを伴い、組織的にも見直しが必要なことも生じると思う。 限られた予算、人員の中ではこれらの改正も困難と思われるから、基本的には従来の体制の中で対応することとなると思う。 しかしながら、標準報酬のお知らせや、受給者便など定期的にお知らせする仕組みが整備されたのは、不幸中の幸いだったと思われる。 具体的に私個人がどのように対応できたかと振り返ると、個人の方からの電話照会にできるだけ丁寧にお答えするくらいが関の山であったのではないかと考えている。 現時点でみた場合の反省点としては、磁気カードの管理体制や、安易な記録訂正など、その範囲はあまりにも多岐にわたると思われる。 その一方で、遺族年金まで考えると人の一生を超えた期間にわたって、個人個人の記録を厳密に管理することの困難さ(絶対に消去れない記録管理方法は、私は知らない)には限界が見えているとも思われる。 これらを改めて「個人個人が証券のようなもので管理して下さい」という仕組みは、まず考えられない。このような限界を乗り越えていくことも課題だと思う。
12474	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	システム部門なので、システムの観点から過去の誤りを踏まえ、 再発防止に向けた基準や施策を策定し、それに基づき実施していく 必要があると考えています。	中途採用で現在3年目となります。 その間では、平成19年度の前半あたりとなります。 当時の認識としては、一般では考えられない事象 という認識でした。	システムの構築にあたって、管理型組織を目指して、 民間での経験を活かしながら、ITスキルをもつ者の育成と、 様々な施策を検討してきたつもりです。 組織としての過去の長年の反省点としては、 一般的な概念や手法を取り込むことをしなかったことなどが、 大きな要因の一つと考えています。 (勿論モラルの問題もありますが。) ただ現在は、そういった意識面は改善されていると思います。 しかしながら、要員不足という問題があるため、 誤りが発生しやすい環境にならないよう、 今後についてはその対策について、十分に検討する必要があると考えております。
12475	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	記録関係の部署にいた期間も短く、国民年金のみであるため、わからない。	この問題が起きた原因の一つに本人が年金加入を認識していないか、別の組織にゆだねているので、安心という意識的な問題があり、加入などの手続きを行った会社(厚年適用事業所)や市区町村の協力もなければ、ご本人の記憶の呼び起こしは、難しいと考える。 記録問題が起きたとき、ある大手企業などは、人事部の年金関係のソフトをグループ企業内で導入をしたという話を聞いた。特別便が送付される前後に、企業サイドで企業内の年金の記録整備をされたとのことです。(本人や3号の照会に対応するため) 出来る限り、このように会社に保有する年金記録や市町村にある記録を整備していただき、情報提供をお願いする事。(庁に対してが難しければ、ご本人に対して) ただし、会社は、国の仕事を代行していると言う認識を持ち、年金の手続きは、直接利益に結びつかないので、細かい対応を会社には、望めないかもしれません。 市町村も昔のソフトなどでは、予算などの関係で、現行の市町村のシステムに反映できない年金記録を反映するように依頼するなど。(システムについては、必ずしも一貫した会社やシステムを使用するとは、限らないので。) しかし、確実な解決を望むのであれば、本人と年金制度や国年や厚生年金の適用関係を担当した職員が、直接話しをする事が必要かと思います。 ただし、やみくもに面談をしても、数がこなせないので、会社や市区町村、商工会議所などのグループ単位で相談会を行う。 例えば、記録が不明の場合で、一部の会社の記録に不明対象が多ければ、個別に協力依頼をするか、不明記録が多い会社のある(あった)市町村や商工会議所に相談会を催すなどのイベントを行うなど、ご本人に自主的に相談へ行ってもらう事や自分の周囲で記録を調べるようにしていただくような、案内をする。など	平成17年に社会保険事務所に出向して、手番が多いことを知りました。当時は、自分が国年の被保険者と話をする際に、将来の受給などの話になった場合あるいは、加入記録に間が空いているものは、手番があるようならば、統合の案内をしていました。 当時は、時間が経れば経るほど統合が困難になるなどの影響について、想像ができませんでした。 どういう問題かについては、給付課にいたことがないため、イメージが沸いていませんでした。 しかし、年金の受給権と額に関して影響があるので、丁寧に応対はしており、相談を受けたら、上の方も探す事などに熱心な方は多かったです。 ご本人からしたら大変な問題であるという認識は、持っていましたが、あくまで自主的に話をしたり、相談に来られる方なので、記録も見つかりやすく、当時の認識は、よく覚えていないです。	相談時に記録に注意を払って、収納対策や別の年金相談会に出席し、相談に応じていた。 また、国年加入時の手続きの際に、記録を案内をする努力や探すよう努力していた。 個別の方と接する機会のみを捕らえるのではなく、別途、国年加入などの案内をするリーフレットなどに載せるなどの対応を取ることができないか?など周囲への相談や担当部署に、働きかけをすれば良かったのでは、ないかと思います。 一つの事象について、影響力を考える作業が欠けていた事・情報や考えの共有がなされていなかった事を反省します。
12476	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	存じていない。	現在行われてきている方法が間違っていないと考えるので、このままで良いと思う。新たに斬新な方法がでたとしても、それをすぐに実行するのは危険と考える。 地味ではあっても今まで続けてきた方法を確実に続けることが大事。		
12477	本庁	その他(本庁)	なし	人員を投入して再裁定の処理件数を上げる。	深刻な問題。所属部署にかかわらず解決にむけ対応ずべき問題。マスコミで報道されるようになってから存在を知った。	社会保険事務所在籍時は自分の業務(保険料徴収)以外に相談窓口対応を交代で行った。社会保険業務センターに異動してからは再裁定支援を行った。 異なる制度に加入した場合一人の人に複数の年金番号を交付する制度にしていたこと、年金番号を複数持っている人の記録を同一人物の記録としてまとめて管理していなかったことが反省点として挙げられる。
12478	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	記録の保管、管理をより徹底する。 迅速、効率を強化する。 国民の方々の立場に立って対応すること。 専門家(弁護士、社労士、関連団体等)や市町村、地方庁の方の意見を頂き、連携を強化すること。	国民方々から、理解を得られるような努力が不足していたこと。 国民の方々ご自身で、年金記録を意識、確認していただける環境が整っていなかったこと。 国民のニーズと合致していないことが多いこと。 記録の保管、管理をより強化する必要があること。 国民の方々の意見をよく聞くこと。	国民の方々の立場に立って、きめ細やかな対応に心がけること。 より効率的に対応するよう全力を尽くし、相手の方に理解していただけるよう努めること。 意見や要望をよく聞いたうえで、対応すること。
12479	地方庁	社会保険事務所課長級以上			将来年金を受給する大切な個人記録であり大変重要であると考える。 国民年金の記録が市区町村とのからみでたくさんの記録漏れ等があることは、現在の係りになって知った。	第三者委員会担当部署であり一人でも多くの記録を正確にしたいと考えている。しかしながら、社会保険庁、市区町村、被保険者にも記録がわかる書類が無い場合は第三者委員会の審査にゆだねるしか道が無く歯がゆい思いをしている。
12480	本庁	その他(本庁)	わからない。	各課でそれぞれの担当を割り振るやりかたでなく、一つの大きなグループに権限や責任を集中させて取り組むべきかと考えている。	適用・給付すべての面に対して根底から覆されるような重要な問題と認識し始めたのは、現場に出てから。(19年10月ごろ)	記録問題が盛んになった当時はお客様対応をしていたころだったため、まずは相手方にご理解いただけるように、時間をかけてご説明差し上げるようつとめた。
12481	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	数が莫大なわりには職員はドンドン減っていき、仕事が回らない状況です。何をするのにも人の数は必要だと思います。矛盾してると思います。	2004年か2005年ごろ	どうしてこうなったのかは全く解りません。創造もつきませんが、今後がとても不安です。
12482	本庁	その他(本庁)		紙台帳とオンラインデータとの突合せなど、現在取り組み中の解決に向けての作業を粛々と進めるのみだと思います。	早期に解決すべき問題だと認識していました。	確実に、拙速にならぬよう慎重に対応しようとしています。
12483	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	特にありませんが、経験のある職員を大量に投入する必要があると思います。	過去のシステム化されていない時代や組合が強力な時代に行ってきたことが、今の状況に至っていると思っています。年金記録問題と認識したのは、国会や報道で取りあげられるようになった。	年金記録問題の対応により増加した再裁定業務が自分の担当業務なので、その対応を行いました。また、特に反省点は思いつきません。
12484	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	ひとつひとつ台帳等の突き合わせを行う以外ないと思います。	紙台帳で管理していた時代の管理不十分(字の不鮮明も含め)からくるものと認識。知った時期は具体的には覚えていませんが報道がなされてからです。	お客様に対する誠実な対応、事務処理誤りの防止・法令遵守の徹底を行ってきました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12485	本庁	その他(本庁)	ありません。	今やっていることをそのまま継続すればいいと思う。	過去の人間たちがずいぶんいい加減なことをやっていたんだなと思った。 テレビや新聞で騒がれるようになって知った。	特に対応しようとは思わなかった。 過去の人間たちがいい加減なことをやっていたということが反省点だと思う。
12486	本庁	その他(本庁)		現時点での優先事項としては、ねんきん特別便などで回答がきているものに対し、早急に処理を進めることだと思います。 より効率的に処理を進めるには、直接業務に携わっている職員にヒアリングをし、処理上の問題点などを継続的に洗い出していくことが必要だと思います。職員の意見を反映し、柔軟に対応していくことが、解決への近道ではないでしょうか。	年金記録問題が取り沙汰された時は他社で働いていましたが、ニュースなどを通じて問題を知りました。 その当時、他社で社会保険業務の担当をしており、社会保険事務所に書類の提出などをしておりましたので、担当者の立場としても、同じような問題が発生しないよう最善の注意を払い、業務に取り組んでいました。	
12487	地方庁	その他(社会保険事務局)				
12488	地方庁	その他(社会保険事務局)	職員として勤めていますが、マスコミ(記者発表)等を通じて、問題を知る事の方が多い為、現時点では報告する事ができません。		大学等の授業で、日本の社会保障は、ヴェバレッジ報告の「ゆりかごから墓場」を念頭に置かれて設計されていると学んでいた為、多少の問題はあるにせよ、非常に安定・安心した制度だと認識しておりました。その為、長妻大臣が野党時代にマスコミを通じて発表された時は大変衝撃を受けました。 この問題は、高齢者にとって、死活問題にも発展しかねない為、出来る限り早くそして正確に対	
12489	本庁	その他(本庁)	昭和死亡の未受給権発生の場合、遺族としての未請求者に対する生計同一確認(子・兄弟)。 時効特例法により年金受給権が生じた配偶者(妻)に、本来停止されるべき配偶者加給金を現在も配偶者(夫)に支給し続けている。 段階的機械化により、氏名表記・住所表示等の記録に相違があるがすべての記録を同期させていない。たとえば氏名や住所が正しく請求されていても 宛名等原簿が異なるまま継続処理されている。	衡平な年金支給のため、施行規則の運用見直し 原簿の更なる充実をはかる見直し	入庁前から関心がありました。 ベラベラの年金証書が大切なものであることを、細かい字で示したとしても 中小企業の退職者は読むでしょうか？ 第三号の認定が年収(所得税法)ではなく、健保扶養に同期しているため 企業は従業員の申告により認定しているため、被保険者が増えている 厚生年金基金在職中に、退職者には請求しないともらえないこと、記録を確認することを講習会のたびに啓蒙してきました そのとき、40歳の社員が社保事に記録整備に出向いたところ、年金を受給するときで良いと言われたそうです。起こるべきして起こった問題です。	難しい試験を受けられた有能な職員の皆様が遂行する行政に、日常業務に埋没して、微力が対応できるすべはなく日常業務に埋没しておりました。 「記録整備」がすすんでいますが、民間製造業に在職していた者としては 物足りません。
12490	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		人事異動の適材適所による業務の効率化		
12491	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません		平成19年5月頃、国会において取り上げられ、国会対応及び議員レクを行っていくうちに、様々な記録問題を認識し、過去の記録管理の変遷や、基礎年金番号導入時の対応等について確認した。 その中で、これまでの対応が受け身の立場いわゆる請求主義で事業を実施していたことを認識した	今後は、国民の立場にたった記録管理及び窓口業務を実施することが、信頼を回復するための有効な手段と考えている。 また、国民にも年金の重要性を認識していただくための周知広報が必要と考えている。 さらに、年金制度をもっと単純にしないと、こちらが制度の内容を説明しても、理解が得られないというもどかしさがある。制度担当部局においては、中途半端な財源確保策を講じるよりも、国民すべてにわかるような制度を構築するべきと考える(マクロ、道族先充て、雇用との調整等非常
12492	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特になし	特別便及び定期便の調査依頼回答に係る記録整備を早急に終了させると伴に、ご自身の記録をいつでも閲覧できる(インターネット等)仕組みを早期に構築する。	今回の問題とは直接的には関係ないかも知れないが、基金等との記録突合などで、庁が保管する記録に誤りが多いことは、いつからと特定できないが以前から承知していた。	その当時の上司等との話の中で、裁定請求時に全てクリアされる問題であるので、今、人と金をかけてやるには費用対効果の点からも得策ではない、という趣旨のことを聞いた気がする。今考えるとその当時からあるいは、もっと前から記録整備に本気で取組んでいれば、今回のようなことはある程度避けられたのではないか、と思います。
12493	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし。	ヒト、モノ、カネを集中的に投下して国家プロジェクトとして取り組んでいくこと。 特に人員があまりにも少なすぎるうえ、ただ増員すればいいわけでなく適材適所の配置を行うことが必要と思う。 また、地方社会保険事務局では限られた人員の中で、通常業務以外に年金記録問題の対応も求められているため十分な手当てをする必要がある。	現在の部署に配属され、現行システムの現状を調べていくうちにわかってきた。 しかし、詳細なレベルまではわからず、年金記録問題が公表されて知ることも多々あった。	現行システムで対応できない部分を刷新システムで対応できるよう、また、同じ過ちを繰り返さない仕組みを構築することを肝に銘じて検討作業を実施している。 年金記録問題は、組織全体として当事者意識の低さによるものがあると考える。 また、日本年金機構の設立により、新年金局と今後の責任の所在があやふやにならないかが不安である。
12494	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現在、「年金情報総合管理・照合システム」を構築中であり、来年度より約8．5億件にのぼる紙台帳の突き合せ作業を行うこととしている。本作業の取り組みを充実した形で実施することにより、問題解決とする。また、社会保険庁が保持している記録のみでは全ての解決には繋がらないことから国民の方の「自己確認」「自己管理」の意識を高める広報(国民にも分かりやすい方法	平成18年度頃より自分の身近な人の意見からも「これは大変な問題であり、当然、問題解決に全力を注ぐべき」と感じています。	私の部署は主システムのにハード調達、基盤整備を行う部署であり、問題解決に必要な資源としてのWMの配備、及び現在は「年金情報総合管理・照合システム」構築に向け、本番稼働日を意識したハードウェア等基盤の調達を行っています。
12495	本庁	その他(本庁)	特にありません。	今後2年間で集中的に処理することとなっているため、現在実施している事業を確実に行っていくとともに、今後このようなことが再発しないよう、日々のひとつひとつの仕事に十分注意していくことが必要だと思います。	年金記録問題とは「消えた年金」といわれたように、本人の年金記録の一部が欠落している問題と認識していました。そのような問題の存在を知ったのは、世間の話題にのぼった19年頃と思います。	対応についてですが、19年当時は記録の回復のための各種調達に携わっていたため、関係部署と協力して円滑に事業を進めようとしました。 年金の加入記録は長期間保存していく必要があり、そのための体制・設備等が必要であると思いますが、それが十分確保されていなかった点と、個々の職員について、お客様の大切な記録を扱っているという意識が希薄だった点が反省点として挙げられると考えます。
12496	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	すべてが公になっていると思う	今進めている記録問題の解決のための施策進めていくことが、ベターではあると思料するが、戦時中の記録等どうしても解明できないものが残ることは否めない。 一人残らず一円まで解決できれば問題は解決するが、莫大な費用と時間をかけることとなることを考え合わせると、ある一定のルールをつくり救済策を模索し記録問題に終止符を打つことも選択肢の中に入れるべきではないかと思料しています。、	年金は老後の柱、そのための記録はきちんとしなければならないもの、 記録問題が公になった平成17年の後半くらい 年金受給者の給付記録に不備かあること昭和50年代に認識していました。そのための施策も社会保険庁は取組んできました。 被保険者記録の不備は、紙台帳から磁気媒体への切り替え、国民年金の記録は、市町村から社会保険事務所、社保から紙テープによる高井戸へ、数回にわたる人的作業によることで、記録の漏れ不備は増大するものとは考えられた。 国民年金のオンラインへの切替え時期に手作業によるミスが発生することは予測していたが、年金の請求時に一人ひとりの記録が確認されることにより、解決していくものと認識していた。	国民年金のオンラインへの切替えは、紙台帳の満欄によること、60年法律改正を乗り切るためには、この施策の実行は至上命題であり、手作業による紙台帳の切替えによるミスは、手作業ミスの発生メカニズムの範囲以内に抑えることを目標とする程度で記録に対する重要性の認識は薄かったと反省する。 また、平成元年当時、年金制度の一元化に向けて、各制度ごとの被保険者記録の管理から、制度を超えた記録管理を実施するため、3制度氏名索引システムの開発の際は、名寄せ方法にかかる設計で、自分たち担当者の考え方に基づく名寄せの設計方針が上層部に認められず(赤ファイル)と呼ばれるものができてしまいキチットしたものにならなかったこと、その時に、強く意見具申できなかったことを反省しています。
12497	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」の送付により、年金受給者・加入者の方にご自分の年金記録を確認していただくこと。また、年金受給者・加入者の方から請求のあったもの(記録確認・再裁定の申出等)について、最優先に取り組むべきものと考えています。	年金記録問題として認識したのは、平成19年からです。(国会における審議等) 年金受給者・加入者の方に心配をおかけし、年金制度への信頼を損なわせたことについては、残念に思っています。	年金受給者・加入者の方に役立てるよう、また、年金制度への信頼を回復できるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。
12498	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	過去に偽名や生年月日を偽って会社に勤めた方や、夫に内緒で2か月くらい務めた方もいらっしゃるので、そのような何らかの事情がある方が相談に来やすい相談窓口等の環境整備が必要ではないか。	国民年金の現場の仕事についた平成16年ころの実感です。 国民年金の収納対策をやっていた時期がありましたが、長期未納者から保険料納付について個別訪問や電話で勧奨した際「昔相談した際もう年金はもらえないと言われたから保険料を納めても、意味が無い。」という話を聞きました。 実際は、未統合の記録と合わせると、まだ、今後納付していけばまだ十分 受給権に結び付く方がいらっしゃいます。 やはり、被保険者の受給権を守る仕事であるという認識が足りなかったことが問題だと思います。	納付督励の際は、必ず、過去に会社に勤めていなかったか、カラ期間は無いかの確認を行い、厚生年金の記録照会申し込みや、重複取消等の届を頂き、統合後の記録照会票を手渡し、納付勧奨や保険料収納を行うようにするとともに、国民年金推進員へも十分勉強していただき、指導した。 年金相談以外の窓口、とくに国民年金の窓口にお客さんが見えられた場合、お客さまの手続きされる処理だけでなく、お客様の年金受給権に結びつくかなど、幅広い意識で対応する姿勢が必要ではないか。
12499	本庁	その他(本庁)	入庁してから日が浅いこともあり、世間一般に知られていない問題については存じておりませ	業務において管理基準や管理体制を明確にすることが重要だと考えます。	私は平成20年4月の入庁なので、年金記録問題はすでに世間に周知されておりました。	システム以外の業務に関わっていないので、明快な回答ができない状況です。申し訳ありませ
12500	地方庁	その他(社会保険事務局)	周知されている以外は特に知りません。	現在行っている記録調査やそれに伴う再裁定処理等のさらなるスピードアップ。	基礎年金番号が導入された当時、業務課に在籍しておりましたが、厚生年金の資格取得などは国民年金と違って住基情報等で確認されず事業所より届出されているため、生年月日や氏名の読み仮名が違って届出されていることもあり、基礎年金番号に記録統合が思うように進んでいないとの話を聞いておりました。 また、その後年金給付課に配置換えになり、窓口相談や受付した裁定請求書の審査をしていた際に、本人のものと思われる記録が見つかり、本人へ電話等にて照会しても、本人に記憶がないとうにより、すぐには解決できない問題であると思っておりました。	本人のものと思われる記録が見つかった場合に、電話や文書にて照会等を行っておりましたが、当時は事業所名をこちらから話してはならないことになっておりましたので、ヒント的なことを話しては降りましたが、思いだしていただけない場合もあり、苦慮しておりました。 今思うに、もっと速めに特別便のような情報提供をおこなっていればよかったのではないかと考えております。
12501	本庁	その他(本庁)	ありません。		国会で取り上げられたときに知りました。	直接記録を確認できるような部署ではないため、対応はできませんでしたが、確認するためのハード等は早急に調達してきました。
12502	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし		・未統合記録について、解明をすすめ、本人の記録に統合し正しい給付等を受けれるようにすべき。	・置かれている部署でできる事務対応(調達関係)
12503	本庁	その他(本庁)	特になし。	職員皆で記録補正処理に取り組んでいく。	マスコミなどで話題になってから知った。 以前、この様なずさんな管理をしていたと知り、悲しくなった。国民一人一人にとって、大切な事なので大変重要な問題であると思う。	自分の持っている知識でどこまで補正処理などに対処できるか分からなかったけれど、社会保険庁で働く者として責任をもって対応しなければならないと思った。 現在から考えると、やはり昔の記録管理体制が万全ではなかったのではないかと思う。
12504	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に把握していない。	○ベテラン職員(年金制度及び社会保険オンラインシステムに精通していること、年金業務に対して高い意識を持っていることが必須)による記録の確認調査(期間照会等)や22年度実施予定の紙台帳の突合せへの集中配備 ○社会保険職員自身の意識の向上を図る。(各現場での研修の実施等) ○各業務への適正な人員配置	「ねんきん特別便」等の企画・立案等を行っている部署にいることから、非常に重要な問題として認識しているところ。今般の年金記録問題については、新聞報道等により平成19年初旬ごろ把握した。	「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」の確認などを、業務以外でも友人等に周知を行った。 年金記録問題については、複雑となった年金制度自身にも問題はあるが、社会保険事務所での相談時等において、未統合記録は年金裁定時に確認すればいいといった当時の風潮に問題があったと思われる。
12505	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません		平成12年ごろ、基礎年金番号の重複付番について認識しておりました。	事業所の指導等にあたりましたが、全くと言っていいほど反応がなく、制度の周知不足が問題であると認識しました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12506	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	社会保険庁が行っている記録提供サービス(ねんきん定期便、年金個人ﾚﾝ情報提供サービス等)を充実することで、被保険者、年金受給者が手軽に自身の年金記録を確認できるようにする。	平成17年頃、新聞報道により、所有者が不明の年金記録が5,000万件程度あるとの認識でした。	・対応 自分が現在行っている業務が将来記録問題の原因とならないように常に 注意して業務を行いたい。 ・反省点 被保険者が普段年金記録を確認すサービスが充実していれば、 早期に記録の不備等が発覚したのではないかと考えます。
12507	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			国民ひとりひとりの老後の生活保障という面で重大な問題であると認識しています。	国民の視線に立った見方が欠如しているのではないかと思う。
12508	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	判りません。	既にシステム開発など必死に対応しておりますが、当初計画で検証委員会の承認編が得られず、後手に回っています。	現在も在席しています。	現行業務を推し進めるのみです。 年金記録問題とは、制度が複雑であるため、どのように(正しく)運用しても、制度の理解が得られないことが、現在も解決できない原因と考えています。 今日、様々な「救済策」が出ていますが「真面目に長侯人達」の無言の反応を意識しているのか、疑問です。 なお、当該アンケートは「アンケートをお願いします」ということで受け付けましたが、強制なのでしょうか？そのような指示本庁の文面にもありませんでしたので、回答が遅れました。
12509	本庁	その他(本庁)			個人の人生、生き方をも左右する重大な事と認識いたします。平成18年頃しりました。	センターに進達されたものにかんしては、迅速に間違えのないように、また個人の方々についてはなるべく引越し、などの届け出をしていただきたいとおもいます
12510	本庁	地方社会保険事務局長		大量ではなく、地道に正確に進める必要がある。	未統合記録は、裁定時に確認すればよいものと思っていました。 大量の人と金をかければ別ですが。庁全体として、そうした動きには前々からなっていなかったと思います。	裁定時で統合あれば、本人が亡くなり、未支給とか遺族年金裁定時では問題解決が敵ないので、問題を顕在化させ、計画的な処理が必要と反省しています。。
12511	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	現在開発中の年金情報総合管理・照合システムを有効に活用する。	重大な問題と認識。 新聞報道等によって。	記録訂正に伴う再裁定支援に協力した。 基礎年金番号導入が決定し、付番する際に名寄せ等を行っていれば、ここまで大きな問題にはなっていなかったと思う。
12512	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません	増員して作業する。	大変な問題と認識している。新聞報道で知った。	分かりません。
12513	地方庁	その他(社会保険事務局)	もうねーよ。 世間一般てこの世にどれだけ仕事があってその仕事内容についてちゃんと周知されているか、しかもそれがちゃんと解ってるヤツかいるかってんだよ。)	職権で統合すれば。	入った頃から当たり前。つまりこれが仕事。ただそれだけ。 (だって管直人が基番導入したんでしょ？未統合記録(番号)が腐るほどあるのは知ってあたりまえで、無過失責任ちゃ？)	事業所名や本人住所と確認のうえ統合しまくり。ただし、時効特例に該当するかどうか、しかも払いがいつになるかどうかわからないため、やかましい客は何度も電話かけてくるのでうざかった。 (→これがあるので未統合手番あっても言わない職員もいるんでは？)
12514	本庁	その他(本庁)	なし	なし	宙に浮いた年金、整備が必要な記録を一刻も早く解決しなければならないと認識していました。 平成17年頃	原議の審査をできるだけ早く進める。 記録整備を進めるにあたって、同じ部署内でも情報の共有がなされていないことが多い。 また、業務センターと社会保険事務所との間で情報はもちより事務処理、考え方に断裂があるように感じる。
12515	本庁	その他(本庁)	なし			
12516	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	思い当たらりません	時間はかかるが、業務スキルの高い者(精通者)の育成、増員 問題業務の優先順位を決め、精通者のマンパワーの集中化 (全ての問題業務を一律に対応するためには精通者が足りない)	これまでの社会保険庁における年金記録整備への取り組みが不十分であった反省するとともに、正確な処理及び丁寧な対応を迅速に行わなければならないと痛感している。 社会保険庁は、従前から記録整備の体制を整え、記録整備業務を行ってきていたが、今のような年金記録問題については、3年前の通常国会の審議課程で知ることとなった	膨大な再裁定処理を行うため、この2年間は担当部長として、処理体制の拡充(派遣職員の導入、地方庁職員による支援)及びシステム開発の促進を行った。 再裁定処理について、職員のモチベーションを高めての業務推進が十分に行えなかった。
12517	本庁	その他(本庁)	特に無し	特になし	5000万件については、年金裁定時に庁・請求者相互の記録を突合していることから、死亡者・無年金者・請求待機者の記録(請求時に解消)であり、漏れの記録はごく一部と考えていた。 このような大きな問題に発展したことは新聞等により認識した。	当時は年金相談事務(文書、来訪照相談)に従事していたので、特に対応はしておりません
12518	本庁	その他(本庁)				
12519	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
12520	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現時点では、記録を収録する方向となっているので、収録を進める体制をとることだと思う。	厚生年金保険の裁定請求書の事務処理を担当していたころ、請求者の戦歴と資格記録を照らし合わせて不足や相違がある場合、業務センターから社会保険事務所に資格記録の照会事務をしていた。 被保険者記録は社会保険事務所に照会すると、見つかる場合もあるが、記録なしで回答されるものもあった。 紙管理の時代であったので、ご本人に記憶がなければ記録を探せない状況であったため、しようがないと考えていた。	統台帳を電子媒体化する作業をもう少し早くから行うべきだったかと思う。
12521	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	制度の根本的な見直し	あっても少数だと思っていたら、これだけ全国規模になると思わなかった。 問題を知ったのは、報道された時期から。	現在、自分は支払係にいるが記録訂正の進達があったらできるだけ早急に対応するように心がけている。 問題点は、対応が常に後手になってる。あと人手不足。
12522	本庁	その他(本庁)			年金記録問題は、将来の年金受給につながる大事な問題であると認識しております。 この問題を意識したのは、平成19年6月より少し前の頃であったと思います。	記録課整備チームは、お客様の記録を整備するという大変重要な問題を扱う業務であると思います。 ここでは、大量の原議を処理しなければならない為、正確さと迅速性が求められます。 最初は、原議の見方に時間がかってしまい、間違いのないよう正確に処理することを頭におき処理していました。次第に慣れて各分類ごとに件数をこなして対応していくことが出来るようになってきました。 しかし内容が込み入っているコメント等になると、「どうしたら、お客様に理解していただけるか」という事を先に考えてしまい、迅速に処理する事を忘れがちになってしまったのは、反省すべき点であったと思っております。 今後は、今までの経験を活かして業務を行っていきたいと思っております。
12523	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	ある課題を地道に処理していくしかないと思う。	ニュース報道されてから。	記録問題の顕在化を受け、国会において、年金受給にかかる時効特例法が成立、施行されたことに基づき、年金受給者からの再裁定請求の急増のため、業務部に処理の支援を行った。
12524	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			2007年の夏ぐらいだったと思います。 生命・生活に重大な問題であり、国民の皆さんに申し訳ないと思っていました。	刷新システムの開発にたづさわっており、今後このような問題が起こらないシステム作りを心がけようと思いました。
12525	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		幹部の一声で、対応が変わるのではなく、社会保険保険事務所等の現場の意見が一番重要だと思いますので、現場の意見を踏まえて、無理・無駄のない方策がとれればいいと思います。	マニュアル・事務取扱い要領等を踏まえ、対応していたので、問題との認識がなかったです。	疑問・おかしいと感じた点等は、そのままにせずに、問題点等を解消できるように協議等をしたい。
12526	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。			
12527	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	戦災・火災・水害・劣化・汚損等による台帳・名簿等の消失・毀損	亡くなった方の旧台帳記録も含め、全ての記録を電算管理する。 現行の定期便等による記録調査・統合を地道に続ける。 調査の経過や結果をなるべく登録し、二度手間を減らす。 未回答の方や送達不能となった方が2号現存又は3号なら、事業主を通じて住所変更や回答の提出依頼をする。 記録の判明・統合状況や年金額の増額の状況で、目覚しい例をアピールして国民の皆様にもっと関心を持ってもらう。	以前から年金受給に結びつかないで亡くなったり、加入期間が不足しており期間確認もしていない方々の旧台帳記録を電算化しないことには疑問をもっていた。また、最初に就いた業務が厚生年金の審査裁定業務であったことや、事務所出向時に加入期間調査確認業務に就いた経験から高齢の方の記憶の危うさや誤った情報に基づく記録確認の難しさと労力の無駄使い感は当時感じていた。そういった事を先鋭らに話したこともあったが、「費用対効果」「システムに容量が無い」「厚生省の方針」「庁の方針」「裁定請求時にきちんと調べればよい、最悪でも受給権が発生すれば再裁定で追加できる」「現状ではこの方法しかできない」などと言われ、自分でも納得してしまった。問題として認識したのは、やはり国会でも取り上げられ、大々的に報道されるようになってから。具体的にどの様な問題と捉えていたかは、まず、請求制度制の大前提の上に胡坐をかいていた体制が悪かったと思う。請求や問合せが無ければ一切アクションを起こせないし起こさない。特別便や定期便の送付は画期的で今後も地道に続けなければならない取組。次に、未統合や消えた記録を補完するには時間との戦いであると思う。人々の記憶や証拠書類の類は日々刻々と消失し続けているため、より早い履歴の確認等が必要となってくる。先ずは短期集中で取り組むという現政府の方向性は良いが、最も効果的な方法を精査のうえ見い出して行うべき。そして、国民の皆様にもっと自分の加入記録に興味を持っていただくことが不可欠だと思う。せっかく定期便等の取組を行っても、送達不能や、無視、確認不足で回答されたりすると意味が無い。この問題は、国民の皆様一人ひとりのご協力無くしては解決しない、国家的規模の個人問題でもあると思う。	自分としては、現在の部署や経験した業務の内容や個人としてできることの範囲内で他課や他係への協力等してきたつもり。課内では電話対応や休日の来訪の受付業務、他課へは記録課経験者としての確認業務や支払業務経験者として再裁定の結果確認業務等得に並ぎこなす必要のある現業の手伝いの場合には、遂さが勝負と考え、遂さと処理量を上げかつ見落とし等無いようできるだけ集中して昼休みも時間で切らず、残業にも参加してできるだけの協力は行った。また、国民の皆様の関心を支援の無い範囲で買うため、盆・正月・法事等親戚の集まる中で「国民年金の納付した期間がもれている事業はたくさん出ているし、給料で健康保険や厚生年金の保険料が引かれていても実際には健康保険だけ納めて厚生年金を納めない会社も結構あるから特別便や定期便が届いたら必ず確認するよう誕生月が過ぎても定期便が届かない場合には住所の登録が古いままの可能性があるから必ず問い合わせるよう知り合いにも言っといて」と脅しをかけながら宣伝している。 反省点としては、記録の未統合や一部消失については、上記の請求制度制を盾に何もしなかったこと。また、記録の電算化において全ての記録を対象としていなかったこと。ただ、これは、電算化済旧台帳の一部を廃棄した経緯もあったことから、完全電算化していたら名簿も含めて廃棄されていた危険性も裏にはあるので良し悪しも分かれるところ。次に、不正免除や標準報酬の遡及改定では、現実に即さない法令を作成した厚生省とそれをそのまま運用させた社会保険庁と現場の声を吸い上げない本庁の体制と数字でしか成果を量れない本庁・地方庁幹部の頭の悪さと業務と法令の齟齬に対して具体的な指導や改善を求める現場に対して杓子定規な回答しか出せない事務局・業務センター・本庁・年金局と正式にはできなかったり改善が図れないなら
12528	本庁	その他(本庁)	とくに知りません。		社会保険事務所へ出向しているときに年金記録問題について知りました。	
12529	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	一定の人員を専門にあてる	年金制度の信頼に関わる問題。知ったのは数年前。	1件1件に丁寧な対応。
12530	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				現在記録調査業務に携わっている者としての意見としては、統台帳の記載ミスや機械化当時のデータ作成誤りが散見され、当時の作業方法等は不明であるが、チェックの甘さが原因と推測される。 また、基礎年金番号制度創成時の手番統合が不十分であったことが今回の問題を大きくした要

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
12531	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			現在、世間一般で知らされている問題について、	過去の経過として、年金手帳記号番号を乱発したことに尽きると思う。また、保険料(お金)を納付いただいたという認識の無さが、当人のものと結びつけて管理していない状態だということではないでしょうか。 保険料(お金)を納付していただいていると再認識し記録管理をしていくことが大事と思います。 また、自分が収めたお金を適当に扱われたらと思うことも大事かと思います。
12532	本庁	その他(本庁)	ありません。	過去の期間について記録の有無を確認して回答しているが、記録がないとして回答された方は、定期便等のきっかけがあるごとに同様の申立がされることが予想され、その際にも同じ調査を何か月もかかって行っていたのでは、記録管理がきっちり行われていないといった誤解をまねき、騒動になる可能性がある。 現在、調査した結果を画像としてデータベース化して、前回と同様の調査となるようであれば同じ回答をし、異なる調査をする必要があれば、その調査をした結果を画像データとしてすぐに確認できるようにして、回答までの作業のスピードをアップし、きっちり管理しているというところをアピールすることも一つの方法ではないか。	年金の裁定時に手帳番号の重複取消届が同時に進達されてくることがよくあったので、複数の番号を持っている人は多くいると思っていた。 基礎年金番号導入後も記録の統合は申請によるものであったため、多くの人はずっと複数手番を持ち続け、年金請求時に解消されるものと思っていた。 本人の知らない記録が存在し、年金受給時にもその記録が抜けているものが多数あるということは、騒動が起きてから知った。	動めていた記録については、全く忘れることはないと思っていたので、当時、本人の申出がない限りなにもできないと思っていた。 本人の記憶に頼ること、番号が複数払い出せる状態である限り、件数は少なくなっても同じことが発生するものであるから、出生の届出時等確実に一人一番号を付与できるタイミングで番号付をし、その後の番号追加はできないこととしなければならないのではないか。 現在、本人より届出があった場合、それを受け取りましたという通知を出していないことも一つあるのではないかと思う。 市町村役場のように届出してすぐに処理がされるものであれば、受け取るだけでよいが、届出事項の登録、処理に時間を有し、結果通知送付まで時間を有するものの場合、「確実に届きました。」旨のお知らせがをすることにより、調査されているのかどうかの確認をしなくても少し安心してもらえるのではないかと思う。(多くの人は自分の送付したものが届きさえすれば、役所が確実に調査してくれると思うが、お知らせ等がないために、きちんと届いているのか不安になり、電話等をかけてくる方が多いように思う。)
12533	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	ひとりひとりが、コンプライアンスの徹底につとめることと、年金制度教育の教育を組織で図る。	在籍して5年くらいたってから、厚生年金の台帳が劣化がはげしく、記録に不安を感じました。	以前の記録を不透明のまま放置し手段を講じてこなかったことが、大きな要因と思います。
12534	本庁	その他(本庁)				
12535	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	<国民年金の強制加入者に対しての適用漏れ> 自身の母の案件です。 昭和44年6月に20歳到達当時、農業従事者(自営業)及び未婚であるものは、国民年金は"強制加入被保険者"であったにも関わらず、市町村が適用を漏らしたのか、あるいは社会保険事務所が適用を漏らしたのか不明であるが、昭和47年1月より、サラリーマンとして厚生年金に加入していたにも関わらず、昭和47年11月30日(23歳)に、3年以上経過してから、国民年金の手帳(以下、手帳といいます)が発行されており、遡って、資格取得年月日が20歳到達(昭和44年6月取得)になっているにも関わらず、手帳の納付頁が、「昭和47年度～」となっており、本来、国民年金強制加入被保険者として納付しなければいけない頁(昭和44年度～昭和46年度)が欠落して発行されているという事象が、身内である母が、その問題を抱えている。当然のことながら当該期間は「国民年金保険料未納扱」となっている。かつ、その後、昭和56年3月まで、約9年間にも渡る長期間、国民年金保険料を納めていた。現在、管轄社会保険事務所に文書相談のやりとり中ですが、満足な回答を得られておらず、管轄社会保険事務所の回答次第では、年金記録第三者委員会に申し立てになる可能性が大な状況である。	・当時の社会保険事務所と市町村国民年金担当者との連携がどうなっていたのか責任の所在が曖昧だったために発生したものと思います。制度そのものが、見切り発車に近かった制度だと思います。 ・国民年金(国)と国民健康保険(市区町村)と名称が似通っていますので、誤解を招きやすいので、上記の問題が発生したと考えられます。従いまして、わかりやすい年金制度にする事が最重要課題だと思います。 ・公的年金制度の始まりは、太平洋戦争の遂行(鉄砲の弾を購入する等)のため、何らかの名目で国民から戦費を調達したかった発想から生まれたのでないかと、自分なりに過去の歴史的文献を読んでみまして感じました。年金の給付自体(障害年金を除く)は、基本的に何十年も先の事になりますので、保険料の徴収が優先になり、記録の管理がどうしてもおざなりになって、空襲を受けて台帳が焼失したり、台帳疎開したり、終戦の混乱で喪失届が提出されなかったり、その後は、焼失した台帳の復旧作業や複雑な制度改革及び機械化の導入のタイミングが、"宙に浮いた年金"の問題を招いたと思慮されます。また、前述の"保険料徴収を優先"した事により、年金加入記録は年金の裁定請求時に、本人の申出により正す(申請主義)という事を続けていたために、発生した"ひずみ"と思いますので、この反省を生かして、現在、行っている。ねんきん定期便を適宜加入者に送付して、常に加入記録の情報提供を行政側から加入者に積極的に情報を提供していく事が重要だと思います。 ・様々な歴史的な経緯をはらんで生じた、宙に浮いている過去の記録(マイクロ台帳等)は、記録自体が古く事業所自体が存在していない可能性も大だと思いますが、誠心誠意を持って可能な限り国の責任を持って解決していくしかないと思います。	・入庁当時(平成2年)から(7)に書いたマイクロ(紙)台帳が存在する事は知っていました。年金裁定者が申出をして、記録が判明したら端末に入力して裁定するという作業を行っていました。当時は、新人でしたので、先輩に言われるがままに作業を行っていましたが、業務に慣れてくるにつれ、「昔の事務処理は、なぜ記録を統合しないでマイクロ(紙)台帳のままにしていたのだろう?」と疑問を感じて先輩に質問しましたが、明確な答えが返ってきませんでした。 ・基礎年金番号導入前に、システム開発課にいた関係で、日本の人口を上回る"3億件以上の年金手帳番号が存在する"事がわかっていました。これは、単純に、「公的年金加入者(受給者含む)＝年金手帳番号」のはずが、「日本の人口＜年金手帳番号」でしたので、将来的に、どこまで「＝」にできるのかと思っていました。 結果、基礎年金番号通知書を送付した。「手帳番号記入申出書?」を基礎年金番号課に送付する旨のリーフレットを同封したことにより、「5千万件まで解消できた」のですが、公的年金素人の国民からみたら、尋常じゃない数ですので、"格好のたたき台"になったのではと思います。	・自分が入庁した時(平成2年)は、すでにオンラインシステム化がされていましたので、まだ、事務処理は端末操作を覚えれば楽でしたが、基礎年金番号制度は導入されていませんでしたので、国民年金、船員保険、厚生年金全手帳番号が別々に管理さていました。別々に管理されているということは、このような国民をお客様にする。超大規模な事業に対応できるシステム開発(基礎年金番号導入)が遅れた事、及び、複雑な事務処理に対応できる職員の育成(プロ職員がいない事)がされなかった事が大きな要因だと思います。 特に、公務員は異動が多いのがしょうがないと言えばそれまでですが、このような専門知識が不可欠な業務で、「本物のプロ職員がいない」と言うのは大きな痛手だと思います。そのような人材を育成するシステムがなかったように思えます。 現実的に、仕事を聞いても「わからないからほかの人に聞いて」と内部でたらい回しになって、問題がまったく解決出来ない事が多々あります。 例として、「社会保険労務士」の資格取得したものを上司に登用する。または、その業務のプロを育成するなどの、人事システムを設けるべきだと思います。 また、公的年金業務は、共済年金を含め「ひとつの役所でできるのがベター」だと思います。 難しい問題だとは思いますが…